神宮司廳藏版

古事類苑

文學部三

古事類苑刊行會

古事類苑

文學部第三冊目錄

古事類苑

文學部三十四

入學 學問料附

古事類苑

文學部三十四

入學 學問料附

入學ハ、始テ學校ニ入リテ學ニ就クヲ云フ、又家ニ居リ師ヲ延キ、始テ學ニ就クヲモ同ジク入學ト稱ス、入學ニハ、古ハ一定ノ規則アリテ、名簿ト束脩トヲ師ニ致スヲ以テ例トス、故ニ大學ノ束脩ノ如キハ、令ニ特ニ其數ヲ定メタリ、然レドモ後世德川幕府、若シクハ諸藩ノ學校ノ如キハ、多クハ之ヲ徵セズ、而シテ古ニ在リテハ、學生ノ業成リ職ニ就キテノ後、其給フ所ノ公廨ヲ割キ、之ヲ其師ニ致シテ舊恩ヲ謝スルコトアリシガ、後世ニハ此ノ如キ事ナシ、家塾ニ在リテハ平常ノ授業料ヲ收ムレドモ、幕府諸藩ノ學校ニテハ概ネ之ヲ免除セリ、古來師弟ノ關係ハ甚ダ重クシテ、弟子ノ師ニ於ケルハ君父ニ亞ゲリ、又同行シテ歩スルニモ、七尺ヲ距リテ其影ヲ踏マズナドノ敎モアリキ、

名稱

〔伊呂波字類抄 仁疊字〕入學

〔源氏物語 二十一乙女〕うちつゞき、にうがくといふことせさせ給て、やがてこの院の内に御ざうしつくりて、まめやかにさえふかき師にあづけきこえ給ふてぞ、學問せさせ奉り給ける、

〔令義解 三學〕凡學生、〇中略初入學皆行束脩之禮、

〔菅家文草 一詩〕賀宮田両才子入學

典出於宮玉出田、陽春明月孔門前、前程占得揚名處、聲價遏雲城復連、

方法儀式

〔延喜式大學二十〕凡學生入學者、總錄名簿、每日點檢、勸道習業、

〔令義解學三〕凡大學生（中略）國學生（中略）並取年十三以上十六以下聰令者爲之、

〔禮記學記〕古之敎者、家有塾、黨有庠、術有序、國有學、比年入學、中年考校、一年視離經辨志、三年視敬業樂群、五年視博習親師、七年視論學取友、謂之小成、九年知類通達、强立而不反、謂之大成、夫然後足以化民易俗、近者說服、而遠者懷之、此大學之道也、

〔延喜式大學二十〕凡遊學之徒、情願入學、不限年多少、總加簡試、其有通一經、聽預學生、但諸王及五位已上子孫不須簡試、

〔江吏部集人倫中〕述懷古調詩一百韻

優遊何所詠、身上舊由緣、七歲初讀書、騎竹繫蒙泉、九歲始言詩、擧花戲霞阡、（中略）（下）

○按ズルニ、江吏部ハ大江匡衡ナリ、又古代ニ於ケル就學ノ年齡ハ、讀書篇御讀書始ノ條下ニ詳ナリ、

〔兵範記〕仁平四年（○久壽元年）三月廿五日戊寅、依日次宜、本堂（○文章院）堂監學生重政、沙汰厨女一人、依文章博士命、持來入學以下次第用途注文、（在別紙）堂監厨女等召昇堂上、請取注文、問答子細、次於侍所勸盃酌、（肴物、堂監居折敷、厨女料用高坏、）謝遣了、

今日書入學名簿三通、其中二通、本堂入學書樣、

明法生蔭孫正六位上平朝臣信義（年十九）

從四位上行出羽守知信朝臣孫

仁平四年三月廿七日　右少辨正五位下藤原朝臣資長貢

儒者若屬文故人加署、是故實也、仍請右少丞署也、兼日約諸之、

一通、奬學院入院其書樣、

學生蔭孫正六位上平朝臣信義年十九

從四位上行出羽守知信朝臣孫

仁平四年三月廿七日　　從四位下行豐後守高階朝臣淸泰貢

藤氏之外上﨟故人加署、仍豐州依當其仁請署也、

三通皆用檀紙、各別裹懸紙等如常、

學生年注十九、是先例也、治暦右大丞十三、康和相公〇平親信十五、保安下官〇平信範十歳也、登省之時、名簿等年皆被注十九、依件等例、當時學生當年十三、注十九了、蓋是自十歳十年、以學問者爲貢士之本文歟、先人御署不注故字、是又例也、向後遷喬者、幼年入學之時、有憚之故也、

今日依入學吉日、冠者信政同車向文章博士亭、受寮試、讀書三卷、端々、

高祖本紀　蕭相國世家　張儀傳

已上各十行許讀始之、〇中略

廿七日庚辰、早旦、入學名簿三通、付獻兩方、

本堂二通、以使者付文章博士亭、

理須隨身行向也、而近日灸治盛爛、出行不輙、兼日成約用使者也、

奬學院一通、付左馬權頭顯定朝臣獻是定右府〇源雅定御亭、

理須持參也、依同恙不能參向、付彼縁者進入也、同啓案內於兼日了、

本堂二通、文章博士、堂監廻覽、傍儒注判書付字、令秀才堂監等加連署下給厨女云々、

一通留堂、一通可持向試衆家也、

奬學院一通、是定右相府下給院家執行大學頭維順朝臣、令注令旨了、執行返上、

從是定亭直下給學生了

件條已違例也、先蹤是定下給執行、執行加令旨、送遣文章博士許、博士以彼院家厨女、遣學生家也、學生請其令旨、賜入院料幷祿、(其式法見堂監注文)今度博士幷學生、存此次第之間、是定令注令旨、即召返、直下給學生家了、且雖違舊例是當時饗應可云面目者歟、但爲備入院證示此子細於文章博士、博士感歎、留令旨了、寮試期爲令披露也、

裏書　後日文章博士示云、入院料有限事也、猶可被沙汰歟者、仍四丈白布四段付堂監了、　三段絹卅六疋代　一段使祿料

廿八日辛亥、堂監重政、厨女五人、雜色一人引率、持來本堂名簿判書一通、其書樣注名簿、奧書判本堂字、以平幸爲字、

同年同月同日　　堂監藤原重政

藤原成言

藤原季實

文章得業生藤原基業　藤原季俊

二通判書如此云々、今一通留本堂之由、堂監厨女等所示語也、

堂監厨女召堂上、先請取判書、(令侍信政傳取之)次堂監厨女等着侍所座、先勸盃酌、(生侍等役之)其儀如去廿五日、但厨女有五人、雜色着雜色所、同勸盃、(雜色役之)次給祿、

堂監一人掛一領(侍五位取之)

先例堂監不來、厨女持來判書、仍堂監祿雖無所見、稱近例推來臨、依不可默止所與一領也、

厨女五人之中、執行一人生單一領、次四人、各四丈白布一段、(各別紙裹之)已上侍輩取之、

雜色一人、同布一段、召前庭同侍役之、

次堂監以下退去

今日可及饗饌之由、厨女等雖有申輩、依無先例、更不及沙汰云々、

入學判書下了、寮試以前、須初參本堂也、而治曆康和寮試、同日先初參、次被受寮試之由有所見、仍准彼吉例等、且出入學料、件學生不參着也、

堂監等申云、雖遂入學、受省試之後、稱貢等云々、

〔桂林遺芳抄〕一入學吉書事

此事近代無沙汰、無謂、省試時必有之、初參之日可有吉書事也、可再興矣、

給料后、文章院初參之日、入學名簿、學生隨身而下堂監也、入院名簿同事也、吉書又同事也、家記云、入學名簿之事、堂監覽博士歟云々、近代大學寮并東曹西曹依退轉、無入學之儀間、自然無沙汰、不可然、於秀才不可付寫之義見、又不可然、書樣者、一門五位必書之也、近代四位又多分也、本堂字之事、此入學日所付之字也、瑞雲院贈左府〇廣橋兼綱云、次文章院ニ參ス、氏院ニ參ノ如シ、手ヲ洗テ廟拜廿一反、但員數不定云々　次臺盤座ニ着ス、北上東面也、座定盃酌、此座ニテ吉書アリ、堂監吉書二枚ヲ讀テ後、試衆等ニ授、試衆二字ヲ加テ、返給テ退出云々、

件吉書事、是ヲ氏院入院名簿ト號、同事也、

兼日二通、堂監ニ書給、各裹紙懸紙アリ、厚紙ニカク、正中ニハ、一通ニハ署ヲ加返給、一通ハ懐中云々、

建仁ニ加二字テ返賜云々、堂監書進之、

蔭子正六位上藤原朝臣弘行〇年八歲

正六位上行左衛門尉弘資男

正中三年二月廿八日　　正五位下行春宮權大進藤原顯盛貢

如此書也、蔭子蔭孫者、依父祖位可書、位署ニハ一門五位令書云々、於正統者不書之云々、此奥ニ

ハ堂監如此三行令書、
判以藤槐爲本堂
字者、

同年同月同日　　堂監前周防守藤原重親

此奥秀才加署
文章得業生正六位下藤原朝臣兼

或記云、寛平八年十二月十三日、齊世親王入學當日早朝召文章博士紀長谷雄御自持名簿賜之、長谷雄拜舞、親王參堂云々、

〔洽聞錄八〕聖堂學規

入學規　員長

一諸生入學之者、手寄相賴、願書差出候ハヽ、員長其者之素性相糺可申出候、

一出家、山伏、町人、猿樂人幷君父之手を離候者、生國來歷不分明之者、僞冒變姓名之者、總而諸人印形無之者ハ不相成候、

但し町人たり共、學問之志厚く、產業相改、一生處士之體に可能在心得之者に候はヽ、生徒之列に指加へ可申候、

一入學之者、吟味之上、不筋之者に無之候はヽ、日を剋し、員長列座、遂披露、祭酒へ贄を執り、弟子之禮を修し、入學申付相濟候而、掛り御儒者へ謁見、員長諸司回勤可致候、

一入學當日、員長司監立會、學中法制爲讀聞、唯今迄稽古之處相尋置可申候、

〔日本教育史資料十九學規〕聖堂御改正教育仕方に付申上候書付

尾藤良佐　古賀彌助〇中略

勤番より入學致方申聞候次第

一入學願書付之下書を示す

一入學幷通稽古共、初入之日は、麻上下にて御出可ㇾ有之候、私共御案内申、大學幷儒者中へ御引合可ㇾ申候、其儀相濟候て、又御案内申、大成殿拜禮有事に候、

一入學之日は、朔日、十五日之御定に御座候、

一寄宿中、外出は、朔望に父兄へ見舞、或父兄之病氣、又は武藝稽古のために無ㇾ之候ては、相成不ㇾ申候、藝術之儀も、兼て幾日何時より何時迄出度と申事屆置候て、御出可ㇾ有之候、不時に申立候義は相成不ㇾ申候、此事詳議

一大成殿拜禮之節は、獻上之品御定御座候、左之通、

三千石以上、大刀馬代、千石以上金貳百疋、千石以下金百疋、御目見以下銀壹兩、

右之通御持參可ㇾ有之候、尤白木臺、

一在學中之作法は、入學之日、頭取より爲ㇾ讀聞可ㇾ申候、居所等諸事之差圖も頭取可ㇾ申聞候、

右之外猶有べし

入學願勤番請取、即日祭酒幷儒員之差出、

入學願之書法

入學願

私儀入學稽古或通稽古仕度奉ㇾ願候、以上、

月日　　何役誰悴　何々

入學の日、勤番下番へ、少々の音物定めあり度候、定無ㇾ之ては、却て賄賂行はれ不ㇾ宜可ㇾ有歟、勤番へ銀壹兩、下番へ銀三錢目位の事、但御目見以下の者は紙百枚宛、

御定めの外、微物をも不ㇾ受樣急と申渡す、〇中略

申〇寬政十二年四月

〔日本敎育史資料十九寄宿〕寄宿諸取扱之議定

一始て入學、麻上下著用、朝四時迄に引移候樣可ㇾ申ㇾ達候、萬一俄に故障等有ㇾ之遲刻に及び、午後に相成候節者、晝御臺所夕に被ㇾ下候事、再寄宿同斷、但引移之節、敎授方玄關迄當人罷越相屆候樣申達候事、

一於ㇾ稽古所ㇾ兩祭酒御儒者衆入學之者ゟ初て被ㇾ逢候節は、其當人麻上下著用、頭取世話役之內壹人爲ㇾ差引ㇾ可ㇾ罷出、若頭取世話役共不快にて引籠居候節者、以上稽古人筆頭之者可ㇾ爲ㇾ差引ㇾ候事、但講席者稽古所西溜り御目見以上者、鋪居之內疊壹疊目にて謁し、以下は鋪居外にて謁し、差引は其傍に見計罷出、姓名披露可ㇾ致候事、若稽古所にて有ㇾ之節は、著座之次第、其時見計にて差引いたし、不案內に候得者勤番組頭へ承合可ㇾ申事、

〔日本敎育史資料二舊桑名藩〕學校〇立敎館

入學式　新ニ入學スル者ハ、麻上下著用、神拜式終リ、敎授學頭ノ內ニテ、先入主語ヲ讀ミ聽カセ、然ル后之ヲ受持句讀師ニ引渡ス、束脩トシテ扇子二本ヲ敎授ニ呈ス、

〔日本敎育史資料二舊擧母藩〕學制

入學儀式　士族ノ子弟、年齡八歲ニ至レバ、父兄豫メ師家に就テ入校ヲ約ス、正月八日ニ至レバ、父兄其子弟ヲ携ヘ、入校ノ禮服ノコト本人ハ師家ニ詣リ、束脩ヲ行ヒ、師弟ノ禮ヲ執ル、然ル後父兄同行シテ師範家ヲ回禮スルコトトス、其日敎員ヨリ、何某入校ノ旨ヲ、文武掛ニ通報セリ、

〔諸藩學政〕成章館〇參河田原藩學規

一始入ㇾ學者、必宿齋與ㇾ其親屬長者一人ㇾ來行ㇾ束脩ㇾ其在ㇾ學也、敬事ㇾ師長ㇾ如ㇾ父兄、周官師氏敎ㇾ三行ㇾ一曰

孝行、以親父母、二曰友行、以尊賢良、三曰順行、以事師長、若長侮幼幼凌長、或彈議時政、或臧否人物、或刻杜畫壞、或汚漫典籍、或退息便舍、談婦女淫褻之事、有禁、

〔日本敎育史資料二舊佐倉藩〕增補温故堂規則

入學規

一御家中之諸士、幷御通掛以下之者迄、入學仕候節は、其旨敎授幷學頭江申達候上、學校江可被罷出事、

補　敎授江申込、前日敎授宅江罷越、初見夫より師役以上江致廻勤候事、

一御領分町在之者入學仕候節も、右同斷之事、但學校江致寄宿度存寄之者は、其趣學頭江相願、許容之上可致寄宿候事、

補　御家中之面々、致寄宿候ハヽ、其趣向々支配江相願候事、　御領分町在之者、致寄宿度候はゞ、奉行江相願候事、

一他所者入學仕候節は、御領分之者請人に相立、其者より學頭迄相願可申事、但學校江致寄宿度存寄之者、其趣學頭江相願候はゞ、老中江申達候上可致寄宿候事、

補　奉行江相願候事

一寄宿之者歸省歸學之節は、其時々學頭江御屆可申事、但無據事にて、一旦致中絕候者、又候罷出候者、其段學頭に申達候上可罷出候事、

補　奉行目付江御屆可申候事

一入學之節者、麻上下可爲着用候事、但入學之節、學頭之者、學校規則爲讀聞候事、

補　升堂之節、麻上下着、辰之刻罷出、正授讀温故堂御規則、爲讀聞畢て、敎授句讀授之候事、

〔日本敎育史資料十八舊加賀藩〕素讀

一素讀出座人、是迄在來之通罷出候て、不指支者は、順次第、督學にて承居、入學爲仕可申、併是以後は、八歲より十四歲迄之者に限り可申候、若年限滿たるも、未熟之者は、十七歲限り爲習可申候、其上は、卒業無之とも出座指留可申候、乍去當時素讀仕來居候者之內右年輩以上之者は、來子年迄其儘稽古爲仕、丑年以後悉相改可申候之事、但家業の人々、試業方之義追て御達可申候、且士列以上胄子之分は、十五歲春より生徒被仰付、未熟之人々、素讀も爲仕可申事、

〔日本教育史資料十八 舊加賀藩〕生徒初見式（生徒ハ十年八月入學生ト改稱相成タリ）

一初見式日、兩日相定、初見人大凡貳百人を五十人充振分、兩日朝夕に指出可申事、但揃刻限、朝者五時、晝は九半時に相定可申事、是以後者、每歲正月十七日、四時ニ相定可申事、

一期に至て、初見人上下着用いたし、扇子一對（上包ニ姓名相記ス）持參、明倫堂へ罷出、御廣間之溜へ致着座、取次足輕（江）名札相渡、罷出候段相達可申事、

一初見人姓名等、兼て御橫目にて相しらべ、帳面に記置、組順齒順を以、溜へ罷出候人々の座列を相建可申事、

一溜中の座列相立候上、督學席へ御橫目も相詰、訓導壹人罷出、右生徒の人々、五人充致誘引、督學席へ罷出可申、其節銘々名札持參、督學へ可相達候、及挨拶候上、督學口達にて、心得の大要を相達可申、其上にて白鹿洞揭示壹冊充、人別に相渡可申、卒て各溜へ可致復座候事、

〔備陽岡山學校記〕寬文十一年三月十五日揭規于講堂楣間

掟（〇中略）

一入學之者、禮儀を正して文武之兩藝可習之事、

一家中之宗子八歲より入學望次第たるべし、十一歲之者は必入學可仕事、幷庶子庶人たりとも品により可令入學、附十六歲より講習可仕事、

十六日、凡諸生年及二十者除小子之列坐、是依入學十九歳之限也、

〔日本教育史資料 八 舊佐賀藩〕學制

入學式

一入學願、頭人承届相濟候得共、入學式不相濟候共、出席不苦候事、

一御親類御家老入學之節左之通　白麻持參之事、但折居、附、料銀司庫江被相納候半は、白麻之儀は司庫より相納候事、

弘道館記之御副書承知之事、附教諭之内より、頭人同間罷出讀之事、　白麻講堂江相備置候事

頭人出席之事　教授、御目附、教諭、講堂甬椽類出席之事、但詰合無之時は、教授教諭間壹人、出席にても相整候事、　入學相濟候上、入學帳判形相整候事、○中略

一御歩行以下入學の節　頭人出席に不及、教授其外列座の人々、教授寮にて相整候事、　學規讀渡の儀、書記より相勤候事、

〔河海抄 九 乙女〕寛平八年十二月十三日、齊世親王入學、當日早朝召文章博士紀長谷雄、御自持名簿賜之、長谷雄拜舞、親王參堂、

〔福富草紙〕としごろもいかで申さんと思ふたまへけれども、この事となくてなんまいりきつれば、このゑたしさに、おしへたまへとて、おひ〳〵でしぷみたいまつりつるなり、かならず手をつくしておしへたうべ、か丶るまいびとのあるは、たゆる事なれば、つたへまさんとて申すなり、

〔泊洦筆話〕一縣居翁、東都へ來られて、門人數あまたありけるが、入門のをり、烏計非言といふものをか丶せしめられき、そは今も世にすなる入門の誓詞なり、其文は、

賀茂宇志酒敎賜但屬

皇御國酒上代乃道遣己痛願斯奴倍里、故名簿乎進底、其道爾赴比奴、伊摩由後敎賜留言、

加字

遂爾達底、許流時毛爾之有受波、安駄志人爾私言勢自、且宇志爾對底、爲耶無久異伎之心遠思波自、
都底此鳥計非爾達婆、言毛麻久恐伎天津神國津神多知知志食毛奈、穴畏、

通稱

年號月日　　姓名　花押

賀茂縣主大人爾上

此文を、入門のをり、人々に自筆にてかゝせられしが、岡部の家にちり殘りつたはれるを、先年翁の孫(通稱平三郎)今の家主にこひて、おのが家に襲藏す、元文三年(翁年四十二歳)より明和四年(翁年七十二歳にて、歿年前二年なり、)まで、二十七人のを得たり、此外にもいとおほかりけむを、散り失せて、わづかに殘れるかぎりなり、此なかに、小野古道(通稱長谷川謙舍、家集一卷予校正して已に刊せり、)日下部高豐(通稱今藏貞右衞門、家集一卷予校正して近刊す、)橘千蔭(九歳のなりにて、通稱要人といはれし人なり)藤原宇萬伎(通稱河津五郎大夫、家集靜舍集、先年難波人上田秋成校正して上木せり、)大伴俊明(御番侍臣、俗稱山岡左次右衞門、後剃髮號明阿、博覽強記著書數十部、)源綾足(建凉岱、著書數部、今上木して世に傳ふ、)平宣長(通稱本居舜菴)度會正恭(後改久老、通稱宇治五十槻、)などの高名の輩入りたり、

〔桂林遺芳抄〕一字事上古樣

凡如漢朝於字者、上置姓之一字、下置別字也、

聖廟御字者菅三、三善清行字三耀、文屋康秀字文琳、紀長谷雄字紀寬、藤道明字藤陏、橘澄清字橘上、平惟長字平昇、源扶義字源敎等也、

此外有姓字不取也

藤菅根字右生、橘廣相字朝凌、田口忠臣字達音、春淵良規字朝二等也、例兩樣繁多也、近代之樣者、依堂監相計用藤槐、菅寮等也、委細尙注省試之段畢、〇中略

一名簿事

束脩授業料

其儀委細注于前段、省試之時、又必可書下也、給料之時者入學之名簿也、於于玆者試衆之名簿也、故大學寮寮試一通、式部省省試一通、各二通被書上之云々、又於字者、堂監、後日奥書加云々、

蔭孫正六位上菅原朝臣益長（年三〇公卿補任ニ據ルニ、年三八、年二ノ誤ナランヽ）

正四位下行大學頭兼少納言侍從文章博士越前權守長遠朝臣男

應永十五年十月廿二日　　式部權少輔從五位下菅原朝臣在直貢

判以菅寮爲

本堂字者

同年同月同日　　堂監正六位上行右兵衛少尉藤原朝臣親敎

右此時二通也、正文二通有之、依同文只今一通分記之也、尙舊草注左矣、

〔源氏物語二十一乙女〕あざなつくること（○源氏子夕霧）は、ひんがしの院にてし給、ひんがしのたいをしつらはれたり、上達部殿上人めづらしくいぶかしきことにして、我も我もとつどひ參り給へり、

〔令義解三學〕凡學生在學、各以長幼爲序、初入學、皆行束脩之禮（謂束脩、脩脯、卽十束脯也、）於其師各布一端、（謂學生非各、言每人皆出一端也、）皆有酒食、其分束脩三分入博士、二分入助敎、（謂案職員令、博士一人、助敎二人、然則總計所有、以作七分、三分入博士、其餘四分均入助敎、其自餘諸博士亦皆有束脩也、）

〔令集解十五學〕釋云、案唐職員令、國子學博士二人、助敎二人、大學博士三人、助敎三人、四門學博士三人、助敎三人、學令云、其分束脩三分入博士、二分入助敎、是博士助敎每人取一、其分不平也、故博士每人可得三分、助敎人別可得二分耳、依文章博士不入此例、案律、音竿生等各入其博士耳、古記云、問其束脩三分入博士、二分入助博士、案官員令、大學博士一人、助博士二人、若爲處分答二分入助博士、謂助博士一人料也、若有二人者、放此分法耳、假令銀五文博士三人、助博士二人料、假令銀五文、博士三文、助博士二人、各一文得耳、

○按ズルニ、文章院入院料ノ事ハ、前文名稱儀式ノ下ニ引ケル兵範記ニ見ユ、

〔開元禮〈五十四吉禮〉〕學生束脩

　束帛一篚〈準令〉酒一壺〈二斗〉　脯一案〈五脡〉

其日平明、學生靑衿服至學門外、博士公服、立於學堂東階上西面、贊禮者引學生立於門外之東西面、〈不自同於賓客〉陳束帛篚壺酒脯案於學生西南、當門北向、重行西上、將命者出、立於門西東面曰、敢請事、學生少進曰、某方受業於先生、敢請見、將命者入告、博士曰、某也不德、請子無辱、將命者出告、學生曰、某不敢爲儀、敢固請、將命者入告、博士曰、請子就位、某敢見、將命者出告、學生曰、某不敢以視賓客、請終賜見、將命者入告、博士曰、某辭不得命、敢不從、將命者出告、執篚者以篚東面授學生、學生執篚、博士降俟於東階下西面、贊禮者引學生執酒脯者從之、學生入門而左、立於西階之南東面、執酒脯者立於學生西南、東面北上、學生跪奠篚再拜、博士答拜、學生還避、遂進跪取篚、贊禮者引學生進博士前、東面授幣、執酒脯者從奠於博士前、博士受幣、贊禮者取酒脯幣以東、執酒脯者出、贊禮者引學生立當階間近南、北面再拜、贊禮者引出、

〔唐六典〈二十一國子監〉〕國子博士〈○中略〉其生初入、置束帛一篚、酒一壺、脩一案、號爲束脩之禮、

〔論語註疏解經〈七〉〕子曰、自行束脩以上、吾未嘗無誨焉、註〈孔曰、言人能奉禮自行束脩以上、則皆敎誨之、〉疏〈子曰自行束脩以上、吾未嘗無誨焉、正義曰、此章言、已誨人不倦也、束脩禮之薄者、言人能奉禮自行束脩以上而來學者、則吾未嘗不誨焉、皆敎誨之也、○註孔曰至誨之、○正義曰、云言人能奉禮自行束脩以上者、案書傳言束脩者多矣、皆謂十脡脯也、檀弓曰、古之大夫、束脩之問不出竟、少儀曰、其以乘壺酒束脩一犬賜人、穀梁傳曰、束脩之問不行竟中、是知古者、持束脩以爲禮、然此是禮之薄者、其厚則有玉帛之屬、故云以上以包之也、〉

〔通俗編〈七〉〕束脩　見論語、又漢書朱邑傳、廉潔守節、退食自公、無彊外之交束脩之餽、北史冀儁傳、時俗人學書、亦行束脩之禮、謂之謝章、張鳳翼譚輅、人知束脩爲子弟餽師之禮、不知鄧后紀云、故能束脩不觸羅網、注以約束脩整釋之、又鄭均束脩安貧、恭儉節整、馮衍圭潔其行、束脩其身、劉般束脩至

行、皆是此意、又杜詩薦伏湛疏、自行束脩、訖無毀玷、注云、十五以上也、延篤亦云、自束脩以來、爲臣不陷於不忠、何朱註論語只以禮物言耶、

〔續日本後紀十七仁明〕承和十四年五月乙亥、於清涼殿行莊子竟宴、先是帝受莊子於文章博士從五位上兼備中守春澄宿禰善繩、是日引善繩宿禰殿上、殊酌恩杯、行束脩之禮、令左右近習臣各賦莊子一篇、管絃交奏、酣暢爲樂、庭燎晰晰、賜善繩宿禰御衣二襲、自外之物亦稱是也、賜近臣祿各有差、當代儒者共以爲榮、

〔律疏名例〕八虐

八曰不義、謂殺本主、本國守、見受業師、本主者依令親王及五位以上、得帳內資人、於所事之主、名爲本主、見受業師、謂見受經業大學國學者、私學亦同、若已成業者、雖先去學、並同見受業師之例、

〔唐律疏議一〕十惡

九曰、不義、謂殺本屬府主、刺史縣令、見受業師、〇中略

疏議曰、見受業師、謂服膺儒業、而非私學者、若殺訖入不義、謀而未殺、自從雜犯、

〔延喜式二十大學〕凡須講經生者三經、傳生者三史、明法生者律令、算生者漢晉律曆志、大衍曆議、九章、六章、周髀、定天論、並應任用諸國博士、被任之後、所給公廨十分之一、每年割留、隨國所出、交易輕物、付貢調使送寮、令充本受業師、若有未進、拘使返抄、但諸道博士得業生等兼國、幷非受業人不在此限、

〔類聚三代格五〕勅、如聞頃年諸國博士醫師多非其才、託請得選、非唯損政、亦無益民、自今以後、不得更然、其須讀經生者三經、傳生者三史、〇中略 並應令任用、被任之後、所給公廨一年之分、必應令送本受業師、如此則有尊師之道終行、教資之業永繼、國家良政莫要於茲、宜告所司早令施行、

天平寶字元年十一月九日〇又見續日本紀

〔類聚國史八十四政理〕承和五年六月辛丑、勅、天平寶字元年勅書曰、諸學生等被任諸國博士幷醫師之後、

所給公廨一年之分、必應令送本受業師、夫全取一年俸、物情難和、分析之事、宜有節級、須不論在國兼任、大國二百束、上國百五十束、中國百束、下國五十束、每年拘留、隨國所出、交易輕物、博士料送大學寮、醫師料送典藥寮、大學博士侍醫等兼任之類、不在此限、

〔享祿本類聚三代格六〕太政官符

一可改定受業師料數事

右造式所起請云、案太政官承和五年六月十五日符云、天平寶字元年十一月廿二日（〇續日本紀并本書缺此勅、係二九日）勅書云、諸學生等被任之後、所給公廨一年之分、可令送本受業師者、今被右大臣宣云、（〇中略）但全取一年俸、物情難和、分析之事、宜有節級、須大國二百束、上國百五十束、中國百束、下國五十束、每年折（〇折類聚國史作拘）留、隨國所出、交易輕物、附貢調使、（〇中略）今案件格、依國大少、立其率法、而今一分所給公廨、或國不足百束、或國有餘千束、全守大少之法、事乖平均之旨、伏望計所給數、割十分一、將令送納者、從三位守大納言兼左近衛大將行陸奥出羽按察使藤原朝臣基經宣、奉勅依請、

貞觀十二年十月廿五日（〇又見三代實錄）

〇按ズルニ、受業師ニ送ル料トハ、學生ノ業成リテ諸國ノ博士醫師ニ任ゼラレタル後、其給フ所ノ公廨ヲ割キテ、之ヲ其師ニ贈リテ舊恩ヲ謝スルモノナリ、而シテコノ事、諸國ノ博士醫師ノ外、未ダ其例ヲ見ズ、

〔日本教育史資料二舊津藩〕學校（〇有造館）

束脩謝儀　束脩ハ扇子ヲ用フ、員數ハ藩士家格ニ應ジテ各差アリ、

文藝師範家へ　高知以上十本、鎗奉行以上七本、五百石以上五本、五百石以下獨禮並迄三本、小役人切米取二本、

右扇子ハ、純白ヲ用ヒ、入ルヽニ筐筒ヲ以セズ、唯包ムニ紙ヲ以テス、上ニ姓名ヲ記シ、以テ師範家

へ呈ス、武術諸師範家へ呈スルモ、亦之ニ同ジ、

謝儀ハ毎年臘月ヲ待ッテ通貨ヲ納ム、其金額ハ藩士ノ家格ニ應ジ各差アリ則左ニ掲グ、

文藝師範家へ　高知以上青銅百疋、千石以上南鐐一片、五百石以上青銅五十疋、三百石以上同三十疋、三百石以下ノ獨禮切米取陪臣同二十疋、但陪臣ハ其主人ヨリ納ム、　武術ノ謝儀モ亦右ト同ジ

〔日本敎育史資料三 舊彥根藩〕學校○弘道館

束脩謝儀　維新前ニ在リテハ、束脩謝儀一切無シ、蓋シ文武ヲ修スルハ、士ノ職分ニシテ、之ヲ敎授スルモ、亦其義務ノ如キヲ以テナラン、但シ武術ノ入門及ビ其免許ヲ得シ時、或ハ僅少ノ酒肴ヲ師家ニ贈ル者アリト雖ドモ、公然行フニアラズ、又悉ク然ルニアラズ、

〔日本敎育史資料三 舊館林藩〕學校○造士書院

束脩謝儀　束脩ハ、入門ノ際、謝儀ハ歳末ニ於テ、各ノ祿高ニ隨ヒ、嫡子二三男ノ區別ヲ立ツ、左ノ銀子ヲ納ム、　祿高五百石以上嫡子、銀壹兩、次三男銀二匁、同貳百石以上嫡子銀三匁、次三男銀壹匁五分、祿高百石廿人扶持以上嫡子銀二匁、次三男銀壹匁、同九十石以下給人中小性嫡子銀壹匁、次三男銀五分、同無足人以下嫡子銀五分、次三男銀三分、

〔日本敎育史資料三 舊會津藩〕學校○日新館

束脩謝儀　毎年正月十五日、大學生及四塾生悉ク禮服ニテ上校、大成殿堂中ニ列坐北面シ、學校奉行、室前ニ進ミ、南面シテ賀辭ヲ述べ終リ、儒者起テ同所ニ坐シ、朱文公ノ白鹿洞書院掲示ヲ講ス、諸武學寮ニテハ、午後ヨリ神酒ヲ供シ、先師ヲ拜シ、流格表ヲ遣ヒ、會始ノ式ヲ終ル、而シテ十二月十五日會始ト同ジク、大成殿ニ列坐、學校奉行出デヽ、告ルニ藩主ヨリ師範ニ束脩料ヲ賜ハルガ故ニ、謝儀ヲ述べキヲ以テス、次ニ諸師範室前ニ列スルトキハ、生徒一同年中ノ恩ヲ謝ス、束脩

料等差一ナラズ、此ニ至テ會納ノ式全ク畢ル、

〔日本教育史資料六舊廣島藩〕學校○修道館

東脩謝儀　東脩ハ入校セントスル生徒、先教授官ノ紹介ヲ請ヒ、入校ノ時、其教授官率キテ聖位ニ拜セシム、生徒即日其教授官ヘ回禮シ、扇子箱ヲ呈ス、謝儀ハ徴收セズ、

〔日本教育史資料七舊和歌山藩〕學校○學習館

東脩謝儀　維新以前ハ、東脩謝儀共ニ之ヲ納メズ、

〔日本教育史資料八舊福岡藩〕學校○學問稽古所

東脩謝儀　東脩ハ只筆二枝ヲ呈ス、毎年ノ開講モ又筆二枝ヲ贄トス、其他ノ謝儀ナシ、

師弟

〔伊呂波字類抄志疊字〕師弟

〔下學集下態藝〕師弟

〔天文本倭名類聚抄一男女〕師　徐廣雜記云、人有三尊、非父不生、非師不學、非君不仕、故曰三尊也、

〔箋注倭名類聚抄一男女〕徐廣雜記無傳本、尾張本、曲直瀨本、記作說、令集解引是書亦作雜說、然戴凱之竹譜引作雜記、與舊合、未知孰是、按口遊云、父師君謂之三成、今案非父不生、非師不學、非君不仕、故曰三成、其文與此略同、古本新撰字鏡云、三尊者君師父也、三尊之名與此合、又按國語云、人生於三事之如一、父生之、師敎之、君食之、非父不生、非食不長、非敎不知、是其說之所本也、周禮師氏注、師敎人以道之稱也、按說文、二千五百人爲師、从帀从𠂤、𠂤、四帀、衆意也、小司徒同、爾雅云、師衆也、京師者、大衆之稱、衆則必有主之者、故爲長、周禮旅師是也、故敎人者亦稱師也、廣本、師弟子賓客朋友故人五條皆無、

〔十二卷本新撰字鏡二親族〕三尊者父師君也

〔口遊人倫〕父師君謂之三成　今按非父不生、非師不學、非君不仕、故曰三成也、

〔伊呂波字類抄〕志畳字 師範シハン 師資 師匠

〔天文本倭名類聚抄〕一男女 弟子 孝經序云、門徒三千人、又云、貫首弟子、

〔伊呂波字類抄〕天人倫 弟子テシ

〔令義解〕三學 凡博士、助教、皆取明經堪爲師者、謂非唯學業、兼取德行、故曰堪爲師者也、

〔類聚三代格〕五勅○中略 被任之後、所給公廨一年之分、必應令送本受業師、如此則有尊師之道終行、教資之業永繼、國家良政、莫要於玆、宜告所司早令施行、

天平寶字元年十一月九日○又見續日本紀

〔童子教〕一日師不疎、況數年師乎、師者三世契、祖者一世睦、弟子去七尺、師影不可踏、

〔玉勝間〕十 師をとるといふ事

源氏物がたりの紅葉賀卷に、舞の師どもなど、よになべてならぬをとりつゝ、おの〳〵こもりゐてなんならひけるとあり、世の言に、師匠をとる、弟子をとるといふも、ふるきことなりけり、

〔燕石雜志〕二 狂歌○大人○先生附

ある人予○瀧澤馬琴に問、今の詩歌者流相共に先生と稱し、大人と稱す、世俗先生は大人に優れりと思へり、この稱呼その甲乙をしらし給へといふ、予これに答ていへらく、書言故事に、稱年長曰先生、韋昭辨名古者稱師曰先生と見えたり、論語憲問篇闕黨童子將命、或問之曰、益者與、子曰、吾見其居於位也、見其與先生竝行也、非求益也、欲速成者也、これ先生はその師をいへり、また子罕篇子曰、後生可畏焉、知來者之不如今也、四十五十而無聞焉、斯亦不足畏也已、後生は少年をいふ、四十五十はその年既に長ず、所謂先生なるものなり、亦大人は書言故事ニ、子稱父曰大人、漢霍光、霍去病弟也、父中孺平陽人、以縣吏給事平陽侯曹壽家、與侍者衛少兒私通、吏畢歸娶婦生光、因絕不相聞、不知少兒已生去病、後去病爲驃騎將軍、擊匈奴、至平陽傳舍、遣使迎中孺、跪曰、去病不早自知爲大人遺體、

云々、見つべし、漢の時既に父を稱して大人といへり、亦孟子にいふ大人は德盛にして文明なるものこれなり、孟子盡心篇、孟子曰、有大人者、正己而物正者也、朱子註、大人德盛而上下化之、所謂見龍在田、天下文明者、亦滕文公篇、有小人之事、有大人之事、且一人之身、而百工之所爲備云々、此にも君子を大人といへり、○中略大人先生と同じからず、大人をウシと讀ことは、日本紀に見えたり、

〔玉勝間二〕わがをしへ子にいましめおくやう

吾にしたがひて物まなばむともがらも、わが後に又よきかむがへのいできたらむには、かならずわが說にななづみそ、わがあしきゆゑをいひて、よき考へをひろめよ、すべておのが人ををしふるは、道を明らかにせむとなれば、かにもかくにも、道をあきらかにせむぞ、吾を用ふるには有ける、道を思はで、いたづらにわれをたふとまんは、わが心にあらざるぞかし、

〔壺箴錄三文學〕古稱弟子者、對父兄而言、稱爲子爲弟者也、如曰弟子入則孝出則弟是也、亦受學者通而稱弟子、如曰弟子而耻受命於先師、曰弟子之惑滋甚是也、後世則稱弟子、則專係受業者之稱而言、爲子爲弟則曰子弟、如曰江東子弟、曰如子弟之衞父兄是也、蓋古者通呼、而後世別稱也、

〔日本敎育史資料六舊山口藩〕學制

一儒者ノ儀ハ、聖賢ノ敎ノ師ニ相成事ニ候得バ、其身ノ行規作法正敷相愼、諸人學文ノ道ニ志候樣ニ兼テ門弟中取立候樣ニ可相心得候事、

山根七郎右衞門外一人

吉田十郎左衞門外十五人

一總テ師匠ニ相成候者ハ、第一其身ノ行規作法肝要ノ事候條、萬事可相愼事、

〔令義解三學〕凡學生、○中略假前一日博士考試、○註略其試讀者、每千言內試一帖三言、（中略）學者志有所不通、假若懈慢不濟者、既責於不過帖、亦須入決罰之限也、講者、每二千言內問大義一條、捴試三條、通二爲第、通一及全不通、斟量決罰、謂對勤其答擿

之多少、博士隨狀量決、故云斷量決罰也、

〔禮記註疏三十六學記〕大學始教、皮弁祭菜、示敬道也、略○註、宵雅肄三、官其始也、略○註、入學鼓篋、孫其業也、略○註、夏楚二物、收其威也、註、夏、稻也、楚、荊也、二者所以撲撻犯禮者、

〔令義解九假寧〕凡師經受業者、（謂師博士也、依律已成業者是也、私學亦同、）喪給假三日、

○按ズルニ、師ノ爲ニ服スルコトハ、禮式部服忌篇ニアリ、

〔童子教〕師匠打弟子、非惡爲令能、

〔西宮記臨時六〕一依訴人愁問人事

依學生愁問博士、或召陣突膝被問、或召著陣座被問、無一定、

〔菅家文草二詩〕喜田少府罷官歸京

山鄭水驛思紛々、一種風光兩處分、西望五年空送日、暮來千里乍披雲、情悲倍自初離去、涙落多於便附聞、若不相忘曾入室、般勤存慰我家君、（○門人雖多、用意異昔、故囑之、）

〔本朝文粹七書〕奉左丞相書（○藤原時平）　善相公

近日京中大小皆云、外帥（○菅原道眞）門弟子、在諸司者可被左轉、其文章生學生皆被放逐云々、由是人々悲哭踊踏而立、伏以、此事變轉、未必殿下之本意也、但外帥累代儒家、其門人弟子半於諸司、若皆遷謫恐失善人、加之惡逆之主、猶處輕科、至于門人、唯請益受業而已、豈有知其謀乎、方今紛亂之間、擾攘之會、宜立其陰德塞怨門、若咎過多則怨門且多、若寬宥大則陰德亦大、伏望、非衞府供奉關戍兵要之職、家司近親同謀凶黨之人、則皆無轉動、示以仁厚、又式部丞平篤行、此後進之英髦也、殿下屢稱其才、頗有歲月焉、故雖編外帥之門徒、常感殿下之知己、而今乍聞此語、晝夜悲泣、若失此人、恐墜此文、重望賜其氣色、私寬慰聊傳恩裕之旨、以繫才士之心、謹啓、

昌泰三年二月九日　文章博士三善朝臣清行

謹謹上　左相府　殿下　政所

〔雜言奉和〕七言秋日陪左丞相（○藤原時平）城南水石之亭祝藏外史大夫（○大藏善行）七旬之秋應敎一首（并序）

左大辨紀朝臣長谷雄上

延喜元年秋、左丞相命詩酒於城南別第賀外史藏大夫懸車之齡也、大夫經籍爲心、勸誘不倦、在朝之士、傳受其業寔繁、生徒不可勝數、丞相昔亦有問道之事、從容曰、古人不言乎、一日爲師終身爲父、縱不如父何忘爲師、方今觸時之感、舊意難禁、七旬之秋豈空過乎、于時陪閣下者、藏部尚書平惟範、右大丞忠平、右中丞興範、尾州大守平伊望、越州別駕統理平及發昭等、總有六人、皆是舊日趨庭之生、各相祝曰、恩之至也、道之榮也、丞相又曰、達者雖多、近得六人、與余相共將勸七盃之酒、聲出響隨、情感自然、卽各從行酒之役、以申獻祝之情、於戲年不我與、雖惜鳳德之及秋、道在人弘、猶悅龍蹄之遭遇、乃記大概貽於將來、欲令後代王公之倫以知今日師資之禮也云爾、

吾朝初滿七旬秋、滿腹昭々是九流、司馬晚年修史了、尙平殘暮念家休、松寒未有霜枝變、鶴老終無雪鬢愁、丞相顧思惇誨德、一朝恩祝百齡酬、

〔源氏物語〕乙女二十一〔二〕たゞ四五月のうちに、史記などいふふみはよみはて給てけり、（○中略）文人擬生などいふなることどもよりうちはじめすが〳〵しうとはて給へれば、ひとへに心にいれて、師も弟子もいさゞはげまし給ふ、

〔台記〕天養元年十一月一日戊申、朝召伶人學樂、人傳云、式部大輔入道敦光、以去月廿八日入滅、余驚、罷伶人、依爲師也、件人書始時師也、其外無所習、然而非可無尊敬、仍召明法博士有隣問云、師死在心喪之內、欲奉遙拜春日如何、勘申云、假寧令云、師經受業者喪給假三日、義解云、謂師博士也、依律已成業者是也、私學亦同者、據件文、爲師出假者、本條有限、於服者無其制歟、又有隣申云、過三日了非假限、不可忌神事、仍自今日七ヶ日遙拜御社、雖非服依爲假後、先有祓、又內々付僧奉幣於御社七日、此等

皆依今曉吉夢也、雖非假限七日之內、止絃歌、喪過於哀之故也、去年大內記令明卒、卅九日不宴樂、今七日止之者、雖有師禮、無所習之故也、

〔台記〕久安四年正月廿六日乙酉、告文草副笏拜先師、了以告文給大外記師安、令參大學廟、燒(師安參大學廟拜)了告文云々、是請以成佐任式部權少輔之狀也、(告文載左)

維久安四年歲次戊辰正月廿六日乙酉吉日良辰、大日本國內大臣正二位藤原朝臣賴長、掛毛畏支文宣王廟廣前爾恐美毛申賜久登申、甲斐權守從五位下藤原朝臣成佐波微臣之師匠奈利、臣加、幾留記名姓波、古登偏爾成佐之力、夙夜爾報恩無古登遂求間爾、今式部權少輔乃闕多爾留遇佐利、是爾依天且波成佐之高才爾依利、且波臣之奉公之勢爾依天、越上臈數人天以成佐天其闕爾輔任世登無公家爾奏聞世利、師匠尊重寸留古登波、禮經乃專所說奈利、文宣王必厚支惠遠垂天、平安爾任賜倍登恐美恐美毛申賜波久登申、

戊剋範家來云、成佐事攝政令奏院曰、雖有上臈數人、成佐有才名、超任之有何難乎、法皇報答曰、非唯才名之高、有丞相之擧、任之誰人間然乎、

〔長明無名抄〕一五條三位入道談云、そのかみとし廿五なりし時、基俊の弟子にならむとて、和泉前司道經をなかだちにて、かの車にあひのりて、基俊のいへに行むかひたる事ありき、かの人、その時八十五なり、その夜八月十五夜にてさへありしかば、亭主もことに興に入て、歌の上句をいふ、

〔康富記〕文安元年四月四日癸未、參清史文亭入見參、令語給云、昨日向細川九郎(澄之)〇第、爲讀書被招之間、初被行向之也、論語序之端始之、昨夕及引物云々、色々被取出一見了、大刀(長光作)繪二幅食籠、馬、杉原等也、有一盞、外史令語給云、昨日詣尹大納言亭、語此事之次、尹亞相被語云、故普相公秀長卿記者、大略見及了、彼記、秀長卿、佐々木六角爲知音、仍相公モ常被向佐々木亭、佐々木自元細々來相公亭、爲文學之約云々、武邊罷向敎之間事先蹤是多之者也、又清史當時於畠山匠作亭有論語之講釋矣、豈空乎、是先聖之要言哉、人弘道之起、古來不能左右歟、

〔先哲叢談　二〕松永遐年、字昌三、小字昌三郎、號尺五、又號講習堂、平安人、

尺五能成就人材、木下順菴、宇都宮遯菴皆出其門、尺五之沒也、順菴作哭詩五十韻、及慰苫塊近體二首、而順菴之門、亦育多士、元寶之際、濟々乎出膺熙昌者、不可指數、此實淵源於尺五云、丁其三十三年忌辰、遯菴有詩云、先生學術建元勳、往昔門人聚若雲、三十年來追遠日、獨披荒草問孤墳、又過講習堂七律、有講堂如見先師面、幾對遺書感舊恩句、安東省菴、亦初學於尺五、有賦云、擇師遊于尺五門、勉學謝雜賓、

〔先哲叢談　三〕木下貞幹、字直夫、小字平之允、號錦里、又號順菴、私諡恭靖、平安人、

順菴爲一世所敬慕、遠邇納贄、及門者不可勝數、而成德達材多出焉、宇士新稱爲桃李滿門、近時柴栗山序文集、叙列其名于世者、乃載于左、曰、盛矣哉錦里先生門之得人也、參謀大政、則源君美在中、室直清師禮、應對外國、則雨森東伯陽、松浦儀禎卿、文章則祇園瑜伯玉、西山順泰健甫、南部景衡思聰、博該則榊原玄輔希翊、皆瑰奇絕倫之材矣、其岡島達之至性、岡田文之謹厚、堀山輔之志操、白井三省之氣節、石原學魯之靜退、亦不易得者、而師禮之經術、在中之典刑、實曠古之偉器、一代之通儒也、夫以若數子之資、而終身奉遵服膺先生之訓、不敢一辭有異同焉、則先生之德與學可想矣、

新井在中、室師禮、雨森伯陽、祇園伯玉、榊原希翊、世謂之木門五先生、加之南部思聰、松浦禎卿、三宅用晦、服部紹卿、向井魯甫、爲十哲、而思聰禎卿爲同庚、稱之二妙、

〔折たく柴の記　上〕此明の年、〇元祿五年ある人の申せしは、谷といひし人そこはもと當時御覺もよからぬ人の家より出て、しかも世に用ひられぬ人にものまなび給ひぬれば、たとひ學優なりといふとも、身を起し玉はむ事かたかるべし、あはれ其學ぶ所をあらためて、後榮をも期し給へかしといふ、はじめのほどは打わらひてのみありしを、二たび三たびに至ていふ事やまず、我ためあしからじとてこそかくはのたまふなれ、されどのたまふ所のごときは、眞實は我ためよからむ事にも

あらず、むかし孔門の人々の事は聞もおよび給ふらめ、もし其師の時にあはざるがために、我學べる所をあらたむべき道あらむには、彼人々なにをくるしみてか、陳蔡の間にも相したがふ事のさふらふべき、凡は人の生ずる所に報ゆるに死を以てすべきもの三つ、いはゆる父と師と君と、ある所のまゝにて死を致すこれなり、我今父すでに死してまたつかふる所の君もなし、たゞ我死を致すべき所は師にて候ものひとりさふらふなりと答ければ、其後はいふ事もなかりき、我師なる人〇木下順庵は、我をばそのむかしつかへられし加賀の家にすゝめん事を思給て、そのあらましを聞え給ひしが、加賀の人にて岡島といふが、すなはち忠四郎の事我をたのみたりしには、我本國に老たる母のあれば、いかにもして先生推薦給らん事を申て給るべしといふ、我其事のよしをつぶさに申て、某つかへに從はん事は、いづれの國をも撰ばず、彼人は、老たる母の候なる國にて侍れば、某に代てすゝめらるゝ事、某も又望む所なり、けふよりしては、某を以て彼國にすゝめられん事、固辭申す由を申切りてければ、此ことをつく〴〵ときゝ給ひ、今の代、誰かはかゝる事をば申聞べき、古人を今に見るとはかゝる事にこそとの給ひて、涙を流し給ひしが、此後常に此事をば人々にも語り給ひたりけり、さればやがて岡島をば彼國にすゝめられき、かくて我三十七歳の冬十月十日に、高力豫州の我師の許に來りて、門中の人々、誰かは其最におはする、我心のやうにて問まゐらせよと、戸田長州の申すなりといはれしかば、戸田は當時甲府の家老足下にもよくしり給ひしものをとて、我事をもて答らる、〇中略十六日〇十二月の巳時ばかりに藩邸に祗候す、

〔先哲叢談四〕伊藤維楨、字原佐、號仁齋、又號古義堂、私謚古學、平安人、

仁齋實爲一代儒宗、天下學者、四面來歸之、東涯盍簪錄曰、先人敎授生徒四十餘年、諸州之人、無國不至、唯飛驒佐渡壹岐三州人不及門、執謁之士以千數、

〔先哲叢談四〕伊藤長胤、字原藏、號東涯、又號慥々齋、私謚紹述、仁齋長子、平安人、

東涯聲動海內、四方後學多輻湊、菅麟嶼既入徂徠門、又心嚮注東涯、遂負笈赴之、徂徠固不爲意、春臺內甚不平、各有送別詞、徂徠云、五十三驛莫言難、處々山川秋好看、明日先從函嶺望、如絲大道達長安、其二揮鞭意氣慨秋涼、才子奉恩遊洛陽、但到西山紅葉好、錦衣相映早歸鄉、自書扇頭以贈之、春臺云、田郎妙齡好遠遊、一旦尋師西入周、天邊月落函嶺曉、雲際星流渤海秋、周道如砥任奔走、那識古人骨已朽、到日試問柱下官、往時老聃今在否、麟嶼造東涯出際之、東涯一見、且笑曰、物先生襟度廓如、可想見太宰子亦慷慨有氣節、

〔先哲叢談三〕山崎嘉、字敬義、小字嘉右衛門、號闇齋、又號垂加、平安人、

闇齋學大行于世、前後執贄者六千餘人、及其奉神道、高第弟子佐藤直方淺見絅齋、其餘反之者亦多、

〔先哲叢談五〕佐藤直方、小字五郎左衛門、備後人、

直方年二十一、介永田養菴謁山崎闇齋、闇齋教弟子極嚴、直方事之不惰、遂能得其旨、及闇齋晚年唱神道、則不能無疑、是以竟削弟子籍、直方又作敬義內外考論曰、易文言敬義內外、此乃以心與身言之、敬義先生以爲身爲內、家國天下爲外、予辨之不止、由是遂得罪於先生、不出入於師門者幾二年、由此觀之、其爲闇齋所絕者非惟不奉神道、

〔栗山文集二下〕苧山集序

余於先輩最推服鳩巢室師禮、欲詳其源流、少在都好從師禮之徒而游焉、後在京又獲師禮所師資錦里先生集其後人木下靚而讀之、其純正質樸、宜乎其門出師禮、因作序而使梓之、後及來東、薩侯儒員赤崎彥禮奉河口子深苧山集前後編二十一卷以需序、余既得錦里集而窮其源、今又閱苧山集、喜起取而讀之、其璀璨確實、果足以發揮室門學也、於是得詳鳩巢之源流、償平生推慕之願矣、因而有所感焉、嗚呼世之所謂師云弟子云者、一旦出其門則傲然自外、一言不相合、則反噬師說以自是、其甚至乎口極醜詆、反目相視如寇讐、道路相遇不通言語焉、夫自音訓清濁而理義順逆、句讀分辨、粗得辨其一

二者抑誰之力也、古語曰、一字千金、相距七尺、影不可履、而今如彼所謂在三之義安在、其文人才子猶有可言焉、稱爲道術自牧者、其謂之何、是其弟子之罪固不待論、雖師亦豈有罪焉者乎、語曰、其父復讐、其子行刼、其爲師者既輕蔑先儒、妄謬自珍其爲弟子者、自謂如此而後可取譽立名、於是群起自是幣帚自珍、各自張陋劣無稽之言、是以經無成說、道術分裂、風俗日漓、余不知世道人心終將何如也、竊爲天下懼焉、唯鳩巢於錦里、子深於鳩巢、而後在三之義明、而師弟子之道立焉、今子深之文詩、視之世所謂才子文人者、雖曰超之可也、未見其下也、固足以自成一家矣、而不敢自足、每必得其師評許以取信於世、是其文詩之細猶然、況於道術之大、其不敢倍師說也可知已、宜哉其門又出山田用晦、山本子和之徒、能奉其訓不失、今又校其遺文而梓之也、是以自錦里而至君豹等四五傳、而其說如一日、美哉學之爲道如此、而後可有益世道人心而爲邦家用也、是可尊也、因書以冠之、

〔先哲叢談後編二〕榊原篁洲、名玄輔、字希翊、號篁洲、通稱小太郎、後以元輔爲通稱、和泉人、仕于紀侯、篁洲於同門士尤稱莫逆者、雨森芳洲新井白石室鳩巢三人矣、芳洲自少嫻辭令、善華音、白石留志國朝典故通曉時態、鳩巢以經義爲專門、領袖後進、篁洲該博旁通、加旃以深智儁才、自鎗劒射御書計醫卜、至茶香園碁猿樂之類、通串其技者、不可勝數、順菴晚年戲謂人曰、伯陽之華音、君美之典詁、師禮之經義、希翊之技藝、我門之手足矣、

〔續近世叢語一德行〕小澤蘆菴、名玄中、一號觀荷堂、尾張人、○中略以歌學爲業、○中略豪商三井氏一族、皆入門問業、寬政壬子、蘆菴疾病、其黨無來問焉者、蘆菴疾愈、深怒之曰、彼豪富也、聞師之病、則親來問焉、且使女婢一二人視病可也、然如此疎薄、可謂無人心矣、乃贈書絕交、其尾附和歌二首曰、三井之水、濁連留物於、澄邪登亭、何汲通羅歷、袂奴羅志仁、又曰、人之世之、富者草葉耳、置露之、風於待間之、光那里計里、三井謝罪、不可、

〔東大寺正倉院文書八〕天平廿一年己丑具注暦

二月小〇二以下三字原缺、今據二後文一補、
十六日辛亥金成　望　歲後、天恩母倉加冠、入學移徙、起土修宅、治井竈吉、
廿八日癸亥水成　大小歲位、母倉、入學、吉、

〔東大寺正倉院文書 八〕天平勝寶八歲丙申具注暦
四月大
八日辛卯木開　歲位小歲前母倉、祭祀、移徙、加冠、入學、療病、納徵、斬草、吉、

〔御入學儀節筆記〕享保六年辛丑四月廿五日
土州大守入學
一間ノ所ヲ構ヘ講堂トナシ、香ヲ炷キ、床下ニ厨子アリ、三宅重固先達テ主座ニ著ク、大守麻上下ニテ客座ニ著キ玉フ、時ニ重固、聖學入門ノ要語ヲ拔キ、一篇ノ書トナセルヲ、筐ニ入レ、臺ニ居ヘ、進ンデ云、吉日令辰學問ヲ始メ玉フ、目出度奉レ存候、サテ〇中略御一門樣方、幷ニ御家中ノモノ、土州一國ノ土民百姓マデ、何トゾ上ノ御心ザマモ正ク、下々ヲモ憐ミ玉ヒ、他ノソシリモナキ樣ニト願ハヌモノハ無二御座一候、私儀ハ尙更奉レ願事候、土州一國ノミナラズ、今日日本ノ志アル諸御大名樣方ノ手本ニ御ナリナサレ候樣ニト奉レ願候、ソノ御心ヲ正クナサレ諸人ヲアハレミ、天下ノ手本ニモ御ナリナサレ候、簡要根本ノ處ワヅカ此筐ノ中ノ書物ニ御座候間、是ヨリ御文字ヨミ被レ成、段々ト御學問御進被レ成候樣可レ被レ成候、〇中略
右ノ通申置候テ、彼ノ書ヲ拔キ獻レ之、大守謹ミ戴キ玉ヒ、一章文字讀御指南申上ゲ、其後重固又申候ハ、私儀今度被二召寄一、今日御學問始メモ御座候、昔十四五歲ニテ大學ニ入テ學スルト申事御座候得バ、不レ計僞樣ノ儀マデモ相叶ヒ申候間、大學ヲ少シ計講說可レ仕トテ、序ヲ少々講解シ、仕廻タル時、長臣山內規重進ンデ、祝シテ云、只今ノ段々、尤至極ノ儀ト存候、自レ是御勤ナサレ候ヘバ、御學

間何程ニカ御進被成候儀難計國民マデモ安堵可仕、珍重目出度奉存候ト申ス、大守內ニ入リ玉ヒ、重固退キ、表ノ御座鋪ニ於テ御祝儀御吸物御酒賜之、退出ス、

附學問料

名稱

學問料ハ、學資ヲ學生ニ給與スルノ謂ニシテ、一ニ燈燭料ト云ヒ其料ヲ給セラルヽヲ單ニ給料ト云フ、其起源ハ桓武天皇ノ時、菅原淸公等ノ兄弟數人ニ之ヲ給セシニ在リ、其後或ハ父祖ノ功ニヨリテ給スルアリ、或ハ試驗ニヨリテ給スルアリ、並ニ穀倉院ヨリ支出スルモノニシテ、中世以降菅江二家ノ學生ハ、之ヲ賜ハリテ後文章院ニテ學ビ、藤氏ノ人ハ、勸學院ニテ學ブ例ナリ、而シテ又藤氏ニハ別ニ勸學院學問料ト云フアリ、勸學院ノ條ニ云ヘリ、後世、德川幕府、幷ニ諸藩ニモ、亦給費生アリ、學校ノ條下ニ出セリ、而シテ其學校ニ關係ナキモノ一二ヲ此ニ擧グタリ、

〔名目抄〕〔諸公事言〕給料〔儒業〕

〔有職問答〕一文章生事

給料とて學問の爲に勸學院、獎學院などにをかるゝ六位のともがら、〔學文料と云物ヲ給べキ由宣下セラレテ、其後給料と喚候也、〕敍位の時、五位に成を注すに、文章生を散位ト書候、無官前官の位署に散位號あるたぐひにて候、文章生をよび名には、給料と稱候、或實名をもよび候、あまたある時は姓を加へて、藤給料、菅給料、江給料などよび候、然者散位と書候事、無官無位に用候、〔此ニハ散位ト書クコトアシ、、曾テナキコト也、〕地下の侍も可爲此分候歟の由被仰出候キ、此分候哉、

學問料舉狀

〔西宮記〕〔臨時一〕諸宣旨

學生學問料〔上卿奉勅、令外記仰穀倉院、康保元十二三、篤信忠輔二人賜學問料、〕

〔桂林遺芳抄〕一給學問料事

號給料、給料後號學生也、位署等書學生也、

此事儒門繼塵之初道也、學黌之燈燭料申賜宣旨、自穀倉院配分也、故云給料也、今則雖爲告朔餼羊、必先申請也、此后當氏〇菅原并江家學生等者、在文章院稽古積功也、藤氏人者、給料之后在勸學院成稽古也、兩院各有二人、宣旨必獻上、宣旨每度之儀也、所望之款狀云之內擧、或父或祖父擧申也、無父祖時自身申賜云之自解云々、儒卿又擧奏、古來之義也、款狀文章四六也、書調時、又別副消息、付職事也、上古者年齡闌申之、近代者幼年二三歲之時卽申之、二歲之時號三歲也、雖然七八歲許之時申給宜也、堅固幼少者無冥伽歟、可得意事也、若又年齡馳過之人者、三年以上付上申給也、假令十五歲之人者、十二歲計書上年紀也、此事非曾自由之義、古來如此、故二歲之時號三歲、一歲付上也、省試獻詩計之人、二三歲之時又如此之例也〇中略

一無父祖之時稱自解、自身申云々、此事予〇菅原和長雖信用、予申學問料之時、依無父祖、故大藏卿顯長入道令商量、款狀等令計會、然處自解例、舊草不見及、又大藏卿入道家傳未練也、於時了見之義歟、不審也、無舊例者、予一代之誤、不可爲後例也、草在下

一瑞雲院贈左府記云、所望ノ狀是ヲ內擧ト云フ、或父、或祖父擧申、卿位ニ昇輩兩三人ヲ擧申、四品一巡一人ヲ擧、五位ハ擧セズ、藤家ハ四位以後數輩擧奏ス、傍若無人事也云々、以之思之、父五位時不擧、儒卿擧之例者、應永七年四月、散位正五位下菅原爲與息男爲嗣給料父擧申之處、款狀不被用之、同十一年十二月、迎陽〇坊城秀長御擧也、舊草在下如此之時、自解之申狀尙以不審次第也、舊例可尋決矣、

一文永元年十月、式部大輔良賴卿申狀云、曩祖淸公卿不至志學之齡、始給學問料、紀傳道之濫觴云々

一申學問料事被尋儒卿例

曩祖長綱卿請文云

長勝學問料所望事、桃宮〈桃宮者後號栗田口公良之流也〉三位款狀加一見返上之、儒卿第二之擧者、皇澤無變之恩也、所內擧無子

細、宜在時儀、以此趣可令洩披露給、長綱誠恐謹言、

十二月十八日　　　　　　　　　　　　刑部卿長綱

奉行頭左中辨忠光朝臣也

右一紙以迎陽御筆蹟注記之事

長勝者淳嗣朝臣之弟也、仍云弟二之擧歟、

欵狀舊草（猶位之時者、猶不書位署也、書客之時、猶先書位署也、大略欵狀之法樣也、已下同、）

一藤氏例

請殊蒙天恩因准先例依奉公勞以男正六位上兼宣被恤賜學問料狀

右兼綱謹考舊貫、給料有闕之時、儒卿擧子之日探用異他者、皇化之規範、吾道之故實也、爰兼綱補五位侍中、昇仙郎貫首、從大丞平章事、歷王言吐納官、其父既有勞、其子豈無賞哉、望請天恩、因准先例、依奉公勞、以件兼宣被恤賜學問料者、將誇九枝之明詔、令繼累葉之舊業矣、兼綱誠惶誠恐謹言、

貞治七年正月廿五日　　　　　　　　　從二位藤原朝臣兼綱

一菅氏例

請殊蒙天恩因准先例以男正六位上長清給穀倉院學問料令繼門業狀

右益長謹檢案內、受菅氏門業給穀倉院料者、聖朝之嘉猷、吾道之故實也、何況徒有兩闕、既送多年、爰益長雖登三品之班、未及一子之擧、夜鶴之思尤切、夏螢之學不荒、望請天恩、因准先例、以件長清被賜學問料者、彌仰淳朴之聖日、將繼累葉之儒風矣、益長誠惶誠恐謹言、

文安三年十月廿一日　　　　　　　　　從三位行左大辨兼山城權守菅原朝臣益―

〔類聚符宣抄九〕明經准得業生試（預食口學生附出、問者生課試附出、）

美努連清名、年十六、

右人、故明經得業生坌人之男也、早亡、其父、單子獨共、被左大臣宜、偁、宜仰大學寮、准都朝綂預食口者、

承和十四年正月廿九日　　大外記朝原良道奉

〔類聚符宣抄九〕蔭孫都宿禰文憲、年廿、

右人、故少外記廣田麻呂之男也、被大納言藤原朝臣良房宣、偁、宜仰大學寮、令宛食習學者、

承和十四年六月九日　　大外記朝原良道奉

〔本朝文粹六奏狀〕請被給穀。倉。院。學。問。料。令繼六代業男蔭孫無位能公狀

大江匡衡

右伏檢古實、菅原大江兩氏建立文章院、分別東西曹司、爲其門徒、習儒學、著氏姓之者、濟々于今不絕、因斯此兩家之傳門業、不論才不才、不拘年齒、菅原爲紀以七代應擧、其時有高岳相如、賀茂保胤者、雖富才不爭、大江定基以五代當仁、其時有田口齊名、弓削以言者、雖工文不競、夫然則累代者見重、起家者見輕明矣、方今能公聚窓之螢、漸照蠹簡、過庭之鯉、志在龍門、若不吹噓、何期成立、望請蒙鴻慈、准前例、早賜燈。燭。料、令繼箕裘之業、不堪懇欵之至、匡衡誠惶誠恐謹言、

長保四年五月廿七日正四位下行式部權大輔兼文章博士大江朝臣匡衡誠惶誠恐謹言

〔本朝續文粹六奏狀〕申學問料

請殊蒙天裁被給穀倉院學問料令繼門業學生蔭子正六位上大江朝臣朝通狀　明衡

右朝通、故大學頭從四位上通直朝臣之男也、詩禮稟性、學稼之秋實可收、風月期心、詞林之春花欲發、歎其夜學、尤在朝通、望請天裁、給燈燭料、將令取尺捶之勤、謹請處分、

長元九年　月　日　　諸儒等

〔朝野群載十三紀傳〕文章生申給學問料

前越中大掾正六位藤原朝臣爲兼誠惶誠恐謹言　請殊蒙天慈因准先例被給穀倉院學問料狀

文章生給學問料例

橘敏通 延長七年補文章生、承平二年給學問料、

菅原文時 承平三年補文章生、同五年給學問料、

高階成忠 天暦二年補文章生、五年任美作權大掾、八年給學問料、

右爲兼謹檢案內、給學問料者、所以抽勸學之士勵文之徒也、因玆謂重代謂起家携螢雪者、先應其學、陳典籍者、不當其選、爲兼雖爲前尾張守憲房朝臣之後、被養彈正大弼行家朝臣之家、久遊洙泗之浪、偏慕櫲樟之材、然間去承德二年、應鄉貢之擧、已預及科之列、然而纔雖折一枝之桂、猶欲望九枝之燭、是雖無軼人之用、只爲繼養父之蹤也、抑爲進士之者給學問料者、方尋先跡載于狀右、採擇之處、誰謂非據、望請天慈、被給件學問料者、將戴朝恩彌勤夜學、爲兼誠惶誠恐謹言、

嘉承二年正月廿八日　前越中大掾正六位上藤原朝臣爲兼

〔本朝續文粹 六奏狀〕申學問料

請特蒙天慈被給學問料於男學生正六位上成光、令繼儒業狀

右敦光謹檢舊貫、禮樂之興、以儒爲本、是以漢章帝之擧賢良也、無撫浮華、唐太宗之崇文學也、專騰茂實、國之利用、以材爲先之故也、我朝或抽儒家之子孫、或掄詞林之翹楚、給以燈燭料、期以櫲樟業、其中雖爲譜第之人、未必誇才能、雖爲材能之士、未必受譜第、兼此二者、麒麟之有一角、鳳凰之稱九包者也、伏惟成光者、敦光第四之男也、誦習勵志縱不及崔儦五千卷之積書、研精積功、自有類甯越十五年之學、何況列御書所之生徒、爲勸學院之學頭、論其勞績、旁軼等倫、就中敦光、身老風月之筵、久疲儒學、名通雲霄之籍、屢侍宸遊、凡厥多年之間、自所著述、詔誥敕令之作、表奏牋記之列、朝暮腐筆、坐臥凝思、於是耄雖及、成光助綴文之心、性雖慵、成光加起予之力、敎授年舊、陶染日新、彼玄成者、韋賢之少子也、文彩過父、慈明者、荀氏之一龍也、名譽絕群、共抽篤學之身、同得純儒之選、古既如此、今亦宜然、抑當時諸儒、各言其子之者、若謂優父功、誰人爭春官八旬之愚老哉、若謂賞子藝、何士競南曹諸生之學頭哉、推

薦之處、誰敢間然、望請天慈、被給學問料於件成光、將勵三餘之學業、以繼累代之儒風、不堪悃歎之至、

敦光誠惶誠恐謹言、

保延三年六月廿五日　　　　正四位下行式部大輔藤原朝臣

〔長秋記〕長承二年七月廿一日甲戌、申時許、源大納言來給、相績江維順朝臣入來、○中略江博士云、身儒第二年齒已過五十、而爲子申學問料、無恩許、預判多以被超下﨟、於今江家長被捨道事也、近來居儒官者、必非高才博覽人、怨世氣色尤甚、有其謂、

〔玉海〕安元二年正月十九日乙丑、基親進女叙位成殘申文四通、秀才〔菅長守〕給料〔菅在高在茂子也〕等、昨日被仰下云々、長守定綱等論申、秀才長守任日上﨟、定綱文章生也、以各申旨被問儒卿三人〔實長、永範、俊經〕、各申長守有理之由、仍被仰下云々、在茂子學問料事、儒中傾奇云々、在茂雖爲菅家、位僅從上五位、已末儒也、非內擧之次第、未曾有如此淺位之者、擧其子之例云々、又其息齒十六、未無知其賢愚之人、嗟呼道之陵夷、蓋在于此時云々、余憶此事、菅家之餘流可異他、天神定無非分之冥助歟、其望若乖神慮必有其驗歟、猥任雅意不可云可否事也、左相府推擧云々、

〔和長卿記〕明應十年二月十六日乙未、今日付上階幷文章博士叙留所望之申狀於頭辨許畢、○中略

欵狀云

大學頭正四位下行少納言兼侍從文章博士大內記菅原朝臣和長誠惶誠恐謹言

請殊蒙天恩因准先例拜叙從三位被兼任文章博士狀

右和長謹檢舊貫、辛酉之歲、革命之時、諸儒之勘文、群卿之議奏、載而雖爲炳焉、始免延喜之濫觴、以紀傳道之勘錄、緜溫昌泰之故事、以淸行說爲權輿、抑今年依支干之循環、當兌離之卦象、肆左相府奉明時之詔、外史局下諸道之宣、爰和長、自拜任五位翰林、稍及申四品階級、其勞已十五年也、吁言至卅二載哉、雖知在英哲之後進、猶忘謙讓猥欲獻革命之勘章、遽術易詩、傍蒐定成謗言歟、廠儒寔絕口傳矣、

熟思事情、弘長如良教卿議奏者、淸行之說、爲易說之奧義、爲革命之秘事云々、不受厥說而何述厥義哉、又康曆擧朱文公眞贊云、上無所傳、下無所授、然則無傳而已、傳無授其道不可泯歟云々、乃就斯文而我信斯事、因玆今度之勘奏者、隨分之難義乎、伏希早拜授上階、被叙留學士者、彌勵鷹揚之思、尤識鴻慈之深、以之案之、近則繼長卿既爲參議兼宣、遠則文時卿求爲三位博士、彼例在眼、誰人反唇、加之正三位藤範卿建武二年任之、正二位惟繼卿建武四年止之、凡三品之年齡非過分、先蹤之昇進無晚運、祖父益長者、卅八歲之春賜位記、亡父長淸者、廿八歲之冬列公卿、僉是稱銀靑光祿大夫焉、予獨爲雪霜白首郎官矣、望請天憐、曲以照臨、垂恩澤於下鄙、猶誇遊學爲儒家之幸翁、和長誠惶誠恐謹言、

明應十年二月十六日

大學頭正四位下行少納言兼侍從文章博士大內記菅原朝臣和長

〔延喜式二十大學〕凡學生、補食口者、令得業生文章生等各隨其業試之、五條之中、通三以上爲及第、音生、書生、博士試之、但明經、明法、算等生、先奉遊學試、紀傳學生歷寮試者、不更試之、

〔西宮記臨時二〕對策燈燭料事

各奏聞事由、上卿奉宣旨、令外記召仰穀倉院、別當上允可有便

〔宇槐記抄〕仁平三年五月廿一日己酉、今日依院仰、於東三條請給學問料者六人賦試詩、〇中略

試衆

藤原敦經美福門院藏人、茂明朝臣子、　菅原登宣新院殿上人、故時登朝臣子、實四天王寺別當法橋信永子、　菅原在淸新院殿上人、故淸能子、　藤原敦綱高陽院殿上人、故令明子、　藤原光範永範朝臣子　菅原在茂故在長朝臣子、實是基子、已上衣冠入自東中門渡橋、着中島座、此第二島、敷紫端帖、東上對座、先是試衆之中、殿上人請上座、地下者請依座、依事難決、令改敷之、院殿上侍臣着南座、地下者、次召永範茂明等朝臣、即參候廣廂、以左傳賜永範朝臣、此間公賢衣冠參入、亦候廣廂、賜毛詩、已上家司職事着衣冠役之次賜硯本在脇几傍檀紙、仰可獻題之由、良久永範朝臣獻題、以主社稷、左傳取材章物采、同習威儀、同禮以行義、二十普衆之主、次茂明朝臣獻

學問料例

之、(草木零落、毛詩、王制、依地遠近、上同、賢以崇德、同養老、致孝、同可以處臺榭、五月令、)次公實獻之、(美如英、詩、五汾沮如、鼓瑟吹笙、九鹿鳴、逐之以禮樂、同皇々者華、鶺鴒在原、同常棣、遷于喬木、同伐木、)即令後通侍臣(殿上)書分紙切、余取之、一々丸之置座前、(昔來之主、美如英、遷于喬木、爲雖題、草木零落似有禁忌、鶺鴒在原、其以下文、兄弟急難、亦有禁忌、仍此五題留之、)令朝隆朝臣取之、得禮以行義、即令茂明朝臣付韻、付清字獻之、令朝隆朝臣書題及韻所可避之病等、

禮以行義(以倩爲韻、七言八韻、)

宜避乎頭上尾蜂腰鶴膝〇中略

先例試詩賜勅題、須余出題也、而儒等以爲欲給料於登宣、申行試事云々、爲避豫令聞題於登宣之題、〇題(恐誤讓)令博士等獻題也、末代學士難作得、故無官韻入物、光綱(實重朝臣子、皇嘉門院殿上人、)有季(有光朝臣子、)光經(文章博士長光朝臣子、若宮藏人、)兼光(右少辨資長子、)定正(式部權少輔公賢子、皇嘉門院殿上人、)敦佐(遠明子、院藏人、)雖申學問料、承可有試之仰、稱有所勞不參、此中敦佐日來申可參之由、昨日申依病不能參入之由、

〔玉海〕承安四年三月廿二日己酉、長光朝臣來、數剋退出了、密語云、可有學問料試云々、其中當給料長守子少男(當世名譽者也)并前文章藤定業等也、可被召之由謠歌、不當事也、先長守息、縱雖及第、父子不可相並、又定業ハ去年被召返方略、似有奏事不實之咎、而今被召學問料試之條已首尾相違、定業咎、給學問料者、懷中定有所領歟云々、所申有理、此事關白被推擧定業云々、兼光爲遂意趣所執申歟云々、近日雖可有試、依上皇不御坐延引、來月可被行云々、

〔二中歷十二登省〕給料

菅清公(桓武天皇給衣粮令勤學也、給料之起始于茲也、)

〔續日本紀三十八桓武〕延曆四年十二月甲申、故遠江介從五位下菅原宿禰古人男四人給衣粮、令勤學業、以其父侍讀之勞也、

〇按ズルニ、菅原系圖ニ由レバ、古人ノ男ハ清公清岡清人ノ三人ノミ、其一人未ダ考ヘズ、

〔本朝文粹 六 奏状〕申學問料

請殊蒙天恩被給學問料男無位惟熙狀

菅原文時

右文時謬以儒胤叨揚虛名、風吹箕裘、即好文之君所惠、塵遺書籍、非成業之子誰傳、今件惟熙、藝圃初耕、詞源漸討、其才劣焉、雖似至愚之老父、其祖顯矣、誠是前賢之末孫、況此料之始、起自當家高祖父從三位清公朝臣兄弟四人一時共給是也、望請天裁、殊垂恩矜、被賜穀倉院月料、令資彼照松之勤、文時誠惶誠恐謹言、

天曆十年月日從五位上守右少辨菅原朝臣文時誠惶誠恐謹言

〔桂林遺芳抄〕欵狀調樣事

一文永元年十月、式部大輔良賴卿申狀云、曩祖清公卿不至志學之齡、始給學問料、紀傳道之濫觴云々

〔日本紀略 四 村上〕應和二年六月十七日癸卯、此日召學生藤原公方、菅原資忠、三統篤信、令候射場殿、給題賦詩、題云、簟爲夏施、筱爲韻、七言十韻、件學生等、申穀倉院學問料、仍試之、申此料者、文章生橘列相、菅原惟熙、淑信等、而或申障、或申他行之由不參、

〔續古事談 二 臣節〕江帥〇大江匡房歲十一ニテ、父成衡朝臣ニグシテ、土御門大臣〇源師房ノ御モトニ參テ、此春ヨリ詩ヲツクルナリト申ケルヲ、猶ウタガヒテ、雪裏見松貞ト云題ヲイダシテツクラセケルニ、抄物切韻モグセズ、筆ヲ染テ、ヤガテカキタテマツリケレバ、マコトニ優ノ事也トテ、コノ詩ヲ內ニモチテ參テ、御覽ゼサセラレケレバ、叡感アリテ學問料給ハリケリ、コレヨリ名譽サカリナリケリ、

〔中右記〕承德二年三月廿一日、去夕被下秀才給料宣旨云々、秀才藤行盛〇行家朝臣男、給料上臈、給料、藤尹通季綱朝臣二男、母故通宗朝臣女也、給學問料於勸學院也、

〔殿曆〕康和四年十二月廿八日戊寅、キウレウノ宣旨下也、行家入道子有業也、余めのトコナリ、廿

授官先學問料

九日己卯、頭辨未到來、給料事恐申之由、可申之由、示頭辨了、

〔中右記〕康和五年十二月廿九日、文章得業生藤尹通、東宮藏人學生藤資光學問料、於勸學院資光者、故有信朝臣三男、爲勸學院學頭年廿九、依稽古之勤、殊被抽賞也、

〔中右記〕永久二年十二月卅日辛未、國秋被補秀才、總給料匡周文章博士永實男永範、給學問料云々、件永範年十二、於中納言中將殿、度々有當座作文、永範作詩之體誠不滯停、依如此事、雖年小者、被抽賞也、又無指故、秀才超越殊不聞事歟、國親〇秋恐誤依候院文殿、有此殊恩歟、今日主上御衰日也、秀才給料宣旨、先々御衰日被仰下云々、仍不被忌歟、

〔朝野群載十三紀傳〕勸學會所

江給料。　藤給料。

新藤給料。〇中略

右來廿二日、可被會六波羅密寺之狀所廻如件、

永久四年十月十三日

〔新猿樂記〕五君夫、〇中略凡近代給料得業進士秀才成業大業者、誰人有比肩之者乎、

〔愚管記〕康安二年〇貞治元年七月廿九日壬申、在時時親朝臣子也學問料所望事、可爲何樣哉之由、去勅問口被相尋侍讀卿兩三、皆申無子細之由云々、傍儒等無相違之由、令申上者、勅許何事候哉之由令申之、

〔文德實錄十〕天安二年六月己酉、大學助從五位下山田連春城卒、〇中略春城、年十五入學、依未成人、於堂後聽講晉書、後嵯峨太上天皇、欲令皇子源朝臣明成大業、而求大學生志學者、將爲同學、時春城應徵、與明同房、閲覽諸子百家、遙授丹波權博士、爲勉學之資、俄而太上天皇崩、春城失途悲歎、仁明皇帝欲令春城遂本業、詔侍校書殿、賜閲御書、內藏寮日給其食、卽遙授備後權少目、

〔三代實錄十七清和〕貞觀十二年二月十九日辛丑、參議從三位春澄朝臣善繩薨、善繩字名達、左京人也、〇中略天長之初奉試及第、拔補俊士、四年爲常陸少目、以秩俸充研精之資、

〔江次第抄正月四〕除目

諸院擧　勸學院儒者、閑院左大臣申立之、以藤氏學生請任諸國掾、奬學院儒者、去應和二年閏十二月、源氏王卿大納言高明以下申請、當院學生、准勸學院例、可預官班之狀、以源氏學生請任之、爾降雖非源氏、以藤橘外儒士被擧之、此外加學館院爲三院年擧、學館院者橘諸兄大臣申立之、爾來氏長者擧奏之、

○按ズルニ、試業篇ニ引ク所ノ政事要略、公卿補任等ニ、菅原道眞ノ事等ノ如キモ、立官ヲ授ケテ學問料ニ充テシナリ、

〔千載和歌集雜十七〕學問料申侍けるをたまはらず侍ける時、人のとぶらひけるかへりごとによみてつかはしける、　　大江匡範

おもひやれとよにあまれるともし火のかゝげかねたる心ぼそさを

〔古今著聞集文學四〕此隆頼は、無雙の才人也けり、學頭に成たりけり、學問料を心にかけて望けれ共、つゐにかなはざりけり、申文に、對夏暦推甲子、老自淮陽之一老、取明鏡見鬢實、皓自商山之四皓と書たるもの也、此句ことなる秀句にて、人口にあるものなり、

〔續世繼一星合〕長久四年の三月にも佐國、孝言、時綱、國綱などいふ者ども試みさせ給ひき、弓場殿にてぞ作りて奉りける、もと桂を折りたるは博士を望み、まだをらぬ者はともし火の望なん有ける、

〔保元物語一〕左大臣殿上洛事附著到事

去程ニ左大臣殿ハ御輿ニテ醍醐路ヲ經テ白河殿へ入セ給フ、○中略御車ニハ山城前司重綱官給○給原作舊非料業宜二人ヲノセラレテ、御出ノ體ニテ從宇治入給ヘバ、夜半計ニ基盛ガ陣ノ前ヲゾ遣通ケル、

〔江吏部集人倫中〕喜恩息擧周賜學問料聊寫所懷寄呈廊下諸賢

聖主殊私及幼齡、戴恩感德淚先零、舜河添潤寒江岸、堯燭分輝暗牖扃、董仲舒兒無射鵠、車司徒後不收螢、君家七代吾家六、只拜東西二祖靈、(菅江兩家始祖建立文章院東西曹、爾後二百年、箕裘之業于今不絕、有所感有此句、)

〔誠齋壬寅雜記下〕享保十五戌十月七日

小普請組小出評議方支配　増之丞弟

板倉助治郎

學問精出し候由ニ付、爲學問料三十人扶持被下候、被召出候ニ而ハ無之候、外より養子等ニ申合之儀は勝手次第之事ニ候、

右之通、小普請組支配江達之

〔憲敎類典四ノ一聖堂〕元文四己未年六月三日

新御番高山安左衛門組

板倉左兵衛弟

板倉助次郎

右者學問精出シ候に付、爲學問料三拾人扶持被下置候處、當時無其儀、剰不行跡之段相聞、御扶持方被召上候、左兵衛にも遠慮致候樣、西尾隱岐守殿於御宅被仰渡候由、

右者被仰渡之書留に而、上ゟ被仰出候御書付に而無之候間、相除可然候、

〔諸藩學政〕會津若松學則

一拾二才にて四書五經素讀の畢りたるものは褒美、拾四五才迄に一等の科に上りたる者は褒美、十六才迄に講釋生に升るものは褒美、講釋生の内格別秀逸の者は稽古扶持を賜る、

古事類苑

文學部三十五

試驗

古事類苑

文學部三十五

試驗

試驗ハ其種類多シト雖モ、學校内ニ在リテ生徒學業ノ優劣ヲ判スルモノト、人才ヲ判定シテ之ヲ登庸スルモノトノ二ニ出デズ、我國往時唐制ヲ摸擬シ、此二種ノ試驗共ニ具ハレリ、其學校内ノ試ハ、大學及ビ國學共ニ一旬一回、及ビ一年一回之アリテ、其他ハ皆登庸ノ試ニ屬セリ、而シテ旬試ニハ、帖試ト云ヒテ、文字ヲ覆ヒテ暗讀セシムル例ナリ、

登庸ノ試ハ、其國學ヨリスルモノハ、式部ニ申送シテ得第ノモノハ之ヲ大學生ニ補シ、大學ヨリスルモノハ、寮又ハ式部省ニテ其所定ノ試驗ヲ行ヒテ、及第セシモノハ仕途ニ就クコトヲ得、其受驗ノ選ニ當リシモノヲ貢人擧人等ト云ヒ、貢人ヲ薦擧スルヲ貢擧ト云フ、而シテ其寮試ニ及第セシモノハ擬文章生ト爲ル、擬文章生ハ二十人アリテ、後世其試衆ハ除目ノ擧狀ノ如ク、宣旨分、院分、春宮分ナド、貴顯ノ推薦ニヨリテ之ヲ擧グルモノモアルニ至レリ、式部省ニテ行フ所ノ試ハ省試ト云フ、其種類甚ダ多シ、秀才、進士、明經、明法等皆此ニ於テス、

大寶令ニ於ケル秀才、進士ノ試ハ、秀才ハ博學廣才ノモノヲ取リテ方略ノ策ヲ試ミ、進士ハ明ニ時務ニ嫺ヒ幷ニ文選爾雅ヲ讀ムモノヲ取リテ時務ノ策ヲ試ミル、然レドモ其試驗ハ甚ダ難キモノナレバ、之ニ應ズルモノ甚ダ少ク、秀才ノ試ノ如キハ唐ニ在リテモ遂ニ之ヲ

廢止シ、我國ニ在リテハ其試驗ノ方法ヲ改メシニ拘ハラズ、慶雲ヨリ承平ニ至ル二百餘年ノ間ニ僅ニ六十五人ヲ出シヽニ過ギズ、進士ノ如キモ神龜五年ニ至リテ始メテ行ヒシモノヽ如シ、勢既ニ斯クノ如クナルヲ以テ、令ノ制ハ永ク行ハレズシテ、大ニ其法ヲ改メタリ、即チ天平二年ノ格ニヨリテ、文章生二十人ヲ置キ、更ニ其中二人ヲ文章得業生ト爲シ、之ヲ秀才生ト云ヒテ秀才進士二科ノ貢擧ニ擬セリ、而シテ文章生ハ雜仕及ビ白丁聰慧ノモノヨリモ簡取セリ、其後又文章生中ニ俊士五人秀才二人ヲ置キテ、從前進士秀才ノ試ニ應ゼシモノヲ之ニ補スルノ制トセシモ、徒ニ節目ヲ增シテ政途ニ益ナキヲ以テ、天長四年俊士ヲ廢シテ、都テ天平ノ舊制ニ復セリ、而シテ又文章生ハ別ニ學生若クハ擬文章生ヲ春秋二季ニ試驗シテ之ヲ取ルノ制起レリ、斯クテ當時此文章生ヲ直ニ進士ト呼ベリ、此時ニ當リ、對策及第ニ二種アリ、一ハ進士ノ文章得業生ト爲ルモノニシテ、之ヲ秀才トモ云ヘリ、一ハ其文章得業生ノ更ニ方略ノ宣旨ヲ蒙リテ後對策スルモノナリ、秀才ハ一ニ茂才トモ云フ、而シテ方略ハ文章ヲ試ミ、其他ハ詩賦ヲ試ミル例ナリトス、弓場殿ノ試、行幸ノ試、放島ノ試等ハ皆詩賦ナリ、中古ハ其制嚴正ニシテ、第不ヲ判スルニモ各、其法ヲ具ヘ、或ハ受試者ト判者ト相爭ヒテ、互ニ其意見ヲ陳ベタルコトアリキ、又郡司史生等モ亦試驗ヲ以テ採用スルコト古代ノ例ナリキ、然レドモ其後試法次第ニ敗レ、五六歳ニシテ文章生ニ補シ、十四五歳ニシテ對策スルガ如キ例之アルニ至レリ、秀才、進士、明經、明法等ノ試ニ及第セシモノヲ成業又ハ大業ノ儒ナド云フ、

應仁亂後古代ノ試驗僅ニ其形似ヲ存シテ、終ニ廢絶ニ歸セシガ、德川時代ニ至リテハ、再ビ諸學校ニテ試驗ヲ行フコトヽナリテ、幕府ノ學問所ニテハ寛政中柴野彦助等ノ計畫ニヨリテ、新ニ試法ヲ定メ、生徒ハ毎月一回、春秋各一回ノ試驗ヲ爲スコトヽ爲シ、素讀吟味ハ毎

年十一月ニ一回ト爲シ、別ニ三年一回旗下ノ士ヲ試ミルノ制アリキ、而シテ書生寮ハ始メ課試セザル例ナリシガ、慶應年中ニ至リテ之ヲ行フコト、爲セリ、當時諸藩ノ學校皆試驗ヲ行ヒシガ、其方法ハ大同小異ニシテ、且其規模ハ大抵之ヲ幕府ノ學問所ニ取レリ、

旬試　年終試

〔令義解三學〕凡學生、先讀經文、通熟然後講義、每旬放一日休假、假前一日、博士考試、（謂、考、校也、言校試學者之道藝也、）其試讀者、每千言內、試一帖三言、（謂、三言者、三字也、帖者、釋見下也、言唯千言之內、帖覆一處之三字、令其闇讀、若其不滿千言者、不復在試限、然學者志有所不假、若偏據不滿者、既富於不已過帖、亦須入決罰之限也、）講者、每二千言內、問大義一條、總試三條、通二爲第、通一、及全不通、斟量決罰、（謂、斟酌其答播之多少、博士臨狀量決、故云斟量決罰也、）每年終、（謂、考期以七月爲年終、此稱年終、與考同、何者、爲定博士考課、故也、）亦　大學頭助國司、藝業優長者試之、試者通計一年所受之業、問大義八條、（謂、爲講者生文、讀者部無年終之試、其書生試法、可有別式也、）得六以上爲上、得四以上爲中、得三以下爲下、頻三下、（謂、三年頻下也、）及在學九年、不堪貢舉者、並解退、（其從國向大學者、年數通計、服闋重任者、不在計限、謂、闋者、終也、言服終重任者、居喪之年、不在通計之限、）

〔唐六典國子監二十一〕國子博士掌教文武官三品已上、及國公子孫從二品以上曾孫之爲生者、五分其經、以爲之業、習周禮儀禮禮記毛詩春秋左氏傳、每經各六十人、餘經亦兼習之、〇中略　每旬前一日、則試其所習業、

〔唐六典國子監二十一〕大成通四經、業成上於尚書吏部、試登第者加一階放選、其不第則習業如初、每三年一試、若九年無成、則免大成從常調、

自讀試

〔類聚三代格五〕太政官符

應補五畿內并志摩伊豆飛驒佐渡隱岐淡路等國博士醫師事、

右被左近衞大將從三位兼守大納言行民部卿清原眞人夏野宣偁、奉勅、大學典藥生等、年卅一以上、不耐遂業者、自今以後、課試自讀、補上件十一箇國博士醫師、庶激垂帷之操、慰穿壁之勞、但卅歲以下不在此限、

遊學試

貢擧試

天長七年十一月十五日

〔令集解學令十五〕凡學生先讀經文、（釋云、讀文謂白○讀○也、唐令讀文與此異也、唐令无音博士、或云凡讀文者皆同、在背釋）

〔延喜式式部十八〕凡試白讀諸生者、除大學典藥寮之外、非奉勅宣、不得奉行、

〔延喜式式部十八〕但諸道白讀者、各以得業生一人、爲試○博○士、其紀傳者、又聽以文章生爲試博士

〔延喜式大學二十〕凡學生補食口者、令得業生文章生等各隨其業試之、五條之中、通三以上爲及第、（音生、書生、博士試之、）但明經、明法、算等生、先奉遊學試、紀傳學生歷寮試者、不更試之、

〔令義解學令三〕凡學生、通二經以上、求出仕者、聽擧送、其應擧者、試問大義十條、（謂、擇通二經人、若通三四經者、准考課令、毎經可試問大義七條也、）得八以上、送太政官、若國學生、雖通二經、猶情願學者、（謂、在學未滿九年者也、）申送式部、考練得第者、進補大學生、（謂、若補大學生後、更被學試、不第者、即退還本貫也、）

凡學生、雖講說不長、而閑於文藻、（謂、閑者、習也、藻者、藻麗也、）才堪秀才進士者、亦聽擧送、

〔令義解考課令四〕凡貢人、皆本部長官貢送太政官、若無長官、次官貢、（謂、其判官者不在貢限也、）其人隨朝集使赴集、至日皆引見辨官、即付式部、已經貢送、而有事故、不及試者、後年聽試、其大學擧人、具狀申太政官、與諸國貢人同試、試訖得第者、奏聞留式部、（謂、秀才明經、得上々上中者、各有叙法、其上下中上、不在叙位之例、唯留式部、待選乃叙也、）不第者各還本色、（謂、未滿九年者還本學、既滿者還本貫、故云各還本色、）

〔延喜式式部十九〕試貢人及雜色生

文章得業生者、依本司解、具狀申太政官、下符訖、預定試日、宣示本司、（中略）○試擬文章生、亦准此儀、其明經、明法、算等得業生者、亦依本司解可課試之狀、申太政官、幷進退就座等、並准上儀、若諸國貢人、隨辨官下、各依其業試之、預命試○官○、定日令候、其日平旦、卿以下就座、大學若朝集使、與博士共就省掌東座、丞命錄、及試官學生就座等儀同上、訖史生以所試書置卿若輔前、（除始終日之外、若輔不在、置丞前、）學生以證本置博士前、訖丞命博士令讀、博士稱唯、擧申試條、即命學生、學生稱唯、披書讀之、博士問義、學生毎問稱唯答

述畢博士申文義得不之狀、卿命錄記之、錄稱唯申所記之狀、（若史生不在、書記之、）但畢日更總申試條得不之數、訖丞判命之、博士稱唯退出、次學生退出、其及第者、申奏敍位如前、（試諸國博士醫師、亦准此儀、但不申官、）

〔日知錄十六〕舉人

舉人者、舉到之人、北齊書鮮于世榮傳、以本官判尚書省右僕射事、與吏部尚書袁聿修在尚書省、簡試舉人、舊唐書高宗紀、顯慶四年二月乙亥、上親策試舉人、凡九百人、調露元年十二月甲寅、臨軒試應岳牧舉人是也、登科則除官、不復謂之舉人、而不第則須再舉、

〔本朝文粹二意見封事〕意見十二箇條　善相公（淸行）

一請加給大學生徒食料事（中略）

卽以爲、大學是迍邅坎壈之府、窮困凍餒之鄉、遂至父母相誡勿令子孫齒學館者也、由是南北講堂鞠爲茂草、東西曹局閴而無人、於是博士等每至貢舉之時、唯以歷名薦士、曾不問才之高下、人之勞逸、請託由是間起、濫吹爲之繁生、潤權門之餘唾者、生羽翼而入青雲、踏闕里之遺蹤者、詠子衿而辭黌舍、如此陵遲、無由興復、先王庠序、遂成丘墟、（中略）

延喜十四年四月廿八日　從四位上行式部大輔臣三善朝臣淸行上封事

〔本朝新修往生傳〕算博士三善爲康者、越中國射水郡人也、其先祖以射水爲姓、治曆三年始十八、離土入洛、師事算博士三善爲長朝臣、卽爲入室弟子矣、非啻通算道、亞學紀傳、望在鄕貢、屢省試、遂處不第、呑恨而罷、暮年變節補少內記、

〔桂林遺芳抄〕一翰林貢擧事

家記云、貢擧トテ、試衆ヲ博士擧之云々、此擧狀者、學生中可承寮省之試輩、翰林注送、大學頭之擧也、仍兩博士之署也、大學頭受此旨、又寮擧トテ、又以解狀送式部省也、

貢擧狀（進士或云貢士也、仍云貢擧也、）

寮試

請㆑令㆘奉㆓擬文章生試㆒學生等事

合

藤孫正六位上藤原朝臣義資〔宣〇旨〇分〇加㆓分字㆒事、當試之時事也、〕

正六位上藤原朝臣量光〔宣旨分〕

正六位上菅原朝臣在敎〔親〇王〇御〇分〇〕

正六位上藤原朝臣宣光〔殿〇下〇御〇〕

正六位上菅原朝臣益長〔大〇輔〇分〇〕

牒、件人々、通㆓習史漢㆒、堪㆑爲㆓擬文章生㆒、仍貢擧如㆑件、謹牒、

應永十五年十月十九日

從四位上行少納言兼侍從文章博士信濃權守菅原朝臣長方

正四位下行大學頭兼少納言侍從文章博士越前權守菅原朝臣長遠

〔延喜式十八式部〕凡擬文章生者、春秋二仲月試之、試了喚㆓文章博士、及儒士二三人㆒、省共判㆓定其等第㆒、奏聞卽補之、文章得業生試了判定奏聞亦同、

〔延喜式二十大學〕凡擬文章生以㆓廿人㆒爲㆑限、補㆓其闕㆒者、待㆓博士擧㆒、卽寮博士共試㆓一史文五條㆒、以㆑通㆓三以上㆒者補之、其不㆑仕㆓寮家㆒者、不㆑得㆓貢擧㆒、

〔桂林遺芳抄〕一寮試上古之樣

寮試作法

寮頭以下各一員、博士以下各一員、參㆓着試廳㆒、出㆓貢擧交名等㆒、博士加㆑署渡㆓寮頭㆒、寮頭見畢、下㆓允以下㆒、以㆓箱匣三合㆒、置㆓試衆座前㆒、又以㆓讀書等㆒、置㆓頭博士秀才〔明㆓之試㆒博士〕并試衆等前㆒、次第召㆓試衆㆒、試衆抱㆑卷、進㆓出幔門下㆒、允仰云、版〔置〕、試衆揖立㆓就版㆒、允又仰云、敷居、試衆揖㆓於敷居下㆒、脫㆑沓着㆑座、置㆑帙泣〔○泣恐誤〕頭仰云、箱、衆

唯而探籌、〈三史之同、今日讀籌也、〉藤行置試博士前、試博士對寮頭云、史記本紀乃帙乃三乃卷、世家乃上帙乃五乃卷、下帙乃一乃卷、傳乃中帙乃七乃卷、頭仰云、令讀、〈與〉試衆各披帙抱卷、引音讀之、頭仰云、古々末天、試博士對頭云、文得〈多利〉頭云書注〈世〉、寮掌捧簡、稱注由畢、試衆退出、堂監於門外仰登科酒肴事、

右此作法、於本寮上世之儀也、本寮退轉巳後、近代西廳之儀也、以本來之儀行近來之儀、尤可宜也、

作法珍重也、登省記、登科記巳下、尙可尋記、

〔桂林遺芳抄〕一寮省試日役人出仕事

寮試方　大學寮、

大學頭　翰林一人〈歟〉　寮官〈少丸、堂監、〉

試衆之員不定、可隨時、書者雖通習史漢、只讀史記許也、況近代只讀體許之間無殊事、

〔菅家文草〕〈詩一〉書懷寄安才子

屑昇范漢百篇書、大學門前日出初、若不揚名資祿養、何愁曆尾數行餘、〈君有讖、其暫停寮試之畢、〉

〔源氏物語〕〈乙女二十一〉うちつゞきにうがくといふことせさせ給て、〇中略たゞ四五月のうちに、史記などいふふみはよみはて給てけり、いまはれうしうけさせんとて、まづ我御まへにて心みせさせ給、れいの大將、左大辨、式部大輔、左中辨などばかりして、御師の大内記をめして、史記のかたきまきまき、れうしうけんに、はかせのかへさうべきふしぶしを引きいで　ひとわたりよませ奉り給に、いたらぬくまなく、かたがたにかよはしよみ給へるさま、つまじるしのこらず、あさましきまで有がたければ、さるべきにこそおはしけれと、たれもたれも泪おとし給ふ、〇中略大學にまゐり給日は、れうもんに、上達部の御くるまどもかずしらずつどひたり、おほかた世にのこりたる人あらじとみえたるに、又なくもてかしづかれて、つくろはれいり給へるくわざの君、〇夕霧の御さまげにかゝるまじらひには、たえずあてにうつくしげなり、例のあやしき物どものたちまじり

つゝきゐたる座のすゑを、からしとおぼすぞ、いとことわりなるや、こゝにても、またおろしの、しる物どもありて、めざましけれど、すこしもおくせずよみはて給つ、むかしおぼえて、大學のさかゆるころなれば、かみなかまもの人、われも〳〵と此道に心ざしあつまれば、いよ〳〵世中にざえあり、はか〴〵しき人おほくなんありける、もんにん。ぎさう。などいふることゞもより、うちはじめ、すか〴〵しうまはて給へれば、ひとへにこゝろにいれて、師も弟子も、いとゞはげまし給ふ、

〔桂林遺芳抄〕一文人、擬生才人事、（今案、文人者文章生、擬生者擬文章生也云々、）

金樓子云、王仲任言、史記一經者爲儒者也、傳古今者爲通人也、上書奏事者爲文人也、能精思著文連篇章爲鴻儒也、若劉子政、楊子雲之列是也、蓋儒生博士爲通人、通人博士爲文人、文人博士爲鴻儒也、

〔永昌記〕天永元年三月十八日丙辰、今日可有寮試、（中略）相具朝隆向大學寮、明日依可有省試也、（去十四日依本帶延引）右衞門權佐因幡守、并儒士故人朝士大夫廿餘輩門下勤之、近代試衆之中兼聞其告設之、今度不然、日已暮難成事、仍仰所司卒爾令勤之、其儀、母屋庇敷滿指筵、中央間東西行敷頭座、（南面、高麗、）其東南北行敷並兩文章博士、試博士座、（北上西面、紫、）對頭座北面敷之爲試衆座、其前立案置書、（兩文章博士前同置之、）東間敷寮官座、廂東西引幔、學生等廻廊邊引幔敷疊爲宿所、或只砌下徘徊、秉燭大學頭敦宗朝臣參着、（學生寮官引向、制鳴高、自後戸着之、）兩文章博士在良、敦光、試博士藏人秀才有業同參着、（有業着青色、）此間令補文人、（中略）先是預以下座定、先令居饗饌、盃杓數巡之後撤之、召學生、堂監季成出幔外告之、今日依爲兩儀、自西砌入幔、經壇上東行、跪膝突、筵下脱沓膝行着座、先取冊五枚、（不見之、先以手試披、横中、）博士寮官取之進頭、與奪請畢、寮官學生各退出、所持讀書三卷、（兼定讀書觸寮頭、試博士等三卷盛低筥結之、左手懐之、）置史書上開之、更取一卷披席上、寮頭仰云、令讀之、五帝本紀引音讀之、依博士命請留之、次卷、又隨仰讀之、三卷讀了如本結之取之逆行、乍

皆着、沓差還退出、十三人受之、南曹生徒請云々、

〔兵範記〕仁平四年三月廿五日戊寅、今日依入學吉日、冠者信政同車、向文章博士亭、受寮試、讀書三卷、端々、

高祖本紀　蕭相國世家　張儀傳

已上各十行許讀始之、

〔兵範記〕仁平四年四月二日甲申、大學寮官人兼元、依頭命來申云、貢士寮試、來十日可令行、可存沙汰、者、卽付兼元、召雜事注文、

能米三斛

油二升

續松百把 是五十把過分歟

床子二脚 一脚書料 一脚安書料

十二日甲午、大學寮史生兼元來申云、寮試來十六日可被行者、使下行先日注申雜物了、又堂監重政、稱文章博士命、同示告寮試事、沙汰厨女一人相具各於侍所勸盃酌、次登科料米幷油松等下行厨女、又大破子廿二荷、分給兩方了、

本堂方九荷、厨女請取之、寮史生方十三荷、

件破子須寮試日分行也、而依近例兼日下給了、

十六日戊戌、大學寮史生兼元來申云、寮試十八日一定可被行之、正廳鋪設、幷砌幔、試廳幄、內庭幔等、試衆相分、各爲所課、而殿下御分、雖不可及其設、明後日可受寮試、試貢士且口四人也、件輩一兩人有若亡、彼役中一事勤仕哉、且依頭命、且任近例、令觸申者、此學生請試廳幄了、卽觸申藏人辨了、語仰裝束使官掌、可令立大藏省幄由令申也、

正廳料長筵一枚、屏風二帖、高麗緣疊三枚、紫帖四枚、屏幔十餘帖、（幕柱前例引廻料）

件物等一兩人、相分勤仕之、

正廳顚倒、無其棟梁、仍近來以明經道屋、爲正廳代、如件鋪設、本寮居饗膳所、行盃酌也、

試廳同顚倒、近例任其基跡、立五間幄一宇、爲試廳、大藏省令設立也、

本寮立床子等四面庭幔、（進士一人勤仕之、主殿寮幔設引之、）

十八日庚子、今日息男信義、（字平季）可入學受寮試、午後令着束帶、（位袍二藍中楷下襲、濃打引倍支、同色拔單表袴、裏同用濃色、濃大口、丸鞆帶）淺沓、隨身讀書三卷、乘新車、（雷文自殿下給御牛、牛童蘭木上下山吹衣、）下官（○平信範）相具、參大學寮、源侍從（師）攝津守（後兩人內殿上人）大膳亮藏人（泰經）大舍人助藏人（高佐）筑前權守清高、皇后宮大進爲親、藏人大夫淸賴等被來訪、平幸下車、廟堂南庇引幔敷帖、爲休幕、人々相伴暫休息、下官參入廟藏前奉拜廿一度如例、（雖非今日儀式、依常參拜便所爲也、）

次巡檢所々儀、

北小門西掖明經道屋爲正廳饗座、母屋敷滿長筵、副東壁立廻屏風二帖、其前敷高麗緣疊一枚、爲頭座、其末二行敷同帖各一枚、紫緣疊各二枚、爲兩文章博士、幷試博士寮官等座、其前居高坏美饌等、南東兩方砌、引廻屏幔、

試廳舊跡打五間幄、其中央程立床子五脚、（北一脚爲頭座、南面、東邊三脚、南北行立之、其中北第一二爲兩文章博士座、北上西面、第三爲試博士座、西面、南一脚爲試衆座、北面、）其五脚前各立別床子一脚、爲置書也、

試衆床子左方、又立床子一脚、置冊筥三合、

試廳四面引亘庭幔、南庭中央有版石、其東北邊立筯一本、

此間新文章博士參入、次本文章博士幷試博士代文章生業光（試博士者、秀才可參着也、而兩秀才近日蒙獻策宣旨、明後日可遂其大事、仍出故障、不參仕云々、）等同參入、此間平幸先入學、其儀文章院居饌（大盤上、件饗料、前日任宣旨注文下行廚女、本堂調備居之、廚女役之、）平幸進庭幔頭告案內於廚女、次堂監迎謁、卽相從登自沓脫着大盤端座末、堂監等在奥座、（秀才同可着座也、而依不審、又不着此座、）

也、次平幸隨堂監自取盃、(秀才着座者、先秀才取盃可擬貢士也、依秀才不候、貢士直取盃也、)廚女取酌一獻、平幸擬一堂監流盃、次立箸、次二獻、(如初)堂監朗詠、(兩三反)次三獻了、拔箸退下、

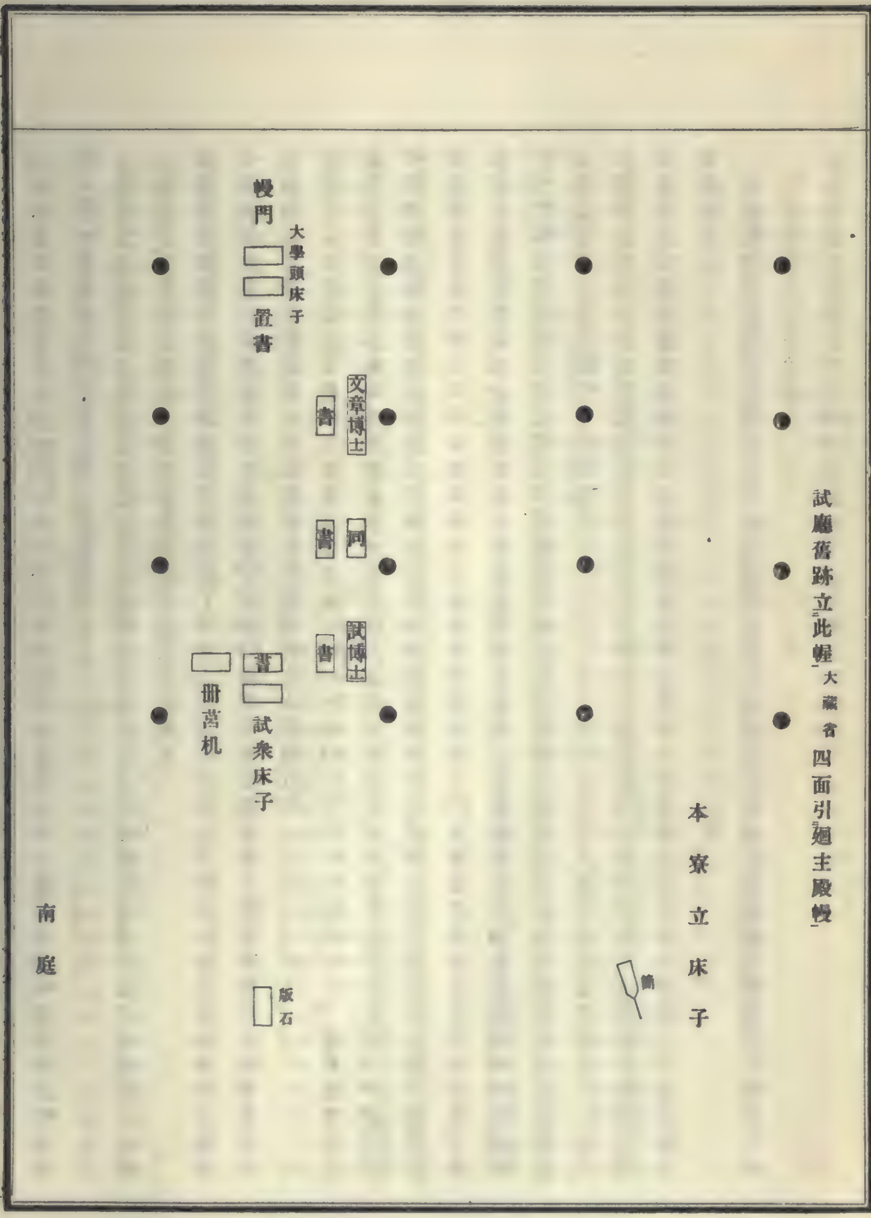
去月廿五日、召堂監注文、任其色法、下行入學饗料、同廿七日、上名簿、隨即可初參之處、治暦二年康和三年、皆寮試日、先被入學、初參准彼年之例、今日所爲也、

乘燭、頭維順朝臣參門外、寮官以下迎向、頭下車參入之間、史生敎正下部舉松明、此間試衆等迎謁、但平幸依少年者、不出向、是又例也、頭、兩儒(茂明朝臣、長光朝臣)試博士兼光等着座了、成貢舉歟、次盃饌事畢、頭以下引率、着試廳幄、寮官前行舉松明、敎正堂監等、在主人後同行事、

頭以下入自幄後方、各着床子、先是置書五部、(三部平幸隨身、各史記一部、積衣宮二部、令置他學生者、是相互通用、近例云々、)此間堂監率試衆學生等列立幔外未申角、次寮史生兼元立幄南庭東邊、隨頭與奪仰堂監召學生名、(貢舉次第信義第三云々、然而殿下御分、無左右被召第一了、)先信義於幔門外下据抱書、(三卷、卷直美紙結中、)副南幔東行、當幔中央更北行、史生仰云版、信義進立版石下、史生敎正又仰云進、信義緩步進直着幄南頭床子、(北面)置讀書於冊書上、次頭仰云、冊、信義以左手取冊三授試博士、試博士申上書名目、頭仰云令讀〻、信義隨博士目披書讀之、(高麗本紀、蕭相國世家、張儀傳、各端々、兼日能々讀誦之、)各三四行讀之間、頭打笏、隨其聲讀止之、三卷讀了、如初卷裹紙結中、此間試博士申得文、又史生於庭中捧簡、(兼立庭中、)申云、試給オホイムツノクラキカムツシナ平信義文義共得タリト申ス、次隨博士目如元抱書、自壇上經幄砌直西行、入幔中之間、堂監示云、登科酒肴、信義答揖、扶持故人等、相從退出、次參廟藏前庭、禮拜廿一度、次歸華之間、文章博士長光朝臣、以堂監示補文人之由、喜悅之旨返答了、

文人職者、重蒙殿下仰、追可令補也、而兩儒評定忽賞重代之餘流不待執政之嚴旨云々、擬生事殿下御分、強不及沙汰云々、

次左府御分、藤原憲孝、(內藏助爲經息、)次儒分二人、幷四人奉試之、


試廳舊跡立此幄〔大藏省〕四面引廻主殿幔
本寮立床子
簡
文章博士
書
同
書
試博士
書
幔門
大學頭床子
置書
書
試衆床子
冊嵩机
版石
南庭

幔門

十九日辛丑、早旦大學寮史生兼元、光貞、下部五人來臨、先例史生下部各一人來臨、史生疋絹、下部手作布一段與之由、有所見、兼存其式、而今日多以來入、仍雖示舊例、當時守杭難默止、仍不顧古法、併給祿謝遣了、

年預史生兼元單衣一領、次史生光貞六丈布一段、下部五人、執事持國布二反、次四人各一段、

次本堂厨女五人、雜色一人、來臨、於侍所勸酒肴、次與祿、各白布一段、雜色一人同前、

今日持來文人書下也、厨女其狀云、

蔭孫正六位上平朝臣信義

正六位上藤原朝臣憲孝

被爾文章博士宣、偁、件人々宜補釋奠文人職者、

仁平四年四月十八日　文章生藤原朝臣兼光奉

秀才可書下歟、可尋知之、

今朝先持向左府御分學生亭令見、次持來此家即留了、

〔桂林遺芳抄〕一試衆十一人例

請令豫擬文章生試學生等事

合

蔭子正六位上菅原朝臣時長 宣旨分

正六位上紀朝臣淑明 宣旨分

正六位上菅原朝臣在信 一院御分

蔭孫正六位上菅原朝臣在英 院御分

正六位上菅原朝臣長登 院御分

正六位上菅原朝臣爲綱 春宮御分

正六位上菅原朝臣長親 室町御分

正六位上菅原朝臣豐長 殿下御分

正六位上菅原朝臣國兼

正六位上菅原朝臣貞範

正六位上菅原朝臣長興 大將分

牒、件人々通習史漢、堪爲擬文章生、仍貢擧如件、謹牒、

曆應三年三月廿二日

房範朝臣 正四位下行文章博士兼越後介藤原朝臣

家倫朝臣 正四位下行文章博士兼越中權介藤原朝臣

〔桂林遺芳抄〕寮擧事 或云寮解也、同事也、

大學頭以兩博士之貢擧、又擧式部省之狀云寮擧、此狀者必大學少允書上也、仍載位署也、奧留大學頭必加署也、如此之后有式部省之試也、

省試

寮擧狀

大學寮

請奉試擬文章生等事

合

蔭孫正六位上藤原朝臣義資（不書何分之字）

正六位上藤原朝臣量光

正六位上菅原朝臣在敎

正六位上藤原朝臣宣光

正六位上菅原朝臣益長

右得從四位上行少納言兼侍從文章博士信濃權守長方今月十九日解狀偁、件人等通習史漢、堪爲擬文章生、仍貢擧如件者、寮依例申送、以解、

應永十五年十月廿二日

正六位上行少允草部宿禰久重

正四位下行頭兼少納言侍從文章博士越前權守菅原朝臣長遠

〔百寮訓要抄〕大學寮（國子監○中略）諸國よりえらび奉れる學者共參仕して、晝夜學文をする也、寮の試など可有、燈燭料とて學窓の灯を給ふて稽古晝夜おこたらず、さてこそいみじき學生どりども出來する事なれ、今はかやうの事、あともなき、あさましき事也、

〔令義解四考課〕凡試貢擧人、皆卯時付策、當日對畢、（謂策者、簡也、所以書文籍者也、言於秀才進士、付此簡策、令其書對也、）式部監試、（謂式部監視其試、不必親試也、）不訖者不考、（謂當日二策不成畢者也、）畢對本司長官、定等第唱示、（謂對式部卿、定其等第也、）

〔延喜式二十大學〕凡試貢擧學生者、初日官人一人率受試學生向省、後日不須、

〔延喜式式部十九〕試貢人及雜色生

文章得業生者、依本司解、具狀申太政官、下符訖、預定試日、宣示本司、其日質明、卿以下就座、本司就省掌東座、座定、丞承卿處分、命錄曰、令參上候司、錄稱唯命史生、史生稱唯命省掌、省掌稱唯命曰候司參上、本司稱唯引貢人就版位、貢人在屛下、錄披簿唱之、(具稱本色位姓名、)貢人稱唯就後版位、丞命曰召之、本司稱唯、昇自西階就座、丞亦命曰侍座、貢人稱唯昇就座、使部置筆硯於貢人前、卿若輔自修問頭、(輔以上不自修、則待上宣、令當時文人堪事者問之、)命史生授之、歷見丞以上、衆許諾、訖省掌就丞後、受之授貢人、當日對了、(其進士時務策更取他日、帖試所讀文選爾雅、)後更定日、卿以下與文章博士及儒士二三人等共評定之、及第者具狀申太政官、奏聞叙位、試擬文章生亦准此儀、其明經明法算等得業生者、亦依本司解可課試之狀申太政官、幷進退就座等、並准上儀、

〔西宮記臨時一〕諸宣旨

登省宣旨(上卿奉勅仰外記、外記仰省錄、下及第者、毎試仰之、卿宣先奏、次卿仰錄、)

〔西宮記臨時二〕學生等登省事

上卿奉勅、令外記召仰式部省、但至于卿宣旨者、先奏事由、勅許之後、被召仰、依宣旨奉試學生、落第者亦待宣旨可登省、(有未經試者、依舊宣旨可登、是則謂無省試之間所被下之宣旨也、有字以下或本也、)

〔二中歷十二登省〕省試

七言(東曹切音 西曹引音)

〔桂林遺芳抄〕一寮省之試事

此事必爲擬進士也、秀才者必不受此試也、入學之后得翰林試、既補秀才之間、直蒙課試之宣旨、對策及第也、又給料之后、不補秀才、遂省試可爲進士、亦有例、(注于前、)近代藤氏人者必擬進士也、仍遂省試爲進士也、進士之后蒙方略宣旨對策及第也、

寮試者、大學頭之試也、省試者、式部輔之試也、故云寮省之試也、家記云、寮試後日行省試、而近代同日相行也、寮試者讀書、省試者賦詩、但此詩大卿作之給試衆等、令清書、分諸方、名賦文、又云、判者省試評定也、又云、就省試必可有寮試也、又云、試衆者宣旨分二人、院御分一人、殿下分一人、省官分三人、兩博士分二人、判儒分三人、此上仁大卿所給之、進士名餘貢、代々廿人定例也、若廿人餘之時者、小省試トテ別行之、有其例云々、

右思此等之人員、上古詩試者專爲御前試也、其謂者宸宴之日、堂上堂下獻詩、於其中以其勝及第也、依之省試之時作者多端也、多端之內以絕勝可及第之義也、上古之例多分也、

〔桂林遺芳抄〕一寮省試日役人出仕事○中略

省試方　式部省

家記云、登省之時者、後漢書紀ト讀也云々、侍讀之時別讀之儀也、

式部大輔卽超者　同少輔　興　省掌

試衆之員同寮試人、詩者大卿作之給試衆等、各清書持參、宿紙一枚書之也、以髮搔懸堺書之也、見舊草、

〔桂林遺芳抄〕一郡事屋申文事

家記曰、郡事申文者、試衆申大卿之狀也、號輔宣○又云、郡事申狀之時者、大卿召省掌、獻策事具哉之由被尋、已具之由令申、仍有行容之事也云々、

瑞雲院贈左府○藤原政綱記云、申文ノ袖ニ、式部大輔署ヲ加フ、是ヲ輔宣ト號ス、高檀紙二枚ニ書テ、內內狀ヲ副テ遣之云々、又云、輔宣ヲバ、當日省家ニ下云々、

此屋在式部省裏、於此處行課試之儀事、上古以來之定例也、此屋立床子、題者、問頭、秀才、各列着而行之、然近代式部省已下退轉之後、於西廳行之者、非分之儀也、仍尙准此廳、於郡事屋之間、不失舊規、付

申文於大卿、大卿任例加袖書返給、是云輔宜也、强紙一枚書之、〔不替歟狀也〕以一枚爲裏紙、卷加內狀中遣之也、此署必草名也、上古之儀者不知、近代分如此也、

舊草

依請者

式部大輔菅原判

文章得業生正六位上藤原朝臣定光、誠惶誠恐謹言、

請殊蒙輔宜於郡事屋奉試狀

右定光謹檢案內、省官不具之時、於件屋被行課試者、是例也、望請輔宜、於件屋被行奉試、將遂楊歷之業矣、定光誠惶誠恐謹言、

應永三年十一月　日　　文章得業生正六位上藤原朝臣定光

內擧

定光獻策、明日必定候、郡事申文獻之候、御署可申請候、恐惶謹言、

十一月廿六日　　象宜

式部大輔殿

依請者

大輔菅原判　迎陽御署也

文章生正六位上藤原朝臣量光、誠惶誠恐謹言、

請特蒙輔宜於郡事屋奉試狀

右量光謹檢案內、省官不具之時、於件屋被行課試者、是例也、望請輔宜、於件屋被行奉試、將遂楊歷之業矣、量光誠惶誠恐謹言、

應永十五年十二月　日　文章生正六位上藤原朝臣量光

內擧

量光郡事申文進之候、任例可成賜輔宣候、仍執達如件、

十二月十九日　性光（日野東洞院權大納言入道俗名資敎）同

謹上　式部大輔殿

依請者

權大輔判

〔桂林遺芳抄〕一郡事屋當日事

同記（○瑞雲院左府記）云、舊ハ向朱雀門代、今ハ官廳ニテ行之間、向郁芳門代、秀才、車ニ乘ナガラ、轅ヲ壇ノ上ニ引懸テ、鞦ハ牛ニ解懸也、此所ニテハ北上也、舊ハ上達部車ヲ立並、侍臣儒士以下訪來人々、門ノ內外ニ徘徊スル也云々、

略次第（御鱗草也）

刻限、人々參集、試衆在南門邊、輔於郁芳門下車、典省掌等迎謁、題者入自東門、經正廳後、着西廳北第二間床子、（東面）次問頭着床子、（東面）於西廳南端之壇下着靴、（向南着之）經壇上入當間、着北第三間床子、次典省掌等着座、次輔召典、（二音、或脫靴、）典參進、召試衆之文書、（或先召硯、硯持參之時、召文書、近代硯兼置之、）典向南門、取試衆之文書、（課試問頭等宣旨、幷郡事申文、）入覽筥參進、置輔前床子、輔見文書、如元入筥、次輔召典、仰試衆可召之由、典向南門、引試衆、試衆（先於西廳東庇南端向南門着靴、）經西廳東庇壇下、入當間、着北第三間床子、（西面）次輔書題、（兼書儲、自懷中取出、納筥、）（先移入筥中之文書於硯筥、題許入筥、）次輔召典給題覽神座、（置文臺、）典覽畢持歸、置問頭之前床子、次問頭見題、畢如元納筥、次書問、（兼書儲之、自懷中取出、）加入題筥目典、典取之置輔前、次輔披見、（乍筥中見之、）問畢召典覽神、典覽畢、召省掌、（二音、）省掌參進、典取題幷問後手（留）授省掌、省掌又後手（留）取之、立試衆前、又後手（留）授之、試衆乍座取之、

取副笏揖起座、入小屋、此間或問頭退入、次試衆入小屋二拜、立箸於饗膳、置策文於前机、拔箸、典取策文覽神座、次試衆出小屋、改着淺沓、進神前二拜退出、

判次第

西廳北第一間設神座、輔着第二間座、(東面、)次判儒各着座、(向輔、北上西面、)次饗膳三獻之後撤之、次開見、(典於輔前、)(解櫃封、)先是判儒退座、次神座前敷講師座、此間判儒復座、次典持策文、(納筥、)置神座前机、次判儒一人着講師座、(自座前進、)典勤讀師、次講師讀畢復座、次典覽策文於輔、次第見下之、又取上之、次判儒書評定文、(兼書儲之、)次第加署進輔、輔同加署下典、令納筥封之、次自下﨟退出、

〔桂林遺芳抄〕一試衆小屋事

瑞雲院贈左府(○藤原兼綱)記云、此屋事、舊例ハ然ベキ上達部此屋ヲ作儲也、建仁度ハ、花山院左府爲中納言被相訪、貞治度ハ勘解由小路中納言實宣卿被相當畢、近來事ハ、試衆トシテ大學寮ノ寮官ニ仰テ沙汰ヲ致也、秀才兩人ノ時、上﨟小屋ハ北ニアリト云々、此屋事、近代分者、式部省年預男令沙汰也、非大學寮寮官之沙汰者也、凡文書等、同彼年預男獻策後日皆加年號位署、問頭許ヘ持來也、

〔殿暦〕康和三年八月廿二日辛亥、亥剋許參御前、申云、是綱朝臣申可被預于省試判之由、件事何樣可候哉、隨仰左右可進止候、勅答曰、件是綱、當道理者何事哉、但若正家朝臣ヤ訴申ヲ、省試延事やあらん、可思量也、承仰退尋處、聞不可訴之由、仍以其旨、頭辨重資奏了、　廿三日壬子、辰剋許、頭辨來云、夜前所令申之是綱朝臣省試判事、早可仰下也、彼式部大輔申不可訴申之由者、謹奉仰旨、頭辨則退、次差使爲房朝臣許、仰可仰下之由、午剋許、正家朝臣請文ヲ以長隆ニ所送也、　廿四日癸丑、昨日省試、進士詩各持來、或使持來之、或自持來之、亥剋許、藏人重隆內覽、省試詩於鬼間見之、見了奏聞、

〔台記〕久安六年四月廿八日甲戌、式部少輔範兼行省試云々、上古有此例云々、近代未聞、

〔雲州消息(上末)〕明日可有省試云々、相知學生應進士擧、仍可向省門、雲客一人難進如此之場、左兵衞

古代秀才進士試

佐可相訪學徒之由云々、貴殿若無指御障、令同道給乎、時人可謂三獨之坐、謹言、

極月十一日　　　左近衞中將藤原

謹上　新少納言殿

可參省門狀

右學徒奉試之中、有一師匠、所謂菅生也、今泝李門之浪、盍訪杏壇之風、一字千金、德馨難忘、題抄擬作相求可給、爲借彼生也、短晷之比、早旦可令會合給也云々、袋硯用物吉、江秀才之許遣召可給、文道之大事、人之大節也、謹言、

卽事、　　　少納言

〔令義解四選敍〕凡秀才、取博學高才者、謂、博學者、博渉羣籍、學通其大體、卽與博學文義稍異也、○中略皆須方正淸修、謂、方、亦正也、修、修整也、名行相副、

〔丹鉛總錄十〕秀才

趙武靈王論胡服云、俗辟民易、則是吳越無秀才也、秀才之名始此、後再見于賈誼傳、六朝遂以此爲取士之科名云、

〔漢書六帝紀〕孝武皇帝○中略元封五年四月詔曰、○中略其令州郡察吏民有茂材異等、應劭曰、舊言秀才、避光武諱稱茂材、○中略可爲將相及使絕國者、

〔令義解四考課〕凡秀才試方略策二條、謂、方、大也、略、要也、大事之要略也、文理俱高者爲上上、謂、文、辭也、理、義也、文高理平、理高文平爲上中、文理俱平爲上下、文理粗通爲中上、文劣理滯皆爲不第、

〔令集解二十二考課〕釋云、師說云、方略无端也、多聞博覽之士、所知无端大事、假如顏淵短命、盜跖長生、禍善福淫、何其爽歟之類也、古記云、秀才謂文章生也、方略謂无端大事也、多聞博覽之士、知無端、故試

以无端大事也、假令試問云、何故周代聖多、殷時賢少、如此事類二條試問耳、一云、問云、何故馬者大行之後開地、犬者小行之時上足、是亦爲无端事也、

〔唐六典四禮部〕凡擧試之制、每歲仲冬率與計偕、其科有六、一曰秀才、試方略策五條、此科取人稍峻、貞觀已後遂絕、

〔文獻通考二十九選擧考〕擧士〇中略秀才之科久廢、而明經雖有甲乙丙丁四科、進士則甲乙二科、自武德以來、明經唯有丁第、進士唯有乙科而已、進士大抵千人、得第者百一二、明經倍之、得第者十一二、

〔令義解四選敍〕凡〇中略進士取明閑時務幷讀文選爾雅者、

〇按ズルニ、進士ノ字ノ出所ハ、俊士ノ下ニ、禮記王制ノ文ヲ引ケリ、

〔令義解四考課〕凡進士試時務策(謂時務者、治國之要務也、假如既庶又富、其術如何之類也、)二條、帖所讀文選上袟七帖、(謂帖者、安也、言於字上安物諳讀令過也、)爾雅三帖、其策文詞順序、義理愜當、幷帖過者爲通、事務有滯、詞句不倫、及帖不過者爲不、帖策全通爲甲、策通二、帖過六以上爲乙、以外皆爲不第、

〔扶桑略記六聖武〕同年〇神龜五年始進士試、〇又見濫觴抄

〔朝野群載十三紀傳〕登科記云、神龜五年戊辰始行進士試、少輔菅原清公、

〔二中歷十二登省〕文章生

神龜五年戊辰有進士試云々、少輔菅原清公云々、

〇按ズルニ、神龜五年始メテ進士ノ試ヲ行フトアルハ、令制ニ從ヒテ施行セシモノナラン、然ルニ、其下ニ少輔菅原清公トアルハ、試驗官ノ事ナランガ、清公ハ公卿補任ニ據ルニ、仁明天皇ノ承和九年七十三ニテ薨シタレバ、年代合ハズ、且ツ二中歷ニ是ヲ以テ文章生ノ試トナシタルハ、後世ノ制ニ依テ言ヒシモノナラン、

俊士試

〔桂林遺芳抄〕一寮省之試事〇中略

或記云、聖武天皇神龜年中、始進士試、進士及第例承和六年春、五星若連珠詩、及第三人、三月廿日判少輔藤原氏宗朝臣

孫王茂世王、桓武御後仲野親王男　三原永道、文長河、

登科記云、式部卿是忠親王二男、進士及第、式瞻王、

〔本朝文粹二官符〕太政官符〇版本缺、據一本補、

應補文章生幷得業生復舊制事格

右得式部省解偁、大學寮解偁、文章博士正五位下都宿禰腹赤牒偁、天平二年三月廿七日格偁、文章生廿人、簡取雜任及白丁聰惠、不須限多少者、而省去弘仁十一年十二月八日符偁、太政官去十一月十五日符偁、案唐式、昭文崇文兩館學生、取三品已上子孫、不選凡流、今須文章生者取良家子弟、寮試詩若賦補之、選生中稍進者、省更覆試、號爲俊士、取俊士翹楚者、爲秀才生者、今謂良家偏據符文、似謂三位已上、縱果如符文、有妨學道、何者大學尙才之處、養賢之地也、天下之俊咸來、海內之英並萃、游夏之徒、元非卿相之子、揚馬之輩出自寒素之門、高才未必貴種、貴種未必高才、且夫王者之用人、唯才是貴、朝爲厮養、夕登公卿、而況區々生徒、何拘門資、竊恐悠々後進、因此解體、又就中文章生中置俊士五人秀才二人、至于後年、更有勅旨、雖非良家聽補之俊士者、良家之子還居下列、立號雖異、課試斯同、徒增節目、無益政途、又依令有秀才進士二科、課試之法、難易不同、所以元置文章得業生二人、隨才學之淺深、擬二科之貢擧、今專曰秀才生、恐應科者稀矣、望俊士永從停廢、秀才生復舊號、選文章生、依天平格、謹請處分者、寮依解狀申送者、省依解狀、請官裁者、正三位行中納言兼左近衞大將春宮大夫良峯朝臣安世宣、奉勅依請、

天長四年六月十三日

〔公卿補任淸和〕貞觀二年

文章生試

參議從四位上春澄善繩〇中略
天長之初奉試及第、被補俊士、〇一本作文章生、四年三月日常陸少目、五年十一月日賜姓春澄宿禰、後爲朝臣、停俊士之號、補文章得業生、

〔三代實錄十七清和〕貞觀十二年二月十九日辛丑、參議從三位春澄朝臣善繩薨、〇中略後改宿禰爲朝臣、停俊士之號、補文章得業生、七年對策、詞義甚高、式部省評、處之丙第、

〔唐六典二十一國子監〕四門博士、掌敎文武官七品已上及侯伯子男子之爲生者、若庶人子爲俊士生者、
禮記王制曰、命鄉論秀士升之司徒、曰選士、司徒論選士之秀者升之學、曰俊士、隋書志曰、舊國子學處士、隋志處士作生限以貴賤、梁武帝欲招來後進、五館生皆取寒門俊才、不拘員數、卽今之俊士也、

〔禮記註疏十三王制〕命鄉論秀士升之司徒、曰選士、註移名於司徒也、秀士鄉大夫所考、有德行道藝者、〇中略司徒論選士之秀者而升之學、曰俊士、註可使習禮者、學大學、升於司徒者不征於鄉、升於學者不征於司徒、曰造士、〇中略大樂正論造士之秀者以告于王而升諸司馬、曰進士、

〔山堂肆考三十五考科〕選士、俊士、
禮王制、命鄉論秀士升之司徒、曰選士、司徒論選士之秀者而升之學、曰俊士、升于司徒者不征于鄉、升于學者不征于司徒、曰造士、大樂正論造士之秀者而升諸司馬、曰進士、隋大業中、始置進士之科、

〔延喜式二十大學〕凡擬文章生、每年春秋簡試、以下第已上者補文章生、縱落第之輩、猶願一割、聽任擧之、

〔後漢書三十七列傳〕班超傳〇中略
建初三年、〇中略乃上疏請兵曰、〇中略昔魏絳列國大夫、尙能和輯諸戎、〇註略況臣奉大漢之威、而無鉛刀一割之用乎、賈誼曰、莫邪爲鈍兮、鉛刀爲銛、楚詞曰、捐棄大阿寶刀兮、

〔朝野群載九功勞〕請特蒙天恩因准先例依運造圓德院內檜皮葺八間四面堂五間一面廊等各一字幷鏤造同堂金物等功被拜任左右衞門尉闕狀

右家重、謹檢案內、爲文章生之者、雖無所募拜除金吾古今之例也、何況申請別功之輩、必浴朝恩、爰去寬治二年閏十月十二日宣旨偁、應令文章生源家重以私物運造圓德院內堂一字廊一字、依其成功、不待次第任左右衞門尉最前闕者、家重殊勵微力、不日造進、請取司覆勘先畢、其後家重蒙宣旨、可鑄造進件堂金物等者、同致其勤亦畢、頻成莫大之殊功、未遂警衞之宿望、就中苟爲功臣之胤、早釣貢士之名、況爲藏人所雜色之者、朝撰異他、採擇之間、誰謂非據、望請天恩、因准先例、依件功、被拜任金吾、將竭夙夜之節矣、家重誠惶誠恐謹言、

康和二年七月廿三日　　藏人所雜色散位正六位上源朝臣家重

〔延喜式十八式部〕凡補文章生者、試詩賦、取下第已上、若下第之輩、猶願一割者、不限度數試之、

○按ズルニ、文章生ヲ補スルノ法、大ニ天平二年ノ制ニ異ナリ、但シ其何ノ時ニ濫觴スルヲ詳ニセズ、

〔桂林遺芳抄〕一登省當日事（書次第）

先寮試

其儀寮頭向西廳着床子、（北第一間南面有前床子）次翰林着同床子、（北第二間西面有前床子）次試衆着長床子、（北第三間北上西面有前床子）次寮官持貢擧（入筥）置寮頭前、次寮頭取之置前床子、返空筥、次寮官置積文於頭、翰林、試衆前、（只紙一枚也）次頭曰箳、次頭曰令讀與、次試衆上﨟讀書、（史記五帝本紀也）次頭鳴笏、次寮官云、學生日暮タリ、軸本十放チ候ゾ物ノ樣ハ見ヘ候タリ、アツハ、レ朝ノ寶也、次學生退、次寮官申云、奉試學生正六位上菅原朝臣（名字）ーー文義俱得タリ注ス、次下﨟試衆次第同前、次自下﨟退、

次省試儀

其儀、西廳北第四間立大卿床子、（有前床子東面）同第四間立少輔床子、（有前床子西面）第五間立長床子、（試衆座西面）第七間立典床子、其後立省掌床子、（北面）剋限、大卿少輔等着靴着床子、次典覽寮解、輔見之返之、次輔以典

試衆可進之由仰之、次試衆同時着床子、（北上西面、堂監扶持之、）次典省掌着床子、（西上北面）次輔召典置硯於輔前副紙兩三枚置之、次輔書題、（其由也、茶設之、）次輔目典、典來輔前、輔召宮典持參入題給之、次典授省掌、省掌置文臺退、次省掌取題來試衆前、後佐末（留）授之、試衆取題見之授次試衆、次第授省掌、次試衆退、（自下臈）次試衆入小屋、立箸則拔之出小屋、

案入小屋之儀者獻詩也、其間行饗膳、仍立箸也、詩彙書儲之令懷中、入小屋先取出詩於懷中、置小屋第二棚上、後可有饗之儀也、詩自身分（留）彙大卿作給、淸書計試衆之沙汰也、如策文問頭博士之書與歟、然則小屋儀亦可同獻策之儀也、舊次第續目計之條不巨細者也、

次判儀輔座、（北上東面）判儒向輔座、（北上西面）翰林已下一列着座、次評詩、次判儒一人書評定文、加署進輔、次第加署後退出、

〔桂林遺芳抄〕一寮省之試事〇中略

一詩事

其作必五言也、句之數大略六對十二句也、六十字注之、或八對十六句也八十字注之也、韻字之置處又不定也、舊草分一之句二之句四之句第六之句第十之句等也、料紙宿紙也、懸髮搔之堺書也、端作二行者竪之堺許也、詩者每字有堺、橫竪之堺也、倘見舊草矣、

八十字篇

五言奉　試賦得海內同悅詩一首（以平爲韻、八十字成篇、）　蔭子正六位上菅原朝臣時長

海內誇皇德　相同悅伏情　聖君施政敎　士庶樂休明　世賀村閭富　民淳區域平

衆星拱紫極　仁雨洽蒼生　俗有康哉詠　風振穆若聲　巖廊垂拱後　郡國獻琛程

赤縣賜無事　黃河過一淸　雖陪春省試　恥隔幼聽名

曆應三年四月廿六日

〔類聚符宣抄九〕文章生試

文室朝臣長者　　藤原朝臣有風

同　興範　　土師連胤

惟良高望

右大臣宣、件長者等五人、宜レ令レ預二春文章生之試一、

貞觀八年閏正月十五日　　少丞藤原善友奉

正六位下清原眞人善胤

蔭孫從八位上藤原朝臣有風年廿八

少輔從五位上高向朝臣公輔傳宣、中納言從三位藤原朝臣基經宣、件人等、宜レ預二文章生試一者、

貞觀十一年十月廿八日　　大錄高村忠雄奉

學。生。高向利恒

大輔從四位下橘朝臣廣相傳宣、右大臣宣、奉レ勅、件人宜レ預二文章生之試一者、

元慶二年二月十九日　　大錄大和宮雄奉〇中略

從八位下秦忌寸基貞

中納言源朝臣昇宣、奉レ勅、件基貞、宜レ預レ試擬二文章生一之例一、

延喜九年五月八日　　大外記阿刀宿禰春正奉

〔菅家文草詩三〕途中遇二中進士一便訪二春試。二三子一

遇逢二知友一立二中途一、便謝二諸生怨二舊儒一、補逸書篇三百字、補二逸書一試題之、不レ知レ詎得二一明珠一、

〔本朝世紀〕天慶八年十月廿九日壬辰、今日式部省有二擬文章生試事一、其題云、奉レ試賦レ得二功名重二山岳一、七言八韻、每レ可レ用二漢高祖功臣名一者、式部大輔兼東宮學士從四位下大江維時朝臣出題、權大輔藤原有

聲朝臣爲上﨟、而猶下﨟之人出之、

〔日本紀略 村上三〕天曆元年十二月七日丁亥、此日下登省學生宣旨、　八日戊子、省試、

〔日本紀略 村上四〕天德元年十月三日丙辰、於式部省有文章生試、當省少輔元夏給御題、氷淸玉潔、

〔日本紀略 村上四〕天德二年五月十七日丁酉、式部省行擬文章生試、題云魚登龍門、五言十韻

〔朝野群載 八別卷〕式部省

請被當省丞不依拜任次第依著座恪勤勞狀〇中略

爰諸道得業生等、難滿七年之限、難歷一度之試、又擬文章生者、每年有奉春秋之試、則爲朝典載在式條、然而二三箇年之間、纔所行者一度也、是以成業之企、皆臨暮年、奉公之期、各待何日、〇中略

應和元年六月廿日　　從四位下行少輔大江朝臣重光

〇按ズルニ、村上天皇ノ頃、政道陵遲シテ、文章生ノ試モ、旣ニ每年行ハレザリシコトヲ知ルベシ、

〔類聚符宣抄 九〕學生藤原嘉時　　平敦孝　　藤原惟賢

右左大臣宣、奉勅件等人、宜仰式部省令奉文章生試者、

康保五年六月十三日　　少外記大藏弼邦奉

〔類聚符宣抄 九〕右大臣宣、奉勅、去六月十三日省試、式部大輔大江重光朝臣、令奏聞、其題云、米草生郊、以農爲韻、五言十二韻者、即勅定仰下了、而學生等所進之詩、以助爲韻、五言十六韻云々、爰以農字改助字、替十二韻成十六韻之由、令辨申之日、所進申文之旨、與彼日令奏之詞、其韻相異、其旨不同、仍雖令進其由過狀、左右遁避、徒過多日、須停釐務之由、召仰本省者、

康保五年〇原作三年今改七月廿五日　　大外記菅乃朝臣正統奉

〔類聚符宣抄 九〕右大臣宣、奉勅、去六月十三日省試、式部大輔大江重光朝臣、令奏其題之後、暗增韻數、

亦改韻字、事乖綸旨、理豈然乎、因玆令進過狀之日、頻稱故障、空送多日、仍停舉務之由、以去月廿五日宣旨已了、今須仰權大輔菅原文時朝臣、早令開見彼詩、兼與諸儒依例評定者、

康保五年八月五日　大外記菅乃朝臣正統奉

〔類聚符宣抄九〕右大臣宣、奉勅、式部大輔大江重光朝臣、依去六月十三日文章生試題失錯、令進過狀之日、左右遁而不進、仍停舉勢已了、重令勘問之間、遂以進過狀、今須殊准寬典、可預舉務之由、宜仰彼省者、

安和元年九月十四日　大外記菅乃朝臣正統奉

〔日本紀略冷泉五〕安和元年十月八日戊午、今日式部省可有文章生試也、仍學生三人登省、而本省下部等、去月禁獄、無人役仕、已以停止、古今未曾有事也、

〔日本紀略花山八〕寬和元年閏八月廿三日甲子、今日省試、題云、昭華玉、題中取韻大輔齊光下云、宣旨學生三人、卿宣一人登省、

〔日本紀略一條十一〕寬弘四年二月十四日辛巳、省試、諸判及第之者十三人之外、勅命三人、

〔百練抄後一條四〕寬仁二年十月廿二日、行幸前大相國道長〇藤原上東門院第、有文章生試、〇中略皇太子後〇朱雀參上、

〔爲房卿記〕寬治四年五月四日戊辰、去月二十七日、諸儒於陣頭所撰上之擬文章生詩十二枚、以余藤原爲房〇被下左大臣、後房〇源仰云、行幸奉試之時有餘進士例、重隨正闕可令撰上、民部卿經信源大納言、師忠治部卿、明後左衞門督、家忠大藏卿、長房左兵衞督、實後右大弁、通後左大弁匡房等候座、左右大弁着南座、左府自本被着圓座上、自餘諸卿着北座、年々記宰相以上左右分着者、納言同可分着南座歟、判儒散位行家朝臣、文章博士成季朝臣、敦基朝臣、式部少輔在良等、依召參着參議座、南上西面次被下詩、次第評定、在良撰上八枚、大江廣房、同通景、夏知仲、同安祐、文室相忠、夏園楨、菅原淸能、同宣資等作也、留四枚了、諸儒同之、或者云、前一日於右大弁第致其沙汰、諸儒選文、宛如省試、礫々云々、左府卽被奏覽之、先是被定藤長定、同宣遠、同秦盛等三人申文、是加

(詩入宮、自御所被下給也、各中狀無理云々、仍不被奏之、〇中略)國棟詩左大弁被申云、堯舜對義實尤叶其詮者、淸能作伶人條、舞人伶人何不交哉者、又宣資作靈光句、大極殿宴序作靈充之由、在良所申也、件子細被奏院、兩度院宣不知食事也、左右相計、早可被仰下者、重被問諸卿、且可被優恕歟者、件八人可爲文章生之由卽被宣下、左大臣被下左大弁、依爲式部大輔也、次落第詩十五枚幷余被返上、留御所判儒等退去之後被問諸卿、宇治取(黃金御正體實否實檢條)可遣誰人哉者、人々定、可遣史歟、

〔中右記〕寬治八年(〇嘉保元年)六月八日丁丑、今日有省試、右少弁有信(二男有光)登省、彼有信一家之上、又爲文章之師匠、仍爲來訪、未時許向省門邊、人々濟々、車馬如市、申一點大輔(匡房公也)相被來、入從朱雀門東小門、着省正廳、(件正廳燒亡之後造畢、初有試也、)學生廿人着座、(以宣旨學生爲第一上﨟、)詩題下之後、人々漸退出、題者被歸、十日、今夜有省試、判者省官、兩文章博士之外、是綱朝臣、有信預判、(件有信超上﨟三人、信綱、友房、公仲、參列、有憂欝、日沙汰云々、)學生詩十八枚判上也、(本數十五人、餘進士三人、)題云、宣德以詩、(以諸爲韻、八十字成篇、)八貫韻謳謠也、或人談云、此題文選之詩也、於貫韻者注文者、以注文爲貫韻事、頗不心得事歟、但先例一兩度、以注文爲貫韻、又何事在哉、

〇按ズルニ、宣德以詩ハ、晉ノ張協ノ七命ノ句ニシテ、收メテ文選ニアリ、

〔永昌記〕天永元年三月十九日丁巳、今日有省試事、仍相具朝隆向省門、(列車相具府生一兩、)擬生乘車廻朱雀門壇並立、(朝隆車立東一、)來訪人廿餘輩徘徊壇上、剋限漸移、尙以無音、仍以使者令觸大輔之處、相扶所勞可罷着者、(今朝參着、假臥後廳者、)重以御敎書趣觸仰之處、氏院生徒已漏貢舉、文章博士云、大學頭沙汰者、答云、稱追貢舉兩度貢舉、是故實者、卽是抑留之甚也、(今朝守剋限可行省試乎、後始事篇章未修、可停止寮、省官退出、然氏院學生可令登省之由給御敎書也、)如此間光景漸沒、尙未參着、日沒之後、初以行事八省官生徒催可着之由、試衆各下車卒參、朝隆前行、予(〇藤原爲隆)以下成群、淸泰相續參向、泰仲朝臣等輩又相伴、自餘學生等後群來列之幔外、(廳屋射三間曳幔、屏跡曳之、東南有幔門、)頭之大輔入北門、餘官又同參着、(省官在砌、)堂監公學生次第參入、(左手持役、硯脊杖、)各着長床子、(前在硯臺、)大輔給題、省官傳給學生云々、次第書取、各起座、氏院生徒三人入小屋、(國明、廣壤、宗友、)自餘生徒不出幔門、卽返賦給

冊葉、即置文臺、各退出、先是大輔先出、院衆獨凝風情、思成詩篇、可謂七步才、此間潛請印畢、省官退出、置資文、暫以停立、觸子細之號、件詩陳不能請印之由、爲文道爲公事所爲之旨、殆涉非常、馳參大內、頭大夫令奏事由、依攝政殿藤原忠實仰、召遣置祿、爾使者再三往反、頭歸參、更同封、三人詩草、請印已畢者、匪云、天子蒔考、以氏爲約、以惠民爲官約、後日被尋問、已非本文、恣以巧出、但惠民出尙書、仍非官約敎、

〔兵範記〕仁平四年六月廿日壬寅、貢士等登省也、信義營々出立、今朝修諷經於所々、賀茂、平野、北野、祇園、此外佛寺兩三所行之、未剋可參會朱雀門之由、豫有大卿命、午後小男平信範着束帶、巡方帶、他事一同寮試日、下庭、令漏剋博士賀茂周憲反閉、呪終、陰陽師退間、於中門砌與祿、白褂一重、侍信政傳之、次貢士乘車、隨身臂袋、在納物、具深沓、相向朱雀門、下官連車相具、此間試衆車門壇下立連、扶持人々、自地語濟々焉、小男車立東邊、解試衆懸轅於壇上、仍以東爲上、可然之貢士車立東邊、又公卿毛車引立東仗舍西面、雲客以下於同舍西南邊下車、大略車在同舍東方、不立混他車、故實也、右少弁資 攝津守俊 以下扶持人七八許輩被來訪、試衆十五人皆悉參集執行、堂監季資隨參檢知、次式部大輔永範朝臣參入、着巡方帶、錄以下迎向、大卿下車入朱雀門東脇門、省官前行敬禮斂正、大卿着後廳座、應天門南面引幔敷設居饗、件事等本省皆勤仕云々、爲其座、丞以下省官同着座、盃酌三獻云々、饌了堂監依本省催、告試衆可進由、次試衆下車扶持故人等相從向省南門、次試衆懸臂袋於左、長和平相公(親信)臂袋依重代物在家、今度用之、納干祿字書、遣紙一帖、硯墨筆各一、紙屋紙三枚、或入溫紙於硯、或入硯瓶、是爲書寫題字也、又切韻押韻等入之、今度强不入、縫裾、但平幸不縫、是依皇嘉門院判官代大卿兩儒等豫議定、准宣旨學生不令縫也、着深沓、他人用五位靴、尤無謂事歟、此間大卿并丞有保以下起饗座東行、錄以下前行、斂正如初、入自省西門、着本省床子座、正廳跡任舊基立諸司幄、其中央東方立文臺高机、其以西迺北立大輔丞錄等床子、南東上、典座在西中央、南東面、文臺以南迺南東西行立試衆床子、北面東上、省掌座在壇下、未申邊□□當正廳中央、南庭大學寮造小屋一宇、儲饌設、雜事西面開□□懸簾、南庭南東西三方立庭幔、庭中在版石、次堂監率試衆在南門內、行昇列次第、不依貢學次第、隨當時議定也、次依大卿命、典季信召省掌、省掌正武高聲稱唯、奉宣令召試衆、次大學寮史生兼元先例允以下引率之、近代史生勤之、非也、率入第一學生藤尹賴少輔範兼擧、依高年才人、爲令正禮法、令進第一云々、是故實歟、第二信義引擧殿下學第三平康弘新院分以下并十五人重行進入、堂監於南幔門檢知次第、試衆等北行就版石、寮官退去、省官相替率

引試衆、進着床子座(東上北面)、次典覽文書於大卿以下丞錄、次大卿書題自賜典、典入覽筥先安文臺、更取下召省掌、下座頭試衆尹頼、尹頼取出臂袋硯紙筆等書取之、題四道治政治、(以民爲額)以正文傳信義、信義下、次々學生、次尹頼以下起座入小屋賦作業、(大卿令歷身親門生等居小屋中分賦之、書紙屋紙、五言八十字成篇、)入臂袋出小屋、次尹頼以下如初、各經庭中進寄文臺下安之、(有論文)經本路退去於南門、撤臂袋脫深沓、扶持人々相從出朱雀門退去了、于時晚頭也、

於朱雀門差宗親奉大卿亭、請賦文了、

少年者登省之間、不堪窮屈、早以退出、仍奉使者之由令語示也、歸華之後持來賦文、

廿四日丙午、式部省官人等來臨、文章生試十五人、告被下及第宣旨之由、信義在其中者、給祿謝遣、史生一人(六丈絹一匹)省掌一人(同布一段)使部一人(手作布一段)

殿下御分貢士祿法存此式、不及盃饌、又省官員數前例如此、守杭事也、

登省輩十五人貢擧次第

藤原光親(守光男)　同正棟(惟俊男)
同尹頼(故學生知通男)　惟宗孝賓(故大夫史孝忠男)
大中臣頼仲(故散位家成孫)　(關白殿)平信義
(左府)藤憲孝(藏助爲經男)　大江國道(史大夫國長男)
橘俊光(正遠男)　(新院)平康弘(家弘男)
藤廣康(故廣兼猶子)　藤知孝(前日向介俊光男)
中原成敎(外記大夫則基男)　大中臣永成(濟親卿猶子)
中原清業(史大夫清貞男)
正闕八人秀才三人(四月廿日獻策替)　餘貢五人(光親　憲孝　孝賓　康弘　信義)

〔公卿補任 後堀河〕寛喜四年 貞永元年○

非參議從三位菅淳高 中略○

壽永元十二廿六補文章生、六歲○文治四正廿三任越前大掾、同六――補今宮侍者、建久六五廿七給穀倉院學問料、廿同九三十二藏人、六月八補文章得業生、正治元正三獻策、同五日叙爵、藏人 中略○元久二正五從五上、策 承元二十廿七院昇殿、同五正五正五下、策 中略○建保二正五從四下、策

〔公卿補任 光明〕康永二年

非參議從三位藤家倫 中略○

正和四三八春宮藏人、不經文章生、同四月十七式部少丞、同十一月四轉大丞、嘉元四三廿八給穀倉院學問料、德治三二十四秀才、同八月廿六內藏人、延慶元十二卅蒙策試宣旨、題上萬菅藤長藤宣胤同二正三獻策、中略○同六日判、同十二日叙爵宣下、

〔桂林遺芳抄〕文章生者進士也、

〔桂林遺芳抄〕遂省試後號進士、略擬字也、

〔政事要略 十六〕又問、進士帶刀長共候東宮殿上之時、以帶刀長爲上、以進士爲下矣、是非之間意如何、

答、件坐次事、頗違理途、何者、如公式令者、先用位階、次用年齒、又案選叙令、至于進士已量及第之位、但於帶刀未見可叙之階、何以無位爲上、以有位爲下乎、猶如倒錯、尤可改易、況進士者文道也、文事在左、帶刀者武衛也、武事在右、此是聖人之法、不可乖違之者也、

〔菅家文草 七 祭文〕祭連聰靈文

維貞觀七年、歲次乙酉、九月甲子朔二十五日戊子、前進士菅 某 奉家君敎、以醴粟之奠、致祭于連聰靈、下略○

〔唐國史補〕進士爲時所尚久矣、〇中略得第謂之前進士、

〇按ズルニ、前進士ハ卽チ文章生ナリ、政事要略卷二十二、八月四日北野天神會ノ條下ニ記スル所ノ道眞ノ傳ニ據レバ、此時道眞ハ文章生ニシテ、卽チ進士ナリ、前ニ及第シタル進士ヲ、前進士ト云フコトハ、唐ノ韓愈ガ、貞元八年ニ進士ニ及第シテ(韓文公年譜)同貞元十一年宰相ニ上ル書ニ前鄕貢進士韓愈云々トアルト同例ナリ、

〔北山抄一二月〕上丁釋奠事

天慶五年二月、博士不參以前、阿波守雅量(〇量一本作豐)爲講師、舊進士也、

〔十訓抄二〕史大夫朝親と云者有けり、學生なりければ、こゝかしこに文師にてありきけり、若くて文章生にて有けり、殊外貌の長ければ、世人長面進士とぞ云ける、よのつねならず才こびたる者なりけり、

〇按ズルニ、文章生ハ進士ナルコト上ニ擧ゲタル諸書ニテ明ナリ、而シテ本朝世紀天慶八年十月二十九日ノ條、日本紀略天德二年五月十七日ノ條、幷ニ朝野群載卷八應和元年六月二十日請被當省丞不依拜任次第依著座恪勤勞狀等ニアル擬文章生ノ試ト云フモノモ、皆此文章生ノ試ナリト知ルベシ、

諸道得業生試

〔令集解三職員〕大學寮

釋云、天平二年三月廿七日奏、直講四人、(一人文章博士)律學博士二人、(已上同助教)明法生十人、文章生廿人、(諸取雜仕及白丁聰慧、不須限年多少也、)得業生十人、(明經生四人、文章生二人、明法生二人、算生二人、並取生內人性識聰慧藝業優長者、賜夏人別絁一匹布一端、冬絁二匹綿四屯布二端、食料米日二升、堅魚海藻雜魚各二両、鹽二勺、)

〔續日本紀十聖武〕天平二年三月辛亥、太政官奏偁、大學生徒既經歲月、習業庸淺、猶難博達、實是家道困窮、無物資給、雖有好學、不堪遂志、望請選性識聰慧藝業優長者十人以下、五人以上專精學問、以加善

誘、仍賜夏冬服幷食料、〈○中略〉詔並許之、

〔延喜式〈二十大學〉〕凡得業生者、明經四人、文章二人、明法二人、算二人、並賜夏冬時服、〈(中略)食法見大膳大炊式〉

〔西宮記〈臨時一〉〕諸道得業生〈以省解申官、賜官符、紀傳或奉勅、〉

〔中右記〕大治四年二月十三日、助敎信俊入來云、雜事之次第問云、春除目之次、文章生三人外國、其外又秀才兼國相罣事如何、共皆可催也、又問、諸道得業生與准得業生相並可給官哉、如何、答云、准得業生給官時、不被成得業生也、又明經得業生、與問者生共相並不給官者、

〔桂林遺芳抄〕一文章生後補秀才例

西曹始祖〈淸公御傳云、淸公者近江介從五位下古人四子也、父古人、儒行高世、不與人同、家無餘財、諸兒寒苦、淸公年少略涉經史、延曆三年、奉試補文章生、學業優長、被擧秀才、十七年對策登科、〈已下略〉

良賴卿申狀云、曩祖淸公卿、不至志學之齡、始給學問料云々、秀才爲志學之年、彼是之說契符歟、

又文章生後給料秀才例

菅原茂長卿御傳云、茂長者參議正二位長經卿男、本名俊長、正應三年三月廿八日文章生、〈于時七歲〉同四年二月七日給學問料、〈穀倉院〉同六年二月十三日補秀才、永仁二年、任因幡權少掾、同三年二月十二日對策、同十九日敘爵、〈于時俊長〉

〔西宮記〈臨時一〉〕諸宣旨

方略准得業、〈上卿奉勅、仰外記、外記仰省錄、〉正得業、依宣旨補時、自官仰下、

〔西宮記〈臨時二〉〕諸道得業生事〈北堂得業生者、以文章生廿二人中一人、爲得業生者、以文章生補時、以儒牒申官補之云々、〉

上卿奉宣旨仰官、令給官符於省云々、〈或依儒牒有省牒、〉

〔二中歷〈十二登省〉〕秀才

大江音人〈天長十年補進士〉

〔公卿補任 清和〕貞觀六年
參議從四位下大枝音人 中略
天長十年月補文章生、廿三承和四年擧秀才、五年任備中目、
〔公卿補任 醍醐〕延喜二年
參議從四位下紀長谷雄 中略
貞觀十八年春補文章生、字紀寛 元慶五年二月十五日讃岐權少目、文章得業生
○按ズルニ、長谷雄ハ元慶七年ニ至リテ更ニ對策シテ秀才ニ補セシ事、三代實錄ニ見ユ、後文ニ引ケリ、
〔菅家文草 十牒狀〕文章生從八位下紀朝臣長谷雄
牒、件人希顏不休、點脑須診、秀才之選、誠任斯人、仍充補如件、謹牒、
元慶三年十一月二十日　從五位上行式部少輔兼文章博士菅原朝臣
〔菅家文草 十牒狀〕文章生從八位上巨勢朝臣里仁
牒、件人稽古惟勤、日新可待、仍請補得業生之闕、如件、謹牒、
元慶七年十月十六日　從五位上行式部少輔兼文章博士菅原朝臣
〔菅家文草 一詩〕冬至日書懷奉呈田別駕
禮具誰羞履襪疎、千門共幸一陽舒、風光不辨徵和處、夜漏猶嫌冷夢餘、稱舊秀才春去後、喚前司馬歲來初、正元駕覺殊今日、再拜當煩手上書、橫任外官、滿年拋笏、儒生故事、行疑執紀、余兩有之、故聊此句、
〔本朝世紀〕天慶二年閏七月一日庚午、政後、上卿著宜陽殿、召在衛朝臣、仰國光被補秀才之由、
○按スルニ、本文秀才ニ補セラルトアルハ、則文章得業生ニ補スル事ニシテ、當時秀才ヲ以テ文章得業生ノ別號トシタルナリ、

〔公卿補任 陽成〕元慶八年

參議正四位下橘廣相〈○中略〉

貞觀二年四月補文章生、〈字朝綾〉五年三月十日、越前權少掾、〈○中略〉八月〈○六年〉八日、對策及第、

〔公卿補任 村上〕天曆四年

參議正四位下大江維時〈○中略〉

延喜十六年秋文章生、〈高風、迄秋〉十七年秀才、十八年正月美乃大掾、同廿一年六月廿日補藏人、文章得業生美乃大掾如元、

〔類聚符宣抄 九〕太政官符式部省

應補文章得業生正六位上藤原朝臣實範事

右得參議正四位上行式部大輔兼伊豫權守藤原朝臣廣業等去六月廿三日奏狀偁、實範者、故從三位太皇太后宮權大夫永頼卿孫、左少辨正五位下兼行文章博士東宮學士藤原朝臣義忠弟子也、丹螢取燿、披緗帙於芸幌之風、白鳳法夢、振羽毛於李門之月、見其偉器、斯以大成、謹檢舊典、擇文章生廿人中、才學拔萃者二人、補得業生、歷代通規也、縱無兩儒之吹噓、何不擧一族之英彥、伏望鴻慈、以件實範補得業生、弼勵鑽仰之志者、從二位行中納言兼右衞門督藤原朝臣實成宣、奉勅、宜補文章得業生菅滋經業死闕之替者、省宜承知依宣行之、符到奉行、

右少辨藤原朝臣　　左大史小槻宿禰

治安三年十二月卅日

〔朝野群載 十三 紀傳〕申秀才

請以文章生正六位上菅原朝臣實平被補文章得業生闕狀

右謹檢案內、文章生廿人之中、被置文章得業生二人、實仍以貢士必補茂才、事爲定準、不敢失墜、爰實

平者式部大輔輔正卿之孫、民部大輔爲紀朝臣之子也、承餘葉於儒林、久染菅家之風、播宏材於文苑、早泝李門之浪、彫龍之文太著、射鵠之志旣深、爰文章得業生藤原實仲、獻策之後徒送三年、未補其闕、然則有限堂役、勤可懈怠、秀才之運尤當其仁、望請天恩、以實平被補件闕、將令致泗河之勤、繼八代之業、仍勒事狀、謹請處分、

長曆三年二月日

〔師守記〕貞治四年六月二十一日戊申、請殊蒙天恩、以學生正六位上藤原朝臣資衡被補文章得業生狀、

右件資衡、正二位權大納言資明卿孫、權中納言從三位藤卿男也、去貞治二年正月給穀倉院學問料、然間、文章得業生菅原在輿已蒙奉試之詔、將遂大成之業、秀才有闕、資衡當仁、轉補之處、誰謂非據、況亦幼悟而誦經矣、漸及王駿之齡、聰惠而講詩焉、恐伴神駒之譽、偏抛鳩車之樂、克傳馬史之說、不擧如斯人、那可勵後輩、望請天恩、以件資衡被補文章得業生、專詒滲漉之惠、彌積鑽仰之功、仍勒事狀、謹請處分、

貞治四年六月七日　從四位下行文章博士兼越後權介藤原朝臣氏種

從二位行權中納言藤原朝臣公豐宣、奉勅依請者、

貞治四年六月廿一日　大炊頭兼大外記下總守中原朝臣師茂奉

〔桂林遺芳抄〕一補文章得業生事（文章生者進士也）

此事學生賜一官之義也、宣下後云文章得業生也、（或號秀才、或稱茂才也、但位署只文章得業生、）上古者通一經之時被登用補秀才也、今者翰林學士以簡試分歟狀、文章博士之擧也、仍云儒擧也、獻上宣旨也、雖儒擧於歟狀者、學生書調之送翰林兩所之亭、請加署也、位署悉書連於名字二字、兩人加之也、上首翰林必奥也、文章者四六也、料紙又同、給料歟狀消息又是同、年紀事、上古者九年或七年也、今者歷四ヶ年可申分也、雖

然例不定也、

瑞雲院贈左府〇藤原兼綱記云、給料后四ヶ年ヲ經テ秀才ニ登ベキ式法ナレドモ、只闕ニ隨テ申任ス、隨テ承久元年例ハ、翌年ニ轉任シキ、是ハ儒擧ト申テ、文章博士署ヲ加テ申ス、欵狀ヲ書調テ、翰林二人カ一人カ位署ヲ書テ、內々ノ狀ニテ、先上首、次ニ下﨟ノ翰林ニ遣テ、署ヲ取テ後、職事ニ付ク云々、

欵狀草

請殊蒙天恩以學生正六位上藤原朝臣兼宣被補文章得業生狀

右兼宣者、貞治七年給勸學院學問料、爰秀才兩闕有之、兼宣一闕當仁、登用之處、誰謂非據、況亦黃閣譜代之蹤、祖胤不淺、書齋競陰之學、幼聰呈譽、不擧若人、何勵後昆、望請天恩、以件兼宣被補文章得業生、將關茂才之業、令繼累葉之慶、仍勤事狀、謹請處分、

應安三年十二月 日

從四位下行文章博士伊豫權介藤原朝臣

正四位下行大學頭兼文章博士越後介菅原朝臣

諸道課試期

〔延喜式十八式部〕凡得業生、補了更學七年已上可課試之狀、依本司解申官、

〔延喜式二十大學〕凡得業生者、補了更學七年已上、不計前年、待本道博士擧、錄可課試之狀申省、國學生准此、

〔日本紀略一醍醐〕延喜十三年五月四日、宣旨、諸道得業生課試期、七年已上方略試、文章得業生幷擬文章生召博士上﨟二三人、

〔本朝世紀〕寛治元年十二月廿九日丁未

太政官符 式部省

應以伍個年爲限令課試諸道得業生事

右正二位行權大納言兼民部卿皇后宮大夫源朝臣經信宣、奉勅、諸道得業生本限七年爲課試之期、

而近代以來、兩三年之內、忝以奉試、宜仰彼省、自今以後、以五年爲課試期者、省宜承知依宣行之、符到奉行、

權左少辨藤原朝臣　　左大史小槻宿禰

寛治元年十二月廿九日

〔除目抄〕諸道課試及第勘文(立揭片紙、書銘課試及第勘文、近年紀傳之外無之、不加試者、可進二字、有他道之、同事ナ兩面ニ書也、)式部省進之、(丞錄加署、)明經、竿、明法等道課試、近年無之、

諸道得業生(紀傳謂之秀才、明經、竿、明法等道、謂之先生、)

文章得業生

給料學生以兩文章博士擧(蒙宣旨)補之、(秀才是也、)補文章得業生之次年、任外國掾、經七年之後、蒙宣旨獻策、(近年經三年之後獻策、爲內藏人之者、或二年獻策、)其後前文章得業生ト云、式部省入課試勘文、(課試ト云ヘ、獻策者遂業之者也、)

〔江次第抄 四〕諸道得業生

文章、明經、明法、竿道等也、先文章得業生者、爲學生之時、給穀倉院學問料、七年積螢雪之功、補文章得業生、蒙課試宣旨、遂及第也、其課試以前得業生當職也、以兼國勘文任諸國三分、爲兼國也、已課試已後、以課試及第勘文任京官三分、尻付可書前文章得業生也、此經次第道之本體也、

〔花鳥餘情 十一乙女〕いまはれうし、うけさせんとて、まづ我御まへにて心みさせ給、

是は、寮試うけさせんとて、まづ習禮し給事をいへり、學生を大學寮にて試を寮試といふ、試には史記をよましむる也、よくよみ得たる人を擬文章生補、擬進士共云也、凡儒業をつとむる人の、次第道をふるには、先補大學生、燈燭料を給はりて、九年の間螢雪のつとめをなして、功をつみて後、大學寮にて心みの時、史記をよましめて、難義を問、五條の中、三條に通じたるを及第とす、則文章得業生に補、さらに又橡樟七年といひて、くすの木は七年をふれば用にたつにたとへて、七年の

あいだ學問して、其後式部省にて課試をとぐ、先詩賦を作、次に策の文をかく、むかし是に秀才、進士の二科あり、秀才をば方略と云、方略は無端の大事と云也、獻策の時、問題にこたへてかく事きはめなき大事也、進士をば時務策といふ、令と云書に見えたり、今の世には、文章得業生二人あり、秀才のために、始より給料を給りて學問したる人也、其は方略の宣旨をくだされて、式部省にて課試せらるゝ也、又入學の衆の中に器量有時、博士是を擧すれば、大學寮にて試み、又史記をよましむ、及第の人を擬文章生に補す、かず廿人あり、是を式部省にて試て、詩若は賦をつくらしむ、及第の人を文章生に補、是を進士ともいへり、或は御前にて勅題を下て試らるゝ事有、文章生に補して後、さらに方略の宣旨を蒙て、課試をとぐる事もあり、進士は時務策たりといへども、方略の宣旨を蒙れば、方略の試也、文章生の方略をかうぶりて獻策する事は、當職の時と、又外國の掾になりたるときと、散位の時とにかふむる也、京官に任じて後は、不獻策ならひ也、或文章生さらに得業生に轉じて課試の例もあり、或は文章生にとゞまりて方略の試に及ざる事もあり、源氏夕霧の君は、いま此例也、朱雀院の行幸の次に御前試に詩を作て及第し給て、進士になりて、やがて侍臣の官に任じ侍り、

〔淮南子 十九 修務〕是故、生木之長、莫見其益、有時而修、砥礪礛堅、莫見其損、有時而薄、藜藿之生、蝡々然日加數寸、不可以爲櫨棟、楩柟豫章之生也、七年而後知、故可以爲棺舟、夫事有易成者名小、難成者功大、君子修美、雖未有利福、將在後至、

〔桂林遺芳抄〕一獻策號揚歷事

家記云、獻策又曰揚歷ト、奉揚庭之試也、又云歷試也、淮南子字歟、可見云々、

〔文選 六 京都〕魏都賦

優賢著於揚歷、匪尊形於親戚（向曰、優其賢才明其擧揚而歷試之、）

〔本朝文粹七書〕奉後江相公書　大江朝綱

謹言、久有所勞、不能隨例、乍承揚庭之期、似無參向之志、

〔本朝文粹三對冊〕神仙

參議正四位下行式部大輔春澄朝臣善縄問

問、〇中略子養材柳市、振響楊庭、

〇按ズルニ、楊庭多ク揚庭ニ作ル、上ニ引ケルガ如シ、今揚庭ヲ以テ柳市ニ對ス、養由基ノ故事ニ據リ、射術ヲ以テ對策ニ譬フルナリ、

〔周易彙義五〕夬揚于王庭、孚號有厲、告自邑、不利即戎、利有攸往、註、夬與剝反者也、剝以柔變剛、至於剛幾盡、夬以剛決柔、如剝之消剛、剛隕則君子道消、柔消則小人道隕、君子道消、則剛正之德不可得、直道而用、刑罰之威不可得、坦然而行、揚于王庭、其道公也、疏(中略)正義曰、夬、決也、此陰消陽息之卦也、陽長至五、五陽共決一陰、故名爲夬也、揚于王庭者、明行決斷之法、夬以剛決柔、施之於人、則是君子決小人也、王庭是百官所在之處、以君子決小人、故可以顯然發揚決斷之事於王者之庭、示公正而无私隱也、故曰揚于王庭也、

〔東坡全集七十〕賀文大尉啓

伏審、孚號揚庭、臨軒遣使、出節少府、授鉞齋壇、夷夏聳觀、兵民交慶、

〔山堂肆考三十五考科〕射策對策

孔氏雜說、漢射策與對策不同、射者謂難問疑義書于策、量其大小、署爲甲乙之科、不使彰顯、欲射者隨其所得而釋之、對者顯問以政事經義、觀其所對文詞以定高下、漢蕭望之、治齊詩射策甲科爲郎、匡衡家貧好學、從博士受詩、數射策不中、至九次乃中丙科、元帝朝爲博士、又給事中、建初三年遂拜相、

〔唐書四十四選擧〕太和八年、宰相王涯以爲、禮部取士、乃先以牓示中書、非至公之道、自今一委有司、以所試雜文鄉貫三代名諱、送中書門下、大抵衆科之目、進士尤爲貴、其得人亦最爲盛焉、方其取以辭章

類、若浮文而少實、及其臨事設施、奮其事業、隱爲國名臣者、不可勝數、遂使時君篤意以謂莫此之尙、及其後世、俗益媮薄、上下交疑、因以謂按其弊病、可以爲有司之責、捨是則汗漫而無所守、遂不復能易、嗚呼乃知三代鄕里德行之擧、非至治之隆、莫能行也、太宗時、冀州進士張昌齡、王公謹、有名於當時、考功員外郞王師旦不署以第、太宗問其故、對曰、二人者皆文采浮華、擢之將誘後生而敝風俗、其後二人者卒不能有立、實應二年、禮部侍郞楊綰上疏言、進士科起於隋大業中、是時猶試策、高宗朝、劉思立加進士雜文、明經塡帖、故爲進士者、皆誦當代之文、而不通經史、明經者但記帖括、又投牒自擧、非古先哲王側席待賢之道、請依古察孝廉、其鄕閭孝友信義廉恥、而通經者縣薦之州、州試其所通之學、送于省、自縣至省、皆勿自投牒、其到狀保辨識牒皆停、而其所習經取大義、聽通諸經之學、每問經十條、對策三道、皆通爲上第、

〔杜氏通典十七選擧〕雜論議中略〇中

開元十七年、略〇中洋州刺史趙匡擧選議曰、略〇中國朝唐〇擧選、用隋氏之制、歲月既久、其法益訛、夫才智因習就、固然之理、進士者、時共貴之、主司褒貶、實在詩賦、務求巧麗、以此爲賢、不唯無益於用、實亦妨其正習、不唯撓其淳和、實又長其佻薄、自非識度超然、時或孤秀、其餘溺於所習、悉昧本源、欲以啓導性靈、奬成後進、斯亦難矣、故士林鮮體國之論、其弊一也、又人之心智、蓋有涯分、而九流七略、書籍無窮、主司徵問、不立程限、故修習之時、但務鈔略、比及就試、偶中是期、業無所成、固由於此、故當代寡人師之學、其弊二也、疏以釋經、蓋筌蹄耳、明經讀書、勤苦已甚、既口問義、又誦疏文、徒竭其精華、習不急之業、而當代禮法、無不面牆、及臨人決事、取辨胥吏之口而已、所謂所習非所用、所用非所習也、故當官少稱職吏、其弊三也、

〔桂林遺芳抄〕一禮籍文事

此事名簿同事也、但於獻策者、必稱禮籍也、

瑞雲院贈左府〇藤原兼綱記云、此文ハ、當日間頭ノ許ヘ自身持テ向ベキ事ナレドモ、祿物遣次、靑侍一人布衣ニテ使者トス、白麻納タル長櫃ニモ、白張雜色一人相副、桃林ヲモ狩衣着タル牛飼ニテ引遣、近來ハ只狀ニテ禮籍文ヲモ遣ス、其禮紙ニ祿物ヲモ申遣ス云々、

禮札文如此〇下略

〔除目抄〕諸道課試及第勘文〇中略

諸道得業生〇中略

問者生法道學生也、謂之後士明方略者、文章生之中、可然之者不經給料秀才、直獻策之人、謂方略之宣旨、同入課試勘文、可任內官、隨品秩任諸司助、若三分、近衞將監、

〔江次第抄四〕諸道得業生

又有秀才補文章生、除目之時、以歷名帳任外國三分也、一任四ヶ年之後、以散位勘文任京官三分、任京官不課試事也、或文章生中、積宿學之功、漸臨老之輩、雖不經歷次第道、或才名蒙世、或得滿道之儒擧之類、臨時蒙之、課試宣旨、謂之方略、此宣旨、或文章生之時蒙、或外國之時、或散位之時蒙之、遂課試之後、又入課試及第勘文、任京官三分也、諸道得業生、不任西海、不可離京都故也云々、

〔桂林遺芳抄〕一遂省試者、必申方略宣旨事、

此事上古者、方略課試不各別歟、秀才倘以方略宣旨可爲本儀之樣也、近代分秀才進士之二生、宣旨各別申請者也、於舊例者尤分明也、先各別差異者、方略歟狀者內擧也、如給料之歟狀、或父、或祖父、又者自解也、課試歟狀者、兩博士儒擧也、如秀才歟狀、凡思此事、進士策者、省試之後即對策及第也、仍方略宣旨者、無年紀之沙汰、省試翌日卽獻策、於同日者未見其例、秀才策者補文章得業生之后、年紀凡本儀者七年、近代者三年之后對策及第、仍於課試宣旨者、年紀相當哉否有覆問之奏、後任式部省牒文被宣下也、如此之間、進士秀才各別之宣旨也、近代者無覆奏之沙汰、卽被宣下也、

〔春秋左氏傳 襄公十四〕傳三年、祁奚請老、晉侯公〇悼問嗣焉、稱解狐其讐也、將立之而卒、又問焉、對曰、午也可、於是羊舌職死矣、晉侯曰、孰可以代之、對曰赤也可、於是使祁午爲中軍尉、羊舌赤佐之、君子謂祁奚於是能擧善矣、稱其讐不爲諂、立其子不爲比、擧其偏不爲黨、商書曰、無偏無黨、王道蕩々、其祁奚之謂矣、解狐得擧、祁午得位、伯華得官、建一官而三物成、能擧善也、夫唯善、故能擧其類、詩云、惟其有之、是以似之、祁奚有焉、

〔二中歷 登省十二〕獻策

百濟倭麿 慶雲四年五月十一日策、知人情動、〇中略

秀才

大江音人 天長十年補進士、承和四年擧秀才、同五年四月十九日試、三玄同異、五禽導引、〇中略

方略

御船助道 嘉祥二年四月九日補進士、七月廿二日冊試、并星異通變化音人問、〇中略

秀才課試

廣業 二年 資業 三年〇以上二人日野有國子 其子孫皆三年課試 國資 五年 課試依例也

〔公卿補任 淸和〕貞觀十四年

參議從四位上菅原是善 〇中略

承和二年月日秀才、廿二 六年七月廿六日策、十一月判、中上

〔續日本後紀 八 仁明〕承和六年十一月癸未、文章得業生從六位下菅原朝臣是善、對策處于中上、進敍三階、

〔三代實錄 四 淸和〕貞觀二年六月十四日癸巳、前文章得業生正八位下味酒首文雄、加敍三階、以對策及第也、

〔三代實錄陽成四十四〕元慶七年十二月廿七日己未、文章得業生從八位上紀朝臣長谷雄敍位三階、以對策得丁科也、

〔江談抄一攝關家事〕藤氏獻策始事

藤氏獻策始ハ佐世也、昭宣公ノ家司ニテ、彼家起ニ天神モ被引添テ令座給ケレバ、時ノ儒者等皆悉不用ケレバ、昭宣公被歎息テ切々被請云々、予問曰以何故不請哉、答云、其事有理、紀家良香等云、藤ニ麻幾多天良禮那波、我等ガ流ハ不成立ジ、不然藤氏ハ無止流ナレバ可昇進也ト云々雖然遂以獻策、問頭儒良香也、獻策之日ハ、昭宣公敷荒薦下庭、令申請天道給云々、

〔三代實錄清和十八〕貞觀十二年九月十一日庚申、文章得業生正六位下菅原朝臣道眞、加敍一階、以對策得中上第也、須依格旨加進三階、而本位正六位下、仍敍一階、

〔公卿補任宇多〕寬平五年

參議從四位下菅原道眞〇中略

貞觀四年春、補文章生給、御年十八、九年轉得業生、二月廿九日、任下野權掾、文章得業生十二年三月、對策及第、十三年正月廿九日、任玄蕃助、文章得業生勞

〔政事要略二十二年中行事〕八月四日北野天神會事

右大臣從二位菅原朝臣、參議從三位是善朝臣之子也、貞觀四年五月日登省、十七日及第爲文章生、八年五月七日補得業生、九年二月任下野權少掾、十二年三月廿三日對策、四月廿三日及中上第、十三年二月任玄蕃助、三月任少內記、十六年正月七日敍從五位下、同月任兵部少輔、〇下略

〔日本紀略村上三〕天曆三年十一月廿日己未、文章得業生大江澄明、奉方略試、題云、明史官、辨山水、

〔類聚符宣抄九〕請被特蒙天裁以男忠輔補文章得業生菅原資忠課試替狀

右謹檢案內、文章得業生課試之後、不待評判、以給穀倉院料學生、被補其替、先例已存、方今忠輔去康

保元年、被給件料、螢雪之勤、五年于玆、抑依同日宣旨、給學問料者、是亦三統篤信也、爰忠輔寮試及第、篤信未奉件試、採用之間、何無優劣、加之先皇被下宣旨之時、先以忠輔御定已了、今一人料下定之後、被加篤信、雖誠同日之宣旨、豈無綸言之先後、忠輔研精不倦、下帷彌深、每見希驥之情、難堪舐犢之思、望請特蒙天裁、早以忠輔、被補資忠之替、將傳累代之業、國光誠惶誠恐謹言、

安和元年十月九日　從四位上行近江守藤原朝臣國光

右、大臣宣、奉勅、以學生藤原忠輔、可補文章得業生資忠課試替之狀、宜仰式部省者、

同年十二月廿五日　大外記大藏弼邦奉

〔日本紀略 冷泉 五〕安和元年十一月十日、秀才試、省試之後止判事、重可有省試之由被仰下之、

〔類聚符宣抄 九〕左大臣宣、奉勅、文章得業生菅原資忠策文、幷擬文章生試詩等、所納式部省厨子、去十月廿六日夜、爲盜人有被打破之聽、因玆召問試官之日、所進日記云、雖打破厨子、所納策文試詩、先日所加監試官人署封、各不相誤者、宜依例令評定者、

安和元年十一月十七日　少外記坂上望城奉

〔江吏部集 中 人倫〕述懷古調詩一百韻 ○中略

十有五入學、久執豆與籩、十六奉寮試、音訓無所愆、栖遲身未達、亡考早爲煙、曾無提奬人、心灰獨自然、請賜學問料、三代久嵜遺、請補文人職、兩儒多頗偏、比及二十四、纔蒙奉勅宣、馮學登龍門、泝流出重淵、竊見題目下、題教學爲先、仲尼弟子名、每句各用旃、五言八十字、灑思寫華牋、及第十六人、曳裾共周旋、明年擧秀才、豫樟期七年、廿八歲獻策、徵事玄又玄、所對過半分、射鵠纔貫穿、三十一給官、廷尉列鷹鸇、三十三榮爵、憲臺綏刑鞭、三十八翰林、蝸舍引群賢、四十六學士、龍樓景氣妍、

〔朝野群載 十七 佛事〕弟子在衡敬白　請諷誦事 ○中略

弟子在衡延喜八年、初遊國子之藝、次進勸學之場、文選范史、寮試及第、忽蒙鳳詔、僅向龍門、依有失錯、

勅下第十二年秋、更亦登省、十三年夏、幸以及科、十五年給勸學院學問料、十七年依文章生勞任伊豫掾、同年遷任備前掾、次蒙方略宣旨、十八年冬、獻對冊之文、評定之間、適得科第、十九年正月、拜少内記、○中略

安和二年十月廿八日　弟子右大臣從二位藤原朝臣在衡

〔中右記〕承德二年二月三日、進士藤宗光幷文章得業生大江有元、二人同時獻策云々、式部大輔正家參省行之、但以宗光爲上﨟也、是雖進士、去年十二月晦日蒙方略宣旨、至有元者此正月宣下也、依宣旨次第歟、可尋先例也、宗光者、左少辨有信二男、勤學之由其聞高者也、有元者、陸奥守源有宗朝臣長男、江中納言匡房○養爲子者也、仍勸學之聞先年雖給學問料、口文章者不知其道云々、

〔中右記〕大治五年正月廿六日己巳、今夕諸道課試、明經得業生中原貞安、算得業生中原兼貞云々、前文章生菅原宣忠、方略宣旨被下、

〔兵範記〕仁平四年四月廿日壬寅、今日秀才兩人基業 範季獻策、依攝州語爲基業扶持、午後向朱雀門東壇依兩方語人々少々集會、下車在門内外、兩秀才乍乘車懸轅於壇上、基業車立東、爲上﨟之故也、範季車在西、爲下﨟云々、未刻題者式部權少輔公賢、入自東腋門、本省輿幷史生以下、迎向前行斂正、輔着後廳饗座、應天門南面引幔敷疊、立屏風居饗爲其座、省官等同着座、但丞有保依新任未到者、不臨其座、應天門東廻廊南面儲省南門儀、雖有鋪設、不居饗、秀才任例、兼日雖觸氏院、無沙汰云々、問頭宣旨幷郡事屋中文外題等、已到來本省云々、申刻後、廳盃饌事了、權少輔引率省官等着本省、依有未到丞部事屋跡任舊基立諸司幄行此事、本省立置床子幄丑寅庭中立文臺高机幄東方南北行遣小屋二字、基葉小屋在北、引廻幔懸簾、其中敷高麗帖一枚、其前居美饌一前置手洗擦一具、副東垣樣二階棚、其上階又居饌四五前、下階居菓子、三四外居、是左兵衛督被調訪云々、範季小屋在南、大略其儀一同、別當沙汰云々、權少輔幷丞有保、錄及輿等、着幄内床子、輔丞錄在北、典在南要床子、問頭文章博士茂明朝臣、着東床子、省掌候幄外南庭床子、下部等在其後庭、此間秀才進南門跡、懸脅袋着靴、次依輔命、輿季信召省掌、省掌正武稱唯、奉宣令召秀才、次大學寮史生兼元、

率秀才基業入軒門北行就版石、史生退去、秀才被引省掌進着床子、次典覧文書於輔以下省官幷問頭等、輔書題、同令見問頭以下、典置文臺、更取下召省掌下秀才、秀才取題目、退下經庭中入小屋、次問頭退去、頃之秀才隨身對文出小屋、經庭中置文臺退出了、扶持人々相從出朱雀門退出了、予歸家、此間實重朝臣替着問頭床子、次秀才範季獻策、其儀如初云々、

〔公卿補任光明〕康永二年

非參議從三位菅房長○中略

正安二二廿五、給穀倉院料、――文章生、嘉元四二十、轉文章得業生、同廿二日、罷秀才蒙方略宣旨、――

――非藏人、

○按ズルニ、本文ニ罷秀才蒙方略宣旨トアル秀才ハ、文章生ヨリ進ミタル文章得業生ノ事ニシテ、其得業生ガ更ニ方略ノ宣旨ヲ蒙リシコトヲ云ヘルモノナラン、ソハ文章生ヨリ進ミタル文章得業生ヲモ秀才ト稱スト云ヘドモ、コノ得業生ハ更ニ對策スルコト、前文文章得業生試幷ニ對策ノ條ニ引ケル所ノ菅原是善ハ承和二年ニ秀才ト爲リ、其六年ニ更ニ對策シ、紀長谷雄ハ元慶五年ニ文章得業生ト爲リ、其七年ニ更ニ對策セシ例ナドニテ知ルヲ得ベケレバナリ、

〔公卿補任光明〕康永二年

非參議從三位菅爲視○中略

乾元二八五、文章生、○中略嘉元四三廿三、蒙方略宣、同十八日、對策及第、○中略問頭正四位行文章博士藤原朝臣淳範、同判年十五

〔桂林遺芳抄〕一當氏○菅原二年策例

菅原高長

嘉祿三年二月、補秀才、 安貞二年正月、對策、

同長明

嘉禎二年三月、補秀才、 同三年正月、對策、

同在嗣

寶治三年正月、補秀才、 建長二年正月、對策、

同淸長

建長六年三月、補秀才、 同七年正月、對策、

同在俊

延慶二年三月、補秀才、 同三年二月、對策、

同在時

應安元年二月、補秀才、 同二年、蒙課試宣旨、

右已上例如件

於他家者、廣業以來、其例不可勝計、

〔桂林遺芳抄〕一獻策省試同日例

此事試衆各別、同人同日兩條之例未曾見之、

康永二年三月廿三日策

試衆 菅爲綱 同賴長 二人、于時藏人

題者 式部大輔菅長員卿

問頭 前文章博士藤秀範 當人之問頭也

同日省試 試衆十二人也

策文

試衆　蔭子正六位上藤原忠光
　　蔭孫正六位上菅原秀長
　題者同前
　右應永十六年九月　日　　年預前日向守紀重弘注進

〔二水記〕永正十八年三月廿八日、巳刻有獻策事、爲見物近邊衆令同道出行之、頃而各被來、(新大納言、式部大輔、菅宰相、大内記、爲康、○中略)路次皆乘輿也、於大學寮(神泉苑之地乾角也、舊寮當時田畠伏、無其便、用此所云々、)有此儀、先各着廟子前座、有再拜、次着壇下座、(獻策)一會之儀不覺悟、仍不及巨細、最初於壇下座有饗膳事、其後於西假屋有條々事可尋、

〔經國集(二十)策〕對策

問、三韓朝宗、爲日久矣、占風輸貢、歲時靡絕、頃蕞爾新羅、漸闕蕃禮、蔑先祖之要誓、從後主之迷圖、思欲多發樓船、遠揚威武、斬奔鯨於鯷壑、戮封豕於鷄林、但良將伐謀、神兵不戰、欲到斯道、何施而獲、

文章生大初位上紀朝臣眞象上

臣聞、六位時成、大易煥師貞之義、五兵爰設、玄女開武定之符、人禀剛柔、共陰陽而同節、情分喜怒、與乾坤以通靈、實知天生五材、民並用之、廢一不可、誰能去兵、若其欲知水者、先達其源、欲知政者、先達其本、不然何以驗人事之終始、究德教之汚隆、故追光避影而影逾興、抽薪止沸而沸乃息、何則極末者巧虧、統源者効顯、觀夫夷狄難化、由來尚矣、禮儀隔於人靈、侵伐由於天性、鴈門警火、獫狁猾於周民、馬邑驚塵、驕子梗於漢地、自彼迄今、歷代不免、其有協柔荒之本圖、悟懷狄之遠算者、是蓋千歲舞階之主、江漢被化之君也、故不血一刃、而密須歸仁、不勞一戎、而有苗向德、然則兕甲千重、虎賁百萬、蹴蹋戎寇之地、叱咤鋒刃之間、徒見師旅之勞、遂無綏事之實、我國家子愛海內、君臨寓中、四三皇以垂風、一六合而光宅、青雲中呂、異域多問化之人、白露凝秋、將軍無耀威之所、兵器鎖而無用、戎旗卷而不舒、別有西北一

隅、鷄林小域、人迷禮法、俗尙頑兇、傲天侮神、逆我皇化、爰警居安之權、仍想柔邊之方、秘略奇謀、俯訪淺智、夫以勢成而要巧、非善者也、戰勝而矜名、非良將也、故擧秋毫者、不謂多力、聽雷電者、不爲聽耳、古之善戰者、無智力、無勇功、謀於未萌之前、立於不敗之地、是以權或不失、市人可驅而使、謀或不差、敵國可得而制、發號施令、使人皆樂聞、接刃交鋒、使人皆安死、以我順而乘其逆、以我和而取其離、孫吳再生、不知爲敵人計矣、是百勝之術、神兵之道也、於臣之所見、當今之略者、多發船航、遠跨邊岸、耕耘既蕪、叱多術役之勞、紡織無修、室盈怨曠之歎、殆撫叱之恐、貽害仁之刺、誠宜擇陸賈出境之才、用文翁牧人之宰、陳之以德義、示之以利害、然後啗以玉帛之利、敦以和親之辭、絕其股肱之佐、呑其要害之地、則同於檻獸、自有求食之心、類於井魚、詎有觸綸之意、謹對、

〔經國集二十〕對策

問、伏閤之臣、精勤徹夜、還珠之宰、淸儉日新、瞻彼二途、兼之非易、如不得已、何者爲先、

百倭麻呂

對、臣聞莅百寮而順二柄、宰九州而班六條、捐金枝玉、虞舜之淸儉矣、櫛風沐雨、夏禹之精勤矣、加以楊震作守、陳神知於枉道、焉豹爲郎、侍天漁於閣前、飛譽目前、揚美身後、但淸者稟根自天、勤者勞株由己、又飮水留犢之輩、經疎史少、駕星去虎之徒、古滿今多、臣器非宋寶、宇是燕石、豈堪決前後之源、唯竊折梗概之枝、謹對、

〔都氏文集五〕策問

策秀才菅原文二條

明氏族

問、錫姓分類、導俗之方著焉、命氏表功、軌物之迹至矣、是故魯記槃月、天子勤建德之風、周官司春、小史從奠世之事、至于百王繁與、有苗有裔、燕民孳乳、乃父乃兄、靈抱漸長、纖蘆發槩日之幹、神源增流、懸氷

沸浮天之浪、正以系牒、尋昭穆而難窮、考之譜家、望門閥而易惑、陰陽淸和之本、宜述其光、都翟安口之由、誰發所出、前謝後謝、爲異爲同、口余孰眞孰僞、子祖德在頌、架陸機於詞濤、家風著詩、沒潘岳於筆海、請分淄澠之味、莫以河漢其談、

辨地震

問貞牝孕氣、奉泰一以輪功、富媼資生、姚天三以通數、厚則厚矣、沈靜爲意、大實大焉、柔順凝體、何以易彼本性、落蟾蜍於銅儀、失此常精、驚雞雉於金運、寓言海水、聞其說而猶疑、據迹幽荒、依何物而爲變、自玄律派遠、控靈枝而東流、白馬蹄輕、負寶葉而西入、恒沙衆生、盡淸餘化之澤、娑婆世界、爭鑽口致之堅、六々卅六、六種動之名難分、一々各三、三因緣之別奚辨、迷而未復、何方爲南、

〔菅家文草卷八同〕對策　省試對策文二條 貞觀十二年三月廿三日、少內記都言道問、五月十七日及第、

明氏族

竊以天形地厥、人倫則三才之所克諧、翼子謀孫、姓氏則九族之攸周備、因其事以尋其本、稟于山川、儀不妄施、觀其宗以討其源、資于君父、詞無虛設、是知周官者姬公之制、自謂聖人立言系世以分宗、春秋者魯史之名、故云天子建德因生以賜姓、法無獨令、道在人弘、雖自君爲政、何禮之拘、而來者難誣、後生可畏者也、是以秦之兼天下也、天下僉曰、舊迹已除、漢之得皇圖也、皇圖亦復、世本能立、王符著論、欲令聖賢必見風流、管寧發談、在使衰亂更加矯正、嗟乎奉春之賜姓劉氏、御龍會學於何人、巨君之命氏王家、取鶴距傳於非類、稽從車正、叔夜逃仇以移山、疎自儲端、孟達避難而斷足、施之禘祫、祖考未必享其苾芬、用之禰祫、家門何以謝其禽獸、聿修之德、何夫爽歟、辨章之儀、自茲失矣、國家合符河洛、何暇指麾於鬼神、追蹤帝皇、未嘗馳騖於仁義、車書之攸軌轍、界面者陸慄水讋、禮樂之所調和、忘身者重規疊矩、卽百姓考之一子、蒸民誰獨親其親、五寬繁之萬機、庶類猶或老吾老、遂執謙退事逡巡、聊貴充賦之草萊、以備憲章之菅蒯、夫以族之爲言者屬也、氏之爲義者家也、家屬苟不索居、子孫誰有疎隔、乃知華氏

向氏、偏擧其人之一名、戴族桓族、並指其宗之總號、三光名之日月、孰不謂之乾象天文、四瀆號之江河、孰不謂之坤儀地理、況亦命氏非一、稱謂在我而不疑、名家是殊、異同自彼而可視、曹曾宋衞、發於有國之通規、唐虞殷周、起於應國之大業、以爵則王公侯伯、以官則司馬司空、以事則巫卜陶照、以字則伯仲叔季、行迹之累、三桓七穆、其稱繫於先宗、家舍之居、北郭東門、其理因於舊壤、如斯之類、寔繁有徒、推而廣之、所可勝載、然則自齊適楚、管修既爲陰大夫、溫故知新、晉卿先有陽處父、以和求類、遇堯主而自可聞、因淸引源、辭晉國而亦何去、況嘉名不墜、已觀君珍之帶都、菜邑惟存、更知趙車之成輦、咎繇之後、六安子安、則得其略、而遂得其中、齊君之相、晏平仲平、則知其一而未知其二、余是荊安之族、源出由余、劭則潁川之人、說通應劭、躬鴻臚之望、至漢季而育三輔、謝靈運之先、出陳留而流千載、尋之其本、南北殊宗、討之其源、有何眞僞、謹對、

辨地震

竊以陰陽不測、上帝假手於人君、性命難言、先王設機於號令、道以範圍三極、則風雲不敢秘其功、政以威侮五行、則造化或猶失其法、夫地者通三之位、得一之儀、卦坤德母、功已隆焉、動順靜方、義亦大矣、隴西鎭厭、同命者四百餘家、河東動搖、共憂者四十九郡、沴災之至、當有所由、傷害之生、殆不虛發、蓋以呂氏之十有二紀、誠其令錯春秋、箕子之洪範九疇、陳其敎由狂僭、火災發於讒口、風變生於濫刑、時豈泰而安之哉、計不可以得已也、是知神靈不諂、凶德者祆孽之形聲、天鑒孔明、咎徵者君王之警誡、魯哀之無日蝕、天意豈非譴之何甚乎、楚莊之禱山川、人事抑亦求過於天也、若夫孔晃之存目擊、陽氣伏而不得升、陽父之發臆談、陰氣迫而不能出、春秋公羊之說、乃謂其來必以其時、術書夏侯之談、乃謂其起必以其事、苟君臣得道、則隱々吞聲、而山車轉輪、苟政敎惟治、則鈴々絕響、而浪井飛液、暴虎當斷而必斷、蔡邕之議未彙施、經營可修以必修、欒巴之諫豈通論、彼漢張衡之機巧、不必取驗於一方、晉穆帝之異聲、誠宜發災於末運、蟾蜍者陰蟲也、故應地動而承銅丸、雉雊者聽禽也、故聞雷響以發鳴响、至若栩蝶

飛說、開素道之玄宗、游堯寓言、定三年之一勳、上志惟備、載地者水德靈長、失談巳存、乘水者地形飄道巳云、乘水、流波相薄、何得安存、亦曰、載地、同氣相求、自斯可察、天道遠而人道近、巳雖云決之推尋、先覺少而後覺多、亦復歸之冥昧、以類聚之、以群分之、五月丙丁、日至而泰山崩、四方川谷、氣通而颱風發、既知幽荒之迹、蓋五大山之往還、變動之間、或六萬歲之交戰、復有老聃玄聖、稱吾師於天竺者此乃釋迦也、孔子素王縱惟聖、於西方者此亦釋迦也、言其敎化、則西漢巳至、豈獨東漢、觀其容儀、則丈八猶存、不唯丈六、雖則立功立事、義理各殊、然而有國有家、歸依是一、遂有東踊西沒、南震北沒、如是輪轉、爲六々三十六之義、遍踊遍震、遍動遍搖、如是分別、爲上中下各三之義、六震動之名、三因緣之別、詳于念佛三昧經、見于大智度論宗者也、道眞望崇江漢、還愧測海之非才、思採風霜、自迷凌雲之有道、況事屬幽冥、談離視聽、姬水魯山、沫追於側足、漆園雙樹、何縱於遊心、苟解環之不分、誰撾鼓之無訴、謹對、

○此對策ノ判文ハ、試判ノ條下ニ引ケリ、參照スベシ、

〔本朝文粹三對册〕文章得業生正六位上行播磨少掾大江朝臣擧周對

詳循吏

問、國者以民爲道、民者以國爲家、擇牧宰而能治、萬民以安堵、隨土俗以便化、千室以鳴絃、是以田畝豐而稼穡之資自足、倉廩塡而禮法之儀既成、便是循良、爲有其吏也、夫雲霧晴而越石不隱、施仁之俗宜知、水波郤以東海巳安、守信之人欲著、四虎之伏郭門矣、流民反業於何洲、白鵰之止政慮焉、孔子道號于誰境、廼知布政教而放民謌、兄弟之前後奚在、下詔命以請吏表、春夏之風雨可詳、至彼仁惠惟篤、德化猶深、新人聞風而有愧、誰可載其藹於一車、民子以江而爲姓、何令思其德於後族、命斯邵父之蹤、爰子自聞者也、

對、竊以龍飛九五、遂振於躍浪之鱗、鳳繫三千、高擧於凌雲之翮、是以仗賢仗俊、堯舜之道昌焉、禁邪禁新、禹湯之功大矣、自古出震乘乾之后、積仁湛運之君、莫不咨岳牧而裁規、賞宰守而縻爵故汝南之爲

心腹、勅韓崇而分憂、淮陽之作股肱、命汲黯以全福、鄧攸飲水、恩澤沸呉江之波、徐邈扇風、德音聞胡山之岫、蒲鞭所戒、輕刑則無科、竹騎所迎、威德則有信、緩急性異、一戴星一彈琴而治國、動靜事同、或佩牘或携書以安民、孟伯周之揚聲明也、珠還合浦之月、朱買臣之衣德采也、錦襲會稽之嵐、乘熊軾而行縣、五袴之歌自高、制虎符而宣威、三章之法能整、夫雲霧自晴、越石何隱、施仁之世、可知彼人、水波已靜、東海唯歸、守節之時、易迷其吏、猛虎伏而無害、世翼致仁化於湘州、翔鷹止而有心、盧勧施德義於渭境、然復前兄後弟、夏候氏之餘化、再威州民、春風夏雨、良刺史之篤仁、先播土俗、一車載蒿、以賜盜人、趙氏之所治、其仁既深、萬民以江而爲子姓、何州之所慕、其德難忘者乎、擧周擧無別白、業謝拾責、氣韻非高、難追二龍躍雲之迹、才情甚淺、何決三豕渡河之疑、暫出九冬之冰谷、漫踊六代之雲英、謹對、

長保三年十二月二十五日

〔桂林遺芳抄〕一策文事

贈左府(○藤原冬嗣)記云、本儀ハ、問ハ問頭儒カク、對ハ試衆カク、題ハ題者コレヲ出ス、近來ハ問答題皆問頭沙汰也、問頭厚紙ニ皆書連テ試衆ニ遣ス、試衆宿紙ニ古文ヲ副テ書之隨身、當日問頭當座ニ題者ヲ出ス分ニテ、題ヲ見テ、問二條ヲ書テ、以輿神ニ覽テ、以省掌授試衆、試衆取副笏テ入小屋、コレヲ書由シテ問對一卷ニ書テ取副笏出小屋置神前御棚テ、二拜シテ退、舊ハ臂袋トテ正校禮部福一帖ヲ袋ニ入テ、左ノ臂ニ懸テ、問對一卷ヲモ件袋ニ入テ、其時取出テ置例モ所見アリト云々

一問頭書問事

舊草(擬張紙書之也)

策方略文二條

從四位下行文章博士藤原朝臣氏種問

任農(○本文嗜之)

垂釣〇本文略之

延文六年三月廿三日

監試

典正六位上行彈正忠紀朝臣重弘

右如此問頭書設令懷中也、凡此文者又邂逅之樣也、無把題序分已下之體卽擧徵事句計也、古儒之作法定有先例歟、非尋常也、又徵事句十二句也、此問大略加古文可書也、又無其儀彼是異樣之文體也、

一古文字事

上古者皆以古文書也、近代者或置字或詞字等之類計書也、但內題策文方略二條幷位署等者必皆用古文字也、是發端之謂歟、自餘者如前言而已、〇中略

大略古文者尙書孝經之類也、隸字鳥篆之類不用也、

〇古文字ノ事ハ、文字篇ニ出セリ、

對策法

〔菅家文草九奏狀〕請秀才課試新立法例狀

策問徵事可立制限事

右考課令曰、凡秀才試、方略策二條、謹案此令、問條有限、徵事無期、仍天長以往、一問之中、多者四事、少者三事、尤少者每問載一事、纔足於二問、通而計之、遂留二事、承和以來、二條之內、少則十二義、多則十六義、至多則一句含數義、猶謂之一徵、分以言之、已及卅義、後文前質、理固雖然、陳力展材、何無程里、請立新制、將勸後賢、

〇秀才試驗法ノ令文ハ、上ニ引ケリ、

〔公家新制〕弘長三年八月十三日宣旨〇中略

一可行諸道儒士課試事

仰、家雖稟累葉學、若非良材、徒有課試之名、更無及第之實、任令條雖被行者、早有折中之法、可行向後之誡、燈燭料、不終一史之輩、不可浴其恩、同輩所榮、雖練九流百家之、不終二史文選者、可被拘年限、自餘諸道輩、就近例、雖无課試、依稽古之優劣、可有登用之差別、

〔類聚符宣抄九〕請蒙宣旨令奉方略、播磨少掾正六位上橘朝臣直幹狀

右直幹故備前守公統朝臣入室弟子也、少年齒胄、大成凝懷、而公統朝臣未發春桃之擧、忽從秋栢之化、直幹久遊聖水之濱、琢玉不倦、多嘗魯山之嶮、成箴切心、見其才能、尤堪採擢、身爲典平、器是函中、謹檢案內、我朝獻策者、始自慶雲之年、至于承平之日、都盧六十五人、元慶以前數十人、多是名其家者也、寬平以後只有儒後儒孫、相承父祖之業、不依門風、偶攀仙桂者、不過四五人而已、因玆或乍含文藻、忽變登龍之心、或稱非弓裘、遂斷射鵠之望、若見直幹之成名、定多黎獻之企業、加以爲諸國掾、不賜穀倉院料、蒙綸言對策者、滋野良幹、藤原菅根、橘公統、藤原在衡等是也、又散位三統理平、依博士之擧、成大業、望請蒙宣旨令件直幹奉方略試、然而不空往年關心之夢、將增後學唾掌之勤、謹請處分、

承平五年八月廿五日　從五位上行文章博士兼紀伊介大江朝臣維時

從五位上守左少辨兼行文章博士大江朝臣朝綱

大納言藤原朝臣扶幹宣、奉勅、宜令件直幹奉方略試者、

同七年十二月十一日　少外記三統公忠奉

〔類聚符宣抄九〕請殊蒙宣旨令奉方略試、近江權大掾正六位上大江朝臣重光狀

右重光、從四位下行式部大甫兼東宮學士維時朝臣之男也、從文章生被拜當官、爲遂射鵠之功、不赴司馬之任、方今編抄勤成、照松學進、筆硯底績、應一二陸之才、弓裘當仁、堪四三代之業、望請天慈、殊降宣旨、將參於旁求之選、令奉件方略之試、仍錄事狀、謹請處分、

天慶九年二月廿一日　左少辨正五位下兼行文章博士備後權守菅原朝臣在躬

正五位下行式部少輔兼文章博士伊豫權介紀朝臣在昌

右大臣宣、奉勅、宜令件重光奉方略試者、

天慶九年四月十九日　少外記三國千桂奉

仰式部少錄賀陽眞正了

〔類聚符宣抄九〕請蒙天裁令奉方略試紀伊掾正六位上藤原朝臣後生狀

右後生、故右大辨從四位下佐世朝臣孫式部少輔正五位下文貞男也、學承二葉、染儒林拔萃之風、運待千年、逢聖代求材之日、仍同房儒士等、請令獻策之狀、去天曆元年十一月、具注事由奏聞既訖、而天裁未下、歲序頻移、方今後生業企箕裘、齡過丁壯、若不期射鵠之藝、長應墜食鷄之勤、望請因准先例被賜宣旨、令繼家業、謹請處分、

天曆四年四月十四日　從五位上行式部少輔兼文章博士三統宿禰元夏

從五位上行文章博士兼伊豫權介橘朝臣直幹

左大臣宣、奉勅、宜令件後生奉方略試者、

同年十二月廿六日　權少外記春道有方奉

〔類聚符宣抄九〕請殊蒙宣旨令遂課試文章得業生等狀

正六位上播磨權少掾藤原朝臣雅材

正六位上三善朝臣道統

右雅材等二代儒胤、一時俊才、天曆十年共給學問料、天德元年同補得業生、味道之志、門塵雖芳、揚庭之望、家風未扇、伏尋延喜新制、秀才課試之期、以滿七年爲限、延喜末歲已來、亦有相准之法、以給料之二年、當秀才之一年、藤原經臣給料勞四年秀才勞五年、被許登省、是其始也、但大江齊光給料勞三年、

秀才勞四年、殊蒙宣旨、早遂課試、就彼准法、計其年數、兩勞之間僅五年餘、今件雅材等、雖給料之程一年不及、而秀才之勞二年已過、同計其程、已六年餘、望請早被下宣旨、以件雅材等、俛准齊光之例、將令遂彼課試、謹請處分、

應和二年四月廿五日　文章博士從五位下兼行大內記美濃介藤原朝臣後生

從四位上行大學頭兼文章博士菅原朝臣文時

左大臣宣、奉勅、宜仰式部省令課試者、

同年五月廿一日　大外記兼主稅權助御船宿禰傳說奉

〔朝野群載十三紀傳〕申策試

請被下宣旨於式部省令課試文章得業生正六位上丹後大掾藤原朝臣有信狀

右件有信、去天喜三年、補文章生、康平四年、補得業生、先後之勞、九年于玆、螢雪之功差淹、櫟樗之材既長、倩案傍例、得業生之後、及三箇年、奉試之者、蹤跡多存、就中有信、韜淵量於學海、傳華文於儒林、早攀一枝之月桂、久送數稔之星榆、見其偉器、最堪推薦、望請天恩、早降綸旨、令件有信遂揚庭之志矣、仍勤事狀、謹請處分、

康平六年正月　日　文章博士

〔類聚符宣抄九〕備前掾藤原在衡

右大臣宣、奉勅、宜令件在衡奉方略試者、

延喜十七年十一月廿三日　大外記伴宿禰久永奉

同月廿五日仰式部少錄井原好風了

〔類聚符宣抄九〕少輔正五位下藤原朝臣在衡傳宣、右大臣宣、奉勅、文章得業生三統元夏、據文章博士大江朝綱等奏、申請之旨、非無其由、特不滿年限、宜令遂課試、

承平七年二月十五日　　　　　　　　　　大錄葛井清鑒奉

〔名目抄〈諸公事言説〉〕策勞〈シヤクノラウ〉

〔桂林遺芳抄〕一策勞事

家記云、自五品敍四位〈從下〉之剋者四年也、策勞者從上四位マデ也、

〔尊卑分脈〈四菅氏〉〕是善〈策、冊、文、〉―菅家〈策、辨、冊、〉

―淳茂〈策、冊、式、〉

〔小右記〕寬弘二年十一月十三日丁巳、今日今上〈○一條〉一親王〈○敦康〉書始、　十四日戊午、序者文章博士以言、只召策勞者、其外屬文公卿侍臣等獻詩、

〔除目大成抄八〕縫殿助正六位上菅原朝臣長守〈文章得業生〉

前文章得業生正六位上加賀少掾菅原朝臣長守誠惶誠恐謹言

請殊蒙天恩、因准先例、依獻冊勞、被拜任式部丞并修理〈縫殿〉亮等闕狀

獻冊者直任式部丞例

大江千古〈延喜元年九月冊、同二年二月任之、〉　　藤原文貞〈延喜七年三月冊、同八年正月任之、〉

大江維時〈延長元年八月冊、同二年二月任之、〉　　藤原經臣〈承平二年九月冊、同三年十月任之、〉

藤原國光〈天慶六年冊、同七年三月任之、〉　　大江齊光〈天德元年十月冊、同二年正月任之、〉

藤原雅材〈應和二年冊、同三年正月任之、〉　　同惟成〈天祿二年冊、天延元年任之、〉

同廣業〈長德四年十二月冊、長保元年正月任之、〉　　同資業〈寬弘二年十月冊、同三年正月任之、〉

平定規〈寬仁三年十月、冊、同四年任之、〉　　藤原實政〈長久元年十二月冊、同四年正月任之、○中略〉

同日獻冊者、給官之時、上﨟任式部丞例、

菅原定正　　藤原敦經

放島試

應保二年正月廿日、二人獻冊、同廿七日、定正任式部丞、敦經任大膳亮、

右長守謹檢案內、獻策之後直任式部丞之者、遠自延喜、近及應保、殿上地下都盧廿一人也、爰長守保元二年召候芸閣、同三年移文殿、前後之勞廿二年于茲、臨皓首而遺塵適傳、雖慰愁心、紆青衫而生涯半暮、猶恨晚運、同時結交之學友、往日接襟之等倫、或昇四品之崇班、或經數箇之重任、徒疲時習、漸及暮齡之者、只長守而已、僉議之處、何無哀憐、但吏部郎中之闕淸撰若難及者匠作少尹之任登用所不嫌也、兩箇之間、只任仁惠、望請天恩、因准先例、依獻冊勞、被拜任件官闕者、將知大業之不空矣、長守誠惶誠恐謹言、

治承二年正月廿日　前文章得業生正六位上行加賀少掾菅原朝臣長守

〔公卿補任 順德〕承元五年〇建曆元年

非參議從三位菅爲長 〇中略

壽永二正廿六、給穀倉院學問料、廿六 元曆二正廿補秀才、文治二二廿、越前大掾、同三正十六獻策、同二廿三日、大舍人助、〇中略 正治元正五、正五下、策〇勞〇十二、四

〔二中歷 十二 詩〕省試幷放島試

七言奉試賦得某題詩一首 以某爲韻

蔭子 若孫 位朝臣名 不書學生字

今案五言准上 以其爲韻、若干字成篇、

皆以一韻可書一行也

七言 東曹切音 西曹引音

署所蔭位姓名 安法意、有位之人不書蔭、而先例書之、

〔夏山雜談 五〕放島ノ試トイフハ、學生ヲ試ルニ、池ノ中島ナドニオキテ、詩文章ヲ作ラスル事ナリ、

人ニ談合サセマジキ、タヌナリ、ウツボ物語ニスヱフサ試ノ題ヲ賜リテ、ヒトリ船ニノセラレテイダタリトアリ、是放島ノコヽロモナリ、

〔空穗物語吹上上〕かくてことはじまりて、文人ども題たまはりて、かんだちめ殿上人文人どもぶんだいにふみたてまつる、すゑふさこゝろみのだいたまはりて、ひとりふねにのせられていでにり、すなはちおもしろきふみつくれり、進士になされて、方略のせんじくだりぬ、

〔源氏物語乙女二十一〕きさらぎの廿餘日、朱雀院に行幸あり、○中略けふはわざとの文人もめさず、たゞそのざえかしこしと聞えたる學生十人をめす、式部のつかさのこゝろみの題をなずらへて、御題給ふ、大殿の太郎君の、試み給べきゆゑなめり、臆だかき物共は、物もおぼえず、つながぬ舟に乘て、池に離れ出て、いとすべなげ也、日やう〳〵くだりて、樂の舟どもこぎまひて、調子共奏する程の山風のひゞき、おもしろく吹あはせたるに、冠者の君は、かうくるしき道ならでも、まじらひ遊びぬべき物をと、世中うらめしうおぼえ給けり、○中略かくて大學の君、其日のふみうつくしう作り給て、進士になり給ひぬ、年つもれるかしこき物共をえらせ給しか共、及第の人わづかに三人なん有ける、

〔河海抄九乙女〕つながぬ船にのりて

放嶋試事也、朱雀院試ニハ、學生皆舟ニ乘テ中嶋ニ行テ詩ヲ作也、文章生試ニ、式部省ニテ行之、省試トモ云也、今日朱雀院ニテ被行之也、○又見桂林遺芳抄

〔春記〕長久二年三月十一日庚申、午剋許參內、宿侍、仰云、明日詩題事、翠柳呈春色、今可終篇者、入夜被講詩了、仰云、明日殿上人遣中島、可令作詩、其人資房、資通、經季、師成、資綱、經成、經信、資仲、以上四位五位藏人義綱、資成、以上文章生實政、秀才木工允爲經、非藏人文章生等也、今日可令催仰也、又釣殿御裝束事可仰者、予仰藏人實政了、予再三辭申此事、故者已爲上臈之內、度々奉御前試、至于今者無益、然而更無天許、何爲

哉、又興之故也、今夜宿侍、　十二日辛酉、今日殿上人於中島奉試作詩日也、（非實事、是興之事也、）仰云、可給御題也、又釣殿御裝束早可令奉仕者、仰藏人實政令奉仕懸御簾、如花宴日儀、但御所卷二面御簾、（東南）敷毯代立侍御倚子、（南向供之）廊內當御後施敷疊等、不立大床子、南庇等東西相分敷紫端疊等為座、（公卿若侍臣座也）午剋許蒙召之人々參入、（或直衣裝束、或帶依仰也、）抄物等筥先遣島中。。。。。。了、末二點許渡御釣殿、（不候御釣）即依召仰、船一艘、屬文侍臣合十二人、（夾名在昨日記、）相乘着中島座、（掃部預儲座二行、又有急所引幔、）棹郎藏人所衆、并近衛物節等也、又左宰相中將兼賴卿乘此船、是為監護使也、依勅命也者、皆各着座了、兼賴卿自懷中取出御題、（有御封云々）授予、予開見、殘花座上餘、（勅稀飛輝園）即下見已次了、申初作詩、酉剋以前各獻詩了、（藏人章行乘船來、置文臺筥、以紙手中筥居高器上、座上、）立即依仰兼賴卿并屬文人等同船參上、先是春宮大夫賴宗、皇后宮大夫能信、按察大納言長家、新宰相俊家卿參候、又侍臣同祗候了、有歌管之興、宸儀下御倚子御、御圓座、兼賴卿取文臺筥參上、（經賴卿以上皆直衣也）置御前、（公卿取筥事、不取然事也、）了召權左中辨義忠朝臣令講詩、漸及昏黑、仍以藏人左少辨經成令兼脂燭、講了各々退歸、（侍臣等皆近候、是例事也、）予詩被褒賞、頗依宜句也、又無病之故也、以後日可有勅判云々、即依仰侍臣堪歌管之輩候南簀子敷、賴宗卿已下候南庇長押上、奏管絃、予彈箏、資通鼓琵琶、經親吹笛、經季撫和琴、自餘唱歌、或又發朗詠、弦歌盡妙、興意又足、尤叶叡賞、于時碧天已晴、皓月尤明、事之感味近代無比云々、更漏已深、以御衣給公卿、侍臣祿可給疋絹也、而內藏寮遲獻、仍不早給也、事了還御、公卿供奉御共、予即退私、心神殊惱、件事希代之興也、仍記之耳、件詩等候御前了、

〔古今著聞集（四文學）〕仁平三年五月廿一日、院宣によりて、宇治左大臣東三條にて學問料の試をおこなはれけり、藤原敦經、菅原登宣、同在清、藤原敦綱、同光範、菅原在茂等を、中。島。の。座。に。す。ゑ。ら。れ。に。け。り。式部大輔永範朝臣、文章博士茂明朝臣、式部權大輔公賢をめして、左傳、禮記、毛詩を分たびて、題をえらばされけり、みな紙切に書わけて、頭辨朝隆朝臣をめして、くじにとらせられけり、禮以行義といふ事をとりけり、家司盛業をもて、試衆にたまふ、作り出すに隨てぞもてまいりける、其後

評定ありけり、後に院より、通憲入道にもおほせあはせられけるとぞ、つゐに光範登宣ぞ給はりにける、

行幸試

〔日本紀略 醍醐〕延喜十六年九月廿八日庚辰、天皇幸朱雀院、〇中略召諸儒文章生命宴席、題云、木落洞庭波、有擬文章生試、題云、高　送秋、　十月二日甲申、召諸儒於藏人所令定申擬文章生試詩等、及第者五人、

〔桂林遺芳抄〕登科記云、式部卿是忠親王二男進士及第式瞻王、延喜十六年九月廿八日試、行幸朱雀院、御題高風送秋詩、（以鐘爲韻、七言六韻、）及第四人、（九月廿一日判）藤原高樹、（字藤範、近江、）大江維時、（字大江一、）春淵良規、（字朝二、）藤原春房、（字藤藝、）

已上四人、不作開韻及第云々、

登省記曰、康保二年十月廿三日、行幸朱雀院、御題於藏人所被行之、

飛葉共舟輕　（勒五　澄　陵　氷　興、膺）

及第一人　橘倚平、（字橘宣、式部丞、）飛驒守是輔子、

藤原雅材獻策、（辨散樂）　村上御問也、

〔百錬抄 五 堀河〕寛治四年四月十九日、行幸鳥羽仙居、有擬文章生試、（題云、殿廷繰舞衣、）　廿九日、諸卿定申課試詩、

禁中試

〔江家次第 十九〕弓場殿試事

文章生當職散位申。方略。學生申。學問料。並申。登省宣旨。申。御書所。衆。闕。少人。多。時。又。別。被。試。秀才。進士。時。有。此。事。文章生試亦可准此歟、自藏人所召可奉試者、弓場殿內、東上副東柱、敷黄布端疊、（北上西面、可用折薦疊歟、）明義門廊內第三四間壁下、敷黄布端疊、爲監試次將座、無名門外立文臺、（內竪晩立之、）及文人參入、（丸柄各帶、具書硯紙筆、）藏人頭奏事由、次依召入自月華門著座、（令出納召之）　次給御題、（或宸筆、或殿上儒士進之、七言十韻、或八韻、或五言十韻、有官題者無入

物、長久共有之、

題書樣

禮義爲器（以先爲韻、七言十韻、每句用前漢儒士名、）召近衞次將給之、近衞次將著監試座、召第一文人給之、文人還座見下、內藏寮給紙筆、（人別給之）又給衞重、監試將相替遞候座、（二人許）作畢就文臺進詩、（中間猶置之）退出、次將取筥進御前、令殿上儒者講之、若後日可評定者、藏人頭加封、取筥置御前、後日令爲文公卿幷殿上儒者評定之、

醍醐　延喜二年十月六日（壬寅）

山無隱（每句用後漢逸人名）

文章得業生藤原博文作秀句、補藏人所雜色、文章生藤原諸陰、每句第一字用逸人名、候內所、及第者二人、

村上　應和二年六月十七日（癸卯）

簟爲夏施（以純爲韻、官韻張純、）

藤原公方作官韻、但以張子純作長純、先是於清水寺作之、夢中給此題、公方返座、先對清水寺禮云々、菅原資忠不作官韻、作玄純、是簟名、作秀句犯鶴膝、仰曰、資忠文體可觀、尤是奉公、可賜學問料、小野宮大臣被申曰、奉試道、官韻爲先、先猶可賜公方、最前闕給之、三統篤信不作官韻、不作秀句、又犯鶴膝、次闕賜之、勝彼日不參者、

一條院　寬弘二年七月十日（丙辰）

秋叢露爲佩（七言八韻）

藤原雅任、中原長國補御書所、二人、正闕大中臣奉親、藤原公政、（已上二人補員外）伴方規可待將來闕之由被仰下、

被裘當戶（以王爲韻、百字成篇、）

今度參入者五人

櫻井清光　藤原忠重　橘淑信　藤原爲信　賀茂保胤

令藏人讀之、無判、

後朱雀院　長久四年九月九日（癸酉）

禮義爲器（以先爲韻、毎句用漢儒士名、）方略試

大江佐國　惟宗孝言　源時綱

善以爲寶（以謙爲韻、七言十韻、毎句用禮記篇名、）科試

藤原國綱

以上不作官韻、仍各落第、

件題者、兼日方略試題國成、學問料試題定親、可進云々、而當日被相替、今度評定文、權大納言師房卿、於御前書之、今日藤原行家、當日申障不參、

〔江談抄四〕周墻壁立猿空叫　連洞門深鳥不驚（大内應試、博文、）

延喜二年十月六日、於大内有此試、召秀才進士等、博文于時秀才也、此句有叡感、應及第者二人、博文、藤諸蔭也、博文補藏人所雜色、諸蔭亦候同所、總參者十人、不參者三人、擧直朝臣云、彼時博文者、只候於所、以諸蔭被補雜色也、口傳云、延喜聖主勅曰、博文詩得作文體、然者諸蔭詩者、毎句上字用逸人名、才有餘力也、以之爲優矣、仍抽被補雜色云々、

〔日本紀略四村上〕應和二年十二月廿四日戊申、召申登省學生等五人於射場殿、給題令賦詩、

〔日本紀略十一一條〕寛弘二年七月十日丙辰、於弓場殿試學生九人、是則御書所衆二人有其闕、仍試競望之輩所被試也、題云、秋叢露作珮、（七言八韻、）其中奉試、藤原公政、中原長國、藤原雅任、被直芸閣、○又見百練抄、

〔法成寺攝政記〕寛弘二年七月十日丙辰、早朝參內、望御書所學生等、召弓場殿被試、參者九人、其座北上西面、監守近衞亞相座、北壁下西上南面、文臺立戸西間、御題賜賴定朝臣、賴定朝臣召學生上萠賜之、學生臣右近陣二人闕、四人獻文、依文宜、乍四人補寄、

〔小右記〕寛弘二年七月十日丙辰、今日學生等召射場、給御題被試云々、皆是有可候御書所之望者等云々、(先例不聞事也、問料之者有此例、)左頭問送件案內略封答、又自內示送云、學生等參入自月華門、候弓場殿、(西上北面)即給御題、秋叢露作珮、(以含爲韵、七言八韵、)文臺立廊中、(文臺上置筥、)檢試近衞次將在壁下座、秉燭以前可獻者、晚頭示送云、學生九人奉試、申剋獻詩畢、乃於御前評定、左大臣、右衞門督源中納言、新中納言、左大辨朝臣、廣業等依召候御前、大中臣奉秋、藤原公政、同雅任、中臣爲國等、可候御書所之宣下畢、

〔百練抄 四 後朱雀〕長久二年三月四日、於皇后二條第有花宴、召擬文章生、於前池中島令作試詩、(歌音不知驚)

〔續世繼 一 星合〕おなじき(○長久)四年の三月にも、佐國孝言時綱國綱などいふものども試みさせたまひき、弓場殿にてぞ作りて奉給ける、もと桂を折たるは博士をのぞみ、まだをらぬ者は燈の望なんありける、句毎に唐の博士の名など置ければ、作りかなふる人難くなんありける、

〔百練抄 四 後朱雀〕長久四年九月九日、召文章生佐國已下於弓場殿、進試詩、進士題、禮義爲器、七言十韻、毎句置前漢儒士名、學生題、善以爲寶、七言十韻毎句用禮記篇名、是秀才給料等試也、

〔百練抄 五 後三條〕延久三年七月十二日、雲客於御前預詩試、道俊澄宗伊家藏人爲房等也、

明經道課試

〔令義解 四 選敍〕凡(○中略)明經、取學通二經以上者、

〔令義解 四 考課〕凡明經、試周禮左傳禮記毛詩各四條、餘經各三條、孝經論語共三條、(謂論語孝經、猶一部之書也、)皆舉經文及注爲問、其答者、皆須辨明義理、然後爲通、通十爲上々、(謂其通中經者、二經並通、然則周禮毛詩各四條、論語孝經共三條、合試十一條、若通十者、雖不全通、猶爲上々也、)通八以上爲上中、通七爲上下、通六爲中上、通五及一經、若論語孝經全不通者、(謂試三條全不通者、)皆爲不第、通二經以外、別更通經者、毎經問大義七條、通五以上爲通、

〔三代實錄 清和 一〕天安二年九月十五日癸酉、明經得業生正七位下刈田首安雄、大初位下葛井連善宗、並進二階、以奉試及科也、

〔類聚符宣抄 九〕明經准得業生試 中略〇

學生正六位上十市宿禰致明

讀 古文孝經 春秋穀梁傳 論語 春秋左氏傳

助教從五位上兼美濃介時原朝臣長列弟子

右致明時習創業、日知足才、空執強立之勤、頻漏大成之選、謹檢先例、蒙宣旨成大業之者其徒已多、近則故博士秦維興、直講宗岳忠行、博士有象等、依博士善淵愛成、八多貞純、山邊修道等獨擧、皆蒙恩宣得成大業、致明已蒙宣旨、習學天文、又依宣旨、爲講日本紀尙復、一身所職、兩役相兼、望請天恩、被下宣旨、准得業生、令遂課試、

康保四年八月廿一日　從五位上行助教兼美濃權介時原朝臣長列

從五位上行勘解由次官兼博士十市宿禰有象

正二位行大納言兼右近衞大將皇太弟傅陸奥出羽按察使藤原朝臣師尹宣、奉勅、件致明、宜仰式部省、准得業生、令課試者、

同年十二月四日　少外記大藏弼邦 奉

〔類聚符宣抄 九〕應准得業生令課試明經學生從七位上藤原朝臣右賢事

右從五位上守刑部大甫兼行博士紀伊權守十市宿禰有象解偁、右賢遊藝年久、稽古日新、空衆強立之才、未遂大成之志、謹檢先例、蒙宣旨成大業之輩、小野當岑、依博士大春日雄繼之獨擧、秦維興依博士善淵愛成之獨擧、宗岳忠行依博士八多貞純之獨擧、有象依博士山邊修道之獨擧、皆蒙宣旨得成大業、助教以下、專無獨擧之例、抑天曆以來、蒙此宣旨、先朝時原長列、當時十市致明也、伏檢紀傳道例、

明法道課試

一代蒙此宣旨、天慶御時、橘直幹、大江重光、先朝藤原後生、高階成忠等是也、又檢明法道之例、先朝檜前春風、當時宮道堯時、惟宗允正亦是也、小道已有兩人之例、根本之道、何無朝恩、望請天恩、依兩道例、殊蒙宣旨、准得業生令遂大成者、權左中辨藤原朝臣爲輔傳宣、中納言藤原朝臣兼家宣、奉勅、依請者、

安和二年八月十一日　左少史伴保在奉

〔令義解 四選敍〕凡〇中略明法、取通達律令者、

〔令義解 四考課〕凡明法、試律令十條、謂依此令、必可有明法博士及生、律七條、令三條、識達義理、問無疑滯者爲通、粗知綱例、未究指歸者爲不、全通爲甲、通八以上爲乙、通七以下爲不第、

〔延喜式 十八式部〕凡明法生、課試通六七條者、任國博士、

〔類聚符宣抄 九〕明法得業生山文宗恐惶謹言

請殊蒙鴻恩早被恤下宣旨課試愁狀

右文宗、去承平三年被補件職、今年適待得其年限、仍去正月十日、貢擧可課試之由、二月廿一日可課試官符下、省先了、謹檢先例、博士二員相具有試、而今見任博士一人、至于有闕、申請博士、奉試有例、因茲給件博士、可課試解文、去二月廿八日進官、然而宣旨于今未下、年漸過半、空送多月、愁歎之甚、日夜難休、望請殊蒙鴻恩、早被恤下宣旨、將遂課試、不堪懇切、文宗恐惶謹言、

天慶二年七月十九日　明法得業生山文宗

從三位守大納言兼行民部卿中宮大夫平朝臣伊望宣、宜以左衞門少志惟宗公平、爲試明法得業生山文宗之博士者、

天慶二年閏七月廿一日　大外記三統宿禰公忠奉

〔類聚符宣抄 九〕明法得業生從八位上惟宗朝臣致明解申請官裁事

請被給博士奉試之狀

右謹檢案内、奉試之日、博士二員相備有試、而見任博士一人、依爲親父、有妨相備、望請官裁、被給博士、將遂課試、仍錄事狀、謹解、

天曆十一年八月十七日　　明法得業生惟宗朝臣致明

中納言正三位兼行民部卿藤原朝臣在衡宣、奉勅、宜以少判事小野傳說、爲試明法得業生惟宗致明之博士者、

天德元年十二月三日　　大外記御船宿禰傳說奉

〔類聚符宣抄九〕太政官符式部省

應課試明法得業生正六位上惟宗朝臣輔政事

讀書二部

令一部

律一部

故博士正五位下公方孫

右得彼省去六月廿七日解偁、大學寮今月廿日解偁、博士正六位上美麻那宿禰直節等牒偁、件人學業既長、才堪課試、仍貢擧者、寮依牒狀申送者、省依解狀申送如件者、正三位行中納言源朝臣保光宣、依請者、省宜承知依宜行之、符到奉行、

權左中辨　　右大史

永祚二年三月五日

算道課試

〔類聚符宣抄九〕主計少屬惟宗有㫁

右大臣宣、件有㫁宜爲試得業生史戶忠則、秦春樹等之博士者、

延喜廿二年四月廿二日　　大外記伴宿禰久永奉

〔類聚符宣抄 九〕兵部少錄史戶忠則
右左大臣宣、宜以件人爲試竿得業生大藏禮數、小槻茂貫等博士者、
延長七年四月十七日　大外記伴宿禰久永奉

〔類聚符宣抄 九〕主稅少屬秦春樹
右左大臣宣、宜以件人爲試竿得業生大藏禮數、小槻茂貫等博士者、
延長七年十一月十七日　勘解由次官兼大外記紀伊權介伴宿禰久永奉

〔類聚符宣抄 九〕竿得業生大藏師傅等解申請官裁事
請被因准先例以主計權少屬凡河內良尙下召博士宣旨遂課試狀
右師傅等、去天慶二年被補得業生研精之勞七年于茲、應課試官符、今月廿三日被下式部省、謹按案內、道博士一員、去年七月闕、然則博士不備、難候試場、望請官裁、同道成業之者、以主計權少屬凡河內良尙、被下召博士宣旨、將遂課試、仍錄事狀、謹解、
天慶八年二月廿七日　竿得業生秦忠重
竿得業生大藏師傅
中納言從三位藤原朝臣元方宣、宜以主計權少屬凡河內良尙、爲試竿得業生大藏師傅、秦忠重等之博士者、
天慶八年三月廿二日　權少外記三國千桂奉

〔類聚符宣抄 九〕請以成業主稅少允大藏具傅爲試得業生小槻陳群博士狀
右去天曆八年六月廿六日宣旨偁、主計權少允凡河內良尙、修理大屬小槻茂助、宜爲試竿得業生凡河內良玄、小槻陳群之博士者、仍良玄課試已了、爰陳群登省六箇度、其道條未究、而良尙就諸國調庸率分、幷大炊寮納年料米誤事、依官宣進過狀之間、今年已暮、遺日不幾、望請被下宣旨、以件具傅、爲試

博士、將令究道條、謹言、

天曆十年十二月十九日　主稅頭從五位上兼行筭博士小槻宿禰糸平

左大臣宣、偁、以件良尙、可爲試陳群等博士之由、下宣旨先了、而良尙依公事之忩、進過狀之後不遂課試、歲將暮矣者、宜停彼良尙、以件具傳、可爲試陳群之博士者、

同月廿三日　大外記御船宿禰傳說奉

〔類聚符宣抄 九〕請以成業兵部少錄小槻宿禰陳群爲試得業生小槻惟信之博士狀

右謹檢案內、惟信年限自滿、課試之期已到、糸平謹須依例參預試場、而脚病殊重、進退不調、儀式之處、恐致失禮、望請被下宣旨、以件陳群、爲試得業生惟信之博士、

康保三年八月二日　主計頭從五位上兼筭博士小槻宿禰糸平

左大臣宣、宜以兵部少錄小槻陳群、爲試筭得業生小槻惟信之博士者、

同月十八日　大外記物部安親奉

〔類聚符宣抄 九〕式部省

勘筭生幷他道學生准得業生課試例事

右筭生准得業生課試之例、須就宣旨正文勘申、而史生椋橋部文通、爲文殿預之間、如此文簿多以紛失、其由度々勘申先了、但去天慶三年十二月三日勘申留案云右大臣貞觀七年四月七日宣、奉勅、筭生大宅淨統、宜准得業生、令課試者、又大納言藤原基經卿、同十二年八月一日宣、奉勅、筭生小槻在雄、宜准得業生、令課試者、又明經學生漆嶋長列、天曆四年二月十一日、下准得業生可課試宣旨、十市部有象、承平元年十二月廿七日、下准得業生可課試宣旨、卽件長列、有象等二人、有宣旨正文、仍勘如件、

康保四年十一月廿七日　少錄坂本高直

少丞藤原弘頫

雜生試

〔類聚符宣抄 九〕右中辨大江朝臣齊光傳宣、右大臣宣、奉勅、竿生若江爲範、宜待得業生大藏國實課試及第替補者、

安和二年二月十六日　左少史吉志公胤奉

〔延喜式 十八式部〕凡試雜生、十二箇月內爲程限、若无故過限者、除先試條、更始爲試、

○雜生ノ試ノ事ハ、試官ノ下ニモ出セリ、參照スベシ、按ズルニ、雜生トハ明經紀傳ヲ除キ、其餘明法道算道等ヲ謂フモノヽ如シ、

試官

〔延喜式 十九式部〕試貢人及雜色生、○中略預命試官、定日令候、其日平旦、○中略試官學生就座等儀同上、

〔西宮記 臨時一〕諸宣旨

對策問頭(上卿奉勅仰外記、成上宣、天曆六三十五中納言在衡宣、以左少史山文宗爲試明法得業生櫻井守明博士替、)

〔西宮記 臨時二〕對策問頭博士事(或奉勅宣旨、或上宣云々、)

〔都氏文集 五〕評定文章得業生正六位下行下野權掾菅原對文事

明氏族　辨地震○中略

又問頭之中、脫落名字、況亦病累頻發、乖違格律、

〔延喜式 十九式部〕試諸國郡司主帳以上、○中略省掌退出、訖他省掌執筥就丞後、受問頭、降就郡司傍授之、置筥於西階上復座、郡司執筆、各答其問、隨了且進、

〔唐六典 二吏部〕吏部尙書侍郞之職、○中略凡選授之制、○中略以三銓分其選、一曰尙書銓、二曰中銓、三曰東銓、以四事擇其良、一曰身、二曰言、三曰書、四曰判、(每試判之日、皆平明集於試場、試官親送、侍郞出問目、試判兩道、)

〔桂林遺芳抄〕一問頭博士事

宣旨事 於二策文事一者、別帖記レ之、間略者也、

家記云、問頭申文者、省官故障、爲二他儒一之時、試衆之申狀也、本儀者省官可レ勤之事也、省官故障之時、他儒タル也、非二省官一之公卿、無二勤仕之例一也、但近例間出來歟、問頭ヲバ、深可レ禮者也、道之故實也云々、此申狀又歎狀也、其調樣者如レ前、

瑞雲院贈左府〇藤原兼綱 記云、問頭博士ノ宣旨ヲ申成テ、其人ヲ定ム、件歎狀如レ此、卿位雲客間、共ニ先例アリ云々、

〔桂林遺芳抄〕文章生正六位上菅原朝臣音長誠惶誠恐謹言

請レ被レ下二宣旨一以二前加賀守從四位上藤原兼俊一爲二問頭博士一奉二策試一狀

右音長、謹撿二舊貫一菅江門徒、相二分東西曹司一初起以來、遞爲二問頭一者例也、次第之所レ至、理運在二斯人一望請被レ下二宣旨一以二件兼俊朝臣一將レ爲二獻策之問頭博士一矣、音長誠惶誠恐謹言、

延文元年八月日　文章生正六位上菅原朝臣音長

權中納言從三位藤原朝臣仲房宣、奉レ勅、依レ請者、

同年同月廿八日　大炊頭兼大外記土佐權守中原朝臣師茂奉

〔類聚符宣抄 九〕問者

少外記島田良臣仰云、右大臣宣、尾張掾滋野良幹方略之試、宜レ令二大內記都宿禰良香問一之、

貞觀十五年五月廿七日　少錄山口岑世奉

〔類聚符宣抄 九〕少外記與世貞町仰云、右大臣宣、文章得業生越前權大掾藤原佐世、宜レ令二大內記都宿禰良香問一之者、

貞觀十六年七月廿三日　少錄山口岑世奉

〔類聚符宣抄 九〕中納言在原行平卿宣、文章得業生越前少掾藤原春海、擬レ奉二策試一宜レ令二少內記三善清

行問之者、

仁和二年五月廿六日　大外記大藏善行奉

同月廿七日仰式部少錄善淵邦彥了

〔類聚符宣抄九〕少輔正五位下菅原朝臣道眞傳宣、右大臣宣、奉勅、散位三統理平方略試、宜令大丞藤原春海問之者、

寬平三年七月廿一日　少錄阿保連扶奉

爲後鑒自式部省令進之

〔類聚符宣抄九〕左大臣宣、宜令式部少丞平篤行問文章得業生紀淑望方略之策者、

延喜元年八月七日　勘解由次官兼大外記大藏朝臣善行奉

即日仰式部少錄春江滿行

〔類聚符宣抄九〕左大臣宣、散位菅原淳茂擬奉策試、宜令大內記三統宿禰理平問之者、

延喜八年七月十四日　大外記阿刀宿禰春正奉

〔桂林遺芳抄〕一上古秀才方略例（例當時雖不用舊例分註記之）

左大臣宣、宜令備後權守菅原朝臣在躬問文章得業生三統元夏方略之試者、

承平七年二月廿九日　大外記菅野朝臣奉

〔類聚符宣抄九〕筭得業生試（中略）○

請被下宣旨監試筭得業生大藏師傳秦忠重等狀

右茂助依筭道成業之勞、去天慶六年被拜當職、今件師傳等自今年可涉試場、而道博士二員中、自去年八月其一員闕矣、爰師傳等以主計權少屬凡河內良倚申下試博士之上宣、謹檢案內、課試之例、嚴重爲先、因茲以敎授之師未曾爲問頭之儒、皆避同門之忌、互涉試場者也、若博士等中、一人有闕、則以

道成業輩無其忌之人、請申試博士爲例、而今博士大藏禮數、與主計屬良尙從父兄弟也、禮數良尙等又並爲得業生師傅從父兄弟也、又秦忠重是禮數之後子也、然則件等四人俱出一家、或爲近親、或爲因緣、至奉試之日、誰爲問頭、誰爲證者、凡諸道得業生等、奉試之時、所以別其師儒者、爲絕登科之疑也、況於近親盡避其忌乎、而禮數等四人、同心擬涉試場、事之違例、還似輕忽、望請特蒙天裁、被下試博士之宣旨、將遂監試、茂助誠恐誠惶謹言、

天慶八年四月十一日　　　修理少屬正六位上小槻宿禰茂助

〔類聚符宣抄九〕右大臣宣、宜令左少辨兼文章博士備後權守菅原朝臣在躬、問近江權大掾大江重光方略之試者、

天慶九年九月十五日　　　少外記出雲有時奉

卽日召仰式部少錄長廣兼了

〔類聚符宣抄九〕左大臣宣、宜令文章博士橘朝臣直幹、問文章得業生矢田部陳義方略之試者、

天曆二年七月十七日　　　少外記雀部是連奉

同日召仰式部少錄賀陽眞正了

〔日本紀略村上三〕天曆二年十月廿九日甲辰、文章得業生陳義對策、文章博士直幹爲問頭、題云辨廉清詳群、

〔類聚符宣抄九〕文章得業生正六位上美濃權少掾菅原朝臣資忠誠惶誠恐謹言

請被下宣旨裁給問者課試狀

右去月十九日、依文章博士等擧奏、被下可課試之宣旨已了、式部大輔大江重光朝臣、當其問者、而忽有被召問、不能從公務、傍省官等、共是同房儒者、不可爲問者矣、欲待彼勘問之定、難知其遲速之期、若延日月、可及短晷、謹檢故實、省官有障之時、依宣旨召他儒、爲問者例蹤跡已存、望請天恩、因准先例、被

下宣旨、裁給問者、將霑鳳詔之露、早泝龍門之波、資忠誠惶誠恐謹言、

康保五年七月十四日　　文章得業生正六位上美濃權少掾菅原朝臣資忠

中納言橘朝臣好古宣、宜令勘解由次官紀朝臣伊輔問文章得業生菅原資忠方略之策者、

同年八月五日　　權少外記鴨連量本

〔日本紀略七圓融〕天元五年五月一日壬辰、左大臣宣、奉勅、〇中略召式部錄秦公種仰云、去月廿八日、文章得業生高階信順策文、無問頭、幷省官定試之由、宜令辨申者、

〔桂林遺芳抄〕一依同房爲他儒例

散位正六位上藤原朝臣惟貞誠惶誠恐謹言

請被特蒙天恩因准先例召仰民部大輔三善朝臣道統爲問頭遂課試狀

右惟貞已蒙二代之宣旨、未遂一業之本望、方今式部大輔大江朝臣齊光卿、理當問頭、然而依有故障不可問者、至于他儒士者、或是有門族同房之諱、或亦與惟貞論其年歯、則已爲子弟也、望請特蒙天恩、因准先例、以件道統朝臣爲問頭、將遂課試、宜知皇恩之無涯、且傳累業之欲絶、惟貞誠惶誠恐謹言、

寬和二年十月九日　　散位正六位上藤原朝臣惟貞

左大臣宣、奉勅、宜令件道統朝臣問惟貞方略之策者、

同二年十月廿六日　　少外記衆直講海宿禰廣澄奉

〔桂林遺芳抄〕一省官同曹以他儒申請例

文章得業生正六位上行美濃掾藤原朝臣實政誠惶誠恐謹言

請被下宣旨以正四位下行權左中辨兼大學頭東宮學士大和守藤原朝臣義忠爲問頭博士狀

右實政、謹檢案內、省官同曹、或有障之時、以他儒士申請問頭博士、古今之例也、望請被下宣旨、以件義忠、爲問頭博士、實政誠惶誠恐謹言、

長曆四年七月廿一日　文章得業生正六位上行美濃掾藤原朝臣實政

權中納言兼皇后宮權大夫右衞門督藤原朝臣資平宣、奉　勅、宜令權左中辨藤原朝臣義忠問文章得業生藤原實政之策者、

長久元年十二月廿日　大外記安倍守輔奉

〔水左記〕承保二年十二月十六日癸卯、後聞此日因幡大掾大江通國獻策、叙風雲論筆硯問右中辨正家朝臣也、

〔中右記〕寬治八年〇嘉保元年六月五日甲戌、今日敦基朝臣養子舍弟子也敦光獻策、件朝臣候大納言〇藤原宗俊御許之上、已後漢書之師匠、仍巳時許出仕、依訪彼朝臣也、先參關白殿幷大殿之後、相具新少將宗輔向省門、雲客六七輩、儒士濟々、本省少輔兼大內記在良爲問頭、兼題者題云、詳褒譽、序伶倫、

〔中右記〕嘉承二年正月十日、今日秀才尹通獻策、問頭敦宗朝臣、題云、才子論說、妓女美貌云々、

〔中右記〕永久二年正月十一日戊子、今日秀才資光獻策、依未時許、着直衣向省門、於朱雀門壇下留車訪之、少將侍從着束帶、令訪式部大輔在良朝臣、少輔有元、丞參勤、錄遲參之間、時剋推遷、問頭博士敦光朝臣、申時事了歸家、　題、卿國士俗、鏡扇資用、

〔桂林遺芳抄〕一題者事

彼贈左府〇藤原兼綱記云、儒中可然人體ニ申試也、式部ノ輔、先ハ大卿也、有闕者權大卿等有例、宜下ニハアラズ、只兼テ直申定ム、省門ニテ當座ニ題者題ヲ書テ授問頭、問頭給試衆也、然而兼日ニ問頭題ヲモ計テ策文ヲ書、題者問頭兼勤ル例アリ云々、

抑古人之題除之者、道之大法也、但同題有例、注他帖畢、

一題書樣强紙一枚書也

策方略文二條

擧賢以才

爲政以德

右已上如此、非古文字也、迎陽秀長〇坊城題者之舊草也、自餘不相替之間略之、秀才之時別也、又如此也、

策秀才文二條

幼聰

豪富

右兩樣之書樣如件、或秀才之時對策文二條書載之例又有之、是復兩樣之段也、

〇按ズルニ、右ノ外問頭博士ノ事、前文省試ノ下ニ引ケル延喜式ニモ見ユ、

〔延喜式十八式部〕凡試雜生者、試博士之外、必須令有證博士一人、若證博士无其人、遂應致妨者、聽一人試之、

〔類聚符宣抄九〕明法得業生從八位上善道朝臣維則解申請官裁事

請依先例被賜試博士、遂課試之狀

右維則、依年限滿博士貢擧可課試之狀、謹檢式條、試雜生必須證師者、而今在任博士二員、就中一人相穩之親也、因之不能相引、望請官裁、依先例被賜試博士、將遂課試、謹言、

延喜廿三年二月十九日　明法得業生從八位上善道朝臣維則

〔類聚符宣抄九〕竿得業生試〇中略

竿得業生大藏師傳等解申請官裁事

請被因准先例以主計權少屬凡河內良尙下召博士宣旨遂課試狀

右師傳等、去天慶二年、被補得業生研精之勞七年于玆、應課試官符、今月廿三日被下式部省、謹按案

問頭生
問者生

内、道博士一員、去年七月闕、然則博士不備、難候試場、望請官裁、同道成業之者、以主計權少屬凡河内良﨑被下、召博士宣旨、將遂課試、仍錄事狀、謹解、

天慶八年二月廿七日

竿得業生秦忠重
竿得業生大藏師傅

〔類聚符宣抄九〕明法得業生從七位下櫻井宿禰守明解申請官裁事

請被依例蒙宣旨給試博士奉試狀

右守明、去天慶九年被補得業生、年限既來、有妨奉試、何者二員博士、一員爲守明之親父、一員遷官、其替未任、然則無有證師○及試博士、謹檢式部省式云、試雜生者、必須證師、若無其人、遂應致妨、一官獨試、又云、試雜生、涉月經年、無有程限、自今以後、若過限者、除先試條、更始爲試、又云、今案、試雜生、十二箇月爲限者、依此等文、或無證師者、一官獨可課試、若過限者、責在奉試之人、望請依例蒙宣旨、以成業、左少史山文宗被給試博士、將奉試、仍錄事狀、請官裁、謹解、

天曆六年二月二十一日　明法得業生從七位上櫻井宿禰守明

〔延喜式二十三民部〕凡延曆寺○中略試年分度者證師幷使從、八月廿四日迄廿七日、合四箇日料白米四斛七斗七升六合、○下略

〔菅家文草一詩〕早春陪右丞相○藤原基經東齋、同賦東風粧梅、各分一字、探得迎字、扶十二、

春風便逐問頭生○、爲翫梅粧繞樹迎、偸得誰家香劑麝、送將何處粉樓瓊、先吹煖火頻温慰、更作霜刀且剪成、裂素誰容勞少女、占巢莫忙妬初鶯、繁華太早千般色、號令猶閑五日程、好是銀鹽多結蕊、應緣丞相欲和羹、

〔官職秘抄後附〕令外官○中略

問者生（モンジヤシヤウ）或云後十六、正曆四年始置之、

〔中右記〕大治四年二月十三日、助敎信俊入來云、〇中略又談云、明經問者生正曆比博士致時所申置也、

〔類聚符宣抄九〕太政官符　式部省

應以捌條爲限通伍已上爲及第明經問者生課試事

右得正五位下行大外記兼博士主税助播磨介中原朝臣致時等、去七月廿日奏狀偁、〇中略爰源雅行、永觀二年二月、任主殿允、息長國望、寬和元年十一月、任刑部錄之後、汗渙之恩久隔、沈潛之歎彌深、是故或抛本業而赴末學、或忘大成以就少藝、重儒士之子孫、倦箕裘而長退、累葉故人之胤嗣、泣洙泗而空歸、道之陵遲、職此之由、何況春秋釋奠、明獻惟嚴、移唐家之儀、整廟堂之禮、明經道之最也、而奠祭之場、樽節之士已稀、口問之席、折疑之徒猶乏、將聖之道、恐殆荒墮、方今爲令勸勵生徒、申置件問者生、然而稱失昇晉之定準、未嗜鄒魯之篤學、非開鴻漸之路、何繫鵾退之心、仍申請試條之日、依宣旨、諸卿定申先了、未蒙裁許之間、仕進之思彌屈、望殊蒙天恩、被下宣旨、件問者生、試三箇條、隨其及第、將關官班、彼不經課試而給擧者、已有拜除之例、況將及科而承理者、尤當採擇之仁、但至于試條、一日之內、令擧三條、然則周年多士之論、更扇明時之風、漢日得人之頌、又起聖代之化者、右大臣宣、奉勅、依請、宜以捌條爲限、通伍已上及第者、省宜承知依宣行之、符到奉行、

右兵衛督從四位下兼行權左中辨太皇宮權亮源朝臣　外從五位下行左大史小槻宿禰

長德元年八月十九日

〔朝野群載九功勞〕請特蒙天恩因准先例依成業共當職勞遷任大炊雅樂允等闕狀

右時信、〇中略永承二年補問者生、康平元年拜除當職、〇中略

延久四年正月廿六日　正六位上行彈正少疏安部朝臣時信

〔除目大成抄八〕內膳典膳正六位上藤原朝臣盛貞問者生

問者生正六位上藤原朝臣盛貞誠惶誠恐謹言

試判

請特被蒙天恩因准先例依課試第一勞拜任修理進內藏主典殿等允闕狀

右盛貞謹檢案內、爲問者生之者、依課試第一之勞、拜除要官者、古今之通規也、近則藤原知宗任大炊允、同季信任圖書允等是也、自餘之例不遑毛擧、爰盛貞携典墳以學竹窻、早列三千之弟子、採蘋藻以趍槐市、已送二十廻之春秋、望請天恩、因准先例、依課試第一之勞、被拜任件等闕者、彌專尊師之禮、將竭奉公之節矣、盛貞誠惶誠恐謹言、

永久四年十一月　日　問者生正六位上藤原朝臣盛貞、

〔除目大成抄 八〕織部佑正六位上藤原朝臣兼季問者生

問者生正六位上藤原朝臣兼季誠惶誠恐謹言

請被殊蒙天恩因准先例依課試及第第一勞拜任大膳進縫殿允等闕狀

右兼季謹檢案內、歷問者生課試及第之者、尋其次第、被拜除要官者、古今不易之恒規也、近則藤原盛弘任大舍人允、大中臣師盛任主殿允等是也、自餘之例不遑羅縷、爰兼季去天。仁。二。年。入。學。本。道。元。永。三。年。補。問。者。生。永久四年課試及第、前後之勞已及十一年、靑衿之間、二季釋奠、本堂例役、敢無懈怠、勤之爲勤、尤勝傍輩、兼季携螢雪而多年、久積夜學之功、仰雨露而幾日、只期朝恩之及、何況得業生問者生相並給官、例跡屢多、得業生紀爲宗任縫殿允、問者生小野有年任隼人佑、此例在近足爲殷鑒、兼季謂春宮課試則得業生上臈也、縱雖得業生何超兼季、令貽其愁乎、然則相並被任、誰謂非據、採擇之處唯仰天憐而已、望請天恩、因准先例、依課試及第第一勞、被拜除件等官闕者、將知稽古之不空矣、兼季誠惶誠恐謹言、

元永二年正月十八日　問者生正六位上藤原朝臣兼季

〔北山抄 四〕依省試判召問儒士事

若判文有不署者、或有學生愁之時、大臣奉仰、召問預判博士等、參議昇納言座、諸儒著參議座、公卿座在宜陽

設之時、爾上設座、或大臣自問、或令成業納言問、以上見年々私記、舊例自問云々、或令大辨問之、見九條天慶六年記、參議參可問之歟、內云々、近例多知之、或成業上﨟奉勅召問、成業公卿依仰定申、一定畢後、下給省宜、爲第時可召書

〔延喜式十八式部〕凡應參判奉試文之庭諸儒、无故不參、五位已上不預正月七日若新嘗會節、六位以下奪季祿、

〔桂林遺芳抄〕判事

家記云、判儒又曰耆儒、省官兩文章博士之外二人也、近代三人也、擬文章生詩、方略秀才策評判不可劣三人也、又云、判儒者不接三度判座者、召替他人、古來之諺也云々、文者書評定、古來之法也、評判之日必可爲他日也、雖然近例只同日之沙汰也、仍於文之日付者必用他日也、但又同日之例有所見也、

〔桂林遺芳抄〕一判儒評定文事

子細載省試之段間、不及重注也、仍評定文體注之在奥、

贈左府〇藤原繁補記云、舊ハ獻策之後、判儒二人モ三人モ悉策文ヲ書賦テ、是ヲモテ判也、獻策已后、日次ニ隨テ行フ、鋪設等ヲ渡遣ナリ、近來ハ、獻策日、則判ヲ行ル、最略之事也云々、

或記云、舊ハ禁裏、仙洞、執柄、三公等策文有御覽云々、

〔都氏文集五〕評定文章得業生正六位下行下野權掾菅原對文事

明氏族　辨地震

今按所對、初條云、余是荊安之族、源出由余、余則潁川之人、説通應劭、案姓氏譜云、余氏者、夏少康之苗裔、越王勾踐子聚爲順余侯、其後子孫相分、或爲順氏、或爲余氏、余氏宗族多在汝南、歷代以來、文字訛謬、在北正存余氏、向南誤爲余氏、而對文偏尋秦卿由余之本、未辨夏胤變余之疑、遂分余々之一枝、誤爲疎隔之二族、又云、射鴻臚之後、出自漢季、而育三輔、謝靈運之先、出陳留而流千載、案三輔決錄注、射援扶風人、其先本姓與北地謝同族、始祖謝服爲將軍出征、天子以謝服非令名、改爲射、子孫氏焉、遂有

前謝後䠶、然則謝服謝授、其族同、故別以前後、至于謝咸靈運、其定既殊、誰疑其同異、讀問置對、豈如此乎、又水鼓當作鼙、鳴鍾宜爲鐘、凡詞人之用思也、必須前後相承、定其區致、若理失通允之次、則文無依託之方、至如後條所引、時豈泰而安之哉、計不可以得已也之句、可謂客居一處、不得其偶者也、又寫言海水、雖得游鳧之談、探跡幽荒、未能梟禽之怒、理屈難究、空疲五大山之往還、思風妄吹、徒苦六萬歲之交蔵、又所引念佛三昧經、及大智論、只擧六踊六使之體征、不分各六合三之因緣、又問題之中、脫落名字、況亦病累頻發、乖違格律、然而但織詞章、其體可觀、准之令條、文平理粗通、仍置之中上、

○此策問及ビ對策文ハ、策文ノ條下ニ引ケリ、

〔類聚符宣抄九〕策判

大外記三統理平愁狀一卷 申請被改判對策以通條爲中不通狀

右被左大臣宣偁、奉勅、件愁狀、宜下問頭博士前下野守藤原朝臣春海令覆勘勘申者、

昌泰二年六月十七日　勘解由次官兼大外記大藏朝臣善行奉

卽日召春海朝臣、給件愁狀訖、

左大臣宣、奉勅、少內記藤原博文、請蒙改定對策判之申文、召給問頭博士令勘申者、

延喜五年十一月三日　少外記紀延年奉

件申文、同日召給文章博士三善淸行朝臣了、

〔日本紀略村上三〕天曆元年閏七月十一日癸亥、召左少辨在躬、問策判不同諸儒事、但不被決是非、

〔日本紀略村上三〕天曆二年五月八日丙辰、是日召博士等於宜陽殿、問省試問學生等愁由、

〔貞信公記〕天曆二年六月十四日、省試、有御題、昊天降豐澤、題中取韻、七言十韻、　廿日、維時朝臣、朝綱朝臣來告、今日有省試判之狀、各呼簾前、聞所云事、

〔日本紀略村上三〕天曆二年六月廿日丁酉、省試判、及第者十五人、　廿八日乙巳、試文、下給問博士等、

〔日本紀略 村上三〕天曆二年七月三日庚戌、今日被問預判博士等、七日甲寅、右大臣召紀傳諸儒、被定文章生等登省詩等、八日乙卯、諸卿召諸儒、評定省試詩、及第者七人、內二人連陳、利邪、降勅所及第也、

〔類聚符宣抄 九〕

式部大輔大江維時朝臣　　左中辨大江朝綱朝臣

民部大輔紀在昌朝臣　　式部權大輔菅原在躬朝臣

文章博士橘朝臣直幹　　式部少輔三善朝臣文明

大學頭橘朝臣敏通

右左大臣宣、件等人、今日令候陣頭者、

天曆二年七月七日　　少外記菅野正統奉

爲被問定擬文章生詩所召也

〔日本紀略 村上四〕應和二年六月十三日己亥、式部省行試事、七月廿一日丙子、奏評定省試判文宮殿光明、

〔日本紀略 圓融七〕天元五年五月廿日辛亥、信順策文任意評定、省官博士等可進怠狀、

〔日本紀略 圓融七〕永觀元年八月一日甲申、昨日省官諸儒、爲評定擬文章生試詩、參式部省之處、件詩等紛失、穿壁盜取也、仍召史生以下四人、給獄打拷、

〔日本紀略 一條十〕長德二年十一月廿六日壬辰、左大臣以下參有官奏、其次被定文章生試課事、式部大輔輔正卿所進經典釋文、與文章博士匡衡所進釋文、已有違背、輔正卿所進之文、措改反音、仍可獻怠狀之由有勅定、

〔本朝文粹 七奏狀〕請特蒙天裁召問諸儒決是非今月十七日文章生試判違例不穩雜事狀

大江匡衡

一諸儒同心、不令知匡衡、恣成總落判事、

右謹檢案內、式云、凡擬文章生者、春秋二仲月試畢、喚文章博士、及儒士二三人、省共判定云々、然則匡衡爲省輔兼文章博士、於評定場、尤爲要須之人、而諸儒不用匡衡、所陳任情、成總落判、論之政道、事甚非常、存式之旨、何有濫吹、

一以學生大江時棟所獻詩、大內記紀齊名誤稱有病累、抑留强戾落第事、

右件時棟詩、諸人之中、適免病累、仍文章博士道統朝臣、及匡衡示可擇上件詩之由、而擇上之儒齊名稱有下句蜂腰病、確執抑留、〇中略 抑先例或及第判、或總落判、一定之後、若學生所愁有理之時、改諸儒之所定、有勅召其詩、列及第者、不可勝計、延喜則藤原有述、同連純、和氣兼濟、天曆則藤原篤茂、大江昌言等是也、何況匡衡苟爲儒者、所訴之事、盍仰天選、儒有內擧不避親外擧不口仇、唯以進才爲業、何以理才爲計、不爲私而言、爲公訴之、

以前條事言上如件、望請天裁、早召問諸儒涇渭試判之事、匡衡誠惶誠恐謹言、

長德三年七月廿日

正五位下行式部少輔兼東宮學士文章博士越前權守大江朝臣匡衡

〔法成寺攝政記〕寬弘四年二月十四日辛巳、參入大內、召式部大輔、落第文十三枚、加三枚下給、不通者等文也、伴方規十上者巨勢文任、能作、藤原高延文、殊無瑕瑾、

〔日本紀略三十二條〕長和二年正月十四日丙午、今日左大臣〇藤原道長仰外記、令問文章生試詩摺改之由、

〔日本紀略三十二條〕長和三年八月廿九日壬午、擬文章生平範國愁、可召問兩文章博士幷省官耆儒等、被下知外記、　十月廿三日丙子、左大臣〇藤原道長參入、今年省試、諸儒不同事、博士等參著參議座評定之後、被下宣旨、

〔日本紀略後一十三條〕寬仁二年十月廿八日丁巳、召諸儒於陣頭、令評定試詩等、及第者十四人、

〔左經記〕寬仁二年十月廿八日丁巳、今日於左仗有詩判、諸儒着參議座、總所被補十五人、十四人正闕、一人秀才闕、十一月五日癸未、大外記文義朝臣語云、學生紀重利陣頭判日已有定、別召其文義被補文章生了、而後日依有落第學生等愁、召覽重利詩、已書落二箇字、仍昨日有定、被留已了、自餘者十四人被補了云々、

〔春記〕長久二年三月十日己未、午剋許參關白殿、(藤原賴通)令覽文書等、此由有一日漏及第之學生二人申文、命云、宣旨已下了、至于今何爲乎、早奏聞可隨勅定也、(中略)予(藤原資房)依召參內府、(藤原敎通)被給學生行善申文、是漏及第之愁申文也、

〔除目大成抄 入〕式部省

勸紀傳道課試及第事

文章得業生正六位上行因幡少掾藤原朝臣光章

承安四年正月十四日補

安元二年正月十一日課試及第

右課試及第如件、仍勸申、

安元二年正月廿日　修理左宮城主典正六位上行少錄中原朝臣國保

正六位上行大丞平朝臣(未到)

〔侍中群要 八〕別所擬文章生試判事

詩付封納御藏人、藏人頭奉仰召諸儒等、諸儒等參入、着所座、(南上東西)頭西面、詳定之後、奏聞成書所衆等試事、

奉試者、在座幷宿所、不放他行、藏人授勅題云、其剋以前可獻云々、獻後藏人到時剋、取集奏之、但藏人着所西座、他人不着此座、

〔名目抄 諸公事言說〕課試(クワシ)〈課試及第、儒業也、〉及第(キフダイ)〈儒業〉

〔倭名類聚抄 序〕思拾芥者、好探義實、期折桂者、競採文花、

〔箋注倭名類聚抄 序〕葉夢得避暑錄話、世以登科爲折桂、自唐以來用之、温庭筠詩、猶喜故人新折桂、自憐羈客倘飄蓬、愚按、杜甫詩、夢蘭他日應、折桂早年智、白居易詩、桂折因同樹、鶯遷各異年、又折桂一枝先許我、穿楊三葉盡驚人、亦是也、其後以月中有桂故、人謂折月桂、丘光庭兼明書、代人謂及第人爲折月桂者、明曰、昔者郤詵射策登第、天子問之曰、卿自以爲何如、對曰、臣以爲桂林之一枝、崑山之片玉、今人謂折月桂、何其謬歟、

〔扶桑略記 二十八 後一條〕治安三年十月十七日丁丑、入道前大相國、詣紀伊國金剛峰寺、十九日、禮佛之後、留宿上房、〈中略〉軸下有方丈之室、謂之仙房、〈大伴安曇兩仙爲、各有其碑、〉菅丞相、都良香之眞跡、書于兩扉、如白玉之盈匣、似紅錦之在機、各詠妙句、徘徊難去、前總州刺史孝標者、菅家末葉也、雖爲折桂之身、敢非滄花之才、誤以假手之文、忝書神筆之上、惡其無心、消以壁粉、其外儒胤成業之者、又並拙草、衆人嘲之、

〔續世繼 一 雲井〕廿二日〈寛仁二年十月〉に上東門院にみゆきありて桂を折試みさせたまふ、題霜をへて菊の盛をしる、また綠の松色をあらたむることなしなどぞ聞えし、おほきおとゞ〈藤原道長〉奉らせたまへるとなん、

〔拾遺和歌集 八 雜〕菅原の大臣かうぶりし侍ける夜、母のよみ侍りける、

久かたの月のかつらも折るばかり家の風をも吹せてしがな

〔永久四年百首 雜〕桂　仲實

我身には吹べき風もふきこねば桂の枝もをらずぞありける

俊頼

人しれずけふをしまつと風はやみ桂の枝の折もよわらず

○按ズルニ、令ノ制、秀才明經ハ、上々、上中ノ二等ヲ及第トシ、進士明法ハ、甲乙ノ二等ヲ及第トシ、以下ハ皆落第トセシガ、延暦二十一年ノ格ニ、上下、中上ヲ併セテ及第トス、事ハ及第出身法、并ニ各條下ニ本文ヲ引ケリ、

〔都氏文集五〕評定擬文章生詩第事

荷鍤成雲詩

清原善胤　　高階茂範　　永世有守　　高向利人

文室長者　　賀茂時令　　御船弘方

右善胤等詩、雖成雲之文、未及爲綺、而鍾之興、頗有可觀、但茂範詩、第四句云、致木作雲切、會其理趣、雖以通釋、然而詞流足溉、筆耕可收、補以短長、並爲丁第、

〔江談抄四〕今宵奉詔歡無極　建禮門前舞蹈人　及第

宗岡秋津久住大學、不越時世、延喜十七年十一月四日、奉試日及第、同月十三日外記記云、秋津久住學館、年齡已積、頻逢數年之課試、常歎一身之落第、今年適逢天統之間、忽預及第之列云々、故老傳云、昔有老生拜舞大庭、靑衫映月、白髮戴霜、夜行宿衞、奇而問之、老生無答、只詠此句、吟詠之趣無知、仍召其身、參藏人所、侍之人驚尋由緒、事及天聽、問其姓名、勅云、今日依勅及第文章生秋津、深感天恩、竊拜紫庭也、

〔扶桑集九〕澄明、重光、一度及第、不勝欣喜、書詩相賀、　江相公

幸遇明時恩不貲、併名拔萃兩家兒、人言窻雪將三葉、桂許門風各一枝、忽見撫駒嘶破櫪、更憐養芽透疎籬、老牛蹄口漏無用、舐犢歡餘涕似縻、

〔十訓抄四〕後江相公 朝綱〇 登省の時、詩に兩音を平聲に用ひたりけるを、時の博士達、落第に處しければ、相公微音に鶴飛千里未離地と云天神の御作を詠じけれ共、猶々聞入ざれば、さり共菅丞相

の仰られし事も聞置て侍る也と有ければ、延喜聖主聞召て、諸儒の才智いかなり共、菅丞相に及べからず、早く及第すべき由勅定を下されしかば、其時博士ども聲を飮て止にけり、

〔江談抄 四〕青嵐漫觸粧猶重　皓月高和影不沈(省試御題、山明望松雪、菅在明、)

古人評定以前、延喜聖主詠此句、彈御琴、諸儒傳承令及第、

〔菅家文草 詩一〕奉和王大夫賀對策及第之作(文韻)

明時對策有名聞、負擔箕裘不外分、幸免空歸爲白首、無期上列在青雲、含情若讀新章句、試眼驚看舊判文、莫道成功能管領、一枝叢桂謝家君、(諸儒評判、貶詞甚深、故云、)

〔菅家文草 詩一〕冬日賀船進士登科兼感流年(船弘方)

苦惜分陰貢士家、登科自此甚寬賒、題名已舊前春牓、就賀難留晚日車、席上傳看紅桂杪、盃中勸得綠梨花、君功我業先成後、不恨三冬景易斜、(予對策及策之日、進士得預登科、)

〔菅家文草 詩二〕絶句十首賀諸進士及第

七々頽齡是老生、誓云未死遂成名、明主若問君才用、吏幹差勝風月情、(賀丹誼)

無厭泥沙久曝鰓、場中出入十三廻、不遺白首空歸恨、請見愁眉一旦開、(賀和平)

當家好爵有遺塵、不若槐林苦出身、四十二年初及第、應知大器晚成人、(賀橘風)

初有二毛更六年、此朝筋骨可神仙、知君大學能常住、願使諸生幾是賢、(賀中義)

親老在家七十餘、每看膝下涙漣如、登科兩字千金直、孝養何愁無斗儲、(賀野達)

人共賀君我獨傷、曾知對策苦風霜、龍門此日平三尺、努力前途萬仞强、(賀田緖)

少日偏孤凍且飢、長呼孔父濟窮兒、還家拜世何爲儆、手捧芬々桂一枝、(賀多信)

此是功臣代々孫、神明又可祐家門、況爲進士揚名後、今待公卿採擇恩、(賀和明)

一經不用滿籯金、況復螢光草逕深、業是文章家將相、朱衣向上任君心、(賀右生)

龍有名駒、鳳有雛、行程自與世人殊、聞君舍弟皆家業、次第當探海底珠、（賀橘木）

〔菅家文草二詩〕講書之後戲寄諸進士

我是煢々鄭益恩、曾經折桂不窺園、文章暗被家風誘、吏部偸因祖業存、（文章博士非材不居、吏部侍郎有能惟任、自余祖父降及余身、三代相承、兩官無失、故有謝詞、）勸道諸生空報面、從公萬死欲銷魂、小兒年四初知讀、恐有疇官累末孫、

〔河海抄九乙女〕式部のつかさのこゝろみの題になずらへて御題給

延長四年七月九日御記云、去月廿三日、式部省試判文、其判及第者三人、

〔江談抄四〕逐舞生羅襪　驚歌起畫梁（詠塵眞韵、爲限第四句、任博士、菅淸岡、）

淸岡家傳云、於大學應試之、及第者淸岡善主也、是則叔父與姪也、世以爲簡、

〔類聚符宣抄九〕文章生試（中略）○

評定擬文章生課試以犯病者預及第列怠狀

右去五月廿七日課試、同七月廿日判定、偏依有先例、爲優窮老十上之輩、不求其犯病、載申別判及第之列、而今公家被勘當乖違道理之由、無所避申、仍進過狀、謹解、

應和三年八月一日　參河權守從五位下紀朝臣伊輔

從五位下行大內記高階朝臣成忠

從五位上行式部少輔兼文章博士美濃介藤原朝臣後生

從四位下行權左中辨兼式部權大輔藤原朝臣國光

從四位上行式部大輔兼大和權守橘朝臣直幹

〔戰國策三上惠文君〕蘇秦始將連橫、（中略）○說秦王、書十上而說不行、

〔日本紀略十一條〕長德二年十二月六日壬寅、召式部大輔、下給去閏七月八日評定擬文章生試判文、仰云、所上詩九枚之中、七枚有瑕、以藤原廣業佐伯善成爲及第、

〔朝野群載紀傳十三〕式部省

評定擬文章生試詩事

蔭孫正六位上藤原朝臣尹經

正六位上藤原朝臣憲光

右評定、尹經等詩、萬玉班得之儀、適免瑕瑾、三王傳來之化、粗叙題目、況點畫不誤、文體所著、仍處及科、進之故實也、

永久五年十一月廿三日

正五位下行文章博士兼大内記藤原朝臣永實

正五位下行安藝守兼皇后宮權大進藤原朝臣尹通

防鴨河使左少辨正五位下兼行右衛門權佐藤原朝臣□□

從四位下行大學頭兼文章博士伊與權介藤原朝臣敦光

省

正五位下行少輔藤原朝臣行盛

從四位上行大輔菅野朝臣在良

登省學生藤原憲光尹經等詩判事

右事、問諸儒、評定如件、

左少辨實光

十一月廿三日

〔朝野群載紀傳十三〕式部省

評定文章得業生正六位上行丹波大掾藤原朝臣有信對策文事

合二條

明城市

辨二與贊一

正五位下行少輔兼文章博士藤原朝臣明衡問

今評二件策一、應對之旨多違二問意一、徒飾二烟霞之詞一、不レ陳二羅縷之義一、博學之人豈如レ斯乎、但病累難レ痊、雖レ忘二越人口鍼之術一、文章可レ觀、頗慣二蜀女織レ錦之功一、徵事十六、已通二半分一、准二之甲令一、可レ爲二丁科一、

康平六年十一月八日

從四位下行東宮學士藤原朝臣實政

從四位下行大學頭兼文章博士菅原朝臣定義

散位從四位上大江朝臣成衡

散位從四位上藤原朝臣元範

省

正五位下行少輔兼文章博士藤原朝臣明衡

正四位下行大輔兼美作守藤原朝臣

〔桂林遺芳抄〕評定文

式部省

評二定擬文章生試詩一事

萬邦喜樂

蔭孫正六位上藤原朝臣盛光

正六位上藤原朝臣清光

正六位上菅原朝臣在廣

正六位上菅原朝臣定長

正六位上菅原朝臣惟長

正六位上菅原朝臣在行

評件詩等、雖非絕妙、適免紕繆、萬邦喜樂之趣言志、六義兼幷之句暢情、早准格條、處于丁科、

應永十年三月廿九日

從四位上行少納言兼侍從文章博士美濃介菅原朝臣

從四位上行少納言兼侍從文章博士阿波權介菅原朝臣長□

省

從四位上行大學頭兼少輔菅原朝臣爲守

參議正二位行大輔兼因幡權守菅原朝臣秀長

判日同廿九日（但以翌日儀、省試日廿八日酉刻被行之）

參着人々

參議正二位行式部大輔兼因幡權守菅原秀長

（判儒）從四位上行少納言兼侍從文章博士阿波權介菅原長□

（同）從四位上行大學頭兼式部少輔菅原爲守

典正六位上日向守紀朝臣重弘

已上

〔桂林遺芳抄〕評定文

式部省

評定　文章生正六位上藤原朝臣義資對策文事

合貳條

學資以才

爲政以德

正二位行式部大輔菅原朝臣秀長問

今評件策、擧賢以良才、其義雖不亘細、治政以明德、彼趣粗有博聞、已奉桂林折枝之試、須優藤家累世之名、因准格條、處于丁科、

評定　文章生正六位上藤原朝臣量光對策文事

合貳條

褒幼敏

敘耆英

正二位行式部大輔菅原朝臣秀長問

今評件策、多乖間意、上條褒幼敏之義不詳、下條敘耆英之情聊呈博達之謂、蓋以如斯哉、然而十六徽事、八九提對、准之考課令、處中第、

應永十五年十二月廿四日

從四位下行右中辨兼文章博士藤原朝臣有光

正四位下行大學頭兼少納言侍從文章博士越前權守菅原朝臣長遠

省

少輔從五位下菅原朝臣在直

正二位行大輔菅原朝臣秀長

式部省

評定　文章生正六位上菅原朝臣惟長對策文事

合貳條

明言行

詳瑞祥

式部權少輔從五位下菅原朝臣家長問

今評件策、無擇言、無擇行、其義雖得、示彼瑞示彼祥、厥趣不詳、既登試場、宜免及第、因准格條、處于甲科、

〔扶桑集九〕落第後簡吏部藤郎中　善宗

被病無才頻落第、明時獨自滯般愛、青山不拒爲僧去、白社那妨作客遊、水菽難供達母色、田園已賣失孫謀、如今干祿君知否、轍鮒何須江漢流

〔都氏文集五〕評定蔭子從八位上長統朝臣貞行時務策文第事

化俗　敎民

今按、所對導齊桓於淳源、參漢文於覇道、又問頭之中、變諸作論、如此之類、可謂紕繆、例之雖敎民之宜、頗得其術、而化俗之理、既違其方、准之令條、當爲不第、謹案國家之制、文章得業生及擬文章生等、得試定第、皆有四科、至于進士、獨設二科、因茲頃年者、此業者、徒有點額之愁、未見奮鱗之勢、今貞行之對、推之甲乙、喩而難登、設有丙丁、跂而可及、

〔都氏文集五〕評定擬文章生詩第事

荷鋤成雲詩○中略

惟良高望　大神良臣　與道春定　藤原與範

三原今岳　藤原助猷　麻績良高

右高望等詩、或構思相差、或用韻不類、落第之恨、各自取之、

三國有行

右有行詩、非唯綴閃之末、道更恨次韻之不足、龍門之水日急、鱗飛之期年遙、仍爲不第、

及第出身法

〔江談抄四〕郦原資叔濟 雲鶴書居多 雲中白鶴羅字限八十字、三棲暨山、第八句、以叔齊之字誤從叔濟、仍不第、省試詩

〔公卿補任醍醐〕延喜十七年

參議從四位上 三善淸行 中略○

貞觀十五年春文章生、字三耀 十六年得業生、同十九年二月廿九日越前權少目、元慶四年正月十一日兼播磨權少目、同五年四月廿五日對策、不第 七年五月改判、丁第

〔令義解四選敍〕凡秀才出身、上々第正八位上、上中正八位下、明經、上々第正八位下、上中從八位上、進士、甲第從八位下、乙第及明法甲第大初位上、乙第大初位下、其明經秀才得上中以上、有蔭及孝悌被表顯者、加本蔭本第一階敍、謂孝悌者、善父母謂之孝、善兄謂之悌、今被表顯、獨是孝行、不及於悌、但學成文稱孝悌也、表顯者、依賦役令、表其門閭是、若一人竝有蔭及孝悌者、亦不可累加二階、其本蔭先已敍訖者、不得更敍同階以下也、 其明經、通二經以外、每一經通加一等、謂既云加、若本經不及上中之第者、雖餘經全通、更無可加進、然則本經上中以上者、餘經亦試、若其不及者、餘經亦不可更試也、

〔令義解四選敍〕凡兩應出身者、謂假令父或祖蔭、及秀才明經、竝有父祖蔭之類也、 從高敍、

〔令集解十七選敍〕和銅八年四月八日、太政官處分、選人元有官位、據才敍位者還日、通計前勞、但无位據才用、始被敍位者、成選之日不在通計前勞之限、但別勅授位者、惣計前勞、

〔令集解十七選敍〕寶龜二年閏三月十五日、勅、自今以後、有位見試以及第者、同階以上加一等敍之、

〔令集解十七選敍〕延曆十三年十月十一日官符云、應出身得第、本位上加本第敍事、右被右大臣宣偁、奉勅、選敍令云、秀才明經、得上中以上、有蔭及孝悌被表顯者、加本位本第一階敍者、除此之外、至有位人本位本第有相當者、更不加敍、據理論之、事乖勸誘、自今以後、出身得第之徒、先明有本位者、於本位上計本第階、更加敍之、使後進輩有所希求、自敍○敍恐餘誤 依令以爲恒例、

〔令集解十七選敍〕延曆廿一年六月八日、太政官奏、秀才明經、更開敍法、幷加減明法筭生員事、秀才上々第、

元叙正八位上、上中第元叙正八位下、已上依舊不改上下第元留省不叙、今定大初位上、明經上々第、元叙正八位下、上中第元叙從八位上、已上依舊不改上下第元留省不叙、今定大初位下、中上第元留省不叙今定少初位上、○中上第至少初位上十四字原缺、今據下文開元令而補、右得式部省解偁、大學寮解偁、文章博士從五位下賀陽朝臣豐歲、助教正七位上越智直祖繼等牒偁、謹案考課令、課試秀才明經、並以四考爲限、案選叙令云、二色出身叙法、同以二等爲例、得第叙法具如件、今檢法意、上下中上二等之第、白丁僅得留省、有位曾无所進、因茲赴學之流、无意果業、苟規容身、競爲東西、竊尋其由、良有以也、唐國則音訓自合文字、言語常諳故事、然猶古來善作、其數无幾、才美之難、往哲所歎、此俗則辭義將字相乖、飜譯觸事易忘、是故建法以降、殆向百歲、二色出身、未及數十、因此論之、難易自明、今以難及之科、抑難進之士、恐後生解意、此道廢絕、謹案唐開元令、秀才明經兩色出身、並四等叙法、就中秀才上下第正九品上、中上第正九品下、明經上下第正九品下、中上第從九品上、望請准據唐令、更開叙法、以勵後進者、省依解狀、謹請官裁者、今檢省解、實合事宜、但令條上々、上中二等、叙法重於唐令、推尋其昔、事在勸勵、伏望上々、上中二等、叙法依舊不改、上下中上二等之法、一依唐令、其入色之輩、乃用此法、若白丁者、降一階叙、有位之人、於本位上計本第階、更加叙之、一依去延曆十三年十月十一日格、以前推賢擇善、往哲弘規、任能責成、先王茂範、從以高懸青紫、旌辟惟降、世之英髦、卓絕蓋斯、今乃褰擢宏才、局以二等之第、勸課律學、只置一十之員、自非拔羣、誰應高舉、譬彼揉履、豈須棄被、今式部欲開求賢之路、敦崇學之規、遂有未○未恐允誤請足爲獎勸、伏望開條立例、量才舉能、庶得家餘儒史之風、國多舟檝之器、謹錄狀伏聽天裁、謹以申聞、謹奏聞、○又見日本紀略

〔延喜式十八式部〕凡秀才出身、上下第大初位上、中上第大初位下、明經上下第大初位下、中上第少初位上、

〔朝野群載十二内記〕位記狀

秀才　○○六位新叙用此狀、加階之時可用記傳狀、

孫弘勤業、仲舒垂帷、鷄距學優、麟角功覓、音樂之有琴笙、人倫之有周孔、宜授恩奬、使超常倫、

炙輠不竭、談天無究、貫穿六經、驅馳九流、宜増榮爵、用照儒門、

記傳　○加諸用此狀

○按ズルニ、右ハ位記ノ首ニ載スル文例ナリ、此ニ秀才トアルモ文章得業生ノ事ニシテ、六位ニ叙スル時、前狀ノ文ヲ用キ、獻策シテ五位ノ榮爵ニ預ル時、後狀ノ文ヲ用キタリト覺ユレバ、此位記狀ハ後世ノ例ナルベシ、

〔文德實錄 五〕仁壽三年十月己卯、文章博士正五位下菅原朝臣是善奏請、文章生未出身者、及第之後、不經勸籍、預考例、許之、

〔除目大成抄 八〕諸陵少允正六位上中原朝臣宗成 明法得業生

前明法得業生正六位上中原朝臣宗成誠惶誠恐謹言

請特蒙天恩、因准先例、依課試及第勞、拜任東西市正中 諸陵少允 他官替彈正忠少判事諸陵允等闕狀

右宗成、謹考舊貫、明法得業生課試及第後、任件等官、古今之例也、近則藤原重孝任彈正忠、菅原有眞任少判事等也、自餘之例多垂竹帛、不遑羅縷、爰宗成早補得業生、十二年于茲、久携書簡、多送春秋、適奉試之場、爲及第之者、登庸之間、誰謂過分、就中宗成苟爲累代奉公之後胤、盍浴明時無偏之恩光矣、望請天恩、因准先例、依課試及科勞、被拜任件等闕者、彌致拾勞之業、將抽勤公之忠矣、宗成誠惶誠恐謹言、

永久四年正月廿三日　前明法得業生正六位上中原朝臣宗成

〔除目大成抄 八〕大舍人少允正六位上清原眞人善定 明經得業生

前明經得業生正六位上清原眞人善定誠惶誠恐謹言

請殊蒙天恩、因准先例、依課試及第勞、拜任彈正忠 大舍人少允 狀

成業

右善定、謹檢案內、明經得業生課試及第之後、拜任彈正忠者承前之例也、近則親父定俊眞人、舍兄信俊等是也、自餘之例不遑毛擧、望請天恩、因准先例、拜任件官者、將知稽古之不空矣、善定誠惶誠恐謹言、

永久四年正月廿五日　　前明經得業生正六位上淸原眞人善定

〔名目抄 諸公事言說〕成業（シャウゴフ）　非成業（ヒシャウゴフ）

〔職原抄 上〕大學寮○中略

凡四道儒者、第一等秀才、第二等明經、第三等明法、第四等筭道也、見令條、紀傳儒者、古來多有登用之人、○○大業儒任大臣、菅氏及粟田大臣在衡公等是也、至今日野南家儒昇納言、日野俊光卿、始任大納言畢、菅家者、相續又任參議者也、

〔類聚符宣抄 九〕不堪參預試場狀

右謹檢案內、得業生凡河內良玄、小槻陳群等、年限已滿、課試之官符、下式部省已了、糸平謹須依例參預試場、而陳群是糸平之男也、凡博士二人全備其員之時、避父子之忌、以成業者中無忌之人、申下宣旨、先例已存、爰博士大藏宿禰禮數、去正月中卒去、未任其替、然則糸平有父子忌之內、久煩脚病、進退失據、儀式之間、恐致失禮、方今主計權少允凡河內良尙、修理大屬小槻茂助、皆是成業之者也、望請因准前例、以件良尙茂助等、被下宣旨、將爲試得業生等之博士、謹言、

天曆八年六月十九日　　主稅頭從五位上兼行筭博士越後權介小槻宿禰糸平

左大臣宣、有父子忌之內、依有身病、不堪參預者、以件等人、可爲試博士之由、宜仰式部省者、（仰大錄具廣雄了）

天曆八年六月廿六日　　少外記御船傳說奉

〔類聚符宣抄 九〕筭道

請因循先例幷他道准得業生令課試學生從八位上日下部宿禰保賴狀

讀書

九章一部　海嶋一卷　周髀一部　五曹一部　九司一部　孫子一部　三開一部

主計助正六位上兼行博士越前權大目大藏宿禰具傳弟子

右保頼、在學年久、徒濫强立之才、攻堅日新、未遂大成之志、謹檢先例、別蒙宣旨、成大業者、非無前跡、近則小槻在雄是也、况乎他道之例、不可勝計、望請殊蒙宣旨、因循件例、准得業生、令遂執業、

康保四年十月廿七日　主計助正六位上兼行博士越前權大目大藏宿禰具傳

正五位下行主計頭兼博士小槻宿禰糸平

〔類聚符宣抄九〕應准得業生令課試明經學生從七位上藤原朝臣右賢事

右從五位上守刑部大甫兼行博士紀伊權守十市宿禰有象解偁、右賢、遊藝年久、稽古日新、空孕强立之才、未遂大成之志、謹檢先例、蒙宣旨成大業之輩、小野當岑、依博士大春日雄繼之獨擧、秦維興、依博士善淵愛成之獨擧、宗岳忠行、依博士八多貞純之獨擧、有象、依博士山邊修道之獨擧、皆蒙宣旨得成大業、助敎以下、專無獨擧之例、抑天曆以來、蒙此宣旨、先朝時原長列、當時十市致明也、伏檢紀傳道例、一代蒙此宣旨、天慶御時橘直幹、大江重光、先朝藤原後生、高階成忠等是也、又檢明法道之例、先朝檜前春風、當時宮道堯時、惟宗允正、亦是也、小道已有兩人之例、根本之道、何無朝恩、望請天恩、依兩道例、殊蒙宣旨、准得業生、令遂大成者、權左中辨藤原朝臣爲輔傳宣、中納言藤原朝臣兼家宣、奉勅、依請者、

安和二年八月十一日　左少史伴保在奉

〔除目大成抄五〕散位從五位下中原朝臣重俊誠惶誠恐謹言

請、特蒙天恩依官史叙爵第一幷成業勞拜任伊豆筑後等國守闕狀

右重俊、謹檢案內、每春除目、歷文章生之者、先被抽賞刺史、蹤跡相承、古今不絕、重俊早泝龍門之浪、久戴鳳闕之星、採擇之間、尤可異他、望請天恩、依官史叙爵第一幷成業勞、拜任件等國守、將知奉公之貴

重、重俊誠惶誠恐謹言、

永久四年正月廿八日　散位從五位下中原朝臣重俊

〔除目大成抄〕八　左衛門權少尉正六位上藤原朝臣國能 前文章得業生　加前字本說也、獻策後稱前、

正六位上行大舍人助藤原朝臣國能誠惶誠恐謹言、

請、殊蒙天恩、因准先例、依大業勞、拜任左衛門尉、蒙檢非違使宣旨狀

右國能、謹檢案內、依大業勞拜任廷尉者、古今不易之例也、爰文章生檢非違使既有其闕、抽撰之處、國能當仁、競中競望之輩、雖有其數、或是獻策之下薦、或又成業之後進也、採擇之理、非同日之論、望請天恩、因准先例、依大業勞、拜任左衛門尉、蒙檢非違使宣旨者、將竭勤王之節、國能誠惶誠恐謹言、

元永二年正月八日　正六位上行大舍人助藤原朝臣國能

〔桂林遺芳抄〕一雜例事

一重服之時遂大業例

秀才基明

仁安三年二月七日策　重服

菅原在秀

永和元年十二月十九日策　重服

〔除目大成抄〕三　北堂。

學生正六位上中原朝臣國重

望諸國掾、備後少

右件人、稽古雖久、成業無期、仍爲慰空歸、舉達如件、

永久四年正月十三日　正五位下文章博士兼大內記越中介藤原朝臣永實

從四位下行大學頭兼文章博士藤原朝臣敦光

備中少掾正六位上百濟朝臣宗光　明經道年舉

〔除目大成抄三〕北堂

學生正六位上淸原眞人成廉

望諸國掾

右件人、編柳雖久、折桂無期、仍爲慰空歸、擧達如件、

安元二年正月廿三日

從四位下行文章博士兼美作權介藤原朝臣光範

從四位上行彈正大弼兼文章博士備前權介藤原朝臣敦周

〔除目大成抄三〕學。館。院。

正六位上橘朝臣雲里

望備中讃岐等國大掾

右件人、勞効雖積、宿望難期、仍爲慰空歸、擧達如件、

久壽二年正月廿三日

別當散位從五位下橘朝臣以長

〔除目大成抄三〕奬。學。院。學。堂。

學生正六位上淸原眞人金方　當年給

望安藝大諸國掾

右當院學生、每年除目、被任諸國掾者、古今之恒例也、而件金方、稽古雖積、成業無期、仍爲慰空歸、擧達如件、

久壽二年正月廿三日

學生蔭孫正六位上源朝臣
學頭正六位上大江朝臣
文章生正六位上大江朝臣
正四位下行大學頭大江朝臣維順

書學試

〔令義解 三學〕凡書學生、以寫書上中以上者聽貢、

郡司史生試

〔類聚三代格 七〕勅、式部銓擬諸國郡司、課試多人、總申補任、爲此之故、經日度季、非但勞民、亦妨諸務、朕每念此意猶納隍、自今以後、宜革斯弊、且試且任、隨終隨遣、然則官无滯政、人无廢業、宜下□所司永爲恒例、主者施行、

天平神護二年四月廿八日

〔延喜式 十九式部〕試諸國郡司主帳以上、

諸國銓擬申上大少領并主政帳等、每年正月卅日以前集於省、預差丞錄史生省掌、專當其事、訖設輔以下座於省內便處、令史生勘造其簿、具顯功過、寫其名簿、以授省掌、每日召計習其申詞、案成之後、更寫四通、(主政帳寫一通、)以擬丞以上披覽、二月廿日以前、勘寫已訖、省掌預命諸國朝集使參集、其日平旦、輔以下皆就座、省掌置版位、又預設國司座、訖輔命丞、丞命錄、錄命史生、令召省掌、省掌稱唯、就版位、丞命曰、率候郡司等參來、省掌稱唯退出、先引東海道一國朝集使及郡司等、入屯立庭中、省掌就版傍、錄披簿先唱國司、國司稱唯就版位、(五位先入、隨召就座、錄唱起座稱唯、)次唱郡司、依次稱唯、進立使傍、唱了丞命侍座、國司稱唯就座、輔命省掌令申譜第、省掌稱唯傳命、郡司俱稱唯、依次申訖、丞命候之、國郡司俱稱唯、省掌引退出、更引次國、入唱申如前、六道(除西海道、)勘訖、更定日以申卿、預命國郡司令參集、其日平旦、省掌設郡司座并硯於版左右庭、(多少隨人數、)卿以下就座、史生盛簿四筥、以次進置於輔以上前及丞座傍、(親王任卿者、錄置卿前、)各有常儀、卿命丞曰、令郡司等參入、丞稱唯令喚省掌、如常儀、省掌稱唯就版位、丞命率候郡司等參來、省掌

稱唯退出、引一道國郡司、進屯屛下、立定卿命召之、錄稱唯、省掌進立版左、錄披簿唱擧、丞命國司侍座、卿命省掌令申請第、（若親王任卿者、大輔命之、）省掌傳告、郡司俱稱唯、依次申並如前儀、訖丞命國司曰候之、稱唯退出、乃命省掌、令郡司侍座、省掌傳告、郡司俱稱唯就座、省掌退出、訖他省掌執筥就丞後、受問頭、降就郡司傍授之、訖置筥於西階上復座、郡司執筆、各答其問、隨了且進、納筥退出、每一道訖、他省掌遞引進如前儀、諸道已訖、省掌進執盛試狀筥、置丞座傍退出、聚其狀書、卿自臨判等第、隨狀黜陟、（陸奧、出羽、西海道等郡司不在此限、依府國解定其等第、）但主政主帳者、卿以下唱試其身、不召國司、

〔延喜式式部十八〕凡雜色雜、頗有耐書算者、省課試補任諸司史生、

〔延喜式式部十八〕凡諸司史生者、○中略　勘解由、齋院、施藥院等使司史生、待從官下名簿、不試直補之、兵部省、春宮坊、監署等史生、待本司移補之、大學寮權史生、待寮進名簿、不試直補、

〔延喜式式部十九〕試補諸司史生、

諸司番上、有讀律令格式、細城典訓、幷工書筭者、省召其身試之、被召之人就省掌東座、丞錄史生轉命、省掌承傳、並如上儀、候人稱唯進立屛下、錄披簿唱之、候人稱唯就版位、錄讀申身才、訖丞命曰侍座、候人稱唯昇就座、史生置所試書於丞座側、直丁置被試人前、（若工書筭者、除紙筆等、）丞命讀某篇、候人稱唯、披書而讀、略問綱例、訖丞判命之、候人稱唯退出、其試書筭者、寫書乘除、訖監試之官具錄其狀、連署爲記、隨才擢用諸司史生、（試圖書寮雜色生、亦准此、）

〔日本敎育史資料十九〕學問所

一諸試業

每月試業　三八の日、幼學之者、幷諸會業割入れ相成候者の內より罷出經書等講釋致し、其外諸子歷史等不審之箇所質問致し候事、敎師之者、誤解相糺し、或は詰問致し候事も有之候事、

御儒者三人　敎授方より同勤方出役之內四人　試業差引二人　寄宿頭取見習、敎授方並

幕府學問所試驗

手傳、出役世話心得之內にて一桁置二人づゝ、罷出申候、

春秋試　學問御褒美前之者、諸會業割入濟位之者より罷出候事、

御儒者二人　右掛り心得詰切申候　教授方より同勤方出役之內二人　右掛り心得、試席取締、試卷取集等致し申候、　世話心得、右掛り心得出席、姓名相認、講釋差引、罫紙渡し方等致し候、

夏冬詩文試　學問御褒美濟之者、其外學力可也に取廻し、文筆有之候者罷出候事、

御儒者二人　右掛り心得詰切申候　教授方々同勤方出役之內二人　右掛り心得、春秋試同斷取扱申候、　教授方並出役一人　右掛り心得同斷取扱申候

〔日本教育史資料十九教則〕學問所規則覺書〇中略

一每月三八之日、朝四時より、稽古所におゐて、試業有之、御儒者教授方出役出席、稽古人講釋相試候事、〇中略

一每年春秋兩度、御二階通稽古之面々、學術試有之、甲乙之次第を以、官板御書籍被下候事、

卯〇安政二年正月

〔日本教育史資料十九寄宿〕同年〇慶應二年十一月五日達之分

書生寮留學之者ゟ向後一ヶ年之內、春秋兩度づゝ、經義歷史詩文等相試候筈に付、一同得其意、格別出精實學專一に修行可有之候事、

〔天保集成絲綸錄八十〕寬政三亥年十月

此度、寄合布衣以下、御役人、御番衆、小普請之面々、御目見以下之者迄、當人幷總領厄介等、且布衣以上御役人は、總領厄介等計、一統學問吟味可仕旨、對馬守殿被仰渡候間、別紙案文之通御認、當十二月廿日頃迄、拙者共之內へ御差出可有之候、尤頭支配有之面々は、頭支配にて吟味之上、姓名可被書出候、依之申達候、以上、

十月　　　　　　　　中川勘三郎

森山源五郎 略〇中

何流何學歟

一學問　　　　　　　何之誰門人

但塾堂出席之者は、師範之姓名被書出不及候、尤其段可被書出候、

何役

何之誰か總領か二男か三男か厄介は何之續か

何之誰 實何歳

一經書

何何 兼々心掛罷在候

一歷史

何何 兼々心掛罷在候

一經濟之書

何何 兼々心掛罷在候

一講釋 不仕候歟

何之何卷

何書一部 仕候歟

一作文 仕候歟不仕候歟

右何年門入仕候、何年稽古仕、尤當時指南之有無、且師範之者致斷絕候歟、又は病死致候跡、門人

誰悴誰が相續仕、當時何方に指南仕罷在候、

右之通に御座候、以上、

御役名歟
何御役何之誰組か
小普請何之誰支配か組か
何之誰支何歳

支何月

〔昌平志二事實〕寬政四年壬子九月、是月始命儒臣開聞廳堂、考試朝士及子弟、大夫士以下、至於卒隸、凡列於朝籍者、皆許就試、但不許職在醫卜優伎者、選拔林信敬、柴野邦彥、岡田恕、尾藤孝肇並典考、監察官中川忠英、森山孝盛並監試、其試格定設四科、經義、史學、詩格、作文、應試者二百八十人、各以所通預達於官、官令考官從其所通各試焉、場作四局、紙票科名、典試典考監試諸官匣盛試目於前、試人以次進詣於匣所、認科探一、退就各局、經止講說、講止易書詩四書孝經小學、如三禮皆用墨義、書史用墨義、切禁懷挾口授、考試既訖、起於是月十三日、訖後八日、踰月而畢、典試閱卷累日、準比程式、批定甲乙、黜其文義舛戾、詞理紕繆者、併上之官、此法有故不行、明年令改試格、開聞廳堂防於此、

〔泰平年表大御所〕寬政四年九月三日、寄合御番衆小普請并總領二男三男厄介の者、御目見以下の者、同斷於聖堂學問所、初て學問御試有之、四書小學を以て一科とす、其餘は五經歷史、并論策等の作文、人々學ぶ所の淺深により、前年御試可受書目を懸り御目付へ出、一科にはづれたる書目を書上ては、本の吟味にならず、附御吟味にてよろしく致しても、御褒美なし、扨御試の日限、毎々の定日有て、其日朝五時に揃、御目付出席、御掛に堀田攝津守殿御渡し、御出題の書目、何書の內、何の章を大字に書して張出さる、論策等も是に同じ、人々是に就て、其辨書及び作文等認め、賞譽を以て限となし、兼帰を禁ぜらる、後日御儒者其辨書等をならび、解義よろしき者を、三段に品し、上科は、家督の者は時服二、部屋住は銀十五枚、中科は同斷卷物三、同斷銀十枚、下科は同斷御言葉にて御譽也、御目見以下の者は銀を被下、上中下の科、部屋住と同じ、被下者有之ば召て被下、四年目の春一度今に是あり、

〔天保集成絲綸錄八十〕寬政五丑年十月

學問御吟味之儀、先達而被仰出、追々於聖堂吟味も有之、此度猶又並吟味被仰付候に付、心掛候其

書目を認、詩作文章心掛候者も、其段認之、去年中罷出候者は勿論、其外追々出精之者も可有之に付、先達而相達候趣を以、改而當月中書出候樣、向々江可被達候、

〔天保集成絲綸錄 八十〕寛政五丑年十一月

御目付江

聖堂におゐて、學問御吟味有之儀は、總而學問之儀專御引立之御趣意に候間、右御吟味之節望候て罷出候ものに不限、學術よろしき聞え有之者は勿論之事、相應に解了いたし候ものも無遺漏取調書出し可被申候、學問厚く心掛ケ候もの、右書出しに洩候ては、頭支配不行屆筋にも可相成候間、悴共幷厄介に至迄も、無殘念を入候樣に可被致候、尤御吟味之上は、若年寄對面之儀も可有之候條、可被得其意候、

右之趣、組支配有之向江可被相觸候、

十一月

〔昌平志 二事實〕寛政六年甲寅二月、改定試格、開闔廳堂、應試者、二百三十七人、

遜 按、癸丑試法、有故不行、令改試格、考官更加審議、立之程式、以前年十二月、會試人於廳堂、蓋試人預以所通達於監試、監試乃達於典考、於是典考照其人與所通之書、示以定格、面問就否、且席間揭示試格、使之先知定擬、皆準體格、是年二月三日以論語小學同試焉、此爲初場、應者爲合格、以就本試、其不能應者、雖科彙數目、業精一經、而以不中格黜爲附試、其本試科目凡三、曰經義（學庸孟爲一通、易書詩春秋三禮各爲一通、每通各試三道、）曰歷史（左傳史記爲一通、兩漢書爲一通、通鑑綱目爲一通、又別出問目二通、每通各試二道、）曰作文（紀事題二首、其一對譯、史論一通、復文二通、凡試五道、）而經史皆用墨義、（節演譯也、試卷楷式、曰章意、曰字訓、曰解義、曰餘論、首署姓名、尾題年月、）又預更建白、有異學唱新奇說者、輙痛排抑之、（四書義主集註章句、易主本義、書主蔡傳、詩主集傳、春秋主胡傳、禮主陳註、儀禮周禮並主古註疏、此爲準格、）越二十日試本科、皆初場合格者也、林衡、柴野邦彥、岡田恕、尾藤孝肇並典考、中川忠英、石川忠房、並監試、試人既就闈、監試奉命賜試目、（前一日典

考封緘試目各二道、以上於官試日早朝、參政以各一道下於監試、貼之廳壁、每科六通、（後改三通）席上給紙筆、令各自寫、切禁挾懷及口相受授者、辰時就試、及暮納卷、（受卷二員、郎書手分局給紙筆、及受試卷、）不賜秉燭、以防代筆換卷、（及暮未成、許納一道、）凡五場而畢、（初日學庸孟、次易書詩、又次歷史、又次作文、此爲本試、試後一日爲附試、前後凡五場、丁巳特立不挾書格、更與挾書同科、異日倍至十場、）典考閱卷累日、準比程式、朱書通否、批評始定、乃擬考校、（並科合格者爲上等、優說經義、不戾規矩者爲中等、一優一否者爲下等、如說失經意、言無根抵、肆爲蔓衍、背馳忘返者、則其文辭雖可觀、而皆不在收采、唯示駁放、許其後試、）具試卷及其姓名、封上官、依賞格、隨其甲乙、褒賜衣物銀錠、各有差、（凡十九人）是年改定試法、三歲一次、著爲定格、

〔昌平志 二事實〕寛政九年丁巳三月、開聞廳堂、廳試者二百四十九人、

（謹）按、二月十六日初場甫訖、閱卷累日、越三月始試本科、前後凡十場、試法一依甲寅格、但經義一科、欲試其精、特立不挾書格、更與挾書同科、異等而試之、亦異場以防旁觀口授、其法依例賜目、全書經文貼票席間、（格雖云不挾、實同於白本、唯不具註文已、）又有一人分一科、隨其精否、受試於挾不挾兩場者、或有受不挾於初場、而不能受於本試者、皆隨其所請而各試焉、林衡、柴野邦彥、尾藤孝肇、古賀樸並典考、森川俊尹、矢部定令並監試、考試既訖、考官逐卷批評、官隨其甲乙、（二十三人）賜衣物銀錠、各有差、

〔憲法類集 續編 七〕弘化四未年七月廿八日主膳正殿御渡

經義辨書の趣意は、經文の正意徹底會得之程相分り候樣認候事肝要に候、漢語を其儘相用、或は古代和文を取交、專ら辭を飾り、文を舞し、巧麗をのみ主として、人の耳目を悅し候類は、無益に筆端を勞し、却て浮薄に流れ、正意理會の程も分り兼、辨書の趣意を失ひ候儘、可成丈如何にも穩當に詞を用ひ、著實的當に書取、言外發明の說等は格別、兎角本文の語勢を失はず、經意詳明なる樣可被心掛候、○中略

右は、諸事去卯年之通御心得可有之候、依而申達候、以上、

七月　松平式部少輔

遠山半左衛門

何役

頭支配姓名

何之誰謹講

〔學制彙集(於)〕經書講義式附歷史和解對問式

論語

學而篇

子曰巧言令色鮮矣仁

章意　此章は、表をかざり候心有之候へば、本心の仁德はうせ候と申事を示され候章にて候、

字訓　巧言とは、詞を上手に品よく申なし候事、令色とは顏色をいかにも尤らしく取繕候事のよし、

解義　凡人は、內心の見事なるやうにのみ心がけたく候、左なくして、口上を上手にいひなし、顏色を尤らしくとりつくろひ、外をかざりて、人の氣にいらんとする時は、是則欲心の盛なるにて、本心は、はやうせたりと申べし、仁は人の本心なれば、本心をうしなひたる人に、仁德の有べきやうなし、聖人の御言葉は、ゆるやかなれば、鮮との給ふうへは、絕てなきといふことゝ心得べし、

餘論　剛毅木訥近仁と申言葉に引くらべて見候へば、巧言令色なる人の心のおそろしき事志りつべし、されば人は、かりにもほかをかざりて、人によろこばれんと思ひ、大切の本心を失ひ、見ぐるしき心持まじき事、肝要之儀と存候、

月日

經書之儀は、聖賢之意を、切近に呑込候を、第一といたし候事に候へば、假令言葉鄙俗に渉候とも、いかにもやわらかに可被認候、漢語にして傳注の文段を其儘切入候ては、呑込徹底の程、相分り不申候間不宜候、

何役

頭支配姓名

何之誰謹譯

左傳

惠公之元妃孟子至隱公立而奉之

惠公の初の北の方を孟子と申き、かくれたまひて、聲子といへる女を、北の方になぞらへて、かしづき申せしが、それが腹に、隱公を誕生あり、こゝに宋の武公の姫君、仲子の生れたまひし時、魯の夫人たらんといふ文字、手の筋にあらはれたりしかば、仲子こなたによめりたまひ、かくて桓公を誕生あり、さて惠公はかくれ給ふ、かゝるふしぎの事どもありし仲子の御子なればとて、隱公これを太子とあがめ、おのれうしろみしてもり立まゐらせらる、

月日

同

同上

何之誰謹對

左傳

鄭莊公魚麗之陣とは如何の備に候哉

鄭莊公繻葛之戰は、左傳桓公五年に相見候、此時周桓王鄭の國に討手として御出馬まし〳〵

候時防戰の手當として、左拒右拒とて、左右に二備立、莊公中軍に魚麗の陣と申備を立、繻葛に於て及二一戰一、勝利有レ之候由、抑魚麗之陣法といふは、總て備の法に、車二十五兩を偏と申候、人五人を伍と申候、偏を以て前にそなへ、其透間を伍を以て立塞候陣法にて候、車と車の切目を人を以てつゞり合候が、魚のつらなりたるごとく候ゆゑ、魚麗と名付候事に候、

月日

同

同上

何之誰謹對

漢書

漢蕭何一生之事業は何々に候や

蕭何は高祖と同郷の人にて候、文無害とてよく法令條目を心得罷在、人のそこね不レ申候樣に取扱候、高祖微賤に被レ成二御座一候時より事ニ付添、色々厚き御忠勤有レ之候中にも、高祖咸陽に御打入の時、先秦の丞相府に入て、律令圖書を取候と、韓信が大將の器量有レ之事を見出候て、高祖へ申上候と、高祖所々御出陣の御留守居仕、關中を取かため、宗廟宮室の造營、并兵粮運送いたし候と、法令九ヶ條を作り候と、臨終に常々不和の曹參を跡役に申立候等の事は、何れも天下の大老たる器量と申儀に御座候、

月日

同

同上

何之誰謹對

漢書

蕭何一生の事業は何々に候や

一高祖咸陽に入給ふ時、諸將は皆金帛を分取候處、蕭何は、丞相府に入候て圖籍を收取候事、

一韓信が器量ある事を見出し、高祖へすゝめ候事、

一高祖御出陣の時、常に關中を守り、宗廟宮室を造營いたし、幷兵粮の運送いたし候事、

一法令九ヶ條を定候事

一末期に平生不和の曹參をすゝめ、跡役丞相といたし候事、

右之條々と可被存候

月日

右三樣手本之文段、何れの體なりとも心次第可被認候、

〔日本敎育史資料十九試驗〕學試之節心得

一學試被仰出候節、初て掛り御出役は、其年十二月に入り、誓詞致申候事、但壹度致誓詞候者、不及其儀候事、

一誓詞致候後、試題下調有之候事、

一試題下調有之候節は、儒者衆より日限達有之、五時總出の事、

一下調の節、小學は內篇にて三條、外篇にて三條、都合六條、四書は附試有之候節は、一書にて四條づゝ、四書にて十六條、附試無之候はゞ、學庸は二條づゝ、論孟は三條づゝ、四書にて都合十條、七經は、一書にて六條づゝ、歷史は、一書にて和解題三條、問目題三條、都合六條、左傳、國語、附試有之候得ば、別に附試題和解三條、問目三條づゝ、都合六條、文章科題は、策題四つ、論題四つ、附試有之候はゞ、論策書出有之候方計三條、調置申候事、

一初場、前場、後場題は、儒者衆出役、一同見出次第調、評議一決の上にて、出役之中にて、壹人、學試罫紙え致浄寫、順に認之、歴史は儒者衆壹人に、出役壹人づゝ、附き、問目和解共儒者衆壹人の心得にて、一書引受け、調罫紙壹枚に、一書題を認め、不殘題調爲濟候はゞ、一處に綴合せ、教授衆預之置候事、但罫紙に認め置申候題は、後日之進達に相成候題の原本に相成候事故、無誤字樣丁寧に可致校合事、

一試年正月十一日、御鏡開き頂戴退出より、大學頭殿御掛り之方、儒者衆、不殘出席、題調有之候事、

一出役は、四時揃總出之事、

一去暮調置候題之內にて、進達相成り候分は、半紙竪に綴り、別段寫置、扣に致し可申事、

一進達相成候題は、中奉書二ツ折六ツ切、小札に認之、大略左之通、○中略

一初場總出、正六時揃之事、

一試人持參之書籍、御徒目付立合にて、相改申候事、

一試人書籍改方手操は、御玄關當番之下番、試人出席之順を以て、以上以下の差別無之、上段之間西入頰に積置、御目付方之者出席次第、出役不殘罷出相改め、下番出席之順を以て、試人呼出し、改め相濟次第、書物試人に相渡申候事、

一諺解假名字抄は勿論、假名字書入有之候書物、辨書和解、總じて嫌疑に涉り候物持參有之においては、取上げ置、立合御徒目付へ斷置、儒者衆へ一應相談いたし、不苦旨、儒者衆被申聞候はゞ、御徒目付斷返しいたし、試人當人を呼出し、相返可申候、若儒者衆取上置可申旨被申聞候はゞ、書物並に試人姓名認め、御徒目付へ相渡、辨書出來次第、試人退散之節、御目付方之者より、相返申候手續之事、

一御試當日、午前兩度程、午後兩度程、御徒目付壹人立合、出役兩人御試席相廻り申候事、但嫌疑之

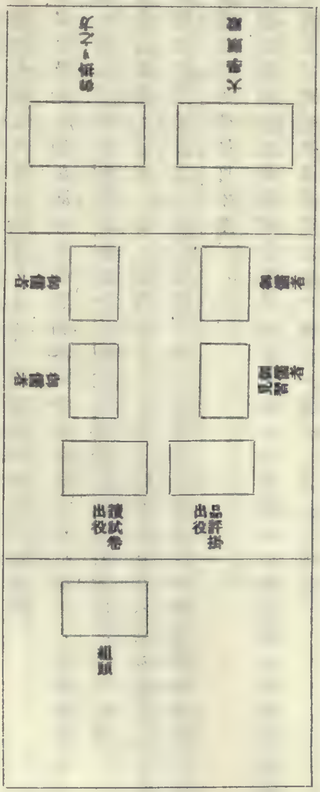
儀有之、或は假名書辨書等私に持參いたし、嫌疑之儀有之候はゞ、御徒目付へ申談、爲取計可申事、

一御試之日、出役之者壹人にて、御試席一日之中、兩三度づゝ、見廻り可申事、

一試人辨書不殘出來之節は、御徒目付持參、出役之者請取置、一處にからげ、初場は初場試卷と申札付置、學試一件御長持之內に入置申候事、

一試卷調は、兩祭酒、儒者衆、不殘出席、出役兩人罷出、壹人は、御目付方より、壹番二番と朱書有之候順を以て、一條づゝ讀み、品評掛り儒者衆、等格評語等被申次第、品評掛り之出役相認め、二條相濟候後、試人姓名讀揚申候事、

內座品評座次之圖



一經科前場試卷、御目付方より請取置候後、初場調候ば、合格不合格と二つに分ち、細き紙にてからげ、壹つは初場合格の前場試卷、壹つは初場不合格の前場試卷跡讀と札付、混亂不致樣に別ち置申候事、但經科後場、歷史科、文章科も合格不合格を追分け候事前場同樣、

一合格不合格試卷分け候致方は、肝煎、役所辨書請取帳を請取、右請取帳の姓名の上に、初場落之者は、丸印を付、初場總評本と合せて、初場總評の順を以て、辨書引拔申候、尤一人づゝ拔出候節、總評本の姓名の上に朱批を打ち、請取帳の丸印の中にも、朱批打申候事、但出役三人にて、壹人は總評本、壹人は請取帳、壹人は試人辨書拔引申候手續之事、

一前場の讀方も、初場同樣候得共、初場不合格を除申候に付、一二の番付不順に候間、一條毎に何番と申候て、辨書讀候事、但總評本認候も、番數の順は、讀候通り認申候事、

一後場試卷調も、前場の如く、辨書請取帳に印を附、初場總評本、前場總評本と照し合せ、落の分除之讀申候、尤無前場も有之候間、丁寧に初場落を見合可申候事、但初場落に丸印を付候に付、前場落は三角印付可申事、

一後場は、不合格之分除之、合格之者計、辨書を七經別々に綴ぢ分け、一經毎に、元之番數を認め置、七經及び儀禮經傳通解と順に讀み、一經づゝ調有之候事、

一後場記錄は、總評本一般に四名の割を以て、最初合格之辨書擇び出し申候節、何番何十番と番數計認置、十通づゝ讀候に付、其番數之處、書名等評語、初場前場之如く認置、七經不殘相濟候後、試人姓名儒者衆へ申聞、總評本にも認入可申事、

一歷史試卷調、初場前場後場落之者除之、合格之者計讀之、尤史書の順に不拘、辨書出來之順を以て讀申候事、但三條四條認め候者は、不殘讀候て、壹人づゝ、姓名讀上ゲ候事、

一歷史試卷調相濟候後、初場落前場落後場落の辨書、前場より順に調有之候事、

一不合格之辨書調之致方は、儒者衆兩人、出役兩人出勤、大學頭殿御扣席、儒者衆詰所兩處にて、儒者衆壹人、出役壹人にて調有之、評語等級は、儒者衆手扣に有之、下上に可相成分より以上は、辨書擇出總評有之事、○中略

一不合格之試卷、下上以上之總評有レ之候はゞ、總評本之終りに、例之通り評語等級認置可レ申事、

一文章は、儒者衆一覽之上にて、總評決定次第に、歷史總本の末に記置申候事、

一初場試卷調相濟候はゞ、手透之出役、合格之分、姓名別に罫紙を綴ぢ、總評之等級を、姓名之上に認め、初場落にても引戾しに可ニ相成一分は、末に朱にて書入、尤前場落にても、後場歷史文章可レ取後場落にても、歷史文章可レ取抔之類は、矢張朱書にて書入可レ申事、但辨書總調前迄に仕立置可レ申事。○中略

一品評本淨寫出來之上にて、上等に入る者を別段半紙貳ツ折之橫帳に書拔、中等に入る者を其次に書拔、下上之分を又其次に書拔、上等は甲、中等は乙、下上は丙と定る手操なり、尤試人持株少く、初前場切にては、餘程出來宜候はねば、御撰に不レ入、五場不レ殘文章迄も御試受申候ものは、大抵にても御撰に入る手心なり、且又品評本に有レ之候等格を、下々は數に不レ入、下中を二等と定め、下上三等、中下四等、强弱は二分五厘づゝを進め退け、持株の辨書不レ殘其等を合せて、辨書通數を以て、平均に算し、等級を考へ、甲乙丙を定むる事。○中略

右甲乙丙落之別は、儒者衆不レ殘、大學頭殿御扣席に於て、評論有レ之候得共、荒增は中等抄出之中に、姓名有レ之、平均二等八分位より乙と定め、下上抄出之中に、姓名有レ之、平均二等二三分位より丙なり、尤歷史文章迄も御試受候者は、下上有レ之、平均一等七八分にても、丙に相成申候、前場切、又は無前場、後場計位にて、下上無レ之、平均二等位にても、丙には難ニ相成一事、

但右者荒增にて、其試之時により、偏頗無レ之樣心掛、撰み落有レ之候はゞ、出役之者も、其段を儒者衆へ申立、公平に甲乙丙落相分可レ申事。○中略

一及レ暮淨寫出來兼、草稿にて差出候分は、御試に不ニ相成一候間、其外は取棄、別段其譯下げ札にて認可レ申事。○中略

一壹條草稿にて差出候者は、御試に不㆓相成㆒に付、外の辨書宜敷出來候とも、御褒稱には不㆓相成㆒事、
但不快にて淨寫に不㆑及、草稿にて差出候分、八時頃迄差出候分者、御試に入申候、尤草稿讀兼候はゞ除㆑之、外之辨書宜敷出來候はゞ、矢張御褒稱有㆑之候事、不快にて草稿にて差出候分も、其段下ケ札にて可㆑申事、

一初場前後場、御試受可㆑申書出有㆑之、不快にて初場御斷、前場より御試受申候分は、附試に相成候間、御褒稱無㆑之候、初場罷出候はゞ、前場と後場之內、不快にて御斷申候分者、前後場之內、壹場御試受候はゞ、持株之內は缺候得共、矢張正試に相成候間、御褒稱有㆑之方に候、尤歷史文章も一場位御斷申候も同樣之事、
但差合も同樣之事、尤正試に入申候間、下ケ札に不㆑及候事、

一試卷進達に相成候節、品評添書、奉書半切に認、差出申候事、〇中略

一試卷綴ぢ合上包迄出來候はゞ、御目付方へ相廻し、御目付方にて風聞糺有㆑之、存寄無㆑之候趣申越候後、大學頭殿、御掛りの方、御目付立合、若年寄衆へ進達に相成申候事、

〔日本敎育史資料十九講義〕講義上聽并漢文講義一件

林大學頭、林圖書之助、林民部ゟ

文學相應取廻し候者、當秋中、經學講釋、上聽講義、漢文相認可㆑入㆓上覽㆒旨被㆓仰出㆒候間、諸事去巳年之通相心得、於㆓學問所㆒林大學頭始、儒者共申談、頭々立合、學術之深淺相試、名前可㆑被㆓書出㆒候、且又御目見以下之者共は、於㆓學問所㆒若年寄出席、講釋、并講義、漢文相認候樣可㆑被㆓仰付㆒候間、撰方等、諸事同樣に可㆑被㆓相心得㆒候、尤以來年々春秋之內、一度宛可㆑被㆓仰付㆒候間、其段向々ゟ可㆑被㆑達候、

五月〇安政五年

右之通相達候間、可㆑被㆑得㆓其意㆒候、

昨廿八日越中守殿御渡之由、右之御書付、五月廿九日、民部殿御場所ね御持參之事、

〔日本敎育史資料十九數則〕學問所規則覺書〇中略

丑〇慶應元年五月廿九日、林大學頭より、玄蕃頭ね進達、學政御改正御更張之儀に付申上、林大學頭、坂井右近將監、林式部少輔、〇中略

一是迄登科前の者共、春秋試と唱ね、年々兩度づゝ、試業の爲め御儒者共立合、講釋辨書詩文等相試候義有之候得共、登科濟の者引立方、前には別段無之候間、自然登科濟の者、勵を失ひ候間、近來夏冬試と唱ね登科濟之者計り、年々兩度づゝ、詩文相試み申候、

右之通改正仕候に付ては、是迄よりは、一ト際勉强も仕候儀に付、行々之目當無御座候ては、猶又自然勵み方も相弛み候樣成行候ては、不可然候間、左之ヶ條夫々被仰渡御座候樣仕度奉存候、

〔日本敎育史資料十九數則〕諸會業學科概略

三ヶ年目學問御試　春秋試業に罷出候者を始め、其外心懸次第罷出候事、

御儒者總出、内二人右掛り心得申候、敎授方頭取以下總出、内三人右同斷、〇中略

辰〇安政三年　正月

〔昌平志事實二〕寛政五年癸丑十一月、是月始試童科、

謹按、考官預更稟議、詳定程格、十五歳下、十一歳上、試四書五經、十歳下、八歳上、四書小學、七歳下不限定格、從各所習、試其熟否、大學頭林衡、柴野邦彥、岡田恕、尾藤孝肇並典考、中川忠英、森山孝盛並監試、預設書案一張於正堂、典考坐左東向、監試坐右西向、童子進坐案前、員長由傍執書、每部典讀數行、考試已訖、從其熟否、準比賞格、越十二月四日、賜合格者六人匹段以勸奬之、明年甲寅審定試格、雖不合格、而誦讀習熟者、亦賜彩紙、自是童科每歳一試、著爲定格、經童之科昉於此、

〔日本敎育史資料十九試驗〕學問試之起

舊幕府ノ時、昌平坂學問所ニ於テ、年々素讀吟味アリ、又三ヶ年ニ一度學問吟味アリ、素讀吟味ノ儀ハ、年々二月中、豫テ吟味可ㇾ受願書ヲ、其父兄ノ頭支配ニ出ス、十一月上旬吟味アルノ前日、掛リ目付役ヨリ、箇條書ヲ以達ㇾ之、當日目見以上以下ノ輩、悴二三男厄介等平服、抱入ノ者、悴二三男厄介等ハ麻上下著用シテ（小學四書五經ヲ携ヘ）出ヅ、右各經ノ内一經一冊宛、合九冊、各一ヶ所宛吟味アリ、小學ハ山崎點、四書五經ハ後藤點ヲ用ユ、無點本ニテ吟味ヲ受ル者ハ身分ニ不ㇾ拘、初坐ニイヅ、

〔憲法類集七〕寛政六寅年十一月四日中川勘三郎石川將監達

布衣以上御役人、幷寄合、布衣以下御役人、御番衆、小普請之面々、御目見以下之者共、總領、二男、三男、厄介迄、一統、十五歳已下之者、四書、五經之内、何れ之部に而も、素讀出來之分、御書出可ㇾ有ㇾ之候、

一別紙案文之通、美濃紙二ッぎりに認メ都合三枚ヅヽ、御差出可ㇾ有ㇾ之候、

一書出し候後、忌中又は名替有ㇾ之候か、或は厄介等、他へ養子に罷越候か、又は病死、御奉公出等之儀有ㇾ之候はヾ、其都度に、御書面を以御申聞可ㇾ有ㇾ之候、右之通御心得、當月中迄、御城掛者共之内へ御差出可ㇾ有ㇾ之候、以上、

十一月四日　　中川勘三郎
　　　　　　　石川將監
　　　　　　　矢部彥五郎

何役
（何御番何之誰組か　小普請何之誰支配組か）
何之誰（總領か　二男か）
（厄介は何之誰續か　三男か）

（何學派か）
一四書五經
（四書五經之外熟讀之書有ㇾ之ば）

一何々

何役か何之誰家來か浪人か
何之誰門人　何之誰（何歳誰悴か 何誰か）

右何年何月門入仕、何年稽古仕、師範のもの斷絶致候か、又は病死いたし候跡門人何誰か相續仕、當時何方に指南仕罷在候、

寅十一月

寛政七卯年九月廿七日森川主膳矢部彥五郎達

布衣以上御役人、幷寄合、布衣以下御役人、御番衆、小普請之面々、御目見以下之者共、總領、二男、三男、厄介迄、一統、十五歳已下之者、十一歳迄は、四書孝經、十歳已下八歳迄は四書、七歳孝經之内二部以上素讀出來候分、御書出し可ㇾ有ㇾ之候、右部數々、書物數多く讀覺候はゞ、其段も御書出し可ㇾ有ㇾ之候、右之定、不ㇾ揃に候はゞ、御書出しに不ㇾ及候、

一七歳已下にて、御褒美有ㇾ之者は、十歳迄之內、定之書物揃候はゞ、御書出可ㇾ有ㇾ之候、十歳已下に而、御褒美有ㇾ之、十五歳迄、定之書物揃候はゞ、是又同様に御心得可ㇾ有ㇾ之候、

但四書五經之御褒美相濟候ものは、已來御書出しに不ㇾ及候、尤其後學問出精、辨書等出來候程に相成候はゞ、學問御吟味之節、御書出し可ㇾ有ㇾ之候、

一總而素讀御吟味に罷出候て、御褒美無ㇾ之者は、十五歳滿候迄、年々御書出し可ㇾ有ㇾ之候、

一別紙案文之通、美濃紙半枚に御認、都合三枚ヅヽ御差出可ㇾ有ㇾ之候、

但朱書年號部分之通御心得之事

〔天保集成絲綸錄八十〕覺

素讀吟味之儀、是迄は、幼年之者罷出候儀に付、右幼年之者、素讀吟味之取計は、猶追而可ㇾ相達ㇾ候間、



（德川年中行事）素讀吟味圖



此度之達しに添候而、右之旨をも、兼て向々ゟ通達可ㇾ被ㇾ置事、素讀吟味之儀、幼年之者而已是迄は出席之候處、自今素讀吟味可ㇾ請輩は、從㆓十七歳㆒十九歳迄之者にて、其年齢も書出、吟味可ㇾ請候、幼年にて出精之者、十七歳に相成候はゝ、早速撰吟味に加候事に候間、夫迄之修行、猶更無㆓油斷㆒出精有ㇾ之候樣に可ㇾ致候、

右之通、今度評議之上相極り候間、當年之吟味、十七歳と書出之分より可ㇾ被ㇾ加候、尤右之段向々ゟ可ㇾ被ㇾ達候、

十一月（寛政九年）

〔憲法類集七〕文化八申年八月十五日佐野肥後守達

從㆓十七歳㆒十九歳迄之者、素讀吟味之儀に付、年々九月晦日限り、有無共御申聞有ㇾ之候樣、兼て申達置候處、御儉約御年限中、隔年吟味有ㇾ之候間、當申年不ㇾ及㆓御差出㆒候、來ル酉年亥年九月晦日限り、唯今迄之通、有無共、御申聞可ㇾ有ㇾ之候、依ㇾ之申達候、以上、

八月　　佐野肥後守
　　　　水野中務

〔日本敎育史資料十九敎則〕諸會業學科概略

每年十月素讀試。　素讀所え罷出稽古致し候者は勿論、其外他向より罷出候者有ㇾ之事、

御儒者總出、內壹人、右掛り心得申候、敎授方頭取以下總出、內三人右同斷、○中略

辰正月（安政三年）

〔日本敎育史資料十九試驗〕臨時試業取扱

嘉永四年十一月八日、評決之上、左之書取壹通宛、出役を以寄宿頭取南二楷早出え相渡候、

此度敎授方出役吟味之ため、學問御褒美濟之面々、學業相試候間、右試受可ㇾ申分、並斷之分とも、

姓名不洩相調、來る十四日迄に可被差出事、

試業日割

初日、十一月廿日試經、講書一條、易經書經之內にて各題、試史答問一條、通題、

二日、同月廿四日試文、論說之內一篇、通題、

三日、同月廿九日試詩、七言律一首、通題、

右三日共可罷出事

當日朝五半時出題、夕七半時濟、右刻限より後れ候得ば、試卷差戾し候事、

同月十日、寄合之節、猶又評論いたし、試詩之義者、七律一首と有之候得共、七絕二首にても不苦旨、出役を以頭取早出へ達す、

同月十四日、左之紙面壹通づゝ頭取早出え渡す、

試業三日共、朝五時早メ之事、

〔日本敎育史資料十九試驗〕學問試之起

寛政四年九月、聖堂學問所ニ於テ學問ノ試アリ、朱子學ニ限ル、

初日小學　二日目四書　三日目五經　四日目歷史　五日目論策

褒賞ノ次第、甲科時服二、乙科卷物三、御目見以上當主幷勤仕ノ者、甲科銀十五枚、乙科銀十枚、御目見以上部屋住、甲科銀十枚、乙科銀七枚、御目見以下上下格ノ者、甲科銀七枚、乙科銀五枚、同斷羽織格ノ者丙科ハ御褒詞ナリ、文格ハ左ノ如シ、學問心掛ケ一段之事ニ候、猶出精可致候、但シ御目見以上以下ノ別ナシ、參政ヨリ頭支配エ達シ、頭支配ノ申渡ナリ、○中略

昌平坂學問所ニ於テ、年々素讀吟味アリ、○中略 十二月初旬及第ノ者、學問所ニ召喚、掛リ目付役ヨリ、素讀出精ニ付、褒美被下旨、老中某、若年寄某殿相渡サルヽ趣ヲ以テ書付相渡ス、

藩學試驗

褒美品、甲目見以上ノ者、丹後縞三端、乙同上丹後縞二端、甲目見以下ノ者、銀子三枚、乙同上銀子二枚、

但年齡十七歲ヨリ十九歲マデ、三ケ年ノ內受之、落第ノ者ハ、翌年再吟味ヲ願受ク、

學問吟味ハ、都テ素讀吟味ト同ジ手續ヲ以テ、一月中旬後、日數五日間、學問所エ出デ之ヲ受ク、

初日小學辨書、二日目四書辨書、三日目五經辨書、四日目歷史和解問目、五日目文章(記論之體)及第ノ者ヘ褒美手續、前文ニ同ジ、

褒美品、布衣以上ノ輩、悴二三男、褒物(紗綾縮子)、甲目見以上ノ者、銀子十五枚、乙同上ノ者、銀子十枚、甲目見以下ノ者、銀子十枚、乙同上ノ者、銀子七枚、內褒詞、

〔日本敎育史資料二 舊桑名藩〕學校(○立敎館)

試驗法　試驗法ハ、每年冬季ニ於テ之ヲ行ナフ、則チ素讀生ハ假名ニテ之ヲ筆記セシメ、採點ノ法ハ、音ノ假名誤リタルヲ一失トシ、訓ノ假名誤リタルヲ半失ト定ム、然レドモ誤リ一失ニ滿タザレバ甲科トシ、誤リ二失ニ滿タザレバ乙科トス、其他ハ丙科トス、甲科ニ及第セルモノニハ美濃紙拾帖、乙科ニハ同五帖ヲ賞與ス、

講義、詩文、論策等採點法ハ、敎授學頭、各自ノ意見ヲ附シ、投票ヲ以テ之ヲ定ム、(譬ヘバ三甲二乙ナレバ甲トシ、二甲三乙ナレバ乙トシ、三甲三乙ナルトキハ甲トスルノ類、)甲科ニハ金百疋、乙科ニハ五十疋ヲ賞與ス、

藩主在國ノ年ハ、一回或ハ二回、藩主燕居ニ於テ、生徒ヲ試ムルアリ、其事タル平素勉勵ノ生徒ニ限リ、撰拔スルコトアリ、或ハ生徒ヲシテ盡ク出席セシムルコトアリ、直ニ講讀セシムルト雖、亦採點ヲ要セズ、若シ藩主參覲ノ年ニ遭過セバ、月番職代ツテ之ヲ施行ス、

〔日本敎育史資料二 舊水戶藩〕弘道館

授業課試之法(○中略)

一毎月三八ノ日、國老番頭等館ニ會シ、文武生徒ヲ私試ス、其五十ノ日ハ、執政等館ニ會ス、亦此ノ如シ、凡私試ハ、監察先文若クハ武其當ニ試ムベキ者一課ヲ點定シ、舍長手副等ニ命シ、生員ヲ撰ミ、名簿ヲ作リ、之ヲ出サシメ、敎職即チ生徒ヲ帥ヰ、試ニ應ズ、若シ總司奉行等アレバ、三八ノ日文武各場ニ就キ、之ヲ試ミ、其文ハ或ハ覆文譯文等ヲ試ミ、武ハ槍劍等同藝異派ノ者ヲ會シ對試セシム、

一文武大試ハ、毎秋季之ヲ行フ、國主親試ス、若シ故アレバ、執政ヲシテ之ニ代ラシム、其次序ハ、首ニ居學生、次ニ講習生、次ニ歌學生、次ニ醫學生、次ニ家塾生習字、次ニ兵學軍用、次ニ數學、次ニ音樂皆之ヲ正廳ニ試ム、次ニ槍術、次ニ劍術、次ニ居合柄大刀柔術等、之ヲ對試場ニ試ム、次ニ射術、次ニ馬術、次ニ砲術、各其敎場ニ於テ之ヲ試ム、但家塾生素讀幷武藝塾生講習別局生ハ之ヲ試ミズ、

〔日本敎育史資料二 舊佐倉藩〕温故堂試業之制

小試之制

素讀授業之次第、孝經、小學之內、大學、論語、孟子、中庸、易經、書經、詩經、禮記、春秋左氏傳、國語、史記、前後漢書、周禮、儀禮、公羊傳、穀梁傳、爾雅、

素讀左氏傳以上は、必右之順に句讀を受可ㇾ申候、國語以下は、面々力に應じ會讀等にいたし候も勝手次第、一順は素讀いたし候樣に心掛、若餘力無ㇾ之者は、緊要之書擇讀候も心次第、

大凡右之通に定置、毎年十一月中卒業之書目正授讀取調、敎授へ可ㇾ書出ㇾ事、

素讀試式　凡八歲より廿四歲まで、但晩學之者は年齡の限無ㇾ之に付、何歲にても、志次第可ㇾ擺出ㇾ候、

一大學一部、論語半部以上卒業之者、大學半部、試一章、試業人にても同章、以下皆同ㇾ之、右部數卒業無ㇾ之者は、兼て

章割定置可ㇾ試ㇾ之、

一大學論語全部卒業之者、大學半部、論語自學而至里仁一冊、試二章、

一大學論語全部、孟子半部以上卒業之者、論語自公冶長至憲問二冊、試二章、○中略

講堂試式　凡十五歲より三十九歲迄、但晩學之者は、年齢之限無ㇾ之に付、何方にても志次第可ㇾ罷出候、

學生以下、素讀生にて、講義へ罷出候者は、素讀講義とも可ㇾ試ㇾ之、學生にても、醫師其外學業相勤候者、試式佐授讀以上に准、

小學　立教篇より、篇數多少、而面力次第、幼學之者は解し易く候に付、稽古之篇抔、最初に書出候も、時宜に隨、試ㇾ一章、每人別ㇾ章、正試業受候程之力無ㇾ之、初學之者は、兼て章割定置可ㇾ試ㇾ之、○中略

內試式

正授讀　書目試式ども、前條講義二科の法に同じ、但書目は、每年三月中に書出、五六七三ヶ月之內可ㇾ試ㇾ之、

右正授讀の面々、試業は堂中之內試に付、總教幷三役之內、一兩人教授、付教、都講出席、其餘は出席無ㇾ之事、

大試之制　小試之制は、初學之輩、課程を立、漸々に功を積候爲に有ㇾ之、必竟庸才之者の爲に立被ㇾ置候處にて、才力秀候者も、必右之年次を待て講究いたし候譯には無ㇾ之候得ども、往々心得違にも可ㇾ相成ㇾ候に付、六ヶ年に一度づゝ、學業長進之者相撰、大試可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ候、大試は、御定經科之外に、史文之二科をも加被ㇾ置候間、温故堂諸生は不ㇾ及ㇾ申、教授、付教之外は、師役以上にても、望之者は、面面其長所を以、前年十二月迄に、書目書上、翌年五六月頃試受可ㇾ申、尤諸生も、四書は年々之小試に講究いたし候事故、大試には五經科史文科計書上候義も、勝手次第之事、但大試は、文武附屬之師

弟は勿論、御家中之面々、輕き者に至迄、又は御領內町人百姓にても、右三科之內、試業望之者は、何科にても、勝手次第可被仰付候間、是又前年十二月中迄に、學問所奉行へ相願可申事、

癸卯(江戸邸は丙午)　初場　己酉(江戸邸は壬子)　第二場　以後卯酉(江戸邸は午子)の年次准之、

〔諸藩學政〕會津若松學則

一春秋兩度、學校奉行並儒者の試あり、四書五經の素讀畢りたる者のうち、十八史略、蒙求、國語、左傳等の書を獨讀と唱て、是を三部一枚づゝ讀しめ、三字以上の遺忘を許す、科に當たりたるを第二等とす、又四書五經の內、一部一枚ぬき讀しめ、三ヶ處ほど字義訓詁を問て、二ヶ所解するを第一等とす、又史記漢書左傳を、唐本を以讀しめ、三通を問、二解し得るものを甲とす、四書、近思錄、小學、五經註ともに讀しめ、三義を問、二解を得る者を甲とす、史經各甲科に當るものを講釋生と唱て、一等の上に升る、

〔日本敎育史資料三(舊館林藩)〕學校

試業ノ制

一公試、每年四月下旬、差合アル時ハ五月上旬、何レニモ炎暑ニ及バザルベシ、私試ハ春三月、秋八月、冬十一月ヲ以テス、公試ハ君親ク被遊御覽候ニ付、公試ト名ク、私試ハ重職及ビ三司師役試ル事故是ヲ私試ト名ヅク、

一試書ハ、素讀、三字經、四書、小學、五經、左氏傳、史記、前後漢書、無點何レモ抽讀、其多少長短ハ、其材品ニ從テ試ム、

一外舍童生、十二歲ノ四月迄ニ、三字經、小學、四書ノ素讀卒業シ、公試ノ時、一字モ遺忘無之モノヲ中式トス、甲ノ上ナリ、但三字經、大學抔、僅十字二十字ヲ試ムル者ハ、甲乙科外ニ置ベシ、小學、論、孟等ニ進ミ、六七十字以上ヲモ試ムルモノニテ、一字忘ルヽ者ヲ甲ノ中トス、二字忘ルヽ者ヲ

甲ノ下トス、三字以上ハ第ニ上ル事ヲ得ズ、一字モ忘レザルトモ、讀方ノ分明ナラズ、平日上學ノ日數少キ者、是ヲ乙ノ科トスベシ、尤十二歳ノ四月迄ニ、易、書、詩、禮ノ內、一冊以上授リタル者ハ、俊秀トス、公試ノ節、衆童ノ右ニ出シテ試ムベキナリ、

一外舍生十四歳ノ秋試ノ時迄ニ、易、詩、書、禮ノ素讀卒業シ、秋冬二試猶亦翌春ノ私試ニモ、一字ノ忘失ナキモノヲ中式トス、甲ノ上也但四經ニテハ、一齋點本ニシテ、壹枚半以上試ムベシ、一二字忘ルヽ者ヲ、甲ノ中トス、然レドモ讀過スルモノハ、一字モ忘レズトモ、甲ノ下タルベシ、一二字忘レタルカ、又ハ度々誤リテ傍ヨリ咎ラレ、漸ク改テ讀終ルハ乙科トス、尤十四歳ノ秋迄ニ、四經卒業シタル上、猶亦左傳一二冊モ業ヲ受ケ、秋冬二試ニモ、左傳科ニ上ルモノヲ、亦俊秀トス、內舍生ニ先テ試ムベシ、

一內舍生十五歳以上ノモノ、童生トモ異ナレバ、假令試ハ四書ノ內タリトモ、童生同前ニ、字數ヲ短少ニスベカラズ、左傳以上ニ之レナクテハ、假令ヘ忘レモ誤リモ之レナクトモ、第ニ上ルヲ得ス、

一內舍生ハ、都テ十五歳以上ノ者ナレバ、其時課業トシテ讀掛リタル迄ノ書ノ中ニモ抽讀セシムベシ、兼テ今度ノ試日ニハ、此書ニテ是ヨリ是迄ノ中ヲ試ムベキノ間差出スベシト達置、生徒ノ隨意ニ讀シムベカラズ、但其才器ニヨリテハ、二試ニモ三試ニモ及ブベシ、又ハ半迄モ讀至リタルニ、餘リ誤失多クバ、半ニシテ止ムベシ、

一講義ノ試ハ、訓詁失ナク、言簡ニシテ旨明カナル者、甲ノ上ナリ、中間言語跌キアリテモ、大義ニ能ク貫キタル者、甲ノ下タルベシ、訓詁一二失アリテモ、大義ニ於テ害ナキ者、乙科タルベシ、

一公試、一場甲科ニ上リシヲ一分ト定メ、輕賞アルベシ、三年打續テ甲科ナレバ、積テ三分トナシ、五年續ケバ五分、七年續ケバ七分ナリ、借テ又私試三場打續上第ナレバ、公試一場ノ一分ニ相

当リ可申候、公私ノ二試ニテ、積デ五分ニ至レバ、御賞賜可有之、一日ノ工風タリトモ、勉強致シ相進ミ候丈ケハ、御取扱モ相進ミ可申、尤モ秋冬春ノ試相濟候後ヨリ、公試迄ニ相授リシ素讀講義トモ相加ヘテ、公試ノ節御聽聞被下置候事、

八月試、（公試ノ後ナリ、八月迄ノ業試可申候事、）十一月試、（八月試ノ後ヨリ、十一月マデノ業試可申候事、）三月試、（前年十一月試ノ後ヨリ、三月マデノ業試可申候事、）四五月ノ内公試、（前年公試后ヨリ、今年公試マデ授リシ業不残合セテ御試可有之、）

一公試ノ節臨席ノ官、御定メノ如ク、私試ノ内ニモ、春試ニハ御用人ヲ加フルコト、是亦御定ノ如シ、

一凡試業日限、司成稟承シ、司憲ヨリ觸出シ可申、大抵二旬前ニ沙汰アルベシ、

一面附ハ、訓導、正佐、授讀ニテ取調、書記ニ筆セシメ、三日前迄ニ各官ヘ差出スベシ、

一凡試業ノ節、諸生進讀順、上舍生、內舍生ト、次第ヲ立、同舍ハ長幼ヲ以序トスト雖、無足人以下ハ可有差別、

一凡試業當日、疾病事故アリテ、不參ノ者ハ、後チ十四日ノ間ニ、必補試アルベシ、決シテ流ニ不相成、公試私試トモ、三司師役ニテ補試有ルベシ、

〔日本敎育史資料六 舊岡山藩〕學校

試驗法

享和元年辛酉二月十二日、就學ノ諸生、以後講官中ニ於テ專師一人ヲ定メテ敎授ヲ受ケ、歲終每ニ試驗ヲ加フルノ則ヲ定ム、生徒ノ等級ヲ分ツ如左、

句讀生、小學生、論孟生、子書生、五經生、右五等、　右試場ハ關舍ニ定メ、奉行ヲ始メ諸職員臨席之ヲ驗ス、翌二年壬戌十一月十一日ヨリ擧行シ、二十日ニ終ル、以後此例ニ沿ル、

右試業ノ法、五等ノ學級ヲ以テ年々試ムル所ノ書目ヲ定メ、句讀生ハ小學隨意講說之ヲ學生ノ

初歩ト定ム、小學生ハ小學不意講説、論孟生ハ、論語不意講説、子書生ハ、孟子大學中庸三部ヲ以テ、一年一部ヅヽノ科目ニ定メ、不意講説セシメ、三年ニ一周スルモノトス、五經生ハ、詩經書經易經ノ三經ヲ筆解セシメ、三年一周ハ子書生ニ同ジ、而シテ右不意講説及ビ筆解ト稱スルハ、生徒試ニ應ズルニ方ツテ、試場執事ヨリ其科目ノ書冊ヲ授ケ、某ハ某ノ章ト指示シ、之ヲ講説筆解セシム、右試驗畢テ、優等ノ生徒ハ其等ヲ進メ、否ラザル者ハ猶其等ニ留ム、事終ルノ後、執事名簿ヲ製シ、上中下ノ品題ヲ名字ノ上ニ錄シテ之ヲ示ス、平素ノ授業モ、亦此級ヨリ差等ヲ分チ、四九ノ日晩會講義、五經生ハ四ノ日前座、子書生ハ九ノ日前座、論孟生ハ四ノ日後座、小學生ハ九ノ日後座ト區別シテ研究セシムルヲ定則トス、

〔日本敎育史資料七 舊和歌山藩〕學制

文化二年丑十月、學校○學習館掛用人へ達、

素讀試驗規則

試驗ヲ施行スル前年ニ發スル達文例

來春於學校、十九歳以下ノ輩四書五經小學素讀御試可有之候間、御目見以上以下當主幷子弟共可罷出面々、何月幾日迄ニ短冊可差出事、御試日限時刻ハ追テ可相達事、

一銘々所持ノ書物可致持參事 右掛リ御用人へ、御側御用人可申聞之、

於學校取計方

短冊頭支配ヨリ差出候ハヾ、掛リ御用人ヨリ督學へ相渡、書記役ニ格式ノ次第ニ應ジ、帳面相記サセ、掛リ御用人へ帳面可差出事、御用人ヨリ御側御用人へ可差出事、

當日掛リ御用人、幷督學初學校勤ノ輩出席ノ事、御側御用人モ出席ノ事、揃四ツ時、都テ平服ノ事、

諸生持參ノ書物銘々姓名相記、通官へ相渡督學幷儒者寄合、爲讀候篇章相定、通官御試席へ持參、

此所讀候樣致差圖候事、

御試ノ節督學幷儒者、銘々帳面扣居、讀書振上中下誤讀等相記置、猶別日寄合、各帳打合評論ノ上、甲乙ヲ附、掛リ御用人ヘ可差出事、御用人ヨリ御側御用人ヘ可差出事、

人數多キ節ハ、二日ニ分チ御試可有之事、

御褒賞ノ次第　上ハ御目見以上反物一代金貳百疋、御目見以下金貳百疋、　中ハ以上以下トモ金百疋中ノ內頭役以上ノ子弟ニハ詩箋ノ類、　下ハ御譽、但十歲以下ニ候ヘバ、紙筆墨ノ類可被下、

御褒美申渡（以上以下共、掛リ御用人、）　御目見以上以下共、廉上下著ノ事、

儒者其外學校勤ノ輩子弟ニテモ、授讀助等ニ不罷出者ニ候ヘ者御褒美同例、

文化九年申十一月（〇中略）

一素讀ノ義、向後年々四季ニ一度ヅヽ、儒者罷出、甲乙相調候筈、

天保六未三月（〇中略）

一素讀御試ノ義モ以前ハ年一度ニテ、上科ノ筋ヘハ御書物被下、其後四度ニ相成、三ヶ年打續上科ノ筋ヘハ三ヶ年目ニ銀四兩被下候處、文政五午年ヨリ如以前年一度ニ相成、以來十歲以上上科ヘハ銀貳兩被下、拾歲以上中科以下幷九歲以下上科ノ筋ヘハ御譽計ニ相成有之候ヘ共、前段學問御試ノ筋御改ニ付、素讀御試ノ筋モ、左ノ通被下筈、是又筑後守及取計、其節ニ取調甲乙相調候上、被下候義猶申談候樣御用人ヘ申聞之、

拾歲以上　上ノ上ハ金貳百疋、上ノ中ハ金百疋、上ノ下ハ銀貳兩、　拾歲以上　中科下科御譽計

九歲以下　上科孝經壹部　同　中科下科御譽計

〔日本敎育史資料七　舊高知藩學校道〇致館〕

慶應元年正月改定スルコト左ノ如シ、

一文武課業ハ、十六歳ノ正月ヨリ始、二十二歳十二月迄、毎月廿日、廿三歳ヨリ廿九歳十二月迄、毎月十五日、五ツ時館ニ入、八ツ時館ヲ出ベシ、

一右年齢毎ニ入館、學問槍劒砲術相學ベシ、尤槍劒ノ中ハ、一技學ビ候共不苦、其餘藝術、志次第、

一三十歳ヨリ三十九歳迄、毎月十日、右刻限之通館ニ出入スベシ、　右年齢、文武之中、一藝相學候義不苦、尤砲術ハ、當時第一之利器ニ付、業前相調候樣心掛可有、其餘之藝術ハ、志次第、但末子弟養育人等准之、

一總テ四十歳以上、入館志次第、

〔諸藩學政〕廿棠館學規

試業者、就學生所習之業、驗其工程也、或問經史疑義、以視其識、或問世道汚隆、以視其機、或問時政急務、以視其能、或問富國强兵之術、以視其器、或問治亂興亡之勢、以視其才、或問貧富廉恥之義、以視其節、或問親子忠愛之情、以視其仁、或問死生義烈之行、以視其誠、或問怪異幽明之故、以視其博、或問陰陽災變之理、以視其達、或問賢主名臣之績、暴君汙吏之行、以辨其所好尙、或問國家之禍福、農賈之利病、以論其所由然、或軍旅攻守之法、和華何故殊宜、或喪祭厚薄之制、古今以何異情、若夫壼學之歸、老墨之要、及儒仙巫醫之際、大凡其業之所不可不辨、辨明通知者、先期抽出、分錄小紙、以糊緘封、盛布巾箱中、至期與試學生皆就位于館、而後教授至令學生就巾箱中探取所錄、既學生復位、對几端坐、援筆書對、不許取移席相話說、其書對不必限漢字國字、但文辨簡明義理穩當者爲佳、試業之式不止于此、今略之、古大學有視之法、三年一視、禮甚綦重、蓋天子之禮也、故曰未卜禘不視學、今惟勸勉學者、

〔日本敎育史資料八 舊中津藩〕學校○進脩館

試驗法　毎月一週十日復讀ト稱ヘ、各等其學習セシモノヲ撮要試ミ其點數ヲ査計ス、毎年二回、二月、

（八月）毎月試驗ノ點數ヲ計査シ、等級ヲ昇降ス、

賞品授與法　毎年十二月廿一日、該年中試驗ノ瑕瑜ヲ以テ賞品ヲ賜フ、純全ノ者ハ的矢二手、一瑕ノ者ハ的矢一手、二瑕以上ハ與カルヲ得ズ、武藝ハ目錄（金員有レ差）又麻上下ヲ賜フ、右賞品授與法ハ、用所ニ出頭シ、家（老又ハ年寄）ヨリ、藩主ノ命ヲ傳ヘ、目錄ヲ渡ス、退キテ監察ノ詰所ニ至リ、賞品ヲ受取ルノ制ナリ、

〔銀臺遺事〕寶曆七年、同十三年、館榭に於て子弟の文武の業を、自ら試み給ふ、是を例として、其後も折々御覽あり、江府にまします年は、春の末夏の初に、總敎必是を試、斯て皆々勤はげむうちに、殊に勝れたるをば年に一度講堂に呼集て、總敎其聞え有よしを稱揚す、又其內に勝れたるを選て、君に告奉る、寶曆十三年正月十六日、講堂に召て、君の御褒美に預る者百十人に餘れり、夫が中にも、五十餘人は、家の紋の服を賜ふ、是よりして、或は二年三年の內に、必此事あり、人數もひたすらに增して、年每に勸賞を賜る事になれり、總じて此家中の子弟、才不才によりて、巧拙はあれ共、形の如く文武の業をならはざる者なく、或は經學詩文に長じ、又は武藝に名を得たる者多くなりたるは、まさしく此君の恩德也、されば安永六年の頃國中の詩を集て樂洋集と名付て梓行せしに、作者二百餘人なりき、一國の集には多しや少しや、今は又其數を二ッ合せたる程ぞ有りなん、

〔日本敎育史資料（九琉球國）〕明倫堂

學科、學規、試驗法、及ビ諸則、　學科ハ經書、詩文、官話、漢字、曆法ノ五科アレドモ、全ク五科ヲ兼修セズ、一科若クハ二科ヲ學ブ、凡ソ七八歲以上、十四歲マデハ官話ヲ學ビ、十六歲以上、二十四歲マデ講義ヲ聽聞スレドモ、學習期限ヲ制定セズ、詩文漢字曆法ノ三科ハ敎場ノ設ケナクシテ、而テ各自師ヲ求メ就テ修業スルモノナレバ、年齡ノ定限ナシ、凡テ入學セントスル者ハ、必ズ禮服ヲ著シ、學校或ハ師範家ニ就キ、口頭ニテ出願シ、許可スレバ、卽チ謝禮ヲ述ブ、依テ回禮スルコトナシ

ト云フ、

〔侍中群要八〕外御書所試事

藏人奉仰、於藏人所、出納前橋上令書、(館疊)書了奏覽、

中登省宣旨試事、(中殺倉院料準此)

藏人奉仰警仰學生等、仰掃部寮令鋪疊、(射場殿長押內、南北行鋪之、北上西面、)居飯酒、(突重)次從門參入、藏人一人給御題、

授第一人、便著射場板鋪、(爲檢使)

〔延喜式十八式部〕凡藥生等、雖不奉試、而習合藥療治者、侍醫等共擧申省、任國醫師、

〔類聚符宣抄九〕策判〇中略

左大臣宣、奉勅、文章得業生菅原資忠策文、幷擬文章生試詩等、所納式部省厨子、去十月廿六日夜、爲盜人有被打破之聽、因茲召問省官之日、所進日記云、雖打破厨子、所納策文試詩、先日所加監試官人署封、各不相誤者、宜依例令評定者、

安和元年十一月十七日　少外記坂上望城奉

〔槐記〕享保九年九月廿二日、昨日今日モ御記錄ノ御校合アリ、昔ノ衆中ハ各別也、日本ニテモ、昔ハ及第アリテ、夥シク集レリ、狀元モシ、落第モス、今日ニテコレナキハ无念ナルコト也、總ジテ今ニモアレ、下ニ荒井筑後ヤ、伊藤源藏、松岡玄達ナドノゴトキ者アリ、詩ニテモ、柳川三省ヤ、松下見林ナドニテモ及第アラバ參ルベシ、然レドモ其判者ナシ、又學ブモノモ、何モ角モ學ビテ用ニ立樣ニ心得ル、及第ノ政アルトキハ、イデ書經ニテ及第セント思フモノハ、書ノコトニ於テハ、ドチカラドコマデモ力カギリノ如クシテ侍、禮記ニテ及第セント思フモノハ、禮ノコトハ縱橫十文字埒アクヤウニシテ侍、詩文章モ亦然リ、サル程ニ、其判ニ立ツ人ハ、ヨク〳〵ニテナケレバナラズ、昔モ詩ノ及第ニ、去聲ノ字ヲ上聲ニ仕ヒタル誤リニテ落第セシニ、卽座ニ去聲ノ字ヲ上聲ニ仕

ヒタル例ノ詩七首ヲ、アチノ詩ニテ書テ見セタル由記錄ニミヘタリ、各別ナルコト也、判者モ秀才モ今ノ世ニテハナルベカラズト仰ラル、如此ナレバ、御上ニモ重寶ナルコト也、

〔日本教育史資料二舊名古屋藩〕學校○明倫堂

撰擧科目

孝友慈愛、直言正義、右二科一等　寛裕莊栗、剛毅信敬、右二科一等　方正公察、果斷明決、右二科一等　深計遠慮、數量潔精、右二科一等　辭辨捷給、臨機應對、右二科一等　愿愨廉清、篤實簡要、右二科一等　能文善書、事理疏達、右二科一等

右は經傳の文義を大概に了解し、聖賢の制訓を詮要に會得いたし候程の修行出來候上にて、右件の科目の中、或は壹人に二科三科を具したる輩も有べけれども、其長じたる處を撰み取て、其人品格祿相應の御役義をも可被仰付御趣意にて候得ば、おの／＼其心得にて切磋せらるべき也、亦この堂中にて、始終教授役をも相勤、督學にも昇進いたし度志願の輩は、其學問之趣、格別心得あるべき也、

文化八年九月　督學

〔雨好餘話附錄〕文學

入自貴邦、多見聰明之士、而如尊逸氣英才不易得、異日成業可算日而俟耳、惜貴邦無科文取士之法、主川

〔琉球錄話四十二〕取士

取士之法、略彷本邦、以門地爲最、選門地中讀書守禮之人、次第入流、非如唐國科擧考試者也、

古事類苑

文學部三十六

講書

文學部三十六

講書

名稱

講書ハ口舌ヲ以テ人ノ爲ニ書籍中ノ意義ヲ解釋スルノ謂ナリ、古昔ノ大學ノ講書法ハ、令式ニ掲ゲテ一定ノ法則アリ、博士以下出席シテ、講說、論義等ヲ爲シ、其書ノ大小ニ從テ日數ニ一定ノ差アリ、鎌倉足利ノ時ニモ講書ノ事ハ常ニアリシカド、別ニ見ルベキモノナシ、降テ德川ノ初世、藤原惺窩、林羅山等ノ頃ヨリ、此業俄ニ開ケ、將軍綱吉ノ時ニハ酷ダ講書ヲ好ミ、每ニ自ラ之ヲ爲シヽニ由リ、從テ大ニ行ハレ、後ニハ處士帷ヲ閭巷ニ垂レ、日講ノ價ヲ定メテ賣講スルモノアリ、然レドモ荻生徂徠ハ講說ヲ以テ大ニ敎育ニ害アリト爲シ、力ヲ極メテ之ヲ駁セリ、而シテ書籍ヲ講究スルニハ、數人以上相會シテ互ニ討論スルコトアリ、之ヲ會讀ト云フ、互ニ講說スルコトアリ、之ヲ輪講ト云フ、古昔、講書ニ就キテ施行未施行ノ別アリ、卽チ官許未官許ノ謂ナリ、孟子、漢書ノ如キハ未施行ノ書ナリシト云フ、

〔增補下學集 下一 態藝〕講釋(ガウシヤク)

〔菅家文草 二 詩〕講書之後、戲寄諸進士、

〔段注說文解字 三上 言〕講、和解也、(中略)不合者、調和之、紛糾者、解釋之、是曰講、(○中略)从言、冓聲、

〔玉篇 九 言〕講、古項切、習也、論也、

〔文會雜記三上〕一講ト云事、ナラハスト云心ニテ、昔六朝アタリノハ、今ノ講書トハ違也、色々ノ役人アリテ、讀師ナドハ、讀アグル役人也、天台ナドニ、法華八講ノ古風ノコリテアル也、今ノ講書ト云事ハ、宋ヨリ始レリ、講釋ト云字ハ、成程六朝ニモアルトテ、抄書中ヨリ出シテ、老師見セラレタリ、

〔南留別志〕一讀師のするは、今の世の講釋なり、講師のするは今の世の論議なり、講釋の事を物よみといひ習はし、法花八講など皆論議をするは、僧家に古禮のこれるなり、異國にても、宋朝より講の字を誤れり、吾邦の故實は、唐朝より傳へたれば、異國に勝る事も有なり、

〔病間長語〕一古の講は講習にて、いま云ふ物のならしをすることにて、互ひに議論などするを講と云ふ、宋より以來は、文に臨て說話することを講と目けたり、徂來子の、講釋は太だ學者を害すと云はれしも、昔の闇齋家の諸老が、此れを一大事因緣と心得て、きり口上にて、金華殿上の語をなして、たゞ席上にてらちあくことのみ心がけて、文辭のことなどおるすに成りてあるものを云ひたるなり、今の國字解をよむ樣な講釋は、それにはまされるものなれども、講は文面のさばけるばかりにて、文章の意味照應脈絡は、言にては說き盡されぬものなれば、其れは聽く人の勤めにあることなり、世の講を輕んじて、それに易るに、會讀と云ふことを以てする人を觀るに、師は傲然として見臺に向ひ、弟子はそれを圍繞す、その集れる人を見るに、淨手に出るにも、三尺ばかりの脇差をさしたる取履を供につれるような醫者の子、ひろき肩衣をかけ、袖口ふとき服を着し、長脇差を直につきとうしたように差たる御用足の町人、げじ〳〵見ても恐しがる樣な上品なる武士、紫縮緬の袱子より、香袋の臭のうつりたる本を懷中より取り出し、蠟石の朱研、華製の筆墨など種々の靈寶ならべたて、讀そこなふまいと振龢に成りて、むりに高く讀上げ、一節すんでも、一段了りても、さして何のぎんみもなく、よいひきで、字を正し、句を改め、檢發でもするば

かりにて、その内これは聞いても見たしと思ふものが、十人に一人あるにもせよ、側なる人の、若もこれ程のことをも知ぬ人かと思はれんかと心に恥て默し、それより以下は、十が十ながらすまねど、聞けば皆きかねばならず、それも他人に對して面倒にもあらんかと謙(エンリヨ)し、仕組の知れぬ狂言見た氣に成りて、それぎりに頭をさげて、おいとま申して歸ることなり、そのたま〳〵切礎(ギンミ)すと云ふことも、どふで知れぬ明末の人の事跡など、箸の轉んだほどのことを、大そうらしく、やれこの時は于鱗がこふした、その時は元美がこふでとて論ずるも、さりとは無益なることにして、講釋にもおとれることなり。

〔延喜式二十大學〕凡應講說書籍者、先錄講書幷博士名、申省、始日本司設座於堂上、省輔已下學生已上各著座、諸博士皆集講場、相共論義、(終日儀亦同)若有不通義者、講畢之日、注其所疑申省、

凡應講說者、禮記左傳各限七百七十日、周禮儀禮毛詩律各四百八十日、周易三百一十日、尚書論語、令各二百日、孝經六十日、三史文選各准大經、公羊穀梁孫子五曹九章六章綴術各准小經、三開重差、周髀共准小經、海嶋九司亦共准小經、

凡博士講說者、依日數給食料、(日米二升、酒一升、鹽一合、東鰒二兩、雜腊二兩、雜鮨二兩、海藻一兩、油夜別一合、)講說訖准經賞錢、大經卅貫、中經廿貫、小經一十貫、論語孝經共一十貫、其三史文選律各准大經、令孫子五曹九章六章綴術各准小經、三開重差周髀共准小經、海嶋九司亦共准小經、

凡講書博士已下座料、黃端茵四枚、折薦茵四枚、長疊廿八枚、並隔三年、申省請受、

〔延喜式三十大學〕諸講書博士、各日別鹽一合、鰒雜魚腊鮨海藻各二兩、

○學令義解ニ大學ノ敎授法ヲ載セタリ、試驗ノ條下ニ引用セリ、

〔日本敎育史資料十九〕學問所規則覺書〇中略

學問所定日講釋之儀に付伺又申上候書付

學問所御座敷四九定日講釋聽聞人追々增益仕、席に居餘り候に付、七月中相伺、四の日九の日を二分に仕、講書も兩方別々に仕、入數割分け候處、其後段々出席人多く、此節又々指支候に付、彼是評議仕候處、最早外に仕方も無之候間、九の日之方を晝前晝後兩度に振分け可申哉に奉存候、依之先達て之伺書寫に掛け紙仕、尚又奉伺候、以上、

申〇寛政十二年十月　林大學頭

〔日本教育史資料十九敎則〕學問所規則覺書〇中略

御座敷定講割合之義に付伺

學問所御座敷定日講釋、追々聽聞人多く相成候に付、四の日之方は、是迄之通に居置、九の日之方、朝夕兩畑に立分ヶ、尤同書同章を講可申哉に奉存候、依而は、小普請組支配申談、十組を五組宛朝夕に割分け差出可申哉に奉存候、尤九之日之方、全體勤仕不勤之總領厄介共罷出候儀に御座候處、其餘は不勤當人計にて御座候に付、小普請世話役之方にて、勤仕之部屋住總領を打混候ては、取扱も難致御座候に付、何卒勤仕之總領厄介之分は四の日之方え繰入に相成候様致度旨、支配より內談候儀も御座候、九の日より、一體人數も少き方に候間、右之通に繰替可申哉に奉存候、依之奉伺候、以上、

酉〇享和元年三月　林大學頭、尾藤良佐、古賀彌助、

〔學制彙集乾〕時習館學規

一擇經義疏通者、每月以三八日、講說於尊經堂、必須斂襟正座、從容敎諭、主以孝弟忠信隆師親友之說、務在紀綱秩然足爲矜式、而其赴堂坐班者、少長必順、尊卑必序、亦須誠心聽受、毋得傲慢喧聒有乖禮法、違者有罰、立講說之師、

〔日本教育史資料十八加賀藩〕於學校經書等講候節、講主は都而布上下着用仕候、然處小川八郎左衞

門申聞候は、令義解致講釋候節、布上下著用之趣に先達而不破和平等申談に付、著用致し候得共、御儒者等とは、様子も違可申哉、其上跡々令義解講じ候節、聽聞人は肩衣著用仕候得共、講主は一圓左様之儀無御座候間、旁私儀は常服に而講候様仕度旨申聞候に付、追而及指圖候迄は、先只今迄之通相心得候様申聞置候義、御承知之通りに御座候、依而猶更致思慮候處、學校の主たるもの其日々講主に而、畢竟學校を敬し候而之著眼に候得者、講主之組品等には拘り申間敷義と存候間、頭分たり共、講主は都而布上下著用仕候様被仰渡可然哉と存候に付、此段申進候條、猶更御了簡候而、替る御思召も無之候はゞ、以御序御伺候、被仰之趣御申越可被成候、

八月十四日 寛政四年　　奥村河内守

前田大炊様

〔儀塾集三儀戒〕講筵式

一會講筵者、當已前而入、午後而退、勿愆期、寒暑風雨亦莫辭、

一所不通曉者、愼須問質、莫容易輕過、

一禁劇談及無用之辯、及道世上得失、品藻人物、

右須貞固守之、勿違約矣、語曰、古之學者爲己、今之學者爲人、苟志於學者、宜變氣質求放心、不希名利、不役外物、知所未知、能所未能、明固有者、以復其性也、貞享丁卯歳孟夏日

〔儀塾集三儀戒〕儀塾講式

毎月二日、十二日、廿二日、定爲講日、若風雨雪、則期三日、未晴期五日、中下旬準此例、夫講學以立志勵行者、厲日相公、面命臣尙謙、所委曲敎令也、只恐短才菲德、不堪奉嚴命、冀來會諸士、上不背命戒、下無變此約、因講習之力、以有所進、成行長德、忠孝全備矣、寶永元年孟夏五日

〔日本教育史資料三舊彦根藩〕學校○弘道館

開講式目

御開講式目之覺

一十一月十八日稽古館御開講式

一文武二神、右神前ヘ鏡餅、神酒、熨斗相供候事、但神酒爲頂戴別臺ニ土器載置候事、

一御名代之御拜、庵原主税助相勤候事、

一御家老ヨリ、館中諸御役人諸師範迄、次第正敷拜禮、神酒頂戴相濟、夫ヨリ三十歳以下十五歳以上之諸生、笹之間以上、次ニ御武役次ニ平士ト格式ニ隨ヒ、次第不致混雜樣、幾切ニモ罷出拜禮、神酒頂戴仕候事、

〔長秋記〕保延元年五月廿四日丙申、維順朝臣來、談雜事、天子率敎文選時、卷三迍邅(本音天也、說文セムト讀)、迍邅頗有禁忌也、御座時不讀諱字、又說立爲太子、不讀十九年、依程遠也、

○御前講書ノ事、讀書篇侍讀條、史學篇講日本紀條、經學篇講經書條等ニ參看スベキコト多シ、

〔釋日本紀十六秘訓〕便造喪屋而殯之、即以川鴈爲持傾頭者及持帚者、又以雀爲舂女、而八日八夜啼哭悲歌、(便以下歌以上御讀不可讀之)將柩(御讀不可讀之)殯哭之(御讀不可讀之)弔喪大臨焉(御讀不可讀之)

故喪會者（御讀不レ可レ讀、喪字只カレクドヘルヒト止可レ讀之、）

〔勘仲記〕弘安九年四月十六日壬子、參內、於二芸閣一讀二申史記一、此事爲二勸學一、自二去年一及二御沙汰一、予〈○藤原兼仲〉連公務繁多之間自然懈怠、于レ今不二參仕一、凡當家被レ比二皆江兩家儒等一及二此沙汰一之條、且無二先規一、且失二面目一、然而勅定難レ遁之間、最前不レ申二異儀一、申二領狀一了、王事無レ盬之故也、今日參仕、在輔在兼等朝臣予、在範匡重等也、御侍讀今日不二祗候一、頭辨稱二所勞一不參、予俄所二奉行一也、小時有二出御一、予參二進候圓座一、讀二申齊太公世家一、端讀レ之、奧在兼朝臣讀レ之、周公旦世家在範匡重等讀レ之、二卷讀申了、其後入御、人々退出、

〔先哲叢談後編一〕三宅寄齋

寄齋以二久教一授二輦轂下一、唱二道於搢紳之間一、學博行修、領二袖乎後進一、聲高二于一時一、竟達二叡聞一、後陽成上皇、後水尾天皇、皆有二內旨一、辟講二經於便殿一、屢備二顧問一、寵遇優渥、得下以二布衣一升與二公卿一列中于禁闈上、又有二器財名香之賜一、人皆榮レ之、

〔先哲叢談二〕朝山素心、字藤丸、號二意林庵一、平安人、

意林庵、自レ幼志レ儒、〈○中略〉承應癸巳、後光明帝辟講レ易、制不レ至二三位一者不レ許二升殿一、而優禮得下以二處士一升列中公卿上、常戴二烏紗巾一、著二素紗深衣一、當世儒者皆禿二其頭一、帝常呼稱二北白河三位入道一、寵遇優渥、多有二書器之賜一、

〔明良洪範一〕惺窩先生、〈○中略〉或時伏見ニテ、神君大學ノ講釋ヲ先生ヘ御所望有シ時、其世ノ風俗ナレバ、茶筌髮、御白衣ニテ御出座有シニ、暫ク有レドモ先生書ヲ講ゼラレズ、如何ナル子細ゾト問給フニ、先生申上ラレケルハ、今日講釋スル所ノ大學ノ一書ハ、聖天子治國平天下ノ法則ニテ、下庶民ニ至迄、身ヲ修メ家ヲ齊ル聖經ニ候故ニ、此書ヲ聞シ召レンニハ、先御身ヲ愼マルヽ所、則チ條目ニ見エタル修身ノ場ニ候、然ルニ御身威儀正シカラズシテ爭デカ天下國家ヲ正シ給ハンヤト申サレケレバ、神君尤至極ナリトテ、甚御感有テ、急ギ御服ヲ改メラレシトカヤ、

〔白石遺考十〕進呈按、通鑑綱目、後唐莊宗の伶人の禍によりて亡び給ひし事、先儒の論、既に進講し畢ぬ、別に問答の事を設け今按を作りて進呈する事は、先儒の說、いまだ盡さゞるに似たり、世の疑をなすべき所を注して、竊に先儒の說をひろむ、抑孔子春秋を作り給ひしより後、代々の儒先其筆を繼て、史鑑の書を作れる事は、前世の事を以て後代の戒となすべきが爲にあらずと言事なし、されば古を知といへども、今を知らざる時は、所謂春秋の學にあらず、凡史鑑を進講せん者は、すべからく古を採て今を論ずべし、然といへども後世に至て、古を是とし、今を非とすと云を以て、其罪を得るもの多が故に、世の講官、多は古をのみ論じ、其詞今に及ばず、つゐに仲尼の春秋を作るの志を失しぬ、臣恭く講讀の職を叨にする事十四年、進講の日に及て、いまだろく身の故を以て敢て其言をかくさず、其志一ッに我君をして堯舜の君として、此民をして堯舜の民たらしめんと思ひ望むに在り、こゝを以て今進呈する所敢て忌諱の言を返見ず候、願くは天地の量を以て、犯直の罪を容れ、日月の明を以て、疎愚の誠を照し給はんには、獨臣が幸のみにあらず、天下の幸甚たるべし、

〔文會雜記一下〕一君修崎〇松云、仁齋ヲ、松平紀伊守殿招キ、講書ヲキヽタマフ時、京都所司代、公方ノ御名代ナリトテ、衣服ヲ新ニコシラヘテ、着テ行レタリ、

〔先哲叢談四〕伊藤長堅、字才甫、號蘭嵎、仁齋第五子、

蘭嵎、博學能文、類父兄、而擧止端重、其始講君侯伊〇紀侯之前、對書不講、滿座汗掌、以爲伊人生長乎寒素、未慣說大人、則視其巍々然而然也、中使促不應、侯亦訝之、既而蘭嵎徐曰、公坐褥、不可講聖人之書也、侯聞之遽去褥、於是方講說、音吐朗暢、辨論明備、座者皆歎賞曰、眞儒者也、

〔先哲叢談後編七〕井金峩

金峩尤長於言語、每爲諸侯講經、節略章句、解其大意、因及事務、切言施爲之方、聽之者、或譏之云、一若

許衆人聽講

浮屠說法、焉足以解古言乎、金峩聞之曰、國君好學、欲有益於治道、徒好之而不問其所以施爲、其緩急進退亦何擇焉、今之儒流、非以文雅風流誘導之、則亦句析章剖、如學究之所爲、抑何心乎、吾不欲之、

〔伐柯錄序〕今茲文化乙亥、臣延于、召シニ應ジテ藩邸ニ至リ、屢ニ臣ガ著セシトコロノ明徵錄ヲ侍講シヌ、春ヨリ夏ニ涉リテ、イマダ暇ヲ賜ハラズ、竊惟ミルニ、淸明不諱ノ朝ニ立テ、イタヅラニ君ノ俸祿ヲ貪ルハ尸素トヤ言フベシ、ヨツテ退食ノイトマ、諸書ヲ披閱シテ、古人ノ言行イチジルシキヲ類聚シテ一書トナシ、電覽ニ供サマク欲ス、萬ガ一モ時政ノ裨補ニモナラバヤト思ヒケレドモ、才識固ヨリ愚劣ニシテ、論著ノ體ヲナサズ、

〔昌平志二事實〕享保二年丁酉七月、令學生輪日講經於仰高門東舍、

遜按、講生無員輪流日講、書止四書巳開午停令士庶農商咸與聽焉、毎月季簿錄其姓名、以上於官、毎歳起講於正月十八日、罷於十二月十日、其間自非二仲丁祭、及佳節、三名日、及夏月曝涼書籍、不致闕講、他遭國喪及大霖淫途及修理黌舍、不在此限、寛政己未鼎新廟制、改革黌政、明年甲申四月開講、亦依前令、少變其法、廟學置日講生、昉於此、

〔日本教育史資料十九藝則〕聽講及ビ會業

仰高門日講ニ關スル雜件

寛政十二年、仰高門外ヘ張出左ノ如シ、

定

一講釋、毎日四時ヨリ九時マデ有之事、

一聽聞人、貴賤ニ限ラズ、來掛リ次第可相通事、

但シ無袴ノ者ハ不相成候、席分ハ押木有之事、

一著座後、物靜ニ可致事、但シ講釋中、供ノ者ハ御門外ヘ拂置候事、

一朔日、十五日、廿八日、五節句ハ休日ノ事、但シ臨時休日ハ御門外ヘ掛札差出置候事、

一出席ノ面々、自身姓名ヲ帳面ニ記シ可ㇾ申候、御役名頭支配肩書ニ認メ、部屋住等ハ父ノ姓名御役名等可ㇾ認事、但シ陪臣ハ主人ノ姓名ヲ記シ、浪人百姓幷町人等、ソノ譯肩書ニ可ㇾ認事、

申〇寛政十二年四月

〔日本敎育史資料十九學校〕東京府敎育沿革

同〇文政十二年十一月廿日、幕府市ニ徇シテ曰ク、昌平坂學問所仰高門内日講ノ儀、朝四時ヨリ九時迄、前々ノ通リ有ㇾ之候間、寛政十二申年相達候通、聽聞之志有ㇾ之輩ハ、貴賤ニ不ㇾ限、罷越候樣可ㇾ致候、

〔日本敎育史資料二十一古記錄〕御座敷聽講、北二階通稽古、仰高門日講聽聞出精調一件、天保十四卯年ヨリ安政元寅年ニ至ル、

天保十四年、仰高門日講所聽聞罷出候者の儀に付、別帳相添申上候書付、

林大學頭御儒者

仰高門日講所の儀、一昨丑年十一月、再御觸有ㇾ之候後、追々聽聞人罷出候、去寅年正月より十二月迄出席いたし候者、毎月差出候帳面の通に御座候、其内にて格別出席數多の者取調候處、右日講定例の休日、幷に臨時故障にて相休候日數相除き、都合貳百四拾八席の內、百席以上聽聞罷出候者共、別帳の通に御座候、右は御敎育御引立にも相成候間、百席以上罷出候者ゟは、御褒詞の御沙汰被ㇾ成ㇾ下候樣仕度、尤陪臣は其主人ゟ御沙汰有ㇾ之、町人は町奉行ゟ御沙汰有ㇾ之候樣仕度、左候得ば、出精罷出候者共規模にも相成、且此上猶更御引立相成候儀にて日講益御永續可ㇾ仕、既に近年日講所は、外來の者壹人も出席無ㇾ之程に絕果候處、再御觸にて聽聞人多く罷出候儀に相成、其內にて別帳名面之者、別段出席數も多く、殊に貳百四拾席餘罷出候者は、大凡皆出席同樣の儀にて、格別厚く心掛不ㇾ申候はゞ、出來不ㇾ申儀に御座候、依ては何卒御褒賞の御沙汰御座候樣仕度、別帳

相添此段申上候間、厚く御評議被成下候樣奉願候、以上、

卯二月　林大學頭　林式部　古賀小太郎　野邨兵藏
杉原平助　佐藤捨藏　友野雄助

但し右出席の內、小普請組深谷遠江守組磯谷新左衞門、格別出席數多、且人體も宜候に付、別段申上書付御同人ゟ口上添直達、

攝津守殿ゟ土圭の間におゐて、學問所御座敷講釋聽聞出席多の者、御使番松浦金三郎、北二階寄合稽古出席多の者姓名直達之、

〔日本敎育史資料二十一古記錄〕弘化元年、仰高門日講聽聞罷出候者の儀に付、別帳相添申上候書付、

林大學頭御儒者

仰高門日講所の儀、去丑年十一月再御觸御座候以後、追々聽聞人數相增候に付、去る寅年百席以上罷出候者共、御引立にも相成候の間、御褒詞の儀申上候處、夫々御沙汰有之、私共より申達候儀に御座候、去卯年右聽聞百席以上罷出候者、別帳の通御座候間、先例の振合を以、御褒詞の御沙汰御座候樣仕度、依之別帳相添、此段申上候、以上、

辰正月　六名

〔先哲叢談續編五〕土肥默翁、名政平、字政平、號默翁、一號自觀居士、通稱左仲、越後人、延寶中、僑居下谷廣德寺門前街、講說三體唐詩、古文眞寶、文章軌範等書、每上其筵、聽受者數十百人、雖少時不下五六十人、每人至月盡日、以錢二百文爲謝儀、世之所謂賣講者也、當時講習文學、敎授子弟者、未甚多、可以視矣、自是而後、駒籠吉祥寺門前街、芝增上寺門前街等、處々皆有此事、其事胚胎於默翁、產出於藤東野、石筑後、生長於千葉芸閣、松村梅岡、名延年、字子長、稱多仲、江戸人、老成於井金峨、原狂齋等、至今不絕、

代講

〔先哲叢談後編七〕井金峩

金峩僑居駒籠、時家貧不能自給、吉祥寺緇流從金峩學文章歌詩者頗衆矣、金峩爲之創爲講者今所謂賣講、定其價員、講說經史、日賫賃錢者也、每人出銅錢三十文、以時限爲之始終焉、大抵聽其講者、日不下百五六十人、故得賃錢四貫五百文有餘、爲衣食之資、遂得不乏焉、至今下帷駒籠、教授爲業者、必爲其賣講者、其事皆自金峩始矣云、

〔先哲叢談續編十一〕原狂齋、名公逸、字飛卿、號狂齋、通稱豹藏、淡路人、

狂齋始居駒籠、是爲明和乙酉二月、先是金峩創作所謂賣講者、吉祥寺、龍光寺、及諸院之緇徒、來入其門、每侍講筵者數百人、江戸儒家、自有講說授徒之事、從遊之盛、所未曾有也、金峩作之數年、及移居於下谷、使狂齋代居之、故狂齋之講說聽受者、不讓金峩云、

〔續近世畸人傳二〕奥田三角

伊勢の儒官奥田三角、名は士亨、字嘉甫、蘭汀と號す、○中略翁幼より學を好み、同國宇治にあそび、表叔蘋洲(山崎家の門人)に寄食し、ものよみすること三四年、蘋洲告ていふ、學者正に天下第一等の人について學ぶべし、今京師に伊藤東涯あり、世に得がたき人とはこれらの人をいふべし、汝往て學ぶべしと、こゝにおいて十九にして西上し堀川の塾にあること十餘年、諸門生おしして上足とす、且講說に長ぜられしかば、師もこれを許し、歴代講を命ぜられぬ、廿二にして名物六帖を校して、深師の意に叶ふ、しかしてより後、編述必專任ぜらるゝ、とぞ

〔日本教育史資料二舊佐倉藩〕講釋

一每月二之日八ッ時より、教授講釋有之、教授差合之節、代講、付教、都講之内相勤候事、○中略

一當日教授玄關より出席、其節付教、都講より一人、正授讀并佐授讀生長一人づゝ、玄關に出迎居、佐授讀先立可致、教授代は、常出入口通り候間、生長送迎之事、

〔伊呂波字類抄 大疊字〕談義

〔玉勝間 八〕こうさく、ぐわいごく聞書、

いづれの道のまなびにも、講釋とて古き書のこゝろをときゝかするをきくことつね也、中昔にはこれを談義となんいひけるを、今はだんぎとは、法師のおろかなるもの共あつめて、佛の道をいひきかするをのみいひて、こうさくといふは、さまことなり、

〔吾妻鏡 十九〕承元五年 ○建曆元年 十一月廿日戊辰、將軍家 ○源實朝 貞觀政要談議、今日被終其篇、去七月四日被始之、

〔太平記 一〕無禮講事附玄慧文談事

其間ニハ只東夷ヲ可滅企ノ外ハ他事ナシ、其事ト無常ニ會交セバ、人思咎ル事モヤ有ントテ、事ヲ文談ニ寄ンガ爲ニ、其比才覺無雙ノ聞ヘアリケル玄慧法印ト云文者ヲ請ジテ、昌黎文集談義ヲゾ行セケル、彼法印、謀反ノ企トハ夢ニモ不知、會合ノ日毎ニ席ニ臨テ、玄ヲ談ジ理ヲ析ク、○下略

〔太平記 十八〕春宮還御事附一宮御息所事

式部少輔英房ト云儒者、御文談ニ參シテ、貞觀政要ヲ讀ケルニ、○下略

〔實隆公記〕永正二年三月十七日癸卯、蒙求講尺如例、

〔授業編 四〕講釋第一則

抑惺窩先生ヨリシテ後、京師ノ學匠講説ヲ宗トシ、師弟ノアイダモ嚴重ニシテ、○中略 今時トハ大ニ違ヘリ、然ルニ蘐園 ○荻生徂徠 ノ學起リ、過激ノ言多ク、ヤヽモスレバ洛儒々々トイヒ、其抗顏人師ト稱シ、叨リニ自ラ尊大ニスルナド、非議シ、又講釋ハ益ナキ事ノヤウニ云、輕俊ノ輩風靡雷同セルヨリ、學風一變シテ、講釋ノモヤウ大ニカワレリ、其故イカニトナレバ、徂徠既ニ講釋ハ益少シトイヘリ、サラバ徂徠ニ從遊ノ人ハ、師説ヲ守リ講説ヲナシテ、人ヲ集ムル事ハナサヾルトイ

ヘバ、左ニハアラズ、中ニモ南郭ナド、赤羽アカハネニアリテ、左傳、唐詩選ヲ講ゼルニハ、其席ヘ出ル人、殊ニオビタヾシク有ナリ、是モ時勢ノヤムコトヲ得ザルニテ、高名ノ下ニハ、業ヲ請者多ク、一人々々ヘハ解説モシガタケレバ、コレヲ一席ニ集メテ、講釋セザル事アタハズ、又一ツニハ、仕ヘテ俸祿ヲ得ルニモアラザルハ、姑ク耕織ニ代ルニ、是ヲ以テスルモ餘義ナキ事ナリ、然レドモ講説ノ席ヲ開ケバ師説ニ違フ、師説ニ違フトイヘドモ、其勢ヒ講説ノ席ヲ開カザルコトアタハズ、此ニ於テ更ニ説ヲナシテ曰、我洛儒ノ抗顔人師ト稱スルニ倣フニハ非ズ、タヾ是ヲ以テ衣食ノタスケトシ、耕織ニ代ルノミナリト、是ヨリシテ講釋ヲスル人モ聽人モ、其樣子大ニ變ゼリ、イハヾ京師ノ宮寺ニテ、軍書ノ講談ヲナス輩ノ席ヘ、人多ク集ルニサノミ異ナラズ、委シキ事ハ、余○江村綬ガ説ヲ待ズシテ、親シク見及ビ聞及ビタル人、今モ多カルベキナレバ略シヌ、タヾ東部ノミ然ルニハ非ズ、京師ヘモ東方ヨリ來リテ其説ヲ唱ヘ、其席ヲ開ク人前後絶ヘズ、タヾ縫腋ノ士ノミニ非ズ、沙門ニシテ其業ヲナセルモ少ナカラズ、雪巖梅山ナドイヘルハ、殊ニ一時ノ名高ナリシ、此ニ於テ諸州ノ生徒、又世ニ云所化僧ナド、其禮節モナク、隨便ナルヲヨロコビ、多ク其席ニ集ル、タヾ唐詩左傳ノミニ非ズ、經書ヲモマジエ講ズ、其クハシキ事ハ、イフベカラザルニ至ル、是モ時勢ノ然ラシムルニテモアルベキナガラ、其由ルトコロ無キニ非ズ、タヾ世ニ朱子學ト稱スル先生ノ席ナドハ、今ニ昔ノ規則ヲ存スト云、

〔野槌下六〕させる事なき事ども、自讀するためしに、○中略初○林道春論語何晏集解、皇侃疏を見て、十七八歳の比より、はじめて朱子集註をよみ、大全をかんがへ、程子遺書、性理大全をもうかゞひて、朋友のためにに、集註の趣あら／＼ときかせたり、時二十一歳也、一二年をへて、深衣をきて講説する事もありき、當時日本にて初めて書をよむには、奏聞せねば罪なり、國法なりなど云人もあり、それを何とも心にかけおもはず、たゞいよ／＼讀けり、かやうの事ども、雕蟲篆刻の童子にか

かり侍らんためにとや、

〔先哲叢談 一〕林忠

歳暮、嘗得庵謂羅山曰、余未讀通鑑綱目、請先生以明春爲余講之、羅山曰、子心誠求之何待來年、即以除日講起、又嘗見人邀觀祇園神會、適一諸生袖業陰比事來問、羅山一々說之、晷既移、遂不觀會、

〔常憲院殿御實紀 五十一〕寶永二年閏四月廿三日、儒臣林大學頭信篤、西城にのぼり初て侍講す。これより毎月一回常例となる、

〔文會雜記 二下〕一南郭ハ物數寄アリテ、唐繪ノ掛物ヲカケ、書棚ナドモアリ、スイバチニ花ヲ入、庭ニモ色々ノ物ヲ植ラレタリ、甚風流ナリ、忍海上人ノ掛物モ掛ラルヽト也、凡講書ノ謝金百五十兩モ一年ニ納リタルト也、處士ニテアノ如クユタカナルクラシハナシ、春臺ハ舌講ヲセラレズ、然共産ヲ治ル事、殊ノ外上手也シ故、左ノミ困窮セラレズ、前カドハ殊ノ外窮セラルヽトゾ、黑田豐前守殿ヨリ、十口ノ俸米ヲ下サル、後減ズ、又辭セラレテ、俸米ヲ差上ラレシト也、

〔無刑錄 一〕蘆東山傳　竹堂齋藤馨

蘆東山、本姓岩淵氏、其先居武藏岩淵、因氏焉、○中略乙卯、○享保二十年東山請建國學、蓋本藩○仙臺未始有學、東山屢請之、不允、是時有鈴木八郎左衛門者、欲出金二萬兩、供經營之費、分其餘稱貸倍息以養生徒、東山爲復請之、不聽、或曰、就田邊氏請之可也、因從其言、亦不報、而藩別給費建之、規模基小、東山意不平、稱疾不出、既而出就學、講其所自製學舍記、聽者来多、舍不能容、居一年、乃與有司爭講席、遂上疏論之、初草疏也、筮而決之、○中略遇復之震、遂決意上疏、因被罪、幽于石母田長門釆邑宮崎、

〔閑散餘錄 上〕蘭齋氏○金子家尤貧シ、書生來テイヅレノ書ニテモ講釋ヲ請ヘバ、我ソノ書ナシトイフ、因シ賸ニ決テ貯ハ、サテ開講ノ日ニ及ンデ、書生數輩至レバ、其書ハ既ニ米ニカヘタリトイフ、ヤムコトヲ得ズ書生ノ本ニテ講ゼリトナリ、

論義

〔言志晚錄〕講說時、只要我口之所言入我耳、耳之所聞再返於心、以爲自警、吾講已有益於我、不必問聽者如何、

講說在其人、不在口辨、如君子喩於義、小人喩於利、常人說此、聞嫌無味、象山說此、則使聽者愧汗、勿視爲易事、

○談義講釈ノ事ハ、讀書篇侍讀ノ條、幷ニ經學篇、史學篇等ニ散見セリ、

〔南留別志〕一論議といふは眞言天台のなり、問答といふは禪のなり、諸に論議はふし有て、問對はふしなし、其はじめ論議は儒家の禮なり、釋奠の後にある事なり、

〔禁秘御抄〕下一明經內論義

主上御南殿母屋御簾內、次內侍臨檻喚人、次公卿參上、次近衛將參上著座、次大臣喚內豎、內豎稱唯、入自日華門、立櫻樹西南、大臣宣、博士召、次博士已下入自日華門、列軒廊前、（櫻樹西北上西面、）次大臣召博士等、著南簀子床子、次問答、次博士等退下、次公卿出居下殿、次還御本殿、次藏人令持祿、於左青鎖門下令給博士以下、

〔類聚國史〕三十一（帝王）天長八年八月乙亥、皇帝（○淳和）幸神泉苑、召阿波守正五位下善道宿禰眞貞主稅頭從五位下安野宿禰眞繼、直講刈田種繼等、令論義、推眞貞爲座首、論三傳義、推眞繼爲座首、論三禮義、右近衛府獻物、雅樂寮奏音樂、侍臣具醉、酉時還宮、

〔續日本後紀〕十（仁明）承和八年八月戊申、天皇御紫宸殿、召大學博士學生等、令論難昨所講孝經之義、訖賜祿有差、

〔三代實錄〕五（淸和）貞觀三年八月七日戊申、明經博士等奉參內殿、論義如常、

〔三代實錄〕十八（淸和）貞觀十二年八月八日戊子、天皇御紫宸殿簾中、令明經博士學士生等論義、親王已下、參議已上侍焉、禮畢賜博士學生祿等各有差、

〔三代實錄四十九光孝〕仁和二年五月廿八日丙午、前周防守從五位上紀朝臣安雄卒、安雄者左京人、助敎從五位下種繼之子也、仁明天皇崇經術、屢引儒士於前論難、于時御船宿禰氏主爲大學博士、種繼爲助敎、天皇喚兩人令論經義、氏主執禮、種繼擧傳、進擊往復、遂无折角、當此之時、膂力之士左近衞阿刀根繼、右近衞伴氏長、並相撲最手、天下無雙、帝號氏主爲氏長、種繼爲根繼以戲之、

〔法成寺攝政記〕寬弘四年五月卅日乙丑、明經、明法、算等道博士學生等令論義、堂東簀子敷敷圓座二枚爲問答座、內渡殿爲博士等座、中島爲學生等座、講說了後、召諸道馬場賜饗、從中嶋引參上着、先召大博士廣澄令講孝經、爲忠問了後、直講善澄前得業生問答間、善澄如狂人、未有如此奇事、衆人成恐、若是狂歟、若醉歟、云是本性云々、追立事了、學生三番問答了、明法三番問答、其論議尤美也、允亮朝臣允正等候、次算道三番問答、忠從朝臣直敎等也、紀傳博士等候圓座、上達部來有數、不來民部卿式部大輔也、非時大和守賴親朝臣、

〔台記〕康治二年十一月十八日庚午、南史語了、入夜密々有番論義、一番前少納言俊通、山城前司實長、二番紀伊權守遠明、修理大夫敦任、遠明敦任兄弟也各雖有小失、可謂優美、學道之盛、可悅可樂、此中俊通無失、

〔台記〕天養元年十二月卅日丙午

天養元年所學○中略

禮記正義五十卷首付、懸勾、自筆抄出論義、

〔台記〕天養二年○久安元年十二月卅日庚午

久安元年所學○中略

老子述義十卷首付、懸勾、自筆抄出論義、詳見也、○中略

禮記正義卅一卷一至二十六、十至七十、自筆委抄論義、加今度二反、

儀禮八卷（中略）

同疏卅卷（一至十二、廿四反、首付懸勾、自筆委抄出論義、）

〔台記〕天養元年八月廿一日庚子、今日依例講尙書、講師藤友業、問者孝能、（中原氏）二重卯剋儀始、本所定問者直　師元遲參、仍問者一人、

八月廿一日（竪義、春秋義、課春秋大意、制義、三傳優劣、）

竪義（今度始有此事）

講論了引布施之後、各起座退、次探題、雅樂助藤成佐、引問者四人（一問友業、二問余、（藤原賴長）三問孝能、四問實長、五問登宣、但余不在此）外列、着座探題在上、問者依問次第就之、本以師元爲注記、依遲參五問登宣持硯續紙着之、依勤注記也、今日問者、豫有議定、依才優劣定次第、不依年﨟官位、探題問者竪者皆布衣也、問者着座了、竪者﨟少納言源俊通、進就圓座（不改講尙書時講師座）次探題以算給竪者、令讀上、了返奉探題、令各給問者、了竪者表白、次一問五重、（春秋以一字褒貶、其義如何、三傳作者誰人々乎、）探題調之、（三重）其後以只詞調之、後判得略、（作得）二次余取副算於笏、進就問者座下（友業）二問三重、（刻書變例、如詩變風變雅、其心如何、西狩獲麟、其心如何、）余歸座、次探題調之、自二問以後、探題自始以只詞調之、次判得略、（一得一略、令獲麟算也、）次三問二重、（春王正月、其心如何、桓公無王、其心如何、）次探題調之判得略、（春王算得、桓公算未判、）四問二重、已下注也、春秋制作時節幾乎、左氏能禮、公羊能讖、穀梁能經、其心如何、已上注也、探題調之、判得略、（作得）二五問一重、（左氏傳第十七卷在第十八卷、其心如何、齊人來歸例事、其心如何、）不調之、推注得由、此後無祿、明年探題友業、竪者孝能由定仰了、各分散、于時午剋、

先例祭翌日、撤孔子膳、只奉御前、而自今度有議定、分給今日參入之人宅、可爲流例、

竪義事

以八月建酉廿一日、不謂支干爲式日、是孔子生日也、

公羊傳曰、十一月庚子生、　穀梁傳曰、十月庚子孔子生、

案之、周十月卽夏八月也、兩傳日同月異、公羊解徵穀梁疏不釋之、案三經皆云、冬十月庚辰朔、日有食之、計之十月廿一日當庚子、十一月不得有庚子、但十月有閏者、十一月得有庚子矣、按杜預長曆八月有閏、十月無閏、然則穀梁說可爲是者乎、據此說以八月廿一日爲式日矣、

〔台記〕久安二年八月廿一日、有家竪義事、式日、竪者淸原眞人賴業、（明經人）所立新舊例義、（左傳正義卷第一）制西狩義、（穀梁傳卷第十二）探題藏人式部丞成佐、問者一（余、○藤原賴長）二前少納言俊通、三菅原登宣、四修理大夫敦任、五能登權守孝善、

裏書

次竪者退立小拜、候圓座後、注記云、竪義者從五位下行肥前介淸原眞人賴業、所立新舊例義所左傳正義第一卷制西狩義、所依穀梁傳前第十二卷算十條、九得一略、次竪者退出、（于時寅初）今夜竪者探題皆無失、可謂有勤（但竪者音聲頗不練、習僧歟、）因之給紅單於竪者、（後通傳給之）明日使宗廣送牛於探題家、不堪感也、注記經通、

竪義間、覺勝來、聞之、後日、一問甚妙由示送之、同注記散位貞宗（侍）、今日家中齋如庚子日、（依爲一日、一行諷誦、又仰宿令滿文殊眞言、○中略）戊剋着衣冠、（先路）取笏拜先聖先師、各二度、（今日不供養）不講左傳（卷五）講師廣季、問者孝善、注記登宣、論義後講師退下、次問者注記等座定、（注記前有紙筆）探題參上着座、文章生宗廣（侍）取筆置机上、了注記云、竪義者從五位下行肥前介賴業、登高座、竪者進（衣冠取笏）聖影前、拜先聖先師各三度、則乍立讀算、了着圓座讀表白、（讓書一紙在懷中、令取出開讀之、）此間宗廣取算奉探題、探題取一算、二返給宗廣、宗廣授余、余取之待表白訖問之、其題唐聲讀、自餘事不異于僧、尋了置算、故實也、一問之間、探題以人給宗廣、宗廣班二問、已下一向四重、依近例豈重其第四重、餘之竪者有炙輠之才、深義猶存、問者爲鉛刀之用、淺疑已盡、願止五重欲免衆嘲、四重了、探題命注記申上（ヨ）、注記讀上初重問答、了云得否、（先之初重問答書一紙）探題取疊之、竪者自此重切聲、二重後不取疊、又指聲（依探題命也）精了、探題云、並得、注記記之、次二問三

重、自三重答切、撃、了注記申得否、如先採題取疊精之、一重後不取疊、又指聲、依採題命也、精了、採題云、並得、注記記之、次三問三重如先、但自二重答切、撃、又算一略、如先次五、初重答不切、撃、不得二重答、採題云、並得、因之無答、

〔百練抄順德十二〕建保六年六月三日、於禁裏有白氏文集論義、六番云々、

〔弘安源氏論議〕弘安三のとし神無月のはじめの三日の夜、○中略東宮○伏見の御かたには、侍従の三位○雅有範藤、兼行朝臣、長相朝臣、爲方、定成などさふらふなるべし、しめやかなる宵のつれ／＼に、なぐさむばかりの事をもめん／＼に申いだしあらそひて、はて／＼はくしにかきて、この御かたへ爲方もてまゐりなどするほどに、明る夜といふは四日なり、こよひ源氏のうちのおぼつかなきことを、二くさづゝ問をいだして、六日論義すべきにさだまりぬ、其よし爲方奉行す、○中略ねのはじめにことはじまる、西の公卿の座のかうし、ふたまをおろし、みなみむきのつまどのみすをたれて御座とす、左東のたゝみに西むき北をかみとす、侍従三位のりふちの朝臣、長相朝臣、具顯、右はにしのたゝみにひんがしむきおなじく北を上とす、康能朝臣、兼行朝臣、爲方、定成さふらふ、座さだまりて後、きこしめさる、右まづ問をいだす、

一番問曰右　　康能朝臣

河原大臣の例をまなびて、わらはずいじんぐすることおぼつかなし、

答曰左　　侍従三位雅有

河原大臣の例、かの傳に見及候はず、但長徳の比の記に、かきのすること有にや、こまかに引見ず、追てかんがへ申べきよしを申さる、

〔實隆公記〕明應元年十一月十五日壬午、今日源氏物語論談事、兼日連々支度之處、宗祇法師頻相催之間、各問題四十條書之、來會、午後始其儀、按察卿、予、人々難陳趣粗書之、宗祇、肖柏、人々問題讀之、兼載、玄清、宗長、以上七人也、雖陳疑無殊事、又非無興者也、短日

之間、五ヶ條相殘、是皆宇治分也、可レ期二後會一而已、姉小路宰相宗高等、雖二相催一故障云々、此物語、當時更以不レ甑レ之、不便々々、今日之會、人以嘲哢歟、且者議二無益事一也、委旨難二記盡一者也、

〔常憲院殿御實紀附錄 中〕當代には、釋家にて論議などいふごとく、うちよりて經籍の義理を討論することあり、御承統のはじめ、林大學頭信篤、人見友竹宜卿をめして、御前にて討論をはじめ玉ひ、これよりして、月毎兩三度づゝ、常例となりぬ、其後松平美濃守吉保が亭にならせられし時、かの藩儒荻生總右衛門、志村三左衛門などいふものあまためして討論の事あり、彼等よりもさまざま難詰し奉りける、その度毎に樣々の賜はりものあり、殊更總右衛門には、御紋の時服まで下されぬ、いまにかれが家にはその時恩賜の品どもあまた傳へけるとぞ、

〔玉勝間 八〕こうさく、くわいごく、聞書、

聞書といひて、きく〱その趣をかきしるすわざ有り、そは中にわすれもしぬべきふしなどを、をり〱はいさゝかづゝしるしおかむは、さも有べきわざなるを、はじめより師のいふまゝに、一言ももらさじと筆はなたずこと〱にかきつゞくかし、そも〱こうさくは、よく心をしづめて、ことのこゝろをこまやかにきゝうべきわざなるに、此きゝがきすとては、きくかたよりもおくれじと、かく方に心はいそがれて、あわたゞしきに、殊によくきくべきふしもかいまぎれてきゝもらし、あるはあらぬすぢにきゝひがめもするぞかし、然るにこれをしもいみじきわざに思ひて、いかでわれこまかにしるしとらむと、たゞこれにのみ心をいれてつとむるほどに、もはら聞書のためのこうさくになるたぐひもおほかるは、いと〱あぢきなきならひになん有ける、

〔授業編 四〕講釋第一則

抑惺窩先生ヨリシテ後、京師ノ學匠、講説ヲ宗トシ、師弟ノアイダモ嚴重ニシテ、其徒ノ師ヲ信ズルコトモ厚ク、講釋ヲキクニモ、必キヽ書ヲ丁寧ニシテ、世上ノワルロニイフ、先生コヽニ於テ一唳スト云マデモ記スルナラハシニテ、其コロ中島先生ナド云シハ、諸州ノ書生ヲ多ク集メ、所謂舌耕ノ席ヲ開クトイヘドモ、サノミミダリナル事ハナカリシナリ、然ルユヘニ物學ブコトナキ世俗マデモ、何トナク學者ハ敬スベキ事ノヤウニ覺エ、尊貴ノ學者ヲ欵待アリシスガタモ、今時トハ大ニ違ヘリ、

質問

〔鵞峯文集 五十一 式〕來問日式

一每月五日、十三日、二十四日爲定日、負笈來問者可接遇焉、此外之日故障他適不可測焉、若此三箇日偶有公務事故、則可約他日以待之、

一余雖繼家業、天性不敏、如所問、卽座爭辨之、故設一冊子、安於几上、有其不知之者、則錄冊子、他日可考得以告之、

一甲乙同時至、則乙在次座、待甲之畢事、而可進入焉、同時羣來、則以其內入門之先後、可遂次而進焉、若同志之人、則雖相互傍聞亦可也、

一託事於來問、而俗談移刻者可制之、

一雖平生親炙之人、在此三箇日、則所問事畢、則可歸去也、勿長居以成人之妨也、

明曆三年丁酉之冬

會讀

〔文會雜記一上〕書ヲ會讀スルト云事、中華ニテハ决テナシト井子叔ハ云ヘリ、君修〇(松崎)ノ云シハ、中華ノ人、學問ハ多ク產アリテスル、日本ノ今ノ學者ハ、舌耕シテ產トスル故、會讀ナドセネバナラヌ勢モアル也、又會讀ニテ書ノ見ヤウ格別クハシクナルベシト也、

〔授業編二〕讀書第三則

又書ヲヨムニ、我獨リ讀ガヨキカ、人ト共ニヨミテ、世ニイフ會讀スルガヨキヤト問人アリ、余江○村綬答テ曰、ワレヒトリ讀ニシカズ、然レドモ人ト會讀スルモヨキ事モアリ、畢竟常ニヨムハ獨ヨムガヨシ、其故ハ會讀トイヘバ、人ノ家ヘ行ニモセヨ、我方ヘ來リ集ルニモセヨ、無用ノ閑話雜談ニモ時刻ウツリテ、ヨム所ノ書ハカユカズ、サレドモ文字ノ異同ヲ考エ、謬誤ヲ正シ、滯義ヲ辨ズルナドハ、會讀モ亦益多シ、要スルニ獨自ツトメ讀テ、疑ハシキトコロニツケ紙ヲシテ、ワガ業ヲ受ル人ノ方ヘ携至リ、詳ニ問タヾスガ讀書ノ肝要ナリ、會讀ハ大抵書ヲヨミ得タル上ニテ、同志ヲ約シ、日ヲ定メテ、業ヲ受ル人ノ方ヘ、一月ニ六日或ハ九日十二日、多キヲサノミ貪ラズシテ、丁寧ニツトムルガヨシ、今時ノ書生輩ノ會讀ト云ハ、自己ニ書ヲ讀コトヲセズシテ、會讀ヲ以テ讀書トスルハ、余イマダ其說ヲシラズ、トニモカクニモ讀書ノ外ニ、學文ノ仕方ハナキモノト思フヨリ、老ノクリ言長クゾナリケル、然レドモ其要訣ヲ論ゼバ、タヾ一言ニ過ギズ、所謂讀書百遍義自通、

〔玉勝間八〕こうさく、くわいどく、聞書、

さて此こうさくといふわざは、師のいふことをのみたのみて、己が心もて考ふることなければ、物まなびのためにやくなしとて、今やうの儒者などは、よろしからぬわざとして、會讀といふことをぞすなる、そはこうさくとはやうかはりて、おの／＼みづからかむがへて、思ひえたるさまをもいひこゝろみ、心得がたきふしをば、とひきゝかへさひもして、かたみにあげつらひさだむるわざなれば、げに學問の爲によろしきわざとは聞えたれど、それさしもえあらず、よの中に、此わざするを見るに、大かたはじめのほどこそ、こゝかしこかへさひあげつらひなど、さるべきさまに見ゆれ、度かさなれば、おのづからおこたりつゝ、一ひらにても多くよみもてゆかむとするほどに、いかにぞやおぼゆるふし／＼をも、おほくなほざりに過すならひにて、おほかたひと

りゐてよむにもかはることなければ、殊に集ひたるかひもなき中に、うひまなびのともがらなどは、いさゝかもみづから考へうるちからはなきに、これもかれも聞えぬことがちなるを、ことごとにとひ出むこともつゝましくて、聞えぬながらにさてすぐしやるめれば、さるともがらなどのためには、猶講釋ぞまさりては有ける、されどこうさくも、たゞ師のいふことをのみ頼みて、己ちからいれむとも思はず聞ことをのみむねとせむは、いふかひなくくちをしきわざ也、まづ下見といふことをよくして、はじめより力のかぎりはみづからとかく思ひめぐらし、きこえがたきところ／＼は、殊に心をいれて、かへさひよみおけば、きく時に心のとまる故に、さとることもこよなくして、わすれぬもの也、さて聞て家にかへりたらむにも、やがてかへり見といふことをして、きゝたりしおもむきを思ひ出て味ふべし、

〔日本敎育史資料十八 加賀藩〕敎法○中略

一會業之次第、左之通定置、

下等乙一月十二會 小學大學　下等甲一月六會 論語同 孟子　中等乙同 近思錄同 大學　中等甲同 論語同 孟子　上等乙同 中庸同 詩經　上等甲同 書經易本義　一等每ニ三年、都合九ヶ年、

一會業之外、人々自宅におひて讀ませ候書目の次第、大抵左之通リ、

下等家語、純正蒙求、十八史略、說苑、　中等左傳國語、史記、前後漢書、　上等禮記、春秋胡傳、通鑑綱目、律書、六國史之類、

一此外經書にては、儀禮、周禮、公羊傳、穀梁傳、諸子にては、老、莊、荀、楊、文中等、何れも必讀之書に御座候、すべて敎授より及差圖候、戰國策、韓非子等、權謀の書は、明代國子監禁所之例に從ひ、除之可申候事、人々手前にて帳面に每日讀書の起止相記し、一月三度、席主附敎授等にて、右帳面相くらべ疑問等可承候、

〔文會雜記三上〕春臺ハ、會讀ニ必下見ヲシテ、下見ノナキ所ハ會セラレズト也、

〔洽聞錄八〕聖堂學規

講會規員長司監

一講會之日は、定之時刻以前、一同ニ講堂へ相揃可申候、座之次第は、司監之差圖に可隨候、

一講會之席終り不申間、事に託し座を立、幷欠伸惰慢之體致間敷候、

一會讀輪講等之節、存念十分可令辨論、尤先儒之說に基き、新奇無稽之說を主張致間敷候、

一會集講論之議は、善に從て益を得可申事に候得共、我意を挾み、勝ことを好み候事、堅致間敷候、

一講書之事は、元來本書之義理を說明し候事に候得ば、經文を精微に究嚮、各其得る所を講じ候事に候、辯舌之巧を爭ひ、鄙語俚言を雜へ候事致間敷候、

〔鵞峯文集五十一式〕門生講會式

一每月三日、十三日、廿三日爲式日、自申刻衆會、講釋二座、到亥刻可退去事、

一今晚使春信講論語二字義、幷說其由來、而會衆十人之內、伯元以爲先輩、故爲一座、其餘不拘次第、以鬮定其列事、

一講中有疑義、縱雖爲末座、講畢而後可有問難、彼此共不可挾不平之心事、

一衆中同志催此會、則相互宜講磨、而不可有疑阻也、優者不可自負、劣者不可含怒、在他所不可背語事、

一會席不可設酒飯、若他飲食則有佚遊之弊歟、但茶菓可依時宜事、

一甲當講日、若有故障、則可兼告其趣於乙、乙亦有故障、可幷達之於丙、其餘倣焉、

一宅近者可使其僕從先歸、而及歸期呼之、宅遠者、戒之以無門前喧事、

一先年各講大學時、所示諭條件、不可有違變事、

一十人之外、有欲列此會者、先爲聽衆、而后可追加講衆、而同可守前件之旨事、

右九箇條、因衆中之求、所以定之也、

丙申〇明暦二年七月三日

講衆次第拈鬮定之

林春信歳十四　坂井伯元歳三十四　野口永安歳四十九

奈須元格歳二十六　兒嶋道慶歳二十三　人見友元歳二十

畠正適年齢不詳　人見正竹歳十七　坂井以仙年齢不詳

小安年齢不詳　大原延清歳十八

右十一人

有所望人、則可追加之、後日春良春安加之〇中略

講筵式

一每月三日、十日、十六日、二十一日、二十六日爲定日、若有公務事故、則延可及翌日、

一集會以辰之半爲限、列座次第、以早至者可爲上、若後期未至之人、可在壁後次座、

一所講有疑難、則可有問訊、

一非著袴被道服者、則不可入講席、

一睡眠欠伸者、懶倦之所溢也、可戒焉、

一不執相見之禮者、不可濫入焉、

一門前各可戒其僕從之喧囂、

明暦三年丁酉之冬

〔古學先生文集六雜著〕同志會式

凡會日、主人先至、掃除室內、然後揭歷代聖賢道統圖於北壁上、以左爲講者座、右爲贊者座、掌讀會約、衆中必推一人、爲會長、衆畢至、各以齒爲序、詣先聖先師位前設拜、（鞠躬、拜興、拜興、拜興、拜興、平身、）畢贊者立至於先聖先師位前跪拜、（俯伏、興、拜興、拜興、平身、）取會約就座讀過、衆皆肅容、贊者又承其意、略說爲學之要、畢衆皆致拜、贊者答拜、既而又取會約、置之于先聖先師位前拜退、（儀節如前、後講者拜皆同此、）於是衆中進講者、請陞座、講者起至於先聖先師位前致拜、然後陞座講書、畢衆皆拜、講者亦拜、而後衆各質問所疑、若其所答意義難通、稍失其理者、會長又爲之折衷、講論既畢、講者自收書而退、衆復進次講者、請陞座如初、衆講共畢、而後會長又出策問或論題、試諸生、諸生各呈其論策、會長取之、略下轉語、或著批評與之、不著甲乙、若不能即答者、俟於次會出亦聽、講論之間、最禁嬉笑遊談駭人聽聞、及大揮扇喧聒座中、且一切世俗利害、人家短長、及富貴利達、飲味服章之語、最當誡焉、大凡會中講義論策、各作一冊、共輪數人繕寫、又會中問答、發明經要者、及學問肯綮語、皆謹錄、衆人相共校定、別作一冊、其鑿於聖經、及膚淺不切實者不載、

同志會品題式

一言語有法、學識正確者、列之上科、
一言語謹愼、行稍忠實者、列之中科、
一才氣雖秀、言語浮躁者、列之下科、
右大概以忠信爲上、私曲爲下、善善欲長、惡惡欲短、
右做班氏人表三科九等之例、各列諸友姓名、每月初會、必改其品題、

誓詞

赫々在上　明々在下
心苟私曲　天其厭我

寬文二年壬寅夏五月朔旦

講書巧拙

申約中、有性卽天命、命卽天理等語、此亦襲宋儒舊說、非定論也、長胤謹識

〔日本敎育史資料六舊眞島藩〕學校

明善館學規

○輪講式○　敎授、助敎、授讀、班位、生徒左右、及下端坐、各拈鬮以次而講、講終一人發難起問、衆互討論、其義不決、則助敎授辨之、而衆未允服、而後敎授折衷且斷之、勿妄發問暴論、但要明了其義耳、

〔三代實錄十七清和〕貞觀十二年二月十九日辛丑、參議從三位春澄朝臣善繩薨、善繩字名達、左京人也、○中略十年○承和遷文章博士、於大學講范曄後漢書、解釋流通無所滯礙、諸生質疑者、皆洮汰累惑、

〔碧山日錄〕長祿三年四月二十三日乙亥、本朝諸儒、用淸家、中家、菅家、江家、南家、式家、善家之學、經之與紀傳、各異厥業、凡七氏之家、有不墜先緖而敎授者、又有怠學反術廢其家傳者、又有其家無嗣而纔名存者、而今外史業公、○清原業忠積精深思、通達其旨、頃日大開講肆、議說論語、尙書、左氏傳、及諸典、其辯如翻波、天下學者皆師之、以公出故、淸家之學大興也、淸岩來問業公爲人矣、予以之也、

〔古學先生文集首〕先府君古學先生行狀

先君子諱維楨、字源佐、○中略及丙辰○延寶四年之歲、服闋、十月始開講論語、月定三八日、自是論孟中庸三書、反覆輪環、終而復始、旁及易大學近思錄等書、敎授不倦者四十餘年、講必直明主意、間述己見、務欲爲學者受用之地、而不硏究末義、逃聖賢之言、如述己言、從容歷飫、不事粧點、聽者竦動、多所警發、名望日隆、達于遠邇、搢紳家虛左以待、乃至士庶之往來過京、稍有志者、不問有學無學、莫不願一識其面、一聽其講、叩問道要、質正疑難、虛往實歸、莫不歎服、投刺來謁者、著錄凡三千餘人、

〔先哲叢談四〕伊藤長胤

東涯音吐甚低、且訥訥如不能言、對門有箍桶匠、其簸束聲亂東涯講書、聽者每苦其難分、

〔近世叢語三文學〕僧契冲、講說萬葉集、援引古今、商推事實、綿々不絕、猶盤上走珠子也、所者悚然、以爲行

秘書之流亞矣、或問曰、師所諳誦古人和歌幾首、契冲答曰、三千以上、予不識也、

〔先哲叢談 三〕後藤松軒（名字鄕貫未審、岡岐後聞、）

梁田蛻巖謁松軒、講論語事見蛻巖行狀、今錄之、曰、元祿中、江都有失明儒人後藤松軒、年七十餘、以經明識宏、爲東諸侯所敬禮、亦傑魁士也、余年廿八、偶見之需、余講論語君子不重則不威章、講畢、松軒曰、論語猶麒麟、孟子猶師子、今也吾子所說佳則佳矣、但所可憾者、說麟爲師子、失聖人溫良之意、○下略

〔先哲叢談 三〕山崎嘉、字敬義、小字嘉右衞門、號闇齋、

闇齋天性峭嚴、師弟之間儼如君臣、受教者雖貴卿巨子、不置之眼底、其講書音吐如鐘、面容如怒、聽徒凜然、無敢仰見、諸生每竊相告曰、吾儕未得伉儷、情欲之感時、動不能自制、則瞑目一想先生、欲念頓消、不寒而慄、

〔先哲叢談 後編 八〕紀平洲

平洲自督學於尾府、薦國之耆儒及弟子若干人、而充學職、國中之民、莫不皆來受教、學政大振、先是又命鄕縣置講舍、名曰講學所、使平洲循行各鄕教喩、農夫百工商客巫祝、及輿丁馬隷、媼婆村女、會集講舍者、每數千人、或至萬餘人、蓋講說孝經論語等一二章、敷演其旨、因緣廣義、錯綜和漢、論人倫之本、辨治道之要、詳公私別淑慝、導以溫言、勵以危言、敎戒懇到、聽者莫不感嘆喜悅而流涕矣、其事雖浮屠所謂說法談義不能及、此愚夫愚婦能爲之化誘矣、

〔先哲叢談 續編 六〕伊藤梅宇

梅宇尤長言語、講說經史、辭爽理暢、音節亮々、還出於東涯之上、聽者敢無倦怠而欠伸者、

〔徂徠集 十九 題言〕譯文筌蹄題言十則

予惡講、每戒學者不聽講說、而人乍聞之、莫不驚駭、一如釋迦成道說華嚴頓大法、諸聲聞羅漢、如聾如瘂、捲席走出、吾豈好作高妙說、此自諸生懷高慢心、但聽第一句、不聽第二句、稍不合己心、則輙颺去、予

固懶惰、亦有人心、豈不欲少酬諸生來問之心、況業已棄身作蠹蟲文字堆中、此事固所嗜、雖懶惰豈不欲推吾所嗜、與諸生共之耳、祇深知講說之害諸生不小小甚稔、故一片婆心、不惜口業、亦不暇顧世儒下帷代耕者懷忿恨也、諸生蓋莫不曰講習討論自古有之、何物狂生出是狂言、殊不知中華所謂講者、此方浮屠家說法、爲稍近之、其大要不規々於章句文字、但務揄揚道德闡明仁義、曲譬旁引、飽厭人意、能使聞者易於感發、不能自已是已、是可以施於王公大人及武弁不學者之前、而非所以造就髦士者、此方之講則異於是焉、字詁、句意、章旨篇法、正義旁義、註家同異、以及故事佳話文字來歷、凡有關係于本文者、叢然並集、臚列如開肆、連綴如貫珠、一物不備、則嫌於己之恥、一語間欠、則慮於聽者之倦、務美聲氣、以悅人耳、甚者時間笑話、警醒坐睡、勤者靳秘、責加束脩、師傷其仁、弟子傷智、流風一成、滔々弗反、假使其所說精確詳明一無差錯、初學乍聽、於其叢然並集者、安能一々識別其何爲字詁、何爲句意、何章旨、何篇法、某爲正義、某爲旁義云々者、明白無謬哉、勢之所必、認彼誤此其害一也、學有次第、識有淺深、高妙之論、精微之說、卒使蒙生聞之、必如如來說圓教、而聲聞作二乘會、其臆私擬度、遷就陋見其害二也、侍坐日久、耳根旋開、得益漸多、遂謂先生眞聖人、試一閉戶讀書、累日所獲、終不如一日所聞、坐收衆美、由是漸生卑劣心、貴耳賤目、廢讀務聽、與其劬々自攻、寧終身講席、此心一生、前途遂畫、吾未嘗見講帷下出名士、緣此之故、其害三也、萬卷書、豈能一々聽、其害四也、廢讀務聽之弊、必至不能讀行間無副墨者而後極、其害五也、師之所倘弟子效之、從旁援筆、錄其所講言、前後次第、一字不差、甚者則曰、師於是處一謦欬、至此句一擊節、學其聲音、擬其容貌、自謂假饒不得爲曾參、必爲有若、以爲他日西河民疑吾夫子之資、其爲鈍賊莫是爲甚、其害六也、講說之間、業已不能廢和訓、故其說字義、且依傍和訓、趁勢成義、聽者但見其說之可通、便謂本然而不知其離本義已遠、其害七也、講師多不作文章、夫文字不爲己用、其實由不知文字、譬諸不知人者不能用人、不知文字、所講皆妄、且文字貫道之器、何取乎道、其害八也、不朽大業、由是遂廢、寃乎、其死、飄若艸木、其害九也其間有豪傑者、一開講肆、弊風所扇、懸貨求

售、門庭遂立、或謂孔孟宗旨在此、或謂閩洛正脉存焉、圈套一設、多少英才、皆入其彀中、夫學問之道、古謂飛耳長目、廣益聰明、天之生才、如艸木區以別、使其隨才自達、猶恐有風雨摧折之患、而況縛其枝幹、屈其根荄、緣何生長、以成棟梁之良、其害十也、十害爲毋、百弊孳生、〇下略

〔十駕齋養新錄十八〕宋儒經學

王伯厚曰、自漢儒至于慶歷間、談經者守訓故而不鑿、七經小傳出而稍尙新奇矣、至三經義行、視漢儒之學若土梗、古之講經者、執卷而口授、未嘗有講義也、元豐間、陸農師在經筵、始進講義、自時厥後、上而經筵、下而學校、皆爲支離曼衍之詞、說者徒以資口耳、聽者不復相問難、道愈散而習愈薄矣、予書見景定建康志、有明道書院講義一卷、皆王氏所謂支離曼衍之詞也、

講書始

〔折たく柴の記上〕每年正月の初に、講筵を開かるゝの儀あり、かねてより講章を奉らしめ給ひ、其日講訖りぬれば、時服二領を賜はる事、つひにかはらず、此儀は年の初めの御事なれば、大雅の中、めでたき詩を撰びて進講する事、例とはなりき、はじめ藩邸におはしませしより、御代をしらせ給ふ後に至て、歲初に講筵を開かれしのちに、月の十五日を過て日講初り、十二月の末にいたるまで、大故おはします事の外は、朔望はいふに及ばず、四時佳節の日といへども、日講をとゞめられし御事はあらず、

施行未施行

〔臥雲日件錄〕文安五年五月五日、大外記來訪、予曰、昔時二條攝政〇良基與義堂和尙和漢、和亦用韵、時洪武韵府初來、將用此也、外記曰、某見其和漢本、因曰、吾朝用漢土書、必有朝廷施行之命、如孟子則未施行之書也、攝政公用洪武韵府、擬施行也、

〔右文故事三〕御本日記附注下

前後漢書　　七十冊〇中略

施行ノ字ノ出所ハ、家語後序ニ、及魯共王壞孔子舊宅、於壁中得古文逸傳、有三十九篇、書十六篇、天漢之後、孔安國獻之、遭巫蠱倉卒之難、未及施行トアリ、

〔史記抄六高祖本紀〕如前紀傳之、在史漢者凡一百四十一人也、故其遷固之所筆大抵同、而倭人之口授不能無小異也、學史記者各以家本倭點爲據、倭點又不一焉、讀漢書者又以師傳音訓爲本、而其授受之間、或有舛差焉、是以兩家相非、雌黄紛然、蓋子長蔚宗之書、師。行于日域、則據家本可矣、孟堅之書未師。行、則本於師傳、亦宜矣哉、史有史本、漢有漢師、未必混合爲一也、學者不可不知之、若其以平心論之、則史記乃太史公作于先、而本朝菅、江、良三家之名儒、承之加點者也、漢書者班固、述于後、而諸儒又秘不加點者也、夫猶可以史記讀漢書、而未可以漢書讀史記也、余(了○蕉)嘗親陪自彊老師之講筵、聽漢書、復從學史記於牧中、中之史記傳之其師叔大椿之與其師兄江心川首座、其漢書亦聽之自彊、云、如余之意、史記之家點善者、雖漢書可加焉、漢書訓之勝者、於史記亦可讀而已矣、自今以後、合史漢成我一家之書、不亦宜也哉、取余說者勿謂棌矣、

〔南畝莠言下〕足利氏の比、五山の僧の學問に、史記家と漢書家とわかれ、書物に師行未師行でいふ事あり、(臥雲日件錄文安三年の條に、施行未施行とあり、假名書にて通用するなるべし、)僧蕉了が史記抄に云、今史記家ト漢書家トノ讀クセヲ見ルニ、史記家ノ點ハ、猶モ念比ニクワシイ讀クセガアルゾ、漢書家ハ、尋常ナル文字讀ガマダ多ゾ、サルホドニカ、妙智ノアンバスヲ、家ノ人ハ、マダモ本式ニハナイトテ、ソシル人ガアルト、古老僧ノアツタガ云ワレタヲ、貶所(ベンショ)デ云ワレタト思タガ、史記家カラハサフ思フ事モアラウゾ、妙智ノヲセラレシハ、史記ト後漢書トニハ、家ノ點本ガアルゾ、師行シタホドニゾ、前漢書ハ未師行ホドニ、家ノ點本ハフツトアルマイトヲセラレタゾ、サアレバコソ、世間ニイツタウナカルラウゾ、一條關白殿(兼良)ニハ、帝紀十二卷バカリ、家ノ點本ガアツタゾ、サテハ東山ニ昆布屋ノ山莊ニ列傳ガアリタガ、多缺テ全備ハセヌゾ、ツヨクシツ(執)シタ本ト見ヘテ、金銀薄紙ヲ以テ有說ト面ニ貼シテ、其裏ニ師說ヲカイタゾ、師說ガ重寶ヂヤゾ、史記ニモ師說トテアルゾ、サテハ常德慶雲ト云寮ニ、一部折本ノ家點アリ、其ワザホドノ點デモナイゾ、サル時ハ未師行ハ治定ナリ、少ク

アルモ全ハナイゾ、往々ニハアラバヤゾ、妙智ハ惠林院ノ御影カラ相傳シテアソバシタゾ、惠林ハ家ノ人ニ傳授アッタゾ、サルホドニ、漢書ノ家ト我モヲボシ、世人モ皆心得タゾ、既ニ師行ガナクバ、惠林妙智ノ師行ガ本ナリ、帝紀ノ第一カラシテ、列傳ノ四十三マデハ聽聞シテ聽ガキヲシテ置タゾ、其中ニ二十二カラ二十六マデハ、用堂ノ死ナレテ、中陰ニ居タホドニ、闕所アリ、サテハ一度モ不闕ゾ、サルホドニ、遲クマイレバ御待アッタゾ、座敷デモアレ、カワラナンダゾ、並之ヤ月翁モツカレタゾ、亂前ニ蟆統、淑之三子ヲ携ヘテ禮ニマイリタレバ、酒ヲ御出アッテ、御氣息ヨゲニアリシホドニ、漢書未了遺憾不淺ヲ申シタレバ、樣モイルマイ、只以前ノ讀ダヲ以テ讀メトヲセラレタゾ、サレドモ同クハ受マイラセタイト申シタレバ、其時分ハヤ御目ガ一向ニ御ミエナカツタホドニ、目ダニ見ヘバヤスイ事ナレドモ、チットモ不見ホドニ、カナウマイゾトヲセラレタゾ、ソコデ愚ガ、ササウラワバ、身御前デ讀サフズ、チガウ處デ御ナヲシアリテ、義理ヲモヲセラレウ處ヲバヲセラレテ御キカセアレト申シタレバ、サラバヨイ事ヂヤ、此邊ニモ聽タガル人ドモガアルホドニトテ四五日ノ中ニ始メウトシタレバ、淑侍者ガ執爵申シタニ、湯ヲ御スゴシアツテカラ、欬嗽ヲメサレテ、ワキヘヒキツメ〱スルトテ、若ナヲリタラバ、サウヲ申サフトテ、御ノベアッテ、不幾此亂ガ出來タホドニ、今マデノ遺恨ナリ、帝紀十二卷ト列傳二十一ヨリ至三十マデノ聽書ヲバ、横川ノ借テ人ニアツラヘテ寫ストテ失ワレタゾ、嵯峨ニ普明國師ノ弟子ニ施玉林トテ、漢書ヲ讀マレタゾ、近ゴロノ幢立之ハ其弟子ナリ、是モ漢書ノ家ト思ワレタゾ、立之ノ法眷ニ、西堂ノアツタガ、名譽ノ史學ニ達シタ人デアッタゾ、小人デイラレタシ時ニ、此人ニヨッテ、念者ガ人ヲ殺タホドニ、其樣ナコトニチットモ輕忽ナ事ガアッタト云ゾ、天龍寺參暇西堂デ、稜嚴會ノ中デ、維那ガ三段ノ燒香ヲ遲スルトテ、ワルク云ワレタホドニ、維那ガハカ計○テ、ムズトクウ組○デ、コキヤウテカラ、龍華ニ延慶ト云寮ノアルニヒツコウテ居ラレタゾ、西胤ノ弟子ニ等慶

藏主トテ、史學ヲ專ニシタ人ガアツタゾ、其ノ西堂ニ習タゾ、宋元通鑑ヲモ講ゼラレタゾ、ワレハ三劉宋祁ノ本ハモツタリ、喝食デカラ、袖ニ入テ、巣雲ヘイツテ、カクシ〳〵漢書ヲ習テ、帝紀ノ首カラ、列傳ノ二十四卷マデイツタゾ、サルホドニ、等持院ノアソバスヲ聽ガウヤウモナカツタゾ、今ハ玉林ノ傳授モ絶エ、漢書家ハ自彊ノ一派マデナリ、前等持綿谷和尚西堂ハ、愚ガ聞タヨリサキニ一遍聞テ、三劉宋祁ノ本ヲ書シテ、クワシク點ジテモタレタゾ、近來三十餘卷マデ人ニ講ジテ聽カセラレタゾ、綿谷ノ行狀ニ、竺雲ノ漢書ヲ聞ク者イカホドニアツタラウナレドモ、綿谷一人、爲後世授此書トアソバシタガ、是モ此デ絶タゾ、可惜ゾ、史漢ノカワリメヲバ、史記家ト漢書家トノチガイト思フベシ、チガウタトテ、ドレヲモ不可識ゾ、按するに此頃學問のかたき事をしるべし、

〔三代實錄 四清和〕貞觀二年十二月廿日乙丑、先是從五位上行大學博士大春日朝臣雄繼、以御注孝經奉授皇帝、今日有事竟宴、授博士雄繼正五位下、御筆書告身以寵之、

〔三代實錄 二十九清和〕貞觀十八年七月十四日己丑、先是去年十月、勅喚散位大藏朝臣善行、侍藏人所、校定御書、兼以顏氏家訓敎授帝左右年少及禁中好事者、至是講竟、詔於藏人所賜竟宴、喚大學文章生等賦詩、

〔三代實錄 四十二陽成〕元慶六年八月廿九日戊辰、於侍從局南右大臣多〇源曹司、設日本紀竟宴、先是元慶二年二月二十五日、於宜陽殿東廂、令從五位下助敎善淵朝臣愛成讀日本紀、從五位下大外記島田朝臣良臣、及文章明經得業生學生數人、遞爲都講、太政大臣、右大臣、及諸公卿並聽之、五年六月二十九日講竟、至是申澆章之宴、親王以下五位以上畢至、抄出日本紀中聖德帝王有名諸臣、分充太政大臣以下、預講席六位以上各作和歌、自餘當日探史而作之、琴歌繁會、歡飯竟景、博士及都講賜物有差、五位以上賜內藏寮綿、行事外記史預焉、

○按ズルニ、講書ノ竟宴ヲ澆章ノ宴ト云フコトハ、酒ヲ以テ文章ニ澆グノ謂ナラン、又澆章ヲ一ニ涜章トモ云ヒシニヤ、本文澆章ヲ釋日本紀ニ引ク所ニハ院章ニ作レリ、而シテ後文引ク所ノ釋日本紀ニモ亦院章トアレバ、當時涜ヲ院ニ誤リシモノヽ如シ、

〔田氏家集下〕仲秋釋奠聽講周易○中略

寛平元年十月九日御講周易、三年六月十三日講畢、博士善愛成、把巻奉授、別駕忠臣侍讀都講、○中略於是有勅、博士愛成□其玄關、別駕忠臣討其微義、自從商瞿博授穎達正義、百家蜂起、未有今日之盛也、蓋所廣先王之敎化、啓後生之耳目者也、講畢、澆章時、賜曲席、良有以而爾焉、

〔菅家文草二詩〕北堂澆章宴後聊書所懷奉呈兵部田侍郎

誇著槐林來客尊、祇迎宰相到黃昏、伶人枕鼓池頭臥、胄子懷詩壁下蹲、何更先談聞宿老、自然後幾發雲孫、公卿乍會初遊宴、幸甚生涯不測恩、

〔本朝文粹九序〕七言北堂文選竟宴各詠句得遠念賢士風　菅三品

聖主膺籙之六載、承平開元之五年、朝野清平、風雲律呂、仁澤潤於木石、文敎被乎華夷、時屬仲冬、微陽應節、翰林江學士大夫○大江維時始授文選於諸生、蓋朝議也、夫昭明太子之撰斯文也、駈七代之人英、搜千載之鴻藻、東朝暇景、所攀者麗句之春華、少陽閑天、所翫者清詞之夜月、遊目翰苑、援桃李而芟荊萊、棲心文林、呼孔翠而逐鷰雀、遂使詞賦箴頌、辨玉石於學山之阿、引序篇辭、分涇渭於筆海之岸、取而集之、名曰文選、誠是經國大業、化俗之基者也、易曰、觀人文以化成天下者、斯文近之矣、學士涉衆流於一朝、扇儒風於三代、方寸之內、勝氣籠霄、函丈之間、飛談卷霧、負笈叩鍾者、還迷洙泗之縮地、雖蒙染敎者、自傳淹稷之遺塵、郁々焉紛々焉、斯乃聖代之所以用通才也、及至歲杪、以其有藻鑒之明、兼吏部員外侍郎、天慶二年春、兼國子祭酒、孟冬十月、講席既倚、今年詔授中大夫、位已超一階、官猶帶三綰、嗟呼人能弘道、道不墜地、於焉而知矣、暮春之月、二十七日、聊仍舊貫、以開宴筵、挹朱紆紫之客、鳴佩履而競來、

竟宴

遏雲廻雪之倫、應綵竹而遞進、于時春餘三月之光、宴極一時之樂、流鶯聲老、落櫻影輕、醉眼陶々、不辨花也傷也、惟心悅々猶迷、鳥歟蝶歟、閑盃操紙、各相語曰、琴樽難幷、光陽易過、請分一句於古篇、寫六義於新什云爾、

〔日本紀略二十朱雀〕天慶四年三月廿七日丁亥、於大學北堂、有文選竟宴、賦詩獻歌舞、

〔釋日本紀一開題〕日本紀講例

承平六年十二月八日○中略

序云、承平六年之冬、令阿州別駕田大夫說之中間、別駕累遷美州紀州、天慶六年九月傳授始畢至其十二月二十四日、聊仍舊貫之儀、以行院章之禮、

〔常憲院殿御實紀附錄中〕御みづからの御講書は、四子の書はじめ、とり〳〵なりしうちに、周易は、元祿六年四月廿一日より、講筵開かれ、月毎に六回と定められ、日光門主はじめ、家門、國持、普第の諸大名、旗本、その他參向の公卿及び諸寺の高僧碩德、社人、山伏、または陪臣のともがらまで、いささか好學の志ある者は、皆ねがひのまゝに拜聽せしめられ、八年へて、十三年の十一月廿一日まで、二百四十座にて御卒業あり、その日には竟宴行はれ、老臣始めその事にあづかりし儒臣等賞賜行はれ、林大學頭信篤は、殊に加秩たまはりけり、その頃のことかきしもの、うちに、博士はむかしより貧しきもの、ためしにおもひたるに、今の世には、かうやうの者の時を得たるは、かしこき御代のほどあらはれぬとか、げに此年頃、盛暑祁寒の折からといへども、いさゝか怠らせたまふ事なく、講じはてさせ玉ひしは、その職の者といへども企て及びがたき御事にて、篤學の御志かぎりなくましませしは、古今にその類ひまれなるにぞ、

〔菅家文草二詩〕相府○藤原基經文亭始讀世說新語、聊命春酒、同賦雨洗杏壇花、應教一首、仁和元、扶一、

學者誰家異、杏壇紅花好是雨中看、功能欲効雲先潤、僕理應知樹不寒、唯有十旬相長養、豈敎五出且

銷殘、晚來春酒終無筭、花色人顏醉一般、

〔日本紀略二朱雀〕承平五年十一月某日、文章博士大江維時始講文選、

〔日本紀略二朱雀〕天慶二年十月□日、文章博士大江朝臣維時、於北堂講文選了、

古事類苑

文學部三十七

讀書

名稱
讀書法

古事類苑

文學部三十七

讀書

讀書ノ中ニ於テ、單ニ其字ヲ讀ミテ其義ヲ解スルニ及バザルモノアリ、是ヲ白讀ト云フ、後世或ハ文字讀ト云ヒ、又ハ素讀ト云フ、初學ノ讀書ハ此ヨリ入ルモノニシテ、卽チ句讀ヲ受クルナリ、而シテ中古ノ讀書ハ甚ダ暗誦ヲ重ンゼシモノニテ、試驗ニモ之ヲ課スルノ例ナリシカバ、或ハ數十百卷ノ書ヲ暗記セシモノアリ、又他日ノ忽忘ニ備ヘンガ爲ニ、書中ノ要件ヲ抄出スルコトハ古クヨリ之レ有リキ、

天皇ニ御讀書始ノ式アリ、卽チ始テ句讀ヲ受ケタマフヲ云フ、其式ニハ侍讀アリ、尙復アリ、侍讀ハ首ニ授ケ奉ルモノニテ、又博士ト云フ、尙復ハ侍讀ノ授ケ奉レル所ヲ復スルモノニテ、又都講ト云フ、皇太子、親王、諸皇子以下、搢紳家ノ子弟等モ、亦此ニ倣ヒテ讀書始ノ式ヲ行ヘリ、讀書始ニ用キル書ハ一ナラズト雖モ、御註孝經ヲ以テ最モ其例多シト爲ス、其學ニ就ク年齡モ亦均シカラズ、極テ少キモノハ三歳ニシテ、極テ長ゼルモノハ二十歳ヲ超ユレド、大抵七歳九歳等ヲ以テ通常ト爲ス、而シテ御讀書始以外天皇ノ御讀書ニハ、群書治要、貞觀政要等ヲ用キルコト古來ノ例ナリ、

〔伊呂波字類抄止疊字〕讀書

〔花園院御記〕元亨二年九月六日辛丑、親王連句廿韻、此間見日本後紀、先代政道尤可率由者歟、凡內

外和漢書反覆讀之、必知其義、於義雖無疑、及再三乃至數四、必有道義之染心、不知手舞足踏之心、自然而來者也、讀書人必以此心可稽古也、一兩反讀誦、或不留心者、更無稽古之益者也、

〔授業編序説〕オヨソ書ヲ見ルニ三ツノ心得アリ、一ニハ其書ノ題號ヲアキラム、二ニハ其書ヲ作レル人ヲ辨フ、三ニハ其書ノ主意ヲ求ム、聖經賢傳ハイフニ及バズ、タトヘ至テ卑近ノ事ヲ記セル書ナリトモ、其心得ナク、タヾカリソメニ見ルトキハ、其書ノ主意シレズ、主意シレザレバ、見テ益ナキノミナラズ、畢竟一場ノナグサミニモナルマジ、

〔正學指掌〕天下ノ書籍ハ涯リナクシテ、我ガ精力ハ涯リアリ、盡ク讀ントセバ、誠ニ難カルベシ、タダ致知ニ益アル書ヲ擇ミテ讀ベシ、又天下ノ好書ヲ讀ミ盡サント願ヘル人モアリ、博學無方トイヘバ、誠ニサアリタシ、タヾ聖經ヲ疎ニシテ他ノ好書ヲ求メバ、コレ梧檟ヲ捨テ樲棘ヲ養フナリ、且讀ミ得ルノ多少ハ、ソレ〲ノ才量ニヨルコトナレバ、一概ニ多ク讀ベシトニモアラズ、自ラソノ力ノ相應ヲ料リ、又其身ノ暇ヲ度リテ讀ベシ、精神弱キ人ト、職務多キ人トハ、最モソノ見合アルベキコトナリ、子夏ノ言ニモ、仕而優則學トイヘリ、職掌アル人職事ヲ捨テ、讀書ヲ貪ルベキニ非ズ、職事優ナラバソノ暇ヲモテ學ブベキナリ、

〔儼塾集三章坎〕讀書式

朝經　晝史　夕子集

右不可有間斷、然或世務紛冗、不得讀者、須期來日充前日之闕漏、小學所謂呂先生勤書之法、宜為標準、短慮不為功、須勤謹和緩、至若春秋之聖斷、綱目之書法、興廢安危、義利美惡、斑然可參于前、而愼莫遺託于簡編之中、如記誦文章、亦諷詠之一助爾、

〔鹽尻二十一〕一書を解する人大意を不看、只句を逐而解するが故に、意却而不貫と朱子宜ひし、學者文字を解せば、その書の大意を能看て可解事肝要なり、又故事をのみ求て、道理を外になす人

有、誠に詮無事を知り度思ひて、大體を知らざるは、徒らなる學問なりけり、

〔隨意錄二〕古今學者、以讀萬卷書爲盛業、果其何事也、予〇（塚田虎）頗不解焉、徒㑭舌讀書、雖數萬也、豈難事也乎、

〔徂徠集十七雜文〕學則一

東海不出聖人、西海不出聖人、是唯詩書禮樂之爲敎也、古之時楚雖大邦、其左史倚相所爲誦、三墳五典、九丘八索之書、舍是無爲學、而後豪傑自陳良之徒、蓋皆北學於中國云、則吾東方之民又奚適、亦唯言語異宜、鐘呂之饗爰居、彼謂之侏㒧鴂舌者、吾眎猶彼、假使仲尼乘桴、子路從之游、亦未如之何已、有黃備氏者出、西學於中國、作爲和訓、以敎國人、亦猶易乳以穀虎迺於菟、顚倒其讀、錯而綜之、以通二邦之志、於是乎吾謂之侏㒧鴂舌者吾眎猶吾、是則詩書禮樂之爲敎也、庶足以被諸海表邪、黃備氏之有功德東方、民至今賴之、雖然易乳以穀、虎迺於菟、顚倒其讀、錯而綜之、吾謂之侏㒧鴂舌者、吾眎猶吾、吾視猶吾、而詩書禮樂不復爲中國之言、則假使仲尼乘桴、子路從之游、目之則是、耳之則非、彼迺猶鐘呂之饗爰居也已、或曰、一匹錦覆以眎之、背面而殊、均之是物庸何傷乎、則安知夫中國無象、尙且象之、江北無橘、或者假之以枳乎、以此而誦夫楚人之頌、能不忒其臭味者幾希、夫中國之所有、四海之所無、亦猶是邪、詩書禮樂中國之言、而吾眎猶吾、是其究必至於巴歈詩書、兜昧其禮樂也哉、副墨之子、洛誦之孫、執以廢其祖、不知其可、而況之子之孫、非冥令之胄、則嬴氏之呂者、以此而操觚乎、籀期之迹、粲然益簡、而彼不可讀、吾不可讀、吾必從事、夫黃備氏之所爲、句有須、丁有尾、榮榮乎星羅、擾擾然蜉蝣之來集、而後可得而言也已、是迺黃備氏之詩書禮樂也、非中國之詩書禮樂也、則其禍殆乎有甚於侏㒧鴂舌者也哉、然則如之何可也、亦唯言語異宜、其於黃備氏之業、可訓以故、不可誦以傳、暫則假、久則泥、筌乎筌乎、獲魚舍筌、口耳不用、心與目謀、思之又思、神其通之、則詩書禮樂中國之言、吾將聽之以目、則彼彼吾吾、有不無無、直道以行之、可以咸被諸橫目之民、則可以通天下之志、何唯東方、則假使仲尼乘桴、子

路從之游、旦暮過此則迺謂之東海出聖人也良不誣已、是謂之學則、迺申之以戒曰、若能不爲黃備氏者、迺能爲黃備氏者嘻、若何必黃備氏之爲、

〔先哲像傳四〕太宰春臺

書を讀むには、朝早く起て、先假名書などを見又は人の見せ置たる詩文をよみ、又校正の書をなし、又會業の下見など、いろ〳〵せらるゝゆへ、倦つかるゝことなし、夜はかならず四ッ時に寢られたりと、

〔五雜組事部十三〕夜讀書不可過子時、蓋人當是時、諸血歸心、一不得睡、則血耗而生病矣、余嘗見人勤讀有徹夜至嘔血者、余嘗笑之、

〔詩文國字牘〕愚老徂徠○荻生嘗て初學の爲に、學問之法を相定、最初に長崎樣の學を致さしめ、致るに中華の俗語を以てし、誦へしむるに唐音を以てし、飜譯するに日本近世の言を以てして、一字一字の上を、和訓を以て逐ず、廻讀をなさしめず、始はきれ〳〵なる二字三字にて、一句をなすものを以し、其後一部の書をなせるものを讀しめ、長崎樣の學問最早成就し、始て中華の人と一體に相成候、是よりして次第に、經書、諸子、歷史、文集之四部の書を讀候はゞ、碍なき事、破竹のごとく可有御座候、是最上乘之導きに候、乍然長崎樣の學問世間に未流布、人是を學びたる者寡く候故、又別に小邑陝地に、長崎流の師なき者の爲に相定て、第二等之法を立、先近代まで世間に致し來り候四書小學孝經五經文選の類を授て致候に、日本の讀法を以てし、折々其中に極めて易解者を、一二語擇び取て、其分量に應じ、一字々々の和訓を逐ず、日本の俗言を以て解し聞かせ、其人をして自得せしめ、我より强て解する事をなさしめず、一日の間一二度に過ず、必ず章旨及び高妙之理を說聞せ候事なかれと相定申候、大定人心は、事の合點まいり候得ば悅び、合點不參ば嫌ひ申候、童蒙之無心なるといへども、每日但少しも合點不參語を誦し候得ば、必ず厭氣生じて、怠慢是

より起り申候、僅に解せらるべき所有之時は、雀躍してよろこびを生じ候に付、夫よりして學問精進仕る儀に御座候、且又前に一二のきれ〴〵に聞覺へたる者、後は取集て、かならず自身の力を用ひて見候、大なる便りと相成、五經皆畢候時分は、最早大分の力を得申候、其時史記漢書等之和訓有之候ものを授て見せしめ、同く副與ふるに、字彙和玉等の字書より、韻會小補、正字通、康熙字典、及び許氏說文等、有合次第に此類のものを以てし、其不審なる字義、讀ざる字を考へさせん爲にて御座候、中華、日本、年代、世變、文物、制度、地名、人名、皆不同儀に候得ば、まづ此歷史を見ず候ては、此世界は何の世界といふ事を存じ不申候、畢竟局盤なくして、虛空には碁將棊も致し掛られず候事、自然に御座候、其子細は、愚老嘗一宿儒の大學之序に、宋德隆盛治敎休明といふ所を講せらるゝを聞に、是を三代聖人の盛時の樣に說れ候、是皆歷史學をも致さゞる誤り故に候、ましてや道理の精微は、初學の爲に宜しとする所にては無之候、有名無形類のものに候得ば、初學多くは臆見をなしやすく候、事跡は實に有し事にて、目當にすべきもの有之候故に、先授て讀しめ、其能解するや不解やは不問、次第を逐て精く見せ、一部々々相終しめ申候、雖然猶通曉せざる事多候はゞ、更て又二三遍見通し候が能御座候、總じて學者の病に、最初皆解し下し候事を求め候所に有之候、是佳事の樣に相見へ候得共、其胸中窄り、志陋くして、彼急ならず惰らず、優柔の道を以て、自然と學問の成就を得る事を不得仕、讀書の本體を不存ものに候間、必其者の爲に、枉て解說を致さず、又書を見て疑しき事有之候を、卒剗忘れ候儀をも許し不申、常に集て胸中に貯置候をよしと致し候、疑ひ畢て即時に忘れ候はゞ、水に畫が如くに候、何の日か其疑を自身に解する時至り候はんや、可疑者常に蓄て無之候得ば、一生可解時も無之候、但此通愚老が申所のごとく、讀書次第に卷數さへ積り候はゞ、自然に解ぬ事は無之候樣に相成候、史記漢書各二三遍見候後、發明なる者は、最早和訓有之候書の見られ不申事は無御座候、其時に至りかりそめにも、和訓有之

候ものは、目にふれしめず、則溫公資治通鑑の類の無點ものをみせしめ、是を見候事一遍相濟候はゞ何れの書といへども讀れざる儀の有之間敷候、此時にして始て中華の書生と申ものに候、

〔倭讀要領下〕學則

凡書生ノ業ハ、句讀ヲ習フヨリ始マル、中華ニテ句讀ヲ習フトイフハ、此方ニイフ素讀ナリ、句讀ヲ習ハヾ、先華音ヲ學テ、略習熟シテ、後ニ倭語ノ讀ヲ習フベシ、其書ハ孝經ヲ始トスベシ、孝ハ百行ノ本ニシテ、天子ヨリ庶人ニ至マデ、通行ノ道ナレバナリ、次ニ論語ヲ受ベシ、論語ハ聖人ノ秘奥六經ノ要領ナリ、聖人ノ道ヲ學ブ者ハ、孔子ヲ信奉セズバアルベカラズ、論語ヲ讀テ孔子ノ尊キコトヲ知ガ故ナリ、四書ヲ用ルコトハ、宋儒ヨリ以來ナリ、大學中庸ハ禮記ノ中ニ在リ、孟子ハ諸子ノ類ニシテ、其說孔子ノ旨ニ合ザル處アリ、初學ノ士ノ讀ベキ書ニアラズ、姑是ヲ置クベシ、次ニ毛詩、次ニ尙書ヲ讀ベシ、左傳ニ詩書義之府也トイヘリ、昔周ノ代ニ樂正ノ官アリテ、士ヲ成スコトヲ掌ル、詩書禮樂ノ四ツヲ以テ國子ニ敎フ、是ヲ四術四敎トイフ、一年ノ內、春秋ハ禮樂ヲ敎ヘ、冬夏ハ詩書ヲ敎フトイヘリ、四敎ノ中ニ、禮樂ノ二ツハ、專其事ヲ習ヒ、詩書ノ二ツハ、專其文ヲ誦スルナリ、故ニ古人誦レ詩讀レ書トイフハ、其文ヲ誦スルコトヲイヘルナリ、後世ハ禮樂ノ敎傳ハラズ、其事ヲ習フベキ樣ナシ、唯經傳ニ記セルヲ見テ、僅ニ其義ヲ考ルノミナリ、詩書ハ其文傳ハリテアレバ、是ヲ誦讀スルコトハ、尙稍古ニ及ブベシ、然レバ此二書ニ孝經論語ヲ加ヘテ、專コレヲ誦讀スルヲ童子ノ業トスベシ、幼學ノ者ノ句讀ヲ受ルコト、此四部ニ止マルベシ、他ノ書ハ必シモ師ノ口授ヲ待テ讀ント思フベカラズ、此四部ヲ誦習シテ文字ヲ識リ、句讀ニ達スレバ、何レノ書モ讀ルヽナリ、今ノ學者童子ノ時、其師ニ就テ四書五經等ヲ受讀トイヘドモ、只此方ノ點本ヲ用テ、倭讀ヲ授カリテ、僅ニ一二遍讀過シタルマデニテ、自己ニ其書ヲ誦習スルコトナキ故ニ、字ヲ識ラズ、句讀ヲ辨ヘズ、其文ヲ記憶スルコトナシ、サレバ事ニ碍ラレテ、少モ廢學スレバ、其

受讀タル四書五經サヘ忘却スルコト多シ、況ヤ他ノ書ニ於テ、何トシテカ讀得ルコトアランヤ、是學テ習ハザルノ失ナリ、〇中略歷世ノ儒先、往々ニ讀書ノ法ヲ立ル者アリ、家々不同ナレドモ、大抵皆習熟スルコトヲ貴ビテ、嚴ニ課程ヲ立ルコトヲ言リ、初學ノ用心、專此一事ニ在リ、努力シテ進行スベシ、中庸ニ人一能レ之己百レ之、人十能レ之己千レ之トイヘリ、才智ノ人ニ及バザルコトヲ患フベカラズ、只志ノ立タズ、勤ノ至ラザルコトヲ恥ベキナリ、

四部ノ書既ニ誦讀習熟シテ諳記スルニ至ラバ、古註ノ三禮周易、并ニ春秋ノ三傳、國語ヲ取テ讀コト四五遍スベシ、三禮ハ周禮、儀禮、禮記ナリ、春秋ノ三傳トハ、左氏公羊穀梁ノ三傳ナリ、國語モ左丘明ガ作ニテ、春秋ニ屬スル書ナリ、故ニ一名ヲ春秋外傳トイフ、初學此等ノ書ヲ讀ム時、必シモ其義ヲ明メントスベカラズ、只本文ヲ記憶スルヲ務トスベシ、〇中略

凡學者ハ、風雅ノ情ナクバアルベカラズ、風雅ノ趣ヲ知コトハ、詩ヲ學ブニ在リ、然ルニ古人ノ詩ヲ讀テ其義ヲ講明シテモ、風雅ノ趣ヲバ知ベケレドモ、自己ニ作ラザレバ、徹底シテ其意ヲ得ルコトナシ、詩ヲ作ラントオモハヾ、先體裁ヲ辨知スベシ、〇下略

〔刊謬正俗附錄〕讀書題目

今青衿之士、雖レ稍知二佔畢一、而多不レ得二要領一、或愛レ看二稗家雜家一、而多不レ用二力於古書一、故文字浮淺、無レ所二根據一、故今倣二唐四庫書目一、特取二其切要者一、列二乎左一、庶乎學者、簡而能博、約而能該、推二之於議論文字之間一、觸レ類引伸、左右逢二其源一矣、

經

左氏傳　公羊傳　穀梁傳　禮記　周禮　儀禮

論孟不レ敢レ論、周易詩書文之祖也、皆學者之不レ可二一日闕一焉者、以二其本經一皆不レ列焉、三傳三禮其是非得失、雖レ不レ能レ無レ謬二於聖人一、而文字古奧、作文家不レ可レ不二熟讀一焉、東萊博議、西山衍義、亦可二併覽一焉、

史

史記　漢書　後漢書　國語　國策　資治通鑑　通鑑綱目

凡覽史須觀其事之得失倣其文之體裁不可徒記故事誦浮文若范氏唐鑑胡氏管見等尤不可不見焉

子

老子　莊子　列子　荀子　淮南鴻烈解　揚子法言　文中子

諸子雖異於聖人之道而其人皆周漢間人且其文字奇古變化取其文而略其道可矣韓管孫吳亦可見

集

文選　韓文　柳文　歐陽文　王文　曾文　三蘇文

此外唐文粹宋文鑑宣公奏議不可不見焉紫陽新建之文雖其餘事而其嚴整通暢議論之間尤可法則

右書既通習而後旁通類推博涉諸書則發諸文辭字字有來歷無孟浪杜撰之失

〔初學課業次第〕經類

小學書

凡ソ學ニ入モノ必此編ヨリ始メテ學問ノ基本ヲ立ベシ○中略

四書

小學書畢リテ四書ニ及ブ其次第ハ學論孟庸ト逐フコト勿論ナリ○中略

五經

四書畢リテコヽニ及ブ易ハ本義ニ從フベシ○中略

儀禮經傳通解　續經傳通解

五禮ノ說、禮書ニ散見シテ、後世ヨリ其大旨ヲ窺ヒ難シ、今儀禮ヲ經トシ、禮記其餘古書ノ禮ニ及ビタルヲ傳トシテ、コヽニ於テ五禮ノ大略ヲ窺フコトヲ得ルハ、文公此編述アレバナリ、○中略

一兒輩ノ最初ナルニハ、三字經、四字經、性理字訓ノ類ヨリ授ケ讀シムルモ亦可ナリ、孝經ハ漢唐以來、幼學ノ始メトナセドモ、其實ハ疑フベキ書ナリ、且其言ノ取ベキハ、文公既ニ小學ノ書中ニ採入セリ、タヾ古書ノ所ニテ讀ハ不可ナシトイヘドモ、今別ニ其目ヲ掲グルニ及バズ、

一兒輩四五ノ句讀畢リテ、イマダ文義講解スルニ及バザルモノハ、コノ上ナヲ儀禮、周禮、大戴記、春秋三傳等ヲ授ルモ可ナリ、又句讀ノミナラズ、會讀ナド是等ニ及ブ、固ヨリ不可ナシ、○中略

一漢註、唐疏、義理膚淺トイヘドモ、訓詁ニ於テハ古ヨリ受ル所アレバ、廢スベキニ非ズ、タヾ初學ノ輩、宋儒ノ說ト并セ攻ムル時ハ、混淆シテ疑惑ヲ生ズルノ弊アリ、義理ノ學略成リタル後ニ、餘力ヲ以テ涉ルベキナリ、合刻十三經ノミニ非ズ、漢唐人ノ經解、易ノ李鼎祚、論語ノ皇侃、凡ソコノ類皆旁及スベキナリ、

一字學ハ、古小學ノ一ナリ、然ルヲ今忽略ニスル輩多シ、先爾雅ヲ始メ、說文解字、玉篇、廣韻等、其順序ヲ追テ涉覽スベシ、コレニテ古今ノ異アル所ヲ知ルベキナリ、音韻ノコト、洪武正韻、古今韻略、韻學五書ノ類モ一涉スベシ、字體ヲ正スニハ、五經文字、九經字樣、干祿字書、六經正誤ナドニ本ヅキ、能其本源ヲ辨フベシ、タヾ讀書便用ノ爲ニハ、字彙、正字通、字典等ニアレドモ、原本ヨリ心得ザレバ、末ヲ逐フノ弊アリ、○中略

松山蕃、更張學政、因請課業規則於吾林公、公乃口授坦錄之、公之意蓋不過掲初學標的、所載目次、率從簡省耳、若謂書亦僅々止此則、非公之所以望多士也、

素讀

文政四年榴月下浣　受業弟子佐藤坦記

〔俗簡焚餘　二〕御輔導存寄書（爲筑前前封秋月侯）

一御學問之儀は、御修身之事に付、始終御廢學なき處肝要と存候、唯今之内は、御素讀第一に而成るべき丈、御素讀果取相濟候様御心掛可被成候、大底御年十五六之頃迄に、文義可なり御すみ被成候樣にさへ致し候得ば、先は始終御廢絶に至らざるものに御座候、夫迄之内左程に不參候とも、御年頃に到り候得ば御懈怠を生じ、御廢絶に到り易く候、仍而早く御讀書に御苦勞なき場に到られ候へば、自（オノヅ）と御續き被成候樣に可相成候、此節少々づゝ講義も申上候得共、專ら文義一と通り御分り被成候處を主と致し候、且當時御心得方一二に及申候のみに御座候、兎角學問を六ヶ敷ものと思召され候而は不宜候、淺近の所より歩みを進め、其間に御馴れ被成候内には、御面白み出來候所より、自然と御上達に可被至候事、

一日に何程と課數を立られ候事肝要に御座候、大抵一日を四ッ割りに致し、其三を以て御稽古之時刻に定め、其一は御隨意に可被成候、若又外御用も有之候節は、御課程之方へ可被向候、夜分之所、是亦御隨意に而宜敷候、御十五にも至られ候へば、夫より一層御骨折被成、夜分も四時迄は御勉勵可被成候、先此節は御年相應之處に而宜と存候事、○下略

〔令集解　學十五〕凡學生先讀經文、（釋云、讀文謂白讀也、唐令、讀文與此異也、唐令无音博士、或云、凡讀文者皆同、古記云、學生先讀經文、謂讀經音也、次讀文選爾雅音、然後講義、其文、文選爾雅音亦任意耳、穴云、讀文謂讀訓亦帖耳、考課令選士條、帖所讀文選上帙七帖、爾雅三帖、謂讀音帖也、）

○白讀ノ事、試驗篇白讀試條ニアリ、參看スベシ、

〔令義解　職員一〕大學寮

頭一人、（掌、簡試學生、及釋奠、謂依學令、大學國學每年春秋二仲之月、釋奠先聖孔宣父、是其音博士无生者、學令云、學生先讀經文通熟、然後講義、今依此文、明經生必先就音博士讀五經音、然後講義、事故別不置生、○中略）

〔康富記〕文安元年四月三日壬午、參伏見殿、說命上文字讀被遊之、子路篇終講尺申、了被下御一獻、

〔授業編 一〕習句讀

句讀ヲナラフトハ、ワガ邦ニテ素讀ヲナラフナリ、句ハ一章ノ中ノ大ギレ、讀ハ一章ノ中ノ小ギレナリ、漢土人ハ書ヲ直讀スル故ニ、其句ト讀トヲ正シヨミナラフナリ、小兒ヲ學ニミチビク事ハ、既ニ前條ニ論ズ、ヤヽ八九歲ニモナリテ、更ニ素讀ヲ習フニナリテ、其父兄モトヨリ學事ニナラヒテ、子弟ニ素讀ヲモ敎エンハ論ナシ、左ナクテ外人ヘ託シ素讀ヲサセントナラバ、其託スル人ヲ擇ブベシ、是カリソメノ事ニ非ズ、世人多クイフ、素讀ノウチハ、何レヘ遣スモ苦シカラズト、師ヲエラブノ心ナク、ソマツナル方ヘ託スルハ、然ル可ラズ、兒童ノコロハ記憶ツヨク、我モ人モ幼少ノ時ヨミタル書ハ、老後ニ至リテモ忘レヌモノナリ、學文セヌ人、セメテ四書五經ノ素讀ナリトモナドヽ、心安クイヘドモ、五經ハ論ナシ、四書一部ヲ音義正シク、テニヲハノアヤマリナク讀得ル人モ多ク得ガタシ、サレバ幼童ノ時相違多キ讀カタヲナラヒオボエテハ、後々マデノ害ニナル事アリ、殊ニ素讀ノ弟子多キトコロハ、四五人五六人モ同時ニ讀シムルニ、孝經論語ヲ讀モアリ、小學大學ヲヨムモアリ、五經、文選、三體詩、唐詩選ト同ジカラヌ書ヲ同時ニヨミタツレバ、マギレテ聞分ガタカラン、ソレヲ業トシテ聞ナレタル人ハ、マギルヽコトナキニテアルベキナレドモ、彼モ是モ一時ニ讀アヤマル時、彼ヲ正スウチニ、ハヤ是ハ讀過ルナド、要スルニ其勢コマカニ吟味ナリガタカラン、サレバ相違セル音訓ヲモタヾサズシテ、相違ナリニ記憶カタマルハ、氣ノドクナリ、サラバ大儒名家ヘ託スルガヨキカトイヘバ、左樣ノ人ハ、學業多事ナレバ、兒童ノ素讀ノ世話ハ其イトマモナク、コナタヨリモ遠慮アリテタノマレズ、タトヘタノミテキヽ屆ケアリテモ、其人自身ニ敎ルニモアラデ、其子弟或ハ寄宿ノ門人ナド授ルナラバ、其詮モナカルベシ、サレバ句讀ノ師ハ、思ノ外良師ヲ得ガタキモノナリ、然ラバイカヾセント云ニ、畢竟素讀ノ師

ノ事ナレバ、其人博洽ナラズトモ、詩文ノ方ハ拙クトモ、ソレニ關ル事ナラヂバ、タヾ其人ガラ正シク、四書五經ヲ丁寧ニヨミオボエタル人ヲ尋、師ニ頼ムベシ、サテタノムニナリテハ、入學ノ式ヲ厚クシ、何事モカリソメナラヌヤウニスベシ、

〔正齋書籍考一經〕五經白文

白文、マタ正文、眞文、素本ト云フ、注疏本ニ對シテ、單經本トモ云フ、古ハ經本、注本別行ス、○中略其經本ノ今ニ現存スルモノハ、唯石經ノミ、皇朝經本ヲ漢唐ニ傳フ、山巖石室、意フニ單經眞本アルベキ歟、蓋古ノ學者ハ、經本ヲ單讀シ、其義ヲ得ザルニ逮テ、輙チ注本ニ參稽ス、初ヨリ經注兩讀セザルナリ、其正義ニ於ケルモ亦此ノ如シ、是古ノ讀法ナリ、今ノ白文ハ、後人素讀背誦ノ爲ニ刻スル所ニシテ、其原古來單行ノ經本ヨリ出タルヤ、又後來經注本ヨリ、拔萃シテ、素本ト成シタルヤ、其流別今知ベカラズ、加之新古ノ注本混淆シ、其據トコロ亦踳駮一ナラザルヲヤ、

〔日本教育史資料二舊桑名藩〕學校○立教館

賞與　十歳以下ニシテ四書ノ素讀ヲ終ヘシ者ハ、孔子行狀圖解壹部ヲ賞與ス、　十四歳以下ニシテ五經マデ素讀ヲ終ヘシ者ハ、孝經大義壹部ヲ賞與ス、　十歳以下ニシテ四書五經トモ素讀ヲ終ヘシ者ハ、蒙求壹部ヲ賞與ス、　學問追々會得セシモノハ、近思錄壹部ヲ賞與ス、

〔日本教育史資料二舊佐倉藩〕近年素讀生、多讀候を手柄之樣に心得、復習之功無之故歟、已前隔日之節よりも、本數は數多讀候ても、講義にても可致程之力有之者少き趣に相聞ゐ、必竟業を授候者も受候者も、其日之責を塞ぎ候のみにて實意の骨折無之故に可有之候、依之此度成德書院ゐ引移後は、別帳之通素讀日、以前之通隔日に被相改、敎授已下授業之者、出席も多被相定候間、文化度被仰出候温故堂御規則之趣堅相守、敎授目曲尺を以、其者之力に應じ、等級を附、紙數少くとも熟讀いたし、漸々に進候樣丁寧に敎示可爲肝要候間、師役之者厚く申合、受業之者ゐも、兼て可被申

默讀

達候、○中略

天保七丙申年十月七日

〔授業編 二〕讀書第三則

サルニテモ書ヲヨムニ、聲ヲアゲテヨムガヨキヤ、默シテヨムガヨロシキヤト問フ人アリ、コレハ各得失アリテ、一方ニ定テハイヒ難シ、聲ヲ揚テヨムナラバ、字音ヲ正シ句讀ヲ分チヨムベシ、字音ノ疑ハシキハ打ステヽオカズ、ソノマヽ字書ニテ吟味スベシ、吾咿ノナキヤウ、又同ジ字ヲクドクドト再三ヨムナドスベテ聞ヨカラヌ音聲、マタビロウナルヨミナドヲ、ズイブン心ヲツケタシナミテ讀ベシ、弟君錦ガ藝苑譜ニアル通リ、常ニ、ジダラクニ讀ツケテハ、尊貴ノ御會讀ニ侍シ、スベテ晴ガマシキ席ニテヨミニクキモノナリ既ニ一二扁モヨミタル書ヲクリ返シテ讀、意義ヲクハシク求ムルニハ、默シテ書ヲミルガヨシ、何レニモ一部ノ書ヲヨマントナラバ、其開卷ノ首ヨリ終リマデ一字ヲモ殘サズ一句ヲモ略セズ讀テ、讀シマイタルトコロニシルシヲツケテ、又其次ヨリ讀ベシ、此ヲ讀カシコヲ讀、コノ書ヲ見カノ書ヲ見ルコトセザルガヨシ、左ナケレバアシク癖付、卑諺ニイフ喰サシ學文ト云ニナリテ、一部ノ書ヲ通シテ讀事ナラヌモノナリ、凡世ノ人ノ讀書ヲ好マザルハ、書ノヨメヌト解セザル故ナリ、モシヨメテ解スルコトナリナンニハ、古人ノ言ルゴトク、天下ノ至樂讀書ニ過ルモノナシ、サレバ多キヲ貪リ、博キヲツトメテ、其勢ヒ止ミ止ム事アタハザルニ至ル、其時ニアタリテ、余アマネク世ノ人ニ告知セタキコトアリ、人常ニ少壯ナルコトナシ、必ズ衰老ニ至ルト云道理ヲ常ニ心ニ存シ、時々ニ省察シテ、書ヲ讀ニモ、兼テ老後ノ地ヲナシ置ベシ、ソレトテモ學業ヲ以テ任ズルニモアラズ、世ノ諺ニ、ナグサミ學問ナド云類ヒニ、其身イトマアルニマカセ、月日ヲ消スルバカリニ書ヲ讀人ハ、トモアレカクモアレ僅ニ文章ノ業ニ志アル人、右ノ心意ナケレバ、老後ニ後悔スルコト多シ、

暗誦

〔令義解 四考課〕凡進士試時務策、略○註 二條、帖所讀文選上帙七帖、謂帖者安也、言於字上安物、諸讀令過也、爾雅三帖、

〔古事記 序〕時有舍人、姓稗田、名阿禮、年是廿八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勒心、卽勅語阿禮、令誦習帝皇日繼及先代舊辭、

〔文德實錄 八〕齊衡三年四月庚寅、右京大夫從四位下藤原朝臣諸成卒、諸成參議從三位巨勢麻呂曾孫、左兵衞佐兼阿波守從五位下弓主之孫、正六位上助川之長男也、弘仁年中爲文章生、聰悟超倫、暗誦文選上帙、擧中號爲三傑、

〔菅家文草 二詩〕夢阿滿

阿滿亡來夜不眠、偶眠夢遇涕漣々、身長去夏餘三尺、齒立今春可七年、從事請知人子道、讀書諳誦帝京篇、初讀賓王古意篇、

〔台記〕天養元年九月廿日戊辰、少將公親來、暗誦論語卷第五以上、近代未聞事也、公親年十四、

〔古今著聞集 四文學〕勸學院の學生共あつまりて酒宴しけるに、おの〳〵議しける、年齡座次をもいはず、才の次第に座には著べしと定めけり、然るを隆頼すゝみてつきてけり、傍輩共、左右なくはいかにつくぞといひければ、隆頼きこへけるは、文選三十卷、四聲の切韵暗誦のものあらば、すみやかに隆頼ゐくだるべしといひたりけるに、傍輩共皆口を閉てあへて云事なかりけり、

〔羅山文集 九書〕與松野保高 寬永元年作

昔吉備公讀野馬臺詩、野相公亦讀之、或得神助、或認蛛迹、此事雖不知有無、而我朝書東野人之所傳述者、口焉不絕、近代於僧中、圓月、德濳號俗例、月入元國時、或人令讀曾成王碑、月能得讀之、濳在阿波時、欠大般若數卷者、諳補書焉、叢林以爲美談、頃子背八句詩數首於一覽、再誦之後而諳寫之、又昨見所未嘗見之織錦璇璣圖、而目擊以獲讀焉、不亦奇乎、此圖裁於事林廣記、初讀者標圈子於發題、冒蛛絲於行次、而脈絡烏絲欄稍通之今子不依神助、不待絲絡、熟視而克讀如舊相識、時在余側者甚奇焉、

侍讀
博士

昔蔡中郎以手探曹娥碑而讀焉、以今見之則有信矣、又古ノ進士者、背誦五經某卷其紙數葉者列在有司、以今思之則亦有信矣、以若是之伶俐而愈勤益勵而進、進不已則不大幸乎、況又其志在儒門乎、我老矣、四十其上二歲、雖強仕然目昏齒痛、吁我老矣、子其勉哉、勿以聰明爲太甚、勿以智爲鑿矣、惟幸幸、

〔筆のすさび 中〕この時代〇專順の時などは、連歌仕俳諧仕ともに、相應に書をよみ、もの學びは仕たり、立的は、古歌八千首は闇記すといへり、昌琢は、古歌一萬首あまりは闇記す、一句二句忘却仕たるは、外に五六千首もあるべしといへり、祖白も九歳の時、すでに八代集は暗誦せしとなり、那波道圓先生、ある時閑窻の下に、漢書を閲てありし時、林道春先生來りて、その書一紙の内に、識られざる字凡いか程ありやと尋ねられければ、道圓對ていはく五六字ありと、道春いはく、予は二三字に過ずとなり、古代の學者は、趣向の違ひし事見つべし、

〔業芝園漫筆 三〕吾聞之、笠原先生自言、記唐詩二萬首、若其信然、則是人之於詩、可謂無知識矣、空其拙於自運也、

〔伊呂波字類抄 志 疊字〕侍讀

〔安齋隨筆 前編 二〕一侍讀尙復　侍讀は天子に書を敎へ奉る職也、初の侍讀奉敎の後、尙復其章句を復し申さしむる職也、義知ノ說常に此職名なし、御讀書の時に定らる、也、

〔朝野群載 十二 位記例狀〕侍讀

談天不究、炙輠無竭、況侍帷幄、奉授詩書、宜增榮爵、用照儒門、

〔新儀式 四 臨時〕御讀書事

若有御讀書事、預定其書幷博士尙復、舊例、七經召明經博士、史書召記傳博士、群書治要或用明經記傳各一人、近代雖云可御讀七經、只以紀傳道宿儒博學被聽昇殿之輩、多爲侍讀之人、

〔禁秘御抄上〕召侍讀事
寛平小式、巳時召侍讀、次御膳也、遣誡、朝膳巳時也、如清涼殿記者、未時可召之、只如此事可在御意也、
御學文殊沙汰之時、更不可及時剋沙汰事也、
侍讀候朝餉中間緣也、主上卷御簾有誦習、

〔職原抄上〕大學寮
明經者、昔愛成爲寛平〇宇多侍讀聽昇殿、

〔禁秘御抄中〕被聽臺盤所人事
御師匠人、依召參例也、侍讀人候鬼間、依召參常事也、院〇後鳥羽御時、實秋爲御笛師參、依被例〇中略聽入立之人、定聽直衣、其外侍讀聽之、不然人不聽之、可然人少々聽之也、

〔禁秘御抄中〕御侍讀事
紀傳御侍讀、能々可有精撰、世之所許明事也、東宮踐祚、御書始以前、公卿勅使宣命草、幷御修法御祭文、捧物、坊時學士得之、又雖非學士、專一人候之例也、御書始後、御侍讀二人也、而三人又有例、常事也、及四人、雖有其例、不甘心、況仲章橫參時及五人、不可爲例云々、明經、高倉院御時、淸原賴業、依才名被召、世人聽之、但不聽殿上、仍立砌奉授、堀河院御宇、樂人淸任奉授笛、天暦御宇、秀高例也、但如此管絃地下御師匠尤無由、

〔安齋隨筆後編七〕一侍讀と云は、天子ノ學文ノ師也、君前に侍りて讀書を敎へ奉る故、侍讀と云也、後に轉じて、伶人樂曲を天子に敎へ奉るをも侍讀と云、佛法を天子に敎へ奉る僧をも侍讀と云事になれり、是等は文字ノ侍讀に准じて云也、されば侍讀の號は、都て天子の師と云總稱のごとくになれり、

〔紳書四〕一吉田は侍讀の家なり、これ日本紀侍讀の事なり、

〔續日本紀二十七稱德〕天平神護二年十月壬寅、勅久〇中略吉備朝臣波朕我太子等坐之時余利師止之天敎悟家留多乃年歷奴、今方身毛不敢阿流頁卒物乎、夜晝不退之天護助奉侍乎見波禮可多自氣奈彌毛奈念須、然人止之天恩乎不知、恩乎不報奴乎波聖乃御法仁毛禁給幣流物仁在、是以天吉備朝臣仁右大臣之位授賜止勅布天皇我御命乎諸聞食止宣、

〔續日本紀三十三光仁〕寶龜六年十月壬戌、前右大臣正二位勳二等吉備朝臣眞備薨、〇中略高野天皇〇稱德師之、受禮記及漢書、恩寵甚渥、賜姓吉備朝臣、

〔續日本紀三十八桓武〕延曆四年十二月甲申、故遠江介從五位下菅原宿禰古人男四人給衣粮、令勤學業、以其父侍讀之勞也、

〔續日本後紀十二仁明〕承和九年十月丁丑、文章博士從三位菅原朝臣淸公薨、故遠江介從五位下古人之第四子也、〇中略十年〇弘仁正月加正五位下、兼文章博士、侍讀文選、兼參集議事、〇中略承和二年兼但馬權守、侍讀後漢書、

〔三代實錄八清和〕貞觀六年二月二日己未、從五位下行越後介高橋朝臣文室麻呂卒、文室麻呂者左京人、〇中略以讀五經侍嵯峨院、

〔日本紀略一醍醐〕延喜八年十月十七日、贈故參議菅根從三位、依優侍讀功也、

〔日本紀略七圓融〕天元五年七月九日戊戌、餞太宰大貳菅原輔正朝臣赴任、依爲御侍讀也、

〔江吏部集中人倫〕頃年以累代侍讀之苗胤、以尙書一部十三卷、毛詩一部廿卷、文選一部六十卷、及禮記、文集、侍聖主御讀、皆是莫不潤色鴻業、吹瑩王道之典文、又近侍老子道德經御讀、國王理政之法度爰顯、長生久視之道指掌、講竟之日有所感悟、〇中略江氏之爲儒、一家相傳、歷李部官之任十代次第、爲羅圖帝王之師、有以哉、就中祖父江納言〇維時以老子經奉授延喜天曆二代明主、今以不佞之身、侍至尊之讀、江家之才德、可謂光古今、抑學之道、嚴師爲難、師嚴然後道尊、道尊然後民知敬學、彼桓

春卿之侍五更問、其家百官會、張子房之爲一卷師、其位萬戶侯、方今聖日徹於九流、文風薫於十方、我后君招賢才、請先從隗始、我后君與文道、莫使臣朝飢於歲、不獨銜名譽、徵恩榮忘止足、蓋一身猶是使天下之好學不好學、才子不才子、知儒學之爲大侍讀之異、他、實與釋李孔三教之大意也、不堪情懇詠所懷、題御書院之壁、安知李耳不聽之、

家經李部在江濱、謬課庸才更口異、白髮齡傾秋雪老、玄言德顯古風新、田成子是羲皇客、河上公非漢帝臣、夙夜九年爲侍讀、枯株花葉待來春、

〔本朝文粹六奏狀〕請特蒙天恩依尾張國所濟功幷侍讀勞被拜美濃守闕狀　大江匡衡

匡衡非唯此而已、侍讀之勞十二年、侍讀之書三百卷、春卿應五更之問、萬乘臨幸其門、子房爲一卷之師、萬戶豊大其賞、承和之侍讀、文章博士菅原清公卿者、乘車馬出入禁中、應和之侍讀、中納言大江維時卿者、陪帷幄、昵近天顏、皆是倭漢之聖主明王之崇文嚴師之異賞殊私也、況乎匡衡以文章奉公之功、於當時異佗人矣、御元服賀表、染私筆而新千年、大宋國報書、載竹牒而傳萬里、望請殊蒙天恩、依尾張國所濟功幷侍讀勞、被拜任件國守闕、將知稽古之力、匡衡誠惶誠恐謹言、

寬弘六年正月十五日正四位下行式部權大輔兼文章博士大江朝臣匡衡誠惶誠恐謹言

〔本朝文粹六奏狀〕請被殊蒙天恩依殿上舊勞拜任諸司助闕狀　紀齊名

右成基者、中納言贈從二位維時卿孫、參議正三位左大弁齊光卿男也、家門久傳累葉之儒風、父祖共忝三代之侍讀、是以成基自幼日至丁年、入趁丹墀、出遊黌舍、以非藏人期侍中、以學問料待茂才、〇中略

正曆五年月日正六位上行近江掾大江朝臣成基誠惶誠恐謹言

〔本朝文粹七奏狀〕可被上啓擧周明春所望事　大江匡衡

右伏檢舊貫、秀才藏人之濫觴、起自江家、始自延喜、延喜則曾祖父伊豫權守千古朝臣、爲侍讀之間、以男秀才維時擧補藏人、天曆則祖父中納言大江卿〇維時爲侍讀之間、以男秀才齊光擧補藏人、圓融御

字、叔父左大辨大江卿〇齊光爲侍讀之間、以男秀才定基擧補藏人、今當時匡衡爲侍讀之間、男擧周爲秀才對策及第、天之福江家、可繼家塵、匡衡以毛詩莊子史記文選奉授天子、以易筮表翰願文祭文、發明東閣之旨意、儒者之採用、儒者之功効可謂勤矣、〇中略

長保四年十一月十四日　式部權大輔大江匡衡上

謹謹上　藤登州刺史硯下

〔古今著聞集 四文學〕永久三年七月五日、式部大輔在良朝臣御侍讀にて、始て御前へ參りたりけるに、先朗詠をしける、幸逢堯舜無爲化德、是非老之幸哉、大公望遇周文等の句也、次古事をかたり申けり、聞もの感せずといふ事なし、次に管絃ありけり、主上〇鳥羽御笛をふかせ給ふ、更闌て在良朝臣能出けるに、藏人朝隆指燭さしておくりけり、ゆゝしくぞ侍ける、

〔古今著聞集 十八飲食〕鳥羽院御くらゐのとき、在良朝臣御侍讀にて、つねにまいりける、時々さけをのませられけるは、後朝臣愛酒にて侍けるにや、

〔山槐記〕治承四年十一月九日丁巳、今夜子時許、正三位行宮內卿式部大輔藤原朝臣永範薨、年七十五、〇中略爲三代法皇、(後白河)二條院、新院、〇高倉帝者師、文道滅亡、已有此時、

〔平戶記〕仁治元年十一月廿六日乙卯、及晚文章博士經範朝臣來臨、風氣頗不快、然而依身望示來之由、爲人之大事、相談面謁、示云、申御侍讀幷昇殿事、可被問人々之由、只今自入道殿被仰下、然者必可得其心云々、子細不能委記、移時歸了、　廿七日丙辰、今朝經範朝臣送消息云、今日一定可被問人々云々、其氣趣不委記、念誦寫經之間及午剋、今夕右大臣殿御作文也、仍朝飡之後淸書詩歌之處、勅問御敎書到來、狀云、

文章博士經範朝臣昇殿間事、申狀如此、許否之條可爲如何樣哉、卽可被侍讀歟將又可列雲上歟、若可爲侍讀者、五人之例、佐渡院御宇之外、其例可有猶豫歟、口御持僧人數加增、强雖非吉例、近來

又被加御了、若可被准據歟、此儀猶可有巨難者、只可被聽仙籍歟、以此等之趣廻思慮可令計申給之由、攝政殿御消息所候也、仍執達如件、

十一月廿七日　右大辨經光奉

夕　民部卿殿

內々啓

不廻時剋可令進御請文給之由其沙汰云々、爲御存知言上云々、經範謹言、

被召加御侍讀、若可聽昇殿子細狀、

右經範謹竊當時之聖化、皆協上世之嘉猷歟、今茲子月朔者、冬至履長之日也、與黃帝時等、明春上陽始者、震儀冠禮之期也、與成王昔同、百僚舞踏、何不致驚賀於翰林之花、一天願躍、何不沐口樂於詞海之波、康哉帝道誰不靡然、況亦我君已臨成人之期、漸有志學之議者、四品之儒一人尤可被召加歟、五人侍讀者、淸和聖代、菅原是善卿、大江音人卿、大春日雄繼、豐階安人、善淵愛成等也、明經輩雖相交已貽芳躅、盍資准的哉、佐渡院御宇、又有其例云十大納言、護侍僧、皆被用彼例、更不憚其儀、何至侍讀可及豫議哉、四人例始起自順德院、雖非佳躅、已爲近例、○中略 凡自仁明天皇暨于後堀川院、御侍讀之中、必被抽當職之中、經範專當仁、謂其次第、是非天授哉、光兼朝臣者、正三位長倫卿息也、父子相並之條、更無先規、就中各奏儀記之列、一度未肆公私之命、飛文染翰之序兩年○此下恐有脫字 無遠胡越之路晝夜費、況風雨馳騖、憶其身勤、已超濟輩、而下藺公良長成良賴等朝臣、信房卿輩、繼蹤同時列、佛彌增俗骨之然諾、爭致學道之交乘哉、進退惟谷、涕泗成淵、早應五更之問、欲顯三餘之功、但侍讀不取加人數者、仙籍又可施皇慈、且是後堀川院御宇御書所作文之時亡父孝範朝臣被聽浮丘之籍、令遂生涯之望、例不外求、恩蕩無偏、以此等趣殊可令洩披露給、經範誠恐頓首謹言、

十一月廿六日　文章博士經範狀

請文云

謹請　文章博士經範朝臣所望間事

右侍讀五人事

佐渡院御宇例、因准之儀、所申之趣非無其謂歟、但至用捨者可在勅定歟、非御侍讀被聽仙籍之條、父孝範朝臣已應此撰了、其上誠不可及子細候歟、至于年齡未及其儀者、頗雖可有豫議、近來人之昇進、皆以如此、强限此事不可及沙汰候哉、就中儒道之輩、當時多被聽也、又不可及其沙汰歟、經範朝臣名譽者候、被優賞之條不可有巨難候歟、被是許否之趣可被決時議候歟、以此旨可令披露給、經高頓首謹言、

十一月廿七日午剋　　民部卿平經高 請文

經範朝臣欵狀、頭辨令書寫賦遣人々許歟、急速之時、如此事定例也、仍件狀不返上留了、

(康富記)嘉吉三年四月十二日丁酉、雜談、清大外史參禁裏御侍讀時、每度爲衣冠着指貫、此事有先例哉之由有御不審、予申云、未得先例、但内々申談、何樣有之歟之由申了、顯職之時、衣冠不可然、又縱雖爲衣冠、可爲張袴歟、指貫如何哉之樣被語仰、又禁裏昇殿被聽之外、院昇殿、又春宮昇殿各別可申事也、於親王家者別不申之、准大臣家之由被仰了、

(閑窻自語)中御門院重清二位宣通事

伏原故二位宣通卿は、させる學才もあらざりけれども、中御門院御讀の師にて、ことの外重んせられ、直衣などもゆり、又林和靖の繪の間に供すべきよしなど仰せらる、(此間は、ちか頃議奏たる人の候する所なり、)これは内々の事ながら、例なき事のよしき丶およびぬ、往古侍讀の人、清涼殿よりまかづるの時、殿上人、□□□とるの例などにもかなひはべらん、いみじき事なり、

(台記)康治三年(○天養元年)四月廿日辛丑、式部大輔敦光朝臣(子二)依重惱出家、(○中略)敦光申請、以其子大内

師範

尙復

記長光被聽新院(崇德)昇殿、依爲御師讀也、

〔玉海〕建久元年十二月五日乙酉、右中弁棟範來云、來廿二日、二宮可有御書始事、左大將可參文人云云、依保延三年十二月廿五日、法皇(○後白河)親王之時御書始例、可被行云々、又云、保延例、菅在良爲大學頭、爲序者、今度在茂當仁、而日來爲御師讀、奉授數卷之書、而忽弃置被召光輔、(法皇例、敦光爲御師讀之故也、)恐怨此事、不可勤仕、爲之如何云々、余(○藤原兼實)云、保延三年、在良已沒之後也如何、棟範云、時登なりけり云々、不足言、棟範云、可召長守歟、余云、猶可被仰子細於在茂、畫參哉、依吉例被召光輔、雖後日尤可被召加之、凡ハ在茂之鬱陶尤有謂事歟、　廿六日丙午、此日二宮於仙洞有御書始事、左大將入文人、爲上首云々、實宗雖行本宮事、詩筵ニ不交云々、

〔台記〕久壽二年十二月一日甲戌、後日春宮亮親隆朝臣來語曰御書始師範兼尙復、修理亮藤俊光、太子(○二條)着御靑色袍、關白(○藤原忠通)已下候御前座、事了關白已下着殿上座、有盃酌事、範兼着公卿末朗詠、

〔園太曆〕貞和三年二月七日、日野前大納言送消息、在登卿侍讀讓補息在淳卿、何樣可有沙汰哉云々、者何事之有哉之由申了、

〔二水記〕永正元年十二月十八日乙亥、今日午一點、於小御所一宮御方(○後奈良)御讀書始有之、御童形、御師範淸少納言宣賢、着五位袍、(候御緣道)孝經申之、自古文孝經至此道已矣迄也、

〔紳書九〕一尙復は、東宮御讀書の時に、御側にありて、書を復へす事を尙り、此時は點圖をひかへて、東宮學士の侍讀するを覺えて、東宮の御ふくの時に、御指南申スよし也、

〔梁書列傳四十〕許懋、字昭哲高陽新城人、魏鎭北將軍允九世孫、(○中略)十四入大學受毛詩、且領師說、晚而覆講、座下聽者常數十百人、

〔新儀式四臨時〕御讀書事

若有御讀書事、預定其書幷博士尙復、（中略）尙復以六位藏人昇殿人中成業者便爲都講、或爲非殿上者、

〔類聚符宣抄九〕學生藤原忠紀

右左大臣宣、件人宜爲日本紀尙復者、

延喜五年五月二日　少外記紀延年奉

〔類聚符宣抄九〕左大臣宣、奉勅、宜令散位正五位下橘朝臣仲遠講日本紀、又仰大學寮、其尙復紀傳明經生等各一人令差進者、

應和四年二月廿五日　大外記兼主税權助備後介御船宿禰傳說奉

式部大輔橘直幹朝臣奉　左京權大夫大江重光朝臣奉

式部權大輔菅原文時朝臣奉　大學博士十市宿禰有象奉

文章博士藤原朝臣後生依病産穢不堪参入　權右少弁大江朝臣齊光奉

左衛門權佐菅原朝臣輔正奉　大學頭高階眞人成忠奉

勘解由次官紀朝臣伊輔奉　式部少丞三善道統奉

右左大臣宣、今月十三日辰二剋、可始講日本紀、件等人、宜召預講席者、

康保二年八月五日　大外記兼主税權助備後介御船宿禰傳說奉

〔類聚符宣抄九〕日本紀尙復召人

尙復

大外記御船宿禰傳說〇中略

康保二年八月五日　大外記兼主税權助備後介御船宿禰傳說奉

〔續世繼一星合〕十一月〇長久三年には、二宮〇後三條御ふみはじめとて、式部大輔たかちかときこえしはかせ、御注孝經といふ文をしへたてまつりて、くら人さねまさ、尙復とて、これも御師なるべし、おな

じき四年の三月にも、佐國、孝言、時綱、國綱などいふものども、心みさせたまひきゆば殿にてぞつくりてたてまつり給ける、

都講

〔文德實錄　三〕仁壽元年四月丁卯、帝喚散位從四位下春澄宿禰善繩、於北殿講文選、丹後權守從五位上豐階公安人爲都講、

〔三代實錄　三十五 陽成〕元慶三年四月廿六日乙酉、天皇始讀御注孝經、從五位上博士兼越中守善淵朝臣永貞侍讀、民部少輔從五位下藤原朝臣佐世爲都講、大臣已下並侍焉、

〔日本紀略　一 醍醐〕延喜六年五月十六日戊辰、天皇始讀史記於式部大輔藤原朝臣菅根、以少內記同博文爲都講、

〔後漢書　二十六 列傳〕侯覇傳

侯覇、字君房、河南密人也、〇中略篤志好學、師事九江太守房元、治穀梁春秋、爲元都講、

召人

〔類聚符宣抄　九〕日本紀尙復召人〇中略

召人

式部大輔橘直幹朝臣　　左京權大夫大江重光朝臣

式部權大輔菅原文時朝臣　　大學博士十市部宿禰有象

文章博士藤原朝臣後生　　左衛門權佐菅原朝臣輔正

大學頭高階眞人成忠　　權右少弁大江朝臣齊光

勘解由次官紀朝臣伊輔　　式部少丞三善道統

右左大臣宣、依件行之者、

康保二年八月五日　　大外記兼主稅權助備後介御船宿禰傳說奉

御讀書始

〔新儀式　四 臨時〕御讀書事

若有御讀書事、預定其書幷博士尚復、舊例七經召明經博士、史書召紀傳博士、群書治要或用明經紀傳各一人、近代雖云可御讀七經、只以紀傳道宿儒博學被爲昇殿之輩、多爲侍讀之人、又尚復以六位藏人昇殿人中成業者、便爲都講、或爲非殿上者、當日早旦藏人奉仰行事、其儀垂東廂御簾、晝御座前立御書案、孫廂南第五間鋪菅圓座爲博士座、南面第三間鋪同圓座爲尚復座、西面第一二間鋪疊爲王卿座、南廊小板敷鋪疊爲出居座、其東鋪疊爲侍臣座、時刻中少將著座、次王卿、仁和四年下宣旨於左右近衞陣、御讀者間公卿許昇殿者、次博士、次尚復、博士尚復勿副書卷、尚復稱文、博士讀矣、尚復畢先退下、次博士、次王卿、次侍臣、次中少將、後日博士尚復依召參上如前、但不鋪出居座、但博士尚復之間、非殿上侍臣之時、出居者座矣、尚復先讀點、此間侍臣、若有讀點者、尚復博士相共說之、次稱文讀畢、尚復先退下、次博士、但竟宴之時、垂母屋御簾、孫廂南第五間北邊鋪兩面端疊爲博士座、如例南面、但貞觀十七年群書治要竟宴、參議式部大輔菅原是善朝臣、刑部大輔菅野朝臣佐世、二人爲尋者也、公卿座如常、御晝御座、殿上王卿依召參上、貞觀十七年於綾綺殿有此宴、諸卿參上、別召非參議四位四人、幷尚復山城權介善淵朝臣愛成陪殿西庇、次博士先賜酒饌博士、次賜王卿、穀倉院設王卿饌、內藏寮設博士饌、並賜侍臣、坏酌三巡之後、大臣奉勅召可獻題之人仰之、隨卽獻之退却、次第四間立文臺、次御厨子所供菓子干物御酒、次獻詩、畢卽召侍臣堪其事令讀之、貞觀令參議音人卿作序、幷爲講師也、事畢給祿有差、博士白褂一重、加給御衣一襲、又貞觀二年十二月廿二日、御注孝經竟宴、以明經博士從五位上大春日朝臣雄繼爲正五位下、近代文間有預恩賞者、

〔江家次第十七〕御讀書始事寛治二年、崔寔四民月令曰、十一月硯氷命幼童讀孝經論語云々、

豫定其書幷博士尚復

舊例七經召明經博士、史書召紀傳博士、群書治要或用明經紀傳各一人、近代雖可御讀七經、只以紀傳道宿儒博學被聽昇殿之輩、多爲侍讀之人、又尚復以六位藏人昇殿人中成業者便爲都講、或召非殿上者、寛平小野美材、承年三統元夏、寛和二年例、侍讀參議左大辨大江齊光　尚復大學頭忠輔朝臣、坊學士、御書御注孝經、

當日早旦御裝束

垂東廂御簾藏人式幷新儀式如此

今案頗無便宜、西宮抄垂母屋御簾云云、延喜六年四月二〇（一本作二十月、下同）十六日記、此日上御簾、御平敷云云、寛和二年十二月八日記、垂母屋御簾云云、

晝御座前立御書案（藏人式并新儀式如此）

寛和例、晝御座西間、供繧繝端帖一枚、爲御座、其前立御書案、置御注孝經（マヽ）卷紙也、又置點圖角筆等案、面推紙、御座西間敷南面端帖（東面）爲攝政座云云、（是於凝華舍被行、主上南面時儀也、）

孫廂南第五間、鋪菅圓座一枚、爲博士座（南面）

寛和例、南簀子敷第四間云云、是依晝御座四間時歟、又東面云云、依凝華舍也、

第三間鋪同圓座、爲尙復座（西面）

寛和北面、當南廂第四間云云、凝華舍、

第三間鋪綠端帖、爲王卿座、

寛和敷南面端一枚、爲公卿座、當廂第一間云云、是攝政被候南面之故歟、左右丞相外他公卿雖候依無座候侍所、仍所敷歟、

南廊小板敷、鋪黃端帖、爲出居座、其東鋪同端帖、爲侍臣座、

寛和同簀子東橫切敷帖二枚、爲出居座、南絕席敷帖二枚、爲侍臣座云云、

時剋出御（寛和著御直衣、例垂髮歟、可尋之、）

攝政候座（寛和儀）出居次將著座、（寛和例）帶劒不取書卷云云、

延喜六年四月十六日史記御讀之日少將帶劒侍云云、

次王卿著座

寛和左右兩丞相著座、他公卿依無座候侍所、不取書卷云云、今案天德四年三月十九日九記云、左大臣云、公卿若可持書歟、予答曰、天皇若皇太子讀書例然也、親王例所未知也云云、如件記者王卿

可持書歟、
次博士著座
寛和左大辨齊光從西方緣進御前著圓座云云、素笏取副書、
次尚復著（博士尚復笏副書卷云云）
寛和尚復大學頭忠輔（四位）經出居後、南出自殿上上戶經公卿後更上座云云、
次侍臣著（各挿書卷）
寛和侍臣不著座
次博士進御案下膝行取御書更開御書紐、小卷又置御書案上還著本座、（此寛和例也、式新式并他書私記等無此事、）
次尚復稱文
此事不見式并寛和記、但新儀式如此、亦可用呉音云云、見天曆十年九記（東宮御書始所）
次博士開書讀曰、御注孝經序、（漢音、此寛和例也、）
天曆十年東宮儀博士開文、太子尚復開後讀之、
次尚復云（巳々万天）
此事不見式并舊記、然而書始儀、多皆如此、可隨時儀、
次尚復又讀曰、御注孝經序、次尚復退下、次博士退下、
寛和博士尚復退下云云、然而式幷新儀式如此、
次王卿退
次主上入御、次出居退下、次公卿以下著殿上饗、
寛和侍所內藏寮儲饗、攝政左右丞相以下候殿上云云、
祿事無所見

裏書云

御書始（高陽院儀）

當日早旦御裝束

其儀、晝御座五箇間、垂母屋御簾、移敷晝御座於西第三間、（御座ノ前置御硯筥御筆等也）第四間副母屋御簾、敷繧繝御座一枚、（東行、四）其前立書案、（案面押紙）其上左方置御注孝經、（卷紙置之、マキフミ）御點圖（コテンツノ）角筆（ツノフデ）等、第五間御障子下、敷兩面端一枚、爲攝政座、（南行、北）孫廂西第五間、敷菅圓座一枚、爲侍讀座、同第三間敷同圓座、爲尚復座、同第一二間敷兩面端二枚、爲公卿座、西廊小板敷、敷黃端疊、爲出居座、其南絕席、鋪同疊、爲侍臣座、弘廂第五間以西、返燈樓綱也、先藏人頭、召陰陽師於藏人所、令勘日時、之後、覽攝政、次藏人頭奉宣旨、召兩儒、仰可勤仕侍讀尚復之由、（儒皆爲地下、皆、衆日被聽昇殿也、）時刻出居次將著座、（劒笏、如常）次出御、（自母屋第五間可出御）攝政褰御簾、（白橡物御直衣、之表打紅打御衣、白綾御衣、同單衣、紅御袴、白御檜扇等也、）次攝政著座、（西面）次大臣著座、（近代不把書卷、納言以下候殿上、）次侍讀自南殿乾戶、經御殿東南簀子、入自第五間著座、（西面、把副書卷於笏）次尚復出自殿上戶、經南簀子、入自三間著座、（北面、同把書卷）近代侍臣不著座、次依攝政氣色、侍讀置書於座前、昇長押上、膝行進寄御案前、置笏把御書、披之置御案上、次披御點圖、把笏退著本座、先披書、次尚復同披、次尚復云、文、（吳音）次侍讀取笏讀云、御注孝經序、（漢音）次尚復云此許、（コヽマデ）次天子令讀件五字給、次尚復又讀件五字、次兩儒卷書取副笏、次依攝政氣色、先侍讀退下（本路）次尚復退下、次大臣退下、次入御、次出居退下、次攝政以下著殿上饗、（內藏寮辨備之）一獻、（藏人頭勸盃、藏人取瓶子、）次居汁、（五位爲大臣陪膳、藏人爲納言以下陪膳、藏人各役送之、）次居菓子、次公卿退下、次藏人撤御裝束、

〔江談抄一公事〕幼主御書始事

被談云、幼主御書始、是待十二月庚寅日被始事也、無件日年者不被行、

〔大鏡裏書〕宇多天皇御事（在位十年）（諱定省）

光孝天皇第三皇子、○中略 同○仁和三年十一月十七日丙戌、即位于大極殿、同四年十月九日癸酉、始讀周易、（年廿二、侍讀大學博士善淵朝臣愛成、）

〔大鏡裏書〕醍醐天皇（諱敦仁）御事在位卅三年

宇多天皇第一皇子、○中略同○寛平九年七月十三日丙戌、卽位于大極殿、昌泰元年二月廿八日戊戌、於清涼殿始讀群書治要、年十四、侍讀式部大輔紀長谷雄朝臣、尚復大內記小野美材、

〔榮花物語十二玉村菊〕ことし春宮○後一條七にならせ給、長和四年とぞいふ、御文はじめのことあり、學士には、大江匡衡が子の一條院御時の藏人つかうまつりし擧周をぞなさせ給へる、

〔扶桑略記三十堀河〕應德四年○寛治元年十二月廿四日壬寅、主上○九歳始讀御書、

〔爲房卿記〕寛治五年六月九日、今日午刻、始喚左大弁大江卿○匡房有御讀書事、（十三歳）可候侍讀之由、頭辨書綸言、今朝遣之云々、先例召其人、眼前仰之可尋、其儀晝御座前、立御書案、案上敷紙置御本、孝文本紀次出御、御直衣御座北頭鋪圓座、殿下○藤原師實令候給、次召左大弁、取加本書於笏參候、緣實子數鋪圓座爲其座次參進案下、取御書披表紙置案上、次披本書奉授云、孝文本紀第十、次起座退出、壬日可憚歟、但一條院并當時御書始之日也、

〔長秋記〕天永二年十二月二日、今日頭弁仰藏人實兼云、御書始○鳥羽、九歳、料、御注孝經今日可書始者、仍俄尋召色紙、　十四日、御書始、侍讀文章博士在良、尚復右少弁實光、午時參內、參殿上方、頭弁實行云、御書外題料、金泥不儲、仍只今東西相挑也、御裝束、當南廂大床子間引遣晝御座、御劍硯筥同在此所、御帳之間御簾際敷繧繝疊一枚、其前立御書案、黑漆二其上敷紙二枚、引連敷之左右妻二寸許不足故歟、其右方置點圖草子、○註略草子左置角筆、○註略其左置御注孝經、額間御障子、際敷兩面端疊一枚、爲攝政座、垂母屋御簾、上廂御簾、孫廂第五間西頭敷圓座一枚、爲侍讀座、三間東頭敷圓座、爲尚復座、第一二間長押上敷兩面端疊二枚、爲大臣座、南廊小板敷敷黃端疊二枚、爲出居座、東向云々其南敷同疊二枚、爲侍臣座、東向年中行事障子頗押遣北方、出居侍臣之座狹故歟、

〔中右記〕天永二年十二月十四日壬寅、今日御書始也、○中略或人云、天子御書始、近代一條院、堀川院、當今○鳥羽也、於御一條院者、東宮之時被始云々、

殿下(○藤原忠實)被仰云、先侑復申云、文、次侍讀云、御注孝經序、次侑復云々、卷、次天子令讀給、次又侑復御注孝經序と可讀上也、今日侑復微音不聞如何者、實光讓人々云、衞府人侑復例不見也、可帶劒哉如何、新宰相爲房可帶劒、是必可取副書於笏故也、

〔台記別記〕久安三年十二月十二日壬寅、今日天子(○近衞)始讀御注孝經、年九、去十日、治部權少輔俊經(五位藤原顯業子)被聽昇殿、爲侑復也、大學頭維順朝臣(四位)爲非參議第一儒、又爲匡房卿子、文章博士永範朝臣、(四位)頗有博學之名、而今以俊經爲侑復、非唯兩儒可憂、又無父子相並之例者乎、自莫敢言、道路以目矣、去夜半出納來曰、明日御書始、午剋以前可參者、今日午剋束帶參院、(无文帶、蒔繪劒、臨期御注孝經、)次參内、(土御門烏丸殿、)余(藤原賴長)(如大内、)入自敷政門、欲向殿上、(○中略)殿上人不着座、次博士置書於座前起座、(有揖)昇自御座間、(膝長押)於膝行就机下、置笏於左、取御書、(本以文下爲帝方置之)取返解紐開書、(不足一枚程)一卷表紙、(自端卷)更又取返置机上、(以文下、取笏爲帝方、)欲退歸、攝政(○藤原忠通)示可開點圖之由、(此事先例不見如何)更歸開置之、(御書南上机)逆行降長押、左廻歸座、(有揖、今按可右廻歟、)次博士侑復置笏於左、(侑復置右)開書(不足一枚程)一卷表紙、(自端卷)置座前取笏、次侑復曰、文、(吳音、長、)次博士曰、御注孝經序、(漢音、引音、)次侑復曰、己々万天、(短、不引音、)次又侑復曰、御注孝經序、(如博士)副笏、天子不讀、(寬治例、侑復讀了、天子讀、)次博士侑復置笏卷書、(堅紐如常)副笏、先博士退下、(本道)次侑復退下、(本道、先侑復可退下、今次、○此下恐有脫字、)次予退下、(本道)復座、(殿上昇座、當小大盤、)次入御、(不警蹕)次出居退下、(○中略)此後問天子書始公卿可取書否於左大將、(如同、伊通卿、)對曰、太子讀、公卿持書何況天子可持之、西宮文、天子篇、王卿无注者、文不具也、寬和記、上下文、候御前之大臣持書之由所見也、以至字可讀至也、伊通卿曰、至字讀可然、以西宮文王卿無注爲文不具、猶未甘心者、余重案之、西宮十六卷抄天子書始篇云、(不載太子書始儀)中少將着座、次王卿、次博士、次侑復、(博士侑復副書卷)次侍臣、(各挿書卷)此文出居幷王卿不持書顯然、勘寬和記、出居次將爲不取書卷、與西宮相同、以之知、公卿不取書卷、又與西宮文同、然者不取書卷之文、兼殿上幷御前公卿也、至侍臣可取書卷也、又侍臣若着座者可取書卷也、至讀不可然歟、九記文謂、天子書始、侍臣持書、太子書始、公卿殿上人持書歟、疑者曰、彼記左

大臣陳云、公卿等若可持書歟云々、既云公卿等、何含侍臣持書之事乎、答曰、公卿等云々、既云等、含侍臣也、因之其答及侍臣之事歟、疑者曰、天子太子何異其禮乎、答曰、禮依人異、天子太子何必同乎、天子禮必可與太子禮同者、太子禮公卿侍臣皆持、（无出居）天子禮、出居同可持之、既許出居不持、（寬治記）公卿不持、與太子禮異、有何難乎、加之天子書始不給祿、太子給祿、（西宮記抄十）是天子太子其禮不同之證也、

東宮御讀書始

〔百錬抄十後鳥羽〕文治二年十二月一日甲戌、天皇（〇七歳）御書始也、參議兼光卿奉授御注孝經、文章博士光輔朝臣爲尚復、

〔續日本後紀一仁明〕天長十年四月庚辰、皇太子（〇文德、七歳、）始讀孝經、參議已上會集東宮、有宴焉、

〔故實拾要八〕侍讀

是東宮ニ御讀書ヲ奉授云也、但清原家ヨリ參スル時ハ、以孝經最初トス、菅原家ヨリ參スル時ハ、以文選最初トスル例也、

〔三代實錄二十七清和〕貞觀十七年四月廿三日乙亥、皇太子（〇陽成、八歳、）始讀千字文、從五位上守右少辨兼行東宮學士橘朝臣廣相侍讀、親王公卿畢會、宴飲極歡而罷、五位已上並侍陣頭、六位賜祿各有差、

〔日本紀略一醍醐〕延喜九年十一月十三日、東宮（〇保明親王、七歳、）御書始、

〔日本紀略一醍醐〕延喜十一年十月廿二日壬申、皇太子始讀御註孝經、

〔日本紀略一醍醐〕延長八年二月十七日、皇太子（〇朱雀、八歳、）於凝華舍初讀御註孝經於學士藤原朝臣元方、

〔日本紀略六圓融〕貞元二年三月廿八日己丑、東宮（〇華山、十歳、）初讀書、于時太子御座閑院東對、學士權左中辨菅原朝臣輔正、尙復文章生藤原爲時、

〔小右記〕長和三年十一月廿八日庚戌、東宮屬某來云、今日御書初之刻可參入者、仍經營參入、（午刻許者〇中略）次御博士大江擧周朝臣、（五位學士、定儀注也、）初式部大輔廣業可爲御博士、而未關本任放還、（伊與守）仍左府（〇藤原道長）以權大納言（〇道長子賴通）書、令送新司爲任許、只奉解由、其後被遣使者被召、不與狀、不承從、仍以擧周

爲御博士、咋今相府云、東宮御書始、爲身之無極大事、觸宮之巨細事、已煩於身、而擧周雖爲學士、身爲口只仍以廣業可爲御博士、無狀帳者不可與解由、又以未與不人不可爲御博士事、依大節爲示遣也、而一切不承引、依無會釋、深欲相恨、所被吐之詞、不可敢記書、爲之任朝臣可置心之事、令戒子孫之由、再三被披陳、多有驚聞之御詞等、尙復玄蕃助源爲善(迯藏人)〇入自西中門、度御前登自唐庇東面階、經南簀子各着座、(博士西面、尙復北面、皆取副書於笏、)畢擧周爲善置笏開書、諸卿已下同置笏開書、次尙復揚聲云、文、次博士讀云、御注孝經序、預開御書御覽、尙復云、古々万天、次尙復讀云、御注孝經序、次擧周爲善等退下、

〔三長記〕建仁三年十二月廿五日乙未、今日東宮(〇順德)御書始也、(〇中略)垂母屋御簾、撤晝御座、西第二間敷緑綱端疊一枚、(東西行)其上敷唐錦端龍鬢上敷一枚、其上敷唐錦茵、其前敷筵一枚、(代々記注、出雲筵之由、今度大和筵用之如何、)其上立黒漆書案、其上敷紙二枚、(件紙引展二枚、或竪引展之、或横引展之、有兩說、今度只寄二枚敷之、違例也、以續飯付之、)置御注孝經一卷、(天永御書始御書也、羅表紙、組紐、紫角軸、摺貝花形入玉、書白色紙、盛經手迹云々、仁安可被新書之由、雖有沙汰、即被用此書云々、新寫其例不快云々、)幷點圖、角筆等、(點圖報範朝臣進之、遣紙部五枚、第二三枚圖三一枚次一枚二圖也、先例一枚圖一歟、未知此說之由、左大弁示之、角筆付紫組緒、御書案御書角筆點圖自院被獻、宜房朝臣爲御使、)西障子下敷兩面端疊一枚、爲殿下御座、

〔園太曆〕貞和三年正月廿六日、抑今日東宮(〇崇光、十四歲、)御書始也、去年十二月有沙汰之處、傳被申延、仍今日被行也、於禁中、此御方可被行旨、去年治定了、而御琵琶所候、于今無沙汰、御成人無念之間、今春可有御沙汰、就之御同宿細々被諷諫申之條大切、仍去十九日行始此御所了、仙洞御同宿等常例也、然者今度以建治例被行之、(〇中略)秉燭已前參本宮、(東宮之人在共)御總角前內大臣、(冬)申子細、仍之前大納言氏忠卿參勤、且又前內府之時、爲代官勤仕人云々、會儀大夫作進御次第云々、

〔三代實錄 三十四 陽成〕元慶二年八月廿五日戊子、是日皇弟貞保親王、(〇九歲)於飛香舍始讀蒙求、從四位下行式部大輔兼美濃守橘朝臣廣相侍讀、小會置宴、右大臣(〇藤原基經)特喚從五位上守左少辨巨勢朝臣文雄、文章博士從五位下兼行大內記越前權介都朝臣良香、從五位下行大內記菅野朝臣惟肖、正六

位上行少內記島田朝臣良臣等數人、令賦詩、管絃間奏、夜分而罷、賜祿有差、

〔貞信公記〕承平二年二月廿三日、中宮小親王初讀御注孝經、以維時朝臣爲博士、公卿文人等有饗祿、

〇按ズルニ、是ハ日本紀略ニ見エテ、第十四親王成明トアリ、

〔日本紀略四村上〕天德四年三月十九日戊午、今日第四爲平親王〇十歳於飛香舍初受御註孝經於右中辨菅原文時、有詩宴、序者民部少輔藤原後生、尙復式部少丞源伊輔、

〔日本紀略四村上〕康保三年八月廿日壬子、第五皇子守平親王、於弘徽殿讀御註孝經、篤茂爲序者、

〔日本紀略七圓融〕永觀元年八月十六日己亥、太上皇〇冷泉第二〇居貞第三〇爲尊親王始讀御註孝經、左少辨菅資忠爲博士、上皇御南亭、親王等進出庭中拜舞、

〔日本紀略十一條〕長保二年十二月二日乙巳、東宮〇三條第一孫王敦明〇年七歳讀書始、參議式部大輔菅原朝臣輔正、奉授御註孝經、無尙復、有詩宴、序者式部權大輔大江朝臣匡衡、

〔日本紀略十一條〕寬弘二年十一月十三日丁巳、第一敦康親王於飛香舍初讀御註孝經、式部權大輔大江朝臣匡衡奉授之、召文人賦詩、序者文章博士以言、

〔小右記〕寬弘二年十一月十三日丁巳、今日今上〇一條一親王〇敦康書始、飛香舍云々依當遠忌、不能參入、深更資平自內退出、略談御書始事、早朝權中納言被枉駕、爲問今日御書始事、　十四日戊午、昨御書始、於飛香舍被行、密々主上渡御、件舍是后宮御在所也、母屋有件儀、又庇敷公卿座、侍讀式部權大輔匡衡、尙復文章得業生藤原章輔、御書了文章博士弘道獻題、其詞云冬日於飛香舍聽第一皇子初讀御註孝經、孝經者序者文章博士以言、只召策家者、其外屬文公卿侍臣等獻詩、又有管絃、地下文人候東庇砌、大臣以下給祿有差、大臣女裝束加掛、納言女裝束、參議掛袴、御博士幷策家者賜祿、又絃管者同關祿、講詩間、主上密排御屛風、於其御簾前以言講詩云々、

〔本朝麗藻下書籍〕冬日陪於飛香舍聽第一皇子〇敦康親王始讀御注孝經應敎詩一首幷序

江以言

易曰、君子學以聚之、問以辨之、蓋乃所以雖有至德要道、非學不宜、雖有生知幼敏、非敎不立之故也、夫崑陰之竹凌雪、待聖造而吹鳳背之音、嶧陽之桐干雲、遇良工而張鶴翼之曲者歟、是以今皇帝一○（條）第一皇子、初受御注孝經於吏部員外侍郞江大夫○（匡衡）矣、皇子月中謝智、山下雖蒙、遂發此五更之問、將擬彼千載之運、漢代祖之有鼎副、慙蠹史於千歲之塵、唐高宗之得鍾愛、傳古文於七年之風、在今思古、知有以焉、既而講誦儀畢、觴詠禮成、卿士之侍溫顏、宜承堯日之長照、絃管之奏妙韻、便添舜風之近薰、于時寬弘二年十一月十三日、翰林學士以言、蒙辭命敘事緒云爾、○（詩略）

同前　　江匡衡

呂望授來文武學、桓榮獨遇漢明時、幸傳延喜祖風跡、天子儲皇皇子師、（延喜聖代、祖父爲大師、爲東宮學士、今復授第十一皇子、皇子御天慶聖主(朱雀)也、訪之漢日本朝、未有此比、今日有情感、故獻此句、）

〔左經記〕長元七年十月十日丙寅、入夜退出之間降雨、先此關白○（藤原賴通）被聞彼此云、東宮○（後朱雀）御子○（後冷泉、時十歲、）書始、先例不詳、仍明日儀、事々以省略爲宗、人々不可被束帶、又不可作文、御博士可隨東宮仰也云々、　十一日丁卯、今日酉剋、東宮一御子、初被讀御注孝經、仍關白（直衣、）幷內府○（賴通弟敎通）以下上達部多參入、（或宿衣、或束帶、）入夜於寢殿西渡殿有盃飯事、事了各退出、傳聞剋限、東宮學士藤原義忠朝臣、依召昇自南階、候寢殿南簀子西第三間、（菅圓座爲座）奉敎五箇字、了給白褂一重、袴一具、給之下自同階、拜舞了退出、御座者寢殿南廂西第一二三間、敷滿長筵、第三間敷繧繝端一枚、茵等、爲御座、（南面）其前立黑漆文机一脚、置御書一卷御點圖等、垂母屋御簾、又西南廂等懸御簾、但讀御書之間不參會、仍以口傳注此了、

〔續世繼三大內渡〕たうしの一院（後白河）は、鳥羽院の第四のみこ、御はゝは待賢門院、大治二年ひのとのひつじの年、うみ奉り給へりしにやおはしますらん、おほくの宮だちの御中に、あめの下つたへ

たもたせ給、いとやん事なき御さかえなり、保延三年十二月、御文はじめに、式部大輔敦光といひしはかせ、御ゑとくにはまゐるとうけたまはりしに、かんたちめ、殿上人まゐりて、詩などたてまつられける、ちかくはさる事もきこえ侍らぬに、この御文はじめにしも、ゑか侍りけん、よき例にこそせられ侍らんずらめ、

〔江家次第二十〕攝政關白家子書始

令陰陽師勘日時、以可然博士爲師、

當日裝束東對南庇北邊、垂御簾、立廻四尺屛風、西第一間敷高麗端疊一枚、其前立黒漆文机、其上敷紙一枚、其上置書五帝本紀若御注孝經、其傍置角筆、其南敷圓座一枚、爲師座、第二三四間南北對座、敷高麗端帖爲公卿座、其末鋪紫端帖各一枚、東庇南第二間以北東西對座、敷紫端帖爲殿上人座、東車寄廊戸間北二箇間壁下、敷紫端帖爲諸大夫座、公卿以下著座、大臣直衣、納言以下衣冠大弁多束帶、殿上人束帶、家督著座、(用四戸) 博士起自殿上人座、以書副笏、(先是在經袋中) 經袋子著座、次家督開書、博士又開書教五字、(史記集解序、若御注孝經序、) 次家司持參祿、當座上﨟親昵本家公卿取之、博士披之、(元可以家主也、而攝政關白者他人) 博士懸祿入書於懷下、自車寄廊(或下自南階)進庭再拜、(兩儀於中門北廊間可拜、從跣、)出自中門授祿於從者、還昇著座、次諸大夫撤家督座書幷圓座、攝政座、高麗二枚重敷家督座跡、次攝政出給戸、用西戸、次居饌、公卿朱漆高坏攝政料四本、大臣三本、(一本菓子立後) 納言以下二本、殿上人懸盤兼居之、次召博士幷殿上人上﨟三四人、令候座末、(藏人頭自本在公卿座末、) 次一獻、次主人勸之、次二獻冷汁、次三獻熱汁、或及四五獻、納言以下羞之、取續酌、但三獻之後、仰博士令朗詠佳辰令月、重令誦可然長句、事畢人々退出、

宇治殿(賴通)長德四、七歲、京極殿、博士匡衡朝臣、古文孝經、左府自取祿給之、

故攝政殿(師實)侍從、天喜二十三、東三條、五帝本紀、博士實綱朝臣、但密々儀歟、

二條關白殿(師通)大夫、延久四四廿七、十一歲、華山院、五帝本紀、博士予、左府自取祿給之、

攝政殿〈忠實〉(少將、寛治二四十七、巳癸十一歲、博士行家朝臣、五帝本紀、入府取祿給之、爲家朝臣、三條西洞院宅、)
中將殿〈忠通〉(天仁二十二廿一、辛卯十三歲、高陽院、五帝本紀、博士敦宗朝臣、權大納言經實取祿給之、)

〔殿暦〕嘉承元年正月十一日甲申、今日威德〇(藤原忠通)密々に讀始文、又手を摸始、時範敦文、件文大殿〇(藤原師實)讀始給也、史記一卷、戌時仰頭中將裝束、

〔台記〕久安六年四月廿八日甲戌、此日皇后宮權大夫〇(藤原兼長、賴長子、十三歲、)初讀五帝本紀、當日早旦、裝束寢殿西廂南二三間、敷高麗端帖(南上對面)爲上達部座、同四間敷紫端帖(南上對座)爲殿上人座、南一間副東障子、敷高麗端帖一枚、爲弟子座、(西面)其前立黑漆書机、(南北行、件机無金物、)其上敷紙、(檀例紙二枚敷之、左右端押着于机、)以檀紙二枚裹五帝本紀、置其上、(横裹之、不加立文、)其右置角筆、書机前敷菅圓座一枚、爲師座、(東面)奧座後幷座下副障子妻戸等立四尺屛風、卷西南御簾、不敷筵、及秉燭、家司皇后宮亮顯憲朝臣、(束帶、兼皇后宮大夫家司、非內院殿上人、)召權陰陽博士泰親(宿衣、須束帶、)令勘日時、(有懸紙)入宮覽余、〇(藤原賴長)次覽權大夫、了留勘文、返給宮、此間上達部(公能卿宿衣、忠基卿、公通朝臣已上束帶、主上〈近衞〉御女御廬之間、參內、因之束帶、)渡殿上人(師國朝臣、敎長束帶、)着座、頃之使顯憲問時至否於泰親、申上至由、卽權大夫(直衣冠)出自寢殿南廂簾、着座、(此間余在簾中、)顯憲朝臣召師、(先日召大學頭惟順朝臣、而稱病不來、仍召成佐、)式部權少輔成佐、(束帶、二藍下襲、今日仰不可用書杖棄之由、)取副五帝本紀於笏、參上着座、置笏及書、更膝行、就机下、披在机之書、退後座、取書披之讀曰史記乃集解乃序、弟子傳曰、史記乃集解乃序、權中納言忠基卿、起座取祿、(女裝束、爲雅授之、須用經藏人者、今所行失也、)授師、師起降自中門廊南妻、於中門再拜退出也、(須降自渡殿南階、於庭中拜也、今所依地濕、又拜了出中門着沓、禮也、而着沓後拜、失也、)弟子歸入、(師起座之間、歸入、爲不受拜也、)次余(冠直衣、靑鈍指貫、)着弟子座、(開座後障子幷屛風爲路、)依余命師着殿上人座、(任位次着之、非內院殿上侍臣、)次諸大夫二人、(束帶)撤書机、(書幷角筆在机上、)圓座、(書机一人、圓座一人、)次居上達部殿上人饌、(余饌殿云々)余前士高坏四本、(顯憲朝臣爲手長、高基役送、)納言參議各同高坏二本、(以長爲手長、不經藏人之大夫役送、依高基以長之外任藏人之大夫不來也、)殿上人懸盤各一脚、(師國口無手長役人、直居之、用不經藏人之大夫、)次一獻余勸盃、(顯憲朝臣置盃於折敷持來、高基取銀提從之、余取盃後、顯憲取提、須五位殿上人取提、而所在一人可取三獻提、仍用顯憲朝臣、)二獻師國朝臣勸盃、(高基取提)羞汁物、下箸、三獻、參議公通朝臣勸盃、(敎長取提、已上巡流、及殿上人座、)依余命、公能卿朗詠、(令月二還、德是)

一遍、此間羞菓子、訖上下退罷、今夜下家司(冠袍)秉松明、立南庭、座上下擧灯、(立灯臺、有打數、)先例、殿上人間有此事、而余敍三位後讀之、(年十三)已辨白黑、仍用彼例、(兼長十三)

擇申可被始御文日時

今月廿八日甲戌　時亥

久安六年四月廿八日

雅樂頭安倍泰親

〔玉海〕治承三年十二月廿八日辛亥、今日申刻、大將(○藤原良通、五歲、)密々有書始事、其儀曹司南庇三箇間上庇簾、垂母屋簾、二行敷高麗端疊、奧東第一疊前無對座、件疊前立黑漆文机一脚、(在金物、但無硯巾、)其上敷例紙二枚、(其左右押付机、)其上置五帝本紀一卷、其傍(右方)置角筆、文机南文敷圓座一枚、爲師儒座、申刻豐前守成光朝臣(正下四位)參上、(衣冠)其後大將着冠直衣出座、以職事能業(布衣)召師儒、卽成光朝臣參着圓座、置書參進、開在机之書復座、披自所持之書讀之、(其詞曰、史記、集解序、)弟子受傳、(如師詞)次師卷書退下、次弟子入內寢、密儀無祿、日時勘文、兼日召在憲朝臣、是又依密儀也、是皆余(○藤原兼實)時例也、抑天仁二年十二月、故殿(○藤原忠通)密々有御書始、(于時御年十三、四位中將、)爲逐彼例、相待之處、不慮昇納言兼將軍、若專其禮者、可招違期之嘲、仍密々有此儀也、

〔康富記〕文安五年八月十五日己巳、是日午刻、參三條按察卿(○公保)亭、子息讀書始也、康顯隔日參師殿亭、其日之次可參之由被仰之處、無寸隙之間、間日可參之由令申之處、其由斟酌也、然者予可參之由先日被仰之、十日、十五日、吉日之由、有仲卿勘申、十日可參之由、去九日被仰之、雖然被相延、可然之由申之處、昨日重有音信、仍今日所參也、於東向座席有其儀、亭主直垂也、御料人長絹也、予直垂如尋常、令語給云、孝經論語少々兼雖讀之不備、可令敎孟子之由存之、但於讀書始者、先論語孝經之間可然歟、其後可敎孟子之由令語給、仍予申云、然者孝經被遊始、其後可申孟子之由令治定、孝經孟子本居文臺、所大夫清元持參、予進寄開孝經、(卷本也、新寫也、甘露寺橋弁被書之、新本、予依仰先日加點進本也、)自外題至孝道著矣、此如常再

三復讀之後、卷之置之、更孟子第一卷披之奉敎之、自外題至鄒縣是也、數及復讀之後、卷本退座、卽有三獻、先初獻者盃、(二度入也)三重、昆布、熨石決明兩種也、親子之前銜重也、予前折敷也、各三ノ土器之內、上ナル土器ヲモテ酒ヲ受テ飮給、予又如此、大輔淸元取酌、二獻、冷麵居之、鯛指身居之、都護卿飮了後、御料人飮給、其盃予給之、(之同前)三獻、鯛之羹物也、二種肴(蚫、海月、)也、新盃、又都護卿飮之、次御料人受之後、予與言申、又都護卿令飮給、其盃予飮之、予盃指大輔淸元、(非酌)大輔盃又予飮之、其後侍七八人、幷大輔子等飮之、此後予申暇退出之處、大輔持引出物來中門緣、予立歸賜之、畏入之由申取之、練貫一重、金覆輪大刀一腰也、祝著了、

○按ズルニ、孝道著矣ハ、古文孝經孔安國ノ序文ナリ、鄒縣是也ハ、趙註孟子ノ序文ナリ、此時ニ用ヰシ書ヲ知ルベシ、

〔康富記〕寶德二年八月廿八日己亥、午剋參大炊御門殿、(著直垂、大口、)若公(九歲○藤原信量)有御讀書始、前內大臣殿(○信量父信宗)養絹御直垂也、若公同御長絹(大口)也、若公東西坐給、予進寄披孝經紐置文臺上、(字臺二有之)自題號至孝道著矣、三返有復讀、如元卷合之置、予退候落下間、卽有三獻、(一二獻御盃、大臣殿聞食之、次若公聞食之、其後被下予、抑行職酌臣也、)第三獻、御盃若公被聞食之後、大臣殿被聞食之、御盃被下予、予杯被召出、行職朝臣飮之退入、(三獻之御杓、美濃守行昌也、)欲罷出之處、被下引物、(御馬、大刀、折紙也、)祝著了、今日若公初假令入三條殿給云々、(御一獻、酒浸、強飯等有御用意云々、)此若公者、內大臣殿(實量公)御次男也、定法寺爲附弟、自幼年有入室之處、大炊御門殿依無御實子被養申之、今月十三日被入申云々、予代々致大炊御門殿奉公、今遇此御讀之師範、執心之所令感歟、有其勇矣、

〔吾妻鏡〕三十六寬元二年十二月七日癸酉、新將軍(○藤原賴嗣、時三歲、)御讀書始也、午剋出御常御所東面、武州(○北條經時)被奉扶持之、筑後守正光朝臣(布衣)爲御侍讀也、北條左親衞(○時賴)以下人々出仕云云、

〔足利家官位記〕鹿苑院殿　義滿

新年讀書始

同年〇康暦二年六月廿三日、御讀書始、

勝定院殿 義持

同〇應永三年十月十五日、御讀書始也、

長得院殿 義量

同月〇應永二十四年十二月十三日、昇殿、〇中略同日、讀書始、

〔吾妻鏡十八〕建仁四年〇元久元年正月十二日丙子、將軍家〇源實朝、時十三歳、御讀書孝經始、相模權守〇中原仲業爲御侍讀、此倡〇倡字恐衍儒依無殊文章、雖無才名之譽、好集書籍、詳通百家九流、云云、御讀合之後、賜砂金五十兩、御劒一腰於中章、

〔吾妻鏡十八〕元久三年正月十二日甲午、今日將軍家〇源實朝、時十五歳、御讀書始、相模權守仲業束帶爲御侍讀、時刻持參御注孝經於寢殿南面、將軍家御布衣出御、事訖權守賜御馬、置鞍和田三郎朝盛引之、下立庭上、一拜之後、退出、

〔實隆公記〕明應五年正月二日辛巳、日新慶祥万幸々々、積千載集多部卷物書之初音寛之、是例年之儀也、

〔用捨箱上〕一草紙の讀初

昔は正月吉書(かきぞめ)の次に、冊子(さうし)の讀初(よみぞめ)とて、女子は文正草紙を讀しとなり、今もある大家にその古例殘りてあり、此さうし今多く傳り、大本小本摺板の數あるも、昔は家々になくてかなはざりし冊子なりしが故なり、標題にいはひの草紙と書たるあり、是その證なりと古老の記にみえたり、按るに此說さもあらん歟、俳諧のぼり鶴といふ集に、

書初に　文章の文にあやかれ姫小松　女

とあり、是寛永元年の印本なり、當時までは、彼草紙の讀初といふ事のありし故、句體により初春

御讀書

の季を持しならん、さて此草紙おこなはれし事は、淨瑠璃に作りたるは、土佐掾正勝がかたり、小歌につゞりたるは、松の落葉に載たるにても知らる、

〔禁秘御抄上〕一諸藝能事

第一御學問也、不學則不明古道、而能政致太平者、未有之也、貞觀政要明文也、寛平遺誡雖不窮經史、可誦習群書治要云々、

〔德川禁令考一公家〕禁裏向御法式

慶長二十乙卯年七月

禁中方御條目十七箇條

一天子御藝能之事、第一御學問也、不學則不明古道、而能致太平者未有之也、貞觀政要明文也寛平遺戒、雖不究經史、可誦習群書治要云々、和歌自光孝天皇未絶、雖爲綺語我國習俗也、不可棄置云云、所載禁秘抄御習學專要候事、○中略

右可被相守此旨者也

慶長二十乙卯年七月

昭實　在判　二條關白

秀忠　在判

家康　在判

〔續日本後紀七仁明〕承和五年六月壬子、天皇御淸涼殿、令助敎正六位上直道宿禰廣公讀群書治要第一卷、有經文故也、

〔三代實錄二十五淸和〕貞觀十六年五月廿八日乙卯、頃年天皇讀群書治要、是日御讀竟焉、

〔三代實錄二十七淸和〕貞觀十七年四月廿五日丁丑、先是天皇讀群書治要、參議正四位下行勘解由長官兼式部大輔播磨權守菅原朝臣是善奉授、書中所抄納紀傳諸子之文、從五位上守刑部大輔菅野朝

臣佐世、奉授五經之文、從五位下行山城權介善淵朝臣愛成爲都講、從四位上行右京大夫兼但馬守源朝臣覺豫侍講席、至是講竟、帝觴群臣於綾綺殿、蓋中竟宴也、大臣已下各賦詩、參議從三位行左衞門督近江權守大江朝臣音人作都序、喚樂人一兩人、絲竹間奏、終日樂飮、達曉而罷、賜衣被綿絹各有差、

〔兵範記〕仁安三年十二月十日丁酉

大嘗會悠紀所

注進　御物目錄事〇中略

螺鈿蠻繪御厨子一雙

納御書六十九卷

御註孝經一卷　古文孝經一卷

帝範二卷　群書治要五十卷

貞觀政要十卷　內裏式三卷

藏人式二卷

〔神皇正統記後宇多〕第九十代第四十八世後宇多院、諱は世仁、〇中略文學の方も、後三條ののちには、かほどの御方きこえさせ給はざりしにや、寛平の御誡には、帝皇の御學問は、群書治要などにてたりぬべし、雜文に、さまで政をさまたげたまふなと見えたるにや、されど延喜〇醍醐天暦〇村上寛弘〇一條延久〇後三條の帝は、みな宏才博覽に諸道をもしらせたまひ、政事もあきらかにましまししかば、まづ二代はことふりぬ、つぎては寛弘延久をぞ賢王とも申める、和漢の古事をしらせたまはねば、政道もあきらかならず、皇威もかろくなり、さだまれる理りなり、〇中略寛平の群書治要をさして宜ひける、部せばきに似たり、たゞしこの書は唐の太宗、時の名臣魏徵をしてえらばせら

れたり、五十卷の中に、あらゆる經史諸子までの名文をのせたり、至經の書、三史等をぞ常に人はまなぶる、この書にのせたる諸子などは、見るものすくなし、ほと〳〵名をだにしらぬたぐひもあり、まして万機をしらせたまはんに、これまでまなばせたまふこと、よしなかるべきにや、本經等をならはせましますまではあるべからず、すでに雜文とてあれば、經史の御學問のうへに、この書を御覽じて、諸子等の雜文までなくとものこゝろなり、寛平は、ことにひろくまなばせたまひければにや、周易のふかき道をも、愛成といふ博士にうけさせたまひき、延喜の御こと、左右にあたはず、菅氏〇道眞輔佐したてまつられき、そののちも、紀納言〇長谷雄善相公〇淸行等の名儒ありしかば、文道のさかりなりしことも、上古におよべりき、此御誡につきて、天子の御學問、さまでなくとももと中人の侍る、あさましき事なり、何事も文の上にてよく斷簡あるべきをや、この君、在位にても政事をしらせたまはず、院にても十餘年閑居し給へりしかば、稽古にあきらかに、諸道をしらせたまふなるべし、御出家の後も、ねんごろにおこなはせまし〳〵き、

〔建内記〕嘉吉三年三月十日丙寅、少納言文章博士菅益長朝臣侍讀事、先日被仰了、仍今日初參御讀未剋可參之由示遣人權辨云々、應永廿年六月愚記、昨夜寫遣了、少々用捨書載了今日俊秀先入來、圖座事可數賛子哉云々、予〇藤原時房答云、其所彼記不分明、仍敷賛子了、長遠卿依無所見不令敷改、其子細載愚記了、所詮先敷賛子可敷改之由、益長朝臣令申者、其時可被改庇歟者、又云、召侍讀事如何、五位歟、六位歟、予曰、侍讀之臣也、五位職事召之、雖雲客之時、不可有子細事歟、賀茂祭使等御前召同前歟者、權辨云、俊秀卽可勤也、〇中略俊秀招予相談曰、御服可爲御物具之由以兵部卿申入之處、益長朝臣只可爲御引直衣之由所申也、可爲如何哉者、予曰、御引直衣之條者勿論也、御引直衣之下ニ御張袴張袴トハ、絹ヲ染紅、枝引ニシメル物也、ヲ被著御、又紅御衣御單以下御引直衣ニ被重着御也、是ヲ號御物具シテ、式々ニ可被召之物ドモヲ被召タル之謂也、是ハ式々ニ晝御座ナドヘ出御之時ノ御服也、又只

内々ノ御服ニハ、御引直衣ニテ下ニハ生ノ御袴トテ紅ニ生ソ精好ヲ染タル御袴也、（堅固内々ニハ、生ノ御大口トテ是モ精好テ紅ニ染タルヲ召スナリ、）其時モ御單ナドハ被重也、御衣ナドマデハ無歟、其までハ能ハ不覺悟也、（中略）

次着御御引直衣、（御張袴、其外御下具等追可尋記之、）兵部卿（永基卿）奉仕之、

清涼殿御裝束儀、母屋庇御簾悉卷上之、（此初母屋御座間許卷御簾、南北四ヶ間垂之、予招俊秀入魂云、御裝束事、應永廿三年蒙後小松院勅命、予奉仕御裝束、母屋悉被卷上了、先日恐記進覽了、如何者、其時被出帳中一卷、承諾御藏人御女嬬令卷上了、）晝御座（依間狹、二枚引重、不斷之儀也、）如常、其上供御茵、（六位藏人敷之、）御右方（南也、）疊下置御硯筥、（撤蓋、今日件御硯先置疊上、予尋俊秀之處、令置疊下之處、可爲疊上、先年故爲清卿參仕之時事歟、如然受之由、有勅定、仍置上云々、以置疊下爲故實、内々可奏此趣歟之由入魂了、俊秀招親長、内々奏聞得御意云々、）御劒疊上同置御右方、（以柄爲四、以刃爲南也、刃不□玉體之方也、此置樣如何之由俊秀尋之、無子細之由示了、）御座東板立二階、（兼在夜御殿御厨子、内藏人臨期申出、依御硯同前、）其上置御本、（史記第一卷本也、點圖角筆書略、近例歟、）東簀子（御座ノ次南ノ間也、）敷圓座一枚、爲侍讀人座、

今日六位藏人中務丞源定仲、依奉行下知所參也、

先少納言兼侍從文章博士菅原在長朝臣（帶劒笏）參着殿上端座、（敷疊）

次出御晝御座也、（御引直衣、御張袴等、自北方出御也、）

次藏人權右中辨俊秀（引裾）參候南（除鬼之定）間、第一間東簀子、伺御目、出殿上上戶、跪御倚子前邊、告出御之由於在長朝臣、

次在長朝臣引裾正笏、（昔被副之、）入自殿上上戶、（兼通路用上戶之下、今參進之時用此戶、依嚴儀歟、職事又如此、勿論依不私也、）經臺盤所前等至東簀子南第一間、跪伺御目、參着圓座（有揖引寄裾）候、

次依御目、在長朝臣一揖起座、入自御座間參進御前、（御座間出入事不審、至也、尤可爲次間事也、）

次披置御本於二階上了安座、（不敷圓座也、）正奉向玉體、（應永廿年、父卿向乾角了、何是何非、）

次披私本奉授之了、（此音不開堂下、）

次起座、左廻經本路復座、（左廻着之、裾在座上、）一揖、（引寄裾、）

亂脫

次揖起座退下、書卷乍寄被副笏之由所見及也

次主上入御、召長朝臣內々付申、次畏申歟、次參御湯殿末方、若被下天盃歟、彼行粧布衣青侍一人、上括也中間二人、各着直垂、音平文一人令持衞府大刀、小雜色少々召具也、予、頭辨、新少納言、右兵衞佐、於庭上見物、出御之御通也、蹲居了、

御讀書事、淸大外記業忠、多年參申、孝經四書已了、尙書毛詩已了、云御文字讀之義理講尺被聞食了、去年以來、左傳講尺被聞食了、近日第廿四卷云々、紀傳事、去永享九年十月十五日、故爲淸卿予、時號五條三位參仕史記第一序題許奉授了、其後無其實、今日彼期日參仕、連々有其實者、尤可爲再興歟、紀傳近代各聞付歟、

〔建內記〕文安四年三月六日丁酉、大外記業忠眞人來言談、

一禁裏○後花園御讀書事、自來九日四書次第又可講申由被仰下云々、孝經四書詩書禮記左傳彼已奉授、又同講申了、其後近年不被下候處、再興尤珍重、御學問事、故院○後小松御在位之時、故大臣殿御奉行也、被任佳例、當今御讀書之時、舊院勅定、予、○藤原時房多年申沙汰了、今彈正尹仰下歟、

〔釋日本紀三〕亂脫、

第一

亦曰葉木國野尊、亦曰見野尊、一書曰、古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩、于時國中生物、狀如葦牙之抽出也、因此有化生之神、號可美葦牙彥舅尊、次國常立尊、次國狹槌尊、葉木國此云播舉矩爾、可美此云于麻時、

師說、見野尊之次可讀葉木國云云、亂脫是也、或又直讀之、○中略

伊奘諾尊惡之曰、可以任情行矣、乃逐之、

一書曰、伊奘諾尊拔劍、斬軻遇突智爲三段、○中略倉稻魂、此云宇介能美抱廝、少童、此云和多都美、頭邊、

此云摩苦羅陛、脚邊、此云阿度陛、○中略 師說、乃還之之次、可讀倉稻魂以下、或又直讀連之、○中略

第四

立淳名底仲媛命亦曰淳名襲媛為皇后

〔江談抄五詩事〕都督○源經信自讀事

被命云、○中略 家之文書、道之秘事、皆以欲湮滅也、就中史書全經秘說、徒ニテ欲滅也、无委授之人、貴下ニ少々欲語申、如何、答云、生中之慶何以如之乎、被答云、史記爛脫ハ只三卷也、本紀第一、第四、第五傳也、後漢書ハ廿八將論也、共有注有別紙、

〔荀子序〕倞○楊氏 以末宦之暇、頗窺篇籍、○中略 獨荀子未有註解、亦復編簡爛脫、傳寫謬誤、雖好事者、時亦竆之、至於文義不通屢掩卷焉、

〔中右記〕寛治八年○嘉保元年九月六日、上卿○源通俊召予○藤原宗忠於仗座言談世事、○中略 又問云、史記之中有亂脫之由雖承、未知何卷、如何、被答云、五帝本紀三所、韓世家二所者、委ハ向本書可傳者、

〔史記抄二〕史記集解序

班固云々、此序亂脫シタゾ、自頭至勤矣、其下ニ服其云々、至不隱惡ノ二十六字ガ入ル也、此次ヘ又其云々至之才マデガ入ルゾ、其次ハ故謂ゾ、論語ナンドヲ讀ニハ、此樣ナ所ガ多ゾ、先漢書ヲ作タ者ヲ證據ニ取出タゾ、此ハ班固ガ漢書司馬遷傳贊中之語也、其贊如此本也、

〔史記一〕史記集解叙

宋中郎外兵曹參軍裴駰

班固有言曰、司馬遷據左氏國語、采世本戰國策、述楚漢春秋、接其後事、訖于天漢、其言秦漢詳矣、至於采經摭傳、分散數家之事、甚多疏略、或有抵捂、亦其所涉獵者廣博、貫穿經傳、馳騁古今、上下數千載間、斯已勤矣、又其是非頗謬於聖人、論大道則先黃老而後六經、序游俠則退處士而進姦雄、述貨

殖、則崇勢利而羞賤貧、此其所蔽也、然自劉向揚雄博極羣書、皆稱遷有良史之才、服其善序事理、辯而不華、質而不俚、其文直其事核、不虛美不隱惡、故謂之實錄、○下略

〔文教温故上〕文學

讀書、いにしへは必師傳によらざればあたはず、あるひは爛脱傳受などいふこともありとぞ、江談抄曰、史記爛脱ハ只三卷也、本紀第一、第四、第五傳也、後漢書ニハ廿八將論也とあり、おもふに史漢をしもかくよまんには、經傳もさることぞあらんと思へりしに、金澤本群書治要の裏書に、爛脱の一說あり、先讀經元年—、更返讀傳惠公元妃孟子至隱公立而奉之、次讀傳元年春王周正月以下云々、故定安說也、信俊眞人說云々、此說可奇、序云々、故傳或先經以始事、或後經終義、正義之先經者、若隱公不書即位、先發仲子歸于我、衞州吁殺其君、定先發莊公娶于齊、如此之類是先經也云々、註無其意、正義又如此、以之知此說非矣、予又不傳此說耳、これにてその大概を知るべし、吾邦の史にも、又亂脱あり、釋日本紀亂脱の條曰、第一、亦曰葉木國野尊、亦曰見野尊、師說見野尊之次可讀葉木國云々、亂脱是也、或又直讀之といへり、按ずるに爛脱と云は、錯簡のことゝは聞ゆれど、今よりしてはいかにぞや、其委しきよしは知べからず、只古昔かゝることのありと、好古の士は辨へおくべきことぞかし、

〔海錄二〕さてこぞし正月廿八日、輪池先生におゐて、官庫御本古寫卷軸本といふ群書治要の裏書を摹寫せるを見しに、爛脱、○中略とあり、○註略おもふに是はそのかみ國史及經傳なども、めやすからしめんがために、かくの如讀せしなるべし、佛經に科をきりてよめるとおなじくおもはるゝなり、いにしへは經書にも、科をきりてよみしと、ある人はいはれたりき、

抄書

〔貞丈雜記十六書籍〕一抄と云は拔書也、又註解の事を抄とも云也、

〔倭讀要領下〕抄書法

抄ハヌキガキナリ、抄書トハ書ヲ看ル時、有用ノ語ヲ抄スルナリ、凡書ヲ讀ム者ハ、必數十張ノ紙ヲ小冊子トナシテ、奇字要語ヲ抄スベシ、是ニ五ツノ益アリ、一ツニハ故事古語ヲ記憶ス、二ツニハ他日ノ檢閲ニ便ナリ、三ツニハ字ヲ識ル、四ツニハ書學進ム、五ツニハ抄スルニヨリ其本書ヲ看ルコト必精シ、蘇東坡ガ詩ニ、白首猶抄書トイヘルハ、老ニ至テモ抄書ヲ已メザルコトヲイヘルナリ、サテ抄書セバ、必眞字ニテ整齊ニ書クベシ、當時心ノ忙キマヽニ、草々ニスルコトアルベカラズ、

〔藏書記要〕鈔錄

書之所以貴鈔錄者、以其便於誦讀也、歷代好學之士、皆用此法、所以有刻本、又有鈔本、有底本、底本便於改正鈔本、定其字劃、於是鈔錄之書、比之刊刻者、更貴且重焉、況書籍中之秘本、爲當世所罕見者、非鈔錄則不可得、又安可以忽之哉、

〔本朝文粹十二記〕書齋記　菅贈大相國

學問之道、抄出爲宗、抄出之用、藁草爲本、

〔江談抄五詩事〕廣相七日中見一切經凡書籍皆橫見事

又云、廣相獻策之時、七日之中見一切經、凡書籍皆橫見之、雖如此拔萃之性、尙有備忘却之事、故何者先年見唐年號寄韵之書、是廣相之所抄也云々、件書注付年號、

〔江談抄四〕歸嵩鶴舞日高見　飮渭龍昇雲不殘〈晴後山川清以言〉

件以言詩被講之時、以言卽爲講師讀件句之時、歸嵩二字、飮渭二字音連讀之、若有其由歟云々、爲憲朝臣同在其座、件朝臣每文場所隨身之囊、名曰書囊、此入抄筆之器也、聞講此詩不堪情感、入頭於囊而涕淚數行、時人或感或笑云々、慶滋爲政同在此座、後日難曰、此詩犯忌諱、龍昇字尤可避之、是黃帝登遐事也云々、以言聞之微笑、不敢陳一言、大略不足言歟、

雜載

〔台記〕康治三年〔〇天養元年〕二月十一日壬辰、通憲與帖子錢著、余〔〇藤原道長〕以例見考定抄二帖、〔欠第一帖、雜例一帖、〕通憲曰、勿他見、書寫可返與、此書先年大臣着座時、百日之間忘寢食所抄書也、

〔刊謬正俗附錄〕抄書門類

今之讀書者、雖涉獵稍博、而竟欠關鍵、故屬文罔用材之資、論事少引證之實、余〔〇伊藤長胤〕常困乎此、嘗設小冊子、分類建門、讀書過可抄者、則逐欵寫上、今列其門類于左、庶乎臨文命字之間、造語事寔有所資益矣、昔東坡之讀書、如治道、人物、地理、官制、兵法、貨財之類、每一過專求一事、不待數過、而事事精覈矣、參伍錯綜、八面受敵、沛然應之而莫禦焉、山谷亦云、以我觀書、則處處得益、以書博我、則釋卷而茫然、皆名言也、

確言類　凡古書中所載聖賢遺言、有裨于敎化心術、便於議論引證者、皆入此部、

事實類　凡聖人、君子、孝子、烈婦、及姦慝邪僻、其事可為勸懲者、皆入此部、

譬喩類　凡經史百家、多用譬喩、讀者隨看采收、擇其精切者寫入、

儁語類　凡古文中、文字儁麗者、或一二字、或四五字、或連全段、隨宜采寫、

訓詁類　凡經史熟用字樣、注家解釋、不可不記者、摘取寫入、

虛字類　凡古文所使用虛字助語可法者、及句法變體皆收之、

辨正類　凡近時小說雜文中、糾繆繩愆、有益于學者者、及經史發明處、截冗采寫、

雜事類　凡事實言語、須記而不屬何部、及事罕而不及設門者、一切采入、

右各門損益、抄者可任意斟酌、若事實文字、雖可抄者、而傳播膾炙、人人記誦者、不必載也、蓋欲備遺忘而非編成一書也、

〔小夜のねざめ〕北條時政より九代たもちたることも、すべて才學のすぐれたることはなかりしにや、わづかに貞觀政要、御式條などいふ物ばかりを覺て、私なくをこなひ侍しほどは、すべて國

もしづかに、世もめでたくぞ侍し、

〔文會雜記二上〕一朱子又ハ陽明ナドノ文ノ多キハ、大カタ書牘ニテ、門人ノ問ニ答ヘタル也、サテ下書モナク、サツ〱ト書テ、思寄ニテ其譯ヲ立テ書ヲカレタルト見ヘタリ、ソレ故文多シ、又書簡ノ留モナキト見ヘテ、朱子ノ門人ニ答ラレタル書ニ、前ノ書翰ノ書留ナキ故覺ヘズト云コト見ヘタリ、又門人モ師ニ問ニ、疑シキ事ヲバ、書簡ニテ問タル故、シカトラチガアキタルト覺ユ、是中華人ノ學問ニテ、日。本。人。ノ。學。問。ノ。シ。カ。タ。ト。異。ナ。ル。也。ト、君修ノ說也、

〔たはれぐさ下〕此國の人、もろこしぶみよむ事は、もとはなはだかたき事なり、其かたきわけをくはしくしりなば、自然と工夫も委くなり、もろこしの文に通ずべきにや、およそ言葉には、常の言葉といふものあり、又文ことばといふものあり、文言葉といへるは、其言葉すなほにして、言葉つゞきやはらぎ、自然のひゞきありて、聲律にかなひ、おぼえやすく、よみやすきを、文言葉とはいふ也、もろこしの文、此國の文、ふみのかたちはちがへど、其ことわりはおなじ、此國の名ある假字文をよみて見るに、言葉つゞき自然のひゞきありて、口のうちやはらかに、こゝろおもしろくおぼゆるは、此國の聲律にかなへば也、もろこし文に點つけて、此國の文となしてよめるは、字を逐て譯し、助語もなく、又こゑにてよむ文字もありて、かなにてかける文の言葉つゞきにあらず、此國の聲律にもとれる故、くちのうちこはくしぶりて、おぼえがたくよみがたし、このついでも、此國のふみにはちがひ、よみといへることの、つねのことばならねば、文のこゝろもたやすくはしりがたし、此みつのかたき事あればこそ、われ人の若きよりものまなびして、かしらの霜となるにいたりても、もろこし人はいふにやおよぶべき、から人にもおよばざる、うらめしといふべし、

〔近世叢語三文學〕太宰春臺、爲人强力、讀書精詳、一字一句不苟過、點畫有訛、必更而止、丹黃工緻、裱釘精整、若夫史漢、則句讀圈發、及標書、五色爲之、爛然如繡、且大小筆墨、刊行著述、皆親繕寫、遠近書疏、莫不

手答、

〔玉勝間一〕あらたなる説を出す事

ちかき世學問の道ひらけて大かた萬のとりまかなひ、さとくかしこくなりぬるから、とり〳〵にあらたなる説を出す人おほく、其説よろしければ、世にもてはやさるゝによりて、なべての學者、いまだよくもとゝのはぬほどより、われおとらじと、よにことなるめづらしき説を出して、人の耳をおどろかすこと、今のよのならひ也、其中にはずゐぶんによろしきことも、まれ。にはいでくれど、大かたいまだしき學者の心はやりていひ出ることは、たゞ人にまさらむ勝むの心にて、かろ〳〵しく、まへしりへをもよくも考へ合さず、思ひよれるまゝにうち出る故に、多くはなかなかなるいみじきひがことのみ也、

古事類苑

文學部三十八

訓點

古事類苑

文學部三十八

訓點

起源

訓點ハ漢文ヲ飜譯シテ讀ム方法ニシテ、其起源ハ既ニ王仁等始メテ漢籍ヲ我國人ニ敎ヘシ時ニアルベシトノ說アリ、其助詞ノ符號ヲ錄セルモノヲ點圖ト云ヒテ數種アリ其中ニヲノ點ノ下ニコトノ點アルモノアリ因テ此點ヲ稱シテ又ヲコト點ト云フ、此點本ハ古昔甚ダ之ヲ貴重セシモノニテ、移寫改寫等ノ事アリ、然レドモヲコト點ハ遽ニ通ジ難ク、讀書ノ際甚不便ナルモノナレバ、後ニ直ニ一二三上下等ト記スルコト起リテ、ヲコト點漸ク廢セラル、

古昔經書ニハ明經家等ノ點ヲ用キシガ、朱學ノ我國ニ入ルニ及ビ、桂庵文之等、先ヅ其說ニ依テ之ヲ點シ、藤原惺窩林道春等相繼テ之ヲ改訂セショリ、群籍ノ點本漸ク多ク出デ、遂ニ上木ノ漢籍ニハ、殆ド無點ノモノナキニ至レリ、然レドモ荻生徂徠ハ、大ニ訓讀ノ弊ヲ論ジテ之ヲ排斥セショリ、爾來其一流ノ人ハ、皆白文ノ書ヲ讀ムコトヲ務メタリキ、白文ハ卽チ無點ヲ云フナリ、

〔常山樓筆餘三〕王仁書を讀の法、いかなる事をや敎たりけん、三韓の讀法なるべければ、直によみ下したるにぞあるべき、されども又三韓にも、直下によむの法に非ずして、別によみ解法の有故にこそ、諺文といふ物は作り出したるなるべし、今の點といふ物にて書をよむ法、誰人か刱たり

けん詳ならず、おこと點といふもの其始なるべきか、江家次第に、御書始の事をしるして、御前に立書案、御注孝經、御點圖、角筆を置て、侍讀の臣奉ると見ゆ、今も猶此儀有とかや、今の讀法を點と名づけ云へども、一二三四、甲乙丙丁等の字を附記し、傍に片かなをしるしたれば、傍注にも似たりとやいはん、點といふを換べき名もあらざるにや、但此讀法は、菅江二家や刱たまひけん、苦心探索してはじめたまひしと覺ゆ、されば其頭書をよむは、殊に難き事とぞ覺ゆる、今の世に刊布せし周禮、儀禮の點を見るに、よく其意に通せし人の點をなせしなり、此は必中葉より請傳へたるを鏤板せしにぞ有べきと、老師南郭○服部も語られき、

〔訓點復古上〕袁古刀點

往昔應神天皇ノ太子菟道若郎子王(ウヂノワカイラツコノキミ)、百濟國ノ博士阿直岐(アチギ)及ビ王仁(ワニ)等ヲ師トシテ、漢籍ヲ學ビタマフニ、其授ル所、或ハ音ニ呼ビ、或ハ訓ニ讀テ、彼此ノ意義ヲ通ズ、其テニヲハヲ記得センガ爲ニ、袁古刀(ヲコト)點ト云モノヲ作リ、文字ノ四隅上下ニ、四聲圏發ノ如ク、種々ノ朱點ヲ施シテ、テニヲハノ符トシテ讀タマフニ、當時文籍始テ渡リシコトナレバ、假名ト云者アルベクモ非ズ、記誦スルコトノ難シサニ、斯ル式ヲバ作リ設ケタマヒニケン、嗚呼我ガ先王ノ此學ニ心ヲ疑シタマヒシコト如此、ナミ〳〵ナラザルヲ以テ、後世吾輩ノ如キ愚昧不肖ノ者マデモ、此道アルコトヲ知ルコトヲ得タリ、實ニ廣大無窮ノ明賜、仰グニモ猶餘リ有コトナラズヤ、案ズルニ、ヲコト點、必シモ若郎子王ヨリ始リシト云コト、左舎モナギコトナガラ、王仁阿直岐等ガ若郎子王ニ傳ヘ奉リシ讀法、必シモ彼國ノマヽニ傳ヘ奉リシコトトハ思ハレズ、如何トナレバ、則彼此域ヲ同ウセザレバ、語モ亦自異ナリ、語異ナレバ必譯ヲ使テ而後意義始テ通ズ、(中略)且王仁ガ詠リト云、浪速津ニ開ヤ此花、冬ゴモリ今ハ春ベト開ナ此花ト云ル歌ヲ見レバ、皇國ノ語ニモ通達セルコト疑フベクモ非ズ、モシ譯言モナクシテ、空シク或ハ漢音、或ハ呉音、又ハ百濟音ニノミ傳ヘタラバ、今ノ僧徒ノ陀羅尼ヲ誦シ、當學者ノ蘭書ヲ讀ヲ聞ニヒトシク、何ノ益有ベカラズ、是余(日尾論)ガ此説アル所以ナリ、然ルニ片假字ノ出來ニケルヨリ、人々便利ニ而已走リテ、袁古刀點ハ自然ト廢レテ、訓點バカリ行ルヽ様ニハ成ケン、略○註サテ後世ニ至テハ、袁古刀ノ朱點ヲ附テハ讀マズ、片假字ヲ以テ送假字俗ニ云ステガ

ナ一二、上中下、甲乙等ノ字ニテ、返リ讀ノ符サヘ附タレバ、點トハ云マジキニ似タレ共、原來袁古刀點ヨリ轉ジテ、今ノ如ク成タル者ナレバ、其本ヲ忘レザランガ爲ニ點トハ云也、譬バ往古ハ書籍ヲ卷軸トシテ置シ故、卷之一卷之二ナド云シヲ、今葉子ト成テモ、卷之一、二ト云ガ如シ、

〔授業編三〕訓點

前條讀書ノ事ヲ論ズ、讀書カナラズ訓點ニヨル、因テ次ニ訓點ヲ以テス、凡ソ吾邦ノ人、漢土ノ書ヲヨムニ、唐音ニテ直讀スルコト能ハザレバ、所謂カヘリ點、ステ假名ヲタノミテ、其義ヲ通ゼザルコトアタハズ、是ヲ和讀ト云、訓トハ文字ノ傍ニ假名ヲワクル　テ、近時ノ人傍訓、旁註、緣譯ナドト云、點トハ古昔ノヲコト點ヨリイフ事ニテ、今ノカヘリ點ハ、點ト云ニテハナケレドモ、因仍シテ點ト云ナリ、コレラノ事、何レノ時代ヨリハジマルト云事サダカナラズ、徂徠ノ學則ニハ、吉備公ニ始ルヤウニ書ヲケリ、サレドモ雨芳洲ノタワレ草ニハ、吉備公唐ヨリ歸朝アリテ、孝謙帝ヘ十三經ヲ授ケラレシモ、唐音ニテ直讀アリシヤウニ見ユ、余〇江村綬思フニ、吉備公ヨリ、歸朝ノハジメ唐音ニテ授ケラレシナルベケレドモ、元來ワガ邦ニナキ事ニテ、コレヲ授カル人難澀ナルヲ見テ、工夫アリテ、和讀ノ法ヲ結構アリシナルベシ、然レバ和讀ハ吉備公ニハジマルト云モ、其理或ハ然ラン、太宰ノ紫芝園漫筆ニ、吉備公ノ和讀ヲハジメ玉フヲ、吾邦ノ大イナル災厄トイヘルハ何故ゾヤ、余オモフニ、邦域異ナレバ、風俗語言モ異ナルハ、自然ノ理ナリ、サレバ漢土ノ文字、朝鮮ノ諺文、吾邦ノ假名、ミナ其邦ノコトバニ從ヒ、畢竟誰ハジムルト云ニモアラデ、イツトナクナリ來ルハ自然ノ勢ナリ、サレバ吉備公ニ非ズトモ、和讀ノ法ハ出來ヌベシ、サルニテモ中古朝家ノ文學サカンナリシ時ノ點法ニ、今ヲコト點ト稱スルモノアリ、又菅家江家ナド各其點法アリ、其ヲコト點ト稱スルモノ、今ノ訓點ニ比スレバ、大ニ古雅且省略ナリ、サレドモ今日初學ノ徒、カリソメニ見テハ、ガテンユクマジ、吉備公ノ時、點讀ノハジマリタリト云モ、右ノヲコト點ナル

點圖

ベシ、今ノ訓點ハ、遙カ後ニ出來タルモノナリトイフ人アレドモ、余オモフニ、今ノ訓點モ、ソノ來ルコト既ニ久シ、其故ハ嵯峨天皇ノ御時ニ、學士伊時、遊仙窟ノ訓點ヲ、木島明神ニサヅカリシト云フ事、スナハチ其跋ニ見ユ、其跋ハ文章生英房ニテ、其人文保中ノ人ナリ、文保ハ後醍醐天皇御卽位ノ二年前ニ改元アリシ年號ナリ、余コレヲ見ルニ、ヲコト點ニアラズ、全ク今ノカヘリ點ナリ、ソレハ後ニ點ヲツケカヘタルモノト云人アレドモ、左ニアラズ、上ニイヘル傍訓緣譯ノクハシキヲ併セテ、是スナハチ明神ニ授リシトイフ所ノモノナリ、ナヲ其クハシキ事ハ、和學ニ明ラカナル人ニ尋ヌベシ、要スルニ應仁永正ノ兵火ニ、京師ノ舊記モ多クホロビヌレバ、コレラノ事マデモ、サダカナラヌニヤ、

〔文敎温故上〕訓點

吾邦にて漢籍を讀み、漢字を用ひ、及び文字の音訓ともに、彼若郎子王の初めて經典を學びたまひし時より、已にこれあること疑ふべからず、されば文學の行はれしころより、はやく和讀することゝはおもはる、(顚倒の讀み、吉備公に始まれりといひ傳ふるは謬りなり、)しかるに和讀のてにをはを忘れざらんが爲に、をこと點といふものを造り、始めて文字の四隅上下に施こすこととはなりにたり、定基卿の野記に、をことはもと南都法相宗の隱シ點なるが、其後いつしか儒家に轉用してより、故實とはなれるなり(常盤日記)といへり、此說據あるに似たり、諸家點圖を按ずるに、其載るところ凡十七家、多くはみな寺院に傳はるところのものなり、よつておもへば、其儒家に始まれりといふもの、蓋し實を得たるが如し、さて緇流にははやく絕えて、後には博士家にのみ傳へしなるべし、

〔同文通考三〕點圖

訓點ノ圖、コレ讀書ニ便センガ爲ニ作レルナルベシ、其體タトヘバ樂聲ノ譜アルガ如、其譜ヲ按ジテ其聲調ヲ得ベキガ如ク、此點ヲ照シテ其句讀ヲ習フベシ、コレヲ作レル始メサダカナラズ、

菅江二家ニ傳フル所、又經點、記點、各ヒトシカラズ、タヾ其四聲ノ圈點四聲ヲ云平上去入異朝ノ例相同ジ、サラバ此事彼國ニモソノ例ナキニシモアラズ、俗ニヲコト點トイフ事、其圖此二ツノコトバヲ以テ始トスルガ故ナルベシ、

〔史記正義論例發字例〕古書字少、假借蓋多、字或數音、觀義點發、皆依平上去入、若發平聲、每從寅起、

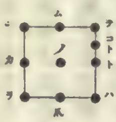
〔陔餘叢考二十二〕音字用點

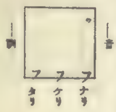
一字數音者、漢時但借他字比其音、鄭康成所謂倉卒無字、以音類比、方假借者也、至魏孫炎始作反音、則今反切之學也、張守節云、初音者皆爲正字、不須點發、字或數音、觀義點發、皆依平上去入、若發平聲、每從左起、然則非本音、而假借從他音者、古人皆用點也、顏師古匡謬正俗謂、副本音劈、後人誤以爲副貳之副、係其本音、而於詩坼副讀作劈者、轉以朱點發、失其本矣、此亦用點別他音之據、今人於字之讀作別音者、各於其平上去入方位、或用點、或用圈、本古法也、

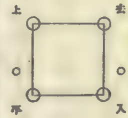
〔新儀式四臨時〕御讀書事

後日博士尙復、依召參上如前、但不鋪出居座、〇中略 註 尙復先讀點、此間侍臣若有讀墻點者、尙復博士相共說之、

〔中右記〕寬治元年十二月廿四日壬寅、今日未剋許、有御書始事、以式部權大輔正家朝臣爲侍讀、以左少弁敦宗爲尙復、其儀如式、〇中略







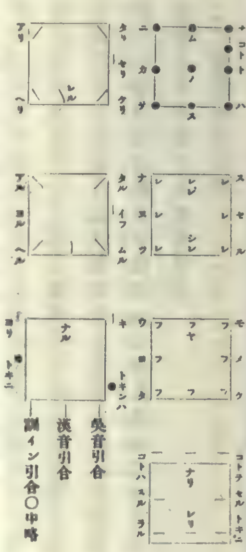
件三點壺正家朝臣、御書始所注進也、以白色紙小作子〈コザウシ〉書付之、無表紙、
御書主殿頭公經書之、青羅表紙、金泥外題、紫檀八角軸、上下有螺鈿、白色紙有星點許、奥一端不加點、有其故歟、但星點之中以事點指加點而已、相違點圖如何、有故歟、將自本被點歟、正家朝臣不加點歟、尤不審可尋知之、

〔江家次第 十七〕御讀書始事
晝御座前立御書案、○註略
寛和例、晝御座西間供疊繝端帖一枚、爲御座、其前立御書案、置御注孝經卷紙〈マキガミ〉也、又置點圖角筆等、
案面推紙、

〔長秋記〕天永二年十二月二日、今日頭弁仰藏人實兼云、御書始料御注孝經、今日可書始者、　十四日、御書始、○中略　御帳間御簾際、敷繧繝疊一枚、其前立御書案、二黑漆　其上敷紙二枚、敷之引違　左右妻二寸許不足故歟、其右方置點圖草子、其體如第二帖紙口金色紙也、無表紙、以大盤平帖之、ヲコト點并人名、其次常置書也、二枚書點圖三、其一ヲニヲハ點、其次ノリ、於一枚者又爲表紙代、前例有於點、以朱付之、自餘墨之點、有色紙香表紙置之、又無桂圖云々、

〔中右記〕天永二年十二月十四日壬寅、今日御書始也、○中略　晝御座立案、其上敷紙、置御注孝經一卷、并點圖、件點圖、在良朝臣進上、作小造紙、有點壺、如寛治元年記也、

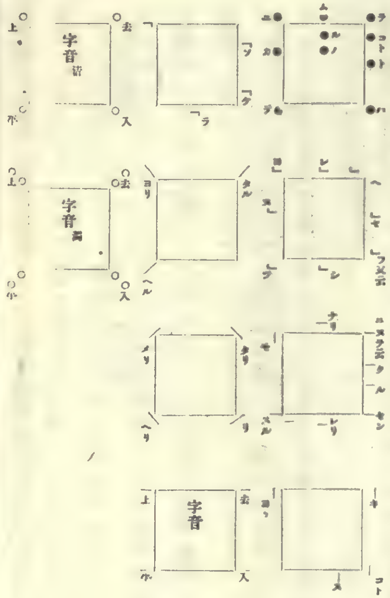
〔遠古登點譜 上〕菅家點　甲七第ネ丁爪太寸アュ丁夕
經書
尙書、毛詩、周易、春秋、周禮、禮記、論語、老子、莊子、揚子、荀子、文仲子等用之、



右菅江二家經紀兩者、近衛豫樂院家熙公所レ把之牙笏二面所レ書、享保年間、大町正淳恩二借其笏一寫レ之、
正淳伊藤仁齋門人也、借二其曾孫主計少允克一一面寫レ之、

天保辛丑秋于二鴨河西岸寓居北窻一執筆　洛下閑人青菰敬〇高島氏印

〔年年隨筆〔二〕〕令の校合にあづかりし比、古本どもにつけたる點を勘あはせて、點圖をつくりたり、その後律式などの古本をみるに、みなおなじければ、法家の點例なりけむ、



又字音の傍注に、乙ー、立ーとかき付たる所々あり、乙はノの字、オをはぶきたる也、立は音の省文なり、



乎注は、文字本文の大さにて、字の首に、朱にて〇これほどの圈を隔字につけたり、又毎字つけたる所もあり、

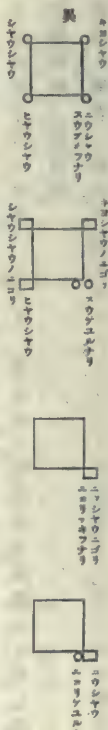
かのくごとし、字音は、平上去の三聲は、文字の平上去には拘らずして、よみざまの平上去なり、入聲は入聲のもじ也、すべて何書に聲をさしたるも、かくのごとし、

〔譯點序〕紀傳明經之立家久矣、而其讀書也、盡從我俗、譯彼謂何者此謂何、然后知其意、其廻環上下之讀、非初學所易、故古人作之標識、以朱附其字、使學生得其趣焉、謂之於古止者、我俗語言之轉聲也、猶華言有之乎者也矣焉哉、我轉聲之多、豈止此三字哉、蓋取其緊要者名之必矣、自慶元之間、藤林文師等、恢興儒學、盡譯經史、新撰譯法以來、此傳殆亡、予在平安、得見此書、乃寫以藏焉、嗟乎古人爲學之勤、非今人之所能及哉、於是乎序、

享保丙午六月　　　　東海平維章撰

點法

〔三帖和讃正像末〕



○按ズルニ、三帖和讃ハ漢字ゴトニ圏點方點ヲ四隅ニ施シテ、淸濁輕重ヲ別テリ、而シテ此表ハ、其卷尾ニ在ルモノニシテ本願寺第三世覺如ノ手ニ成レリト云フ、

〔塵坑集中〕一、或學者曰、和點はいかやうにてもくるしからず、只書面の文字のみをせんさくすべしと也、予曰、唐土にては、文字を直ニよみ下せば、それにてよし、日本にては、かへりてもよみ、すぐにもよみ、わが朝の人の耳に入ルやうに翻譯したるなれば第一てにをはをよく吟味せざれば義理各別ちがふ事有出世の二字を出ル世ニと點すれば、世間へ出て人に交り、仕合よく成事と聞ユ、又出ル世ヲと點すれば、世上のまじはりを、出離レて、山林斗藪の身と成ルと聞ゆる也、入手の二字なんども、入ル手ニとよめば、手の内へ物をいるゝやうにも聞へ、又他國を我領地とすることともなる也又入ル手ヲとよむときは、手を物の中へさしこむとも聞へ、又は其事に預りて謀をなす事とも聞ゆるなり、かやうのかはりあれば、和點を吟味なく、麁末にすべきやといひけるに、彼人閉口して去りぬ、

〔點例上〕總論

凡點例ヲ下スニ、五ノワカチアリ、一ニハ倭音ニヨム、二ニハ倭訓ニヨム、訓トハ、音ニヨマズシテ、ソノ字ノ意ヲ以、コトバニヨムヲ云、和語ノヨミ也、子曰學而時習レ之、マナブモ、トキニモ、ナラフモ、コレモ皆訓ナリ、三ニハ出爾波、是音訓ノ末ノ助語也、又テニヲハトモ云、テニヲハハ、文字ノ音ノ末ニモ訓ノ末ニモ、ヨミ付ル助字ヲ云、○中略四ニハ返點ナリ、是ハ下ヨリカヘリテヨムニ、種々ノ差別アリ、一二三ノ返點アリ、レノ返點アリ、上中下ノ返點アリ、甲乙丙丁ノ返點アリ、五ニハ竪點、

是ハ音ニテヨムニハ、上下ノ文字間ノ右ニ竪點ヲ引ク、訓ニテヨミ、或上カ下カ一字訓ニテヨムニハ、上下ノ間ノ左ノカタハラニ竪點ヲ引、一字音ニヨムハ、字ノ右ノワキニ引、訓ニヨムハ、左ノワキニ引ヲ云、凡ワガ國ニテ書ニ點シテ學者ニ便スルハ、此五事ニスギズ、

〔文敎溫故上〕訓點

大須本將門記は、承德三年の古鈔本なり、その書に切點返點をさしたり、（切點返點）かくの如くさるしたり、已に載る經傳の點圖にも見えたれば、これまたふるき點法なるべし、

〔文敎溫故上〕訓點

經典の文字の傍に、訓讀のために假名を付るを、捨假名と云は非なり、すけ假名といふべし、訓の勤用を助くるなり、たとへば始の字の傍にメと付け、ムルと付くるの類ひなり、土佐の人はしり假名といふ、訓の後べに付くる意なるべし、（日臨要）またをこと點絕て、すてがな起ともいひ、すてがな付ることは、文明の頃よりなほさきのころよりあるにやなどいへるは、みな非なり、そのよしは、朱墨兩點あれば、竝び行はれしこと分明なり、又大須本將門記に、すて假名あれば、はやく已にこれあることとなりけん、

文字の四隅に濁點を付ることは、法家の點圖にも已に見えて、もと連聲をさとらしめんがためなり、補忘記曰、本濁、新濁者、本濁者字體本濁字也、是時橫指、謂大乘等也、新濁者依音便新濁、宗々習濁字也、是竪指、謂蓮華等也、（こゝに宗々とあるは、宗旨にてよみかたのかはるをいふなり、）古昔は、經傳歷史及び百家に至りても、みな此濁點を加へ記すこととなるに、讀法絕て後、點法も亦絕たり、今も佛典にはまゝ殘れり、

〔倭讀要領下〕點書法

此方ノ學者ノ點法ニ、朱ビキトイフコトアリ、地名ニハ、字ノ右ニ單畫シ、國名ニハ、字ノ右ニ雙畫シ、人名ニハ、字ノ中ニ單畫シ、官名ニハ、字ノ左ニ單畫シ、書名ニハ、字ノ中ニ雙畫シ、年號ニハ字ノ

左ニ雙書ス、歌ニ曰ク、

右所中ハ人ノ名左官、中二ハ書ノ名、左二ハ年號、

中華ニハカクノ如クノ種々ノ書法ナシ、唯人名ニ、字ノ右ニ單書シ、地名ニ、字ノ右ニ雙書スルノミナリ、或ハ書名ニ、字ノ右ニ雙書シタル書モアリ、然レドモ大抵ハ地名ニモ書スルコトナク、人名ノミニ書スルコト多シ、官名年號等ニハ全ク書セズ、又日本ノ書ハ字ノ左右ニ書スルモ、字ニカケテ書ス、中華ノ書ハ、必字ヲハヅシテ書ス、又中華ニテハ、删去ベキ字ニハ、字ノ中ニ書ス、此方ノ人名ノ書ノ如シ、是ヲ抹トイフ、

〔讀書法〕凡例

凡倭學は、讀法を正すを最要とす、然れば守覺法親王の右記、頼瑜僧正の眞俗雜記行譽上人の壒嚢抄など、おろ〳〵その事をいへる書おほかり、東山左府實煕公の名目抄にいたりて、おほかた具足れりとやいひつべき、其序に、夫於我朝稱名目、多不當音訓、又相交清濁、故不口傳、輙不可呼之、無口傳而呼之必失法、自古至今、家々説々雖區分、能學之深思之、非無一義矣云々〇中略と見ゆ、これを辨知ざる村學先生の玄たり顔に物書いて、ものよみ出たるは、かたはらいたきわざならずや、

〔訓點復古上〕連聲并音便

皇國古來ノ讀法、名目定リ有テ傳來セル大略ヲ云ハヾ、十三經ヲ十三ギヤウ、禮記ヲライキ周禮ヲシユライ儀禮ヲギライ、檀弓ヲダングウ、月令ヲグワチリヤウ公羊傳ヲクヤウデン、孔穎達ヲクヤウダツ、鄭玄ヲヂヤウゲン、皇侃ヲワウガン煬帝ヲヤウダイ、文選ヲモンゼン、經博士ヲハカセ、文章博士ヲモンジヤウハカセト呼類嚴然トシテ搢紳ノ口ニ存スル者枚擧スベカラズ、此差別モナク、字ノ如ク讀ダニスレバヨイト思フ學者ハ、聞取ニ歌ウタフ者ノ類ニシテ、可笑コト也、

〔倭讀要領中〕讀書法

倭讀ノ法ニ、毛詩文選等ニハ、音訓兩讀ヲ用レコトアリ、音訓兩讀トハ、音ニテ讀テ又倭訓ニテ讀ムナリ關關雎鳩ヲ關關トヤハラギナク雎鳩ノミサゴト讀ミ、參差荇菜ヲ、參差トカタタガヒナル荇菜ノアサヽト讀ム類ノ如キ是ナリ、此法何レノ時ヨリ始マレルトイフコトヲ知ラズ、尤無益ノ事ナリ、是ヲ止テ只常ノ如ク讀ベシ、其故ハ毛詩文選等ノ文ニモ倭語ニ讀ルヽ處アリ、倭語ニ讀レザル處アリ、鳥獸草木ノ名モ、此方ニ無キ者ハ、倭名ナキコト多シ、然ルヲ一概ニ倭名ヲ施サントスルトキハ、牽强ヲ免レズ、況ヤ地名、人名、宮殿ノ名ノ如キハ、元來倭名ナシ、如何ニシテ倭訓ヲ施サンヤ、古來ノ讀ニ、山ノ名ニハヤマトイフコトヲ附ケ、水ノ名ニハミヅトイフコトヲ附ケ、殿ノ名ニハトノトイフコトヲ附ケ、珠玉ノ名ニハタマトイフコトヲ附タル處アリ、文選ニ殊ニ多シ、皆是倭名ナキ物ニ、倭訓ヲ施サントスルニヨリテ、蛇足ヲ畫ケルナリ、愚昧ノ至リ一笑ニ餘レリ、

〔土佐日記〕十七日(承平五年正月)くもれる雲なくなりて、あかつきづくよ、いとおもしろければ、船をいだしてこぎゆく、このあひだに、雲のうへも、海のそこも、をなじごとくになんありける、むべもむかしのをのこは、さをはうがつ波のうへの月を、ふねはおさふうみのうちのそらを、とはいひけん、きゝされにきけるなり、

○按ズルニ、漁隱叢語前集卷十九ニ、今是堂毛錄ヲ引キテ云ク、高麗使過海有詩云、水鳥浮還沒、山雲斷復連、時賈島詐爲梢人、聯下句云、棹穿波底月、紅壓水中天、麗使嘉歎久之、自此不復言詩トアリ、

〔榮花物語(三十鶴林)〕此娑婆世界は、ねがひすむべき所にもあらず、りんわうのくらゐ、たほうひさしからず、天上のたのしみも、五衰はやくきたり、ないし有頂も、輪廻期なし、いはんや世の人をや、ことと願ひたがひ、樂と苦と別なり、かるが故に經にいはく、いづるいきはいるいきをまたず、入いき

はいづるいきをまたず、たゞ眼の前にたのしびさり、かなしびきたるのみならず、又命終にのぞむで、罪にしたがひて苦にをつ、尊靈〈○藤原道長〉かの西方世界にむまれ給なば、樂をうけ給はん事極もなく、人天けうせふしてあひ見る事をえ給、又かぎりなきたのしびをえ給べし、

○按ズルニ、右ハ往生要集ノ今此娑婆世界、無可耽玩、輪王之位七寶不久、天上之樂、五衰早來乃至有頂、輪回無期、況餘世人乎、事與願違、樂與苦俱、〈○中略〉故經言、出息不待入息、入息不待出息、非唯眼前樂去哀來、亦臨命終、隨罪墮苦、彼西方世界、受樂無窮、人天交接、兩得相見ノ句ヲ訓讀セシモノナリ、

〔江談抄〈六長句〉〕和帝景帝光武紀等有讀消處事

後漢書和帝紀、讀消處有一行、史記景帝紀太上皇后崩五字、讀消、又後漢書光武紀代祖光武皇帝代字、可讀世音之云々、予案之尤有理、而俗人無讀此音之者、雖普通事不知之歟、

〔江談抄〈六長句〉〕周易讀樣事

又云、周易云、參天兩地一陰一陽履校滅足滅趾、此讀秘事也云々、

〔史記抄〈六高祖本紀〉〕仁而愛人、喜施、意豁如、漢書ハ寬仁愛人トアリテ、下喜施ト云二字ハナイゾ、意豁如也アソバシタト云カ、愚ガ聽タフ、サウハアツシトモ不覺ゾ、意豁如也ト聽タシ樣ナゾ、漢書ノナライ、コトニ、アソコ此デ、イヽト云テニハヲ入レテ讀處ガ多ゾ、アワレ寬仁愛人ト讀テ、意豁如也トアソバシテ、漢家四百年ノ創業ハ意豁如也ノ四字ニアルゾト、ヲセラレタラバシ、カウ聽ナシタカト推量シタゾ、ナゼニト云ヘバ、此四字ニカギリテ音ニ讀テヲキコトハ、不審ゾ、舊時アソバシタ時ニハ、サアツタヤラウ、顔篆初ノ本ニモ、サウ點ゼラレタゾ、此モ面白ゾ、イカサマ、ヲレハサワ不聽ザツタゾ、

〔實隆公記〕明應三年二月十四日甲戌、抑讀書口傳云、訓點不得其意之時、本字ノ心ニ歸テ案之云々、

尤有興事也、論語加人ト在之、加者淩也云々、雖心得、所詮淩ト云心ハ、人ニマサル心也、加ハマサルノ訓アリ、又マサルノ心アリ、以之可思之云々、有興之言記之、

〔東見記上〕同年〇慶安元八月七日講曰、苟日新日日新又日新トヨメバ、義理ハヨクキコユレドモ、イ。ナ。カ。點。ニテミグルシ、只イツモノ如クヨムベシ、惺齋ノ物語ニ云、祈不逢戀ト云歌ノ題ヲ、イノレドモアハザルトヨメバ、義理ハ其マヽキコユレドモ、點イヤシ、然レバ點ノツケヤウ大事ノモノナリト、道春ニカタリ給ヘリト也、

〔東見記上〕同年〇慶安元八月九日講曰、異端虛無俗儒記誦、清家古點ニハ、端ニモ、儒ニモ、ノノ字ノカナヲツケズ、今代ノノ字ヲ付テヨム、古點ヨリマサレリト云々、

〔東見記下〕背燭共憐深夜月、蹈花同惜少年春、定家卿點、南家點、南家トハ、日野烏丸勸修寺ヲ云、道春口語

〔訓點復古下〕訓點正誤

君子哉若人　カクノ如キ人トコソ讀ベキニ、シカキ人トハ何ノコトゾヤ、古來ヨリシテ、斯ル詞アルコトヲ聞ズ、語意ウケタマハリタシト云ハヾ、必其答アラジト思ハル、若カヤヴニ言ヲ約メテ讀ントナラバ、シカル人ト讀子バナラヌ也、シカル人ハシカアル人ニテ、サヤウニアル人ト云コト也、又カヽル人ト讀モヨシ、カヽル人ハカクアル人ニテ、カヤウニ有人ト云義ナレバ、カヽルト讀方古點ノ意ニ近シ、是ヲシモ辨ヘヌ侏離鴃舌ノ碩學宿儒、コレヲ我大皇國ノ人ト云テ可ナランヤ、是余ガ擬。唐。人。ノ目アル所以ナリ、（中略）

仲弓問仁、子曰、出門如見大賓、　コレモ亦如見出門大賓ト無レバ、カウハ讀レヌナリ、其ヲ文法ニモ管ハズ、如此讀ヲ旁カラ聞ケバ、門ヲ出ル御客サマヲ見ルヤウニスルガ、仁ヂヤ、ト云コトニ聞ナサルヽ也、是ハサウ云ワケデハナイ、門ヲ出テカラハ、大賓ヲ見ルヤウニシヤントシテ敬ヲ忘ルヽナト云フコト也、兎角書ヲ讀人ハ勿論ノコトニテ、旁カラ聞テモ能ワカリ、少シヅヽモ人ノ

登ニ成ヤウニ〳〵ト心懸ルガ實學ノ一端ナルベシ、瑜尾○日總角ノ比ヒ、先考、橘井先生ニ侍リテ論語ヲ讀ジ時、示シタマヒケルハ、素讀ハワカリ安キガヨシ、昔並河天民ガ父ハ、目ニ半字ナキ農民ナルガ、天民幺麽トキ、論語ノ素讀スルニ、吾黨ニ躬ヲ直ウスル者アリ、其父羊ヲ攘メリ、シカルヲ子之ヲ證ハスト云ヲ聞テ、眉ヲ顰テ、是ハケシカラヌコト哉、聖人ノ書ニモ左樣ナルコトノ有ツルヤト云ヒケルガ、吾黨ノ直キ者ハ之ニ異ナリ、父ハ子ノ爲ニ隱シ、子ハ父ノ爲ニ隱ス、直キコト其中ニ在リト云フヲ聞テ、實ニサウアリケルヨト感心セシコト、物ニ見エタリト宜ヒシヽト、思ヒ出レバ猶鳩車竹馬ノ昔ノ心地シテ、ウセニシ父上コソ戀シケレ、此ノ如ク讀書ハワカリ安キヲヨシトスルコトナルニ、今點ノヤウニ、其父羊ヲ攘シテ、子トシ之ヲ證スナド讀テハ、一字ヲ知ラヌ人ニ聞分ルベシ共思ハレズ、如何ニモワカリ安キヲ專一トスベシ、

使子路問津焉　コレモ此通リニ讀ヲ聞カバ、外ノ人ニ云ツケテ、子路ニ津ヲキイタルコトノ樣ニテ、使問津於子路トアル文法ノ意ニ紛ルヽナリ、此樣ニ讀ズトモ、有來リノ儘ニ、子路ヲシテ津ヲ問ハシムト讀メバ、愚デモナク子路ニ云付テ、津ヲ問セタト云コトニ成ナリ、但シ上ニ張沮桀溺耦シテ耕ス、孔子過之トアレバ、正文ニ對シテ見レバ、イサヽカモ紛ルヽワケハ無レ共、訓點ノワルサニ人ヲ惑ス也、既ニ上ニ辨ジタル子路使門人臣ノ點ノ誤ト相同ジ、

○按ズルニ、訓點復古ハ、日尾荊山ノ著シヽ所ナリ、古訓ニ背キタル訓點ヲ排斥セシモノニシテ、特ニ佐藤一齋ノ點ヲ駁セリ、

〔訓點復古附錄下〕國人ノ訓

昔篠崎東海平維章西土ニ在シ日、亞相韵光卿ノ坐ニ侍セシニ、山東ノ學者ハ讀法ヲ知ラズ、汝モ明經博士ニ就テ素讀セヨ、論語ノ亂臣十人モ、亂ノ字ハ除テ讀ヌガ法ナリ、此事ハ荻生總右衞門、茂卿ガ論語徵ニモ云ヘリ、又逢阪ノ關ヨリ東ヲ關東ト云、箱根ヨリ東ヲ山東ト云、又論語ノ疏ニ

著シ、皇侃ヲワウガント教タマヒシコト、鈴木煥卿ガ撈海一得ニアルヲ見テモ、其習アリテ妄ニ古點ヲ改ムベカラザルコトヲ知ルベシ、

〔一話一言四十八〕四書の國人の字讀方

道春點の四書に、國人をクニヒトとよますしてクニタミとよめり、いづれの帝の御諱にもありてかくは訓せしやと、水母子にたづね侍りしに、後嵯峨院の御諱邦仁と申たてまつりし由なり、

〔遊京漫錄下〕和名抄古抄本

伊勢山田御師中西淸大夫家藏、和名抄十冊、奥書云、

自公意僧正御房傳領

三井沙門任契中略

和名の傍に朱點を施して、聲をさしたる卷あり、今朱色を換へて委曲に寫せり此を重複の卷の中の朱點に對校するに差ふことなしさて案ずるに、倭名抄原本如此朱點を施して、聲をさして記されたるを、世の中の本は、多く點を省きて寫し傳へたるを、たまたま此本に遺れる事いとめでたし類聚名義抄、字鏡集、伊呂波字類抄などにも、指聲の點あり東宮切韻、唐玉篇の字訓にも點ありしこと、字鏡集跋に見え、名義抄にも、其點を重くせしこと、篇目の卷に見えたり、又今の印本の日本紀にも、點の遺れるあり、永和の古本には朱點いと多し釋日本紀にもあり其外古書共に例ありて、古は言語をつゝしみたること知るべし、

〔仙源抄跋〕弘和のはじめのとし三のあまりのおりおり、ながき夜のつれづれもなぐさめがたく侍しまゝに、日かる源氏の物語をとりて見るに、おぼつかなき事どもおほかりしかば、ふるき尺どもを尋見侍るに、いづれも簡要はすくなく、枝葉はおほし、又同尺ども所々にありて、披見るに煩あり、是によりて水原抄五十餘卷、紫明抄十二卷、原中最秘抄二卷の中、古人の解尺より初て、何

をきり聲をさすにいたるまで、一ふしある事をのこさず、又定家卿が自筆本を比校して、相違の事を考つゝ、同文字なる詞を、いろはの次第にあつめとゝのへて見れば、六十餘卷只一帖につゞまり、文字のついでを尋ぬれば、たな心をさすがごとし、

〔實隆公記〕明應元年十月四日壬寅、宗祇法師來、上原豐前守土佐日記切句指聲可與之由所望也、此事更雖不得才學、先令領掌了、

〔明文抄三人倫〕故人傳曰、遊仙窟說甚以興天、曆上〇村御時、有御談之御志、而當時傳其說之人、只木島神主夫名知說之由風聞、仍江納言維時卿、忽策疋馬、詣木島神主、示可受此說之旨、神主敷荒蓆於庭上、具授其說了、維時卿馳歸、參禁裏奉授之、

〔遊仙窟一〕遊仙窟後序

嵯峨天皇書卷之中、撰得遊仙窟、召紀傳儒者、欲傳授也、諸家皆無傳、學士伊時深愁歎、于時木島社頭、林木鬱々之所、燒木結草有老翁、閉兩眼常誦之、問讀遊仙窟云々也、伊時聞及、潔齋七日、整理衣冠、愼引陪從、參詣翁所、誰來答曰唯々、跪申爲得遊仙窟所參也云々、翁曰、我幼少自客受此書、年闌倦事、僅所學誦而已、重申、願敎此書、僕苟候王家、居學士之職、少幼暗文無讀、垂哀矜、翁暗讀之、伊時付假名讀一帙畢、還歸之後、送種々珍寶、庵跡異香郁々無其跡、其後感書、幾乎大明神爲化理耳、

文保三年四月十四日授申圓禪庵序畢　　文章生英房

〔梅園日記五〕遊仙窟

遊仙窟は、嵯峨天皇の御時、諸儒讀者なかりしを、學士伊時、木島の社頭に居たる老翁につきて、假名をつけたり、彼老翁は大明神の化現ならん歟と、序にいへれど、神には非ざるべし、此書の訓點に誤あればなり、書中に云、桂心將下酒物來東海鯔條、西山鳳脯、按ずるに、將下酒物來とよむべし、下酒物は下の鯔條鳳脯を斥て云り、

〔遊僊窟類標〕遊仙窟は、いとみだりがはしきことどものみ書つゞりたれば、さのみ珍重すべきことかはなど、世にはかたぶくひともあめれど、そはいふにしもたらぬ業にて、此文、文章のめでたきのみかは、その訓點はた古言とおぼしきがおほくて、かならず古學の證とすべきこと少からず、されば其おほよそを類語して、捜索のたよりとす、この書、万葉集にとりてよめるすくなからず、まづそのひとつふたつをいはゞ、彼集の四の巻五十二ウなる大伴宿禰家持贈坂上大嬢歌十五首のうちに、

夢之相者、苦有家里、覺而、掻探友、手二毛不所觸者、

と見えたるは、此書十二オに少時坐睡、則夢見十娘、驚覺攪之、忽然空手といふによりてよめる也と、高津阿闍梨沖○契もいはれにき、又その十五首の中に、

一重耳、妹之將結、帶乎尙、三重可結、吾身者成、

巻十三十二ウ或本反歌曰とて、

楉垣、久時從、戀爲者、吾帶緩、朝夕毎、

暮去者、屋戸開設而、吾將待、夢爾相見二、將來云比登乎、

といふふたつの歌は、此ふみ六十三カに、日日衣寬、朝朝帶緩とあるをとれり、又かの十五首のうち、

又巻十二十二オ

門立而、戸毛閉而有乎、何處從鹿、妹之入來而、夢所見鶴、

この二首は、此ふみ五十五オに、今宵莫閉戸、夢向渠邊とあるになんよりたる、

〔今昔物語二十四〕天神御製詩讀示人夢給語第廿八

今昔天神ノ作ラセ給ケル詩有ケリ、東行西行雲眇々、二月三月日遲々ト、此詩ヲ後代ノ人誑テ詠ズト云ヘドモ、其讀ヲ心得ル人无カリケルニ、口口ト云人、北野ノ寶前ニ詣テ、此詩ヲ詠ケルニ、其

夜ノ夢ニ、氣高ク止事无キ人來テ教テ宣ハク、汝ヂ此詩ヲバ何ニ可讀トカ心得タルト、畏テ不知ル由ヲ答ヘ申ケルニ、教ヘテ宣ハク、トサマニ行キカウサマニユク雲ハルヽヽ、キサラギヤヨヒウラヽヽト可讀キ也ト、夢覺テ後、禮拜シテゾ罷出ニケル、天神ハ昔ヨリ夢ノ中ニ、如此ク詩ヲ示シ給フ事多カリトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔今昔物語二十四〕大江朝綱家尼直詩讀語第廿七

今昔村上天皇ノ御代ニ、大江朝綱ト云博士有ケリ、〇中略而ルニ朝綱失テ後、數ノ年ヲ經テ、八月十五夜ノ月極ク明カリケルニ、文章ヲ好ム輩十餘人伴ヒテ、月ヲ翫バムガ爲ニ、去來故朝綱ノ二條ノ家ニ行カムト云テ其家ニ行ニケリ、其家ヲ見レバ、舊ク荒テ人氣无シ、屋共モ皆倒傾テ、只煙屋許殘タルニ、此人々壞タル椽ニ居並テ、月ヲ興ジテ詩句ヲ詠ジケルニ、踏沙被練立清秋、月上長安百尺樓ト云詩ハ、昔シ唐ニ口口云ケル人、八月十五夜ニ月ヲ翫テ作レル詩也、其ヲ此人々詠ジケルニ、亦故朝綱ノ文花ノ微妙ナリシ事共ヲ云ヒ語ケル間、丑寅方ヨリ尼一人出來テ、〇中略抑モ殿原ノ、月ハ長安ノ百尺ノ樓ニ上レリト詠ジ給ツル、古ヘ故宰相殿ハ、月ニ依テ百尺ノ樓ニ上ルトコソ詠ジ給シカ、此ハ不似侍、月ハ何シニ樓ニハ可上キゾト、人コソ月ヲ見ムガ爲ニ樓ニハ上レト云ヲ、此人々聞テ涙ヲ流シテ、尼ヲ感ズル事无限リ、

〔鹽尻五十二〕一儒典は、菅家、江家、淸原家、中原家等の家、古しへより讀來れる訓點有、佛書は、山門叡山、寺門三井寺、南都東大興福寺等、各自の讀方ありて相傳す、近世は雅意に任せて亂讀す、其理に違ふ事ありといふとも、識者の爲に恥ざらんや、歎書、猶よみかたあり、

〔遊京漫錄下〕豐宮崎文庫尙書

伊勢山田豐宮崎文庫に、古文尙書十三卷あり、貞享元年島原侯〇松平氏奉納なり、〇中略本書奥云、〇中略

正和第三曆孟夏初五日、以家之秘說、授申生德才子、以十一代之學業、終十三卷之詁訓、當時希有者也、

明經得業生淸原長隆

古文尙書合部十三卷、花園帝正和年中、明經得業生淸原長隆以家之秘說所加訓點也、手書曰、以十一代之學業、終十三卷之詁訓、當時希有者也、且朱書所謂少納言入道者藤原信西也、所謂總州者助敎直講定康乎、淸原世々傳授秘本、明々昭々、余偶得之、珍藏有年、然今以爲希代之物、奉納勢州大神宮文庫、而貽萬世洪寶、表方寸微忱也、唯冀神之靈、永垂鑑照、謹跋一語以爲後證、

貞享元年甲子夏四月上旬　島原城主從四位下主殿頭藤原忠房

〔右文故事 三〕御本日記附注下

前後漢書　七十冊　一箱 〇中略

再按ニ、右前後漢ノ二書、後書ニハ歷代博士家ノ奥書訓點アリテ、前書ニハ唯五山僧ノ點ノミナリ、其故何ントナレバ、當時ニ有テ、史記ト後漢書トハ、師行ノ書ト云フ、〇註略故ニ前書ニ限リテ、家本ノ訓點ナキコト明白也、守重其故實ヲ史記抄ニ得タリ、瑞仙ガ抄ニ云、妙智ノオホセラレシハ、史記ト後漢書トニハ、家ノ點本ガアルゾ、〇中略又云、學史記者、各以家本倭點爲據、倭點又不一焉、讀漢書者、又以師傳音訓爲本、而其授受之間、或有舛差焉、是以兩家相非、雌黃紛然、蓋子長蔚宗之書、師行于日域、則據家本可矣、孟堅之書未師行、則本於師傳亦宜矣哉、史記乃太史公作于先、而本朝菅江良三家之名儒、承之加點者也、漢書者班固述于後、而諸儒又秘不加點者也、夫猶可以史記讀漢書、而未可以漢書讀史記也云々トミユ、是以テ證トスベシ、

〔漫書隨筆 上〕明曆和刻ノ漢書ノ跋ニ、兩漢書ハ菅家ノ訓點ナリ、然レドモ十志ニハ點ナシ、然ルユエンヲ知ラズト云、今按〇木煥卿ニ、上古訓點ヲ傳來シテヨリ、菅江諸儒ノ家ニ秘シ、相受授シテ金科玉條トシテ、世々守テ替ラズ、十志ハ又深秘別傳トシテ、書ニ點ヲ下サズトミヘタリ、古ノ人ノ學

ブニ難キ事、是ヲ以テモ知ルベシ、今ハ新ニ舶到セル書ヲ讀ム事、カナ書キヲ讀ムゴトクナルハ、太平ノ文化ニヨルト雖ドモ、伊荻二先生ノ賜ニ非ズト謂フベカラズ、

〔鵞峯文集跋九十四〕書漢書點本之後

班史流傳於本朝久矣、吉備公侍讀之榮見於國史、菅丞相覓宴之詩載在家集、紀長谷雄專通此書、然則其訓點、蓋菅紀兩流之所加歟、爾來紀傳道之博士以是爲立家之標的、其餘有志於學者、無不讀焉、然志表未見點本也、應永年中、洛西龜阜沙門等遣入明國、歸朝自稱有所傳授、而加訓點、與官家之所點稍有同異、其本深秘不出示焉、此書註家甚多、故諸本互有詳略、自唐以前者、顏師古既折衷之、及宋而有宋祁劉攽之所校、自古行於本朝者、有加載宋劉說於師古之後者、或有略之者、近世金陵福建商舶所載來者、異同詳略多矣、凌氏評林頗雖有便於學者、然非啻除劉宋說而已、雖師古本註猶略之、豈不痛恨之乎、先考羅山子、壯強之歲、參考數本、磨點於帝紀列傳、而新加點於表志、且據古本補書評林本所脫落之註文於鼇頭、而併記宋劉說、以爲全書、手自校正、加硃藏於篋笥二十餘年、及余賜宅地而異居、以此本度與、而換滿籯之金者多年於此、而丁酉（明曆三年）之災、不罹鬱攸、可謂大幸也、今觀其手澤、則如親炙先考、其遺愛豈徒十倍於甘棠而已哉、鼎峯沙門立英者、累世方外之友也、屢求寫訓點并鼇頭補書、頻請不止、余感其志之深、且想此點本遼隔東武而藏於鼎峯、則家本曼一有不意之災、亦是不失爲一副本也、故許借之、乃新求評林本、而起筆不休、漸逾半歲、全部功成、其勤而不懈者、可以嘉焉、於是告立英曰、先考讀書萬卷、加點塗朱者數千卷、然勞其精神者、如此書者鮮矣、故余藏書殆充棟宇、就中此書最爲上品、不妄使他人見之、若見門生有志者、則欲示之、然或拘於事務、或倦於簡帙重大、而未有懇求之者、然今如此、則其所請既有驗、所許亦有幸、所謂非我則不授、非子則不傳之勢歟乎、諺曰、心誠憐白髮玄、我今爲立英忘緇素之色異也、時維八月、新雁南來、古人吹燈讀漢書者偶相嘗、而我一漢書始分爲兩部、與新雁連翼南飛於鼎峯、在此者爲主、在彼者遠方之友乎、因立英之所乞、遂書其漢書

點本

之後、以爲之證、戊戌仲秋

〔好書故事餘錄四〕點本

金澤本群書治要ノ奥書ニ、點本、奥云、長寛二年五月十五日、又清原敎隆ノ奥書ニ、此御本之外、諸儒家更無此書點本云々、又賴業ノ奥書ニ、元來無點本之上、文字多闕謬、

〔遊京漫錄下〕豐宮崎文庫尙書

伊勢山田豐宮崎文庫に、古文尙書十三卷あり、貞享元年、島原侯奉納なり、尤めでたきものなり、本書奥云、

仁平元年六月廿五日申刻、以少納言入道摺本之釋文見合了、總州之御時、以古本幷唐本釋文所被付音義也、然而依有不審事、重所按合古本、勘物雖有委細事付、今委之摺本合點畢、不載摺本勘物付輪、

應保二年四月廿六日、見合或古本了、件書江家之繼本也、按合之處、其可取之事有歟、仍一部所按合也、

建保六年七月九日、授仲光了、在御判

建長第八曆晩春十一日、書點了、至此書者、以摺本書寫之、以古本按點之、凡虞夏商周書者、壁中舊本、隷古之遺字也、雖然改古字爲今字、唐本又如此、其上高倉上皇御讀之本又如此歟、當家尤可用之哉、但古字之體、一向不可失之、仍本用今字、傍附古字者也、一部十三卷五十八个篇、雖爲一字半字、不借他人之手、偏至墨點朱點、皆用自身之功、子々孫々、深韞匱內、號不出閫外也、淸原

〔後二條關白記〕寬治七年二月十八日乙丑、自民部卿〇源經信許被送後漢書第五帙、十卷一明衡〇藤原點也、能々行點云々、

〔康富記〕嘉吉三年五月十日甲子、自伏見殿被仰下、綾小路少將奉書也、折紙也、

今日可有御參候哉、仍論語被點度候、好御本可被進候、先一二卷御用候、謹言、

五月十日　　　　抽女

日向守殿

〔右文故事　三〕御本日記附注下

前後漢書　　　七十冊　　一箱

コレ五山僧ノ點本ハ、等蓮ニ出ルヲ見ベク、（等蓮ハ前ニ見エシ竺雲ナリ）又本朝ニ宋劉ノ說ヲ載ル本モ、久ク傳ヘシト聞ユルナリ、

〔碧山日錄〕長祿三年四月二十三日乙亥、清岩來問業公爲人矣、予次之也、又曰、先儒長央誰氏哉、曰式家之子也、往昔蒙勅命而和點於孟子者也、天子善其才、恒加慰問、又與諸生決釋經義、詞辨英發、一時以爲名儒、式家今無繼其美者矣也、

〔臥雲日件錄〕長祿四年八月六日、三會院主來、○中略　三會又話、臨川本倭點、乃大覺門派希杲首座之作也、予曰、人誤爲心空之點、初知別人之作也、

〔日本教育史資料　十二　鹿兒島藩〕一桂庵和尙入唐時、問學校之先生曰、日本儒書讀漢音、佛書可讀吳音、有法度、其義如何、先生曰、何決吳音漢音乎、只因便可讀云々、此以四書新註之和訓、不從日本之法、而從大明之法、故不讀大學而讀大學、不讀論語而讀論語也、江夏環溪先生之令子黃二閑之和訓亦如此、桂庵和尙入唐傳授之例多、今略之、述其一端而已、

一新註和訓者、本岐陽和尙之所作、而中桂庵入唐之后少改之、後至文之和尙、又少改之、然擧世謂文之和尙點也者、文之和尙之時、漸達世故而已、

四書新註和訓達洛陽之說　我如竹老師謂、甲斐信玄公之鴻儒惺窩先生者、天下之英才也、甲斐亡國（季安按、惺窩集播州赤松廣通、皆通惺窩、慶長五年、廣通自殺、其國遂滅、而無甲州信玄事、愛甲喜春、壯年遊學、聞諳如竹、齡超八旬、而筆之書、故誤傳聞此云、甲斐信玄、則其爲播州赤松廣通明矣、）之

後、牢落于洛陽、而愁四書新註無和訓、自到于中華之地、欲傳於新註之奧儀、點和訓、故西欲下房津（卽薩州防津也）赴中華、隔風泊船于山川津、於是寄宿于正龍寺、留滯數日、有僧誦讀論語者、卽取其書見之新註和訓、稱其意、一唱三嘆、問曰、此和訓何人之所點哉、僧答曰、大隅正興寺之住僧文之和尙之點也、先生拍手而驚然曰、我欲赴中華者無他、一爲點新註和訓而已、今幸有此書、則何赴于中華乎、乃乞得其書、以達洛陽、先生講新註曰、洛陽之書生、聽者不知幾千人、于時予也滯在于本能寺、而勤法華宗門之學、同志之僧、倡聞新註講說、予思新註和訓濫觴者、予之生國也、何不尋其源乎、忽辭洛陽至薩陽、遊學于文之和尙之門下者八年矣、愚也雖不敏、至於章句訓詁之末、頗解其義矣、（中略）此文

貞享三丙寅正月望日　菡萏峯松下老人小野季定八十二歲記焉

〔日本敎育史資料（二十三鹿兒島藩）〕僧文之小傳

僧文之、和仁氏、名玄昌、號雲興軒、齋名時習、又別有南浦或懶雲或狂雲等之號、俗姓無考、父河內人、來寓日州、娶土人女、弘治元年丙辰、生文之於南鄕外浦、因號南浦、（中略）時日州既屬于薩藩、貫明公聞其有材學、召爲隅州正興安國兩主席、恒備顧問、寵待日加、十四年（天正）正月、及鎌田政廣使于京師、慶長四年、從松齡公上伏見邸、二月、先是和點周易大全、至是功成、乃爲跋文、文之在洛日、講大學於東福寺、多聚聽者、九年二月、侍講慈眼公於府城、十六年、創大龍寺、使文之爲開山、

〔惺窩文集一〕惺窩先生行狀

本朝儒者博士、自古唯讀漢唐註疏、點經傳加倭訓、然而至于程朱書、未知什一、故性理之學識者鮮矣、由是先生勸赤松氏、使姜沆等十數輩淨書四書五經、先生自据程朱之意、爲之訓點、其功爲大、（中略）先生歿後明年庚申（元和六年）某月某日、羅浮子道春謹狀、

〔倭板書籍考（二儒書）〕惺窩點四書　慶長三四年ノ時分出タリ、板行ニ無之、近來板行ノ頭書四書大全ノ點、惺窩ノ點ヲ寫スト聞ヘタリ、

〔間合早學問上〕訓點

訓點とは、此方にて作りたるよみくせの名なり、訓點に堂上點、道春點道乙點、金平點、嘉點、三平點などの品あり、大に同うして少しく異なり、書を讀むには、いづれの點にてもくるしからず、ひたすらに讀ば、おのづから書の義理は聞ゆるなり、

〔授業編三〕訓點

元和太平ノ後、學事中興セルヨリ、羅山先生ノ訓點アマチク行ハレ、今ノ世ニ道春點ト云、スベテ何事モ、人ノナシ置タルヲ、後ヨリトヤカク云ハヤスク、其初ニ手ヲ下スハ、極メテカタキ事ナリ、○中略但假名ツケ餘リ多ク、兒童ヘ敎ルニ、其假名ト違テ敎ユレバ、其假名反ッテ邪魔ニナリテオボエニクヽ、サラバトテ其假名ノ通リニ敎ユレバ、其假名ヲ便リニシ、文字ニ心ヲ留ザル故、其讀ヲ聞ケバヨクオボエタルヤウナレドモ、其實オボエタルニハアラズ、是其害ナリ、又闇齋先生ノ訓點ナリトテ、世ニ嘉點(カテン)ト稱スル本アリ、コレハ假名スクナクテヨケレドモ、ソレトテモ一得一失アリ、我伊藤坦庵先生ノ四書五經ノ訓點アリ、コレハ假名ヅカヒマデヲ細カニ吟味アリ、且注意ニイサヽカモ違ハズ、ヨキ訓點ナリ、○中略又貝原先生ノ點ノ四書五經アリ、是ハ板本ニアリ、別ニ點例一冊アリ、大概ヨロシキ點ナリ、兒輩ノ素讀ニヨシ、○中略往年宇士新、訓點ニ心ヲ勞シ、ソレ迄ニハ例ナキ新奇ナル訓譯ヲ多ク下セリ、是其意ハイカニモシテ學者ニ便リアランコトヲ欲スル婆心ニテ、イカニモ奇特ナレドモ、余○江村綬ガ意ヲイハヾ、無點ノ書ヲヨミ得ルホドノ人ニハ、訓點ハモトヨリ無用ノモノナリ、畢竟訓點ハ初學ノ書ヲヨム筌蹄ナリ、然ルニ初學ノ徒ハ、異ナル訓點ニ眩シテ、文字ノ正訓ヲアヤマリ、反ッテ心得違モ出來ヌベシ、又和讀要領ニ、訓點ヲ論ジ、文選ノ中ノ二賦ト古詩十九首トニ點ヲツケオケリ、是ハイカニモオトナシキ點ノツケカタニテ從フベシ、○下略

〔釉鑑訓一〕一經傳訓點　經傳ノ訓點ニ、道春點ト云テ、版行本ニアリ、是林家ノ元祖道春ノ付ラレシ訓點也、道春ハ惺窩先生ノ弟子也、惺窩ハ公家ノ人也、妙壽院惺窩先生ハ京極中納言定家卿十二世ノ孫也、父ハ冷泉參議爲純卿、サレバ訓點モ昔ノ明經博士、記傳博士等ノ家ニ傳ヘシ所ヲ受テ、道春ニモ授ラレシナルベシ、道春ノ意ヲ以テ私ニ付ラレシ訓點ニテハ有ベカラズ、詩經、文選、千字文、其外音ト訓ヲ一度ニ並ベテ、兩點ニ讀ム事モ昔大學寮ニテ、諸生ニ教授セシ時ノ讀法ナルベシ、是音訓ヲ一度ニ覺エサセンガ爲也、近世ニ至リ、林家ノ傳ヲ受ケズ、自作ニ讀古傳ノ訓點ヲ用ヒザル者モ多シ、昔ノ訓點ニ誤モタマ〳〵アルベシ、其誤共ニ古ク傳レル誤ナルベシ、古ノ訓ニハ古語多シ、近年ハ其古語ヲ改メタル點アリ、

〔羅山文集附錄年譜一〕七年辛酉○元和

先生三十九歲、四月、先生發京周覽攝州紀州、浴於有馬溫湯、踰月歸家、○中略此時勅賜宋朝類苑一部、京尹板倉重宗、殊示勅本一部、傳詔曰、此書不易讀焉、可加朱墨以備叡覽、即補其脫簡、正其誤字、濡朱露附重宗、乃相共詣禁中賜飲食、就中院藤通村、阿野藤實顯以奏獻之、

〔羅山文集附錄年譜二〕四年丁卯○寬永

先生四十五歲、在江戶、晝夜官事頻繁、偶在家時、無不須臾讀書、加訓點於周禮、儀禮、公羊、穀梁、爾雅、楚辭、國語、共終功、皆是無舊點者也、

〔鵞峯文集跋九十八〕爾雅跋

先考比及弱冠、求得韓本爾雅、手加朱句、其自跋謂、乃覺學力之進、其後加訓點於唐本、及晚年、以唐本賜余、以韓本授亡弟靖、今並存在、余及姪憲文庫、共爲道書之一珍、頃間余復得韓本一部、乃以授憲子、憲據家藏唐本、手自寫點、而館暇纔二日而成、於是借憲所藏之韓本、併註疏、對校、以寫朱句、總十一卷、經十一夜而畢、點也朱也、共是先考之手澤、所謂二難幷者也、乃知合璧無瑕聯樹增光、而可以磨習、可以通明也、乃喜而爲之跋、戊申之歲

〔經籍答問〕小學本注ト申ハ、何ノ本ヲサシ候ヤ、答曰、山崎闇齋ノ點ヲ嘉點ト稱シ候物是也、先年御書物奉行野田彥之進殿御口說ニ、今清朝ニハ朱子本注ナキユヘ、明清ヨリ舶來ノ本ハ、皆陳選句讀本ノ末注也ト被仰キ、コノ嘉點本ハ、元來朝鮮本小學集成ヨリ、闇齋先生拔萃シ、校點被成候物ト、則御同人ノ御說ナリ、尤モ小學集成ハ、朝鮮人ノ作ナリ、和刻有和板雕刻、山崎先生ヨリ前後ヲ不知、

〔先哲叢談續編十〕山兼山

兼山表章學記一篇於戴記中、併學庸孝經、謂之家塾之四書、奉其學者、至今以此爲誦讀始、其他易書詩三禮論孟孝經千字文文選、皆符譯於正文、刊行坊間、呼曰山子點、至于今盛行于世、

〔先哲叢談後編一〕三宅寄齋

寄齋義子、名道乙、○中略道乙精于史學、嘗施國訓於朱子通鑑綱目、刊行于世、今坊間稱之道乙點、後進便之、

〔文會雜記一下〕一周禮儀禮ノ白文ノ刊本久シクアリ、コレハ點ヲヨクツケタルモノ也、古代ノ人ノ點ト覺ユ、トクト二書ヲヨク見タル人ノ點ナリ、アシキ處スコシアリ、是ハ羅山ノナホサレタルト思ハル、ト、南郭ノ話ナリ、

〔文會雜記一下〕四先生文範ハ、平安ニヲリシ時點ヲツケタルト也、又云、宇野三平モ李文ニ點ヲツケタル由、南郭ソレヲ、處々直サレタル處ヲ不用、南郭ノ序文モ、三平氣ニ入ラズ、夫故南郭モ、三平ハ情ノコハキ男ノ由云ハレシト也、

〔先哲叢談續編一〕鵜飼石齋

石齋絕思世榮、雖貧尤甚、居之晏如、常應書肆之所請、校訂諸書、附國讀於本文行側、使刊布之、習俗謂之訓點、書肆謝以潤筆、受其資料、以給衣食、當時儒生事呫嗶者、其所講習、僅不能過四書五經近思小

朱墨兩點

學、史、漢、蒙求等數種、石齋始謀翻刻諸書、使書肆從事於其擧、其所刊刻、果大行于世、獲裨益者最多矣、京師之地、家儲藏版、人好刷闕之習氣、始于此時、傳至於今盛矣、

〔文教温故 上〕訓點

書籍に點つくるに、朱を用ふること、江吏部集曰、研朱仰鳳點文集、汗竹鷄居武城、若用父功應賞子、老棠欲擬昔桓棠、さて後世も、をこと點は朱にて付、訓讀歸點は墨にて仝右に付る、これを朱墨兩點を加ふといへり、逍遙院内府○三條西實隆の眞跡御注孝經の奥書に、右件本、端一兩枚有點、予覔他本加朱墨兩點了、于時天文第三六月十六日、凌炎蒸終功了、都督郎公條とあり、又或記に、足利庠主寒松、吾妻鏡の誤字を正し、並朱墨兩點を加へしよしも見えたり、當時博士家の朱墨兩點を付たる書を見しこと往々これあり、訓讀を傍記するからは、をこと點は無用のものに似たれども、猶存してすてざるは、告朔の餼羊にもたとへつべし、

〔正齋書籍考 一經〕五經白文

白文、マタ正文、眞文、素本ト云フ、注疏本ニ對シテ單經本トモ云フ、古ハ經本注本別行ス、(中略)孔安國古文孝經序ニ、發憤損思爲之訓傳、悉載本文、爲有餘言、朱以發經、墨以起傳、庶幾學者識正誼之有在也、隋劉炫ガ直解ニ、前漢以前、爲傳訓者、皆與本文別行、孔欲其兩讀也、故以朱墨爲別、後漢以來、注書者皆是、以旗細爲異也、

〔類聚名義抄 首〕凡此書者、爲愚癡者任意抄也、○中略 朱音者正音也、墨聲者和音也、片假名有朱點者皆有證據、

〔史記抄 十七跋〕余素聞有史記秘本、曰、若被見借何賜如焉、曰諾、自茲還一鴟借一鴟、始于列傳本紀次之、未畢、世故風雨不遂命也夫、其本乃華○心華和尚自書其首焉、句而朱、點而墨、其分段又以綫者、蓋集我日邦名儒六家之本而大成者也、又書所謂師說者、大率江菅良三家、議論答問、如倭故之豎義者、塞天下佳本也、余壯年未讀貨殖傳、故屢空晏如、以故一貧徹骨髓所寫之本於惠山菩提廊典庫、丁亥○應仁元年。

改點
移點

亂音耗踈絶、遂爲主庫者所賣却、既已成好事者之有矣、惜哉、雖然欲賣未賣得者腹藥而已矣耳、心華和尙善本顚末、記于此云、

文明丁酉夏五月日　　　　仙叉書

〔梅花無盡藏〕五周弼三體詩加朱墨幷叙

余東遊、避武野之騷屑、假道於若耶、阻雪遂留滯能生山天台別院大平古寺、待來載朱夏之便舶也、藤吾村之海印主盟義綱禪師、屢扣余旅扉、一日告余云、落梅之周伯弜所編之家法詩、海內叢社之諸童子、无不讀之者、但其點參差、而義多不通、請加朱墨分仄平、以遺我家之蒙稚、則豈不幸乎哉、借他人之手清書三卷、見投寄旅扉矣、余老懶廢卷久之、雖然非可默止、漫加點分聲、有其誤必矣、〇下略

〔寒松稿〕二書吾妻鏡後

此吾妻鏡者、昔年九代之將軍、以文武治天下一百五十餘年、其日曆史官之所記也、〇中略征夷大將軍源朝臣秀忠公、命予令加朱墨二點、予不辨三豕之疑、無祛五日之惑、以故朱墨舛差、不可稱計、且又於所其不知蓋闕如也、庶乎博識君子改之補之、慶長十三稔龍集戊申春王正月日、利陽庠主寒松叟、

〔台記〕天養元年十二月卅日丙午、天養元年所學、

周易卷第一〇高隲、隨讀正改點加今度二反、

〔醫心方〕八醫心方卷第八背記

天養二年二月、以宇治入道大相國〇藤原賴通本移點、

移點少內記藤原中光　比校助敎淸原定安

移點比校之間、所見及之不審、直講中原師長、醫博士丹波知康、重成等、相共合醫家本畢、文殿所加之勘物、師長以墨書之、令朱合點、

宇治本

初下點〈行盛朝臣、朱墨點、墨假字、〉

重加點〈重基朝臣、朱墨點、假字勘物、又以朱點句子儒點、〉

御本不改彼樣令點移之

以上第一葉

〔萬葉集奥書一〕抑先度愚本假名者、古次兩點有異說、歌者於漢字左右付假名畢、其上猶於有心詞宛曲歌者加新點畢、如此異說多種之間、其點勝劣輕以難弁者歟、依之去今兩年二箇度書寫本者、不論古點新點、取捨其正訓於漢字右、一筋所點下也、其内古次兩點詞者、撰其秀逸同以墨點之、次雖有古次兩點而爲心詞參差句者、以紺青點之、所謂不勘古語之點幷手爾乎波之字相違等、皆以紺青令點直之也、是則先顯有古次兩點、且示偏非新點也、次新點詞幷訓中補闕之句、又雖爲一字而漏古點之字、以朱點之、偏是爲自身所見點之、爲他人所用不點之而已、

文永三年八月十八日　　　權律師仙覺

〔雲州消息中末〕請申五帝本紀、周公世家、樂毅傳、

右爲移點所申請如件、

月日　　　兵部少輔

謹上菅式部大輔殿

借獻　馬史三卷

右其點雖疎、儒家之書也、古今不知子細之點、其說只在胸中歟、王充閲市之智銘心不忘也、御學問之間、閑入書意可窺秘書侍、若無猒却、本意可足、某謹言、

卽日　　　散位菅原〈音博士淸利〉

〔雲州消息中末〕可被借給　曲禮　月令　毛詩　莊子

右爲移點所執申也、更不可出閫外、穩居手自可點侍、謹言、

月日　　　　　　　　　　　　　　　　中務大輔

清助敎殿

〔鵞峯文集百二跋〕補點白氏文集跋

白集行於本朝尙矣、樂天存時、吾邦之人入唐者、旣寫之歸朝、古本偶有會昌年中跋者、可以證焉、菅江兩家、各加訓點、然全集有點者幾希、想夫秘而不出、遂至於絕傳乎、先考、元和戊午之年、加朱於那波氏刊本全部、而求得舊本寫點者四十卷、定知菅江流傳之餘也、其三十一卷、未遑補點、而藏於家塾、以授余也、近歲新刊本出、全部有點、雖未細見、恐有妄作之誤乎、我常有補點之志、然以非急務、故延歲不果、猶慊處不慊、爪欲罷不能、自壬子之春、以副本一部、畀侍生田植、假日口授、加點而復寫諸家本、至癸丑之冬、畢三十一卷、於是合部七十一卷、旁訓悉備、亦是日課餘力之積漸得其効之一也、先考有言、曰、官家古點優而艷也、禪徒點鄙而澀也、然則知余所點、亦不免俗陋之失、故每卷記年月姓名、以識別之、不敢妄混舊點、使後讀者知舊優新陋之異、亦一幸也、嗚呼戊午者余初生之年也、今五十六年之後、補先考之素志、抑爲徼孝之終乎、果其爲僭踰之罪乎、唯使予孫知我老而猶不空送居諸則足矣、

癸丑十月九日

無點本

〔先哲叢談六〕物茂卿

徂徠所著之書、字傍不施訓譯、僧大典萍遇錄載、朝鮮成龍淵曰、貴邦書冊行傍皆有譯音、此只可行於一國、非萬國通行之法也、惟物茂卿文集無譯音、卽此一事、可知茂卿之爲豪傑士也、

〔蓋簪錄紀實二〕先人及三十餘歲、却揣讀書、左近里人、多不識面、山田氏姑稍知文字、每歸省、戒曰、源七亦會讀無點書、耶國人刻漢本、必副國字口訣、謂之點本、無口訣者稱無點本、旣而開門迎接談說出人意表、爭傳眞儒出現、此在予(伊藤長胤)未生之先、

音訓

〔徂徠集十九〕譯文筌蹄題言十則

曰、和訓曰譯、無甚差別、但和訓出於古昔搢紳之口、侍讀諷誦、金馬玉堂之署、故務揀雅言、簡去鄙俚、風流都美誠宜人耳、且時屬淳厖、語言之道未開、以此而求於中華之言、其在當時、尙已寥々覺之矣、況以世降時移、語言之道益變益繁、益俚益俗、故以今言而求於和訓、已覺古樸不近於人情、如和歌者流、勢語源語諸書、此皆閭閻脂粉猥褻之語、一似金瓶梅類、今讀之高雅幽妙大費注解、似中華有典謨、又以今言而求於中華語、其比古愈繁愈細者、稍可與華言相近、且俚俗者平易而近於人情、以此而譯中華文字、能使人不生奇特想、不生卑劣心、而謂聖經賢傳皆吾分內事、左騷莊遷、都不佶屈、遂與歷代古人交臂唔言、尙論千載者、亦由是可至也、是譯之一字、利益不尠、孰謂吾好奇也哉、

〔漢字三音考附錄〕音便ノ事

皇國ノ古言ハ、五十ノ正音ヲ出ズ、其餘ハ皆溷雜不正ノ音ナル故ニ、一ツモ厠(マジ)フルコトナカリキ、然ルニ中古以來、雅言トイヘドモ、雜音ノ厠レルコトアルハ、漸ク久シク漢字音ニ馴テハ、オノヅカラ其外國音ノ正シカラズイヤシキコトヲオボエズ、後世ニ至テハ、却テ字音ノ語ヲ雅也ト心得テ、ケフ、アスト云ヨリハ、コンニチ、ミヤウニチト云ヲヨシトシ、ニシ、ヒムカシト云ヨリハ、トウザイト云ヲヨシトスルコトニナリテ、年々月々ニ、字音ノ語ヲ用ルコト多クナリユクメリ、抑古ハ字音ヲバイヤシメテ、讀書トイヘドモ、訓ニヨマルヽ限ハ訓讀ニシ、又字音ノ物名ナドモ、常言ニハナダラメテ、才(サイ)ヲサエ、芭蕉ヲハセヲ、襖ヲアヲ、篳篥ヲヒチリキ、雙六ヲスグロク、博士ヲハカセ、消息ヲセウソコ、朱雀ヲスサカナドヤウニ、皇國言ニ近ク轉ジテ呼タリキ、然ルニ中昔ヨリ、漸クニ字音ノイヤシキコトヲオボエズナリテハ、是ヲ嫌ハザルノミナラズ、皇國言ニサヘ音便ト云モノ出來テ、字音ノ如ク云ヒナスコト多シ、（連聲ノ假ニ關ヒテ、清音ノ濁音ニナリ、或ハ平上去三聲タガヒニ轉ズルナドハ、上古ヨリコレアリ、今此ニ云音便ハ、コレラニ異ナリ、）是モト字音ヲ呼馴タルヨリ移レル者ニシテ、皆正音ニ非ズ外國侏離不正ノ音

ニシテ、甚鄙俚ナル者多シ、其音便種々アリ、左ニ出スガ如シ、〇下略

〔續修東大寺正倉院文書十八〕僧靈福貢度人解文

僧靈福謹解　申貢度人事

櫟本連堅滿侶年廿八、左京三條二坊戸主從八位上櫟本連大食戸口

讀經

法華經一部音訓　即開題　最勝王經一部音訓

涅槃經一部音訓　注維摩經一部訓　方廣經一部音訓

彌勒經一部音訓　金剛般若一卷音訓　千手經一卷音訓

佛頂經一卷音訓　摩訶摩耶經一卷音訓　淨飯王經一卷音訓

誦經

法花經第一卷　理趣經一卷　藥師經一卷

千手陀羅尼　佛頂陀羅尼　百法論

淨行八年

天平十四年十一月廿三日

〔增補諸宗章疏錄〕法相宗經疏部

法華經音訓一卷大乘基(唐窺基)述

〔續性靈集十〕綜藝種智院式并序

一俗博士敎授事

右九經九流、三玄三史、七略七代、若文若筆等、書中若音若訓、或句讀或通義、一部一帙堪ㇾ發ニ曚矇ㇾ者住、若道人意樂ニ外典ㇾ者、茂士孝廉隨ㇾ宜傳授、若有ニ靑衿黃口志ㇾ學ニ文書ㇾ、絳帳先生、心住ニ慈悲ㇾ、思存ニ忠孝ㇾ、不ㇾ論ニ

貴賤、不看貧富、隨宜提撕、誨人不倦、三界吾子、大覺師吼、四海兄弟、將聖美談、不可不仰、

〔空穗物語 藏開中〕ふばこを御覽ずれば、ふばこには、からにしきを二にきりて、えうしたるあつさ二三寸ばかりにつくれる、ひとはこづゝあり、としかげのぬしのしふ、そのてにて、まなふみにかけり、今一には、としかげのぬしのちゝ式部大輔のしふ、さうにかけり、みづからてんしよみてきかせよとの給へば、こふ、みふづくゑのうへにぞよむ、れいの花のえんなどの、かうしのこゑよりは、すこしみそかによませ給、七八まいの文也、はてに、ひ。と。た。ひ。く。に。一。た。び。は。こ。ゑ。に。よ。ま。せ。給っ。て。、おもしろしときこしめすをば、ずんせさせ給、何ごとし給にも、こゑいとおもしろき人のずんじたるぞ、いとおもしろくかなしければ、きこしめすみかども、御しほたれ給、大將もなみだをながしつゝ、つかうまつり給、かなしき所をばうちなかせ給、けうある所をばけうじ給、をかしきをばうちわらはせ給つゝ、こと御心なく聞しめしくらす、

〔金光明最勝王經音義 序〕新學少者竊相談云、有(○此間虫蝕)經之者、然不能文々句々受覺、(○此間虫蝕)難字等付和音借字、私被授給乎者、而爲知人者難字頗少、爲不知者其數多之、何以暗定其難易哉、仍先只推量粗抄出而已、勿披露之、又々有不審者、追載入許也、

〔金光明最勝王經音義 跋〕承曆三年(己未)四月十六日抄了

音訓等用借字、大底付之、仍只今無清書歟、追々引勘字書、可一定之、

〔編御記〕曆仁二年二月七日、參內、(○中略)俄之令著陣給、(○中略)上卿云、各可被定申、(○中略)予(爲長○菅原)退右足、申云、年號可用何字哉事、所存載勘文候、其外式部權大輔菅原卿勘申(仁治)、經高卿(延元)、爲經卿(延元、延仁)、親俊卿(延仁)、通忠卿(延仁)、具實卿(延元)、內府(延元)、右府(延元)、上卿(延元、延仁)、上卿召信盛被申、信盛歸來仰云、一同可申、上卿云、可被一同、延仁六條院御諱訓事有沙汰、經高卿申云、此事去年改元之時、所存申候畢、御諱難被侵、予申云、先度沙汰之趣粗傳承候、禮記云、二名不偏諱、孔子母云徵在、云在不云徵、云徵、

仍當代御諱字一字被用年號如何之由度々雖有沙汰、依此文、於一字者不可憚之由事切候歟、漢家無訓讀、我朝有訓讀、天子御諱皆用訓、延仁順仁共同訓也、乍二字犯之背禮記文歟、今度始非有此難、保元四年、淳仁依醍醐天皇御諱讀被捨候畢、爲經卿申云、御諱强不可憚歟、天暦〈○村上〉御諱成明也、高大貳成章同訓也、近則元仁侵堀川院御諱云々、予申云、成章定不侵御諱候歟、成字若用重訓歟、章字又用則訓歟、定有相違歟、爭可侵村上御諱哉、元仁者所撰申之字也、於此事者爲口口尤可被申候、元字善訓候哉、爲經卿申云、左傳八元、元善也云々、予申云、以字釋許難定訓讀、史書詮經之中、元字讀吉之證、尤可被引申歟、爲經卿申云、讀字訓之習、不可過字釋歟、予申云、釋者叶訓讀之釋有之頭釋得其字不讀其訓之字有之、善不被引愽讀吉之文者難用、以釋不讀訓之字甚多候之故也云々、爲經卿又申云、近衞院御諱者有之訓也、花園左府有仁仕近衞院朝之人也如何、經高卿申云、件御諱有之訓不存知候、其御諱勘文、祖父範家卿奉行候、訓讀注付之旨非有、爲經卿問予云、體字可用何訓候哉、予答云、天子御諱當道儒士所勘進也、訓讀非有候歟、經高卿申云、彼御諱被用有訓者、花園左府尤可被改名、君臣同名號、爭可仕一朝哉、予申云、件御諱勘者爭可勘進當時大臣名歟、避來之由申傳候、非有訓候歟、爲經卿又無申旨、經高卿頗以稱美、親俊卿申云、延元ハ延元之讀可被憚候歟、元仁之時有其沙汰歟、上卿仰云、引本可有何難哉、經高卿申云、引古事之條、可有難之由不存候、此上又無出一言之人、

〔釋日本紀 十六 秘訓〕日本書紀卷第一

私記曰、天地剖判、泥濕未乾、是以栖山往來、因多蹤跡、故曰山跡、山謂之耶麻、跡謂之止、又古語謂居住爲止、言止住於山也、　又曰、問日本兩字〈於〉夜末止〈ト〉讀之、不依音訓、若如字比之毛止〈ト〉令讀如何、答、是尤叶其義事也、然而先師之說、以山跡之義讀之、不可輙改、又此書中大日本〈於〉訓〈氏〉讀大夜末止、然則雖爲音訓之外、猶存心可謂夜末止、

〔古語拾遺 跋〕余嘗萃古語拾遺類本所得亡慮九部、然要之卒不過伊勢卜部兩本而已、〈○中略〉卜部兼直

説曰、本邦古書、允亮多加旁訓、此書亦經彼手也、意者允亮、蓋維宗朝臣允亮也、一條帝時人、而官明法博士左衞門權佐、其爲人也宏才博識、名譽籍甚於當時、兼直之説、或其然也、○中略

寛政三年正月戊子　日下部宿禰勝皐識

〔童蒙頌韻〕童蒙頌韻序　杜下愚老三善爲康

右親衞藤員外次將相顧曰、予所翫者鳴絃也、既得知聲、如顧者言詩也、未能諳韻、汝撫小切之文、宜作大都之頌、不可及披露、故勿敎詩華、不可凝思風、故勿索義實、僕再三固辭、一二不許、遂課短毫、愁成狂簡、凡二千九百五十五言除重點三十七字、但恥結構是疎、榱椽之材不削、琢磨猶懶、白珪之瑕難攻、唯隨次將之命、不顧後人之嘲、于時天仁二年四月、謝吐鳳而綴句、非獲麟而絕筆云爾、○中略

東一　百十八字除重點二字

東風凍融　紅虹空霳
鬉蒙朦朧　雺籠曈曨　欲出日
嵩𡾊嵸崇　桐楓衷隆
雄鴻翀穹　蜂蟲充叢
鑿銅汎潨　幢鬷通滃　○下略

〔塵添壒囊抄二〕菊音訓事　付用字草名事　東福寺開山名擧事

菊トヨムハ訓歟、音ナラバ、訓ハイカニ、キクハ音也、訓ヲ用ヌ字也、和語字音ヲ用ル草ノ名是不限紫苑、紫蘭、同、桔梗、龍膽、金錢、芭蕉、甘蔗、同等也、又菊ノ訓ヲバアキクサノハナトヨム、サレバ東福開山聖一國師、重陽之佛事、時、名匠ノ事ナレバ、大衆不及申、本家、候人以下群成テ、耳ヲ傾クル所ニアキ草ノ花ヲ、北ノマガキニウヘテ、ノント〱トシテ南山ヲ見ゾトヨトセラレケリ、當座ノ感嘆ナ

和訓

ノメナラズ、後想ヘバ、菊ヲ北籬植、優然見南山ト云古詩也ケリ、古詩ヲ用給ヒケン、猶廣學ノ故也、艶書等相應ノ古歌用ル一ノ姿也、古色好多ク用ト云ヘリ、

〔音韻假字用例附說上〕因に云、太宰春臺の和讀要領、本居翁の漢字三音考の兩書に云、字音を連屬の音便に、舌音のタチツテト、ナニヌネノの音に呼ぶこと、越王エッタウ、八音ハッチン、悉有シッツ、闕腋ケッテキ、舌音ゼットンの類ひ、上の字ッと促る韻の下の字喉音なるは、舌音、タチツテトに換て呼ぶなり、又南音ナンニン、山雲サンヌン、因緣インネン、觀音クワンノンなど、上の字ンと撥たる下の字喉音なるは、舌音、ナニヌネノに易て呼ぶなり、以上文採要と見えたるは、其例を知て其例の本原を決めざる故に、既に南音は例格に違へり、抑ッの音は、タ行舌內なる故に、其舌韻に引かれて、音チン、有ツと呼ぶなり、山、漢音サヌ、吳音サニ、因、漢音イヌ、吳音イニにて、是亦ナ行舌內の韻なる故に、其韻に引れて、雲ヌン、緣ネンと呼ぶなり、然て南、漢音ダム、吳音ナミにて、脣內韻なること、前に徵を擧たるが如し、されば南音、ナンミンと呼ぶべき格なり、其證は三位サンミ、浸淫瘡シンミサウ、和名抄に心美佐字陰陽師をオンミヤウシと呼ぶこと、源氏物語須磨卷に、孟津入道右府はおんみやうじとよむべしと堅くのたまふなりとあるを見るべし、三、浸、陰、ともに、脣內マ行の韻なる故に、其韻に引れて、位ミ、淫ミ、陽ミヤウと呼ぶなり、孟津抄を作られたる、天正の頃までも、ヌニの韻と、ムミの韻を混せざること、いちじろきものなり、

〔令集解選敍十七〕天平○常作廿一年六月八日、太政官奏、○中略唐國則音、訓自合文字、言語常諳故事、然猶古來善作、其數元幾、才美之難、往哲所歎、此俗則辭義將字相乖、飜譯觸事易忘、○下略

〔三代實錄淸和十〕貞觀七年三月七日戊子、先是刑部省奏言、承前之例訓刑部省、號訴訟之司、夫名不正則事不從、又名以召實、事以放象、何以判斷之司、可謂訴訟之司、望請、訓刑部省三字、將號判法之司、至是有勅云、宜號定訟之司、

〔萬葉用字格〕例言

此集に、記紀の格ならで書るさま、大抵三種あり、一には訓語、此は種々の心得有が中に、大略正義略の三あり、先天を阿米、地を都知と訓るは、言の意と字の義と相當れば、またくの正訓なり、其中に天を曾良、地を登許呂と訓るも、同じながら又一の義なり、あるは一字にて言の意明らけきを、猶くはしく知らせむとて、二字に書たるも多し、あらそふに諍競と書、あきらけくに清明と書る類なり、あるは二字なるべきを省きて、壹字に書たるもあり、海人を海とかき、蜻蜓を一字づゝにて安幾都と訓るが如し此集書る頃は例の漢學に目馴たれば、漢文のまゝをとりて書りと見るも多しおのづからに自然と書、かへしに返却と書、あるは所知行、將裝飾など書る類なり、此らの外に、字の義と言の意と違はぬは、正訓の例とすべし又一種、言と義と疎きに似たれど、古書に多く用ひなれたるは、此も正訓とす、譬へば不知を日本紀に伊佐と訓み、服を古事記に波多と訓る類なり、其外字義にあはざれども、古昔より訓み來れるあり、緩を加都良、椋を久良の類、又字畫を省きたるあり、健を建、起を己の如き、此らも其用格によりて類を分てり、如此種々なる書さまなれば、熟せずはまどひぬべし次に義訓、此は打見たるまゝにては、言と義と物遠きさまながら、言ひ以て行ば、其事を知らるゝをいふ、小驟を阿曾夫と訓み、隱癈を伊波布と訓る類なり、此中一種所由ありて、書ならへるあり、飛鳥春日、東方、鹿子の類是なり又次に略訓、此は足を阿とも、又志とも訓み、起を古須、立を天留といふ類なり、又一種約訓あり、此は荒礒を安利曾、指擧を佐々氣の類、又上の字の韻によりて省るも多し、朝明、鮮余の類、此は連約なれば、共に略訓の類とすべし、二に借訓、此は字の義を取らず、たゞ其訓を異意に借て書るをいふ其用格またく字音の假字にひとし吾田多良の吾田、射狹庭の射狹、又蟻を在りとし、稻を寐とするが如きこれなり、古書にも平城の頃までは此借訓に書る常の事にて、いさゝけも字には心せで、訓の隨意いかさまにも書るな

り、此も言ひもて行ば假字と同じ義なるべし、三に戯書、此は出を山上復有山と書、横雲を東細布と書る類、訓語借訓の中まれ〳〵あり、もとより心して戯れ書たるなれば、此又一種とすべし、

〔奥義抄下ノ下〕一問云、古歌に二四八とよめるは何事ぞ、

答云、二四八しれる人すくなし、或は四死道の心也などいへり、げにともきこえず、二四八ははつねと云事也、そのゆへは鶏(にはとり)をば八こゑの鳥と云、やこゑ鳴故也、常にやこゑなくにしはあらず、曉にははつとりなる鳥、しば〳〵しきりなくに、はつとりにはかならずやこゑ鳴也、さればこの鶏の鳴によそへて、やつのこゑをばはつとよめる也、二四といふはやつ也、八といふ字のこゑなれば、こゝに八聲とよむべき也、さて二四八をばやつのこゑとこゝろうべし、やつのこゑははつねと心うる也、さてはつねのことをば、をちかへりなくとよめり、はつねのことゝいふは、めづらしくと云心也、万葉云、

ならさかをきなきとよます郭公二四八とこそをちかへりなけ

〔袖中抄五〕くれはとり〇中略

又問曰、呉は訓くれなり、服は訓はとり也、さらば只呉服の綾といひてはべりなんや、

答曰、應神天皇の御とき、使を呉へつかはして、縫工女をもとめしむるに、呉國の王四人のあやをりをつかはすなかに、呉織があれば、くれはとり、あやといはむは、たくみにはべるなり、別に綾ををくりたることはなければ呉服といひては、すこしをとりたるなり、

〔同文通考四〕國訓

本朝字詁、有不與華言同者、卽方言也、世儒概以爲乖誤、亦非通論、今定以爲國訓、

偖(サテ)、語辭、讀如然字、偖撦(シヤ)之訛裂也、　俵(タハラ)、米苞也、俵標(ヘウ)去聲、俵散也、又分畀(アタフル)也、　倩(ツラ〳〵)、發語辭、又讀如熟字、倩(セン)千去聲、美好也、又淸去聲、方言東齊之間、壻謂之倩、又凡假代及[illegible]雇使令、亦曰

侍、伽トギ、侍側也、伽音加、伽藍神名、又浮屠所居、凡稱釋氏曰僧伽、匂ニホヒ、香氣也、匂音云、齊也、偏也、少也、均也、又借作韻字、詳見于下、刁トウ、寅所之寅也、刁音凋、風欲止微動也、

〔國文世々の跡〕譯文

異名を譯する事を心得れば、いかなる事をもかなにて書べし、一字の訓は、常に讀ならはすごとし、古訓は古書を見て明らむべし、然るに或は唐の字のごとき、もと何とよむ事をえらず、からさいふは韓字にて、三韓をのみいふべきを、唐字にはうつしてよむならん、日本紀に、加羅といふ國見えたれどこれは任那安羅喙など同じく、海島の小國なれば、是をもて奚邦の通稱に及ぼさるべきにあらず、もろこしといふも、諸越字をよませしなるべければ、これもうつしたるよみなり、此たぐひ、もしは事にのぞみて考ふべしといへども、よしこのもとはともかくもあれ、ふるく訓み來れるまゝに用うべくこそ、たゞし詩經邶風燕々篇に、仲氏任只、其心塞淵といふ任字、以恩相親信也と注あり、故假名つけたる本に、むつまじうしてと訓ず、こ れこゝろをもてつけたるものなり、此たぐひは一字なれども、譯文にのぞみて心得べき事也、まして二字四字以上一句に及ては自心を用ひ義をとりて譯すべし、例をいはゞ、歷運日本紀と讀む、是は世天皇の御事也、分布同まきほどこすとよむ、是は分布木種とつゞきて、木種をわかちまくことなれば、まきほどこすとよめるなり、分布の字は、上下のつゞきによりて、いかやうにもよむべし、右之類はよく心を用ゐざればなしがたし、細馬同よきうまとよむ、細字には名ぐはし、花ぐはしなど古歌によみて、よきことゝす、麗はあしきなり、姿則萬葉集うつくしとよむ、此類も字義を心得ざる人は訓じがたし、向上萬葉集みあぐる、直下同見おろす、此ごときは心得安かるべし、

義訓

〔古事記序〕上古之時、言意並朴、敷文構句、於字卽難、已因訓述者、詞不逮心、全以音連者、事趣更長、是以今或一句之中交用音訓、或一事之內、全以訓錄、卽辭理叵見以注明、意況易解更非注、亦於姓日下謂玖沙訶、於名帶字謂多羅斯、如此之類隨本不改、

〔日本書紀纂疏一〕綱領

和訓有本末、本訓謂轉倭語爲漢字也、此書中云、至尊曰尊、自餘曰命、並訓美擧等、葉木國此云播擧矩爾、可美此云于麻時之類是也、美擧等倭語、轉作尊作命、播擧矩爾于麻時皆倭語、轉爲葉木國及可美、自古有斯語而無斯字、至漢言東來之後、轉寫爲此義也、末訓謂譯漢語爲倭訓也、此書渾沌訓曰麻呂訶禮、溟涬訓曰久々毛利之類是也、蓋渾沌溟涬皆漢語譯爲麻呂訶禮久々毛利、所謂義翻也、但其訓也可皆通、至其義也則或通或不通、

〔續日本紀九聖武〕神龜元年三月辛巳、左大臣正二位長屋王等言、伏見二月四日勅、藤原夫人天下皆稱大夫人者、臣等謹檢公式令云皇大夫人、欲依勅號應失皇字、欲須令文恐作違勅、不知所定、伏聽進止、詔曰、宜文則皇大夫人語則大御祖、追收先勅頒下後號、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官謹奏

廢省官員并減定人數事

衞門府

右件、謹案令條、禁衞宮掖以時巡檢、斯衞士府之職也、今衞門所掌、復不異於此、徒設官員、事乖忙劇、伏請一從廢省、其諸門禁衞出入禮儀、及門籍門牓等事、同令衞士府主之、然靫負爲名、年祀積久、今廢彼混此、雖不改文字、號曰左右靫負府、〇中略

大同三年七月廿日

〔倭名類聚抄三病類〕霍亂　漢書云、南越多霍亂之病矣、霍亂、俗云之利與利久、智與利古久夜萬比、

〔格物餘話〕吾邦人之作文字也、讀之不能無顚倒、雖古昔以儒業鳴世者、亦往々有此病、蓋國俗之誦書也、不能逐字隨聲音而讀下、常倂音與訓、頡頏飛躍、自下而上、逆行而不順、是以不知連文字有布置次序、且不諳有焉哉乎也等之助字、故迫作爲文章、雖老師宿儒、布置處字之間、不免有顚倒錯亂、豈非習而不察乎、作文者不可不稽古而熟察精詳、凡本邦之學者、古來往々不能用心精詳、可以爲歎、蓋常傳

於粗也、

〔徂徠集十九題言〕譯文筌蹄題言十則

此方學者、以方言讀書、號曰和訓、取諸訓詁之義、其實譯也、而人不知其爲譯矣、古人曰、讀書千遍、其義自見、予幼時切怪、古人方其義未見時、如何能讀、殊不知中華讀書從頭直下、一如此方人念佛經陀羅尼、故雖未解其義、亦能讀之耳、若此方讀法、順逆廻環、必移中華文字、以就方言者、一讀便解、不解不可讀、信乎和訓之名爲當、而學者宜或易於爲力也、但此方自有此方言語、中華自有中華言語、體質本殊、由何脗合、是以和訓廻環之讀、雖若可通、實爲牽强、而世人不省、讀書作文一唯和訓是㨾、即其識稱淹通、學極宏博、倘訪其所以解古人之語者、皆似隔靴搔痒、其援毫攄思者、亦悉侏離鳥言、不可識其爲何語、此無它也、嚮所謂易於爲力者、實爲之祟也、故學者先務、唯要其就華人言語、識其本來面目、而其本來面目、華人所不識也、豈非身在廬山中故乎、我今以和語求之、然後知其所以異者、假如南人在南、不自覺地候之異、北人來南、乃識暄熱耳、觀其順逆廻環、然後可讀焉、則知其上下位置、體段之不同也、其正訓之外、字必加轉聲、然後可讀焉、則知此方用助聲多於彼也、其也矣焉類、無方言之可訓、而此方助聲亦莫有文字焉、則知彼此語脉文勢轉折之則自殊也、異字同訓者衆、而和語亦有不入訓者存焉、則知彼之所有、此不必有、此亦不無彼之所無也、有一訓被多字者焉、有一字衆多訓者焉、則知華和言語參差互涉、不可以一抵一也、仁義、道德、性命、陰陽莫有和訓焉、則知聖人之邦命名立敎、自有常言之不能盡者存也、異字同訓、及訓不的確者、猶有換以今言、可以正其譯焉、則知古昔作和訓時、方言尙寡、後世彌文、言語之數轉相倍蓰也、然其上下位置、體段脉勢是爲大者、予嘗作文罫一書、具言其天秩森然不可得而紊焉、能讀者玩索有得、則一悟瞭晰、左右逢原矣、字義極零細、雖竭擧世之力、未易窮究、其載在字書者、特本艸之說藥性已、苟非博稽經方、旁驗應病、以識君臣劑和之異用、炮炙湯散之殊宜、安能曲當洞悉、一無所誤乎、唯其同訓異義者、予爲蒙生苦口辨析、是編爲其概略、始欲更爲新譯、悉去和訓

廻環之讀、而其世久相承、爲讀書法、終不可廢也、亦猶華音訛轉爲國音、而國音亦不可廢者、故但就和訓附以新譯、使學者據此推擴益精、以或得不卽不離之妙于和訓廻環讀之外者、是其筌蹄爾、

〔倭讀要領中〕讀書法

學問ハ書ヲ讀ムヨリ始マル、讀書ノ法二ツアリ、一ツニハ華音ノ讀、二ツニハ倭語ノ讀ナリ、華音トハ今ノ唐音ナリ、華音ノ讀トハ、中華ノ人ノ如ク、唐音ニテ、上ヨリ下ヘ順直ニ讀クダスナリ、倭語ノ讀トハ、倭音倭訓ヲ用テ、上下顚倒シテ讀ムナリ、此二法偏廢スベカラズ、學者先華音ノ讀ヲ習テ、次ニ倭語ノ讀ヲ習フベシ、其故ハ、書ヲ讀ム者ハ記憶ヲ本トス、記憶トハ、オボユルコトナリ、萬卷ノ書ヲ讀テモ、記憶セザレバ用ニ立タズ、サレバ中華ノ學者ハ、書ヲ讀テハ、必誦ヲ成スナリ、誦トハ、ソラヨミナリ、誦ヲ成ストイフハ、其文句ヲソラニイフコトナリ、必誦ヲ成スコトハ、何ノ爲ゾトイフニ、徒ニ談論ヲ助ケ、援引ニ便セン爲ニアラズ、誦ヲ成スニアラザレバ、其文義ニ通ズルコト難キ故ナリ、倭語ノ讀ニテモ、誦ヲバ成スベケレドモ、用ニ立タザルコト五ツアリ、一ツニハ、倭音ニテ誦スレバ字音混同ス、二ツニハ、倭訓ニテ誦スレバ字義混同ス、三ツニハ、顚倒ノ讀ニテ句法字法皆失ス、四ツニハ、助語辭皆遺漏ス、五ツニハ、句讀明ナラズ、此五害アル故ニ、辛苦シテ諳ンジ得テモ、僅ニ談論ノ助トナルノミニテ、援引スルニモオボツカナク、增テ文義ニ通ズルコトハ叶ヒガタキナリ、華音ニテ讀メバ、誦ヲ成スコトモ易ク、右ノ五害モ無ク、援引スルニ便利ニテ、文義ニ通ズルコトモ難カラズ、釋氏ノ徒、佛經ヲ誦スルハ倭音ナレドモ、顚倒ノ讀ヲナサズ、音バカリニテ順下ニ讀ム故ニ、其文句ヲ全ク諳ンジテ、一字ノ遺漏モ無キナリ、然レドモ倭音ニハ、四聲ノ別チナク、字音多ク混同スル故ニ、諳誦スルトコロ錯誤シヤスシ、故ニ誦ヲ成サントオモハヾ、華音ヲ習フニシクハナシ、華音ニ習熟スレバ、字音分明ニシテ、錯誤少シ、是其益ナリ、次ニ倭語ノ讀ヲ習フベシトイフハ、吾國ノ人ハ、音ニテ順ニ讀ミクダシテハ、其文句ヲ記憶スルバカリ

ニテ、其義ヲ解スルコトアタハズ、サレバ華音ニ通ジタル上ニテ、又倭讀ヲ習フベキナリ、然ルニ華音ノ讀ハ、字音ヲ正クシ、句讀ヲ明ニスルノミニテ、外ニ子細ナシ倭讀ハ、古今諸家ノ法各別ニシテ、互ニ得失アリ、何レヲ是トシ何レヲ非トスベクモアラヌバ、古今ヲ斟酌シ、諸家ヲ參考シテ其善ヲ擇テコレヲ用フベキナリ、

〔倭讀要領下〕點書法

吾國ノ人書ヲ讀ムニ、昔ノ人ハ朱ヲ以テ字ノ四方四角ト中心トニ、星ヲ點ジテ、倭語ノテニヲハノシルシトシテ、カナモジヲ以テ旁註スルコトハ無カリシナリ、倭點トイフ者スナハチ是ナリ、後世ハ此點法廢レテ專カタカナヲ以テ倭訓ヲ旁註シテ、讀ム者ノ爲ニ便利ナル樣ニセリ、此事世ニ行ハレテヨリ、古ノ點法ヲバ知レル者モ稀ナリ、今ノ倭訓ノ旁註ハ是旁註ナリ、點トハイフベカラズ、〇中略然レバ今日ノ學者文學ニ志アラバ、只無點ノ本ヲ看ルベキナリ、古ノ點本ハ無點ノ如シ、然レドモ畢竟倭語ノ讀ノ爲ニ設タルコトナレバ、是ヲモ禁止スベキナリ、

〔たはれぐさ下〕助語の事、たづねし人ありしに、これは此國の人のしりがたき事なり、やまとうたによむ、かな、けり、らむなどいへるを、いかゞしてもろこし人にしらせ侍らんや、いかほどくはしくいひをしへたりとも、この國のことばしらでは、ふかきこゝろもちわきまへあるまじ、此國の人は、かゝるところは、かゝる助語ありと見をぼえたるばかりにてかけど、そのみちくはしき人のしたゝめたる文を見るに、これはちがひたるかやとおもふことはすくなしこゝろを用ふる事ふかければ、おのづからかくあるにや、ふしぎなると思ひ侍るとこたふ、唐話をまなびなば、そのわけあきらかになり侍らんやとひしゆゑ、唐話まなびても此國の人はしりがたかるべし、柳子原が杜温夫にあたへし書を見て、しり給へとこたふ、

〔書言字考節用集九言辭〕湯桶讀(ユタウヨミ)本朝從來有漢音和訓相連所呼者、猶稱湯桶是矣、郡縣姓氏之類頗多、

〔安齋隨筆前編十五〕一湯桶讀　湯ハ訓にてユとよみ、桶ハ音にてトウとよむ、如此音訓を交へてよむべからず、すべて是を湯桶讀と云て、儒者などは甚笑ふ事也、儒書をよむには、湯桶讀ハ可笑事なれども、吾國朝上古より云馴たる詞には、湯桶讀多くして、それを云違へざるを故實の習事とするゆへ、東山左大臣實熙公、名目抄を撰ビ置給へり、湯桶讀も讀法の一ッ也、儒者をまねて笑ふこと勿れ、今世の儒者は、偏に漢土を貴び、吾國を賤しめ、吾國の風俗を、皆漢土の風俗に變じ改めん事を欲するは、國體を知ざる鼻の先知惠也、聖道の實を知ざる也、

〔瓦礫雜考上〕秀句

物の訓やう、秀句にてゑらるゝことあり、半宵談（多田義俊著）に、太平記に、大塔宮は座ずして、大唐の玄弉三藏ぞ在しけると秀句を言たりとあり、ダイタフ大唐が秀句なり、おほたうにては秀句にならず、京東岡崎邊に大塔屋鋪といふ字あり、尊雲親王の御所の跡なりといへり、名に音訓まじへてよめることは、古くもまゝ見えたれ共、大塔宮は、この説のごとく、みな字音にてよむべく思はる、又何ゆゑに大塔を湯桶よみにしたるにかと思ふに、秈米をダイタウといふなどに紛るゝゆゑなるにや、新撰犬筑波集に、日本のもの、口の廣さよ大唐をこがしにしてやのみぬらんとあるは、秈米を專大唐とのみいひしなり、

〔海錄二〕古しへ經傳をよむには、必ずその師に付て學びて、讀法ありて、今の如く己れ〳〵の心のまゝはよまず、亂脱傳受などいふを見てゑるべし、さるを今のごとくなりしは、おもふに林道春四書の講筵を開かれし時、舟橋家よりとゞめられしを、神祖（○德川家康）の命ありて講せられしなり、これより傳受といふ事世にたえたるなれば、今のごとくにはなりにけるなり、ゑかはあれど古點（道春點のふるきを云）の詩經（四書五經みなあれども、今詩經のことをいへばなり、）を見るに、古訓猶のこれり、裏をこゝろと訓じ（年山紀聞にうらさびしなどの歌によむは、心の事なりといふ所に、この訓を引り、）たるなど見るべし、（この外猶多かれど、覺え居たるを記す、）其後享保前後に

至り、仁齋、徂來のふたりいできて、かゝる古訓だにたえにたり、その甚しきに至りては、徂來の説に、目と心とはかるなどいふは、世にいふ百。姓。讀。だに恥るにたへぬやうになりゆくめり、豈あさましからずや、扨古へは讀法明經家より出たれば、その讀をきゝたらんにも、衆口一音のごとくなるべくおもはる、そのひとつをいはゞ、おのれ論語古訓本を藏せり、おもふに清華の點なる事あきらかなり、足利本皇疏の論語と、その點一般なり、かつ賢賢易色といふを、古調かしこきよりかしこきとよめり、さるをつれ〴〵草に、かしこきよりかしこきにうつらざらんやといへるなど、その比の讀法ことならざるを見るにたる、大車無輗、小車無軏といふを、上の車字をばきよの音によめりこれもおのれ美成〇山崎古寫本の論語を、三四通目擊したりしにみなしかなり、又今の常にいふ詞に、古き讀の存せし書物をとりてよむ時、かへりてその讀法を失ふ事あり、そのひとつは、物の上もなく見事なるを、善つくし美つくせりといへり、本をとりては、子謂韶盡美矣、盡善矣と、をの字そへてよむはあしゝ、をの字を除きよむが古法也、そのよしは好古日錄に六十二丁いへり、又のこり多き事を殘念といふべきを、ざんねんびんしけんと謔語す、これは顏淵閔子騫をいへるなり、これもおもふに、顏淵をむかしはガンヂンと音便にてよみしを、今は本をとりては、字音の通りによむはあやまり也、これら猶あまたあるべけれども、思ひ出るまゝにしるす、文政四正廿六之夜記」之

〔神代正語上〕神代正語のゆゑよし

上つ代の事は、上つ代の語もてかたり傳へしを、それ記せる書は、みな漢字もて記せるが中に、其からぶみことばにかゝはらざるは、記せる事も傳説のまゝなるを、からぶり詞にかゝはれるは、しるせる事も其意も、おのづからみな漢めきてぞ聞なさるゝを、其書どもならひよむにも、その漢籍ぶりのまゝによみならふから、よむ人の解る心も、おのづからみなこちたき戎ぶりにのみ

なりて、うるはしき直き正しき皇御國の意詞をば、みな失ひはてゝ、きかし、おのれはやくより、神代の御典を讀ごとに、此事のいとうれたきにつきて、思ひわたらくは、書紀はからぶみ語のかざりを加へられたるところし多かれば、今ことぐ〜に古語には訓直しがたきを、古事記は古言をむねとせる御典なれば、いとうるはしき御ふみなるを、それすらそのかみのつねとして、大かたのもじつゞけは、なほ漢文ざまにしあれば、おのづからそのもじつゞきにひかれて、なほ皇國言のふりならぬも、ところぐ〜まじらずしもあらねど、それはたことさらにかざりそへたるにはあらざれば、かた。は。ら。に。片。假。字。と。い。ふ。物。つ。け。て、此古事記はみな古語に訓かへしはてつべし、中〇略

寛政のはじめの年五月の晦　　伊勢人本居宣長

〔安齋隨筆前編十三〕一訓點義違　飾抄ノ車ノ篇に、打立不知と云四字二所にあるを、壺井義知が訓點に、ウチタテシラズとあり、是よみやうの誤也、予が訓點には、タテブチヲウツと付たり、是車の長物見には、堅緣を打ッと云事なり、漢土の書よりも、讀にくきものは和國の書也、文字の置やう逆なる事あり、或は文字の意義に拘らず、音訓を借りて書たるあり、音訓を交て用るあり、心を用ずしては讀がたき也、又其時代の俗語あり、今の俗語と詞は同くて意の違ふ事あり、博く古書をば見べき者也、一卷の書をよめば一卷の智有、百卷の書をよめば百卷の智あり、

〔南留別志〕一義經記に清水にて法華經をよみあひたるに、辨慶が甲。の聲、義經の乙。の聲といふ事あり、たゞ聲の高低なりと思ひしに、其後ふるき讀經の譜を求め出たり、字ごとに律に叶へて、つけ物などもすべきやうに、定め置きたる物なり、甲の音、乙の音とて二色あり、げにさらでは滿堂の人の感に堪へかねたる事はあらじかし、此比までは、同事も風雅なる世なりけり、

〔海錄一〕應永板訓讀本法花經に、上を奉るといふ捨がなに用ひ、下を給ふとかなに用ひたり、流布

の何本にもあれ捨がなにたまふと云時は、玉フとかけり、されば これも、玉の字のかけて、下の字のごとくなりしにやとおもへど、しかにはあらず、書紀に下サル、をたまはるとよめば下と書て玉はるの意に用ひたるなるべし、

〔和漢名數續編 文籍〕日本誤訓字 此字、中華字書雖有之、和訓皆誤也、 芝 靈芝、瑞草也、非茅茹之類、 淀、 湊 港字、住、說文云、湊水上人所會也、故訓水門歟、○下略

〔隨意錄 三〕方俗、訓倅字以爲世加禮、倅倅俗字、憔悴之謂、故以爲自稱其子之辭者、蓋方言夜世加禮之謂、而瘦枯之意、乃謙辭耳、猶訓僕字以爲夜都加禮、

古事類苑

文學部三十九

書籍上

古事類苑

文學部三十九

書籍上

書籍ノ我國ニ入リシハ、應神天皇ノ朝ニ、論語千字文ヲ傳ヘシヲ以テ創見トス、自後久シク寫本ノミヲ用キテ、展轉謄寫シタリシガ、印刷ノ事起ルニ至リテモ、鳥羽堀河ノ朝ノ比マデハ、印本甚ダ少ク、稀ニ之アルモ、多クハ支那ヨリ來レルモノニテ、之ヲ獲ルコト極メテ難ク、爲ニ甚ダ之ヲ貴重セリ、

德川氏ノ初ニハ、整版アリ活版アリテ、印刷ノ業大ニ開ケ、勅版、官版諸家藏版ノ書世上ニ發行シ、文學日ニ旺盛ニ趣ケリ、事ハ別ニ印刷ノ篇アリテ、參照スベキコト多シ、

書籍ヲ收藏スル舍ヲ文庫ト云フ、文庫ノ中ニテ、古來有名ナルヲ金澤文庫トス、其創立ハ鎌倉幕府ノ時ニ在リテ、今ニ至ルマデ、多ク珍奇ノ書ヲ藏セリ、德川氏ノ時ニ至リテハ、紅葉山ノ文庫、林崎文庫、宮崎文庫ノ如キ、亦著名ナリトス、然レドモ其中ニ於テ、縱覽ヲ聽スモノハ極メテ少シ、其他藏書ノ家モ頗ル多クシテ、搢紳諸侯ヨリ以下、名儒豪富ノ家ニモ、万卷以上ニ及ブモノアリ、

漢籍ハ原來支那ヨリ傳來セシモノナレドモ、年ヲ歷ルノ久シキ、古書ノ彼ニ佚シテ此ニ存セルモノ多ク、反テ我ヨリ之ヲ傳フルニ至リ、或ハ國人ノ著書モ亦彼ニ傳ヘタリ、

著書ハ推古天皇ノ時、既ニ天皇記國記等ノ撰アリ、其後古事記六國史等ノ史乘アリ、其撰ニ

ハ、勅撰アリ、官撰アリ、私撰アリ、其體ニハ漢文アリ、國文アリ、而シテ又大部ノ書ヲ著シヽモノアリ、淳和天皇ノ朝ノ滋野貞主ノ秘府略、徳川幕府ノ時ノ塙保己一ノ群書類從正續、稻若水丹羽正伯ノ庶物類纂ノ如キ、最モ浩瀚ト稱ス、而シテ一人ニシテ數部ノ書ヲ著シヽモノアリ、林羅山、新井白石ノ如キハ、特ニ傑出スルモノトス、其間ニハ僞書ヲ著シテ世ヲ惑ハシシモノモ亦少カラズ著書ニ由リテ罪ヲ獲シモノモ往々アリ、又古書ヲ校勘スルコトハ、古クヨリアリシガ、徳川時代ニ至リテ益盛ナリキ、

名稱

〔伊呂波字類抄 志 疊字〕書籍

〔書言字考節用集 七 器財〕書籍(シヨジヤク)（句略、凡載籍通謂之書、玉篇、凡書簡札、皆謂之籍、出不、）　書(シヨ)物(モツ)

〔增補下學集 下 態藝 一〕文(フミ)書（二字義同）

〔書言字考節用集 七 器財〕物(モノ)本(ホン)（本朝俗謂書册綫爲物本）　話(モノガタリ)記（和書所言）

〔鹽尻 三〕一書物を本といふ事、倭漢古しへよりの稱呼にして、本の字、字書に本籍の注なし、本は箇也、一帙幾本といふごとく、我國竹木及び魚なんど幾本といふも非にあらず、

〔書言字考節用集 七 器財〕墳(フルキフミ)典（紀原、伏羲神農黃帝之書謂之三墳、則書之始也、文選註、三墳三皇之書、五典五帝之書也、出尙書序、）　古書（同、又云古文）　舊記（同）　書(フミ)文（同）

〔令集解 三 職員〕圖書寮（註略）○頭一人、掌經籍圖書、（謂五經六籍河圖洛書之類、其諸史百家亦兼掌也、釋云、經謂五經周禮樂周易尙書毛詩、籍謂六籍、上五經加春秋之經謂之六籍也、今五經者周易尙書毛詩春秋左氏傳禮記、加周禮儀禮謂之七經、加公羊傳穀梁傳謂之九經、但禮記者雖後人作、得名爲經者、爲學者驗多故也、）

〔令義解 一 職員〕書司

尙書一人、掌供奉内典經籍及紙墨筆几案（謂案亦几屬也）絲竹之事、

〔續日本紀 二十一 淳仁〕天平寶字二年八月甲子、圖書寮掌持典籍、供奉内裏、故改爲内史局、

〔增補下學集 下 態藝 一〕文籍(シヤク)

〔本朝文粹奏狀六〕請殊蒙天裁依勤績及儒勞敍從三位狀　菅三品

又別蒙詔命、撰進敍位略例一帙、目錄合十一卷、求文籍於公私、盡心情於案牘、○中略

天延二年十一月十一日正四位下行式部大輔兼文章博士菅原朝臣文時誠惶誠恐謹言

〔源氏物語藤裏葉三十三〕文籍にも、家禮といふことあるべくや、

〔書言字考節用集器財七〕冊子サウシ出上　策子錄傳燈　雙紙又作草子、並俗字

〔拾遺和歌集雜八入〕つかさたまはらでなげき侍けるころ、人のさうしかゝせ侍けるおくにかきつけ侍ける、　貫之

いたづらに世にふるものと高砂の松もわれをや友と見るらむ

〔雍州府志土產七〕書冊　倭俗書冊、總謂物本、以倭字撰之謂草子、賣之家謂物本屋、多在京極、

〔海錄八〕今註釋なき書籍を素本といへり、この名目古しへかつてなし、おもふに白文といふよりおほせし名のやうにきこゆれど、左かにもあらず、白文といふ名もふるくは見えず、明の嘉靖の人袁褧が六家文選跋に、白文と云事見えたり、素本の素は借字にて、古しへは麁本とかけり、精にむかへてあらき本といふ事なるにや麁本と見えしは、現在書籍目錄、釋日本紀等にもあり、

〔典籍秦鏡序〕蝌蚪、篆隸、八分、草、楷其來尙矣、秦皇燒書、唐帝改爲今字、宋元以還、有宋本、元本、明本、朝鮮本、淸本、韃靼本、琉球本、天竺本、南蠻本、西番本、蘭本、我邦有足利本、金澤本、山口本、博多本、駿河本、長門本、多賀本、景淸本、直江本、師直本、天海本鐵眼本、鐵山本日相本、湛然本、貞德本、鎌倉本、五山本、高野本、嵯峨本、角倉本、八坂本、和州本、尾州本、門跡本、宮樣本、磐船本饅頭屋本、大石寺本、善要寺本要法寺本、大典本、大闕本等、又有石刻、勅板、活本、銅版、能知其字體決書僞似貴賤者幾希而已矣、獨此書能辨其源委、詳之如示諸掌上也、○中略予平生到尙古堂買書、主人曰、某宋本也某元本也、某々足利本也、金澤本也、實如提日月往于康衢也、○中略

傳來

天保十二辛丑秋七月　五溪　宮田華龍撰

〔台記〕久安四年九月六日辛卯、今年可有主上近衛○御元服、學問、女子入内經營、仍爲置巾箱九經、學冠婚二禮、

〔通俗編七文學〕巾箱本　鼠璞、今之刊印小冊、謂巾箱本、起於南齊衡陽王均、王手寫五經、置巾箱中、賀玠曰、家有墳索、何須蠅頭細書、答曰、檢閲既易、且手寫不忘、諸王遂從而效之、古未有刊本、雖親王亦手自抄錄、今刊本無所不備、第以供挾書、非備巾箱之藏也、嘉定間、從學官楊璘之奏禁毀、近又盛行、

〔甲子夜話二十〕巾箱本、袖珍本ノコトヲ、本邦ニテ馬上本ト唱ヘシヨシ、五山釋家ノ文ニテ見シト、近藤重藏物語ナリ、武家ニテハ、殊ニ用ユベキ稱謂ニゾアリケル、林話

〔古事記中應神〕又科賜百濟國、若有賢人者貢上、故受命以貢上人名和邇吉師、卽論語十卷、千字文一卷、并十一卷、附是人卽貢進、此和邇吉師者、文首等祖、

〔古事記傳三十三〕論語、千字文、論語はさることなれども、千字文を此時に貢りしと云ことは心得ず、此御代のころ、未此書世間に傳はるべき由なければなり、其故は、集註千字文序云、晉武帝承襲之後、始在路州城、大夫鐘繇、遣得此文、上天子、帝愛不釋其手、晉被宋文帝逐、移向丹陽遭艱、其千字文在車中、路逢雨、車濕、千字文、行至丹陽、藏書館中、晉治天下、得十五帝、共一百五十年、宋文皇帝劉裕承位、治天下、閲晉帝書庫中、見此千字文、雨濕損失、其次第、使右將軍王羲之次韻、不得、宋帝治天下、凡六十年、齊承位、治丹陽、亦無人次得、齊七帝治三十年、梁武帝承位、乃命周興嗣次韻、得千字文と云り、此集註は梁の李暹と云人の作れるなり、卽かの晉武帝と云は、應神天皇と同時にあたれば、此時既に千字文成きはしつれども、いまだ世には弘まらず、其後次第亂れ損ひて、讀がたかりしを、諸の後梁武帝が時に至りてぞ、韻を次て全くはなりぬれは、世に廣まりて、百濟あたりまでも傳はりけむは、又其後のことなるをや、梁武帝は武烈天皇より欽明天皇の御世までに當れり、威讖に乘朝秘が千字文と云物あり、此御世に渡來つるは、其なりとも云れど、非なり、たとひさる物はありとも、其には非ず、たゞかの鍾繇が作れるにて、卽今の千字文を云るにこそあれ、されば此は實には遙に後に渡り參來たりけめども、其書重く用ひられて、殊に世間に普く習誦む書なりしからに、世には應神天皇の御世に、和邇吉師が持參來つるよしに語傳へたりしなるべし、古へより世に重く用ひられしことは、三代實錄廿七に、貞觀十七年夏四月廿三日、皇太子陽○

成始讀千字文、從五位上守右少辨兼行東宮學士橘朝臣廣相侍讀、親王公卿畢會、宴飲極歡而罷、五位已上幷侍陣頭、六位賜祿各有差、(後には皇太子の御讀書始は、必孝經と定まれる如くなるを、古はさも非りしにこそ、)うつぼの物語樓上卷に、大臣、此君ひとり千字文ならはし奉り給ひしかば、やがて一日にき丶うかべ賜ふ、榮華物語玉臺卷に、又或僧坊を見れば、うつくしげなるをのこゞども、千字文を誦しならひ、孝經をよむなどあるを以知べし、さて皇朝に漢籍の渡參來て、文字あるは此時ぞ始なりける、

〔論語千字文貢進時代考〕論語千字文を百濟より貢進せしを、應神帝の世のことゝするは、古來異論なし、然るを今彼我の國史を對照して之を稽ふるに、履中帝六年にして、應神帝の世に非るなり、按るに(○落合直澄)此錯亂の起りは、紀記撰定以前の學士、久爾辛王より蓋鹵王に至る三十六年なるを、誤て百字を加へ百三十六年とせしより、紀記を撰定するに當て、猶其弊を受け、百濟新撰に、己巳年蓋鹵王とあるを證とし、(己巳は允恭帝十八年に當る)夫れより百三十六年を遡算して、久爾辛の卽位を應神帝二十五年甲寅と定め、夫れより干支に由て次第に推步して、立薨を定めて記載せし故に、大なる錯亂とはなれり、(彼我の史互に得失あるべけれど、百濟王立薨の紀事は、日本紀の誤なること、次に云へるが如し、○下略)

〔鶩峯文集(五十八擬文)〕王仁論語

百濟國人來貢于本朝、居之鴻臚館、時其人有請望于菅江之門、其詞云、

弁韓國信使、私致書日本國大學寮曹司、昔聞、弊邦使价王仁、持論語來于貴國、仕應神帝爲博士、蓋以世而記之、當于西晉之初、其所齎獻、其論語白文而已乎、魯歟齊歟、抑古歟、漢儒訓說乎、何氏集解乎、行于今世者、文字有小異、故願見焉、曹司爲貴國儒宗、想須傳受有在、請其示諭、

月日　　　　弁韓國信使某致書

日本國大學國子監曹司

日本國大學寮曹司、復書百濟國奉命使旅館下、(○中略)夫貴國王仁、以本朝應神帝十六年乙巳來、乃晉

司馬炎太康六年也、其所持到論語、爲白文歟、爲魯齊古歟、未可考焉、然西漢張禹始合魯齊、東漢鄭玄考合三論、爲定本、則此本乎、其註解孔安國馬融鄭玄等所作乎、如何氏集解、則成於曹魏之時、晉距魏甚近則其未及行於外國乎、漢儒訓說已久、則必行於外國、然豈白文而已哉、如文字不同、則傳寫之誤、習受之異、擇之而可也、所謂卒爲五十、井有仁之仁、當作人、一章有兩子曰字之類、傳寫之誤也、采葵瓜作菜羹必、作而樂之下有道字之類、習受之異也、足下思之、王仁本者、藏在官庫乎、雖我輩不容管見、故不能應足下之求、如今所告、則愚意之所推察也、我輩苟生於弓冶之家、雖遊于經史之林、不敏而不有新得之、然我邦先覺之說、頗與有聞焉、又有私淑於人、邂逅在近、使管城子爲狄鞮、則善矣、不宜、

烏兎　　日本國大學寮東曹司文章博士菅原道文

同　　寮西曹司吏部郎中大江音綱

弁韓國來聘使某座下

〔北邊隨筆 初篇 三〕千字文

古事記中卷、應神帝御卷に、又科賜百濟國若有賢人者貢上、故受命以貢上人名和邇吉師、卽論語十卷、千字文一卷幷十一卷、付是人卽貢進云々とみゆ、しかるに備前國なる湯淺氏が〔元禎號常山〕常山樓筆餘に、古事記に王仁論語千字文を獻ずとみえたり、これ異國の文字、日本に來れる其始なりと世にいふ也、しかれども千字文は、梁の周興嗣撰せしなり、應神天皇十六年王仁吾邦に來りし也、其年は晉武帝太康六年なり、晉南渡し宋興り、宋亡びて齊の代となり、齊亡びて梁武帝立つ、百九十年以後に、千字文は撰し也、古事記の說謬れりとみゆ、此說さる事のごとくはみゆれど、注千字文の序を、梁大夫內司馬李暹がかけるに、鍾繇千字文書、如雲鵠遊天、群鴻戲海、人間茂密、實亦難過、王羲之書、字勢雄如龍躍淵門、虎臥鳳閣、故歷代寶之、傳以爲訓、藏諸秘府、〔中略〕などみえたり、常山子は、梁武帝の時、周興嗣がはじめてつくれる物のごとくかゝれたれど、以上引く所の書、その說異

同ありといへども、鍾繇、羲之などがかける千文、魏晉の間にはやくありける物なる事あきらか也、梁武帝の時、周興嗣に命ぜられしは、あらたにつくらせられたるにはあらで、かの鍾繇、羲之等がかける千文の序なきが故に、次韻せしめられしにて、即魏晉よりつたはりたる千字をもて韻を次て、今世流布せる所の千字文とはなしたる也、京師に近藤齋宮といひし人、號芙蓉山人羲之がかける千文の雙鉤せるを所藏せられしを、見たりし人あり、韻などもなくて、たゞ千字を書たる物なりしとぞ、予〇富士谷御杖も芙蓉山人はまたしかりけれど、弱冠の頃なりしかば、みざりき、よに傳へもたる人もあるべし、たづねてみるべし、されば應神帝の御時、王仁がたてまつりしは、今世流布の千字文にはあらで、魏晉のよにありし千文なる事うたがひなし、こゝをもてみれば、かの常山子が說くわしからぬ所あるにや、今さばかりの大家の說を論破せん事、いとなかなかなるわざなれど、古事記の說謬れりと、たしかにかゝれたるによりて、此筆餘を見たらん人は、かならずわが國史を謬とせんがうしろめたさに、えもだしはてぬなり、

〔瓦礫雜考 一〕千字文

古事記曰、科賜百濟國、若有賢人者貢上、故受命以貢上人名和邇吉師、即論語十卷、千字文一卷、并十一卷、付是人即貢進云々とあるは、應神天皇御世の事なり、しかるに梁周興嗣が次韻せる千字文あるべき理なし、故に同文通考には王仁が獻りし一卷と聞えしは、凡將篇太甲編急就章等の小學の書を奉りしを、かく傳へ誤りしにや、古事記を撰れしことは、千字文傳はりし後の世の事にて有りしかば、彼王仁が來りし時、論語幷に小學書一卷を奉りしと聞えしを、今世に行はるゝ所によりて、その獻りし小學の書は、即今の千字文の事なりと心得あやまりて、斯はしるせるなるべし、梁簡錄二編にも、古事記を引て、千字文は周興嗣が撰にあらざるよしないへり、又古事記傳には、梁李暹が作れる集註千字文の序に、晉武帝時、大夫鍾繇これを造れりといへるによりていはく、〇中略されば此は實には遙に後に

渡參來たりけめども、其書重く用られて、殊に世間に普く習誦む書なりしからに、世には應神天皇の御世に、和邇吉師が持參來つるよしに語りつたへたりしなるべしといへり、これらの説あやまり也、わきて古事記傳に引たる、古注千字文は僞作なり、その序文に、鍾繇千字文書、如雲鵠遊天云々、王羲之書字勢雄如龍躍淵門云々とあるは、梁武帝が袁昂に作らせたる書評の内の語なり、書評には千字文といふ三字なくて、鍾繇書如雲鶴遊天云々、王羲之書字勢雄強、如龍跳天門とあり、異同はあれども、全くこの文を竊て作れる也、且千字文といふ三字を加へたるは、此千字文を鍾繇が撰也といはむが爲なり、序にも跋にも同じ事を重複していへるもあやし、其内殊に疑ふべき事は、寂雖不敏、曾在學文といへる語あり、去からば寂といふ人の作にて、李暹にはあらず、この寂といふ人、なに人にかあらん尋ぬべし、猶いふべきこともこれならず多かれど、そはこと繁ければ、こゝにはたゞかたはしのみいふ、かゝることをもわきまへず、妄にこれを鍾繇の撰とせんがために、去かも古事記をさへ誤れりといへるは、最口惜し、さて此千字文は、極て古きものにて、さらに鍾繇などが撰には有べからず、淳化法帖第一に、漢章帝書八十四字あり、郡明遷が秘笈にも八十四字とあり、顧炎武が日知録に、百録字といへるに異本なり、今世に傳はれる千字文中の語なり、漢章帝は晉武帝より百九十年ばかりも昔に當れり、漢土にても專千字文は周興嗣が次韻せるもの也といへるが、普通の説なるゆゑ、劉賓客嘉話録には、羲之の書を周興嗣が次でたるよしにいへり、陶穀書故實もこれとおなじくて一字も異ならず、此章帝の書を僞作なりといへり、されど其書のさま古人の筆跡にて、おのづから勝れたる處あれば、ことさらに疑へるものもあるにや、東觀餘論に、此書非章帝、然亦前代人作、但録書者集成千字中語耳、歐陽公疑以爲漢時學書者多爲此語云々、また山谷が此書の跋にも、疑是蕭子雲之最得意者など、さまざまの説あり、又王澍閣帖考正には、此書を拙き手して僞れるものなりと深く誹れるは取に足らず、これによりておもふに、千字文は漢世に專行れて、百濟までも傳はりたるが、後に漢土には亡び失て、纔に殘れるだに、次第

印本

みだれつゝ、年經たるを、梁の代に周興嗣が改め正せしなるべし、章帝が書の殘缺のさまを見るに、周興嗣が改正せし本の趣もおほよそかくぞありけむ、淳化帖誤多しといへども、ことごとく王著がさかしらにもあるべからず、況開卷第一に疑しきものをとりのすべき理あらんや、是極て古き傳へのまゝに載たる故に、おのづから實を得て、古事記にしるすところの千字文傳へ來ぬる年代よくかなへり、和漢の書互に證となりて、古今のまどひ一時におもひひらかれしは、いとよろこばし、

〔台記〕康治二年十一月廿四日丙子、今日奏有二副文一、先日借二信俊周易正義摺本一、以二美紙一能書之人令レ寫之了、今日以二前少納言俊通一爲レ使遣二信俊之許一曰、請以二書本一替二摺本一、若不レ許、所レ請者、此正義之外、信俊所レ欲レ得之全經末文五十卷、新書二寫之一、是余○藤原賴長深愛二摺本一之故也、○以下恐脱二信俊云三字一在二若冠一好レ學、今知レ道之不レ行不レ好レ之、是以不レ愛二書籍一、雖レ不レ給レ替寧可レ惜乎、況有レ替哉、何又可レ要二五十卷一乎、俊通持二摺本一還、余心悅甚二於千金一、

〔老人雜話〕坤大內介○義隆は、西國一の大名なりし、周防の山口の城に居る、紙を大明へつかはし、書物をすらせて取寄けり、今に至て山口本とも、大內本とも云、

〔好古日錄〕本山口本○中略

大內家藏板ノ聚分韻略アリ、義隆家刻ノ跋アリ、其本今稀ニ存ス、

〔常憲院殿御實紀附錄〕中廿一史のうち、いまだ國刊に及ばざるものは、松平美濃守吉保が藩儒荻生惣右衞門、志村三左衞門などに命じ、訓點を加へ、刊行せしめられける、また四書直解官刊成功せしをり、伊勢日光の御宮、東叡、三緣の兩山、山王權現祠、鎌倉八幡宮に進薦あり、これは元祿元年の事なり、實錄

〔經籍答問〕十三經註疏和板出來候物ハ何々ニ候哉、答曰、

左傳註疏　爾雅註疏　孝經註疏　尙書註疏

此四種ハ、明ノ萬曆板翻刻也、尤左傳爾雅孝經ノ三種ハ、皇朝寛永ヨリ元祿年間迄ノ印刻ト見ヘタリ、至極舊摺本年來心掛見候ヘドモ、雕刻年號板元點者ノ有本見タルコト一切ナシ、先年左傳註疏ハ、內藤家ノ藏本ヲ取扱候ヘドモ、右ハ入銀本ニテモ是アルカ、格別美本アリ、卷通六十冊ニ綴分候本也、右ヲサヘ年號點者板元等一向何モ見ヘズ、爾雅モ元ハ有、卷通十一冊綴御座候、

右綴分時代外題

十三經註疏左傳　十三經註疏爾雅孝經同上

右三種ハ、御書物師松會三四郎、諸侯方ヘ入銀致候、十三經註疏全部、雕立ノ積リノ所、不成就ノモノト、書林先輩ノ說アリ、尤サモ有ベキカト存候、十三經全壁ノ上ニテ、卷尾ヘ板元名前雕入候積リト相見ヘ候、五史ノ廿一史ノ雕カケト、傳來致候ハ、十三經ノ例ト見ヘタリ、

〔先哲叢談續編三〕松下見林

見林嘗校正三代實錄、遂刊行之、蓋當時購華本、奇編珍籍、雖卷帙多者、無求不到、故易下手於此、至于我土記傳、先是無刊者、悉以寫本傳、僅藏於神社佛閣之什物、或存于縉紳舊葉之儲秘、購索最難、見林自有此擧、後世永受其賜、省搜討訪探之勞與謄寫對鈔之煩、豈不偉乎、

〔耳敏川二十八〕薩摩印板はじめ

一大隅吉升鄉に般若寺といふ有、此寺に虎關の著せし三十韻をゑりたる板あり、文明年中の物也、是薩摩にて印本のはじめ也、占春先生彼地逗留中、此寺に一宿して此板を見いだし大夫にはかりて此寺に米を寄附し、かの板をば侯の文庫にをさめられたり、

〔一話一言三十九〕印書考稿本　源清道著〇中略

家藏古版書目

作者眞跡板選擇集土御門院御字　弘安板法華三大部八十餘卷貼葉本

正安板弘法大師請來目錄　正和板虛堂語錄　嘉暦板臨濟錄
嘉暦板圓悟錄　貞和板雲臥紀談　正平前板論語
正平板論語　正平後板論語　貞治板禪林類聚〈二十卷〉
應安板了庵語錄　嘉慶板冥樞會要　嘉慶板五百家注柳文
明德板氏族排韵　應永板三國佛法傳通緣起　文明板聚分韵略〈薩州所刻〉
延德板臨濟錄　明應板三體詩　文龜板三教指歸文
大永板御成敗式目　大永板醫學大全　享祿板御成敗式目
享祿板聚分韵略〈日州眞幸院藏板〉　天文板論語　天文板難經俗解
永祿板韵鏡　文祿板性靈集

此外宋板及元板翻刻年代不ㇾ知書數種を藏す、年紀不詳といへども、應永前後の板なるべし、

家翁目擊古板書目

寶龜板陀羅尼　弘安板傳心法要　弘安板傳法正宗記
貞治板元亨釋書　貞治板空華集　應安板開福寧語錄
永和板元亨釋書　明德板元亨釋書　應永五百家注韓文
明應板論語　永亨板臨濟錄

右印書考稿本、借ㇾ得輪池藏本ㇾ而附記、

丁卯仲冬十一日　杏花園

〔伊呂波字類抄〈志疊字〉〕書寫

〔增補下學集〈下一態藝〉〕書寫〈カキウツス〉

〔延喜式〈十三圖書〉〕凡寫ㇾ書者、發首皆留ㇾ二行、卷末留ㇾ一行ㇾ空ㇾ紙、然後題ㇾ卷、其裝裁者、橫界之外、上一寸一分、下

一寸二分、總得九寸五分、

〔難波江三〕寫書有式

○岡本孝保事云、後世の意よりおもへば、下界よりは上界の空紙ながゝるべきを、しかせざるものは、すべて下方は、人の手にて折かへし引かへすに、おのづから汚穢になるなれば、かくは裝潢して、本文をそこなはじとの料なりけり、

〔葛原詩話三〕移寫

本寫シタルモノヲ手本トシテ、又寫スコトヲ俗ニマタウツシト云、華語ニ移寫ト云、林間錄ニ、雲門禪師畫像贊序ニ、富鄭公家所蓄雲門禪師之像、僧原靜移寫其本、藏於蔣山トアリ、

〔玉勝間一〕古書どもの事

萬のふみども、すり本と寫し本とのよさあしさをいはむに、まづすり本のえやすく、たよりよきことはいふもさら也、しかれども又はじめ板にゑる時に、ふみあき人の手にて、本のよきあしきをもえらばずてゑりたるは、さらにもいはず、物しり人の手をへてえらびたるも、なほひがことのおほかるを、一たび板にゑりて、すり本出ぬれば、もろ〳〵の寫本は、おのづからにすたれて、たえだえになりて、たゞ一つにさだまる故に、誤のあるを他本もてたゞさむとすれども、たやすくえがたき、こはすり本あるがあしき也、皇朝の書どもは、大かた元和寛永のころより、やう〳〵に板にはゑれるを、いづれも本あしく、あやまり多くして、別によき本を得てたゞさゞれば、物の用にもたちがたきさへおほかるは、いとくちをしきわざなりかし、然るにすり本ならぬ書どもは、寫し本はさま〴〵あれば、誤りは有ながらに、これかれを見あはすれば、よきことを得る、こは寫本にて傳はる一のよさ也、然はあれども寫本は、まづはえがたき物なれば、廣からずして絕やすく、又寫すたびごとに誤りもおほくなり、又心なき商人の手にてしたつるは、利をのみはかるか

ら、こゝかしこひそかにはぶきなどもして、物するほどに、全くよき本はいとまれにのみなりゆくめり、されぱたとひあしくはありとも、なほもろ〳〵の書は、板にゑりおかまほしきわざなり、殊に貞觀儀式、西宮記、北山抄などのたぐひ、そのほかも、いにしへのめでたき書どものなほ寫本のみにてあるが多きは、いかで〳〵みないたにゑりて、世にひろくなさまほしきわざ也、家々の記錄ぶみなども、つぎ〳〵にゑらまほし、今の世大名たちなどにも、ずゐぶんに古書をえうし給ふあれど、只其家のくらにをさめて、あつめおかるゝのみにて、見る人もなく、ひろまらざれば、世のためには何のやくなく、あるかひもなし、もしまことに古書をめで給ふ心ざしあらば、かゝるめでたき御世のしるしに、大名だちなどは、其道の人に仰せて、あだし本どもをもよみ合せ、よきをえらばせて、板にゑらせて、世にひろめ給はむは、よろづよりもめでたく末の代までのいみじき功なるべし、いきほひ留る人のうへにては、かばかりの費は何ばかりの事にもあらで、そのいさをは天の下の人のいみじきめぐみをかうぶりて、末の世までのこるわざぞかし、かへす〳〵こころざしあらむ人もがな、

〔文會雜記 二下〕一南郭云、大東世語ノ注ヲスル時、日本ノ古書ヲ考ヘシニ、一行ニ脫誤幾ツト云事ヲ不知、寫本ニテ寫傳ヘ誤レルナリ、大系圖ナドモ、眞僞マジハレリ、夫故大抵ニ考置タリ、實錄ナラバ又コマヤカニ吟味ノ仕形モ有ルベキコト也、

〔台記〕康治二年五月十四日庚午、大納言伊通卿送使、爲借古今集註孝經(爲書寫)付使被送之、佐世(我朝博士)所選也、(九卷)其七卷佐世草本也云々、皆有點也、世之寶物、加之第九卷奧以朱書云、寬平六年二月二日一勘了、于時謫在陸奧多賀國府、余(○藤原賴長)即以毛詩正義卅卷送彼卿、將令寫也、件卿所持正義、依其卷多被借之故也、件正義、去年余加一見首付了、

〔兵範記〕久安五年十一月廿六日甲辰、依召早參鳥羽殿、法皇(○鳥羽)御于北殿、權辨以下執筆輩十餘人、

同應召參候也、權大納言行成記正曆以後五十餘卷於御所近邊被書寫之、時々出御雜中、經叡覽、終日書寫、或晩頭退出、下官〇平信繼本新共返上御所退出了、　廿七日乙巳、早旦參鳥羽殿、〇中略今日下官十五枚書了返上、晩頭歸京、　廿八日丙午、早朝參鳥羽殿、書寫功如昨日、

〔親長卿記〕文明十八年二月十三日、詣飛鳥井大納言入道榮雅、俗名雅親、許對面、先年亂已前也源氏物語一部予令書寫之處、亂中紛失了、無念之間、今度又令終書寫之功之間、即准供養可張行一座、以源氏名爲題、可分四季戀雜之條如何返答云、先規不聞、此題四季戀雜相分事也尤可面目、予可出題云々、斟酌之由返答、然者可書進之由入道命之、來十七日可用朝飯之由諾了、歸路之次、詣勸修寺大納言、二樂院等、同啓案內、各領狀、　十九日、今日予書寫源氏物語、先年寬正之比一本書寫、亂中紛失、今度又一筆書出了、爲供養和歌張行、源氏名五十五首、加雲隱分四季戀雜、源氏名分四季戀雜事無先規云々探之、申出御製、親王御方、勾當局等邂逅之事候間、申入勸許、來臨人々、西園寺左府、〇實遠中院前內府、〇通秀飛鳥井大納言入道、榮雅勸修寺大納言、中御門中納言、侍從中納言、姉小路宰相、右衞門督、中山宰相中將等也、江南院、元長朝臣、予等相加十二人也、事終有披講、讀師中院前內府、講師元長朝臣也、今日着朝飯了、日中有點心、

〔實隆公記〕長享二年三月三日丁卯、親王御方、源氏物語御本宿木今日終書功、持參之、〇中略自梶井殿論語孟子可書進上之由有仰、難儀之由申了、　四日戊辰、自梶井宮有御消息、論語書寫難治之由申之、然者料紙可返上云々、

〔實隆公記〕延德三年十月十五日戊午、自亥下剋、新古今和歌集上下校合、予書寫本、大內所望者也、到半更之後終功、

〔駿府政事錄〕慶長十九年四月五日、群書治要、貞觀政要、續日本紀、延喜式、自御前出、五山衆可令書拔、公家武家可爲法度之處之旨被仰出、金地院崇傳、道春承之、　十三日、今日群書治要、續日本紀、延喜式等之拔書進上于御前、金地院、道春於御前讀之、　廿日、大御所〇德川家康重而仰曰、公家中之法式爲

紏定、諸公家之記錄、皆書寫可ㇾ有ㇾ之旨被ㇾ仰、三代實錄、西三條所持之由言上、

〔駿府政事錄〕慶長十九年十月廿七日、今日五山衆五十人、南禪寺於二金地院一諸家記錄一本三部宛、令二書寫一給、一部禁中、一部江戸、一部駿河可ㇾ令ㇾ置給由、傳長老、道春奉ㇾ之、

〔駿府政事錄〕慶長十九年十一月九日、南光坊、〇天海傳長老、〇崇傳召二奥御座間一御雜談、今度諸家記錄就二御寫一、日本後紀、弘仁貞觀格式、類聚國史、類聚三代格等、仙洞〇後陽成有ㇾ之乎否、以二南光坊一被二仰遣一、記錄書立、則傳長老道春奉ㇾ之、南光坊院參被ㇾ奏處、御所持之本可ㇾ被二御書寫一之旨云々、

〔駿府政事錄〕慶長十九年十二月廿六日、傳長老出二御前一、今度被二仰付一記錄等之内舊事本紀續日本紀、文德實錄、三代實錄、江次第、明月記、續文粹、菅家文集、西宮記、釋日本紀、內裏式、山槐記、類聚三代格等獻ㇾ之、道春同伺候、

〔嚴有院殿御實紀二十四〕寛文二年七月十一日、明月記成功により、儒役林春齋春勝へ銀廿枚、長子春信へ時服三、坂井伯へ政朝時服二金一枚、人見友元宜卿へ時服三、金一枚、書物奉行三人へも同じく下され、書寫の僧廿人へ銀十枚づゝ給ふ、

〔右文故事八〕御寫本譜下

〇寛〇文〇御〇寫〇本

御文庫書籍來歷志ニ、弘文院林春勝獻ズル處ノ國書尤多シ、是ハ春勝命ヲ奉ジテ、本朝通鑑ヲ撰スルノ時、令ヲ諸國ニ下シ給ヒテ、寺社及民間ニ散在スル處ノ古書ヲ搜索有テ、其出ルゴトニ、春勝ニ附屬スル書手ヲシテ謄錄セシメ、正本ヲ進呈シ、副本ヲ家ニ留メシト云、今其副本多ク家ニ現存スト云、守重按ニ、是寛文四年ノ事ニシテ、林家ノ傳說也、其採訪ノ衆書、皆御庫ニ現存ス、今是ヲ寛文御寫本ト云、他日審訂シテ目錄ヲ作ラント欲スルノミ、

寛文四年

林家先祖書、八月、編年錄〈後號二本朝通鑑一〉御用ニ付、諸國之寺社持傳候舊記類、可二書出一旨被二仰出一之、十一月在府之大名旗本、和書所持之面々、目錄可二差出一旨被二仰出一、其時面々へ達レ之、

享保御寫本

享保七年

條令

覺

一目錄之書籍共御用に候間、所持候者可レ被二差上一候、自分所持無レ之候者、家來又者領知之寺社百姓町人等に至迄相尋、右之書於レ有レ之者差上候樣可レ被レ致候、

一新國史ゟ風土記迄者、御藏に全部無レ之候、

但風土記者、豐後出雲御藏に有レ之候、

一本朝月令ゟ類聚國史迄、書付之通卷數者御藏に有レ之候得共、端本に而候、此闕卷之分所持候者可レ被二差上一候、

一右書物之儀に付、承合候事有レ之候者、林大學頭父子ゟ可レ被二相談一候、已上、

寅　正月

目錄

新國史　本朝世記　寛平御記　延喜御記

律集解　令　令抄　弘仁式

貞觀式　法曹類林　爲政錄　風土記

本朝月令〈○註略〉　律〈○註略〉　令集解〈○註略〉　類聚三代格〈○註略〉

類聚國史〈○中略〉

古書

寛
二月

〔基量卿記〕貞享二年八月二日、所勞不能參內、從大樹〈綱吉○德川〉被進御記、自今日書寫、筆耕十五人、日參也、奉行事、相役中申沙汰、且又件御記、目六十冊、近習之輩、菊亭大納言〈季伊○〉清水谷中納言、中山宰相中將、三室中務飛鳥井等令書寫也、

〔先哲叢談〈後編二〉〕川井東村

東村雖篤學晚確信程朱、躬執筆、日寫經傳、如孝經刊誤、小學句讀、學庸章句、語孟集注、近思錄集解、朱子語類、魯齋全書、讀書錄、天命圖說、自省錄等、兀々畢功、或詰曰、吾子之所謄寫者、皆刊布於世、而今勗之、果似無用、東村曰、我非欲寫之以適於用不用、一則所以不自逸、一則所以習敬也、

〔先哲叢談〈後編三〉〕板復軒

復軒聞人之藏奇書、百方求之、必自寫、所得凡二百餘種、五百八十卷、曰、此不獨我所好、顧家貧子孫之書、縱不當讓金、寧不此業田宅為遺後計乎、

〔攝壤集〈下本書〉〕書籍名

四書　大學〈一卷〉　中庸〈ヨウ〉〈一卷〉　論語〈十卷〉　孟子〈十四卷〉

五經　周易〈シウエキ〉〈十卷〉　尙書〈シヤウシヨ〉〈十三卷〉　毛詩〈廿卷〉　禮記〈廿卷〉　左傳〈號春秋三十卷〉

七經　易　書　詩　禮　周禮〈シウレイ〉〈十二卷〉　儀禮〈ギ〉〈十四卷〉　春秋

九經　易　書　詩　禮　傳　周　儀　公羊〈クヤウ〉〈十二卷〉　穀梁〈コクリヤウ〉〈十二卷〉

十一經　易　書　詩　禮　傳　周　儀　公　穀　論語　孝經

十三經　易　書　詩　禮　傳　周　儀　公　穀　論　孝〈カウ〉〈老子二卷、莊子三十三卷〉

史記〈百卅卷〉　前漢書〈百廿卷〉　後漢書〈百廿卷〉　東觀漢記〈百卅三卷〉　三國志〈魏蜀吳〉　通鑑〈ツガン〉〈百十卷〉

三十國春秋〈三十卷〉　五代史戰國策〈卅三卷〉　帝王世記〈卅卷〉　小史〈五十卷〉　大業略記〈三卷〉

帝王年代曆十卷　列女傳十五卷　揚子法言十三卷　風俗通三十二卷　淮南子廿一卷　博物志十卷　爾雅三卷　廣雅三卷　方言十卷　白虎通十五卷　六藝論一卷　聖證論十二卷　性理群書四十卷　太平廣記　太平御覽千卷　修文殿御覽三百六十卷　類苑百二十卷　花林遍略六百卷　藝文類聚百卷　翰苑三十卷　初學記廿卷　帝範二卷　臣軌二卷　群書治要五十卷　朝野僉載廿卷　貞觀政要十卷　顏子家訓七卷　曾子二卷　小學十卷　文選六十卷　金樓子十卷　袖中書十一卷　玉燭寶典十二卷　兵書内七部　呉子　孫子　六韜　三略　司馬法

尉繚子　衛公對問

道書

老子經　列子　莊子　黄庭經　玉皇經　列仙傳　十洲記

〔異制庭訓往來〕所蒙仰之書籍等、毛詩、尚書、周易、禮記、左傳、周禮、儀禮、公羊、穀梁、論語、孝經、老子、列子、莊子、幷史記、前漢書、後漢書、楊子、荀子、墨子、淮南子、文中子、東皐子、呉子、孫子、呂氏春秋、戰國策、山海經、爾雅、廣雅、神仙傳、孝子傳、先賢傳、列女傳、太平御覽、太平廣記、群書治要、幷玉篇、廣韵等進候、文選、文集等は、作文御與行之時可令進候、其書傳雖多、以家本爲正也、○中略

夷則八日

謹上　式部大輔殿

〔玉勝間〕一古書どもの事

ふるきふみどもの、世にたえてつたはらぬは、萬よりもくちをしく、歎かはしきわざ也、釈日本紀、仙覺が万葉の抄などを見るに、そのほどまでは國々の風土記も大かたそなはりて傳はれりと見えたり、釈に引たる上宮記といふ物は、いさゝかばかりなれど、そのさま古事記よりも今一きはふるく見えたるは、まことに上宮わたりの物にや有けむ、又風土記はいとたふとき物なるに、

今はたゞ出雲一國ののみ、またくてはのこりて、ほかはみな絶ぬるは、かへす〴〵もくちをし、さるは應仁よりこなた、うちつゞきたるみやこのみだれに、ふるき書ども、みなやけうせ、あるはちりぼひうせぬるなるべし、そも今の世のごと、國々にも學問するともがら多く、書どもえうじもたるものおほからましかば、むげにたえはつることはあらじを、そのかみはいまだゐなかには學問するともがらもいと〳〵まれにして、京ならではをさ〳〵書どもゝなかりしが故なめり、

〔江關筆談〕　通政大夫吏曹參議知製敎趙泰億輯

辛卯〈〇正德元年〉十一月五日、在江戶時、白石源璵君美〈新井筑後守〉來訪館所、敍寒暄訖、

平泉取紙筆書示曰、筆端自有舌、可以通辭、何必借譯、〈平泉正使之號〉

白石曰、敬諾、

南岡曰、貴邦先秦書籍獨全之說、曾於六一鏽刀之歌、〈〇註略〉見之矣、至今猶或有一二傳者耶、〈南岡從事號〉

白石曰、本邦出雲州有大神廟、俗謂之大社、嘗聞、神庫所藏竹簡漆書蓋古文尙書云、

青坪曰、其書想必以科斗書之、能有解之者、亦有謄傳之本耶、〈青坪副使號〉

白石曰、本邦之俗、深秘典籍、蓋尊尙之也、況似有神物訶護之者、亦可以恨耳、

平泉曰、或人傳、熊野山徐福廟、有科斗之書古文、厄于火而不傳云、此言信否、

白石曰、此俗人誣說、〇中略

青坪曰、有書不傳與無同、果有此書、則當與天下共之、深藏神廟、意甚無謂、何不建白謄傳一本耶、〈〇此當有白石之答〉

白石又曰、尾張州熱田宮、諸君所經歷也、此宮中亦有竹簡漆書二三策云、蓋科斗文字、

南岡曰、歸時可能得見否、

白石曰、神府之秘、不可獲觀矣、

平泉曰、蔡中郎之秘論衡、本不是美事、崇信鬼神、又近於楚越之俗、有書不見、與無有何異、

白石曰、周外史所掌三皇五帝之書、孔子乃斷自唐虞以下、訖于周、凡百篇、秦火之後、漢人始傳今文於伏生之言、嗣後亦得古文於孔氏壁中、其篇數增多於所聞伏生之書、於是今古文倂得五十九篇、而先儒以爲古文至東晉間方出其書、皆文從字順、非若伏生之書有不可讀者、其亦難言矣、且若始得壁中書云、科斗書廢、時人無能知者、況今去漢既遠、世果有能知其書者哉、後之要見二帝三王之道、何必求於先秦科斗之書、善讀今文、亦既足矣、且夫二帝三王之道、與民同其好惡而已、我先神藏之後、民奉之而至于今、且褻神明、拂民情、或索而得之、乃謂我能得二帝三王之書、無乃非二帝三王之心乎、愚所以不敢也、

〔歐陽文忠公全集四十三古詩〕日本刀歌

徐福行時書未焚、逸書百篇今尙存、令嚴不許傳中國、擧世無人識古文、先王大典藏夷貊、蒼波浩蕩無通津、令人感激坐流涕、鏽澀短刀何足云、

〔類聚符宣抄六〕諸家難義總七卷數內、大學博士御船宿禰氏主通九經難義三卷、故助教刈田首種繼通三傳難義一卷、諸儒評論九經難義一卷、故治部卿安倍朝臣吉人通三史難義一卷、同前氏主通陰陽難義一卷、右大臣宣、宜令付所司行、但轉寫了後、其正本收外記者、卽召仰式部少錄清村是嶽乾

承和九年五月廿六日　大外記山代氏益本

〔正齋書籍考一經〕五經活字版經注本

是經注本ノ宗書ニシテ、皇朝五經刻板ノ權輿ナリ、經注本又單注本ト云フ、世ニ此活版ヲ以テ足利本トスルハ非ナリ、山井鼎カ七經孟子考文ニ、足利本者本學所印行活字板也、細說其本、後人擧括古本者ト云フハ誤レリ、別ニ考アリ、此本字句ノ精善

ナルコト、遂ニ注疏本ノ上ニ出デ、其帝諱缺筆ノ所ニ至テハ、宋本覆刻疑ナシ又刊刻ノ歲月ヲ知ラズト雖モ、審訂スルニ、必是室町家以來何人カ陸續刊布スルモノナラン、（刻板ノ始末ハ、予（近藤守重）ガ書籍談、書訖弋釣古刻書跋ニ詳ナリ、）果シテ然ラバ、全ク宋本飜刻ナリヤト思ヘドモ、亦又然ルニ非ズ、宋本ヲ根據トシテ加ルニ古本ヲ櫽括セシモノナリ、謹按ニ、凡皇朝古傳ノ典籍、眞備ノ將來スルモノ、（佐世ノ書目ニ、眞備在唐國多所將來ト云ヘリ、）佐世ノ錄スルトコロ（日本國現在書目錄一册、實ニ唐書藝文志以前ノ目錄ナリ、）經注正義ノ單本、ミナ隋書經籍志ト脗合ス、加之我朝ノ古博士家、能經典ヲ寶蓄永用ス、故ニ其古本人間ニ流傳轉寫スルモノ少カラズ、唐式寫樣ノ卷子鈔本現存スルヲ見テモ、其一斑ヲ窺ニ足ル、此活版ノ如キハ、意フニ當時誤寫アリシ故ニ、宋板新雕ノ舶來ヲ奇トシテ、却テ宋本ニ據テ古本ヲ櫽括校刊セシナルベシ、宋據古括ヲ論ゼズ、實ニ經注ノ眞本ト云フベキ也

〔日本敎育史資料十五舊津藩〕縮臨古本論語集解序

先聖之敎、莫要於論語、後進之業、莫尙於論語、此其所以號稱宇宙第一寶典也、〇中略而我津藩有造館所藏鈔本十卷爲最古、此本係我封內大和古市名族廣瀨某家秘、祐信公時獻之、鑒家了仲元祿八年證記、定爲贈太政大臣菅公（〇道眞）親蹟、〇中略祐信公嘗齎到江戶、時出示人、吉田漢宦見而奇之、私鈔上之活版、刷印一百部、以貽同好、其所著集解攷異稱卷子本、市野光彥正平版集解札記、稱菅家本、皆指此也、〇中略明季以來、諸儒有見於此、故其說經、專力考證、主張漢唐之學者、項背相望、但歷世散佚之餘、所存無幾、如錢曾好聚古書、賞鑒之精、儲藏之富、一時無比、猶且不能見集解原本、纔獲模寫正平本、爲希世之珍、以其傳自朝鮮、目爲高麗鈔本、後之著錄家、沿襲其謬、竟不知正平是皇國年號、洋海茫々、無由通其情、是可慨也、〇中略燮承乏學職、竊謂、此編已顯於古學與隆之時、然其顯較後、不逮入考文補遺之撰、纔有吉田氏活字之舉、歷四十年、亦復散佚殆盡、今而不圖不朽、恐違先聖垂訓之旨、乃使書手影鈔一通、以充副本、每張十行、統計二百六十葉、釘爲十冊、便披覽也、又縮臨經注一通、勒成二冊、建請上

梓、爲學中誦習定本、所冀以頒行之餘、遠傳西土、或有篤信之士若阮元鮑廷博者、翻雕以資稽古之業焉、則不唯發我學之菁華而已、亦足以増皇國文明之輝矣、發不敏、謹叙其槩略、以諗觀此編者、皇天保八年歳次丁酉二月丙辰津藩督學兼侍講石川之褧謹撰、

〔定慧圓明國師虚白錄 三〕漢書記

此前漢帝紀十二卷、余秘在書棚、而禪餘遊目於此書中者有年于此矣、夫此書之爲書也、万里老人之自筆、而老人尋常考史記通鑑之文、書其首以精詳句讀也、不從師而解惑者此一書也、豈不珍貴乎此、越上杉宰相景勝〇股肱臣直江氏城州刺史兼續〇者、余之方外舊交也、自卯歳頃有志學也、外遊六藝、内行五常、是故計國事、則盡力乎溝洫、而立夏后之功、勤家業、則設禮乎庭燎、而執齊桓之政、加旃赴敵則軍中横槊賦詩、楯上磨墨作文、于武無不到、實出群拔萃之一雄士也、誰不嘉尚也乎、一日扣余禪寂、道話次見此書、有心謄寫之、余感其志道之深投之、刺史數日之後、需余書此書來由、辭則欠朋友忠愛義、書以梗其請、文祿乙未臘月中澣日、華園虚白道人書東山下、

〔筆のすさび 三〕一勇將文學の事

出羽米澤の人神保甲作が話に、かの藩中に、直江山城の訓點したる唐本の兩漢書、前田慶二郎が自輯めたる圓機活法の如き書あり大卷一本にて軍中常に首にかけて往來せしものと見え、末卷には、自作の詩歌を錄せりとぞ、慶二郎が勇猛なる事は、野史にても多く見たれど、かゝる事は聞も傳へずすべて野史の類、其勇猛をのみ傳へて、風流文字の事はもらすもの多し、謙信の詩に、露下軍營夜氣清、數聲過雁月三更といへるもあり、

〔五雜組 十三 事〕書所以貴宋板者、不惟點畫無訛、亦且箋刻精好、若法帖然、

〔南畝莠言 下〕去年の秋、深川のある書肆の、朝鮮本の法華科注二卷を持來り示す、上層幷に傍注を書いれし書もまた拙からず、盛のはみたる所せく、全部八卷ありて、價も又貴しときけば歸へし

勅版 官版 藩版

ぬ、ことしの春、書肆曬書堂、全部をもて來しをみれば、同じ本なりしが、事ゝげくて、かへせし後、重て持來りて、此經あまた所にみせたれども售れず、今は價もひきくなりぬればかふべきやとい ふ、三たび同じ經の來れるもめづらしく、その奧書をみるに、左のごとし

余曾托法住院景春藏局曰、若逢濡法花科注者、請告而知焉、前年蜡月廿七日、景春以好本被送、雖不堪舞蹈、以闕第一為恨矣、翌年人日、雲頂院仁如藏局相過、見之歎賞、且曰、往歲店上見一卷於故紙堆中、不知猶在也否、待我遣人搜之、須臾仁如蒼黃自携來、則如合符、不亦異乎、聞此經者、應仁亂後、西陣除艦男某、得之而施與於慶雲僧某、其端闕者殆數十年也、嗚乎余何幸、不出十日以補之乎、屏山先生所謂神寶去來自有定數、不可以歲月而測焉、寔知言者也矣、時永正戊寅孟陬上浣日、東巖瑞佐書于相國寺裏長得禪院、

永正十五年戊寅より、今年文化十四年丁丑にいたるまで、三百年にみてり、應仁の亂の後、西陣の人慶雲の僧に施せしとあれば、三百五十餘年のものなるべし、其後織田豐臣の代をへて、今の世まで傳はりし事、めでたき經にあらずや、況や朝鮮征伐の時など、かの國にありても、恙なかるべしや、わが家父祖の時より、此經を信じたまひし値遇の緣にもやと、遂に買ひ得て家に藏む、實に文化丁丑四月二日也、

〔日本書紀三十〕御本云○中略

欽惟陛下、寬惠叡智之餘、後世惜其流布之不廣、遂命鳩工、於是始壽諸梓矣、舊本頗純駁不一、求數本考正之、去其駁而錄其純、用之國而及之天下、則以成熙皡之治、以紹神聖之統、保瑞穗之地千五百秋、將必有賴於斯焉、

慶長己亥姑洗吉辰　　正四位下行少納言兼侍從臣清原朝臣國賢敬識

以勅本板行

〔右文故事十六〕慶長勅版考

天朝ノ盛事ハ、幕府ノ事業ト併セ言フベキニ非ズト雖ドモ、慶長ノ際、文運ノ隆ナル、君臣同一、均シク是千歲文明ノ胚胎ナリ、其事ノ相類セルヲ以テ、聊勅本ノ一事ヲ此ニ附贅ス、勅本ノ字ハ、五代會要ニ、長興三年刻九經印板云々、如諸色人要寫經書、並須依押印勅本、不得更使雜本交錯トミエタリ、

四書白文六册

守重曰、此勅本四書モト雕造ノ序跋ナケレバ、人或ハ坊刻ノ古版ニ疑ナキヲ免レズ、然レドモ此本モト世ニ勅版ト云ヒ傳フルノミナラズ、今神代卷錦繡段ヲ取テ參考スルニ、版式字體ミナ一樣ナルウヘ、其扁題書モ亦體式全ク同ジ、彌勅版タルヲ證スベシ、○中略

陰虛本病一册○中略

皇宋事寳類苑十五册

跋

皇宋事寳類苑、吉州太守江少虞所撰也、蓋此書之趣、恐遺文逸說、可事美一時語、流千載者之泯絶也、其顚末詳于序文、今不復贅矣、伏惟皇帝陛下、叡智夙成之天性、柔仁博愛之至道、悉蘊于聖躬、紀綱整肅于朝中、車書混一于海内、加之万機餘暇、孳々學術、惜白駒忙於書窻、跋紅燭轉於夜几、不啻校訂本朝國史、特設經史子集之庫、其經營也、塗以黝堊、堆以金碧、甍棟雄麗而結霞闌楯衡直而煥日、意匠出巧、輪焉奐焉、其前有池水漣漪洪凝碧、浮鳥戲乎其上、游鱗躍乎其中、佳木秀而布繁陰、奇石疊而幻小峰、風致瑋其庭除、如此大觀豈可口舌贊揚而盡哉、然而今如薛稷馬懷素沈佺期武平一之俊才知之、於是下勅命曰、令皇宋類苑鏤梓、其叡旨要前人之言往古之行取之左右逢其原、且又欲令天下國家之人誦斯文者視其美以爲勸視其惡以爲戒、嗚呼大哉體乎、業己了畢、則先賢之言之美也、以之爲寳而玩之、則崑山精々之玉不足比擬焉、高文之才之俊也、以之爲苑而遊之、則鄧

林之材梗楠杞梓不足譬喩焉、況又樂花開而禮葉茂、氣焰生而麗藻光、以盡美善矣、間者辱宣麻命於臣僧某甲曰、跋此書尾、如臣某淺術末智、醯甕之雞、坎井之蛙、如不知甕外之天、井外之海、今又老懶眼、生昏花、濕烏皮、著睡工夫之外、別無一所爲、何以與毛刺史楮先生從事哉、雖然固辭固請、昔天幸士、無處回避、故綴荒蕪詞、塵瀆宸眷、惟深慚縮、臣某不勝蒙恩遇、故奉謝其万一、跋非臣敢所書、

元和七年重光作噩六月晦日　前南禪臣僧瑞保謹書

〔義演准后日記〕慶長二年八月廿日、從禁裏今度新敷被開版トテ、錦繡段一冊拜領、自長橋局二條殿へ參了、仍今夕到來、　廿一日、爲雙紙御禮、勸修寺大納言へ以愚札申候、使者宮內卿法眼、從禁裏樣昨日新版之錦繡段一帖令拜領候、誠以叡慮忝次第、過分存候、毎事宜預御披露候、謹言、

八月廿一日　義演

勸修寺大納言殿

〔右文故事五〕御本日記續錄中

慶長御版本

慶長御版ハ官°版°ノ權輿也、世ニ駿河本ト云ハ、足利本、世ニ足利本ト云者ハ活字本ナサス、然レドモ其活字ノ諸本ハ皆京師ニテ開雕セル者ナレバ、足利本ト云名ハ元誤レルナリ、嵯峨本ニ對シテ、各其版ノ成ル處ヲ云ノ名ナルベシ、御本日記ニ載スル者ヲ、今稱シテ慶長御寫本トスレバ、此ハ慶長御版本ト云ベキカ、

謹按ニ、慶長四年以來、伏見ニ於テ家語三略等ヲ板行セラレシハ、木板活字ナリ、三要ガ家語ノ跋ニ、剞梓文字數十萬而賜予トアレバ、此時始テ活字ノ設有シナリ、慶長廿年、駿府ニ於テ大藏一覽活板ニ至テハ銅字也、元和二年群書治要刊布ノ時、猶此銅字ヲ用ヒラレ、其不足ノ活字ハ、唐人五官ヲシテ補鑄セシメラレタリ、後其銅字紀伊家ニ附與セラル、然ルニ十九年大藏一覽開版仰出サルヽ時ニ、幸銅字二十万字有之ト、駿府記ニ見ユ、群書治要版行ノ時ニ、銅字合八万

九千八百十四、是ハ前方ヨリ百箱ニ入候テ有之分也ト、道春等ガ覺書ニ見エタリ、幸ト云ヒ、前方ヨリト有ニ據テ考レバ、大藏一覽開版ノ前ニモ、既ニ銅字收儲セラレシト聞ユ、(按ニ本光日記群書治要ノ時ノ書帖ニ、先年圓光寺鑄字被仰付候時、後漢書之切本穢可有之候間、弟子衆に申可被下旨被仰出候ト見ユ、然レバ前方ノ銅字ハ、三要ニ命ジテ鑄造ラレ、其字ハ後漢書ノ穢本ヲ用ヒシニヤ)

〔經籍答問〕問、官刻ノ書何々出來候哉、答曰、國初御公命ニテ出來候ハ、活字板計ト被存候、一見イタシ候分左之通、

武經七書(現行界入元原ナリ)　魏定公諫錄　群書治要
孔子家語(紫王事記附刻ス、孔子ノ行狀ナリ、)　貞觀政要　東鑑
周易古注(重言重意ト云文一篇ノ末ニアリ○中略)

台命ニテ、大藏一覽ヲ、何國ノ何寺カニテ活板被仰付候由玉露叢ニ見ヘタリ、

常憲院殿御代
御板四書、大字大形本、同巾箱本、　五經(和訓附)コノ御代ト申傳フ
詩經集注(半紙本、今現ニ京師出雲寺和泉方ニアリ、)　書經集注(同上、但シ古キ標題ニハ詩書音注トアリ、林家點トアリ、)
大猷院殿(○德川家光)御代カ、台德院殿(○德川秀忠)御代カ、皇朝類苑字、銅活板字形、銅板ニテ京都ヨリ御懸望ニテ、御進獻ノヨシ傳來仕候、
文昭院殿御代
有德院殿御代
七經孟子考文補遺　度量衡考　普救類方　東醫寶鑑
太平和劑局方　六諭衍義　同假名本
官准

明律　　本朝軍器考並圖式　　服忌令小刻折本　大本綴本

浚明院殿御代

官准

廣惠濟急方多紀廣壽院作

御當代○徳川家齊

孝義錄　春秋釋例　朱文公易說　儀禮圖

皮子文藪　左傳補註　批點唐音　金石三例

誠齋詩話　溫公家範　古今韵略　杜詩偶評

四庫全書總目　石經考　詩傳遺說　五經文字

唐宋八大家文讀本　五經白文　小學白文　四書

活板佚存叢書

御代々樣御内ニ猶數多有ベシ、尋テ書加フベシ、

官板ト題シテ官板ニアラザル品

四書大全新板古板、五經大全　徐氏鍼灸大全

古今事類全書　素問次註京都風月板

右等書、唐山ニテノ官板本ヲ、日本ノ書肆ソノマヽ飜刻イタシ候モノユヘ何カマギラハシク思ハルヽナリ、

〔天保集成絲綸錄百三〕寛政十午年二月

最初官板被仰付、御用達候後板木被下に成、摺出し候六諭衍義、東醫寶鑑之類、其外縱令始め官刻に候共、其後書物屋に而板木所持いたし候分、向後官板之文字相止め、賜板通行之文字に相改可

申候、且また五經大全抔、唐土之官板を、外題共其儘翻刻いたし置候、以來は何に不寄唐土官板之本翻刻いたし候共、官板之文字相除可申候、

午二月

〔市中取締類集書物錦繪一九ノ七十八〕天保十三寅年九月

學問所官板、御書物師方江宅下ゲ摺立賣捌、板木代上納致し候儀ニ付調、

寅九月九日、攝津守殿向山源大夫を以御渡、

學問所官板之儀に付相伺候書付　林大學頭

學問所官板ハ、文學之御教化、世上江遍く相及候爲メ之御趣意ニ而出來仕、先年は書肆共摺立願出、新刻出來之度、世上ニ而取はやし候處、追々相すたれ、書肆共摺立ハ、絕て無之趣ニ相成候ニ付、官板相願候もの有之候節、學問所ニ而摺立申付候儀ニ御座候處、古く有來候品之外、新規出來候は、他向ニ而存不申候間、願候者も無之、新刻之節、一度摺立候計ニ而、其儘板木積置候ニ付、自然濕入ニ相成、終には用立不申候樣にも可相成候、因て先年各目論ミ、書肆之內ニ而、官板製本賣弘引受候儀取調候處、彼是故障申出、相止申候、元來厚き御趣意ニ而出來候品、世上流布不仕候は、甚だ遺憾之儀ニ御座候、然所此節御書物奉行支配御書物師出雲寺金吾事、學問所官板類摺立、製本賣捌仕度趣願出申候、右家祖は慶長以來、古く書物御用相勤候來歷有之、元祿享保之頃、種々刻板御用等相勤候先例も御座候間、此度學問所官板類、同人引受製本賣捌候樣申付度左候得ば御當地而已にも無之、諸國迄江も廣く相及候方教育之基本に相成、兼而之御趣意も相立候間、右之趣ニ被仰付候樣仕度奉存候、御聞濟御座候ハヾ、御書物奉行江引合、同人願之通申付、板木宅下ゲ仕候ハヾ摺立置右賣捌之割合を以、定之通板木代上納爲仕、其外取扱規定書付取置候心得に御座候、依て此段相伺申候、以上、

寅九月〔○中略〕

學問所官板摺立之儀ニ付、林大學頭申上候書面、御下ゲ被成候に付取調候處〔○中略〕金吾願之通御聞濟相成可然哉ニ奉存候、〔○中略〕

九月十一日　　鳥居甲斐守〔○町奉行〕

〔洪園文集十二書〕復中島耕夫書

前致鄙札、懇請爲拙著唐詩通解賜題一言、昨乃辱賜手答、薰盥披誦、其書首所言辭旨、似不拒所請者、某喜可知也、旣及細讀、乃又見告、頃有一吏人來足下所、而誹通解之書、假名龜山藏板之事、而足下答以某不宜有是假託之事云々、足下乃以其有嫌於是、欲令某去其假託之名、至乃以取物論於嫌疑之間見規誨、嗟呼非足下忠直、誰肯爲某盡言至若此者、某豈不深拜嘉、但某之爲此、亦自深衷、非世柰々者所知也、〔○中略〕某自少所授業之門人、今已遍於海內、若欲謄寫傳之、則其傭筆之工費頗亦洪夥、不如上之梨棗、然而今三都書肆相黨、以罔市利、請縣官究剗類其所貲之書者、而雖某塾藏、其板猶疑其廣鬻、則必將訴官毀其板矣、如以龜山藏板之名、則庶足以明其不廣鬻於世、此某之所以請於貴藩諸大夫之旨、要之假名者一時之權、非以是謀利、而爲唐賢弘宣其著作本旨者、雖以詞藻小技、而亦是千秋之一事業、豈可以避小嫌而罷千秋之業哉、況又可以爲後進小子學明經藝之階梯者乎、願足下爲某亮察此深衷、若其有所釋於斯所言之旨、而賜以貴序、幸甚、今更以通解稿本數冊呈覽、餘容嗣布、不宜、

〔市中取締類集九ノ九十二書物錦繪〕天保十三寅年十二月御贈答定

遠山左衞門尉殿〔○町奉行〕　　林大學頭

鳥居甲斐守殿　　遠山左衞門尉

林大學頭殿　　鳥居甲斐守

書肆共、書物類賣弘之儀伺出候節、取扱方去々子年中、御掛合之趣を以、向後素人藏板たりとも、書寫いたし可差出旨、書物問屋行事共江申渡置、其通取計來候、然ル處諸株問屋行事仲間等御差止、勝手次第手廣ニ商賣可致旨被仰出、都而御改革之御時節に付而は世上爲メ合ニ相成候書物類は、少も早く賣弘流布致させ候方、御趣意ニも相當可致存候得共、大部之刻板を書寫いたし居候而は、急々差出候儀にも相成兼、自然手重に相心得容易に難出來儀と存、止候向も有之哉ニ相聞候間、書肆共素ゟ賣買可致積に而、致刻板置伺出候向相成ざるは勿論之儀ニ候得共、全武家方ニ而兼而藏板いたし置候書物、書肆方に而賣弘之儀伺出候に無紛分は、板本之儘爲差出、及御掛合、不宜分は品に寄、板木幷摺置候分共取上、絶板申付可然哉と存候、右に而貴樣方御差支之儀も無之候はゞ、其段掛のもの江申渡置候樣可致存候、此段及御掛合候、

寅十二月

下ゲ札

御書面御掛合之趣、其通りにて可然候、去々子年御掛合申候者、畢竟武家藏板と稱し、板刻賣弘不相成品を、世上に流布いたし、年月相立、表向伺出、其節板行差止候而ハ無詮事故及御掛合申候儀に御座候、此度諸家藏板、其外共學問所において相改候儀に付、總而藏板秘置候儀不相成候間、是迄刻板之品も、其儘爲差出、聊差支無之候、尤新規著述之品刻板は、其前草稿にて可差出儀勿論に候、此段及御挨拶候、

十二月十二日　　林大學頭

〔續泰平年表〕天保十三年六月二十日御觸（文學之儀は、當時格別に御世話被爲在、追々官板も被仰付候處、諸家藏板に至りてに、僅に數十部には不相過哉にも候、一體大身之覺は、心掛次第、大部之書一二部づゝも藏板致し、普く後來にも相傳候樣有之度事に候、此段十万石以上之面々へ、無洩急度可被相達候、）

〔追加〕市中取締類集（九ノ八十九書物錦繪一）戊十月七日、祐右衞門ヲ以被渡、同九日ヒレ付返上、

學問所改判有之御年限御改

丹鶴叢書外貳品賣弘願奉伺候書付

館市右衛門

一丹鶴叢書　三拾壹冊

內

侍中群要　拾冊

信實朝臣集　壹冊

秉澄集淸愼公集

五郎兵衛町家主書物屋
願人德兵衛

草根集　拾六冊

繪師草紙　壹冊

蒙古襲來　三冊

紀伊殿家老

水野土佐守藏板

一大系圖畫引便覽　四冊

右同人藏板

右之內丹鶴叢書ハ、當二月中、學問所改濟藏板、大系圖畫引便覽ハ、當三月中、同斷之處、此度願人方江引受賣弘申度旨、改判有之、草稿差出、御差圖奉伺候、〇中略

戌十月　館市右衛門

附ヒレ

書面、丹鶴叢書其外共、學問所改印も相濟候儀に付、館市右衛門伺之通、賣弘之儀御手限に而御聞濟相成可然哉奉存候、

出版制度

戌十月　市中取締掛

〔日本敎育史資料十八舊加賀藩〕御藏板方別役所被建置候得共、詮議の趣有之候に付差止、御平生方にて打込御用取捌候樣被仰出候條、可被得其意候事、

五月二日〇嘉永四年　右大隅守殿御渡

〔享保集成絲綸錄三十五〕享保七寅年十一月

一總而昔より有來書物之内、年號と作者時代相違之儀者、板行追々おこし候に付、年號は其節を用ひ、作者は以前之儘に而用之候間、時代相違に相見え候、此度御吟味之上、右相違之書物之分、外題留書いたし置候樣に被仰渡候に付、左に書記差置候事、

何書物　　何冊

右之通被仰出候間、此旨急度相守候樣に、町中不殘可觸知候、以上、

十一月

〔享保集成絲綸錄三十五〕享保二十卯年五月

一今度浪人並河五市郎編集致板行候五畿内志之内に、權現樣〇德川家康御名出候所押立候儀は、書入させ候、就夫只今迄、諸書物に權現樣御名出候儀、相除候得共、向後急度致たる諸書物之内押立候儀は、御名書入不苦候、御身之上之儀、且御物語等之類は可相除候、

一御代々樣御名、諸書物に出候儀も、右之格に相心得可申候、

一輕きかな本等之類は、只今迄之通、權現樣奉始、御代々樣御名御略事、御身之上之儀、御物語等之類、都而書入申間敷候、

右之通、松平左近將監殿被仰渡、此度相定候之間、書物屋共江可申渡候、以上、

五月

〔天保集成絲綸錄百三〕寛政二戌年五月

町觸

書物草紙之類、新規に仕立候儀無用、但不叶事に候はゞ、相伺候上可申付候、尤當分之儀、早速壹枚繪等に令板行、商賣可爲無用候、右之品々、有來物にても、最初は其仕方之品輕候ても、段々仕方を替、花美を盡し、潤色を加へ、甚費成儀に成候間、最初之質朴を用候樣可致候、且新板書物、其筋一通之事は格別、猥成儀、異說を取交作出候儀、堅可爲無用候、只今迄有來候板行物之內、好色本之類は、風俗之爲にもよろしからざるに付、段々相改、絕板可致、又は書物によらず、以後新板之物、作者幷板元之實名、奧書にいたし可申旨、其外品々、享保年中相觸候處、いつとなく相ゆるみ、無用之書物作出、今板行幷子供持遊草紙繪本類に至迄、年々無益に手を込め、高直に仕立、甚費成事に候間、前前相觸候通彌相守、猶又左之趣に可相心得候、

一書物類、古來より有來通に而事濟候間、自今新規に作出シ申間敷候、若し無據儀に候はゞ、奉行所江相伺、可受差圖候、

一近年子供持遊草紙繪本等、古代之事によそへ、不束成義作出候類相見候以來無用に可致候、

但古來之通、質朴に仕立、繪樣も常體にいたし、全子供持遊に成り候樣致候儀は不苦候、

〔天保集成絲綸錄百三〕寛政二戌年九月

書物類之儀、前々より嚴重に申渡候處、いつとなく猥に相成候、何によらず行事改之繪本、草雙紙之類迄も、風俗の爲に不相成、猥りがはしき事等、勿論無用に候、壹枚繪之類は、畫のみに候はゞ、大槪は不苦候、尤言葉書等有之候はゞ、能々改之、いかゞなる品々は、板行にいたさせ申間敷候、右に付、行事之改を不用もの候はゞ、早々可訴出候、又改方不行屆歟、或は改に洩候儀候はゞ、行事も越度たるべく候、

右之通相心得、可申候、尤享保年中申渡置候趣も、猶又書付候而相渡候間、此度申渡候儀等、相合改可申候、

戌十月

〔市中取締類集〕九ノ七十八書物錦繪一寅〇天保十三年六月三日、越前守殿〇水野忠邦御直渡、左衞門尉取扱に付、同所へ廻ス、

町奉行江

自今新板書物之儀、儒書、佛書、神書、醫書、歌書、都而書もの類、其筋一と通之事は格別、異說妄說等を取交江作り出し、時之風俗、人之批判等を認候類、好色畫本等、皆可爲無用事、

一人々家筋先祖之事抔を、彼是相違之儀共、新作之書物に書顯し、世上流布致し候儀、彌可爲停止事、

一何書物によらず、新板之もの、作者幷板元之實名、奥書に爲致可申事、

一唯今迄、諸書物に權現樣〇德川家康御名出候儀相除候得共、向後急度いたしたる諸書物之内に押立候儀は、御名書入不苦候、御身之上之儀、且御物語等之類は相除、御代々樣御名、諸書物に出候儀も、右之樣に相心得可申旨、享保度相觸置候處、都而明白に押出し、世上に申傳へ、人々存居候儀は、假令御身之上御物語たりとも向後相除候には不及候、

但輕きかな本等之類は、唯今迄之通可相心得候、

右之外、暦書、天文書、阿蘭陀書籍飜譯物は勿論、何之著述に不限、總而書物板行致し候節、本屋共より、町年寄館市右衞門方江可申出候、同人々奉行所迄相達、差圖之上及沙汰候筈に付、紛敷儀決而無之樣可致候、且又彫刻出來之上は、一部宛奉行所江可差出候、若内證に而板行等いたすにおゐては、何書物に不限、板木燒捨、かゝり合之もの共一同、吟味之上、嚴重之咎可申付候、

右之通、町中不洩樣可觸知もの也、

六月

〔德川禁令考書肆四十六〕文政六未年十一月八日

板行もの之儀に付板行屋行事より出候書付

覺

寛文年中渡邊大隅守樣被仰渡寫

一軍書類

一歌書類

一暦類

一噂事、人之善惡、

一好色本之類

其外何ニ不寄、疑敷板行ハ、御番所江御窺申上、御意次第ニ可仕候事、

此前も板木屋共江如被仰付候、御公儀之儀ハ不及申、諸人迷惑仕候儀、其外何にても珍事を新板ニ開候ハヽ、兩御番所江其趣申上、御差圖を請、御意次第に可仕候、若隱候而新板開候もの有之ニおゐてハ、御穿鑿之上、急度可被仰付候間、此旨板木屋共、幷町中之もの共も、違背仕間敷候事、

寛文十三年丑五月

〔憲敎類典書物四ノ九〕享保六辛丑年七月

今度諸色新規に仕出し申間敷旨、御折紙御書付之通被仰渡候間、堅く相守可申候、就夫右諸色幷書籍假名草紙ニ至迄、世上之爲にも有之候歟、又は京大坂其外品々より、新規之品差越候ハヽ、少

分之物たりとも、自今奉行所江訴出、差圖を請、商賣可仕候、縱何方より作候共、諸口新規之類ハ、右同前相心得可申事、

附只今迄有來物に候共前々より一通りにて事濟候儀を、彼是物好寄を致候類品多く有之由、自今は吟味之上、段々相止させ申にて可有之候間、兼而其旨相心得可申候、

一時々雜說、或は人之噂を板行致猥に觸賣候儀、自今一切可爲無用候、相背候もの有之ば、召捕、先先迄吟味、板行致候もの迄、急度可申事、

右自今堅く相守可申候、名主、家主、五人組迄吟味、相背候もの有之ば、早々可申出候、若其通に仕置、後日相知候共、當人ハ勿論、名主、家主、五人組まで越度可申付候、

〔憲法類集續編 學問七〕天保十三寅年九月十一日

新板書物の儀に付ても、先達て相觸候趣も有之候處、以來は活字板之儀も於學問所相改候筈に候間、諸事先頃相達候通相心得、是迄有來の分は其儘にて差置、此後出板の分計は、其節々改請候樣可仕候、

右之趣可被相觸候

〔市中取締續類集 十ノ二十一 書籍五冊ノ內二〕卯〇安政二年七月十二日、錦作ヲ以御渡、同十八日ヒレ付返却、

播磨守殿江相談もの

例書之外
本文天文方改判有之候ニ付、御手限御差圖可被成下候哉、

和蘭字彙賣弘願奉伺候書付　館市右衛門

一和蘭字彙　初帙四冊

御醫師
桂川甫周譯幷藏板

通貳丁目久七店
書物問屋　願人　佐兵衛

右は市周藏板製本出來草稿、天文方改判有之候處、此度願人方江引受賣弘度旨、草稿幷製本共差出し、御差圖奉伺候、

但製本には、道諧華兒瑪等之板刻無之、幷初卷之由例言、桂氏學生識と認入候類、製本之儘賣弘候心得之旨申し候、

右則差出候草稿四冊、製本四冊、奉入御覽候、右ハ彙而御掛合濟之通、天文方改判有之候間、御手限御差圖可被成下候哉、但製本例言之儀ハ、本文蘭書改濟之上は、其儘賣弘可被仰付候哉、依之此段奉伺候、以上、

卯六月

下ゲ札

本文製本例言書入候上、藏板主ゟ、天文方江納本致候哉、今一應相調可申上旨被仰渡候間、願人佐兵衞呼出し相尋候處、右ハ草稿本ニ例言無之候得共、去月十一日、天文方江例言有之製本相納相濟候段、藏板主桂川內三品德藏ゟ願人佐兵衞江文通差越し、別紙壹通入御覽、此段再應申上候、

卯七月　　館市右衞門

付ヒレ

書面略〇中彙而御掛合濟之通、御手限に而賣弘御聞濟相成可然哉ニ奉存候、

卯七月　　市中取締掛

〔憲法類集續編學問七〕弘化三午年閏五月主膳正殿御渡

諸家藏板書物彫刻の節、前以學問所江草稿差出、可任差圖旨、去ル寅年相觸候處、彫刻出來の上、同所江差出候向も有之由に候、左候而は、改方差支候間、彫刻出來不致以前、草稿を以て、學問所江差出候樣可致候、醫學館天文方江差出候も可為同前候、

〔明良帶錄〕和書改方

同所〇六番町講談所へ六人相詰、内二人は小普請ゟ出る、他四人は諸向ゟ出る、壹人は本堂大和守家來宅間儀兵衛といふもの、御役扶持被下、二季拜領物有之、

同調下役

御目付支配無役、并聖堂下番、祭酒家來三人、町人出有之、手附居候町人七八人有之、追々縣官に乞て、免許を受て廻國し、國々新回談、書籍著作之由、

〔德川禁令考四十六書籍〕文化四卯年九月十八日

繪入讀本改掛起立

上野町肝煎　源八外三人

右者近來流行繪入讀本、同小冊類、年々出板致候分、行事共立會相改、禁忌無之候得ば、伺之上出板致し候仕來候處、右改方申渡候間、入念禁忌相改、差合無之分は、以來伺に不及、出板并賣買共爲致可申候、

但新板書物奈良屋市右衛門方江相伺、差圖請來候分ハ、都而是迄之通取計候樣ニ、書物問屋行事共江申渡候間、可得其意候、

〔追加市中取締類集書物錦繪九ノ九十一二〕左衛門尉殿〇町奉行遠山景元江相談もの

書物御改濟元本取扱申渡之儀奉伺候書付

館市右衛門

去戌〇嘉永三年十二月、書物元本取扱之儀、學問所ゟ御懸合ニ付、取調申上候處、同月中御下知札以、改印有之、書籍取扱方、以後ハ製本貳部爲差出、壹部ハ是迄之通御役所江相納、壹部ハ私扣ニ致し、學。

問所、醫學館、天文方改印有之元本ハ、武家方、町方共、藏板主江下ゲ遣し御年限御改之分ハ、是迄之通相心得、且醫學館、天文方共兼而改印有之藏板、追而賣弘願出候節ハ、學問所改濟同樣、不及御懸合、御手限ニて御聞屆ニ付、右之心得を以、取調可差出旨被仰渡、奉承知畏候、

右ニ付てハ、以後製本貳部差出し、御役所并私扣被仰付、學問所、醫學館、天文方改印有之、元本相下ゲ候次第ハ、藏板主心得、并願人書物屋共取計ニ預リ候ニ付、書物屋共一統可相心得旨、別紙之通同懸リ名主共江申渡候樣可仕候哉、

右則別紙申渡案相添、依之此段奉伺候、以上、

亥正月　　館市右衛門

〔日本教育史資料十九洋學〕六月〔安政三年〕九日伊勢守殿御渡　大目付御目付江

諸向にて、新刻開板可致蕃書、并翻譯書類、以來飯田町九段坂蕃書調所江差出改請候樣可致候、

六月二十三日伊勢守殿御渡　大目付御目付江

此度蕃書調所御取建相成候間、銘々所藏の蕃書、原書の分は、書目取調西洋紀年何年の著述にて、何術又は何科の書と申儀相認差出、且右の內、飜譯出來の分は、一部づゝ早々可被差出候、

〔御當家令條三十一〕覺

一書物作候もの　本町壹丁目　平三郎

一板行仕候もの　通油町　甚九郎

一書物賣候もの　通はたご町　三左衛門

一板木賣候もの　神田鍋町　仁兵衛

右之者共、頃日傾城町之義其外嘩草摺引と申書物作候段、不屆ニ付而、四人共籠舍被仰付之、書物并板木ハ、町奉行所へ被取上之候、已上、

元祿七年戊正月

〔文用例證中〕自撰ノ書ヲ、他人ニ勸化奉加ヲ頼テ上木セルハ、江邨ガ尙書集注ナリ、第一卷ノ首ニ、募刻尙書小引ヲ載セ、次ニ入銀ノ諸人ノ名字ヲ列擧ス、

〔元亨釋書一〕大日本國延文庚子六月、有旨入毘盧大藏海藏禪院寓居比丘單況等、謹募衆緣、恭爲今上皇帝〇後光嚴祝延聖壽、文武官僚資崇祿位、國泰民安、命工鏤梓、與大藏經印板共行、一部計三十卷、時貞治三年甲辰正月日、謹題、

〇按ズルニ、元亨釋書開板ノコトハ、印刷篇開板印刷條ニ詳ナリ、

〔蔭涼軒日錄〕永享七年十月十五日、法住寺御成齋、法華嵯峨本開板之事試刊上中下三等以伺之、卽以下等被命、其價百五十貫、限來未年五月中也、

〔文會雜記一上〕一孔子家語ヲ刊スル時、金八十兩入タルト也、紫芝園稿刊スルニ金百兩ノ入用也、水羽卿三十兩バカリ、庄內ヨリコスベキ筈ナリシニ、物故セラレテ、半分バカリ來レリト、紫芝園稿ハ、五百張バカリ廿卷有シト也、詩書古傳ハ此次ニ刻スト也、

〔定慧圓明國師虛白錄三〕刻虛白錄助緣名員

黃金參拾兩

右本山徒弟奉金以爲刻梓本料、然未充全費、故每員別出黃白若干、補其錙銖、名列在下、

前住

方金參顆　玄乘大溪　方金壹顆　宗旭大潭　白銀拾兩　玄乾梅岑

前版

白銀貳兩　全律令巖　白銀貳兩　慧覺大州　方金貳顆　玄台主巖　白銀壹兩　全侹仁方　〇中略

他山同門

方金壹顆　高臺寺

方金壹顆　建仁清住院

同　久昌院

同　常光院

刻書廣行

〔近世畸人傳二〕僧鐵眼

僧鐵眼、諱光、○中略一切經の藏板を思ひたちて、勸進せしに、其料金集れるころ、天下大に饑じかば、師憐みて件の金を不殘施し、又如例勸進せるに數年ならず又集りたるが、再び五穀不熟にて、餓死多ければ、此たびも此金を施行に盡せり、されども德の至りにや、第三回の勸進にて、藏經の印刻成就して、其經を頒つ所の代金を、本寺より巳下一宗の寺々に配ること、今に於て同じ、

〔古史傳一〕門人岩崎長世、前島正弼、北原信質等いふ、吾師翁○平田篤胤の著されたる書籍百部可り、其が中に三十餘部は既く上木なりて、世に弘まれゝど、其本編たる此の傳はしも、此ほどまで寫本なりければ、容易くは乞賜(コヒタマ)ひ難(ガタ)なり、然るに何れの御書にも、御さとし言の終めには、古史傳に就て見るべし、古史の何段の傳を見るべしとやうに有るに切迫りて、野中の花を霞にまどはし、月まつ嶺に輕引雲(タナビククモ)のいと飽かず口をしくて、誰しの人もやむめるが、身にもしられて慷慨(ウレタ)さに、いかで其卷々をはしつ方より乞賜て、神に皇に忠誠しからむ人を前めて、板に彫らせて世に弘くせばやと、おのがどち量定めて、やがて御許にねぎまをしゝを、憘し鴨欣しかも、諸と宜はせて、その清書をすき〳〵になむ賜せけるまにま、先此はじめの卷をば、今村信敬して、かく櫻の木にゑらせたるなり、信敬は信濃國伊那郡麻績里人、

〔閑散餘錄下〕四十年來ニ板行セル書籍ノ内ニ、大ニ行ハレタルコト、唐詩選ニ及ブモノナシ、原板享保九年甲辰正月、再板寛保三年癸亥正月、三板延享二年乙丑五月、四板寶曆三年癸酉九月、五板

寶曆十一年辛巳五月、六板明和二年乙酉三月、此ノ如ク度々改刻セリ、姑ク歲月ヲ書シテ、此後ヲ試ント欲ス、

〔先哲叢談　四〕藤井臧、字季廉、號懶齋、又號伊蒿子、筑後人懶齋多所著、而本朝孝子傳本朝諫諍錄志存神益世教、孝子傳合倭文有三版、可謂盛矣、如大和爲善錄、藏笥百首、徒然艸摘義、亦一片婆心、不爲無益兒女、

〔近世物之本江戶作者部類　一〕後の式亭三馬

記者の云、享保元文以降、赤本と唱ふる兒戲の畫冊子、年々新編出て世に行はれしより文化文政にいたりて、既に三變したり、明和の季の頃より、喜三二、春町兩才子出て、臭草紙に滑稽を旨とせしより、天明寬政の間、全交、京傳、馬琴等の諸才子出て、錦の上に花を添しかば、其滑稽にあらざる者は、童子といへども欣ばざりき、此時に當りて、通油町なる地本問屋鶴屋蔦屋二店にて、每春印行せる臭草紙は、必作者を擇むをもて、前年の冬より發兌して、春正月下旬迄、二冊物三冊物一組にて、一萬部賣れざるはなし、そが中にあたり作ある時は、一萬二三千部に至る事あり、猶甚しく時好に稱ひしものあれば、そを拔出して別に袋入にして、又三四千も賣る事ありといへり、是をこそ眞盛りなるべしと思ひしに、文化に至りて滑稽廢れて、敵討もの流行して、續きて種々の時代物、世話物語、流行しぬるに及て、初て臭草紙に美を盡し、合卷と唱ふるに及びて、高手と稱せらるゝ二三子の新作、前年の冬十月よりはやく出たるは、七八千部賣るゝといふ、寬政の一萬二三千部に比ぶれば、其數足らざるに似たれども、臭草紙とは價の貴きこと十倍なれば、其利も隨て多かるべし、且今の合卷の十數編續くものは、年々に其古板すら二三百部づゝ賣るゝといへば、竟には一萬五六千部にも至るべし、かゝれば其盛りなるこゝに於て極れり、物壯なれば必衰ふ、是より後は如何なるべき、且兒戲の小冊子に美を盡して人工を費しぬるは、要なきわざに似た

絶版

れども、こも泰平の餘澤にて、文華いやましに開けたる時勢に從ふものなるべし、文化中永田備州町奉行たりし時、合巻奥草紙の彩色標紙の美なる事、ましかるべからずとて、禁止せられしかば、薄墨つや墨の外、色を用ることを得ざりしにほどなく永田殿卒去して、公儀其禁を退けられしかば、元の如く數篇の彩色摺になす事を得たり、

〔先哲叢談 後編 八〕新井白蛾

一家言剞成、大坂書賈星文堂發販、鬻了一千部、平安及江戸書賈求之者、陸續不息、又鬻一千五百部、未終一年、販得二千五百部、資產給業、家暴致千金、嘗謂白蛾曰、僕家產書舖、二世於此、未聞若斯販得之夥、實未曾有之大盛事也、白蛾傲然拊掌曰、嚮江戸書舖嵩山房、剞服南郭校唐詩選、其兌發初鬻了一千部、自其比年所販不下二三千、吾著與斯同、自負其傳播廣矣、

〔先哲叢談 續編 一〕鵜飼石齋

萬治寛文之間、雖有學者、艱於獲書、不論經史百家與醫卜釋老、概以舶來者充其考援、故翻刻之者、不及於元祿寶永以後易於下手、石齋能識時態、以繙刻有用書爲先務、至今坊間所行稱石齋訓點者班固白虎通義、應劭風俗通義、劉安淮南子、黎靖德朱子語錄、陳淳性理字義、蔡正孫詩林廣紀、許謙魯齋全書、蘇爵治世龜鑑、傳習皇元風雅、邵寶國杜詩集註、蔣菤韓柳文集註、凌廸知萬姓統譜、帝王世系、氏族博攷袁黃歷史綱鑑補、劉寅武經七書直解、張介賓素問類經、王冐堂澄治準繩、李涚自省錄等、無慮數百千卷、皆行于世、

〔絶燒錄〕絶板書目

先代舊事本紀　七十四　　日東易觧十三卷 中卷三　六　　東國太平記 玉山點　十六
繪本太閤記　八十四　　石田軍記　十　　繪本年代記　五
三國通覽　　同圖　　相撲隱雲傳　一
佛國曆象編　五　　扶桑國考　二　　地方大成 秋田十七郎義一編　五

笑堂福聚 山本北山　大學或問 熊澤了介著述 二　同女官 一
裝束織文圖會 一　同附錄 一　十二單著用圖 一
裝束圖抄 一　同續　皇統略圖 一
小褂著用圖 一　張著用圖 一
官位相當圖 一　武田小笠原略系圖 一　式飾并化粧略記 一
武家裝束皆具略記 一 右十三部、松岡丹治著
服忌便覽 松岡丹治著 一　朝鮮征伐記 廿　南漂記 三
本佐錄 一 題本多佐渡守藤原正信論治道國字書　萬國全圖 高橋景保文化七年　大啓會便蒙 二
文武二道萬通 一　政談　海國兵談 五 嘉三貳治作
繪本甲陽軍鑑 卅　琉球季伐記 一　島原記 三
泰平年表　青標紙　殿居囊
海外新話　伊豆七島全圖 一　聖武紀採要
御公令謹身錄　御觸書集覽 二　古今銘盡
義士雪寃 東部山本信有著、安永四乙未加賀東方賢德編序　赤城義臣傳 十五
算法便覽 五卷 武田篤之進眞元著　江戶繁昌記 常州寺門靜軒 五　同繁昌後記 繁昌記ノ六編ニ當ル
新聞紙屬凡三十種程　聖世紹胤錄 琴叢先生著 二
〔經籍答問〕問フ古今絕板被仰付候品ハ何々ニ御座候哉
大成經 印刻正部三十八卷　聖先本記、神代本紀、宗德經、神敎經、
三國通覽圖并圖說　海國兵談　古歷便覽
長歷便覽　大學或問 熊澤了海　本佐錄

繪本太閤記七編摘　繪本朝鮮軍記　繪本拾遺信長記
万寶全書神君(德川家康)御筆跡大猷院殿(德川家光)御筆跡台德院殿(德川秀忠)御筆跡幷劃去
建武年中行事略解　脚氣水腫辨内田外記　本願歸命辨
人國記　天草軍記　精忠義臣傳片カナ本、カナ本
東國太平記仙臺侯へ板本買上ノ上、絶板イタシ候トウケタマハリ候、
非火葬論保井眞祐作、此板本ハ本願寺へ買上絶板ス、加古川周之說也、
〔享保集成絲綸錄三十五〕享保七寅年十二月

覺

當前世上に有之無筋噂事、幷男女申合相果候類を心中と申觸板行いたし讀賣候儀、前々より御停止之處、此間猥に賣あるき候段相聞不屆に候、自今捕方之もの相廻し召捕、急度曲事に可申付候、ヶ樣之類者見當り次第、其町々に而も捕置、月番之番所江可申來候、若見逃しにいたし捕方之もの召捕候はゞ、其町々名主月行事迄越度可申付候間、此旨可相守者也、

〔享保集成絲綸錄三十五〕元文五申年九月

一大晉會便蒙と申書物、去年十一月新板差出候、右書物調候もの有之候はゞ、早々備前守樣御役所江可差上候、求メ候而外江遣候はゞ、先き〱江取戻可差出候、若又先き〱江遠國江遣候事有之候はゞ、其先を相尋可申上候、難相尋所、又は難取戻分共は、其譯可申上候、

右之通町々書物致商賣候者は勿論、其外地借店借裏々之者迄申聞せ、有無之返答、名主支配限に致書付、備前守樣御番所江可申上候、御意之儀に候間、早々右之返答可申上候、少も遲々有間敷候、

以上、

九月

元文六酉年正月

一去々年於京都大嘗會被行候御作法致板行候段相聞候付、去年絶板被仰付候、自今以後、朝廷御規式板行之事有來之外停止に候、但有來板古く成、彫改候類は不及其斷候、

正月

〔半日閑話八〕文化元子年五月十六日、繪本太閤記絶板被仰付候趣、大坂板元に被仰渡、江戸にて右太閤記の中より抜出し、錦繪に出候分も不殘御取上、右錦畫書候喜多川歌麿豐國など手鎖、板元は十五貫文過料之よし、繪草子屋へ之申渡書付も有之、

〔德川禁令考書肆四十六〕覺

町中板木屋共、御公儀之儀は不及申、珍敷事致板行候はゞ兩御番所江申上、御差圖次第可仕旨、此以前も御觸有之板木屋共證文致候處、此度服忌令御觸、御差圖をも不請致開板、其上加筆仕候段、重々不屆ニ付御穿鑿之上、開板之當人籠舍被仰付候間、向後右之旨彌相心得、御公儀之儀は不及申、諸人迷惑可致儀、其上可相障儀開板一切無用可仕候、疑敷存儀は、兩御番所江窺、御差圖請板行可仕候、若隱候而開板致候はゞ、急度可被申付候間、板木屋共幷町中之もの、此旨可相守もの也

貞享元年子四月 中○略

南傳馬町壹丁目書助店
板木屋行事
平兵衛

文政六未年十一月八日

以上引書諸事留

〔市中取締類集書物錦繪九ノ七十八〕繪草紙幷人情本好色本等之儀に付申上候書付

市中取締懸り三廻り

合巻繪草紙、并人情本と唱候繪入讀本之義ニ付、人情本之義は、當十月申上候處、合巻繪草紙來春賣出來仕候分、表紙彩色摺、篇數少しく減候趣に御座候得共格別篇數目立へり候樣子共不ニ相見一候、且近年田舍源氏と申小冊物も、年々出版賣出申候、

一人情本之義は、滑稽本になぞらへ、色情の義を專に綴、好色本ニ紛敷、婬風之甚敷、婦女子等へは以之外風俗ニ拘候處、讀本掛名主共、改之詮無之、追年數十篇出板差出候趣相聞候に付、當年迄差出候表題、并來春賣出候分共荒增左に申上候、

彌左衞門町家主書物問屋傳右衞門所持罷在候板木

一惠の花　初篇ゟ二篇迄　六冊

一梅曆　初篇ゟ四篇迄　拾貳冊

一辰巳の園　同斷　拾貳冊

一英對暖語（エイタイダンゴ）　初篇ゟ五篇迄　拾五冊

一懷中曆　初篇ゟ四篇迄　拾五冊

一貞操深雪松　初篇ゟ二篇迄　六冊〇中略

右人情本戲作致し候は、重ニ春水爲永と申、神田多町越前屋長次郎と申ものに有之候由、且好色本は、來春賣出板之分、餘程出來いたし居候由、尤右之分も多分前書名前之者共仕込候趣、風聞仕候、依之申上候、以上、

丑（〇天保十二年）十二月

市中取締懸　隱密廻

定廻

臨時廻

〔市中取締續類集十八十九書籍重板〕卯（〇天保十四年）十二月廿七日申渡

〔寛政比考錄三拾壹〕

一青山御爐路町七兵衛外壹人御咎附ニ見合例之通、過料三〆文相當、

亀井町新助店
宗兵衛

其方儀、總而書物板行いたし候節は町年寄方江申出可ㇾ改請ㇾ旨、去寅年中之御觸相背、内々に而晴雨考と唱候小冊自分と板木彫刻、追々に貳百冊摺立賣捌候段、不埒に付、右品幷板木取上過料三貫文申付候、

右
町役人

右之通申渡候間、其旨可ㇾ存、

卯十二月

〔追加市中取締類集九ノ八十九　書物錦繪一〕吟味方取扱

戌〇嘉永三年二月廿二日、大學頭江爲ㇾ持遣、三月十二日挨拶來ル、

林大學頭
筒井紀伊守
林式部少輔
遠山左衞門尉

遠山左衞門尉殿
筒井紀伊守殿
林式部少輔殿
林大學頭

海外新話　五冊

右者先達而及ㇾ御掛合ㇾ候書物之儀者、御改受候上者、絶板可ㇾ相成ㇾ品ニ有ㇾ之候哉、又ハ世上ニ而流布いたし候ても宜品ニ候哉、御一覽之上、否被ㇾ仰聞ㇾ候樣致し度、依ㇾ之右書物相添及ㇾ御問合ㇾ候、

戌二月

御書面海外新話之儀、世上流布致し候而ハ不宜品ニ被致候間、爲改差出候はゝ、開板差留候方ニ心得居候、依之右書物五冊返進いたし、此段及御答候、

三月

林大學頭
筒井紀伊守
林式部少輔

〔撰要類集二十五〕丑〇嘉永六年十月

地本雙紙問屋行事江申渡案

地本雙紙問屋
行事共

其方共儀、去々亥年問屋再興に付而者、猶更實直に渡世いたし、前々被仰渡候花美風俗等に拘り候繪柄、合卷、雙紙類無之樣相守、掛り名主改請取締可致處、去ル午年名主共江御沙汰有之候時之雜說、又者繪柄不分樣相認、買人を爲競候類間々風聞有之、右者板元致し候問屋共、心得方如何に相聞候、此上右體之儀於有之者、急度御沙汰可有之條、自今別而相守、正路に渡世可致、

右之通、町御奉行所御沙汰を以申渡之、

丑十月

〔近世物之本江戶作者部類一〕山東京傳

天明中より、洒落本の新作春毎に出て、評判よからぬは無く、小本臭草紙、共に滑稽洒落第一の作者と稱せられたり、そが中に、ゆふべの茶殼京傳予誌、ムスコビヤ、傾城四十八手などいふ洒落本

あり、四十八手尤行はれたりと云、かくて寛政二年官命ありて洒落本を禁ぜられしに、蔦屋重三郎（書林并地本問屋）其利を思ふの故に、京傳をそゝのかして、又洒落本二種をつゞらしめ、其表袋に教訓讀本、かくの如くしるして、三年春正月印行したり、錦の裏といふと、（よし原のしやれ本）仕掛文庫（深川の洒落本）といへる二種の中本、此洒落本は、京傳が特によく其趣を盡したりければ、甚しく行はれて、板元の贏餘多かり、其事官府に聞えけん、此年の夏五六月の頃、町奉行初鹿野河内守殿の御番所へ、彼洒落本にかゝづらいて、出板を許したる地本問屋行事二人、（いせ屋某等、行事近江屋某兩人也、）幷に錦の裏仕掛文庫の板元蔦屋重三郎、作者京傳事、京橋銀座町一丁目家主傳左衞門悴傳藏を召出され、去年制止ありける趣に從ひ奉らず、遊里の事をつゞり、剩教訓本と錄して印行せし事不埒なりとて、しばしば吟味を遂られしに、板元幷に作者、全く賣德に迷ひ、御制禁を忘却仕候段、不調法至極、今更後悔恐れ入候よしを、ひとしく陳謝に及びしかば、其罪を定められ、行事二人は輕追放、板元重三郎は身上半減の闕所、作者傳藏は手鎖五十日にして免されたり、（行事二人は、蔦屋より手當として、金幣を遣して立退せたり、素より地本屋の驂計なれども、裏屋住ひにて、冊子の仕立を生活にせしものなれば、はじめ蔦重の作の小本を印行せし折、禁ずる事あたはず、因て此不廉の罪を得たり、數年を經て赦免せられしかば、舊町に立かへりて渡世しけり、）是よりして、京傳は、いたくおそれて、五六年の間は、臭草紙の趣向も、勸懲を旨とし、淺はかなる事をつゞりしかば、世の看客は、その所以を得しらず、京傳は冊子の趣向竭たりけん、近頃の新作はおかしからずと云もの多かり、（馬琴が京傳を資けて、草册子の代作せしは、かの時の事也、）文化に至りて、臭草紙の趣向一變してより、亦京傳の新作行はるゝ事、始の如く賣れずといふものなかりしとぞ、

〔近世物之本江戸作者部類一〕三馬　一九

此兩作（三馬一〇九）の洒落本も、當時幾種か出たれ共、書名は一も記臆せず、そは尤けき當作無く、久しからずして絕板せられたれば也、只馬琴のみ、始より洒落本を作らず、當時利を以て薦めて、稿本を乞ふ者多けれ共、馬琴肯せずして云らく戲作は好む所なれ共、利に誘引て洒落本を作らば、後

に子をもたん時何をもて子に敎んや、再び請ふ事なかれとて、つれなくいふて返せしとぞ、抑件の洒落本は、半紙を二ッ裁にして、壹卷の張數三十頁許、多きも四十頁に過ず、筆工はかなのみなれば、傍訓の煩はしき事もなく、畫は略畫にて、簡端に一頁あるもありなきもあり、其板壹枚の刊刻、銀二三匁にて成就しぬるを、唐本標紙とて、土器色なる切付にゑたるなれば、製本も極めて易かり、さはれ本錢を多くせずして、全本一册の價銀一匁五分也、其が中に、大半紙二裁にせし中本形なるは貳匁五分に過ぎしかば、其板元に利の多かる事いへばさら也、貸本屋等も、其新板なるは、一卷の見料貳拾四文、古板なるを十六文にて貸すに、借覽するもの多く、本より多かりければ、利を射らん爲に、禁を忘れて、印行やう〳〵多かるまゝに、寬政八九年の頃、當年洒落本の新板四十二種出たり、此故に板元を穿鑿せられしに、多くは貸本屋にて、書物屋は二人あるのみ、町奉行所へ召出されて、吟味ありしに、其洒落本の作者は、武家の臣なるもあり、其家人さへ有ければ、申立るに及ばず、皆板元の本屋が自作にて、地本問屋の行事に改正を受けず、私に印行し、不調法の由をひとしく陳申しゝかば、件の新板の小本四十二種はさら也、古板も洒落本と唱ふる小册は、此時皆町奉行所へ召拿れて、遺り無く絶板せられ、そが板元の貸本屋等は、各過料三貫文にて赦れけり、そが中に、馬喰町なる書物問屋若林淸兵衞は、貸本屋等と同かるべくもあらず、享保巳來の御定紋を辨へ在ながら、制禁の小本を私に印行せし事、尤不埒也とて、身代半減闕所にて、其罪を宥められ、又日本橋四日市なる書物問屋上總屋利兵衞は、先年もかゝる事あり、今度も再犯たるにより、輕追放せられけり、（是より石渡利助と變名したるが、數年を歷て赦にあひければ、元の上總屋利兵衞に成り返て、舊町に在り、）こは根岸肥州の裁許にてありける、是よりして臭草紙はさら也、都て作り物語も、稿本を兩御番所へ差出して伺の上、行事等、其板元に賣買を許すべしと命せられしかば、像の如く取行ひしに、未幾何もあらず、御用多ければとて、町年寄三人に其儀を掌らせ玉ひしに、町年寄も亦御用多くして、事不便な

文庫藏書

りし申により、文化の年に至りて、肝煎名主四人(岩代町名主山口庄左衛門、常盤町名主和田源七、上野町名主佐久間源八、雉子町名主齋藤市左衛門等是也、此改正名主沒したるもあり、今は七人也、)に、草紙類の改正を命ぜられし也、又錦繪も、明和年間彩色摺はじまりしより、地本行事の檢正を受て印行したれ共、文化に至りて、畫工歌麿が畫本太閤記の人物を、多く錦繪にゑがきて罪を蒙りしより、錦繪道中雙六の類は更也、狂歌の摺物、或は書畫會の摺物に至る迄、件の名主等に呈閱して、免許を乞ふにあらざれば、印行する事を得ざるとなん、

〔易林本節用集(不乾坤)〕文庫(ブンコ)

〔續日本紀(三十六光仁)〕天應元年六月辛亥、大納言正三位兼式部卿石上大朝臣宅嗣薨、詔贈正二位、(○中略)宅嗣及淡海眞人三船爲文人之首、所著詩賦數十首、世多傳誦之、捨其舊宅以爲阿閦寺、寺內一隅、特置外典之院、名曰芸亭、如有好學之徒欲就閲者、恣聽之、仍記條式以貽於後、其略曰、內外兩門、本爲一體、漸極似異、善誘不殊、僕捨家爲寺、歸心久矣、爲助內典、加置外書、地是伽藍、事須禁戒、庶以同志入者、無滯空有、兼忘物我、異代來者、超出塵勞、歸於覺地、其院今見存焉、臨終遺敎薄葬、薨時年五十三、時人悼之、

〔日本後紀(八桓武)〕延曆十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、(○中略)長子廣世、(○中略)大學南邊以私宅置弘文院、藏內外經書數千卷、墾田卌町、永充學料、以終父志焉、

〔雍州府志(五寺院)〕法界寺(○中略)從三位式部大輔資業、再興藥師堂、永承六年二月、隱日野山庄、是稱日野三位、此人聚群書、置文庫、每冊貼法界寺文庫之朱印、而文庫絕、書冊今偶存在處々、

〔台記〕天養二年(○久安元年)四月二日丁丑、自正月所始造之文倉造了、今日置文書、依吉時用午剋、(家榮勘申日時)余(○藤原賴長)着冠直衣、取春秋緯櫃先入置陽棚、(東棚五重、謂之陽)藏人式部丞藤成佐着束帶、取易詩等緯及河洛書櫃復入置陰棚、(西棚六重、謂之陰)泰親申云、作文倉始入河洛書之由、先達所傳也、余從用之、文倉制、高一

丈一尺、(此外壠高一尺)東西二丈三尺、南北一丈二尺、(一間)南北有戸、四方皆搆之以板、其上塗石灰、其戸塗蠣粉、爲不令剝落也、葺以瓦、去倉六尺、築芝垣、廣七尺、高一丈三尺、坤角有出入之道、乾角決池令通水、芝垣外掘溝、三尺廣二尺、其外栽廻竹、其外有尋常築垣、(西北家外廓、東南別爲倉廓、)巽角(南面)有戸、

〔本朝世紀〕仁平三年四月十五日甲戌、未剋五條坊門(南)烏丸(東)有火災、○中略皇后宮御所、○中略因幡堂等爲灰燼、又江家十代之書倉、同遭此殃、(樋口南、西洞院東、號千草、)

〔百練抄 七 近衞〕仁平三年四月十五日燒亡、其中○中略江。家。千。草。文。倉。爲灰燼、數万卷書一時滅云々、

〔宇槐記抄〕仁平三年四月十五日、歸土御門、未知皇后宮燒亡移御一條大路北邊故通基朝臣家、余○藤原賴長依疾不參向、後聞、今日炎上、卿家書籍悉。爲。灰。燼。天之喪文、嗚呼哀哉、禪閤(忠實○賴長父)仰曰、昔匡房卿住二條高倉宅、建倉其內、安置書籍、余問曰、不怖火災乎、匡房答曰、日域不亡此書不亡、若遇日域可亡之運、此書自亡、何怖火災乎、今聞、此國亡在近歟、可怖々々、

〔續古事談 二 臣節〕江家ノ書籍ハ、昔ヨリヤケウセズ、匡房卿二條高倉ニクラヲ作リテ、フミドモヲ置ケルヲ、京中火災オソルベシト人申ケレバ、江帥云ケル、日本國ウセズハ、コノ文ウスベカラズ、朝家ウスベキ期キタラバ、コノフミウスベシ、火災ヲオソルベカラズトゾ、仁平ノコロ、カノフミ皆ヤケニケリ、オソラクハ其後朝家ナキガゴトシ、

〔兵範記〕仁平三年四月十五日甲戌、早旦向知足院、自來廿九日可行小佛事、其間儀、巡檢堂中作法也、午剋出門外見物皇后宮渡御之間、京方有火、齋王渡給之後急歸洛、五條坊門以南、六條以北、東洞院以西、西洞院以東、皆以燒亡、○中略素縕之愁歎只在今度、就中樋口町尻江。家。文。庫。不能開闔、萬卷群書、片時爲灰了、是朝之遺恨、人々愁悶也、

〔玉海〕承安二年十二月八日壬寅、抑今日軒廊御卜經時剋之間、與實守卿言談之次云、前大納言實定卿日記多相持云々、其中一切不披露之記、花園左大臣記八十卷許、四條戸部記百餘卷、殊秘藏之、凡

此外漢家本朝之本書抄物、其數及萬餘卷云々、

〔玉海〕安元三年〇治承元年七月十八日乙卯、此次基親語事等、〇中略

一文書燒失事、時範定家親範三代記錄、大都取出了、但三分之一燒了、其外史書之類少々出了、自餘七百餘合、併以燒失、十代之文書、一時滅亡、是家之盡也云々、

〇按ズルニ、此年四月二十八日、大極殿以下京中大燒ノ事アリ、

〔勘仲記〕弘安六年七月四日丙辰、向吉田、文庫文書所掃除也、

〔空華日工集〕永德二年二月廿九日、適者東福虎關和尙所建海藏院經籍所藏、謂之文庫、秘惜天下儒釋二書皆藏焉、

〔桃花蘂葉〕一當家相傳十二合文書事

太宰　卽位、灌頂、印明事、大嘗會神膳、玉林抄等納之、

小宰　恒例臨時公事次第、幷節會笏紙等納之、此中後京極殿〇良經三節次第、峯殿〇道家大嘗會次第六帖卯日神膳次第一卷等秘書也、

大司空　節會抄也、松殿〇基房口傳物召音、圓明寺殿〇實經三節會御抄等在之、

小司空　官奏抄也、荒奏、和奏等、屈行膝行作法進退口傳故實等在之、但近代中絕公事也、不可立用者歟、

大司寇　叙位執筆抄也、舊次第新抄等加入之、

小司寇　女叙位執筆抄也、法性寺殿〇忠通以來執筆事殊執之、可懸見也、

小司徒　除目抄也、大間成文抄後京御抄魚秘抄寫本後京御筆納之、

大宗伯　又除目抄也、記錄抄等幷魚秘抄月輪御筆納之、

小宗伯　又除目抄也、直廬叙位除目抄等加納之、

今三合、大司徒大司馬小司馬應仁之亂、於毘沙門谷燒失畢、此中一合者、自以前於二條家門被借失了、

○此他玉葉以下相傳記錄ノ事ハ、日記條ニ載セタリ、

〔筆拙序〕昔もためしすくなく、今行末も有がたくおぼえ侍るは、應仁の今のみだれにぞ侍るべき、九のかきねのうち、二條より北は、わづかに禁裏仙洞のほかは神祇官太政官をはじめて、百官諸司の居所一宇も殘らず咸陽宮の煙となりて、姑蘇臺の露のみしげりき、〇中略さしもいらかをならべて、蜂の巢のごとく有し東山西山の堂塔も、こと〴〵く燒はらはれうちやかれて、今は一寸の靑草も殘らず、八重のしら雲跡うづむばかりなり、〇中略こゝに桃の名におふ坊に住なれしつたなき翁〇一條兼良ありけり、此わたりも兩陣のさかひにて、終にはのこり侍るまじきよしを告しらするものゝありければ、人なみ〳〵に蓬の門をうかれ出て、しばらく九條のほとりにやどりをかり、こしかたをかへり見れば、程なく一片のけぶりと立のぼりて燒野の原と成にけり、一宇の文庫は死をふき、土をぬりししるしにや、餘煙にはのがれ侍りしかどもそのあたり白なみども立こもりて、錢帛をおさめ置たるとやおもひけむ、時のほどに打やぶりて、數百合のしみの栖を引散して、十餘代家につたへし和漢の書籍どもは、一卷も殘らずなりにけり、

〔實隆公記〕明應四年七月四日乙酉、未下剋、當西方有火事、後聞、自常磐井宮彈正尹全仁親王隣家赤松左京大夫被官人安丸河内守云々火出來云々、及夜消、凡超過之火事也、〇中略聖壽寺以下回祿、前左府〇藤原政基文書七十餘合散失云々、基綱卿文書以下、不殘一塵化灰燼了、新撰菟玖波集清書事、彼卿領狀、件本同料紙等同燒失、一條江次第本十卷、同於彼宿所燒損、言語道斷次第也、

〔金澤文庫考〕北條越後守、武州久良郡六浦庄金澤ニ文庫ヲ建テ、和漢ノ書ヲ收儲シ金澤文庫ノ印記ヲ踏ス、金澤ノ稱名寺、其遺蹟ナルヲ以テ、稱名寺文庫トモ云、一ニ越後守實時ガ建ル所ナリト云ヒ、一ニ其子顯時ガ建ル所ナリト云、又ハ其子貞顯ガ建ル所ナリト云フ、當時ノ記載徵スベキモノ無レバ、其然否ヲ必ズ

トセズ、今其儲藏ヲ以テ考ルニ、卷子本アリ、冊子アリ、官ニ收スル卷本、左傳、群書治要、令義解、本朝文粹等ノ識語ニ、弘長、文永建治中書籍校合畢、越州刺史押字ト記ス、ハ、實時ガ自記スルナリ、群書治要卷二十九ノ識語ニ嘉元四年二月二十八日、以右大辨三位經雄卿本書寫點校畢、此書祖父越州之時被終一部之功處、後年少々紛失仍書加之而已、從五位上行越後守平貞顯ト手自記セルヲ以テ考レバ、實時ナルコトヲ知ルベシ、又左傳卷十四ノ識語ニ、弘安元年九月二十二日、以音博士後隆眞人之本書寫點校畢、從五位下行左近衞將監平朝臣押字トアリ、又弘安元年十月十一日、授申越後左近大夫將監尊閣畢、此書至二十九卷摔說先畢、而十四、十五、先君御時回祿成孽、重以有書點之間、越卷有訓說之故也ト、清原後隆記セル等ヲ以テ見レバ顯時ナリ、又嘉元德治中ノ識語ニ、從五位下、或ハ正五位下、或ハ正五位下行越後守貞顯ト記シ、或ハ某年某月書寫校合畢、貞顯ト手自識ス、識語ニヨリテ、父子三世相繼デ好學ノコトヲ見ルベシ、然ドモ文庫經始ノコト見ル所ナシ、冊本ハ、上杉安房守憲實管領タル日置モノナラム、憲實ハ上杉民部大輔房方ガ三男ナリ、憲基嗣ナシ、八歳ニシテ越後ヨリ鎌倉ニ至リ、其封ヲ襲ギ、應永二十六年、關東管領トナリ、永享十年、領國上野ニ退居ス、十一年、管領職ヲ弟兵庫頭清方ニ讓テ、長棟庵主ト號ス、後諸國ヲ周流シ、周防ノ山口大寧寺ニ住ス、文正元年卒、年五十四、其子右京亮憲忠、寶德元年、職ヲ襲テ管領トナリ、享德三年害ニ遇フ、年二十二、故ニ金澤ノ印記アリテ、跋語ナシ、後文庫ノ廢業ニ至ルハ、貞顯執權ヲ致シ、其子貞將戰沒ノ後廢スルナルベシ、釋義堂ガ空華集ニ、題金澤文庫所作ノ詩ヲ載ス、其時ニ王[illegible][illegible]文時武餘、遺人來覓[illegible]藏書、牙籤映日鎖蝌斗、縹帙乘晴走蠧魚、北上一編看不足、鄴侯三萬欲何如、照心古教君家有、收在胸中壓五車トアリ、義堂ハ相州瑞泉ニ住持ス、貞治康曆ノ間ニアリ、貞顯數仕ヲ去ルコト三十餘年ナレバ、此詩崇福ニ住セザリシ以前ノ作ナリヤ詳ニセズ、文庫三國アルコレ、元亨三年稱名寺ノ住僧湛睿ガ結界作法圖ニ見エタリ、茲ニヨリテ考レバ、元來稱名寺ノ中ニ文庫ヲ建ル所ト見ユ、又住釋萬里ガ梅花無盡藏ニ、文明丙午十有八年小春二十有七己亥、進入金澤稱名寺ト見エ、又太田持資ガ墓銘集ニ、二月釋榮、金澤文庫ニテ行ヨシ見エタリ、然バ寺中ニテ繙流ノ徒コノ證ヲモサトリ修セルコト、見エタリ、再興ハ應永二十六年、上杉憲實將軍持氏ノ管領トナリ、相州山內ニ邸ヲ構ルトキ、復古セルナルベシ、惜カナ是亦往日ノ記載ナケレバ、其詳ナルコトヲ知ルベカラズ、鎌倉大艸紙ニ、武州金澤ノ學校ハ、北條氏繁盛日學問ノ所ナリ、野州足利學ハ、大草紙、鎌倉志、上州足利ニ作ル、今改正ス、京鎌倉

將軍家ノ稱呼ニ係ルヲ以テ、其學ヲ再興シ、文籍ヲ異域ニ搜索シテ收ムト云、是故ニ兩學宋槧ノ書ハ、皆憲實ノ置モノナルベシ、再ビ廢スルハ憲實ノ子憲忠結城成朝等ガ爲ニ害ニ遇シ後廢スルナルベシ、按ニ前ノ如ク、文明ノ比マテハ、浮屠氏釋菜ノ禮ヲ修シテ、其庫ノ廢頽ニ至ラザルヲ見ルベシ、北條氏ノ事詳ナラズ、其概略ヲ附記シテ、金澤本ノ考證ニ備ト云、

〔山吹日記〕廿日三年五月〇享保十みづのとのゐ、くもれり、其頭ほひ學校足利〕にゆく、〇中略堂をくだりて文庫にゆく、犧樽、象樽、爵、簠、杓、盤など、皆いにしへよりつたはれりといふ、上杉氏のよせおきしものなるべし、瑪瑙の琴臺、長さ一尺五六寸ばかり、横三尺ばかり、高さ二尺ばかり、うへを瑪瑙もてはりたり、いとめづらかなる物なるべし、いにしへよりをさまれる書は、ながし櫃にこめて、こがねもて葵の御紋おきたり、つゝみ皮おほひて、文庫の中央におけり、法師ひらきて書籍を出す、宋板の五經倘書毛詩禮記左傳の四部は、上杉安房守藤原憲實のをさめたるにて、はじめをはりに其名をしるせり、周易は其子右京亮憲忠のよせおきたるよし、〇中略また七經幷に孟子の鈔寫の本數通あり、毛詩一本に周詩と題して、終に慶長廿年董席鐵子寒松野釋誌とかけり、禮記の終には、永和五年五月二日、以二此本一候二禁裏御讀一訖、淸原良賢としるせり、この人は時の名だゝる博士なりけるよし、後深心院關白記に書おき給ふ、至德二年の侍讀をもつかうまつりけること、皇年代略記にも見えたり、七經のうちにも、論語はわきて鈔本おほく、五六部もやあるらん、このほかに古き六行の活字本あり、是もなべてにはみえぬなりけり、さきに或人のがりをさめもたるを見しはこの本なり、正德之頃、西條侯の儒臣山井君彝鼎この學校のことをつたへ聞て、其友がき根本伯修遜志は、この國の人なれば、ともなひあそびて、此古鈔本ならびに宋板の正義をみてよみあはせんことを思ひ立て、其外活字の本、明の正德嘉靖萬曆の注疏本、ならびに永懐堂が注本をあつめ、汲古閣が崇禎の本を主となして、それにあはせたゞして、七經孟子考文と名づけたりけり、しかるに

其頃ほひ、公方家〇德川家宣こよなく書典をこのませ給ひければ、西條侯やがて是をたてまつりあげ給ふに、いみじくめでおぼしめしけるあまりに、物叔達觀等におほせごとありて、ふた丶びゑるし、もれたりしを、更に增し加へて、七經孟子考文補遺と名づけ、官刻になぞらへて、世にながく傳させたまふ、まことにきしかた行末にもたぐひすくなき書なるべし、其のち美濃國にてものする紙をことさらに十文字にすかせさせ給ひ、そ丶にすりて、細井廣澤におほせて、其箱のうはがきをものして、瓊浦より清朝にわたしやらしめ給ひけりとぞ、是を見て我國のよ丶守り傳したふとさを、かしこの人もゑりぬらんかし、かくて乾隆帝の集め給へる四庫全書に、その考文補遺を藏め入たまへりしとこそ世に聞ゆめれば、まことにか丶るめでたきことの出こしも、ゑかしながら此學校のいさをしならずや、また論語の皇侃が義疏あり、伯修考文をものせしついでに、寫しきて梓に彫て、世にひろめたりき、それもいつしか彼國にわたり傳へて、此ごろ來れる知不足齋叢書は、二帙をまして八帙として、此義疏ををさめたり、數百年のあひだかしこに絶にたる梁人の疏をつたへ得たることをなんよろこびぬる、伯修も太宰德夫が古文孝經とともに、彼國まで其いさをしを傳へける、

〔東照宮御實紀附錄二十二〕下野足利の學校は、小野篁が創建より以來、千餘年の星霜をへて、年久しき舊跡なれば、上古より傳來の典籍ども、あまた收貯せしが、關白秀次東奧へ下向の時、立よられしに、その時の寮主元佶、關白の意に應じ、陪從して京に參りしに、學校の古書舊物ども、あまたもたらせのぼりしことを聞しめして、御けしきよからず、其後秀次、太閤〇豐臣秀吉の旨にそむき、罪蒙りて高野山に赴かれしかば、元佶も遠く謫せられし時、城氏月齋をして、元佶を責問し玉ひ、古來より傳へし四幅の聖像、五經注疏を初め、種々の舊物をめしのぼせて、元の如く學校に返し附せらる、その後三要といへる僧、又學寮の主宰たりしが、此僧すこぶる博學の聞え有しかば、慶長

六年九月、伏見に學舍をいとなまれ、緇素どもに、志ある者をして、入學せしめられんとて、三要を召て、教授の職に命せらる、○中略後に足利の學校をも御再建ありて、聖廟并寺院まで、莊嚴舊に倍せりとぞ、慶長の頃、孟子註七冊、孟子古注二冊、續資治通鑑綱目十三冊、貞觀政要八冊、六韜三略三冊、柳文二冊、韓文正宗二冊唐詩正聲四冊、古注蒙求一冊、長恨歌一冊、禮儀外文二冊を御寄附有しなり、又三要が後に住せし寒松も、貞觀政要の訓點して奉りしかば、其時は金時服等を給ひ、其勞を賞せられしとぞ、足利學校書記○下略

〔羅山詩集紀行六〕癸巳日光紀行

六日○承應二年九月、中略、睦子復談云、關白秀次歸自東時、前寮主元佶開室、取什物從秀次以赴洛、東照大神君聞而恚之、既而秀次背秀吉公入高野山自殺、於是佶亦轉徙、神君使城氏與月齋責收什物以還此處、所謂此四幅聖像、及五經注疏在其中、卽今所縱觀之圖像是也、

〔尾張名所圖會前編一愛知郡〕北野山眞福寺寶生院、門前町四側にあり、眞言宗無本寺なり、伊勢大神宮の神主從三位度會行家の子、能信上人の開基にて、中島郡大須庄北野村今は美濃の國に屬すにありしを、慶長十七年、東照神君の命によりて、住僧堯遍をして、今の地にうつさしめ賜ふ、○中略佛通禪師遷化の時、密教及び禪學の書籍殘らず彼能信上人へ附與せし故、今に大須に、古寫本の書籍多し、さて此能信歌人にて、續現葉集春の部に、落花を、きえがてに猶ぞふりしく春の日の光にあたる花のしら雪、と見えたり、

〔紫芝園漫筆六〕增上寺有僧覺玄、好學、從徂來先生遊、買書不必善本、雖殘缺不完、苟其直廉則買之、用是頗富書、其學亦博、其徒曰、和尙何不擇善本而置之、師曰、余好書、豈不欲善本乎、惟貧、若必求善本則不能多置、今吾所藏雖非善本、亦足以濟用、卽殘缺不完、猶愈於全無、吾亦何暇擇善本乎、達哉師也、有富而好書者、務求善本、裝完全、卷帙整齊、新如手未觸、而束之高閣、終歲未嘗開讀、徒供蠹食、聞玄師

之言、其亦可」慙矣、師不幸未」及」中年」而歿、今也則亡、

〔一話一言 三十六〕一養安院〇曲直瀨藏書の名あり、先祖浮田宰相〇秀家朝鮮より、書物を夥敷歸陣の節、船數艘にのせ持歸られて、養安院へ遺したる由、今より二代前の雲夢先生は、徂來の門人にて、學醫也、富書の沙汰は、此以前よりの事也、

〔先哲叢談 後編 三〕越雲夢

文祿中、朝鮮之役、浮田秀家將」發」於此」謁」豐太閤」時正琳侍」側、秀家曰、吾奉」命於海外」監」督諸軍事」當」其奏」凱獻」捷時、何以投與、正琳唯々未」答、太閤曰、正琳以」方技」仕、宜」獲」書籍」以贈」之、後果秀家以」於」彼國城」所」收獲」書數十笥、悉與」之正琳、故至」雲夢、其書具存焉、加旃雲夢以」博好」古、異編奇冊、幅輳一世、當時之人、稱」之神門文庫、蓋以」其邸在」城東神田橋門外」也、

〔經籍答問〕淺艸文庫國醫官坂ト齋藏書ニ押トコロ、ト齋ハ元來甲陽武田家醫生也、ト齋能書ト云御當家紀錄書述有仁也、御神祖〇家康德川御一統ノ後、江戸ヘ召、御醫師ト相成、其後紅葉山御供所ノ御用相勤候事、ユヘアルヨシ、

〔學問源流〕惺窩、羅山其他ノ諸人モ、好ム心ノ厚キニヨリ、貲斧ヲ惜マズ、書ヲ多ク蓄ヘ藏メタリ、其比ノ書ハ、大率經史語錄文集多ク、學者モ亦是ヲ貴重シ、秦漢魏晉ノ子書ノ類、編門部類考索ノ書、隨筆雜著ノ諸抄ハ、今ヲ以テ是レヲ視レバ、實ニ乏シト謂フベシ、板ハ明板ニシテ、稀ニハ宋元ノ板モ雜レリ、今清ヨリ來ル如キ、往々ニ袖珍ノ形ナルハ絕テ少ナシ、和板ハ十ニ八九ハ活板ナリ、又一種朝鮮本アリ、昔三韓アリ書ヲ傳ヘ來レルコト有ト雖ドモ、ソレハ唯其書一箇ニシテ、今華舶ノ載來ル如ク、一書ヲ五部モ十部モ送ルコトハ前後ニ無シ、今ニモ傳ハレルハ、多ク天正年中ニ和人ノ携ヘ歸リ、或ハ其後信使ノ持來レルナリ、元和ノ比、羅山ノ蓄ハヘラレシ書數千卷、悉ク火災ニ係リ、其後再漸々ニ購求セラレ、前ニ比スルニ猶富メリ、其事讀耕子ノ文ニ委シク出ヅ、

〔羅山文集 附錄年譜 一〕慶長九年甲辰

先生家素無藏書、初在東山時、見永雄慈稽所蓄、逮歸家、或閱書肆求之、或借於所相識者寫之、數歲之間、殆充棟宇、凡倭漢書、不擇新舊、觸目則無不一覽、(中略)今年記所既見之書目、以自勵、益求未見之書、其目如左、(中略)

右四百四十餘部、先生親筆目錄見在恕也文庫、嘗聞、昔禪僧周崇、十八歲看盡洛中書、而赴邊鄙、尋未見之書、先生在東山時聞此事、逮歸家、藏貯倭漢之書、猶以爲未足、故尋求藏書之人、則不論貴賤親疎、借得而讀過焉、其中有熟覽全編者、有電矚一部大體者、至若佛書雜書、則見其頭腦以推知其旨、於是記此目錄、聊雖類次之、未必拘次第、

〔羅山文集附錄年譜二〕正保四年丁亥

先生六十五歲、今春恕也修造新宅、以移居、先生以倭漢群書一千餘部授之、其中朱墨手澤多々有之、而以副本同類之書七百餘部分與靖也、其餘所自藏猶有數百部、自此又多求書、常謂人曰、藏書大半既渡與二子、其所餘者可畀嫡孫春信、既而先以少年所誦之論孟古註五經舊板本授春信、

〔鵞峯文集九十八跋〕題忍岡文庫書目後

黃金滿籯、不若遺一經、況數千萬卷之多哉、熟思往事、正保丙戌之臘、余歲二十有九、初賜宅地、明年春、土木營成而移居焉、先考分家藏漢倭之書一千部賜之、又分七百部賜亡弟靖、猶餘數百部、以自藏之、歷年增益殆千部、晚年常言、以是授嫡孫春信、不幸、丁酉之災、先考所藏悉焦土、未幾易簀、其遺書纔存在忍岡別墅者、依遺命分贈舊識群僚及門人家僕、余及靖文庫幸免災、憖有克家之志、且辱賜官庫副本、加之蒙五百金之惠、或寫其不足、或求其所闕、於是藏書又不乏、乃分授二子、勵其螢雪之業、且分置別墅、備火災之變、及甲辰之冬、奉修史之事、移家於別墅、而本宅藏書悉從而藏於此、爾來唯視館事、所舒卷倭書而已、漢籍檢閱稍疎、非無蠹害之懼、而自省則齡超知命、如靖憖猶弱、既遊地下、況余入老境、而多憂積勞哉、今茲季夏、白雨不降、炎日昭回、實是晒書掃蠹之好時也、然史館之事不可弛焉、故每朝

出篋帙曬之、而巳申之間、勤館事如常、而毎夕收納所曬之書、點檢卷册、而改作目錄、各記于篋面、與目錄相合、且先考所賜與余所增益、共押印識別焉、二旬畢事、漢籍千三百八十部、倭書併家書七百六十部、加男懲所藏、總計二千六百部、篋近五百、册向三萬、而昔受於先考者、不失隻字、所賜靖之書亦見存其子憲文庫、餘慶之大、何以加焉、〇中略寛文戊申六月晦、弘文院學士林叟、書於忍岡文庫、

〔鵞峯文集百二跋〕忍岡家塾書目跋

自班志藝文、至焦氏經籍、記書目、不爲不多矣、余住忍岡、錄文庫書目、實是寛文戊申夏也、爾來漢籍倭書之數、逐年稍增、今秋曬書、改作目錄、以箱計之、則五百有餘、以部計之、則三千、又加五十、以册計之、則二萬三千之外四百、滿庫拄棟、如移酉陽之山、不羨逸初之堂、自非先考餘慶之積、官家末光所覃、則何以至於斯哉、唯恨齡高氣衰、不能讀書、自笑家無儋石之儲、軸有牙籤之富、縱雖不堪肯播之量、猶願可成貽厥之謀、延寶二年七月二十三日、忍岡塾主林叟跋、

〔昌平志四經籍〕叙曰、〇中略國初購求遺典、庋閣寶訓、既又立學、收貯經史、於是列侯贊助、其擧、有恪充入金題玉躞、錦贉繡褫、美溢裝潢、富彙古今、藏以匱櫝、襲以巾帕、懿哉盛也、林氏又有楓書、殆二萬卷、四類爲部、十干爲次、至其奥篇隱帙、皆羅山子嘗讎校焉、惜哉遭災火、煽虐殆盡、尋賜本補闕、加以購募、未十數年、倍蓰舊貫、頃歲寛政己酉有命、益購賈船所齎、奇珍必收、其具備之目、富贍之盛、不獨爲我之奎文閣、亦實足彰一代之治矣哉、作經籍誌、〇中略

通計、賜書及林氏楓書、凡二千四百二十種、一萬八千六百九十八本、三百六十七櫃

謹按、賜書及林氏楓書、具數如右、併見貯神庫書、大約二千四百五十一種、二萬九百九十本、三百九十九櫃別有皇邦之書數百部、及林氏家世著書若干卷、皆不及品叙也、如夫西洋左道之書、是國法最大禁、故嚴緘其櫃、以投畀蠹魚、從之存滅云、

〔武江年表二〕寛文十年庚戌八月、了翁僧都、不忍辨財天社の脇に、地を築立、小堂を建、内外の書籍を

收て、諸人にをしまずして紐とかしむ、天和二年、東えい山に學寮を立、書籍をこれにうつす、

〔槐記〕九月〇享保九年七日、仰ニ總ジテ後鳥羽院已來ノ眞記ハ、後光明院ノ時ノ禁裏炎上ニ、悉ク亡ビタリ、御道具ニモ、天下ノ名物ドモ皆燒失セリ、眞ノ天災ナルベシ、中井定覺ガ若カリシ時ニテ、此時ノ火消ニ參リタリシガ、イツモハナセシハ、小御所ヘ火ノツクト見ヘシガ、其火天井ニツキナガラ、御泉水築山ヲ隔テ、向ナル御文庫ヘ打カブセテ燒立ケルホドニ、人力ノ及ブ處ニハアラザリシト語ル、サモアルベシ、五間ニ八間ノ御文庫三ケ所トモニ、一度ニ燒失セリ、惜ムベシ、〇中略後西院ハ、各別ノ遠慮アリシ君ナリ、新院ニヲリイサセ玉ヒショリ、唯一向ニ禁中ノ御記錄ヲ御宸筆ニテ、大方ノコラズ遊バサレテ、南部トナシ、院ノ御文庫ニ收メラレタリ、初ハイラザル御コトナリト思シガ、果シテ右ノ炎上ニ、御記錄一冊モノコラズ燒失シタレドモ、此新寫遺リシ故ニヨリ、今ノ御記錄ノ分ハ、皆後西院ノ宸翰ナリト仰ラル、

〔慶長年錄〕慶長六年辛丑六月、江戸御城之南富士見之亭に、金澤之文庫を御移し被成、御文庫を御建立也、六月廿四日、御書物ども、幷御重寶之古筆繪賛を御移し、足利學校寒松和尙、御文庫へ參り、御書物之目錄を書申候、古筆之書物は、多分北條九代之時分、金澤へ納申候書物也、其外醫書馬書歌書等有之、田村安栖に被仰付、寒松に御振廻被下、其後御本丸江被召、御帷子御單物銀子拾枚致拜領、

〔右文故事〕四御本日記續錄上

駿府御文庫本

謹按ニ、日本ノ記錄一本三部ヅヽ書寫セシメラレ、一部ハ禁中、一部ハ江戸、一部ハ駿府ヘ置カシメ給フベキ由ハ、慶長十九年四月ノ御事ナリ、駿府記既ニ三所ニ置カシメ給フベシト有シハ、其江戸幷駿府御文庫ノ設アリシコト知ベキナリ、

〔有德院殿御實紀附錄十〕御文庫は先代より、紅葉山の麓にあり、古今の書籍數万卷貯へ玉ひしが、公〇德川吉宗の御時、ことさらに御沙汰ありて、御側をはじめ、小性小納戶等常にまゐりて、搜索の事などうけつかふまつり、夏月書を曝すの頃は、わきて仰事ありて、近臣等折ふし行かよひ、所のさまを言上しければ、奉行等もつとめて怠る事あたはず、さきに本邦の古書は、令を下されて、求めさせ玉ひ、また唐商等もたらし來るたぐひも、まづ書目を御覽ありて、就中有用の書をえらばる、それも詩賦文章の類は、あながちもとめたまはず、政道を輔け、治具にも備ふべきの書をもつはらにつのられけるに、唐土の府州縣志類等、すべて記すにいとまあらず、つひにみくらの書、舊きに倍せり、よりてさきに林七三郞信充、林百助信智等が選びし、御文庫書目のありしに、增補すべきよしを奉行等に命せらる、されば奉行等、重修する事つねに絕ざりしとぞ、かつ副本多きものは、右衞門督宗武卿、刑部卿宗尹卿にわかち賜りし事もあり、ひととせ唐商孫輔齊といへるもの、圖書集成全部のうちより、畫のみをぬき出し、百六冊となして、長崎に持來り、まれなる書なるよし申して、高價をもとめしかば、其地の奉行江府に進らせしを御覽ありて、この書は畫のみにはあらじ、全書をもて參るべしとてかへされたり、輔齊いかにもして速に價を得んとおもひ、今本國にても、畫のみを上梓して、全書はいまだ成ざるよし、奉行細井因幡守安明にこたへければ、まことにおもひ、かさねてそのよし聞え上しに、こは唐商等いつはりをかまへ、速に價を得んとはかるならむ、すでに彼書の序に、剞劂旣畢と、雍正の天子の書れたれば、よも全部刻せざることはあらじと仰あり、奉行をはじめ、儒臣等も、そのいたりふかくまし〳〵ける事を感じ奉れり、やがてその旨をもて唐商に諭しければ、いふべき詞なくて、かの書をもちかへりしが、後年にいたり、果して全書をもちわたり、今御文庫に收藏せらる、

〔日本敎育史資料二十二〕紅葉山文庫秘府〇中略文庫

楓山秘庫圖籍 明治史要附錄概表ニ據ル、該表ハ楓山文庫書目ニ據ルト云、

圖籍　宸翰四十三卷　刻本一万千四百四十七卷五十八枚　寫本一万五千二百三十九卷六十一軸　圖畫二十八軸百十五枚　合計二万六千七百二十九卷　八十九軸百七十三枚

漢籍　經之部六千四百五十六卷一軸　史之部二万八百三十卷　外圖二枚　子之部二万六千十一卷　外釋書三百八十九卷

洋籍　十八卷

總計九万九千八百九十卷九十軸二百四枚、外ニ地球儀十箇、

〔鈴屋集六〕林崎の文庫の詞

はやし崎の文庫は、昔鴨長明が、まはではいかでと過ぎがてにたはぶれける所、度會の縣宇治鄕大御神の宮のべちかくて、やゝ里はなれ山がたかけて木立もしゞにさへてしあれば、ほむすびの神のあらびも、たよりなくて、いとよき藏どころになも有りける。○中略此の大宮のつかさ人も、御里人もまなびよみてば、大皇國のはさらにもいはず、外つ國のくさ〴〵のも、事のこゝろをひろく見わたし、あるはそのあしかるあとにくらべみてよきをさとり、神の御かげのすぐれませるを思ひしりぬと、いにしへ今の萬のふみら、えなむまに〳〵をさむべくなも、里のむかしのおきな人の、かしこくおきてゝありければ、今よりはた集めそへつゝ、八百萬千万卷とありたらはして、棚板もたわゝ〳〵に、横山のごといや積みなべて、藏の内ところせきまで、たくはひおかまくほしかるを、世中に書たふとばむ人ども、思ひよれらむまに〳〵、佛ぶみをはなちては、山跡のからの、又みづから作りたらむ、すべてなにさまのにまれ、いさゝけき一まきもたてまつりをさめなば、此の里をうしはき坐せりし猨田毘古大神も、みたま給ひて學びのみちびきし給ひてむ、其の書、はた常磐に堅磐にはふれずうせずて、神の御鄕のそこだからみたからぬしと、永き世

までに傳はりなむ物をや、神のみたまのさきはひなるかも、此倉のまけのたふとさ、おむかしさ、天明の二とせといふ年の十月のとをかあまりやかの日、

本居宣長

〔栗山文集二上序記〕林崎文庫記

典籍之藏、其盛者、漢曰石渠天祿白虎蘭臺、魏曰秘書中外三閣、梁曰文德華林、隋曰修文觀文嘉則、唐曰麗正修書集賢、宋曰崇文三館秘閣太淸、募以爵祿金帛、校以鴻生碩儒、採訪有使、修繕有局、其富者溢三十萬卷、其夸者裝以錦縹寶軸、其嚴者署以宰輔名銜、可謂盛而愼矣、然而不二三傳、散逸流離、靡有孑遺、嗚呼鍊藏之難、以天子之力而不能保數世之後焉、豈物之聚散有數乎、抑亦所以處之不得其方也、權禰宜荒木田神主蓬來君尙實與其僚友、謀修林崎文庫、將募天下異書以守之、夫天子之力所不能者、君等欲數人之力以能之、難矣哉、吾不知其將何以成而何以守焉、曰是不難也、將天下之力以成之、而天下之力守之焉、昔之神泉雲林、高陽池館、非不宏麗而堅固也、而今安在哉、滄呂、大澤廣澤、葉然野池耳、亘千世而不失尺寸、何者私之於己、則以天子之力而不足、公之於人、則匹夫之力有餘焉、且夫先哲所以立言垂後、亦何心哉、非欲與天下後世公同而共知乎、人之羈客欲來一能以傲天下焉、欲己獨知而人皆不知焉、遂取先哲公共之器、以成一己傲物之私矣、其尤陋者、至于一禽一木之名義、寶惜如金册玉牒之秘、以要重糈、是以載籍之傳日狹、自國史政典之崇、旣殘缺無全、恭惟天祖神皇、開物成務之道、聖帝明王、治國安民之猷、所以隆五帝而跪三王者、幾乎蕩滅、其可不哀哉、今蓬來君等、有病于此、其募購、凡以異典來者、欲觀其藏則許、欲就學者有館以待、能一持畸冊零本來者、雖子孫之遠待之如一日、夫城市之居、水火不虞、遷徙無常、其藏之家、孰與寓諸此之爲子孫慮之長、則是爲天下學士大夫外府、爲其子孫守也、誰不願來而相與戮力合誠而成而守之哉、是以不以爵祿金帛而集、不以鴻生碩儒而完、不以宰輔署銜而嚴、苟繼而主者、能循其規制、則吾將見其藏日富、三十萬未已、而其守亘千百世愈固、先王實典賴以不墜矣、文庫舊在宇治鄕圓山、不詳創其何年、貞享三年、常憲公〇德川綱吉賜

金若干貫、繕、元祿三年移林崎、今蓬萊君等、造齋舍數十楹其傍、背岩鼓岳而面仰朝熊、揖神路島路、西行善提諸勝於左右、亦所以使學者怡性起倦息焉遊焉也、

〔日本敎育史資料二十二文庫〕林崎文庫沿革概略

林崎文庫ハ、貞享四年、宇治會合所(宇治領主等ノ公廨)年寄(里正ノ長ナリ)中ノ發起ニシテ、宇治今在家町字丸山ニ創立シ、丸山文庫ト稱ス、諸國有志者ヨリ奉納ノ書籍ヲ藏シ、學術講習ノ爲ニ設ケシ所ナリ、當時山田奉行岡部駿河守ノ申請ニヨリ、幕府金百五拾兩ヲ下賜セラレテ、其費ヲ助ク、元祿三年、便宜ヲ以テ、同町字林崎ニ移轉ス、依テ林崎文庫ト改稱ス、地方有志モ亦此擧ヲ翼贊シ、大ニ規模ヲ擴張シ、漸次隆盛ニ至レリ、

〔日本敎育史資料二十二文庫〕宮崎文庫沿革概略

宮崎文庫ハ、慶安三年、外宮權禰宜度會延佳神主、同宮宮掌大内人源弘正、同職秦末清等ノ發起ニ依リ創立ス、書籍ヲ藏メ、學術ヲ講習スル爲メ設ケシ所ナリ、當時此擧ヲ贊成セシ者七十餘名アリ、之ヲ文庫籍中ト稱ス、承應三年、朝廷其功ヲ嘉奬セラレ、延佳神主ヲ正五位下ニ昇叙シ、弘正末清等ニ各從五位下ヲ賜フ、萬治三年、山田奉行日下部但馬守宗直、幕府ニ申請シ、田若干ヲ賜ヒ、以テ其費ヲ助ケ、亦此擧ヲ翼贊シテ、書籍ヲ寄贈スル者相踵ギ、漸次隆昌ニ至リ、維持確立シタリ、

〔一話一言二〕宮崎文庫

伊勢外宮の文庫を宮崎文庫といひ、内宮の文庫を林崎文庫といふ、洛陽菱屋新兵衛(呉服屋)藏書數千卷、後高野山に入て剃髮し、名を古巖と改む、藏むる所の書の中、和書三千七百七部を林崎文庫に納むといふ、時に天明口年口月なり、(天明六年丙午五月二十九日奥州鹽竈にて死す)

○按ズルニ、村井古巖ノ奉納セシ書、今尙神宮書庫ニ存ス、其押印ニ、天明四年甲辰八月吉旦奉納皇太神宮林崎文庫以期不朽東都勤思堂村井古巖敬義拜ト記セリ、

〔梧窻漫筆拾遺〕光圀中納言、學を好み給ひて、多く書を集め藏し給ふ、其後大日本史を撰修し給ふ故、殊に國書を多く集め給ひて、藏書の富盛なること、一時の冠冕なりと云ふ、されども華本の多きことは、綱紀宰相の集め藏し給へるには、遠く及ばざりしと、水戸の黌墩吉田坦藏(漢學生)の物語なり、

〔日本教育史資料十二舊加賀藩〕松雲公、諱綱利、字取叙、○中略後更爲諱綱紀、字中和、敬義、養民、顧軒、三省、香雪、梅噉、皆其別號也、○中略吾松雲公、乘熈朝文明昌運、以天挺敏資、社稷之暇、涉獵墳典、而剔抉奥頤、若夫摛藻馳翰、珠躍煙蜚、遂再興墜緒於五百年之後矣、其功最偉矣、加之好該博、貯天下奇書、如二酉藏、乃分以經史子集、徵宋崇文院、海内爲之語曰、賀州天下之書府也、

〔日本教育史資料十舊仙臺藩〕學制

藏書　經史子集雜著法帖圖書類凡一千一百一十七部、一万七千一百八十三冊、百十一枚、十二軸、七幅、二百十一帖、右天保六年指南役吉田友好ノ調査ニ係ル、○中略

書庫三棟　一ハ養賢堂ニアリ、堂中諸生ノ縱覽敎員ノ參考ニ供ス、部數等前ニ見ユ、一ハ治下八幡町龍寶寺中ニアリ、法寶藏ト稱ス、其書佛籍多シトス、其他經史子集等合テ一萬六千四百三十三卷、正德四年住僧實政聚ムル所、同寺所藏ニ係ル、實政請フテ書籍ノ監視書庫ノ修理等ヲ藩ニ於テ管轄ス、藩士ノ縱覽ヲ許ス、一ハ治下百騎町ニアリ、青柳館ト稱ス、目付二名ヲ置キ監視セシム、藩士ノ縱覽借覽ヲ許ルス、經傳子集法帖圖等合テ七千三百十冊十四帖三幅、外ニ聖像一軀、龍潭硯一面、古琴一張、古笙一枚、古錢四十八匣、御衣斷片一帖ヲ藏ス、記アリ、○下略

〔先哲叢談續編三〕松下見林

見林、每年使人往于長崎、購求舶來書籍、而自閲之、亦使子弟讀之、故其所儲藏、兼幷彼我、殆十萬卷、雖未熟知之人、有就請借覽者、不言親疎、遣之專從其所欲而止、敢無愛吝之色、

〔先哲叢談續編四〕稻若水、名宣義、字彰信、號若水、通稱正助稻生氏、自修爲稻、江戶人、仕于加賀侯、侯〇前田綱紀、感服若水之學術、又嘉其專情於著述、每年伏臘賜金五十兩、以爲購書之資、以故彼此群籍、不論古今、其所收藏、以萬種數、函筒題籤以千字文、爲之標記、爲卷十萬云余嘗覩若水與白石書牘、中曰、集儲華本殊六萬卷、寫鈔我土無版書近於一萬卷、未嘗不歎羨其富贍矣、〇中略若水自少壯病痰飲、踰不惑甚謹食飲、衞生惟勤、鉛槧自娛、從事著述、其所起草極多而自識其壽不長、所收藏書、凡十二萬卷、所起草稿本三十六種、遺言悉收之金澤之侯府、永欲供後人之覩、故平生之所鈔寫、至今現存不散佚一篇矣、

〔基熙公記〕延寶三年十一月廿六日、未剋許向白觀亭、是文庫之書物在此所故也、一々見之處、舊記家寶等悉無事、落淚滿悅、早速可預青門主栗田口文庫可持運由命家僕了、又歸參禁中、入夜歸栗田口了、

〔閑窻自語〕當家書府事

萬治四年の火に、當家〇柳原文書のくら板くらなり、古代のものとぞ、北の敷地にありけるがやけぬ、書ども少々とりのくといへども、火急にして、のこるところ十の一にも及ばず、曩祖兵部卿殿、後言の卿一流の文書を按察どのすけあきらの卿につたへしめ給ふ所にて、たび〳〵の兵亂にあひしかども、およそつゝがなくもちつたへたるを、大かたにうしなひぬ、なげくにも猶あまりあり、この外身の具ふるき調度などいふもさらなり、その後寶永の火にも、くら一字やけぬ、又文書をうしなひぬ、天明の火にこそ五箇所のくら一字もやけず、文書一卷もやきうしなはず、ひとへに祖神の加護とおぼえ侍るなり、

〔先哲叢談續編十二〕吉篁墩名漢宦、字學生、初名坦、字學儒、號篁墩外史、通稱坦藏吉田氏、自修爲吉江戶人、

浪華木巽齋好學嗜博、築蒹葭堂、收藏古今之書籍十萬餘卷、又儲集書畫法帖古器名物、尤長於賞鑑、其人風流好事之聲、傳播一時、

〔小雲棲稿七序〕蒹葭堂藏書序

惟浪華木世肅〈蒹葭堂〉則不然、彼其肥甘音色文繡服玩、可以娛世肅者、一不以爲意、而獨悅學者所悅、益多藏蓄篇籍、唯恐異之不聚、秘之不索也、夫以世肅之富、有贏舍彼取此、則所謂充棟汗牛之盛未可度也、世肅固恭儉禮賢、汎愛容人、所有必與人共、無厭色、此其能成已成人者也、豈不曰有功于斯文乎、是可以敍也、

〔甲子夜話四十〕浪華ニ、木村吉右衛門ト稱スル賈人アリ、名孔恭、蒹葭堂ト號ス、○中略又庚戌〈寛政二〉ノ書牘ニ云フ藏書既ニ二萬卷トソノ富知ルベシ、

〔栗山文集二上序記〕文會書庫記

大而分器陳寶、細而杯棬衣服、玩好皆祖考遺愛之所繫、孝子見焉而目矚、惻焉而心瞿、維桑與梓、必恭敬止、此其麤者猶爾、況圖書文籍、人之知識精神之所寓、子孫其可忍而任其散亡逸脫、而不顧哉、禮言、手澤所存、孝子不能讀父書也、今非爲饑寒之旦暮迫矣、非爲死亡播蕩之東西驅矣、而擧祖考之精神知識、而決裂典實、棄斥之、而以自奉玩娛者、此乃何心哉、然垣屋之蔽風日、器備之供生養、失先業一物之舊、則闕居家一事之備、不特有愼乎守器奉先之義、而不敢而已、朝夕資以養者、利害既切身、故自非亡賴無恥嫖賭失心之人、則至乎蕩盡無迹者蓋鮮矣、獨圖籍則苟不知讀之、乃典謨訓誥之尊、與故紙敗牘何擇、不以糊窻格抹几案、他無所用、飢寒之切、膚播蕩之失、所有時乎以謹諄保家之主、或不可保其必能守而不失也、況其下者乎、是以能傳三世、而卷帙無恙者、雖以文墨名家者、而指不多屈也、河村君君栗世首武弁事宗藩、其先君子玉君好學、家既藏書數千卷、世祿既厚、家道又優、君又儉素朴約、奉公養親之餘、擧爲購書費、自其子弟及門子傔從賤、至乎把屣擎槍之役、皆能知君之意、能寫字釘書、以

助君志、是以六經百氏以及夷蠻之文、圖籍之富、幾乎二萬餘巻、二位伏原清公、聞而褒之、爲題其庫曰文會云、嗚呼亦盛矣、余初介神村子有氏、識君于東都邸、乙未冬、君來滕故内大臣九條藤公夫人于京、因得相款曲、其嗣秀俊、侍君在京、從余〇柴野邦彥遊、年僅成童、沈實秀朗、頗解詩、既能同君志、一閱僻書異典之名、其欲得之、猶他兒之於玩好、日以訪求校讐爲娛、則知其不啻能守而不失矣、其將益助君之所未及而博之也、則君之藏、其富蓋有不可量者焉、吾輩以文字而食者所難、君家以武弁、父子祖孫之間、以遊戯娛樂成之、不獨君之家奇福矣、而亦未必不爲大藩雄示天下、國華之一也、則君之道不獨在家爲得矣、而其所以事國者、亦未必不在此也、余欲其後世雲仍有知于此、此藏之與藩宗社俱全、故於其屬記不敢辭也、以余祿薄食貧家無半牀之書、他日從君借而讀、此文未必不爲券也、

〔經籍訪古志序〕我朝先達知貴古本者、蓋以篁墩吉田學生爲首唱、而藏書亦頗富、繼而起者、爲掖齋狩谷卿雲、而卿雲鑒別尤精、凡其傳鈔之源委流別、與刊刻之同異得失、一々考核其所以然之故、靡不明確、而插架亦極富、蓋所謂好之至篤、擇之至精、而且有力者歟、篁墩同時有若桂山丹波君廉夫、卿雲所友、則又有若迷庵市野光彥、有若寶素小島君學古、及伊澤蘭軒、相與上下其議論、而藏書亦皆頗富、惜諸老先生者、相繼歸道山、而其所收儲各種古本者、學者欲髣髴其面目、而不可得、莫不以爲憾事焉、從卿雲游者、澀江道純、森立夫、並親受其指授、具有鑒識之明、而茝庭丹波君亦柔、亦嘗與卿雲交最親、深慨書之存佚顯晦有數、則迨今爲之收錄、以貽學者、庶幾乎足以見舊本面目、其亦諸老先生之志也夫、遂慫慂道純立夫及小島君抱冲、俾撰成目錄、於是相與考据舊聞者、爲經籍訪古志六巻、其書體例、與乾隆天祿琳琅書目、張金吾愛日精廬藏書志、在昆季之間、而古籍之繁富、與決擇之精且確、則更遠出乎二書之上、何其偉哉、蓋我邦所傳古鈔本、具存隋唐之舊、異爲宋元人所不能覩、而巋然獨爲靈光之存、此爲絶佳之種、皆出宋元古本之上、而向之諸老先生者、亦嘗竭力搜討、能獲之於兵火風霜之餘、蓋不下數十百種、他至於宋元板及朝鮮刊本、亦往々爲明清諸家所不及睹、而各家儲藏、指不勝屈、則是

錄所登載古籍之繁富、所以遠出乎清人書目之上也、〇中略

安政丙辰長夏月　　海保元備鄉老識

〔里見八犬傳九輯五十三上〕回外剩筆（頭陀枕中を話說す四十八城、稗史本傳を大成す二十八年、）學問の餘業をもて、且蒙昧を醒さん爲に、戯墨の策子を編做して、書肆の需に應じたる、其潤筆にて足らざれば、毎に衣食を省き、節儉を旨として、和漢必用の書籍を購求むる者五十有餘年、其書藏めて五六千卷、六十餘櫃に至りしも、貽界んと思ひし子は早逝し、吾〇澤解も亦老眼衰眊して、讀書得ならず做りしかば、咸沽却して紙魚も漏さず、事皆畫餅になるものから、猶肚裏に殘りたる些の書あり文あるをもて、憑ばかりの口を利而已、

〔擁書漫筆序〕吾鄉有松屋子者、夙好讀書、研精國學、日夜讀書倉中、名曰擁書倉、藏書萬卷、摘抉隱微、考據該博、鋭氣勃々、猶探虎穴、不得其子則不止、其於友也、苟得一書、則筆之於書、片言隻辭、掇拾不遺、併錄爲卷、題曰擁書漫筆、將以有績焉、〇中略

文化十三年丙子仲冬之吉　　多西太田覃書於緇林樓中

〔東湖遺稿二序〕松屋外集序

余〇藤田彪向在鄉、聞見甚狹、猶知江戶有小山田松屋者、以該博稱於世、既而我水戶相公〇德川齊昭開其名、延之史館別局、從事於考證之業、會余亦徙家於江戶、因始獲與之相識、也往來談論質疑、得益者數矣、一日松屋齎其所述外集一帙而來謂曰、吾之讀書、所疑輒考、所考輒錄、歲月之久既盈百卷、今新寫其二十卷、以爲一帙、子其序之、余辭不敏、松屋遂留其帙而去、松屋家世素封、夙嗜典籍、旁及異邦之書、其所收藏、見有五萬卷、其學莫所不窺、尤精於考證、長於著述、所謂既負其才、又藏其書者非耶、

〔古學小傳三〕屋代弘賢

文庫三所マデ作リテ、藏書五万餘卷ニ及ベリ、當時都下ニテ、藏書ノ富ルハ、繙ト小山田與清トナ

リ、イヅレモ布衣ノ人ニテ、カバカリ書ヲ集メラレシハ珍ラシ、

〔柳莽雜筆序〕余十餘歲、初見輪池屋先生、〇屋代弘賢、中略、先生藏書且五萬八千餘卷、多是名山石室之所藏、絶代之奇書、余也幸得灑掃之間窺之者、亦先生之賜也、侍先生三十年、有所請益則書諸紳、紳且堆然矣、後病脚去所職而家居、〇中略、又築土倉二棟、雖無長物、唯貯書萬卷、庋置其中、獨坐其中、校讀以取樂、〇中略、弘化第二年仲冬之吉、甲斐國源氏栗原信充記井書、

〔今世名家文鈔七〕萬餘卷樓記　笛浦野田先生名逸、字子明、丹後田邊人、〇中略

我先師精里劉先生、藏書萬卷、至今嗣侗莽先生增益之、以蹐萬二千卷之多、今茲藏書之樓就敗、廼卜地於舊築之處、築而大之、擴而拓之、鳩工並作、甓之塗之、閱數月告竣、壯不及侈、麗不至奢、樓之完固、無復傾圮之虞、何其盛且大也、

〔五山堂詩話補遺四〕近代藏書家、吾猶及見者、如蒹葭必端之類、家道非昔、書多散佚、今日以鴻富得名者、獨有守村鷗嶼、其書十萬卷、眞邑中文不識也、鷗嶼、名約、字希曾、一字抱儀、書畫俱逸、詩亦清淡、

〔慊堂存稿地〕青柳倉記代

市井之臣文藏、平生所聚四部書、凡三萬卷、籍以千金、上之仙臺府、太主引見、乃賜府南百騎町醫學館地積百餘步、建青柳文庫、以藏其書、供士子之肄業、又以臣之父故居磐井郡東山松川村、賜中里之地、如文庫之廣、建青柳倉、以所上金買粟四千石、以時斂散於東山中、與臣父之宗族故舊鄉里鄉黨、俱同其利、又每石擧息若干、以給文庫之修理、肄業者之館穀、與東山之貧者病者之不能自活自藥者、更賜敎書、曰、庫倉之事、使有司者掌綜理、永世不廢、臣拜命之辱、奉敎書而退、越一歲文庫成、臣請姓某撰記、勒石於文庫之門東、既而中里之倉亦成、是事之緣起、既詳於文庫之記、則臣俱記其成之歲月而已、然其心之所感激、與欲言而無已者、敢綴拙劣之詞、又勒石於倉中、曰、臣之祖先世農、及臣之父三達、冒小野寺氏、爲醫、俱居東山之松川、臣生少入江戶、遂十一之利、其勢既不能返先廬、以爲他日苟得有子、當

送之東山、以使守父祖之墳墓、今既開八帙、未有一弱息、則孟子所謂不孝之罪、吾居其大、每一念及之未嘗不感嘆泣下也、一旦又自解曰、人之欲有子者、爲傳其業而顯父祖之名耳、不幸有子而不肖、則父祖之績一敗塗地、不若無子之爲幸也、今吾不幸以無子、故得藏書三萬卷、亦可以傳其業而顯父祖之名、則此書乃吾之賢子孫也、其宜早爲之所、傳之以其業而已、遂以其書上之大府、大府受之、以供士子之肄業、則吾子可謂得其所矣、籍以千金、而大府亦矜臣之愚、買粟於東山、以時斂散、與臣之父之宗族故舊鄉里鄉黨同其利、而舉其息若干、以給文庫之修理、肄業者之館穀、與東山之貧者病者之不能自活自樂者、則所傳之業、因以不墜、而臣之父祖之名、亦可以不朽、而臣亦得以籍手而謝無後之罪焉、此皆出於大府再造之大恩、所謂臣今雖死亦無憾者也、○中略某月日、市井之臣江戶靑柳文藏謹記、

〔名家略傳一〕讀書は、博洽にして考據精確なるべし、要するに歷世の興廢を詳にし、古人の言行を見て、今に施すにあり、そは史學にまさるなし、予幼にして虛弱多病、たゞ嬉戲優遊、いたづらに十餘歲を過せり、年已に弱冠、自奮して書をまなび、學に志し、終日几案にあること殆十年、國史傳紀を涉獵し且讀み且購ひ、藏書萬有餘卷、これに加ふるに、奇貨古物を以てす、おもへらく、獨學は固陋寡聞を免れずと、出て四方の名士聞人に交り、また遨遊を好みて、經歷すること天下の半に及べり、○中略天保十二年春日山崎美成しるす、

〔古學小傳三〕色川三中

藏書一万餘卷ニ及ベリ、文庫ヲツクリテ、書ト共ニ土浦侯ニ奉ラントイハレタレド果サズ、

〔續日本紀考證一〕續日本紀考證例言

一余嘗給仕新見茅山君家、君爲人溫雅、好藏奇書、架上所蓄萬餘卷、及著此編也、因獲偏覽群書而參訂焉、乃所引用百有餘部、係其藏弆者十之七八、嗚呼以余之寒陋獲成斯業、抑可不謂君之賜哉、書以諗讀此編者、

嘉永二年己酉春正月　村尾元融識

〔天保集成絲綸錄八十六〕寛政五丑年七月

御勘定奉行江

御小性組
松平內匠頭組
大久保主税

父酉山事、多年心懸、和書共多く所持之旨、一段之事に候、右書籍之目錄、不殘書記可差出候、尤書藏等修復をも加へ、火災無之樣に可心掛候、依之爲修復金子百兩被下之、

右之通申渡候間、松平內匠頭申談御金可被相渡候、且又此度格別之思召を以、右之御沙汰有之候儀に候書藏之義は、往々御修復にも相成候樣申筋に者無之段も相達候間、可被得其意候、

〔先哲叢談後編三〕板復軒

復軒聞人之藏奇書、百方求之必自寫、所得凡二百餘種、五百八十卷、曰、此不獨我所好、顧家貧子孫乏書、縱不當贏金、寧不比業田宅。爲遺後計乎、

〔紹述先生文集十九〕藏書庫上梁文時元祿十有一年戊寅秋九月穀旦

兒郎偉、帝甸之籍、淸洛之涯、爰闢十弓之庭、更構丈仞之府、匱貯翰墨、架堆典墳、方將逃竹帛於祖龍、豈特避細帙乎埃壒、天有顚道、載此簡書維聖之謨、布在方策、亹々父師之樂育、繩々子弟之趨庭、捧誦乎晨昏、佩服乎歲月、雖暫鄴架之萬軸、竊比韋氏之一經、斤築隆施、黝堊斯飾、涓辰良以審面勢、庀工徒而架棟梁、落此成功、齊聽善頌、

〔政談四〕總ジテ御藏ノ御書物ハ、儒者共ニ望次第ニ御借可有コト也、書籍ハ他ノ物ト替リ、兼テ見置カズシテハ、急ニ用ニ立ヌ物也、御庫ニ聚メ置レテモ、見人ナケレバ反古ヲ詰置タルモ同前也、

書物奉行

虫ニ喰セテ捨ンハ惜キ事甚シ、外ノ物ハ武具ニテモ、皆取出シテ用レバ、早速ニ用立ドモ、書物ハ夫トハ違コト也、軍法幷ニ弓馬劒術鐵砲等ノ書、家々ノ秘傳等モ、其流ノ人皆跡ヨリ添事ヲシテ、今ハ本ト各別ノ物ニ成タリ、此以後モ復段々添事ヲシテ埒モ無成ベシ、漢ノ高祖、張良韓信ニ命ゼラレテ、兵書ヲ吟味セラレシコト有、當時家々ノ秘書ヲ御取上有テ御吟味ヲ被加、御庫ヘモ一部ヅヽ寫シテ納メ、其家本ト割印ヲ被仰付バ、末々迄上ノ御吟味ニ逢タル書也ト、其家ノ規[illegible]トモ可成、又後ニ添事モ成間敷也、武藝ノ書ハ、武士ノ大切ニスル物ナレバ、箇樣ニ有度事也、

〔閑田次筆三〕手簡(○新井白石)に云、經國集のこと、原本二十卷の物、當時は四卷計ならでは無之候、藏本は恩賜のものに候、總而藏書、昔より門外へ出さず候、見たきと申人には座鋪をかし候て、朝夕の飡飯ふるまひ見せ候事、寫したきと申人にも、右のごとくにいたして爲寫候、此事は老拙、古今の間を鑑み候て、所存有之故に候、恩賜のものは、猶々のことに候、(以上手簡)私云、予(○伴蒿蹊)もまた若きより、和漢の印本寫字のものも、いづちへかかしうしなひて、をしきものどもあり、久しくなれば、かりたる人も、又人にかしなどして、終にもとを忘れかへさゞるもあり、又高價なるものは、賣り或は質物などにせし無賴の徒もあり、こなたもかしたる人を忘れしも、亦これかれあり、いづれにも、白石先生のはからひは、甚だことわりなれども、さばかりにも得せず、心弱くかして悔ること志ば志ば也、此手簡を見て、さらにわがあやまちを歎ず、

〔續古事談五諸道〕典藥頭雅忠ガ夢ニ、七八歲バカリナル小童、寢殿ニハシリ遊ヲ云樣、先祖康賴子ンゴロニ祈シ心ザシニコタヘテ、文書ヲマモリテ二三代アヒハナレヌニ、コノホド火事アランズルニ、ツヽシムベシトミテ、廿日バカリアリテ家ヤケニケリ、サレドモ文書一卷モヤカズトゾ、昔ハ諸道ニカク守宮神タチソヒケレバ、シルシモ冥加モアリケルニコソ、

〔吏徵上〕御書物奉行四人

若年寄支配　燒火間

貳百俵高　御役扶持　七人扶持　同心廿一人

寛永十年癸酉十二月二十日始置

〔先哲叢談八〕青木敦書、字厚甫、小字文藏、號昆陽、武藏人、仕大府、昆陽初處士也、其清才好學、早見知於大岡忠相、賜觀官庫書、乃以爲、草莽臣得窺官書、自古未之有也、雖西土亦然矣、如皇甫謐自表借書一車、蓋以武帝之舊好故也、予自非大岡公之遇、惡能爲此榮哉、元文己未、拜大府、〇德川吉宗命、管典籍事、後履奉旨、到諸州、投梵利民家、捜索其舊錄足以徵國家事者、而進呈之、其所著述亦莫不上、延享甲子、擧紅葉山火番、尋改評定所儒者、終遷爲書物奉行、

〔有德院殿御實紀十七〕享保八年十一月廿二日、奥右筆下田幸大夫師古書物奉行となる、この師古、國學に心をもちふるをもて、轉職の後は、專らその事をつかふまつるべきよし命せられて、俸祿のほか、別に金五十兩をたまふ、

〔精里三集文稾四〕御書物奉行增嶋君墓誌銘

君諱信道、字子篤、稱藤之助、澄水其別號也、〇中略君初學涉物氏、既而穎然尊信程朱、又常手校十三經注疏、以爲訓詁之學亦不可廢也、讀史惟務、識其大者、不屑々乎細事、乃至皇朝正史野乘、涉獵成逼、自天文曆法音韻算數、至皇朝舊典古言古音、多所闡發、有薦君行義者、寛政七年乙卯、拜御書物奉行、職事修擧、前後四賞、賜金幣、〇下略

〔紀州政事鏡上〕一前文之趣而、不人數不相成役義、此度人數相加、左之通申付候、〇中略

一書物奉行兩人　　下役兩人

右之通、以來申付候、不人數而は、急變之節、間合申間敷候間、此度改兩人ツヽ、下役迄申付候、此末無間違樣相勤可申候、

〔書言字考節用集〕器七財目錄(モクロク)本名別副又作別副　目六(ヨリ出万葉致)

〔十七史商榷〕一史記目錄之學、學中第一緊要事、必從此問塗、方能得其門而入、然此事非苦學精究質之良師、未易明也、自宋之晁公武、下迄明之焦弱侯一輩人、皆學識未高、未足剖斷古書之眞僞是非、辨其本之佳惡、校其譌謬也、○下略

〔藏書記要〕編目

藏書四庫編目最難、非明於典籍者、不能爲之、大凡收藏家編書目有四、則不致錯混顚倒、遺漏草率、檢閱清楚、門類分晰、有條有理、乃爲善於編目者、一編大總目錄、分經史子集、照古今收藏家書目行欵、或照經籍攷、連江陳氏書目、俱爲最好、可謂條分縷晰精嚴者矣、前後用序跋、每一種書分一類、寫某書若干卷、某朝人作、該寫著者、編者、述者、撰者、錄者、注者、解者、集者、纂者、各々寫清不可混、書係宋板元板、明板、時刻宋元鈔、舊鈔、明人鈔本、新鈔本、一々記清、校過者、寫某人校、本下寫幾本、或幾冊、有套無套、一種門類、寫完後存白頁、以備增寫新得之書、編成一部、末後記書若干卷、共若干冊、總數於後、以便査閱有無、將來即爲流傳之本、其分年代、不能全定、因得書先後不一、就其現在而錄之可也、

〔台記〕天養二年○久安元年四月十四日己丑、依吉時、午剋始書文倉書、實長盛憲向之、去二日雖始置書未盡書、自去十一日、會文士調文書書目錄、納倉、其筥皆有錄、一二三之類也、書筥銘於紙押假令可置三筥之所、書三字押之、爲標、爲不違其所也、申剋許、余○藤原賴長向又見之、其書有四部、全經、史書、雜説、本朝、其半分余新書訖之、

〔經籍答問〕書籍目錄ト云モノハ、イツゴロヨリ作リ初メ候哉、答○松澤老泉曰、マヅ前漢書ニ藝文志アリ、シカレバ前漢ノ世ニ既ニ始リ候事ト見ヘタリ、隋、唐、宋、舊唐書、宋、元、金、明藝文志有、共八史經籍志、世ニチコナハル文獻通考ニ經籍志アリ、通志略ニ藝文略アリ、○中略

我朝書目

信西藏書目錄

本朝書籍目錄仁和寺宮

禮儀類典引用書目

〔正齋書籍考首〕凡例

一書目ノ體例ハ、史志又私志ノ體アリ、其書ノ存佚ヲ論ゼズ、已收未收ニ拘ラズ、各代ノ著作ヲ歷擧スルモノ是ナリ、官藏又象藏ノ體アリ、現存已收ノ書ニ就テ次第ス、故ニ副本唐志ニ、一書二本アルモノ、注者ノ異同ニ拘ラズ、又ノ字ヲ書ス、別本同書ニシテ其品異モノ闕本隋志ニ殘缺ト書シ、文淵閣ニ有闕ト記ス、並列スルモノ是ナリ、全書アリ、別ニ是一種ノ體、篇籍ノ目錄ノ書ニシテ、部帙ノ目錄ニハアラズ、鑒藏ハ書ヲ愛スルコト珍器ノ如ク、其本ノ醇疵ヲ頭擇シテ、古鈔古刻ヨリ紙墨ノ精ナルニ至ルマデ、皆ヨク鑒定ノ眞ヲ得ルナリ、各其區畫ニ從テ去就スベシ、

〔番外雜書解題叙〕番外雜書解題就矣、番外者何、外於經史子集之謂也、雜書者何、雜類別之謂也、官庫典籍、蓋倣乾隆四庫之目、而班次序別所儲之目、曰和書、曰賜書、曰家著、曰別書、曰韓書、又有地誌記錄而收焉、其他所藏近代著書數十櫥、今所謂雜書者乃此是也、往年冠山源公作地誌解題、而簡編著明、爾後各國之志、輻湊不止、白水間宮君、承祭酒林公意、補綴解題、戸田君孟潤、村井一甫、及仲舒等執筆

從二事於後一、一標二準舊稿一、旁閲二番外雜書一、提二其要一而證レ之、○中略

文政九年龍集丙戌孟冬初二中里仲舒書

〔擁書漫筆四〕日本國見在書目錄、(巻末には、本朝見在と書き、河海抄若菜下には、日本現在に作れり、)一卷は正五位下行陸奥守兼上野權介藤原朝臣佐世奉レ勅撰よし卷端に見ゆ、當時西蕃より貢し書どものかぎりを載て、いとえうある書也、凡あがれる世の倭漢の書の名は、淸原業忠が本朝書籍目錄、(また御室書籍目錄ともいへり、體源抄十二の末卷に、永享十一冬、淸大外記業忠依レ仰注二進之一と見ゆ、)信西藏書目錄、(群書類從四百九十五の卷に載)八雲御抄、(一の卷學書の部)色葉集、(上之二卷)拾芥抄、(上之末卷)本朝本書事などに見え、ちかき頃は、日本書籍考、和漢名數、(經籍類部)本朝書籍記、增補本朝書籍記、(共に延寶中觀阿が撰也)新撰書籍目錄大全、唐本類書考、二酉洞、和板書籍考、辨疑書目錄、書籍名數、合類書籍目錄大全、國朝書目、足利學校書目、廣益書籍目錄大全、群書一覽などに載たり、

〔番外雜書解題一〕もろこし人の文の卷々をあつかふには、目錄のみならず、解題提要などいふことを書そへて、そのあらましをかゝげたれば、見むとほりするくだり有時、さぐるべきたよりを得るになむ、我くにゝはもろくのみ有て、解題提要に及ばざれば、たゞ文の名のみ之りつべくして、なにといふ事記せし文なりとはえわきがたければ、もとむるにいとわづらはし、寛政のまつりごと行なはれてよりこのかた、文の道さかりにして、その道にかしこき人、いやつぎ〳〵に多かれば、わたくしのえらびにはかゝるふみも侍るにや、享和の頃、大學頭朝臣の編修地志備用典籍をあつめられしに、縫殿頭入道(源定常朝臣)と謀給ひて、かの目錄に解題を作り給ふ、卷のかず四十餘なりき、年へてのち、あまたの卷の數そひにしかば、朝臣又士信してかさねて編修せしめらる、よりてかの入道の書をとりて補ひつゝ、いくそばくの卷々つゞりて奉りぬ、其事にあづかりしは、戸田氏德と、中里中舒、村井量令等なり、つぎて又朝臣の仰によりて、記錄書籍の解題を作らんとして、今ひたぶるにその事にかゝづらへり、はた學問所の御庫に、番外雜書とて近き世の人

愛藏書籍

人のかき著せし文どもあつめられしも少からず、是はた解題作らましかば事にふれ時にとりて、見むとおもふまに〱、さぐるべきよすがとも成なんと、さきにその卷々をけみし、をろ〱解題を作りたりしかど、朝臣これもと人々のすさびに書なせし雜書なり、濱の眞砂はよみつくすとも、此解題はかき盡す時なかるべしと宣ひしかば、その事やみぬ、されどふりすてんもほいなしと思ひけるほどに、氏德いちはやく夜な〱燈のもとに書つめつゝ、半なりつるふみまたく成にしかば、十あまり七卷にいたれり、○中略 文政九とせ神無月なかの九日時雨ふるころ間宮士信、

六十九翁源弘賢書

〔鹽尻 十七〕一度會延經曰、近古より倭國の人心賤しくなりて、我家の飾にせんとて、日本の記錄許多たくはへて、他見をもゆるさず、數年をふる、定に類本もなき本朝の記錄の、火難に亡びたる、いくらも有とぞ、是は作者の本意にはあらじ、流布すべき事を願ひてこそ撰たらんに、後人の私心より流布を嫌ひ忌事は、無道の所爲也と云々、

〔槐記〕享保九年五月四日參候

申上シハ日本ノ風俗ニテ、古今ノ歷代、書籍ヲ秘セラルヽカラ、斷絕ニ及ブコト多シ、最惜キコトナリト存ズル、印行サヘアレバ、何方ゾニハ遺ルコトアラント申上シニ、イカニモ汝ガ申ス如クナリ、コレニハ古今ノ人ノ心得チガヘタルヨリ如此ニハナリ來レリト思召ナリ、正シキ日本ノ歷代サヘ、日本後紀ハ斷絕シテナシ、三錄ハ全ク存ス、コレニテモ見ルベシ、台家ニモ、御堂殿○藤原道長ノ直ニアソバセシ御記錄モアリ、凡ソ七百年來、今モ左大臣家ニハ每日ノ日記アリ、コレラハ子孫ノ爲ニ記シテ、他人ノ見ルベキモノニアラズ、朝家ノコトニテモ、時アリテ諷ス、子孫ノ爲ナレバナリ、コレラノ書ハ堅ク秘シテ、他人ノ見ルベキモノニアラズ、自分面々ノ書ハ、善惡トモニ印行ナサレタキモノト思召ノ由ナリ、

（甲子夜話四十二）浪華ニ松井輝辰ナル者アリ、書ヲ好ミ文才アリ、著書モ亦多シ、其業ヲ尋ルニ、新町遊女屋ノ主人ニシテ、家名ヲ瓶子屋甚五郎ト呼ブ、卑賤ノ業ニシテ、カヽル志ハ珍シ、又聞ク、輝辰藏籍最多シ、其書ニ印記アリ、左ニ錄ス、小鮮游化棠隱傍觀ナド、此輝辰ガ撰ナリ、以上餘錄（寛政壬子ノ記○印略）印文小字讀ガタシ、因テ再ビコヽニ鮮明ス、著書始認著書難、字々寫來心血乾、禁錮塵堆蠅食蠹、不如典賣供人觀、羅州子題、趙子昂云、吁聚書藏書、良非易事、善觀書者、澄手焚香、拂塵淨机、勿捲腦、勿折角、勿以爪侵字、勿以唾揭幅、勿以夾刺、勿以作枕、隨損隨修、隨開隨掩、後之得吾書者、幷奉贈此法、大阪臨照堂藏、

（隨意錄一）猥藉書籍者、其志不篤、竟不能成學、最可敬惜書也、顏氏家訓云、借人典籍、須加愛護、先有缺壞、就爲補治、此亦士大夫百行之一也、

（雲萍雜志一）江戸にて予（○柳澤里恭）がしたしく交りし友に佐伯何某といふ人あり、書を好みて、食事の傍にも、見臺をすゑて、書籍をひらき置て見居けり、其行ひ篤實にして、常に机上には書をひらけども、決して疊の上におかず、一冊たりとも、本箱の出し入れをつゝしみて、是を戴きて、取あつかふこと丁寧殊に至れりといふべし、ある書林の見せに、書籍をならべおきて、その上をまたぎ、或は蹈こえなどするを見て、かの書林は、出世なり難しといへり、又他の書商の客來りて求る時は、その書をいたゞきては出し、いたゞきては取入るゝを見て、やがて上もなき書肆となるべしとて悅けり、

納書神社井學校

（寬齋文集九十五跋）寄納伊勢文庫先考詩集跋
古人藏書於名山者、欲傳之無窮也、恭惟、伊勢大神宮者、本朝之宗廟、萬世不易之靈場也、雖兵革之變、不得侵掠焉、雖浮屠之穢、不能妄入焉、況今文庫經營、有官給之贍、則欲藏書以傳之無窮者、捨此豈他求哉、先考羅山子文集七十五卷、去歲旣納之、頃間詩集七十五卷、附錄五卷、剞劂新成、乃濯郡宰八木

但收宗直以寄之、唯冀文也詩也、與靈場共久傳、而先考之才名、賴神德以永存也、若夫文庫、有志者周覽之、則爲弄翰墨之一助乎、寛文二年壬寅五月吉辰、武州州學教授禮部法印春齋林恕識、

〔鵞峯文集 九十八跋〕納梅洞集于出雲大社跋

出雲國杵築大社、闔國之總鎭、古今所奉崇也、鎭座以來、雖歷危亂、不預兵革、人々知焉、故謹奉納梅洞集合部十六冊於社邊文庫、欲令亡嗣遺文存於萬世、其名不永朽也、仰冀神明照鑑、己酉十一月朔

〔古學小傳 一〕今井似閑

今井似閑ハ、號ヲ見牛トイヒ、家ノ稱ヲ偃鼠亭トヨベリ、京師ノ人ナリ、隱居シテ六波羅ノ東阿佛屋敷ト云ヘルニ住メリ、○中略終ニノゾミ、藏書二百餘部ヲ賀茂ノ神庫ヘ納ムト云、不朽ヲハカルナリ、

〔大社志〕寄附藏書重者如左

和歌三部抄、詠歌大概 筆者菊亭大納言、 仙洞御所御寄附百人一首 同愛宕中納言 未來記雨中吟 同高倉前宰相 外題 同醍醐內大臣

享保十五年戊八月

附十二月花鳥和歌色紙、仙洞御所詔令親王公卿十二人書之、各十二枚賜兩國造、

二十一史 前大守拾遺綱隆朝臣御寄附

古文奇賞 名勝志 大守拾遺綱近朝臣御寄附

扶桑拾葉集 公卿補任補闕 水戶光圀卿御寄附

此外、靑匣黃軸、寛文以後、日寄月納、幾至充溢四壁、今不悉錄者、恐煩擾、○下略

〔先哲叢談 七〕藤原明遠字深藏、中村氏、號蘭林、○中略

蘭林垂終遺命、寄納其所藏書四十九部于足利學校、其意欲傳之永世以供後人之覽、其目如左、漢魏

叢書、玉海、杜氏通典、明文翼運、與臨川集、名山藏詳節、〇下略

〔奉納書籍聚跋〕陋撰洗心洞劄記成焉、而社弟翻刻諸家塾、後略欲以其一本燔於伊勢朝熊嶽絕頂、以告天照大神、而一本藏富士岳之石室、以俟人、是乃有意在、而非人所知也、于時適足代弘訓訪、後略弘訓卽伊勢山田御師職、而有學識人也、後略因稱語此志、弘訓詳告神宮有宮崎林崎兩文庫、而從來藏奉納之典籍、且勸以奉納焉、而止以不燔、後略終從其慫慂、與之結奉納之約、而今秋先登岳藏書、歸時航吉田海、到山田寓足代氏、劄記各一部、以弘訓之紹介奉納兩文庫矣、故得一覽兩庫之牙籤、和漢之載籍、大抵略備焉、陽明王子之學、古今人情之所忌、然而其全集既在宮崎文庫之牙籤、而世所奉承、乃朱子之敎、而其全集則反兩庫共未嘗有奉納之者也、後略於是乎益信其奉承朱學者、只名而非實也、後略雖固奉王子致知之敎、而於朱子博約之訓、寧亦廢之哉、故歸鄕之後、與社弟胥謀、慨然醵金若干、乃購和刻朱子文集二部各六十册、復以弘訓之紹介、奉納兩文庫、是非後略矯情而故爲之也、只以學力微弱、材識拙庸、而身既隱矣、安得伸振頽助衰之志、故祈冀知朱子之心、誠體朱子之學、而不顧生死禍福、以扶助世道人心之一大實儒、亦出於我扶桑之東焉、一洗陋染偏執之習而已矣、是乃與唐明宗焚香祝天以待聖人之出、事固異而情則同、嗟乎此願不問人之信不信、惟是神明鑑焉、欽書此卷末以表赤心者也、

曝書

〔延喜式十三圖書〕凡御書及圖繪者、六年一度曝涼、勅使辨官、簡差諸司判官以下及舍人學生等堪事者、分番檢涼、其雜使取散位位子等驅使、充左右衞士各十人、掃部寮設座席、所司朝夕給百度食、衞士人別日飯二升、若御書幷雜調度、有損破者、仰所司令繕補、事訖之後、總取諸番日記、勅使署名奏進、其藏鎰者、寮申內侍奏請、檢涼之間勅使封鎰納寮、

〔延喜式十三圖書〕凡曝涼佛像經典者、起七月上旬、盡八月上旬、其所須綿紙幷鋪設等臨時請受、

〔藏書記要〕曝書

曝書須在伏天、照櫃數目、挨次晒、一櫃一日晒書、用板四塊、二尺闊、一丈五六尺長、高擱起、放日中、將書腦放上面、兩面翻晒、不用收起、連板擡風口、涼透方可上樓、遇雨擡板連書入屋內、擱起最便擺書、板上須要早涼、恐汗手拏書、沾有痕迹、收放入櫃亦然、入櫃亦須早照櫃門書單點進、不致錯混、倘有該裝訂之書、即記出書名、以便檢點收拾、曝書秋初亦可、漢唐時、有曝書會、後鮮有繼其事者、余每慕之、而更望同志者之效法前人也、

〔濟北集一古律詩〕曝書
夏暑苦炊蒸、懶困思移換、課童散曝書、排布在几案、日照辨打疊、風來作翻看、時又開一函、蠧魚相逃竄、簡策多穿透、褾軸皆零亂、蠧痕字雖壞、蝕迹文還奐、禹鑿山川曲、恬塹地脈斷、夏姬坐深宮、裂餘羅帛攢、越巫入古廟、燼殘紙錢散、嗟蠧何爲者、生涯良可嘆、文字當餚食、書篇爲舍館、函中尤闇黒、生成不爲難、函開儻逢明、悚懼爭藏竄、几下及窻隙、身首成分段、宛似誦文徒、字句作味玩、唯知貪紙墨、義理轉漫澁、戒本分宗師、憐愍下烹鍛、心目共眩晃、辟易生驚惋、不曾乖大道、却又失故翫、昏迷入苦輪、長夜何時旦、

〔駿府政事錄〕慶長十七年七月四日、曝御文庫之書籍、

〔諸國圖會年中行事大成四六月〕日不定　今月諸寺院、及び諸名家に藏する所靈寶書畫軸物類の虫拂ひあり、大抵天氣晴爽の日を俟て、辰刻より午刻迄曝す、諸人拜見を許さる、　東寺弘法大師の持物、名畫古文書等最多し、　建仁寺開山明庵自畫の像、諸名家の書畫多し、　東福寺開山聖一國師の持物、光殿司其餘和漢の名畫墨跡等甚多し、　天龍寺開山夢窓國師の袈裟、其餘墨跡名畫等多し、　妙心寺開山國師の袈裟、并に持物、豐太閤の御子棄君産衣の鎧、其外名畫靈寶多し、　智恩院和漢の書畫靈寶等多し

〔日本歳時記四夏〕六月　圖畫墨蹟をも、一時許日に晒すべし、是も淨き薦或は淨きゑぶ紙などの上に置べし、繩にかけ竿にかくるはあしゝ、久しく晒すべからず、圖畫のうらをほすべし、表をさらすべからず、其上にひとへなる紙を長くひろくつぎたるをおほふべし、軸に近き方を能ほすべし、これ又如此すれば蟲ばます、

〔譚海十三〕書物虫干するには、和紙の本は二ツに明て、其まゝ疊のうへにたてゝ干べし、風よく通りて便宜よろし、唐紙の本は如此すれば、たふるゝ故心あるべし、

〔燕石雜志五〕俗呪方

修書　書籍の破れ蠹たるを修補に、或は糯糠糊或は生麩糊をもてすれば、ふたゝびその處より蠹て破損はじめに倍す、只海蘿を用ふべし、海蘿にてすれば、白魚生せず、白魚は多く黴雨の時節に生ず、四月のはじめに、書を曬して箱におさめ、その隙をふたぎて、黴雨中の風にあてざれば、白魚なし、又寒中に書を晒せば、春蠹ず、又暑中に書を晒すに、よくその冷るを俟て、箱に藏めざれば、却て白魚を生ず、　除油汚書　悞て冊子に油を沃ぎかけたるには、屋上の漆灰を取て末となし、紙の裏よりふりかけ、熨斗て一宿を經れば、油悉脫て迹なし、

家無藏書

〔近世叢語三文學〕平金華、家酷貧不藏書籍、止抄書數卷、而文章縱横、筆端活動、

〔文會雜記一上〕一金華ハ、左傳、檀弓、莊子、通鑑ナド抄書シタルヲ、少シバカリモチタリ、外ニ書ハ一卷モナシ、常ニ右ノ抄出ノ書ヲ見テ文ヲ書タリ、人ニ對シテモ、吾學問ハ是ノミ也ト云ヘリ、

〔五山堂詩話一〕余〇菊地桐孫貧不能貯書、偶有購得、早已羽化去、篋中留集五部、一白香山、一李義山、一王半山、一曾茶山、一元遺山、外此無有、因以五山名堂、有句云、家徒四壁立、書僅五山存、

購書

〔先哲叢談後編一〕谷時中

時中訪求經籍、時喪亂之後、僅脫干戈、文運未闢、獲書最難、而況高智南州之僻邑、搜索無他術、求之平安、若浪華、若長崎、積年之久、多儲藏之、以其服事田畝、家本不貧、以購買書籍之故、饒資富財爲之蕩盡、嘗曰、富貴失志、田產數百石、此非所以嘉貽子孫也、不若吾讀聖賢書、講明道義、以之傳於後、乃鬻却之、僅存數頃田、可以餬口云、

〔文會雜記一上〕一徂來ハ、庫一ツニ書物ノ拂アリタルヲ、金六十兩ニテ求メラレタリ、其中ニ種々

ノ書物アリテ、四部稿、于鱗集、名山藏、甔甀洞稿、天目集、李本寧集ナド、明ノ書夥敷アリシト也、家財ヲ賣拂テ求ラレシト也、誠ニ豪傑ノシワザ也、

〔古學小傳〕上田秋成

上田秋成ハ、號ヲ鶉居、家ノ號ヲ餘齋トイヘリ、稱ヲ東作ト呼ベリ、大阪ノ人、四歲ノヲリ孤トナリテ、上田氏ニ養ハレケルガ、業ノ汙下ナルヲ恥ヂ、家ノ產ヲヒサギテ千金ヲ得タリシヲ、コトゴトク書籍ニカヘ、人ノ屋ヲカリ住マレケリ、藤原ノ宇万伎ガ浪花ニノボリシヲリ、門人トナリ、和文、マタ歌ヲヨクセラル、

〔皇國名醫傳後篇中〕永富獨嘯庵〇龜井道載〇中略

魯字道載、以字稱、號南溟、筑前姪濱人、世業醫、父聽因有氣節、少好任俠、中歲折節讀書、悔己志學之晚、故訓其子、奬勵兼至、嘗命魯買書籍於長崎、魯縱遊酒樓、費盡五十金、空手而歸、聽因不責、再付金、使與弟共往、

〔文德實錄十〕天安二年六月己酉、大學助從五位下山田連春城卒、春城字連城、右京人也、〇中略仁明皇帝欲令春城遂本業、詔侍校書殿、賜閱御書、

〔言繼卿記〕天文十三年二月廿二日辛卯、同環翠軒仕立候用予源氏本兩冊自篝火到藤裏葉清三位借用之間遣之、前々兩冊返了、

〔實隆公記〕文龜二年十二月五日甲辰、新大典侍局來臨、清輔袋草子本、自御所被返下之、

〔梅花無盡藏四〕還春澤之書籍、

十七史全部四十五冊、史記全五十六冊、漁隱前集五十卷、後集四十卷、已上九十卷、詩林廣記前集十卷、後集十卷、已上三十卷、還春澤、以漢書之前集後集、以上十九冊、還南豐之方丈、

〔徵古文書甲集山城〕妙智院文書

德川家康書狀

家語之本借給祝著候、委細城織部可ㇾ申候條令ㇾ省ㇾ略候、恐々謹言、

七月廿一日　　家康花押

妙智院

〔閑散餘錄下〕吾國慶長元和ノ頃ハ、兵戈ノ餘ニテ、學問ノ道大ニ衰フ、京師ノ中ニ、四書ノ素讀ヲ教ル人モナカリシトナリ、ソノ頃惺窩先生一人、學ヲ講ジ後世ヲ倡フ、門人ニ豪傑多ク出ヅ、コレヨリ學問大ニ開ケテ、今ノ盛ンナルニ至ル、先生ノ功誠ニ偉ナラズヤ、今ソノ文集ヲ見ルニ、今時ノ學者ニ比スレバ、甚醞藉有テ、古雅優長ナルコト多シ、其時代ハ兵亂ノ中ニテ、甚書ニ乏シ、先生カネテヨリ十八史略ヲ見ント欲スレドモ、コノ書ヲ持ル人ナシ、後ニ角倉與市ガ許ニテ借出シ、繕寫セラレシトナン、又圖書編ヲ林道春ノ買求メラレシ由ヲ聞及バレ、再三書ヲ以テ借シ與ヘヨト請レタレドモ、ソノ事ナシト僞テ、終ニ貸サヾリシトナリ、コノ二事ヲ見テ、書籍ノ不自由ナリシコト想ヒヤラレタリ、近年ハ唐本多ク渡リ、和板モ年々多ク出ヅ、歷史經書字書ヲ初トシテ、アラユル書籍、五十年前ニ比スレバ、價大ニ賤シ、誠ニイナガラ學問ノ爲ヤスキハコノ時ナリ、圖書編往復ノコトハ、老人夜話ニ見ヘタリ、

〔先哲叢談續編一〕吉田了以、名光好、字了以、通稱與七、山城人、給ㇾ仕于幕府、了以好讀ㇾ經史、每有ㇾ餘暇、鈔ㇾ寫諸書、自ㇾ父意庵從ㇾ事於方技、家多藏ㇾ書、然當時僅免ㇾ干戈、雖ㇾ有ㇾ志學者、甚艱ㇾ於ㇾ得ㇾ書籍、故三宅亡羊等常請ㇾ了以借ㇾ覽之云、

〔先哲叢談五〕源君美

初年從ㇾ父官ㇾ于久留利、〇上總二十一與ㇾ父共辭ㇾ仕、於ㇾ是貧甚、人或勸ㇾ之業ㇾ醫若ㇾ教ㇾ字以取ㇾ給、白石不ㇾ從、一刻ㇾ意于經史、時河邨瑞軒般富、多藏ㇾ書、乃就而借覽、

〔家道訓用財中〕人の書をからば、わが書をさし置て、まづ人の書を專一に見て、早く返すべし、人の書をかりて、見ずして久しくとゞめ置は、おこたり也、大冊なる書も、二日に一冊は見やすし、中冊の書の五冊からば、五日に見て早く返すべし、十冊ならば、十日にみて返すべし、久しくとゞめ置べからず、早く返せば人も又よくかしてをしまず、是學者の心を用べき事也、

〔憲教類典書物四ノ九〕天和三癸亥年十一月廿五日

口上之覺

三河以來御當家之儀書記候書物、幷自分家之留書有レ之候ハヾ、可レ被二指出一之候、附所持無レ之候ハヾ、其旨追而可レ被二申聞一候、以上、

亥十一月廿五日

右口上書、於二阿部豐後守殿宅一、諸留守居江被レ渡之、

〔隋書經籍三十二〕至二于孝成一、〇漢秘藏之書、頗有二亡散一、乃使二謁者陳農求二遺書於天下一、〇中略隋開皇三年、秘書監牛弘表請、分二遣使人一、搜二訪異本一、毎レ書一卷、賞二絹一匹一、校寫既定、本卽歸レ主、於レ是民間異書、往々間出、

〔仰高錄〕弓馬幷諸禮故實の書物、古書或寫等、就二御尋一、諸家より數卷上り候、政武掛りの事故、件の諸家、有增書附見候處、水戸御家、松平加賀守、小笠原右近將監、永井播磨守、小笠原平兵衛、伊勢祐和、小笠原賴母、小笠原三右衛門、小笠原信濃守家臣村上數馬、榊原安藝守、水野志摩守、木村權兵衛、久野和泉守、吉田槇右衛門、松平紀伊守、林大學頭、大島雲平等、其外岩橋藤七郎、並河五一郎、羽倉藤之進、青木文藏、茶屋宗有、仁木省三、新井傳藏、榊原源八など中類、京都南都の內、或鞍馬、石淸水、加茂、吉野の邊より求出、差二上之一候、〇中略都而故實の書物、古武器の類、右の外所々家々より年來上り候は、數多の事成よし、こゝに書付候は、寫御留に成候分、或は寫候書付等、御書物部屋御預の筋也、此餘本形の類など、御小納戸幷御弓方小道具役へも御預有レ之候、それにつきては、古文書等も上り候べ

き歟、又古文書證文感狀判物等の類、尤所々より上候、別て元文寬保の頃、青木文藏〔元浪人に而、御扶持被下、評定儒者に歟被仰付候也、〕被國々へ罷越、寺社幷民屋等に所持の古文書類借集、差出しは數多の事也、其中御覽思召有之分、寫被仰付候、甲州信州武州相州遠州參州豆州の中にて、模寫御本に成候計も、大卷廿三冊計に成、駿州の內計も四十八冊程有之候、其外御朱印御書出筋花押等の寫被仰付候分數卷、岩松家古文書の內御留め被成候古筆十卷計、世良田長樂寺寶藏古文書の內も被寫、蜷川右京所藏の古書も入御覽、其中ニモ被寫、七冊計にも成候、

〔有德院殿御實紀附錄十〕この頃、御家人のうちにても、舊家の人々には、傳來の古書異本を進覽すべきよし仰下されて、進呈せし內、寄合伊勢兵庫貞丈は、室町家雜禮舊記六十二冊を御覽に備ふ、其書のうち二十七卷、いまだ御文庫にあらざる舊記のありしかば、兵庫におほせて、みづから寫して奉らしめらる、

〔享保集成絲綸錄三十五〕享保七寅年正月

覺

一目錄之書籍共、御用候間、所持候者、可被差上候、自分所持無之候者、家來又は領知之寺社百姓町人等に至迄相尋、右之書於有之は、差上候樣に可被致候、

一新國史より、風土記迄は、御藏に全部無之候、

但風土記は、豐後、出雲、御藏に有之候、

一本朝月令より、類聚國史迄、書付之通卷數は御藏に有之候得共、端本に而候、此闕卷之分、所持候はゞ、可被差上候、

一右書物之儀に付而、承合候事も候はゞ、林大學頭父子江可被相談候、以上、

正月

〔享保集成絲綸錄三十五〕享保七寅年正月十六日

藤原良基作

嵯峨野物語

式目追加三十三ヶ條

建武式目以來追加

右之書物御尋に候間、各被遂吟味、今八ッ時迄之內、有無之返答書付可被差出候、御急候間、少も油斷有間敷候、

正月

〔憲敎類典四ノ九書物〕寬保二壬戌年四月

青木文藏儀、爲書物御用、今度相州豆州遠州參州武州金澤江被遣候間、私領之分は領主ゟ、神社佛閣町在共相觸、書籍(ショジャク)、書物(カキモノ)、其外舊記等致所持分、本紙取集、城下に可被差置候、文藏相廻り、役人江可申談候、萬石以下之分、是又其地頭ゟ相尋、書籍書物舊記等、本紙取集、向寄之御代官迄可被差出候、右之通被申付上は、上ニ而も品により、猶又文藏御料私領共に、寺社は勿論、村々江も相越可申談候間、可致對談候、尤旅宿之儀、町在寺社共、無滯宿借可申候、賃錢之儀は可致對談候、文藏來月中旬出立候間、其已前ニ、右之趣、領分切りニ可被申付候、

四月

〔右文故事八〕御寫本譜下

延享二年

條令

家々に所持候日本之記錄、日記類之書籍、外題幷冊數致目錄、當十月中迄に、石川土佐守、横田十

郞兵衞內江可被差出候、尤在所之寺社等に候も、是又吟味候而可被書出候、

右之通可被相觸候

三月

〔天保集成絲綸錄百三〕文化十二亥年十月

寺社奉行江

鹿島香取社司之內、事書舊記之類所持之者有之、鹿島には文庫も有之趣に相聞、和學講談所において取調候書籍御用に付、塙檢校門人之內可差遣候間、所持之分不殘一覽爲致、寫取らせ候樣可被申渡候事、

〔耆舊得聞〕立原甚五郞○中略先生ハ、常ニ古書古物ノ廢シテ、散失スルヲ惜ミ、家藏ノ者アリト聞ケバ、遠處ヲ厭ハズ訪問シ、六集帖ノ世ニ出シ時ハ、故サラニ江戶ニ上リテ摸寫シ、鹿島文書ナドハ、借覽ノ上ニ、裝潢ヲ加ヘテ返シ納メラレ、常陸三家江戶佐竹人塚系圖ノ如キハ、數本ヲ合テ校正シ、殊ニ江戶但馬守ハ、其神主ヲ製シテ、田島村和光院ニ納メラレタリ、此類ノ事甚多シ、最モ新井白石ノ書ヲ好テ多ク藏シ、安積老牛ノ家ニ存セシ書牘ヲ集メテ、新安手簡ト名ヅケ、其外白石遺文ノ輯モアリ、

〔先哲叢談續編二〕佐々十竹

十竹祿仕之後、奉命歷涉四方、訪搜我邦中世之遺書、神祠佛閣之所藏、世官舊家之所弆、其所獲者最多矣、後屢加增至祿二百石、遂累遷彰考館編修國史總裁、及義公老於西山、世子鳳山公嗣擢爲扈從長、眷遇殊厚矣、

〔修史始末上〕貞享二年乙丑　公五十八歲

春遣佐々宗淳、及丸山可澄於山陰山陽西海北陸四道、搜遺書、公豫請諸幕府、告知國主城主、故所過

城邑、遣使詣館、差人爲導、凡名山巨鎮、古祠舊刹、所藏墜文逸字、莫不幽尋窮討、經歷五十五國、海陸一千四十餘里、冬歸江戸邸、(史館舊記筑紫巡行日記)

〔又續南行雜錄 奥書〕天和改元辛酉歲、佐々宗淳使南都、多得寺社舊記、拔萃抄出、輯名南行雜錄、元祿己巳(○二年)歲、大串元善、亦南行而有續錄矣、壬申(○五年)之夏、宗淳再使、又粗有所見聞、歸江府之後、使微臣(可澄)輯錄、乃附本編後、題曰又續南行雜錄、

元祿癸酉(○六年)冬至後一日　彰考館書史丸山雲平(可澄)識

〔續日本紀 三十 稱德〕神護景雲三年十月甲辰、太宰府言、此府人物殷繁、天下之一都會也、子弟之徒、學者稍衆、而府庫但蓄五經、未有三史正本、涉獵之人、其道不廣、伏乞列代諸史、各給一本、傳習管內、以興學業、詔賜史記漢書後漢書三國志晉書各一部、

〔三代實錄 七 清和〕貞觀五年正月廿五日戊子、大納言正三位源朝臣弘薨、弘者嵯峨太上天皇之子也、母上毛野朝臣氏、弘幼而聰警、好讀經史、尤善隷書、(○中略)爲性寛厚、仁愛於物、通曉政體、視事清斷、始太上天皇見諸王子中、弘最好學、特賜經籍、故家多賜書、倍於諸子、弘尋讀不倦、

〔實隆公記〕明應八年六月九日戊戌、自親王御方、杜子美(批點唐本十一册)本被下之、秘藏自愛只此事也、

〔好書故事 三〕賜書

享保七年、御文庫來歷志ニ、有德院殿(○德川吉宗)本朝世紀御搜索ノ令アリシ時、上皇靈元院朝廷ノ御藏本、及伏見家所藏ノ舊本ヲ以テ、於仙洞校讐セシメラレ、且善書ノ公卿ヲエラバレ、東園大納言等ニコレヲ繕書シ、所司代松平伊賀守忠周ニ勅シテ、府朝ヘ賜ハレリト云、享保七年五月ノ事ナリ、

本朝世紀　四拾六册(日鑑註)

右之書籍、御尋之儀、法皇(○靈元)內々被爲聞召候に付、御考被遊、本朝世紀者、南方新寫被仰付、御文庫に有之候、元來伏見殿傳來之由被爲聞召、御所望被成、書寫被仰付置候伏見殿書物は、古き本に而、

文字見へ兼候處有之、又冊之内に、外題なども無之候故、世紀にて候哉、難見分候を、於御所御吟味有之、全部いたし候、右世紀、關東へ被進度思召候との御事にて、諸家へ被仰付、御寫させ被遊、出來候由、右之趣所司代松平伊賀守より、關東へ申來り、享保七寅年五月被進之候、

書手

外題　園中納言

承平　五年一冊東園大納言○中略

仁平　元二三年九冊東久世入道三位　條中將六角三位　園中納言烏丸中納言　清水谷宰相風早前宰相　滋野井中將久世前宰相　以上

守重曰、享保求書ノ令、遍ニ沖天ニ至リ、獨リ希代ノ珍籍ヲ恩賜セラル、ノミナラズ、善書ノ公卿ヲシテ、手自繕寫セシメラル、君賢輔道合ヒ、實ニ是太平ノ文華ト謂ツベシ、故ニ詳ニ之ヲ記ス、

〔好書故事一下〕綱要

元和七年辛酉十月、從後水尾帝、台廟○德川秀忠へ、新刻皇朝類苑ヲ賜フ、

元和年錄に、元和七年十月、禁中に而、皇朝類苑と申御書物、判木に被仰付、何れも公家衆學文仕候衆へ被下、公方樣へも一部被進候、金地院を被召寄、於御前所々讀候而講釋仕候、其中に、三河守大江定基出家いたし、爲求法入唐仕候得ば唐之天子殊之外崇敬仕候て、圓通大師と申號を授候よし、此書の中に有之、寔に日本之名譽なるべきよし御感被成候、

〔駿府政事錄〕慶長十九年十一月十日、今日從仙洞○後陽成類聚三代格六卷、自聖武後一條院迄年代略十九卷、類聚國史二卷、古語拾遺、名法要集、神皇系圖、南光坊○天海爲院御使持參、及夜道春於御前讀之云々、

〔右文故事八〕御寫本譜下

林家所藏文書

獻書 贈書

今度以成瀨豐後守申上候處、御機嫌能、御息災之由珍重存候、然者書籍三十部、幷朱印之煉朱被下候條之通、可然之樣相心得可申上候也、

八月朔日 御判

本多上野介殿

猶々書籍澤山に被下、忝之段、能々可申上候、

乍御報御禮令披見候、仍從大御所樣、〇德川家康御書籍卅部被遣候付而、成瀨豐後守被持出候、則致披露候處、公方樣〇德川秀忠不大形御機嫌被思召候、御禮者、右之通可被仰上候、委細者、永喜閑齋可申入候、恐々謹言、

八月朔日 土井大炊頭名判

道春樣御報

〔先哲叢談七〕鳴鳳卿、一名信遍、字歸德、又字子陽、成島氏、成鳴倭讀同、故假修爲鳴氏、稱道筑、號錦江、又號芙蓉道人、陸奥人、仕大府、錦江、方享保間、侍講禮記明律、寵遇日厚、賜十三經二十一史、其餘恩準之書甚多、自作芙蓉樓記曰、辛亥之冬、余架一小樓於江上、顏之曰芙蓉、以爲藏書之所、芙蓉名何取、取諸芙蓉當乎軒也、芙蓉相距實三百餘里矣、而坐挹三峯雪者、其高且秀也、樓何由起、蓋家有賜書千餘卷、恐辱帷房側滬之地、此樓之所起云々、

〔續日本紀十二聖武〕天平七年四月辛亥、入唐留學生從八位下下道朝臣眞備、獻唐禮一百三十卷、太衍曆經一卷、太衍曆立成十二卷、測影鐵尺一枚、銅律管一部、鐵如、方響、寫律管聲十二條、樂書要錄十卷、

〔本朝世紀〕天慶四年八月九日丙申、今日自殿上有勅、〇朱當召三代實錄一部五十卷五箇帙、加目錄一卷、各有錦端帙、藏人藤原遠親傳件宣旨、大外記三統宿禰公忠、少外記物部貞用、權少外記多治文正

等蒙宣旨奉之、

〔法成寺攝政記〕寛弘三年八月六日丙子、參內、奉文集抄、扶桑集、小葉子、是御手習料也、

〔山槐記〕治承三年二月十三日辛丑、算博士行衡來云、入道大相國(六波羅平清盛)〇可被獻唐書於內云々、其名大平御覽云々、二百六十帖也、入道書留之、可被獻摺本於內裏云々、此書未被渡本朝也、

〔百練抄(八高倉)〕治承三年十二月十六日、爲御方違行幸入道大相國八條亭、以太平御覽爲御贈物、件書本朝流布之始也、

〔和漢名數〕聖堂品々獻上目錄

三大全　甲府

四書大全

五經大全　唐本

性理大全

帙、純子大紋、裏白アヤ、表紙紗金、裏金砂子、書物黃色ニ染ル、ジツノコハゼ金彫物唐草、

廿一史　尾州〇(中略)

帙、純子萠黃、牡丹唐草中紋、裏白羽二重、表紙唐紙、コハゼ赤銅彫物唐草、外題明朝流ノ板、

十三經注疏　紀州

白紙本帙純子萠黃、中紋牡丹唐草、裏白錬、表紙、コハゼ四分一彫物唐草　外題榊原玄輔

和朝史記　七部自述　水戶

舊事紀　古事記　日本紀　日本後紀　續日本紀　續日本後紀　三代實錄　文德實錄

書本也、表紙黃色、紫糸ムスビトジ、〇(中略)

通鑑司馬公　松平讃岐守

帙、純子唐茶中紋雲龍、裏白練、表紙唐紙、コハゼ赤銅唐草彫物、

四書集註　松平左京大夫

五經集註　唐本

文公家禮儀節　外題榊原玄輔

帙、純子紺小紋糸櫻、裏白練唐表紙、コハゼ四分一、

朱子語類大全 朝鮮本　松平攝津守〇中略

邵子全書　松平出雲守

五朝言行錄　松平播磨守

通鑑全書 明朝新刻　松平兵部大輔

帙、フクツ純子朽葉色、裏白羽二重、表紙ウコン唐紙、コハゼ赤銅彫物、

孔聖全書　唐本　松平大和守

帙、フクツ純子、裏白羽二重、表紙ウスカキ唐紙、コハゼ赤銅、

二程全書　松平出羽守

シツ紋砂ミルチャ色、表紙紗、

孔廟禮樂考　松平若狹守

帙、茶地緞珍、裏白羽二重コハゼ、ツノ、

性理會津　松平中務大輔

帙、純子紫中紋、裏白羽二重、コハゼ赤銅、ウコン唐紙、

太平廣記　松平加賀守

太平御覽〇中略

太平御覽　松平薩摩守
文苑英花〈全八百〉
冊府元龜〈全二百五十〉〈○中略〉
三才圖會〈全二百〉　松平肥前守
玉海〈○中略〉
四書大全辨　松平丹後守〈○中略〉
朱子文集大全〈朝鮮本〉　宗對馬守
同語類〈○中略〉
儒宗理要　木下順庵

〔駿府政事錄〕慶長十六年九月十六日、吉田神龍院梵舜、進藤原系圖一卷、

〔梵舜日記〕慶長十八年五月九日、江戶將軍樣〈○德川秀忠〉へ御禮、予杉原三束、紹運系圖一冊進上也、

〔駿府政事錄〕慶長十九年四月五日、淨土宗西福寺長老獻選擇集二卷、則於御前令讀給、

〔日本敎育史資料〈十八加賀藩〉〕一學校御用之書物、經書等指上度旨申聞候人々も有之候、就夫和本之分は、京都火災之節、板多く致燒失候故、新に板摺せ候儀は出來兼候分も有之候、唐本之儀は、於學校取扱候には、和本程には無之儀も可有御座儀と存候、依而和本當時板無之分は、古本に而も書入等無之分は表紙等相改指上候儀は苦間敷と、遂示談申候間、其趣に夫々可申談旨存候に付、此段申進候條、以御序御聽にも被達置候樣に被存候旨、四月十九日付、河內守紙面山城宛、入御覽申旨返書五月四日付、〈寬政四年〉

一學校御書物之儀に付、唐本は各別、和本之分は、いづれに而も、學校本と唱える表紙色、何色に而も、一色に相極り申候、

此方様に而も、右之通被仰付候而可有御座哉、左候はゞ、丹表紙など可然奉存旨、不破和平申聞候間、右之通被仰付にて可有御座哉との趣、三月二十四日大炊河内守紙面中申遣、山城宛也、御紙面等到來之節入御覽候所、昨日拙者儀御前へ罷出候節被返下、表紙色之儀、此表聖堂之御様子御聞合被成候處、表紙色一様と申譯は無之候、聖堂御用之御有物には、御印押候由に候、

〔基量卿記〕貞享二年七月廿日、後西院御文庫ニ有之候古今御傳受之箱、幷御記少々、先日禁中へ被進上、今日又殘御記類字等盡可入御文庫由、以兩傳奏、平松中納言へ、稻葉丹後守申之、件之御記半分餘、御代々宸記、御正記也以上廿箱之內、宸記分八箱、今日參了、殘十二箱、今紛失、不知行方、若臣下記故、左相府〇近衞基熙へ被下歟、內々和歌抄物御記等可被下由、後西院兼而仰之由也、候二左府出雖頭(異ヒ他也)然不被進禁中、他所へ可被下義不叶、其理之由、公武御沙汰治定之間、唯今及此沙汰、殘十二箱御記、如何、不知子細、莫言々々、

〔好書故事〕三十伊勢家獻書守重曰、予嘗テ之チ伊勢万助貞春ニ得タリ、全文ノマヽ、此ニ載ス、

先祖　　　　　　　　　　　　　寄合　伊勢兵庫貞衡

常憲院様〇德川綱吉御代、貞享年中、月日不相知、家流之書籍所藏仕候旨達上聞、御尋に付、奉備上覽候、右書籍御用に付、百拾八卷寫之、阿部豐後守殿を以奉差上候、右寫差上申候書籍左之通、〇下略

〔文會雜記〕一上一徂來ノ政談ハ、稿ヲ焚レタルナリ、〇稿チ以下、一本分註ニ、自筆ノ稿、今ハ京師ノ或商家ニ藏ムトアリ、德廟〇德川吉宗へ獻ゼラレタル書也、春臺モ見ラレザル由也、君修ノ說ニ、來翁モ、春臺ヲバシカト知ラレザルヤ、一生サホド氣ニ入ラヌ樣ニテ、過ラレタリト也、

〔仰高錄〕長歌短歌古今相違の事、京極黃門定家卿自筆と記され候一帖者、元冷泉家秘藏の本也、然處如何有之而か、江府町人奈良屋安左衞門と申者手に入、所持の由、成島道筑これを承出候、先年被仰出、都而事正き古書所持候はゞ、言上すべしとの御事ゆへ、其節御書物掛り田沼故主殿頭へ、

道筑申立候而、及御沙汰、右一帖の寫入御覽候處、萬葉古今集等彼是御正しの後、右の本書御用に可捧哉と、安左衛門へ道筑より承候處、御用に御座候はゞ可差上、若御買上に相成候譯に御座候はゞ、不本望旨申之故、享保十一丙午年十二月十三日、御用に被召上候、依之爲御褒美、白銀二十枚も被下置可然哉との評議の旨、有馬兵庫頭加納遠江守（御用御取次御側也）被及伺候處、御褒美と有之ば、銀二十枚はいかゞ、大名等へ被下候にも、廿枚は不輕方、凡奈良屋へ被下候はゞ、銀二枚にても過分程に被思召候へども、先銀二枚可遣、扨此一帖候事、黃金百枚の極あり、天下の寶に候へば、聊もこれを違べからず、如極黃金百枚別に可遣旨仰有し、而其後安左衛門召出し、件の御褒美幷極之黃金百枚被下置旨申渡之處、安左衛門入畏、家藏の古書御用に捧たてまつる事、本望のみならず、御褒美まで頂戴仕、冥加に叶、難有仕合、併最初よりも申上候通、御買上に相成候ては、本望ならず候へば、右黃金百枚は頂戴仕まじく、金之儀は不珍候條、此上は家の規模に御目見被仰付被下候はば、重疊の冥加、本懷たるべく相願候に付、後日件の次第入御聽處、御用達町人並相成、追而御目見被仰付候、將又翌年傳奏衆、此節中山大納言など傳奏也、外公家衆も、參向の刻、以高家、右之一帖御見せ被遊候處、無類の正書、不可有疑と、各入感言上、其後禁裏へ奏聞之上、享保十二丁未年九月中旬、冷泉中納言爲久卿へ被遣候、再冷泉家藏に被成下候、さかれども火災といふ事も有之候條、認方は如古本にて、爲久卿筆意を以て、新寫可被差上被仰遣、追而摸寫被差上、幷爲久卿長歌、反歌詠進、新寫の一帖に被添候事、且右の古書、再冷泉家藏に成候事、於禁裏叡感不淺との御事、女房の奉書到來、彼是事濟而、更奈良やを召出すべく命ありて、此度件の次第、於禁裏も、叡感の御事など、上にも御悅思召候、依之黃金百枚被下置候段申渡候處、誠雲上金殿の御感悅に成候御沙汰、奉伺候さへ、冥加至極の儀、殊黃金百枚頂戴仕るの事、難及言語儀と、深辱がり候よし、

〔駿府政事錄〕慶長十九年七月廿八日、今日自菊亭殿、於板倉伊賀守遣狀到來、是者律令、金澤文庫本、

往昔自關白秀次被進於今出川殿、今又被進于駿府、廿九日、日野唯心被獻侍中群要抄十卷、金澤文庫本也、先年關白秀次令取之、與日野殿本也、八月十九日、律令到來、是者金澤文庫本、關白秀次執之、今出川殿被進之、今日被進之、（今廿篇、內十一篇不足、律二卷在之、）

〔江談抄 三雜事〕吉備入唐間事

又鬼來テ云、此國ニ議事アリ、日本使才能奇異也、令讀書テ欲笑、其讀云々、吉備云、何書乎、鬼云、此朝極難讀古書也、號文選、一部卅卷、諸家集ノ神妙ノ物ヲ所撰集也ト云々、其時吉備云、此書開テ令傳說哉如何、鬼云、我ハ不叶、貴下具申於彼沙汰所、爲令聞如何、閉樓タリ、爭カ可被出ヤト云ニ、鬼云、我ハ有飛行自在之術、至テ聞ト思ト云、出自樓戶隙、相共到文選講所、於帝王宮、率三十人儒士終夜令講聞天、吉備聞之、共歸樓、鬼云、令聞得哉如何、吉備云、聞畢、若舊曆十餘卷被求與乎ト云ニ、鬼受約與曆十卷、卽持來、吉備得之、文選上帙一卷ヲ、端々三四枚ヅヽ、令書天持ルニ、歷一兩日天、誦ヲ皆悉成ス、持夫シテ、食物荷セテ、文選ヲ令送樓、儒者一人爲勅使欲試冒、文選端破テ樓中ニ散置、使唐人來者見之天、各借天云、此書ハ、又ヤ侍ト云ニ、多也ト云テ、令與ニ、勅使驚天、此由ヲ申帝王、此書又本朝冒有歟ト、被問出來天、已經年序、號文選天、人皆爲口實誦者也ト申ニ、唐人云、此土在之也ト云冒、吉備見合ト云テ、乞請取卅卷天令書取、令渡日本也、

〔江談抄 四〕閉閣唯聞朝暮鼓　登樓遙望往來船（行幸河陽館弘仁(嵯峨)御製）

故賢相傳云、白氏文集一本詩渡來在御所、尤被秘藏人敢無見、此句在彼集、叡覽之後、卽行幸此觀、有此御製也、召小野篁令見、卽奏曰、以遙爲空最美者、天皇大驚勅曰、此句樂天句也、試汝也、本空字也、今汝詩情與樂天同也者、文場故事、尤在此事、仍書之、

〔皇朝類苑 七十八安邊緊寇〕日本

唐長安中、遣其大臣眞人來貢、皆讀經史善屬文、後亦累有使至、多求文籍釋典以歸、（中略）（楊文公談苑）

〔宇槐記抄〕仁平元年九月廿四日、去年宋國商客劉文冲、與史書等副名籍、勘先例、萬壽三年六月廿四日資房記云、今日關白殿〇藤原頼通以遣唐人返事、先是大内記孝信承仰作之、件唐人獻名籍於相府、申請當朝之爵、而被納彼籍、不被叙爵、只作此仰書、副砂金卅兩遣之、件唐人父大宋人、母當朝之女也云々、〇中略任彼例、令文章博士茂明朝臣作返禮〇中略

檢領大宋國客劉文冲進送書籍事

東坡先生指掌圖　二帖

五代史記　十帖

唐書　九帖

右被左丞相尊閤敎命曰、商客劉文冲凌万里之蒼海、送數ヶ之素書、新披篇章、足備嘗見、抑文冲拘禮典、而雖無入華之儀、通名籍而遠附便李之信、依此厚意、諳其旅懇、經涉歲〇恐有誤脫、經以下縱馳思於西還之秋風、來之幼期〇恐有誤脫、來以下可寄望於東閤之夜月、永以爲好也、豈又無答哉、仍沙金卅兩納之一函、不顧輕尠、到宜依領、乞察單志之至、勿構四知之畏、敎命如斯、悉之、

仁平元年九月廿四日　　尾張守親隆奉

劉文冲旅館

周易疏、群臣講易疏義、大玄經、大儀小畜集、異義發揮、副像新注本義、大衍玄圖、大衍論義決外傳、尙書疏義疏劉暉講義令解述義、新釋要略注釋、注釋問、百問洪範、五行傳、書緯、〇下略

〔本朝高祖傳十四淨慧〕播州書寫山沙門寬昌傳

又逢峨眉山文伯先生、討論儒典、得顯密書百餘卷、外書七百餘卷、歸住書寫圓宗寺、倡顯密法、

〔日本敎育史資料十九外項雜件〕唐船別段賣書籍買受の事

文化九申年三月十一日、唐船書籍買請、是迄代銀六百目分、三人にて二百目づゝ、買請致し來り候所、尾藤良佐、小普請入に付、二人にて三百目づゝ、の願書相認、進達の儀、祭酒へ相願、

長崎書籍買請の儀願　　古賀彌助　依田惠三郎

私共、唐船別段賣書籍買請の儀、同役兩人勤の時は、一人前代銀三百目宛、一ヶ年兩人にて六百目の書籍買請申候、其後三人勤に相成候に付、最前の六百目の割合を以て、一人前二百目分宛買請申候、然所此節、尾藤良佐願の通、御奉公御免被成、又々兩人勤に相成候に付、先例の通、一人前三百目宛の買請仕度、此段奉願候、以上、

申三月　　古賀彌助　依田惠三郎

右御扣とも二通差出、先例の通被仰渡承り附致し返上、

但辰年差出候書面、爲心得留置、左の通、

去る寛政寅年、御儒者中、唐船持渡、別段賣書籍買請の儀、願の通被仰付置、難有奉存候、其節は、柴野彥助、岡田清助幷良佐三人相勤居、一人前代銀二百目、都て一ヶ年六百目分の書籍買請申候、其後清助轉役被仰付、御儒者勤兩人に相成候時は、最初の六百目の割合を以て、一人前三百目分宛買請申候、其後彌助被召出、三人勤に相成候に付、又々一人前二百目宛に相成申候、當時は私共兩人勤に付ては、先年の例を以、一人前三百目分宛の買請被仰付被下候樣仕度奉存候、此段奉願候、以上、

辰八月　　尾藤良佐　古賀彌助

〔草茅危言二〕外舶互市ノ事

一書ハ、追々持渡リナクテ叶ハザルコトナリ、サレドモ年來無用閑雜ノ書ノミ來リテ、サシテ好書アルヲ見ズ、平日書林ノ携ヘ來ルニモ、竟ニ題目ヲ聞ザル新渡ノ本ナレバ、未ダ拔キ見ヌサキ

ニ、又長物カト云ニ、少シモ違ハザルホドノコトナリ、是ハ彼土モ叔世ニナリテ、名儒能言ノ流モナキ故、又ハ有テモソノ類ノ好書ハワタサヌコトカ、是ヲ道路ニ聞クニ、官ニテ書物ノ御買上ハ、價ヲ掛目ニテ定サセラルヽ由、又聞ニ、左ニハアラズ、然ドモ書ノ良否ヲ見分ル人ナキ故、大部小部ニテノ高下定マル由、ソレナレバ貫目ノ定モ、必竟ハ同事ナリ、ソレニテハ、好書ハワタサヌ筈ノコトナリ、故ニ無用ノ書ヲ、至テ賤ク買廻シテ持渡ルベシ、サテ〳〵ワケモナキコト也、此弊改リ、書ノ良否ニ從ヒ、價ノ定マルヤウニアリタシ、好書ホド高價ニナリ、濫物ハ價ナシト云ホドニナリタラバ、互ニ大益アルコトナルベシ、イヅレニモ、華人ヲ相手ニスル場所故、奉行タル人、不學無術ニテハユカザルベシ、嗚呼廟堂ニテモ、コノ御撰ミハカタカルベキカ、

〔一話一言十三〕唐本直段付

- 一太平御覽　百七十五匁位
- 一佩文韻譜　二百廿七匁六分三厘
- 一淵鑑類函　三百五十匁二分
- 一品字箋　百五匁六厘
- 一通雅　二百八十匁一分六厘
- 一正字通　廿九匁七分六厘七毛
- 一潜確類書　五十四匁程
- 一正説郛　九十匁程
- 一續説郛　五十四匁程
- 一藝文類聚　三十六匁程
- 一康熙字典　百十三匁八分一厘五毛

天明四年甲辰長崎へ承合候直段附、奉行所へ買直段之由、程と有之候は、其節持渡り無之書之由、

〔資治通鑑一〕刻資治通鑑跋

余因謂、漢土書籍、舶致於我者、宋元以來、至今不絶、如斯書、亦逐年增益、不知見在爲幾百千部、固無待於改槧、然至於校訂之精、罔或遺漏、則此刻蓋有足勝於西土通本者、幸再入於西土、則彼稱其出藍也必矣、屬者、侯俾余追書以道其由、乃不辭而跋之如此、

嘉永二年己酉夏五月中澣　　幕府講官佐藤坦撰

〔桂林漫錄上〕孟子

孟子ハ、イミジキ書ナレドモ、日本ノ神ノ御意ニ合ハズ、唐土ヨリ載來ル船有レバ、必覆ヘルト云フ事、古クヨリ云傳ヘタル所ナリ、

〔五雜組 地四〕倭奴亦重儒書、信佛法、凡中國經書、皆以重價購之、獨無孟子云、有携其書往者、舟輒覆溺、此亦一奇事也、

〔隨意錄 一〕近世書生、或好求海舶所齎之新書、不敢問其理非、徒多記其題目、以爲口實、而不能修一經、欺不知者、以作學者之態、亦可憎也、

〔先哲叢談 續編 四〕稻若水

我土諸儒、多未知講究地理、故於郡國州縣城府山河都會等之諸志、見若贅疣、夫地志、記載人物風俗、物產境域、尤裨益聞見、而史學中之一佽助也、若水與室鳩巢相議、建議而言、地理之書博聞見資考證、不唯知各地風俗與古今沿革、而亦可以知造化之榮枯、物產之異同矣、加賀侯聽之、盡錄其書目、遍求於清商、於是不惟府城州縣之誌、河渠漕運水利山岳道程通路之諸志、前後輻輳矣、後及享保中、官聞其事、又徵求地誌諸書於海外、皆起於若水之所建議云、

〔海錄 三〕我邦國史撰集家記以下、物語草紙及詩文雜書少からず、されど令嚴にして、異邦に傳る事なし、さかりといへども、まゝ彼邦へ渡れるもの、多くは高麗これを我邦に得、唐土これを高麗に得るにあり、その書には、東鏡喚吾亭文集に跋文あり年代記奝然所持渡等數種あり、扶桑略記延長四年、入唐求法僧寬建奏請、菅大臣、紀中納言、○長谷雄橘贈中納言、○廣相都良香等詩九卷、菅氏、紀氏各二卷、橘氏二卷、都氏一卷、但件四家集、仰進可給、道風朝臣行草書各一卷、付寬建令流布唐家、許之と見えたり、又四季物語に、もろこしより菅公の文を乞ふ事あり、卽文草よりゑらみて二卷とし、延喜四年五月二十一日、かの邦に渡すよしありといへり、近くは橘窓茶話之韓人索白石詩艸者、陸續不已、可見異邦人猶且玉之と見えたり、これらの事、誰か我邦の美事にあらずといはんや、

〔經籍答問〕今日本ノ書籍、清朝ヘ渡リ候物、何々有之候哉、答曰、

春臺校本孝經 知不足齋叢書第一集ニ載之、天明年中又舶來、蓋山房ニテ翻刻ス、序跋バカリ大坂ニテ贋刻アリ、

論語義疏 山君彝、根遜志兩人校本、南郭序文トモ附シタリ、知不足齋叢書五集ニ入タリ、清人序跋アリ、

七經孟子考文補遺 別行、嘉慶二年、清人阮元序ニテ刻ニ唐山ニテ、官庫本ハ寫本ト見ヘタリ、既ニ四庫全書ニ入、總目提要ニ見ヘタリ、則阮元序文、眞面目寫、左ニ出ス、

右ハ、有德院殿官刻被仰付、美濃十文字ト申紙ヘ御摺セ被遊、唐山ヘ御渡ノ由、題名ハ、廣澤先生カカレ候、

〔經籍答問〕近來林家ニテ、佚存叢書ト云書、清朝ヘ渡サレ候、

右ハ儒者計、佛書ノ注疏物、一向不見、右ノ書、追々御集成ト相見ヘ候、佛書ニ不及候トモ、格別ニ、佛書注釋物、我朝ノ古書ニトミ候故、後々御渡シノ叢書ノ序跋ノ内ヘデモ、畧計モ申置度事ニ存候、

尤佛書注釋ノ内ニモ、經學者ノ助ニナリ候品、左ニ存候、

慧林一切經音義　希麟續一切經音義　義楚六帖

釋氏要覽　止觀助覽　文句箋難

景祐天竺字原　閑居編 孤山智圓全集ナリ　北礀全集

貞元釋敎錄

右等ノ書、大明藏經、續藏經、又續藏經等ニ不載、四庫全書總目提要釋子ノ部ナドニモ見ヘズ、恐ラクハ唐山闕典ト存候、

寛政中、大典禪師、六如和尚、唐山ヘ渡サレ候、彼國佚スル部目通計四十一部トアレドモ、右ノ內、五敎章ハ、聖敎目錄、支那選述部跡ノ字ノ函現存也、兩大家如何ノ御危相哉、但シ聖敎目錄ニハ、華嚴一乘敎義分齊章 三卷、今四卷ニ作、 法藏トアリ、禪門章三卷、通行本ヲ見ルニ、淸ノ康熙年中、施主附ノ有本ヲ其マヽ翻刻本ト見候ヘバ、今清朝ノ闕典トモ見ヘズ候、尤聖敎目錄、續、又續聖敎目錄、幷四庫全書提要釋ノ部ニモ見ヘズ、我國ニ

存、彼國ニ佚目錄、少々異同アレドモ、扶桑藏外目錄アリ、見合スベシ、

〔日本外志〔八〕〕仁王護國般若經疏序　　朝請郎飛騎尉賜緋魚袋晁說之撰

陳隋間、天台智者、遠禀龍樹、立一大教、九傳而至荊谿、荊谿後又九傳而至新羅法融、法融傳理應、理應傳英純、皆新羅人、以故此教播於日本、而海外盛矣、屬中原喪亂、典籍蕩滅、維此教是爲不可亡者、亦難乎其存也、然果日將出而曉霞先昇、眞人應運而文明自見、我有宋之初、此教乃漸航海入吳越、今世所傳三大部之類是也、然尚有留而不至與夫至而非其本眞者、仁王經先至有二本、衆咸斥其僞、昔法智旣納日本信禪師信〇源所寄辟支佛髮、答其所問二十義、乃求其所謂仁王經疏、信即授諸海舶、無何中流大風驚濤、舶人念無以息龍鼉之怒、遽投斯疏以慰安之、法智乃求强記者二僧、詣信使讀誦以歸、不幸二僧死于日本、至元豐初、海賈乃持今仁王疏三卷來四明、於是老僧如恂因緣得之、其文顯而旨微、言約而意廣、以秦譯爲本、義勢似觀心論疏、實章安所託智者之說也、恂道孤而寡偶、學古而難知、食貧而力不足、無以爲此經毫髮之重、每指而嘆曰、其來勉學而艱如此、事封野馬而餉蠹魚、不能下几案以視人、嗚呼此疏曾不得鞏行於三大部中、而匿光瘞彩、猶若海外之遠歟、恂今年七十有六歲、乃一日抱之而泣曰、殆將與吾俱滅邪、吾前日之志非也、遇嵩山晁說之曰、曷不爲我序而流通之、說之自顧、何足以與此、亦嘗有言曰、智者若生齊梁之前、則達磨不復西來矣、盡法性爲止觀、而源流釋迦之道、囊槖達磨之旨、今方盛於越中、異日會當周於天下、豈獨是書之不可掩哉、顧予老不及見之爲恨、姑序其所自云爾、政和二年壬辰四月癸卯序、

〔經籍訪古志〔六〕〕文館詞林零本十卷　弘仁十四年鈔卷子本

現存百五十八、首缺四百五十二、四百五十三、四百五十九、六百六十二、六百六十四、六百六十八、六百九十一、首缺六百九十五、六百九十九、凡十卷、卷首題文館詞林卷第四百五十二、碑卅二、百官廿二、次行署中書令太子賓客監修國史弘文館學士上柱國高陽郡開國公臣許敬宗等奉勅撰、次行題將軍二、載

目錄、界長六寸七分、幅七分、每行字數不整、筆力沈遒、卷末記云、校書殿寫、弘仁十四年歲次癸卯二月、爲冷然院書、捺冷然院印（方一寸七分）嵯峨院印（方一寸六分）二印、按唐會要云、顯慶三年十月二日、許敬宗修文館詞林一千卷上之、見在書目、舊新唐志所載卷數皆同、此本依跋文攷之、弘仁中奉勅書寫、貯之冷然院、冷然院乃儲御書處、貞觀十七年罹災、秘閣收藏圖籍文書悉爲灰燼、事見三代實錄、後以然字從火改用泉字、（見拾芥抄引天曆御記）而是書得免災僅存者、意當時從上皇在嵯峨離宮、故末捺冷然嵯峨二印也、（二印惡、稱藏印構與）今零卷散在諸處、高野山所藏尤多、（現存二十餘卷、一云十六卷、）憾未得盡覽之、昔時僧奝然入宋、話及存我之書、內有文館詞林、時人不知其目、以館作觀、且誤謂皇朝人所著、（事見宋朝類苑引楊億談苑）知是書在宋初已失傳、則雖零卷殘軸、所存不多、實所寶重矣、文化中述齋林君得此書零本、收於佚存叢書中、近日孫星衍續古文苑、阮元四庫未收書提要、皆援引之、則已播西土、但其所傳僅四卷、不及其他、是亦可憾耳、

〔朝野群載（二十太政官）〕返報

大宋國台州弟子周文德謹啓、仲春漸暖、和風霞散、伏惟法位無動、尊體有泰、不審々々、悚恐々々、唯文德入朝之始、先向方禮拜禪室、舊冬之內、喜便信、啓上委曲、則大府貫首豐島才人附書狀一封奉上先畢、計也、經披覽歟、鬱望之情、曉夕不休、馳憤之際、遇便腳重啓達、唯大師撰擇往生要集三卷、捧持參詣天台國清寺、附入既畢、則其專當僧請領狀予也、爰緇素隨喜、貴賤歸依、結緣男女弟子伍佰餘人、各發虔心投捨淨財、施入於國清寺、忽飾造五十間廊屋、彩畫柱壁、莊嚴內外、供養禮拜、瞻仰慶讚、佛日重光、法燈咸朗、興隆佛法之洪基、往生極樂之因緣、只在於斯、方今文德忝遇衰弊之時、免取衣食之難、仰帝皇之恩澤、未隔詔勅、幷日之食飯、重勤欲積塵、何避飢饉之口哉、伏乞大師垂照鑒、弟子不勝憤念之至、敬表禮代之狀、不宣、謹言、

二月十一日　　大宋國弟子周文德申狀上

謹上　天台楞嚴院源信大師禪室（法座前）

〇按ズルニ、右ハ往生要集ノ末ニモ附載シテ、文體聊カ疑ハシキ所ナキニアラザレド、姑ク茲ニ揭ゲテ參考ニ資ス、

〔淸白士集二十四誓記〕日本碎語

書籍甚多、間有中國所無之本、亦建聖廟有官稱聖廟、先生客有攜書往售者、必由聖廟官檢閱、恐涉天主教耳、余購得古文孝經孔氏傳及七經孟子考文補遺、傳之士林焉、

〔日知錄二〕豐熙僞尙書

曰、箕子朝鮮本者、箕子封於朝鮮、傳書古文、自帝典至微子止、後附洪範一篇曰、徐市倭國本者、徐市爲秦博士、因李斯坑殺儒生、託言入海求僊、盡載古書至島上立倭國、即今日本是也、

〔七經孟子考文補遺一〕刻七經孟子考文並補遺序

四庫全書新收日本人山井鼎所譔七經孟子考文幷物觀補遺、共二百卷、元在京師、僅見寫本、及奉使浙江、見揚州江氏隨月讀書樓所藏、乃日本元板落紙印本、攜至杭州、校閱群經、頗多同異、山井鼎所稱宋本、往々與漢晉古籍及釋文別本岳珂諸本合、所稱古本及足利本、以校諸本、竟爲唐以前別行之本、物茂卿序所稱唐以前王段〇疑誤吉備諸氏所齎來古博士之書、誠非妄語、故經文之存於今者、唐開成石經、陸元朗釋文孔冲遠正義三本爲最古、此本經雖不全、實可備唐本之遺、〇中略凡以上經文、略爲舉證、皆非唐石經以下所有、誠古本也、〇中略山井鼎等、惟能詳紀同異、未敢決擇是非、皆爲才力所限、然積勤三年、成疾幾死、有功聖經、亦可嘉矣、我國家文教振興、遠邁千載、七閣所儲書籍、甲于漢唐、海外軼書、亦加甄錄、此書其一也、元督學兩浙、偶于淸署之暇、命工寫刊小板、以便舟車、印成卷帙、諗于同志、用校經疏、可供采擇、至于去非從是、仍在吾徒耳、日本序文凡例、皆依文淵閣寫本刊列卷首、書中字句、盡依元板、有明知其譌者、亦仍之、別爲訂譌數行于每卷之後、示不誣也、〇中略

嘉慶二年〇我寬政九年六月辛卯、內閣學士兼禮部侍郎文淵閣直閣事

南書房行走提督浙江全省學政儀徵阮元序

〔鵬齋先生文鈔上序〕增攷孝經鄭氏解補證序

李唐之初、孝經注有孔鄭二本、遣唐使入于彼方、併得之、歸獻於朝、淳和帝時、立之學官、二注倶行、其後至貞觀二年、改下制、黜孔鄭二注、立御注一本於學官、於是二注倶廢、然其書未逸、是以東大僧奝然齎鄭注一本、入于宋而進之、乃藏于秘府、人罕得觀之、乾道中、熊克袁樞得之、刻于京口學官、金源之亂、再佚之云、本邦建武以來、兵革相接、學令永廢、典籍之散亡者不尠、鄭注亦佚、於是彼此偕亡之、本邦幸以魏文貞公群書治要之存、得見鄭注孝經焉、然如其注、則魏氏自删略其文、而不全載之、裁通其義耳、魏氏編書之體宜然、但至今日而觀之、則不爲無憾焉、余故謂治要所載鄭注孝經曰魏氏孝經、抑有以矣、曩歲、尾藩岡田挺之刊治要所載鄭注孝經、附之海舶投于彼方、彼方學士洪頤煊獲之大喜、乃攟摭釋文正義、及太平御覽、北堂書鈔等諸書所引鄭注之言、裒而補之以爲補證一篇、稽古之力亦頗勉矣、族子東條弘、就鮑廷博知不足齋叢書所載補證本更加考訂、并取臧鏞堂解輯爲之攷證、細加剖析、使瑕瑜不相揜、又拾二氏所遺漏者七條、重補之、題曰增攷孝經鄭氏解補證、書成示余、余閲之、攷覈甚密引證尤詳、深考鄭注以發明今本經文之錯亂、又據鄭義以抉摘洪臧二氏補綴之前後失所、疏通證明、似無餘蘊、可謂善續鄭氏孝經學之墜緒矣、其功不亦鉅乎、若以斯編再投于彼方、則洪臧之徒觀鄭氏本學在乎烟霧洪濤之外、當爲駭歎焉、吾又聞之、鮑氏年已八十矣、未知存耶不、其人雖亡、若有紹其志者、得不復採此以載於叢書耶、且余所嘗稱魏注孝經之名、亦觀斯篇而改之、以復其舊云、弘幼長于余塾、同男梓承家學、庶幾它日二子倶挾箕裘之業而已、

〔宋史四百九十一日本〕日本國者、本倭奴國也、〇中略其國多有中國典籍、奝然之來、復得孝經一卷、越王孝經新義第十五一卷、皆金縷紅羅褾、水晶爲軸、孝經即鄭氏注者、越王者乃唐太宗子越王貞、新義者記室參軍任希古等撰也、

〔知不足齋叢書二十一集〕重刊鄭注孝經序　錢侗

往歲、平湖賈舶、自日本國購得孝經鄭注歸、時余寓居杭州萬松山館、客有携以相示者、前有岡田挺之序、後稱寬政六年寅正月梓、其題首云、新川先生校、驗序末小印、知新川即挺之之字、寬政六年歲在癸丑、以甲子計之、實皇朝乾隆五十八年也、余嘗見日本享保十六年太宰純重刻古文孝經序云、宋歐陽子嘗作詩稱、逸書百篇今尚存、昔僧奝然適宋、獻鄭注孝經一本於太宗、今去其世七百有餘年、古書之散佚者亦不少、而孔傳古文孝經、全然尚存、又享保十五年所刊山井鼎七經孟子攷文、孝經、但載古文孔傳、並不言鄭注之有無、此本與經典釋文孝經正義所述鄭注、大半皆合、初疑彼國稍知經學者、抄撮而成、繼細讀之、如孝治章、以昔訓古、見公羊傳疏、聘問天子無恙諸語、見太平御覽、聖治章、上帝者天之別名也、見南齊書禮志、暨困學紀聞、俱釋文正義之所未引、而此本秩然具載、不謀而合、恐非作僞者所能出也、○中略此本挺之後跋、稱鄭注孝經一卷、群書治要所載、攷群書治要凡五十卷、唐魏鄭公撰、其書久佚、僅見日本天明七年刻本、前列表文、亦有岡田挺之題銜、則此書即其校勘治要時、所錄而單行者、治要采集經子各注、不著撰人名氏、而今本竟稱鄭注、或亦彼國相承云爾、而挺之始據釋文定之、故太宰純山井鼎諸人、俱未言及耳、○中略宋史日本傳載、奝然於雍熙元年、浮海而至、獻鄭注孝經、據院振孫書錄解題云、乾道中、熊克子復然袁樞機仲嘗得之、刻於京口學宮、是南宋初猶有板本、自是以後、著錄家無道及者、蓋當時漢學已廢不講、雖得鄭注、而不加寶貴、尋復散失、乾道至今又七百年、距雍熙且八百六十年、而是書復出於古文稽古之世、治經者得知鄭孔之異同、闡注疏之精蘊、身體力行、於以仰副聖天子孝治天下之至意、不可謂非厚幸也、欽惟我朝統一區夏、重熙累洽、文教覃敷、溢於薄海、雖至重洋絕島、皆知尊聖學而窮經義、知皇侃論語義疏、唐宋以後、久無傳本、而七經孟子攷文具云、彼國尚有其書、迨乾隆中、四庫館開、詔求天下遺書、而論語義疏與孝經孔傳同時得自日本、數千百年來沈淪秘籍、一旦發其光於鯨波鮫室之中、藉海舶以登秘閣、夫

孰非神物呵護有靈、俾之應運而興者乎、然彼國好古之士、於漢唐經解、知所服膺、并不惜校讎、而攷訂之、若太宰純、山井鼎、岡田挺之者、其亦深足嘉尚已、是書原刻、繭紙印本、其製與中華書板不異、余曾印鈔一冊、置篋中、友人見之傳錄者頗衆、因授鮑氏用公同好、並記所見於簡端、以質博雅君子、至原刻經注字句之下、多有點乙、譯其意義、殆爲便於蒙誦而設、無裨經學、今亦仿而摹之、使存其舊焉

大清嘉慶七年歲星在壬戌月躔鶉首之次嘉定錢侗書於青浦客舍

〔竹洞先生詩文集跋七〕鵞峯集後序

鵞峯全集二百四十卷、其文二千二百三十餘篇、其詩七千七百六十餘首、故弘文院學士林文穆先生之所著也、先生易簀之後、今弘文院學士林君直民手自校閲、分類紀年、纂之編之、數歲而成、壽之棗梓、以行于世、且欲傳異域。。。。嗚呼盛哉大哉、先生上克羅夫子之家、聲譽之芳無所遺之、下得業於直民、詩禮之教無所不聞、三世侍讀、而爲海內之儒宗、夫世能繼志述事如此者幾多人乎、皆非希世之才、豈能然乎、○中略 元祿己巳秋七月、

〔全唐詩逸下〕全唐詩逸跋　翁廣平

全唐詩逸三冊、日本國河世寧所輯、余得之海商舶中、以贈鮑淥飲先生、先生有知不足齋叢書之刻、欲以此冊附入焉、未付梓而歸道山、今其長君淌溪能成父志、屬余校讐、余惟日本去中華僅三十六更、其得被國朝文命之敷者久矣、故其人皆耽著述、就余所見、如山井鼎之七經孟子考文、其師物茂卿之補遺、茂卿自著有辨名二卷、論語徵十卷、林羅山有補群書治要三卷、天瀑山人有校刊佚存叢書五集、頗淵博而有考據、其詩集則熊版邦與其子熊版秀之南遊綑載錄、戊亥遊囊、西川瑚之蓬嵩詩集、皆有斐然可觀之處、茲又得此三冊、則日本之文學、固非海外他邦所可並也、夫全唐詩多至數萬篇、必平時蓄熟於胸中、而後博覽群書、方知某人某篇某句、爲搜羅未盡者、乃摘錄而纂成之、此豈易事哉、然則河世寧之好學深思、從可知矣、余前撰吾妻鏡補一書、凡日本著述多所采錄、是書亦

曾采入藝文志、且幸淸溪之能成父志、使吾黨得見所未見之書、誠大快事也、遂識數語於其後、

道光三年癸未立夏後十日　　呉江翁廣平海琛氏跋

〔北邊遺草 四〕日本傳來佛書逸于彼者寄贈大淸國請納之名藍以爲學匠龜鑑狀

右虔以吾覺王之道、自西竺而華夏、而日本、所謂東漸者、豈不大且盛乎哉、吾日本之尙佛久矣、以輔世敎、以治人心、以破癡闇、以造眞乘、則歷歷著古今、焉諸載籍類、多逸于彼而存于我者、亦以道之能行已、古昔呉越錢氏、求致智者敎疏于日本、凡數百卷、而天台之法再熾于彼、慈雲式公、誌其喜曰、大矣哉斯文也、始自西傳、猶月之生、今復東返、猶日之升、素景圓暉、終環回於我土、爾來九百有餘載、存于我者至今不失、而逸于彼者、歷世彌夥、夫吾覺王之道、猶兩曜在天也、在東而西無不照、在西而東無不照、去其蔽塞、以達光明、通其有亡、以補缺典、亦所謂人能弘道也、常等於是戮力同志考檢諸部、凡數百卷、憑海舶寄贈、冀納之名藍、以供碩匠觀、豈不刮目乎、其或摸而板之、或復購致于我、則千載不朽、永共法寶、式公之喜復在今乎、日本古德所撰、有稗益于法門者、亦玆附往、他猶有諸家諸記敎疏禪錄類、日本所撰亦不止于此、事涉浩繁、不遑一時頓辨、更期將來、雖儒書間有斯類、並要寄致、庶幾亦有翊乎同文同倫之化矣、常等無任悃切翹望之至、日本寬政五年癸丑某月、山城萬年山相國禪寺沙門顯常、山城愛宕山白雲敎寺沙門慈周謹狀、

古事類苑

文學部四十

書籍下 卷本 附帙 冊子

附帖

古事類苑

文學部四十

書籍下 卷本 帙圖 冊子

書名

〔夫木和歌抄 三十六〕跋　長淸法名蓮昭

此夫木和歌抄者、藤原朝臣長淸自撰也、昔中比之歌仙之家集、幷代々勅撰に漏る、和歌を拾集所也、自今以後之爲勅撰之、又此道に志あらむ人之ために、世之嘲を不顧集置者也、又夫木抄と名付事今案に非ず、此鈔之名を思案して、少しまどろみて有ける夢の中に、白衣之老翁一人來曰、汝所撰之和歌抄者、我朝之重寶也、末代之證歌成べし、倭國之風俗なれば扶桑集と可名付と謂れけるを、夢心地に是は誰人にて御坐ぞと問ければ、我は是和歌之道に心を留し、江中納言匡房と云者也とて夢覺ぬ、此由を冷泉黄門爲相卿に被申ければ、爲相卿、此事希代不思議之靈夢、末代之希特誠我朝之深秘鈔也、但扶桑者日本國總名也、可有其憚、扶之字之つくり、桑之字之木を取合て、夫木和歌抄と名付、

〔空華日工集〕嘉慶二年二月十一日、達于湯山僦所、　十二日以下在溫泉而校定貞和集、昔貞和年中余年二十三、在天龍、招摭古尊宿偈頌、因編號貞和集、延文年間、其藁既燬矣、今欲重編而未暇、故號湯治乞暇於官府、本意非湯、端爲是集也、　廿二日、集藁粗成矣、

〔鹽尻 三十三〕一私の書巻も、題號はおろそかに名づくべからず況や勅撰をや、金葉集の名忌とし、佛入滅の時、世間に金葉の花雨と經にいへり、金葉の世に流布するは不吉歟、此集奏覽の後、白河

院崩御、御撰者も亦逝せり、詞花集禁忌の音ありし、詞花の功果して崇德院外迁の御歎有し事など、袋草子にいへり、俗難用るに足らずといへども、物につきて快害もありし故、俊成卿撰せられし集をば、千載として題せられし、

〔鹽尻三十二〕一諸家名記の題目、或は唐名の官號を付、又は居所を名付けし類、數ふるに遑あらず、其略をいはゞ、

李部王記　式部卿兼明親王の記なり

治相記　治とは宇治、相とは丞相是宇治左大臣賴長の記也、

台記　丞相を三台と云、賴長の記、

山槐記　山とは中山、槐とは三槐中山內大臣、

大府記　大府は大藏の唐名、大藏卿爲房の記、

永昌記　永昌は四條坊也、參議爲隆の記、

銅駝記　銅駝は二條坊也、中納言實綱の記、

平戶記　平は平氏、戶は戶部、民部卿平經高の記、

長秋記　長秋監、皇后宮大夫の唐名、皇后宮大夫師時の記、

亞記　亞相大納言の唐名、權大納言光賴の記、

龍記　龍中納言龍作と唐名す、權中納言光稱の記、

右のごとき書目猶多し

〔羅山文集雜著六十三〕東鑑考

吾妻鏡名者、指₂東國₁云₂吾妻₁、日本紀曰、本武尊東征時、悲₂橘姬死₁而向₁東曰₂吾嬬₁、吾嬬與₂吾妻₁相同、又以₂鏡名₁書者、我邦有₂水鏡、大鏡、增鏡等₁、今此書爲₂關東之鏡戒₁、故號焉、蓋是相₂似溫公之通鑑、范氏之唐鑑、

勅撰

張氏之帝鑑等之名歟、

〔二上峯〕一書ノ題新撰新編號　新ハ舊ニ對スルノ名也、フルキ書ニ、何々ト云書アリシヲ、增補改正ナドシテ、新シク書キ直シタルヲ新撰、新編ト號スルモアリ、舊書ニ漏レタル事ヲ別ニ集メ記シテ、新撰新編ト號スルモアリ、又昔ヨリ無キ事ヲ、今始テ新ニ書キ著シタルヲ、新撰、新編ト號スル事モアリ、

〔先哲叢談續編六〕若林寬齋

寬齋以享保八年癸卯五月三日病沒于外舅北川氏宅、歲四十五、葬於鳥部山、友人山本復齋與諸門人相謀、錄其平生所筆記、編次爲十二卷、曰若林子語錄、我土儒家有語錄、始于此、又編詩文及和歌爲四卷、曰若林子遺稿也、按近人云、釋氏語錄始于李唐、儒家語錄始于趙宋、儒其行而釋其言、非所以垂教也、故以語錄字爲宋儒陋、釋氏之名稱、然唐書藝文志史部、載孔思尙宋齋語錄十卷、此語錄字始見于此、不必始于彼釋氏、記錄之書謂之語錄、已舊矣、

〔先哲叢談續編九〕多田東溪

東溪曰、我邦有語錄之書、以山鹿素行爲之始、近時若林强齋之沒也、友人山本復齋編次其平生所筆記、不曰遺書、概曰語錄、蓋慮其言行就散逸也、雖然語錄之字、原出於釋氏、而非所以儒家之可倣也、朱子語錄、既有非斥之者、曰宜云遺書或遺事、豈效浮屠氏之所爲哉、由是觀之、雖書名一事、留志於道義者、不可苟爲矣、

〔拾芥抄上末日本紀以下目錄〕日本紀三十卷一品舍人親王、從四位下勳五等太朝臣安麻呂奉勅撰、

續日本紀四十卷民部大輔菅野眞道奉勅撰

〔拾芥抄上末和歌家〕撰集

萬葉集廿卷四千三百十五首、長歌二百五十、此內也、或說奥五十首、或二人部立錯亂不定、

奈良天皇御宇、左大臣橘諸兄公撰之、

私勘、右大辨家持同撰之、聖武天皇勅云々、○中略

古今集廿卷○中略

延喜五年乙丑四月十五日、奉詔、御書所預紀貫之爲棟梁奉之、大內記紀友則、前甲斐目凡河內躬恒、右衞門府生壬生忠峯等撰之、

〔四庫全書總目卷首〕凡例

歷代勅撰官書、如周易正義之類、承詔纂修、不出一手、一々詳其爵里、

〔正齋書籍考一〕凡例

一勅修ノ書、諸臣ノ列銜アルハ、總裁官一人ヲ擧テ、某等撰ト書ス、或ハ編修官ヲ書スルハ非ナリ、按ニ、名臣言行錄ニ、歐陽修遺事ヲ引テ云、修唐書、最後置局、專修紀志而已、列傳則尙書宋祁修也、朝廷以一書出於兩手、體不能一、遂詔公刊詳列傳、令刪修爲一體、公雖受命、退而嘆曰、宋公於我爲前輩、且人所見多不同、豈可悉如己意、於是一無所易、及書成奏、御史白、舊制、修書只列書局中官高者一人姓名、云某等奉勅撰、而公官高、當書、公曰、宋公於列傳用功深、而爲日久、豈可掩其名而奪其功乎、於是紀志書公姓名、列傳書宋姓名、此例皆前未有、自公爲始也、宋公聞而喜曰、自古文人不相讓、而好相凌掩、此事前所未聞也、コノ古例ヲ考ベシ、

〔三代實錄三十二陽成〕元慶元年十一月三日庚子、參議從三位行左衞門督大江朝臣音人薨云々、音人別奉勅撰群籍要覽四十卷、弘帝範三卷、

〔薩戒記〕永享五年八月廿五日、今日被仰下和歌集可撰進由於飛鳥井中納言、雅世藏人權右少辨長淳書遣綸旨云々、新拾遺新後拾遺等之例歟、件兩集武家執奏也、今度又可然、又如朝有子細歟、凡院小○後松御治世之時猶可爲院宣歟之由有沙汰、然而猶有議被下綸旨云々、抑雅世卿襃祖雅經卿加新古今撰者之後、中絕無此事、忽與數代之跡、時剋到來、可爲高運之至極者歟、和歌所開闔事、被仰堯孝僧都云々之件、綸旨舊草事、長淳昨日

尋問子、故儀同三司貴殺卿御教書之體有所見、仍注遣了、飛鳥井中納言來臨、被示合請文之體、爲氏爲世等可書之、舊草被隨身者、彼趣無子細、可被規模之由計示了、

〔實隆公記〕延德三年十一月廿七日庚子、今日宗祇談曰、新勅撰事、新勅トックル事、當代ヲ賞スル心也、是古今ノ心也、凡定家門、何事ヲナスモ、古今集ヲ本トスル心アリ、今此集モ、後堀川ノ聖代ニ逢タテマツリテ、我身更ニ此集ヲ撰スル事、今ノ代ヲ仰グ儀也、仍新勅ト名ヅクル也、是二條家一秘事也、スベテ古ヲアフグモ、今ノ世ナクテハ成ガタシ、今ヲタフトブ心、又古ヲヒキテ云儀ナレバ、必右今トイフニハ、今ヲ本ニスル心アルベキ也、是古今集ノ儀也云々、

○按ズルニ、勅撰ノ書ハ、中古以往ニ在リテハ、國史歌集律令格式等甚ダ多シ、國史ハ史學篇ニ、歌集ハ歌集篇ニ、律令格式ハ法律部政書篇ニ在リ、各其條下ヲ參看スベシ、

〔實隆公記〕明應四年九月廿九日己酉、抑新撰菟玖波集銘廿一卷相國○一條冬良今日淸書進上、一部周備、珍重珍重、抑連歌集勅裁事、頭中將書進之、

新撰菟玖波集所被准勅撰也、可有御承知之由、天氣所候也、以此旨可令申入太政大臣殿給、仍執達如件、

六月廿日　　右中將重經

謹上　宮内卿殿

〔元亨釋書表三十〕上元亨釋書表

臣僧師錬言、竊以聖明之代、必有著述、其來者尙矣、昔者漢武之雄略也、子長纂史記焉、宋仁之寬厚也、永叔修唐書焉、二作之高出諸史之上者、無乃二主文思之化乎、我金仙氏之道雖方外塵表之詮、至有撰緝者靡不係旃矣、○中略師錬生無爲之淸世、厠空門之斐文、僧史才疎、耻栅手於照默、宗記氣懦、謝透

爪於永安、寔緇田之稗稊、禪林之樸樕者也、〇中略師錬匹夫之頑嚚也、視斯散落、弗能無撥棄、如是至寶不敢私蓄、敬上陛下、弗爲僭越耳、林下疏筍酸餡雕蟲、乞降中書得受官梭、若有可采、入大藏行天下、〇中略

元亨二年八月十六日　　臣僧師錬上表

〔形影夜話序〕余前後所購西書數十種、近者官府有命、就中俾上一種地理書、收爲官物、賞賜白銀二十枚、勤深感戴、不敢浪用、因念形影夜話尙在傳鈔、遂貲以剞于家、使門人子弟永獲免筆硯之勞、亦分拜官賜之意也、謹述緣由以冕簡首、

文化己巳冬十月　　不肖男　杉田勤謹識

〔嘉永明治年間錄九〕萬延元年五月三日、祖父著述ノ書ヲ上ルニ就キ、天文方足立左内ニ金ヲ賜ハル、

足立左内へ金二枚、時服二、　右ハ祖父左内心懸置候渡海新話差上候に付被下之、

〔嘉永明治年間錄九〕萬延元年七月二日、萬國全圖彫刻成ルニ就テ、物ヲ山路金之丞ニ賜フ、

天文方山路金之丞へ、金二枚、時服二、　同伜一郎へ金一枚　右は萬國全圖取調べ彫刻出來に付被下之、

〔日本教育史資料十八舊加賀藩〕御用番本多中書殿へ聞番被召呼、御渡之御書附左之通、

銀三拾枚　　松平御名家來內山覺中

庶物類纂編集、丹羽正伯え被仰付候處加州ゟ罷越、精出し手傳候に付、爲御褒美被下之、

銀拾枚　　稻德一郎

庶物類纂編集、丹羽正伯え被仰付候所、右類纂前編三百六十二卷は、於加州先年出來之砌獻上有之候、右之書は、其方祖父若水編集に相掛候事故、去ル寅年、正伯に編集被仰付候節より、亡父新助

儀手傳相勤候處、去巳年相果候、今般後編之書六百三十八卷出來立候ニ付、其方へ白銀被下之、右爲御禮、御老中方へ御飛札被遣之、

〔樵談治要〕一篇中より政務をこなはるゝ事

ちかくは鎌倉の右大將の北の方、尼二位政子と申しは、北條の四郎平の時政がむすめにて、二代將軍の母なり、〇中略貞觀政要と云書十卷をば、菅家の爲長卿といひし人に、和字にかゝせて、天下の政のたすけとし侍りしも、此二位尼のしわざ也、

〔假名日本紀跋三〕この日本紀は、少納言清原のあそむ國賢卿の假名書の御本、山田所持の所、世にたぐひまれなるによりて、また一部をうつして、後世に殘さむとして、予にこれをうつさしむ、われ老年素筆はゞかりありといへども、のぞみにしたがひ、全部三十卷紙壯千百九十三丁、一字のあやまりをたゞして、すでに享保戌の春書うつしをはんぬ、よむ人手跡の劣にかゝはらずして、一字もたがひなきを勝とすべし、

享保三戊戌のとし初春上旬　　秦氏末流 香河景驍書寫

〔海錄一〕吾妻鏡の平假名にかきたる板本あり、この事、和歌續塵集と全部五冊いふものゝ卷の五日、東鑑といふふみを、女もじにあらためて奉るべきよし、大樹より仰うけたまはりて、萬治年中より、寛文五の年迄にかき終り奉るとて、仰言つたへ給ひける人につかはしける、

うつし置あづまかゞみの曇りなき世のためしをも水莖の跡

これは、中野等和の歌なり、この等和といへる人、台命にて書あらためたるなり、

〔仰高錄〕六論衍義といふ書は、元薩摩より獻候處、別に荻生總右衞門に加點被仰付、和板に成候、又別に譯文、室新介直清被仰付、且末々の者ども瓢て見候樣のため、其頃町方などに專用候手跡の指南仕者に、爲認候樣にとの御事にて、石川勘介と申者認之、印板被仰付、子共の手本に習はすべ

註釋書

く御觸も有之由、これは享保七年の事也、又五常五倫名義の疏、是又田沼故主殿頭取扱、室新介に、被仰付候、○中略其頭本目權左衞門親良御右筆組頭へ被仰付、儲君へ被爲進候よし、將又論語鈔孟子鈔なども、於紀州、御家の儒者高瀨喜朴、榊原小太郎などいふ如きものへ被仰付、打寄認上候書籍、奥御書物部屋の御預に有之候、

〔徂徠集序九〕官刻六諭衍義叙

是歳冬、有司奉敎梓行六諭衍義、迺以茂卿旁嫺象胥之學也、政府行本府、特召俾譯進、又俾作叙、叙其由、伏以昔在唐虞時、契敷五敎、周司徒鄕六行八刑明德親民養老叙齒之禮、莫不以敎化爲先者、漢唐而還、以及明清、孝悌力田木鐸老人之設、導愚化蚩、惇倫睦俗、誠爲百王率由之常典也、其書蓋放古諸誥之遺意、以俚言行之、不假丹雘、無事修辭、務卑之而勿甚高論、施諸農畯紅女屠酤之徒、辟如耳提而面命之、愜于聽、沃于心、順乎莫有天閼雍閼之患、務悉事情、厭而飫之、委曲開說、弗論弗措、假使嚚頑至惷戇之人、聽之亦必能帖服其心志、不敢爲惡、可謂閭里之善敎也、獨以坊刻諸書皆華舶所齎來、崎港賈人所貿易、人々得購、學士大夫又譯其可者、私自讎校授梓、布于寰區、固無煩官處分、而斯乃琉球國所致藏諸天祿石渠之上、無復彙本流落人間者、或聞其名、希一覩、未由獲之、故有司特奉行其事焉、我國家所以崇敎尙學、啓迪斯民、其用心豈不至深厚也乎、海內受讀者、其仰體盛德之意、其君子務擴己孝物、先風化、期於刑措、其小人務孝慈成俗、安分樂業、道於罪戾、全其首領、長其子孫、優游乎昇平之譯、糞以弗負國家仁民之心哉、陪臣茂卿授簡、謹叙所聞於政府者如此、享保六年辛丑十月十一日、甲斐國臣物茂卿、拜手稽首奉敎敬撰、

〔貞丈雜記十六書籍〕一註とも解とも釋とも云は、皆書籍の文句の知れぬ事をいひほどきて、講釋を書あらはしたるを云也、註解註釋などゝもいふ也、又註疏とも云也、

〔玉勝間二〕歌書の註を抄となづくる事

むかしより、歌ぶみの註を抄といひて、其名をもおほく、某抄(ナニ)とつくる抄の字は、註釋にはあたらざれども、もろこしよりして、佛ぶみには、其書のさまにかゝはらず、記とも集とも抄とも名けたる、つねの事なれば、歌ぶみの註を抄といふも、もと佛書の名どもにならへるものなるべし、

〔康富記〕文安四年五月七日戊戌、參伏見殿、候御讀、左傳之後、孟子講釋申、終第二欲退出之處、玄惠法印抄出、論語之明文一部被下之、假名注仕可進上之由被仰下、可注付之條不可叶之由雖申之、講釋申分大概可沙汰進也、御料紙可被遣之由、李部王直被仰下之間、先畏入之由申之、賜本退出、

〔玉勝間九〕契冲が歌をとけるやう

歌の注はむつかしきわざにて、いさゝかのいひざまによりて、意もいきほひもいたくたがふこと多きを、契冲は、歌をとくこと上手にて、よくもあしくもいへることのすぢよくとほりて、聞えやすし、しかるに、をり〳〵くだ〳〵しき解ざまのまじれるはいかにぞや、たとへば遍昭僧正の天津風の歌の注に、もとより風雲ともにうきたる物なれば、久しく吹とづべきものにはあらざるによりて、しばしといへる詞よくかなへり、といへるたぐひ也、すべてかのころなどの歌は、よみぬしの心にはさることまでを思へるものにはあらず、然るをかくさまにこまかに意をそへてとけるたぐひは、思ふに佛ぶみの注釋どもを見なれたるくせなめり、すべてほとけぶみの注尺といふ物は、深くせむとて、えもいはずくだ〳〵しき意をくはへて、こちたくときなせる物ぞかし、

〔閑散餘錄上〕毛利貞齋ハ、書籍ニ俚諺抄ヲ作ルコトヲ專務トシ、又舌耕ヲモ業トセリト見ユ、其頃ノ京都ノ書生ノ狂詩ニモ、貞齋只計席講銀ト云リ、俚諺抄ヲ著スハ、標註ヲ著スニ如ズ、宇都宮由○的ガ業貞齋ニ勝レルコト十倍セリ、

〔年々隨筆三〕本居先生の古今集遠かゞみ、いまだ世にひろこらざるほど、其かまへを傳聞て、いた

日記

く取くだしたる事也、(中略)大かた注さくをよみては、ねぶたうのみなり行に、これはいとけうありて、めさむる心地す、

〔點例〕一書の頭書を標注と云、又頭書のある所を上方と云、いづれもからの書に出たり、からの今世の印行の雜書に、首がきを標注とはいはずして鼇頭と云、俗說也、正證としがたし、不可用、

〔病間長語 一〕國初以來、性理家の學盛に行はれり、初のほどは、眞のことにてもあるらん、毛利(貞齋)宇都宮の輩出でゝよりして、鼇頭俚諺專らに行はれ、趙三李四王五沈六、ちよと見て會することに成りければ、ねれ手で粟の心に成りて、末流を汲て、本源を尋ぬるものなし、仁齋徂徠の二先生、憤を發して、この弊を矯られ、爾來三十年、和訓なきものにて、書を讀ことに成り、すこしは弊風の改まれりと覺えしに、いつとなく、看すく漸々に元のもく網にたちかへり、あればかりの絕句解にも、末書の二三部もでき、唐詩選なども、子が孫を生み、孫が曾孫を生て、よく似た顏色で、訓解のような句解もあり、故事もあり、絕句の所は國字解もあり、その上にも、また頭書尻書などにて、雷同する世の中なれば、今の學問も、やがて毛利風のことになるべし、醫者に岡本氏(岡本一抱多以二國字一著二書一)ありし故に、生藥鋪の管家も、酒肆の酒保も、梳頭待詔も、醫者になられぬものはなし、人を惠むこと小なるに非ざれども、また人を害することも大なり、

〔うひ山ぶみ〕古書の注釋を作らんと云々　書をよむに、たゞ何となくてよむときは、いかほど委く見んと思ひても、限りあるものなるに、みづから物の注釋をもせんとこゝろがけて見るときには、何れの書にても、格別に心のとまりて、見やうのくはしくなる物にて、それにつきて、又外にも得る事の多きもの也、されば其心ざしたるすぢ、たとひ成就はせずといへども、すべて學問に大に益あること也、是は物の注釋のみにもかぎらず、何事にもせよ、著述をこゝろがくべき也、

〔伊呂波字類抄 仁疊字〕日記

〔雅言集覽 七に〕にき日記につきのつ文字をはぶき、例のなだらかにいへる也、

〔土佐日記〕をとこもすなるにき。。といふものを、をむなもして見んとてするなり、それのとしのしはすのはつかあまりひとひの日のいぬのときにかどです、そのよしいさゝかものにかきつく、

〔土佐日記考證 上〕紀氏以前に、篁日記、出河海抄其後平中日記、出仁和寺日錄これらみな日記とはいへり、

〔源氏物語 十七繪合〕左なほかずひとつあるはてに、すまのまきいできたるに、中略たゞ今のやうにみゆ、所のさま、おぼつかなきうら〳〵いそのかくれなくかきあらはし給へり、さうの手に、かんなの所々にかきまぜて、まほの。。くはしき日記。。にはあらず、あはれなる歌などもまじれるたぐひゆかしうたれもこと〳〵おぼさず、さま〴〵の御繪のけう、これにみなかへりはて、あはれにおもしろし、

〔通俗編 七文學〕日記故事　小學引楊文公家訓、童稚日記故事、不拘古今、如黃香扇枕、陸績懷橘、叔敖陰德、子路負米之類、只如俗說、便曉此道理、按、今村塾間、即纂黃香等事、爲一書、取用楊文公言、題曰日記故事、

〔古今著聞集 三〕万壽二年、踏歌節會に、右大臣內辨にて、陣に付て宣命見參を見給ける間、入御有けるに、三位の中將師房卿をおきながら、大納言齊信卿警蹕をせられければ、人々あやしみあえりけり、權大納言行成卿、その失錯を扇にしるして、臥內にうちおかれたり、曆。にしるさん爲に、先扇には書たりけるにや、其子息少將隆國朝臣參あひて、我扇に取かへて見られければ、此失禮を記したりける、それよりやがて披露有けるを、齊信卿ふかくうらみにけり、もとよりよろしからざる中なりければ、かゝるとぞ世の人いひける、

○按ズルニ、曆ハ日記ナリ、唐六典尙書都省ニ、凡施行公文應印者、監印之官考其事目、無或差繆、然後印之、必書於曆、每月終納諸庫ト云ヒ、東坡志林ニ、子由言、有一人、死而復生、問冥官、如何修身

可以免罪、答曰、子宜置一卷曆、晝之所爲、夜必記之、不可記者、是不可言不可作也トニヘルガ如シ、

〔雜筆要集〕日記様第五十二

從在田郡參詣高野山間日記　三月二日、始精進三ヶ日間、四日朝進發、各著高野山宿、同五日各參著御山、同六日朝奥院詣、同七日諸堂禮拜、同八日遂向神野宿、同九日酉剋下著于在田、

今案、日。記。者。必。無。式。法、唯日所注記要事也、

〔侍中群要四〕日記

家　當日日記記者、不候宿者不注名云々、

式　凡當日日記、無大小詳注記、不可遺脱、

慣　成業者多所記也、但見古今舊例、雖非成業、堪其事者只記之、當日之事、不漏巨細可記也、不載記事可用心、宿侍雖給夕、不候殿上、雖不注載、（所謂無御物忌、依召役仰夕之類也）雖書日記、不宿侍、藏人不書著所、件記所書本古云々、多是假文之裹等也、近代以紙屋紙書之、

日記體

日下（冊）書支干、（成名注書之）次注天晴陰、辰一剋上格子、同四剋主水司供御手水幷御粥、巳一剋供日次御贄、

〔禁秘御抄上〕一清涼殿

（略）日記、御厨子二脚、（近代不納二代御記、只雜文書等及女房坏指油、不可謂次第也、）

〔江談抄二雜事〕外記日記圖書寮紙工漸々盜取間師任自然書取事

被談曰、外記日次日記一筆書取人者孝言也、近代希有事也、依大夫外記之懇切也、一生中之間、常ニ紙ヲ卷テ、以牛飼小舍人童等令持云々、予問云、外記日次日記又誰人之持哉、被答云、日次日記持人、祖所聞也、但皆悉令持人稀也、師遠祖父師任、大外記之間、皆悉所書取也、師任書取之後、外記日記等

爲圖書寮紙工漸々被盜取也、事發天被尋日記本、在故師平許、希代之事也、帝王之運、未盡之所致也、若師任當初不寫取者、一本日記定絶失ナマシ、皆悉持人稀之故也、奉爲國家、サバカリ致忠者ナレバ、子孫ハ不絶繁昌也、此師任師平殊有寛仁之心、强無貪欲云々、師遠相繼不口事、繼其跡、又希有之事也、當時之一物也、

〔水左記〕治曆三年四月廿七日甲戌、未剋參內裏、着陣座、先是以頭中將隆綱朝臣、可納外記日記之由令候天氣、仰云、早可令納者、着外座、召左少弁正家、令獻日時勘文、次召外記笥、入勘文、以同隆綱朝臣奏聞、勘文返給、今日未申者、召外記大江俊時、下勘文、仰令申時納之由、件日記、依不校書、且廿卷許所令納也、件日記書寫、諸三分以下、史生以上、比校諸博士等也、其本大炊頭師平本也、

〔台記〕久安三年六月十七日己酉、令書外記日記事、(繼絶)在仗座之間、(參議書定文程)召大外記師安朝臣於軾仰曰、近代外記日記絶不書、後世何以知朝家之事、自今日後、記之可無闕怠、師安言曰、上古當直史生記之、中古以來、依無俸祿、史生不直、是以六位外記書之、至于故織部正通景書之、其後絶不書、仰曰、雖須令史生書、其俸祿非上卿之力所及、任中古之例、可令六位外記書也、師安言曰、是宛最末外記之役令書之如何、仰曰善矣、令書殿上日記、幷奏去月上日不可過三日事、(繼絶)於太后御在所、(奏藏人所當賀之後)別召範家仰曰、近代殿上日記絶不書、自今日後、任舊可令書番日記、又近代奏去月上日及晦緩怠之甚也、自今而後、必三日可奏之、

〔續世繼 六 花ちる庭のおも〕藏人頭におはせし時(〇藤原公能)も、殿上の一寸物し日記のからひつに、日ごとに日記かきていれなどして、ふるきことをおこさんとし給とぞきこえ給し、

〔中右記〕寛治五年十一月十二日、春日祭也、使左少將藤忠敎、依爲新大納言(〇忠家)之養子、自花山院被出立、次第大路存先規歟、但隱座瓶子右少將顯實朝臣(〇從四位上)取之、萬人爲奇怪、是五位之所役也、近代無此事、但日記之家、若是有先例歟、然而近代頗無由事也、人以有不得心氣、

〔續世繼（三二葉の松）〕當代（〇高倉）は、一院（〇後白河）の御子、御母は皇后宮滋子ときこえさせ給、贈左大臣平時信のおとゞの御女なり、（〇中略）いままた平の氏の國母、かく榮えさせ給ふうへに、同じ氏の上達部、殿上人、近衞づかさなど多くきこえ給、此氏の然るべく榮え給ふ時のいたれるなるべし、たひらの氏のはじめは、一つにおはしましけれど、にきの家と、世のかためにおはする筋とは、久しくかはりてかた〴〵聞え給を、いづ方もおなじ御世に、みかど后おなじ氏に榮えさせ給める、

〔春記〕長曆三年十月廿八日乙酉、督殿（〇藤原資平）命云、故左大弁存日相語云、延木（〇醍醐）御日記廿卷、自故朝經卿息基房（經賴聟也）許借取書寫了、件御記絕世之記也、世間流布御記之中、不被記之事等皆在此御記中、外人所不知其由也、又關白同不知給事也、一本書猶有畏、密々可書寫者、而悤々間、思而涉年之間、彼大弁薨逝了、而後家依少將緣、近來密々借送之、仍十一ヶ卷書寫了、而只今源圖爲彼北方使來云、隆國卿只今來向、稱關白命、欲運取文書等、其中有此御日記事、仍早可返給者、即付源圖返進了、件事隆國謀略也、此御日記事、是執柄不知給之由、頭弁所語也、至于今無答、仍早返了者、只今少將云、件御記去夜隆國不取運、此間早々可令書寫給者、即遣取了、

〔桃花蘂葉〕當家相傳正記事

玉葉（八合）　月輪禪閤（〇兼實）自筆御記、（初寫本也）二條家相傳寫本、號玉海、

殿御記（一合）　後京極攝政（〇良經）自筆御記、

玉蘂（七合）　光明峯寺（〇道家）禪閤自筆記、

以上三代記眞本、圓明寺殿（〇實經）爲三家嫡流而相傳給者也、

口筆（五合）　圓明寺殿御記（御人多被書之、故名爲口筆也、）

愚曆（五合）　後光明峯寺（〇家經）攝政御記

玉英（一合）　後芬陀利華院關白（〇道經）御記

荒暦六合故殿〇經嗣御記

此外棲心院殿〇內實芬陀利華院殿〇內經御記等一合在之、於一條文庫紛失了、

〔三內口決〕一攝家淸華事〇中略

近衞ハ系圖之面雖爲宗領、名記無之、九條ハ雖爲庶流、峯關白、月輪禪閤、後京極攝政之御記、是ヲ三代ノ正記ト號シテ、爲天下之鏡、

〔玉海〕治承三年七月廿二日戊寅、返奉日記抄日狀、西宮五卷抄、二東記目錄一卷於關白、〇藤原基房件日記抄者、鳥羽院御自抄也、立甲乙丙丁被抄之、甲資房記乙土右丙同丁爲房記但委見之、乙端許土右記也、其奥幷丙端等後朱雀院御記也、丙奥又後三條院御記也、而爲使人迷、以土右記爲號被抄歟、此由無了見之人、

〇按ズルニ、二東記ハ藤原敎通、土右記ハ源師房ノ日記ナリ、

〔槐記〕享保九年九月七日、御家〇近衞家熙ノ御記錄ハ、幸ニシテ、應仁ナドノ大亂ニモ、アナタコナタトアヅケタリシユヱ、終ニ無事ニ遺リテ、貞信公ノ眞記ナドモ今ニアリ、凡ソ千年ナリ、目出度キ御コトヽ、謂フベシ、ソレ故、凡ソ何事ニテモ、今上ノ御用ニ付テ御尋アランニ、餘リ事闕コトハアルベカラズト仰ラル、昔ノ人ハ、各別ノ人才ト見ヘテ、貞信公以來、代々ノ御先祖ノ乘中、又今ノヤウナルコトニテハナシ、公事奏議ノ夥コトヲサバキ、何角ノ中ニテ、日記ヲ書セラルヽニ、三十餘行ノ系ニテ、二十四五枚三十枚ナドノ日記多シ、凡ソソノ中ニテモ、宇治ノ川逍遙、又ハ嵯峨ノ遊覽ノト云コトアレバ、詩歌管絃ノコトモアリ、カヽル御コヽロ故ニコソ日記モ出來タレト仰ラル、凡ソ當職ノ中ノ記錄ハ、末ザマノコトハ、各別、コト〲ク自筆ナリ、ソレ故、御上ニモ、御當職ノ間ハ、一日片時モ御暇ナシ、御學問等ノコトモ思召ノヤウニハナラズ、只アケクレ古ノ舊記ヲ觀テ、變ニ應ズルノ心得ノ外他事ナシト仰ラル、御記錄三十八箇アリ、

〔續世繼 七堀河の流〕師時源○の中納言と申し、○中略詩などよくつくり給なるべし、大藏卿匡房と申しはかせの申されけるは、このきみは、詩の心えてよくつくり給とぞ、ほめきこえける、からのふみものし給へることは、あに師頼○兄にはおとり給へりけれど衍○記などはかりなくかきつめ給て、このよにさばかりおほくあるせる人なくぞはべるなる、そのふみどもは、うせ給てのち、鳥羽院めして、鳥羽の北殿におかせ給へりけるに、權大夫とかきつけられたるひつども、かずしらずぞ侍りける、

○按ズルニ、此日記ハ世ニ之ヲ長秋記ト謂フ、

〔中右記〕保安元年六月十七日、今日私曆記部類了、從寛治元年至此五月卅日、四年間曆記也、合十五帙百六十卷也、從去々年至今日分、侍男共且令書寫、且令切續終其功也、是只四位少將宗能遂奉公之志者、爲令勤公事所抄出也、爲他人定表嗚呼歟、爲我家何不備忽忘哉、仍强盡老骨所部類也、全不可披露、凡不可外見、努々、若諸子之中、居朝官時、可借見少將也、　廿五日甲午、新抄百六十卷目錄、自筆書寫了、

〔羅山文集 六十三 雜著〕東鑑考

東鑑一部五十有二卷、自治承四年至文永三年、合八十有七年、此中壽永二年、建久七年、八年、九年、嘉祿元年、二年、安貞元年、正元元年無之、此間廣常伏誅、頼朝卒去、政子死去、頼經元服等事蓋脫落、東鑑未詳誰撰、蓋北條家之左右執文筆者記之歟、此中北條殿請文下知書狀等皆書平姓、而不書諱、又其廣元、邦通、俊兼等之筆記、亦當混雜而在歟、三十四十卷以後者、其文多略、且有重複誤出者焉、

〔曝書亭集 四十四 跋〕跋吾妻鏡

吾妻鏡五十二卷、亦名東鑑、撰人姓氏未詳、前有慶長十年序、後有寛永三年國人林道春後序、則鏤板之歲也、篇中所載、始安德天皇治承四年庚子、訖龜山院天皇文永三年七月、凡八十有七年、歲月

日、陰晴必書、餘記將軍執權次第、及會射之節、其文義鬱𥒆、又點倭訓于旁、繹之不易、而國之大事反略之、所謂不賢者識其小者而已、外藩惟高麗人著述往々流入中土、若鄭麟趾高麗史、申叔舟海東諸國記、以及東國通鑑、史略諸書、多可攷證、日本職貢不修、故其君長授受次第、自宥然所記外、相傳頗有異同、臨淮侯李言恭撰日本考、紀其國書土俗頗詳、而國王世傳未明晰、合是編以勘海東諸國記、則不若叔舟之得其要矣、康熙甲辰獲覩是書于郭東高氏之稽古堂、後四十三年、乃歸插架、惜第六第七二卷失去、慶長十年者、明萬曆三十二年、寛永三年者、明天啓四年也、

〔空華日工集〕永和四年十月七日、余讀羅鉉養老集、其曾祖南谷文靖公、叔祖撲菴提刑、皆有日記、撲菴所記名長生曆、有叙曰、司馬温公日記凡十年作一表、一日之事、無論善惡必載焉、限以十年所以推一期進德與否也、夫子三十而立、自是十年、則有加於前矣、至縱心之時、蓋渉曆四十年、聖人所以審推熟察、以驗其道藝所造、功力所成者至矣、夫甲乙周而時已久矣、時愈久而行愈進、此聖人之所以爲聖人也、温公之表、豈其原亦出於此歟、注長生曆亦十年爲一表、余讀至此乃笑謂坐人曰、余以日工名集、每日爲記、余自改日用工夫集爲日工集者、蓋以從省文也、古人已先我一鞭矣、因爲諸子說、

〔臥雲日件錄〕文安三年三月晦、予退崇壽移壽星軒退圃、無事、記日用事、名曰日件錄、蓋取諸永明壽禪師傳所謂錄其行事曰日件也、

〔好書故事 四上〕御日記

守重謹按ニ、御日記ト云フモノ、世ニ傳フル所ハ、明曆ヨリ今ニ至ルマデ、殿中御沙汰書ナリ、御文庫ニ、寛永ヨリ、元祿寶永ニ至ル御日記アリ、倶ニ内外記ナリ、櫻田御殿日記ハ、甲府藩邸ノ私記ナリ、予按ニ、駿府政事錄ハ、神祖ノ起居注ニシテ、後藤光次ガ撰スル所、ソノ體例盡ク東鑑ニ倣フ、竊ニ意フニ、神祖好テ東鑑ヲ讀マセラル、故ニ光次コノ撰アリシニヤ、疑クハ内旨ヲ取ル所ナラン、若シ然ラズンバ、敬謹ト云フベカラズ、惜カナ慶長十六年以前ヲ闕如スルコトハ、凡ソ日記ハ家

隨筆

忠日記ヲ始トスルカ、本光國師日記ノ如キ、私記ト雖モ徵トスルニ足ル、多門院日記、梵舜日記ノ如キハ、外ニ居テ傳聞スルノミ、慶長年錄、慶長記ノ類ヨリ、曾我日記、坂上池院日記、湯原氏日記、及ビ東武實錄、玉露叢、文露叢ノ如キ、ミナ參攷ニ資スルニ足ル、晉ヲ欺ズ、鎌倉ノ時、武家ノ始、東鑑ノ日記ノ如キ、其事實文書トモニ今ニ傳ヘ存スル所ノ遺事遺文ト符合スルモノ多シ、眞ニ實錄ト云ツベシ、誰カ知ラン、區夏草創ノ時、コノ良史アラントハ、

〔文會雜記 二下〕又禮儀類典五百卷、コレハ元來禁中御湯殿日記ト云モノアリ、中華ノ起居注ナリ、官女ノシルセル物ナレドモ、天子ノ直筆ニ同ジト云ホドノ大切ノモノ也、天文ノ亂ノ頃ニヤ、少ニナリウセ、又火災ニモヤカレテナクナリ、禁中ニハツヾキガタシ、然ルヲ尾張源敬公何方ヨリカ取出シ給ヒテ、寫シ置レタルヲ、義公カリ給ヒテ、ソレヲドダイニシテ作リ給フ由、日本ノ典故ヲバ盡セルモノ也、公方ヘモ進セラレシトナリ、靈元帝御覽ナサレタルニ、禁中ニナキコト、皆其書ニ出タル故、大ニ賞美アリタルト也、此ノ御湯殿日記ハ、外記ノシルセル書ニナキ事ヲモ、日記ノ方ニアレバ、ソレガ據ニナルト也、今ハ大嘗會御卽位等ノ御儀式モ、大カタ禮儀類典ニテ考ヘヲル丶カト、南郭語リタマヘリ、

〔年々隨筆 一〕隨筆の中には、つれ〴〵草いと幸ある書なり、げに其世にとりては、よろしげなる筆つきさはみゆめれど、枕草子など猶めでたき書はいと多かるを、何ともおもひたらで、注さくなど所せきまでつくり出て、もてはやすなる、大かた此書、文章などは、けしうはあらぬを、道心がましく、さかし立たる事書ちらしたるが、かしらいたき心地す、されど、中には心につく物語もあり、

〔中右記〕嘉承二年三月卅日、或人談云、江帥匡房此兩三年、行步不相叶、仍不出仕、只每人來逢、記錄世間雜事之間、或多僻事、或多人上偏任筆端記世事、尤不便歟、不見不知、暗以記之、狼藉無極云々、大儒所爲、世以不甘心歟、

〔群書一覽六隨筆〕東齋隨筆　一卷　一條兼良公

後成恩寺兼良公の隨筆にして、和漢の雜談をしるさせたまへり、本朝にて隨筆と號するもの此書をはじめとす、

桐鳴曉筆 寫本　二十卷

此圖は、皇國の故事雜話その外漢土天竺の事をも書まじへたる隨筆なり、全部ひらがな、あるひは片かなにてかけり、

〔武江年表七〕享和三年癸亥、享和以來、京傳の編る近世奇跡考、骨董集二部の隨筆世に行れしより、此體裁にならひて戲作者各隨筆をあらはす事始れり、然れども、京傳の作に並ぶものなく、野鄙なるもの多し、

〔古學小傳三〕天野信景

天野信景ハ治部ト云、天野孫作信幸ノ男ニテ、尾張ノ藩士ナリ、○中略一生著述ノ書、棟ニ充チ、牛ニ汗スルトモ云ベシ、中ニモ、鹽尻ノ書ハ、座右消閑ノ隨筆ニシテ、凡一千卷ニ近シ、シカレドモ、其書全部世ニ傳ラズ、其ユヱハ、生來、物ヲヲシムコトナク、求ムル人アレバ、コヽカシコニ分チ[illegible]リテ、乞コトナシ、因リテ三癡ノ怠リニ、原本多ク散失セリ、或人フカク是ヲ憂テ、其草稿數本ヲ輯メ、闕タルヲ補ヒ、繁キヲ芟リテ百卷トスト云、

〔年々隨筆一〕隨筆は、みきく事、いひおもふ事、あだごとも、まめごとも、よりくるにしたがひて、書つくるものにしあれば、常にはいとよくしりをる事も、忘れては、ひがこといひ、淺まなる考ども、立まじり、文章も、えむにこまやかにはふとえ書とらで、こち〳〵しく、つたなき事などもありて、さまあしき物ながら、さるつくろひなきものなるゆゑ、心いきざしのほど、器のかぎりもみえて、中々おもしろきものなり、本居先生の玉かつまに、東鏡にあるさよみを引出て、今のさいみにや

類書叢書

といはれしを、江戸の物しりだちの中には、いみじうそしるがありとぞ、さるはさよみは、和名抄にもみえたるを、東鏡をめづらしげに引出られたりとてわらふ人こそをかしけれ、げに貲布の物にみえたるは、いと古けれど、玉かつまの此條は東鏡をよみたるほど、ふとおもひよられつる事どもの中にありて、物のついでにしいでられたる事なれば、和名抄にある事よくしりをらんからに爰に引べきいはれなし、是ぞ隨筆といふものゝ妙なりけるすべて此玉かつまに、あさまなる誤の何くれとみゆるは隨筆なるゆゑなるべし、

隨筆の中に、いにしへ今、からやまとにわたりてめでたきは、枕草子、李義山が雜纂にもとづきたりといふ說あり、時代のほどをおもふに、さる事ならんもしりがたし、又偶合ならんも、いかでかしらん、いとよう似たりといふ人もあれど、そは紫磨金身のたとへに、黃疸やみを引出るがごとし、其色こそ似たらめ、尊さと、きたなさと、いと〳〵こよなし、から人もかの雜纂ををかしとやおもふらんつき〳〵いできて、四續まであり、いづるごとにいよ〳〵きたなし、

近き世の人の隨筆に、めづらかなるは鹽尻、そのはじめ三百餘卷ありしとぞ、天野氏身まかりての後、下すをとこに、きたなき心のやつありて、盗出て、ほぐにしてうりける故、はやう世にたえて、其家にもわづか七十餘卷のこれりとぞ、堀田何がし、これをあたらしみて、世にあまねく求てつひに百卷となせり、

〔典籍槩見〕類書ノ下

類書トハ、事實ト文章トヲ合シテ類聚シタルヲ、事文類聚ト云、或ハ藝文類聚トモ云ナリ、タヾ事類バカリアツメタルヲ事類全書、萬花谷等ト云ナリ、類書又多シ、合璧事類、初學記、北堂書抄、白孔六帖、天中記、唐類函、玉海等ノ如シ、右十二種ノ雜書、アラ〳〵此ノゴトシ、

〔文德實錄 四〕仁壽二年二月乙巳、參議正四位下兼行宮內卿相模守滋野朝臣貞主卒、貞主者右京人

也、〇中略天長八年、勅與諸儒撰集古今文書、以類相從、凡有一千卷、名秘府略、

〔先哲叢談續編三〕松下見林

見林纂日本傳也、讀禹貢始識和夷底績之爲我邦、自是而降、自漢晉歷代之諸史、至元明衆家之叢說、有及我邦者、一言半句無不收載、今而觀之、非無遺漏、其博涉之勞可謂勤矣、近時若山本北山異稱日本外史三百六十四卷、尾崎蘿月續異稱日本傳三百三十卷、增島澄水異稱日本事實百卷、岡部菊涯異稱日本外史拾遺百六十四卷、各有所見、足以資考、雖然皆是待見林而興者也、

〔年山紀聞五〕彰考別館の記　藤原爲章

あが君〇中略武州小石川の藩邸に、彰考館といふをたて、四方の儒生をめしあつめ、神武よりはじめ、後小松院にいたるまで、本紀列傳をえらびたまふが、なほも、しきやふるき大宮の公事ども、年々にすたりもてゆくを、ほいなうおぼして、かの餼羊にもたぐひねかしとて、舊紀のうち、四方拜より追儺にいたるまでの恒例と、御踐祚より國忌薨奏の臨時を類聚せさせたまふ、そのところを彰考別館となづけて、水戶城內にかまへられたり、總裁には前右兵衛尉藤原爲實をまねかせ給ひて、貞享丙寅の秋より編纂をはじめらる、書目あれども略してのせず參館のともがら、總裁一人、考勘十五人、書寫二十八人、校合十人、出納四人、檢察三人、隔日に辰の半漏にまゐりて、未の半剋に退りぞく、たゞし書體を仙洞へ奏覽し、かつは群卿批評をうけたまはんために、四方拜、御藥、朝賀、三節會、朝覲行幸、二宮大饗などを類聚して、今出川の內府公規公にたのみきこえさせたまふ、君侯もとより武林に生れさせ給へば、有職の道にはうとくして、なでう事かあらんと、搢紳のともがらおもひけち給ふめるに、凡例にかゝせたまふごとく、いさゝかも御私の才學をまじへられず、たゞ舊記のまゝにまかせて、公事一會を首尾とゝのひて採摘し、部類たがふことなく、編集せられたれば、みな感賞してのたまはく、あはれ朝廷さかりなる世なりせば、勅撰の書ならましを、いつし

か公武地をかへて、かうやうのくはだてをあづまの奥にておもひたちたまふことよなど、そゞろに涙もよふすかた〲もおはしけるとぞ、仙洞叡感淺からずして禮儀類典と題號をたまはり、かつ書目にもれたる撰集秘記、新儀式、後伏見院御記、深心院關白記、後深心院關白記など借し下され、また官庫に見えざる記錄をめし借らせ給ふ、おほよそかくのごとき秘書珍記をこの一館にあつめさせ給ふは、かの史傳のおぼしたちより事おこりて、京師田舍にたよりをもとめ、名山靈區のおくまでをあまねくさぐり尋ねて、こゝらの年をへてこそ、むなぎにみち、牛もあせするばかりになんなり侍りぬ、

〔先哲叢談續編三〕栗山潛鋒

潛鋒留志於我土中世以降諸家記傳、收集異書、訪捜珍籍、自所謄寫六十有餘種、嘗欲傚明人毛晉汲古閣彙集叢書而校刊津逮秘書之擧、校訂未全而早世、近時瞽者塙保己一、天資强記、得讀於傍聞、博識典詁、旁通群籍、嘗惜我土中世以降遺編餘錄就於散佚、校訂千二百七十三部、題曰群書類聚、刊行於世、後進受其賜、其功甚偉、然其所創意、因潛鋒之所首唱云、

〔先哲叢談續編六〕平東海

東海著述三十種、○中略亡友小山田松屋名與淸、字文儒、江戶人、爲余云、東海有詳略日本史八十卷、而其書未全成、亦有群書分類二百卷、近世塙氏群書類聚之編纂、全以分類爲創思者也、首唱之功、不得不讓諸於東海、

〔溫故堂塙先生傳〕大人己一○塙保つら〲おもはく、われすこしの財をだに持得ずして、句當の職にもなりにたり、これまさしく天滿宮の御はからひにして、心經薫修の功力なるべし、猶二千日の願を起しなば、檢校の職にもあがりなんことかたかるべからず、然れどもそは一身のはかりごとぞかし、あはれ世の爲、後の爲にもならんことをなしてん、異朝には漢魏叢書などより始めて、

さる叢書ども世に聞えたり、中國にはいまだそのためしなし、さらばこゝにも、かしこにならひて、かしこゝにちりほひある一卷二卷の書をとり集てかた木にゑりおきなば、國學する人の、能たすけなるべしと思ひとりて、同八年己亥の元日より天滿宮に誓ひ、心經百萬卷願だてし、なかば讀まむほどに、千部の書をあつめ、よみをへなんまでには、上木の功なりねかしとて、これよりあしたには鹽たちし、日ごとに寅の時より起いで、百卷づゝの看經おこたらず、此年又宅うつりして、土手四番町なる東條信濃守が宅地に住む、これより先にも來たり學ぶもの無にはあらねど、こゝに至りて門人となるもの數多かり、源氏など講せらるゝに、つどひきく人大かたならず、奈佐勝皐（妙阿の門人字は久右衛門）横田茂語などは、みな學びのともなりけるが物語やうのことは大人に問聞えたり、屋代弘賢（字は太郎）も、大人の門人となりて、二心なく學びければ、後には世にもきこゆる人となれり、さて彼集めてんと思ふ書をば、群書類從といふ名を設けて、こゝに求め、かしこにかり得しほどに、珍書ども、多くいで來にければ、やがて上木の功を起し、年に從ひて、若干の卷數いで來にけり、○中略文政二年、群書類從六百七十卷、かた木の功なる、年ごろの願望はとげぬ國開てより後、かく大部の書、上木せしこと、これにこゆるものなし、これよりさき、續集のくはだてありて、年を追て奇書多く集り、すべて一千八百部にいたる、前篇千二百七十部餘、合せて三千餘部なり、つゞきて上木の功をおこされんとす、

〔隨意錄　一〕塙檢校著群書類聚者、予偶見其所聚之書、多是雜肋耳、而諸侯大夫不敢誰何之、徒求其書以閣之架上、且彼無兩目而猶能有此著、我有兩目而不知誰何之、亦可不恥焉乎、

○按ズルニ、此他叢書ニハ水野忠英ノ丹鶴叢書、板倉勝明ノ甘雨亭叢書等著名ナリ、類書ニハ高橋宗直ノ寶石類書、稻若水ノ庶物類纂、塙保己一ノ武家名目抄、寺島良安ノ倭漢三才圖會、喜多村信節ノ嬉遊笑覽山岡俊明ノ類聚名物考等著名ナリ、

獄中著書

〔狴犴錄序〕寶永四年丁亥歲、予以故爲致仕之請、因蒙重譴、北行于武州忍、禁錮於獄者三年、至於今己丑歲、不圖得赦命脫獄、前在獄之日、閑居無事、無書可讀、無筆可書、只終日靜坐、熟思舊日所得之理義而已、心有所開、欲筆記之不可得焉、一日得一釘於獄中、以刺指取血、以木爲筆、記之凡若干、追逐之日、懷之歸于江戶、淸書之、名以狴犴矣、而知閑居默坐非無益、而他日讀之則思舊年艱苦、安今日貧困之資亦得之於此云、

寶永己丑歲臘月二十六日　高尙軒〇三宅尙齋識

〔閑散餘錄上〕三宅〇丹治、號尙齋、ノ事ニ奇話アリ、最初三宅氏學成テ出テ阿部侯ニ仕ヘ、用人ノ職ニ進ミ、又轉役シテ世子ノ傅トナル、時ニ世子弱冠ニシテ時々葭原ノ花街ニ遊ブ、三宅氏數々諫レドモ聞入レタマハズ、且世子ノ近侍ノ中ニモ門人アリ、アル時、カノ門生二人亡命シ、書ヲ遺シテ曰ク、吾師數々諫ヲ入ルレドモ、世子キヽタマハズ剰ヘ吾々ヲモ花街ニ從ヘユキタマフ、是義ニ於テ甚安カラズ、是ニ因テ、臣タルコトヲ致シテ去トナリ、ソノ頃ハ、憲廟〇德川綱吉ノ治世ニテ、三宅氏モ、殿下ニ謁シタル人ナリ、一タビ殿下ニ謁セシモノハ、大故有テモ容易ニ放逐シ難シ、故ヲ以テ三宅氏モ亦出亡センコトヲ慮リ、急ニ密室ニ蟄居セシム、三宅氏初ノ心ハ何トゾシテ自殺セントト欲シ、ヤヽ日經テ思フハ、古ノ聖賢モ、幽執ノ中ニ書ヲ著シタマヘル人マヽコレアリ、イザヤ吾モ書ヲ著サントト心付タリ、然レドモ筆墨ヲ與ヘズ、ヤフ〳〵釘ト葭トヲ拾ヒ得テ、釘ヲ以テ手指ヲ傷リ、葭ヲカミテ筆トナシ、風寒ニ感ジテ、鼻ニ淸涕ヲ流ス由ヲイヒ立テ、紙ヲ多ク乞ヒ、易說ヲ工夫シテ、コレヲ血書ス、凡三百葉ニ滿リトナン、コノ故ニ、別シテ易ニ長ゼシトナリ、ソノ後憲廟薨ジ玉ヒテ、三宅氏モ獄ヲ出シテ放逐セラル、猶江戶京大坂ニ居住スルコトヲ禁ゼラル、モトヨリ別號ヲ尙齋トイフ、因テ吉田尙齋ト變名シテ、京地ニ居ヲトタリ、後又赦ニ逢テ、終ニ本姓ニ復シ、三宅丹治ト稱ス、老後ニ玉テ、阿部侯ノ世子ハ、執政ノ職ニ升リ玉ヒ、三宅氏ガ舊時ノ忠ヲ追億シ、

一タビ面シテ謝センコトヲ欲セラル、折境三宅氏出府セシコトアリ、終ニ接見シテ、舊キヲ語リタマヒシト也、三宅氏ノ傳ハ、述作ノ祭祀來格說ノ初メニ、山宮官兵衞ガ撰セル小傳アリ、然ドモ此事ノ始末ハ、諱テ載セザルユヘ、コヽニ詳ニス、予ガ記スル處ハ、三宅氏ガ門人盤佐左衞門ガ話ヲマヽノアタリ聞及ベリ、

〔近世叢語四雅量〕三宅尙齋在獄中、每旦請水爲浴、布袍綻裂、則撚紙縷補綴之、朝夕食後、必匝獄中數百反、約凡一里、精神不減平日、一吏巡警視之、敎守者曰、監守莫怠、尙齋聞之、怒然曰、丈夫假令一縲紲之、義不敢脫、予所以然者、獨懼罹脚疾膝行就刑爲人所笑故爾、又謂、聖賢當厄必有述作、余雖不肖、亦竊傚之、而病無筆紙、乃托擯鼻乞紙守者、釘刺體出血、嚙腹爲筆、以此染血著狼疐白雀二篇、

〔先哲叢談後編八〕蘆東山

東山、資性剛直、不避權要、不徇時俗、嘗於學舍有與諸有司爭其班次之高卑、東山捍言曰、經筵習儀不待卿等、雖執法大人無有此事、有司無答而去、後卿之劾以蔑侮藩制、違棄舊典、遂爲之坐幽、囚於加美郡宮崎邑石母田長門邸中、其在囚所二十四年、寶曆十一年癸酉、遭赦放歸鄕里、時歲六十六、

東山在幽囚、有所感而著無刑錄十四篇、略述秋官之遺意、後其書始傳於世、識者稱爲有深意云、

〔近世名醫傳二〕高野長英

高野長英、名讓、號瑞皐、陸奧水澤人、豪邁有大志、好讀蘭書、〇中略後數年、蘭人密告英人馬哩遜來乞互市、幕府大驚、嚴相豆近海兵備、攘夷之議始起、海內騷然、長英議固主外交、於是著夢物語、以駁攘夷之非計、密貽諸同志、而其書既傳播海內、田原藩士渡邊華山、與長英友善、又作愼機論及鴂舌或問、以諷議時事、幕府惡之、先捕華山下獄、長英聞之、自首爲其黨、亦下獄、時十年己亥〇天保四月也、其歲十二月、幕府處長英以林子平例、以其爲市醫、特禁獄終身、長英名由此益顯、世爭珍其書、牢屋奉行心憫其冤、厚遇之、明年長英在獄著蠻社遭厄小記、及鳥鳴音各一卷、贈之其友鈴木春山、未幾牢舍火、長英乘其

擯、脫因而去、不知所之後數年爲宇和島侯所庇在伊豫、會追捕至、又脫去、自取硝石精燒毀其面、潛居江戶、更名澤三伯、專用力譯述、其書往々行于世、而世未知其實爲長英也、既而稍々發見、一日捕吏俄襲其家、長英度不免、拔劍手殪數人、終自刃而死、年四十七、時嘉永三年五月也

〔先哲叢談後編二〕山鹿素行

素行始講宋學、左袒程朱、年四十後、有疑於理氣心性之說、以先是所著經解數種悉燒之、寬文六年春、著聖敎要錄三卷、刊行于世、非斥程朱、辨駁排詆、無所忌憚、其意蓋在諷刺於奉崇宋學者、當時之人、自王侯貴族至士庶尊信程朱者極衆矣、遂以斯獲罪、被幽於播州赤穗矣、

著書獲罪

〔御仕置例類集三之九〕寬政四子年五月

松平越中守殿御差圖　町奉行　小田切土佐守掛

一松平陸奧守家來林子平奇怪異說等著述致し候一件

松平陸奧守家來
林嘉膳同居弟
林子平

右之もの儀、縱令利欲に不致候共、一己之名聞に拘り、取留候儀にも無之風聞、又は推量を以、從異國日本を襲候事可有之趣奇怪異說等取交著述致し、右之內には、御要害之儀等も相認其他地理相違の繪圖相添、書本又は致板行に、市兵衞方江送り遣候始末公儀不憚仕方、不屆に付、重追放、

御差圖

兄嘉膳方江引渡於在所蟄居

〔渡邊華山口書〕亥(天保十年)五月十四日揚屋入　同月廿二日改揚屋入

三宅土佐守家來
渡邊登　亥四十六歲　口上
中略

一夢物語之儀者、前書長英著述に有之、同人方江參候節爲見候間、一覽之上、他見等者遠慮いたし

可然旨申談候迄にて、考訂等いたし遣候儀曾て無御座候、

一アヽルドレイキスヲヽルデンブークと申蘭書、ブウランズゾヲンと申蘭人著述にて、地理を記し候書之由、小關三英世話を以買取、長英江解譯承候處、イギリス人數割等悉右書中に有之候由、長英所望に付、貸遣候儀も有之候處、夢物語に認候人數割等、右書中に基き書綴り候儀と奉存候、

一長英より御取上に相成候蘭書之內、三十三番と御印し附候蘭板之書は、何れより買取候哉、又者借請候哉之旨、同人江御尋有之候處右者何方ゟ借請候哉、碇と不覺候得共、私ゟ蘭書數冊爲見候內、相殘り居候儀と被存候之旨申上候に付、御尋有之候處、去々酉年頃、幡崎鼎儀、長崎江出立致候砌、所持之蘭書數冊拂度由にて差越候間、私買取長英方江不殘飜譯旁差遣し候處、數冊之儀に付、內一冊、長英方に相殘候儀に可有之哉、右者長英儀いまだ熟覽不致、碇とは難解候得共、歐羅巴騷動有之候後、風俗改り候儀、ホナバルデと申もの、フランス國王に相成、歐羅巴にて、帝業を建候儀を認候儀と奉存候之旨、長英申立候段奉承知候、○中略

一前書之趣、花井虎一より其御筋江申立、又者如何之風聞入御聽、當御役所江被召出、揚屋江被遣、御組與力衆被差遣、私宅御改、鴃舌或問、愼機論、其外御取上ゲ有之、其後御目付樣御立合御吟味罷成候蘭書等、理義相分り候に隨ひ、蠻國强盛之樣に存なされ、海岸之御備、格別嚴重之御沙汰無之候ては、國家之御爲に相成間敷と存じ過し候より、はからず恐入候文勢にも至り候儀にて、半ばにて稿を止め、其儘仕舞置、誰にても爲見候もの無之候、鴃舌或問、同小記も同樣、人に者爲見不申候處、花井虎一罷越候砌、私儀食事致し候內、爲待置候も無手持、相覺同人江爲見候外、餘人江爲見候儀一切無御座候、○中略

右之通相違不申上候、以上、

僞書

月　渡邊登

〔格物餘話〕世俗好造僞書、而爲古書者多矣、至于券契亦然、辨之之法有三、一察其文辭之古今遠近、二觀其手跡之古今遠近、三視其紙牋之古今遠近、執此三者以試其時世之遠近古今、則眞僞無所逃矣、且文字之古近、亦有一術焉、以水徹浸之、以指摩之、古者迯難脫、近者易脫、此其證也、

〔北史列傳八十二〕劉炫傳

時牛弘奏、購求天下遺逸之書、炫遂僞造書百餘卷、題爲連山易魯史記等、錄上送官、取賞而去、後人有訟之、經赦免死坐除名、歸于家、以敎授爲務、

〔鹽尻八〕一中世已來、公家御記の外、武家の人々、書つむる日記雜錄多し、永正記の比までは、實を正して書るもの少なからず、近世、關が原、大阪亂世に出たる數十部にして、其實を失ひ、虛を傳ひたる事の書、半に過けるにや、或曰、大阪の軍書替る始は、萬淵道士とて、そのかみ、大阪の城に籠りし小身の者、生殘りて書を說しより、難波戰記の類興りし後、愛かしこより作り出して、互に實否をいふ、江戸にて、鈴江正休（佐々木の氏族と云々）なんど、古來傳記を傳ふ、淺羽氏、松下氏等、右自諸家の系圖の傳を語れり、右の數人、始の程は、實事をのみ語り、或は筆に記したるが、諸大家より招きて、ことを乞、又は禮物にて、人の傳記なんど賴しまゝに、後にはあらぬ事をも附添て出せしかば、實違ひ事戾りて、誠者の疑を殘せしも、又まゝに、江州堅田の賤民の子、澤田源內と申者、自ら六角氏と稱し、己が家を佐々木嫡流にせん爲、さまざまの書を作り、三十卷の大系圖を顯し、或は江源武鑑、足利治亂記、倭論語等、さまざまの書を作りし也、斯りし程に、又近年は京、大阪、江戸は更にもいはじ、國國に記錄物とて、自から古家にもあらねど傳聞の說を增補し、まことらしく人にも語り、あるは書に作りて、世に廣めなどする程に、今百年に過ざる事も、互に異說出來て、證と仕難き事多し、然れども、悉く僞說といはんも是ならず、間々實を傳へしこと多し、人々近年の記錄を、皆信せんも

非なり、名の爲利の爲に造言せしこと少なからず、眼ある人よく見て、時代と事實とを考へて可なり、

〔古事記傳 一〕舊事紀といふ書の論

世に舊事本紀と名づけたる十卷の書あり、此は後人の僞り輯めたる物にして、さらにかの聖德太子命の撰び給し眞の紀には非ず、(序も、書紀推古御卷の事に據て、後人の作れる物なり、)然れども、無き事をひたぶるに造りて書るにもあらず、たゞ此記と書紀とを取合せて集めなせり、其は卷を披きて、一たび見れば、いとよく知るゝことなれど、なほ疑はむ人もあらば、神代の事記せる所々を、心とゞめて看よ、事毎に此記の文と書紀の文とを皆本のまゝながら交へて擧たる故に、文體一つ物ならず、諺に木に竹を接(ツグ)りとか云が如し、又此記なるをも、書紀なるをも、ならべ取て、一事の重なれるさへ有て、いと／＼みだりがはし、すべて此記と書紀とは、なべての文のさまも物名の字なども、いたく異なるを、雜へて取れゝば、そのけぢめいとよく分れてあらはなり、又往々古語拾遺をしも取れる、是も其文のまゝなれば、よく分れたり、(これを以て見れば、大同より後に作れる物なりけり、さればこそ中に嵯峨天皇と云ことも見えたれ、)かくて神武天皇より以降の御世御世は、もはら書紀のみを取て、事を略てかける、是も書紀と文全く同じければ、あらはなり、且歌は、みな略けるに、いかなればか、神武御卷なるのみをば載たる、假字まで一字も異ならずなむ有をや、さて又、某本紀某本紀とあげたる卷の目ども、ゝみなあたらず、凡て正しからざる書なり、但し三の卷の內、饒速日命の天より降り坐時の事と、五の卷尾張連物部連の世次と、十の卷國造本紀と云物と、是等は何書にも見えず、新に造れる說とも見えざれば、他に古書ありて取れる物なるべし、(いづれも、中に疑はしき事どもはまじれり、そは其事の序あらむ處々に辨ふべし、)されば是れらのかぎりは、今も依用ひて助くることおほし、

〔安齋隨筆 前編 一〕一舊事本紀の害 舊事本紀は僞書也、予嘗テ剔僞の書を著して、其僞を明辨し

たり、舊事記と日本紀と其事蹟相違の事あり、世の學者、舊事記は古き僞書なりといふ事を知らず、其古に惑はされて、實に聖德太子と蘇我馬子が眞撰にて、日本紀より先に成りて、古き書也と思ひ誤りて、故事を記すに、日本紀を捨て、必舊事紀を引て證とすゆへに事跡違ふ事有、是舊事紀の害也、學者其害を知らざる者多し、

〔先代舊事本紀目錄〕先代舊事本紀目錄

第一卷神代本紀

祖尊二代並天神七代正事

天祖並大廬五鎭之神道

天尊並大極五鎭之神道

倫神七代並九天六地天宮黃泉

獨神七代並五行成就相生相尅

五臟主神〇中略

第三十八卷　聖皇本紀下卷下

人皇第三十五代推古天皇餘事

三十有五歲通隋國

此年遣神於隋國執來先身所持經卷

三十有七歲初製紙子

右二十二卷皇代紀

已上三十八卷正部

〇按ズルニ、右ハ一名大成經ト題シテ、即チ僧潮音僞作ノ舊事大成經ナリ、

〔基熙公記〕延寶九年九月廿九日、亥剋許、從殿下有使者、從今出河右大將此書付到來、此書物於所持者可破却、家僕等若一紙於所持者、是又可破却之由也、得其意旨令返答、抑此書之事、先日依神宮訴訟、關東邊之書物悉令破却、依是此邊如此被相觸諸家云々、從關白來書物目錄如此、

一聖皇本紀　一神敎經　一宗德經　一五憲法　一大成經鷦鷯傳　一正御舊事紀　一灌傳

一極傳

一神代本紀一卷　一先天本紀一卷　一陰陽本紀一卷　一黃泉本紀一卷　一神祇本紀二卷

一神事本紀二卷　一天神本紀二卷　一地祇本紀二卷　一皇孫本紀二卷　一天孫本紀二卷

一神皇本紀六卷　一天皇本紀六卷　一帝皇本紀六卷　一聖皇本紀四卷

大成經

一序傳　一卷　一目錄　一卷　一神代　十六卷　一皇代　廿二卷

總而四十冊、只今開板出來、

右之外、神社本紀、國造本紀、天政本紀、太占本紀、禮綱本紀、詠歌本紀、經敎本紀、祝言本紀、曆道本紀、醫綱本紀、御語本紀、軍旅本紀、未然本紀、憲法本紀有之由、全部八十卷之旨、

一二社三宮圖

右之分也、爲後代記之、

〔玉勝間十一〕舊事大成經といふ僞書の事

先代舊事本紀といふ僞書七十二卷有り、先代舊事大成經ともいふ、潮音といひし僧、志摩國の伊雜宮の祠人某とあひはかりて造れりしをいつはり顯はれて、天和元年に、かの二人ともに流罪になりて、此書ゑれる板も燒すてられにき、潮音は黃檗といふ流の禪ほうしなりしとぞ、

〔神境紀談首書〕延寶中、舊事大成經ト云僞書ヲ刊布ス、全八拾卷ノ書ニテ、先四十冊成ル、其書外宮

ヲ月讀尊トシ、內宮ヲ瓊尊トシ、伊雜宮ヲ天照大神トス、同九年六月兩宮奏狀ヲ上テ彼板ヲ破却ス、天和三年九月廿九日、祭主ヨリ宮司ヘ來ル狀ニ云、二宮禰宜等、去年令レ言二上僞書大成經破却之事一、則板行之書幷板、被二破却一訖、此旨可レ被レ下二知神宮一之狀如レ件、

〔俗神道大意 二〕先年常憲院樣〈○德川綱吉〉ノ御代ニ、上州館林ノ廣濟寺ト云禪寺ノ住職ニ、潮音トイフ者、ソノ砌、智識ノキコエアツタルモノデ、コレガ志摩國伊雜宮ノ神主ガ家ニ、古キ僞書ノ少シバカリ有タルヲ元トシテ、加筆妄作增補イタシ、七十二卷ニ書キヒロメ、コレヲ聖德太子ノ眞本ジヤト申テ、印板ニシテ、世ニ行ツタデゴザル、舊事大成經ト云ハコノコトデゴザル、是ハ伊雜宮ノ神主ト潮音ト相謀テ、伊雜宮ハ天照大御神ノ御本宮ジヤトイヒカスメテ、伊勢ノ神宮ヲ壓ント巧ミ、其証據ニ引ウトテ僞作シタ物デゴザル、所ガ天和元年ニ、ソノ僞作ノ事ガ顯ハレテ、伊雜宮ノ神主永野采女モ、カノ潮音モ流罪ニ仰セ付ラレ、大成經ノ刻版幷ニ所々ヘ賣リ遣ハシタル版本ヲ取集テ、御燒捨ニナリ、夫ヲ開板シタル書林豐島屋豐八トイフ者モ、追放セラレタデゴザル、所ガコノ潮音ハ、將軍家ノ御母君一位樣〈○德川綱吉母本庄氏〉ノ御歸依アソバシタル僧デアツタル故、ソノ御願ニ依テ、流刑ヲバ御宥恕アツテ上野國黑瀧山ヘ轉住仰セ付ラレタ事ガアル、

〔續日本高僧傳 五淨禪〕上野州黑瀧山沙門道海傳

釋道海、字潮音、本姓楠田氏、肥前小城郡人也、〈○中略〉延寶三年、禪餘閱二舊事本紀等國書一、深達二神道一、兼究二瑜伽宗一、

〔應仁後記 下〕此比洛陽客語曰、傳聞、佐々木高賴一男近江守近綱一名氏綱云、永正十五年七月九日卒去、其弟彈正少弼定賴家督繼、其子大膳大夫義賢入道承禎至云、氏綱無二子孫一事、古記既明白也、然處近世寬文比氏鄕名乘者有、〈○中略〉元祿ノ初終氏鄕房中病死ス、行年七十、〈○中略〉氏鄕所レ記刊本、江源武鑑二十卷、大系圖三十卷、倭論語十卷、寫本淺井日記二卷、關原軍記六卷、勢州軍記二卷等氏鄕所

記也、大概彼書中、己ガ先祖ト稱スル者ノ事迹ヲ作テ實ラシク書載置、是ヲ證據ニシテ、己ガ僞ヲ蔽隱サン爲也、不亦大奸乎、舊記ト稱シテ僞作スル事、世爲人爲其害甚シ誰レカ是ヲ惡マザラント云フ

〔松屋筆記 百九〕僞書

蜫古錄一卷十九丁右に、米海岳言李懷琳好作僞書、世莫能辨、而不知其蹈其過云々、按本朝にも、多田義俊、澤田源內等が類僞書を作るもの少からず、其大なるものは、舊事大成經也、水戶の珍書考はたうけがたし、神道五部の書、舊事記、天書記、日本總國風土記など、古書を僞造せるは、其罪大なりといふべし、

〔孝經樓漫筆 四〕見聞私記

扶桑見聞私記は、元の名は廣元日記といふ、加藤仙庵といふ者の作なり、元水野監物家來にて、須磨不音と名乘しが、後に浪人して、江戶青山に住宅せり、享保年中、台命ありて、見聞私記の眞僞御正し有ける、成島道筑考へて、僞書之由申上て、僞書に定まりぬ、(初め廣元日記と云しを、毛利家より咎められ、書名を改し由也)享保改撰系圖も、仙庵作なり、(仙庵系圖學によしといふ)藤九郎盛長記も、仙庵僞作なり、

〔新安手簡 四〕與寒川儀大夫書

南方記傳、近代ノ作、僞書ニテ、日本史ニ採用致サズ候故、冊數モ覺ヘ申サズ候、二冊許リモ之レ有リ候カト存ラレ候、南朝記傳事蹟ト申ス書、覺ヘ申サズ候、僞撰ノ書ニテ御坐有ベク候、南朝ノ事ハ、源義公別シテ心ヲ用ヒラレ、先年精密ニ吟味イタサレ、櫻雲記、吉野拾遺ナドモ僞書ニテ、日本史ヘ採用申サズ候、南木武經、尙更承リ及ビ申サズ候、南木武經ハ、版行ニ之レ有ル由、御書ニテ初テ承リ候、彌以テ僞ニ候ハント存ゼラレ候、

○按ズルニ、吉野拾遺ハ刊行大日本史ニ引用セリ、

校書

〔隨意錄 三〕太宰德夫、屬十二篇之文辭、題曰產語、而自言、其書出於專樂佛寺古藏、以託古人之著、乃欲以取信焉、且曰、誰知此書非管晏李悝白圭之徒所著、而其書中驟引孟荀二子之言、又或譯記此方兒女子之戲話、管晏固不須言、雖李悝白圭之徒、其著豈可及於孟荀以下之言乎、欺誣亦太甚矣、

〔先哲叢談 後編 六〕林東溟

東溟在浪華時、有備後人鍋島公明字傳藏者、學東溟、篤信物氏學、嘗僞作物氏及服南郭與人論文章國字書二種、其一爲南郭燈下書、書舖博文堂得之大喜、請序瀧鶴臺、鶴臺輕信以爲眞、遂作序與焉、刊行於世、其一爲徂來國字牘、書舖管生堂將刻之、而求東溟序、其書、東溟不辨知其擬托、而應其請焉、又刊行於世、二書共大流布四方、後數年、人皆知其贋造、特燈下書不得徵驗僞作之跡、至國字牘書中及著文野之事、蓋文野未知何人所作、徂徠家固無其書、通編剽竊譯筌題言、點竄數條者也、其僞作之跡現不可掩、是以服南郭太宰春臺等、皆以東溟爲誣欺後進者、東溟不得逃其責、爲之受排擯焉、

〔貞丈雜記 十六 書籍〕一校合とも、校讐とも、校正とも云は、此書と彼書と同じ類本を寄せて、兩方を引くらべて、違たる所々をば、此方の本に書入れて直し置くを云也、

〔貞丈雜記 十六 書籍〕一書物の行のかたはらに、イに又はイ本と書てあるは、イは異本と云事也、異本とは別の本と云事也、別の本には如此あると云しるし也、又一本とあるは、今一ツの本には如此あると云事也、又闕文とあるは、闕はカケルとよみて、古き書に文言のかけてなくなりたる也、又脱文、又脱簡と云は、古き書に文言のぬけたる所あるを云、闕文と同じ事也、又衍字と云は、衍はあまるとよみて、入らざる文字の多くあまりたるを云、書きあやまり也、又衍文と云は、入らざる文言のあまりてあるをいふ也、又誤字と云は、字の書そこなひて有也、又何當作何とあるは、たとへば官當作管とあるは、官の字書てあるは、官の字にてはなく、管の字にてあるべきはづの事と考たる時は、右の如く書也、官の字に限らず、何の字にてもおなじ、又疑何と云は、此字は何と云字にて有べきかと疑ふ也、たとへば木疑本とあるは、本の字かと疑ふ也、

〔安齋隨筆 前編 一〕一書籍校合　書を校合する事を知りたる人の校合するには、彼の本の善きを、此方の本に書入て、惡き事をば消す也、事を知らざる人の校合するには、彼本とよみくらべて、相

違の文あれば、善惡の考もなく、違ふたるほどの事をば、妄に此方の本へ書入る、ゆへ、其本汚れて、却て惡本となり、義の通じ難きやうに成る也、されば事を知り辨へたる人の校合したる本をば貴ぶなり、惡しき事を書加へたるは、妨になりでわろし、

〔藏書記要〕校讐

校讐書籍、非博學好古勤於看書、而又安閒者、不能動筆、校讐書籍、所以每見庸常之人校書、一部往往弗克令終、深可恨也、惟勤學好問隱居君子、方能爲之、古人每校一書、先須細心紬繹、自始至終、改正字謬錯誤、校讐三四次、乃爲盡善、至於宋刻本、校正字句、雖少、而改字不可遽改、書上、元板亦然、須將改正字句、寫在白紙、條上薄漿浮籤貼本行上、以其書之貴重也、凡校正新舊、將校正過善本對臨可也、倘古人有誤處、有未改處、亦當改正、若明板坊本新鈔本、錯誤遺漏最多、須覓宋元板舊鈔本校正過底本、或收藏家秘本、細々讐勘、反復校過、連行款俱要照式改正、方爲善本、若古人有弗可攷究、無從改正者、今人亦當多方請教博學君子、善於講究古帖之士、又須尋覓舊碑版文字、訪求藏書家秘本、自能改正、然而校書非數名士相好、聚於名園讀書處、講究討論、尋繹舊文、方可有成、否則終有不到之處、所以書籍不論鈔刻好歹、凡有校過之書、皆爲至寶、至於字畫之誤、必要請教明於字學聲韻者、辨別字畫音釋、方能無誤、古用雌黃校書、因古時皆用黃紙寫、裝成卷軸、故名黃卷、其色相同、塗抹無痕迹也、後人俱用白紙鈔刻、又當用白色塗抹、今之改字、用淡色青田石、磨細和膠、做成錠子、磨塗紙上改字、最妙、用鉛粉、終要變黑最不可用、若大部書籍、延請多人分校、呈於總裁、計日乃成、若校正刊刻、非博雅君子有力而好古者、不能也、書籍上板、必要名手校正、方可刊刻、不然枉費刻資、草率刻成、不但遺誤後人、反爲有識所笑、惜乎古今收藏書籍之人、不校者多、校者甚少、惟葉石君所藏書籍、皆手筆校正、臨宋本印宋鈔、俱借善本改正、博古好學、稱爲第一、葉氏之書、至今爲寶、好古同嗜者賞識焉、

〔釉鑪訓 一〕一校書　書籍ヲ校合スルニ、讀合セ校合ヨリハ、見合セ校合宜キ也、讀合セ校合ハ、一人一本ヲ見居テ、一人ニ一本ヲ讀セテ、其異同ヲ校スルニ、異字同音アルニ、字音ノミ聞テ、字體ヲ見ザル故、其異字ヲ知ラズシテ、違ヒナシト思フ事アリ、タトヘバ、銖珠異字同音也、樓鏤異字同音ナルガ如シ、見合セ校合ハ、我一人ニテ、兩本ヲ並ベ置テ、字體ヲ見分ケ校スル故、異字同音ヲ明カニ辨ル也、又讀合ニテハ、者之而于於等ノ助語ノ字ノ有無知レザル事アリ、假名本モ、いゐひ、へねゑ、をおほ、などのかなづかひのたがひ知れざる也、見合校合ハ如此事なし、

〔閑田次筆 三〕本方の古書を註する人、凡元祿年間までは、元本を守りて、たとへば、に。にては聞えず、を。と改れば、聞ゆる書誤りも、かつて改めず、しひて押廻して註せられしは、謹厚とはいふべけれど、又死守ともいふべし、其間に、延佳神主、古事記舊事紀を新に改刻し、鼇頭を加へられしには、他書を校合して、考を付改られし所々有、其後契沖師、萬葉集を註せられしを始め、諸書の解、校正のものなど、古書を引のみならず、自己の考をもて、文字を改られしこと多し、是より開けて、加茂氏をはじめ、其門人、われも〳〵と眼を光らして、これは草の手に誤る、是は前後したりなど、心のまに字を取かへ、語を改む、これは所謂活眼にて活書を見るともいふべけれど、又萬葉集も、吾撰のもの丶やうになり、古傳の本は亡びなんやと危し、誤をあやまりにて傳ふが道也など、ひとへに舊轍を守りたまふと表裏にして、過不及いかんともすべからず、吾ごときおろものは、書を見て難事を過す淵明の意に倣ひ、常に闕て解すること尠し、彼改竄をこと丶する人々は、程朱の中庸大學孝經の古本を改め、經傳をわかち、或は詩經の小序を除かれしごときたぐひにて、機識拔群なりといふべきか、凡一家をなす人はしかるべし、されど其恩を蒙る人もあらん、又毒をうくる人も多からんか、一是一非は何にも通ぬことなるべし、

〔擁書漫筆 一〕因にいふ、およそ古書の旨を解んには、かならずしも、臆斷もて、字を改べからず、ふる

き眞面目のまゝにて解べきかぎりは解あかし、おもひ得がたきふしは、さてあるべし、ちかきころの古學者がくせとして、これは草の字より、かれは字體の似たるよりなど、こゝろのまゝに誤とし、引なほすめるは、えあるまじきわざ也、

〔延喜式十三圖書〕凡校二飾書一、長功日六十紙、中功五十紙、短功卌紙、再校、各加二初校十紙一、注書長功日卌六紙、中功卌九紙、短功卌二紙、再校各加二初校五紙一、

〔三代實錄二十九淸和〕貞觀十八年七月十四日己丑、先レ是去年十月、勅喚二散位大藏朝臣善行一、侍二藏人所一校二定御書一、

〔古經題跋上〕中阿鋡經卷第二十九

天平寶字元年九月十五日、式部位子少初位下上毛野君大河勘二本經一、

覆位興福寺沙門　行禪證

天平寶字三年十月二日、散位少初位下岡上佐大津寫、

左大舍人少初位上大隅忌寸　君足初校

散位從八位下大網君　廣道再校

坤宮舍人少初位上秦忌寸　忍國參校

中阿鋡經卷第十一

天平寶字元年閏八月二十五日、式部位子少初位下上毛野君大河勘二本經一、

覆位興福寺沙門　行禪證

天平寶字三年九月十日、文部書生大初位上高赤麻寫、

左大舍人少初位上大隅忌寸　君足初校

坤宮舍人少初位上秦忌寸　忍國再校

散位從八位下大綱君　廣道參校

(實隆公記)延德二年三月廿九日辛巳、三代集間事、京極黃門筆書寫之本、今日終校合、

(實隆公記)延德二年十月九日戊午、伊勢集加校合、(一昨日終書寫功、)御本今日返上了、

(實隆公記)明應三年九月廿八日戊申、抑新撰菟玖波集校合事、今一反可沙汰進上之由被仰之、仍留宗祇法師、一反點檢、弟子宗坡來、同校之、及晚終功、件銘相國染筆可令進之由被仰下、其趣令申了、凡此集之間事、別記注之矣、

(御湯どの丶上の日記)慶長三年二月三日、ゑいぐわ物がたりの御けうがうに、とざまないくのおとこだちめして、こ御所にて御けうがうあり、　四日、けふも御けうごうにおの〳〵まこう、

(駿府政事錄)慶長十七年二月十四日、於御前東鏡、盛衰記異同令考之給、

(羅山文集附錄二年譜)寛永十五年戊寅

自去歲仲秋、讀溫公通鑑、至今夏終編、併看胡三省註、往々點朱句、且讀了劉恕外紀、薛氏宋元通鑑、其後再覽朱子綱目幷續綱目南氏前編、先是家藏有二十一史兩部、大概一校了、初少年之時、讀日本書紀、壯年寫續日本紀、仁明紀、文德錄、及三代實錄、加朱句、其後寫西宮記、北山抄、江次第、令義解、集解類聚格類聚國史、扶桑紀略、朝野群載、侍中群要、公卿補任等涉獵之、其餘神書、詩賦小部之書、及倭歌家者流之所傳、保元平治以來兵革之小說、無不見之、侍駿府時、屢誦東鑑、於當時武家之政務可併考者數矣、乃至寺社所傳之舊記緣起、偶觸目則往々寫之、凡自少年在他席見書、無倭漢無新舊披繙之、其中抄出者多矣、雖壁書贊語或誦之、或寫之歸家載於冊子、至老年猶然、

(鵞峯文集七十九哀傳)西風淚露下

曾聞、溫公通鑑歷十九年而成、然一覽之者、唯王勝之而已、乃知大部周覽勞讀之者、古今一也、本朝通鑑前錄全部、加點再校已畢、今所修續編草稿、成者三之一、再校畢者、未及十之一、不知全部功成加點

畢到淨書者、猶歷幾歲哉、余辱提學之名、雖至成病、不敢倦、若夫功不成則死而休而已、若幸功成、則館中之喜可忘、多年之勞乎、然後周覽全部者其誰哉、推從前之勤言之、則一見畢者其在汝乎、天其假年哉、噫、

〔古今書畫鑒定便覽二〕吉田篁墩 平生古鈔本ヲ集テ、四子六經ヲ校勘スルコトヲ好ミ、宋元ノ影鈔本ヲ處々ヨリ搜索シテ、世ニ顯シタリ、今ニ至テ世人宋版元版ナドヽ稱シ、古鈔ヲ尊ムコト、コレヨリ盛ニナリタリ、其學清人ノ惠棟盧文弨ナドノ如ク校勘精密ナルヲ主トシテ、辨駁スルヲ好マズ、後世ニ裨益アルコト少ナカラズト謂フベシ、寬政十年ニ歿ス、年六十八、

〔文會雜記一上〕一春臺ハ、書ヲ校スルコトキハメテ精密ナリ、史漢左傳ノ類、悉和讀要領ノ通リノ點ニ直サレタリ、皆ゴフンニテヌリケシテアリ、一畫ノチガヒ、片カナノ一畫ニテモ改タヾサレタルト也、サレバ會業ニテ、讀書甚クハシクナリタルト也、君修ノ話也、

〔先哲叢談續編一〕鵜飼錬齋

錬齋十六歲春始讀通鑑綱目、深感其筆削之志、竟施國讀於全部五十九卷、校訂畢成、石齋賞其篤學、使書估謀之、將從事於開雕、又聞陳仁錫所校閱三編通鑑綱目者新舶來、遣人購求之長崎、果獲之、所謂三編者、南軒通鑑前編二十五卷、商輅通鑑綱目續編二十七卷、以原書五十九卷爲正編、合爲三編一百十一卷、加旃尹起莘發明、劉有益書法、汪克寬考異、王幼學集覽、徐昭文考證、陳濟正誤、馮智舒質實等、皆散見附于各條之下、雖曰三編百十一卷、七家論說三倍原書、錬齋再施國讀正編、又及前續七家論說、併與畢校、慶安四年剞劂全成、坊間發販、至今世呼曰金平點者是也、

〔修史始末下〕寬政元年己酉

冬召醫保己一塙檢校校日本史、保己一爲人强記、能誦皇朝古書、旁通典故、每聽人讀紀傳、凡其事實乖謬、年月錯誤、皆能歷々言之、遂建議云、凡各條所注出典、宜悉就原書以質其異同出入、衆初難之、然咀

勉從之、其後所賴以訂正者頗多、

一正按、史之得失、顧體裁何如而已、博考而精選、固莫以尙焉、然瑣々異同、何足悉究、塙之議算雙而楄數米而炊之類耳、然數年之間、遂能覓其緖、後人以臆潤色、悖原書者、皆得以加訂正、則塙之功亦不可沒矣、

〔古今書畫鑒定便覽四〕伴信友　若狹ノ藩士、通稱州五郞、立入ト號ス、深ク鈴屋翁ヲ慕ヒ、江戶ヨリ名簿ヲ入レテ門ニ入ントス、時ニ翁歿セリ、故ニ其事ヲ大平主ニ告テ、猶故翁ノ門人ニ等シ、然シテ大イニ古學ヲ勉强シ、苦學硏究、精力絕倫ナリ、古書ヲ校正シテ、世ニ益甚多ク、著書百部ニ近ク、精細比類ナシ、故ニ世ニ頻リニ稱譽シ、コレヲ慕ヘルノ徒頗多シ、時ニ弘化三年十月十五日歿ス、年七十四、若狹國遠敷郡發心寺ニ葬ムル、

〔北邊隨筆初篇四〕本のまゝ

誤字、衍文、あるひは錯亂、脫字などあるに、かたはらに本のまゝとかく事、ふるくありける事なり、堤中納言物語に、ほんにも、ほんのまゝとありと見えたり、

〔貞丈雜記十六書籍〕一書籍に、序、跋、凡例と云事有、序と云は、書籍の最初にあり、此書は何々のわけによりて書あつめたると云子細をいひのべて書たる文を序と云也、跋と云は書籍の終にあり、奧書の事也、凡例と云は、その一書の書樣の例をことはるを云、是は如此なるわけなる故、如此かく也、彼れは如此子細なる故如此記す也などゝ、一々ことはりをのべて讀むものに、大意を心得さするために書を云也、

〔文會雜記二下〕一書籍ニ餘リ序ノ多キハ、面倒ナリト、春臺云ハレタルト也、

〔日本書紀纂疏一〕綱領

又云、〇一條兼良諸經皆有序、此紀獨無、故一說、斷自天先成而地後定、然後神聖生其中焉以上、以爲序文、

〔實隆公記〕明應五年十一月廿六日己巳、抑後通朝臣花鳥餘情與河海抄一具書之、企抄出銘。幷序。事。先日所望之、今日閑暇之間草遣之、注左、(下略)

〔它山石初編 一〕皇國にて天子御製の序を賜りたる儒書唯一部

古より皇國にて、天子御製の序文を賜りし書ある事なし、こゝに人皇第一百一十有一代にあたらせ給ふを、後光明天皇と稱し奉れり、深くも吾聖學を尊び崇めさせ給ひて、嘗て詔には、近世の儒學、誰彼と名有中にも、實學を振ひ起せしは、妙壽院惺窩が精力に極りぬ、其功績仰ぐべき事に思し慕はせ給ふとて、惺窩の文集に、御製の序を加へ賜はりしが、初めは秘して御文庫に納め玉ひたれども、後にはゆるされて、人間にひろごりぬ、今其御製文を左に掲げて、まだ拜瞻ざる人に示す、

御製惺窩先生文集序

蓋聞、文者貫道之器也、自昔季大昊八卦書契之作、延々綿々、如天地之不可易、如日月之不可息矣、禮樂政令之經緯乎穹壤、洞徹乎古今、法度敎化之融液乎遠邇、周遍乎内外者、不亦甚乎是哉、近世有北肉山人惺窩先生者、寛仁大度之君子也、幼而穎悟、一覽千言、七過萬句、弱冠而並通經史及諸子百家之書、莫事不備、莫物不詳、其爲學也、博聞強記、故其爲理也、精察明辨、其爲友也、范寃張彪之徒、王戎仲容之屬、朝馳騖乎書林、夕翺翔乎藝圃、非其道雖高車駟馬不顧焉、棄之如敝屣、從其道則簞食豆羹亦足以頤神而保季也、義士仁人慕德望風、出入其門、往來其道者、不可勝計、於乎、空谷之足音、晦暝之日月歟、而彼精微妙渺、雖猶不可階天而升也、僅亦得先生之一體者數輩、日新月盛、自此以後、百姓尊信聖賢、誦說仁義、其恩惠德澤所以蒙天下後世者、至矣盡矣、斯時也、談士雲起、狙詐星聚、然道德之說罕有所聞也、先生獨悼斯民之墜於塗炭、苦此道之湮於塵俗、歷遊說諸侯、上述堯舜、下陳周孔、然滑稽口給之士、皆以爲迂遠而濶於事情、故不爲世用、乃退廬市原、隱居放言、恣思丘岳、任情山林、沈吟小詩、作

爲文章、而其遺稿餘編紛々籍々、惜其无統紀者、其子爲景、採而輯之、間亦竊附己意、所以裨補其闕略紕繆者數卷、名曰惺窩文集、朕偶請而觀之、則忘食忘寢、萬慮以滌、百節以通、耳目以融、肺腑以清、猶如龍護珠不釋、造次必於是、顚沛必於是、噫嘻朕於先生、不見顏色、不通言語、而百季神交、如合符節、果何之謂也、所親所言、所勤所蓄、庶幾乎其不差也焉、咏嘆之餘、聊託管城子、妄爲之書、乃當嘒星之纏朝陽、飛塵之集華嶽云爾、

慶安四曆辛卯九月十三日

この御序は、輪王寺一品法親王の書にして、その文集は、從四位上行右近衞權中將藤原爲經編す、參議從三位右近衞權中將源光國校すと有り、婢星稿に按ずるに、御序文中の儘の字は、讀で聞の字の如く見るべきなり、又按ずるに、浮居氏の書には、御製の序文を賜りし一二部ありと覺ゆ、

〔去りうごと〕第四太田南畝石川雅望を懲す

雅言集覽は、あまり大部ゆゑ、今は辨せぬが、賣れを求むるところよりして、むかしははなはだ賣れる本居が弟子の太平に、序をたのみたるは、いやしき心なり、但し齋藤彦麻呂が名義考のやうに、人の説を書きぬいて、わが説にやき直すやうなことは、氣を付けられたがよし、すべて學業は、眞實に居て、世を茶にするが、われらが眞面目なれども、人を非りて、人の説を用ふるは、愚者だもよく爲ざるところ、向後眼目を著けかへ給へ、

〔松屋筆記七〕儒佛の道芝居におつ

正木千幹語曰、このごろ了阿法師が、老松といへる淨瑠璃本の注釋をつくれるに、小文字太夫が序をくはへ、岸本由豆流が跋をそへて刊本とし、今茲文政元年十一月の顏見世狂言に、土間の見物人にわかちあたへんと構るとなん、この由豆流は、余が師村田翁の世をさり給ひし後、後室の尼にこひゆるされて、翁の門人の末にくはゝりし人なりしが、尼、このよしを、千幹、本間游清など

著作料

にきかして、さるふるまひあらんには、故翁の恥にもなりなんと、いたくはらだち、門人の列を省てんなど、余が訪らひしをりも、かたられしを、いかでかさることの有べき、由豆流は、三好某が紹介にて、林祭酒の君の御門に入りし人也、祭酒だに見ゆるし給ふを、さまでに忌ませたまはんは、あまりしきわざにやなど、なぐさめしかば、げにもとやおもはれけん、事なくてやみにき、抑儒佛の道は、天下の大道なり、儒門の由豆流、釋門の了阿など、小文字太夫とともに書をあらはすは實に文化のいたりいたれるがゆゑといふべし、儒佛の道は地に落ずして、芝居に落たりともいひつべくや、刊本は十月廿八日に刻成れりといへり、序を長崎屋某(山崎美成)とて、坂本わたりにすめるをのこも書たりとぞ、

〔拙堂文集五誌銘〕小竹先生墓碣銘

嘉永四年歳次辛亥五月八日、小竹先生篠埼君、以疾終於大坂尼崎坊之宅、○中略君歯徳既邵、書名又噪於海内、於是一時著書者、必須君序跋而後開版矣、作詩若文者、必需君批評而後衒世矣、

〔近世物之本江戸作者部類一〕山東京傳○中略

付ていふ昔は臭草紙の作者に、潤筆をおくる事はなかりき、喜三二、春町、善好などは、毎歳板元の書賈より、新板の繪草紙錦繪を多く贈て、新年の佳儀を表し、且其前年の冬出板の草ざうしにあたり作あれば、二三月の頃に至りて、その作者を遊里へ伴ひ、一夕饗應せしのみなりしに、寛政に至て、京傳、馬琴のみ、殊に年々に行れて、部類一萬餘を賣るより、商賈蔦屋重三郎、鶴屋喜右衛門と相謀りて、初て草ぞうしの作に潤筆を定めたり、こは寛政七八年の事にて、當時は京傳馬琴の外に、潤筆を受る作者はなかりしに、後に至りては、さしもあらぬ作者すら、なべて潤筆を得る事は、件の兩作者を例にしたるなり、是等の事をよく知る者稀なれば、後世に至りては、誰か亦か丶る事ありとしもいふものあらんや、當時の流行思ふべし、さはれ當時と雖、名の世に聞えざる素人

著書雜事

作者は、入銀とて、多少の金を板元の書賈に遣して、その作の草紙を印行さするも多かりき、今もなほさる作者も稀にはあるべし、

〔海錄三〕此比坊間に行はる、敵討のよみ本のさしゑ、北齋、豐國などの繪かけるは、一枚金壹歩貳朱ぐらひ也、作者へ料を以て謝禮せしも、近比まで、五冊物にて五兩づゝ也しが、今は京傳、馬琴など七兩にいたれり、十五兩とまでなりしと云、古今の變これにてみるべし、むかしはすべて讀本三百部ほどすりしが、今は千も二千もするなり、

〔隨意錄二〕一行二十字、一紙二十行四百字、而一卷五十紙之書、目視而口讀之、一日一卷、亦是何有、一年三百六十卷、十年三千六百卷、積三十年、則一萬六百卷、不敢以爲難焉、若夫欲著一書、則心思而手書之、一日不可過一紙、一月三十紙、以五十紙爲一卷、則一年僅七卷、十年七十卷、積三十年、而二百十卷猶以爲難矣、予自壯年時、於經傳之義、更多有所發明焉、則教學之餘力、以著述爲務者、今茲殆三十年、亦未有疾病事故之妨奪一日之力者也、而所著之書未至二百卷、以是觀之、讀萬卷書、是之非難、而著百卷書、是之難也、予於是乎知古人著書多則其能勉强焉也、然亦如宋元以來叢書、則不足以爲著也、

〔文會雜記一下〕君修又云、中華ノ人ハ、トカクヨク書ヲ著ス、日本人ニハ書ヲ著ス人少シ、

〔文會雜記二下〕一南郭云、古書ヲ多クミレバ隙トリ、著述ニカヽレバ五三日モ手マドリテ、讀書ノハカユカズ、コヽノ所、サテ〳〵學者ハ誰モ苦シムコト也ト也、

〔近聞寓筆三〕亡友土肥德甫(君澤)嘗誦其先人新川翁(元成)口語語余云、源白石先生、生平著述三百部、余(○肯四漢官)疑其夥甚、德甫云、先大夫爲白石親炙門人、毎一書成任校訂、或代手書見在目睹、不容疑矣、(漢官云、元成君學白石先生、雖書法亦克肖、過眞、羊欣之於王令、或過矣、)蓋白石家、後年不戒火、其手澤遺書經邦典例類、多焚亡、世既無副本、此書自是絕矣、錦城田公幹(元貞)教授其曾孫子敎(世)家、猶親其家所遺先生親稾秘本數種、世未及經見、及

世之所俱傳者、併爲目錄一卷、今抄其目于玆、與好書之士共之云、

〔先哲叢談 五〕源君美、字在中、新井氏、小字勘解由、初名璵、號白石、○中略白石生而岐嶷聰慧、三歲寫字、六歲誦書、旣長器資宏偉、才負經綸、其學洽聞多識、通曉倭漢古今典故、所述作之書、世稱其有用、善以國字紀事、是以雖日用備牘、皆足以傳矣、又善賦詩、江邨北海、稱爲所謂錦心繡腸、咳唾成珠、囈語諧韻者、○中略古今著書之富、莫若白石焉、併未脫稾者凡一百六十餘種、今尙存於其家云、

〔近世叢語 四雅量〕伊藤仁齋、排斥宋學、作論孟古義、未有副本、時京師大火、延及書堂、百物蕩盡、仁齋唯囊古義而逃、

〔隨意錄 一〕荻生茂卿稱以古言讀古書、而生一見以風靡一時、至今人猶目稱徂徠學矣、而其著書有幾、唯有辨道辨名、學則、學庸解、論語徵在焉、然皆牽强傅會過半、其佗之著、則瑣々小言、無足視者矣、而世以爲一家學者、蓋得時機之會者與、

〔先哲叢談 續編十一〕片北海

北海、常誦師說曰、名世之文、則不在多、而多則傳反不廣、不廣則難保不朽、然與雜不傳、精而有數篇斯足矣、持論常率如此、○中略北海不好著書、其所筆記皆係鈔錄、故無一卷成書、北海文集十二卷、尺牘三卷、詩集七卷、混沌社詩稿三卷、皆門人所編輯、孤松館遺稿八卷蘊所集也、門人廣岡成美給其費資將上木、僧大典作之序、蘊會罹病未果而歿云、

〔閑散餘錄 下〕近世諸儒ノ中、著述ノ多キハ、東厓ニ如ハナカルベシ、靜齋公子、深ク仁齋東厓ヲ信ズ、因テ二先生ノ書ノ既ニ刊行セル者ハ之ヲ購求シ、ソノイマダ上木セザル者ハ命ジテ繕寫セシム、幸ニ洞津ノ奥田先生、東厓ノ高弟ナルヲ以テ、ソノ著述ノ書蓄ヘザルハナシ、因テ乞假ルコトヲ得タリ、凡既ニ刊セルトイマダ刊セザルト合セテ四十餘部、百六十餘卷アリ、中ニ就テ經義ノ

純粹ナルハ、辨疑錄、古學指要ナリ、名物六帖ハ簡便ナル書ナレドモ、僅ニ人品器財二箋ノミ刊行シテ、餘ハイマダ行ハレズ、但親族箋ハ釋親考ノ附錄ニ合刻ス、其イマダ刊行セザルモノニハ、易ニハ通解十八卷并ニ私說圖例考異等ノ書アリ、ソノ餘、帝王譜略、盍簪錄、東厓漫筆、春秋胡傳辨疑、コレラノ書、イヅレモ經義ヲ發明シ、明教ヲ維持ス、コノ外、一卷二卷ノ册子マデ、生徒ノ業ヲ助ケ、學者ノ簡便ヲナサヾルハナシ、徂來ノ著述ハ、南郭文集及學庸解ノ卷後ニ、書目一篇アリ、コレ亦其書家ニ滿リ、然レドモ唐後詩四大家雋ノ類ハ、選ニシテ著ニアラズ、或ハ一時ノ戲作ニシテ、不朽ニ垂ルヽニ意ナキモノ多シ、コレガ純粹ヲ擇ブトキハ、三ガ一ト見ヘタリ、徂來門下ニ著述ノ多キハ春臺ナリ、白石鳩巣モ述作寡キニアラズ、東厓徂來ニ次デ書目ノ多キハ貝原篤信ナリ、皆世ニ行ハル、中村惕齋書題多シ、五經ノ筆記ナド浩博ニシテ刊行ニ煩シ、惜ムベシ、闇齋モ亦書目少シトセズ、文會筆錄ノ如キハ抄書ナリ、著作ニアラズ、ソノ門人ニ至テモ亦多シ、中ニ就テ、淺見ノ靖獻遺言、氏族辨正ナド、尤純正ト云ベシ、三宅丹治筆記甚多シトナン、宇都宮由的ハ頭書數十卷アリ、若夫水戸ニハ、中納言光圀公ノ時ヨリ彰考館ヲ設ケ、諸儒ヲ聘召シテ、撰著編撰ヲ掌ドラシム、鎌倉志、扶桑鐘銘集、艸露貫珠、參考太平記、花押藪ノ類、枚擧ニ暇アラズ、皆是國家無ンバアルベカラザル書ナリ、又日本史數百卷アリ、余カツテソノ內贊藪及ビ皆公列傳ヲ見ル、議論平正、引據精嚴、謂ツベシ良ニシテ正ナリト、國初ニハ文敏文穆二公撰述大ニ富メリ、余常ニ昭代ノ藝文ヲ誌シテ、佗日太史ノ採擇ニ供セント欲ス、志有テイマダ果サズ、

〔先哲叢談　七〕岡白駒、字千里、小字太仲、號龍洲、播磨人、仕蓮池侯、〇中略龍洲著書甚多、詩經毛傳補義治詩者以爲便、近時繩溫卿稱之曰、就龍洲著述中爲尤善、孟子解、男子龍錄、龍洲駁孟子之言爲序、又其解中、掊擊不遺餘力、此解而兼刺者也、左傳、荀子、史記、世說四部觿、多謬妄臆說、世乃謂、爲白駒失孤石栗、四音失觿、此譯孤石栗、俗謂過失、爲失孤石栗、

〔先哲叢談四〕貝原篤信、字子誠、小字久兵衞、號益軒、又號損軒、筑前人、仕國侯、〇中略

益軒好著書、而救世之心實苦、其所著百有餘種、多書以國字、語極懇切、田夫紅女、童兒隷卒、皆便之、與近時所刊行泛々者、廻不類、又善修養、投老猶矍々不衰、其所屬綴者不少、六十作和漢名數增補、六十七作大和廻、七十四作筑前續風土記及點例、七十五作諸菜譜、七十九作大和本草、八十一作樂訓、八十四作養生訓、愼思錄、載魏志曰、胡昭怡々無不愛、雖僕隷必加禮焉、年八十而不倦於書籍者於胡微君見之矣、篤信謂胡昭愛敬之德量不可及、可以爲法、如八十讀書不倦、吾雖耄耋、亦日夕手不釋卷矣、是爲可企及、此自紀其實也、

〔先哲叢談後編七〕井金峩

金峩嘗戒子弟曰、凡著書在補於前人不足、正時俗謬誤、方今學者、苟徇流俗所好、取其爲世所說者、不啻爲利、亦欲幷與其名而收之也、誠可惜焉、故其所著、若周易彙攻、易學辨疑、尙書疑孔編、毛詩選說、三禮斷、左氏箋說、孝經集說、論語集說、辨徵錄、經義折衷、經義緒言、讀學則、霞城講義、學庸古義、師辨匡正錄、考槃誼錄、病間長語、答問錄、騎學正宗、情寃記、金峩焦餘稿等、醇疵相半、雖未盡精、皆不違其所戒而多於補先修不及匡正時俗謬誤者、其餘未全脫稿者數種存於家云、

〔氣吹舍序跋集一〕著撰書目序　　　生田國秀謹撰〇中略

我師大壑平先生〇平田篤胤學通乎幽明之故、量容乎穹壤之外、窮覽之博、萬古無比、著述之富千載絕倫、從神典儒經以下至於諸氏百家之書、觸目則剖是非於毫末、誦口則辨異同於筆端、衆紛冰釋、群疑霧消、精粹是採、英華是摭、離婁不能共見、子野不能共聞、齊諧不能共悟、蘇秦不能共言、其揮筆如流、屬文如涌、草稿之本近於万卷、繕寫之卷垂於百部、是咸莫不深徵於皇神之典、弘質於眞儒之經者矣、〇中略

天保五年歲次甲午十一月二十五日丙辰

〔遊京漫錄下〕荒木田麗女著述書目

伊勢山田御師慶徳三郎大夫妻麗女といへるは、荒木田武遇がむすめなり、物語ぶみをこのみよみて、其すぢのふみどもおほくみづからもつくり出でたり、

月のゆくへ　三鏡の文體になぞらへて、高倉帝安德帝二代の事を記す、そのこゝろざし、いや世つぎの今世にうせたるを心見おぎなはんとなるべし、　三卷
池の藻くづ　增鏡のつぎを、慶長までかきつけたり、　七卷　ふじのいはや　遊仙窟をよくうつしかけり　二卷
桂中將　三卷　野中清水　二卷　奈良志波　五卷　志の竹　八卷
安達原　三卷　五葉　五卷　常陸帶　三卷　桐の葉　六卷
常葉　七卷　奈良の葉　十六卷

此ほかにも猶有りしとぞ、これは山田人杉浦光基がしたしき友のもとにもちつたへしかぎりなり、月のゆくへ、池のもくず、ふじのいはやの三部は、おのれもうつしとりぬ、此おうな、いと思ひあがれる本性にて、人のいさめにしたがふことをなさず、本居氏、宇治氏などによろづとひ聞くことをなさゞりしかば、をしむべし、かける物、てにをはとゝのはぬ事おほかりけり、其友とするは、多くはからまなびのはかせだちのみにて龍公美野公臺江北海などゝしたしくまじはられしとなり、

〔古學小傳　三〕黑河春村

物ゴト僅ナラヌヲキラヒ、元書ヲ見ザル孫引ノ書類ハ、必ズ其引キタル人ノ名モ共ニアゲ、又イサヽカノ說ニテモ、人ノイハレタルコトハ、必ズ誰曰ト其人ノ名ヲ記サレタリ、又人ニ物ヲ類マレテハ、殘ル所ナク穿鑿ヲトゲラレ、自他ノ別ナカリキ、其篤實ナルコト、コレ等ニテモ思ヒヤラル、何ゴトモスベテ眞心ヲ先トシ、都下ノ人トハ思ハレザリケリ、濱臣、信友ナド歿セラレシ後ハ、內藤廣前ト、都下ニ二人ノ物シリナリト人々言ヒノヽシレリ、

〔先哲叢談　五〕三宅重固、小字儀左衞門後更丹治、號御齋、播磨人、〇中略

侚齋沒後、門人久米訂齋、多田東溪、石王塞軒等、相議曰、先師不幸無後、吾輩雖講遺業授生徒、不能保世如今日也、師之神主及狠麑錄、不若瘞之無佗日爲人所汚也、留守退藏、亦列其座、獨不以爲是、然衆議遂決、乃瘞新黑谷光明寺侚齋墓側、明日寺僧遽來報曰、昨夜有盜發墓、衲適見而尤之、則拔劒恐喝、衲辟易、彼遂恣其意而去、不知墓中有何財貨致此戹乎、訂齋愕然曰吁、此必留守退藏所爲也、卽往視之、則果失神主狠麑、

〔古今書畫鑒定便覽二〕中西淡淵　名維寧、字文邦、小字曾七郞、淡淵ト號ス、三州人、本姓秋元氏、其庶族ナルガ故ニ、自修シテ元トス、尾州芋生竹腰氏ニ仕フ、講堂ヲ江戸芝三島町ニト築シ、叢桂社ト云フ、門ニ遊ブ者數百人ニ及ブ、淡淵病テ治セザルヲ知テ、著述ノ書ヲ盡ク弟子ニ命ジテコレヲ燒カシム、門人皆コレヲ惜ム、乃チ云フ、未ダ定ラヌ書ナリ、後世ヲ誤ランコトヲ恐ルト、僅ニ文集十三卷ヲ紀平洲ニ屬ス、寶曆二年壬申七月十五日ニ歿ス、年四十四、

〔戲作者撰集〕山東京傳

戲作者常に稿本を草するときは物さはがしきは更なり、甚しき寒暑を惡み、來客の長坐をいとふ事は、皆然り、胸にうかみたる筋を書とらんとするときは、碁に打入たる人の如く、他念なくして、食をも忘れ、又ようたしにたつことをすら惜みあり、こは予も覺えあることにて、皆人斯の如くなるべし、翁平常種本綴れるおりは、食器をも傍近くとり調をきて、時を定めず、欲とおもへるおりは食し、また溺器をもその一間に置て小遣をたしぬといへり、

〔江戸繁昌記三篇〕書舖

昭代右文之數、書肆日盛、著作歲新、稱老舖者、五十爲額、子肆孫店、算百算千、且有畫草紙舖者、亦五十爲額、中分新古、各居其半、合稱三部、又讀本肆十六、借本戶八百、此其大略、至其子其孫、不易算數云、正面唐本、兩壁雜本、整齋位置、積々疊々、先生某等所著書目招帖、翩々風翻、肆頭安置一箇糊造招子、

舖主坐欄內、對簿而盥焉、千履萬屐、客來客去、伴頭磕頭、左睹右睢、小猴坐起、不暇偸睡、一士人至、上肆坐下、亭主伴頭、接風唱喏、士曰、近日有何奇本、伴曰、有々々、早抽出數本、奉安他面前、士略閱曰、此既矣、此末也、中擇一帙、定價而起、伴頭納頭謝曰、每度蒙顧、多荷々々、明日早々奉送、忽見、一儒先生站立肆頭、叫曰、某書有乎、伴長揖曰、無々々、曰某何如、曰無々々、小猴吻動、伴一閃使眼曰、無々々、(有若無、實若虛、)先生遂去、(伴下可歎、)伴誠猴曰、若愚、假而不反、焉能爲有、猴笑曰、二三子以我爲隱乎、伴哂曰、直在於其中、○中略

有賜書賈、闊街下肆、賜新賜舊、攤雅攤俗、大學委塵、中庸蟠風、年代記、春畫本、字書、墨帖、枕籍雜陳、一箇醉客、佇立塞肆、又翻又翻、仰面指一本曰、亭主呵穿彼鑿此、極考極證、不畏公、不自量言、鄭注不穩、朱注可刪、道義不論、字句徒鑿、大言壯語、吐奇驚愚、此等書是也、亭主呵、何陳這等書、何鬻這樣冊、舖主哂曰、商賈曷擇、卿無理卽理、請且去、客曰、亭主呵亭主呵、此墨本不是、今人筆迹歟、何以墨之、何以帖之、唐宋名家墨跡、不爲不多、何更把這樣摸米擬董俗筆墨之帖之、亭主呵、爲之者何厚顏、賣之何愚、買之何愚、(抽之何愚、)主人々々、自今藏之、勿賜辱、休賜愚、主色少變、猶哂曰、理也々々、我商賈、君且去、客又取一本讀過數紙、問曰、亭主、此本作者汝識乎、主引頸目表題曰、語學語書、聞其先生去年自上方來、未詳其人何如、客曰宜哉、其審音韻上方役者率是、曰非役者也、(俗呼俳優謂役者、)儒者爾、曰、今稱儒者亦與役者不甚異、何答、○下略

〔雍州府志七土產〕書冊○中略賣之家謂物本屋、多在京極、

〔大阪繁昌詩中〕武編文帙利頻鋤、戶々乘晴曬白魚、肆上老商私詫我、今朝交易得珍書、

書肆皆在心齋橋條、肆下安白招牌、牌面題其名焉、二酉五車藏庫、汗牛充棟列肆、方伎生、緇流客、去來頗如織、屨常滿戶外、家父七絕見華城詩鈔、

〔武江年表二〕此年間○正保記事

寛永正保の頃、長崎より唐木の商人和泉屋平三郎といふもの、江戸に來り、池の端に住し、始て古

書籍の賣買をなし、後大書肆と成たり、是古本賣買のはじめ也とぞ、

〔天保集成絲綸錄百三〕寛政二戌年五月

町觸〇中略

一浮說之儀假名書寫本等にいたし、見料を取貸出し候儀致間敷候、

但淨瑠理本は制外之事

一都而作者不知書物類有之ば、商賣致間敷候、

右之通ニ候間、以來書物屋ども、相互ニ吟味いたし、觸ニ有之品、隱候而賣買いたし候もの有之ば、早速奉行所江可申出候、若し見通し聞通しに致置候はゞ、當人は勿論、仲間の者迄も咎可申付候、制禁之書物類、若國々より差越候儀も有之ば、是又奉行所江申出、可請差圖候、

戌五月

〔德川禁令考四十六書肆〕寛政五丑年八月十三日

板木屋仲賣外ニ而板行彫立候儀ニ付申渡

近頃、世間之噂事、又者火事之節類燒場所附など賣步行候もの間々有之處、右者板木者板木屋仲ヶ間どもに而は彫不申、仲ヶ間外にて彫板行仕立、本屋仲ヶ間改印も不受、賣步行候段、不埒之至ニ候、向後板木家業望之者は、仲間江加入致し、仲ヶ間之申合を守り、渡世可致候、若相背、仲ヶ間外ニ而猥ニ板行彫立賣步行候者は、急度可申付候、

八月十三日

〔菅家文草四詩〕客舍書籍

來時事々任輕疎、不妨隨身十帙餘、百一方資治病術、五千文貴立言虛、謳吟白氏新篇籍、講授班家舊史書、甁秩當須收得去、自慙猶過槖衣儲、

〔水戸義公行實〕八年乙亥年○元祿六十八歲、○中略是歲建朱之瑜碑於瑞龍山麓、○中略裒遺文三十卷、自稱門人源光圀輯、

〔たはれぐさ上〕此國には記錄すくなし、おほよそ記錄といふは、治亂興亡のあと、萬世までの勸戒となるをこそたふとめ、いらざるいくさ物語のみかきちらしたる、まことに紙のつひえとやいふべき、もろこしの事をひかんよりは、此國のなにがし、かゝるよきことはありき、又なにがし、かかるよき行ひありき、なにがし何がしはさなくて家やぶれ、國ほろびたるなど、いはゞ人の心を感ずる事、もろこしの物語するにははるかにまさるべきに、記錄のなきこそをしく侍れ、もろこしにても、記錄をつくるには、才學識の三長なければといへり、たやすき事にはあらず、いづれの國にも、日帳、日記などいひて、かきしるしおく事あり、年をつみて見れば、牛に汗し、棟に充るほどなれど、おほかたは、くもりはれたるなどいへるたぐひの事のみかきて、政務人事にあづかりたる議論號令まで、くはしくかきたるは希なり、うたがはしき事あれば、としばへなる人こそとて、問て決する事多し、それも五六十年にはすぎし記錄さへたしかならば、幾百年ともなきながいきしたる人を、左右におけるにおなじかるべし、されば此國の智惠、もろこしにおよばざるひとつは、記錄にともしきゆゑにや、

〔近世物之本江戸作者部類一〕爲永春水

實名を越前屋長二郎と云、隻眼なるをもて、人或は渾名(アダナ)して眼長と喚倣たり、○中略馬琴が舊作のよみ本の、火に係りて全部せざるものを、板元より買取り、恣に補綴して、畫を易て、新板の如くになして鬻ぎしは、此男の所爲なり、

〔陔餘叢考四十一〕竊人著述

顧事人謂、昔人著述往々自藏其名、而託之於古人、如張霸百二篇書之類、今人則好竊人詩文以爲

己作、此誠風尙之愈變愈下也、（朱溪漫志云、世所ㇾ傳、地里指掌圖極精博、自足二以傳一、乃托二之東坡一、則宋人著書尙有下托二于他人一者上、）然昔人亦有ㇾ竊二人著作一者、蔡邕疏云、今待詔之士或竊二成文一、虛二冒姓氏一、是漢末已有二此風一、

〔比古婆衣七〕風土記考（附逸國風土記民部省圖帳○中略）

其頃中山信名は、古の制度どもを委しく心得たれば、此事かたらひたるに、其古にあらぬ事どもを明らめて、僞書なるよしを論へるによりて、いよゝ前の考に强說せる誤をさとりて、われながらあさましく、背に汗あゆばかり耻かしくてなむ、さて又それより先に、彼下書を平田篤胤に見せかたらひたるに、しばしとて持去きて、寫しおきたりとて、己にも知らせず、古史徵の開題記にとて、板本にさへものしたりき、すべてかたなりなる考書などは、漫に人に借しては見すまじきもの也とは、かねて思ひながら、心ゆるびてけりと悔れどもかひなし、

〔建內記〕嘉吉元年四月十五日辛巳、晦翁集卅冊（朱。熹。集。事。也。）買本被ㇾ召二置禁裏一、件代八百匹自二長橋局一到來、送二淸大外記許一了、彼請取進ㇾ局了後日本人了淳請取、外史見送之、加二一見一返遣了、

〔文會雜記一上〕一通雅は其マヘハ甚ダ希ニテ、金三十兩バカリノ價ナリ、某ノ所藏ヲ、春臺モ借リヨミテ、所々抄出セラレタリ、寫本世ニ出テ、大ニ價ヲ減ゼリト、君修ノ話ナリ、

〔文會雜記二上〕一梅村總五郞ト云書肆來ル、京師ノ本店ニ、文選ノ李善注バカリノ本アリ、四帙ニテ價十五金ナリト云リ、ソレトモニ本少シトテ、殊ニ貴重スト也、四部稿ヲ携來ル、善本也、價二十金ナリト云リ、

〔文會雜記四上〕尾公ノ邸ノ前ニアリシ書肆美濃屋平七ト云ケルハ、藩翰譜モ、近頃ハ賣本出テ價金五圓ノ由、又古史通ト云寫本、賣ニ出ル、假名書也、實ノ名ハ史疑ト云由、日本紀ノ中、疑タル者故名憚リ古史通ト云、五卷アリ、日本紀ト古事記ト舊事紀トヲ引合テ、樣々ニ疑ヲ付テ、色々細註ナドアリ、藩翰譜、史疑共白石ノ著述也、

〔享保集成絲綸錄三十五〕享保二十一辰年正月

一去ル子年、西國中國四國畿内筋貧窮飢人救合之儀、大坂本屋共令板行候仁風一覽書物一部二冊ニ付、代銀七匁三分充ニ、御當地ニ而も書物屋共ゟ賣出し候間、望之ものは、勝手次第買取可申候、

右之趣、町中可觸知者也、

正月

〔天保集成絲綸錄百三〕享和元酉年十一月

御當地は不及申、國々ニ而孝行奇特者等之行跡を、委細に認候孝義錄と申書物、全部五拾冊、此度昌平坂學問所において板行相成候、尤壹部ニ付、上本代銀八拾五匁、次本代銀六拾匁ヅヽ、御當地書物屋須原屋茂兵衞、長谷川屋庄左衞門引請、仲間之者共江も相渡賣出し候筈に候間、望之者は、右書物屋共方に而可相調候、此段町中江可觸知者也、

酉十一月

〔大典質疑五〕一藝藩賴氏日本外史、此度僕懇意之者、活版ニ仕立申候、至極手際モ宜相見エ申候、若御望之御方御座候はゞ、御紹介可仕候、冊數二十二卷、定價千匹ノ處、二圓金ニ而差越可申候由、定數すり畢、竹山逸史に取かゝり候由に御座候、餘者後便可申上候、敬白、

二月廿三日申ノ二月廿六日達返香濟　鍋田三善拜上

楓軒老先生侍史

〔經籍答問〕問フ京五山ニテ、三註ト申候ハ、何々ニテ御座候哉、　答曰、下學集ニ曰蒙求、胡曾詩、千字文ナリ、新樂閑叟ノ說ニ、足利學校法度書ニ曰、長老至ラザレバ、不許三註ト云、右板本ニテ、三書同體裁剞ナレバ、印本モ原五山ヨリ出ル本カモ不知、尤蒙求ハ補注本ナリ、

〔實隆公記〕延德三年十一月十四日丁亥、抑万葉集四册不足十六册、玄清持來、是青蓮花院所持本也、希有而今經二廿五年一見レ之、不可說之事也、仍先召留之者也、委旨難レ述二筆端一、

〔時慶卿記〕文祿二年八月四日、飯後ヨリ、聖門御留守見廻候歟剩語也、年代記クリ樣、宮御方へ敎申候也、

〔蓮城亭隨筆四〕天保元庚寅年

申渡之覺

御書物奉行天文方兼
高橋作左衛門 寅四十六

地誌幷蘭書和解等之御用相勤罷在候付、御用立候書籍取出指上候はゞ御爲筋にも可二相成一と兼て心掛候由は申立候得共、去ル戊年、江戸參府之阿蘭陀人外科シーボルト儀、魯西亞人著述之書籍、阿蘭陀屬國之新圖致二所持一候趣、通詞吉雄忠治郎ゟ及レ承、右書類手に入和解致し指上度と一圖に存込、懇望致し候へ共容易に不二手放一候間、忍び候て、度々旅宿へ罷越、懇意を結び候上、右書類交易之儀申談候處、シーボルト儀、日本幷蝦夷地宜圖有レ之候はゞ、取替可レ申旨申聞、右地圖、異國へ相渡り候儀は、御制禁に可レ有レ之候哉とは存候得共、右にかゝはり、珍書取失ひ候も殘念と存、下河邊林右衛門へ申付、先年御用にて仕立候測量之日本幷蝦夷之地圖地名等差略致し、新規に仕立させ、兩度指贈右書籍貰請、幷東韃紀行、北夷紀行、九州小倉下之關邊之測量切縮圖等貸遣し、其後シーボルトゟ、日本圖へ、蝦夷幷カラフト、クナジリより、エトロフ、ウルツフ邊迄引續候縮圖仕立呉候樣申越候に付、差贈候心得にて、是圖林右衛門へ申付仕立出來致し候得共、望之書類手に入候上は、最早指遣候には不レ及儀と、追而心付、右繪圖は不二指贈一候處、右次第及二露顯一、御詮議之上、シーボルト歸國不レ致內、地圖其外共取上候得共、右體不レ容易品阿蘭陀人へ相渡、重き御國禁を犯候段不

屆之至、剩平日役所御入用筋之儀、縱令私欲は無之候とも、勝手向入用と打込遣拂、紛敷取計、其上身持不愼之儀も有之、旁御旗本之身分に有之間敷、重々不屆之至に付、存命に候へば、死罪被仰付もの也、

〔續兵家茶話 五〕二條殿御家に、本庄權頭と云人也、銅の文庫に、彼御家代々傳來の書籍ども記書入として、御代々の將軍家より建被置、此文庫彼權頭へ御預也、或時出火の時燒失す、權頭他出の留守也、此義不調法にて浪人す、

〔日本敎育史資料 二 舊西尾藩〕學制

書籍拜借金

一金一兩二分迄 初等迄ノ者 書籍調料　一金二兩二分二朱迄 初等以上ノ者 右同斷　一金三兩三分迄 中等以上ノ者 右同斷　但書物料ノ儀、拜借イタシ候者、初等ノ場ニ至リ、初等ノ場ヨリ中等ノ場ニ至リ候ハバ、前上納不相濟居候テモ、右ノ分丈ハ拜借可被仰付候、

慶應元丑年六月十五日　學問所奉行

附 卷本

卷本ハマキフミ、又マキモノト云フ、文書圖畫ヲ裝襯スルモノニシテ、軸アリ、褾紙アリ、紐アリ、褾紙ハ、又袖表紙ト云フ、褾紙ハ厚紙、錦綾ノ類ヲ用ヰ、紐ハ綺絹、組緒、眞田組ノ類ヲ用ヰ、軸ハ黃楊、梨、赤木、厚朴、珠丁、水精、煉玉、蘇芳、白檀、榁、黑漆、赤漆等ヲ用ヰル、而シテ珠丁軸以下ハ多ク佛經ニ用ヰ、御曆ノ軸ニハ花軸アリ、銘即チ題簽ハ褾紙ノ端ニ貼スレドモ、古ハ別ニ籤アリテ書名ヲ記シ、我ハ軸端ノ表裏ニ書名年紀ヲ書セシナリ、

卷本卽チ卷物ヲ作ル者ヲ裝潢匠ト云フ、抑ゝ裝潢ノ技ハ支那ノ法ニ倣ヘルニテ、古ヨリアリシコトハ、職員令圖書寮ノ下ニ裝潢手アリテ、經籍ヲ裝潢スルヲ掌ルトアルニテ知ラル、而

名稱

シテ裝潢ノ技ハ、獨リ横卷本ニ止マラズシテ、旋風葉〈又殺草子ト云フ〉粘葉、車草子ノ書籍、及横豎ノ掛軸ニモ皆之ニ從事セリ、然ルニ後ニハ經師專ラ卷本ヲ作リ、表具師專ラ掛軸ヲ作リテ、分業ノ如クナリシモ、終ニ又相混ジテ別ナキニ至レリ、然レドモ今ハ其名稱ニ依リテ、經師ヲバ本篇ニ屬シ、表具師ハ掛軸ニ收メタリ、

〔運歩色葉集〕〈滿〉卷本

〔書言字考節用集〕〈七器財〉黃卷（マキフミ）　横卷（同/マキモノ）

〔雍州府志〕〈七土產〉表具〈○中略〉書畫横至數尺者、著軸卷之、以緒結之、是謂卷物、唯有横而無縱、經師屋多製之、

製作

〔唐書〕〈五十七藝文志〉經史子集四庫、其本有正有副、軸帶帙籤、皆異色以別之、

〔畫筌〕〈六〉軸物卷切方
秘傳に曰、先軸をそぎ切にして置、奧の紙の終る所を、矩の手を能合せ折て、折目に粘を付て軸に卷て、別に謦紙の樣に小く切たる紙を以て、小口を堅卷付て、軸を一方ばかり指入れて、口より一分計內に押入て、此軸の小口を目當にして切る也、又一方もかくの如くして、何も無方より軸木を突出し、引拔て是に粘を付て指入る、

〔思陵書畫記〕思陵〈○宋高宗〉妙悟八法、留神古雅、當干戈俶擾之際、訪求法書名畫、不遺餘力、淸閑之燕、展玩摹搨不少怠、蓋嗜好之篤、不憚勞費、故四方爭以奉上無虛日、後又於榷場購北方遺失之物、故紹興內府所藏、不減宣政、〈○中略〉其裝褾裁制、各有尺度、印識標題、具有儀式、余〈○周密〉偶得其書、稍加考正、具列于後、嘉與好事者共之、庶亦可想像承平文物之盛焉、

上等眞跡法書、兩漢三國、二王六朝、隋唐君臣墨跡、〈係御題簽、各書妙字、〉

用克絲作樓臺錦褾　靑綠簟文錦裏

大姜芽雲鸞白綾引首　高麗紙䙫

上等白玉碾龍簪頂軸（或碾花）　檀香木桿

鈿匣盛

上中下等唐眞跡（內上中等並降附米友仁跋）

用紅霞雲鸞錦褾　碧鸞綾裏

白鸞綾引首　高麗紙䙫

白玉軸（上等用簪頂、餘用平頂、）　檀香木桿

次等晉唐眞跡（并石刻晉唐名帖）

用紫鸞雀錦褾　碧鸞綾裏

白鸞綾引首　蠲紙䙫

次等白玉軸

引首後䙫卷縫、用御府圖書印、刻首止下、縫用紹興印、〇下略

〔輟耕錄二十三〕書畫褾軸

唐貞觀開元間、人主崇尚文雅、其書畫皆用紫龍鳳紬綾爲表、綠文紋綾爲裏、紫檀雲花杵頭軸、白檀通身柿心軸、此外又有靑赤琉璃二等軸牙籤錦帶、大和間、王涯自强鐵據相印、家既羨於財、始用金玉爲軸、甘露之變、人皆剝剔無遺、南唐則褾以迴鸞墨錦、籤以潢紙、宋御府所藏、靑紫大綾爲褾、文錦爲帶、玉及水昌檀香爲軸、靖康之變、民間多有得者、高宗渡江後、和議既成、榷場購求爲多、裝褫之法、已具名畫記及紹興定式、玆更不贅、姑以所聞見者、使賞鑑之士有考焉、

〔通雅三十二器用〕卷軸引首後、以綾貼褚曰䙫、用修言有樓臺錦䙫蠲紙䙫、樗蒲錦䙫、唐人曰玉池、緯略言、宣和殿畫䙫卷、卽䙫也、陶九成言、䙫卷紙有夾背蠲、鸞綾引首裱裡姜牙、方拱、疊勝、入倭暈諸錦、周密

記、莊宗古様書畫、有球路柿紅龜背衲錦、玉龍簪頂軸、檀香桿、鈿匣盛、

〔名物六帖 器財三〕打壓竹(オサヘノフチノタケ)(見前〇圖)　贉(マキモノヽソデ)(楊升庵集、畫卷首帖綾、又謂之玉池、又謂之贉、有球路錦贉、有檀臺錦贉、有樗蒲錦贉、)　玉池(ソデ)(同上、裝潢家、以卷縫處爲玉池也、)

〔續修東大寺正倉院文書 三十〕能登忍人謹解　申裝潢間紙事

合三千五百卅六張

一千六百七十五張三遍造(二百張紫紙)

一千五百七十一張一遍造(七十一張表紙)

理趣經七卷(用黃紙百卅)　觀世音經百卷(用色紙六百五十八張)

說無垢稱經十二卷(用紫紙二百張)　又表料紫紙卅張(觀世音經料卅四張、无垢稱經料六張)

三卷鈔料黃紙二百十張　又黃紙七張(三卷鈔料三張、理趣經料四張)

六卷鈔料島院者斐紙四百六十七張(島院御書料表紙三張)　已上並三遍造

又六卷鈔九部之內端切紙一千五百張(表廿一張)　已上一遍造

天平十九年八月十四日　能登忍人

玉祖君麿謹解　申裝潢紙事

間物六卷抄受紙三千八百五十四張(五十四張表紙、欄三千六百五十六打、四百張界三千六百五十六張、切紙二千百八十三)

卅三張者表紙破卅五張　殘百卅張　廿一張表紙入忍人名

合玖仟九百廿八張(九千八百九十五張四遍造)

天平十九年八月十五日

〔東大寺正倉院文書 四十四〕裝潢小治田人公申云久、六万張之內、紙打廿三部此之料未充、仍後之二万張、內紙十八部、治田石万呂之所割寄已訖、此者久米家足之所繼者、小治田人君、

天平感寶元年七月三日　常世馬人

〔延喜式十三圖書〕凡寫書者〇中略其裝裁者横界之外上一寸一分、下一寸二分、縱得九寸五分、

〔歷代和歌勅撰考五〕新後拾遺和歌集廿卷

勅撰次第頭書云、永和元年七月被下綸旨於御子左中納言爲遠卿撰歌事被仰之、〇中略仍同〇永和二年三月上旬撰整、同七日清書之、鳥のこ十三枚、一尺六分切之書之、同紙二枚裏之、裹紙は長ヲサホド不切、ヲノレナリ也、カミヒテリニテ結之納文箱、

〔看聞日記〕永享十年六月廿一日、時代不同歌合繪一卷、令切續終功畢、

〔看聞日記〕永享十年六月廿一日、足引繪詞料紙大高檀紙百六十枚内裏より被出、誂至參可打之由仰、一枚は薄之間、二枚重て可打之由仰、　八月七日、足引繪第二卷〇詞略筆詞、召經師令切續、内裏へ獻之、先一卷終功了、珍重也、　十日、經師召、繪詞令切續、伏見へ返共須遣、　十月廿日、足引繪第一、採色出來詞可切續之由被仰、被出之、

〔親長卿記〕文明三年四月十四日、持齋也、逆修當一周忌、〇勤至所作已前注之、參安禪寺、法花經配卷經表紙懸之、

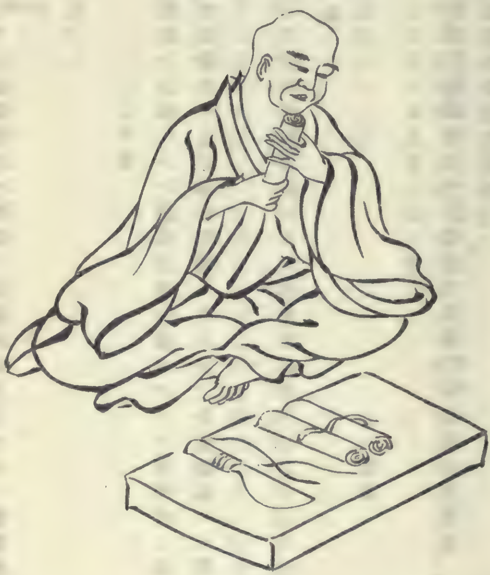
〔大江俊光記〕元祿四年八月十六日、息遊軒〇熊澤了介自筆和書ノ内五枚、仲三以丈ヶ給、袖。表紙。卷物ニ申付、今日出來、

〔大江俊光記〕寶永三年九月四日、經師彥兵衞へ寄左府公〇近衞家熙御筆古硯銘卷物裏打袖表紙申付了、

〔右文故事一〕御本日記附注上

律　御本　二卷　一箱

令内集解十卷　十七卷



標紙外題

律令トモ舊志ニ金澤本トアリ、然レドモ今謹テ鑒定スルニ、金澤本ヲ摹寫シテ、料紙褾裝トモ原本ノゴトクニ製造セシモノナリ、〇中略凡金澤卷本ハ、紺紙ノ褾褫木軸ナリ、コレハ萌黄金紙ノ褾紙ニシテ紫檀軸ナリ、

〔右文故事二〕御本日記附注中

左傳　卷本金澤　三十卷

左傳集解ノ鈔本卷子ナリ、褾褫ハ紺紙、狹簽ハ白紙ニシテ、慶長以後ニ書スルモノ、紫平打ノ紐、木軸ナリ紙ハ斐紙ノハナハダ厚キモノ毎張縱長サ九寸四分、横幅一尺六寸二分、縫繼僅ニ八厘バカリ、梓ツギメ痕顯トシテ爛脫スルコトナシ、

〔明月記〕正治二年九月廿七日、又參南殿、今日被進御歌於院、百首御清書、色紙雖打、わざとうちたるをみえぬほどに打也たけたかき色紙也、

〔東北院職人歌合〕二番　右　經師

思あまり露の夜すがらうつ紙のをとにたてゝも人をこはゞや、

〔倭名類聚抄十三文書具〕褾帋　唐式云、染麻帋廿五張、穀帋五十張、褾帋廿張褾音方少反袖端也、見唐韻、

〔箋註倭名類聚抄五文書具〕按、卷子本套紙如袖端、故名褾紙、

〔篇海類篇十七衣服〕表彼小切、音標、衣之外也、又上衣也、書也、威儀也、識也、抄也、明也、標也、又牋表、又下言二於上一曰レ表、古作レ襮、又平聲、音標亦識也、或作レ剽、拄故書表爲レ剽、徽識也、衫必了切、音表、與レ褾同、褾悲廟切、音俵、領衣也、又方小切、音褾、袖端也、褾彼小切、音表、衣褾也、袖端也、

〔伊呂波字類抄雜物部〕褾紙ヘウシ

〔倭訓栞中編二十三〕へうし　和名抄に褾紙と見えたり、裱も同じ、青箱雜記に表ともいへり、殼面部面も同じ、

〔好古小錄上書畫〕天平寶字四年七月廿三日勅書

東大寺封戸勅書也、古勅書ノ傳ル者、褾(ヘウシ)紙及軸等存スル者無シ、獨此勅書、軸等存ス、古制詳ニ考フベシ、

〔延喜式 内記 十二〕凡裝二束位記一式

神位記、三位已上者褾紙緑褾、雜綺帶、黃楊軸、親王位記者、白紙表、白呉綾裏、紫羅褾、緑綾裏、雜綺帶、赤木軸、三位以上者、褾紙緑褾、雜綺帶黃楊軸、五位以上者、白紙白褾、帛帶、厚朴軸、(女赤司、但僧部已上准三位、律師准五位、)

凡五位以上位記料雜物、色紙羅綾綺帛帶軸等、量二其可一レ用之數一、作二奏進一、内侍奏覽畢、羅綾綺帛帶者、即自二内侍所一行之、色紙者受二藏人所一、赤木黃楊厚朴等軸、受二内匠寮一、

〔延喜式 陰陽 十六〕凡造曆用度者、御曆二卷(具注、卷一七曜、)料、(○中略)頒曆一百六十六卷、(○中略)褾紙料紙五十六張、(以二一枚一充二三卷一、)

〔延喜式 左右京 四十二〕田籍造二三通一、(○中略)褾紙料厚紙五十三張、

〔類聚名物考 調度 三〕羅表紙　うすもの、へうし

羅はうす物と訓て、すべて單のねらぬ物にて、紗の類をもいへども、うちまかせては、今俗に云、呂といへる物也、古代の書物の表紙は、多くは紗羅の類ひにてしたり、もとより錦綾などの類をもしたれども、羅紗の類ひのうすきにはしかず、

〔東大寺獻物帳〕納物

雜集一卷(中略)紫。羅。褾。綺帶

右平城宮御宇後太上天皇(○聖武)御書、(○中略)

頭陁寺碑文并杜家立成一卷(中略)紫羅褾(○中略)

右二卷皇太后(○聖武后安宿媛)御書

〔紫式部日記〕手匣一よろひ、かたつかたには白きしきしつくりたる御さうしども、(○中略)へ。う。し。は。

羅、ひもおなじからのくみかけごのうへにいれたり、

〔明月記〕文治四年四月二十二日戊子、巳刻計、入道殿〇藤原俊成令ㇾ參ニ院一〇後白河給、爲ニ勅撰集一〇千載和歌集奏覽也、日來自筆御淸書、白色紙、紫檀軸貝丸鶴、羅表紙、紈紐、外題〇中務少輔伊經書ㇾ之

〔後深草院御記〕永仁二年六月廿五日甲辰、此日皇太子〇伏見院御書始也、〇中略立ニ黑漆文臺一、〇註略其上押ニ檀紙二枚一、面等切合也押ㇾ之、其上置ニ御注孝經一卷一、（中略）件御書、繪軸香表紙、其體凡卑、仍改ニ紺表紙螺鈿軸一也、令ㇾ傳ニ大臣書一外題一、用ニ金泥一也、自叶ニ仁安例一、尤所ニ喜悅一也、

〔徒然草上〕うすものゝ表紙は、とく損ずるがわびしきと人のいひしに、頓阿が、うす物はかみしもはづれ、らてんの軸は、貝落て後こそいみじけれと申侍しこそ、心まさりておぼえしか、

〔和泉式部集三〕宮より露をきたるからぎぬまゐらせよ、經のへうしにせんと、めしたるにむすびつけたる、〇歌略

〔郁芳門院根合〕寛治七年五月五日辛巳、今日新女院女房之根合也、〇中略續色紙一卷、銀表紙瑠璃軸書ニ和歌一、

〔明月記〕嘉祿三年〇安貞元年十一月十七日壬辰、今日北山、被ㇾ滿ニ百日結緣經一、盡ㇾ美云々、金銀之外無ㇾ他云云、宰相分、法師品、堺上下裏、金箔ダミ、堺內、銀箔表紙展ㇾ銀、其內畫繪高倉殿只心云々、裏只銀色也、外題表紙竹、透ㇾ銀塗ㇾ金恒事、玉紐靑勾水精軸、表銀〇下略

〔空華集序十三〕送ニ實際稷上人歸ㇾ京詩敍

永和丙辰春、上人將ㇾ隨ニ令師一歸ニ京師一也、同社群公秀者、歌ニ于離席一而成ㇾ章、使者若干、編成ニ一卷一、而金襴以褾ㇾ之、水晶以軸ㇾ之、色絲以條ㇾ之、而後謁ニ余出以示一、且求ㇾ爲ㇾ敍、〇下略

〔梵舜日記〕寛永八年正月十日甲申、大坂天滿宮之社家兎兵部少輔所へ、加右衞門申付罷下、天神御緣起三卷、表紙唐錦內金軸ヲチラシキク也、隨分念入下也、連々依ニ約束之義一也、筆安田九郎兵衞也、

〔北野藁草圖書一〕緣起表補之記

今度從ニ九條殿一北野へ御奉納緣起の卷物、表紙白地金文、鳳凰に唐草あり、安樂庵と云織ものゝう

つしと云々、

軸紫檀、（御堂關白道長公御物云々）螺鈿梅の折枝模樣（東山義政公御物之形）紐は萠黄たんの組緒也、

〔明月記〕貞永二年三月二十日甲子、日來撰出物語（○中略）源氏繪詞內府（○西園寺實氏）被書、一昨日二三卷書出被送、手跡尤宜歟、（○中略）此繪如聞可爲末代之珍歟、（○中略）二卷繪也、表紙（青紗有繪）錦軸、（水精）

〔看聞日記〕應永二十四年五月二日、三位出京、鹿苑院爲使參室町殿、進物御手本一卷、（野跡〔小野道風〕詩、表紙青絹雲淡、水精軸、後光嚴院故親王ニ被進云々、）

〔東大寺獻物帳〕納物

書法廿卷

搨晉右將軍王羲之草書卷第一（中略）紺綾褾

〔看聞日記〕永享七年九月十四日、將又御禊行幸繪、（七卷、內裏御繪也、）破損之間、加修理進之、表紙事、自內裏被仰付之間、表ほう師ニ申付畢、且一卷出來之間進之、（表紙面淺黃綾、裏平絹茶染、黑色紐之口有金物、）以御乳人進之、　十二月五日、抑內裏御繪御禊行幸七卷、表補師加修理持參、（表紙面綾淺黃、裏平絹紺色、紐紫、有金物、表紙白綾纐、）妙恕奉行（修理料七百疋、）（自內裏被出、）表補師引出物、練貫一、大刀一振被下、破損所々裏打、其功ニ被下、長申給酒、　八日、御禊行幸繪六卷內裏進之、表補新調畢、

〔看聞日記〕永享二年六月八日、催馬樂本譜五卷、（香表紙、呂三卷、律二卷、無奧書、）仙洞へ進之、

〔看聞日記〕永享三年四月廿四日、經師光全參、提婆品一卷調進、（料紙鳥子、上下裏薄淡、表紙香紫染分薄淡、軸水精、紐組、御經摺寫、）

〔看聞日記〕永享二年十二月廿日、御手本兩卷、裏薄樣、付松打枝、（中略）詩一卷、（表紙紅紫淡付、軸唐木、組紐如常、今度裏紙新調、）高檀紙十帖、以上五種進之、

〔看聞日記〕應永二十八年五月二日、鹿苑院（○足利義滿）十三廻御佛事、壽量品一卷、（表紙紅纈淡付、唯花文裏白壁付、無文軸水精、紐平組如頓、[illegible]遺書摺寫、）布施御馬一疋、（鹿毛）室町殿進之、

軸

〔東大寺獻物帳〕納物

孝經一卷(中略)(滅紫紙褾　綺帶)

右平城宮御宇中太上天皇(〇元正)御書(〇中略)

樂毅論一卷(中略)(紫紙褾　綺帶)

右二卷皇太后(〇聖武后安宿媛)御書

〔執政所抄　上〕二月十三日故攝政入道殿(〇藤原師實)御忌日事(宇治)

法花經七部

色紙一部　　紫表紙　　同紐　　赤木軸　　銀泥外題

例紙六部　　燒表紙　　香紐　　塗軸

〔袋草紙　二〕後拾遺抄和歌

通俊卿一人撰之、(〇中略)證本號黑本、燒表紙之故云々、

〔明月記〕建仁三年十二月二十五日、春宮(〇順德)御事始也、御註孝經、着座之人皆持之云々、其書之體、ヤキ表紙、(或香紙)ぬり軸、織物舊御書等、其體不調、仍被改直、

〔倭名類聚抄　十三　文書具〕軸　要覽云、二王(〇羲之獻之)暮年書、勝於少、其縑素書、以珊瑚爲軸、紙以金爲軸、次以瑇瑁栴檀爲軸、(直六反)又見車具、

〔箋註倭名類聚抄　五　文書具〕軸(要覽三卷、晉陸士衡撰、見唐書、今無傳本、按法書要錄、載梁虞和論書表云、二王縑素書、珊瑚軸、二袟二十四卷、紙書金軸、二袟二十四卷、又紙書玳瑁軸、五袟五十卷、皆金題玉躞織成帶、又有書扇二袟二卷、又紙書飛白章草、二袟十五卷、並旃檀軸、又紙書戲學、一袟十二卷、玳瑁軸、此皆書之冠冕也、即其事也、廣本玳瑁上有以字、按軸本車軸、說文、軸、持輪也、毛詩、杼軸其空、再轉爲書卷之軸也、軸又見内記、陰陽寮式、西大寺資財帳、居軸見榮花物語衣珠卷、)

〔書言字考節用集　七　器財〕軸(ヂク　車軸、又横卷所用、)

〔西宮記　正月〕一五日叙位儀(圖書進紙綠紙、自藏人所可受、內匠進軸、王卿各異也、內藏進結緒糸等、已上內記所受取、內記豫作儀、)

〔延喜式十二内記〕凡裝二束位記一式

神位記、三位已上者、(○中略)黃楊軸、(○中略)親王位記者、(○中略)赤木軸、(○中略)五位以上者、(○中略)厚朴軸、

〔東大寺獻物帳〕納物

雜集一卷(白麻紙○中略紫檀軸)

右平城宮御宇後太上天皇(○聖武)御書(○中略)

頭陁寺碑文幷杜家立成一卷(麻紙○中略紫檀軸)

右二卷皇太后(○聖武后安宿媛)御書(○中略)

書法廿卷

搨晉右將軍王羲之草書卷第一(廿五行黃紙紫檀軸)

〔山槐記〕仁安二年十二月九日壬寅、今日東宮(○高倉)御書始也、(○中略)未剋參二青宮一、(七條河原東御所也、着二東帶一乘二毛車一、相二具御注孝經一、予(藤原忠親)書體、白色紙、紫檀八角軸、青表紙、組紐、是先人御書也、物體太古本無レ銘、予令レ書レ之、今朝奉レ見二內府一、可レ用二此書一之由有二御報一、人々書、其體不レ同、或塗軸、或木軸、香表紙等也、內府御書、塗軸香表紙、)

〔續修東大寺正倉院文書四十二〕造東大寺司

奉レ請法華經十部(十一部蘇芳軸五部蘇丹軸)

无量義經十六卷、(十一卷蘇芳軸、五卷丹軸、)並黃紙及表綺緖、

右以二今月十三日一奉レ請如レ前

天平勝寶五年四月十三日

判官上毛野君

〔續修東大寺正倉院文書四十二〕外島院

梵網經九卷

一部　黃紙　黑黃褾　緋綺帶　黑漆軸

一部　黄紙及褾　綵綺帶　白檀軸

一部　上卷黄紙及褾　綵淡綺帶　赤漆軸　故 / 下卷黄紙及褾　紫淡綺帶　朱頂軸　新

一部　黄紙及褾　紫淡綺帶　黒漆軸

一下卷　白紙　黄褾　綺帶　檀軸

以前經付工石主令奉請如件

天平勝寶六年七月廿八日　　上毛野君粟守

〔續修東大寺正倉院文書四十二〕司符　經所領奥原生人等

梨軸　肆佰枚

右依彼解狀、繪料卽付生人充遣如件故符、

判官川內畫師祖足
上毛野君眞人

天平勝寶七歲八月廿九日

〔續修東大寺正倉院文書二十六〕東市庄解　申買進上珠丁軸事

合肆佰枚長三百枚、短一百枚、直陸佰文二枚充三文、

右隨市內在買取且進上如件以解、

天平寶字二年八月四日　　奥原飯成
大石阿古麿

〔續修東大寺正倉院文書四十三〕東大寺寫經所

請　錢五貫四百文

三貫六百文綺一百八十文直料人別二文

緒

一貫八百文朱頂軸一千二百枚直料（以二枚充錢三文）

右將奉書金剛般若經一千二百卷料綺幷軸等直、所請如件、

天平寶字二年十月十二日　　　主典正八位上安都宿禰雄足

〔延喜式陰陽十六〕凡造暦用度者、御暦三卷（二卷具注、一卷七曜、）料、（○中略）花軸三枚、（請木工寮、○中略）頒暦一百六十六卷、（○中略）檜軸一百六十六枚、（請木工寮、）

〔延喜式京職四十二〕田籍造三通、（○中略）軸料檜椅一材、（已上申官請用）作軸工二人、

〔榮花物語衣珠二十七〕はかなくえはす（○萬壽二年）にも成ぬれば、こよみの軸、もとちかうなりぬるを、哀にもおもふほどに、（○下略）

〔小右記〕長德五年（○長保元年）七月三日癸未、拂曉向禪林寺、故女御（○華山女御子女王）周忌法事日也、（○中略）奉圖阿彌陀淨土、奉書銀字法華經具經等、紺紙水精軸、納紫檀筥、

〔中右記〕寬治元年十一月廿二日庚午、節會如式、（○中略）悠紀所進之二階厨子一雙、是別進也、

一古文孝經、御注孝經、（一帙）帝範二卷、（注一帙）群書治要、（三帙）

一（群書治要殘二帙、貞觀政要一帖十卷）內裏式、（三帖一帙）藏人式二卷、（一帙、七月以後相分爲兩卷、）

已上色々色紙、銀金泥引、水精軸、金泥外題、帙等如例、美麗無雙也、當時各手書等書之、

〔畫筌六雜〕卷物結方



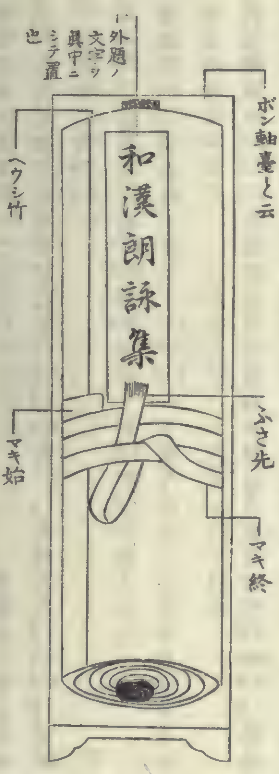
圖の如くならべ、卷留べき所を指にておさへ、緒を捻り、かうがいを以て押通し、わなのかたを我前になす、一筋を向へ引出す也、亭主へ所望して見るは、件の一筋出たる緒を取て引出せばとくる也、緒を表紙の内にいれ、下に置、內をみる、又收る時は、緒をくる〱と卷す、元の如く卷ことなし、是みたるえるしなり、大概上座の役也、但貴人の前にては指圖に任せよ、



又方、緒は右の方に引ぬくべし、

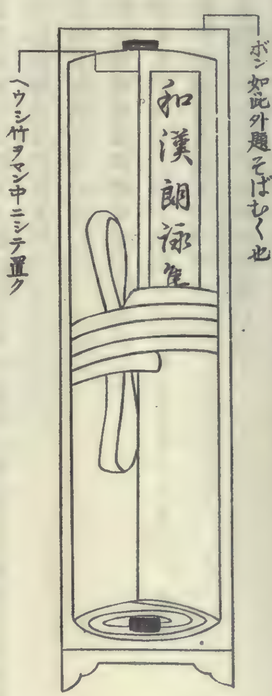
〔智林古狀揃大成頭書〕巻物を所望して見るは、緒をとき表紙の内に入れ、下に置て内を見るなり、おさむる時は、緒をくる〱と巻すて置べし、もとのごとく巻べからず、是見たると云ゑるしなり、

〔貞丈雜記十四座舖飾〕一繪又は詩歌物語など、すべて巻物を盆などにすへて棚などに置には、外題を平に上にむけて、字頭を先になし、よむ樣に置べし、巻緒は下へ〱と巻くべき也上へ〱と巻上れば、外題の文字に懸る事も有て惡き也、緒の留樣は、巻終て緒の先を二ッに折て、わなの所を終の巻めに上より下へおしかひ置べし、ふさ先は上へなる也、



是古風也、可レ用レ之也、二三巻も幾巻も置とも同じ、知此外題を上に向て置べし、

勅筆と平人の手跡とは、巻樣替るといふ説あれども、かはる事なし、



是は茶湯方同朋家の風也、當世如レ此表紙竹を眞中にして置也、如レ此にては外題そば向てあしき也、又卷緒を下より上へ卷あげて、卷どめは緒のあまりを、圖の如く上下にわなをして、緒先を下のわなの中へ入てはさむ也、かやうの當世風、皆本意を失ふ也、不レ可レ用レ之、

〔延喜式内記十二〕凡裝二束位記一式

神位記、三位已上者、〇中略雜綺帶、〇中略親王位記者〇中略雜綺帶、〇中略三位以上者〇中略雜綺帶〇中略五位以上者、〇中略帛帶、

〔延喜式陰陽十六〕凡造曆用度者、御曆三卷二卷具注、一卷七曜、料、〇中略白綺三條、別長一尺六寸、請二内侍所一、

〔延喜式京職四十二〕田籍造二三通一、〇中略緒料韋一張、

〔續修東大寺正倉院文書十六〕圖書寮移　造東大寺司

藥師經玖拾卷卌卷(中略)綺緒、五十卷(中略)綺緒、〇中略

右件經依二板野命婦宣一、奉レ請故移

天平勝寶六年十二月十三日

従七位上行少屬土師宿禰國勝

〔徒然草下〕經文などの紐をゆふに上下よりたすきにちがえて、二すぢの中より、わなの頭を横さ

裝潢匠

まにひき出す事は常の事也、左樣にしたるをば、華嚴院の弘舜僧正、ときてなをさせけり、是は此比やうの事也、いとにくし、うるはしくは、たゞくる〳〵とまきて、上より下へわなのさきをさしはさむべしと申されけり、ふるき人にて、かやうの事忘れる人になん侍りける、

〔令義解一職員〕圖書寮

頭一人、掌○中略、校寫、裝潢、謂裝治曰裝、染色曰潢、○中略功程、給紙筆墨事、○中略裝潢手四人、掌裝潢經籍、

〔通雅三十二器用〕潢治者、裝潢也、○岐王範傳、圖書湮放、募訪稍出、長安初、張易之、奏潢治、乃使莘肖、竊其眞藏于家、歐陽修言、秘閣初爲大宗藏書之府、并以黃綾裝潢、謂之太清本、潢猶池也、外加緣、則內爲池、裝成卷冊、謂之裝潢、潢、去聲、即表背也、唐告用色背綾白背綾、隋正御書、皆裝翦華綺寶軸錦標、必巳有其法矣、能改齋漫錄曰、俗以羅列于前、謂之裝潢子、自唐巳有此語、程泰之曰、廣韻、潢匠、引釋名曰、染書也、唐六典、崇文館、有裝潢匠五人、秘書省有熟紙匠、裝潢匠十人、王氏談錄言、公好永禪師書、手自褫褙、即裝潢也、今曰褾褙、元美引賈思勰裝潢法、浸蘗汁入潢、其紙滅白、便是呼褾褙爲裝潢、蓋爲馬大年所誤、然相沿久矣、九成言褾褙十三科、眉公曰、裝潢之佳、自范曄始、陸放翁跋漢隸言、綠伯書親裝褾、又云、裝褫白蓮圖、癸辛襍識、有內府裝褫分科格式、有粘裁摺界染古等、又言關道標合、

〔唐六典八門下〕熟紙裝潢匠九人

貞觀二十三年置

〔唐六典十秘書〕熟紙匠、裝潢匠、各十人、○中略

皇朝所定

〔唐六典二十六崇文館〕裝潢匠五人

〔思陵書畫記〕內府裝褫分科引試格式

粘裁　摺界　裝背　染古　集文　定驗　圖記

按唐藝文志序、載四庫裝軸之法、極其環緻、六典載、崇文館有裝潢匠五人、卽今褙匠也、本朝〇宋秘府、謂之裝界、卽此事、蓋古今所尙云、

〔日本風土記四工藝〕表背匠 裱褙才古 又褾褙才古

〔延喜式十三圖書〕凡寫年料仁王經十九部各二卷、用紙七百一十張、〇中略裝潢手一人

〔延喜式十六陰陽〕凡造曆用度者、〇中略裝潢手單卅五人、

〔東大寺正倉院文書九〕左京八條一坊

戸主少初位上秦常忌寸秋庭戸手實天平五年〇中略

課戸主少初位上秦常忌寸秋庭參拾肆正丁 左目後黑子 圖書寮裝潢生

〔續修東大寺正倉院文書十五〕右衞士府 移民部省〇中略 右紙背二〇中略

裝潢六人

秦秋庭 造紙一千八百十張 布五端二丈二尺

能登忍人 造紙三千二百張 布六端

治田石麻呂 造紙二千四百張 布六端

伊福部厚麻呂 造紙二千張 布五端

玉祖公麻呂 造紙一千二百張 布三端

六人部身麻呂 造紙四千張 布九端

以前起今年九月一日盡十二月十五日、奉寫間經布施之物所請如前謹解、

天平十九年十二月十五日 池田水主

〔續修東大寺正倉院文書十四〕勝寶二年

正月中行事事〇中略

裝潢八十五人五十四人造大般若紙、廿四人造法花紙、六人造政所公文紙

〔古經題跋上〕中阿鋡經卷第十一

天平寶字元年閏八月二十五日、式部位子少初位下上毛野君大河勘本經、

覆位與福寺沙門　行禪證

天平寶字三年九月十日、文部書生大初位上高赤麿寫、

裝書匠散位少初位上秦忌寸東人裝

〔古經題跋上〕中阿鋡經卷第二十九

天平寶字元年九月十五日、式部位子少初位下上毛野君大河勘本經、

天平寶字三年十月二日、散位少初位下岡田佐大津寫、

裝書匠散位少初位上秦忌寸東人裝

〔續修東大寺正倉院文書三十〕寫書所解　申三月食口事〇中略

裝潢拾漆人

二人造公文紙

六人造法花經紙

二人造花嚴經紙

三人造五部經紙

四人造常疏〇中略

以前起三月一日盡卅日、食口顯注、如前、

天平勝寶五年三月廿一日　吳原

〔享祿本類聚三代格六〕太政官符

應給食偁丁事〇中略

裝潢丁大國六人、上國五人、中國四人、下國三人〇中略

右諸國言上、參差不同、仍折中所定如件、○中略

弘仁十三年閏九月廿日

〔雍州府志七土産〕經卷　凡摺經卷、或製褾袟幷書畫之類、横卷之者、俗謂卷物、悉製之是稱經師屋、其內曾長內匠一人、謂大經師、○中略　其餘或稱御經藏之經師、又謂承仕經師、傳言經師屋、多田滿仲子、美女御前之末裔也、昔時富榮超百工、凡佛經之外、本朝所玩之歌書紙色紙短冊、幷表袟等、一切以紙製之者、悉此家事也、故多有帶綸旨院宣者、

〔人倫訓蒙圖彙五〕經師　經師或説に、多田滿仲の子、美女御前にはじまるとかや、諸の經卷卷物色紙短冊薄様香包、其外色繪の紙、贈經等紙をもつて造る類、一切これを造る、其中の長を大經師と號す、禁裏の御細工をなす、此家暦を改板して世上に出す、又院の御用をつとむるを院經師と號す、大經師、室町通佛光寺通上ル丁內匠、院經師、車屋町丸太町上ル丁藤藏也、○中略　泥繪書、諸の紙に下繪をなす、此者經師の下細工也、

〔明月記〕建永二年三月十九日、今日被下御製、○土御門　殊勝々々、其內一首、猶殊宜由、以淸範奏聞、仰云、然者早可切入、卽召經師、切繼之、出本歌、入新御製、讀人不知と書

〔御湯どの丶上の日記〕慶長三年五月五日、きやうじひせんのかみ、ひせんのしやうげん、しもつけのかみ、しきしん上す、

〔國花萬葉記一上山城〕諸職名匠

大經師　內匠　室町松本町

院經師　藤藏　車や町椹木町下○中略

經師　伊兵衛　烏丸にしき上　五兵衛　上同町

久兵衛（同六角下）　清右衛門（同四條下）

〔國花萬葉記（六之二攝津）〕大坂名匠諸職商人幷諸問屋

經師屋

彌兵衛（高麗橋本や一丁目）　甚左衛門（さかい筋八尾）

作左衛門（同町）

吉左衛門（松や町筋南）　五郎兵衛（四軒町）

〔國花萬葉記（七之上武藏）〕諸職御公用名匠商人

御經師屋

大經師左京（山下町）

勝田兵左衛門（かん田のし町）　庄三郎（下谷ひろかうじ）

〔大成武鑑（三）〕御經師幷屏風師

長谷川十右衛門（神田皆川町三丁目）

書林八右衛門（日本橋新すきや町）

勝田源四郎（神田皆川町三丁目）

田中勘兵衛（北さや町）

山田喜右衛門（神田きじ町）

裝潢用度

〔延喜式（十三圖書）〕凡年料裝潢用度、絹五尺（褾料）、大豆五斗（糊料）、大竹廿株、（褾料）紙小刀四枚、（切紙端料）砥一顆、

裝潢功程

〔延喜式（十三圖書）〕凡裝潢、長功日黏紙七百張、擣紙二人、日百廿張、龜闌界四百卌八張、（張別七行、廿）界長七寸二分、廣七分、注闌界四百八十三張、（張別四行、廿）界長同上、廣八分、横界五百八十八張、裝書四百廿張、（縫、及著褾紙、安帶軸、）中功黏紙六百張、擣紙二人、日一百張、龜闌界三百八十四張、注闌界四百張、横界四百九十張、裝書三百六十張、短功黏紙五百張、擣紙二人、日八十張、龜闌界三百廿張、注闌界三百卌五張、横界三百九十二張、裝書三百張、

功儲

〔延喜式（十三圖書）〕凡寫經功儲（○中略）裝潢以一端允四百張、（剪、黏、擣、界、縫、及著褾、安帶軸、）

雜載

〔續修東大寺正倉院文書三十一〕食堂所解　申可請七月粮點加仕丁事〇中略

紙背ニ

細布二丈七尺

經師裝潢校生幷九人冠九條料條別三尺

調布三端三丈四尺

二端二丈四尺、經師裝潢校生幷湯帳九條料、條別一丈二尺

二丈七尺、經師裝潢校生幷袜九兩料、兩別三尺

〔續修東大寺正倉院文書三十一〕鑄所解　申應請七月粮點加仕丁事〇中略

紙背ニ〇中略

一貫七十六文生菜料

九百七十六文、經師裝潢七百卌四人料、人別四文〇中略

米十一石六斗三升二合六石四斗黑、六石八斗三升二合白、

九石六斗八升、經師裝潢驅使幷四百八十四人料、人別二升〇中略

鹽一斗九升九合二勺

一斗二升二合、經師裝潢二百卌四人料、人別五勺

〔源氏物語十七繪合〕まづ物語のいできはじめのおやなる、たけとりのおきなに、うつぼのとしかげをあはせてあらそふ、〇中略ゑはこせのあふみ、てはきのつらゆきかけり、かんやがみにからのきを、ばいして、あかむらさきの表紙、紫檀の軸、よのつねのよそひなり、としかげは、〇中略ゑろきゑきし、あをきへうし、きなる玉の軸なり、ゑはつねのり、てはみちかせなれば、いまめかしうおかしげに、めもかゞやくまでみゆ、

〔後冷泉院根合〕永承六年五月五日、內裏に菖蒲の根合ありけり、○中略左右の方人、夕に及てまいりけり、まづ御殿に油を供す、そののち左右の文臺をたつ、○中略其前に机をたて、、その上に書一卷ををく、象眼をもて紙として、色紙形を横して、各和歌五首をかく、銀をのべて表紙として、綵色あをくみどりなり、虎魄を軸として、銀をひもとす、

〔空華集序十一〕送靈芳仲上人北游詩序

上人信陽佳士也、壬子之秋、將隨其師北爲上野之游、凡所與交者、不忍其別、相率作爲謌詩以張之、交厚者、宜中言公、裒爲一帙、帙成、裝標極佳、特命空華子、緒其帙端、○下略

〔空華集序十二〕序鬪鷄詩卷

歲丁未冬、鹿峯古庭訓公、過余錦屏之陰、○中略乃出一巨軸、屬以序文、余方役土木、而無從事筆硯之暇、古庭以書徵余、前後凡八九次焉、余遂忘之矣、及己酉夏、余歸石屏、古庭之徵、又至且急、余驚乃索行李之中、出而視之、裱褙烟熏之矣、○下略

〔大江俊矩記〕文化十年八月十九日癸丑、勝山琢眼來而、從先達被懸居、石清水臨時祭繪卷物二卷、去ル十五日、繪畫巧并表紙、同日出來之由、持參爲見來、外箱桐面取、萌黃眞田紐、淺黃絹服紗二ツニ包、紫地金襴表具、紐紫平打、內袖霞泥引村砂子、裏打鳥子切箔、軸象牙、甚見事ニ出來也、是ヨリ羽倉へ見セ、其後廣橋家へ持參之由、　九月十四日丁丑、向勝山琢眼方面會、先日來之儀共謝詞申述了、卷物紀州へミセ候筈、殿下ニも上候筈ニ成候由、　十五日戊寅、勝山ゟ詞書出來之由持參見セニ來、留守中故預リ置、後刻爲持返ス、　十月廿一日甲寅、勝山琢眼兩度來面、臨時祭繪卷物、彌紀州へ相極由風聽、且詞書筆者之儀ニ付相談、　十二月十四日丙子、勝山琢文來而、卷物彌買上ニ相成由風聽、併外題之事賴來由、

〔經籍訪古志四〕齊民要術十卷舊鈔卷子本　尾張眞福寺藏

按高山寺、宋本僅存二卷、其他無聞、此本當補其缺、併得訂正今本之誤脫、則雖非宋刻原書、亦可貴

重矣、又按舊鈔卷子、諸概取原於隋唐古本、(註疏辨於經部)間有依宋槧傳鈔、裝爲卷軸者、如此書及孫子講義之類是也、蓋當時傳書謹重、至裝潢之事、能守舊式、故雖依宋本鈔、不輙倣其制、裝爲冊子、亦可寬昔時尊重典籍之一端耳、

附 冊子 旋風葉 車草子 併入 粘葉

冊子ハサウシト云フ、字又策子ニ作ル、並ニ支那ノ書ニ據ルナリ、其草子、草紙、雙子、雙紙、造紙ニ作レルハ、吾邦ニテ同音ヲ以テ假借スルナリ、又トヂフミト云フハ綴文ノ意ニシテ、線ヲ穿チテ連綴スルヲ云フナリ、而シテ連綴ノ法ニハ、蝴蝶綴、唐閉、大和綴、袋綴、結綴、束綴、フクサ綴等ノ稱アリ、

〔書言字考節用集 器財 七〕冊子(サウシ 出上) 策子(傳燈錄) 雙紙(又作草子 並俗字)

〔日本紀略 醍醐 一〕延喜十九年十一月二日、詔以眞言根本阿闍梨贈大僧正空海、入唐求法諸文冊子卅帖、安置經藏、

〔書言字考節用集 器財 七〕冊子(トヂフミ 出左)

〔和漢三才圖會 藝器 十五〕冊子(止知本)

〔伊呂波字類抄 雜物 左〕草子(サウシ 書名也)

〔運歩色葉集 佐〕草紙 雙紙

〔易林本節用集 器財 左〕雙紙(サウシ)

〔枕草子春曙抄 一〕草紙は、雙紙ともかけり、草紙は物の下がきを草案草藁などいへる其心にて、いまだ清書をもえあへざる物とのこゝろにや、雙紙はかみをならべてかきつらねし心なるべし、いづれも昔物がたりなどの總名をいふ也、

〔倭訓栞 中編 九 佐〕さうし 常に草子と書り、草藁の意也、東鑑に雙紙と見ゆ、又冊子の轉なりともい

へり、山谷詩に絲虫縈草紙とも見えたり、袋草紙には造紙と書り、類聚雜要に造紙宮見ゆ、

〔草綠集草子十二〕草子は、策子也、册子もおなじ、草子とも、草紙とも、雙紙ともかくは音便也、まき物にせしを卷といひ、とぢたるを草子といふ、淸少納言が枕草子をおやとして、ひとつの體とはなれり、後の世に數好がつれ〳〵草もてはやさる、から國の隨筆といふものすなはちこれなり、

〔名物六帖器財一〕策本トヂホン　歐陽歸田錄、唐人藏書、皆作卷軸、其後有葉子、其制似今策子、　葉子トヂホン　程太昌演繁露、古書皆卷、至唐始爲葉子、今書冊也、　簿帙トヂホン　鼠璞記、古人藏書、皆作卷軸、其後以卷舒之難、因而爲摺、久而摺斷、乃分爲簿帙、以便檢閲、蓋愈失其眞矣、

〔好古小錄雜考下〕古書ニ葉子ヲ草子ト書、又造紙トモ書、皆假借也、

〔權記〕長保二年八月廿五日己巳、依命書葉子六帖和歌、以古歌畫其意、仍書其歌、

〔米庵墨談續編三〕幅　冊子　蝴蝶裝

樓窩巵中鏡ニ云、唐初有葉子、今書冊是也、蝴蝶裝、旋風葉、豈其葉子書卷軸變爲葉子、葉子變爲綫裝、近來李笠翁花卉譜、頁粘成冊、意是葉子之遺巳ト、サスレバ蝴蝶裝ハ、至テ古キコトナリ、

〔難波江二〕書籍沿革

沿革

- 卷子本
- 摺本 折本トモ
- 旋風葉
- 胡蝶裝
- 粘葉
- 袋綴子 今ノ冊子

書籍ノ起源ヲ攷フルニ、西土ノ上古ハ、皆竹簡ニテアリタルガ、韋編三絶ナド、アルモ、竹ニテアミツラネタルヨリノコト也、其後蔡倫紙今ノ紙ノ出來タルヨリシテハ、其紙ヲ幾枚モ幾枚モツギアハセ、クル〳〵ト卷オクコト、

ナレリ、コレヲ卷子本ト云、今ノ卷物ナリ唐ノ世マデハ此卷子本ニテアリシナリ、サテコレヨリ今ノ折本トナル、宋板ノ折本ノ經ノ末ニノミ表紙ヲ付テ、始ノ方ニハ表紙ヲソヘズシテ、帙ノ眞中ニ、其始ノ處ヲ粘付ニシタルヌリ、コレ卷物ヨリ折本トナル次第ナリ、帙ヲ左右ニヒラケバ、經文ノ尾ノ方ノ表紙ミユルナリ、宋板ノ佛經皆折本ナレバ、唐末宋初ヨリノコトナラン、コレヲ摺本ト云、コノ名目ハ出處未考、藤貞幹ノ好古日錄第四十五ニ、摺本ハ印本也、一説ニ折本ナリトアリ、考云、印本ナリト云コト下文ニ云ベシ、コヽハ折本ノ證ニ日錄ヲノスルナリ、蕊兩紀談十一卷五第今之書籍每冊必數卷、或多至二十餘卷、此僅存卷之名耳、古人藏書、皆作卷軸、鄴侯家多書、插架三萬軸、是也、此制在唐猶然、其後以卷舒之難、因而爲摺、久而摺斷、乃分爲簿帙、コノ摺モ折本ノコトナリ、サテ搨本ト云コトアリ、ウツス也、佩文齋書譜十三ニ詳ニアリ、コレハ模本ノコトナリ、正字通ニ模搨トアレバ、搨ノ字ト云ヨリヘ、板本ノコトヲ搨本トイヒケンナ、字形モ近ケレバ、搨本トカキヒガメタルモノナラン、字音モ摺ニテハ左行ニ、搨ナレバ多行ニテヨロシ、摺ハタヽムト云字ナリ、廣韻、摺、摺疊也、之涉切、一卷二卷トハカゾヘズシテ、一帖二帖ト云ベキナリ、本邦ニテ古抄本ニ、摺本某作某ナド、アルハ板本ノコトナリ、コレヲバ搨本ト云ベキヲ、字形相似タルヨリ、誤テ摺トカケルナリ、廣雅釋故三ニ、搨磨也トアル、コノ字ヲアヤマリタルモノナラン、好古日錄ハ字義ヲトハズ、印本ノコトニ摺本ト人々イヘバ、印本ナリトイヘルナリケリ、別ノ意ナシ、此後旋風葉ト云モノアリ、コレハ折本ノ裏ヨリ紙ヲアテヽ、初ノ處ト終ノ處トニ粘ヲ付タルモノニテ、ヒログレバワナニナリテ、一帖コト〳〵クヒロガリテ、唯一葉ノ如シ、風ニ旋轉スル一葉ノ紙ト云コトナルベシ、何ニヨリ裏ヨリ紙ヲ添ルコトノ起レルカト云ニ、折本ト云モノハ、トカクニ斜メニ曲リ、折目ウルハシクタヽミハ常ニアラヌモノナレバ、カクハセサセジトノ爲ニゾアルラン、天台宗ニテ、日夜朝暮ニ用フル例時ト云モノアリ、當今モカヤウニ仕立タルヲ常ニ見也、又其裏ヨリアテタル紙ニ、オシナベテ粘ヲ付タルアリ、紙ニノコラズ粘ヲ付レバ上ニ言如ク、ワナニナリテハヒロガラズ、コレ一轉ト云ベシ、サテ別ニ紙ヲ幾枚モ幾枚モ重子テ、一マトメニ二ツニ折テ、其折タル處ヲ粘付ニスルアリ、コレヲ粘葉(デツテフ)ト云、藤貞幹ノ好古小錄雜考第二十二ニ、粘葉ハ胡蝶裝也トアルハワロシ、タトヘバコノ重子タル紙十枚アラバ、物ヲカキ付ルニ、第一紙ノ半分ハ最末ノ處ニナルナレバ、モシ粘ハナルヽトキハ、文段混淆シテ讀ツヾケガタシ、古昔ノ紙ハ厚キ故ニ、文字ヲバ一枚ノ紙ノ表ニモ裏ニモカクナリ、コレモ又一轉シテ、紙五七枚程ヅヽヲカサ子、コレヲ一ツカ子ニ二ツニ折リ、其ノヒトツカ子ヲ三ツ四ツ重子折タル方ニ表紙ヲアテ粘ニテツクルア

リ、サテハ第一紙ノ半面ガ最末マデニハナラズシテ、五七枚ノ一ツカ子ノ末ノ處トナル也、粘ハナル、トキハ混淆スルコト猶同ジキナリ、(天台ノ例時ヲ、コノ仕立ニシタルヲモ見タリ、)コレラハ鈔本ノ上ニテノコト也シカルニ今ノ天台ノ例時ナド、板本ニテ粘葉ノ仕立ナルニ、裏表ニ文字ノアルハイカニト云ニ、コレハ彫刻セントスルニ其心ガマヘヲナシ、其程合ヲ考ヘテ書寫シ彫刻スルニコソ、近日ノ蘭書モコノ姿ニテ、表裏ニ文字ヲカケリ、ソモ〳〵古昔ハ、今日ノ如ク其程合ナド考ルコトモナク、板本ヲバ、カクナシガタキニヨリ、板ニスリタル紙ヲ、一枚々々ニ本文ヲ内ニシテ、二ツニ折テ重ルナリ、サレバ二枚アケテハ文字ヲヨミ、又二枚アケテハ文字ヲヨミシ也、此仕立、端ノ處ヒラヒラスルニヨリ、コレヲ胡蝶裝ト云ナルベシ、(本邦ニハコノ仕立ナシ、)コノ胡蝶裝(折目ヲ蝶ノ身ト見ナスナリ)ハ粘葉、又ハ旋風葉ヨリ轉ジタルニハアラズ、摺本ヨリワカレタルモノナランカ、サテ此胡蝶裝ト粘葉トノ二ツヨリ轉ジテ今ノ冊子トハナレルナラン、ソモ〳〵粘葉盛リニ行レタル時ハ、假初ノ物ナドニノミ今ノ冊子ハ用ヒタルナラン、清輔ノ袋艸子ト云モ、假初ノ物ナレバトテ、コノ冊子ニカキ付タルガ、終ニ書名トハナレルモノナラン、今ノ冊子ノ綴ザマ、一枚々々ニ袋ノ如クニ見ナサル、邊ヨリ袋冊子ト云ナルベシ、(藤貞幹ノ好古小錄雜考第二十一條ニ、藁草子ハ、旋風葉ナリトアレド、コレハワロカルベシ、)以上ノコトカキツラ子テ、棭齋(狩谷)○ニ見セタレバゲニシカルベシト印可セラレタリシカレドモ後賢ノ猶補正ヲ俟也、

〔松の落葉　四〕本　さうし

むかしほんといひつるは、みなまきものにて、のちにとぢたるがいできつるを、さうしとぞいひけるが、かゝればまきものは、昔やうにてうるはしくさうしはうち〳〵のものにこそ、さるからにいろ〳〵の紙してうつくしくもつくれるなり清少納言枕冊子にうすやうのそうし、むらごの糸してとぢたるとあるを見るべし又紫式部日記に、おまへには、御さうしつくりいとなませた

製作

まふとて、あけたてばまづむかひさむらひて、いろ〳〵の紙えりとゝのへて物語の本どもそへて、所どころにふみかきくばる、かつはとぢあつめ玄たゝむるをやくにてあかしくらすといへり、物語の本どもそへてといへるにて、此ごろまでは、物語ぶみもまきものなりしこと玄らる、かくはじめは本なるをさうしにうつさせたまふは見るにたよりよければなるべし、玄かのみならず、めづらしきをこのむは、人の心のならひなれば、かうやうにつくりいとなませたまふにこそかくてやう〳〵にさうしのかたおほくなりゆき、はて〳〵はこれをほんといひもとの本はかたはらになりて、今はまきものとぞいふなる、あすか川のふちせのやうにうつりかはる世の中のさまぞかし、

〔貞丈雜記十六書籍〕一書籍を幾卷と云、又卷の一、卷の二などゝ云事は、上古には紙なかりし故、竹をわりて、火にあぶりて油をぬきて其わり竹にうるしにて文字をかきて、韋にてあみつらねて卷て置し故、幾卷といひし也、又一篇二篇といふも、あみて置し故也、篇はあむとよむ字也、書籍を作る事を書をあむと云も、右の事より起りたる詞也、其後紙をつぎて卷物にするも、右の趣をまなびたる也、卷物はよむ時くりひろげて便り惡き故、折本とぢ本にするなり、とぢ本なれ共、猶古の趣を以て、幾卷共、卷の一など共云也、

〔枕草子五〕なまめかしきもの
うすやうのさうし、むら濃の糸して、おかしくとぢたる、

〔調度口傳〕書物之事
綴樣
フクロトジト稱スルハ、紙ヲ三ツ折ニシテトヅル也、都テ此綴樣ナリ、穴ヲ四ツニ明テ綴ル、又角ヲ二重ニシテ綴ルヲ七ツトヂト云、又本ノ長サヲ五割、中ヲ二所トヅルト二品ナリ、糸ニテトヅ

ル時ハ、裏ニ三所結メアルナリ、大和綴ト云フハ、紙ヲ二ツ折タル折目ノ形ヲトヅル、一冊二冊ト云、

〔入木道書式〕外題恰好を知事〇中略
大和とぢ　東とぢ　ふくさとぢにても
右の寸法也

〔遊京漫錄下〕萬葉五卷抄
三品氏豐之進、西洞院丸太町下る所に住す、云、貫之五卷抄、今南都西大寺にあり、外題には萬葉抄とあり、建仁年中鎌倉より寫しとれるよしのおく書あり、合卷一冊にて、やまととぢなり、

〔貞德文集上〕御誂被成候住吉物語、大和物語、竹取、空穗等之草子、出來申候、〇中略紅糸仁而、唐閉可仕候、〇中略
卯月廿九日　　　　金澤宰相
　　　　　　　　　　和存
中村侍從殿

〔駿府政事錄〕慶長十九年七月十六日、〇中略今日冷泉爲滿、定家自筆三十六人歌撰一冊、持參備御覽、〇中略鐵杖閉、以唐組打交糸綴之、〇下略
〇按ズルニ、鐵杖閉ハ、枯葉閉ニテ糸ヲ表ニ露ハサヾルヲ云フナラン、

〔和漢名數〕聖堂品々獻上目錄
和朝史記　七部自進　　　水戸
舊事紀　古事記　日本紀　日本後紀　續日本紀　續日本後紀　三代實錄　文德實錄
書本也、表紙黃色、紫糸ムスビトヂ、

〔正子内親王繪合〕うづき〇永承五年のなかばにもなりぬれば、あふひのさかりにひきかゝりて、もろ人いとまなき廿六日に、そらのけしきくもりなきに寢殿のひむがしおもてのもやひさしを、かむだちめのおほむさしにしたり、〇中略左、かねのすきばこにこゝろばして、かねのうの花がさねの紙しきて、すいぶくろに、いろ〳〵のたまをむらごにつらぬきてくゝりにしたり、古今ゑ七帖、あたらしきうたゑのかねのさうし一帖いれたり、へうしさま〴〵にかざりたり、〇中略右、かゞみのうみに、かねのあみをうかべて、たまのいかりにかねのつなをかけたり、かねのすきばこをうちにおきて、ゑのさうし六帖、あたらしきうたゑのさうし一帖いれたり、へうしさま〴〵にかざりたり、

〔袋草紙遺篇〕正子内親王造紙合三番〇中略

左銀透筥蓋入古今繪七帖新繪銀造氏一帖、右銀透筥納繪造紙六帖新歌繪銀草子一帖、

〔明月記〕元仁二年二月十六日、自去年十一月、以家中小女等、令書源氏物語五十四帖、昨日表紙訖、今日書外題、〇下略

〔看聞日記〕永享八年九月十日、太平記廿五帖、書寫之分被出、爲表紙申出了、 十六日、祐全參、太平記表紙付、上下切そろゆ、廿六帖先出來、是禁裏御雙子也、令奉行、

〔梵舜日記〕元和二年十二月二日、延喜式之表紙已下、喜庵へ誂了、

〔梵舜日記〕元和八年十一月一日癸巳、藤氏系圖七冊依出來、經師屋誂畢、采女佑召具了、代表紙銀卅五目也、尾州中納言殿へ進上之本也、

〔梵舜日記〕寛永八年二月十日甲寅、名法要集、琰公ニ表紙之義誂了、

〔大江俊光記〕元祿八年八月十九日、ふや町二條下東側ひめじやノかしや中間居候、表紙屋善兵衛初而來、和書ノ表紙十五冊カケ了、此方ノ表紙、糸ニテ一冊手間五厘ヅヽ、夕飯給させ、手間代八分

寸法

遺、

〔大江俊光記〕元祿十年五月廿六日、表紙屋善兵衞來、表紙九冊出來、孝經小解外傳七冊ニトヅル、俊光一筆ニ而書寫出來了、

〔大江俊矩記〕文化十四年八月六日丁丑、御卽位部類二冊、大嘗會部類六冊、都合八冊新寫、閉本表紙掛、此間申付、今日出來持參、一冊三分五匁ツヽ寺町夷川上ル經師太兵衞、

〔俳諧兩吟集上〕寛文二年うらほ

表紙する雙紙の端を切損じ　　由〇由政

音もしどろにうてるさげ槌　　同

〔日本居家秘用紙三細工〕唐本に裏打する法　唐本に裏打するには、先裏打の紙を板の上にひろげ、醬麩粘をうすくときたるを一面に刷毛にてひき、その上へ本紙を一枚、表を上にしてひろげ、眞中より乾たる刷毛をおろし兩方へしはなきやうになで付べし、又その上へ裏打紙をかさね粘をひき、右のごとく本紙をひろげなで付べし、廿枚も三十枚もかさねて、右のごとく裏打して後、一枚づヽ裏打紙の端をとりて、棹或は細引を引はりたるにかけて乾すべし、能乾きたる時、小口を折て石盤にて打べし、

〔日本居家秘用紙三細工〕古本の小口よごれたるは、大根のしぼり汁にて洗ふ、

唐本には、おほく卷末に破れたる紙を用るゆへ、破れ損じてちるものおほし、初に海蘿汁のうすきを以て端を付置べし、すべて唐本をつくらふには海蘿汁を用べし、

〔調度口傳〕書物之事

閉タル物ヲ書物ト稱スル也、或ハ書籍トモ云、綴時ハサシ寄見テ勝手ニ綴ル也、書物仕立時、大サ四方ニ取リテ折タル筋ノタケヲウラカチト云也、ソレヨリモイサヽカタケヲミジカクスベシ、

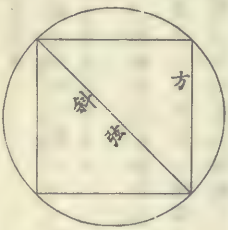
唐本類ハ兎角タケ長シ、ヨロシカラズ、外題、中ニ張ハ物語ナリ、

〔一擧博覽 四〕書籍の寸法は横曲尺にて六寸ならば、縦は曲尺の裏の尺にて六寸にすべし、縦横ともに、うらおもての尺にて同寸にすべし、外題は縦は書物の三分二、横は六分一なり、〇中略



方五寸の斜法は裏尺五寸なり、則書物のたてなり、

〔律原發揮〕曲尺有稱裏尺者、卽以方一尺斜弦強爲一尺、當表尺一尺四寸一分四釐二毫有奇、算法一尺自乘得一百寸、倍之平方開之而得之、嘉量腹徑合此數、圓內容方、以其斜弦直爲圓徑也、



〔玉海〕治承四年十二月廿七日乙巳、申剋、史持來尊勝寺灌頂 去十四日 圓宗寺法華會 去十九日 等立

紙、各書四。半。紙。草。子。〔僅五六丁也〕

〔新撰古筆名葉集〕凡例

一四半ト云ハ、紙ノ大小ニ限ラズ、一枚ヲ四ツニ切タルヲ云、六半ト云ハ、六ツニ切タルヲ云、八半モ又同、

〔源平盛衰記〕四十九維盛出屋島參詣高野附粉川寺并謁法然房事

維盛、少ヨリ身ヲ放タズ、日所作ニ讀奉ル御經オハシマス水ノ底ニモ沈マン時ハ、同沈メ奉ラン事、罪深ク覺候、若世ニナキ身ト聞給ハン時ハ、思出シテ後世弔給ヘトテ宣テ是ヲ渡奉ル、上人〔○注然房〕請取給テ縱是ナシ共、爭忘奉ルベキナレ共、角思召入テ承レバ、披見ン折々ハ必弔奉ベシトテ、拜奉レバ、四半ノ小雙紙ニ、金泥ニ書タル小字ノ法華經也、最哀ニゾ思ケル、

〔後深草院御記〕建治二年六月廿五日戊子、今日皇太子見〔○伏〕可有讀書始儀、〔○中略〕立黑漆書案〔○註略〕其上敷紙二枚〔押付也〕置御注孝經點圖角筆等也、〔中略〕點圖〔草紙、高五寸、弘五寸、二枚、三圖并書之、端星點、中角點、奧聲點、皆付假名也、此草子同打紙也、〕

〔駿府政事錄〕慶長十九年七月十六日、今日冷泉爲滿、定家自筆卅六人歌撰一冊持參、備御覽、定家卿歌書、冷泉家雖多之殊勝筆跡云々、一人歌十首宛有之、其內定家用之給歌一人十首之內、二首宛以切薄砂子紙付紙云々、遺書之內尤奇異之筆跡之由云々、鐵杖閉以唐組打交糸綴之、四半本也、

〔槐記〕享保十一年七月十六日、仰ニ、イツモ仰アル無禪ハ珍シキ男ナリ、〔○中略〕手モヨク書、連俳モヨク仕タリ、大上根ノモノニテ、色々ノ書タルモノアリ、鼠ノ記、風火論ナド最面白キモノナリ、就中良山公ノ御爲ニ、美濃紙ヲ四半本ニシテ、極細字ニテ、古文ノ前後集、三體詩上中下、長恨歌、琵琶行ノ類、凡ソ十一部カヲ一冊ニシテ、御旅行ノ爲ニ書タリ、

〔古物語類字抄〕〔加上〕風につれなき物語

按に、此物語古抄本一卷、〔○六半紙本○六葉〕新宮侯所藏本、近曾刻成て丹鶴叢書中に收められたり、

表紙

〔近世物之本江戸作者部類一〕洒落本幷中本作者部
明和の季の頃より寛政のはじめ迄、柳巷花街に耽りぬる嫖客のおもむきを、半紙二ツ裁りたる小册に綴りて、よく其情狀を述たる誨淫の艶史を、世俗洒落本と喚做たり、其が大半紙半枚をもてしたるも有けり、寛政のはじめに至りて官禁ありなべて洒落本の絕板せられしより以來、叫化子のすなる、浮世物眞似とかいふことめきたる根なし話說を、いとおかしく綴り成たるもの、各一二卷を壹編とせしを中本と唱へたり、こは半紙半枚の小册と半紙本の間なるものなれば、中本と云なりけり、

〔下學集器財下〕表紙(ヘウシ)

〔易林本節用集食服〕表紙(ヘウシ)書籍

〔書言字考節用集器財七〕褾紙(ヘウシ)書籍　標紙同上仝

〔訓蒙圖彙大成器用八〕褾は褾紙なり、書のうは紙なり、褾同、

〔間合早學問下〕書皮(しよひ ふよもつの)〇〇(ひやうし)

〔人倫訓蒙圖彙六〕表紙屋、書本板本白紙、品々を本屋よりうけとりかけるなり、むかしは一枚紙にてあり、中比うらうちいたし表紙といふなり、

〔好古日錄本〕書皮
書皮ノ古製、佛經ノ如キハ、不一レバ證據トナシガタシ、經傳ノ古本用ル所、八九百年來ノ者皆柿渋紙ナリ、書買ノ所謂嘉點褾紙ナルモノ此ニ近シ、是元丁子煎汁ヲ以染タル體也、近古書皮、蓮華カラクサノ紋アル者多シ、朝鮮ノ書皮ヲ摸スル者也、

〔一話一言三〕表紙
西の内一枚、大すきがへし一枚、うらうちにし紅の一番汁を引く、紅の一番汁は本町玉屋といへ

る紅屋にあり、一升十六銅位也、是表紙によろし、

〔半日閑話五〕書物表紙どうさ

葛粉貳分を水壹升入、ねりて葛のりにして引、又心太水を入、とらかして引、かんてんもよし、

〔萬寶部事記二器財〕書をさらすに、○中略和表紙は、當時そりてかさ高くなれども、後は然らず、表紙を下にして干すべし、

〔袋草紙遺篇〕土記云、○中略左銀舟、盛和歌葉子十帖、畫工圖歌意、右鐘金銀鏡臺、以和歌二卷為鏡枕、各繪歌意、以金為表紙、

〔入木口傳抄〕羅表紙ニ書物事

元弘二年二月十日、行房朝臣來、羅表紙ニ書外題、極大事也、キヌノ目アラクテ墨不付故也、墨ヲスコシ滋キ樣ニ摺テ、如法キヨキニカワヲ、スコシ入テ後、摺合テ書也、ニカワ絹ノ目ニ入テ、無相違也云々、

〔看聞日記〕應永二十五年五月十九日、抑水無瀨三位入道、源氏二帖(橋姫夢浮橋)料紙(表紙金襴紺模樣也)進之、

〔梵舜日記〕元和八年三月廿九日乙丑、上醍醐尊圓ヘ罷、勸修寺之在所、社家左京亮令音信、帶一筋、(紫色)中臣祓、表紙唐錦、料紙鳥子、笏一新調也、

〔五升庵文章一〕芭蕉翁發句集序

土芳自筆の本書を見せしむるに寫したる書に一點も違す、其本は三寸九分四方に、萌黃の絹表紙をかけ、蕉翁句集と有、墨付四十五枚、薄樣紙に書り、

〔和漢名數〕聖堂品々獻上目錄

三大全　甲府

四書大全　唐本

五經大全
性理大全
表紙紗金、裏金砂子、書物黃色ニ染ル、
二程全書　松平出羽守
表紙紗
孝經石摺　松平伊豆守
戲鴻堂石摺
表紙萌黃紋紗、フチ金、

〔看聞日記〕永享七年五月十四日、御乳人內裏歸參、撰集佳句第一卷、禁裏御本缺云々、可書進之由被仰下之間、以私之本書寫、今日進之、御料紙自御所被出、打紙、虫閒雙子、表紙內陰、銘唐紙、行豐朝臣書、

〔看聞日記〕永享七年九月十四日、抑金葉集書寫畢、表紙紅薄様、文椿、料紙鳥子打紙、百九十三丁書之、內裏進之、

〔和漢名數〕聖堂品々獻上目錄
廿一史　尾州
表紙唐紙
通鑑全書明朝新撰　松平兵部大輔
表紙ウコン唐紙
孔聖全書　唐本　松平大和守
表紙ウスガキ唐紙

〔入木道秘傳書〕一源氏物語は、根本淺黃表紙、金地之外題也と被仰、

〔右文故事三〕御本日記附注下

前後漢書　七十冊　一箱

嘗テ米澤ノ人ニキケリ、其國ニ直江山城守首書セシ漢書アリ、朱表紙ナリ、往歳人ニ貸シテ、其朱ヲ削剝セラレシ故、後ハ戸外ニ出スコトヲ禁ゼリト、

〔袋草紙 二〕後撰集和歌　千三百九十六首

天暦五年十月日、詔坂上望城、源順、紀時文、大中臣能宣、清原元輔等、於昭陽舍令讀解、〇中略此集未定ニテ止之云々、仍本無四度計、但證本ハ朱雀院塗籠本、又青表紙云々、是ハ龍永本也

〔塵添壒囊抄 三〕野大刀事附光源氏詞事

光源氏ノ詞ナド、耳遠キ樣ニ思ヘ共、只其比ノ詞ナル也、〇中略河内守源光行、五條三品入道、殊ニ好ミ翫バレシニヨリテ、高倉ノ黄門同クモテハヤサレキ、サレバ定家卿ノ青表紙、河内守親行ガ本ナド云事ニ成ヌ、只聊カ注ヲ存スル事ノ替リ許也、

〔節用集大全 古器財〕紺表紙（こんびやうし）

〔梵舜日記〕慶長十年六月十一日丙寅、伏見城大御所ヘ御禮ニ罷出、謡抄十冊表紙紺外題龍山樣令進上也

〔右文故事 一〕御本日記附注上

先代舊事記

凡ソ慶長ノ御寫本ハ、ミナ紺紙ノ表紙ニシテ、外題ハ白キ紙、紫ノ綴糸ナリ、紙ハ今ノ直紙ニ似テ厚ク、仙過ノ薄キヤウナルモノ、卦ヒキハ薄墨ナリ、

〔國師日記〕寛永五年五月十六日、一條樣爲御用、玄的より服忌令借りに來、コン表紙ノ一冊、借候遣ス也、

〔東野州消息〕一おしむとておしむともにて、是はたち入たる事もなきうたにて候物を、如何として御不審候哉、〇中略よく〳〵三昧に御修行候へ、何としても白表紙の第一の段御尋候て御覽せ

候歟、さ候はでは古歌のゑみ急度はいできがたく候、〇下略

〔愚秘抄〕勅撰奏覽のとき、料紙はさま〴〵也、〇中略新古今は鳥子紙にてかきたりき、羅の表紙に松竹鶴龜をぬひ物にして侍りき、

〔貞德文集上〕御誂被成候、住吉物語、大和物語、竹取、空穗等之草子、出來申候、一段手跡見事候、榮雅樣ト存候、則表紙相調可進候、然者面、卷々心繪書、裏者金砂洲流蒔、紅糸仁而唐閉可仕候、但御好之模樣候者、委御報應示預候、恐惶謹言、

卯月廿九日　金澤宰相

和存

中村侍從殿

〔貞德文集上〕此源氏物語、連歌師公家衆寄合書とて、古本仁而候、即筆者之名字、名乘假名、法名官位、年號卷々奥書、細被記置候、表紙繪者土佐將監傳承候、此已前穿鑿候得共、名人衆可爲證本被相定由候、御所望候者秘計可仕候、牢人衆本仁而候、恐惶不備、

五月三日　信樂十左衞門

顯延

滿王唯修理殿

〔看聞日記〕永享八年八月廿八日、抑御贈物古雙子可進條、如何之由三條談合、朗詠二卷、經信卿筆累代之本也、可然歟之由談合、而朗詠ハ流布之物也、宸筆歌雙子、可然歟之由被指南、仍家集內伏見院宸筆三帖春草集、周防內侍、赤染衞門、取出、表紙等結構者也、累代古本自專、尤雖有其憚、如此重寶進者可然之間、家集三合之中撰出了、

〔貞德文集下〕先日之源氏物語表紙事、上臈衆本仁而候間、隨分結構賴申候也、

八月三日　淡川主殿

正好

輕子屋才兵衞殿

〔辨疑書目錄中〕嵯峨本書目

謠本観世流百番本

此ノ書ヲ以テ角藏本ト云フ、或ハ光悅本ノ謠トモ云フナリ、亦本紙ニ雲母ヲ引、五色摺ノ書、亦常紙摺ノ書、二品アリ、亦表紙ニ染色多シ、則雲母ヲ以テ草花鳥獸虫ノモヨウヲ摺込、此ノ書ヲ以テ、或數寄者、床ノカザリ本ニスルコトナリ、

〔翁草百二十一雜話〕唐より渡す印本の裱紙うらに、鬼形の者を朱にて押侍るは何ぞや、答是魁精蹋斗と云星の変なり、留音集等に見えたり、北斗の魁星は文章を司どりて、筆と紋銀とを執と云故に、書林魁本の象印とす、學者より爲すにあらず、凡て星宿に形を作る事、道家佛者の意にして、上古よりの事にあらず、

〔嬉遊笑覽七行遊〕書籍の表紙に、魁星といふものを朱印にして、おすこと明の代よりなるべし、史記天官書、文昌六星、在北斗魁前、天之六府也、主集計天道、この故に俗文晶を魁星とす、魁前六星は三台東壁、文昌、紫微、少微、奎壁なり、これをすべて文昌星といふとなむ、五雜爼に、俗以魁故祠文星以新科第、因其近斗也、故亦稱文昌司命云、傅會甚矣といへり、書籍にその圖をおすことも此故なり、

〔半日閑話十三〕安永五年丙申正月

今年より鱗形屋草艸紙の繪、幷表紙の標書共に風を變す、表紙の上は、例年靑紙に題號をかき、赤き紙に繪をかきしが、今年は紅繪摺にす、

すべて繪草紙、いにしへは唐紙表紙の金平本、又は土佐の上るり本なりしが、享保の頃より、鱗形屋にて萌黄色の表紙にて、今の鳥居流の繪を加へて一種の風を變す、是を青本と云、予が家に三

冊殘め置けり、其中萌黄變じて黄色の表紙となる、今黄色本を人なを青本と呼は是よりの故也、その年の新板を黄色の表紙にしてその年過れば黒き表紙をつけて是をわかつ、是を黒本とかはふ、赤き表紙の赤本は昔より有と云、
繪も鳥居風の繪を變じて當世錦繪風の繪となす、表紙の標書を紅摺にする事は、寶曆十庚辰年の春、通油町丸小山本九兵衛が家の草艸紙丈阿戲作の本を始とす、それより所々の草紙の題號、皆紅摺となりしが、鱗形屋には古風を失はず、人も又是を見る事を愛せしが、今年古風を變ずる事いかゞ、○下略

○按ズルニ、繪草紙ノ表紙ノコトハ小說篇ニ詳ナリ、參看スベシ、

〔近世物之本江戸作者部類 一〕洒落本幷中本作者部

遊子

天明中、狂歌を以て世にしられたる平秩東作は、四ッ谷內藤新宿の煙草店なり、此人隨筆、莘野茗談と云ものを閲せしに、遊子、放言の作は、丹波屋利兵衛と云者にて、須原屋市兵衛方にて板行したりしに、大に行はれてけり云々、是によりて唐本表紙の小冊流行すとあり、是默老の談なり、

三馬 一九

此兩作の洒落本も、當時幾種か出たれ共、書名は一も記臆せず、○中略抑件の洒落本は、○中略唐本褾紙とて、土器色なる切付にしたるなれば、製本も極めて易かり、

〔增補浮世繪類考〕鈴木春信

鈴木春信は、浮世美人畫に名ありて、一時の閑人なり、吾妻錦繪と稱する者の祖とす、畫本小本の差畫等多し、此頃の畫本は細かき麻の葉の表紙に紅唐紙の外題をはり、袋入なり、

〔足利學校書目〕儒書附諸子雜家

外題

周易〔同〇寫本〕　全五冊

末ニ易學之徒置之ト誌シ、永享九年ノ脣ヲ用テ表紙ヌ作レリ、

〔塵添壒囊抄八〕雙紙銘書樣事

雙紙ノ銘ヲ中ニ書アリ、端ニ書アリ如何、勅撰等ノ詞草子ハ、皆端ニ書、大和物語伊勢物語等、總テ物語ト云ハ、必ズ中ニ書也、仍光源氏、皆中ニ書也ト〔是冷泉家之記也〕其外無沙汰歟、又於聖敎天台宗ニ、山門ハ多分中ニ書キ、寺門ハ必緒ニ書クト云々、

〔安齋隨筆後編十三〕一歌書の外題、本の眞中におすこと、源氏物語靑表紙の本〔定家の自家の本なり〕の定家卿筆の外題ありしに、年ふりてふしたみて侍るを、三藐院殿書かへて、其外題の上におすこともさすがなれば、古き外題にならべて、中におし給ひしより始れり、されば源氏物語にかぎるべきを後世自餘の物語本にもそれに習ひて中におす事になりにけりとぞ、

〔夜鶴庭訓抄〕一さうし書樣まづひきひろぐるはしより書べし、普通には中より書なり、家のならひにてはしより書なり、かくは去りたれど、おほく中より書たる事あり、それはぬしのこのみにても、又思ひあやまりても、又次々の人のは、とてもかくても能ていに執せぬなり、されざさるべき事とは去るべきなり、又ての樣々を一帖がうちにみせてかゝるべし、やう〳〵といふは、いろはがき、さうみだれたるさまかへて書べし、それも人々おほくさうしあはせなどにても、てかきあまたきおひかくに、かたつまありてかくなり、君の御造紙一部とあるものなどはさは書まじ、うるはしくあるべし、ものがたりは手書かゝぬ事なり、人あつらふとも、とかくすべりてかくべからず、

〔東野州聞書〕一同〇寶德元年十月十六日、常光院來臨あり、申されしは、歌草紙をば、外題をはじに例式のやうに押也、物語は中にをす由申されし、可知之、京極黄門〇藤原定家之自筆を承祐に借て、〔連歌古本行也〕一字も不

違私書寫、此本之外題を所望仕次に、如此申されし、

〔入木道書式〕外題恰好を知事

横長き本は、竪は同じ事也、横幅は、先其本を眞二ッにおりて、其一ッを六ッにわる也、或は五ッにも本によるべし、

大和とぢ　東とぢ　ふくさとぢにても

右の寸法也、外題押樣は上にしるす、○圖略

〔大江俊光記〕貞享元年十二月晦日、表紙屋一郎右衛門、并兄城富、身代不成ニ付、今日欠落候由也、久敷出入之者也、

〔大江俊光記〕貞享三年四月四日、荒木左大夫、表紙屋木工右衛門、類火ニ付、二日晝飯に物から物遣之了、

〔國花萬葉記六之二攝津〕大坂名匠諸職商人幷諸問屋

表紙屋　北久太郎町五丁目　表紙や七右衛門　　北久太郎町五丁目　表紙や彌兵衛
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　から物町　五郎兵衛

〔國花萬葉記七之下武藏〕江府名匠諸職商人

表紙屋
屏風屋
江口庄右衛門京橋南一丁メ　　屏風五兵衛京橋南一丁メ
日下部八右衛門同所　　福田宗兵衛同所
落合傳右衛門同所　　長谷川重右衛門同所
長右衛門同所　　大崎三郎兵衛同二丁メ

雜載

〔枕草子十二〕物くろうなりて、文字もかゝれずなりたり、筆もつかひはてゝ、是をかきはてばや、此さうしは、目に見え心におもふ事を、人やは見んずると思ひて、つれ〴〵なるさとゐのほどにかきあつめたるを、あいなく人のためびんなきいひすぐしなど玄つべき所々もあれば、きようかくしたりとおもふを、なみだせきあへずこそなりにけれ、宮〇一條后彰子の御まへに、内のおとゞ〇藤原伊周の奉り給へりけるを、これに何をかゝまし、上〇一條のお前には、史記といふ文をかゝせ給へる、などのたまはせしを、枕にこそは玄侍らめと申しかば、さはえよとて給はせたりしを、あやしきを、こよやなにやと、つきせずおほかる紙のかずをかきつくさんとせしに、いと物おぼえぬ事ぞおほかるや、

〔枕草子春曙抄一〕題號を枕草紙といへる心は、〇中略枕にこそ玄侍らめとて、申うけたる物にかかれたる草紙なれば、まくらさうしと申侍るなるべし、

〔枕雙紙〕如來本懷大師弘經旨、歸山家入唐傳法一言口決奧旨、宗要秘藏唯在茲、慕知甘露門者、以之晝座置右、夜置枕上、思之觀之、

于時長保三年三月下旬　　横川首楞嚴院源信竊記

〔榮花物語二十四わか枝〕びは殿のみや〇三條后妍子には廿二日〇萬壽三年正月三のよさり、廿三日のあかつきなどにぞ、さとの人々まいりこむ廿二日に、寢殿の東のたいなどの御裝束關白殿〇研子兄藤原賴通の大饗に、ことにかはるべきにはあらねど、〇中略事どもとゝのほりぬる程に、みなれいのさほうにて、おまへのかたに西の對にてみわたし給に、さらにもいはず、きぬのつまかさなりて、うちいだしたるは、いろ〳〵のにしきをまくらざうしにつくりて、打をきたらんやうなり、

〔枕草子二〕すぎにしかたこひしきもの、ふたあゐゑびぞめなどのさいでの、をしへされて、さうしのなかにありけるをみつけたる、

〔源氏物語三十四若菜〕うちきすがたにてたち給へる人あり、○中略こうばいにやあらん、こきうすき、すきすきにあまたかさなりたるけぢめ、はなやかに、さ。う。し。の。つ。ま。のやうにみえて、○下略

〔小右記〕寬弘二年正月七日丙辰、經通朝臣來、傳詔云、村上御時、令筆削給年中行事節會卷、有可御覽只今可獻者、件書三卷、書葉子一帖、卽以獻之、令奏太狼藉令淸書可備獻覽之由、　二月九日丁亥、村上先朝所令撰出年中行事三卷書寫、付經通朝臣、令奏覽、依前日勅命所獻也、

〔法成寺攝政記〕寬弘三年八月六日丙子、參內、奉文集抄扶桑集小葉子、是御手筥料也、

〔小右記〕長和四年四月十三日壬戌、子剋許、火見南方、以下人見遣、歸來云、左衛門督教通家燒亡者、○中略年中行事葉子二帖、韵抄二帖、同以燒亡、至葉子等不敢惜、只故殿藤原實賴御記歎思了、

〔江家次第四正月〕除目

執筆事

太間或先讀外記、付折目而返之、於御前帖之有便、餘置後帖也、如葉子○○○要重帖之、註長一尺四寸、不載云、

〔空華日工集〕元弘二年壬申、一日於家藏襍書中、探得臨濟錄一冊、喜而讀之、宛如宿習、父母怪之、以爲天授、又就別處、集置珍玩種々者、洎諸經書、令師堂○義取之、師乃於中、擇取玉篇廣韵爛壞者、自褫裝而祕之、人咸作奇異之想、

○

旋風葉

〔好古小錄下雜考〕囊草子ハ旋風葉ナリ、讀書敏求記云、雲烟過眼錄、隆慶三年秋八月周日東、從至正二十年夏頣手抄本、重書一過、字畫端楷、且與居士錢叔寶諸公友善、共相摸寫、洵一名士也、錄云、焦達卿有吳彩鸞○略註書、切韻一卷、其書一先爲二十三先、二十四仙、相傳彩鸞所書韵、散落人間者甚多、余從延陵季氏、曾覯其眞蹟、一先仍作一先、與達卿所藏者異、逐葉翻看、展轉至末、仍合爲一卷、又引張邦基墨莊漫錄云、旋風葉者卽此、眞曠代奇寶、因悟古人玉燊金題之義、唐六典所以有熟紙裝潢匠之別也、

粘葉

自北宋刊本書行世、而裝潢之技絶矣、余幸遇此韵、得觀唐時卷帙舊觀、今季氏零替、此卷歸之不知何人、世無有賞鑒其裝潢者、惜哉、囊葉子名、古書ニミエテ其存スルモノ所謂逐葉翻看、展轉至末、仍合爲一卷者也、又囊草子、綠及紙縷(コヨリ)ヲ以トヅルコトアリ、

〔耽奇漫錄 七〕袋冊子○圖略

ふくろざうしは、折本の尾を表へ折かへし、端にてつぎ合するなり、ひろげればわなとなるゆへに此名あり、漢名旋風葉と云、委しきことは別に考あり、

〔好古小錄 下雜考〕淸輔袋草子、先輩ノ説ニ、袋ニ秘シタル草子故ニ名クルト云ハ非ナリ、囊葉子ニ書タル故ニ、袋草子ト名ヅクル者也、

〔好古小錄 下雜考〕粘(テツ)葉(テウ)ハ胡蝶裝也、按通雅云、粘葉謂蝴蝶裝、王原叔云、書冊粘葉爲上、縫繢歳久斷絶、張子賢言、宋宣獻令家錄作粘法、予舊見三館書黃木白本、皆粘葉、上下欄界、出于紙葉、孫莘老錢穆父亦如此、孟奇言秘閣宋板書如試錄、謂之蝴蝶裝、王古心筆錄、有老僧永光定藏經接縫、用楮汁飛麪白芨糊、則堅如膠漆、造澄心紙、亦用芨糊漬治者裝潢也、下略疑曜云、今秘閣中所藏、宋板諸書、皆如今制、口會進呈試錄、謂之蝴蝶裝、其糊經數百年不脫落、不知其糊法何似、偶閲王古心筆錄、有老僧永光、相逢古心、問僧前代藏經、接縫如線、日久不脫何也、光云、古法用楮樹汁飛麪白芨、末三物調和如糊、以之粘紙、永不脫落、堅如膠漆、宋世裝書、豈卽此法耶、今古粘葉、接縫線ノ如キ者希ニ存ス、二三百年來者、縫繢一分、廣ハ二分許ニ及ビ、加ルニ糊法佳ナラズ、魚食ノ憂アリ、

〔經籍訪古志補遺〕秘傳眼科龍木總論十卷應永廿七年書鈔粘葉本　濟壽館藏

按此本爲狩谷望之舊藏冊、不釐釘、紙心粘裝、宋人所謂蝴蝶裝也、

〔橘窻自語 上〕享保十三戊申年八月、御齋意齋を以、上代万葉集、梅小路殿より靈元法皇被奉備叡覽候處、上代之古筆、希有の筆跡、公卿共見置よと有て綸旨御感之餘り右之內三冊、禁庭へ被留置、○中略

車草子

略此万葉集、打曇紙の粘葉本にて、行成公任已下時代の人の寄合書なるを、道伴の極はあらぬ事をいひし也、○下略

〔梅窻筆記 下〕河海抄ニ、日本見在書目六、藤原佐世撰トアリ、書目ハ世ニ全篇ノナカリシモノトオモヒシガ、大和室生寺ノ印アル古本粘葉一冊、書肆ガ買得セシヲミルニ、五六百年前ノ古本、○下略

〔經籍訪古志 四〕魏武帝註孫子三卷 天正八年鈔本容安書院藏

此冊爲胡蝶裝、用鳥子紙、表裏倶書、毎半葉九行、行十七字、界長八寸、幅六寸強、

〔經籍訪古志 五〕悉曇字記一卷 宋槧本 寶素堂藏

山陰沙門智廣撰、此書近刻、宋字寫成、此本板式字樣雅古、裝爲粘葉、審是四百許年前鋟本、

〔調度口傳〕調度目錄口傳

綴様

一折ノ事ハ子細無、是車草紙ト云テ、表紙ヲ包タル様ニシタルアリ、又小口付トテ、粘ニテ付タルモアリ、外題ハ中ニ張ベシ、

〔右筆用心抄〕一手習雙紙之事

或車草紙、或角紙、若香砂竹等以下可用意之、彼車草子、或角紙者、有別口傳、可令面受云、

〔好古日錄 末〕料紙　車雙紙

任仰旨粗注進之、○中略　手習初心之時、以車雙紙爲第一也、○中略　十月四日　行能

行能卿眞蹟復書草藁一通、行草書、紙縱四寸五分、横七寸六分、或人ノ所藏ニシテ、乙卯春日、一友人ノ家ニシテ熟覽ス、○中略　車雙紙ハ倣テナラヒザウシ紙ナリ、其製今猶存ス、

附帖

帖ハチツト音讀ス、又デストモ云ヒテ、帖簀ノ字ヲ用キルハ、其製作ニ従フナリ、卷子ヲ裏ム

名稱

所以ニシテ即チ書衣ナリ、其竹ヲ以テ編成セルヲ竹帙ト云ヒ、錦綾ニテ裝飾セルヲ綵帙ト云フ、又戸籍田籍ニハ、特ニ小町筵ニ黃帛ヲ縁トセルコト京職式ニ見エタリ、冊子ニ用キル所ハ其形大ニ異ナレド、亦錦綾ニテ作ルモノアリ、

〔倭名類聚抄 十三 文書具〕帙　四聲字苑云、帙、直質反、字亦作袠、所以裹書也、兼名苑云、一名書衣、

〔箋註倭名類聚抄 五 文書具〕帙（說文、帙或从衣、）

〔通雅 三十二 器用〕負袠、袠猶帙也、或謂之沓、黃長睿以爲書攬、升菴以爲緗、隋志曰、光武篤好文雅、明章繼軌、四方鴻生鉅儒、負袠自遠而至、華佗別傳、佗以線爲書袠、楊厚傳、祖春卿命子統曰、吾綈袠中有秘記、晉中興書曰、傳玄盛書、有靑縑袠、布袠、絹袠、梁昭明有詠書帙詩、六書故以爲旒犨袠、又作帙、卽一字、直一切、隋正御書、皆裝翦華綺、唐四庫、皆有軸帶帙籤、袠猶幐也、書衣也、今世謂之套殼、東觀餘論、楊凝式、賽過珊瑚樹一帖、寫洛中僧房書攬上、卽書襌也、避暑錄話、晏元獻不棄一紙、千百爲沓、諸皐記、筆鞜卽筆套也、宋志、金輅有金鍍銅套筒、始見于此、可知今曰套古曰沓、一聲轉耳、凡夫謂韜大長谷也、俗誤以大長二字合爲套、升菴引元積、從騎愛奴絲布衫、臂鷹小兒雲錦韜、群臣利己安僭差、天子臨軒空惆悼、又徐幹七喩、縣明珠于長韜、亦音套、智按大射設唆朱極三、鄭玄注韜、指也、而詩童子佩韘注、玄又云、韘之言沓、所以𢮦沓手指、此知沓聲近套、或借用緗、升菴未考及此、故著之、阮氏七錄、以五卷爲一帙、其制見此、

〔類聚名義抄 六 巾〕帙（除栗反、書衣、ツヽム、亦袠大下）

〔伊呂波字類抄 知 雜物〕帙（チツ）（亦作袠、書帙也、知字、）

〔書言字考節用集 七 器財〕帙（チツ）（說文、書衣也、出不知）帙（フマキ）（出文卷）文被（ブンピ）（文卷、衣全）

〔朱氏談綺 下 器用〕褾帙（チツ）（俗ニ書套ト云）

〔類聚名物考 調度 三〕帙、ちつ、又云ちす、竹帙　書卷、ふまき、

帙、和名ふまきといふは、書卷の意也、書のそこねもめぬために、是にて卷おく也、今唐本または本朝にても厚紙にて作るは略也、もとは細き竹の簀也、御簀のやうにあみて、裏に絹錦等を付て緒を付たる物なり、坂本の來迎院に古代の竹簀あり、また北野の御緣起、新調をつゝまれし帙は、近代の御寄附の物にて、裏は錦に同緒付て、金物にてとめたる物也、尤大和錦なり、その製樣式は別に作りて置ぬ、是古代の文卷なり、ぢすといふは竹簀(ちくす)の略語也、後に南嶺遺稿を見れば、めづらしげに此事を出せり、うたがふべくもなき事也、それは針金にてあみしは、土中へうづむ瘞經故の事也、つねは糸にてあむ也、

〔權記〕長保四年八月一日甲子、故彈正宮御法事、於法興院被行御經事、(縹紙、銀字、帙○簀、經箕、花足等、)

〔源氏物語〕(十賢木)十二月十よ日ばかり、中宮の御八講なり、いみじうたうとし、日々に供養せさせ給、御經よりはじめ、玉の軸、らのへうし、ぢすのかざりも、よになきさまにとゝのへさせたまへり、

〔河海抄〕(五賢木)中宮の御はかう、たまのぢく、へうし、ひも、ぢすのかざり、

玉軸　表紙　紐　帙簀(文卷也)

帙簀とは、卷物のたけなる、すのおもてに錦をゝして、へりをさして、くみの緒をつけたる也、經にかぎらず、書籍等をも納物也、

〔藻鹽草〕(十七人事雜物并調度)ぢすのかざり(帙簀、卷物の上をつゝむ物也、竹をわりてあみたる物也、又云、經をつゝむ物と云々、源氏、)

〔倭訓栞〕(前編十五)ぢす　源氏にみゆ、帙簀の義、物の本など包むもの也、竹にて編て、錦などの緣をとり、或は金襴などを裏にし、緒を用ゐたる也といへり、一說に帙子なるべしといへり、

〔安齋隨筆〕(前編五)一帙簀　貞丈云、帙子と帙簀と異也、二ツともに書を包むもの也、漢土より來る書のちすは、紙を厚くのりして重ねて心にしたるもの也、表も紙あるひは羅絹などを用る也、此方の帙簀は、簾を心にして表を錦綾にて包む也、

卷子帙

〔好古小錄雜考下〕群碎錄云、書曰帙者、古人書卷、外必有帙藏之、如今裹袱之類、白樂天嘗以文集留廬山草堂、屢亡逸、宋眞宗令崇文院寫校、包以斑竹帙送寺、余嘗于項子京家見王右丞書畫一卷、外以斑竹帙裹之、云是宋物、帙如細簾、其內襲以薄繒、觀帙字巾旁可想也、按香祖筆記引之、艸堂作東林寺、項子京家作秀水項氏、此間數百年外ノ竹帙存スル者アリ、俗ニ帙簀ト云、內襲或ハ錦繡或綾纐ヲ用ユ、美麗眼ヲヨロコバシム、古昔佛經ヲ尊ビ、數千卷トイヘドモ、皆竹帙ヲ用テ此ヲ藏ム、又竹帙皆牙籤ヲ用ユ、今存スル者少シ、東寺校倉中ニ希ニ存スル者アリ、

〔續修東大寺正倉院文書四十五〕謹啓

請　高僧傳一部反　　續高僧傳卅卷各竹綵帙在

梁攝論疏抄一部四卷元曉師述書詳師書類　　高僧傳略集二卷書詳師書類

右暫爲勘文、付沙彌拾珍所請如前、乞垂芳恩暫加□如此謹啓、

天平勝寶五年三月六日　　僧智憬

謹上　吳原尊從者等中

知吳原　上馬養

〔續修東大寺正倉院文書十六〕圖書寮移　造東大寺司

藥師經玖拾卷〇中略　綵帙玖拾枚、緋裹、錦緣、紫帶、納明櫃一合、

右件經依板野命婦宣奉請、故移、

天平勝寶六年十二月十三日　從七位上行少屬土師宿禰國勝

〔續修東大寺正倉院文書四十四〕政所符　經所

彩帙貳拾枚

右爲用中宮御願花嚴經之帙充經所如件、故符、

判官上毛野君眞人

七月十七日付奥原生人

〔東大寺正倉成卷之餘〕造東大寺司　牒興福寺三綱務所

合經貳佰參拾卷

帙貳拾壹枚

十九枚綵帙

十七枚、纈、（之中、十二枚、緋綾裏、錦緣、組帶、五枚、緋纐裏、錦緣、紫帶、）

二枚、纈、（並緋纐裏、錦緣、紫帶、）

二枚絁供、（並黄纐裏、錦緣、一枚組帶、一枚錦帶、）○中略

天平勝寶七歲四月廿一日　奥原生人

〔東大寺正倉成卷之餘本書紙背翻用雜書〕政所符　寫經所領等

絁帙參佰伍拾漆枚

二百五十五枚、錦緣、（二百廿三枚、紫緒、卅二枚、綵組緒、）並緋裏、

一百二枚、紫緣、緋裏、紫緒、

右奉寫間雜經帙、充造如件、

主典阿刀連酒主

散位八多眞人菱麿

天平勝寶八歲九月一日付上馬甘

〔續修東大寺正倉院文書三十二〕造佛所作物帳斷簡（年紀不詳、按成卷文書四十五卷所收、天平六年造佛所作物帳中卷斷簡、恐與此同物也、）

竹帙卅枚○中略

竹帙肆拾枚

〔令義解 二戸〕凡戸籍六年一造、○中略所須紙筆等調度、(謂紙軸帙帶之類、卽食料者用官物給、其計帳亦出紙筆等調度也、)皆出當戸、

〔延喜式 四十二左右京〕戸籍帙料、小町席、黃帛、黃絲、洗鹿革、○下略

〔延喜式 四十二左右京〕田籍造三通、其帙料、小町席二枚、縁料黃帛三丈八尺、黃絲一兩三分半、○中略縫帙女五人、功食並以舊錢充、

〔兵範記〕仁平三年十月六日辛酉、高陽院御祈、於春日御社被奉供養轉讀大般若經一部、

御經黃紙　香表紙、在帙簀、

〔北野藝草 圖書 一〕緣起表補之記

帙簀のかざり、竹を黃にそめ、松唐草を青紅の絲にて縫に編つけ、簀の面、紅の綾(小葵、御文の切なり、)ををし、へりさして、紅たんの組緒に、白かねの蝶がたつけ、三卷の卷物をこれにつゝみ、梅の折枝(花は貝、枝ははかなり、)れにつけて、柳筥に盛なり、

右之帙簀

御厨子所預正五位下若狹守宗直細工之調進也

時寛延三年三月廿四日　正四位下若狹守刺史源朝臣泰長爲後鑑誌之

○按ズルニ、本書帙簀ノ圖ヲ載セテ、長サ二尺五寸、幅一尺三寸四分、紐巾三分餘、長サ四尺七寸五分餘トアリ、

〔秋齋隨筆 上〕帙簀の事

書籍を包むものをちすと云、文卷(ふみまき)なり、古來のは竹を隨分ほそく丸く削りて編たるものなり、源氏物語にも竹のちすとあり、(榊の卷に、ぢすの飾と有、)それにてくるりと卷て置くものなり、その拵へやう畢に見ざりし所に、十六七年以前に、攝州川邊郡中山寺の西に淸澄寺といふてら、俗に荒神山とい

ふ、○中略その清澄寺の脇に井を掘るとて、一ッの銀の箱を掘出したり、四角にして餘程大なる宮なりしが、中に法華經八卷に、開卷と結卷といふものを加へ十卷あり、此十卷が入て有しぞ、その裏に入道前太政大臣平朝臣清盛書と奥書あり、此卷を竹のやうに金の針金にて編たる帙簀に入てあり、裏には絹を張たるていなれども朽て見えざるなり、源氏に竹の帙簀といふものこれなり、

〔遊京漫錄上〕池田人山川正宣がもたる竹帙を見てそれが宮のうらに書き付けたる辭并長歌

此の帙は、奈良の東大寺なる油藏といふに有りしを、近き世に油藏はそこなはれはてしかば、藏のうちなるふみども、ほかにをさめかへらるゝをり、これかれちりぼひ有りて、此の竹帙もある都人のもとにつたはりぬ、かの藏の跡は今礎のみ殘りにき、さるをゆゑよしありて山川ぬしのあがなひ得て、いとむかしみめでらるゝをふるもののあつかひこのむおのれ、おなじ心によろこぼひたゝへてよめる長歌、

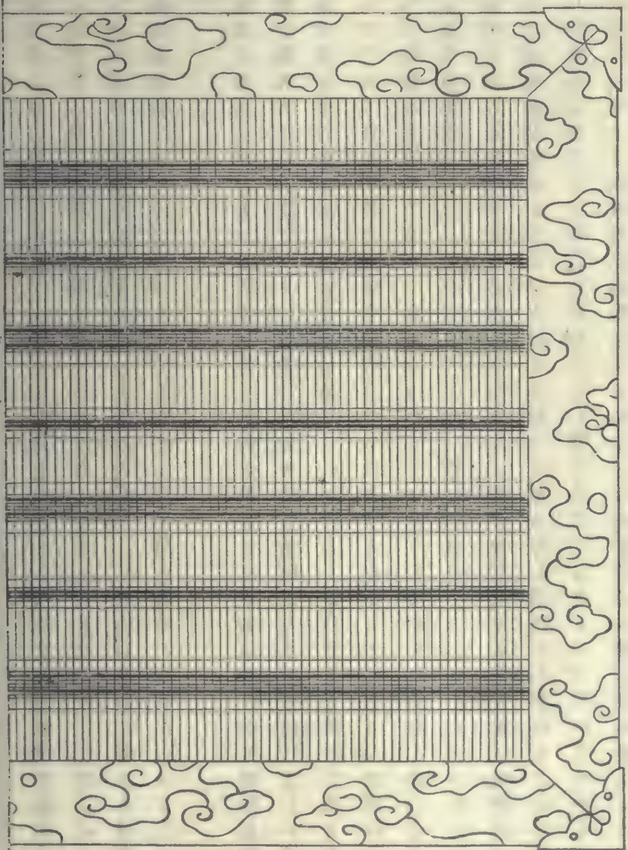
あなめでたこもの竹簀は、たが世にか、あみてつくりて、萬とせ千とせの世々を、ふる寺の、たからのふみら、まきつゝみ、ひめおかしけん、かぎり有りて、をさめし藏は、くちぬれど、これの竹簀は此のぬしのふることこのむ、眞心に、あなぐらし得て、あたひなき、そこつたからと、かしづきて、ひめおかしけり、今よりの、五百世の後も、かくしつゝ、くちずそこねず、つたはらん、ことのともしさ、こともあげして、あれもめでたふ、これの竹簀を、

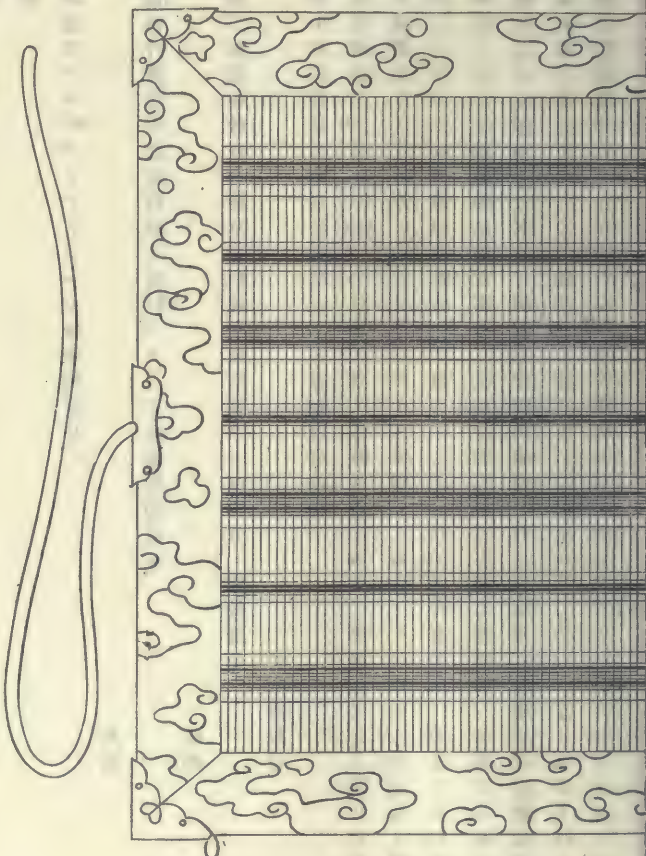
〔道の幸〕十一月○寛政四年十二日、○中略けふは壇王法林寺へゆく、美福門院のかゝせ給へる、紺紙金銀泥の諸經集懺儀二卷、ぢすに入たるあり、御筆のめでたさはさることにて、ぢすのめづらかなる、たとへんかたなし、簀は黒き御簾のごとく、うらは大和にしきにて、それを表にかへしくゝみて緣とし、簀をあみたる糸は、さまざまの色にてあやどり、角に蝶の金具あり、さて啄木の組もてゆ

〔好古小錄下〕竹帙一故舊所圖

長一尺五分　廣一尺三寸

襲緋綾





册子帙

ひて、前の端に牙籤かけし緒付て、牙籤はいづちいにけんみえず、

〔和漢名數〕聖堂品々獻上目錄

三大全　　甲府

四書大全

五經大全　　唐本

性理大全

帙、純子大紋裏白アヤ、〇中略ジツノコハゼ金彫物唐草、

廿一史　　尾州

帙、純子萌黄牡丹唐草中紋、裏白羽二重、〇中略コハゼ赤銅、彫物唐草、

十三經註疏　　紀州

白紙本、帙、純子萌黄中紋牡丹唐草、裏白練、表紙唐紙、コハゼ四分一、彫物唐草、

通鑑司馬公　　松平讃岐守

帙、純子唐茶中紋雲龍、裏白練、表紙唐紙、コハゼ赤銅、唐草彫物、

〔有德院殿御實紀附錄十四〕其年〇享保六年十月廿八日、千住驛の邊の御狩に、島根村といふ所に吉田順庵といへる村醫ありて、そが家に童子どもあつまり手習してゐたりしが、わたらせ玉ふと聞て、みなにはかににげかくれ、手習の草紙机など引ちらして有しかば、何を手本にかきてあたゆるにやとて御覽じければ、御鷹場法度證文なり、公法を童に志らしむる事奇特なる事なり、村々へもよく申聞せよとの仰ありき、次の日伊奈半左衞門忠達を召て、彼順庵に白銀十枚を賜はり、さて六諭衍義大意一部を下され、この後は村の子どもにこれをかきてあたへよと仰下されしとなり、その書の帙表紙までも、うるはしくなして賜はりしとぞ、

造帙工

〔令集解 三 職員〕圖書寮 大同三年十二月十五日官符云、停止并減定諸司才長上事、圖書寮(中略)造筆長上、造帙長上、右並停止、以前被右大臣宣偁、奉勅、件司等長上數、停止並減定如件、永爲恒例、

造帙功程

〔延喜式 二十八 隼人〕凡造竹綾刺帙、長功十八日一張、長二尺、闊一尺五分、作竹様線成帙、中功廿一日一張、短功廿五日一張、

古事類苑

文學部四十一

算術

古事類苑

文學部四十一

算術

算術ハ、汎ク計數ニ係レル諸術ヲ云ヒテ、角術、測量等、皆之ニ屬セリ、此術ハ上古ニ起リシモノナレドモ、大寶ノ制ニ至リテハ、唐ノ法ニ依リ算博士ヲ置キテ、算生ヲ敎ヘシメ、其敎科書ニハ、九章、六章等ヲ用ヰ、內外會計ノ官吏モ、試驗ヲ經テ擧用セシカバ、巧者輩出セリ、然レドモ此ヨリ後ニハ、漸ク衰頽ニ趨キ、終ニハ是ヲ以テ卜筮ノ用ニ供シ、賣卜者ヲ稱シテ算置ナド云フニ至レリ、然ルニ德川氏ノ初ニハ、毛利重能、吉田光由等、相踵デ出デ、種々ノ算書ヲ世ニ公ニセシヨリ、斯術漸ク開ケ、延寶天和ノ際ニ及ビテ、關孝和、點竄術ヲ發明シ、機運大ニ進ミシカバ、名人各地ニ起リ、流派ヲ立ツル者多ク、從テ新著ノ梓ニ上ルモノ少カラズ、其後西洋ノ筆算モ亦傳來シ、安政年間、幕府ニテ開成學校ヲ開キ、校中ニ數學局ヲ設ケテ、專ラ之ヲ敎授スルニ當リテハ、諸藩ノ學校ニテモ、往々之ガ爲ニ敎授所ヲ設ケタリ、事ハ藩學篇ニ詳ナリ、

算術ヲ行フニ、古クハ算木ヲ用ヰシガ、珠算ヲ支那ヨリ傳ヘシニ至リ、專ラ此ニ依レリ、珠算ハ彼地ニ在リテハ、元朝ノ比、既ニ行ハレシガ如クナレドモ、我國ニ傳ハリシ時代ヲ詳ニセズ、然レドモ足利氏ノ末ニ在リシコトハ、慶長前後ノ算書字書等ニ、其名稱用法等ノ見エタルニ由リテ明ナリトス、

名稱

測量術ハ、古ヨリ之アリシト雖モ、西洋ノ法ヲ傳ヘシニ至リ、其法特ニ精微ノ域ニ達セリ、而シテ其天文律曆ニ關スルモノヽ如キ、最モ然リト爲ス、事ハ方技部天文篇、曆篇ニ詳ナリ、

〔倭名類聚抄〕十三 文書具 筭 說文云、筭、蘇貫反、俗云、殘、長六寸、以計曆數、

〔箋註倭名類聚抄〕五 文書具 昌平本殘作三、後俗呼筭木、原書竹部、無以字、也作者、廣本無也字、按說文又云、从竹从弄、言常弄乃不誤也、又有算字云、數也、从竹从具、讀若筭、是算數字从具、二字不同、後皆用筭字、算字遂廢矣、漢書律歷志云、其筭法用竹、徑一分、長六寸、二百七十一枚、而成六觚、爲一握、

〔類聚名義抄〕八竹 筭　筭 或正 カズ　カゾフ

〔易林本節用集〕左 言辭 筭術サンジユツ　筭道ダウ　筭用ヨウ

〔運步色葉集〕佐 筭用　筭勘

〔實隆公記〕明應五年十一月十日癸丑、石原庄年貢到來筭用之事、聊有加問答之旨、

〔段注說文解字〕五上 竹 筭 長六寸、所以計歷數者、略 ○註 从竹弄、言常弄乃不誤也、

算 數也、（中略）筭爲算之器、算爲筭之用、二字音同、而義別、 从竹具、略 ○註 讀若筭、

〔廣韻〕去聲 二十九換 筭 計也、數也、（中略） 竿 竹器

〔玉篇〕中 竹 筭 蘇亂切、計筭也、數也、 竿 同上、亦竹器、 算 桑管切、數也、擇也、

〔干祿字書〕去聲 竿、筭、筭、並上俗、下正、○筭、說郛本作算、

〔五經文字〕中 竹 筭 相亂反、作竿訛、 算 先卵反、從昇、見禮經、

〔籌算式〕一數學ニ、算ト勘トノ二ツアリ、假令ヘバ、十ノ物ヲ二人ニ等シク與フルニ、一人ニ五ツ宛ナリ、是ハ十ノ物ヲ二ヲ以テ割レバ知ル也、其十ノ物ハ、二ニテ割レバ知ルト云ハ勘也、扨二ヲ以テ割ルハ算也、此二ツヲ辨ヘ知ルベシ、勘有テ算ヲ不知ハ、物無フシテ人ニ與ヘントスルガ如シ、算ヲ知テ勘ナキハ、物有トイヘドモ與フルコトヲ不知ガ如シ、故ニ算勘ハ不相離ト知ルベキナ

り、

職名

筭道

〔鶴岡放生會職人歌合〕二番　右

かくつらき數のみおほくつもりなばをきּ所なき物やおもはん

判云、○中略戀は右の歌、九々といふより、億兆のうへにもいくくらの數か侍らん、をき所なきや、その道の事、たへぬ樣になされ侍らん、

〔拾芥抄〕中本官位 筭博士二人筭學博士、書學博士、

〔撮壤集〕下官位 算博士算儒

〔書言字考節用集〕四人倫 算博士、算勘者、又云算者 算師サンシ

〔令義解〕一職員 大學寮

筭博士二人掌教筭術

〔令義解〕三學 凡博士助敎、皆取明經堪爲師者、○中略註書筭亦取業術優長者、謂於書曰業、於筭曰術、

〔官職秘抄〕下 筭博士

兩人之中、五位史必兼之、凡此職、中古以後、以小槻三善氏等任之、大外記兼任例、爲長六位外記兼任例、三善雅仲六位史兼任例、小槻忠臣

〔職原抄〕上 大學寮

算博士二人、相當從七位上、唐名算學博士、算道之極官也、算道者、三善氏傳之、仍一人者、必用其家儒也、今一人小槻氏任之、善家、習算術也、小槻氏、爲諸國調賦算勘、居其職云々、

〔唐六典〕二十一國子監 筭學博士二人、從九品下、

小學是則職在太史、義和掌之、魏晉已來、多在史官、不列於國學、隋置筭學博士一人、從九品下、皇朝增置二人、

筭學博士掌教文武官八品已下及庶人子之爲生者、二分其經以爲之業、習九章、海島、孫子、五曹張丘建、夏侯陽、周髀十有五人、習綴術緝古十有五人、其記遺三等數亦兼習之、孫子、五曹共限一年業成、九章、海島共三年、張丘建、夏侯陽各一年、周髀、五經筭共一年、綴術四年、緝古一年、其束脩之禮、督課試擧、如三館博士之法、

〔類聚三代格五〕太政官符

應加增筭博士位階事

右得主稅頭從五位上〇上一本作下兼行筭博士家原宿禰氏主等解狀偁、謹按令條、音書筭三道博士、並置從七位上官、去神龜五年、初置律學、爲正七位下官、其職田、明法四町、音書筭各三町、因玆去仁壽元年五月十七日、准明法加筭博士職田、總爲四町、至于位階、未有加進、望請准明法博士加增位階、列明法次、謹請官裁者、從三位守大納言兼左近衞大將行陸奥出羽按察使藤原朝臣基經宣、奉勅依請、

貞觀十三年十二月廿七日

〔朝野群載十二位記例狀〕筭

精心投筭、凝想立基、輕重斯分、忽微莫失、宜授榮爵以光朝章、

〔類聚三代格十五〕太政官符

應定博士職田事

合博士廿人、應給職田七十三町、〇中略

筭博士職田三町

河内國一町 讃良郡

山背國一町 久世郡蝕元位田

右今改置筭博士職田、

近江國一町坂田郡

右圖籍、注ニ右大臣職田、今改置ニ筭博士職田一、

筭博士職田三町

攝津國一町元河邊郡位田

右今改ニ置筭博士職田一、

山背國一町元綴喜郡位田、

近江國一町元神崎郡位田

右今改ニ置筭博士職田一、○中略

延暦十年二月十八日

〔延喜式民部二十二〕凡文章博士職田五町、筭博士四町、

〔令義解職一員〕大學寮

筭生卅人掌ニ習二筭術一

〔令集解職三員〕大學寮

得。業。生。十人明經生四人、文章生二人、明法生二人、筭。生。二。人。、並取ニ生内人、性識聰慧、藝業優長者一、賜ニ夏人別絁一疋、布一端、冬絁二疋、綿四屯、布二端、食料米日二升、堅魚海藻雜魚、各二兩、鹽二

勺天平廿一年六月八日格云、明法生元十人、廿人令ㇾ定、筭。生。元卅人、廿人令ㇾ定、

○按ズルニ、本文天平廿一年六月八日格トアル天平ハ、令集解卷十七、明經出身ノ條下ニ載セタル、天平廿一年六月八日ノ太政官奏ト同日ノ事ニテ、其事亦相類セリ、恐クハ倶ニ延暦ノ誤ナラン、令集解卷十七ニ引ケル官奏ノ中ニハ、延暦十三年十月十一日ノ格ヲ引キ、又文章博士從五位下賀陽朝臣豐蔵ノ事アリ、此人ハ、日本後紀、延暦十六年二月乙丑ノ條下ニ、兼學士トアリ、且日本紀略延暦二十一年六月壬寅ノ條下ニ、是月勅トアリテ、此官奏ノ事ヲ擧ゲ、令抄卷下ニモ、延暦廿一年六月格トアリ

テ、亦此事ヲ載セタリ、因テ令集解卷十七ナル官奏ハ天平ノ誤タルハ疑ヲ容レザル事ニテ、從テ本文ノ天平モ延暦ナランカト思ハルヽナリ、

〔續修東大寺正倉院文書　一〕勅、朕覽卿等所請鴻業良峻、祗畏允深〇中略其大學生〇中略筭生〇中略年廿五已上叙位一階、

天平寶字二年八月一日

〔類聚符宣抄　九〕筭得業生大藏師傳等解申請官裁事

請被因准先例以主計權少屬凡河內良尙下召博士宣旨遂課試狀

右師傳等、去天慶二年、被補得業生、研精之勞、七年于玆、應課試官符、今月廿三日被下式部省、謹案內、道博士一員、去年七月闕、然則博士不備、難候試場、望請官裁、同道成業之者、以主計權少屬凡河內良尙、被下召博士宣旨、將遂課試、仍錄事狀、謹解、

天慶八年二月廿七日　　筭得業生秦忠重

筭得業生大藏師傳

〔類聚符宣抄　一〕左辨官下賀茂別雷社司

應催加守護社修造雜舍等事〇中略

右中納言源朝臣伊陟宣、奉勅、當社雜舍等、去永祚元年八月十三日、大風之後、從五位下藤原朝臣貞順蒙宣旨、新以修造、〇中略而社司去年九月廿六日解狀偁、御殿玉垣幷雜舍等、爲同月廿六日大風、或顚倒、或大破者、撿錄損色之後、筭准得業生川瀨致光、亦蒙宣旨修造又了、〇中略

正曆五年五月廿三日　　少史安茂忠奉

〔諸藩學政〕熊本時習館學制

分職〇中略

筭學師

天文曆學師一人

〔日本敎育史資料三舊弘前藩〕學校稽古館

數學學士貳敎職掌　數學學士之職掌、明九章歸除之術、而敎授子弟、○中略凡子弟十五歲以上、升算學堂、而修算術、其始學算者、敎之九々合數、使其暗誦、而後歸除術、察其研究、敎之以平立諸乘方天元演段等之術、日以巳牌、與貳敎更入算學堂、正學生之算術、其課業之日、與貳敎敎授學生、每月中旬、與數學貳敎屬諸生、而試算術、爲之殿最、國師典成、試學生之算術、則臨之、若數學貳敎有闕、則論其官才而告于典成、歲終則考學生之勤怠、論其俊秀、以告于典成、數學貳敎、掌贊數學學士敎子弟、審九章歸除平立天元點竄演段等之諸術、正學生之算術、日以巳牌、更升算學堂、視學生之算術、戒其怠隋、算術課業之日、二人俱入、而正學生之算術、每月上旬、試學生之算術國師歲試算術、典成、春秋試算術、則贊數學學士執事、

〔日本敎育史資料三舊彥根藩〕學校稽古館

職名俸祿　算術、無定員、諸士、若シクハ步行ノ其業ニ達スル者ヲ以テ、用掛リトス、算盤或ハ算木ヲ以テ之ヲ敎授ス、

寬政十一年八月四日、創設ノ時左ノ如シ、

河西庄右衞門　平山藤九郎

右各算術被相嗜候趣、達御聽候、依之稽古館ヘ被罷出、算術被相學候面々候ハヾ、可被致世話候、尤庄右衞門儀ハ、居合師範之事ニ候間、右透々ニ罷出、算術世話ヲモ可被致候、此段被仰出候、

〔官職秘抄下〕筭

同寮、○大學幷木工修理等、筭師、

以當道學任之、或本司奏、醫等、始把笏焉、

〔續日本紀 八 元正〕養老三年六月丙子、令神祇官宮主、○中略 造宮省、主計寮、主稅寮筭師、○中略 左右馬寮馬

〔延喜式 二十六 主稅〕凡太宰府處分公廨、○中略 筭師主船主厨一分半、

〔萬葉集 五 雜歌〕梅花歌三十二首幷序 ○中略

波流能努爾、奈久夜汙隅比須、奈都氣牟得、和何弊能曾能爾、汙米何波奈佐久、筭師志氏大道

〔倭名類聚抄 一 山谷類〕杣 ○中略 功程式者、修理筭師山田福吉等、弘仁十四年所撰上也、

〔類聚符宣抄 七〕太政官符參河國司 内印

八名郡主張外從八位上若筭部首統忠 外少初位下參河吉種考解替

右去年二月十三日補任如件、國宜承知依例任用、符到奉行、

辨 史

永延二年七月廿三日

〔類聚符宣抄 七〕補官掌事

右官掌筭部保理

右轉補左官掌尾張利茂死闕替、○中略

右補右官掌筭部保理轉左替、○中略

宗我部秋時

參議左大辨源朝臣道方傳宣、左大臣宣、官掌等宜依件補任之者、

長和四年十一月十三日 左大史但波朝臣奉

〔類聚符宣抄 七〕太宰帥傔仗隨身事

太政官符式部省

應給傔仗捌人事〔○中略〕

正六位上筭部朝臣元信〔○中略〕

右得正三位行中納言兼太宰帥平朝臣惟仲去二月廿九日奏狀偁、依例所請如件者、左大臣宣、奉勅依請者、省宜承知依宣行之、符到奉行、

右大辨藤原朝臣　左大史小槻宿禰

長保三年五月廿九日

〔日本書紀二十五孝德〕大化二年正月甲子朔、賀正禮畢、卽宣改新之詔曰、〔○中略〕凡郡以四十里爲大郡、〔○中略〕其郡司、並取國造性識清廉、堪時務者、爲大領小領、强幹聰敏、工書筭者、爲主政主帳、

〔延喜式十九式部〕試補諸司史生、

諸司番上、有讀律令格式、維城典訓、幷工書筭者、省召其身試之、〔○中略〕其試書筭者、寫書乘除訖、監試之官、具錄其狀、連署爲記、隨才擢用諸司史生、

〔今昔物語二十八〕伊豆守小野五友目代語第廿七

今昔小野ノ五友ト云フ者有ケリ、外記ノ巡ニテ伊豆ノ守ニ成タリケリ、其レガ伊豆ノ守ニテ國ニ有ケル間、目代ノ無カリケレバ、東西ニ目代ニ可仕キ者ヤ有ルト求サセケルニ、人有テ云ク、駿河ノ國ニナム才賢ク辨ヘ有テ、手ナド吉ク書ク者ハ有ト告ケレバ、守此レヲ聞テ、糸吉キ事ナヽリト云テ、態ト使ヲ遣テ迎ヘ將來タリケリ、守見レバ年六十許ノ男ノ大キニ太リテ宿德氣也、打咲タル氣モ無クテ、氣惡氣ナル顏シタレバ、守此レヲ見ルニ、先ヅ心ハ不知ズ、見目ハ吉キ目代形ナメリ、人物云ヒ憾氣ナル氣色シタリト思テ、手ハ何カ書クトテ書セテ見レバ、手ノ書樣微妙クハ无ケレドモ、筆輕クテ目代手ノ程ニテ有リ、辨ヘハ何カ有ラムト思テ擾亂シタル事ノ沙汰文

算書

ヲ取テ、此ノ物何ラカ入タルト沙汰セヨト云ヘバ、此ノ男文ヲ取テ引披テ打見テ、算取出シテ糸輙ク打置テ、程モ无ク何ラナム候ケルト云ヘバ、守心ハ不知ズ、先ヅ辨ヘハ極キ者也ケリト喜ビ思テ、其ノ後國ノ目代トシテ、万ノ事ヲ知セテ引付テ仕ケル（ニ）略〇下

〔令義解三學〕凡算經、孫子、五曹、九章、海島、六章、綴術、三開重差、周髀、九司、各爲一經、學生分經習業、

〔令義解三學〕凡書學生以寫書上中以上者聽貢、略〇註 其算學生、辨明術理、然後爲通、試九章三條海島周髀五曹九司孫子三開重差各一條、試九、全通爲甲、通六爲乙、若落九章者、雖通六、猶爲不第、其試綴術六章者、准前、綴術六條、六章三條、（謂、若以九章與綴術、及六章與海島等六經上、願受試者、亦同合聽也、）試九、全通爲甲、通六爲乙、若落經者、（謂六章、總不通者也、）雖通六、猶爲不第、其得第者敘法、一准明法之例、

〔令集解十五學〕凡算經、略〇中 學生分經習業、（古記云、天平三年依式部解、官議曰、案學令、凡算經、孫子以下九司以上、各爲一經、其學生、辨明術理、然後爲通、試九章、六章、綴術、各三條、餘經各一條、試九通六以上爲第、若落九章者、雖通六、猶爲不第者、令殺及第之科、例立叙位之法、但學如鱗角、惜時制宜、成若牛毛、理須簡品、其周髀者、論天地之運轉、推日月之盈虧、曆涉陰陽、義關儒說、比諸餘術、雖爲殊懸、一概詮衡、理未允愜、頃者諸國貢擧算生、偏習餘經、苟規及第、无登國之大器、有容身之少才、曆象秘要、恐將墜地、自今以後、習算出身、不解周髀者、請依令文、只許留省、事異常例、）

〔續日本紀十一聖武〕天平三年三月乙卯、制、自今已後、習算出身、不解周髀者、只許留省焉、

〔令集解十五學〕凡算經、孫子、（釋云、一卷、郎人名也、古記云、一卷、郎人名也、今選三卷、）五曹、（釋云、一卷、郎人名也、古記云、一卷、郎人名也、今選五卷、）九章、（釋云、九卷、徐氏祖冲之、種々計算也、古記无別、）海島、（釋云、一卷、徐氏祖冲之、海島計算也、古記无別、）六章、（釋云、六卷、高氏、古記无別、）綴術、（釋云、五卷、祖氏也、古記无別、）三開重差、（釋云、三卷、高氏也、古記无別、）周髀、（釋云、一卷、古記云、一卷、今選二卷、天地高計也、）九司、（釋云、一卷、九司、古記云、一卷、九司事雜計也、）各爲一經、

〔唐書四十四選擧志〕唐制取士之科多、略〇中 凡算學、孫子五曹、共限一歲、九章海島、共三歲、張丘建夏侯陽、各一歲、周髀五經算、共一歲、綴術四歲、緝古三歲、記遺三等數、皆兼習之、旬給假一日、前假、博士考試、讀者千言試一帖、帖三言、講者二千言、問大義一條、總三條、通二爲第、不及者有罰、歲終通一年之業、口問大義十條、通八爲上、六爲中、五爲下、併三下、與在學九歲、律生六歲、不堪貢者罷歸、略〇中 凡算學、錄

大義本條、爲問答、明數造術、詳明術理、然後爲通、試九章三條、海島、孫子、五曹張丘建、夏侯陽、周髀、五經筭各一條、十通六、記遺三等數帖、讀十得九爲第、試綴術緝古、錄大義爲問答者、明數造術、詳明術理、無注者、合數造術、不失義理、然後爲通、綴術七條、緝古三條、十通六、記遺三等數帖、讀十得九爲第、落經者、雖通六、不第、

〔隋書經籍三十四〕九章術義序一卷　九章筭術十卷劉徽撰　九章筭術二卷徐岳甄鸞重述　九章筭術一卷李遵義疏　九九筭術二卷楊淑撰　九章別術二卷　九章筭經二十九卷徐岳甄鸞等撰　九章筭經二卷徐岳注　九章六曹筭經一卷　九章重差圖一卷劉徽撰　九章推圖經法一卷張峻撰　綴術六卷　孫子筭經二卷　趙敺筭經一卷　夏侯陽筭經二卷　張丘建筭經二卷　五經筭術錄遺一卷　五經筭術一卷　筭經異義一卷張纘撰　張去斤筭疏一卷　筭法一卷　黃鍾筭法三十八卷　筭律呂法一卷　衆家筭陰陽法一卷　婆羅門筭法三卷　婆羅門陰陽筭曆一卷　婆羅門筭經三卷

〔欽定四庫全書簡明目錄十一天文算法〕九章算術九卷

不著撰人名氏、原本久佚、今從永樂大典錄出、蓋周禮保氏之遺法、漢張蒼刪補校正、而後人又有所附益也、晉劉徽、唐李淳風、皆爲之註、自周髀以外、此爲最古之算經、

孫子算經三卷

不著撰人名氏、疑漢魏人所述、或以爲孫武作者誤也、原本訛缺、今從永樂大典校正、舊有甄鸞李淳風注、今則佚矣、

術數記遺一卷

舊本題漢徐岳撰、北周甄鸞注、隋志不著錄、序中所言姓名時代、多與史傳牴牾、註亦無所發明、疑爲僞作、殆因唐代算學所肄有此書、遂僞其名、而依託歟、流傳已久、姑錄以備一家焉、

海島算經一卷

晉劉徽撰、唐李淳風注、原本久佚、今從永樂大典錄出、其書本名重差、皆測望之術、唐代乃改稱海島算經、蓋因第一條以海島之表設問、遂以卷首之字名之耳、

五曹算經五卷

不著撰人名氏、以唐志載有甄鸞注、知書在北周前矣、原本訛缺、今從永樂大典校補、其甄鸞韓延李淳風之註、則永樂大典亦佚之、

夏侯陽算經三卷

舊本題夏侯陽撰、時代未詳、唐志載有甄鸞註、則北周以前人也、原本久佚、今從永樂大典錄出、凡十有二門、其法務切實用、雖九章古法、非官曹民事所必需者、亦略而不載、於古算經中最爲簡要、

張邱建算經三卷

舊本題張邱建撰、不著時代、序中引及夏侯陽、則猶在陽後也、其本乃毛晉汲古閣從宋槧影抄、首題甄鸞注、李淳風注釋、劉孝孫撰細草、蓋猶北宋祕書監趙彥若等校本、其體例皆設爲問答、參較甲明、條理精審、文詞亦簡奧古雅、

五經算術五卷

北周甄鸞撰、唐李淳風註、原本久佚、今從永樂大典錄出、名爲五經、而書中舉易書詩三禮春秋孝經論語中待算方明者列之、實則九經也、所引經文、皆據古本、尤足以考異訂譌、

緝古算經一卷

唐王孝通撰、并自註、志稱李淳風註誤也、大旨以九章商功篇有平地役功受廣袤之術、於上寬下狹、前高後卑、闕而不論、因設二十術以明之、文詞隱奧、猝不易通、而細研之、具有端緒、

〔九章算術音義〕九章第一

方田　徒年切、田者、周之以爲疆、橫從之以爲理、平其蓄見、與作利養之地也、方田者、田之正也、諸田不等、以方爲正、故曰方田、○中略

九章第二

粟米　上相玉切、下莫禮切、粟者禾米之未舂、米者穀實之無殼、粟者米之率也、諸米不等、以粟爲率、故曰粟米、○中略

九章第三

衰分　楚宜切、衰差也、以差而平分、故曰衰分、○中略

九章第四

少廣　上書沼切、不多也、下古莽切、闊也、廣少從多、截從之多、益廣之少、故曰少廣、○中略

九章第五

商功　式羊切、商度也、以度其功庸、故曰商功、中略

九章第六

均輸式朱切、均平也、輸委也、以均平其輸委、故曰均輸、○中略

九章第七

盈不足以成切、盈者滿也、不足者虚也、滿虚相推、以求其適、故曰盈不足、○中略

九章第八

方程直成切、方者左右也、程者課率也、左右課率、總統群物、故曰方程、○中略

九章第九

勾股上苦侯切、下公戸切、勾短面也、股長面也、短長相推、以求其弦、故曰勾股、

〔東海一漚集五〕自歷譜○圓月

應長元年辛亥　春在池房、就道惠和尙讀孝經論語、且學九°章°筭°法°、

〔筭法古今通覽序〕我國ノ數術ハ、國常立ノ尊國ヲ開シ時、是ト共ニ初ル、其後三善、小槻、鎌倉ノ源性ガ如キ、其名世ニナレリ、然リトイヘドモ、遺書ナケレバ、如何ナル術ヲ用ヒタルヤ明ラカナラズ、是モ天元術ノ起ラサル以前ノコトナレバ、其術技ヲ計リ知ルベシ、慶長元和ノ頃ヨリ、干戈ヲ褢ニシ、治平盛德ノ餘澤ニ逢フテ、麼數術ヲ學ブ者多シ、寛永寛文ノ頃ヨリ、今寛政ニ至リ、百有五六十年ノ間ニ、算書ヲ著ハスコト凡二百品ニ及ベリ、其内別テ名高キハ、吉田光由ノ新編塵刧記、礒村吉德ノ闕疑抄、澤口一之ノ古今算法、關孝和ノ發微算法、建部賢弘ノ同演段諺解、宮城淸行ノ和漢算法、荒木村英ノ括要算法、嶋田尙政ノ下學算法、其他關流ノ算書ナリ、予倩諸算書ヲ閱ルニ、寛永寛文ノ盛ンナルハ、僅ニ天元以下ノ術ナリ、延寶ノ後、演段諸約累疊招差等ノ術技盛ンニシテ、前ニ比レバ卓越セリ、尙明和天明ノ頃ヨリ、別テ盛ンニシテ、猶モ大ヒニ卓越セリ、○中略

寛政七乙卯年十一月　　會田算左衞門安明子貫誌

〔算鑑記序〕倭朝算術者、寛永比吉田光由著新編塵刧記而敎衆人、加旃自異朝渡來算學啓蒙、直指統

宗等、厥後算道盛興、○中略享保三歳冬、壽梓云爾、

〔算話隨筆　上〕荒木氏茶談ト云書ニ、古來の算師は、毛利勘兵衞重能と云へり、大阪城中の人なりしが、一統の後、江府に浪人なりと云々、又今村知商ガ竪亥錄ノ序ニ曰、爰有今村氏知商者、學算法於洛陽人毛利氏重能トアリ、按ズルニ、大阪沒落ノ後、江府ニ住シ、後ニ京都ニ至ルナルベシ、又世ノ人口、毛利重能、歸除濫觴ト云書ヲ撰ンデ、世ニ行フト云傳フ、村井漸ガ算法童子問一之卷、算學淵原ニハ、輓近慶元の間草昧のはじめ、毛利出羽守重能、（按ズルニ、京都ニ至リ、受領シテ、出羽守ト號スルカ、）そろばん歸除の法二冊をあらはし、弟子におしゆトアリ、然レドモ兩書トモニ、今コレヲ閲セリト云モノヲ聞カズ、扨又久保寺氏ノ藏書ニ、毛利ガ傳書一卷アリ、今ノ間似合ノ如キ紙ニ、表裏兩面ニ書シテ横帳綴ヂトナシ、表ニ秘傳書トアリ、最モ總體古風ニシテ、實ニ毛利ノ傳書ナルベシ、

〔算話隨筆　上〕鈴木安明（後ニ會田安明ト改ム）ガ著ス、當世塵刧記ノ自序ニ、我邦初而吉田三由、ちんかうきを著はす、是算書を上木するの初なりト云ハ、杜撰ノ説ナリ、佐藤茂春ガ算法天元指南ノ序ニ曰、本朝數學ノ所盛者、寛永年中ニ、吉田光由、著塵刧記三卷、閲之多ハ算法統宗ニ本ヅク、是ヨリ先算書纔ニ二三家ニシテ、而モ不及塵刧記、是ヨリ後算家亦書ヲ著コト五六家トアリ、又間宮氏ノ藏書ニ、古キ板行ノ算書一卷アリ、末ニ寛永四年正月吉日トアリテ、表題モ誰人ノ著述ナルコトモ知ラズ、末ニつのくに、むこごおり、をばやしのちう人、いま京ごにちうす、わりざんの天下一ごごうするものなりトアリテ、甚古風ナル書ナリ、塵刧記ヨリ先ノ書籍ハ、是等ノ類ナルベキカ、塵刧記ハ、叙ニ寛永四年秋トアリテ、類板多シト雖ドモ是ヨリ古キ塵刧記ハ、予未ダ閲スルコトナシ、是以テ安明ガ説ノ非ナルコトヲ知ル

塵刧記ハ算法統宗ニ本ヅクト云コト、茂春ガ一己ノ臆説ニアラズ、予ガ藏書ニ、光由、自叙ヲ書スル塵刧記アリ、其文ニ曰、我まれに或師につきて、汝思の書をうけて、是を服飾とし領袖として、其

一二をゑたり、その師にきける所のもの、かきあつめて十八巻となして、その一二三を上中下として、われにおろかなる人の初門としてつたへたり、ゑかるを又諸書をきざんで、世わたる人、是をうつしもとめて、利のために世にあきなふといへ共、そのくはしきをゑらざれば、あやまりみだせる所おほしされば我書のやまひならんとおもふにくるしトアリ、汝思ハ統宗ノ撰者ナリ、是ヲ以テ塵刧記ノ統宗ニ本ヅケルコト明ラケシ、且ツ塵刧記ノ類板多キコトモ、是ニ因テ知ルベシ、

〔先哲叢談續編一〕吉田了以

間宮白水、儒林叢語云、吉田光好、號二玄叟一、京師人、始作二光由一、稱二與七郎一、其學主二水利運漕一、尤長二經濟一、著述頗多、就中算法塵刧記三卷、行二于世一、後世受二其裨益一、而無レ知二其爲一レ人者、塵刧字、不レ知二何故一、志二於算數一者、無レ不レ讀二其書一者、可レ謂二不朽一矣、按（東條信耕）新言蓋誤、光好與二光由一同訓、認爲二一人一、慶長八年癸卯冬所レ刻、重修塵刧記三卷、題二伏見住人吉田七兵衛光由作一、決非二了以之所一レ著矣、塵刧字、詳見二楞嚴經一、

〔塵刧記序〕山城州葛野郡嵯峨村人事吉田光由、頃者介二或人一扣二予柴扉一、眉毛所結、於レ是乎自二袖裏一携二十八卷書一來、被レ需二書名與一レ序跋、予披レ之觀レ之、實算法靈樞也、予問云、是誰所レ作也、光由答云、我自レ少時癖二算法一、而諸家算法繁者芟レ之、略者詳レ之、集而大成、是我所レ述也、此外雖レ所レ製算書數卷有レ之、卷而懷レ之、可レ謂レ勤矣、〇中略舉二算極數一言レ之、則有二一十百千萬億兆京垓秭穰溝澗正載極一、萬々極曰二恒河沙一、萬々恒河沙曰二阿僧祇一、萬々阿僧祇曰二那由他一、萬々那由多曰二不可思議一、萬々不可思議曰二無量大數一也、舉二小數一言レ之、則有二埃塵纖微忽絲毫釐分文兩斤一、舉二粮數一言レ之、則有二粟圭撮勺合升斗斛一、舉二田數一言レ之、則有二忽絲毫釐分步畝反町一、〇中略且爲レ題二其首一、目レ之曰二塵刧記一、蓋本二塵刧來事絲毫不レ隔之句一、莫レ謗二予好一、維時寬永四年丁卯秋八月日、龜毛舜岳贋衲玄光爲二之序一、

〔筭話隨筆上〕古代ノ算書ハ、狂歌ヲ以テ術ヲ述ルモノ多シ是初心ノ會得シヤスキガ爲ナリ因歸

算歌、算法勿憚改等ハ、悉ク歌アリ、此外ノ書モ、間々歌ヲ記ス、其内面白キ狂歌二ツ三ツヲコヽニ誌ス、古人質朴ニシテ、初學ヲ導クノ意、篤キコトヲ知ルベシ、

新編諸算記上之卷 寛永年中百川正次著

かけざんはいづれもおなじ事なればみじかきかたをひだりにぞおく

參兩録中之卷 寛文年中榎並和澄著

くみいてもそこからすまぬ玉の法五六二五りし水にはあらねど

新刊算法起上之卷 承應年中田原嘉明著

はやくとも玄づかに算を合すべしちがへば下手といつもいはれん

〔因歸算歌序〕さんは、玄らざる人もなく、よく玄りたる人もなしと、古より申つたへたるはまことなり、我身ひとり、かしこきにはあらざれ共、おさなかりしころより、此道に心ざし、あまたの書をふところにし、千里もとをからずと、師をもとめ、さま〲心をつくし、方圓をたゞし算術を分しなり、今時のおさなき人を見るに、やうにたゝぬうたをうたひ戲狂をし、そことなく、いたづらに日をおくりぬ、こゝをなげかしくおもひ、とてもうたはん、うたならばと、三十一字のもじの内に、それ〲のさんを集となし、算歌となづく、ねがはくは、おさなき人、此うたを口にし、算馬(ソロバン)を手にせば、後のたからと成つべし、時に寛永十七年彌生になん印しおはりぬ、ふかく算をまなび給はん人々は、塵劫録に心をよせたまふべし、

○按ズルニ、本書ノ奥書ニ、寛永十七(かのへたつ)ノ今村知商作之トアリ、

〔万用不求算上〕むかし我、いろ〲の算書をあつめならふといへども、みづから、ぐなるがゆへに、かへす〲此みちにいたりがたし、九數法塵劫記のたぐひ、世におほしといへども、算勘にたつせざる人の用にはたゝず、今はじめて此書を見るときは、わづかに九々八さんを玄らざるもの

も、只かきつけのみにして、これをゑるがゆへに、万の用に、算をもとめずといふ心をもつて、万用不求算と名つく、ある人のいはく、夫算數は、羲皇一畫の理をなして、ひろく天地万物の理をゑるみちなるがゆゑに、六藝のその一ツにして、万人これをもちいずといふものなし、開板してひろくほどこさば、天下万人の一助たるべしといふ、よつてこれを梓にちりばむるのみ、

〔算法廓如〕附最上流算術論書之目錄

關流精要算法三冊	安永八己亥年
最上流改精算法一冊	天明三癸卯年
關流改精算法正論一冊	天明五乙巳年不出
最上流改精算法改正論一冊	天明六丙午年
關流非改精算法一冊	天明六丙午年
最上流解惑算法一冊	天明八戊申年
關流解惑辨誤一冊	寛政二庚戌年
最上流算法廓如一冊	寛政七乙卯年

〔新譯弧三角術〕泰西往古有大學師祖秘闥越剌私者、發明三角八線之術、歡喜雀躍而謝、供牲牛一百、以祭神云、今夫天地海等學、若不渉此術、則不能探其賾、實可謂度數家之鴻寶矣、方今我邦、不乏其書、雖然其所注解、皆不出於暦象考成、或暦算全書外也、門人高橋義泰、有慨于此、考之蘭本、證之漢書、研尋檢覈、自如有得焉、予嘗藏文政三年刻成和蘭航海書、即杢卜思的埋斯多剌所著之第六版、而約歌貌弗六零所訂補也、其題號曰越龍度瓶瓌屑爾斯垤兒、思紬耳滿勳斯多、今譯謂航海術之根元、書中頗明其理、就中於第一編第五章、有弧三角術、專精其用法、不敢詳原理、是吾儕之所慊、義泰殊甚、累月積日、沈思默想、遂闡發二子之秘策、起原解釋、既成、予閲之、解圖分線、措根比例、其簡約而詳審、覩者易

算器

曉、卽我邦人之所未曾注解、其有益於後學、固崑山之一片也、予欣感之餘、敢冠詹言、

安政乙卯夏日　東海五觀儒人(○內田久命)識

〔算學啓蒙(序)〕燕山松庭朱君(○元人朱世傑)篤學九章、旁通諸術、於寥々絕響之餘、出意編撰算書三卷、分二十門、立二百五十九問、細草備辭、置圖析體、訓爲算學啓蒙、其於會計租庸田疇經界盈朒隱互正負方程開方之類、已足以貫通古今、發明後學、卷末一門、立天元一算、包羅策數、靡有子遺、明天地之變通、演陰陽之消長、能窮未明之明、克盡不解之解、索斂隱微、莫過乎此、是書一出、允爲算法之標準、四方之學者歸焉、將見拔茅連茹、以備淸朝之選云、大德己亥(○我正安元年)七月既望、惟揚學算趙城元鎭序、

〔算法統宗(十七)〕算法統宗跋

爰算法統宗、有渡唐而以來、世久褒用、令爲祕本、今予(○湯淺得之)考訂之鏤梓矣、此書所以備算法之本源者、於異朝綴拔此書、作算學群奇、又註解此書、名算海統詳、於本朝嶋田氏、統宗班々捨集著九數算法、和漢志之一者也、誰不垂芳餌、盍知聖澤之淵乎、是此之云也、

旹延寶三季龍集乙卯臘月既望　村松九大夫弟子湯淺市郞左衛門尉得之書

〔下學集(下數量)〕筭(小木而四方也、上下九刀削之、其九々八十一之極數者也、)

〔書言字考節用集(七器財)〕算木(本名筭器)

〔伊呂波字類抄(左雜物)〕筭(始伏羲氏、始作九々、一啓乘除之源、積年二百七十六万一千六百廿六年戊午年、寸法、漢書律曆志曰、筭法用竹、長六寸、徑一分、數二百十一枚、而成六觚、置筭儀、經曰、學筭心情優長、先明九々、坐必正方、先從右膝而起、一縱十橫、百立千僵、從右就左、似鴈行、六不積、(積下恐脫字)五不單張、提勿盈手、)

數(已上十五等、一十百千万億兆京垓秭壤溝澗正載、以錢准之、至大數也、自一至万、十々相累、自万至載、万々相累、一万十万百万千万、万々爲一億、一億十億百億千億、万億爲兆、自餘准之、)

〔孫子算經(上)〕凡算之法、先識其位、一從十橫、百立千僵、千十相望、萬百相當、

〔東大寺獻物帳〕納物

紅牙撥鏤竿子百枚納白柳箱

〔日本靈異記〕下拍子憶持千手呪者以現得惡死報緣第十四

越前國加賀郡、有浮浪人之長、〇中略到捶行者之處、懸空逕一日一夜、明日午時、自空落死、彼身摧損、如。竿。入。嚢。諸人見之、無不懼恐、

〔籌算式〕一唐算和算ノ二品アリ、唐算ト云ハ、和漢トモニ、中古迄用ヒ來ル算法ナリ、紙ニ竪横ノ筋ヲ鬪シ、其內ニ横ニ大小數ヲ列子書シ、竪ニ方廉隅、及ビ三乘四乘五乘ノ位次ヲ書テ算盤トシ、其上ニ算木ヲ布キ、一ヨリ五、五ヨリ九、各竪横ノ列子様有テ不紛如クシ、皆九々ノ數ヲ以テス、演段ノ位數繁多ニテモ、此法ヲ以テ不成コトナシ、然レドモ其事重クシテ急用ヲ辨ジ難ク、算盤大ニシテ、事多キニ依テ、日用ニハ和算ヲ用ル也、和算ト云ハ、珠盤ノコトナリ、是モ日本ノ法ニハアラズ、明ノ算法統宗ニ其圖出タリ、

〔古算器考〕梅文鼎箸里貫已見

或有問於梅子曰、古者算學、亦有器乎、曰有、曰何器、曰古用籌、籌何似、曰漢書言之矣、用竹徑一分、長六寸、二百七十一而成六觚、爲一握、度長短者、不失毫釐、量多少者、不失圭撮、權輕重者、不失黍絫、又世說言、王戎持牙籌會計、此用籌之明證也、曰、若是則籌可用竹、亦可用牙矣、然則卽今之籌竿非歟、曰非也、今西曆用籌、亦起徐李諸公、蓋從曆家之立成而生、卽立成表之活者耳、故一籌卽備九數、若古之用籌、用以紀數、而無字畫、故一籌只當一數、乘除之時、以籌縱横列於几案、一望了然、觀古算字作祘、蓋象形也、然則起於何時、曰是不可考、然大易揲蓍、亦以一蓍當一數、則其來遠矣、蓍策所以決疑、非常用之物、故特隆重其制、而加長、長則不可以横、故皆縱列、惟分二象兩之後、掛一策以別之、使無淩雜、餘皆縱列也、又其數只四十九、故四揲以稽其實數、其用專、專則誠也、布算之法、有十百千萬之等、以乘除而升降、又日用必需之物、故其制短、使几案可列、其言六寸成觚者、有度量之用、古尺既

小於今尺才四寸奇、蓋亦取其便於手握耳、浦江吳氏、中饋錄、有算條巴子切肉、長三寸、各如算子樣、亦可以想其長短、然則其用之若何、曰五以下皆縱列、六以上則橫置、一籌以當五、而縱列一餘、然則十百千萬、何以列之、曰、其式皆自左而右、略如珠算之位、亦如西域歐羅巴寫算之位、皆順手勢、不得不同也、曰亦有徵歟、曰有之、蔡九峯、洪範皇極數所紀算位、一至五皆縱列、六至九皆橫、一於上以當五、又自一之一、至九之九、皆並列兩位自左而右、此用於宋者也、又授時歷草所載、乘除法實之式、皆縱橫排列、自左而右、以萬千百十零爲序、此用於元者也、〇中略

曰、歷草、又有一至五橫紀之處、何歟、曰此亦非起於歷草也、何以知之、唐人論書法、橫直多者、有俯仰向背之法、若直如筭子、便不是書、其言筭子、即所列籌也、然兼橫直畫言之、則唐人用籌爲算、亦有橫直可知、乾鑿度云、臥算爲年、立算爲日、蓋位數多者、恐其相混、故三十三、二十二之類、筭位皆一縱一橫以別之、縱即立算、橫即臥算也、乾鑿度、不知作於何人、然其在漢魏以前、無可疑者、則橫直相錯之法、古有之矣、五以下既可易縱爲橫、則六以上橫一當五者、亦可易之而縱、又何疑於歷草哉、

〔算法天元術上編天〕算盤ノ圖

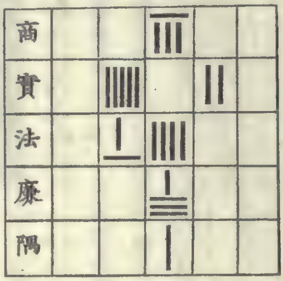
商	忽	絲	毫	釐	分	一	十
實							
方							
廉							
隅							
三乘							
四乘							

百	千	万	十万	百万

如此算盤ハ板ニテ製ス、又主計或ハ程村抔ト云フ紙ニテ製スモ可ナリ、

〔倭漢三才圖會十五技藝〕

算木



算（さん）（サワン）音酸・筭 算並同 籌音計

按、算、俗云算木也、數乃理數也、天道無端、從理可以推其機、天道至妙、因數可以明其理、蓋理因數顯、數從理出、故理數可相倚、而不可違也、朱世傑算學啓蒙行于世、而識算者不少、蓋九々、八算、見一、以爲初法、而至開平開立法、皆立天元一爲法、解無窮數、〇中略

本朝醍醐天皇朝、三善清行精算術、而後吉田氏之塵刧記行于世、

〔算法天元術上編天〕福田派　花井鑄五郎盛吉編

算木製法



其形ヲ此ノ如シ、其長一寸二分五厘、其方面二分五厘ニ製スル也、但シ方面五段ト、長一段ト、同寸ノ割合ナリ、

算木正負之書法



如此赤キ算木ヲ正算ト云、乃シ書面ニハ之ヲ略シテ、下ノ如ク──記シテ正ト云、但シ所謂負算ナレドモ、赤ク書ストキハ不便利ナル故ニ、負算ヲ書シテ正算トナスナリ、



如此黒キ算木ヲ負算ト云、乃シ書面ニハ之ヲ略シテ、下ノ如ク──記シテ負ト云、但シコレガ形ヲナ、便用之タメニ、正算ニユヅル故ニ、紛レザル爲メニ、斜メニ一線ヲ引タナリ、

評曰、用器ト書法ハ大イニ異ナレドモ、便用ノ爲メニ略書スルモノナリ、

算木遣并書法

一ヲ縦ニ置キ、二三四五各同ジ、乃シ書面ニ記ストキハ、五ノ中央ヲ牛ニスルモノハ、四ト五ト見違フマジキタメナリ、亦六ヨリ以上ハ、五ヲ横ニ置キ、其下ニ一二三四ヲ縦ニ加ヘテ六七八九トス、十ハ亦一ノ如シ、乃シ書面ニハ、横ニシテ○ヲ添ヘ、



尤員數多キモノヲ書記スルニハ、一ヲ竪トシ、十ヲ横トシ、百ヲ縦トシ、千ヲ横トス、逐テ此ノ如ク、一位毎ニ縦ト横ト相交ヘル也、亦百個ハ一ヲ縦トシテ、右ニ○ヲ二ツ并ベ添ル也、亦千個ハ一ヲ

横ニシテ、〇ヲ三ツ、右ニ幷ベ添也、但シ一ノ縦横ハ、心ニ隨テ之ヲ書スト不可ナル事ナシ、只〇一象ノ井溢違ハザルヲ要トス、〇ハ空零ノ印シ也、
〇按ズルニ、九章正負術ノ李淳風ノ註ニ、正算赤、負算黑トアリ、李籍ノ音義ニ、本數爲正、非本數爲負トアリ、以テ正負ノ色、及ビ其義ヲ知ルベシ、

〔筭話隨筆上〕寛永十八年辛巳年吉田光由ガ著ス新編塵刧記ニ、算籌乘除ノ圖式ヲ擧テ、其法術ヲアラワサズ、正算、負算、半正、半負ノ算籌ヲ畫ケリ、按ズルニ、實ニ半正半負ヲ用ユルニ非ズ、其乘除スルニ、商バ一位ゴトニ、法ト因シテ得ル數ヲ別々ニ置キ而シテコレヲ併セテ其數ヲ得ル布方ナルベシ、故ニ其彼ト是ト乘ズル數ハ是レナリト云目印ニ、正負及半正半負ヲ畫クト見エタリ、其布方丁嚀ナルコト、古雅ナリト云ツベシ、

〔享保十九年版節用集器財〕筭盤とうばん

〔書言字考節用集器財七〕算馬ソロバン又云算盤 十露盤同又作數盤

〔日本風土記四器用〕算盤所ソロ盤バン

〔數術記遺〕余〇漢徐岳人又問曰、爲算之體、皆以積爲名、爲復更有他法乎、先生曰、隷首注術、乃有多種、及余遺忘、記憶數事而已、

其一積等　其一太乙　其一兩儀　其一三才

其一五行　其一八卦　其一九宮　其一運算

其一了知　其一成數　其一把頭　其一龜算

其一珠算　其一計算

此等諸法、隨須更位、唯有九宮、守一不移、位依行色、並應無窮、

從積以來、至珠算、從一至於百千已上、位更不變改、位依行色者、位依五行之色、北方水、色黑、數一、東方木、色青、數三、南方火色赤、數二、西方金、色白數四、中央土、色黃、數五、言位依行色、若一位第一、

用玄珠、十位第二、用赤珠、百位第三、用青珠、千位第四用白珠、萬位第五、用黃珠、千萬位、以白縦繫黃珠、萬萬位曰億、以黃縦繫黃珠、自餘諸位、唯兼之、故曰並應無窮也、○中略

珠算、控帶四時、經緯三才、

刻板爲三分、其上下二分、以停游珠、中間一分、以定算位、位各五珠、上一珠、與下四珠色別、其上別色之珠、當其下四珠、珠各當一、至下四珠所領、故云控帶四時、其珠游於三方之中、故云經緯三才也、

〔輟畊錄 二十九〕井珠

凡納婢僕、初來時、曰擂盤珠、言不撥自動、稍久曰算盤珠、言撥之則動、既久曰佛頂珠、言終日凝然、雖撥亦不動、此雖俗諺、實切事情、

〔十駕齋養新錄 十七〕算盤

古人布算以籌、今用算盤、以木爲珠、不知何人所造、亦未審起于何代、案陶南村輟耕錄、有走盤珠算盤珠之喩、則元代已有之矣、

〔古算器考〕梅文鼎篹 里貫已見

曰、然則今用珠盤、起於何時、曰古書散亡、苦無明據、然以意度之、亦起明初耳、何以知之、曰歸除歌括最爲簡妙、此珠盤所恃以行也、然九章比類所載、句長而澀、蓋卽是時所創、後大匯事增華、乃更簡快耳、是書爲錢塘吳信民作、其年月可攷、而則知則珠盤之來、固自不遠、

按欽天監、歷科所傳通軌、凡乘除、皆有定子之法、惟珠算則可用、然則珠算、卽起其時、又嘗見他書、元統造大統歷、訪求得郭伯玉善算、以佐成之、卽郭太史之裔也、然則珠盤之法、蓋卽伯玉等所製、亦未可定、

曰、南雷畣牧齋流變三疊之問、既云、長水分別算位、本位是竪進一位、卽是橫本位是橫進一位、卽是

竪、又引鑿度臥算立算以證之矣、然其所圖算位、俱作圖點、殊無横直之形何耶、曰、南雷固言、本之算器數分於珠、是指珠算也、又云、長水之算、只用今器、其所謂横竪分別算位者、南雷之意、蓋謂長水姑借横竪之語、以分算位、而實用珠算、非實有横竪也、然以鼎觀之、疏既以一横二竪當十二、復以一横二竪當百廿、終以一横二竪當千二百、而皆曰、進動算位、明是用籌、非用珠也、故當十進百之時、則當取去第一疊零位之二竪、而加十位之一横、爲二横、又添一竪於百位、則成百二十矣、故曰、進動算位、爲第二疊也、百進千、則又取去十位之二横、而增一竪於百位、爲二竪、又別增一横於千位、成千二百、故亦曰、進動算位、爲第三疊也、說本明晰、與今珠算何涉乎、若如南雷所圖、則横竪字爲贅文矣、是故布籌可縱可横、此亦一證、

〔欽定四庫全書總目百七天文算法〕算法統宗十七卷内府藏本

明程大位撰、大位字汝思、徽州人、珠算之名、始見甄鸞周髀註、則北齊已有之、然所說與今頗異、梅文鼎謂、起於元末明初、不知宋人三珠戲語、已有算盤珠之說、則是法盛行於宋矣、此書專爲珠算而作、其法皆適於民用、故世俗通行、惟拙於屬文、詞多支蔓、未免榛楛勿翦之譏、

〔倭漢三才圖會十五技藝〕算盤（ソロばん）　算盤、俗云、曾呂波牟、設木盤彈玉、以代算木、其珠用狗骨樹（ヒヽラギ）及梅木爲佳、尋常爲因歸捷易之器也、但如三乘以上法式難解耳、

除（ワル）俗云、和留、　歸同上　因（カケル）俗云、加介留、　乘同上

〔長崎夜話草五〕算盤

根本唐人傳來にて、長崎より流行す、今諸國にて造る故、世に知人なし、

〔松屋筆記八十二〕算盤

鷹筑波集三の巻九丁オ　あき人はあらやうがましこくそかひさ、いふ句に、かた地にぬりておけるそろばん云々、此書は寛永十五年、長頭丸の集たるにて、刊本也、

〔算法全書〕算法

凡算盤、毎ニ一行ニ七銖、中隔ニ一梁ニ上面二銖、毎ニ一銖當ニ梁下五銖ニ梁下五銖、一銖唯是一數、其盤放ニ於人位前ニ以ニ人身ニ配ニ之分ニ其左右ニ以ニ位前ニ爲ニ左位後爲ニ右ニ前位爲ニ上ニ後位爲ニ下ニ凡前位一銖、則當ニ後位十銖ニ故云ニ逢ニ幾進十退十ニ還凡之說

○按ズルニ、寛永四年ノ塵刧記ニハ、六珠ノ算盤ノ圖ヲ揭ゲタリ、我國人ノ發明カ、當ニ考フベシ、

〔松屋筆記七十六〕算學珠盤

珠盤は〇中略本朝に傳はれるは、いつばかりなりけん、荒木村英茶談に、吉田光由が門人横川玄悅といふあり後に算盤級數の術を作る、此術の祖也と見えたれど、はやく明暦三年刊行の柴村盛之が格致算書に、八算見一などの珠盤圖を出し、山岡元隣が寶藏三の卷にも、十露盤あり、此書は寛文十一年二月、其子元恕跋をそへて刊行したれど、著作は其已前也また惠空が節用集大全延寶八年に、門弟子等が、校合して刊行せる也、三の卷財器部門に、算盤、ソロバンなどあれば、玄悅より前に起れること疑なし、寛延三年刊行の中村三近子が一代書用に、近代に至りて、三善保憲といふ人、十露盤をはじめたりといへるは、他の證据もなく、往古の賀茂保憲を思ひ誤れるにやと、覺束なしされば珠盤、漢土にては元末に起り、本朝にては寛永の末、正保の比などにや傳はりけん、ソロバンと云は揃盤ソロヒにて、珠の揃たる盤の義にや、又は珠の鳴音のサラ〳〵と聞ゆればいふにや、サラ〳〵は、スラスラ、スル〳〵などゝ同語ときこえ、ソロもサラの通音なれば也、〇中略珠盤、もと算木盤によりたるものにて、上下の珠數、算盤の目、十露ツロは十字の訓と、露字の音を假り用たるのみにて、意義あるにあらず、珠盤もと算木を用るをりの算盤によりてつくり出けん、上下の珠數、算盤の目數に同じ

〔仕方塵刧記〕目安の事

目安といふは、五玉と小玉のあひだにある目印なり、これには、文、分、厘、石、町などのちがひあり、よつてそろばんの目安と本と違ふ時は、本の目安の通りに、細き紙に書、それを張付、引合せ見てはぢくべし、さて左右を見合せて、はぢき覺ること、始めのうちは中々とりつきがたく、人に習ふに百倍ましてたいぎなれど、是は一二算のみこむうちの事也、

〔創製應率八象表〕應率八象表

夫用表之於功也、八線最爲大矣、凡欲莫繁解難、則作表莫如用之也、予嘗以陰陽章算、撰八態表也、今復以其兩算、依平方綴術、求八表、名曰八象表、其一曰、離象、即陽商乘表、其二曰、坤象、即陰商乘表、其三曰巽象、即乘象對和表、其四曰艮象、即乘象對較表、其五曰、乾象、即陽商除表、其六曰、坎象、即陰商除表、其七曰、兌象、即除象對和表、其八曰、震象、即除象對較表、是也、乃陰陽兩商之乘數、累疊而無極矣、平方開除之章算、聯綿而無窮矣、故各假七數而止焉、然亦臨難術、省表數之不足、其數衆多故思有算違書誤、是故每表記步號、辨之以步率也、若欲訂求其違誤與其不足、則先明步率、然後因其表之步號、宜補其不足與其違誤焉、蓋爲其用也、圓理之術中、或開或解、或還源、或用於括法、皆當其節而用之之表也、適用之法、豈誰待其口授乎哉、故不贅之也、尙其深在學而於積切磋之功耳、于時文政戊寅年泰卦月上浣、和田源寧子永識、

〔割圓表〕〔跋〕我校館〇德島藩算學科助敎森子愿子、欲刻割圓表公之世、謀之敎授奧村先生、先生曰善矣、予亦嘗有志而未果、子盍速謀之、遂相與乞官、捐私貲以授諸剞劂氏、命予校讐之、嗚呼此術也、實治國經世之要、苟能精熟之久、則天文地理、可指之掌上、而後航万里之險、履外夷之境、亦不難矣、抑此書精微之極、毫釐或致千里之差、則予之鹵莽、何能堪、唯予以在奧村先生之門、辱在助敎之末、其事則若不可得而辭也、書成、題一言、

安政四年歲次丁巳仲冬上浣　久保田長與謹書

〔豁機算法〕豁機算法自叙

清和天皇貞觀四年壬午四月十五日、勘解由次官從五位下兼行算博士家原宿禰氏主ヲ美作權介ニ任ズ、最後賀茂保憲、天文曆數ヲ掌リ、以テ世ニ鳴ル、ノチニ曆道ヲ以テ其子光榮ニ傳ヘ、天文道ヲ以テ高弟安倍朝臣晴明ニ傳フ、同七十七代後白河天皇、保元中、日向守通憲、計子ノ算ヲ傳フ、同八十七代後嵯峨天皇、寬元四年丙午春正月辛卯朔日、當食、是時諸道勘申云、申酉ノ間ニシテ蝕ス、不正親、獨算道三善主稅頭雅衡云、食スベカラズト、果シテ然リ、乃チ之ヲ賞シテ正四位下ニ叙ス、此則雅衡、數理ニ精ク、里差ヲ知ルガ故ナリ、中古戰國搶攘ノ日ニ迨テ、九章ノ學地ニ墜テ、世敎ニ關ルコトアルコトヲ知ラズ、士ハ軍務ニ勞シ、民ハ流離ニ苦シミ、除法ヲ煩ハシトシテ用ヒズ、惟乘法ノミヲ行フ、數學ノ厄此ニ極ル、慶長已來、四海昇平ノ德澤ニ依テ、算學又興ル、毛利重能出テ、歸除ノ法ヲ著シ、之ヲ今村智商、吉田光由、高原吉種等ニ傳フ、三子相並ンデ明ノ程大位ガ算法統宗、九章ノ術ヲ詳解シ、之ヲ弟子ニ授ク、平賀保秀、安藤友益、隅田紅雲、横川玄悅、磯村吉德、榎並和澄、山田正重、野澤定長、村松茂清、佐藤正興、池田昌意、村瀨義益、星野實宣等、皆三家ノ門ニ從事シ、各一著述アリ、然レドモ算法未ダ全カラズ、延寶ノ間ダニ當テ、算聖關夫子、卓然傑出ノ才ヲ以テ、百家ノ秘書ヲ涉獵シ自ラ一機軸ヲ出ス、其術ノ精キ、前代ニ超越シタマフ、是ニ於テ、天元演段ヨリ、諸約、翦管、招差、角術、圓法、弧術、曆理ニ至ルマデ、豁然トシテ世ニ明ナリ、其門ニ傑出スルモノ舉テ計フベカラズ、荒木、建部、松永、久留嶋、中根、山路、安島、日下ノ諸先生、此道ノ宗タリ、而シテ專術モ亦大ニ備タリ、蓋シ池田昌意元ノ授時曆ヲ獲テ、始テ推步ノ法ヲ精詳シ、之ヲ安井春海ニ傳フ、春海、之ヲ研究シ、新ニ貞享曆ヲ修ム、中根元珪ハ、回々曆ヲ修ム、麻田剛立ハ、西洋曆ヲ修ム、又吾觀齋內田先生、博覽多通、尤モ此道ニ刻苦シタマヒ、前人未發ノ義ヲ發明シ、其隱微ヲ窮メ、既ニ文政ノ始メ、未ダ弱冠ナラズシテ關氏ノ宗統ヲ受ケ術ノ精妙其天稟ニ出ヅ、實用ヲ本トシ、百家ノ粹ヲ拔キ、

泰西瑪得瑪第加ノ學ヲ研鑽シ、西人第谷刻白爾奈端噶西尼等ガ微妙ニ入タマイシトカヤ余業ヲ先生ノ門ニ受ケ淬勵發憤シテ斯ニ從事シ、切磋琢磨シテ蘊奧ヲ叩推スルコト玆ニ年アリ、嚮ニ我黨、新タニ解スル所ノ術ヲ題額ニ彫リテ、コレヲ神廟佛宇ニ揭ゲ、徧ク是正ヲ有識ニ諏ル、然レドモナヲ天下ニ普カラズ、又風霜ノ銷磨モオソルベケレバ、頃日其題術若干則ヲ輯メテ一書トシ、豁機算法ト題シ、コレヲ剞劂氏ニ授ケンコトヲ請フ、○中略

天保八年丁酉孟春　　紀藩權山志野知鄕操夫氏識

〔松屋筆記七十六〕算學珠盤

關孝和は、關流算學の祖なり、其門に荒木村英、建部賢之、同賢弘、三埃久長、澤口一之、靑山利永など、世に聞ゆ賢弘門人に、中根上右衞門璋あり、近江淺井郡の產にて、醫を業とし、中根元圭と稱す、曆算の學に秀で、正德元年、大坂銅店の大戶棚役に登用せらる、享保六年、幕府召見ありしに、應對御旨に叶ひ、家業をもて昵近し奉り、每年黃金三百兩を賜はりて、俸祿に宛たまへり、同十七年五月、奉ㇾ敎伊豆國下田邑にくだり、天地日月星辰を測量す、

〔荒木彥四郞村英先生之茶話〕古來の算師は、毛利勘兵衞重能と云へり、大坂城中の人也しが、一統の後、江府に浪人なりしとかや、その門人三人あり、今村仁兵衞智高、堅亥錄を作る、吉田七兵衞光由、塵刧記、古曆便覽、和漢合運を作る、高原庄左衞門吉種、後に一元と云へり、今村が弟子平賀勘右衞門保秀は、水戶光圀公につかへて、五百石を領せり、後にその不義の行跡ありて、勘右衞門が取扱ひ宜しからぬ事あり、自滅して家斷絕す、安藤友益、隅田江雲も、初め皆今村が門人也、平賀が門人に村松九大夫茂淸、算法雜俎、算法直解を作る、後播州赤穗城主淺野內匠頭殿に仕、壽を以て終ふ、その子二人報讎のことに從ふ、吉田光由が門人橫川玄悅といふあり、後に算盤級聚の術を作る、此術の祖なり、高原氏の門人に礒村喜兵衞吉德、算法闕疑抄、同頭書を作る、二本松の城主丹羽

左京大夫殿につかふ、內藤次兵衞石川美作守殿に仕ふ、先生も初は、此一元を師とせりとかや、是迄は皆古流の算法にて、闕疑、堅亥、塵劫等の術を專一とせり、

光由が門人橫川玄悅、算學啓蒙によりて、級聚の術を發明す、門人星野助右衞門、啓蒙注解を作る、

隅田江雲が門人佐藤利左衞門、根元記を著す、古郡彥左衞門、乘除往來を作る、後池田昌意と改めて、芝西應寺の門前に住せり、此彥左衞門、授時曆を修めて、今の曆に叶ふ事を得たり、其門人貞享曆を作りて官に納る、後昌意、其作皆己が爲る所成る事を官に訴ふれ共、上裁既に濟たりとて御取上なしとかや、小堀市郎右衞門と云者も、亦江雲が門人とかや、礒村吉德が門人に、下總國葛飾郡關宿の住人、村瀨所左衞門義益、勿憚改を作る、

中西十大夫正好、初めは床井文左衞門といふ、井上玄哲老に寄宿せり、其後川勝丹後守殿に仕ふ、後に麴町に住して算を敎ゆ初古郡彥左衞門が弟子也しが、天元術を關氏門人の內より得て、則己が發明として、流々を建て弟子を敎ゆ、大に世に稱せらる、其門人に四天王と稱するは、藤野源四郎、河崎新右衞門河內武大夫、中西文左衞門也中西文左衞門正利は、十大夫が弟也、算法適等集を著す、藤野源四郎は、公儀の御賄手代也、河內武大夫は、松平美濃守殿に仕ふ、礒村十郎左衞門は、河內武大夫が門人也、久留島左助も、中西十大夫門人なり、

關氏門人多き內に、建部兵庫、同集之助、同彥四郎、三人のことは、世々知る所也三瀧四郎右衞門郡智三埃八左衞門久長兩人、發微算法を著す、澤口三郎左衞門一之は古今算法を著す、今は世に知れる者もなけれども、關氏門人の內高弟にして甚數に委しく有し、關備前守殿に仕へて、其名を後藤角兵衞といへり、少しの越度ありて家を出されしが、其行方をしらず、此角兵衞が家來に五郎八といふあり、年期者なりければ、數年角兵衞が術を見て、己れも能し得たりけり、備前守殿へ出入する米や、荒木次左衞門といへる町人に勸められて剃髮せし程に角兵衞怒て追放しけり、

いまだ一月も過ざるに、安藤源左衞門と名乘て、麴町にて算術指南仕けり、餘り大言にして、關氏及び角兵衞までも、己が弟子のやうに云けり、關氏是を角兵衞に語り給ひしゆへ、角兵衞官へ訴へ、又追放せしかば、出家して卜信と改め、京都へ登りけり、京師の算師、多くは卜信が弟子なり、

〔古今算鑑 乾〕古今算鑑自敍

慶元之際、出羽守毛利重能、始著歸除之法二卷、而敎弟子、其術不及開平方、然爲後世數學家之津梁矣、當是時、四海昇平、游文藝者不少、吉田光由、著塵劫記、大行于世、然亦不過乎開平開立、方程、盈朒之數法矣、最後有澤口一之者、獲元朱世傑算學啓蒙、而始發揮天元術、著古今算法、保井春海、因郭守敬授時暦經、而研究推步之法、新修貞享暦、又我關夫子、以卓然傑出之才、涉獵百家之秘書、發明其機軸、遂大超越乎前代、於是乎、數學之道、復明于世、弟子遊其門者雖多、不能窮其壼奥、而荒木氏之傳、獨得其宗、而傳之於其門人松永良弼、良弼傳之山路主住、主住傳之安嶋直圓、直圓傳之我日下先生、余幼受業于先生之門、朝夕從事於斯、切磋琢磨、微有所發明、文政庚辰之春、遂不辭固陋、新書所心得之術一則、揭之於武之一宮之靈祠、以祈神明之寵矣、先生曰、孺子可敎也、時余未弱冠、固辭焉、壬午正月、遂以帳中之秘訣、及所親炙之弟子、悉附屬于我也、○中略

天保壬辰之春正月　　內田恭思敬氏書於東疃軒

〔算法光圓豁通〕光圓豁通引

古今天下之事、皆布在方策、讀而可辨知其理、故不可不讀書矣、然雖富詞章記誦、而其理高遠有不可解者、所謂度數學是也、蓋度數學者、修行點線面體之理數、成就神力靈識之精妙、以達格物窮理、貫通三才、乃所起原於此術之諸學最多、總稱之謂詳證學、或謂之三才總括學、所以發聰明、益智慧之學也、人雖讀書、不修此學、則猶耕無耒耟、刈無鎌刎、萬事所爲、雖詳而有遺漏、雖精而闕純粹、均之歸於不濟用而已、泰西古聖、密列天之太列斯、沙莫斯之秘閭遷剌私、皆善講述此學、爲所導益生徒

算道

之第一關、爾後厄勒祭亞大學師、巴拉多、亞利斯多、亦以爲世教之關鍵也、而歷山大王、殊感稱此學之偉勳、不啻稱步天推算航海測量之術也、就實究理、探賾表微、于天于地、于人于物、悉窮其機關、而動靜云爲之原、無一不盡其極者、皆此學之所主宰也、信矣夫、人能通此學、則意識開豁、而物欲之蔽消散、一心明亮、而成靈々不昧之本體、天道性命自明、大道仁義固具焉、豈可不崇奉歟、方今於歐邏巴諸洲、貴族名家之遊倅、皆入兵校、以此學爲教之柱礎、開文講武、故生徒懷天地、文武兼綜、學成、而出爲將官、入爲政官、是所以政官善馭武官、武官善效政官、其所行、精密詳審、而大業成也、後世王道寢微、伯圖愈熾、人唯功利計謀是勤、其能馭之、以富國强兵、卽非修此學者、不能奏奇効也、元祿享保之間、俄羅斯之、伯德祿亞歷齊徴都者、能通詳證學、詳造船航海等術、大開互市之道、使其土貧陋爲富華、而善用兵也、度量稱數、握定成算、得機而發、勢如雷霆、動于天、藏于地、所可敗制勝、所可亂猶整、攻守百戰、莫不克捷、遂剏建歐邏巴第一等帝業也、當是時、支那有康熙帝、萬機之暇、留心律曆算法、積數十年、博考繁賾、搜抉奥微、參伍錯綜、一以貫之云、蓋帝信愛西士熱兒弼爾崙、弗兒鼻斯多等之博學宏才、親聽詳證學、以達物理、素包藏于胸洙泗之大聖教、力合以施其用于天下、故其所行、更出異表、而符天心、萬民得其所、近者說、遠者來、舉尊稱康熙之聖代矣、天明文化之間、佛蘭西之、那波列翁浡納把爾的者、尤深修詳證學、自得天機神通之韜略、節制如無形、應變不可測、颷發電擧、乾動坤移、欲摧猛火之勁敵、其勢力足以震撼天地、而併呑歐邏巴諸洲、自是兵法大變革、爾來登壇策士、無不履其徹也、西洋人之明哲、善藏其學之用者、亦可見矣、蓋人雖有賢愚、皆具有神力靈識、有靈識、則必感通物理、唯固有因靈識之粗密、所感通者遲速耳、故善教以導之、則隨分而成就其器、所謂雖愚必明、雖柔必强者乎、是西洋各國、所以有兵校之設也、〇中略

安政二載歲在乙卯會星月　東海五觀僊人〇內田久命　識於大久保山中草舍

〔職原抄上〕大學寮

流派

大學寮者、四道儒士、出身之處、和漢最爲重職、紀傳明經明法算道、謂之四道、〇中略算博士二人〈相當從七位上、唐名算學博士、〉算道之極官也、算道者、三善氏傳之、仍一人者、必用其家儒也、今一人、小槻氏任之、善家習算術也、小槻氏、爲諸國調賦算勘、居其職云々、凡四道儒者、第一等秀才、第二等明經、第三等明法、第四等算道也、見令條、〇中略算道者、當初尤微々也、而三善雅衡、屬權貴起其家、子孫補六位藏人、至于遠衡明衡者、剩聽仙籍畢、

〔薩戒記部類〕侍不審條々〇中略

筭道 筭道ト云ハ、三善氏傳之、今一人ハ小槻氏任之、筭術ヲ習也、爲諸國調賦筭勘、小槻氏ハ居其職也、

〔數學叢說〕算家系圖

- ●重能〈後出羽守〉毛利勘兵衞〈大坂城中ノ人ナリ、凡古來算師ト稱スル是也、〉
  - 智商 今村仁兵衞〈堅亥錄ヲ著ス〉
    - 保秀 平賀勘右衞門〈水戶御家人〉
      - 某 村松九大夫〈算法雜俎直解 播州赤穗ノ城主淺野內匠頭殿ニ仕、薦テ以終、其子二人報讐ノ事ニ從フ、〉
      - 得之 湯淺市郎左衞門
    - 某 安藤友益
    - 某 隅田江雲
    - 某 佐藤利左衞門〈根源記〉
    - 某 古郡彥左衞門〈乘除往來 後池田昌意〉
      - 正好 床井文左衞門〈後中西十大夫〉〈勾股適等集 井上玄哲老ニ寄宿セリ、後川勝丹波守殿ニ仕、後麴町ニ住シテ算法ヲ指南ス、〉
        - 某 藤野源四郎〈御賄手代ナリ〉
        - 某 川崎新右衞門
        - 某 河內武大夫〈松平美濃守殿ニ仕〉
        - 某 磯村十郎右衞門
  - 光由 吉田七兵衞〈新編塵劫記〉
  - 某 横川玄悅〈算盤級聚術ヲ作ル、此術祖也〉
    - 實宜 星野助右衞門〈啓蒙注解 勾股玄鈔〉
  - 吉種 高原庄左衞門〈後改ニ一元〉
    - 村英 荒木彥四郎〈後關夫子ノ門ニ入テ、〉

數學ノ奥妙ヲ得ル、

吉德　磯村喜兵衛　二本松城主丹羽左京大夫殿ニ仕、算法闕疑抄、

義益　村瀨所左衛門　勿憚改

●孝和　關新助　寶永五年戊子十月二十又四日逝去　法號法行院宗達日心居士

村英　荒木彥四郞

某　後藤角兵衛　關備前守殿ニ仕

賢之　建部兵庫

賢明　建部集之助

賢弘　建部彥次郞　研幾算法　發微算法演段諺解

郡智　三瀧四郞右衛門　算學啓蒙諺解

久長　三埃八左衛門

有鄰　宮地新五郞

一之　澤口三郞右衛門　古今算法記

●義太　久留島喜內　內藤備後守殿ニ仕、

正則　中西文左衛門　正好舍弟ナリ、算法續適等集、

某　久留島左助

某　入江十大夫　戶澤上總介殿ニ仕フ

良弼　松永權平

由良　大高庄大夫　括要算法

實順　葛谷傳七　開宗算法

格安　山本武平

羊廣算法　適塵算法　算體　和漢數學名義集

璟　中根上右衛門　字元圭　算書廉數編

友賢　小池七左衛門　水戶彰考館天文志編修局

保叔　入江平馬　探玄算法

彙庭　今井官藏　明玄算法　酒井雅樂頭殿ニ仕、後千種濟右衛門殿手代タリ、

利永　靑山某　中學算法

茂春　佐藤某　算法天元指南

主長　山路久次郞　後之徵

嘉林　井上某　算法弧矢並解

某　安島萬藏

同家後關流山路主住ノ弟子タリ

主住　山路彌左衛門

重勝　西塚圓右衛門

明雅　眞木新六

信芳　齋藤九郞左衛門

主住　山路彌左衛門

親盈　幸田友之進

濟美　武田要四郞　闡微算法

矩慶　井上喜平

利明　本田三郞右衛門

盛庸　牛島宇平太　算學小筌

中漸　村井中漸　開商點兵算法

久留島流ノ祖也、

主住　山路彌左衛門

●主住　山路彌左衛門　始受ニ業中根元圭ニ、後師ニ久留島義太ニ、最後弟子松永眞弼、

之徽　字庭美　山路久次郎
文景　拾璣算法　豐田某
安之　栗田新藏
氏淸　古川吉之助
眞賁　字子賁　精要算法　改正天元指南　藤田權平
保佑　戸坂善太郎
直圓　字伯規　安島萬藏
某　吉田茂七郎
雅穎　石川郡之進
輔之　後喜一　船山善左衛門
雅久　小倉助左衛門

法紬　字彥梠　竿頭算法　勸者御伽草紙　中根保之丞
喜言　字子彰　神壁算法　再訂算法　掌中勾股規矩要領　藤田門彌
定令　神谷幸吉
義氏　非改精算法　解惑辨誤　撥亂算法　水野傳右衛門
方弘　城崎庄右衛門
某　中田文藏
方博　久喜村順藏
政央　西村治郎右衛門
賴直　細川半藏
某　戸澤上總介殿ニ仕　入江善大夫
貞辰　同家ニ仕　松永貞之丞
某　後勇助又等水　谷五兵衛
勝周　加藤喜右衛門

雅穎　算法童子問　後山路主住ノ弟子タリ　石川郡之進
千里　算販　平山某
道香　清水與市
高登　早川家相續　本田嘉三
質　字子寬　八木林平
元克　橘田彌曾八
某　菅野幸次郎
某　里井半四郎
某　小林五平次
某　下田文之丞
某　中村治郎兵衛
良玄　丸山因平
恒　石田玄圭
某　加藤雄藏
朝之　中村宗悅

〔武林隱見錄〕關新助算術に妙有事
關新助は、甲府御家人にて有しが、文昭院殿、○徳川家宣御養君の後は、御旗本の諸士たち、若き比、曾て八算をさへ知らざりしに、家來共、塵刧記と云書を見て居たりしに、新助、夫はいかなる書ぞと被

尋しに、是は算用の書物にて御座候と申、新助被聞、少の內、借し見すべしと、是は疾と讀て、算盤を取寄、あて丶見られける、一二日見て是を覺、夫より面白事なりと被思て、色々の算書共を集て見られけれ共、何も不能といふことなし、夫よりして算學啓蒙を熟覽し、天元の一の道理を明らめ其上自分の發明を以、樣々の術を工夫し、演段の理、其外町見術、(演段町見の術にも、他術と違、樣々の町術あり、)暦法、天文等に至迄、其理に通せずと云事なし、此藝術達上聞、御賞翫に被思召、甲府家に於て、御勘定奉行の格に被成しとなり、其頃南都に、いつの比渡りたるやらん、唐本にて、佛書に混雜して有けるが、誰が讀とも解する事なし、佛書にも非ず、儒書醫書の類にもあらず、いかなる書共知がたき故、押込て、年々土用干抔せし計なり、新助是を聞、其趣ならば大方算書ならんと察し、御暇申南都へ登り、漸借請、南都に逗留して夜を日に繼で是を寫取、江府に歸て、三年の間、晝夜工夫をこらしけるに、終に其奧儀を極しと也、依之算術に於ては、我朝にては、古今無類の名人と云つべし、

〔關孝和碑文〕先生、諱孝和、號自由、稱新助、姓關氏、本姓內山、兩氏世仕縣官、先生嗣關氏、爲人穎敏、尤好數術、老成嘗布算、定以爲合、先生年甫六歲、僅見而擧其差、衆皆歎服、及長愈精天文律暦、莫所不通、時爲算聖、撰著數十種、門人數百人、書行人傳、鬱乎盛矣、寶永戊子十月二十四日歿、葬于江都牛籠邑淨輪寺、先生無子、養姪爲嗣、稱新七、久之嗣絕孫亡、盛業令聞日衰、遂至不知其墓、今玆齋藤正順、本田芳信、木村規房、同過此寺、偶過斷表、剔蘚而讀、則先生之墓也、卽同志八人、合貲建碑、使余銘陰、銘曰令聞旣衰、遺敎猶存、志士修墓、廢冢復原、師弟之誠、其德斯尊、寬政甲寅十月望日、江都鳩合孔平信敏撰、

〔算法千里獨行上〕我朝、延寶天和ノ年間、關新助孝和ト云算學士アリ、此人其時代ノ達算ニシテ、其名世ニ高シ、其後學等、關流ノ元祖ト稱スル者是ナリ、其門下ニ、荒木村英、建部賢弘ノ二士アリテ、其名世ニ鳴ル、其後學中根元珪、松永良弼等アツテ、關流ノ算術益世ニ行ハル、猶コノ比、藤田定資

安嶋直圓等アリテ、達算ニシテ其名世ニ高シ、且定資ヲ以テ海内ノ一人ト稱ス、乃チ關流ノ點竄法ハ、松永氏ニ出テ、藤田氏ニ至テ成ル、故ニ定資ハ關流古今ノ隨一ナリ、右ノ輩、各其世々ノ達算ナリ、〇中略今亦定資ガ門人等アッテ、自ラ高シトナス、殊ニ其師ヲ侮リ、抗言ナルモノモアリ、其輩ニハ、神谷定令ヲ高弟トシテ、橘田元克、丸山良玄ノ三士、世ニ其名ヲ得タリ、然レドモ此三士ハ、藤田ノ皆傳ニハアラズト云、尙此コロ八木氏菅野氏ノ二氏アリテ、皆傳セリト云、又爰ニ日下誠、坂部廣胖ノ二士アリ、此輩皆關流ト稱ス、二士トモニ本田利明ノ弟子ナリ、日下氏ハ後ニ安嶋直圓ノ弟子トナル、右ノ七輩、當世關流ノ中ニテ其名高シ、其他班々ノ輩ハ、枚擧ニ遑アラズ、〇中略

文化四丁卯年四月　　會田算左衞門安明誌

〔改精算法〕精要算法答術之論

蓋我邦算法者、初而始二三善小槻之兩士一、而後吉田光由著二塵劫記一、相續而世々之達士、擧二諸算書一也、雖レ然算法未レ開也、於レ是中世關孝和出、而開二先輩未發之緒一、此則關流之宗祖也、既諸術輯錄、而分レ門聚類、數百卷之書成、而其弟子授二荒木村英、建部賢弘兩士一、荒木者、授二之松永良弼一、建部者、授二之中根元珪一、關孝和之書、其雜記者、良弼校二讐之一、略加二己意一、書以大成也、爰又久留島義太無レ師極二算壺奧一、中根久留島松永之三士、授二之山路主住一、山路者、授二之藤田定資一、而七士皆達算也、就レ中至二定資一、諸術迂者、悉歸二簡一也、依レ之所レ著諸算書、雖レ多二迂遠術一、只精要算法而已、少二迂術一也、〇中略

天明三年癸卯六月　　武江　鈴木安明子貫甫識

〔數學叢說〕山路君樹先生茶話

久留島扇數先生ハ、始メ東都本所ニ居住セリ、或曰、柳原ニ遊住スルニ、古本ヲ商フモノアリシ、表紙破レタル新編塵劫記ヲ見テ、其價ヲ問フニ、五十文ト云、得レ之閱レ之ルニ、一句一言不レ解事ナシ、其誤ヲサヘ〇此下恐有二脫字一ニ由テ先生思ヘラク、筭術ナルモノハ、自然ニシテ自知スルコトヲ辨フ、他ノ

自知セザルコト不審ナリトテ、堺町ニ居宅ヲ設ケ、算術指南ノ表札ヲ出シ、門戸ヲ立テ教之、其塵切記一書ニ由テ、縱横自在ニ算法ノ本原ヲ云コト、徹シテ向フ者ナシ、徒衆尤盛ナリ、時ニ中根先生（上右衛門元主ノコト）ソノ表札ヲ見テ、久留島先生ニ逢テ、算法ヲ語ルニ久留島先生恐レテ、一句一言ナク默ス、而シテ云、先生云、表札ヲ取去テ、算法指南卽刻止ンコトヲ、中先生云、算法ニ於テ關夫子以來久ク先生ノ如キ其才力ノ人未見、故ニ是マデノ如ク師範アルベシ、以來志ヲ合テ算法ヲ談ズベシト約シ歸ヘリヌ、久先生ハ、門人ニ云ラク、今日中根上右衛門ト云ル人來リテ、算法ヲ語ル、人間界ノコトニアラズ、俗ニ云天狗ノ如シト、大ニ恐ル、中先生宿所ニ歸リ、門人ニ語ルニ今日久留島喜內ト云者ニ逢、關夫子ノ算法ノ大意ヲ述ルニ、彼者大ニ恐レテ默ストイヘドモ、其算力ノ强キコト、辭ニ述ガタシ、今如此人有ンコトヲ不思キト云々、又有日、中久兩先生會スルニ、サキニ中先生ノ語ル如ノ算法、久先生頗ル解之、依テ中先生關門ノ算題送之ニ、不解云コトナシ、故ニ久先生云ク、算法ハ設題コト難シ、術ヲ施スコト是ニ次ト、C中

山路先生ハ、始メ中根先生ニ算法ヲ學ブ、中先生京師ニ歸ル、中先生云、久留島先生ニ隨ツテ學ブベシトテ、中先生ヨリ久先生ヘ讓ラル、後久先生日向ヘ行トキ、久先生云、今師トスベキモノハ松永先生ナリトテ、松永先生ノ弟子トシテ發足アリ、依テ松永先生ヨリ關流全ク其傳ヲ受クト云、」或菅笠ノ綴糸ノ尺寸ヲ問、算題持來テ、松先生ニ其術ヲ請フ、松先生云、此題ニ術施スベキモノハ、今按ズルニ中先生ニ乞ハヾ速カニ術ヲ施コシ與フベシ、久先生ニ乞ハヾ正術ナシト云ント、其意ニ隨フ、中久兩先生ニ請之ニ松先生ノ云如ク違フコトナシ、依テ三先生ノ意ヲ知ルベシト、山先生語ラレシ、

〔日本敎育史資料十二舊延岡藩〕松永安右衛門

松永安右衛門良弼、又ノ名ハ翼、東岡ト號ス、久留米ノ人、算術ヲ荒木彥四郎村英ニ學ビ、晚ニ關新

助ノ門ニ入ル、初メ松平飛驒守ニ仕ヘ、後ニ仕ヲ辭シテ江戸ニ在リ、享保中、政樹ニ仕フ、寛保四年死ス、著ス所、方圓算經等數十種アリ、門下ニ傳フ、其子安右衛門久豊、行事詳ナラズ、

〔大原反覆論〕私曰、○市瀬惟長日下氏○貞八郎ハ、始メ矢田喜惣太誠ト號シテ、東都主水河岸、呉服所茶屋四郎次郎ノ手代ヲ勤メシガ、後ニ茶屋ヲ退キ、麻布新町ニ住ス、其時分、日下氏ニ學ビシト、大原子、○彦兵衛理正自ラ予ニ語リキ、其後同所日下窪ニ移住シテヨリ、姓ヲ日下ト改ム、○五瀬ト號ス元來關流安島万藏直圓ガ高弟ナリ、安島氏ハ、山路主住ガ門人ニシテ、藤田貞資ト同門ナリ、

〔拾璣算法〕拾璣算法自叙

東都、固人文之淵藪、以弄籌樹旗鼓于轂下者、亦又何限、予周旋其間、遊司天監山路君樹先生之門、私淑松良弼荒村英、而略得傳關夫子○孝和之數、尙從中根元圭、久留島義太、頗窺其室、又幸君侯○筑後久留米之慧敏雅質、丞好此技、鎭藩述職、敷政餘暇、居恒以換聲色肥甘之樂者、三十年猶一日矣、雅涉獵東西古今之算書、博扣當今名達之門、舊日君樹先生、屢來藩邸、每譚玄理論抄秘、抵掌解頤、不知膝之促席、歷繙關夫子及諸家不傳黃卷秘書、以助研窮、○中略

明和丙戌夏五月穀旦　鳳岳　豊田光文景謹識

〔大原反覆論〕私曰、本田利明ナル者ハ、北越ノ産ニシテ、北夷生ト號シ、理數道人ト稱ス、即明玄算法ノ撰者今井官藏兼庭ガ門人ナリ、千葉陽生歳胤ト同門ナリ、關孝和ガ末門ナリ、藤田定資ガ輩トハ別派ナリ、當時加州金澤侯ニ仕フ、

〔本田利明碑文〕翁、諱利明、號魯鈍齋、又號音羽先生、生於越後、而仕於東都也、精數學、詳天文地理、開西洋之學、達渡海之法、嘗應召來于藩、居半歳許、而復東都、貢秀數會數談、苟非方技之士、其氣象才識、世之所皆知也、故不細記、文政四年辛巳三月十六日、以壽終於東都、年七十有八、○中略

文政四年孟秋　關貢秀撰

〔數曆叢記〕關流算術傳書目錄階級

凡傳書之階級者、依其質雖應時宜、予記所學之階級如左、　五傳　嘉言記

寄算　八算　見一　乘除　差分一二三四
求積一二三　盈朒　差分五六　互換　利息前後集
差分七　首卷 割 稅務 數量 落 春楓 升 材木挽術

右六卷依時宜可授之、

開平　求積還源一二三　勾股前後集　開立　互換隨毛
求責隨毛　容術　接術　截術前後集　統術
改正天元指南　算梯一二三四　算題筵上　籌策術　傍書術
點竄　一題十六品術　勾股方圓適等　對換盈朒　勾股再乘和點竄
分合　算題筵中下　之分　加減乘除法　交會術
方程　一算盈朒　三較連乘之術　圓中三斜之術　算梯五六七八九十
奇偶算　環錐解術　解見題　截籠上下　同等面
拗臺　諸法根源　解隱題　單伏點竄　雜題演段授題
雜題算顆術　算題術起源　六斜術　賛式演段　演段品彙十卷
巾式演段之解　兩式演段　新題兩式演段授題　諸角二距斜術
逐衰得人數術　傍書角率開除變式　解伏題　交式斜乘之解
交式斜乘捷法　算法大成十卷　求式正誤　逐索奇法　重責不知段數
累斜懷圓之術　變商　新雜題　無有奇草　無奇考草

角起術　角術演段　奇角演段　偶角總術　括要角術解
同累裁招差　從圭梁至十乘梁數解　累裁招差三次四次相乘解
直立招差　梁疊招差　梁疊招差詳解　括要諸約術　遍約逐約詳解
括要翦管詳解　翦管卷二　同括法　自約術　雜題五十條
九歸增損法　錯綜窮變法　梁變術　玉責眞術　開方翻變
極數雜題　久留島極數考草　題術辨議之法　方陣　久氏方陣
方程招差　混沌招差　有奇招差　翦管五條　天元翦管
五條用術　自約用術　約等桃李蹊徑　消息式　索術
步術　病題明致　算脫驗符　計子拾法　毬欠變形草
弧環加臺減臺之解術　諸求責起率　截責傳　求積
求積後編　綴術大意　同考草　開乘綴術大成　平方零約術
平方零約諺解　弧背詳解　方圓算經　大成算經
圓理起源密術乾坤之卷

右關流傳書目錄ハ、藤田嘉言ノ門人、上毛ノ住、某氏ノ所藏ナリシガ、文政庚寅ノ春、ヒソカニコヒ求メテ、是ヲ書寫スル者ナリ、

川田保則彌一誌

〔鵬齋先生文鈔下墓銘〕算子塚銘

會田先生、明〇安 關東巧歷之巨擘、而本邦算子之中興也、文化十四年丁丑冬十月二十六日、卒于東都僑居、享年七十一歲矣、墓在本所郎現寺側、門人別卜淺草觀音精舍之後山、以瘞先生平日所用之算子、蓋不潰手澤之所存也、先生、諱安明、字子貫、號自在亭、俗稱算左衞門、姓會田氏、出羽最上之產也、先生幼、就鄉里算氏某受數學、以其天性捷悟精力有餘、密已究天元演段之深理、又探諸家秘賾、遍極之、

後出東都、廣訪算學有名士而試之、無復足較吾伎者、於是輕視當今術士、開其學於都下、來問其術者日衆、先生嘗謂、天元演段之方、唯有乘法無除法、則未足以發天元之妙數也、乃殫思研精、創意而開乘除互用、以得矩合的當之方、其術實古今算氏之所未發也、因自命其術、曰天生法、遂建一家、稱最上流、云、先生嘗語人曰、吾天生法之術、我得之於神夢之通矣、豈可不信耶、其所著書、刊行于世者數十部、其餘如梁疊招差等、發秘蘊者、凡六百卷、皆藏其家、

〔解惑辨誤〕鈴木彥助安旦者、(後改會田算左衛門安明)改精算法ヲ著ス、其書、向ニ我先生(○神谷定令)著ス所ノ精要算法ノ過ヲ規スノ書ナリ、其論ズル所、安明獨學ニシテ、算法ノ本意ヲ不辨、皆邪論ヲ設ヲ精要ヲソシル、故ニ予是ヲ正シテ、非改精算法ヲ著ス、後復安明、改正論ヲ著ス、其書愈邪論ニシテ、大ニ算法ノ本意ヲ失ス、用ベキ所ナシ、其後又解惑算法ヲ著ス、其書、非改精ノ答論ナリ、皆杜撰妄誕、不可勝道、今數學、古ニ復スルコトヲ不辨シテ、上古達人ト稱スル者、皆愚算トソシリ、己ガ無知妄作ヲ以テ、最上流ト號シ、自ラ誇テ自在先生ト稱シ、間々人ヲ誤ラシムルニ至ル、コヽニ於テ先生、安明ガ邪ヲ正シテ、非改正論、及ビ非解惑算法ヲ作リ、門人ヲシテ、アヤマラザラシメント欲ス、

〔大原反覆論〕爰ニ武州足立郡千住郷梅田村ニ、大原彥兵衞理正ト云一農夫アリ、渠數學ヲ好ミ、其近郷花股村ノ住人、木挽淸三郎ト云者ニ學ンデ、天元術ヲ受タリト云ヘリ、(○中略)

其後大原子、日下(○貞八郎、名誠、)ヲ破門シテ、寛政十一己未年春ヨリ、最上流自在先生ノ門人トナリテ、日夜其道ヲ學ビ、天生法等ノ傳ヲ受タリ、享和二壬戌年、東都本郷一町目ニ出張ヲ營ミ、數學ヲ指南セントス、其節渠ガ貧窮ナルヲ憐ミ、先生ヨリ渠ニ財ヲ與ヘテ、其費ヲ助ケラル、且渠最上流ニナリテ間ナケレバ、外ノ門人ト違ヒ、年久シク修行セザレバ、未ダ其業廣カラザル故ニ、譬ヘ指南スルトモ、世ノ人信伏シテ敎ヲ受ザランコトヲ慮リテ、先生ヨリ渠ニ會田ト云ヘル名氏ヲ授ケラレ、會田彥兵衞ト稱セシム、此レ世ノ人ヲ信伏セシメテ、其業ヲシテ繁榮セシメント思フガ故ナ

リ、然ルニ渠反テ先生ノ深意ヲ知ラズ、同門中ニモ、吾ニ愈レル達算ノ者ナキ故ニ、我ニ會田ヲ讓リ玉フト思ヘリ、禮ニ嫌シキ名ハ避ヨト云ヘリ、然ルヲ渠自ラ會田算右衞門理正ト稱シヌ、是世ノ人ヲ眩惑シテ、自在先生ノ出張ナリト思ハセント欲ス、其師ニ對シテ不敬ノ甚シキ、是ヲ忍ブ可ンバ、孰レカ忍ブベカラザラン、〇中略

翌年三月、故アツテ故鄕梅田邑ヘ退キ、耕耨ヲ事トシテ、前ノ如ク農夫トナレリ、依之先生モ其儘ニテ舍置玉ヘリ、夫ヨリ五年目、文化四丁卯年秋ヨリ東都横山町一丁目ヘ、前ノ如ク會田算右衞門ト云標札ヲ出シ、算術ヲ指南ス、然ルニ其門人高橋治助ナルモノ、和泉橋ノ詰ニテ、早割塵刧記ヲ賣テ渡世トス、卽チ標札ヲ出シテ會田算右衞門出張ト書ス、知ラヌ者ハ自在先生ノ出張ナリト思ヘリ、或時先生方ヘ知音ノ仁、來リテ問テ曰ク、足下近比和泉橋ヘ出張ヲ出セリヤ、吾其標札ヲ見タリト云、先生笑テ曰、否夫ハ予ガ門人會田算右衞門ナリ、予ハ會田算左衞門ナリ、足下ハ予ト年久シキ友ニテ、予ガ名ハ算左衞門ト云、渠ガ名ハ算右衞門ト云ヲ見分ケザルハ如何ト云、客曰ク、吾ハ足下ノ親友タリト雖、右ノ字ト左ノ字ヲ見違テ、足下ナリト思ヘリ、況ンヤ世ノ人倉卒ノ間ニ、渠ガ標札ヲ見テ足下ナリト思フモノ多カラン、何レニモマギラハシキ標札ナレバ、改メサセテ宜シカラント云ヘリ、其後渠ガ門人清兵衞ナルモノ、深川六間堀ヘ稽古所ヲ出ス、渠ガ標札ニモ會田算右衞門理明出張ト書ス、是迄ハ理正ト名乘ケルニ、此時ヨリ先生ノ諱安明ト云フ故ニ、明ノ字ヲ取リ己レガ名ノ下ニ加ヘテ、理明ト稱スルト見ヘタリ、是卽チ渠ガ謀計ニシテ、先生ノ出張ト思ハセル積リナリ、若シ左ナクバ會田算左衞門安明門人、會田算右衞門理明出張ト書ストキハ、先生ノ出張トマギルヽコトナシ、其儀ナキハ渠ガ謀計ナル證據ナリ、此ニ至テ先生モ舍置難ク、改名ノ儀ヲ申渡サント思玉ヘリ、

文化七庚午年春、先生自ラ天生法指南ト云ヘル算書五卷ヲ撰ム、此ハ幼學ノ輩ヲシテ、天生法ニ

名人

導ンガ爲ナリ、其書ヲ門人ノ輩ニ命ジテ校訂セシム、所レ謂其姓名ハ左ノ如シ、

第一　奥州二本松藩　渡邊治右衞門一

第二　東都　市瀬長兵衞惟長

第三　東都(司天臺御手傳)　市野金助茂喬

第四　東都　會田彦兵衞理正

第五　越後柴田藩　丸田源五右衞門正通

先生右ノ五人ヲ撰ミ出シ玉ヘリ、是ハ修行ノ年數久シク、業ノ甲乙ニテ順ヲ立玉ヘリ、彦兵衞ハ、前ニ云如ク、其業廣カラザレドモ、一旦會田ヲ授ケ玉ヘル故ニ、止コトヲ得ズ、右五人ノ列ニ載セラレタリ、渠ガ幸ト云ベシ、

〔算法新書序〕我流峯千葉先生者、陸奥一關人也、資性穎敏、自レ幼耽レ志算術、及レ長遊二於江戸、師二事西磻長谷川先生、學致二其精、術極二其妙、當時及レ門之徒、皆爲レ之虛レ左矣、既而一關侯、起以二士列、賜以二厚祿、自レ是名徧二於天下、四方有志之士、執二贄於其門一者、殆有二萬有餘人、可レ謂レ盛矣、〇中略　門人伊東賴亮撰

〔二中歷十三一能〕算道

小槻糸平　同忠臣　三善茂明　菅野實國　丹生益光　同孝親　三雅頼　三爲長　小孝信　已上抽二近代名儒一注レ之

三善爲康

〔續日本紀三文武〕大寶三年十月甲戌、僧隆觀還俗、〇中略　頗涉二藝術、兼知二算暦、

〔續日本紀八元正〕養老五年正月甲戌、詔曰、〇中略　宜下擢二於百僚之内、優二遊學業、堪レ爲二師範一者上、特加二賞賜、勸二勵後生、〇中略　因賜二算術正六位上山口忌寸田主、正八位上悉悲連三田次、正八位下私部首石村、〇中略　各絁十四、絲十絇、布二十端、鍬二十口、

〔藤原家傳下武智麻呂〕藤原左大臣、諱武智麻呂、左京人也、太政大臣史之長子、〇中略　當二此時、〇中略　暦筭、有二

山口忌寸田主、志紀連大道、私石村、志斐連三田次等、

〔扶桑略記 聖武六〕天平七年四月辛亥日、入唐留學生從八位下下道朝臣眞備、○中略留學之間、歷十九年、凡所傳學、三史、五經、名刑、筭術、陰陽暦道、天文、漏剋、漢音、書道、秘術、雜占、一十三道、夫所受業、涉窮衆藝、

〔續日本紀 淳仁二十五〕天平寶字八年九月壬子、軍士石村村主石楯、斬押勝、傳首京師、押勝者、○中略從大納言阿倍少麻呂學算、尤精其術、

〔文德實錄 八〕齊衡三年四月戊戌、散位外從五位下氷宿禰繼麻呂卒、繼麻呂字宿㮣、左京人、晩入學、日夜不倦、精於筭術、天長二年、爲主計筭師、稍遷、承和八年、爲筭博士、兼爲主計助、年老致仕、

〔今昔物語 二十四〕以陰陽術殺人語第十八

今昔主計頭ニテ小槻ノ糸平ト云者有ケリ、其子ニ算ノ先生○宇治拾遺作筭博士ナル者有ケリ、名ヲバ茂助トナム云ケル、主計頭忠臣ガ父、淡路守大夫ノ史奉親ガ祖父也、其茂助ガ未ダ若カリケル程ニ、身ノ才極テ賢クシテ、世ニ並无カリケレバ、命有ラバ人ニ勝レテ止事无ク成ヌベキ者也ケレバ、同ジ程ナル者共、何デ此无クテモ有レカシ、此レガ出立ナバ主計主税ノ頭助ニモ、大夫ノ史ニモ、異人ハ更ニ可競キ樣无ナメリ成リ傳ヘ來ル孫ナルニ合セテ、此ク才賢ク心バヘ直シケレバ、只六位乍ラ世ニ聞エ有テ、思エ高ク成リ持行ケバ、无クテモ有カシト思フ人モ有ニヤ有ラム、○下略

〔元亨釋書 十七願雜十〕算學博士善爲康者、越之中州射水郡人、治暦二年、年十八、入洛、師事算博士善爲長、所業外肄、進士明經二科、寬治帝○堀河以其精算術、抽爲博士、

〔補庵京華別集〕陰陽頭在通所造地藏安座點眼頌幷序

日本國陰陽頭在通、予方外友、賀茂在盛長嫡也、天文律暦之書、卜筮算術之法、究其秘、發其蘊、○中略

小補景三

〔有德院殿御實紀附錄 九〕野田文藏元倫といへるは、享保の中頃市中に住て、數學の妙を得たるこ

て、其名高かりしが、いつのほどにか御聞に入て、町奉行大岡越前守忠相に命ありて、其術を試らる、越前守、文藏を召て、銀百目を二ッに割れば、いくらぞと尋ぬ、文藏暫く思案するさまにて、侍座の者にむかひ、算盤をかし玉はるべしといふ、侍者、則算盤をもちて來りしに、文藏、直に越前守の前にすゝみ、算盤の珠を動かしながら、二一天作五ととなへ、五十匁になり候とこたふ、越前守大に稱し、三歲の兒もしるべき事をとひしに、卒爾に答へざるは、天晴の數學者と見へたりとて、やがて其旨を言上し、步行士に召加へられ、よく其職にかなひしかば、ほどなく勘定役にのぼりける、文藏が答へをつゝしみしも、さる事ながら、越前守が、能を試るのさま、よく其體を得たりと御感ありしとなり、

〔文會雜記 一上〕一春臺〇太宰純翁ハ、笛ノ曲、七十計モ覺ラレタリ、至テ細工ヨケレバ、笛ヲモ自開カレタルト也、又十五歲ノ時、八月十五日夜ニ、家來ノ塵劫記ヲ見居タルヲ、側ヨリ見テ八算ヲ合點シ、ソレヨリ見一ヲ知リ、其後大本ノ塵劫記ヲカリテ見テ、數學ニ忽通ジタリト語ラレシト、君修〇松崎云ヘリ、

〔文會雜記 一下〕一徂來〇荻生ハ、筭用ナラズ、唯紙ノ端ナドニ書付テ、數ヲトリ抔シテ見テ、度量考ヲセラレタリ、恰悧不可當事、是ニテ知ベシ、唯八筭迄覺ラレタル由、ソレ故度量考ハ、少シ違アル由、春臺〇太宰純委ク改メテ、字ヲ直サレタリト君修〇松崎語ケル、

〔先哲叢談 續編六〕田大觀

大觀之父由眞、以算術被崇重於世、學者尤衆、其沒也、諸子猶幼、乃遺言門人川田由易者、使之管後事、大觀兄事之、常受訓督、能通其術、又有父門人中井璋者、尤精天學、大觀從之講究星曆、僅及弱冠、其技著稱於老生之間、

〔探賾算法 序〕觀齋先生、〇內田彌太郎承關夫子〇關孝和之統、博覽强識、兼通泰西瑪得瑪第加之數理、發揮前人

未發之說、以奬誘後進、是以天下言數者、莫不靡競而從之、○中略

天保十一年孟春　大垣　谷松茂識

〔京都御役所向大概覺書六〕一碁將棊茶湯立花蹴鞠手跡古筆目利算術之事○中略

算術

一烏丸二條下ル町　田中十郎兵衛

一白山通二條上ル町　中根上右衛門

一室町押小路角　一色與右衛門

○按ズルニ、此他名人ノ事ハ、方技部天文篇曆篇ニモアリ、參看スベシ、

〔口遊竹取〕世俗云十千曰万、十万曰億、十億曰兆、十兆曰十徑曰嫁姊、○十徑以下五字恐有誤脫 猶是大數也、百千俱胝、卽十万億億有四位、一者十万、二者百万、三者千万、四者万万今者言億者卽是万万、爲顯比義、擧那由多上已

〔新編塵劫記一〕第一大數の名の事

一　十　百　千　万　億十百千億億億　兆十百千兆兆兆　京十百千京京京　垓十百千垓垓垓　秭十百千秭秭秭　穰十百千穰穰穰　溝十百千溝溝溝　澗十百千澗澗澗　正十百千正正正　載十百千載載載　極十百千極極極　恒河沙十百千恒河沙恒河沙恒河沙　阿僧祇十百千阿僧祇阿僧祇阿僧祇　那由他十百千那由他那由他那由他　不可思議十百千不可思議不可思議不可思議　無量十百千無量無量無量　大數十百千大數大數大數

二小數の名の事

兩、文、分、厘、毫、絲、忽、微、纖、沙、塵、埃、

〔算法新書首〕基數。

一　二　三　四　五　六　七　八　九　十

大。數。凡數之大者、天莫能蓋、地莫能載、其數不能極、故謂之大數也、

一　十　百（十十をいふ）　千（十百をいふ）　万（十千をいふ）　億（万万をいふ）　兆（万億をいふ後倣之）　京　垓　秭　穰　溝　澗　正　載　極

小數。凡數之小者、視之無形、取之無象、數亦不能盡、故謂之小數也、

分（十釐をいふ）　釐（十毫をいふ）　毫（十絲をいふ）　絲（十忽をいふ後倣之）　忽　微　纖　沙　塵　埃　渺　漠

〔五經算術上〕尚書孝經兆民注數越次法

按、〇北周人甄鸞黄帝爲法、數有十等、及其用也、乃有三焉、十等者、謂億、兆、京、垓、秭、穰、溝、澗、正、載也、三等者、謂上中下也、其下數者、十十變之、若言十萬曰億、十億曰兆、十兆曰京也、中數者萬萬變之、若言萬萬曰億、億億曰兆、兆兆曰京也、若以下數言之、則十億曰兆、若以中數言之、則萬萬億曰兆、若以上數言之、則億億曰兆、注乃云億萬曰兆者、正是萬億也、若從中數、其次則須有十萬億、次百萬億、次千萬億、次萬萬億曰兆、三數並違、有所未詳、

〔令抄四〕零疊　筭術一十百千中無其位而參者謂零也、

〔算學必究〕皇邦神代より、一二三四五六七八九十と唱へ指を用ひて物を算すること、自然の理なればいまだ言ふこと能はざる稚子に、其享年を問ふときは、其子指をひらきて答るが如く、指は九々の聲の出る所に御座候其譯、數は一に始り、九に究り、十に終る、十則ち又復一たり、等しく上りて百となり、千となり、萬となり、億兆に至る、皆これを名けて一とす、二三四五六七八九皆同じ、故に右手の指一ッを一位とし左手の指一ッを十位として、これを算する時は、初數一一が、一より極數九九八十一までの聲を生ず、こを以て萬邦一貫の理、瞭然に御座候、

〔先代舊事本紀七神武〕元年十一月、天神敎導、若有痛處者、令茲十寶謂一二三四五六七八九十而布瑠部、由良由良止布瑠部、如此爲之者死人返生矣、卽是布瑠之言本矣、所謂御鎭魂祭、是其緣矣、

〔年中行事秘抄十一月〕鎭魂歌

アチメ一度オ、オ、〇三度中略

次一二三四五六七八九十

十度讀之毎度中臣玉結也、

〔眞暦考〕すべて上代には、一二三より千萬といふまで、たゞ物の數を計ふる名にこそ有けれ、次第をいふ名にはあらざりき、物の次第を一云々、二云々などいふは、からぶみまなびきて讀なれ聞なれて後の事なり、から國にて一二三などいふは、數をかぞふるにも、次第をいふにも、兼用る字なる故に、こゝにもおのづからそれがうつりてこそ次第をいふにも用るならひにはなりぬれ、本より然にはあらず、古の言に物のついでを一二三などゝいへる例さらになし、かの倭建命にこたへ奉りし歌に、夜には九夜、日には十日を、とよめるも、日次のついでにはあらず、夜と晝との數をいへる言なり、されば日數をいくかと數ふることは、上つ代より有しなり、

〔古事記上〕故此大國主神之兄弟、八十神坐

〔古事記傳十〕八十神は、たゞ多きを云めり、必八十柱と限れるには非じ、中卷明宮(○應神)段末に、故八十神雖欲得是伊豆志袁登賣、皆不得婚とあるに同じ、考合せて知べし、書紀神代卷に、八十諸神、垂仁卷に、八十魂神などもあり、又百八十神と此記にあるも、同じたぐひなり、

〔南留別志二〕ふたつは、ひとつの音の轉せるなり、むつは、みつの轉せるなり、やつは、よつの轉せるなり、いつゝ、なゝつは、いづれなにといふ事なり、こゝのつは、こゝら、こゝだくの、こゝなるべし、とをは、つゞの轉せるなり、つゞとは、こゝにいたりて、算をつゞめて一にするなり、

〔古事記上〕大穴牟遲神、見其菟言、何由汝泣伏、菟答言、僕在淤岐島、雖欲度此地、無度因、故欺海和邇(此二字以音、下效此)言、吾與汝競欲計族之多少、故汝者隨其族在悉率來、自此島至于氣多前、皆列伏度、爾吾蹈其上、走乍讀度、於是知與吾族孰多、如此言者、見欺而列伏之時、吾蹈其上讀度來、今將下地時、吾云、汝者我見欺言竟、卽伏最端和邇捕我、悉剝我衣服、因此泣患者、

乘除開方

〔古事記傳十〕讀度　讀は數計なり、万葉四十六丁に、月日乎數而、又七三十九丁に、浪不數爲而、又十一十二六丁に、時守之打鳴鼓數見者、これら今本の訓は皆誤れり又十三十五丁に、吾睡夜等呼、讀文將敢鴨、今本は讀を續と誤れり又廿丁吾寢夜等者、數物不敢鴨、是も今本は訓を誤又十七三十三丁に、月日餘美都追、かく假字にも書り、今世にも錢などを數ふるを、よむと云り、

〔萬葉集四相聞〕丹比眞人笠麻呂下筑紫國時作歌一首幷短歌中略○白妙乃、袖解更而、還來武、○月○日○乎○數○而、往而來猿尾、

〔算法新書〕用字凡例

法算顆盤の左へ置數をいふ、實算顆盤の右へ置數をいふ、商割得たる數、或は開き得たる數をいふ、歸、法一位に割をいふ、除、法の位數、多少に拘はらず割をいふ、歸除合名なり、上に同じ、約、除と同じ、因、法一位を掛るをいふ、乘、法の位數、多少に拘はらず懸るをいふ、相乘、上に同じ、自乘、實と法と同數を相乘するをいふ、自之、上に同じ、再自乘、自乘して亦乘ずるなり、三自乘、再自乘して亦乘ず、連乘三件以上の數を相乘ずるをいふ、遍乘、諸數へ遍く法數を乘ずるなり、維乘、四所の數、斜に相乘する也、互乘、斜乘、上に同じ、累乘、逐て法數を乘ずるなり、倍之、同數を加ふるなり、三之、三を乘ずるなり、二段、倍して成數也、三段、三を乘じて成數なり、加、まし添るなり、相併、二數相合す也、和、相併て成數なり、內減、本數の內を除き去なり、相減、少を以て多を減ずる也、餘、相減ずる殘なり、剩、滿餘なり、差、多少不同の數なり、較、相減ずる餘なり、率、齊數なり、冪、自乘して成數なり、再乘冪、再自乘してなる數なり、冖、巾、冪の略なり、積、相乘して成數なり、原、初數なり、還原、舊數へ復るなり、開方、累乘して舊へ復をいふ、隅、曲角なり、截、割斷なり、周、外圍なり、側圓、圓柱斜に截る所の截面をいふ、變、改換るなり、進、位を上に移す、退、位を下にうつす、列、置なり、上位、算顆盤の左をいふ、下位、算顆盤の右をいふ、首位、第一の位也、尾位、末の位なり、零、空位なり、省、諸數遍く等數に除なり、亦略也、去之、滿る

を除くなり、缺端の缺なり、球缺、圓缺の類、不盡、除き盡ざるなり、則、法なり、

〔新編塵刧記〕第七　八さんのわりごゑの事

二のわり　二一天作五　逢二進一十　三のわり　三一卅一　三二六十二　逢三進一十　四のわり　四一廿二　四二天作五　四三七十二　逢四進一十　五のわり　五一倍作二　五二倍作四　五三倍作六　五四倍作八　逢五進一十　六のわり　六一加下四　六二卅二　六三天作五　六四六十四　六五八十二　逢六進一十　七のわり　七一加下三　七二加下六　七三四十二　七四五十五　七五七十一　七六八十四　逢七進一十　八のわり　八一加下二　八二加下四　八三加下六　八四天作五　八五六十二　八六七十四　八七八十六　逢八進一十　九のわり　九歸加下一倍　逢九進一十

〔算法新書〕九歸

歸とは、法一位を以て割を云其數一より九に至る故九歸と名く、一歸は、所得商原數の如し、仍法を立ず、餘二より九に至て八段を、俗に八算といふ。○中略

二歸法	二一添作五	二進一十
四進二十	六進三十	八進四十

註曰、二進一十とは、物數二ッを二ッに割ときの言葉なり、二ッの物を二ッにわれば一ッ也、故に二をはらひ、十の桁へ進一となす義なり四進二十は、二進一十を二度呼たるなり、六進三十は三度呼たるなり、八進四十は四たびよびたるなり、二一添作五は、物數十を二ッに割ば五なり、故に一に四をそへて、五に作といふ義なり、

〔算法新書〕歸除

歸除とは、法二位以上にて割、通名なり。○中略歸とは割をいひ、除とは引くをいふ也其數際限なし

故初段の名を用て、俗に見一といふ、○中略

見一歸除法	見一無頭作九一	歸一倍一	一進一十	二進二十

三進三十	四進四十	五進五十	六進六十	七進七十	八進八十	九進九十

註曰、○中略見一無頭作九一とは、法の首位の一を見て、歸ることなきとき呼いだす言葉なり、歸ること無とは、法の首位の一にて、實の一を一進一十と頭位のけたへ進ては、實に除數なき故、進ざるをいふ、進ざれば頭位なし故に無頭といふ、作九一は實の一を退て、一けた右へ置かゆれば、顆數十ッとなる、是を九進九十とわれば、原一置たる桁九となりて、右のけたに、殘一有ゆゑ、實の一を九に作といふ義なり、歸一倍一とは、歸て除數足らざれば、歸し得たる商の內一をかへして、原のけたへ一倍といふ義なり、見二以上、みな同理なり、

〔算法全書〕歸除法

惟有歸除法更奇、（歸以歸法歸之、除以因法除之、）將身歸了次除之、（先將本位呼歸法歸之、其次拘旋位俱呼九因合數除之、）不有歸若是無除數、（若本位上有子、可用歸法、次位無子、不能用因法除之也、）起一還將原數施、（如二歸無除、本位起一子、下位還二子、如三歸無除、本位起一子、下位還三子、歸皆倣之、）或過本歸歸不得、（如二歸只二子、三歸只三子、因下位無子可除、故不能[illegible]之、）撞歸之法莫教遲、（如二歸見二無除、本位如七、撞作九、次位如二、如三歸撞作九三、撞歸乾、如除數不足、照前用起一還原之法、）若人識得其中意、（如學者曉得歸除中間之理深奧也、）算學雖深可盡知、（云算者用心學習、可以盡識矣、）

〔算法全書〕撞歸法

見一無除將身作九一　二歸　見二無除將身作九二　三歸　見三無除將身作九三　四歸

見四無除將身作九四　五歸　見五無除將身作九五　六歸　見六無除將身作九六　七歸

見七無除將身作九七　八歸　見八無除將身作九八　九歸　見九無除將身作九九

〔口遊雜事〕九九八十一　八九七十二　七九六十三　六九五十四　五九卌五　四九三十六　三九廿七　二九十八　一九九

〔萬葉集雜六〕養老七年癸亥夏五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作歌一首

瀧上之御舟乃山爾、水枝指、四時爾生有、刀我乃樹能、彌繼嗣爾、万代、如是二二知三三、芳野之〇下略

〔萬葉集古今相聞往來十一〕寄物陳思

狗上之、鳥籠山爾有、不知也河、不知二五寸許瀬、余名告奈、

〔萬葉集略解十一下〕いさとを聞せとは、不知とのたまはせよといふ也、二五は、とをの言に借て、

其とをのをは助辭也、

〔萬葉集雜歌六〕山部宿禰赤人作歌

朝獵爾、十六履起之、夕狩爾、十里蹋立、〇下略

〔萬葉集古今相聞往來十一〕寄物陳思

若草乃、新手枕乎、巻始而、夜哉將間、二八十一不在國、

〔菅家文草詩二〕絶句十首賀諸進士及第

七々頽齢是老生、誓云未死遂成名、明王若問君才用、吏幹差勝風月情、貞二升並

〇按ズルニ七々頽齢ハ、四十九歳ナリ、

〔袖中抄十九〕やそしま

竿術にも九々八十一とて、八十を、おほかる數のはじめにもする也、

〔新編塵劫記第六〕九々のかずの事

二二四　二三六　二四八　二五十　二六十二　二七十四　二八十六　二九十八　三三九

三四十二　三五十五　三六十八　三七廿一　三八廿四　三九廿七　四四十六　四五廿　四

六廿四　四七廿八　四八卅二　四九卅六　五五廿五　五六卅　五七卅五　五八四十　五九

四十五　六六卅六　六七四十二　六八四十八　六九五十四　七七四十九　七八五十六　七

九六十三　八八六十四　八九七十二　九九八十一

〔紹述先生文集十九考議疏上梁文頌歌讃〕讀八乘冪式

六藝之文舊矣、數術家、古者有周髀、筭經、九曹、海島等書、筭家之所傳、流于本朝、其目著于大寶令者可攷也、近世、筭法統宗、筭學啓蒙東來、世所通習、貞享中、關氏、〇孝和著發微筭法、立平方冪、立方冪兩式、始起交加之術、元祿中、柴田氏著三乘四乘五乘冪三式、曰明元筭法、安藤氏著六乘冪式、曰一極筭法、爾後、中根元珪氏著七乘冪式、數位繁多、人不敢續、小柿茂則丈人、江州栗太縣產也、夙精筭數、極其精微、著八乘冪式、續之屬予、〇伊藤長胤題其簡端、〇中略享保十八年癸丑孟春、

〔算法新書二〕開平方

半九九	一一 半	二二 二	三三 四半	四四 八
五五 十二半	六六 十八	七七 二十四半	八八 三十二	九九 四十半

〔算法新書二〕開立方

再乘九九	一一 一	二二 八	三三 二十七	四四 六十四
五五 百二十五	六六 二百十六	七七 三百四十三	八八 五百十二	九九 七百二十九

〔新編塵劫記三〕第十九開平法商實法にて除之事

此一万五千百廿九坪有、これを四方になしては、何程に成ぞといふ、

百二十三間四方有

實に一万五千百廿九坪と置、まづ位を見る、一十百一十百とかくのごとくにかぞへて、あたる時、百と二度あたらば、百の位と定め、商に百と置、さて下法にて百より又一十百とあがりて、百とおき、此三の法にて、下法の百と商の百をよぶ時、一万坪と成、實にて除之、實に、殘て五千百廿九坪有

分子分母

第廿一開立法の事

坪數千七百廿八坪有、是をたてよこたかさ、おなじたけにして、何ほどに成ぞといふ、

十二間六方なり

法にいふ實に千七百廿八坪と置て、まづ實にて位を見る、一十一十一十と、絵圖のごとくかぞへあがりて見る時に、十といふは、十の位也、まづ商に十と置、又下方にて一十とあがりて、十とおく也、是は商の十にしたがひてをく也、扨法にゐて、下方の十と商の十をよぶ也、二の百と置、又法の百より一十とかぞへあがりて、法の百に商の十をよぶ、二の千坪と成也これを實にて引はらひてみれば、

殘て七百廿八坪有・

○按ズルニ、此塵刧記ハ、寛文九年開板ノ奥書アリテ開平開立ニ、半九九倍九九ノ法ナシ、貞享元年ノ出版ニ係ル、礒村吉德ノ算法闕疑抄ニモ、開平開立ニ珠算ヲ用キタルガ、亦算籌ノ術ト異ルコトナクシテ、半九九倍九九ナシ、元祿年間ノ出版ナル、新編塵刧記ノ頭書ニハ、開立ノ倍九九ヲ掲出シタリ、サレドモ半九九ヲ載セズ、

〔新編塵刧記下〕開立に用九九有、是にて位をかんがふべき也、

一一　一	二二　八	三三　廿七	四四　六十四	五五　百廿五
六六　二百十六	七七　三百四十三	八八　五百十二	九九　七百廿九	

〔續修東大寺正倉院文書三十〕治田石麿解　申造花嚴經紙事

合一万六千張（八千四百卅三張、藥師經紙四分之一、得二千百十張、餘三張、七千五百五十七張、六十花嚴經紙、四分之一、得二千八百八十九張、餘一、）

〔政事要略五十三〕勘田租束積事

右被右辨官宣偁、慶雲三年九月廿日格曰、取令前束擬令内把、令條段租、其實猶益、宣田一町十五束

令、輸者、未知令前束、令內把、格爭、各其積幾、損益之數、何而可會、又令與熟後就前（○令與熟後就、恐當作令與格熟後就前）者、檢舊說、令前租法、熟田五十代、租稻一束五把、以大方六尺為步、步內得米一升、（此大升也）二百五十步為段者、今案五十代、慶雲三年格曰、准令以大方五尺為步、步內得米一升、（此升減大升）三百六十步為段者、今案五十代與令段步積一同、即所得米、其數亦同、然則段內得米、三百六十升、實此大二百五十升也、因步多少積增減、是以准量令前束與令內把、非无增減、計其積、令內十四把三分之二、當令前一束、稱量一同、其令有新古、惟格新之前、古之後也、

弘仁十三年十一月五日　明法博士額田國造今足

私案、件勘文田步數、稻束把米升法、難得其意、仍勘算術以注左

田一段、廣六步、（以六尺為步）長六十步、幷積三百六十步也、今舊說二百五十步者、廣五步、（以一尺二寸為尺、則當六尺、亦為步）長五十步、（以上法可知）置廣五步、以長五十步乘、得二百五十步、更置步五尺、以一尺二寸乘、得六尺、（正當步、是知五步、則六步也）以一段廣六步乘、得卅六尺、以所長三百六十尺乘、得万二千九百六十尺、以一步卅六尺乘、得三百六十步也、一說、置一尺二寸、（尺數）加二寸四分、（置一尺二寸、自所加之數）幷得一尺四寸四分、置一步方廿五尺、以一尺四寸四分乘、得卅六尺、以三百六十步、（一段之步也）乘、得万二千九百六十尺、以段法三百六十步除、知一、更置今田三百六十步、以昔田二百五十步除、得一步二百五十分之百十、即通分內子、得三百六十步也、　升法置十合升米三百六十升、以十二合升米二百五十升除、得一升二百五十升之百十、即通分內子得三百六十升也、置二百五十升、更置一升二合、加二合四勺、幷得一升四合四勺、乘上積得三百六十升也、　束法置廿二束、以十五束除、得十四把不盡十、與法十五求等數得五、以五除法得三、除不盡得二、然則一束所當十四把三分把之二也、

〔張邱建算經序〕夫學算者不患乘除之為難、而患通分之為難、是以序列諸分之本元、宜明約通之要法、上實有餘為分子、下法從而為分母、可約者約以命之、不可約者、因以名之、

〔延喜式主税二十六〕凡公田穫稻、上田五百束、中田四百束、下田三百束、下下田一百五十束、地子各依田品、令輸五分之一、若惣計國內、所輸不滿十分之九者、勘出令塡、但不堪佃田、聽除十分之二、其租一段穀一斗五升、町別一石五斗、皆令營人輸之、

凡五畿內國官田地子、令耕種人依數糙納、每年附帳言上、

〔延喜式左右兵庫四十九〕造弩一具、單功六百卅三人、爲丁十二人五十分丁之卅三〇中略

右雜工戶、免調庸、每年自十月一日至二月卅日、役使雜作、人別不得過五十日、

〔中正子治曆三〕中正子曰、天一地二、河圖之始數也、天五地六、則其中數也、天九地十、終數也、二始三統之原也、天統甲子、夏正朔、地統甲子殷正朔、人統甲申周正朔、是三統曆、則本河圖天一地二之數也、二中之數日辰也、天五地六、則爲十日十二辰也、日辰之會、六十而復、天五分爲五行、甲乙木、丙丁火、戊己土、庚辛金、壬癸水、是十日也、地六分爲六律、子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥、十二辰也、由此立爲日辰六十日、終而復始、二終日母也、天九地十、二終之數、日法之母也、日月之相去十九分之七、故以十九爲分母、以七爲分子、更以十二日通分內子、而得二百三十五、以爲曆法四分、累之、則爲九百四十、是爲日法、日月之會二十有九畸四百九十九、日月之會、謂之朔、自朔至晦、周而復始、其一周之頃、二十九日、九百四十分日之四百九十九、是一月之數也、其二十九者、日母之全也、畸者、日母之零也、全者之積日也盈日辰之會六十日也除之、其不盈者積日之不盈六十者大餘也、是以天地二中之數、推二終之數、推而合者則除之、其畸而不合者爲大餘也、氣數之畸四分之一、三百六十五日、四分日之一也、朔數之畸十九分之七、日月朔、去十二度十九分度之七、每日如此相去、直至二十九日九百四十分之四百九十九、相會朔也、二畸之積、以合日母之數、十二日七分、通分內子、更以四累之、故合日母、則是二終之數也、畸之不盈日母之法、謂之小餘、一月二十九日九百四十分之四百九十九、通分內子、而得二万七千七百五十九、爲一月之積日母數、以十二月累之、爲三十三萬三千一百卅八、是爲一年之積日母數、以日母法九百四十約之、則爲三百五十五日、而其不滿法者四百卅八、是小餘也、其全日三百五十五、以甲子法六十除之、不盈六十者五十五、是大餘也

〔古今算鑑乾〕古今算鑑自序

有澤口一之者、獲元朱世傑算學啓蒙、而始發揮天元術、著古今算法、〇中略

天保壬辰之春正月　內田恭思敬氏書於東曨軒

〔算法天元術 上編 天〕天元之一之趣意



空算ノ下ニ一算ヲ列シテ、是ヲ天元之一ト云フ、卽チ上ノ圖ノ如シ、乃シ天者上位ニシテ、其像チ圓ナリ、地ハ下位ニシテ、其形チ方ナリ、故ニ天元ノ一ナル者ハ天地ノ像形ニ表シテ、天地萬物チ生ズルノ儀トス、尤天チ實トシ、地チ方トシテ、歸除式ノ形チタリ、此歸除式チ列レ、或ハ自乘、或ハ加ヘ、或ハ減ジ、或ハ乘ジ、或ハ再自乘、或ハ三自乘、或ハ寄左、或ハ右トシ、或ハ相消ス等ノ變化、甚ダ多シ、

〔清名家小傳 三〕梅文鼎

夫立天元一法、出乎宋秦九韶所撰數學九章大衍術中、能擧立法之意而用之、蓋秦漢以來、成法相傳、未有言其立法之意者、其用雖僅一端、而以零數推總數、足以盡奇偶和較之變、至爲精妙、苟得其意而用之、凡諸法所不能得者、皆隨所用、而無不通矣、郭守敬用之於弧矢、李冶用之於勾股方圓、獨稱其闕乎數學者甚大矣、歐邏巴新法、易其名曰借根方、用之於九章八線、其源實開自九韶、亦可謂有功於算術者矣、然自元以來疇人皆株守立成、習而不察、至明遂無知其法者、故唐順之與顧應祥書、謂立天元一、漫不省爲何語、應祥亦云立天元一、無下手之術、互相推求、不得其解、則其傳已泯焉、□□□與徐光啓李之藻等、譯爲同文算指諸書、於古九章皆有辨訂、獨立天元一法、闕而不言、光啓、於勾股義序中、引李冶測海圓鏡、謂欲說其義而未詳、是此書已爲□□□所見、而猶未得其解也、迨于清初、歐羅巴人、始以借根方法進呈、聖祖授蒙養齋諸臣習之、彀成乃悟焉、卽古立天元一法、於赤水遺珍中詳解之、且載西名阿爾熱巴拉、卽譯言東來法、知卽李冶之遺法、流入西域、又轉而還入中原也、今用以勘驗西法、一一吻合、彀成所說、信而有徵、以爲算法之秘鑰、且以見中法西法、互相發明、無容設畛域之見焉、

〔算法新書 三〕天元術定則

太極の下に一算を立て、號て天元の一といふ、太極は實級、一は法級へ置なり、

法級	實級
	○ 太極

上圖の如く置某とす假令勾を問ときは勾とし股を問ときは股とし弦を問とき
は弦とし圓徑を問ときは圓徑とす隨意に問物に命す、

〔算法古今通覽二〕中學算法一冊　青山氏利永著

評曰、此書ハ享保三戊戌年、青山氏利永著ス所ニシテ、下學算法一十一問ノ答術ヲ施シ、卷末ニ一十二問ヲ設クルナリ、扨此條ノ答術ヲ見レバ、歸除術ナルモノニ天元術ヲ施ス、是レ其時ノ風儀ナリ、

〔算法古今通覽一〕算法根源記四冊　佐藤利左衞門尉正興著

評曰、此書ハ寛文六丙午年、佐藤正興著ス所ナリ、算法闕疑抄一百好、及算法童介抄一百好、合テ二百條ノ答術ヲ著シ、卷末ニ一百五十好ヲ設ク、其施ス所ノ術ヲ見レバ、天元術ハ不好ト見ヘテ、皆ナ算顆術ヲ以テ答之、適天元術ヲ施スベキモノモ、此條ノ術ノ如ク、立方式ヲ作リ、而シテ答之、按ズルニ、〇會田安明此書ノ序文ニ、算學啓蒙ノコトヲ述ルヲ見レバ、天元ノ術意ヲ知ラザルニハアラズ、只前書ノ風儀ニ傚フテ、和術ヲ施スト見ヘタリ、偖此條ノ答術ヲ見レバ、迂遠過乘モナシト雖、古代ノ風儀ニシテ長文ナリ、

〔算法古今通覽二〕竿頭算法一冊　中根保之丞彦循著

評曰、是ヨリ先キハ、算顆術ヲ施スベキ題ニモ、天元術ヲ施スヲ旨トス、然ルニ竿頭ハ、天元術ニ係ルモノト算顆術ニ係ルモノト、分テ答術ヲ施スヲ見レバ、古ニ越テ達算ト見ヘタリ、而モ文義約ヤカニシテ、術意モ能ク分ルナリ、古ノ風儀ナラバ、以角中徑巾乘之、得數加入角面何乘巾何段ト云ヒシヲ、乘角中徑巾加面何乘巾何段ト云フナリ、此則大ニ益アル文義ナリ、殊ニ得數ト云フコトハ、此術中、只一度云フノミナリ、此書ノ文法ニテ、能ク分ルコトヲ考ヘ知ルベシ、是ヨリ後チ達算ト聞ヘシ者ハ、皆ナ簡文ヲ用ユルナリ、扨中根子〇彦循ハ、簡文ヲ好ム故カ、此條ニモ得開方式ト

云フコトヲ不云、是モ二十一乘方ニ、開之ト云フ故ニ、開方式ナルコトハ知ラル丶ナリ、又此書中ニ、開方ト云フ文義アリ、是ハ開平方ト云フノ平ノ字ヲ省ケリ、是ハ簡文ニハ非ズシテ略文ナリ、開平方コトカ、開立方コトカ、開三乘方コトカ、見ルモノ疑ヒナキニシモアラズ、是ハ平立ノ字ヲ省クハ不可ナルベシ、扨此術ヲ見レバ、文義約ヤカニシテ、尤可ナリ、

演段術

〔算法古今通覽　一〕發微算法一册　關新助孝和著

評曰、此書ハ延寶二甲寅年、關孝和著ス所ナリ、古今算法記一十五問ノ答術ヲ施ス、此書起源ノ術ハ記サズトイヘドモ演段ノ意ヲ發スルハ始ナリ、乃チ發微算法演段諺解ハ、後十二年ヲ經テ、貞享二乙丑年、其門人建部氏賢弘著述スル所ナリ、是ヨリ演段術世ニ行レテ、甚盛ンナリ、既ニ其比ハ、演段ヲ以テ算術ノ極意ナリトセリ、扨此書ノ答術ヲ見レバ、古代ノ風儀ニシテ各長文ナリ、其比ハ、算術ノ大ヒニ發セントスル始メナレバ、未ダ委ク術理ニ通ジタル者ナシ、

〔算則十七〕單伏演段

冪式

一乘畢生剋

隨題意而如恒雖立天元一、術中有某畢而不得適等者、別立虛一為某、依術得式、乃歸除者實級畢本術寄左方級畢、因某畢、本術與寄左相消、若平方式者、實級加廉級、因某畢為歸除式也、本術寄消如前、若立方式者、實級加初廉級、因某畢方級加、次廉級因某畢為歸除式也、三乘方式以上者、實級加初廉級、因某畢方級加、次廉級因某畢實級加三廉級、因某三乘畢方級加四廉級、因某三乘畢實級加五廉級、因某七乘畢方級加六廉級、因某七乘畢、逐如此縮級而為歸除式、寄消如前例而得本術、

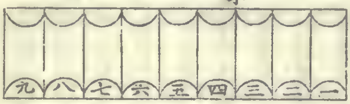
雜算

〔算學必究〕問て曰、雜算と申は、如何いたしたるものに候哉、

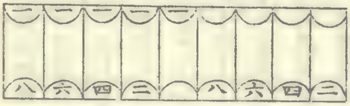
答て曰籌算は、九九の數をしるしたる籌を用ふる法にて、乘除一理、歌括(ワリゴエ)を唱ふることなく勿ち覺易く、且懷にもなるべき物故軍中などに用ひて便利に御座候、曆算全書に云ふ、籌算有數便、奚囊遠涉、便于佩帶一也、所用乘除存諸片楮、久可覆核二也、斗室匡坐、點筆徐觀、諸數歷然、人不能測三也、布算未終、無妨泛應、前功可續四也、乘除一理、不須歌括五也、尤便習學、朝得暮能六也と、籌を作るの度は、右の書に詳かにて、皇邦明和年間、東都千野乾弘と申人、其書に因りて作りし籌算指南と題せし板本、書舖に御座候、算術可也に出來候人は、籌算を存せず候とも右等の書を熟覽いたし候はゞ、忽解し申べく、御家臣の內算術いたし候人に仰付られ籌算を會得させ、其人より御習これありて、其法御熟得の上諸術に御すゝみ被成候はゞ捷徑にて、君子の用ひ恥かしからぬ物は籌算に御座候依て籌式幷用法の一例を左に擧て貴覽に入申候、

籌式

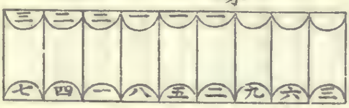
第一



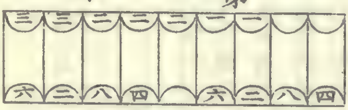
第二



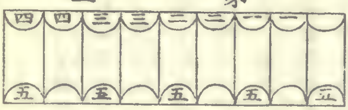
第三



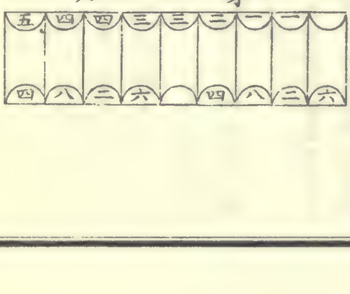
第四



第五



第六

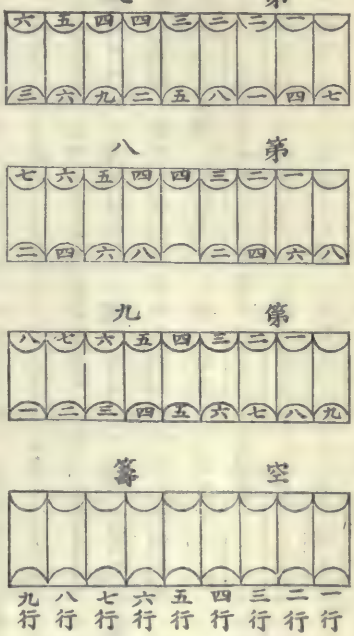


第七

第八

第九

空籌



籌を作るには、象牙、或は紙、或は竹片を用ひ、長短意に任せ、方正を以て度となす、籌の背面、皆平分九行にて、行毎に曲線をもつてこれを界し、兩半圓の狀を爲す、又籌背面相對して、第一籌の陰は第九とす、二と八、三と七、四と六、五と空位、共に五類にして、籌は最數多きを好しとす、これ用ふるに便なればなり、籌の半圓◡◠下を本位とし、上を進位として、本位壹兩は進位十兩とす、又兩籌を列する時、下の進位と上の本位と、㊀如此兩半圓合する時は、一位となる故、半圓中の數(二/三)合すれば五となり、又(八/六)合すれば十四となる、卽十をば上へ一位進め、(一/四)如此なると知るべし、又籌に明數あり、暗數あり、明數は、籌面有る所の數是なり、暗數は行數なり、假令ば第一行は卽一の數とし、第二行は卽ち二の數とす、暗數には〡〢〣〤〥〦〧〨〩(一二三四五六七八九)、是等の數字を用ふ、是明數と混せざる爲なり、除には籌の明數を取て、行の暗數を書し、乘には行の暗數を取て、籌の明數を去るす、

〔籌算指南〕珠算には歸、歸除のわかち有、其割やう皆歌括ありて、一々學ばざればわゑことかたし、見一になりては割ごへや、九々や、たがひに見合しよび合して是を學ぶ、たとひ覺るといへども、たちまちわすれやすし、唯此籌算は、割ごへをとのふることなく、目と意をもつて、朝習へば、くれにははや、能其理をゑりて、いかやうなむつかしきことも、われずといふ事なし、

〔策算〕策算

漢書律歷志、算法用竹徑一分、長六寸、二百七十一枚而成、六觚爲一握、古算之大略可考如是、其一枚謂之一算、亦謂之籌、梅福傳、福上書曰臣聞齊桓之時、有以九九見者、所謂九九、蓋始一至九、因而九々終於八十一、周髀算經商高曰、數之法出於圓方、圓出於方、方出於矩、矩出於九九八十一是也、以九九書於策、則盡乘除之用、是爲策算、策取可書、不曰籌而曰策、以別於古籌算、不使名稱相亂也、策列九位、位有上下、凡策或木或竹、皆兩面一與九、二與八、五與七、四與六共策、五之一面、空之爲空策、合五策而九九備、如是者一、各得十策、別用策一列、始一至九、各自乘得方冪之數、爲開平方策、算法雖多、乘除盡之矣、開方亦除也、平方用廣、立方罕用、古策算專爲乘除開平方擧其例、略取經史中資於算者、次成一卷、俾治九章算術者、首從事焉、乾隆甲子長至日、東原氏戴震敍、

〔籌算指南〕箅ばんと數とりを制して、初學に便りす、數取は〓此箅木を五ッの數に用ゆ、外の小數は一ッづゝと心得べし、若數取なきときは、五にたつる物を、筆のさやか、わらしべのるい、外の小數は小石豆子の類、其席に有合ふ物にて、五ッにたつる物と小數と紛れざる物を用るのみ也、それ箅は、併と減とのふたつ、則是數とりにて、目の子ざんする也、能鍛棟すれば、盤も數とりもいらず、籌ばかりを用ひて、箅するごとに、紙ぎれに、商と實とのくらいを筆書してすむ事也、

〔算法統宗十七〕寫算 鋪地錦

歌

寫算鋪地錦爲奇　不用算盤數可知
法實相呼小九數　格行寫數莫差池
記零十進於前位　逐位數數亦如之
照式畫圖代乘法　釐毫絲忽不須疑

〔籌算式〕一籌算ト云アリ、唐算和算ニ非ズシテ、事早ク調フ術也、紅毛人、專此法ヲ用ユ、故ニ紅毛算トモ云、中花ノ書ニモ出ル也、此法易フシテ殊ニ誤ルコトナク、器物ヲ不用タトヒ九九ノ數ヲ不知者ニテモ、學ビ易クシテ、甚ダ奇術也、故ニ爰ニ筆之、

〔筆算〕筆算自敍

或問、筆算西人之法耳、子何規々焉、曰非也、自圖書啓而文字與、參兩倚數、舉天下之能事、六書九數、皆原於易、非二事也、古人算具、以籌策縱橫布列、略如筮法之掛切、其字象形爲祘、是故其縱立者一而一、其上橫者一而五、銖盤之位實此權輿、夫用蓍在立卦之後、則籌策之算、必不在文字先矣、是故籌策之末、立形聲點畫、自足以用、而籌策之所得、又將紀之簡策、以詔方來、書與數之相須、較然明也、近數百年間、再變而爲珠盤、踵事生新、以趨簡易、然觀九章中盈朒方程、必列副位、厥用仍資筆札、其源流不可想見與、故謂筆算爲西人獨智者非也、曰、今所傳同文算指、西鏡錄等書、亦唐九執歷、元明間、回々土盤之發耳、與中算固各有本末矣、曰是則然矣、然安知九執以前不更有始之始者乎、西人之言、歷也、自多祿某以來二千年、屢變而密、溯而上之、亦不能言其始於何人、其爲算也、亦若是已矣、

○中略　康熙癸酉二月初吉、宣城梅文鼎撰

〔外交志稿二十四學術宗教〕慶長五年庚子四月、和蘭船チヤリ號一隻、豐後ニ漂著ス、大友義統之ヲ德川家康ニ報ズ、家康其船長アダムスヲ江戸ニ召ス、アダムス爲メニ數學ノ理ヲ講ジ、兼テ西洋製ノ船二隻ヲ造ル、是レ洋算及ビ洋船製造ノ學、我邦ニ入ルノ始メナリ、

〔西算速知上〕凡例

數學は、格物究理の要術にして、知ずんば有るべからざれども、所固有の珠算は、尋常のそろばんなり商工日用の器なるを以て、隱逸制外の士に在ては、まゝ是を用ゆることを恥ぢ、或は公侯大夫に在ては、事を有司に任すといへども、其總理に於ては、檢正せざれば其要務をなしがたく、又は士民に在ても幼にして學ばず、長じて有用の職に居ども、習學の時を得ざる輩も亦少なからず、況哉當今國家武威を震耀し、大艦を造り、巨炮を製し、防禦の術を專務とする時に於ては、數理に熟せざれば其功を得べからず、若是等の人々、尋常の珠算を教授せず、勉勵よく衆に勝る人たりとも、數月を經ざれば、諸法を知覺し、其用を辨ずること難かるべし、此筆算は、口授に在ては、一時に過ずして、加減乘除ともに盡く理會すべし、書傳は面授の如くにいたらずとも、此二卷の書を熟讀考究せば、一日或は二日にして、諸法を明辨し、其要務の業をも自在なるべし、

一筆算は、彈珠、尋常の算珠盤なり或は運籌籌さんをいふ等によらず、紙上に書記し、其數を求る術にして、除歌を用ひず、九九の聲をも知らずとも、加入減去の枝より、歸因乘除の業、日用堅務の諸法をも、時日を費さず、一日にして會得し、一筆半楮を以て、自在に用便する法なれば、よく熟練の上においては、たとへ幽僻の地域にして、紙筆に乏しくとも、地上に畫して其數を得べし、故に行路の間、航海の上、軍陣の前、或は馬上輿中に在ても、器具を用ひず、胸中に其要を得ること、他術の及ぶ處にあらず、

一皇國の珠算は、支那ともに通じ用ゆる處なれば、たとへ彈珠の術に精練する人も、此西算の意を理會せば、萬國の數理に通曉すと云つべし、〇中略

順天堂塾中

安政第四丁巳春　曾根榮道謹誌

點竄術

〔西算速知下〕西算速知後序

數學之係於世用不大且重歟、（〇中略）浪華理軒福田先生能極其術者也、吾鯤齋先生遊其門亦能究極其術、（〇中略）先生嘗著算學之書數部以公於世、後又著測量集成測天量地可坐而致矣、今也著西算速知將以公於世其書簡明精詳、西洋之算術、人々可得而講矣、是豈可與秘術售技之徒同日語哉、其志實在育人材也、（〇中略）

安政丁巳仲春下浣於江戸墨水寓舍門人北越渡部健謹識

〔新撰東京名所圖繪（二十一編）〕順天求合社中學校

本校は、厥始め天保五年八月廿六日、福田理軒氏、（名は泉といふ）泉州學校を大坂南本町四丁目に設立し、以て算術を教授し、榜して順天堂と曰ひ、又算學院と稱せり、後ち課を廢すること三年、然れども學校は依然として舊の如し、明治二年、理軒氏、治河局に出仕することゝなり、乃ち上京し、同四年九月を以て、學校を仲猿樂町（〇神田）に移し、順天求合社と改稱す、

〔文部省第一年報〕東京開成學校

沿革

是年（〇文久三年、中略、）數學局ヲ設ク、神田孝平等ヲ以テ教官トス、

〔算法點竄指南錄（初篇上）〕凡例

一點竄の法は、元祖關先生、（〇和孝）發明する所にして初めて歸源整法といふ、後松永良弼に至り、其主君磐城侯の命を受て、名を點竄と改む、但傍書の筆算を用ひ、乘除加減は勿論都て矩合的當の解義を明かにする良法にして、實に數學の要用なり、

〔算法點竄初學抄序〕おほよそ算法乘除のあさきものは、そのまゝ算珠盤をもてするを算術といひ、又算籌をもて一算に命け、寄消の式を得るを天元術といふ、天元は古法なりといへども、此術

のみにてはなし得ざること多し、玄かるに關自由亭先生名孝和、通稱新助、寶永中人、いでゝ、あらたに法をたて天元の意を以て、傍書にかきつらねて、其理をおし極め、あるひは天元術をほどこし、あるひは箅顆術なることをわかつものを名づけて、歸源整法といふ、

吾朝いにしへに比ぶれば、箅法の密になれる事、これをはじめとやいふべき、其後故磐城侯、其臣松永先生名良弼、通稱安右衛門、關先生三世之道統、におほせ、點竄術とは改めたまひき、夫よりして箅法おほきにひらけ、日々月々に盛にして、點竄も又隨て、なをくはしくなりもてゆき、異朝三代のむかしより、六藝のうち、ひとり數のみ沿革することなしといへども、眞數に密合するもの、點竄に玄くものあらず、既に余○池田貞一が師、白石鄉々先生の、先哲のかたしとする方圓の理を自在になし得る所の術を制するも、點竄の蘊奧にして、こどとし余があらはせる、數理無盡藏に載するが如し、亦近頃會田氏○安明の徒、天生法といふも、たゞ點竄の名を異にするのみなり、○中略

文政十三年庚寅十月朔　　旭岡池田貞一識

點竄大意

乘除

廿五石三斗五升は、俵數かくのごとく、左右のかたはらに玄るして、乘除をわかつものを傍書といふ、乘ずるものは右に傍書し、除するものは左に傍書す、すなはち箅珠盤にて掛るには右よりし、割るには左よりするの象なり、故に今爰に出すがごときものは、貳拾五石と置、三斗五升の入にて割ば、三斗五升より下は、割殘し端米也、七拾壹俵と端米壹斗五升を得る也、又五百十八反一丈八尺五丈四尺三尺如此乘除の多きものも、總て掛べきものは、先いかほどもかけて、後にいく重も除くなり、

〔拾璣算法〕點竄

所謂點竄者、臨題施術之始、正術路、審技巧之法也、故自天元演段、以至諸分諸約招差剩管、或雖歸除

開方之淺技、不顧之于斯、則不識迂遠紛亂之外、或不免剩因過乘之謬、而㓨於彼辭簡而義邃、象藏而難見者乎、雖達識士、或不免其病、故宜先施此技、探術路始終、訂其迂直邪正、而後裁答術、撰文義、名之謂點竄也、固良法、而非入關門窺其室、而探其頤者、則爰得達其妙旨哉、實堪爲秘中之秘矣、

定則

以所問命一算、傍書者、固虛數也、如圖、

加減者、隨意施于上下級或同級、（加者正負同加異減、減者正負反之同減異加、）假如列鈎如弦、（是施上級形也）假如列股減鈎、（是施下級形也）假如列弦減股、（是施同級形也）假加列鈎加股、（亦施同級形也）

因者用右傍書、（假如列鈎乘股也、）除者用左傍書、（一件則直用除號、若二件已上者、括之用號、）假如列鈎股相乘、以中鈎除之、（乃中鈎一件、故直用傍書、）爲弦假如列鈎股相乘、以鈎股和除之爲方面、（乃鈎股二件、故括之名甲、）即方面也、

若因除（左右之傍書也）有等數者省之、如此省乙爲甲、（之皆做）段數者、晝其籌數也、

豫探矩合、求左右同數、（乃兩位級數、不論多少、）設寄消式、（即空位也）而後定本式之級階也、其例所得諸數、無虛數（即同數）者爲實級、有虛數者爲方級、有虛數冪者爲初廉級、有虛數再乘冪者爲次廉級、有虛數三乘冪者爲三廉級、次第如此、隨虛數遂下級書諸數、（乃以最下級名偶數、）而後每級省虛數作本式也、

〔拾璣算法五〕題拾璣算法尾

夫縣周公創制九章、代而闢焉、人而精焉、漢有洛下閎在天度、宋有祖冲之窮圓率、至胡元郭太史招差於晷景、作授時曆、朱世傑索數于虛一、發算機、於是乎、已難獲之象、靡不可知之數、天尚生吾關夫子（孝和）○于樽桑、勃興玆技於此世、探世傑蘊奧、而聰演段妙旨、推演窮源、鈎玄極賾、一時豪傑、攀龍鱗附鳳翼、噴奇揮妙、各以其聲鳴當時者、何限耶、實千歳之一遇、算學之興、於斯爲盛、○（中略）于時明和四年丁亥春二月望、

同藩　澤崎清原信定誌

〔算法天生法指南 一〕算法天生法指南自序

天生法ナルモノハ、予ガ發明ノ法ナリ、弱冠ノ比ヨリ此法ヲ用ヒ、諸術ヲ發キ、晝夜寢食ヲ思ハザルコト五十年ニ及ビ、一千餘卷ノ算書ヲ編集ス、尤モ算術ヲ考ヘ巧ムノ妙法ナリ、此一法ヲ會得スルトキハ、萬術隨テ得ルコト易シ、古法ノ天元術ト云モノハ、乘ヲ用ヒテ除ヲ用ヒズ、故ニ不便利ナリ、抑乘除ノ二ツハ、算術ノ羽翼ニシテ、人ノ兩手ノ如ク、鳥ノ兩翅ノ如シ、然ルヲ其一ツヲ用ヒザル故、不自由ニシテ諸術ニ通セズ、是レ古ヘ致理ニ疎キトキ、下手ノ立タル法ナレバ、今ニ至テハ用ユルニ益少シ、演段ト云者モ、亦是ニ同ジ、殊ニ天元演段ハ、過乘ヲ省クベキ手段ナシ、故ニ仕上ノ精術ヲ得ルコト難シ、但シ古代ノ和數冪數ノ算題ニハ、天元演段モ少ハ益アルニ似タリ、然レドモ當代本源ノ算題ニ逢フテハ、甚ダ無益ノ法術ナリ、乃シ過乘ヲ省クノ業ナキガ故ナリ、

予ガ天生法ハ、乘除ヲ自由自在ニ用ヒ、過乘ヲ省クコトモ亦速ヤカナリ、故ニ算法萬術ノ起本トナルナリ、予門人等ニ此法ヲ授ケ試ムルニ、自ラ諸術ヲ發明スル者甚ダ多シ、是レ諸術ニ貫通スル良法ナレバナリ、所謂諸術ト云ハ、釋鎖法、分合法、乘除加減法、兩式術、交商法、逐索術、整數術、累疊術、招差法、諸約術、諸約混一術、截段術、極數術、增約術、損約術、添約術、削約術、零約術、交會術、變式術、變商術、桁算累式術、方陣變換術、變數術、角術、綴術、圓理弧背眞術、八線用法、對數表、貫通開方術、重乘算顆術、通弦變換術、類術集、（開方盈朒術、趕趁術、歩宋術、探宋術、）自約術、自分術、換式術、脱約術、換角法、貫通術等ナリ、此餘ノ諸術尙多シ、是皆天生法ヨリ發起スル所ノ法術ナリ、故ニ算法ニ志アル者ハ、能ク勤メテ此法ヲ得ベシ、此法ヲ會得セバ、自ラ諸術ヲ發明スベシ、

偖又算術ニ、相消スト云コトアリ、此相消ト云コト、算法ノ目當ナリ、此理ヲ悟リ得バ、餘ハ隨テ得ツベシ、假如有二米三十五石一、此價金四十兩、問二金一兩米相場何程一、術曰、以二價金四十兩一除二有米三十五石一、得二米相場八斗七升五合一、合レ問、コレ尋常ノ算術ナリ、此術意ニ依テ、相消ト云コトヲ解ンニ、置二價

極形術

金、乘米相場、爲有米、寄左、卽有米爲、右、以相消ス、（米相場價金　有米）（矩合的當）コノ寄左モノモ有米ニシテ、右ヲ以テ相消スル者モ有米ナレバ、卽チ其理ハ消ヘテ空トナルナリ、故ニ矩合的當ト云者ハ、其理ヲ盡シテ空ニ歸リタル象チナリ、コノ空ニ歸スル處ハ、筭法ノ樞機ナリ、其矩合的當ハ空トナリタル像チナレドモ、筭木ニ正負ノ二品アリ、數ニ有數無數ノ二品アリ、故ニ矩合的當ヨリ其術ハ起ルナリ、假如有米三十五石、此價金四十兩、問金一兩米相場幾何トキハ、有米ト價金トハ有數ナリ、金一兩米相場ハ無數ナリ、故ニ矩合的當ニ依テ、有數ヲ用ヒテ無數ヲ求ムルナリ、卽チ以價金除有米、得米相場（八斗七升五合）合問ナリ、又價金四十兩、米相場八斗七升五合、問高米幾何ト云トキハ、卽置價金、乘米相場、得高米、（三十五石）合問ナリ、又有米三十五石、金一兩米相場八斗七升五合、問價金幾何ト云トキハ、卽チ置有米、以米相場除之、得價金、（四十兩）合問ナリ、此三件ノ筭題ハ、右一件ノ矩合的當ニ依テ、其三術ヲ起スナリ、殊ニ矩合的當ヨリ起ル術ハ、千萬ニ一ツモ違ヒアルコトナシ、故ニ筭術ニ志アル者ハ、務メテ相消ト云コトヲ知ルベシ、相消ノ理ヲ知ラズシテ、押付術ヲ用ヒル者ハ、稍其理ノ深キ筭題ニ逢ヘバ差フコトアリ、且ツ己レモ疑ヒヲ決スルコト能ハズ、筭法闕疑抄ノ如キハ、其時代ノ達筭ナレドモ、相消ノ理ヲ知ラズシテ、片押シニ押付タル術ナル故ニ、稍其理混ジタル筭題ハ差フモノモアルナリ、乃シ矩合的當ハ、疑ヒヲ決スル定規ナリ、○（中略）

東都北本所處士羽州最上山形生

文化七庚午年五月　　最上流元祖　會田筭左衛門安明子貫識

〔算法極形指南　一〕凡例

一極形術は、西礀先生發明の法なり、余（〇秋田十七郎）嘗其起原を先生に問ふ、先生曰、數は象より生じ、象は一點より始る、點は万象の極、乘數の本なり、新法是に起る、余其傳を得て、別に私見を加へ、用法二百條を擧て學者に示す、實に万物窮理最大の要法なり、

一象に應じ、其極大小長短多少の差別ありといへども題辭と混ずるときは、大小長短の極も皆多少極とす、

〔算法極形指南序〕點竄術、自關新助創始、先是未有也、均是筆算也、而梅氏筆算、惟不過以筆代於珠盤、而其用視諸珠盤、反爲不便、若點竄術、乃設問作圖、推其理以求其數、算家要法、莫此爲精、然其作圖、巧迂直、以人殊科、則求之之術、亦過其拙者迂者、費算頗多、識者或不能無遺憾焉、長谷川西磻、有見于斯、更立極形一法、其法、今有大小二圓各徑若干寸者、於此其小之極、卽爲大若干寸、大之極、卽爲小若干寸、極大小形以作之圖、用點竄術以立之答、不特簡捷便利甚省功力、亦理數並明、無復餘蘊矣、○中略

天保乙未四月　　朝川鼎五鼎父撰

〔算法古今通覽一〕括要算法四冊　荒木彥四郎村英檢閱

評曰、此書ハ寶永六己丑年、關氏孝和ノ遺編ヲ荒木氏檢閱シテ、其門人ノ著ス所ナリ、此書累裁招差之法、方梁術、衰梁術、互約術、逐約術、齊約術、遍約術、增約術、損約術、零約術、遍通術、剩一術、翦管術、角術、求圓周率術、求弧矢弦術、求玉積率術、右十七品ノ術ヲ記セリ、是ヨリ先キ此等ノ術技ヲ記セシ書ハ見エズ、故ニ此書ヲ以テ始メトス、後書ニ、梁疊、招差、諸約、翦管等ノ術ヲ追々ニ新考シテ載スルモノモ、皆ナ此書ニ本ケリ、關氏孝和ノ大功ハ、自ラ爰ニ明ラカナリ、其門ノ輩、達人ト稱ルモ亦其理ナキニシモアラズ、

〔算話隨筆上〕中根元圭ガ律原發揮ニ曰、本邦以算術鳴世者、不爲不多、皆作書述諸術、然至升法、未有減鐵弦之積者、此不委試之所致也、一升之所差也、雖至微積至一斛、則差幾五合許、不可不辨也、又曰、鐵弦、上濶三分下闊七釐、高二分、長七分弱、鐵積二分半强ト云々、然レドモ今枡座ニテ造ルハ、算家ノ相應術ヲ以テ作ル寸法ニ異ナリ、按ズルニ、鐵弦積ヲ除キテ、其枡ノ量目、恰カモ合スルヨウニ寸法ヲ設クト見ヘタリ、

圓理
角術
積術

〔筭法古今通覽二〕筭頭筭法一册　中根保之丞彥循著

評曰、此書ハ元文三戊午年、中根彥循著ス所ニシテ、中學筭法一十二問ノ答術ヲ著シ、卷末ニ二十五問ヲ設ルナリ、夫レ招差法ハ、初テ括要筭法ニ著ス、繼テ中學ニモ常ノ筭題ノ如ニ作レリ、是ヨリ後チ諸筭書ニ品ヲ換ヘ、模樣ヲ換ヘテ載ルモノ多シ、

〔筭法整數起源抄 初編上〕算法整數起源抄序

毛利氏之算顆盤、關氏之點竄術、行於世二百有餘年、若點竄術、得其法者多矣、至整數術、無傳之者、友人菊池長良憂之、精力勉强、遂究其奧旨、頃者編曾所授門人之整數術、條爲一卷、名曰整數起源、整數、固點竄之解義也、而今公之世、似洩其秘、然冀公之天下、而有益世之習數學者、是菊池氏之素志也、余嘉其志、爲序其卷首、

弘化二年乙巳仲秋　東都　博望館芬木元達識

〔五瀨植松先生明數碑〕先生、本中村氏、名是勝、稱英三郎、上總山邊郡眞龜村人也、少小好數、受業於江戶日下君、君本五瀨氏、諱誠、稱貞八郎、爲關家者流嫡々相承第六世矣、門徒極多、而特以先生承其統、又命代號以其族、親愛可謂至也、先生不意乎筮仕、退歸本郡宿村植松氏、配其女、敎授於家、嘗有所發明、而著一書曰豁術、一矩以御衆圓形、豁然無不貫通焉、所謂環矩以爲圓者也、實文化八年也、先生年二十二、又著一書曰角術、凡殺角形無不可御者、所謂合矩以爲方者也、斯二書、固世之至寶、而唱其術者、皆由之矣、○中略

安政五年四月　藤良同撰

〔圓理規矩算法 序〕夫綴術者、求除因之法、率而招適商之追差之法也、是出于邪理而入正理、從于假術而歸眞術、本于迂遠而得頓速、似于虛盆而有必用、遊於數門者、誰不慕此法乎、予開如意法而後、雖旣發八歸及定形、未至動形、願得明弧法之理、將依極法順勢等而窺之、于時癸丑歲夷則頃、子貫子來曰、

吾往昔忽然得妙法、于世謂之綴術、未顯齒唇之外、藏于胸而隱也、歲久焉、今以與於子、風聞子亦開珠法、請爲吾傳焉、然後以鉤股求弦之法授於予曰、是有能渡平方題、而亦弧法之妙旨也、庶幾當索弧術而委屬解法、與子之法相合、以爲秘藏也、於茲竊鑑其法格、則有輙難通、故設圖說定之天地人、然後以徑弧矢弦之四件、交互試之、則適然得皆索其術、予以爲、是玄妙不測也、唯恨限于平方、若有推廣之諸題、則不亦樂乎、時々修之、粗探諸題、若雖當其平方式者、有間亦得之、未能嘗至於立方題、愈求之不敢止、日乎月乎、殆久矣、歷一百五十有餘日于此、更加別意、而試之立方也、及一十有二度、雖然昏然未見緒端也、子貫子亦來曰、嗚呼止而勿勞、古來無其法、豈有其理乎、曰否、予見符節之有普通諸題、奚無可通之理耶、若依彼以開此術路、則亦得之有歟、於爰本于符節、以開蘊奧、然後豁然有得妙旨、而廣設諸定率、仍得立數品之徒法、而普使此法貫通諸題、名之矩形、以弧法名規形、兼兩名題之、爲規矩算法、與如意算法、相雙爲乾坤兩卷、以贈於先生、若有敏達之士、遇此書、則萬法隨於意、而千術來於胸、猶幼童之隨慈母而得成人、不借策勵而自長焉、猶旅人之得乘船、而安手足、不勞行力而自至焉、○中略

寛政六甲寅歲七月下旬

書於洛西大原紫雲山西方精舍　沙門正空覺道

〔算法圓理通序〕泰西之數學、有點線面體之科、和蘭謂之覓多勠遜羅句、謂之瑪得西斯、漢謂之幾何學、寔詳證學之一科、而天文地理航海等學、靡不本之、而又圓理豁術之所起原也、蓋面體若帶弧規、則其實數有奇零、不可收矣、夫唯奇零不可收、故必以術馭之、馭之之術、名曰圓理豁術、乃算法之至賾也、觀瀾藤岡子明、自少嗜算法、勵精之久、和漢梵蘭數理之書、一莫不窺其閫奧、於詳證術、發明既多、尤邃於圓理豁術、洵予門之翹楚也、頃輯會所著之圓理題術、以爲一編、簽以算法圓理通觀之、題意玄妙、其術精新、可以爲圓理家之模範矣、後進之士、能資茲集、以盡圓理、則圓理盡于此、可得而庶幾焉、故余喜而序之、

綴術

弘化乙巳歲南至日　東海觀老人

〔算法尖圓豁通〕尖圓豁通引

大神洲、偃戈以來、度數學日開、至今盡形極方圓之奧秘、而絕學玄妙、冠于萬國者、乃所因神洲之人、天賚穎異絕特也、津和野侯、經文緯武、治敎之暇癖有感于此、令其臣木村林昱、桑本正明二氏、使探其深淵、二氏累月積年、殫精焦思專研究此學、發明頗多矣、屬者二氏、輯嘗所設之方圓題術、以爲二卷、名曰尖圓豁通、頒之同社、觀閱之、本編則闡發尖圓新題之術、附錄則撰前人所難之諸題、施之答術者也、夫方圓窮理、則隨所題之形象、在盡其理、求其數、而其術也、是之謂徵數點竄法(アルゼブラ)、總分之二、曰天元統術、曰圓理豁術等是也、萬物理數、依此二術莫不得焉、今如二氏之此書、則極二術之蘊奧者、而吾邦人之所未盡、西洋人之所不及、誠可謂勤矣、〇中略

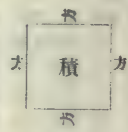
安政二載歲在乙卯會星月　東海五觀僊人識於大久保山中草舍

〔社盟筭譜上〕凡例

世ニ普ク員理弧背異術ナド丶コト〳〵シク唱フルモノモ、員法弧術等ニ限レリ、是平方綴術一次ニシテ何ゾ得ガタカランヤ、安島子ノ不朽筭法上卷第三十八、員墻ニ員ヲ穿ツノ術、平方綴術二次ヲ用フルノ濫觴トス、次ニ點竄指南錄初編卷尾側員周背術(此術大ニ迂遠ナルガ故ニ、是ト改ムルコト卷中ニ詳ナリ)ノ二條ニ限テ、綴術二次ヲ用フルモノ、予(〇白石長忠)未ダ他ニミルコトナシ、況ヤ綴術三次ヲ用フルモノニ於テヲヤ、然ルニ予ガ門人等、今卷中ニ著ス所ノ題術ノ如ク、平方綴術二次三次トイヘドモ自在ヲナセリ、(今名之曰方員眞理豁術)池田、横山、梅主ノ三子、神廟ニ揭グル所ヲ以テ、綴術三次ヲ用フルノ最モ初メトス、

〔綴術一〕今有如圖平積、其積若干問、不用平方、依乘除得方面術如何、

答曰、如左術、



解曰、此題ナルモノハ、冪數ヲ云フ、卽チ平方ニ開クトキハ、其方面ヲ得ルナリ、然ルニ之ヲ許サズ、故ニ其積ヲ列テ、冪數一箇ヲ加ヘ、或ハ減ジテ、而シテ其數ヲ綴テ、終ニ眞數ヲ得ルナリ、因テ綴術ト云フ、又添削ノ名アリ、抑縱橫ナル者ヲ直ト云フ、其縱橫共ニ同寸ナルトキハ、之ヲ方ト云フ、此理ニ依テ、先ヅ積ニ一箇ヲ添ヘテ、之ヲ半シテ甲ト名ケ、以テ積ヲ除テ子ト名ク、此卽直形ナリ、而シテ甲ト子ト相併テ、又之ヲ半シテ乙ト名ケ、以テ積ヲ除テ丑ト名ク、此亦別規ノ直形ナリ、而シテ乙ト丑ト相併、之ヲ半シテ丙ト名ケ、以テ積ヲ除テ寅ト名ク、是亦別規ノ直形ナリ、遂テ此ノ如ク直形ヲ求ムルトキハ、終ニ縱橫盡テ方トナル、乃チ得ル所ノ甲乙丙丁ト名ルモノハ、皆ナ其直形ノ縱ナリ、而シテ多件ヲ得ルニ隨テ橫ニ近シ、又得ル所ノ子丑寅卯ト名ル者ハ、皆ナ其直形ノ橫ニシテ、而シテ多件ヲ得ルニ隨テ縱ニ近シ、而シテ縱橫同寸ナルトキハ、之ヲ方面トス、

〔皇朝類苑五十二〕綴術

審方面勢、覆量高深遠近、筭家謂之專術、專術文象形如繩木、所用墨斗也、求星辰之行步、氣朔消長、謂之綴術、謂不可以形察、但以算數綴之而已、北齊祖亘、有綴術二卷、

○按ズルニ、古ノ綴術ハ、後世ノモノト其名同ジクシテ、其實ハ異ナルモノヽ如シ、

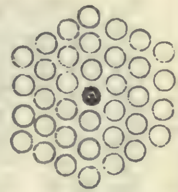
〔口遊竹束篇〕今有竹束周員廿一、問總數幾、曰卌八、

術曰、置周員加三等、自乘、得五百七十六、以十二除、得卌八、口傳曰、不盡法半已上者取一、從總數以六爲法半、

〔算學啓蒙註解下〕推積還源門

今有圓箭一束、外周五十四隻、問積幾何、　答曰、二百七十一隻也、

術曰、副置五十四隻、上位添六隻、以下位乘之、得三千二百四十、爲實、以圓法十



二而一、加心筭一隻合問。私曰、外周五十四、加六得六十、置上位乘五十四、得三千二百四十為實、以圓法十二約之、加心筭一、得二百七十一隻也、此法杉算之六筈者也、心筈之外包六箇、幾重包、亦重々増六箇也、圓法十二之義者、杉算因六法也、圖記于上、今以碁子如匝並之為六角、自齊古圓法、故曰圓法十二也。



〔口遊 人事門〕孕婦

令孕婦可生子知男女法

術曰、置婦女年數、自生年至妊年加十二神為實、可除天一、地二、人三、四時、五行、六神、七星、八風、九宮、殘一三五七、為陽、男也、二四六八、為陰、女也、一死以九除也、今按、同法也、

口傳曰、若自去年妊者、可加空筭三、加婦女之年也、

病者

有病者不知死生

曰、置九九八十一、加十二神得九十三、更加病者年數、并得以三除之、若有不盡者、男死、女不死、若无不盡者、女死、男生云々、

今有人死生知術

置八十一、加十二神、又加十二月、將又病者年若干、并以三除、若有竿殘者、不死、不遺死、

〔孫子算經下〕今有孕婦行年二十九、難九月、未知所生、

答曰生男

術曰、置四十九、加難月、減行年、所餘以天除一、地除二、人除三、四時除四、五行除五、六律除六、七星除七、八風除八、九州除九、其不盡者、奇則爲男、耦則爲女、

〔算法統宗十七〕孕推男女法

歌

四十九數加孕月　減行年歲定無疑　一除至九多餘數　逢雙是女隻生男

今有孕婦行年二十八歲、八月有孕、問所生男女、

答曰生男

法曰、置四十九、加孕月八、共五十七、減年二十八、餘二十九、減天除一、地除二、人除三、四時除四、五行除五、六律除六、七星除七、不盡奇爲男、偶爲女也一三五七九皆奇、二四六八十皆偶、

如數多再以八風除八

〔空穗物語藏開上〕かへるとしの、む月ばかりより、一の宮はらみ給ぬ、中納言、かのくらなる、さ。ん。き。や。う。などいふ文ども、とり出でならべて、女みこにてもこそあれとおもほして、むまるゝ子、かたちよく、心よくなるといへるものをばまいり、さらぬものも、それにしたがひてし給、

〔今昔物語二十四〕俊平入道弟習算術語第廿二

今昔丹後前司高階俊平朝臣ト云者有リキ、後ニハ法師ニ成テ、丹後入道トテ有シ、其弟ニ官モ无クテ只有ル者有ケリ名ヲバ□□□□其ガ閑院ノ實成ノ帥ノ共ニ、鎭西ニ下テ有ケル程ニ、近ク渡タリケル唐人ノ身ノ才賢キ有ケリ、其唐人ニ會テ□□算置ク事ヲ習ハムト云ケレバ、初ハ心ニモ不入テ更ニ不敎リケルヲ片端少シ算ヲ置セテ、唐人此ヲ見テ、汝ハ極ク算置ツベキ者也ケリ、日本ニ有テハ、何ニカハセムト爲ル、日本ハ算ノ道不賢ル所ナメリ、然レバ我レニ具シテ宋ニ渡ラムト云バ、速ニ敎ヘムト云ケレバ、□□吉ク敎ヘテ其道ニ賢クダニ可成クハ云ニコソハ隨ハメ宋ニ渡テモ被用テ可有クハ、日本ニ有テモ何ニカハセム、云ハムニ隨テ具シ渡ナムト事吉ク云ケレバ唐人其言ニ隨テ算ヲ心ニ入レテ敎ヘケルニ一事ヲ聞テ十事ヲ悟ル樣也ケレバ、唐人モ我國ニ算置者多カリト云ヘドモ、汝許此道ニ心得タル者无シ、然レバ必ズ我ニ具シテ宋ニ渡レト云ケレバ□□モ然也ト云ハムニ隨ハムトゾ云ケル、此算ノ術ニハ病人ヲ置テ喩ル術モ有リ、亦病ヲ不爲人也ト云ヘドモ、妬シ悋シト思フ者ヲバ、忽ニ置キ失ナフ術モ有リ、事トシテ此算ノ術ニ離レタル事无シ、然レバ更ニ如此キノ事共ヲ惜ミ不隱シテ皆汝ニ傳ヘラムト其レニ倘我レニ具シテ宋ニ渡ラムト誓言ヲ立ヨト云ケレバ、□□實ニハ不思トモ、此ヲ習ヒ取ラムト思フ心ニテ少許ハ立テケリ、然レドモ倘人ヲ置テ殺ス術ヲバ、宋ニ渡ラム時ニ、船ニシテ傳ヘムト云テ、異事共ヲバ吉ク敎テケリ而ル間、帥安樂寺ノ愁ニ依テ俄ニ事有テ京ニ上ケルニ其ノ共ニ上ケルヲ唐人强ク留メケレドモ、何デカ年來ノ君ノ此ル事有テ俄ニ上リ給ハムニ、不送シテ留ラム、其事ヲ受テ不違ト思フモ、主ノ此ク騷テ上リ給フ送セムト云ニテコソ我ガ事否違マジキ也ケリトハ思ヒ知ラメト云ケレバ、唐人現ニト思ヒ、然必ズ返リ來レ今明ニテモ宋ニ渡ナムト思フニ、汝ガ來ラムヲ待テ具シテ渡ラムト云ケレバ、深ク其契ヲ成シテ□帥ノ共ニ京ニ上ニ

ケリ、世ノ中冷キ時ニハ、和ラ宋ニ渡ナマシト思ケレドモ、京ニ上ニケレバ、知タル人々ナドニ云ヒ被止、兄ノ俊平入道モ聞テ強ニ制シケレバ、鎮西ヘダニモ不行成ケリ、彼唐人ハ暫クハ待ケル程ニ、音モ无レバ態ト使ヲ以テ、文ヲ遣テ恨ミ云ケレドモ、年老タル祖ノ有ルガ、今明トモ不知ネバ、其レガ成ラム様見畢テ行ムト云ヒ返シテ不行テ止ニケリ、唐人暫コソ待ケレドモ不來リケレバ、謀ツル也ケリト思テ、吉ク咀テナム宋ニ返リ渡ニケル、初ハ極ク賢カリケル者ノ、彼ノ唐人ニ被咀テ、後ニハ極テ旎キ物モ不思ヌ様ニテゾ有ケル、然レバ侘テ法師ニ成ニケリ、入道君ト云テ、旎ラヒタル者ノ指ル事无キニテ、兄ノ俊平入道ガ許ト山寺トニ行キ通テゾ有ケル、而ル間俊平入道許ニシテ、女房共數有テ庚申シケル夜、此入道ハ旎ラヒテ片角ニ居タリケルニ、夜深更マヽニ女房共寢ブタガリテ、中ニ誇タル女房ノ云ク、入道君此ル人ハ可咲キ物語ナド爲ル者ゾカシ、人々咲ヌベカラム物語シ給ヘ、咲テ目覺サムト云ケレバ、入道己ハ口ヅヽニ侍レバ、人ノ咲ヒ給フ許ノ物語モ知リ不侍ラ、然ハ有ドモ咲ハムトダニ有ラバ咲シ奉ラムカシト云ケレバ、女房ハ否不爲、只咲ハカサムト有ルハ猿樂ヲシ給フカ、其レハ物語ニモ増ル事ニテコソ有ラメト云テ咲ケレバ、入道然モ不侍ラ、只咲カシ奉ラムト思フ事ノ侍ル也ト云ケレバ、女房此ハ何事ゾ、然ラバ疾ク咲カシ給ヘ、何ニ何ニト責ケレバ、入道立走テ物ヲ引提テ持來タリ、見レバ筭ヲハラハラト出セバ、女房共此ヲ見テ、此ガ可咲キ事ニテ有ルカ、去來然バ咲ハムト嘲ケルニ、入道答モ不爲シテ、筭ヲサラ〳〵ト置キ居タリ、置畢テ廣サ七八分許ノ筭ノ有ケルヲ手ニ捧テ、入道御前達、然バ咲ヒ不給ジヤ、咲カシ奉ラムト云ケレバ、女房其筭提ゲ給ヘルコソ咲カラメナド云合タリケルニ、其筭ヲ置クト見ケレバ、女房共皆エツボニ入ニケリ、痛ク咲テ止ラムト爲レドモ不止マヽ腸ノ切ルヽ様ニテ可死思ケレバ、咲ヒ乍ラ涙ヲ流ス者モ有ケリ、可爲キ方无クテ、入道ニ向テ、エツボニ入タル者共ノ、物ヲバ不云シテ手ヲ摺ケレバ、入道然レバコソ申ツレ、今ハ咲ヒ飽キ給

ヒヌラムト云ケレバ、女房共口テ臥シ返リ、咲ヒ作ヲ手ヲ摺ケレバ吉ク令侘テ後ニ、置タル筭ヲサラ〳〵ト押壞タリケレバ皆咲ヒ醒ニケリ、今暫ダニ有マシカバ皆死マシ、未ダ此許難堪キ事コソ无カリツレトゾ女房共云ケル、咲ヒ極シテ集リ臥テゾ病ム樣ニ有ケル、然レバ人ヲ置殺シ、置生ル術モ有ト云ケルヲ、傳ヘ習タラマシカバ、極カラマシトゾ聞人皆云ケル、此ク筭ノ道ハ、極テ怖シキ事ニテ有ル也トゾ、人語リシトナム語リ傳ヘタルトヤ、○又見宇治拾遺物語

〔吾妻鏡十六〕正治二年十二月三日乙酉、有大輔房源性（源進士左衛門尉整子）者、無雙筭術者也、加之見田頭里坪、於眼精之所覃、不違段步云々、又伺高野大師（○空海）跡、顯五筆之藝、而陸奥國伊達郡有境相論、爲其實檢、去八月下向、夜前歸著、今日參御所、是被賞右筆幷蹴鞠兩藝、日來所奉昵近、仍無左右被召御前、被尋仰奧州事等、源性申云、今度以下向之次、斗藪松島、於此所有獨住僧、一宿其庵之間、談法門奧旨、翌朝僧云吾爲天下第一筭師也、雖隱形筭、尋劣龍猛菩薩之術哉云々、源性云、而更不可勝源性之由吐詞之處、彼僧云、不改當座、速可令見勝利云々、源性承諾之、仍取筭、置源性座之廻、于時如霞霧之掩、而四方大暗、方丈之內、忽變大海、所著之圓座爲磐石、松風頻吹、波浪聲急、心惘然難辨存亡也、移剋之後以亭主僧之聲云、自讃已有後悔哉云々、源性答後悔之由、彼僧重云、然者永可停止筭術慢心、源性答、早可偏止、其後蒙霧漸散、白日已明、欽仰之餘、雖成傳授之望、於末世之機根、稱難授之由不免之云云、仰（○源頼家）云、不伴參其僧、甚越度也云云、

〔徒然草下〕まゝ子立といふ物を、雙六の石にて作りて、立並べたる程は、とられん事、いづれの石ともしらねども、かぞへあてゝ、ひとつを取ぬれば、其外はのがれぬと見れど、又々かぞふれば、彼是まぬきゆく程に、いづれものがれざるに似たり、

〔徒然草諸抄大成十二〕まゝ子立

一●一○三●五○二●二○四●一○一●三○一○二○二●一○如此黑白ノ石ヲナラベテ、カゾヘテ十ニアタルヲ陰（ノゾク）ナリ、

山案、マヽコ立ノ圖、



此鱗形ヲ付シ石ヨリ、左ノ方ヘ一ヅヽカゾヘテ、十ニアタリシヲ、マヌキユケバ、白キ石皆ノゾキハテヽ、後ニハ丸ヲ付シ白石一ツバカリ殘ルナリ、其時カゾヘ來シ順廻ヲ飛シテ、右ノ丸ノ付シ石ヨリ、又改テ右ノ方ヘカゾヘユキテ、十ニアタル石ヲ、マヌキユケバ、黒キ石皆ノゾキハテヽ、右ノ丸付シ白石一ツバカリ殘ル也、

〔新編塵刧記 三〕第一まゝ子だての事

子卅人有、内十五人は先腹のこ也、十五人は當腹の子也、かくのごとく(圖略)たてならべて、十にあたるをのけ、又廿にあたるをのけ、廿九人までのけて、殘る一人にあとをゆづり候んといふ時に、まゝ母、かくのごとく立たる也、扨かぞへ候へば、先腹の子十四人迄のき候時に、今一たびかぞふれば、先腹の子皆のき候ゆへ、一人殘りたるまゝ子の云やうは、あまりかた一雙にのき申候間、今よりは我から、かぞへ給へといへば、せひに及ばずして、一人殘りたる先腹の子よりかぞへ候へば、當腹の子、みなのきて、先腹の子一人のこりて、あとをとるなり、

〔算脫〕算脫之法(俗謂之繼子立)

正限諸數

置一(此一擬負)爲原法(實位先空)仍法一實脫數、各累加之、實滿法則去之、過實盡而法數之內減一、餘爲正限數、求次正限者、置前法(實位又空)法一實脫數、各累加之、實滿法則去之、過實盡而法數內減一、餘爲次正限數、逐如此、各求正限諸數也、　假如五脫者、置一爲原法(實位先空)法加一、實加五、(得法二實五)以法去實、餘一又法加一、實加五、(得法二實六)以法去實無餘、即法三內減一、餘二爲正限、　亦置前法三、(實位又空)法加一、實加五、(得法四實五)以法去之、餘一又法加一、實加五、(得法五實六)以法去實、餘一又法加一實加五、(得法六實六)以法去實無餘、

卽法六內減一、餘五又爲正限、次第如此求正限諸數也、假至百千万脫、求正限數幾何許、皆倣之、

順逆脫法

謂之繼子立者、俗諺曰、往昔富農、有子三十人、內十五人、前妻之子、十五人、後妻之子也、後妻以爲、令我所產子嗣夫家、或時謂夫曰、交立三十子、而定算初、順算而中十者脫去之、使最末止者嗣家乎、夫諾、卽後妻如前圖立之、從算初順算、而旣脫去繼子十四人、止一人、彼曰、迄今一偏脫去了、請此後以我爲算初、逆算而脫去焉、乃如其言、終後妻之子脫盡、而彼繼子一人止、得嗣夫家也、此甚野鄙之語、而雖不足取之、然又於算不可無術也、故擴充之、以述其法矣、

〔新編塵劫記 三〕第五ねずみざんの事

正月にねずみちゝはゝいでゝ、子を十二ひきうむ、おや共に十四ひきになる、此ねずみ二月には、子も又子を十二疋づゝうむゆへに、おや共に九十八ひきになる、かくのごとくに月に一度づゝ、おやも子も又まごもひこも、月々に十二ひきづゝうむ時に、十二月にはなにほどになるぞといふ、年中之分、合二百七十六億八千二百五十七万四千四百二疋也、

〔先哲叢談 續編 十〕平賀鳩溪

鳩溪、長於筭計、其所創始、如近時世之所謂盲金是也、瞽瞎癈疾之人、勢不得已、間有爲此者、而四十年來、都下好貨殖者、比々皆是也、不啻癈疾之人好貨殖者、今乃肉食家、貪利不厭、又爲此舉焉、謂之盲金者、眼不能見人之休戚、與家之貧富、利息漁奪、產積惟欲也、其法以金十兩借假於人、納券取證、預建還期、凡三閱月、以爲一期、出以廿一二日、所謂初一月、僅不過一旬、納以十八九日、所謂終一月、不足二旬、中一月特全、雖稱曰三閱月、實是六十日也、每月以金二分爲息子、三閱月、旣所查收一兩一分、至期不贖、改券支銷、復輸其數、如此一年、定爲六期、計會之外、每期以二分爲賄賂、謂之謝金、由是一年之所殖、反蹤原金、寘其所貸十兩、可以獲十二兩、豈不巧乎、

〔新編塵劫記上〕十九いれ子ざんの事

あるひは七ッ入子を銀廿一夊にかいし時、入子壹つに付、六ぶづゝ、さげて、下は何ほど、とふ、壹夊二分にあたるといふ、先七を左右に置て、右の七を一ッ引て六になして、左の七をかくれば、六七四十二となる、是を二つにわれば廿一となる、是に六分をかくれば、十二夊六分となる、是を右の廿一夊の內引ば、八夊四分殘る、是を七つにわる也、

〔籌算式〕其法易簡ニシテ、事早ク調フニヨリ、商家專ラ珠盤ヲ用ユ、爰ニ至テ置立、八算、見九ノ段々アリ、掛算、割算ノ呼聲、差別アリ、又ハ龜井制、以呂波算等ノ品々アリ、皆事ヲ輕クシテ、世用ヲ辨ズルヲ要トスル也、然レドモ立方以上ノ算ニ至テハ、位數多クシテ、珠盤ノ及ブ所ニ非ズ、其時ニ至テハ唐算ヲ用ル也、如此珠盤ノ法ハ、事早クシテ世用ヲ辨ズルニ宜シキトイヘドモ、法實ノ數、多キトキハ、誤レルコト多クシテ用ニ不立、此用ヲ辨ズル程ニ學ビ得ルモ、亦一二年ノ勤學ナリ、殊ニ珠算ハ器賤フシテ、中人已上ノ翫ブ物ニアラザルナリ、

〔籌算式〕凡テ算數ハ、千變万化アリトイヘドモ、其本ハ、併スルト減ズルトノ外ハナシ、故ニ初ニ物ヲ併スルコト、減ズルコトヽヲ覺ユベキナリ、是レ俗ニ云フ目ノ子算也、然レドモ目ノ子ト云フモノハ、勘ヨリ出ルコトユヱ、算學ノ至極ナリ、此籌算ノ法ハ、其本、目ノ子ヨリ出タルモノ也、假令ヘバ一ト二ト合スレバ三ナリ、是レ一ト二ト併セタル也、五ト六ハ十一也、是モ併スル也、又七ノ內四ツヲ減ズレバ三也、十五ノ內、九ヲ減ズレバ六ナリ、是皆減ズルナリ、然レドモ其數多ク併セ減ズルニハ、胸臆バカリニテハ紛ルヽニ依テ、紙ニ筆シテ知ルコト也、猶其上ヘニ、位ヲ明ラカニスベシ、位ト云フハ、一十百千万ノ位ナリ、一ノ位ヘ十ヲ交ヘ、千ノ位ヘ百ヲ交ユレバ違フ也、故ニ其位ヲ分ケテ、一ノ位ヘハ一ノ位ヲ集メ、十ノ位ヘハ十ノ位ヲ集メ、又減ズルトキハ千ノ位ヨリ千ノ位ヲ減ジ、不足トキハ万ノ位ニテ減ジ、其餘リヲ千ノ位ヘ加ヘ、十ノ位ノ內ニテ、十ノ位ノ

數ヲ滅ズル如ク心得ベキナリ、

〔塵刧記上〕第九かけてわれるさんの事

二をかくれば　五にわれる也

四をかくれば　廿五にわれる也

五をかくれば　二ツにわれる也

八をかくれば　百廿五にわれる也

〔新編塵刧記一〕第九同わりてかけざんになる事

銀二百十一匁貳分へ、廿五をかくる時は、四をもつてわれば、五貫二百八十目とされる也、

米三拾壹石貳斗四升に、百廿五をかくる時に、八をもつてわれば、三千九百五石とされる也、

〔籌算開平立方法〕是までの算に、開方の術を、心易く會得するやうにあらはす書なし、珠盤のごとき便利なる者あれども、開方の術に至ては人々難解の様に相心得、其根源をさとる人まれなり是は其理を能解したる書無き故なり、因て右新に鄙意をもつて盤式を制し、人々の至て得安き様に述あらはす、或は此書を以て珠算を學ぶときは、其術益便捷也、

〔勘者御伽雙紙中〕女子平方の事二ヶ條

たとへば積二十五寸を平方にひらくとき、商を問、

答云五寸

法曰、積を置て、内一寸引て、商一寸とし、次に三寸引て商二寸とし、次に五寸引て、商三寸とし、次に七寸引て、商四寸とし、次に九寸引て、商五寸とす、こゝにて積に殘りなきゆへ、商五寸を答へとする也、

〔算法點竄指南錄初篇下〕開式新法坂部廣胖閲川井久德著全三卷

算題

凡算術、平方式までは類盤術を以て開之、立方式以上に至ては皆算木を以て開之、既に其迂煩を患ふ、先哲發明する者有といへども、僅にその一二を得て、悉く盡すこと能はず、今此書、平法式以上數十百乘に至るといへども、皆類盤術を以て開事を得たり、

〔算話隨筆上〕算書ニ題ヲ設ケテ、答術ヲ待ツコトハ、吉田光由ガ新編塵劫記ニ、十二ケ條ノ算題ヲ擧グ、是ヨリ四方ノ算士各其答術ヲ競ヒ著シ、卷末ニ又題ヲ設ケテ、答術ヲマツモノ多シ、是近世算數ノ學、日ニ増シ盛ンナル所ナリ、

〔算法統宗十三〕新編直指算法統宗難題附集雜法序

夫難題、昉于永樂四年、臨江劉仕隆公、偕內閣諸君、預修大典、退公之暇、編成難法、附于九章通明之後、及錢塘吳信民九章比類、與諸家算法中詩詞歌括口號總集、名曰難題、難者難也、然似難而實非難、惟其詞語巧捏、使算師一時迷惑、莫知措手、不知難法、皆不離於九章、非九章之外、其難題惟在乎立法、立法既明、則迎刃而破、又何難之有哉、今分刻九章立法明拼、附集雜法于統宗之後、俾好事者共覽云、

〔中學算法敍〕靑山氏利永、夙嗜於此道、而執贄於先正高弟荒木氏村英、切瑳功多年於此、頃間撰算書一卷、註下學算法所載之一十一問之答術、名而號中學算法、閲之難題之術意、渙然氷釋、寔不測之神術也、〇中略于時享保三歲在戊戌冬十有一月、東武宮地有鄰謹敍、

〔算法古今通覽二〕下學算法一冊　嶋田氏尙政編

評曰、此書ハ正德五乙未年、穗積與信著ス所ニシテ、算法樵談集九問ノ答術ヲ記シ、卷末ニ一十一問ヲ設クルナリ、此書ハ嶋田尙政ノ編ム所ナレドモ、未ダ果ズシテ死ス、時ニ與信、尙政ノ志ヲ繼テ此書ヲ著スト云ヘリ、凡難問ヲ設ルコトハ、闕疑童介等ノ前ニ起リ、古今樵談等ニ至リ、術理淺ク、只其業ノ繁キヲ旨トス、故ニ奇題トスルモノ少シ、尙ホ下學モ其意ヲ繼テ難問ヲ設ルモノナ

ラバ終ニハ無益ノモノトナルベシ、嶋田氏、是ヲ愛ニ顧テ、筭題ノ模樣ヲ換ヘシヨリ后、其意ヲ繼テ、中學、竿頭、探玄、開承、闡微明玄等ニ至リ、各奇題ヲ設クルニ至レリ、實ニ嶋田ガ功ト云ツベキナリ、

〔筭話隨筆上〕扇面ノ筭題ヲ設ルコトハ、寛政五六ノ比、永井正峯、一扇題ヲ撰ム其畫ケル扇子ヲ、御數奇屋頭橫井松柏所持シテ其比ノ筭士答術ヲ競ヒ探ミシコトアリ、是ヲ以テ扇題ノ權輿トセシガ、是ヨリ後種々ノ扇題ヲ設ルモノアリ、就中思山善之ガ五明筭法ノ如キ、頗ブル奇題多シ、其永井ガ畫ケル扇面ヲ、橫井ガ嗣子ヨリ、予ガ家父ニ送リテ今ニ藏ス、卽チコヽニ摸寫シテ學徒ノ慰ミニ備フ、

〔五明算法前集上〕筭之爲體也、不離九歸、算之爲用也、不過九章、今世間算家、平立相濟、累之又累、煩而示法也、方圓相錯、約之又約簡而示法也、蓋其於窮理解惑、各有裨益焉、豈獨得舍彼取此哉、故余亦設題附術、必取之扇式、因名以五明筭法云、

文化甲戌春　思山逸民善之識

〔筭法廓如〕筭法廓如自敍

夫翦管術ハ、括要筭法ニ載ス、其法ニ據ル時ハ、甚迂遠ニシテ、過乘ノ術ヲ得ルナリ、於是乎定資是ヲ精濯シテ、精要筭法ニ載ス、其術モ亦不可ナリ、故ニ予(○會田算左衞門)改精筭法ヲ著シテ其不善ヲ辯ズ、而モ其書ヲ神谷定令ニ贈ル、定令又改精筭法正論ヲ作テ予ニ送リ、而シテ曰定資ノ命ニ依テ上木スルト也、予其書ヲ閱レバ、甚迷フテ筭法ノ正ヲ不知、故ニ予亦改精筭法改正論ヲ著シテ、以テ其不善ヲ辯ズ、於是得會スルヤ論ズルコト鮮シ、然レドモ未解セザル所アルヤ、又渠非改精筭法ヲ著ス、其書ニ論ズル所愈不善ナリ、故予亦解惑筭法ヲ著シ、以テ其不善ヲ辯ズ、於是精要卷中ノ元論正ニ盡タルヤ論ズルコトナシ、然レドモ未解セザル所アルヤ、只幾ニ四條ヲ規シテ、又解

惑辨誤ヲ著ス、其書ヲ見レバ既ニ元論終テ、而シテ枝葉ニ渉ル、殊ニ虚僞ノミニシテ證トスルモノナク、或ハ不﹅合﹅間邪術ヲ擧テ通術ト稱シ、採リ用ルニ足ラズ、定賓自ラ誇レドモ、元來算法ノ本旨ヲ知ラズ、抑算法ハ、答ノ眞數ヲ求ン爲ニ、其術ヲ施ス者ナリ、然ニ渠半途ニ於テ答數ヲ得ル術ハ、約術ニ限ラズ、何術ニモ其例多シト云、夫算法ハ答數ヲ得ルトキハ既ニ事足レリ、何ゾ無用ノ術ヲ施サンヤ、何ゾ半途ニ於テ眞數ヲ得ル術アランヤ、此則算法ノ本旨ヲ知ラザル故也、是ヨリ先キ、予解惑算法ヲ著シテ、以テ彼黨ニ送ル、其文意ニ曰、書損剟失ヲ擧テ論ズルハ無益ナリ、只術理ノ違フモノヲ論ゼンコト可ナラント、然ルニ渠其返簡ノナキモ理リナル哉、只書損ヲ集テ種トス、予渠ガ云處一ツモ洩サズ答ルニ、渠ハ三分之一モ答ルコト能ハズ、適答ルモノハ書損ノミ、夫書損ノ如キハ、術理ノ拘ル事ニ非ズ、故ニ予ハ渠ガ書損ヲ一ツモ擧ズ、只術理ニ乖ク者ヲ擧ル也、即下卷ニ五證ヲ擧テ正邪ヲ分ツ、其是非ハ衆眼ヲ以テ鑑トスル而已、

寛政七乙卯年五月

揭算額於神社

〔算話隨筆上〕算術ヲ板ニ誌シテ神社ニ揭ルコトハ、イツノ比ヨリ始ルト云コトヲ知ヲズ、按ズルニ、正德年間ノ比、既ニ專ラナリシニヤ、村瀨義益ガ算法勿憚改(亦算法闕疑記ト云)五之卷ニ、武州目黑不動ニ揭ル處ノ算術ヲ論ジテ、其末ニ、扨又時のはやり事にや、總而爰かしこの神社に算法を記、掛侍る事多し、繪馬のごとくならば、諸願成就の文有べし、さなきときは勘智自讃か、いかなるゆへぞや、はかりがたし、但湯島の天神の御寳前に、兒童の手跡にて、古語詩歌などを書て掛侍る也、是は年の程よりおとなしきと賞てかけさせ侍ると見へたり、算術も此心にて、その人の勘智よりもよき工夫也とて、其師匠是をゆるしてかけさせ侍るか、その益有事をえらずと云々、此書正德六丙申年發行ナリ、

〔賽祠神算一〕凡例

凡算題ヲ板面ニ書キ、當社ノ壁上ニ揭ゲ、其學術ヲ勵スコト、正德年間ニ起リ、今ニ至ルマデ衰廢セズ、然ルニ其題術儘然非議スベキモノハ、往々辨駁討論ヲ加ヘ、上梓シ世ニ公ニス、是他ヲ非トシ己ヲ是トシ、功ニ誇リ譽ヲ求ムルノ態ニシテ、余〇中村時萬ガ敢テセザル所也、又其題可ニシテ儻然スルコトナキモノハ、人是ヲ棄テ顧ミズ、是人ノ善ヲ掩フニアラズヤ、予是ヲ惜ムコト久シ、因テ各所ニ奉納スル算題ヲ寫シ、玉石ヲ論ゼズ輯集シテ、後學ノ一助トス、〇中略

文政十三年歲次庚寅六月

〔算法古今通覽 四〕神壁算法二冊　藤田權平貞資閱

評曰、此書ハ寬政元己酉年、藤田氏嘉言著ス所ニシテ、定資ノ門人、神廟佛閣ニ懸ル所ノ題術ナリ、此書ハ明和四亥年ヨリ、寬政元酉年ニ至リ、二十三年ノ間ニ、定資題術ヲ撰ミ、而シテ其門人ニ授ケ、纔ニ五十餘條ヲ集ルモノナレバ、勝レテ可ㇾ宜題術ナリ、此人關流四傳藤田定資ト書ス、而シテ關流ノ極意ヲ悉ク得タリト云、

〔祠刹鳳揭算法 坤〕武州阿佐ヶ谷神明宮所ㇾ揭者一事

今有ㇾ如ㇾ圖〇圖略互錯大圓二個、畫ㇾ平方形、容ㇾ側圓一個、及甲圓六個、二個容ㇾ側圓內ㇾ乙圓二個、只云、大圓徑二段甲圓徑六段乙圓二段方面側圓、長徑相併一百四十九寸、問側圓短徑幾何、

答曰、短徑九寸有奇、

術曰、置二百七十三個八分、平方開ㇾ之、以除ㇾ相併數、得ㇾ側圓短徑ㇾ合ㇾ問、

關流六傳馬場小太郎正統門人

東都市ヶ谷本村住

十三歲童

宮澤新太郎穩秀

文政十一年戊子六月

〔勘者御伽雙紙中〕合否を知術の事○五ヶ條中略

たとへば積一万八千七百六十九寸を平方に開いて百三十七寸と成る、此算合たるや不合やと問、

答云合

法曰、積一万八千七百六十九寸を算盤一けたにて置合せ卅一となる、九に滿るはすて丶、餘り四となるを左にをき、商の百三十七寸を算盤一けたにて置合せ十一となる、九に滿るはすて丶、餘り二となるを兩方にをき、かけ合せて四となる、又九に滿れば すつるなり 是左にをきたる四と同數なる故に其算合なり、

右合否の法は、諸算隨分吟味の上にて、やむことを得ざれば、外に一度試むる法なり、一槪になづむべからず、あはざるものま丶ありとしるべし、

○按ズルニ、本書揭グル所ノ檢算ノ法五箇條ハ、加算乘算除算開平ノ四種ニシテ、山本安格ノ遺塵算法ニ揭グル所ノ檢算ノ法ト共ニ、我國檢算術ニ於テ尤モ古キモノナリトス、此二書、共ニ寛保年中ニ成ルモノナリ、

〔分度餘術上之上〕分度餘術題言十則

學之大者三焉、曰天文、曰地理、曰人事、孟子曰天時不如地利、地利不如人和、蓋非單執人和、而天時地利置而不問也、姑爲時君論此重於彼耳、地理之學、其可廢乎、近有稱測地學者、亦地理之一端也、正保年間從五位下氏長平先生、奉旨問天下之測地術、先是先生已以武學鳴于世、其於地理亦精矣、嘗制方圓分度儀、以見守國正疆之制、及築城布陣行師下營之法、其事可則、其說可據、與世之小技者非同日之談也、重得加乘說、而愈益備矣、先師守約先生、名氏知 其季子也、向以家學數承淸問、而事及之、後仍

幼在帷下、受其槖籥、頗有所聞、方今撰次遺說、旁搜諸家、以得地圖、測遠、雜巧、行船、起原、凡五篇、分爲三卷、命曰分度餘術、

世稱測地法者、多出於紅毛人大洋濟船之法、所謂樋口權左衞門、嶋谷市左衞門、平井雲節、山崎休也等是也、其餘書存而名亡者亦多矣、就中樋嶋二子、精通奧秘、振奇一時、事聞朝庭、命禁弘其傳云、爾後樋氏之徒有滑水貞德者、繼絕興廢、精研練磨、以爲一家、號曰規矩元法、嶋氏之徒、三輪道弘、亦著書、號曰縮地法、二子之於斯尤有力也、近日盛行、多二子之流云、如本都建部君、名賢弘及土田某勘兵衛京師中根氏、元珪西崎向井氏、元成北左追手氏、一昌丹州萬尾氏、時春又別出於天學算數之餘、予之所交、前有渡邊氏、長祐後有友田氏、祐之二子又搜諸家、各有成論、仍收採衆說、而融貫成篇、故此歷表其名、以見其所自、不敢擅爲己有也、但所得于衆、類碎事焉耳、至如本綱、未有備於分度之說者、故題曰分度餘術、亦非敢私於所親也、地圖之用、固不輕矣、一幅紙間、得盡天下疆域、而辨方計里、脩短廣狹、山川險夷、郡邑聯絡、關防城寨、人馬去處、積蓄有無、了然在目、有國之君、深念丞圖之、則庶于守備無闕、而緩急有濟矣、若夫使節向邊、亦非由圖安能得無之蔽而橫越之患乎、仍往歲從東邊巡檢使、經歷奧羽二州抵于蝦夷、歸後又從鎭巡北之佐州、閱年三次、又西遊于京于攝于崎、足跡之所到、無慮二萬餘里、親望之所及、殆極海內三分之二、今尋思之、髣髴若夢、而一披圖、平生所經、及未見之地、覆視紙上、如臨于其境、乃知圖之不可廢也、陳眉公有言曰、夫經天緯地治人、儒者之能事、得是圖而後書與事、皆有所貫串根柢、如明醫之洞見五臟、大將之布按六花、凡所以行變化而通鬼神者、于是乎在、卽使絲繡平原、金鑄少伯、米狀山川、管窺星緯、豈若一披圖而博覽之爲快哉、又顧秉謙曰、圖自河出、而後羲畫以來、有復關見者乎、易稱聖人立象以盡意、繫辭以盡言、言則六經是矣、象非圖之謂而誰謂、語有之、書不盡言、言不盡意、夫書與言之所不能盡者、不假之圖、將何以自見哉、古人論圖如此、今爲學者節錄一二、○中略

享保戊申仲秋上澣　菅俊仍識

〔量地指南後編〕凡例

抑予が家に蓄ふる所の規矩全書は、寛永の年、紅毛流の輿地術吾邦に傳來の初、樋口何某の述作するものにして、其門人二三の俊秀是を得るのみ、他に類書あらず、予が祖父村井昌弼、その一人なり、譯て所以あるを以て、別傳極傳、唯授一人の法を得たり、爰を以て其比の世人、昌弼が名あることを知る者夥しといへども、平生多病にして、繁花の地に止ることを得ず、卒に遠國に蟄居す、故に其門徒廣からず、予又弱冠より武江に出て、年久しといへども、公務餘力なきを以て、子弟を導くことなし、然ども箕裘の業、虚しく廢せんことを傷みて、嚮に量地指南前編三巻を述作し、今又後編五冊を稿して、男昌言に與ふ、吾願くは、昌言是を保て、覆醬となさゞらんことを、

一術祖樋口何某が選する處の規矩全書、二三の門人、互に己が意を加へて、題號を更て、或は規矩元法記と名け、或は鈎股大元集と號し、又は地理全書と稱す、然ども幸に其術者、十有餘具は改替するもの寡し、因て茲予家に藏る處の規矩全書の術目を揚げて、其餘同流三四家の傳、九法大元全書等を閲見校量して、略せるは補ひ、繁きは捨ずして、贅言鄙俚を厭ず、是を解して、今量地指南前後篇にこれを記す、然ば此書、紅毛傳來の量地術においては、恐らくは他に恥ること有べからず、學者崇信すべし、

一近來世上に、量地の術普く擴りて、學ぶ人尤多く、教る人も又繁し、茲に於て其道明らかに、其術詳なるごとしといへども、往々に其闕たる事も彼是少からずとせず、或は師といひ弟といふ者、倶に其域の底蘊を辨る者なし、就中器械の用は、學者其始に知るべき事也といへども、既に此道の半を得たる人も、其用法を考ざるの類も多し、甚遺憾にあらずや、故に今器械の用法を盡く其初に記して、是を初學者に知らしむ、(中略)

寶暦四甲戌夏六月　村井蕃道子昌弘識

〔規矩元法町見辨疑 一〕或問、今マ世間ニ町見術ヲ學ブ人多ク、其師ト稱スル者、巷ニ滿ツ、此術ヲ習ヒ得テ何ノ益アルヤ、太古此ノ町見ノ名有ルヲ聞カズ、何ノ時ヨリ世ニ流布セルヤ分明ナラズ、其來由用ル所ノ旨ヲ聞カン、

答曰、町見ノ術、モト二流アリ、和漢共ニ筭家ノ町見ト、外國流ノ町見ト也、筭家者流ノ町見ハ、ソノ由來久シク、其術最モ委シ、故ニ是非ヲ論ズルニ及バズ、今吾子問所ノ町見ハ、寛永ノ比ロ、異邦ノ人加須波留（カスパル）ト云者、長崎エ來リ、初テ是ノ術ヲ傳ヘ、夫ヨリシテ世ニ流布セルヨシ、其傳記ニ見ヘタリ、（加須波留ハ、紅毛人ニテ、外科ノ達人ナリ、町見ノ名、長崎ニ於テ知者絶シ、）其以テ爲ル所ヲ見ルニ、ミナ勾股弦ヨリ出ヅ、其求ムル所ノ間町、或ハ高低廣狹ノ形勢ヲ、盤上ノ紙面ニ墨線ヲ引模シ、圓規（コンパス）ヲ以テ、紙面ヲ計リテ里程ヲ求メ得ノ術ナリ、蓋シ往古町見ノ名ヲ知ザルノ時代モ、地理ヲ量リ、山川海上ノ遠近高低里程ヲ求ムルニハ、各勾股弦ノ法ニヨッテ、筭術ヲ以テ推歩シ求ムルト見ヘタリ、然レバ今ノ世、學ブ所ノ町見ト云モノ、古ヨリ無ニハ非ズ、唯筭家ノ町見ト事業異ナルヲ以テ、其名目ヲ規矩元法ト改タメ題スルノミ、且ツ異客ヨリ傳ヘタルト云ヲ以テ、後人是ヲ至テ奇巧ノ術トス、按ズルニ、外國ハ文字ヲ以テ物理ヲ窮ムル事鮮ク、專ラ萬物ノ形象ヲ摸シテ事理ヲ推窮ム、故ニ其測器事業ニ於テ巧奇精絶ナルコト、和漢モ及バザルコト稍多ク、天文地理ヲ窮ムルノ事業最モ委シ、是ニヨツテ勾股弦ノ術モ、制作細密ノ器物ヲ以テ、直ニ測量ヲ起シ、其事ザ簡易ニシテ速ヤカナリ、斯ノ如キ人ニヨッテ、遠近ヲ測量スルノ術ヲ傳ヘタリト雖ドモ、其事ノ猥リナランコトヲ恐レテ、其源ヲ秘シテ偏ク人ニ傳ヘズ、大略ノ事業ヲ授ケタルヲ、後人自己ノ臆說ヲ演ベ、妄誕ヲ附會シ、コレヲ書記シテ傳授トス、ソノ學ブ者ハ、規矩ノ事物ニ固有スル事ヲ知ラズ、日々ニ學ンデ、心日々ニ暗ク、無用ノ筆紙ヲ費シ、是ヲ書寫シ、是ヲ秘藏シテ、何ノ益アル事ヲ辨ヘズ、雛形狹小ノ器物ヲ

ツクリ、或ハ紙面ニ勾股合紋ヲ畫キ附會牽合ヲ爲テ、兒童ノ翫トスル而巳、此ノ本傳ノ條目ヲ閲スルニ、事理貫通シ、階級ニ意味深ク、其實測ト爲スベキ者アリ、變化ノ理ヲ業ニ摸シテ說タル者アリ、其本源ヲ顯ハシタル者アリ、各數示粲然タリト雖ドモ、此傳中頃ヨリ放失シテ、今マ此ノ術ヲ學ブ者ハ、事理階級ノ深理ヲ知ラズ、故ニ席上庭中ニ於テ、彼ノ雛形狹少ノ器物ヲ用テ、僅ノ間尺ヲ量リテ、其術ノ符合スルヲ以テ實トシ、其本元ニ心ヲ用ユル人スクナク、惑ヒヲ重ヌル事、寔ニ歎ズベキナリ、此術ノヨツテ出ル源、甚意味アリ、口傳ニ非ザレバ辨ジ難シ、凡町見ヲ用ユル、其ノ本二種アリ第一地理ヲ測ルハ、水土ヲ考ヘ、邦境ヲ糺シ、國郡ヲ治ムル爲ナリ、第二大筒鳥銃ノ遠町見切ヲ打ノ要用ナリ、此ノ外ノ事用、更ニ寡ナシ、學者工夫アルベシ、

〔町見術阿弧丹度用法續篇序〕八圓儀之船載本邦、蓋在六七十年前、當時雖知爲量天要器、然未詳其用法、則徒束諸高閣、而世或莫之知也已、渡邊翁余四十年之老友也、爲人灑脫而有俠氣、夙志於規矩術、既能究清水大谷二流、而又於八圓儀有所發明、遂取量天之器、轉用之量地之術、以測其遠近高低廣狹長短等、一々中度、不爽毫釐、於是新建深幾之館、并夫清水大谷二流授之同志、諸藩之士、從受業者、殆至二百人、吁亦盛矣、方今蕃帆多影、海境之屢警、西洋砲術、從而大行、演放之聲、日夜喧耳、轟々若雷、然而未聞有盡其精微者、是無他、其取準未得法耳、今試用此器、定遠近距度、以準其標的、必能命中、而不失尺寸矣、然則此器之於砲術、實輔車相依、缺一不可者、嗚呼翁之挾此技、以建幟於一方、洵可謂知當今要務矣、遂書以掲斯編卷端、亦所以叙四十年之舊誼也、嘉永七年甲寅仲冬鴻漸老人平清崇識、

〔量地指南前篇上〕序例

一世に量地の術、數多あるがごとしといへども、大旨其數五種たり、一に云盤鍼術、二に云量盤術、三に云渾發術四に云筭勘術、五に云機轉術、是なり、尤其數法、尊卑優劣なき事不能、學者選て學

ぶべし、所謂盤針術は、中華先王の正法にして、是が甲たり、所謂量盤術、渾發術は、紅毛國人の妙法にして徑捷なり、所謂筭勘術は、數家者流の所造にして迂遠なり、所謂機轉術は、工匠木客の所爲にして、是が乙たり、各其底奥にいたりては一致なるがごとしといへども、しばらく其術には其理あり、其法には其事あり、學者一術を得たりといふとも、其餘を學ずむば、頑に他の術を非すべからず、是が參考の爲に、往々五種の作法を記す、往て檢べし、

一此一編は、紅毛傳來の術を初門とし、中華正統の法を蘊奥として選す、是しかしながら、家に藏るところを旨とし、世に開るところを佐とし、彼に索捜して此に訂正し、俚諺既に成て、量地指南と號す、前後編五卷、或問二卷たり、前の三卷は、量盤術の全體を記し、後の二卷は、渾發術、盤鍼術(盤針術とは、世に所謂元器術、磁石術といふにひとし、常道の極意秘訣是なり、)の二法を述ぶ、或問二卷は、其遺漏を補ひ、且筭勘術、機轉術の雜法を載す、學者此全篇を熟讀してのち、量地の法、やゝあきらかなるべし、○中略

一およそ量地の器械、五術(盤針術、量盤術、渾發術、筭勘術、機轉術、以上をさして五術といふ、)各別制ありて、舊品新物、倶に其彙類はなはだ夥し、或は流儀と稱して異形を用ひ、或は工夫と號して私意を加へ、其制作一定ならず、其品物數十をもつて筭ふ、學者悉く是を求め是を辨むとせば、日もまたたらじ、いたづらに自他の煩をなすが故に、今其無用の側を省き、肝要の器を擧て、おの／＼其編の初章に圖して示す、(五術の器械、こと／＼く一條下に圖するときは、混じやすきが故に、今其各術の初に圖せり、)既に是をもて其術を勤るときは足りぬべし、強に勞して其他を需るに益なし、○中略

享保十五年庚戌春三月上澣、筆於東都南芝之神武館、村井大輔昌弘、

〔量地指南 後編〕凡例

一算勘術の量法は、數理をもつて、遠近廣狹高下淺深を求め知るの法なり、今規矩術を學ぶ者の云く、都て筭數は町見家の用る所にあらず、尤是によらずして量法速かなるは、規矩術の妙用

なりと云々、此事無下に謂なきにあらずといへども、倶に鈎股弦の術、三四五の矩(カネ)を本とすれば算家、地家、其奥理に至て、聊かも異なることなし、且數は萬理の根本也、何れの事物か此理に洩べき、況や量地の術は、遠近廣狹高低淺深、一ッとして數理を基とせざることなし、諒に須臾も廢べからず、學者宜しく嗜むべし、

一家父昌利が云、往し元祿の年間、東都中橋邊に、中西伺業と云算術者あり、偶量地の書を選で、子弟の輩を導く、其理談を問ば、規矩術に乖く事なし、其事業を閲れば、數理に拘はりて迂遠なり、大旨算勘家に、町見の事業をいふ者、皆かくのごとしといふなり、昌弘案ずるに、其事更に違ふことなし、近年丹州の數者、輿地の書を綴りて世に擴む、其書たるものを閲るに、嗚呼の體なりといへども、事術に至ては稍拙し、且器械の制容易ならず、是を用んとするに勞煩也、尤器械に靡して心苦しき事多し、かくのごとく數家の量法、迂遠にして取るべからずといへども、量地の學者にして、其道は不識、其事は不窺と通辭せんも本意なきに似たり、仍今試に其法を例して、普く算勘術の大略を示す、

一量地指南前後篇術名總て一百九十三條、(前篇五十八條、後篇百三十五條、)是をもつて紅毛傳來輿地の術、至れり盡せり、敢て他に需むべからず、既に船路の考、城圖の傳、北極の試、遠里の勘、一木の術、極傳の解等は、諸流ともに、大業と稱して秘する所なりといへども、世上の邪秘に拘はらず、前後編の内に於て、往々に其詳なることを述たり、しかれども國圖要用の傳、小說樞機の傳、眞空前後の傳、理測實測の傳、流儀道統の傳等に於ては、暫く許可印證の底蘊を得て傳ふ、是併術難して得安からず、道貴して輕からざるに因てなり、諸弟子謹で國圖の神妙を傳ずんば、術を得たりとして他に夸り、人に師として敎を施すこと勿れ、是予が術をもつて邪秘するにあらず、恐らくは誤あつて、人の學を妨むことをおもふてなり、

測量家

寶曆四甲戌夏六月　村井蘇道子昌弘識

〔量地指南後篇四〕町見術名

平町見と云は　平陸を量る方也、遠近同術也、
上町見と云は　山岳を量る方也高低同術也、
下町見と云は　谿谷を量る方也、淺深同術也、
向町見と云は　彼面を量る方也、廣狹同術也、

右四件を四町見と云

高を知ると云は　高低を知る方也　繪圖町見と云は　城圖を作る方也
亂面町見と云は　混雜の品を量る方也　物陰町見と云は　物を隔て量る方也
地形高下と云は　地形の高低を知る方也

四町見辨

筭數家の町見術に、平町見、上町見、下町見、向町見といふことあり、是を筭家にては、町見の父母とす、尤故あり、量地家といへども其揆一なり、然ども筭家の術は、迂遠にして急速に用を爲さず、量地家の術は輕捷にして卽席の要を相成す、其得失同日の談に非ず、其外町見の名ある名目多しといえども、時に臨で術名となすものなれば、一定の法なし、故に四町見の外これを記さず、都て量地家におゐて、數者の術を用ひずといへども、定まれりとす、

〔二老略傳〕廣澤光生、〇中略測量に委し、今世上のまはり檢地の早速なる術は廣澤先生の遺術なり、享保年中、德廟(德川吉宗)の御代御代官小宮山杢進、石川傳兵衛公に達して、上總下總の荒野小金佐久良の檢地して圖を作らしむ昔時大猷院殿、〇德川家光御勘定衆を以て檢地せしむ、三年にして成らず、ゆゑに此事を止む、廣澤先生兩令と共に、兩野に至りて術を行ふ晴天十五日にして圖成る、此圖を

以て、德廟小金原の田獵もあり、田畑ひらけたり、此廣野周廻二百五十里と云、

〔愛日樓文二〕伊能東河墓碣銘

君諱忠敬、字子齊、伊能氏、號東河、稱三郎右衞門、晚稱勘解由、北總香取郡佐原村人、原姓神保氏、南總武射郡小堤村神保貞恒之第三子、出冒伊能氏、伊能氏世爲閭右族、○中略至寬政六年、決然委產於子景敬、身獨來都、僑居徧訪曆家、舉疑義而叩問之、竟未釋然、及見高橋君東岡、始聞西洋曆法、理精數密、超越諸家、於是宿疑渙然氷釋、遂棄舊學、學之、多所發明、東岡之門蓋不乏於人、而推步測量之精、則獨推君云、寬政十二年庚申閏四月、官命君測量北陸道及蝦夷地方東南沿海、以定地度、明年正月、官賜君父子銀各十錠、許姓刀、賞其天明年內兩救窮餓也、享和元年三月、命測量伊豆相模二總常陸陸奥沿海、六月又命測量出羽三越佐渡能登駿河遠江參河尾張沿海、至文化紀元、集地方各圖、爲一圖進呈、其九月、賞賜廩米、擢爲散手、厲日官、既而又命測量山陽山陰西海南海四道壹岐對馬官道及沿海、十二年、又命測量伊豆七島及箱根湖、尋測量江都府內、十四年四月、府內圖成進呈、自寬政庚申至此閱十八年、五畿七道、遐陬僻壤、無地不涉、盡測量而圖記之、後復有命、修定寓內輿地全圖、及度數譜、行程記、至文政元年、齡七十又四、疾疢、其四月十三日、亟殆不起、至四年七月、輿地全圖、及譜記成進呈、以其九月四日殁、官追賞其功、厚賚孫忠誨、以旌之、

〔筭學必究序〕家君○奥村增貽之於筭術、鑽研推考、四十年于此矣、徧擇良師焉、就究其說矣、學點竄諸術於丸山良玄、弧度三角於本多利明、測天量地於伊能忠敬、曆筭推步於堀田泉尹、其他至泰西諸器製造之究理、則與高森觀好、司馬江漢等、相親炙、相推叩、以領其閫蘊、嘗著弧度筭法、使量地之術、瞭然無差謬、又新製經緯儀、幷著用法圖說、使舟師明辨北極之高度、羅針之方向、以免僵風覆沒之患矣、官以其有益于人也、使獻器之與書、賞賜金若干兩、凡著書若干卷、皆經世實用之選也、非世之所謂弄算競巧好勝衒名之類也、常憂吏務煩劇、不得就生徒、以弘其傳、充亦不得朝夕于家庭親受耳提面命、因入觀

測量術

齋先生之門學焉、近日家君著此書、充受讀之、具論算術之出聖作、經世之要、軍國之備、一日不可缺焉、以示觀齋先生、先生讀一過、咨嗟良久、使充直謀剞劂氏、刻成是爲序、

天保十二年丑九月　男　奥村充謹識

〔町見術阿弧丹度用法緒篇〕鈎股弧規矩合和之眞理

町見術ハ、初中終ノ習アリ、初ニ見盤ヲ以シ、中ニハ方針ヲ以シ、又大方儀等ノ諸器ヲ以ス、終ニ渾發一本ヲ以、無量ノ形ヲ紙上ニ寫ス、町見術ハ、砲家ノ必用、兵家ノ要術ナリ、雖然平常不可用ノ術ナリ、依之我門ニ入ノ士ハ、田畑ノ經界、諸地ノ廣狹等、猥ニ不可量ノ誓約之上ニ術ヲ傳フ、假令バ刀鎗ヲ雖習、非レバ國家ノ爲メニ、人ヲ害スル事ヲ不許ノ道理ニテ、規矩術モ亦如斯ナリ、常ニ習熟シテモ、外表ニ不出ヲ本意トス、有志之者ハ、淸水流ノ繪目錄、并國圖要錄、大谷流ノ三妙不測傳印可等ヲ得テ後ハ、阿弧丹度モ手安ク其奥ニ可至、唯阿弧丹度ノミヲ以テ、量リ知ルト思ハヾ、術ニ誤ヲ可生矣、元來町見術ハ、空眼ヲ以テ量ルヲ要トス、量器ハ空眼ヲ見習マデノ道具ニテ、夫彼ト道具ヲ不可用ノ術タル事ヲ可知、○中略

嘉永七甲寅復月朔日　江府築地　天野家臣六十翁深機館主人識

俗名渡邊儀右衛門藤原以親

〔量地指南後篇五〕算理渾發三四五矩

傳云、算理渾發といふ、三四五の矩に本づく、此は器物にあらず、眞矩の發見規矩古傳に、量地術を規知術ともいふ、根元也、易傳序云、數也、易也、其理一とは、即此理か算法には此矩を鈎股弦といふ、凡規矩の術には、三四五といふ、縱にして直き物は垂繩なり、是を三といひ鈎といふ、又横にして直き物は水平なり、是を四といひ股といふ、其縱横合して斜直なる物を五といひ弦といふ、是を總て直矩といふ、蓋是は其理をいふ、實に眞矩尺を寫す器は、即曲尺是なり、然といへども其側面にして、眞矩に叶

曲尺あること希なり、故に量地術に於て、其矩を求め極むる法は、紙を縱に折て墨を引き、其墨に合せて橫に折て墨を引けば、乃十字の形となる、是併眞矩の根元なり、扨此眞矩を得ること圖のごとく、鈎を三寸とし、股を四寸とし留て、弦を引渡す時は五寸あり、是を本とす、然といへども寸尺を用るときは、三四五其寸に合ざること多し、是曲尺の誤ある所なり、（三四五寸に合ざる則は、天地の理に背くなり、）弘曰、此言古傳の云處なり、姑くこれに隨て記す、渾發の理は、寸尺間町に拘はらず、是を開て寸尺間町に名く、妙用其中にあり、今渾口を開て、鈎を三ッ計り、又股を四ッ計り、而して弦を引渡す時は、おのづから此弦寸、彼渾口にて五ッあること、毫髮も差なし、故に寸尺間町に拘らずして、唯三四五の矩といふ、意味深し、猶口傳云々、

〔規矩元法町見辨疑一〕問、町見ノ極意、コンパス一本ニ止マルト云テ、長サ二尺、或ハ二尺五寸ノ鏁ヲ圓規(コンパス)ニ係テ、譬ヘバ向ニ六尺ノ物ヲ插ミ見ルニ、鏁二尺ノ先ナル圓規二分開ク時、向ノ遠サ百間ト知リ、或ハ向ニ求ムベキノ場所ニ於テ、種ニ取ルベキ間尺ノ物ナキ時ハ、先ヅ何ニテモ目的ニ成ルベキ物ヲ插ミ、地形ニ前後進退シテ、又前ノ目的ヲ插ミ見ルニ、最前ニ插ミタルハ、圓規ノ開キ口三寸開クトイヘドモ、退キテ見タル口ハ二寸五分ナリ、此退キタル間數三拾間ナレバ、三寸ト二寸五分ノ差ヒ、五分ヲ以テ三拾間トシテ三寸ヲ計レバ、六ツ有テ百八拾間ヲ得タリ、此内退キタル間數三拾間ヲ除テ、實ニ求テ得タル間數ハ百五拾間ナリ、天口地口小異アリト雖ドモ、ミナ今イラ所ト意味相同ジ、

〔渾發町見術〕大意

此術ハ、向フマデ行クコトナリ難キ所ノ町間ヲ求ルヲ要トス、又向フマデ行カルヽ所ナレバ、此法ヲ用イズ、杖ニテ打チ、或ハ繩ヲヒキテ、速カニ間數ハシレルナリ、假令バ五十間ヤ三十間ノ川幅等ハ、繩引ニテモ知ルナリ、然レドモ何レニモ向ノ岸ト、手前ノ足モトノ岸ト、兩所ニ定ル所ナ

クシテハ、間數ノ長短、委細ニハ見極メ難シ、故ニ此術ヲ勉ルニハ、先ヅ手傳ノ者ニ、目當ヲ持タセテ、向フノ川ノ岸ノ其所マデト、定リタル所ニ立サセテ是ヲ目當トシ、又手前ノ足モトニモ印ノ串ヲ立テ置キ、其上ニテ渾發ト鎖ヲ以テ法ノ如クシテ、此所ヨリ向フノ目當ノ所マデノ間數ヲ求ルナリ、大底ハ足モトワルク、繩引モナリカヌル所ニテ此術ヲ用ユルナリ、船中ナドニモ用ルコトアリ、又向フヘ行クコトナラズ、目當ノ定木モ立ラレヌ遠方カ、或ハ難所ナレバ、其所ノ町見ヲ求メタルトテモ詮ナシ、故ニ左ヤウノトキハ、向フニ自然ト有ル所ノ大木カ大石カ、山ノ高サナドヲ目當トシテ、手前ヨリ向ノ目當マデノ町間ヲ大概ニ求ルコト丶心得ベシ、又公役ニモ町見ハ限リニ用ヒザルコトナリ、其故ハ前ニモ云如ク、人足ノ屆ク所ナレバ、杖ヲ入レ繩ヲ引キテ檢地スルナリ、又向フマデ行カレヌ所ノ町間ヲ求ルコトハ稀ナル由ナリ、又向フマデ行コトナラヌ所ハ、是不用ノ地ナリ、此術ハ元來道路ノ遠近ヲ量リ、林山ノ廣狹ヲ量リ、又ハ田地ノ步ヲ求メ、堤川ナドノ破損ノ間數ヲ改ルニ用ユルコトナレバ、人足ノ屆カヌ所ハ無用ノ儀ナレバナリ、

右ノ外、二方盤術アリ、是ハ定木ノ目當ヲ立テズ、自然ノ目當ヲ以テ町間ヲ求ルナリ、

〔量地指南前篇一〕量盤術始計　　先量作法の事

先量とは、まづ本術を務ざる以前に、空眼〔俗にこれを目づもりと云〕をもつて、本座より目的までの遠程をあらまし量り、或は幾里幾町、或は幾十幾間と、其大概を豫じめ知るを云、かくのごとくして、遠近廣狹高低淺深ともに、目的までの法程を先量て、然うしてのち本術を勤るときは、いさゝかも差異出來る事なし、此法を不v用して、謾に本術を爲ときは、或は十町をも一町と心得違へ、或は十里をも一里とはかり誤る類ひあり、〔尤かほどまで甚しき心得たがへはかりあやまりは、有まじきなれども、是は先量の便利莫大なる事を、初學の人に知らしめむ爲のたとへなり、量地の術に此法ある事、たとへば算數の學に、位を見るといふ事あるがごとし、算學に位を見る事不v能ときは、乘除たる法のごとくなして、其術に大成すといへども、幾千萬を乘ずれば、幾億兆の增益たる事を志らず、幾百千に除すれば、幾釐毫と減少たる事を志らず、量地の術もまた此先量の作法なる志らざれば、數のごとくして本術大成すといへども、幾里町幾間尺とあ

きらかに志る事かたし、よく察すべし、故に此先量の法を柱礎として本術を勤る事、いにしへよりの要敎とせり、開除の間數も是に本きて定む、（開除の間數を定むる作法、くはしく下の章に志るす、）又火急なる場所にては、本術を勤むる暇なき故に、此法のみをもつて間町を量る事、まゝ有事なれば、尤つまびらかにすべきなり、をよそ先量の作法は、常々道路往來の歩行にも、遠近廣狹を試み、山谷遊覽の眺望にも、高低淺深を察し、平生に心を用ひ、不斷に眼を膈るときは、自然に其事に熟達するものなり、又此法に視觀察といふならひあり、先量初中後の心づかひをいふ、抑此三字は、經典に出て、言やすからずといへども、今此法に假用ゆるこゝろをもていはゞ、視とは、兎角の思慮にわたらず、卽座の目量をもて知るを云、（兎角の思慮にわたらずとは、思案分別の私意を用ひざるを云、卽座の目量とは、上面一遍の目つもりをもつて知るを云、故に此法容易の事に似たりといへども、無我をもてする故に、品により事によりて、觀察の二法にも超たる便利あり、常々執行の心もち、尤大切なるべし、）觀とは、此所の由來を探り、彼所の校量を詳にして知るを云、（此所の由來とは、目的本座等の由て來る所以を探るを云、彼所の校量を詳にすとは、雖所の遠近に、此地の法程を校量るを云、故に此法は、觀法よりし其こゝろやうやくふかしと知るべきなり、）察とは、地利の善惡を考へ、天文の是非を察し、深く心を附て、知るを云、（地利とは、高深廣遠險路平易等なり、天文とは、晴天陰雲雨霰雪日等なり、故に此法は、視觀の二法に超て甚だ心ふかし、よく此察の法に通曉するときは、遠近廣狹高低淺深、本術を不使して、大略あらかじめ知るべし、學者つとめよや、）をよそ此三法は、先量の樞要なり、能こゝにあきらかならざるときは、毎術其的中かたかるべし、若また本術あやまつて差異ある事ありといへども、この法に不據ば、規矩となして糺正すべきものなし、量地の學に志あらんものは、造次にも顚沛にも、まづこの作法をこゝろみならふべし、

〔量地指南前篇一〕目的を定る作法の事

目的とは、本座より今求る所の目印を云、（目的の圖、下に記す、）是遠近廣狹を量るにも、高低淺深を知るにも、第一とする作法なり、扨此目的を定る事は、樹竹巖石堂社丘垤、何にかぎらず、彼所の正面に在るにまかせて、目立るき物を吉とす、〇中略

本座を選ぶ作法の事

本座とは、其所より目的を眈視て、遠近廣狹淺深等をはかり知らんと欲する場所を云、本座の圖、下に畫す、扨此本座を選ぶ事は、たゞ目的の見えやすき所を用る事、專一とすべしといへども、また其所より開除の善惡を察する事も大切なり、

開地を求る作法の事

開地とは、本座の左右にても前後にても、其地のよろしきにしたがひて、間數をさだめ開除して、其所よりもまた目的を眈視べき場所を云ふ、開地の圖、下に畫す、これ遠近廣狹高低淺深等を量知るべき本元の種子なり、扨此開地を求る事は、彼先量にはかりたる町間の三十分一の間數を用る事、古へよりの法たり、たとへば本座より目的までを先量にて三町とはかりたらば、六間開くべし、又一町半とはかりたらば、三間除くべし、是三十分一のつもりなり、然ども少しく有餘不足ありとても、深害有とせず、其地の廣狹難易によりて、止事を不得ときは、兎角宜しきにしたがふべし、もし開地を求むる事くはしからずして、見返に妨障あるか、又は間數古法三十分一よりも甚はだ少きか、多きは何ほどにても害となる事なし、或は開印、開印の事、下に記す、或は殘印、殘印の事、下に記す、等あきらかに見分がたき時は、事術の妨礙となれり、よく其利害得失を察すべし、〇中略

四品の標の事

四品の印とは開印、殘印、係印、種印の四種、是なり、其作法各異別あり、すべて印を立る事は、本座開地はいふに及ばず、或は種子場、或は小開場等、いづかたにても其座を選す所、其的を見る所には、每所に是を立べし、又開印殘印の二品は、每術不レ用して不レ叶印なり、標印係印の二品は、土地のかたちにより、時期のよろしきによりて、もちゆべきなり、所謂開印見通の印ともいふとは、本座に盤を居、目的を見込てのち、開地を求るとき、其よろしき場に此印を立て、本座より是を目的にして、作法のごとく作法とは、盤を平正に居、定規をもて見こむを云、見通し、開地を定る印なり、所謂殘印本座の印ともいふとは、本座にて見込、見通の作法畢りてのち、盤の隅に此印を殘し置、然して開地に移り、彼場所より此印を目當として、作法のごとく作法は右にいふがごとし、再見し、盤

の平正を極る印なり、此二品の標は、毎例かならず用べきなり、所謂係印とは、本座と開地との間に、沼か河かありて、開地への往反不自由なるときに開印を不用、本座に殘印と此係印と二本を係印は、殘印より五間も十間も除けて立るが吉、正當に立て、係印を不用ときは、開印を立べき事勿論なり、係印を用るときは、開印不立して害なし、故に開除の間に、沼河などあるときは、往來せまじき爲に、係印を爪て、開印を不立事有、本座の殘印より此係印を見通て、爰にては、係印を開印の代りに用たるこゝろなり、本座の盤の平正を極め然して開地に移り、彼所より此二本の印、殘印係印を一條に眂視て、正當に再見し、盤を居る爲の印なり、殘印を一本立る事は、尋常の例なり、然れども開除の間に沼河等ありて、往來不自由なる時は、開印立がたき故に、再見すべき目印なし、爰をもて殘印と係印と二本を正當に立て本座に殘し、是を正當にとりて再見するなり、是開地へ往來せずして、其條理すこしも違ふ事なき眞法なり、此係印は開地へ往來不自由なる時のみにもかぎらず、毎術用ても利多かるべし、所謂種印とは、本座と開地との間に、沼か河か有て、開除の町間、いかほどとも量がたき時に、これを量るに用ゆ、其法、本座にて開地までの遠程を先量し、其三分の一の間數を積りて、前へ成とも後へなりとも、勝手よろしき方へ間數を定めてたとへば本座より開地とすべき所まで、大概三十間ばかりと先量したらば、即其三分が一の十間をもて、種の間數と定るなり、猶後卷にくはし、種印を立、本目的を見込たるごとくに、本座より是を正當に眂視て、まづ條理を定置、然してのち開地にいたり、場を選びて盤を居、本座の殘印と係印とを一條に眂視て、再見の條理をよく定め、扨其盤にて、此種印をも見返て、倶に盤面に墨を引渡すときは、種間の縮口出來るなり、此縮をもつて開除の縮を量るときは、即其開除の沼河の徑度、いかほどゝ玄るゝなり、

〔算法地方大成斥非問答〕問て曰く、和漢租税の起本は承り候ひぬ、然れども書物ばかりにては、俗に書物藏、疊水練などゝ申て、實地を踏み、親しく事に當らざれば、實用にあらず、先生算術の奥故奥義は究め玉ふべけれど、實理實踐の功を御試候て仰られ候事に候や、答○關氏宗統六傳○栗田宜貞て曰く、尤成御尋にて候、我不才ながら地方の事に預り、東國或は西國に在て、覃思潛心する事、殆ど三十年、地方の說廣く且大にして、研精しがたきを覺え候、然るに今長谷川寛○が徒、剞する所を見て、積

年の惑を解んと悅びにたえざりしに、何ぞ圖らん一難中、巳に箇々誤を記して、世の人を惑はし、治術の弊を招き、關夫子〇孝和の名を汚し、同門の嘲を來さんとは、大ひに望を失へり、既に今卷末量地の部を見るに、古めかしき小方儀を出し、又大方儀と唱ふるものは、二用を一器に作れるのみにて、巧器にもあらざるものを、恭しく巧みに其製造を圖解し、又望遠鏡管內の玉數など書著せしは何事ぞや、こは量地家の爲にするや、また器工人の爲めにせるや、且又此器を用ひ量る所の法を見るに、遠近廣狹の形勢を、盤匕の紙面に墨線を引模し、紙面を計りて里程を得るの法にして、二百年むかしの町見家者流のなす所、今に傳はりて、無算の好事家の翫物となりて、今の測量家のとらざる所なり、去かしこゝに少しく論あり、是等を以て初學に量地の一端を喩さんとするや、但し此法を然りとして、後進量地家の法則となさんとするや、首卷の凡例を見るに、量地の法は、測器の精工と測量の鍛練とにあらざれば密合せず、卷末に國郡村里等の方位を測り、其形の縮圖を摸寫し、乘除を用ひずして量る法を載ると、又割圓八線表を檢して諸數を設け、同矩比例の法に依て、乘除を施すときは、眞數を得るといへ共、國郡村里等の量地は、捷徑を主とする故に、別術を示すと云々、然れば彼は、此術をもつて盡せりとおもへる歟、是實地に渡らず、塵劫記の見を以てするが故なり、如斯兒童の翫事を、今の學者何ぞこれを實測に用ひんや、抑量地は私にすべきものにあらず、天下君命の重きを得て後、町見或は分間するなり、其術における緻密の術を施すといへども、八線の乘除に過ぎず、然るに君命を蒙る程の者、是等の術を煩しとせん、〇中略我必らず一書を綴りて、其非をかゝげ其誤を正さん、世のため國家の微忠、いかで默止すべきといふ時に、門生一の書信を出し示す、これを見るに、城山奧村君が書にして、觀齋內田先生〇彌太郎に贈りし處、卽ち大成の誤を正せるものなり、其書に曰く、

一簡拜呈、先以御萬福奉レ賀候、其後は打絕不レ得二拜顏一、日々御敎授にて御多忙と奉レ察候、扨此度其御

同門長谷川氏門弟著述の算法地方大成と申書出板、賣本に相成候由にて、書肆より差越候、定て貴兄も御覽被成候事と存候、小生ざつと一見いたし候處、租稅ならびに普請の部は、前々より有來候寫本地方大成錄と、隄防圖會等を拔々書著したるものと相見へ候得共、いかにも地方の事を心得ぬ人の書たる故、傳寫の謬誤を訂正すること能はず、〇中略御入國以來、地方の書籍數種ありといへども、皆寫本にて板本ばなし、適勸農固本錄抔の板本あれども、只通例の事を誌したる迄にて、巨細をしるさゞるは、是遠慮ありての事成べし、地方の算書は、容易上梓する事なかれと、流祖關夫子の誡もありと歟聞けり、然るに右の書、此度官許を蒙りて賣本ともなり候に付ては、毎事詳に訂正し、其通言にいたるまで、能く穿鑿すべきは勿論なるに、さはなく、己いさゝかも地方の事をしらずして、猥りに國の大本たる租稅の譯を論じ、間亦私見を加へ、杜撰の書をあらはして賣本となしたるは、利を射んとて、世人を誑惑するにあたれり、右等の書、天下に行はれんに於ては、いかなる害を生ずる事もしるべからず、〇中略租稅の事に至りては、前にも申如く、國家の大事に候へば、治術の害ともなり候杜撰の書を、等閑に看過し候は、國への不忠かと存候、貴兄と長谷川氏とは、日下〔誠〕門下の兄弟なるに、右樣の書天下に流布し、關夫子の遺敎に背き、千載の後まで、故日下先生の美名を汚すのみならず、第一國家の害となるべきを、口を鉗み傍觀し玉ふは、道にあらざるべし、篤く彼を論し糊口の利に走る事をやめて、國忠の誠を失はざらしめ玉へかしと存候、是によりて彼書中一覽の節、誤と存候個所、左にしるして呈申候、〇中略

八月十一日　奧村喜三郎

內田彌太郎樣 机下

〇按ズルニ、算法地方大成五冊、秋田十七郎義一編、長谷川善右衞門寬閱トアリテ、天保八年五月ノ開版本、世ニ流布ス、此書後ニ絶版ヲ命ゼラレシ事、絶燒錄ニ見ユ、

〔規矩元法町見辨疑 五〕問、北極幷八星量天尺ノ傳ト云コト有リ、當時町見ニ鳴ル人ニ因テ、昔テク尋テ問ト雖ドモ、其傳ヲ詳カニ傳ヘタル人無シ、或町見者ノ曰規矩元法ハ、地理ヲ盡スノ用ナリ、凡ベテ目ノ及ブ所ハ量リ盡スノ理ナレバ、北極ノ高遠ナルニ至リテモ、測ラズト云事ナシ、然レドモ至テ大術ナリ、是ヲ測ラバ開キ五百里モ索メザレバ量リ難シ、其ノ術、先ヅ八星ノ傳アリ、天星天子ノ徑リ八度半ナリ、是ヲ以テ其間ヲ地ノ八間半ニ移シテ、天星ヨリ三間半ヲ極座トス、北極ハ日本ヨリ斜メニ見テ、日本ハ北ヘ倚タル國ナリ、故ニ三拾六度有リ、是ヲ量ルニ、量天尺ト云器ニ下ゲ糸ヲ付ケ、見通シテ其糸ノ下リタル所ニ印ヲ付ケ、開テ見べキ所ヘ至テ是ヲ見ルニ、糸ニ差ノ首尾形顯ハル、其差ヒヲ以テ五百里トシ、糸ノ上ヨリ徑リノ金マデヲ量リ高サヲ知ル、南北ノ働ラキト云有リ、丸ク曲リテ開ケバ、繩弛マリテ首尾形顯ハレズ、故ニ南ヘ直ニ開テ視ベシト云ナリ、是ヲ南極ノ働キト云、此外地周九萬里、東西地貫二萬八千里、南北貫三萬一千里、斯ノ如ク地理ヲ辨ゼズシテハ、測リ難キ大術ナリト、奥深ク說キ述ルト雖ドモ、未ダ委シカラズ、故有ルヤ否ヤ、委クハ其詳ナル事ヲ聞カン、〇中略

竊カニ按ズルニ、此ノ北極ノ傳ト云ハ、前段國圖ノ地理ヲ究ムルト云ヨリ、其用法ノ大小ニ依テ、替レル事ヲ云ン爲メ、此傳ヲ擧タリ、北極ヲ測ルハ、地理ヲ、極ムル根元ノ要用ナリト雖ドモ、秘事シテ普テク傳ヘズ、適傳授スト雖ドモ、其ノ事理ニ通ゼザルガ故ニ、段々傳ヘ誤リテ、中頃ヨリ其傳ヲ失フト見ヘタリ、後人是ヲ知ラズ、唯北極ノ高遠ヲ量リ知ル事ナラント臆說ヲ附會シテ、誤リヲ後來ヘ傳ヘ、今ノ人知ル事ナキモ亦宜也、前段ニ傳ル國圖ハ、一國一郡ヲ究ムル術ニテ、世界萬國ノ地理ヲ極ムルニ至テハ、其ノ業ザ大ニ替レリ

〔量地指南後篇三〕試北極

古傳云、天の高さを量る術なり、北極の積といふことも同術也、量天尺を以て、北辰を見込て下サゲ

糸の當る所に記し、數千里を趨り、又北辰を見込ときは、必下糸の當る所に差出來す、其差の口を數千里に用ひて、下糸の全長を計るときは、天の高を知るなり、平町を上下に用る理なり、其術明かなりといへども、小里に於ては、求め æるべきの理なし、謂は分數に叶ざるに因てなりと云々、

昌弘井〇村曰、町見の數書、各此術を載て洩すことなし、空理にして定測となすべからざること、言語を費すに及ばず、唯其理を盡すのみなり、今日本の地にして、闊地數千里を求むべき地あるべきや、諒に空言、論ずるに足ずといへども、古傳の洩ざる所なれば、今初心の爲に云こと爾り、

〔北極出地測量艸〕北極出地測量捷法

北極高低ヲ測リ定ムルコト、測量家ノ樞要ナリ、蓋シ古へハ、紫微垣中ノ北極星、北極ニ居ル故ニ、古人北極ヲ以テ之ガ名トス、又是ヲ北極星ト謂フ、夫ヨリ以來、漸ク離レ、今ニ至テハ五度四十餘分ノ處ニ在リ、然ルニ今又和俗北極星ト稱スルモノハ、勾陳ノ第一星ニシテ、古へ北極ヲ距スルコト甚ダ遠、今ハ一度三十餘分ノ處ニアリ、而シテ是ヨリ後漸ク近ヅキ、二百八十餘年ヲ歴ルトキハ、必ズ北極ニ至ルベシ、然レバ則北極高度ヲ測リ定ムルコト容易ナラズ、是ヲ以テ恒星ノ大ヒナルモノヲ測リ、經緯度表ヲ用ヒテ速カニ之ヲ求ム、是北極高低ヲ測リ得ルノ捷法ナリ、但觀臺ヲ設ケ、實測ヲ施スニ至テハ、則別ニ本論アリ、姑ク此ニ載セズ、

天保五年甲午冬日　　　宇宙堂主人識

〔海路安心錄〕海路安心錄自序

夫日本は、四方海に接る國なり、故に渡海の法を明にせずんば有べからず、然るに我邦近世の船を業とする者、天度を察て洋中を乘る事をせず、海邊の山を標的として、岸に添て周り廻る、若逆風に逢時は、岸を離れ洋中に至て、其標的を失ん事を恐る、故に强て風に向ひ波にさからひ、岸を

測量地圖

離れじとする故に、梶を折り船を破り、終に財寶を失ひ、人命を落す事、年々歳々尠からず、抑大洋に船を浮て、萬國を渉渡するは、西人の能する所にして我邦に於て、いまだ其法を發明する人あらざりしが、予が從遊する本多北夷齋先生、獨其奧旨を了知し、日月衆星の高低、旋轉の遲速を觀察して、自在に洋中を渉渡する法を作る、其精詳云べからず、〇中略

文化十三年歳在丙子三月　　坂部廣胖誌

〔量地指南後篇三〕船路之積

古傳に曰、海上を渉て、曲節直徑の船路を量知の術なり、是は船路の要といふも同術なり、

術曰、先陸地に於て、湊口の兩端の廣幅を求め、是を海上の種とす、扨船中には、度數を仕掛、磁針を以て方位を極め、然して出船す、度數とは、線香、土圭、謳歌、傳聲、捨糸等、何にても里數を試するの品物をいふなり、勿論洋中にて變風あるときは、捨糸なり、何れも其船の走の樣を懇に改むべし、晝夜右の如く怠屈すべからず、曲徑路一次々々の方位の町里を糺すこと嚴重なるべし、然ば適路の船路、曲道直路、掌を指がごとくならんと云々、

〔最上流分間〕分間

抑分間ノ用ハ、村境ノ眞ノ圖ヲ寫スカ、或ハ川筋、或ハ國境、或ハ海邊、或ハ道筋、又ハ城下ノ町々、都テ眞ノ圖ヲ寫ス之法ナリ、略繪圖ナルモノヲ見取繪圖ト云、其見取繪圖ニテハ明ラカナラザル故ニ、分間繪圖ヲ製スルナリ、其法、或ハ一間ヲ以テ一寸ノ圖ニ寫シ、或ハ十間ヲ以テ一寸ニ寫シ、或ハ百間ヲ以テ、一寸ニ寫シ、或ハ一里ヲ以テ一寸ニ寫ス、只其時ノモヨウニ因ルノミ、借其術ナルモノハ、初番ヨリ一番ニ至リ、長五十間(隨時定)トノ子(隨時定方位)何分ト記シ、一番ヨリ二番ニ至リ、長三十間トシテ巳何分ト記シ、二番ヨリ三番ニ至リ、長一百間トシテ、寅何分ト記シ逐テ此ノ如ク、見通シノ能キ所ハ間數ヲ延ベ、見通シノ惡キ所ハ間數ヲ縮メ、其長ト方位トヲ記スナリ、而シテ

後其番數ニ隨テ、分間繪圖ヲ製スル也、江戸繪圖、或ハ東海道五十三繼ノ繪圖ニ、分間繪圖ト云モノアリ、皆此法ニ因テ製スルモノナリ、

廻分間

又廻リ分間ト云モノアリ、是ハ沼地ノ坪數カ、或原地ノ坪數カ、或ハ川筋附洲ノ坪數カ、或ハ山林ノ坪數カ、都テ新田畑ニ開ント欲スル地カ、或ハ竹木ヲ植附ント欲スル地ノ坪數及ビ反別ヲ量ル之法ナリ、乃シ其術意ハ前ニ同ジ、

〔分度餘術上之下〕地圖第二

圖法

正方位、極幅員、定局步、立體制者、其綱紀也、其目凡一十二、曰大綱分度、曰小目分度、(隱顯權衡空度積實)曰高下舒縮、(勾股小平勾股小長)曰遠近計較、(目視空量勾股重疊)曰遠路高低、曰遠山證的、曰絕路測遠曰絕路接續、(二式)曰形象摹法、(四式)曰山谷測量、(五式)曰遠城測量、(三式)曰遠山測量、(四式)其審陳、後晉裴秀(字季彥)以職在地官、作禹貢地域圖、奏之、藏於秘府、制圖之體有六、一曰分率、所以辨廣(東西)輪(南北)之度、二曰準望、所以正彼此之體、三曰道里、所以定所由之數、四曰高下、五曰方邪、六曰迂直、此三者、各因地而制宜、所以校夷險之異云々、亦宜參看、

〔量地指南後篇一〕舊器之號

貨度輾輪　十六方位なり、摸寫の器なりと云ふ、按ずるに、新制の小丸大丸等の用法に同きか、

貨彈覽天　天尺を量る器なりと云ふ

圓盤　同上、其用不辨、

星剋　星土圭とも名くといふ

以寸多羅比(イスタラビ)　船中の器用とも、其法知らず、

復寫　摸寫の器
羅字坐（ラウサ）　十六方位の磁針なり
漏墨　新制の墨窓に均しきか
意順矩（カネ）　摸圖の器をいふ
方圓器　同上
星尺　天尺を量る器なり
日刻　日影を量るの器なり

右十二種は、粗予が見聞する處なり、其餘の品、阿須多羅以與（あすたらいと）、加呂士惠牟須（かろしえむす）、加呂士（かろし）、加留太加路兜（かるたかろと）、渾發（こんぱつ）、寸天經、天緯標木など云ものあり、其制法を不辨、故に圖せず、又羅經、方針、指北など云、古に所謂羅字坐（らうざ）とひとしく、吾邦當時用る處の磁針に同じきか、抑此術吾邦流布の始、粗此舊器物を用ること有と云ども、異邦の人の其便利を盡すがごとくなることあたはず、是に因て、これより其器物廢れて吾邦今の量地者流、今に於ては、舊器の號をだも知者なし、此故に初學の者、往々に其器名を聞傳て、怪み思ふことあらんか、其疑惑を散じ、其用法の失せしことを知しめん爲に、爰に圖〇圖略を著して、當流の學者に示す、

〔量地指南前篇一〕量盤術器械品々の事

量盤術の器械、古制新作、大小精粗、すべて其異同一般ならず、今其無益の品を除き、有用の物を採て、左に圖して知らしむ、〇圖略以下同所謂量盤、定規、渾發の三器は、就中其樞要たるものなり、又釣玉、垂針、筂筆（スミサシ）、遠鏡（トテメガネ）、標木（シルシ）、間繩（ケンナハ）、間竿（ケンザヲ）等、是其當用たるものなり、其外學者の辨知すべき品物少からずといへども、急務ならざるをもて後卷に記す、又盤針術渾發術、筭勘術等の器物にいたりては、皆其編の卷首に圖し、異同古新の差別あるものは、或問の編に論ず、然る中に分度の規矩は、量地術の神

器大寶なるが故に、あらかじめ初學の士に知らしめむ爲に、量盤術にあづからずといへども、下に圖す、

量盤　量盤は、遠近廣狹、高低淺深のかたちを、これが盤面に引寫(チンシ)はかり知る器にして、卽當術の號とする所なれば、其要器たる事、今更述るに不及ところなり、○中略

定規　定規は、盤面に載せて、見込、見通、再見、見返の模範とする器なり、○中略

渾發　渾發は、盤面に現れたる圖形を、是をもて量り、遠近廣狹、高低淺深を糺す器なり、或はまた、規に用ひ、矩に用ひ、分割に用ひ、昇引に用ひ、錐に用ひ、假量地等にもちゆ、此器紅毛國より來るをもて上品とす、○中略

釣玉　釣玉は、盤面の平正を定る器なり、其制、針に糸を施し、鉛玉の錘をつけ、盤の四隅に降(サゲ)るなり、○中略

垂鍼　垂鍼は、盤面の平正を極むる器なり、其制黄銅をもて作る、○中略

芯筆　芯筆は、盤面にて、定規に隨ひ墨を引器なり、竹をもて作る、○中略

間繩　間繩は、間町寸尺を定る具なり、長六十間ばかり、太鍼管ほどを吉とす、上品の麻苧をもて作る、○中略

間竿　間竿は、間町寸尺をはかり定る具なり、其制檜(ヒノキ)又は樫(カシノキ)をもてす、○中略

標木　標木は、開印、見通の印ともいふ殘印、本座の印ともいふ種印、係印等に用る具なり、竹木をも制す、

〔町見術阿弧丹度用法續篇〕自叙

蠻夷從來事航海、抵諸國通信貿易、其泛于大洋也、杳渺無所識、擧頭只見日月而已、故量日星之度數、以配合于地球、而知何國在何方者、量之其器頗多矣、然舟艦動搖則不能量也、及蠻夷阿弧丹度器製造、則雖濤起舟動、無害于量之也、於是爲航海第一之重器也、此器傳於本朝也久矣、而無俗間用之者、至嘉永年間、深機館渡邊先生、親○以始用此器、爲量陸之具、蓋能量陸、則亦可以量海、誠可謂奇術也、壬

子〇嘉永五年春請官、以其用法書上梓、大行于都下、予亦讀而悅之、走而從先生、受其業、頃日予與高森氏在先生之座、先生曰、阿弧丹度有甲乙丙三鏡、然不知丙鏡用、則譬如四體不具、吾憂之也久矣、公等其考用之之術、於是二人相共考兩三方、以乞先生之政、先生曰、善、四體既具矣、可以量原野廣狹遠近也、又可以量山岳之險易高卑也、遂令同門渡邊政高畫丙鏡眺望狀、且爲一言以辨篇端云、

嘉永甲寅六月一日　越後高田藩　大森重光識

〔町見術阿弧丹度用法續篇〕さきつ頃、江戸に來り、渡邊以親大人の門に入て、町見量地の業を學びけるに、大人種々の測器もて、其業を吾に示したまへる中にも、阿弧丹度と云名器あり、こは往昔天明之頃、異國より舶來せしを、其用ひざまなど辨へ難きを、吾師の功もて見開たまひ、さきに阿弧丹度用法略圖說と云書を梓行なし、數多の人にをしへられ、こたみ又奇しき業など考出られ、此書を著したまひ、且吾學の兄なる高森氏、大森氏の兩主たちも、此器の妙術など新に考出して、此卷の後に附屬して、ひとつのゑり卷となれれば、吾も是うしの門を蹐し、かの器の用ひ樣など、かつかつ學び得て、高山の頂を量らむ其麓のちりひぢに至り、猶分入見れば、かのおくたむとの奥ふかく、大人をはじめ、兩主たちの考たまひ、さとしたまへる義心は、武藏の海の底深く、いよいよ奥そこゆかしく侍れば、いと拙なくはあれど、鄙うたかくなむ、〇中略

嘉永七年十一月　嶋村雅風しるす

きみならで誰かひろめんおくたんと業あることをかきしふみをば

右　神田横大工町代地
天文量地測器師
星莊兵衞政則

〔規矩元法町見辨疑一〕コンパスト云器、惟ッ町見術ノミニ用ル物ニハ非ズ、今世ノ人、町見術有ル

ニヨッテ、コンパス有ル事ヲ知リ、コンパスノ用法、多端ナルコトヲ知ラズ、且コンパスト名ヅクルハ、何國ノ語ナルヲ知ラズ、中華（○支那）ノ制ト思ヒタルカ、或日本ノ制ト思ヒタルカ、根發、マタ渾發ノ字ヲモッテ、コノ器ノ字トス、此ノ器モト蠻制ナリ、蠻名ニシテ文字ナシ、コンパスト云モ、阿蘭陀ノ語ニハアラズ、拂郎察國ノ語ナリ、阿蘭陀ニテハ、是ヲパスルト云、唐人ハ是ヲ圓規ト書ク、（○此書ニ唐人ト云ヘ、世俗ノ所謂朝鮮人阿蘭陀人ノコトニハ非ズ、中華本唐人ノ事ナリ、）此ノ器ハ拂郎察國ノ人、始テ長崎ニ持來レリ、故ニ今ニ至リテ拂郎察國ノ名ヲ用ユル者ナリ、今ノ世紅毛人ノ持來レル所ノ圓規モ、奇巧ノ制造多シ、

〔六分圓器量地手引草〕六分圓器量地手引草目錄

六分圓器（蠻名設吉丹度）は、西洋の人創製する所にして、其機智巧思の精、和と唐との能くおよぶ所に非ず、航海必用の器なり、今を距こと三十餘年（○村田恒光）未弱冠の頃、祖父如拙翁と最上常矩子と共に、蠻製の設吉丹度（六分圓器）阿苦丹度（八分圓器）を以て量地するに、能其密を得たり、（恒）其伴に在て校測す、從夫して共に此器を以て量地すること久し、近歲西洋舶上砲術書に、此器を以て距離を量て放射することを云、然ども目的の大小、固より知ものを取て測知する術を載て、目的の大小を知ずして距離を知術を擧ず、仍て今嘉永壬子春、拙文を省ず、其器製の理を精くし、目的の大小、及び距離を測量する術を詳にし、六分圓器量地手引草と名け、其解義を編す、（○中略）

六分圓器八分圓器總論

六分圓器（蠻名設吉丹度）八分圓器（蠻名阿苦丹度）相距度數を測量する器にして、洋中船上に於て、視地平（視地平は、海面平遠の天際をいふ、）と、日或は星と相距高度を測量し、（平遠の天際を目視するに視差あり、是を加減して眞の地平とす、）乃日星の出地高度を得る、又地平見ざるときは、水銀を盆中に盛り、夫へ日あるひは星を寫し目的とし、是と眞の日あるひは星を以て、相距の度を測り、（即地高度の倍度を得る）又此星と彼星との相距度等を測量するに、海上

に於て、船の動揺に妨げ無きは、此器の專務にして、本國を距離する遠近方向を知る、航海必用の器なり、今是を陸に用るに其益少からず、馬上にて量地術を施すときは、此器に非れば、速に遠近高低廣狹を知り難し、六分圓器、八分圓器は、西洋製の器、舶來して有り、其長さ一尺一二寸より、一尺六七寸に至り、是を短少になして長さ六寸に製造し、輕便を主として量地術を施し試るに、能密合するなり、此器の用法は、兩目的を一視し、其距度を測り、目的に至の距離を得なり、遠近高低廣狹を測量する術を詳にし、分度規を以て紙上に圖し、其距離を求め地形を知と、八線表を用て算し得法とを擧る、此法に依て正弦比例尺を用て、距離を求得捷法を附す、屢々試驗する所を以て、總て速成を主とす、器の樞要に在る鏡面へ影寫し、是を對鏡(後圖中に詳なり)へ反寫し、視通線と合する理を圖解して、器の製造を詳にし、測法を瞭説す、又是に依て一器を考究し、海岸あるひは砦城等へ備置ときは、一視して直に遠近を其器に現し、防禦の測器に備、各々積年試驗して實測する所を以て、器製幷に用法を詳にす、

〔文會雜記　三下〕一叔卿(〇細川)云、近年腰間ニ帶テ里數ヲ知ル器ハ、理方ハヨケレ共、餘リ通ジテ用ニタヽズ、夫故又工夫ヲ加ヘシ人アリテ、餘程宜シクナリタレ共全備セズ、叔卿京師遊學ノ節、製法ヲカヘテ、同方ノ器ヲ造リ、行程儀ト名ヲ付オキヌト也、

〔名家略傳　三〕關思恭

廣澤、(〇細井)かつて測量に精しく、西人の器を一變し、玄黃儀といふものを造れり、思恭もまた從ひて測量の法を學び、その器によりて測り試るに、遠近高下分寸を失はず、

雜載

〔新猿樂記〕五君夫、紀傳明法明經算道等之學生也、(〇中略)大算剩除、九々數行、竹束、八面藏、開平方除、開立方除、町段步數、積冪、算術、算經等、無ㇾ所ㇾ暗、

〔雲州消息　中末〕所給不與狀、大略披閲、神舍、佛寺、新造修理不ㇾ及二十分之二三一、僅就二廻李一、日記可ㇾ被二注載一、

也、又正税之條頗少足多、算計之人所レ失錯レ歟、縦不レ及二五雀六鵠之術一、豈如此乎、神實勘文抄帳等、早々可レ給也、謹言、

月日　周防守

周防前司殿

神舍佛寺、新造修理之間事、以二此趣一可レ召二仰奉行者一侍、兼又正税之條、算術日淺定錯多侍歟、重可二注申一也、神實勘文抄帳等進レ之、此間之事、企二參仕一可レ令二申侍一、謹言、

即時　前周防守

〔發心集二〕禪林寺永觀律師事

或時彼堂〔○禪林寺〕ニ、客人ノマウデ來タリケルニ、算ヲイタクラトモナクヲキヒロゲテ、人ニハ目モエカケザリケレバ、客人ノ思樣、律師ハ出擧ヲシテ、命ツグバカリヲ事ニシ給ヘリト聞ニアハセテ、其利ノ程、數ヘ給フニコソト見居ル程ニ、ヲキハテヽ、取ヲサメテ對面セラル、其時算オキ給ヒツルハ、何ノ御用ゾト問ヒケレバ、年來申アツメタル念佛ノ數ノ覺束ナクテトゾ答ヘラレケル、サマデ驚クベキ事ナラネド、主ガラニ貴ク覺シ、後ニ人ノカタリケルナリ、

〔愚管抄五〕信西入道、世をとりて在ければ、年比思ひたちたる事にや有けん、大内は、なきが如にて、白河鳥羽二代有けるを、有職の人どもは、公事は大内こそ本なれ、この二代はすてられて、沙汰なしと歎きければ、鳥羽院の御時、法性寺殿〔○藤原忠通〕に、世の事一向にとりさたせられよと仰られける手はじめに、その大内造營の事を先申さたせんと企られけるをきこしめして、世の末には叶ふまじ、この人は昔心の人にこそとて、叡慮にかなはざりければ、引いられにけり、それを信西が、はた〱と折を得て、めでたくさたして、諸國七道少しの煩ひもなく、さは〱とたゞ二年が程に作り出してけり、その間手づから、終夜算を置ける後、夜方には、算の音なりけるこゑ、すみてた

ふとかりけりなど人沙汰しけり、

〔多胡家訓〕第三算用事ナリ、算用ト申セバ、天地ヒラケハジマリシヨリ、一年ヲ十二月ニ定、一月ヲ卅日ニ定、一日ヲ十二時ニ定ル事、皆算用ナリ、國ヲヲサメ、郡郷庄村里ヲハカラヒ、名田ヲ持作等スルモ、皆算用ナリ、アキナイ利錢事ハ、申ニヲヨバズ、奉公、ショクゲイモ、算用ニモルヽ事ナシ、算用ヲ知ヌモノ人ノツイエヲモ知ズ、生死ノリンエト云事モ、算用ヲシラデハ、ナニゴトモナク、物ヲホシガリ、命ノカギリヲモシラデ、生タガリスルユヘニ、マヨヒノ心トナリテウカブ事ナシ、○中略

算用ハスグレタリトモ人中ニ算用ダテノ物語スナ

算用ニハヅルヽ事ハヨモアラジヘウシノ數ヤ歌ノ文字數

我年ノ算用ヲシテ物ヲイヘ年ニヨリタル身持フルマヒ

〔算學必究〕皇國當時、數學の盛なること、上古に越申候、往昔北條早雲子息氏綱、稽古はじめの時、何れの藝を以て、先きにいたし申べくやと家臣へ相談ありしに、大道寺駿河守、進み出て、算術を先にいたし然るべくと申ければ、並居る諸士、大に笑ひ、武士たるもの、算術など好むは恥べき事と口を揃申候を、早雲倩思案ありて、吾は駿河守が申に隨ひ、算を以て先とせんと申され、算學を先にいたされしとか、或書に見へ申候、威風關東を靡かせしほどの早雲、さすがの了簡と存申候、兵賦、陣法、糧餉、營地、城制等は、悉く算より出るものにて、孫子始計篇にいへる、夫未戰而廟算勝者、得算多也、未戰而廟算不勝者、得算少也、多算勝、少算不勝、而況於無算乎、吾於此觀之勝負見矣とこれあり、孫子算經と申書も、世に傳へ御座候、國家豫備之法、戰陣勝敗の數、算術にあらざれば勝を決する事能はず、惣て算を知らざれば、物に疑念を生じ、疑念有れば指揮遲滯す、これ兵家の嫌ふ所なれば、將たる者、數は學ぶべきものと存候、

〔西山遺聞下〕恭伯世子へ被仰進候御傳言之事

常々算盤を御習、算勘を御心得候樣にと被仰進候儀、役人に被爲成候御身にても無之、何故と可被思召候得共、算數御存知無之候ては備立人數の配樣不能成物に候、たとへば三百坪一段備に、騎馬の侍何程被立申候と申事、御馬上にて、御一覽之内に御積り被成候樣に無之候ては、忙き時節、急用之間には合不申物に候、尤軍學備立心得候者、御側に可能在候得共、いヶ樣の事にて、其者不能在候時は、御用缺申候、依之御自身御心掛不被成候て不叶儀、大殿樣〇德川光圀には、御若年の時より、地坪に被附御心、何頃何町の場、卽時に被成御覽候間、常之御心掛被成候樣被成度被思召候事、

〔西洋紀聞上〕凡そ其人〇寶永五年來朝羅馬人博聞强記にして、彼方多學の人と聞えて、天文地理の事に至ては、企及ぶべしとも覺えず。彼地方の事共を問ひしに、答へし所は下にしるしぬ、彼方の學、其科多し、それが中、十六科には通じたりと申しき、たとへば其天文の事のごときは、初見の日に、盆久しくして日すでに傾きたれば、某、奉行の人にむかひて、時は何時にか候はんずらむと問ひしに、此ほとりには時うつ鐘もなくてと申されしに、諸人頭をめぐらして、日のある所を見、地上にありしおのが影を見て、其指を屈してかぞふる事ありて、或國の法にしては、某年某月某日の某時の某刻にて候といひき、これらは其勾股の法にして、たやすき事と見えしかど、かくたやすくいひ出しぬべしともおもはれず。

〔仕方塵切記〕算用の話

算盤は、いかにも心をおちつけてはおくべきものなり、何ほどいそがしき中にても、多くは大切なる金錢の遣取なれば、ずいぶん念を入べきことなり、急ぎて二三算置より、しづかにして一算にて事すむこそかへつて早道なり、唐土のそろばんは、玉の通ふ間、ことの外長しと聞しが、此ごろ異人持渡りのそろばんを見たるに、玉の通ひ貳寸餘もあり、されば日本の人氣のみにかぎらず、何國の人も早算にはなり安く、その制しがたきをもつて、かくは作りたるものならんか、

〔算法古今通覽三〕精要算法三冊　藤田權平定賚著

評曰、此書ハ安永八己亥年、藤田權平定資ノ著ス所ナリ、其凡例ニ曰ク、此書過乘ヲ省キ、文義ヲ約ヤカニストヱフ、其文法ヲ見レバ、古代ノ長文ニ引替ヘテ、大ヒニ益アル簡文ナリ、假如古代ハ、置甲圓徑、自乘之、一段置乙圓徑、自乘之、一段右二位相併得數、加入甲圓徑與乙圓徑、相乘之得數二段、共得數寄角位ト云モノヲ此書ハ、置甲徑加乙徑、自之名角ト云フナリ、右兩様トモニ、義理ニ於テ異ナルコトナシ今簡文ヲ用ヒテ能ク解スルモノナレバ實ニ益アル簡文ナリ、古ヘハ長文ヲ用ユル故ニ、其弊ヘ多シテ過乘アルモ知ラザルナリ、今ノ定資ハ、能ク勤メテ簡文ヲ用ユル故ニ、多クハ過乘モマヌカレタリ、此書古今ニ勝レテ可ナル故ニ、普ク海内ニ行レテ、定資ノ達算ナル、コトハ、皆人知ル所ナリ因テ定資ヲ讚シテ海内ノ一人ト云ヘリ、宜哉關孝和ヲ初メ、其他五君子ト唱フルモノモ、定資ニ及ブ者ナシ、予〇會田安明ガ書ヲ見テ明ラカニ知ルベシ、此書世ニ行レテヨリ、大ヒニ初學ノ助ケト成テ今ノ算學者、皆ナ上達セシハ、實ニ定資ガ大功ナリ惜此書ハ如此尊キ書ナレドモ、固ヨリ廣ク大ヒニシテ究リナキ道ナレバ、將又謬リ少カラズ、乃チ狂題、繁題、轉題、迂遠過乘、過除、妄術等甚多シ、惜此條ハ過除アリテ迂遠ノ術ナリ、

古事類苑

文學部四十二

書

古事類苑

文學部四十二

書

書ハ寫字ノ學ナリ、古昔ハ唐制ニ倣ヒ、學校ニ博士ヲ置キテ之ヲ教授セリ、其書風ハ夙ニ六朝以下ノ名蹟ニ模シ、推古天皇ノ比ノ物、今ニ存スルモノアリテ、以テ後人ノ模範トスルニ足レリ、聖武天皇ノ頃ニハ、王羲之ノ書ヲ學ブモノ多クシテ、其後ニ至リテモ仍ホ其風ヲ存セシカバ、支那人モ大ニ之ヲ賞美シタリ、僧空海、橘逸勢ハ入唐シテ、其法ヲ傳ヘ、後世嵯峨天皇ト並ベ稱シテ、三筆ト爲シ、純然タル支那ノ風ナリシガ、小野道風ニ至リ、漸ク彼土ノ風ト分岐シ、藤原佐理、藤原行成ニ及ビテ、益〻彼風ト遠クナレリ、而シテ行成ノ後、子孫累世書ヲ善クシ、之ヲ世尊寺流ト稱セリ、世尊寺絶エテ後ニ持明院家ニテ永ク之ヲ傳ヘ、因テ持明院流ト稱ス、又御家流アリ、德川氏ノ時盛ニ行ハレシモノナリ、靑蓮院尊圓法親王ヨリ出デタリ、手習師匠ノ如キモ、多クハ此風ヲ用キタリ、

鎌倉幕府ノ末ニ、禪僧ノ支那ニ往來スルニヨリ、支那ノ風又起リ、是ニ於テ漢様和様ノ目アリ、德川氏ニ至リテハ、儒學ノ盛ニ行ハルヽニ由リ、漢様又盛ナリ、而シテ細井知愼、澤田東江、市川米庵ノ如キモノ尤モ盛ナリキ、而シテ和様ヲ貶シテ、俗様ト爲スモノアルニ至レリ、

書法ハ臨書ノ模範タルベキモノヲ云ヒテ、古人ハ多ク支那ノ名蹟ヲ雙鉤墨塡シテ之ヲ用キタリ、卽チ法書ニシテ、寫書ノ術ヲ書法ト云フモノトハ、自ラ別ナリトス、中世ヨリハ手本

名稱

ト云ヒ、或ハ本ト云ヒテ、多クハ國人ノ手蹟ヲ以テシタリ、而シテ學書ノ初歩ニハ、假名ヲ習ハシムルコト古來ノ例ニシテ、今ニ至ルマデ之ヲ因襲セリ、

〔類聚名義抄　二〕書〈傷魚反、カク、シルス、フミ、和シヨ〉

〔說文解字　三下〕書著也、从聿、者聲、

〔說文解字　十五上〕敍曰、古者庖犧氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地、視鳥獸之文、與地之宜、近取諸身、遠取諸物、於是始作易八卦、以垂憲象、及神農氏、結繩爲治、而統其事、庶業其緐、飾僞萌生、黃帝之史倉頡、見鳥獸蹏迒之迹、知分理之可相別異也、初造書契、百工以乂、萬品以察、蓋取諸夬、夬揚于王庭、言文者宣教明化於王者朝廷、君子所以施祿及下、居德則忌也、倉頡之初作書、蓋依類象形、故謂之文、其後形聲相益、卽謂之字、文者物象之本、字者言孳乳而寖多也、著於竹帛、謂之書、書者如也、以迄五帝三王之世、改易殊體、封于泰山者七十有二代、靡有同焉、周禮、八歲入小學、保氏敎國子、先以六書、一曰指事、指事者、視而可識、察而見意、二二是也、二曰象形、象形者、畫成其物、隨體詰詘、日月是也、三曰形聲、形聲者、以事爲名、取譬相成、江河是也、四曰會意、會意者、比類合誼、以見指撝、武信是也、五曰轉注、轉注者、建類一首、同意相受、考老是也、六曰假借、假借者、本無其字、依聲託事、令長是也、

〔倭訓栞　前編十七〕て　字迹を手といふ事、源氏物語にみえたり、漢書に天子識其手、注に、手謂所書手跡と見えたり、今も手習手書などいへり、よて日本紀、万葉集に、書字をてとよめり、

〔漢書　二十五郊祀志〕此牛腹中有奇書、殺視得書、書言甚怪、天子識其手、〈師古曰、手謂所書手跡、〉問之果爲書、

〔乳母のふみ〕御手など、かまへて〳〵うつくしくかゝせ給ひ候へ、手のすぢは、こゝろ〳〵にこのみ、をりにしたがふことにて候へば、ともかくもさだめ申がたうおぼえ候、女の本たいに、てはとをかた地にて、はかなき筆のすさみも、人のほどおしはかられ、心のきはも見ゆることにて候、お

きもの、御づしの御さうしなど給てか、せたまふほどにとおぼしめし候へ、まなは、女のこのむまじき事にて候なれども、もじやう、歌の題につけて、さるさまをしらぬほどならんは、をこがましく候、御覽じしりて、筆のすさびにか、せおはしまし候べく候、すみつぎ、筆のながれよるの鶴にこまかに申げに候、御らん候へ、

〔玉勝間六〕手かく事

よろづよりも、手はよくか、まほしきわざなり、歌よみがくもんなどする人は、ことに手あしくては、心おとりのせらる、を、それ何かはくるしからんといふも、一わたりことわりはさることながら、なほあかずうちあはぬこ、ちぞするや、のり長、いとつたなくて、常に筆とるたびに、いとくちをしう、いふかひなくおぼゆるを、人のこふま、に、おもなくたんざく一ひらなどかき出て見るにも、我ながらだに、いとかたはに見ぐるしう、かたくなるを、人いかに見るらんと、はづかしくむねいたくて、わか、りしほどに、などてならひはせざりけむと、いみしうくやしくなん

〔倭訓栞前編十二〕じゆぼく　筆法を入木といふは王羲之が故事也、書斷に、筆入木三寸と見えたり、

〔夜鶴庭訓抄〕入木とは手かく事を申す、この道をこそは、なに事よりもつたふべけれ、されど額、御願の扉、また異國の返牒、御表、色紙形、願文など、人か、すまじ、それがしが子とて、内院よりかけとも仰あるまじ、されど假名はかくべき也、世に手書につかはれむ定、御さうしなど所給はり〔かかむずる、さはいへども、假名はみちせばくやすき事なれば、このまんになどかか、ざるべき、

〔書斷二〕王羲之

晉帝時、祭北郊、更祝版、工人削之、筆入木三分

〔宣和書譜十六晉〕王獻之、字子敬、羲之第七子也、○中略嘗書南郊祭板、其字畫入木七分、然語類不經、故

職名

學者無傳、

〔玄抄類摘 二〕董内直書訣

書不入木不如不學、蓋下筆重也、古人有書白木入七分者、

〔台記〕久安三年二月三日丁酉、左大臣源有仁公者、延久聖主(○後三條)之孫、輔仁親王之子、中宮大夫師忠卿之外孫、○中略 習入木之様、亦巧于和歌、詳習我朝禮儀、

〔道の幸〕十七日、(○寛政四年十一月)平等院に行、匡房卿の才學あらはされし、北向の門も跡ばかり草原に殘りぬ、扇の芝、鳳凰堂、釣鐘など見めぐりつ、鳳凰堂は宇治殿(○藤原頼通)の御願にて、扉の繪は爲業、色紙形は堀河左府(○源俊房)なり、入木の道にては、御願所の扉とて、大切なる色紙形なれど、近比修復して、繪もあらぬものになり、文字も非能書の手にてうつしぬれば、年比のゆかしさもうせぬ、されど字のさま、點のすがたなど、さすがにもとのまゝをうつせしとみゆる所もあれば、あすはうつしつべし、

〔拾芥抄 中本〕(百官)大學寮

書博士(フミ)

〔唐六典 二十一 國子監〕書學博士二人、從九品下、○中略

自漢已來、不見其職、隋置書學博士一人、從九品下、皇朝加置二人、

書學博士、掌教文武官八品已下、及庶人子之爲生者、以石經、説文、字林爲專業、餘字書亦兼習之、石經三體書限三年業成、説文二年、字林一年、其束脩之禮、督課試擧、如三館博士之法、

〔令義解 三 學〕凡博士、助教、皆取明經堪爲師者、(謂、非唯學業、兼取德行、故曰堪爲師者也、)書算亦取業術優長者、(謂、於書曰業、於算曰術、略書博士者、寮文可知也、)

〔官職秘抄 下〕諸道官

明經　書博士

同以本道擧任之、以自解不任之以獨擧任例、源彩任、博士歸平一人加署、

〔職原抄上〕大學寮

書博士二人　相當從七位上、〇讀書儒、　同上〇上條云、兩道(明經)末儒官也、近代五位已上、

〔日本書紀三十持統〕五年九月壬申、賜音博士大唐續守言、薩弘恪、書博士百濟末士善信、銀人二十兩、

〔中右記〕嘉承二年十二月廿二日、有議定事、殿下〇藤原忠實仰云、書博士祐隆與主殿允忠正申外記、二人之間以誰人可被成哉、但從書博士任官史例已存、任外記例、殊不見者如何、藤宰相右宰相中將二人、左大丼可被任祐隆、左宰相中將二人之間可隨勅定、予〇藤原宗忠中納言三人申云、共儒者之子族也、有才智之聞者也、書博士任官史者、何不任外記哉、但六位道理同者以年齡長之者被成可宜歟、內大臣〇源雅實被申云、資隆父定康經外記者也、資隆頗得其理者、以頭被申院〇白河歟、欲有功過定、大納言一人不被參、仍被止了、

〔類聚三代格十五〕太政官符

應定博士職田事

合博士廿人、應給職田七十三町、內五十二町、外廿一町、〇中略

書博士職田三町

山背國二町久世郡元位田

右今改置書博士職田

近江國一町神崎郡元位田

右今改置書博士職田

書博士職田三町

攝津國二町（嶋上郡一町元篁位田　豐嶋郡一町）

右今改置書博士職田

近江國一町（野洲郡）

右圖籍注文章博士職田、今改置書博士職田、○中略

延暦十年二月十八日

〔令義解　三學〕凡書學生、以寫書上中以上者聽貢、（謂定書品第、得式處分、其書生、唯以筆迹巧秀爲宗、不以習解字樣爲業、與唐法異也、）

〔唐書　四十四選擧志〕凡學六、皆隸于國子監、○中略　四門學生千三百人、○中略　書學生三十人、○中略　學書日紙一幅、間習時務策、讀國語說文字林三蒼爾雅、凡書學、石經三體限三歲、說文二歲、字林一歲、

〔令義解　一職員〕圖書寮

寫書手廿人（掌校寫書史）

〔延喜式　十八式部〕凡書生者、隨紙多少以定考第、其無注者限六百紙、有注及疏限四百紙、並與上考、

〔享祿本類聚三代格　四〕太政官符

應減廢書生十人事

右檢案內、依太政官去十月廿日下式部省符、定書生三十人畢、得兵部省解偁、省家務繁、公文塡委、史生少數、繕寫多煩、望請准式部省、置書生十人者、被右大臣宣偁、奉勅宜廢件書生依請令置、

弘仁四年七月六日

〔享祿本類聚三代格　四〕太政官府

應置書生一十人事

右得治部省解偁、此省雖有煩劇、未置書生、而天長以降、所倍雜務、其數不少、望請割雅樂寮雜色生十人、置件書生、將濟劇事者、右大臣宣、奉勅依請、仍須割田儛生五人、筑紫諸縣儛生五人、不經省試充之、

承和二年二月十九日

太政官符

應ﾚ置ﾆ書生一十人ｰ事

右得ﾆ勘解由使解ｰ偁、此使年中勘ﾆ申諸司諸國不與解申狀ｰ、殆及ﾆ百卷ｰ、而今所ﾚ置史生八員、身非ﾆ木石ｰ、互有ﾆ病故ｰ、書寫之事、動致ﾆ擁滯ｰ、望請、置ﾆ件書生ｰ、勸以ﾆ出身ｰ、准ﾆ民部左右京職等例ｰ、不ﾚ歷ﾆ省試ｰ者、大納言兼行右近衞大將良岑朝臣安世宣、奉ﾚ勅依ﾚ請、但割ﾆ雅樂寮歌人五人、筑紫諸縣儛生五人ｰ充ﾚ之、

天長五年十一月廿五日

〔類聚三代格七〕太政官符

應ﾚ直ﾆ府〈○太宰府〉書生權任ｰ郡司事

右〈○中略〉望請、直ﾆ府書生隨ﾆ其才ｰ權ﾆ任主帳以上ｰ、總數莫ﾚ過ﾆ十人ｰ、名繫ﾆ郡司ｰ、留ﾆ府衙ｰ、以ﾆ繼諸之塵ｰ、肅ﾆ奔躁之心ｰ者、右大臣宣、奉ﾚ勅依ﾚ請、

天長二年八月十四日

〔類聚三代格十五〕太政官符

應ﾚ營ﾆ作剩田ｰ充ﾆ書生食ｰ事

書生卌人　單一万八百人〈○中略〉

右得ﾆ太宰府解ｰ偁、薩摩國解偁、檢ﾆ案內ｰ、彼府去仁壽二年九月廿六日符偁、民部省去七月廿五日符偁、太政官去六月廿九日符偁、得ﾆ彼府解ｰ偁、薩摩國解偁、此國學生有ﾚ員無ﾚ心ﾆ勤學ｰ、推ﾆ量彼志ｰ、國堺遙遠、往還多ﾚ煩、亦書生雜色等、官粮絕乏、常患ﾆ飢苦ｰ、欲ﾚ優ﾆ賜ｰ則無ﾚ物ﾆ充給ｰ、默而止則勸誘失ﾚ方、望請、准ﾆ日向大隅等國例ｰ、佃ﾆ件剩田ｰ、以ﾆ彼獲稻ｰ充ﾆ其料物ｰ、但地子者依ﾚ例進ﾚ官者、府司商量所ﾆ申有ﾚ道、謹請ﾆ官裁ｰ者、右大臣宣、奉ﾚ勅依ﾚ請者、〈○中略〉

貞觀十八年五月廿一日

〔享祿本類聚三代格　六〕太政官府

應給食傜丁事○中略

郡。書。生。大郡八人　上郡六人　中郡四人　下郡三人（中略）

右諸國言上、參差不同、仍折中所定如件、○中略

弘仁十三年閏九月廿日

〔續修東大寺正倉院文書　十六〕皇后宮職移圖書寮文　書。生。上日、夕、寫紙等、

皇后宮職移圖書寮

大初位上船花張善上日壹佰拾玖　夕肆拾九月上日十二、夕六、十月十、夕四、四月廿五、夕十、五月廿、夕五、六月廿四、夕四、七月廿七、夕十、

寫紙肆佰參拾張涅槃經第三帙紙百九十張瑜伽論抄三卷紙二百卅張

少初位上安子兒公上日壹佰陸拾壹　夕伍拾十月十二、夕五、十一月十五、夕六、十二月廿八、夕八、正月十一、夕四、三月廿、夕三、四月十五、夕四、五月十九、夕五、六月廿一、夕七、七月廿、夕八、

寫紙漆佰肆拾肆張涅槃經第一帙紙百九十二　第三帙紙百九十張瑜伽論抄二卷紙百廿張　晉書第七帙紙二百卅張　二

少初位下辛金麿　上日壹佰參拾漆　夕肆拾伍正月十一、夕二、二月廿七、夕十、三月廿六、夕十七、四月十六、夕五、五月十九、夕六、六月十四、夕五、七月廿、夕十、

寫紙陸佰壹張涅槃經第四帙、紙百八十四張　實相般若經五卷卌張瑜伽論抄二卷紙百卌四張　晉書第四帙紙二百卅三張

少初位下秦雙竹　上日壹佰參拾貳　夕參拾漆九月十、夕三、十一月十五、夕八、十二月十、夕三、正月十五、夕七、二月八日、夕二、六月廿、夕四、七月廿七、夕十、

寫紙伍佰漆拾玖張涅槃經第一帙紙百九十二　法華經八卷紙百六十張實相般若經五卷紙卅張　唯識論十卷紙百七十七張

右起去年八月一日、盡今年七月卅日、上日、夕、并寫紙、如件注状、故移、

天平三年八月十日　　正八位下大屬勳十二等內藏伊美吉

〔延喜式圖書十三〕凡寫年料仁王經十九部、各二卷、用紙七百一十張、計二年中日數一日充二張、但有閏月者准日加之、自餘雜物亦同、〇中略

書手七人、日寫七張、

〔續修東大寺正倉院文書十六〕皇后宮職解　申書生上日事

少初位上新家忌寸大魚　上日壹佰漆拾壹八月七九月十十月廿十一月廿七十二月十一正月十六二月廿三月廿八四月十一

六月六七月十五〇中略

淨衣廿三領、中三　後加衣四

橡衣十二領　　高屋受衣一袴一

佃麻七領

白麻四領

衣袴九裝潢充一　後加袴四裝潢充衣二袴一、白疊綿枚人衣一、紙充直丁衣一、工二人充衣二袴二、十一月八日入十一日返

充冠布短十一枚失殘寺麻　奴北理給衣一袴一　又北理高屋之給衣一口

巾二枚

麻被三枚一枚大屬殿進納一枚裝潢受　十一月十七日受經師被二枚練

香二袋　釜一口　小刀八

天平二年七月四日　　高屋連赤麻呂

〔續修東大寺正倉院文書三十一〕鑄所解　申應請七月粮點加仕丁事

紙背ニ

經。師。五人、裝潢一人、校生二人、雜使二人、驅使五人、

總單六百卅人

二百十四人經師、人別寫紙七張、
卅人裝潢、人別作紙六十張、
五十人校生、人別校紙六十張、

〔續修東大寺正倉院文書四十三〕東寺寫經所召
合經師伍人
前部倉主　栗前咋万呂
高東人　王馬甘
子部多夜須
右人等、寫始御願經未畢趨退、仍追喚如件、莫延遲、
　主典安都宿禰
天平寶字二年八月十九日　使散位從八位下額田部弟正(依例充二倉馬一)

〔續修東大寺正倉院文書三十一〕寫疏所解　申依急且請布施事
武丘廣立　寫紙九十九張(册六張疏 五十三張論)
今可給錢五百八十七文
右件人、以今月廿四日死去已訖、不耐貧給、家內哭患、仍注急狀以解、
天平十八年五月廿七日　志斐麻呂

〔運步色葉集遊〕右筆。

〔舳艫訓三〕右筆〇中略
右筆トハ、物書ク事ニテ、右ノ手ニ筆ヲ持ツ義ナリ、今世書役ヲ右筆役ト云同ジ義ナリ、祐筆ト書クハ非也、右筆ト書ベシ、

〔貞丈雜記書札九〕一右筆の事、雲州消息に云、右只今從二大內一有レ召可二參勤一、仍右筆非レ暇追可レ注二申一侍云云、又今川了俊の書れし難太平記に、今年中となりて、以の外に中風氣ある間、時々右筆不レ叶、思の外の方に筆曲る間、本よりの鳥の跡彌比興也云々、右兩者に右筆とあるは、みづから物書事をいふ也、人に申付て書しむるにあらず、右筆とは、右の手に筆を持つ事也、右筆とよむ也、近世は書役の事を祐筆と云、祐筆と書は非也、右筆と書を正とすべし、又按に、東鑑云、治承四年四月廿二日、康清歸洛、武衞賴朝ナリ遣二委細御書一被レ感二仰康信之功一、大和判官邦道右筆、被レ加二御書御判一、又同六年五月十一日、伏見冠者藤原廣綱始參二武衞一、是右筆也とあり、此ほか所々に右筆みえたり、

〔雲州消息中末〕只今從二大內一有レ召、可二參勤一侍、仍右筆非レ暇、追可レ注二申一侍、努々莫二處懈怠一、不具謹言、

大學頭大江

登劉

〔源平盛衰記一〕五節夜闇打附五節始、幷周成王臣下事

同年元年〇長承十一月ノ五節、二十三日ノ豐明節會ノ夜、闇打ニセント支度アリ、忠盛此事風聞テ、我右筆ノ身ニ非ズ、武勇ノ家ニ生テ、今此耻ニアハン事、爲レ身爲レ家心ウカルベシ、

〔吾妻鏡十九〕承元四年十二月廿一日乙亥、今日爲二伊賀二郞宗光之奉一、中民部大夫仲業可レ相二兼問註所寄人一之由被二仰含一云々、是掃部頭能親入道家人也、依二右筆藝一被二召仕一云々、

〔本邦古版目錄〕法華文句〇中略十帖〇中略

七

正應五年夾鐘三五之日　　右筆　　東寺沙門源舜二十七

〇按ズルニ、本書一ヨリ十マデノ筆者ノ名アリ、第七卷ニノミ右筆トアリテ、他ハ執筆トアリ、右筆ハ卽チ執筆ナルコトヲ知ルベシ、

〔康富記〕康正元年九月九日辛巳、參二文第一、奉レ謁二三品局務等一、令レ語給云、去月廿七日、室町殿任大將御記、

公方方手自可ㇾ被ㇾ遊之由、雖ㇾ被ㇾ思食ㇾ、御右筆文章等未ㇾ叶、三品可ㇾ被ㇾ書進ㇾ也、御手可ㇾ有御清書之由被ㇾ仰之、

〔三内口決〕一勅書事

本式勅書ト申候ハ、大内記黄紙相調候奏聞候、其時年號月日之間、其當日ヲ勅筆ニテ被ㇾ遊入候、是ヲ御畫ト申候、是假令右筆ノ書タル狀ニ、判ヲ加ル心ニテ候、當時洞家禪師號之勅書、世間流布候間、彼一紙被ㇾ披見候者、文體分明可ㇾ知候、

〔相京職鈔〕一右筆

掌ㇾ執筆ㇾ

齋藤親基記云、代々御内書右筆次第、

伊勢守貞行（法名常誠、親基ノ親父也、自應永二年至同六年）

以下略之

年中恒例記云、御評定始候式之事、（中略）其後右筆方之衆一人ヅヽ、御前ヘ參テ、祝詞ヲ作リテ被ㇾ露之、各裏打也、

寛正年中記錄（天文追加）云、右筆方、

飯尾加賀守	飯尾大和守	松田對馬
飯尾中務大輔	諏方信濃守	松田丹後守
中澤備前守	松田九郎左衞門	治部大藏丞
松田主計允	治部三郎左衞門	諏方兵衞尉
飯尾與三左衞門		

評定始御判始次第云、次評定衆并右筆衆御大刀進ㇾ上之、

〔明良帶錄〕奥御祐筆組頭 四百俵高、御役料二百俵、御四季施代金二十四兩二分、若支、

御用部屋、日々の御用向等取調諸向被仰渡之書物、御奉書の類を認、此日の御用向等を御老若方へ申上る也、諸願向も取調る事故、安永明和の比迄は、御右筆方の地獄箱と云諺說有、吹擧もなく、賂もせず、無緣のもの、諸願は、地獄箱に入たり、是は調大遲く、諸より願ても、早く被仰付らるゝは、吹擧の仁、賂の緣のある人の願は、早く調べ出す故、早く濟、無緣の賂なきは、跡へ／＼と廻さるる故遲し、夫ゆへの俗說也、此場は、昇進も遠き故、他場所へ出たる人少し、此場より、御簾中様御用人となり、御普請奉行と成たる人有り、中根平藏は四十年の勤にて、述懷の狂歌、

筆とりてあたまかく／＼四十年男なりやこそなかね平藏

表御右筆組頭 三百俵高、御役料百五十俵、若支、

右同斷、諸調物、筆墨紙其外に至るまで、省略を付て世話致し、諸書物の吟味を司る、

奥御右筆 二百俵高、御四季施代金二十四兩二分、若支、

諸向御奉公、奥向書物、其外棒杭等認、夫々に掛有り、骨折場にて、遠國の御用も引受るなり、

表御右筆御日記方 百五十俵高、若支、

諸向御政事筋に拘りたる事、御役出等を増減して、鑑に載すゆへ、諸向頭支配之面々は、其頭々より相達す、

〔書蓄得聞〕瀨尾彌左衞門義淵、關半兵衞信近二人、極メテ能書ナルガ、同ク召出サレ、〇水戸藩右筆トナル、元祿四年ノ事ナリ、今其書法ヲ傳ヘテ、關流、瀨尾流ト云フ、二人ニツギテ右筆平戸淺衞門、東條傳五左衞門アリ、書名アレド二人ヲ去ル事遠シ、其後ハ寥々トシテ聞ル者ナシ、

〇右筆ノ事ハ、官位部右筆篇ニモアリ、宜シク參看スベシ、

〔扶桑略記〕六聖武天平七年四月辛亥日、入唐留學生從八位下下道朝臣眞備、獻唐禮一百卅卷、〇中略留

學之間歷十九年、凡所傳學三史、五經、名刑、算術、陰陽曆道、天文、漏剋、漢音、書道、秘術、雜占一十三道、夫所受業涉窮衆藝、

〔大師書流系圖〕蔡邕（後漢陳留圉人、初入嵩山學書於石室內、得素書、八角垂芒、頗似篆籀、寫學斯井史籀等筆勢、甚得之、不食三日大叫喜歡、若對數十人、讀誦三年、便妙達其旨、常居一室、不寐恍然、一客至、其狀甚奇、授以九勢言訖而沒、）

崔寔―鍾繇―鍾會
張芝―宋翼
韋仲將
蔡琰（邕女）―衛夫人（李矩妻）―王曠―王羲之（晉右將軍會稽內史）
王獻之（中書令）―羊欣（中散大夫）―王僧虔（尚書令）―蕭子雲（任中國子祭酒）
智永（羲之七世孫）―虞世南（秘書監）―褚遂良（尚書右僕射）
　陸柬之（朝散大夫）―陸彥遠
　歐陽詢（太常少卿）
張旭―崔邈―褚長文
　徐浩（太常少卿）―徐璹―韓方明
　顏眞卿
　鄔彤
　柳公權―皇甫閱―柳宗元
　懷素―劉禹錫
　　楊歸厚―逸勢（但馬守）（延曆二十三年五月與空海入唐）

空海（弘法大師 五筆和尚）讀二悉曇於惠果一、受二書法於韓方明一、誦二三國之筆法一、傳二之本朝一、爲二心畫相承之大祖一、
├嵯峨天皇
│├淳和天皇
│├常嗣（遣唐使）
│└仁明天皇
├篁（三木）
└夏井（正四位下播磨守）

敏行（從四位下）―美材（五位藏人）―伊衡（三木正四位下）―道風（正四位下木工頭）

兼明親王
村上天皇
擧時（從四位下兵庫頭）―佐理（正三位三木）
時文（加賀守）

行成（正二位權大納言世尊寺）
道長（法成寺）
公任（正二位權大納言）―定頼（正二位中納言）
具平親王（二品中務卿）
昭平親王（岩倉入道若宮）

和漢相承之書流、以二五筆和尚一爲レ祖、近代小野道風尤得二其骨一、余頃日養二疾於北山一之次、摘二歷代之書系圖一備二後鑑一、將レ永二其傳一也、

長久二年九月　權中納言定頼

兼行（正四位下大和守）―俊房（堀川左大臣）―覺融（寺長吏天台座主）―敦長（正三位三木）
多時―兼任―朝隆（正二位中納言）

成頼（三木從三位出家已後住二高野山一法名靜空房知成 號二高野宰相入道一）―朝方（正三位權大納言）―尹成（中務少輔）―朝基（從四位下勘解由次官）
忠通（法性寺關白）―良經（後京極）―敎家（正二位權大納言）
範忠（內藏頭）―基範（正五位下美作守）―弘乘（已講灌頂阿闍梨）―宣方（從三位治部丞）
慈觀（律師）

- 惟繼（正二位權大納言）
  - 實悟（寶金剛院）
    - 定尊（寺長吏權僧正）
      - 長忠（正二位權中納言）
- 尋源（佛頂院大僧都）
  - 雄尊（法輪院大僧都）
    - 時純（山名孫八郎）
      - 孝成（曾我刑部大輔寓二居于朝倉家一）（正周齋）
- 秋共（濟四郎共賢子飯河治部少輔一兩齋妙佐）
  - 成定（式部少輔、贈正三位）（駿河守）（正五位上賀茂縣主）
    - 敎直（甲斐守）（從五位上賀茂縣主）
      - 道芳（從四位下本庄宮內少輔）
  - 秀賢
    - 雅宣（正二位大納言）（飛鳥井）
      - 宗種（權中納言）（難波）
  - 信尹
- 行經（從三位）
  - 伊房（正二位中納言）
    - 定實（從四位上左少將）
      - 定信（從四位上宮內大輔）
- 伊行（宮內權大夫）
  - 伊經（正四位下皇后宮亮）
    - 行能（從三位）
      - 經朝（從三位右京大夫）
      - 定成（從四位上左馬頭）（號二白川一）
- 經尹（從二位權少納言）
  - 行房（少納言）
    - 尊圓（天台座主、靑蓮院）（學二書于行房及行尹一）
      - 尊道（天台座主靑蓮院）
  - 行尹（從三位）
    - 行忠（從三位三木）
      - 行俊（從三位）
- 行豐（三木　義圓之師）
- 祐助
  - 道圓
    - 義圓（天台座主還俗號二義敎一、征夷大將軍）（後學二書于行豐一）

額色紙形、義敎公家僕細川右馬頭持賢、其子彌七郎政賢請訪、志摩守元信、其子兵庫頭貞秋、以上四人相傳受也、予於二越前一秋貞之傳、

右系圖本紙序ハ、秀賢蔡邕ヨリ公任卿マデハ、一筆也、定賴卿御筆歟、定賴卿ヨリ尋源マデハ、多筆相交レリ、雄尊ヨリ秀賢成定マデ、行經卿ヨリ貞秋ノ小書ニ至ルマデハ、卽妙佐老人ノ御自筆ナリ、可レ秘可レ尊也、

此二一卷者、唯授一人之系圖也、宮內少輔道芳、依二大樹之仰一下二向關東一之間、云二邊境一云二繁榮地一、旁以恐レ不

患之災難、與道芳相議、令寫留秘本畢、

于時慶安二年三月二十二日　　敦直

〔諸家家業記〕筆道

青蓮院宮　　有栖川宮　　持明院

筆道之事、世尊寺權大納言行成卿を元祖として、夫より諸家へ相分れ候由、當時にては、勅筆樣御家樣、世尊寺樣、甲斐樣又は大師樣共と、四ッに相分れ申候得共、元來は一流に候、勅筆樣と申は、本阿彌光悅より傳來之箱を、後水尾樣へ獻り、夫より御傳來にて、當時は有栖川一品宮御傳統有之、御家樣と申は、青蓮院宮之御傳授にて、彼御流儀は、尊圓親王より始り候而、尊圓親王は、世尊寺行房朝臣行尹卿より御傳來に候、此後、世々御家業と相成候、持明院家は、世尊寺斷絕之後、淸水谷中納言基規卿以來、家業と相成、當時世尊寺流の正統といたし候、甲斐樣と申は、上賀茂之神職藤木甲斐敦直と申を始とし、夫より甲斐樣と申候、右敦直之傳は、越前飯河治部少輔秋共と申者より傳授有之、秋共は弘法大師之筆法、世尊寺行房朝臣と行尹卿よりの傳を兼傳へ候、併大師之筆法を主にいたし候故、大師樣とも申候、當時書博士上加茂神職岡本治部大輔保考則一條家之諸大夫傳之候、尤保考は故花山院右府常雅公より傳來、當時花山院右大將愛德卿は、保考より傳授有之候由、筆道之傳統、右四流にて、畢竟同流に候趣は、彼家傳書法系圖にも相見え、且有栖川一品宮○織仁親王御幼年之砌、書法を石山家より御相傳有之、點畫之事、東寺觀智院僧正賢賀を被召候而、御稽古有之候事など有之候由、觀智院は高野山春源と申者より相傳、大師流の書法を傳へ來り候事に候、勅筆樣と申も、畢竟同流之事故、觀智院を被召候事と相見え候、尤古來より代々家業にして、相傳有之候は、青蓮院宮、持明院兩家に而、其餘は其時により、相傳の家に有之候、當時筆道傳授之諸家は、大抵有栖川一品宮より御傳候而、青蓮院宮、持明院家より、堂上方之內へ相傳有之方無之候由、主上へも

一品宮より、享和三年三月十九日、入木道灌頂御傳上有之候由、一品宮より御傳之家々、左に記之、

有栖川中務卿韶仁親王能書方御傳授

輪王寺公猷法親王能書方額字等御傳授

廣橋儀同伊光公飄踊願文切紙等御傳授

石山前大納言基陳卿能書之方并飄踊願文切紙等御傳授

庭田前大納言重嗣卿右同斷

正親町大納言實光卿能書之方御傳授

三寶院御門跡高演前大僧正額字御傳授

右之分、一品宮より御傳授有之候向に候、尤御傳授有之節は、禁裏へも其旨被及御奏聞候而、御相傳有之事之由、此外專修寺門跡圓遵、幷久我大納言通明卿廉中就君へも御相傳有之候得共、是は御内々之義に而、表立御相傳と申は、前之七家切に候由、一品宮より御相傳之外、

花山院右大將愛德卿

右は、書博士保考より相傳、當時家業之樣に成來り候由、

〔持明院家傳書〕

- 基春三木正三位、天文四年七月廿六日、於濃州薨、八十三歲、
- 基規權中納言正三位、家親ト云、天文廿年八月出家、六十歲、
- 基孝權中納言正二位、母季兼卿女、慶長十六年五月廿八日薨、九十二歲、
- 基久左中將從四位下、實季秀卿二男、慶長廿年五月七日、於大坂横死、三十二歲、
- 基征侍從 五位下
- 基定權大納言正二位、實大將侍從基宥朝臣男、寛文七年十月十七日薨、六十一歲
- 基時權大納言正二位、母基久朝臣女、元祿十七年三月十日薨、七十歲、
- 基輔權中納言從二位、正德四年六月五日薨、九十七歲、
- 基雄權中納言從二位、元文五年十一月十六日薨、五十四歲、
- 家胤參議播磨權守從二位、實基綱卿末男、
- 宗時前參議正三位、高倉永房卿次男、安永六年二四十六歲、
- 基武藏人頭正四位下左少將、安永六年、三十一歲、

〔松秀園書談 中〕並有南北之論、南卽文人之筆、北卽行家之畫、蓋借禪之南北以爲譬也、書亦有南北、如

顏魯公著干錄字書、專尚規矩、以爲科擧之習、是所謂書之北者也、如魏晉飄逸、是所謂南者也、以此類推之、乃南北之辨自別矣、

〔和漢三才圖會 十五 技藝〕本朝能書○中略

上代流　紀貫之爲中興祖

後京極流　後京極良經爲之祖 從二位家隆、慈鎭和尚、親鸞上人等、

定家流　京極黃門定家卿、世々此流

尊圓流　青蓮院尊圓親王 伏見院皇子

尊應親王　尊鎭親王　尊朝親王　尊純親王、以上皆青蓮院院家、而各發其一流、

勅筆流　後圓融院宸筆爲之祖

近衞殿　近衞信基公 一名信輔又名信尹 號三藐院

瀧本流　八幡松花堂式部卿昭乘坊 又稱式部卿流

光悅流　本阿彌光悅　右三流俱同時始

烏養流　攝州烏養宗慶

此外通村流、堯孝流、二樂流、後栢原院流、三條殿流、道澄流、宗祇流、堺流、牡丹花 肖栢 宗鑑流、傳內流、大橋流等、隨時行于世、

〔本朝世事談綺 四 文房〕平假名 いろはかな

世尊寺流　行成卿の流儀なり、當家は代々能書也、

行成——行經——伊房——定實——定信——伊行

伊經——行能——經朝——是持明院殿御家

上代流　紀貫之、是を中興の祖とす、

定家流　京極黄門定家卿の筆蹟なり

尊圓流　青蓮院尊圓親王(伏見院の皇子也)の當院開祖、僧正慈道以來、代々筆法に精し、なかんづく尊圓親王、特に傑出とす、御家りうともいふ、

尊應親王、尊鎭親王尊朝親王、尊純親王、おの〳〵青蓮院代々皆其一流なり、

近衛流　近衛關白信基公、(一名信輔又信尹)號三藐院大山、其頃京都三筆と稱すは、大山公、光悅、昭乘なり、

光悅流　本阿彌光悅筆蹟也、光悅、洛北鷹が峰の地を開く、此地は板倉伊賀守勝重の宅地なり、鈞命を蒙り、馬屛を置しむ、光悅町と云、丹波海道なり、爰に大虛庵を建る、光悅死後此所に葬、これより光悅寺といふ、日蓮宗なり、

瀧本流　八幡瀧本坊松花堂式部卿昭乘の筆蹟なり、又畫圖を善す、

堺流　夢庵牡丹花肖栢筆蹟也、泉州堺に住す、

志津摩流　京佐々木志津摩筆蹟、寬文延寶の頃の人、加茂の社家藤木甲斐の門人なり、甲斐は無雙の能筆なり、

此外、通村流、二樂流、鳥養流、宗祇流、宗鑑流、傳內流、大橋流、本目流、玉置流、僧悅山、僧心悅、洛の荒木是水、紅屋雲竹君井休哲、誓願寺の僧專意、長崎の道榮、松坂井出正水、

東都一品公辨宮、遠山北湖、深見高恒、加州家山本相承、佐々木玄龍、石川柏山、現は岡竹林、細井廣澤、赤井得水、僧東湖、佐々木文山、其外御書記家能筆多く、書つくしがたし、

〔日本敎育史資料(十九學制)〕雜事

書體　江戸ノ頃ハ、上下一般和樣ヲ學候樣覺申候、又ハ銘々好所ニ隨ヒ、唐樣モ學候得共、和樣ハ御家流、持明院流、近衞流、嵯峨流、其他各奥儀ヲ究メ、種々流名相記候樣被(レ)存候、舊幕府ハ傳內流、其後ニモ候哉、重ニ大橋流相用、諸家ニモ澤山相見申候、大橋流ハ大橋重保ヨリ其外數流有(レ)之候得

共、大凡御家流ヨリ出候樣覺申候、唯今迄モ諸家始、市中一般流布用辨致來候ハ、溝口流、溝口莊司ヨリ始、以前ハ市中散在ノ浪人、町人等ニモ手蹟指南ノ者ヨリ、幕府始諸家ヘモ被抱候者多ク有之由、唐樣指南モ同樣ノ儀ニ御座候、右故大小名ノ子弟モ、兩樣手蹟指南ノ門ニ入、扶持祿ヲ遣シ、或ハ大刀差許、家來分抔ニ相成候者、近來迄有之由、〇中略

御家一系譜略

青蓮院十八世贈一品尊圓法親王、延文元申年九月廿三日遷化、伏見帝第六皇子、號大乘院宮、

同二十世一品尊道法親王、應永十未年七月五日遷化、後伏見帝第十一皇子、號十樂院宮、

同廿七世准三后尊應法親王、永正十一戌年正月四日遷化、二條大相國後福照院持基公男、號十樂院宮、

同廿九世二品尊鎭法親王、天文十九戌年九月十三日遷化、後柏原帝第三皇子、號桂蓮院宮、

同三十世二品尊朝法親王、慶長二酉年二月十三日遷化、正親町帝御猶子、實伏見貞敦親王御子、號龍池院宮、

同卅一世二品尊純法親王、承應二巳年五月廿六日遷化、後陽成帝御猶子、實梶井蜻庵御子、號圓智院宮、

同卅二世二品尊證法親王、元祿七戌年十月十五日遷化、後水尾帝皇子、號桂蓮院宮、

傳內流　建部傳內、幕府ノ書吏、居下谷三味線堀佐竹邸向、尾州愛知郡建部村ノ人、一家ノ書風アリ、賜千石、

大橋流　大橋長左衛門重政、幕府ノ書吏、居小日向、立學校ハ其舊地、寶暦ノ頃、甲州ニ〇此間闕文業受尊純親王、一家ノ風アリ、父式部卿重保入道龍慶、　門人篠田流　篠田行休、以書爲業、居小石川牛天神下、寶暦十三年正月十九日沒、　門人明浦流　篠田五郎藏、以書爲業、居湯島天神裏門前御徒

士町、後、關思恭ノ門ニ入、一家ノ風ヲナス、

玉置流 玉置伴助、居小石川、門人玉置茂八、以書爲業居橘町一丁目、明和五子年八月十七日沒、

寺澤流 寺澤友大夫門人寺澤友之進、以書朽木土佐守ニ仕、居上屋敷、 同幸助、以書爲業居靈巖島、

馬場流 馬場條助、以書爲業、居金吹町、寛延元辰年八月十四日沒、

內藤武大夫、以書奧平侯ニ仕、 門人上田與五郎、以書津輕侯ニ仕、居本所上屋敷、

長尾流 長尾半左衞門、以書爲業、有馬侯ニ仕、寛延二巳年正月廿三日沒、 門人浦井某、以書有馬侯ニ仕、居芝上屋敷、船田甲五郎、以書松平周防守ニ仕寶曆十二午年十月四日沒、 佐藤利右衞門、以書爲業、居麻布谷町、

溝口流 溝口莊司、以書松平大和守ニ仕、居麻布谷町、寶曆十辰年八月二日沒、門人三千六百餘人、

尾崎流 尾崎伴右衞門、以書爲業、居白銀町、

和漢書家 伊藤長藏、以書土屋相模守ニ仕、居日本橋通三丁目、

百瀨流 百瀨耕元、以書爲業、長尾半左衞門門人、門人三千人、

御家流 石川勘助、以書爲業、居本石町二丁目、

〔康富記〕嘉吉二年十月九日丙申、參世尊寺三位行豐亭、聊中風氣、不及對面、以子息侍從行賢申承了、自殿下持基○藤原多武峯御告文淸書事被仰下候間、書樣并文字之分量等、委可口傳之由令申之、委細以拾遺被示之、又侍從存知之分被授之、御位署不可書切也、又不吉之字ハ、墨ヲ薄ク細ク可書也、吉字ハ、墨黑ニ可書候、假令不吉字者、火災、禍難、灰燼、死、兵亂、病、此等之類也、吉字ハ、福德、壽命ナドノ字類也、命ナドノ字ハ、分ヨリモ長ク可書也、又ヨキ唐墨ハ、前ノ日兼テヨリ摺タメテ置宜也、中ニワルキ墨ハ俄ニ摺タテタルヨキ也云々、筆事、フクサ紙ニハ鹿ノ毛、打紙ニハ兎ノ毛、強紙ニハ狸ノ

毛、此等似合テヨキ也云々、御告文高檀紙ノフクサ紙ナラバ、鹿毛ノ筆可宜之由被示之、御告文ハ、一夜神事シテ可書也云々、告文紙二枚モアレ、三枚モアレ、可續也、願書ハ續ズシテ書也云々、文字ノホドライ、明日可書給之由被諾、翌日三品書給了、予先年、今上御元服之賀表清書事、就少內記被仰下之間、書進之、今又可讀御告文之條、雖非無其憚、佳例難遁之故、申領掌者也、其子細委先年受故坊城右中辨俊國之口傳了、雖然重又今日授世尊寺三品之家說了、入大廟毎事問之謂乎、

〔入木道秘傳書〕入木道御傳授之儀者、公。卿。以。下。悉。御。神。文。之。上。御。相。傳。有。之。候。事。也。然而愚賤卑懷之族、此等之至極至實之秘儀御傳授仕候事、偏以相叶于冥慮而已、誠以生涯之大幸如之哉、因玆御相傳之趣、相清書仕、重而備高覽、蓋入木道不入儀間有之、同以附受仕事者、老後爲無失念也、爰藤正員平等兩輩相傳日、及于末期、此御書無後見標了、兼日可燒失、若不圖早世仕候者、存命之者、相改可燒失、且兩輩子孫入木道執心奉存者、速御門弟御願申上、此御書爲致拜見可申也、然者條々誓紙之趣如此、若雖爲一事、令疎略者、先年所差上置之神文之表、幷同門誓約之冥罰、不可遁者也、仍如件、〇中略此秘抄者、貴家爲御所持、予年頃依爲所望、被聽書寫、然者此一卷者、大綱深淺不可出之、深隱箱底、聊不可爲他見、穴賢、

于時享保十己巳年暮陽仲旬日　　春原朝臣

于時安永五甲申年夏五月良辰書寫畢　　小西有競判

〔續史愚抄 桃園下〕寶暦十二年二月四日戊辰、主上御年十二有入木道秘傳御傳受、入道一品堯恭親王妙法院奉授之、愚紳、家記、家抄、三月云誤歟、

〔松秀園書談 上〕一本邦書法、古ヨリ傳來ノコト、堂上搢紳家ニノコレリ、漢ノ蔡邕ヨリ、唐韓方明ニ傳ヘ、吾邦弘法ニ傳ハリシヨリ、唐土ノ古書法、吾邦ニ流傳シテ、サテ夫ヨリ諸流派別レリ、額字ノ法ハ、持明院家又ハ近衛家ニ傳ハレリ、青蓮院宮ニハ、尊圓親王ヨリ代々其典型ヲ奉ジテ、世ニコ

レヲ御家流トス、いろはノ書法傳授ハ、此宮ノ秘訣ナリ、其他華山院家ニモ、古法ヲ傳ラレタリト聞コユ、各其家ニ就テ其法ヲ明ムルニアラザレバ、吾邦ノ故實ニ暗ヲクシテ用ヲ濟サズ、就中寺社宮殿ノ額字又ハ下馬牌ナド、尤習ヒアルコトナリ、近世書家者流、其法ヲ解セズシテ、妄ニ宮殿ノ題署ヲナスモアリ、コレ唐山様トイフニ托シテ、吾邦ノ法ヲ廢スルモノナリ、甚謂レナシ、然ルニ吾邦在ルトコロノ漢土人ノ古キ額字ハ、鎌倉ノ建長寺、又ハ京洛東福寺ノ額等、其餘處々ニ在ルトコロノ古額、臨摸セルヲマヽ見ルコトアリ、コレラハ蔡邕ノ古法ヲ傳タルモノト見エタリ、余カ子テ書法ヲ嗜メルニ因テ、其家ニ就テ、粗額字ノ法ヲ習ヒミルニ、先ニ論述スルトコロノ蔡邕ガ題署ノ法ニ符合セリ、覺畢吾邦ノ故實傳來ノ法ヲ明ラメテ、近來唐山人ノ書ク所ノ額字書風ニ參合シテ、書齋樓室ノ風流ニ用ルハ格別、先ニ言ヘル如ク、宮殿ノ題署ハ、妄ニ習ヒナクシテ、筆ヲ下スマジキコトナリ、

〔性靈集三〕奉謝恩賜百屯綿兼七言詩詩一首幷序

沙門空海言、今月一日、內舍人布勢海至、奉宣聖旨、恩捨空海一百屯綿、兼賜七言詩一篇、謹奉對鴻澤、心神悅焉、喜謝無地、纔披天書、字勢龍盤、再三諷詩、金聲玉振、彼魏武唐文豈得比肩乎、

〔性靈集四〕進李邕眞蹟屛風表一首

李邕眞蹟屛風書一帖、右沙門空海聞、道之興廢人之時非時、物之貴賤師之別不別、故能就報侍盧氏而方彰、美玉由賢王而照車、自古有之、今亦不然矣、空海久閱翰墨、志深書一、安禪餘隙、時探六書之秘奧、持觀之暇、數檢古人之至意、伏惟、太上天皇、脫屣多閑、超然坐亡、九丹寫其一、八體篤其風、空海以得此妙蹟、時充披翫、隆匠不及四隨而功夫施於一時、謹以桑門之秘蹟、敢奉獻姑射之遊目、謹隨狀奉進、沙門空海、誠惶誠恐謹進、

〔古今書畫鑒定便覽七和様書家〕岡本半助

初ノ名ハ正武、後宜就トス、又宜成ニ改ム、通稱半助、喜庵ト號ス、又無名道人ト稱ス、兵學ヲ以テ彥根侯ニ仕フ、又嵯峨天皇ノ御書風ヲ學ンデ能クシ、世ニ天皇流ト稱ス、其他連歌茶事ヲ能クス、明曆三年二月十一日歿ス、年八十三、法名ヲ秀歎ト云フ、

〔性靈集四〕書劉廷芝集奉獻表一首

岐紙上劉廷芝集四卷、右隨先日命、書得奉進、緣山窟無好筆、再三諮索、闃然無應、弱翰強書、雖鄙愧巧思、而鉛刀盡妙乎、太不勝意、深以悚歎、若使騏驎足於釜竈、鵬翼於樊籬、責其滅沒、謀之垂天、豈不難哉、六言詩者、紙上無界、任意下、於廷芝集者、拘以界狹、容毫無地、雖擬樣詩、字勢狂逸、狹路何堪、所以從之地勢、筆迹亦變、聞之師、曰、鑒者不寫、寫者不鑒、鑒者興來則書遣其奇逸、寫者終日矻々快之闕句、余於海西頗閑骨法、雖未畫墨、稍覺規矩、然猶願定水之澄淨、不顧飛雲之奇體、弄置心表、不能鑒寫、天綸忽降、強以揮翰、恐心翰空費、不允聖心、珍素重汚、被抛醬蓋、本及樣詩共五卷、副以奉進、伏乞垂檢、謹勒上三部、信滿奉進、不宜謹進、

〔續日本後紀（仁明四）〕承和二年三月丙寅、大僧都傳燈大法師位空海、終于紀伊國禪居、　庚午、勅遣內舍人一人、弔法師喪、并施喪料、（○中略）法師者（○中略）在於書法最得其妙、與張芝齊名、見稱草聖、

〔扶桑略記抜萃（桓武）〕延曆廿四年、空海和尙、隨大唐勅、留住唐西明寺永忠僧都故院、（○中略）又帝皇御前有二間壁、是則羲之通壁手跡也、而一間破損、修理之後無人下筆、今大和尙可書之者、依勅之旨、磨墨集豐、五筆持五處（口左右手足也）一度書五行也、殿上階下悉以感之、殘方爭處目不暫捨、即取豐沃懸壁上、自然成樹字、而滿圓也、（○又見大師御行狀集記、今昔物語、）

〔水鏡（平城下）〕同（○大同）二年十月廿二日に弘法大師もろこしより歸り給へりき、（○中略）この大師、あらはに權者とふるまひたりき、御手ならびなくかゝせ給ひしかば、もろこしにても御殿のかべのふたま侍るなるに、義之といひし手かきの物をかきたりけるが、としひさしくなりてくづれにけ

れば、又あらためられてのち、大師にかき給へと、もろこしのみかど申給ひければ、いつゝのふでを御くちひだりみぎの御あし手にとりて、かべにとびつきて一度にいつくだりになんかき給ひける、この國にかへり給ひて、南門の額はかき給ひしぞかし、さて文應天門の額をかゝせ給ひしに、かみのまろなるてんをわすれたまひて、門にうちてのち見つけ給ひて、おどろきて筆をぬらしてなげあげ給ひしかば、そのところにつきにき、見る人手をうちあざむことかぎりなく侍りき、たゞそらにあふぎて、文字をかき給ひしかば、そのもじあらはれき、

〔古今著聞集七能書〕嵯峨天皇と弘法大師と、つねに御手跡をあらそはせ給ひけり、ある時御手本をあまた取出させ給ひて、大師に見せまゐらせられけり、其中に殊勝の一卷有けるを、天皇おほせごと有けるは、是は唐人の手跡也、其名をしらず、いかにもかくはまなびがたし、目出たき重寶なりと、しきりに秘藏有けるを、大師よく〳〵いはせまゐらせてのち是は空海がつかうまつりて候物をと奏させ給たりければ、天皇さらに御信用なし、大きに御不審有て、いかでかさる事あらん、當時かゝるやうにはなはだ異するなり、はしたてゝ及べからずと勅定有ければ、大師御不審まことに其いはれ候、軸をはなちてあはせめを御叡覽候べしと申させ給ひければ、則はなちて、御覽ずるに、其年其日靑龍寺において書之、沙門空海と記せられたり、天皇此時御信仰有て、誠にわれにはまさられたりけり、それにとりいかにかく當時のいきほひにはふつとかはりたるぞとたづね仰られければ、其事は國によりて書替て候也、唐土は大國なれば、所に相應していきほひかくのごとし、日本は小國なれば、それにしたがひて當時のやうをつかうまつり候也と、申させ給ひければ、天皇大きにはぢさせ給て、其後は御手跡あらそひもなかりけり、

〔江談抄二雜事〕天曆皇帝問手跡於道風事

天曆皇帝、○村上召道風朝臣勅云、我朝上手誰人哉、申云、空海、敏行、時人難云、於大師御名可奏音讀也、

敏行ヲバ猶止志由岐止奈牟可奏云々、

〔文德實錄十〕天安二年五月乙亥、宮内卿從三位高枝王薨、○中略高枝學沙門空海之書迹、習沙良眞熊之琴調、未得其一道、遂至終身、

〔高野大師眞蹟書訣〕刊高野大師眞蹟書訣序

夫六書八體、則西土之法矣、今此不論也、我邦以行草眞字假字通上下而日用、則士子之宜先學習者也、凡人之在世也、文行忠信、行己接人、何追論書之美惡乎、雖然有物必有則、有書茲有法、自然之理耳、我邦入木之有法、肇自高野大師、是以吾源柳先生、敎人一依大師執筆使筆二法、其書世既有慶安二年刊本、及三國筆海全書、筆法徵考所載本、然字畫有異同、釋文多訛謬、先生常病之、遂命弘賢考定、弘賢於此搜索故家藏本、參伍校訂、就擇善本雙鈎之、遂畫響對、別作釋文集註、又輯大師文及書法者、及後人稱大師書藝之詩文以附焉、鋟梓示之同門、我邦凡百皆學李唐、就中書藝尤盛、朝野固多其人、獨大師入唐、親受入木之道、至今其統不墜地、固是晉唐之遺美、而又加以風土自然之妙、初學之徒不可忽也、古人曰、書者心之畫、心正筆正、乃是指腕運轉之間、心術之徵可知也、豈可不愼哉、庚戌歲七月廿六日、源弘賢謹序、

〔古今書畫鑒定便覽七和樣書家〕瀧本坊昭乘

名ハ昭乘、松花堂ト號ス、又惺々翁、南山隱士等ノ別號アリ、通稱式部卿、本姓中沼氏、城南八幡瀧本坊ニ住職ス、書體空海大師ノ筆法ヲ修學シ、自ラ一體ヲ成セリ世ニ瀧本流ト稱ス、

〔古今書畫鑒定便覽七和樣書家〕屋代弘賢

名ハ弘賢、輪池ト號ス、通稱太郎、江戶ノ人、大府ノ書史タリ、專ラ皇朝ノ上代ヲ修シ、又自ラ一家ノ風ヲ成セリ、其門ニ入テ敎ヘヲ受、法ヲ傳フルモノ殆ド三千人ニ餘ルト、昌ナル知ルベシ、又書籍ヲ好ンデ、普ク奇書ヲ集メ、既ニ藏書三庫ニ充リト、又詠歌ヲ好ンデ諸名士ト交友ス、凡テ好古ノ

老翁タリ、天保十二年五月十八日歿ス、年八十六、

〔扶桑略記 二十八後一條〕治安三年十月十七日丁丑、入道前大相國、〇藤原道長詣紀伊國金剛峯寺、〈中略〉十九日、次龍門寺、〈〇中略〉前岫下有方丈之室、謂之仙房、菅丞相都良香之眞跡書于兩扉、如白玉之盈匣、似紅錦之在機、各詠妙句、徘徊難去、前總州刺史孝標者菅家末葉也、雖爲折桂之身、敢非滄花之才、誤以假手之文、忝書神筆之上、惡其無心、消以壁粉、

〔菅家書則演義 跋〕昔在李唐時、吾國聘使來往最親、是以本朝禮樂文物、多取憲于李唐、而中土五代而降、喪亂相襲風俗頽敗、舊典遺法可徵者、澌焉幾盡矣、凡物之逸于彼而存于我者、斑々可見矣、吉備公親學書于張長史、受其秘契而傳之于菅氏、至于今不失其傳者、蓋亦其一也、吾國古稱能筆者、全學晉人法書體、多與唐諸家相類、余嘗觀世尊寺法帖、如一二祖先所書字、擧而措之於唐諸家之間、則不能辨別也、迨于後世、書體漸變、其流派成一種樣、較諸其始、迥然別矣、世之臨池家、視以爲俗書、不知其源出於晉人、而師法之不明、學習之不善、加以吾國書體、喜豔麗而漸變成倭樣也、今之學書者、非明清則宋元、間有倣唐人者、亦唯摸擬其形容耳、蓋唐人之風、既變于彼矣、而爲宋爲元爲明清、其實明清不如宋元、宋元又不如唐人遠矣、設使吾國書體如昔日渾雅類唐人、則宋元以後之習、又何足問哉、菅家之傳、以蔡氏筆法十訣爲本、附以秘契爲一家規則、鶴林翁嗜書、嘗受口訣于東坊城故亞相菅君、作之演義、此其志在于復古也、其意則云、古人筆道之傳、絕于彼、幸而存于我菅家、舍此而取宋元以後說爲法、皆非正路也、故其說與世之臨池家往々矛盾、余於書未有學、其言論未知所可否、雖然物之逸于彼而存于我者、片玉寸錦、人猶知其可寶也、況筆法秘旨、張長史授之吉備公、受之再傳而至于菅氏、更精其義、而發其蘊者乎、世間輕薄之習、多尙儇巧不確實、大率貪捷徑而無由正路矣、學術文章皆無不然、臨池之道、亦不能免其弊也、意者翁之所言、不爲世人所悅、必以爲迂然篤信好古、不隨世而移、乃翁志也、亦奚病焉、書成、將上之梓、請余言、遂書詹々于其後者如此、

文化七年庚午晩夏　　　高岡秀成題

〔菅家書則演義〕余少壯嗜臨池、迷邪路而失歸、中年篤志求良師、而無得也、終學東坊城故亞相菅君（菅神二十六世裔、正二位大納言菅原綱忠卿、）之門、菅家有相承筆道、以古今傳授筆法十訣爲宗、而口訣具存焉、蓋菅家世々相承、不許妄傳于人也、亞相君喜忠俊懇誠、憫其頑愚、而辱得傳其口授、爾後用力數十年、訓導子弟、必據其法、今略擧之示從遊者、名曰書則演義、雖然是唯擧其綱、至其微妙、非口授不能盡也、

古今傳授筆法十訣

筆法十訣、相傳、在昔漢右中郎將蔡邕、入嵩山石室中、學書三年、一日恍然、神人來口授書之妙道而去、是爲口授濫觴也、蔡中郎言下大悟、而撰筆法十訣、傳女蔡琰、琰傳鍾繇、繇傳衞夫人、夫人傳王羲之、羲之傳男獻之、獻之傳羊欣、欣傳王僧虔、僧虔傳蕭子雲、子雲傳僧智永、智永傳虞世南、世南傳歐陽詢、詢傳張旭、當此時吉備公、聘唐得之張旭、而傳菅原古人卿、爾來菅家祖々相承、口授不失其傳者也、夫太古之筆道、納十之門、傳于後世、而爲萬古不易之法則、故曰古今傳授筆法十訣也、按墨池篇書譜、及本朝字府亦載之、字有小異同耳、但書譜爲未詳何人所撰、姑依王氏法書苑、附李華言後、然十訣實維學字之源、菅家筆道全宗於此、其出於神聖無可疑也、又按内閣字府、別載神人所授蔡邕筆法文者、其前段取書譜所載蔡邕九勢序文、續以數百言、未知出于何書、其言不可爲法者多矣、疑是後人僞造也、今學菅家所傳十訣之文、而注以先師之所傳、與諸本異同也、

〔兼載雜談〕一家の手跡といはんは、今は世尊寺殿清水谷殿となり、彼兩人、行成卿の子孫也、三跡の二はたえて、權跡ばかり今はのこりたる也、

〔兼載雜談〕一世尊寺の家には、手跡を本とすれば、歌などはかきちがへたれど、よく書たるとおもはれし時は、其儘にて被出き、これ嗜家故也、定家などは、うたを本とせられければ、手をば何とも不被思也、定家の子孫に、爲富と云人、手跡もわろかりしに、ある人、我稽古に云、あたらわろき手に

歌もわろしと有し也、巳前のうたのよく手はわろきがよきといふを、こゝろに持ていへり、

〔帝王編年記 十八後一條〕萬壽四年十二月四日、行成卿薨、正二位權大納言 春秋五十八、能書及苗裔、

〔榮花物語 八初花〕村上の先帝のさま〳〵の御心をきて、此世のみかどの御心よりもすぐれさせ給へりけるも、わが御くちふでして仰せられて、つくも所の物ども御覽じてはなをしせさせ給へるを、○中略 其御具どもの屛風どもは、ためうぢ、つねのりなどがかきて、道風こそは色紙形はかきたれ、いみじうめでたしかし、そのかみの物なれど、たゞ今のやうにちりばます、あざやかに用ゐさせ給へりしに、これはひろ高がかきたる屛風どもに、侍從中納言○行成の書給へるにこそはあめれいづこかはこれにおとりまさりのあるべきなど御心のうちにおぼしめしあまりて、○下略

〔榮花物語 二十御賀〕御びやうぶのうたあたらしうよませ給はすふるきがのうたをかゝせ給へり、志志うだいなごん○藤原行成 いみじうかき給へらんも、すゞろにえましう思ひやらる、

〔大鏡 五太政大臣伊尹〕今の侍從大納言行成卿、世の手かきとのゝしり給ふは、○中略 殿人の人々扇どもして參らするに、こと人々は骨に蒔繪をし或は白かねこがねちん志たんの骨になんすぢをいれほりものをし、えもいはぬ紙どもに、人のなべて知らぬ歌や詩や、又六十餘國の歌まくらに名ありたる所々などを書つゝまゐらするに例の此殿は、骨のうるしばかりをおかしげにぬりて、黃なるからかみの下繪ほのかにおかしきほどなるに、表のかたには、樂府をうるはしう眞にかき、裏には御筆をとゞめて、草にめでたくかきて奉り給へりければうち返し〳〵御かど御覽じて、御手箱にいれさせ給ひて、いみじき御たからと思しめしたりければ、こと扇どもはたゞ御覽じ與ずばかりにてやみ侍りにけり、いづれも〳〵帝王の御威侍るにますことやはあるべきな、

〔才葉抄〕一行成の手跡は筆に任せてかゝれたるとみえたり、又法性寺殿○藤原忠通の筆は不然、よつ

ておとらせ玉ふ也、

〔書言字考節用集十數量〕世尊寺三筆行成、行能、行尹、

〔十訓抄十二〕行成は道風が跡を繼て、めでたき能書なりけり、〇中略彼卿の孫に、帥中納言伊房〇とておはしけるも、いみじき手かきなりけり、春日大明神の示現によりて、そゞろに御經藏と云額を一枚かきてをき給ひたりけれども、只今打べき經藏もなければ、あるやうあらむとて置たりけるほどに、帥も失給ひて後、はるかに年經て後に思ひの外に公家より此社に一切經を安置しまいらせられける時、誰か額をば書べきと沙汰ありけるに、此帥の子孫の中より、かゝる事有て彼帥かきをける額有とて、えり出されたるをうたれたるに、神慮に叶給ふまで有ける事やむごとなくおぼゆる、昔佐理卿大貳任はて、のぼられける道にて伊豫國三嶋明神の託宣有て、彼社の額をかゝれたりけるも、めでたかりける、

〔殿暦〕康和五年九月十八日甲午、依物忌不出行、以藏人知信所召之師〇藤原伊房書一兩卷進之、

〔古今著聞集四文學〕仁平の頃、宋朝商客劉文冲、東坡先生指掌圖二帖、五代記十帖、唐書九帖、名籍をそへて、宇治左府に奉り、返事は文章博士義明朝臣草して、前宮內大輔定信〇〇〇〇ぞ清書したりける、尾張守親隆が奉書にて書たりける、砂金卅兩をたまはせけり、

〔宇槐記抄〕仁平元年十月七日、定信朝臣〇〇〇年來自書一切經、已終其功、書寫同經二十三年今日於春日寶前供養、導師別當權僧正隆覺云々、請百僧云々、奏舞樂云々、余〇藤原賴長送龍蹄一疋、以件馬與導師云々、件經供養了、暫預尋範僧都、興福寺中可建立經藏安置之、定信現世遺万代之名、當來免三途之苦、訪和漢兩朝、未聞敢勤者、

〔帝王編年記二十一二條〕平治元年十一月廿三日癸卯、大嘗會、〇中略御屛風、伊行〇子定信書之、

〔帝王編年記二十一六條〕仁安元年十一月十五日乙卯、大嘗會〇中略御屛風、伊行書之、

〔帝王編年記 二十二 高倉〕嘉應元年十一月廿二日辛卯、大嘗會○中略御屏風、朝方卿朝隆息號堤大納言伊經伊行子書之、

〔帝王編年記 二十二 安德〕壽永元年十一月、大嘗會○中略御屏風、朝方伊經書之、

〔文會雜記 三上〕一宋ノ諸君子ノ手跡ハ、大抵人品ニテ賞翫スルト見エタリ、山谷抔ハ手ニハ骨折タルト見エタリ、徐翁ハ至テ惡筆ナレ共、氣象ニテアノ如ク書出サレタリ、定家卿ヲ古來ヨリ惡筆トイエリ、イカニモ如此ウチツケテ書テ早書ニ大分書寫セラレタル所ヨリ、定家流ト云一流ノ惡筆出來タリ、コレモ歌學ニテ、人ノ賞翫スル也、東涯手跡甚善シト、南郭賞セラレタリ、

〔四方之硯 花〕小澤蘆庵、和歌をよくし、能書の名あり、わかきとき定家流の書を、冷泉爲村卿にまなぶ、かつて卿の書を贋書するの誹を得たり、卿不快の氣色あつて、使を蘆庵にやりて、わが書流をかくことなかれと禁止す、蘆庵使にむかひて、ふかくその罪を謝し、その使またせて、御請申上んとて、内に入、筆とり、和歌をよみ短冊にしたゝめて、使者にわたしぬ、つかひその短冊を見るに、書流を上代様に書あらため、和歌あり、

しるべせし和歌の浦風道たえて身は捨舟のよるかたもなし

使者持かへりて、そのよしを卿に申上ければ、卿のいはく、さればこそ、蘆庵われに罪を得てその才をあらはせり、彼が才あつて、いかでながくわが下風に屈せんや、このもの後はかならず名だたる和歌人とならんものとの給ひき、その後蘆庵、七十の今にあまるまで、その道に志あつて門人あまたありて、名望世にたかし、

〔蒲生君平遺稿 中序〕尊圓氏眞蹟模帖序

本朝以書顯於世、如野道風、釋空海、藤佐理、橘逸勢、其選也、而後世皆鮮學焉者矣、凡自官府之記聞、以至里巷之簡牘、僧道之牒書、稱書者特推御家樣、其支流雖多、而正脈非遠追尊圓而傚其眞蹟、不可以

得也、蓋聞之、尊圓法親王、潛意於墨池、殊學王右軍十七帖、故其艸冠古今、遂以其用于官府、有御家樣之稱焉、關士豹得尊圓氏眞蹟之模帖、以請予序也、夫書莫善於晉唐、而晉殊佳、晉多善書、而王右軍最佳、右軍書以行艸入神稱之、艸之佳沒其生莫得若十七帖矣、尊圓氏之於十七帖、消日終歲、宜哉、乃不朽於世、而爲天下宗師、見尊敬焉、學者可不思諸、

〔初學手習式〕書總論

本邦の書、今俗間に和やうと號するもの、多くは行書の體勢を書く也傳へ云、尊圓親王にも、義之が藁草を習ひたまひて、それより一體を書出し給ひ、今和やうの能書と號す、それより以來、古今ともに、書をよくする人、みな唐やうの書法をならひ、其内より工夫をなし、一流として書たるとみえたり、

〔槐記〕享保十二年閏正月廿八日、筆道ノ御咄ノ上ニテ、今ノ御家ト稱シテ、世間ニ習ヒ候ハ、皆尊圓親王ヲ本トシテ、尊證尊同尊珍ナドヲ學ビ、其風ニ書申スヲ尊圓樣トモ、御家樣トモ申シ候、唐樣ニアラズ、日本樣ナル故ナルベシ、然ラバ日本ニテハ、尊圓ヲ和樣ノ祖ト仰グ事ニ候ヤト伺フ、仰ニ、書畫詩文トモ〻ニ、大根コレハ唐樣、コレハ和樣ト云コトアルベカラズ、道ハ天地自然ニヒラケタル道ナレバ、ドチノヤウニ似スルコトアルベカラズ、サレバコソ、上代ヨリ已來ノ歷々ノ乘中ノ上筆ト稱スルモノヽ筆跡、全ク唐ト日本トカハル處ナシ、而シテ手ノ風ハ、人々ニ異ナリ、ソレナゼナレバ、上代以來、佐理、行成ナドハ、大根ノ目ノツケ處ガ、和漢トモノ上筆ノ筆意骨子ヲ能々見聞知覺テ、手ハ面々ノ生レ付タルヤウニ書タルモノナリ、サルホドニ師弟ト雖モ、カツテ風ハ似ズシテ來リタルモノナリ、尊圓モソノ通ニ、上筆ノ骨子筆意ヲ得テ、アノ風ハ主一分ニ生レ付レタル處ヲカヽレタルモノナリ、ソレヲ學ブ人ガ、アノ風ノ形ノヤウニカキタシト思テ學ビタルモノガ、今ノ御家樣ナリ、是骨子ハ得ズシテ、形ヲ似セタルモノナリ、尊澄尊道ナドモ、筆意ハ合

點シテカヽレタレドモ、尊圓ニハ及バヌトハ謂ベシ、尊珍ナドカラガ全ク筆意ノ骨子ヲ得ズシテ、風儀ヲ似セラレタルモノ故ニ、代々形ガヨク似タルヲ、靑蓮家ノヤウニナリタルモノ也、靑蓮家ノ一代ニ、尊何トヤラン云人一人、筆意ヲ得テ全ク形ノ似ヌ人アリ、其外皆同ジ、尊圓流ト稱スルハ、尊圓ノ御爲ニハ、今日ニテハ仕合ト云ベキカ、不仕合ト云ベキカ、祖ト稱スルハ仕合ノヤウナレドモ、今日ノヤウニ形ノ似タルヲ流ト稱スルハ、尊圓ノ御意ニハ違フベシ、筆道ノ骨子ハ、唐ヤ日本ノ差別ハナシ、ソノカク人ハ、日本人ユヱニ、筆意骨子ハ和漢トモニ同クシテ、書出セル處ニハ、唐人ハ唐人、和人ハ和人ノ筆跡アルベシ、丁ド志津摩ナドガ、尤唐人ノ筆意骨子ヲ得テ、書オホセタルモノ故ニ、隨分ニ唐人ノ筆跡ニテ好ケレドモ、我ハ日本人ト云コトナシニ、アチノ樣ニノミカキタル故ニ、少シモ似セ氣ハナクレドモ、丁ド唐人相撲ノ狂言ヲ見ルヤウニ、何モカモ皆唐人ナレドモ、肝心ノ人ハ日本人ナルモノヲ、返ス〲モ筆意ノ骨子ヲ得ルコトハ、和漢ノ差別ハナシ、夫ヲ得テ書出セル處ハ、我ハ日本人ヲカクガヨイ筈ナリ、サレバ尊圓以前ノ名筆ノ乘中ハ、皆骨子ヲ得テ面々ノ手ヲ書出ス、コレモ、我ハ我風ヲ書出サント思フハ私ナリ、自ラ面面ノ顏色容貌ノゴトク、面々ノ生レ付アル筈ナリ、似セント欲スルニ非ズ、似ヌヤウニト云フニモ非ズ、尊圓親王ナドノ眞字ノ物ナド、全クロクナルモノナリ、今ノ樣ノ物ニ非ズ、

〔尺素往來〕二星星會之夕、八月月明之宵、勝負之趣、每ㇾ度被ㇾ呈二詩歌之懷紙一、被ㇾ殘二管絃之秘曲一云々、尤以御美敷存候、○中略近日者、和字漢字、共以二靑蓮院尊圓親王御筆一爲二規模一、而都鄙翫ㇾ之、

〔東照宮御實紀附錄二十二〕建部傳內賢文といひしは、靑蓮院尊鎭法親王の門に入て、能書の聞えあり、その子の傳內昌興も、父に繼て入木の道に達せしかば、慶長元年、伏見にてめし出され、右筆させられ、采邑五百石賜ひ、常に近侍して筆翰の事奉り、薩摩守忠吉朝臣はじめ、公達の方々へ筆道を傳へまゐらせければ、これよりして御家流と唱へしとぞ、家譜

〔筆のすさび 上〕青蓮院尊純親王の書傳、聖護院道澄親王の御弟子に、三井寺佛地院長圓僧正は、拔群の能書なり、僧正の弟子に、岡尾正惠と云人、建仁寺自雲軒に住居して、是又至て能筆なり、此正惠の弟子に、四天王と稱せし人々には、鈴木儀右衞門正信、いろはの書傳を得たり、柘榴甚兵衞正賛、十八形色紙形の法を傳ふ、田口源助正賢は、百人一首ちらし書の傳へを得、淺田甚兵衞正順は、消息の書法を傳ふ、其後に又四天王と呼びしは、鈴木正信の弟子に、桑原己敬、金原仙龍、水口隼人、柘榴の弟子に福井正碩、此四人を云へり、此時分同門に、樋口主水、伊藤要人、正信門に松井良竹などとて、書家ありしなり、

〔先哲叢談 續編 三〕鳥山芝軒

芝軒之父輔忠、字巽甫、號鶴仙、又號入齋、通稱孫兵衞、伏見人、給仕于東福門院、叙從五位下、任若狹守、有臨池癖、學所謂御家流者、別出機軸、寬文中、奉旨書萬歲御旗、禁城下馬牌等、能書之聲振傾朝野、從遊者衆、至今其遺墨珍重於世云、

〔維新前東京市私立小學校教育法及維持法取調書〕師家ノ命稱及ビ書法流義ノ別

溝口流

溝口莊司ハ千谷ト號シ、青蓮院宮家ノ御直門ナリ、其祖先ハ松野龍谷ニシテ、曾ニ御直門タルノミナラズ、書法皆傳、且龍谷ノ號モ賜ハル所ニシテ、高弟ノ輩ニハ谷ノ一字ヲ讓ルコト、ナリシト、龍谷ヨリ溝口千谷ニ至ルニ及ビテヤ、門人頗ル多ク、溝口流ノ稱是ニ於テヤ起リ、且大ニ流行セシト云フ、千谷ヨリ同曉谷トナリ、次ニ松野雲谷、同陽谷、同神谷等、世々相讓ル、而シテ坂川陽谷芝泉堂ハ、松野雲谷ノ門弟ニシテ芝ニ住シ、其門人頗ル多カリシト云フ、○中略

却說、江戸ニ於テ多ク行ハレシ諸流ハ、大橋流、溝口流、花形流、百瀨流等ナルハ、前陳ブル所ノ如シ、此等ハ素ヨリ和樣ト謂フト雖ドモ、坊間亦目スルニ御家流ヲ以テス、是レ眞ノ御家流ヲ傳

フルハ稀ニシテ、多クハ御家流支流タルニ過ギザルヲ知ルベシ、其師家ノ標札中、特ニ靑蓮院宮御直門某ト書スルガ如キモ、業成リテ御家流ヲ傳フルノ人ニ至リテヤ、蓋シ屈指ニ過ギザリシト、然リ而シテ梅澤和亮〇號台陽ノ如キハ、御直門ノ師家中、其尤モ名アルモノナリシト、聞クガ如キハ同氏及ビ金子一方ハ、宮家ヨリ關東御直門ノ取締ヲ命ゼラレシコトアリト云フ、〇中略

書法傳授ハ、前已ニ述ベシ外、梅澤和亮ノ宮家ヨリ授カリシ皆傳ノ寫シハ別紙之ヲ記載スルコト丶ナシ、玆ニハ松野龍谷以來、溝口御家流書法傳授ノ狀況ヲ記述シ、他流ハ人ノ類推ヲ待ツ、蓋シ別表ニ掲グルガ如ク、松野龍谷ハ、靑蓮院宮御直門ニシテ、業成リテ書法十卷悉ク傳授セラルトアレドモ、聞クガ如キハ其書法トハ、乾卷、坤卷、いろはノ卷、陰卷、陽卷ノ五卷ヲ稱スルモノ丶如シ、此他ノ五卷ハ、今ヤ之ヲ考フルニ由ナシ、然リ而シテ門弟ノ斯道ヲ修ムルヤ、乾卷ヲ傳授セラル丶ニアラザレバ、大人少年ノ別ナク、大凡人ノ師トナリ、卽チ手本ヲ書スルヲ許サレザルノ定メナリシト、乾卷傳授ヲ終ヘ、又坤卷ヲ傳授セラル丶ニ及ビテハ、所謂谷號ヲ授カリ、高弟ニ列スルナリ、尙ホ進ミテハいろは卷、更ニ進ミテハ陰卷ヲ授クルモ、陽卷ハ之ヲ讓ラザルナリト、卽チ家元之ヲ藏シ、幸ニシテ其子ニ能書家アレバ巳ム、苟モ然ラザレバ、門弟中卓絶セル能書家ヲ撰ビ舉ゲテ讓ルナリト、其狀堯ハ舜ニ傳ヘ、舜ハ禹ニ傳ヘ、禹ハ其子ニ傳ヘシ如キ觀アリトス、〇中略

誓約之事

入木道之事、御傳授被成下候趣、他人者勿論、雖爲親子兄弟、聊不可及言外、御傳之品、並聞書等仕候共、沒後可致返上候、尤御流儀大切相守可申事、

右之趣於相背者、日本國中大小之神祇、氏神、白山大現權、別而天滿天神、筆硯童子、可蒙冥罰者也、

仍而誓狀如件、

弘化二巳年六月朔日　　　梅澤和亮印

敬典華押

御坊官中

諸大夫御中

〔先哲叢談續編六〕關口黃山、名忠貞、字世篤、號黃山、通稱貞助、後更嘉平、江戶人、○中略黃山、其先世上毛人、父興貞、字行休、號金鷄陳人、稱嘉兵衛、始到江戶、學世所謂大橋流者書法、先是大橋隆慶、及其父重政、長左衛門以能書著、二世相繼、爲書史、聲價傳播於天下、世呼曰大橋流、學者甚多、興貞有故出冒篠田氏、依姻族長澤昌純者、住于礫川牛天神祠前、以筆札技授徒、後薙髮號沙彌行休、其業盛行、世亦呼曰篠田大橋派、其所刊行法帖墨本數十種被貴於世、寶曆十三年癸未正月十九日沒、歲七十九、祖述其書風者、至今不絕、

〔退閑雜記十三〕甲斐守は加茂の社人なり、筆道を傳ふ、其祖敦直にや有けん、家貧しく書まなぶ力もなければ、すめるあたりの河邊へ戶持ち出で、泥もて書をならひ、又それを川水にてあらひ流してまなびければ、その川の末も流濁たりとぞいふ、その人にやありけん、豆腐あきなふもの、招牌をかいて賜はれとこひしかば、諾しぬ、一とせ二とせ過ても、かいたるよしも聞えず、つゐにその人歿したりければ、とうふ商ふものの口おしく思ひ、かの家へいたり、喪とふらひ、年ごろねぎをきし招牌、諾し給ひたるのみにて、わすれ給ひけん、今に至りては、何文字かいたるにても賜はれと、其子にこひて、その櫃など出しみたるが、大きなる櫃に、かのとうふの招牌、いく百枚ともなくかいておさめありしとぞ、

〔兎園會集說〕賀茂甲斐筆法の辨　　　角鹿桃窠

雨森東五郎の書る、戯艸といふものに、この國の筆法といへるは、壬辰の亂後、虜となりて此國にすめる韓人の敎えしを、賀茂の甲斐傳へたるなり、されど今韓人のもの書くを見るに、筆の意甚違へり、韓人の筆の意も、もろこしとは同じからずと、(以上戯艸)按ずるに、賀茂甲斐敎直は、天文年間、飯河治部少輔秋共老後、一雨齋妙佐と號せし人に、上代の書法を傳へ受けたるなり、其事實書博士家の系圖に見えて、いとあきらかなり、かの韓人に筆法をうけしとは、さらに意得がたし、されども芳洲老人は、博雅の人なり、其頃かゝる傳へもありしにや、

〔一話一言二十六〕岡本氏書

加茂之社務岡本治部大輔、紫宸殿承明門之額筆者也、

九

花

書博士（保手之印）

〔古今書畫鑑定便覽七和漢書家〕飯河秋共

治部少輔、後入道シテ一雨齋妙佐ト號ス、皇朝入木道ノ正統ニシテ、弘法大師三十三世ノ傳統ナリ、今ノ世上代風又ハ加茂流ト稱スルモノハ、中祖ナリ、因テ此人ノ上世二世アリトイヘドモ、其繁キヲ厭ヒ、暫ク此妙佐翁ヲシテ卷首ニ置ク、

〔古今書畫鑑定便覽七和漢書家〕本阿彌光悅

德友齋又太虛庵ト號ス、書法一家ヲ成シテ妙手タリ、當時世ニ三筆ノ一ト稱セラル、所謂近衞龍山公、光悅、惺々翁ナリ、又畫ヲモ能クシテ、風致一家ヲナセリ、茶道又堪能タリ、其專門トスル所ハ、刀劍ノ鑑定ニシテ、殊ニ長ズル所、洛北鷹ガ峯ニ住ス、寬永十四年二月三日歿ス、年八十一、

○按ズルニ、光悅、素庵ノ事ハ、別ニ評書ノ條ニ二老略傳ヲ引ケリ、

〔橘牕茶話上〕唐人親筆而後可否則爲光悅矣、光悅者京師人也、學十七帖、至老不倦、漆黑字紙滿箱篋、有人問學書者、輙出而示之曰、如此乃可以爲光悅矣、當時謂之光悅體、人之求書者、塞街塡門、今而視之、與右軍毫不相似、可見不知唐人筆法、則雖有十七帖、果無所用也、

〔古今書畫鑒定便覽七和樣書家〕吉田素庵

角倉與市ト稱ス、名ハ玄之、貞順ト號ス、法橋ニ叙ス、文學ヲ惺窩翁ニ學ビ、書ヲ光悅ニ學ビ、一家ヲナセリ世ニ角倉流ト稱ス、寛永九年六月十二日歿ス、年六十二

〔先哲叢談續編一〕吉田素庵、名玄之、字子允、號素庵、通稱與市、京師人、仕于幕府、〇中略素庵、性好賦詩、亦詠和歌、其風流足以推倒一時、筆札最妙、從學其書者衆矣、當時與鷹峯光悅、本阿彌氏、號太虛庵、八幡昭乘、中沼氏、號松花堂、謂之洛下三筆、雖販夫傭奴之輩、無不知其名者、

〔異制庭訓往來〕若筆功畢者、唐樣可有稽古也、

〔東江先生書話附錄一〕日本は日本、中華は中華、風土の違あれば迚も此邦の書は、華人に不及と申すは、事に渉らざる文盲なる人の了簡にて、總體近世の唐樣と稱するものと、長崎へ來る淸人の書を付合せたる論にて候、文學をも致し事に渉りたる人にても、馴ざる事には氣の付かぬ事多き物に候得ば、此邦近世の書籍を見たるのみにて、古へにはいかなる名人の有しといふ詮議もなく、不學の輩とひとしく、右の論を致す人も有之候、此邦上代名家の書は、皆晉唐の人を淵源に致候故、後世の中華人は、却て不及所御坐候、尊圓親王の比迄も、上代書の遺風は見え候、其後は益卑陋に成候得ば、今にては論に及ばぬ事に候、今の唐樣と申ものは、華と和との間一種の流儀と見え候、皆本をおき、末を學び候故と存候、先得と御考御覽候得、吾朝も異國も、昔なればとてすぐれたる人計可有樣もなく、不學駑才なる者限もあるまじく候、只其うち秀たる人こそ名はとゞまり申候、くだれる世なりとて、各別に劣りたる人の生るべきにもあらず候、とにかくに末を

除き、本へかへり學び候はゞ、今の世にても、名人は可有事に候、只時行を離れ、習俗の弊を脱したる目を以て見候はねば、一格高き所は見えかぬる物にて候、〇中略

三月　日　泊翁

〔對鳴筆語〕六月廿三日客飾筆語

貴國筆法、舊多褚虞氣味、近見有董太史意者頗多、日昨見公、筆力遒勁、恰有文衡山骨力、想早得力於松雪門路耳、大抵蘇黄以後、便成破體、皆欲以脱略為意、而不知二王法為眞正解脱、故其胡撃亂刺、俱不出其範圍、我東方尚多其法、未知貴邦高手、亦有著力於鍾王者乎、

精里

鄙書本無師法、且學之甚晩、如骨董戸、不能專守一家法、是柳州之所以取笑於人也、我邦善書、有頼千秋、為當今第一、其他有師法晋唐者、又有專學鍾王、而不得其門、愈古愈拙者、米蘇趙董亦有之、千秋書今不帶來、恨不得一呈案下也、

〔文會雜記三上〕一日本人ノ古ノ筆跡ハ、晉人ヲ似セテ、夫ヲ假名ニ引移シタル故、假名迄モ見事也ト老師云ヘリ、

〔學書捷徑〕和様の説

近來文學盛んにして、和流の書家も、唐様に倣つて書札を潤色す、其文字忽肥く忽細く、變幻一ならずして、工を示し、或は義獻を祖として、其法を説き、或は楷書を敎ゆる者あり、和流迚も文字を書事なれば、其本は同じ事なれ共、已に別れて書札家となりたれば、字形の美しきと、筆の滯らぬとを第一にして、筆意を論せず、唐様は氣象筆意を第一にして、字形を事とせず、是唐様の貴ぶ所は、和流の惡む所、和流の惡む所は、唐様の貴ぶ所にして、其敎遙に各別の事となる、然るに和流を習ながら、唐様を眞似んとすれば、筆勢齟齬して、互に害となる、世に和流を習ひて、唐様を學べば、

字形頽れて惡筆となるといふは詐りにあらず、其實は義獻は本法にして貴ぶべく、和流は唐樣を書損じて又書損じ、義獻を書頽して又書頽し、誤り／＼て又誤りたる、至極の惡しき手癖より出たるものなれば、筆道の本法より見る時は、甚惡むべき事なれども、俗間書札の常法となりて、風俗の移らざる中は、其非を知ても改め易ゆる事ならざる程になりたり、誤りながらも和流を習ふ上は、其流に得益なる事を教ゆべし、

〔本朝高僧傳〕二十三淨禪 京兆南禪寺沙門一寧傳

釋一寧、自號一山、世姓胡氏、宋國台州人、禀生端重、氣宇神秀、中略大德三年、吾國商舶偶在明州、於是遴選俊髦、臺評湊寧、乃賜寧金襴伽梨幷抄慈弘濟號、中略寧逼不可道、受命駕舶、旬有三日届太宰府、本朝正安元年也、中略寧又善筆翰、持楮帛需書者、常盈門限、四會著述若干帙、寧手刪成一卷、

〔翰林葫蘆集〕四 興宗明敎禪師行狀

楷法尤妙、始學西丘竹庵書、中年自成一家、獲其寶墨者、十襲以藏焉、

〔翰林葫蘆集〕三 旭岑詩幷四六序中略

蕉堅大士、壯歲南遊、入全室室、其詩也文也、筆蹟也、與彼山川風物爭其壯麗、明人跋其藁曰、雖吾中州之士老於文學者、不是過、且無日東語言氣習、而深得全室之所傳也、評其書則曰、得楷法於清遠、可謂集而大成矣、既而歸朝、吾徒之從事於此者、競遊其門、删詩定四六之體、變書法之卑弱、各得其所、至今叢林無不被其澤者、可尙矣、

〔絕海錄〕下 延陵　東簡

絕海藏主、嘗依今龍河全室宗主於中天竺室中、參究禪學、暇則工於爲詩、又得楷法於西丘竹庵禪師、故出語下筆、俱有進度、將遊上國、觀人物衣冠之盛、與夫吾宗碩德禪林之衆、有詩留別竹庵、庵喜而和之、玆承見示復徵於予、遂次韻一首、奉僉雅意云、

〔半陶藁 五〕評倭僧斗南書

大明南村處士陶宗儀九成書史會要補遺曰、釋永傑、字斗南、日本人、書宗虞永興、　釋中巽、字權中日本人、書宗虞永興、　虞世南封永興公

〔補庵京華集〕書江山小隱圖詩後

江山小隱圖詩、我養源老漁作之、蕉堅師添寫之、書乃普光仲方老人之眞蹟也、可謂三絶矣、相國心月藏主者、老人事箸也、秘之篋笥久矣、甲午歳、(○文明六年)心月適得江山圖、仍副此詩於其上、以爲一軸、裝褙完好、可觀也、謂余曰、某單派孤宗、不能發揮先德、可不太息乎、儻借一辭、傳之不朽、賜孰加焉、況此軸也、若翁之驪珠、而不可棄置者也、余展之絶嘆、詩中有筆、筆中有詩、吾翁卽若翁也、畫又配之上下、江山樵村乎、漁落乎、何處不小隱哉、詩畫一意、如不虛設也、不亦異乎、靈石嘗謂中岩曰、汝鄕風俗不欲成人是憲言也、老人一代僧望、四朝遺老也、豈可與湍輩湮滅無聞也哉、余雖不敏、請擧其梗槪、以解鄕不成人之嘲也、老人始從養源而學、此詩想此時所筆也、後遊蕉堅之門、凡所聞之道不得於養源者、得之蕉堅也、探賾百家、游刃諸藝、其書法也、當世第一、眞艸衆備、自成一家、求其書者、戶外之屨常滿矣、夫佛廬官舍之碁布天下也、或榜殿門、或題柱壁者、盡出於老人一手、寔希世至寶也、鹿苑相公(○足利義滿)丕聞其名、徵而見之、自此出入蓮府、獻納無虛日矣、應永辛巳(○八年)從國信使而南遊、蓋奉鈞命也、時大明永樂紀元也、於是乎、我使者不通華言、以牘奏對、天子以老人善於筆札、試御書院、遂命老人書永樂通寶四字、鑄之銅錢、書相國承天禪寺六字、綉之法被、以贈我國、國人至今榮焉、旣而晝錦回國、硯於鯨海、筆於燕山、書勢倍万於前可知也、勝定普廣兩相(○足利義持、義教、)繼起、老人又從事其側、如鹿苑故事、今相(○義政)當輔之始、特降鈞帖、擢任大方西堂之位、辭而不就、壽七十九、絶口竟不言出世兩字、一榮一辱無移其守、賢哉、歲寒然後知松栢之後凋也、其是謂歟、(○中略)心月、諱梵初、孜々於學、吃々於書、不墜父風、一鱗足矣、北磵曰、近時直指似蘭亭、棗木梅花總不眞、叢林凋謝一葉報秋、直指蘭亭眞贋無辨焉、心月勉旃、

文明六年立秋後一日　　万年村僧横川景三書

〔二老略傳〕明衡山文先生正傳筆法統脉

衡山先生

名璧、字徵仲、一字徵明、以字行、翰林待詔、

文彭

字壽承、傳家學、衡山長子、

文嘉

衡山次子、字休承、號文水、傳家學、

文啓美

嘉之子、承家學、

全梁

字棟材、應天府人、號松舍、傳文啓美筆法、

任德元

杭州人、字吉卿、號花源、傳松舍筆法、

兪立德

杭州人、字君成、傳花源筆法、號南湖、寛文初年、頻來長崎、客雪山父家前後三、

雪山先生

名三立、初號花隱、又號蘭隱、後雪山又雪參、肥後州人、甫二歲、從父遊長崎、父以居貨爲業、故唐山人、每歲來其家、先生穎悟過人、故來客皆奇之、立德特愛之、授以文衡山先生嫡々相承之筆法、南湖贈之以君子存之圖書、立德不來之前從南湖戴曼公學、後得衡山先生筆法而棄舊學、

廣澤先生

名知愼、字公謹、號廣澤、晩年又玉川、奇勝堂、蕉林庵、思貽齋、傳雪山先生贈君子之印、

九皐先生

廣澤長子、名知文、字天錫、號九皐、傳家學、知道人、仙禽、鶴山、翠屛舍、皆別號、君子存之印傳家、

大澤氏

九皐長子、名知常、字□明、號大澤、傳家學、

九皐先生一男一孫、皆傳家學、登樓且臨池寫字、池水盡黑、幼年數輩來學、皆能寫筆意、

〔先哲叢談續編一〕戴曼公、名笠、字曼公、號荷鋤人、明杭州人、〇中略曼公書法、出於長州王寵履吉、正鋒遒古、故獲其片紙隻字者、珍而重之、猶文董之遺墨、不啻洪璧、曼公以其法傳之於北島雪山、及高天漪、雪山傳之於細井廣澤、天漪傳之男頤齋、頤齋傳之於澤田東江、而後廣澤東江雖有異論、至其執管五法、把筆三腕、撥鐙等說、皆淵源於曼公之所授受、且用水筆磨墨、我土先是無嘗知之者、又流漫於曼公之所教示云、

〔先哲叢談續編四〕林道榮、名應采、字歟雲、號墨癡老人、通稱道榮、長崎人、道榮家世長崎人、以醫行於里閭、及道榮好學、修洛閩說、精通性理、又好臨池技、篆隷行草、無體不善、善書之名、喧傳遠邇、當時我土所謂書家者流、未知臨摹之法、運筆之訣、若太虛庵光悅、松花堂昭乘輩、雖能摹趙松雪、未能免國樣者、道榮嘗得文衡山董華亭之眞蹟、始識運筆懸腕之事、又與北島雪山講習六書學、我土知六書學者、實始于此、高天漪、池永道雲、佐玄龍、細井廣澤等、皆由是而興起云、

〔一老略傳〕雪山先生隈本の祿を辭して、東都に遊ぶと云ども、曾て文字を賣らず、ゆゑに次第に貧にして、家に四壁なく、屋根も破たれば、雨の降日は傘をさして、文字を書たりとなん、父三立より傳へたる町屋舖をうりて、金二百兩得たり、卽日に先生跡をくらまし、處をしらず、數日の後、歸り

たり、行ける處を問ふに、丸山に行て、二百兩の金を盡して歸りける、或人曰、先生は高名なり、人崇敬す、何故に不潔の地に至て歸らざる事數日なるや、先生曰、我身に孤あり、ひろふ人なし、故に妓を聚めて孤をひろはしむ、財盡たる故に歸るといふ、聞人、雪山先生の行狀の事、世人種々の說を傳る人多し、右は廣澤先生、男九皐に夜話せられし事を、傳〔○傳上恐脫二雪字一〕九皐先生に聞しまゝに筆記す、社中の君子、此說を眞とすべし、

〔學書捷徑〕唐様の說

又三隆は、東都の儒者にて、後に長崎に移れり、隱操ありて、常に日月の字を書かず、吾名を定めずして、色々に書し中に、雪叟の字多かりしより、世に雪山人と誤りしと也、予が大父東溪君は、東都にて幼より親み深く、後も慕て長崎に遊び、莫逆の交をなせり、其頃門人廣澤氏、跡を尋て問來りしを、三隆に見へしめて弟子となす、廣澤氏後に書名ありしより、世に三隆を書家となすは非なり、元來姓は中嶼、名は三、字は隆なるを、合して呼べり、中嶼の音ちうしよ也、其片假名を草書にて集め書にし、名の字を加へ、一時の戯れに雪三と書れし手蹟を、廣澤に與へしが、廣澤は交り淺ふして其譯を知らず、後に草書を雪山の字と讀誤り、撰著に迄記されしかば、其譯を告げしか共、最早印行せし事なれば、是非なし迚止ぬ、惜しき事なりと、家大人に語られし由なり、予が家に傳ふる三隆の書は、冊となさば大字中字百枚、豆大の小字五六百枚もありつべし、何れも得意の書なれば、尋常の類にあらず、此事斯にあづからざれ共、三隆の名をしらせん迚記せり、

〔紫芝園漫筆四〕細廣澤學文衡山而成行書、甚佳、予恨其太似衡山耳、東都人、從廣澤學者衆矣、亦莫不似廣澤、至其尤者、又太似廣澤、此皆學之過也、先儒論詩曰、今人之詩、不患不學、唐患學之過也、予於書亦云、

〔文會雜記二下〕一烏石ハ廣澤ノ弟子也、文徵明ニ似セテ書キ、石刻ニコシラヘ、手ヲマハシテ廣澤ニ見セタル時、文徵明ニ疑ナシ、然モ能出來タリト、廣澤極ラレシカバ、烏石、ヤガテ其石刻ヲ持參シテ、コレハ余ガ書タルニテ候ト笑ヒシカバ、夫ヨリ廣澤ト中不和ニナリタルト也、

〔名家略傳三〕關思恭

關思恭、字は子肅、鳳岡と號せり、もと伊藤氏なりしが、故ありて關氏を冒す、父名は祐宗、號を道祐といひて、終身仕官せず、戸張氏を娶りて、四子を生めり、思恭はその第四子なり、○中略年十四歲にて、はじめて廣澤先生に見ゆ、廣澤、一たび見て奇兒なりとおもひて云、孺子敎ふべしといへり、これより思恭、夙夜孜々としてつとめ學びて、懈怠あることなし、筆法日々に進み、秦篆漢隷、晉唐の諸體、ことごとくかね善くせずといふことなし、かゝれば廣澤いとよろこびて、義獻の法、八撥の術、遺ることなく傳へさづけて、いさゝかも惜秘することなし廣澤の門人いと多しといへども、思恭の右に出るものなし、廣澤、ある時思恭をして代書なさしめ、人に謂て云、吾自書たりともおよばじと稱美せられければ、思恭の名、ますます世にあらはれたり、淺草待乳山なる歡喜天の堂に掲ぐるところの金龍山といふ篆書の額字は、廣澤の印文ありといへども、實は思恭の書きたるなり、○中略廣澤沒せしかば、思恭の名、ますます海内に震ふ、筆力の精妙なる、あたかも驟雨の如しといへり、門弟凡そ五千人、大小の諸侯すべて數十むかへ學ぶもの虚日あることなし、東叡大王、思恭を召して、櫻町帝に上るところの詩をして代り書しめられしかば、おもはざるに天覽を歷るにいたれり、○中略晩年、名聲尤も高く、唐山の人、遙に思恭が墨妙を傳へ聞て、可亭艸亭などいふ人、詩を寄て稱譽せり、法帖の世に行はるゝもの唐詩五律、三體銀燭帖、行書千字文、唐詩七絕等、數種あり、年六十五歲、痱を患ひ、步履自由ならずといへども運筆の縱横、その勢の鋭なる、舊觀を改ずといへり、明和乙酉十二月廿九日、年六十九にして沒す、江戸小石川稱名寺に葬る、

〔退閑雜記 四〕東江源鱗、二王の書學ぶとはいへど、筆意いかゞあらんと、うとみおぼえけるが、文字しる人ひとり來りて、かの源鱗にうちむかひて、死蛇などいふ事は、筆道のきらふ事なるは、やはりかしり給はざるべき、君がかくところは、そのきらふ所にあへり、日頃うたがひ思ひたれば、いふなりといひけり、源鱗ことによろこぼひて、君ならでたれかかくはいふべき、予もその事を恥思へども、いまは東。江。風。とやらいひて、世上もはらもてあそびて、生產にもなりぬれば、せんかたもなし、されど後の世に傳へんもほいなければ、わが好むところをかい置たりとて、みづから一つの卷とり出したり、ひらき見れば、ことにやうかはりて、不凡の筆意なり、ことにいひし人感じければ、この卷、予が家に秘しをかんもせんなし、君ならでまいらすべきものはなしとて、その人におくりぬといふなり、予〇松平定信もその卷をみしが、いかにも世にいふ東江流などゝは、こととにやうかはりてかぐはし、あしきをしりても、生產のためとてあらため得ざるは、心をとりするものから、此卷など、たゞちにそしりたる人にあたへしなどは、潔しともいふべきか、

〔東江先生書話 附錄〕書話跋

東江先生、居恒有謂、凡學書不據魏晉者妄矣、唐人祖述爲家、宋已後以其意耳、弗取也、橋圭橘、游于先生之門、每聞其談論隨錄、名曰書話、圭橘亦既有大造於斯道也、而吾。東。方。有。晉。唐。書。法。實。從。先。生。始。

東毛田世璉題

〔二老略傳〕紀州の梅溪は、朝鮮の人なり、紀州の御代初に召抱らる、其書唐にも非ず、朝。鮮。流。なり、朝鮮國の風は、趙子昂を傳へ、久しく成て其本傳を失ひたるなり、華人の書風にあらず、朝鮮國の書は、むかし朝鮮國王、趙子昂の書を好みて、國中諸國を初め、國風の書風を變て、子昂を習はしむ、此時より國中、外の流なし、故に朝鮮の墨本に子昂の書多し、前後赤壁賦鐙道顏なり、子昂の墨本、皆朝鮮本なり、最初は定めて宜しからんなれども、末代に至りて、日本の和流のごとく、贋物に成て、

子昂の厚き筆意を惡敷呑込て、只つよく書とて、苦緊のみに成て、今は子昂の俤もなし、只朝鮮の流と成て、其國の一流なり、梅溪も其國の人故、朝鮮流にて華流にはあらず、日本の書も極意は日本の風有て、いかにしても變ずる事能はず、是非に不及事なり、然れども正道によれば、一歩千里の踏違はなし、水府の中村立箇も、朝鮮流と見るものなり、篆隷はならず、〇此上恐有二脫文一楷書も子昂徴明杯の風に不正して、苦緊に陥し、門人岡三左衞門、號二義竹一この書も不自由の書なり、立節には劣りたり、

名人書家

〔運歩色葉集〕乃能書シヨ

〔大鏡〕五太政大臣伊尹今の侍從大納言行成卿、世のてかきとの、しり給ふは、〇下略

〔榮花物語〕三十四暮待星内より御つかひ、行經の四位少將まいる、てかきの大納言行〇藤原成の御子、〇下略

〔書言字考節用集〕十數量本朝三筆〇嵯峨帝、橘逸勢、釋空海、仝三蹟〇道風、行成、佐理、

〔二中歷〕十三一能

弘法嵯峨野美材　敏行恒柯橘逸勢　道風文正幷佐理

時文奉時延幹公　齋時前後中書王　行成定額顯基卿

說言弘法大師　嵯峨天皇　大内記野美材　但馬守橘逸勢　少將藤敏行　小野恒柯　攝津守齊時　前中書王兼明　後中書王具平　木工頭道風　加賀守文正世字上手　内匠頭紀時文貫之子外記壁書　主殿頭小野春風道風子　大貳藤佐理　大納言藤原行成　法隆寺別當延幹　四條中納言定頼　中納言顯基

〔夜鶴庭訓抄〕能書人々

弘法大師讃岐國人　嵯峨天皇桓武第二皇子　敏行右兵衞督　美材大内記

兼明親王中書王　道風内藏權頭　時文木工權頭　文正加賀守

佐理左大弁　具平村上第七王子　行成權大納言　延幹君法師也
文時　定頼中納言　恒柯　橘逸勢但馬守
關雄下野守兵庫頭　素性法師　兼行　伊房中納言
長季土佐守　定實左京大夫　定信宮内權大輔　伊行宮内少輔
弘法　天神　道風三蹟之由見二世事要略一
此抄ハ、伊行卿被レ書、與二息女一云々、

〔八雲御抄二作法〕清書
永承歌合左、兵衛佐師基、右、中納言乳母、　同根合左、公經、右、兼行、　天喜皇后宮歌合左、兼行眞名、右、經任編母、　承暦歌合左、左大弁伊房、以二金泥一書、右、藏人弁伊家、
寛治郁芳門根合兩方、大納言雅實書レ之、　天暦歌合道風、書二兩方一例也、　天徳ハ書人不レ詳
寛治京極歌合當日は只各歌を切寄、後日關白師通書レ之、
抑承暦奏は左少弁季仲書レ之歌十五首、廳紙下繪也、

〔夜鶴庭訓抄〕悠紀主基御屏風書人々
醍醐野美材　朱雀村上道風　冷泉時文　圓融花山一條佐理　三條後一條行成　後朱雀定頼
後冷泉後三條白河兼行　堀河伊房　鳥羽本院定實草網冊○一本依　崇德新院定信　近衛　後白河當院朝隆　二條院伊行　六條院同　高倉當今朝方

〔新札往來〕手跡者、宋朝之名人、王羲之、張即之、近來趙子昂、伯機、筆勢惟可レ然、於二本朝一者不二相應一候歟、○中略中古、法性寺殿、忠通○藤原弘誓院殿、教家○藤原後京極殿、良經○藤原此等當世風流尤可レ宜歟、就レ中行成卿已後、此一流家風可レ爲二手跡之本一候、依二賢聖障子銘、年中行事諸寺諸社之額、諷誦、願文、色紙形一、他家之偏執不レ可レ有レ之、假名者、伏見院以後、艷書草子等、非二此風流一者、更不レ被レ見候歟、爲二少生稽古一本書相尋候、

〔入木抄〕一入木道の一流本朝は異朝に超たる事

弘法大師入唐の時、王宮壁字、王羲之筆一間破損、依無其仁闕之、大師奉勅書者、晉代より唐朝にいたるまで、久絶たる道を被興上に、又道風の中文にも万里の波濤を隔て、名を唐國に顯と書たり、文時匡衡等が文にも、此詞を不載歟、測知此道本朝に拔群の人多しといふ事を、これによりて、諸道唐朝之風をうつすといへども手跡の事は、唐書の說あながちに此口傳之外、他說をもちゐず候、またがひ候て近來宋朝の筆體、多分神妙にあらず候、當世文學輩、宋朝の筆體を摸する間、或懷紙、或は綸旨院宣に頗異體不可然事候也、又舊は臼、盧は虍、如此の約束の抄物字難用事也、聖教にも如此抄物字多之、菩薩は莊、菩提は井等也、然而抄物外不書也、本朝は每事跡を追て國風を不失也、異朝は不然、先代の舊風を改て、當世の風俗を流布せしむる也、仍筆體も皆改也、硯の作やうにも、古今事異也、本朝は魚養、藥師寺の額を書、是能書を用最初也、一筆に書候由申傳たれども、いまこれを見るに、趁字のごとし、まことに不可說之體也、其筆體もたゞ皇后、中將姬、(當麻曼陀羅感得人也)弘法大師、嵯峨天皇、橘逸勢、敏行、美材等まで、大旨一體也、筆は次第にたをれたるやうに成なり、そののち聖廟(○菅原道眞)拔群也、聖廟以後、野道風相續す、此兩賢は筆體相似たり、佐理、行成は、道風が體をうつしきたる、野跡、佐跡、權跡、此三賢を末代の今にいたるまで、此道の規模としてこのむ事、而々彼遺風を摸也、仍本朝の風は不相替者也、

〔宇治拾遺物語十四〕いまはむかし、遣唐使のもろこしにあるあひだに、妻をまうけて子を生せつ、その子いまだいとけなきほどに日本にかへる、つまにちぎりていはく、こと遣唐使いかんにつけて消息やるべし、またこの子乳母はなれんほどにはむかへとるべしとちぎりて歸朝しぬ、母遣唐使のくるごとに、消息やあるとたづぬれど、あへてをともなし、母おほきに恨みて、この兒をいだきて、日本へむきて、ちごのくびに遣唐使それがしが子といふ簡をかきてゆひつけて、すくせあらば、親子の中は行逢なんといひて、海になげ入てかへりぬ、父あるとき難波のうらのへん

を行に、沖のかたに鳥のうかびたるやうにてしろき物みゆ、ちかくなるまゝにみれば、童に見なしつ、あやしければ馬をひかへてみれば、いとちかくよりくるに、四ばかりなるちごの、しろくおかしげなる、浪につきてよりきたり、馬をうちよせてみれば、大なる魚のせなかにのれり、從者をもちていだきとらせて見ければ、くびに札あり、遣唐使それがしが子とかけり、さは我子にこそありけれ、もろこしにていひ契りし兒をとはずとて、母が腹たちて海になげ入てけるが、しかるべき緣ありてかく魚にのりてきたるなめりと、あはれにおぼえて、いみじうかなしくてやしなふ、遣唐使のいきけるにつけて、此よしをかきやりたりければ、母も今ははかなきものに思けるに、かくときゝてなん希有の事なりとよろこびける、さてこの子おとなに成まゝに、手をめでたくかきけり、魚にたすけられたりければ、名をば魚養とぞつけたりける、七大寺の額どもはこれがかきたるなりけりと、

〔續日本紀三十六桓武〕天應元年六月辛亥、大納言正三位兼式部卿石上大朝臣宅嗣薨、○中略工草隸、

〔文德實錄一〕嘉祥三年五月壬辰、追贈流人橘朝臣逸勢正五位下、○中略爲性放誕、不拘細節、尤妙隸書、宮門榜題、手迹見在、延曆之季、隨聘唐使入唐、唐中文人、呼爲橘秀才、

〔性靈集五〕爲橘學生與本國使啓一首

留住學生逸勢啓、逸勢無驥子之名、預青衿之後、理須天文地理諳於雪光、金聲玉振縟於鉛素、然今山川隔兩鄉之舌、未遑遊槐林、且溫所習、兼學琴書、日月荏苒、資生都盡、此國所給衣糧、僅以續命、不足束脩讀書之用、若使專守微生之信、豈待十年之期、非只轉螻命於壑、誠則國家之一瑕也、今見所學之者、雖不大道、頗有動天感神之能矣、舜帝撫以安四海、言偃拍而治一國、尙彼遺風、耽研功畢、一藝是立、五車難通、思欲抱此焦尾奏之于天、今不任小願、奉啓陳情、不宣謹啓、

〔恒貞親王傳〕親王○中略尤妙草隸、時嵯峨淳和兩天皇、俱巧書藝、論者皆曰、嵯峨勁筋乏肉、淳和豐肉軟

筋、至二親王一、筋肉雙奇、肥瘦得レ適、

〔元亨釋書 十四 檀興〕釋恒寂、天長帝第二子也、〇中略寂善二草隸一、弘仁天長二皇、世稱二二妙一、然論者言、弘仁勁筋乏肉、天長豐肉軟筋、筋肉均平、肥瘦適レ宜者、只亭子皇子也、

〔文德實錄 三〕仁壽元年九月乙未、散位從四位下藤原朝臣岳守卒、岳守者、從四位下三成之長子也、〇中略少遊二大學一、涉二獵史傳一、頗習二草隸一、

〔文德實錄 四〕仁壽二年十二月癸未、參議左大辨從三位小野朝臣篁薨、〇中略草隸之工、古二王之倫、後生習レ之者、皆爲二師模一、

〔文德實錄 五〕仁壽三年二月甲戌、治部少輔兼齋院長官從五位下藤原朝臣關雄卒、〇中略關雄亦能二草書一、南池雲林兩院壁、皆令二關雄書一レ之也、

〔文德實錄 五〕仁壽三年三月戊午、越中權守從五位上紀朝臣椿守卒、椿守春宮亮從五位上白滿長子也、〇中略卒時年七十八、椿守工二於隸書一、尤得二其筋一、答二渤海書一、特簡二好手一、椿守前後再書、皆盡二其妙一、朝廷美レ之、

〔三代實錄 四 清和〕貞觀二年五月十八日丁卯、散位從五位上小野朝臣恒柯卒、恒柯者右京人也、〇中略恒柯少好レ學、頗有二文情一、尤善二草隸一、〇中略書迹之妙冠二絕當時一、世之習二其業一者、皆取二楷模一、適得二尺牘一、莫レ不二愛奇一焉、卒時年五十二、

〔三代實錄 七 清和〕貞觀五年正月廿五日戊子、大納言正三位源朝臣弘薨、弘者嵯峨太上天皇之子也、〇中略弘幼而聰警、好讀二經史一、尤善二隸書一、

〔三代實錄 十三 清和〕貞觀八年九月廿二日甲子、是日大納言伴宿禰善男、右衞門佐伴宿禰中庸、同謀者紀豐城、伴秋實、伴淸繩等五人、坐レ燒二應天門一當レ斬、詔降二死一等一、並處二之遠流一、〇中略相坐配流者八人、從五位上行肥後守紀朝臣夏井、配二土佐國一、〇中略夏井者左京人、〇中略承和初以レ善二隸書一、待二詔於授文堂一、就二參議

小野朝臣篁、受用筆之法、篁歎曰、紀二郎可謂眞書之聖也、

〔三代實錄十四清和〕貞觀九年十月十日乙亥、右大臣從二位藤原朝臣良相薨、○中略有子男女九人、○中略忠方最工隷書、

〔三代實錄十五清和〕貞觀十年閏十二月廿八日丁巳、左大臣正二位源朝臣信薨、○中略大臣率性强雅、風尙不恒、好讀書傳、兼善草隷、

〔古京遺文〕神護寺鐘銘

右少辨橘朝臣廣相之詞也、○中略

參議正四位下勘解由長官兼式部大輔播磨權守菅原朝臣是善銘

圖書頭從五位下藤原朝臣敏行書

神護寺在山城國葛野郡高雄山、○中略廣相是善敏行、並是顯人、俗稱爲三絕鐘銘、非虛也、

〔菅家文草二詩〕右親衞平將軍○正範率廐亭諸僕、奉賀相國○藤原基經五十年宴座後屛風圖詩五首井序○中略故寄章句、以備用心云爾、將軍許余以言笑之好、元年(仁和)冬杪密語云、相國今年滿五十、予率諸僕可設遊宴、座後所施屛風、欲致妙絕、汝作詩、藤將軍書之、巨金岡畫之、予願足矣、再三辭讓、遂不免放、此序是呂氏春秋之成文也、爲叙本意、乃有此注而已、

〔菅家文草五詩〕月夜翫櫻花、各分一字、應令一首、○中略詩得開

右金吾源亞將、○源當時與余有師友之義、夜過直廬、相談言曰、嚴父大納言、○源能有去年五十、心往事留、過年無賀、此春已修功德、明日聊設小宴、座施屛風、寫諸靈壽、本文者紀侍郎○長谷雄之所抄出、新樣者巨大夫○巨勢金岡之所畫圖、書先屬藤右軍、詩則汝之任也、談畢歸去、欲罷不能、予向燈握筆、且排且草、五更欲盡、五首纔成、右軍卽書之、以備遊宴事、若不詳錄、難可得意、題脚且注本文、他時斷其疑惑、故叙之、

○按ズルニ菅家文草ノ詩ハ、上ナルハ仁和元年ノ作、下ナルハ寛平七年ノ作ナリ、其藤將軍ト云ヒ、藤右軍ト云フハ、並ニ藤原敏行ヲ指スニ似タリ、蓋シ當時敏行ガ、左兵衞權佐タリ、右近衞

少將タリシガ故ナリ、(三代實錄仁和二年六月十三日ノ條、及ビ三十六人歌集ニ見ユ、)且ツ故ラニ右軍ト云フハ、其書名ノ盛ナルヲ以テ、之ヲ王羲之ニ擬セシモノニテ、田氏家集ニモ此屏風ノ事アリテ、亦藤右軍トアリ、互ニ證スベシ、姑ク書シテ疑ヲ存ス、

〔倭名類聚抄序〕竊以延長第四公主、(○勤子內親王)柔德早樹、淑姿如花、(中略)自醍醐山陵雲愁水咽、永辭魏闕之月、不拂秦箏之塵、時々慰幽閑者、書畫之戲而已、於是因點成蠅之抄、殆上屏風、以筆廻鸞之能、亦巧垂露、漸辨八體之字、豫訪萬物之名、

〔扶桑略記二十四醍醐〕延長二年八月廿三日癸未、令少內記小野道風、於射庭殿、書御願文、賜祿矣、

〔扶桑略記二十四醍醐〕延長四年五月廿一日、召興福寺寬建法師、於修明門外奏請、就唐商人船入唐求法、及巡禮五臺山、許之、(○中略)道風行草書各一卷、付寬建令流布唐家、

〔日本紀略一醍醐〕延長六年六月廿一日、仰少內記小野道風、令書漢朝以來賢君明臣德行於清涼殿南廂粉壁、

〔日本紀略一醍醐〕延長六年十二月十九日、命大內記大江朝綱、作御屏風六帖題詩、令少內記小野道風書之、

〔日本紀略一醍醐〕延長七年九月口日、令少內記小野道風、令(○恐衍)改書紫宸殿障子、賢臣像、先年道風所書也、帝給御衣、

〔九曆〕天德元年正月十八日、喚木工頭道風朝臣、勸酒、被女裝束一襲、依書大嘗料屏風、

〔九曆〕天德三年正月十日、道風令書障子、給祿畢、

〔日本紀略四村上〕天德二年四月八日己未、今日右大臣(○藤原師輔)於仗座仰外記、令因幡介廣兼、圖書允阿保懷之、書新錢文、但被用懷之字樣、抑當時能書木工頭道風朝臣、大內記藤原文正也、道風眼暗、不堪細字、文正觸穢、仍懷之書錢文、(○錢文、乾元大寶)

〔天德三年八月十六日鬪詩行事略記〕木工頭小野道風者、能書之絕妙也、羲之再生、仲將獨步、施此屏風、書彼門額、處々莫不寶、家々莫不珍者也、仍爲一朝之面目、爲万古之遺美、競其清書、左右渴望、左右相定之日、左者卑詞篤禮、請以消息之書、右者差行事衆、殊含丁事之意、左右逐電、一時到門、方今欲寄左、則右使先詞、欲寄右、亦左書入手、持疑之間、未有一定、而十五日朝、左方送消息之間、家人稱物忌、不通事由、爰右頭右兵衞督延光朝臣、藏人頭左近中將伊尹朝臣、左中辨文範朝臣等、强排門戶、突入家內、主人不獲已相謁、四人相携、一車同乘、到枇杷家、引入座上、盃酌頻巡、歡娛無極、丁事詞中、清書已畢、于時左方適得此聞、上奏道風朝臣乖于先日約之由、可召仰之綸言已畢、而使乎頻到、門戶固閉、通宵宴飮、曉更相分、十六日巳時許、參入於內、蒙仰之後、更書左詩、然則左右之詩、或異或行、垂露之文、向日彌耀、秋風之體、映燈猶逍、可謂乾坤一物在於斯人、〇下略

〔本朝文粹六奏狀〕請殊蒙天恩被遷山城守兼任近江權介狀　小野道風 書品作三

右道風謹檢近代拜除之例、自當寮頭登四品之榮爵者、不改年曆預一國之烹鮮焉、藤原朝臣兼三任奧州、橘朝臣惟風任伊州等是也、道風從加爵級、數移星灰、每見除書、頻濕渙渥、輸忠貞於奉國、積夙夜之勤公、春秋一十二歲之時、初奉龍顏之聖主、勞績五十四年之日、已爲鶴髮之衰翁、少藝小能、非神非妙、然而紫宸殿之皇居、七廻書賢聖之障子、大嘗會之寶祚、兩度顯畫圖之屏風、臨時奉勅、不可勝計、方今微功之下、日月彌深、薄劾之中、恩慈未至、觀三朝之德化、身猶雖沈、本朝隔萬里之波濤、名是得播唐國、望雲謝遠聞於吳會、就日仰洪施於堯天、伏乞乾臨殊降雨露、非與山城分憂之秩、將浴江府兼任之恩、道風誠惶誠恐謹言、

天德二年正月十一日　木工頭正五位下小野朝臣道風

〔江談抄二雜事〕道風朝綱手跡相論事

天曆御時、野道風與江朝綱、常成手書相論之時、兩人議曰、給主上御判、互可決勝劣云々、仍申請御判、

之處、主上被仰云、朝綱ガ書劣於道風事、譬如道風劣朝綱之才云々、

〔江談抄五詩事〕美材書文章御屛風事

又云、小野美材、内裏文章御屛風書了、奥書大原居易古詩聖、小野美材今草神云々、

〔榮花物語一月宴〕左大じんに源氏の兼明ときこゆるなり給ぬ、これは醍醐のみかどの御子におはして、姓えてたゞ人にておはしつるなりけり、御手をえもいはずかき給、道風などいひける手をこそは、よにめでたきものにいふめれど、これはいとなまめかしうおかしげにかゝせ給へり、

〔江談抄二雜事〕兼明佐理行成等同手書事

兼明佐理行成三人等同之手書也、各皆樣少相乖也、後人難決殿最歟、故源右相府顯○云、行成卿世人謂劣於道風歟、信者佐理兼明等止奈牟世人稱ケル、

〔江談抄三雜事〕小藏親王生靈煩佐理事

前中書王○兼明親王隱遁之間、佐理度々依勅宣被書無心之勅書等、然間依小藏親王生靈、常以煩給、是奥州併事也云々、

〔玉煙堂法帖十六〕海外書

暮春遊施無畏寺翫半落花絶句爲韻　　釋檀一首

落花委地亦殘枝、如有如空意始知、何似道場檀越老、年顏白髮半頭時、

三月盡日於施無畏事即事絶句爲體　　左拾遺一首

豔陽三月今日盡、白首拾遺感懷催、欲以危身期後會、明春誰定見花開、杖醉走筆不避調聲

以上二枚、此皇子手跡臨之也、
日本草書如唐人、學二王筆迹、
晉陽張誠一嘗覽

薛嗣昌
子瞻題

〔異稱日本傳中三〕玉煙堂

今按、此言皇子者、醍醐天皇第十六皇子兼明親王也、○中略所謂譽植者親王自稱乎、左拾遺官名、本朝侍從也、蓋親王同時風騷之士、親王書自及左拾遺詩、故曰以上二枚、此皇子手跡、二王羲之獻之工書、稱大王小王、言如日本人皇子手跡之屬、似唐人學二王筆、故唐法書中載之、張誠一嘗覽皇子眞蹟、薛嗣昌臨之、乃爲石刻也、

○按ズルニ、此書原ト我ガ國人ノ臨書ニ係レリ、以上二枚云云ノ數字、我ガ國人ノ書風ナルヲ以テ之ヲ知ル、薛嗣昌ノ三字、原ト日本草書云云ノ前行ニアリ、今移シテ其下ニ置キ、一見シテ辨ジ易カラシム、異稱日本傳ニ之ヲ載セテ、筆迹ヲ誤讀シテ筆已ト爲セリ、故ニ其説モ亦誤レルニ似タリ、

〔書史會要八〕日本國

於宋景德三年、嘗有僧入貢、不通華音、善筆札、命以牘對、名寂照、號圓通大師、國中多習王右軍書、照頗得筆法、後南海商人船自其國還、得國王弟與照書、稱野人若愚、又左大臣藤原道長書、又治部卿源從英書、凡三書、皆二王之迹、而若愚章草特妙、中土能書者亦鮮能及、紙墨光精、左大臣乃國之上相、治部九卿之列也、嘗余與其國僧曰克全宇大用者、偶解后于海陬一禪刹中、頗習華言、云彼中自有國字、字母僅四十有七、能通識之、便可解其音義、因索寫一過、就叩以理、其聯綴成字處、髣髴蒿古字法也、至又以彼中字體、寫中國詩文、雖不可讀、而筆勢縱横、龍蛇飛動、儼有顚素○張旭懷素之遺則、今以其字母附於此云、○下略

〔皇朝類苑四十三仙釋僧道〕日本僧

景德三年、予知銀臺通進司、有日本僧入貢、遂召問之、僧不通華言、善書札、命以牘、〇中略寂照領徒七人、皆不通華言、國中多習王右軍書、寂照頗得其筆法、上召見賜紫衣束帛、其徒皆賜以紫衣、復館於上寺、

〔江談抄三雜事〕佐理生靈惱行成事

次談話及古事、前奧州云、佐理卿平生時、行成卿可書進某所額之由蒙勅命、不被奏先達候之由、欲書進之間、佐理生靈來而惱行成、及數日而痛惱云々、予謂主殿頭公經之次、語此事、公經答云、佐理存生之間、按察大納言、〇行成未嘗一度不被書額歟云々、

〔榮花物語十一莟花〕かくて中宮〇妍子もたゞにおはしまさねばいでさせ給に、齋信大なごんのおほいのみかどの家におはしまいて、月ごろにならせ給ぬれば、そこにてみこむまれ給べきにやとおもふほどに、このごろ〇長和二年四月つちみかどどのにわたらせ給べければ、いへあるじとの〇藤原齋信なにわざをとおぼしいそがせ給、それも東三條院にいでさせ給へりしを、そこのやけにし〇長和二年正月十五日夜燒亡かば、こちにわたらせ給へるなりけり、さてつちみかどどのにはわたらせ給に、みやの御をくりものに、なにわざをしてまいらせんとおぼしけるに、なにごともめづらしげなき世の御ありさまとなりにためれば、なか〱なりとて、村上の御ときのにつきを、おほきなるさうしよつにゑにかゝせ給て、佐理のひやうぶきやうのむすめのきみと、延幹ぎみとにかかせ給て、うるはしきはこ一よろひにいれさせ給て、さべき御手本などぐしてたてまつり給ければ、みやはよろづのものにまさりてうれしくおぼしめされけり、

〔榮花物語三十六根合〕皇后宮〇寛子歌合せさせ給ふ、〇康平元年正月左春右秋なり、〇中略うたかくべきさうしどもに、此題の心ばへを男繪女繪とかきたるに、かねゆきぞ歌はかきたる、うたをむねとゑたる

ごとに、などわろきものにか丶すべき、えかきいみじき者にかくべき也、など左の人々もどきけり、○中略うたは卷物二にて、こがねの表紙、玉をつらぬきてひもにしたり、繪はこれも題にえたがひてかきたり、經任の中納言、權大夫のは丶北の方○藤原佐理女かき給へり、九十餘の人のさばかりぬりかためかきたる繪に、つゆも墨がれせずかきかため給へる、あさましうめでたし、

〔大鏡三太政大臣實賴〕その大貳○藤原佐理の御むすめ、いとこの懷平の右衞門督のきたのかたにておはせし、經任君のは丶、上、大貳にをとらず女の手かきにておはすめり、

〔左經記〕長元四年十一月二日乙亥、前日右府○藤原實資召式部權大輔擧周朝臣於里第、被仰來月朔日賀表可作之由云々、擧周草案奉之、仰大外記文義能令淸書、白色紙云々、

〔左經記〕長元七年十二月十六日壬申、兼行朝臣來云、侍從所壁書、爲去八月大風被吹破、可改書之由、少納言賴祐朝臣、奉關白左大臣仰、被召仰、其壁書被書留云々下給、欲寫取者即宛之、此書故一條殿○源雅信云々、件壁書紀貫之朝臣所書、其後破損、貫之男大膳大夫時文、依祖例又書之云々、今兼行雖非被胤、依爲當時能書、當其撰歟、

〔才葉抄〕一法性寺殿○藤原忠通の手跡は、若年の時攝政などの時は能也、後には筆ひらみて、打付〳〵書給により、習ふ人の手跡損ずべき也、何も此心を得べき也、

〔古今著聞集七能書〕知足院入道殿○藤原忠實法性寺殿○忠實子忠通と、久安の頃より御中心よからずおはしましける時、法性寺殿まいらせ給たりけるに、こ丶ろみ申されんれうにや、四枚屛風を一帖召寄させ給ひて、是に物書て給へと申されたりけるに、御硯引よせさせ給て、墨をえばしすらせ給て、中にもちいさかりける筆をとらせ給て、紫蓋之峯嵐疎といふ句を、大文字にて四枚に書みてさせ給てまいらせられたりければ、禪閤御覽じて、これは重物なりとて、やがて寶藏に收られけるとぞ、

〔台記〕久安元年閏十月廿五日丙寅、光房送札云、攝政御消息賀表清書、右少辨光頼可奉仕之者、權右中辨朝隆朝臣、能書之譽、冠絶于當世、光頼未有其譽、以其父顯頼卿之例、令書之、未知是非耳、

〔兵範記〕仁平二年十二月十八日、於寶莊嚴院、被奉供養三尺金色阿彌陀像百體、○中略式部大輔永範朝臣草進御願文、藏人頭右大辨朝隆清書之、

〔續世繼五水莖〕四條の民部卿○藤原忠教の御子は、又俊明の大納言のむすめのはらに、宰相中將教長ときこえ給し、のちには左京のかみになり給ひき、さぬきの院こさどもおはしましゝに、かしらおろし給て、ひたちのうきしまとかやにながされ給へりし、かへりのぼり給て、高野にすみ給ときこえ給ふわかのみちにすぐれておはするなるべし、手かきにもおはすとぞ、ところどころの額などもかき給ふなり、又御堂の色紙がたなどもかき給とぞきこゆる、佐理の兵部卿○卿下疑脱二の字真のやうをぞこのみて、かき給ふとぞきこゆる、かつは法性寺のおとゞ○藤原忠通の御すぢなるべし、花ぞのゝおとゞ○源有仁のも、さやうのすぢにかゝせ給とぞきこえさせ給し、宇治の左のおとゞ○藤原頼長の、ともたか、のりなが、いづれかまさりたると、ときたゞときこえし人にとひ給はせければ、さだめきこえんもよしなくて、とり/\に、よくかき侍るとぞこたへ申てしと、定信のきみ、人にかたられけるを、たび/\とはせ給けるにや、申きられにけりともきこえ侍、はだへとほねとにたとへたるとかや、その入道は人にかたられける、朝隆の中納言は、行成の大納言の消息、ゆゝしくうつしにせられたるとぞきこえ侍める、そのせうそくもたぬ人なく、よにおほくはべる也、のりながの御ても、さま/\京の中つたはり侍なり、宮内大輔も、ひじりのすゝむるふみ、なにかとすぐさず、かきひろめ侍けり、いかに本おほく侍らん、道風のぬしのいますかりける世にこそ、ひとくだりもたぬ人は、はぢに思はべりけれ、宮内大輔は、大納言行成のすゑなれば、よく似らるべきにて侍れど、ひとつのやうをつたへられたるにや、つねにみゆるやうにはかはりてぞ侍なる、お

ほちのすさかの治部卿〇世尊寺伊房の御手にぞ、よくにて侍なる、そのさだのぶのきみは、一切經を一筆にかきたまへる、たゞ人ともおぼえ給はず、よになきことにこそ侍めれ、五部の大乘經などだに、ありがたく侍に、いとたうときちぎりむすび給へる人なるべし、

〔百練抄八高倉〕承安三年三月三日、大宋國有貢物、入道太政大臣可遣返牒之由、内々被定仰之、左大臣〇藤原經宗所計申也、永範卿草之、入道教長卿可清書云々、

〔古事談三僧行〕東大寺聖人舜乘坊入唐之時、教長手跡之朗詠ヲ持渡、唐人育王山長老以下見之感歎之無極、其中天神御作、春之暮月々之三朝之句、殊以褒美、不堪感懷、遂乞取納育王山寶藏云々、

〔玉海〕元暦二年〇文治元年五月三日乙酉、内大臣〇藤原實定息侍從公繼來、著水干裝束、浮線綾、白水干、絲龍紺葛袴、紫衣、生年十一歳、容顏美麗、進退叶度、先彈箏謁之由、次有連句之興、云彼云此得其骨、足歎美、及晩歸了、余志與手本二卷、和字、漢字、各一卷、被成中宮宣旨等草也、裹紅薄様、件人能書之由傳聞、仍尋被見之、實垂露之點有其勢、仍感荷之餘、與扇一本、故殿御草也、爲謝彼悦、今日所來也云々、

〔新猿樂記〕太郎主者能書也、古文正文任信行草案眞字假字蘆手等之上手也、筆勢如浮雲、字行若流水、義之之垂露點、道風之貫花文、和尙〇空海之五筆之跡、佐理之一墨之様、皆悉莫不習傳、額、手本、御書、草紙、屏風、障子之色紙形、經書外題等、或蒙宣旨、或得屬請者也、銘、半紙、消息、爲萬代之寶、點一字反故、當千兩之金、縱云腐骨骸於土下、猶以留手跡於世上乎、

〔辨内侍日記下〕十七日、〇建長三年正月雪いみじくふりたるあした〇中略此雪に、内侍たち、さだめて面白きうたどもあるらん、いよの内侍は、てかきなれば、ゆきのうへにも、かきちらすなど、ゑゆごうおほせ有けるもをかしくて、辨内侍、

かきつくる心はえらずふりつもる雪には鳥の跡をやはみん

〔先哲叢談續編五〕松崎蘭谷

蘭谷、中年之後、好臨池技、尤長草隸、細井廣澤評曰、筆法之齊整、在于林道榮、高天漪、佐文山之上、余〇（東保世耕）嘗見一色時棟唐本類書考、（坊間呼曰二酉洞書目錄者是也）載蘭谷題序、其自書而摹于文衡山者也、

〔紫芝園漫筆四〕近世東人能書者、未有過石鼎庵者也、鼎庵者長崎人也、名學魯、字貫卿、元祿間、客遊東都、通醫方、能華語、工詩詞尺牘印章、尤善臨池、隸楷行草、皆到妙處、四十許歲、貧窮未見知於世、因鬱悶失心而死、人遂不知之、惜哉、吾友安東璧、少從鼎庵受業、除醫方外、皆盡其道、書最入室、他人無及焉、東璧亦不幸早世、今也則亡、豈不惜哉、

〔先哲叢談四〕伊藤長胤、字原藏、號東涯、又號慥々齋、私諡紹述、仁齋長子、平安人、東涯、餘力工臨池、片紙隻字、人爭求之、而其錄經語、必以楷字、是以間有詩賦諸語、作以行書、人疑爲非親筆、

〔閑散餘錄下〕近時ノ書家ノ中ニ、京都ノ桑原爲溪、東寺ノ南谷、尤書ヲ善クセリ、南谷ハ東都ヘモ命ニ因テ寫字ヲ獻ゼシコトアリ、人々廣澤及其門下ノ書ノコトハヨク知レドモ、二子ヲ知ルモノ寡シ、不幸トイフベシ、是ヲ要スルニ人々眼ナキガユヘナリ、江戸ノ書家ノ中ニハ、平林正五郎第一スグレタリ、聲聞ノ高カラヌハ、コレモ不幸ナリ、

〔山城全州墓碑銘集大成（儒及醫之部四）〕醉晋齋故紙冢碑銘幷序（在洛東鳥部山邊妙寺）

一身田文史細谷方明文幷書

本土之書、上世則邈矣、嘗遣唐學、時取法於彼學之所波及、亦莊嶽焉耳、久之一變成土風、土風之自美則美矣、未嘗盡善也、爾來有習彼者、隔靴搔痒、能得法者幾希、吾友韓大年、軼輓近、遡晋唐書法、蓋復古矣、雖非無先鳴者、且博涉古法帖、得手應心、且親雙鈎、剡數十種、其精恐古今不能及矣、所善長元恂翰墨並驅、大寂師幷力摹勒其集帖、多韓摹而二友贊成也、

〔古今書畫鑒定便覽七（和様書家）〕大橋東堤

名ハ富之、字ハ子敎、平安ノ人、書體一家ノ風ヲ究ム、當時世ニ書ノ名アルモノ凡七十餘家、東提ヲ以テ第一トス、嘗テ朝鮮使焉齋、稱シテ韓山一片石ト曰フ、

〔古今墨家便覽 書畫三地下和歌〕加藤千蔭

枝直ノ男ナリ、通稱又左衞門、朶園、又芳宜園、又耳梨山人ト號ス、一名常世丸、幼ヨリ加茂翁ニ從ヒテ古學詠歌ヲ研究シ、終ニ精妙ニ至ル、其名聲甚高ク、又筆道超越ノ妙アリ、世ニ千。蔭。流。ト稱ス、時ニ權門貴族ヨリ、花街ノ婦女ニ至マデ、翁ノ歌文書體ヲ學ビ、或ハ爭フテコレヲ求ム、盛大近世ニ獨歩ス、實ニ縣門ノ巨擘、歌學ノ一大家ナリ、文化五年九月二日沒ス、年七十四ナリ、號逸樂、富江翁等アリ、又畫ヲモナシテ風致アリ、

〔山陽先生遺稿 附錄〕山陽先生行狀

先生、姓賴、諱襄、字子成、通稱久太郎、號山陽外史、入京又號三十六峯、父春水先生、〇中略書名亦諠、四方爭索、絹素滿室、然是皆緖餘、常用心者經濟之學也、

〔日本樂府〕讀日本樂府評語十二則

近日後生作字、多優孟山陽、有客示一詩卷、戲題其後云、擧世傳播賴家脚、都門一樣字渾肥、是不唯書然也、〇中略

竹田陳人田憲識

〔書乘要略 三〕海屋

貫名海屋、名苞、字君茂、阿波人、來居平安、以儒爲業、工詩善。書。、又作山水、冷澹幽雋、

〔日本敎育史資料 二十五筆道〕卷菱湖

卷菱湖、號弘齋、越後新潟人、寬政六年、笈ヲ負フテ江戸ニ來リ、下谷金杉村龜田鵬齋方ニ假寓シ、而東海東山等諸國ヲ漫遊シ、後文化五年、江戸築地輕子橋畔ニ籍ヲ占メ、號ヲ肅遠堂ト稱シ、書道ヲ敎授ス、後鐵砲町ニ移ル、天保十四年沒ス、開業以來門人一万餘人アリ、中ニ名ヲ得タルハ、大竹蔣

寺小屋

塙、牧野天嶺、荻原秋巖、中澤雪城等ナリ、

〔揣堂文集序三〕楷行薈編序

天下之藝多矣、莫難於書也、故上自王侯、下至士庶人、莫不學焉者、而工焉者甚少、况於成名者乎、獨米翁能拔出乎其群、擅名海內者數十年、嬰鑠爲文陣一老將、其故何也、翁之於書、童而習之、白首不倦、祁寒極熱必於是、風晨雨夕必於是、故能窮古今、詳源流、多所著述、又嘗以爲、從來書家於草體多所纂輯、行書則尠、至於楷法絕無有焉、於是就碑版及眞迹中、擇楷行之典雅者、手摸寫之、附注其出處、月増歲益、彙而列之、校讎出入、經五十餘年之久、至今年之秋、歲七十有七、始克脫稿、名曰楷行薈編、凡若干卷、其年高而志篤如此、宜乎、其能工難工之藝、成難成之名也、適余來寓東邸、翁首過訪、以此編屬余曰、子亦一言、余之於書法、學而不工者也、其言不足爲翁輕重、然長者之命非可拒也、乃靦顏捐管書此、以附編末、

〔學問源流〕書家ハ其比江戶ニテ玄龍、文山、廣澤ノ類、京都ニテ養拙、南谷ノ類ハ、皆已ニ古人トナリ、京モ江戶モ、書名アル人稀ナリ、江戶ノ關源內、平林莊五郞二人ヲ、書家ナリト稱スレドモ、唯俗間ニ翫ブバカリニテ、學者ハ是ヲ卑シトス、

○按ズルニ、名人ニシテ一派ヲ開キ、若クハ一流ノ祖ト仰ガルヽモノハ、上文流派條ニ併載セリ、宜シク參看スベシ、

〔東牖子三〕いにしへ兒童の手習する者は、寺院へ行て學びし故、今童蒙の書家を寺と云、寺屋と言、南部にては、アゼチと云て寺といはず、アゼチは庵室の轉せし也、舊都にて寺とのみ云は、興福寺をさして云、故に興福寺に對して、何某の寺も何がしの坊も、庵室と稱し故也、

〔日本風土記三〕敎流

敎書人糠奴シノ袍ボウ之の坊

〔總見記 一〕信長公元服初陣風俗事

抑吉法師殿〇信長ヲバ、名古野ノ城ニ指ヲカレ、備後守殿〇信秀ヨリ、林新五郎、平手中務、靑山與三右衛門、內藤勝助、此四人ヲ家老ニ付ラレ、專ラ傅リ立奉ル、臺所ノ賄ハ、平手中務奉行セシト也、吉法師殿、內外共ニ殊外困窮ニマシマス、生長ニ隨テ、天王坊ト云寺エ、每日登山シテ、手習ヲシタマヒシガ、早其比ヨリ氣象異相ニシテ、世ノ常ノ人ニカハリケリ、

〔武德編年集成 三〕天文二十年十月、神君、駿府傳馬町智源院ニ於テ、筆法ヲ習ハセ玉フト云々、當時三州山中法藏寺ニ在ル、神君ノ御机硯等ハ、永祿二、今川氏直沒落ノ時、智源院ヨリ彼寺ニ遷ルカト云ヘリ、

〔白賁堂先生遺書 一〕宮本武藏書牘跋

館林侯榊原康政、幼時習字于能見松應寺、師授以國字、不肯曰、我不主執簡、凡士之所欲識者、軍國之用、所謂點行記賦是耳、以往通于弓馬劍槍之術、然後出而仕、不欲習若字而虛度歲月也、時年甫九歲、

〔塵塚談 下〕祐筆手習師匠に、一向に文字をしらず、短日を丹日と書の類多し、故に筆は錐を立るが如し、左淸右濁の書法もさらに辨まへず、永字八法など有事は、夢にもしらずして、彼は何流、是は何流と、區々にいかめしくいひ罵り誇り、師匠となり、または祐筆となり、仕官するも多し、

〔鵬齋龜田先生逸篇〕筆道師家人名錄序

東都府會方四十里、闤闠八百、坊巷且千、旣庶且富矣、而其間闤闠坊巷、各有黌宇講舍、商賈工匠、駔會販夫之群子弟皆就此而肄業焉、鄉先生、朝敎道藝、夕課書算、臨之以臯比、收之以榎楚、諄々誨之、亹々諭之、各以家法敎授焉、其童蒙子弟、於是乎藏焉修焉、親其師、樂其友、而安其學、其岐嶷俊秀、能達其才、修其業、遂經其奬許、而成名於當今者、往々有出其下、則鄉先生之敎育涵養之功、詎第揚子雲之侯芭、文中子之董薛也哉、又其關於國家作人興學之功業、亦大矣、然則鄉先生之姓名字號、不可不敢誌也、

文政四辛巳之春　鵬齋老人與識

〔日本教育史資料十九學制〕雜事

筆道師家高名競ト申番附ニハ、貳百參拾軒程有之候得共、此儀ハ其頃ノ有名、又ハ生徒ノ多數等ニテ出來候樣覺申候、尤諸藩士浪人幕臣等ニテ、和樣唐樣共、武家地住居ノ分ハ、相除候樣被存候、右名面ノ内今以相見候ハ、三田聖坂三清堂、當時聖坂學校、本所猿江ノ文雅堂、住吉町玉江、深川土橋大谷校、其外ニモ可有之候得共、近來塾名等替リ居候故分リ難ク候、但前軒數ハ和樣ニ有之候、右番附ハ年間無之候得共、凡天保初年ノ者ト覺申候、

〔日本教育史資料十九學制〕神田區山本町熙々學校書田巳之橘取調

名稱　江戸之頃ハ、青蓮院入木道、幷御家流筆學所、或ハ幼童筆學所何某、又ハ何堂等之掛札相見申候、此等ハ中興數々之流名起リ候ヨリ之儀ニモ可有之覺申候、人別帳ニハ、手跡指南又ハ筆道指南何某ト認候樣覺申候、其他近在共、手習師匠ト相唱、上方筋ニハ、寺子屋ト稱候趣承リ申候、右ハ最寄寺院ニテ、多ク就學致シ候故之由ニ御座候、

〔日本教育史資料十九學制〕正德元年達

御府内ニ於テ、手習師匠ヲ立、渡世致モノ、其町内ノ弟子子供ハ不及申、他所ヨリ通ヒ弟子迚モ、依怙贔屓ナク、心ヲ用ヒ敎へ可申候、手蹟ハ貴賤男女ニ不限、相應ニ認候ハネバ叶ハザルモノニ付、假始ニモオロソカニ心得ベカラズ、一體士分ノ者ハ子供仕込方、文武ノ藝能夫々整ヒ居リ候得共、町家夫々輕キ輩ハ、別段學問ト申ハナク、又兩親ノ育養方モ心得違不少候得バ、幼年ノ不行跡ヨリ、遂ニナラハシトナリ候事、則風俗ヲモ亂ス種ニ相成候間、町内ニテ敎ヲ主ドルハ、手習師匠ノ者ニ有ベシ、筆道ノミナラズ、風俗ヲ正シ禮儀ヲ守リ、忠孝ヲ訓へベキ事、肝要ト心得可申、文字認メ候程ノ者ハ、自然物讀ムコトモ出來ルモノナレバ、御高札御文段、御觸事又ハ庭訓モノ、其外實語敎、大小學、婦人ハ女今川ヲ始メ、女誡、女孝經ノ類ヲ、筆道ノ傍ニ訓へ可申候、凡人情ハ、兩親文

旨又不束者ニテモ、自分ノ子ハヨカレカシト存ヌ者ハナシ、依テ師匠タル者ハ、子供ヲ信切ニ訓ヘ、仕置嚴重ニ候得バ、其親心必厚可ㇾ存候、左候得バ手習師匠致者、計ラズ御政道ノ一助トモ成リ、世間風俗ノ益不ㇾ少候間、此主義篤ク旋ト相辨、神妙ニ教育可ㇾ申候、右ノ趣厚ク相心得、教訓宜敷者又ハ等閑ニ心得、教育方不行屆者ハ、取調ノ上可ㇾ及ㇾ沙汰ㇾ品モ可ㇾ有ㇾ之條、不ㇾ漏樣可ㇾ申通ㇾ旨、名主ヘ可ㇾ申聞ㇾ候事、

昨日、南御番所於ㇾ御年番所ㇾ市中御掛リ御立合ノ上、別紙御書附爲ㇾ御見ㇾ被ㇾ成、右ハ御奉行所樣、厚思召ニテ御心付ケ被ㇾ遊候儀ニ付、教諭方行屆候樣可ㇾ取計ㇾ、尤教諭行屆候者又ハ不行屆ノ者申立候儀、得ト入念相糺、麁忽無ㇾ之樣可ㇾ致旨、呉々御演說有ㇾ之候、右ニ付手習師匠エ、御書付ノ御趣意厚相心得、弟子共行儀作法迄、宜敷相成候樣、教諭方無ㇾ油斷ㇾ心得可ㇾ申旨、御談ジ可ㇾ被ㇾ成候、

一別紙御高札御文言寫平日弟子共ヘ爲ㇾ讀聞ㇾ候上、猶御文言ノ譯ヲ子供迄ニ心得ラレ候樣、教示致候樣ニ御談可ㇾ然候、

一御同役ノ内、若年ノ御方ニハ、組合ニテ、立合御談ジ有ㇾ之候樣可ㇾ致候、但右御書付、萬一心得違ニテ、自身番屋エ張出シ候樣ナル儀有ㇾ之候テハ、不ㇾ宜候間、御心得可ㇾ被ㇾ成候、

右之通リ申合候

卯三月廿七日

○按ズルニ、續泰平年表、德川禁令考等ニ、天保十四年正月廿四日、手習師匠ヘノ諭達文ヲ載セタレド、上ト大同小異ナレバ引カズ、

〔東都歲事記 一春〕二月初午

此日、小兒手習讀書の師匠へ入門せしむる者多し

いの字より習ひそめてや稻荷山　　其角

〔兼山麗澤秘策五〕一今月〈○享保七年十一月〉初四谷野へ御鷹狩之節、御先ゟ只今鶴すわり可申體に御座候間、暫御扣被遊候樣申來候に付、四谷村之内、民家へ御入御待合被成、其節其家之座敷に、机案三四脚有之候、其上に折本に致し候手本之樣なる物有之候、御近習之衆へ被仰付、御取寄御覽被成候へば、御代々之御條目を、手本に仕たる物に御座候、家主に御尋被成候へば、百姓ながら醫者を仕、手跡相調候間、村中之子供罷越、手習仕候手本にも仕、又は讀物にも敎申候、今川庭訓よりも、此方ましに可有御座と奉存候旨申上候、還御之節、翌日御勘定頭御集、不幾被爲召、昨日四谷村にて、箇樣之義有之候、是は外々村々へも、加樣に御座候樣、奉行所より申渡置候哉、如何之樣子に候哉と御尋被遊候、且申渡候筋にては無御座候旨御請被申上候處、右之者奇特成事に思召候間、御褒美可被下候旨被仰出候、何方にても暫之内御立留被遊候者へ、白銀壹枚宛被下候御格に候、此者へは外に被下候物可有之候旨に御座候、扨御奉行中へ右被仰出、其外村々へも奉行中より申渡、ケ樣に有之度物との思召も御座候、〈○中略〉

十一月三日　青地藤大夫

藏人樣

〔維新前東京市私立小學校敎育法及維持法取調書〕師ト政府及ビ人民トノ關係

享保七寅年十月十八日將軍德川吉宗公武州戸田志村邊御放鷹ノ節

島根村百姓

醫師　吉田順庵

右爲兒童書筆ノ師、御政度ノ趣令習旨達上聞、有御感、白銀十枚賜之、

〔日本敎育史資料〈十九學制〉〕嘉永元年二月廿一日市令

一市中手跡指南ノ者ノ内、弟子中召連レ、向々花見ニ罷越候砌、附添候者ノ内、戯ニ道化之身形ニテ途中往來致シ、先々群衆ノ場所ニテハ、所作樣ノ儀致シ、且又對ノ日傘手拭等目立候樣出立罷越候儀、是亦風俗ニモ拘ルベキ儀ニ付、向後右樣ノ儀ハ致ス間敷候、

〔續備藩典刑〕覺（朱書云、明善謹按、是文は郡中に手習所を數十个所御建立被成候時、津田十次郎ニ存旨申上候哉、烈公命有て書上奉り申候書云々、）

一在々手習所之敎は、先手習筭用此二色に仕度存候事、

一文字讀は望申もの計に敎候樣仕度存候事、

一右之手習算用之師匠は前庄屋を仕、年罷寄只今隙にて居申ものか、又は庄屋年寄之弟か子か無左とも子どもを引廻し可申と思召候ものゝ、常として手自家業を不勤ものを御見立、半年替りか一年替りに手習所へ詰させ候樣仕度存候事、

一文字讀の師匠は、學校へ罷出居申、在々子共之内を望申所候はゞ、替り〱銘々之郡にて手習所へ遣し可申候、尤其手習所之近所に、四書小學之文字讀覺候もの有之候へば、幸之事に存候、

一手習所へ出候子共は肝煎庄屋之子共、井村之庄屋年寄又は平百姓にても手前宜下人も召仕せ、忰壹人手習所へ通せ候分は、跡さして事かき不申もの共之子共、月十五日手習所へ爲詰申度候、右之もの共は、年長し候へば、皆公用を勤るものどもにて御座候、さ候へば、物書算用不仕候て不叶義御ざ候間、此旨被仰聞、望不申候へ共、手習所へ御出し可然存候、尤年寄百姓之內、小身にて子共手習所へ出し、勝手迷惑仕るものは、無用に仕度候、小百姓之内にても、手習所へ出し度と望ものは、望次第に仕度存候事、

一講釋之義は、民の障を考肝煎庄屋井村之庄屋年寄又は身をも持候百姓、手習所へよせ、一年に一度か二度講釋聞せ申度候、小百姓たりとも、講釋望候ものは、望次第に仕度存候事、

一講釋仕るものは此方より在々へ廻し可申事、

〔類聚三代格十二〕勅、於圖書寮所藏佛像及內外典籍、書法、屏風、障子、幷雜圖繪等類、一物已上、自今以後、不得輙借親王以下及庶人、若不奏聞私借者、本司科違勅罪、

神龜五年九月六日

〔佩文齋書畫譜十論書〕明王世貞論吳中書

天下法書歸吾吳、而祝京兆允明爲最、文待詔徵明王貢士寵次之、(中略)藝苑巵言

〔東大寺獻物帳〕平城宮御宇後太上天皇(聖武)禮聘藤原皇后之日、相贈信幣之物一箱封

書法廿卷

搨晉右將軍王羲之草書卷第一(廿五行、黃紙、紫檀軸、紺綾褾、綺帶、)

同羲之草書卷第二(五十行、蘇芳紙、紫檀軸、紺綾褾、綺帶、)

同羲之草書卷第三(卅行、黃紙、紫檀軸、紺綾褾、綺帶、)

同羲之草書卷第四(五十四行、黃紙、紫檀軸、紺綾褾、綺帶、)

同羲之草書卷第五(卅行、黃紙、紫檀軸、紺綾褾、綺帶、)

同羲之草書卷第六(卅一行、黃紙、紫檀軸、紺綾褾、綺帶、)

同羲之草書卷第七(卅六行、白紙、紫檀軸、紺綾褾、綺帶、)

同羲之草書卷第八(卅四行、黃紙、紫檀軸、紺綾褾、綺帶、)

同羲之草書卷第九(卅五行、黃紙、紫檀軸、紺綾褾、綺帶、)

同羲之草書卷第十(廿五行、黃紙、紫檀軸、紺綾褾、綺帶、)

同羲之書卷第五十一(眞草千字文、二百三行、淺黃紙、紺綾褾、綺帶、〔紫檀軸〕付箋)

同羲之書卷第五十二(卅七行、黃紙、紫檀軸、紺綾褾、綺帶、)

同羲之書卷第五十三(廿一行、黃紙、紫檀軸、紺綾褾、綺帶、)

同義之書卷第五十四（廿一行、黃紙、紫檀軸、紺綾縹、綺帶、）
同義之書卷第五十五（廿五行、黃紙、紫檀軸、紺綾縹、綺帶、）
同義之行書卷第五十六（卅一行、黃紙、紫檀軸、紺綾縹、綺帶、）
同義之書卷第五十八（卅五行、黃紙、紫檀軸、紺綾縹、綺帶、）
同義之書卷第五十九（廿五行、黃紙、紫檀軸、紺綾縹、綺帶、）
同義之行書卷第六十（卅七行、黃紙、紫檀軸、紺綾縹、綺帶、）
同義之扇書壹卷（廿行、黃紙、紫檀花軸、碧地錦縹、綺帶、）○中略
　右並納銀平脫箱、箱亦納高麗錦袋、

〔萬葉集三雜歌〕金明軍歌一首
印結而、我定義之、住吉乃、濱乃小松者、後毛吾松、

〔萬葉集七譬喩歌〕寄玉
世間、常如是耳加、結大王、白玉之緒、絕樂思者、

〔玉小琴〕万葉集三之卷○中略
印結而我定義之
一義之はてしと訓べし、此外四卷（四十一丁）言義之鬼尾、七卷（三十一丁）結義之、十卷（三十丁）織義之、また逢義之、十一卷（廿丁）觸義之鬼尾、十二卷（廿丁）結義之、これら皆同じくてしと訓べきこと明らけし、さて是をてしとよむは、義字をてのかなに用たるにはあらず、故に義之とつゞけたるのみにて、義とのみいへるは一つもなし、義は皆義字の誤にて、から國の王義之といふ人の事なり、此人書に名高き事、古今にならびなし、御國にても、古より此人の手跡をば、殊にたふとみ賞する故に手師の意にて書る也、書の事を手といふは、いと古き事にて、日本紀にも、書博士をての

はかせ共てかき共訓たり、さて又七巻三十一丁十一巻二十二丁に結大王、十巻三十三丁に定大王、十一巻四十七丁に言大王物乎、これらの大王もてしと訓て義理明らか也、ふるくはかく訓べき事をえらずして、いたく誤りよめり、是もかの王義之がことにて、同じく手師の意也、其故は義之が子の王獻之といへるも手かきにて有ければ、父子を大王小王といひて、大王は義之がことなれば也、かゝればかの義之と、此大王とを相照し證して、共にてしと訓べきことをも又王義之なることをも、おもひ定むべし、師の説には、義之をてしと訓は、篆の誤也といはれしかど、篆を假字に用たる例なく、又義之とつゞくるのみにて、義とはなして一字書る所もなければ、義之と二字つゞきたる意なる事、うたがひなし、又大王は天子の意也といはれしかど、天子の字音をとりて訓に用ふべきにもあらず、又其意ならば、直に天子と書る所もあるべく、天皇などゝも書る所もあるべきに、いづこもたゞ大王とのみ書るは、決て其意にはあらずと知べし、

〔唐大和上東征傳〕大和上諱鑒眞、揚州江陽縣人也、俗姓淳于、齊人髡之後、○中略大和上天寶十二載十月廿九日、從龍興寺出、至江頭乘船、○中略所將○中略王右軍眞跡行書一帖、小王○一作獻之眞跡三帖、天竺朱和等雜體書五十帖、□□□□□□水精手幡已下、皆進內裏、

〔續日本紀十九孝謙〕天平勝寶八歲八月乙酉、以近江國朝書法一百卷、施入崇福寺、

〔性靈集四〕奉獻雜書迹狀一首

德宗皇帝眞跡一卷　歐陽詢眞跡一首
張誼眞跡一卷　大王諸舍帖一首
不空三藏碑一首　岸和尙碑一鋪
徐侍郎寶林寺詩一卷　釋令起八分書一帖

謂之行草一卷　　　　鳥獸飛白一卷

右雖輕之、敢表丹誠、但恐輕塵聖覽、招恥遼豕、謹隨狀謹進、

弘仁二年八月　日　　　沙門空海進

〔貞信公記〕天慶九年六月廿九日、頭云、懷素任轉眞蹟候內、故權中納言後家貢也、　七月四日、人々眞蹟四卷付頭奉入、

〔權記〕長保二年八月十日、源少納言(伊綱)持來施無畏寺書法十六帙、先日所借也、被一見可返之由、

〔榮花物語(十一つぼみ花)〕一條どの、尼うへ、(○姸子母、中略、)中宮(○姸子)のひめみや(○禎子)をだに見奉らではとなんの給はすればとて、(○中略)わたらせ給ふ、(○中略)うへ(○姸子母倫子)のおまへも心のどかに御物語聞えさせ給て、又の日ぞかへらせ給ふ、御おくり物に、(○中略)又みちかぜが本など、いみじきものどもの、えろかねこがねのはこに入たるなどをぞたてまつらせ給へそか、るをんなみやいでおはしますとて、をきてはべりつるなりとて、さがしたてまつらせ給、

〔小右記〕寛弘二年三月廿一日己巳、左兵衞督(○藤原高遠)隨身愛子小童、(助命)與道風手跡一卷、

〔權記〕寛弘八年八月十二日、(○中略)御盃之後引出物(○中略)書法六卷、納沈宮二合、(一合道風書三卷、一合唐本三卷、)廿三日、(○中略)實經取理髮祿其尊者、(○中略)書法二卷、(一卷道風手跡眞草、一卷唐千字文書法、)

〔實隆公記〕延德二年閏八月十五日乙丑

竹園古筆櫃一合返上之目錄注左、隨分至寶也、

一裹　近嘉堀川(○假名)後白河(假)宸筆

一裹　天曆(二枚伏見院令寫給)三條院後三條院一卷

一裹　野(○)跡(○)十卷(此內寫本四卷)古文字一卷　　一幅

一裹　權(○)跡(○)十卷(此內雜抄二帖)

墨帖

一褁　權跡寫本十四卷
一褁　佐。跡。四卷（此内寫本一卷）
貫之集三卷（自筆）
　以上
此内權跡二卷、野跡二卷、爲寫置申領之了、

〔台記〕久安三年六月十二日甲辰、午始奉幣於北野、（中可見神筆之狀上○中略）先之自文殿出神筆、（納函、以函納厨子、自厨子出之、）○○○令定信寫、大外記師安朝臣、（束帶）取神筆及府解（府解加納神筆函）置余座前小机上、（此机立）即余讀神筆及府解了、未參之。其紙高廣如本切之、（但本綠色紙新自例紙）定信書二枚、（一定信料一余料）此間相從人及前駈等見之、師安申曰、御之前、府解及神筆皆寫取了、又曰、古人傳曰、此神筆不異道風手跡、（但文書無所見）余問似否於定信、定信曰、頗似、于時公親朝臣曰、道風手書相具參入者、即校之相似、就中彼此共有高字、校之全同、余問定信曰、似生存御手書乎、答曰、不似、師安曰、尹良謂、北野者弘法大師後身、道風者北野後身云々、定信曰、神筆出現正曆四年、（見府解）是則道風死後及五十年也、神筆及府解置机上退、左右兩段再拜、（依不具笏、借用師安笏、）了召師安令返納之、（奉幣後念誦、見神筆之間、持念珠、）

〔台記〕久安四年八月卅日乙酉、寅時有最吉之夢、（記錄別紙）定知春日及南圓堂祈靈驗、（南圓堂去廿七日結願、春日未願、）因之獻道。風。手。跡。妙經於春日、獻年來所著之平緒於若宮、

〔山槐記〕永曆元年十二月五日己酉、向右大臣（○藤原公能）亭、（○中略）被取出手本一合被見予、神妙物等也、道風銀泥經、位記本、佐理詩、清書拾遺納言、願文消息等數通也、被命云、消息一卷今日引出物可與、可撰出者、仍一卷申請了、又道風位記本、（三宮御本云々）大納言、一條院御願文、暫申請了、令寫取歟、

〔學問源流〕墨本ハ一向ニ乏シク、淳化、絳墨、寶晉齋、停雲館、戲鴻堂ノ字數多キハ、見タル人サヘ少ナル程ニテ、唯懷素自叙、夜雨山房ノ樣ノ少シアルノミ、是モ亦多クハナシ、近年ノ如クニ澤山ニハ

無カリシ故ニ、學者ノ書ヲ好ムト云モ、僅ニ祝枝山、文徵明、董其昌、趙子昂ニ止マリ、近比ノ樣ニ聒シク古法帖ト云人ハ少ナシ、其比源君岳烏石ハ、初メ廣澤ノ書ヲ學ビタレドモ、是ヲ改メ、文徵明ノ流ヲ學ビ、學者モ皆書家ナリト稱セリ、

〔拾遺古德傳繪詞九〕第一段

三七日（彌勒菩薩）導師住眞房弟子湛空嵯峨ヲサヽゲ、義之ガイシスリ一紙十二枚（八十餘字）コレニ一首ノ歌ヲアヒソヘリ、

〔二老略傳〕日本源始墨本正面板墨本、廣澤先生より前、日本に製作をせる人なし、紀州儒官榊原元甫と友人也、（號篁洲）雨先生、唐刻の墨本を、以水大洗ひ、色々工夫をめぐらし漸成就したり、其頃柳澤家藏に、朱文公大字眞跡を雙鉤して、正面に墨本に作る、是を大極帖と云ふ、九皐先生藏板なり、此大極帖、本邦正面摺の元始なり、今の正面石摺を製するもの、廣澤先生始といふ事を知らず、大極帖の標題に、近衞太政大臣家熙公御書、源始墨本晦庵眞跡と八分を以てなされたり、大極帖の後、公の跋語あり、日本にての正面摺墨本は、廣澤先生を以て祖とす、

〔書法正傳九（名蹟源流）〕右軍蘭亭序

趙子昂云、○中略學書在玩味古人法帖、悉知其用筆之意、乃爲有益、右軍書蘭亭、是已退筆、因其勢用之、無不如志、茲其所以神也、

〔增補下學集下（態藝）一〕手本

〔才葉抄〕一手本を數多可持也、我好すぢならねばと思ふ事なかれ、打見よく書たれば、おもしろく能候也、能の中には手が第一也、身の爲人の爲、よしあしに付て、有難能書は大切也、されば大國にも、此道をこそおもくせられ侍也、

〔入木抄〕一當世多消息を手本とす不可然事

近日手本所望之輩、多分消息也、所存にたがふといへども、人の所望にしたがひて、多以かきあたふるもの也、これしかしながら、不知案内の人の所爲には、一應又如此だうりにて候、彼のこもがらの意におもふやうをさつし存候に、能書に成而、手本をもかき、色紙形、諷誦願文をも清書せん事はふしむなり、只指あたりて、消息一通なだらかに書たらんに、可爲足、仍せうそくをならふべしと存候歟、此條ひとへに道をしらざるゆへなり、

〔簾中舊記註〕庭訓往來私曰、總而公家之書有十三部、所謂尺素往來、明衡往來、新撰遊學往來、朗詠集式條、庭訓往來、源氏、伊勢物語等也、凡有人望式紙歌則用朗詠、望手本則尺素、望文章則明衡、望物語則源氏、伊勢物語也、

〔經國大典三〕寫字

倭學伊路波(イロハ)消息書格、老乞大童子敎、雜語、本草、議論、通信、鳩養物語、庭訓往來、應永記、雜筆富士、

〔異稱日本傳下四〕寫字

今按、伊路波、消息以下、多皆國俗兒園之冊、老乞大胡語訛混、惜哉、不令高麗人知國史諸書矣、

〔米庵墨談一〕千字文廣千字文

南史文學傳ニ、梁武帝有王羲之書、命周興嗣次韻爲之トアリ、今ノ千字文ナリ、蓋當時右軍ノ字ヲ集テコレヲ作ルナリ、○中略初學ニ授ルニハ、モトヨリ千文ニ過ルモノナシ、後世千文數種ノ中、ヒトリ錢氏ノ廣千文ハ、千文ニ無キ文字ノミヲ摘テ作リシモノユヘ、併テ童蒙ニ授クルトキハ、凡二千字異字ヲ知ルノ裨益アリ、故ニ余ハ、先ヅ千文ヲ授ケ、次ニ廣千文ヲ書シ與フ、嘗テ此二種ヲ、顏楷ニ倣テ墨刻トナシ置ケリ、

〔五山堂詩話十〕坊間塾師、湊書此方州名以授兒童、米庵常病其鄙俚、一夕、燈下點綴爲絡、作皇國州名歌、又駢書楷行二體、梓以行于世、

〔日本教育史資料九攝津國〕舊三田藩領内學校

習字本及讀書用書 習字本ハ平假名ヨリ數字、五十音、次名頭、村名、次ニ國盡、商賣往來、文章消息往來、次千字文等ナリ、

〔二老略傳〕雪山先生、廣澤先生に示して云、今や筆意を取べき者は、趙子昂、文徵明二家なり、二家の書、魏晉の正脉なり、廣澤先生及び九皐先生、二家を以て骨髓とす、唐以上の書、眞蹟を得ず、紙の壽七八百年は堪ぬものなり、何ぞ眞蹟存すべけんや、墨本ありと云ども、度々翻刻に精神を存せず、誠に影を弄するなり、眞蹟の運筆を熟覽せねば、筆意は通せず、執筆以上の修行自得の後は、墨本といへども用に立也、今世俗輩の修行は、前後なり、趙文二家の眞蹟は存せり、二家は魏晉の正統の骨髓なり、

〔槐記〕享保十二年閏正月廿八日、筆意ヲ得ント欲シテ、石摺等ノ跡ヲ見テハ、筆意ハ得ラレソモナキモノニ非ズヤト存ズ、板行石摺ヲ習フハ、形ヲ習フニ非ズヤト申上グ、仰ニ、イカニモ筆道ヲ知ラズ筆意ノ合點ナシニ板行ノモノヤ石摺ヲ習フハ、形ニナル筆意ヲ得テ、子昂ハコヽノ筆意ヲ得テ書タリ、其昌ハ彼ノ骨子ヲ得テ書タリト合點シテ、板行デモ石摺デモ見レバ、明ニ辨ヘ知ラルヽ、ソコヲ習ヘバ好シ、正筆ナリトテモソコナシニナラヘバ、形ヲ似スル外習フベキ様ナシ、

〔小右記〕永觀三年〇寛和元年正月五日庚戌、冷泉院二三四親王、被詣女一宮、〇飛香舍主上〇花山被遣小螺鈿細劒、御手本二卷、高麗笛一管、各三裹、三親王料也、

〔權記〕長保二年八月九日、自御所給御本廿八卷、見之外題多誤、或以王羲之書注玄晤之類也、一見返奉、

〔權記〕寬弘七年三月廿日乙亥、即參中宮〇一條后藤原彰子御方、左府〇藤原道長坐、依參東宮〇三條給、即候御共、東宮于時御庭召予、〇成行給續紙一卷、可奉書手本也、

雙鉤

〔後拾遺和歌集十九雜五〕一條院御時、大貳佐理つくしに侍けるに、御手本かきにくだしつかはしたりけれは、思ふ心かきて奉らんとて、かきつくべき歌とてよませ侍りけるによめる、

源重之

都へといきの松原いきかへり君がちとせにあはんとすらむ

〔權記〕寛弘八年六月八日、參內、去寛弘五年四月十四日、所借賜宣陽殿御本六卷、〈一張芝草千字文、一同草書一天、一王羲之眞書樂毅論、一同眞書黃庭經、一同眞書尙想、一同眞書河圖、〉付頭中將令返上、

〔玉海〕嘉應二年八月九日丙辰、參內進手本、故殿〈○藤原忠通〉御手也、先日依有御尋也、　十月十一日丁巳、晚頭參內、被取出御手本等、多是故殿御手跡也、

〔玉海〕嘉應三年〈○承安元年〉九月七日戊寅、今日一昨日院所召之手本、以基輔進院、付定能可進之由所仰也、〈手本四卷、大文字一卷、合五卷也、〉以檀紙裹之、置硯宮蓋進也、歸來云、返々神妙思召者、

〔延喜式十三圖書〕凡摸書長功日九十言、內墨卅言、中功八十言、內墨卅八言、短功七十二言、內墨卅二言、

○按ズルニ、內墨トハ蓋シ雙鉤ノ內ヲ塗抹スルノ謂ナラン、

〔書法正傳七纂言〕臨摹

摹書最易、唐太宗云、臥王濛於紙中、坐除偃於筆下、可以嗤蕭子雲、唯初學者不得不摹、亦以節度其手、易於成就、皆須是古人名筆、置之几案、懸之座右、朝夕諦觀、思其運筆之理、然後可以摹臨、其次雙鉤、蠟本、須精意摸搨、乃不失位置之美耳、臨書易失古人位置、而多得古人筆意、摹書易得古人位置、而多失古人筆意、臨書易進、摹書易忘、經意與不經意也、

〔米庵墨談二〕漆書、泥金書、書丹、雙鉤書、撥襟書、左手書、補字、沙書、

○雙鉤ハ俗ニ稱スル籠字ナリ、古人ノ書ヲ寫スニ用ユ、眞蹟ヲ雙鉤スルニ、木石ニ刻スルモノト、塡墨シテ法書ニスルモノト差別アリテ、甚巧ニシ難キモノナリ、堯章云、鋒芒圭角字之精神、大抵雙

鈎多失、此トアルヲ見レバ、其人ニ芝キヲ見ベシ、又最初ヨリ二重文字ニ作ルモノアリ、此ヲモ雙鈎書ト稱スレドモ、後世ノ戲ニ出タルコトニテ、ヤヽ畫ヲナスニ近キモノナリ、

學書

〔九條殿遺誡〕朝讀書傳、次學手跡、

〔御覽書苑菁華八〕宏農張芝、高尚不仕、善草書、精勁絶倫、家之衣帛、必先書而後練、臨池學書、池水盡黑、每書云、忩々不暇草書、人謂爲草聖、芝弟昶、漢黃門侍郎、亦能草、今世云芝草者、多是昶作也、

〔王右軍集一〕與人書（羲之每自稱、我書比鍾繇、當抗行、比張芝草、猶當雁行也、曾與人書、）張芝臨池學書、池水盡黑、使人耽之若是、未必後之也、（法書要錄載、王右軍自論書、吾書比之鍾張、當抗行、或謂過之、張草猶當雁行、張精熟過人、臨池學書、池水盡黑、若吾耽之若此、未必謝之、）

〔源氏物語六末摘花〕さてもあさましのくちつきや、これこそは手づからの御ことのかぎりなめれ、侍從こそはとり直すべかめれ、また筆のしりとるはかせぞなかるべきと、いふかひなくおぼす、

〔晉書八十列傳〕王羲之子獻之 獻之、字子敬、少有盛名、〇中略 七八歲時學書、羲之密從後掣其筆、不得、歎曰、此兒後當復有大名、

〔源氏物語三十四若菜上〕うちとけとりつる御手習を、硯のしたにさしいれ給へれど、みつけ給て、ひきかへし見給ふ手などのいとわざとも上手とみえて、らう〳〵しくうつくしげにかき給へり、

〔源氏物語三十四若菜上〕思ひつゞけられて、うちながめ給、手ならひなどするにも、おのづからふることも、物おもはしきすぢのみかゝるを、さらばわがみにはおもふことありけりと、みづからぞおぼししらるゝ、

〔才葉抄〕一手を習ふには、本の筆使意趣をこゝろへずして只學び、又習たる文字計をおぼえては、不習字はかゝれざる也、大旨だにも得つれば、自然に似事也、手本の意趣を心得事は、未練の時は難知、先達に可習也、手跡にて人の心の程は被知也、されば相構て異樣に不可書、故に本文曰、用筆

在心、心正則筆正と也、

〔唐書百六十三列傳〕公權、字誠懸、公綽弟也、年十二、工辭賦、元和初、擢進士第、李聽鎭夏州、表爲掌書記、因入奏、穆宗曰、朕嘗於佛廟見卿筆蹟、思之久矣、卽拜右拾遺侍書學士、再遷司封員外郎、帝問公權用筆法、對曰、心正則筆正、筆正乃可法矣、時帝荒縱、故公權及之、帝改容、悟其以筆諫也、

〔空華日工集〕應安元年二月三日、建長萬宗來、出和章數篇、求改、其寫字不謹、余語曰、夫書以心爲主、故其字對欲正、故昔人有以筆諫者、萬宗乃改書、

〔金玉積傳集〕手習故實事、習假名、手本置左、手習雙紙折重、無勞樣調可習之、次眞字學、右置手本、雙紙以馬尾毛閉兩方、思樣調縮引直、受口傳文字、文字口傳云、三角文字習之、片寄可續筆文字云、

〔異制庭訓往來〕一日參拜之後壹爵難散之處、委細承候條、宛如對榻縮席存入候也、如仰凡學問作文之體ハ、先以可知字之書樣、點之打樣也、筆法筆訣ハ、又殊爲文家柱石者也、夫諸家筆法、漢朝達者、和國俊才、恰若芝蘭退芳、錦繡耀彩也、依其意樂可學其法也、不可是非之、雖然少生稽古者、唐樣者暫可被閣、行成定成兩樣之間、可有御習候、小陽殿八曲次第ハ、雖爲家之秘事、依少生御器量拔群、大概注進候也、一者、手習有三種之品、上品習千字、中品七百字、五百字已下爲下品也、眞行草之三體ハ、以眞爲骨、以行爲髓、以草爲皮、二者、書寫之故實者、硯和墨不堅者弱而磨之、硯堅墨春ハ、入力磨之、古墨不可著者入白水可磨之、色紙蒔繪之上、墨不著則入糯粉磨之、三者、書色紙者、可用夏毛若唐筆、羊毛虎毛也、但依料紙可用之歟、障子屛風之情各雖異、而終者同樣可書之、又要文詩歌等先可書祝言也、眞行草者可隨主之好也、四者、本書雙紙等古樣可書之、以墨薄爲難也、消息者必可薄也、古墨者三字斟之後可續墨也、五者、書手本時、不論親疎上下、正心靜性、如流々筆勢、家々口傳可書之、眞行草可隨主之好也、六者、筆墨所持樣、筆ハ裹好綿、墨ハ裹新繭也、或墨古而朽則入石鍋湯洗之、塗漆而可干之、筆者夏不指笠、常以鹽湯洗之、毛則和也、七者、苦參可入水也、不可書異形之字、爲後見之煩故也、八者、滑

息法者、上貴人之狀、墨黒眞行可書之、是則恐人之法也、但如秋風吹万草可書之、又仰、書者硯入水向御前、摺墨染筆後可申案內、書竟以硯水洗筆、可加笠、異曲雖多不可過之、若筆功畢者、唐様可有稽古也、日本様者、於字義字訓晴之間、八訣之法、三體之統、得其精者少也、所謂烏焉馬、子（古屑切）子、天夭、甲申由田、巾忄、亡匸、（上武方反　下甫王反）匕七（上下體反　下呼罵反）匕、（必以反）子、（居月切○子以下四字、常在上文字上）如此之類、動迷其隣、同其室也、健則如疲勞之鬼不能行步也、麗則似畫屏之女不敢笑言也、縱號達者俊流、取笑於唐朝者也、是無秘事也、能書者以讀書爲實、讀書者以能書爲花也、其無讀書之實、豈開能書之花哉、本朝延曆大同之昔者、和漢同其芳躅、天曆天喜之比、和漢異其閫域也、況於末代之淺學哉、万端在面、恐々謹言、

仲商三日

謹上　三位法眼御坊

〔多胡家訓〕第一手習學文ナリ、物ヲ書事ヲ半學ト申故也、人ト生レテ物ヲカヽヌハ、誠ニアサマシキ事ナリ、筆者ヲヤトヒ候事、時ニヨリ事ニヨレリ、大事之儀ナド文ニテ申キタランヲ、我ガ身ニモナラヌ人ニアツラヘテヨミ候ハヾ、密々ト申事有マジ、人ノ身ニハ、親子ヲカギリテシラセヌ程ノ事有ベシ、兩眼ナキモノニモオトリタルベシ、ヨク書惡敷書事ハ、先世ノカイギヤウニテモヤ有ベキ、文ノ本末ヲモ知ラズ、ヲカシキカナ文マデ人ニカヽセテ、女子ノ所マデツカハセバ、只人ノカハキタルチクルイタルベシ、老テクヤシキト思ヘドモ、手足ノホ子スヂコハクナリ、タカキモイヤシキモ、用シゲヽレバマナバレヌミチナリ、ヒトツモ年ノワカキ時、夜ヲ日ニナシテモ、手習學文ヲスベシ、學文ナキ人ハ、理非ヲモワキマヘガタシ、理非ヲシラデ物ヲ申ハ、人ノミヽニイラ子バ、犬ノホユルニハオトルベシ、犬ハ人カゲヲ見テヨリホユレバ、用ニ立物也、ヨクガフカケレバ、ミヽモ聞エズ目モミエズ、理非ヲモシラヌ物也、自トヨクヲハナレテ、公界ノ人ノ申ベキ事オモヒハカルヤウニ、學文セン事肝要也、一字千金ト申事忘ルベカラズ、習タル事書イテヲケ

バ忘ルヽ事ナシ、

〔先哲叢談續編四〕林道榮

道榮曰、以我邦人運筆學晉唐名人遺蹟、猶如鈍刀雕木、僅得形似、去其眞也遠矣、豈非徒勞乎、然知之者尠矣、臨書之法、與唐山異同不一、其小者姑置之、大者有五、一曰眇貯不正、二曰筆毛不軟、三曰楮紙強硬、四曰案卑瘦瘠、五曰體不寛洪、

〔維新前東京市私立小學校教育法及維持法取調書〕教授ノ方法

習字科ノ教授法ハ、毎日、(生徒多數ナレバ、隔日交代ニ教授ス、)生徒三四名若クハ五六名ヅヽ、師ノ面前ニ呼ビ出シ、交々筆法ヲ授ケ、兼テ手本ノ讀方ヲ教ユ、其五六名ヲ同時ニ教授スルガ如キハ、煩勞ナリト雖モ、老練家ハ敏捷ニ教フルヲ以テ、生徒モ手ヲ空フスルニ至ラザルハ、太古厩戸皇子ノ同時ニ八人ノ訴訟ヲ聽斷セシト云フノ觀アリト謂ハンモ、過譽ノ言ニハアラザルベシ、尙ホ玆ニ奇談トスベキハ、師タルモノ往々倒マニ文字ヲ書スルニ熟達スルコトニテ、今ノ教師ノ企テ及ブベカラザルモノアリ、是レ常ニ生徒ニ面シ(師ニ對シテハ文字倒トナル、)筆法ヲ授ケ、卽チ倒書スルヲ以テ、知ラズ識ラズ此ニ至レルナリ、故ニ三四時間ニシテ、少キモ三十人、多キハ五六十人ニ筆法ヲ授ケ終フベシ、若シ師ニシテ倒書ニ未熟ナランカ、到底斯ク多數ノ生徒ヲ教授シ能ハザルハ勿論タリ、然リ而シテ師ノ面前ニ呼出シテ、筆法ヲ授クルハ、多ク雙紙ニ手習シ居ル者ヲ限レリ、是レ白紙ニ手習シ居ルモノハ字數モ多ク、隨テ長キ時間ヲ費セバナリ、故ニ白紙ニ手習スル者ハ、時ニ御直しト稱ヘ、之ヲ差出サシメ、朱筆モテ筆法ヲ授ク、卽チ拙字誤字等ヲ正スナリ、

又或ハ前條ニ據ラズ、師タルモノ終日或ハ佇立、或ハ巡回、殆ド絶間ナク、一隅ノ生徒ヨリ順次、筆法ヲ授ケシモアリト云フ、

〔折たく柴の記上〕我(○新井君美)八歳の秋、戸部(○上總久留里城主民部少輔土屋利直)の上總國にゆき給ひしあとにて、手

習ふ事ををしへしめらる、其冬の十二月なかば、戸部歸り給ひしかば、つねにかたはらにさふらふ事もとのごとく、明けの年の秋、また國にゆき給ひしあとにて、課をたてられて、日のうちには行書の字三千、夜に入りて一千字を限りてかき出すべしと命せられたり、冬に至りぬれば、日短くなりて、課はまだみたざるに、日暮んとする事たび〳〵にて、西向なる竹椽のある上に机をもち出て、書終りぬる事もありき、また夜に入りて手習ふに、睡の催して堪がたきに、我につけられしものと、ひそかにはかりて、水二桶づゝかの竹椽に汲おかせて、いたくねぶりの催しぬれば、衣ぬぎすてゝ、まづ一桶の水をかゝりて、衣うちきて習ふに、はじめひやゝかなるに、目さむる心地すれど、しばし程經ぬれば、身あたゝかになりて、また〳〵眠くなりぬれば、又水をかゝる事、さきの事の如くす、二たび水をかゝりぬるほどには、大やうは課をもみてたりき、これ我九歳の秋冬の間の事なり、かゝりしほどに、此頃よりは、我父の人に贈り給ふ文をば、かたの如くにはかきたり、十一歳の秋、また課をたてられて、庭。訓。往。來。を習。は。し。め。ら。れ、十一月に至て、十日のうちに淨寫してまゐらすべしと命せられ、命せられし如くに事を終へしかば冊になして戸部に見せまゐらす、

〔入木抄〕一眞行草字事

先行字を御習あるべく候、行は中庸故なり、點を不略し而、筆體を行に書たるは、行の眞也、點を略し草の字作をも書交て、行に筆を仕たるは、行の草也、仍通用稽古のためよろしき也、聊行の字を習得て、後、草をも眞をも可學也、眞は行草に通せず、草又眞行に不通候也、眞は一々の點を引放て書之、草は點も字も連續して兼たる體也、

〔才葉抄〕一眞の物は第一の大事也、唐人は先是を習ふ也、我朝にもしかるか、近代は皆行の物を先に習へり、されば眞に達したる人稀也、

〔槐記〕享保十二年閏正月廿八日、今ノ世ニ男女トモニ、手習ノ初メニ伊呂波ヲ習ハスルコト、五音ノ通用字聲ガ、コレニテ何ナリトモカヽルヽ合點ニテ習フハ各別ナリ、書ヲ學バント思ヒ手ヲカヽント思フニ、初手ニ伊呂波ヲ習フハ、大ニアヤマリナリ、御家ナドニ、若君ノ御方ニアタマカラ文字ヲ習ハセラルヽコトナリ、終ニイロハヨリ習ハセラルヽコトハ、全クナキコトナリ、兼テ見ル通リ也、ソレナゼナレバ、文字ハ永字カ六點ナドニテモ隨分少シモヒヅミノナキヤウ、ムリノナキヤウニト、專一ニスルコトナルニ、第一ノいノ字、ろノ字カラ初トシテ、皆々ヒヅミヲ習フコトアルベキ樣ナシ、ロクヲヲシヘテサヘヒヅミタガル手ニ、アタマニヒヅミヲ付テクセニシテ直ルベキヤウナシ、通用ノ爲バカリナラバ、片カナヽド習ハスルハ各別ノコトナリ、今ノ人尊圓ノイロハニハ、傳授アリナドヽ稱スル、如何ナル故ニヤ、是モ筆意ヲ得テ自在ヲシラバ、無理アルベカラズ、先草行カラ習ヒ初ルダニムリナルベキコト也、

〔紫芝園國字書〕答水野氏

手跡稽古の事、御尋を得候間、先覺に承候趣を、あら〳〵書記し御目にかけ候、先文字を書候事を、中華にては作字とも寫字共申候、常の俗語には寫字と申候、筆を持つを把筆と申候、筆を使ふを運筆と申候、手跡を習候を、日本にては手習と申候、中華にては書學と申候、手本を法帖と申候、書學の法、中華と日本と大に替り候、中華の人は、童子六七歲の時、寫字を敎候に、最初は上大人の二十五字を、楷字に、方一寸四五分の大さに書て授け候、此二十五字は、皆筆畫の少き字にて候故、是を以て橫直の畫を敎へ、運筆を習はせ候、初は紙を重ねて、すきうつしをさせ候、是を摹寫と申候、摹寫を二三百扁、或は四五百扁もして、其後法帖を案の前に少し卑く置て、見うつしに寫させ候、是を臨寫と申候、臨寫も摹寫の如く、字の大さ行列の布置、法帖に少しも違はぬ樣に寫させ候、但臨寫には、寫す紙に格子罫を引て寫させ候、是にて字の大さも、行列の布置も定まり候、是を又二

三百扁も爲候得ば、其後は法帖をはなれて、自己に書候ても法帖に似候を、成就と爲候、それより楷書の千字文を習はせ候、是も一人一人に手本を書與へて敎ふるにてはなく、古人の墨本の法帖を學ばするにて候、墨本とは石摺の書にて候、是を習候も、摹寫と臨寫とにて候、中華の人は貴賤ともに、書寫の最初に楷字を學び候、其子細は、朝廷國家の文書より、民間日用の事に至る迄、男女皆楷字を用ひ候故、楷字を知らずしては、世間の用足らず候、楷字を覺候得ば、貴賤男女內外の所用、皆辨じ候、楷書之外、行草篆隸八分等は、學者士君子の玩にて、常の人は知らざれども事缺ず候、されば中華の人は、童子の時楷字を習ふのみにて、餘の諸體を學ぶことは無之候、○中略日本にても、古は楷字ばかりにて、假名といふ物無かりし故其時の人の手跡は、中華の人にをとらず候、○中略日本には古より、眞行ばかりにて、草字は無之候間、草字を唐樣と心得候もにくからず候へ共、楷書にこそ、誠に和樣唐樣の分辨有之候へ、日本にても、上代の人は勿論に候、中古、道風佐理などの手跡は、全く中華の人の如くに候、近世に及びて、和樣すら日々に惡道に走り候得ば、唐樣を學ぶ人も、童子の時のいろはの筆法失せがたく候に、敎ふる人も楷書を敎へずして、先行草を敎候故、行草は唐に近きほどに、書得る者も有之候得共、楷字を書せ候へば、和樣の本來の面目をあらはし候て、見苦しき事限なく候、

〔淡窻詩話上〕我邦ノ人、詩ヲ學ブニハ、律絕ヲ先ニシテ、古體ヲ後ニシ、書ヲ學ブニハ、行草ヲ先ニシテ、楷隸ヲ後ニス、是レ其志速ニ成ルヲ求ムルニ在テ遠大ノ慮ナシ、漢人ニ及バザル所以ナリ、

〔好古日錄末〕料紙　車雙紙

任仰旨粗注進之、眞習者料紙、竹等結和毛强筆、可書之、行習結和毛和筆、崎以如針可書之、草習結强毛和筆、不料紙可書之、砂草書梵字等可習者、喩筆勢與意態不擧、愼憚事故云々、手習初心之時、以車雙紙爲第一也、都自　字能習千字、愚習事也、喩自强力一人、弱輩萬人勝、樣一字能力、千字不

被書、愚習以千字力、無不被書一字也、以此趣可有御心得候、恐々謹言、

十月四日　行能

行能卿眞蹟復書草稾一通行草書、紙縱四寸五分、横七寸六分、或人ノ所藏ニシテ、乙卯春日、一友人ノ家ニシテ熟覽ス、世尊寺家學書ノ要領タルベキ者也、文中ニ所謂料紙ハ熟紙、不料紙ハ生紙、今料紙ト云ト、其義同ジカラズ、竹ハ筆ノ省、崎ハ筆尖、砂草書ハ飛白、車雙紙ハ倣紙(テナラヒザウシ)ナリ、其製今猶存ス、幹四十年前越齋ノ家ニシテ、古書牘五六行ノ破片ヲ諸友ト同觀ス、塞裁家云、行能ノ書ト處間ノ人皆信ゼズ、今此復書ヲミルニ實ニ一手ニ出ル者也、

〔閑谷貴史〕一習字所、水習ヒ、机一、木硯一、玉盤（塗ヒ紙堅メ）五枚、習筆一、刷毛一、水入一、壹人前小生銘々ヘ相渡ス、玉盤習筆刷毛ハ、漸次第引替、手本紙幷ニ二七清書日ノ内、二ノ日、清書紙是亦相渡ス、〇中略

一習字所、日々教授見廻、讀書師、習字師出勤、小生習字讀書、大生讀書共致サセ、尤モ讀書ハ竹關ニ諸生名前書付、讀書師ト分配致シ、其人數呼出シ、貳人ヅヽ授教セシム、

〔學書捷徑〕水精盤の法

白紙を費す事を嫌ふ者は、水精にて盤を作り、上の通りに上にかけ書ては拭ひ、ぬぐひては書べし、硝子にて作りたるもよし、何れも舌縁(ふくもべり)をせざれば損じ易し、離し書は下の蛛絲板を用ゆるも、罫紙を敷に及ばずして宜なり、此事却て費なりと思ふべけれども、一度作れば永く用ゆる、久しき時は費を省くべし、又筆走りのよき事は、盤も板も、皆大に打紙に勝れる益あり、

〔維新前東京市私立小學校教育法及維持法取調書〕席書、書初、及ビ七夕祭揮毫ノコト、

席書　書初

席書ハ全ク習字奬勵ノ爲メ、席上揮毫ヲナサシムルモノニシテ、毎年四月八月ノ二回之ヲ舉行スルモノトス、其概況ヲ記センニ、室内四面ニハ全生徒ノ揮毫セシモノ、（用紙ハ奉書紙、畫牋紙、四ノ内紙[illegible]ヨコギレ合ヘ、メニ三ナリ枚等）



（維新前東京市私立小學校教育法及維持法取調書）席書之圖

ニシテ、或ハ數種ノ色唐紙ヲ混ズルモノアリトス、以上ヲ下書ト云ヒ、師家ノ所有トナス、ヲ貼付シテ、人ノ縦覽ニ供シ、批評ヲナサシムルニ便ス、又揮毫席ハ、毛氈ヲ敷ク等、渾テ裝飾ヲナシテ之ニ充ツルモノトス、此日、師ハ上下正月書初ニハ必ズ上下ヲ著用セシト若クハ羽織袴ヲ著用シテ端坐シ、女師匠ハ白半襟紋付小袖著用生徒ハ袴羽織等各分ニ應ジテ美衣ヲ服セリ、而シテ生徒ノ陸續出席スルニ及ベバ、生徒一名ヅヽ呼出シ、二三字ヨリ七八字マデノ大字ヲ書セシメ、師ハ其書損ナキニ注意ス、其揮毫中ハ、觀者堵ヲナスハ、啻ニ室内ニ止ラズ、窓前途上ノ者ノ佇立スルモ多カリシ爲メニ、師ハ終日飢渴ヲ急スノ暇ナキニ至ルト、而シテ稍長ゼル生徒ハ、師ノ指示ヲ待タズ、三々伍々相列坐シテ揮毫シ、或ハ白紙若クハ色唐紙ニ楷行草ノ書ヲ揮毫スルアリ、或ハ奉書紙若クハ式紙短冊等ニ假名ヲ認ムルアリテ、其狀殆ド小書畫會ヲ觀ルガ如シト、而シテ生徒ノ揮毫ヲ終ルヤ、隨意遊戲ヲナシ、各歡ヲ盡シテ巳ムト、

正月五日ヲ多シトスト書初モ、亦席書ト異ルナキヲ以テ贅セズ、要スルニ席書及ビ書初等ハ、習字ヲノミ尊重セシ時代ニ於テハ、必須ノ擧行ニシテ、其進歩ヲシテ一層著シキ効アラシメシハ往々師ノ豫想外ニ出デシト云フ、席書ニハ生徒一般ニ赤飯ヲ與ヘ、書初ニハ汁粉或ハ安倍川餅等ヲ與ヘシ外、賜引ノ儀ヲナセシ等ハ、後章維持ノ方法中ニ之ヲ辨ズ、參照スベシ、

次ニ七月七夕祭ノ際、揮毫セシメシコトニ就キ一言センニ、生徒一般ニ詩歌等ノ手本ヲ與フルハ、席書ト同ジト雖モ、席上揮毫ヲナセシニハアラズシテ、生徒ハ其授リシ手本ニ據リ、各自七夕祭ニ供スル色紙等ニ認メシニ過ギズトス、而ドモ某師家ニ於テハ、弟子未明ヨリ五色ノ紙數十枚ヲ持參シ、各自意匠ヲ凝ラシテ、種々ノ形體ヲ摸造シ、之ニ先生ノ德ヲ頌シタル文字ヲ記シ、又己レ能書家タランヲ祈ルノ語等ヲ記シ、竹頭ニ之ヲ結ビ付ク、○中略

二月午ノ日ニハ、初午、二午等ト稱シ、各地至ル所稻荷祭ヲナスヤ、市中ノ紙賈ハ、店頭色紙ヲ以テ造レル幟ヲ堆積シテ賣却ス、之ヲ購フハ、大率各師家ノ弟子ニシテ、巳ニ紙幟一旒ヲ購ヒ去レバ、之ニ稻荷社名ヲ書シ、一門相競フテ社頭ニ奉獻ス、其數頗ル夥シク、實ニ美觀タリ、於是ヤ弟子相

集リ、蹴踏遊戲シテ快樂スルヲ例トセシト、

〔改正月令博物筌 正月部 一〕書初(かきぞめ) 試毫、吉書、試筆、筆試、暦には吉書初といふ日あり、元日にする古例あり、王羲之が書初、月儀書にあり、

日往月來、元正首祚、太簇告辰、微陽始布、罄無不宜、和神養素、　王羲之

(詠)書初(かきぞめ)　世間に書なれたる

天筆和合樂、地福皆圓滿、

(詩)長生殿裏春秋富、不老門前日月遲、〇中略

書初のうた

新古今　貫之

君が代の年の數をば白妙のはまのまさごと誰かしきけん

(題)書初や和歌には紙もゆるし鳧　友聲〇中略

ゆづり葉や口にふくみて筆始　其角〇中略

(狂)八十の春を賀して

いく千世もよに住の江や高砂の筆に八そじのはるもかきぞめ　康卿

〔松秀園書談 中〕於我邦亦有筆法傳授、唐韓方明授僧空海、從空海相傳來而至于今、有京師書學博士甲斐守佐竹重威者、以嫡子紀伊守重敏傳授余、點畫一々有口授、略雖似唐歐陽詢八法、非口授不得解、學書者、無傳來而護難、爲師、因述其傳來之大率、略此按、空海傳來之法、隷書大字法也、近世廣澤知愼者、著撥鐙眞詮、謗空海曰、空海之意、必非筆法、爲專密宗、相應我邦之機、書文字、製十二點畫而渡唐之前後、不變宿習單鉤、魏晉以來、隷草行字、必非雙鉤不可書云々、雖然蘇子瞻云、於執筆之法無定法、以是觀之、必不拘雙鉤單鉤、自到唐山與不到、彼此相計、無如到其地、以此不可一槪論、俱其與唐山人以字體筆法不可辨別、爲善、至今以空海書方唐人之書、尚難辨別、以此可爲一證也、

〔米庵墨談　一〕永字八法

永字八法ハ、古ヨリ諸家傳授ノ法ニテ、後世初學ニ敎ル第一ノ規則ナリ、唐ノ太宗ノ筆訣ニ、委ク其法ヲ論說シ、顏眞卿、柳宗元八法ノ頌ヲ作ル、ノチ八法詳說、書法三昧等ノ書出デヽヨリ、次第ニ審ニナリ、遂ニ七十二例、八十四法ニ至レリ、〇中略サキニ廣澤、紫薇字樣ヲ著シ、八法ヲ論ジ、ソノ比ノ書家、元明ノ中書格ヲ正體ト心得、ソノ書體方正骨髓ニ入テ、俗惡ノ弊ヲナストヲ彈ゼシハ、尤ナルコトナリ、

〔五雜組　人七〕今國家誥勅、及宮殿扁額、皆用筆法極端楷者書之、謂之中書格、但取其莊嚴典重耳、其實俗惡不可耐也、洪武初、詹孟擧以此技鳴、南京宮殿省寺之署、多出其手、近代有姜立綱者、法度嚴整過之、一時聲稱籍甚、然亦時俗之所賞、胥吏之模範耳、

〔金玉積傳集〕兼明親王入木道傳抄ニ云、（一條院永延元九月廿六日、兼明親王、天下之文秀也、小倉宮住龜山(中略)前中書王是也、）竊以、入木筆道藝トハ、末代盲聾之惠眼明ニ照シ、迷闇阻遠之燈火タリ、〇中略有六義、一曰筆法、二曰風情、三曰字象、四曰去病、五曰骨目、六曰威德、是文字六義也、

〔玉章秘傳抄〕三跡ノ書樣ノ事

一道風ハ筆ヲ堅ク取テ、角面ナク筆ヲ立テ、裏筆ニ留也、行ニハ心ニ秋ノ二毛ヲ懸テ、上毛ニハ毫ノコマカナルヲカケテ結也、堅ク取テ立筆立テ、キリヽヽト可書、草ニハ妻鹿ノ夏毛ヲ以テ、章ニ結テユルヽヽト取テ可動也、

一佐理、眞ニハ赤兎ノ毛ヲ心ニ少シ延テ、細ク長毛ニテ結也、少シ堅ニ打立テ、捨テ所ハ中ノ筆ニ捨べシ、行ハ秋ノ二毛ヲ心ニカケテ、上毛ハ冬毛ノコマカナルヲカケテ可結也、面筆ニ立テ、留所ヲバ中筆ニ可留、草ヲバ以冬毛ツヨクユハセテ、キリヽヽト筆走ニ可書、

一行成卿ハ、心ニ白兎ノ毛ヲ以テ立テ、上毛ニハ冬毛ヲ懸テ可結也、立筆ニ立、捨所ヲバ中筆ニ可

捨草ハ多毛ニテ緩々ト結デ、横筆ニ立テ、中筆ニ刷ガ如ク書ベキ也、

〔定家卿筆諫口訣〕飛鳥井雅庸卿被記送

定家卿語ニ云、凡筆道至極、書ノ内ニ、皮肉骨三體ヲアラハシ侍ル、文略

野跡ハ骨　佐跡ハ皮　權跡ハ肉

此三體ハ、先骨ヲ以テ本體トスベキニヤ、何レニヤサシク愛アリトモ、ツヨキ方ノナカランニハ、イミジカリトゾ覺ル、人ノ身體ニモ、骨コソ眞ノ五體ヲタモチ、其中ミニテハ侍レ、中略此三人筆ニ長ゼリトイヘドモ、右一體計ニテ、三體ヲ東テ書事ナカリキ、爰ニ高野大師ノ御筆ヲ、一二體ヲ擬ヘルトハ申侍シ、歌モ亦如此也、

〔濟北集十二〕淸言

或問書法、師曰、夫書家神妙之品、字畫多同、上字終畫與下字始畫、其纖鈎如毛髮相承耳、此法非大手筆不能、若或慣之則始滯中停終綴、字體不活、若妙品之人、不必作意、自然而爾、其故何哉、蓋無抵滯之使然也、不由捷疾矣、予不多見眞迹、唯晉右軍唐懷素、及趙宋蘇黃諸公、皆如上所論、而其石刻不言焉、然善刻間或有之矣、近世樗寮之眞蹟有此法、可連上數公之品矣、

〔異制庭訓往來〕桐葉風冷、荻花露滴、中秋顯佳景、明月耀高天也、抑來十五夜、於殿中可有明月之御會、仍同宿之小生、御懷紙之執筆可令申之由被仰出候、雖爲當座之面目、不堪之段、難義之次第也、夫讀作文先可知文字之書樣、點劃引樣者也、若烏焉成馬、魚魯成黃、則經典不可有據、義理何得明察也、然則先可學籀文、隸字、六書、八體、及眞行草諸家之筆法也、唐朝王羲之、有懸針、垂露、回鸞、返鵲、銀鈎、鐵畫、魚鱗、虎爪之八樣、張卽之、有藤花、雲行、楊柳、枯木之四法、加之王徽之、王獻之、與羲之同馳其名、李北海、顏魯公、歐陽詢、同時之名筆、蘇東坡、黃魯直又齊名、各有其法、不及委出、如玉與金、互發其美、都無優劣也、本朝天曆之比、木工頭小野道風、作烏相、蛇形、枯松立、鷲尾、垂露、下藤、上雲出、兩足、鴈飛點、龍走、木折、

高峯、亂草、落玉、日輪、方丈、人頭等十七之圖、寛仁之朝、大納言藤原行成卿、作往還、梅枝、鐵切、飛鳥、枯草、落石、池入江、牛尾草生、水流出、靑草、亂絲、下登、上石散、海岸石、平岩立等十六之圖也、加之小野美材、藤原佐理、橘逸勢、近代之能書、定成、有能等、各有其聞、少生之稽古者何可宜候哉、將又硯置樣、筆把樣、墨摺樣、紙持樣、不審千萬也、筆墨之所持、書寫之故實、主人貴人之仰書、本書消息之體、色紙雙紙之書樣等、不傾尾籠、所望御傳候也、自由之至、其恐不尠候、恐々謹言、

八月六日

謹上　二位大納言殿

〔筆意斷中〕俗書浮名、後世無留、○中略

近くは元祿の頃、京師に養拙齋井子共といふものあり、博覽强記にして、しかも書學を好めり、然れども惜むらくは師傳をきかず、己が字力にまかせて、博く群書にわたり、明末の俗のあつむる所の內閣字府秘傳を見出し、凡漢土の書法は、永字八法、七十二點の外に求ることなしと云て、そこばくの書籍をあらはし、筆藝を興行せしほどに、海內の好士、くびすを引てこれに歸し、養拙が名をしらざるものなし、當時の俗、蔡中郎以降、中興の能書なりと云あへりとぞ、然るを廣澤知愼なるものいできて、內閣字府は明末坊間の俗書なるを、養拙が蒙昧にして信じけるよし、大に嘲り侍りしより、子共が名一たび廢して、二たびおこることなく、今にいたりて養拙が名さへしる人なければ、ましてそこばくの筆の跡、あらはしおけるふみども、いづこにかゆきけむ、今は絶て見る事なし、

〔入木抄〕一古賢筆仕事

此事、古筆をひらきて御心得あるべきよしのせ候ぞ、以言難述候、以筆難記之故也、但細々昵近も不可叶上は、きと難申披候、然ば又此一ヶ條殊肝要也、誠に筆語所及までは可書述候也、古賢能書

の筆のつかひやうは、いづくにも精靈ありて、よはき所なし、筆をたてはじめより、引はつる處、點ごとに心を入て、あだなる所なくかくべき也、能書は筆を打立る所、終る點折候所、はぬる所、如此の處々に心を留て、精を入候也、非能書の書たる物は、木などを折かけたる樣にて、用のなき也、所詮一點を下ごとに、其心をおもへば、あだなる點あるべからず、一點もあだなる所あれば、一字みなわろく見ゆ、まして一字を心をとめずは、さながらいたづら物なり、ひろくこれを申候はゞ、浮雲瀧泉の勢、龍蛇の宛轉たるすがた、寒松の屈曲せる木だち、此等ゑかしながら手本也、古賢の筆仕、たゞ是にて候、義之が用筆の圖に、かやうにひきからして候點を、万歳の枯藤と申て候、此等にて候、御心へあるべく候、所詮能筆の手跡は、いきたる物にて候、精靈魂魄の入たる樣に見候也、さ候へば字勢、分よりも大に見候、これは用を具足したるゆへにて候也、

〔入木抄〕一筆を取る事

御稽古の始より、可レ令二取定一御候、あしく取付候ぬれば、難レ被レ改事にて候也、其取樣は、中指(タケタカ)の兩ふしの中央に筆をきて、頭指(人さし)のそばと、大ゆびのはらとにてをさへて、取候也、無名指(くすし)とこゆびと、二をはにぎらずして、ひしとよせて、中指のゑたにかさねて、中指の力になし候也、たな心の内をば、うつろになして、にぎらず候なり、大ゆびのふしをば、たてたるもそらしたるも、見あしく候、よき程に筆をよくとりて、手つきはまろ〳〵として、よく候也、此取ようは、はじめはどりにくき樣に候へども、後にはことによく候、ふでも自在につかはれ、字もよくかゝれ候間、如此とり候を本とし候也、筆のとりやうあしくば、字もゑたがひてよろしからず、又筆をいかほどもつよくとり候也、

〔撥鐙神詮〕執法ハ墨道ノ太極ニシテ、用筆ハ文字ノ陰陽ナリ、執筆法ニソムケバ、用法必凝滯ス、臨池ノ要領有此、我國ノ古賢、イカンシテ執法ヲ惡ク傳ヘ來リツラン、甚悲ミ恨ムベシ、稱ニ拔ズル

ニ、是三韓傳ナルベシ、我國ノ昔韓國ヨリ文字ノ學ヲ傳フ、因テ文字ノ聲韻ニモ、亦倭訓ト覺ユル中ニモ、韓言多クマジレリ、筆ノ結ヒヤウモ韓ナリ、書ノ閉ヤウ、表紙ノ華紋等モ、今ニ至テ是ヲ用ユ、執法モ必韓ナルベシ、又唐傳ト稱スルコトニ韓傳多シ、異國ヲ押ナベテカラト呼ブユヘニ、今ニ至テハ混雜シテ辨ズベカラズ、又我國ノ執法、弘法ヨリ出タリ、韓傳ニアラズト云人アリ、知愼云ク然ラズ、弘法ノ意、必シモ筆法ニアラズ、密宗ニコソ專ラナルベケレ、渡唐ノ前歸朝ノ後モ、其宿習ノ單鉤ヲ變ゼズシテ、帝ニモ傳ヘ奉ラレタルナリ、其證ニハ、弘法自ラ云ク、我國ノ機ニ相應シテ文字ヲ書也ト、因テ十二點畫ヲ製セラレタリ、弘法ノ學、其密宗ニサヘ錯會アリトカヤ、況在唐ノ間僅ナルニ、學ベル筆道イカンゾ至精至妙ナルベキ、又唐ノ書傳ニ、弘法筆妙ノコト片言ヲ見ズ、知愼又云、十二點畫ノ末、執筆ノ法アリテ、單鉤雙鉤ノ圖アリ、單鉤ニ左袒シテ雙鉤ヲ欲セズ、是弘法、自己ノ安ズル處ヲ以テ人ニ敎ヘ、又我國ノ人宿習性トナリテ、變ジガタキヲ以、國ノ機ニ應ズト心得タルナリ、此時ニ變ゼバ變ズベキヲ、惜ムベキ也、魏晉以來ノ隸艸行字ハ、決シテ雙鉤ニアラザレバ書スベカラズ、幸ニ此撥鐙ノ法アリテシカモ口授面命ノ眞傳アリ、知愼又國字ヲ以テ註脚ヲ下スコトシカリ、併從游ノ朋友、子任、愚蒙ノ爲ニスルノミ、

〔二老略傳〕雪山先生は肥後國限本の產、俗名代々北島三立、加藤家の侍醫、加藤家の闕國を以て、細川家を封ず、故に北島三立も亦細川家に仕、今祿五百石と云ふ雪山先生も北島三立と云しなり、雪山の父三立、學問を好みける故に、國主に請て長崎に住す、其頃は混一の時節なれば、唐も日本も國政定まらず、唐人も商賣の外に、日本見物に、學士秀才共に長崎に來り遊ぶ者多し、當時のごとく唐人の居處も定らず、勝手次第おもひ〳〵に、緣に隨て宿したり故に雪山先生の父三立も長崎の宅にて唐人を宿したり、有財の人故唐人より宿賃もとらず、數日宿して學問の相手にしたり、故にいつも無學の唐人は宿さず、唐にても名高き唐人を宿したり、雪山先生も幼より唐人になれて、

學問手習したるなり、筆書に曰く、撥鐙法を唐人より直に口授面命したり、撥鐙法といふは、筆書に儼然たりといへども、文章に書とらぬ心ゆへ、師直に筆を取て、かくの如くと、直に傳授せねばならぬ、雪山先生に面命し、九皐先生は大人より敎を受たり、廣澤先生、門人にことごとく示すといへども、俗に流れて一人も此法を用る人なし、當時書法を守る君子は、九皐先生の外に一人もなし、故に筆力も他の及ざる處なり、みな雪山先生より出たり、雪山先生書法傳來の圖、さにあらず、此圖、近年廣澤先生沒後四十年を經て、筐の底より出たり、九皐先生、我に示すによつて、左に記す、(廣澤先生の自草の圖、九皐先生に在、)

黄檗隱元其徒數十人長崎に至る、隱元の弟子即非、尤善書なり、雪山先生書の事を即非にもとひたるとなり、即非の書は筆法にならひあり、黄檗中の善書なり、獨立は隱元の書記なり、元來俗人にて、俄に剃髮して日本に來る故に、法の事は疎しとなり、尤晉人の法はなし、且撥法を用ひず、故に雪山先生も、方外の友となしたれども、書の事は問はずとなり、或とき獨立いふ、書をいかほど書ても筆力精神雪山に及ばず、是を如何といふに、我は獨立なり、雪山は三立なり、二立たらずと滑稽したるとなり、雪山先生東都に來りしは、黄檗の僧に同伴して、東都の青山海藏寺に來る、青山久保町に、近來まで雪山の書の大福帳の上書ありしとなり、先年の回祿に、烏有となりたるなり、惜むべき事なり、雪山先生海藏寺を出で、東都室町浮世小路に住居す、時に門人五六輩あり、土州藩中都築道乙、小田原魚屋某、(名を逸せり、)一人は廣澤先生七歲計の事なり、

〔書學筌 一〕隸謂、本邦ノ人宿習トナリテ單鉤。ヲ用ユ、是ニテハ字ヲ作ルニ甚力タラズシテ、神彩ナシ、又本邦ノミシカルニアラズ、中華ニテモ單鉤ヲ用ユル人多ク有ト見エタリ、シカラズハ諸名賢雙鉤單鉤ノ說ヲ作リ、雙鉤ノマサリタル事ヲ云ベカラズ、

〔米庵墨談 一〕撥鐙名義

書ヲ學ブニ執筆ヲ先トス、執筆ノ法ハ撥鐙ヲ最上乘トス、王獻之幼ナル時、几ニ凴リ筆ヲ弄セシヲ、右軍背後ヨリコレヲ掣スルニ、脫スルコトアタハズト、自然ト此法ニ協ヘルナリ、故ニ後世能書家此法ニ依ラザル者ナシ、唐ノ林韞撥鐙四字訣アリ、陸希聲撥鐙五字訣アリ、南唐ノ李後主ノ七字訣ニ至テ、其法マタ餘蘊ナシ、ヨク讀得テ了解スル時ハ、筆ヲ執ルコト柔ニシテ、力ヲイレズトイヘドモ、コレヲ掣シテ脫スルコトナシ、然ドモ筆管ノ手指ニアタルトコロ、僅ニ毫釐ノ差アリテモ、掣スレバ必脫スルナリ、カツ此法タヾ筆ヲ執コトノミニアラズ、筆ノ運用ニカケテ會得セザレバ、其訣ニ乖戾スルコトアルベシ、委クハ余ガ著ス撥鐙詳說ニ述置ケリ、タヾ其法ヲ撥鐙ト喚ナスコト、唐以前ノ論書ニ槪見セズ、林韞ニ至テ始テ撥鐙ノ名稱ヲミル、陸希聲李後主モ、其訣ヲ論ズルノミニテ、撥鐙ノ名義ヲ說コトナシ、宋ノ陳思書苑菁華ヲ著シ、始テ其註解ヲナス、曰鐙馬鐙也、蓋以筆管著中指名指尖、令圓活易轉動、筆管旣直、則虎口間空圓如馬鐙也、足踏馬鐙淺則易轉運、手執筆管亦欲其淺、則易於撥動矣ト、是其解ヲ得ズシテ、强テ其說ヲナス者ナリ、撥ニ振開也、發也、去也等ノ訓アリ、馬鐙ハ足指ヲ閡スル者ニシテ、撥開發去ヲナス者ニアラズ、陳思モ亦ミヅカラ、撥ノ字義馬鐙ニ於テ相涉ラザルコトヲシル、故ニ別ニ轉運ノ二字ヲ以テ馬鐙ニ屬シ、撥動ノ二字ヲ執筆ニ屬シ、一ノ淺ノ字ヲ覗シ、錯綜シテ、僅ニ其說ヲナス、牽强附會、其說ノ窮セルコト論ヲ待ズシテ知ベキナリ、且譬諭ハ近キニ取トイヘドモ、古人アニ足指ヲ以手指ノ技ニ喩ヘンヤ、コレ父母ヲ犬馬ニ比スルト同日ノ談ナリ、後世諸家ノ論書譜、相襲デ陳思ガ馬鐙ノ說ヲノセ、一言ノ疑ヲ容ザルハ何ゾヤ、楊升庵云、鐙古燈字、（玄按、說文云、鐙錠也、徐鉉曰、錠中置燭、故謂之鐙、今俗別作燈非是、）撥鐙、畫沙、懸針、垂露、皆喩言、撥鐙如挑燈、不急不徐也、楊鐵崖與顧玉山聯句云、書出撥鐙侵論帖、可證其音讀、コレ實ニ蒙ヲ發スルノ說ト云ベシ、是ヨリ後、董其昌云、右軍有撥鐙法、傳於晉唐諸名家、所謂口訣手授者、南唐李後主、猶傳此法、余於徐季海三藏碑、悟筆意、

當於內撥留筆得之、正自覓解人不可得ト、王虛舟云、後主撥鐙法、解者殊鮮、所謂撥鐙者逆筆也、筆尖向裏、則全勢皆逆、無浮滑之病矣、學者試撥鐙火可悟其法、以上三家ノ說、ミナ撥鐙ノ正義ヲ得ニヨリ、其法モ亦ヨク了解スルニ至リシナリ、サキニ廣澤先生ノ觀鵞百譚ニ、撥鐙法ハタヾ執筆苦緊ナラザルヲ云ト、東江先生ノ書話ニ、撥鐙ノ妙ツヾメテコレヲイヘバ、筆ヲ雙鉤ニモツコトナリト云ルハ、皆其法ヲ得ザルニ坐シテ、コノ皮膚ノ論ヲナセルナリ、余ハ則李後主ノ法ヲ遵守シ、楊董王三氏ノ說ヲ併考シテ、執筆撥鐙ノ法ヲホヾサトリ、常ニ門徒ニ口訣手授ス、

〔蘭使日本紀行九〕〔三五〕運筆之法、歐羅巴人トハ全ク異リ、日本人ハ筆ヲ三指間ニ挾マズシテ、掌間ニ握ルナリ、軸ノ上端ヲ拇指ト前指トノ間ニ出シ、中部ヲ掌間ニ固握シ、以テ非常ニ迅速ニ運用スルナリ、紙ハ歐羅巴製ニ異ラズ、唯色稍白ナラザレドモ、質平滑ナリ、背面ハ青地ニ筋違、角ニ銀線ヲ現出ス、

〔書學早傳授〕承露管の用方

圖のごとく、○圖略筆管に轉注(じやうご)をさしこみ、正直にしかと握り、しかやうごに水を十分入れて、一滴もこぼさぬやうに腕を伸て、筆を運て稽古すべし、少にてもゆびを動かす時は、水こぼるゝゆゑ、自ら腕を以て書やうになる也、二三日も習ふ內に、指の皮肉骨も備はり、陰陽黑白も心得らるゝなり、

〔夜鶴庭訓抄〕一君の御前にて、御硯給てものかくやう、をりにつけて仰書なぞする事もあるに、御硯をば君にむかへまいらせておきて、われはさかさまにて書也、御硯なりとも、御前ならざらんにはいふにをよばず、筆はいかならん成とも、とりつる筆にて、これかれとりてえりなぞすることあるべからず、筆をぬらして、きとまもりあげまいらすれば、かくべき事仰あり、たび／＼とひまいらするはびんなき事也、書はてゝは、硯の水にきとすゝぎて、かざして置べし、

〔筆法禮義集〕手跡を好學せむと思はゞ、先義を知べし、手書の家には、君の仰書、生前の大幸なり、先左膝をたつ、右膝をふせ、君の正面には向はず、左方へ向べし、君の御硯ならば、硯をば取なをして、手の中の三指を硯前へ置て、硯の前方押、墨をば大指、人指ゆび、長高指、此以三指を、墨の本を取、のこりのゆびふたつをば擧て、先墨を以硯の面へ水を三度掻き擧て、さて文字に摺べき也、後々と指の痛く摺みだす事あるべからず、後硯をば君の御方へ向たてまつり、料紙をとる、兩方の端をくるべて見るに、長方あるを、長方を奥にして、いづれもあれ、まくべし、其後筆をいづれもあれ二管を一度に取て、其中に物書つべし、かゝむ筆をとり、先かへりめの水をもつて、能筆をくつろげて後に、墨に染て可書之、

〔初學手習式〕貴人前書物之事

一主人貴人の仰を書時、兼而期したる事ならば、内所にて墨をすり、筆をも試み、書ならしわけて出べし、料紙をしたにをき、枕腕を用べし、心を丹でんに置て、仰を得ときゝゑて書出すべし、知らざる文字にあたりては、筆を留しばし考て伺ふべし、又かなに書く事もあるべし、すべて見馴ざる字形、讀がたき文字等書く事用捨すべし、遲速は時の宜によるべし、何ほど早く書たりとも、落字ありてはよろしからず、又急なる時に、筆法にかゝりて徐書するも不禮なり、時のよろしきにしたがひかくべし、達者にかくは馬のかげをおふべし、其うまれつきたる所にてならでは達者ならず、常に執行熟すれば、遲速の時に應じ、その器量ほどは書べし、

〔書學早傳授〕晴なる物をかく傳

書會或は闘書、又は高貴能書の前などにてものかく時は、氣おくれして腕肘重くなり、字體、勢力、墨色までも、平生とは大きにおとるもの也、此法〇用ニ承露管法一を以て、毎日五十字ばかりもならひ置く時は、いかほど晴なる多人數の中に出ても、心筆臆(とゞこほ)らず、字體いさましく書出さるゝなり、古に曰、

心正筆自正と、心清く靜なれば、字體勁健にして濁なし、中人已下貧學の輩は、常に反古の黑き草紙にて手習ふゆゑ、淸書の時、白き半紙さへ氣分あらたまりて、草紙に書ほどには出來ぬなり、いはんや杉原、奉書、檀紙之類には、手習ふ時の十分一もかゝれぬは、運筆の法を學ばず、精神を不書かへつて筆にかゝるゝがゆゑなり、平日黑き草紙に習ふとも、此法を用る時は、いかほど美々しき上品の紙にむかひても、腕まへたしかなるゆゑ、おもふまゝにかゝるゝなり、未熟の人に限らず、書生(てかき)にても二三日も筆を執らざれば、腕中に鬼を現し、指掌に荆棘を生ず、かゝる時額字屛障の類をかくに、腕肘員虛(ゆるやか)ならねば、卽席にはよく出來ぬもの也、此法を以て、二十字ばかりも習ひて後、何にても書時は、運筆活潑として、書の精妙を得る事、はなはだすみやかなり、

〔略可法上〕匾額類

牓書之法自古有之、諸家多用擘窠法、取跌宕飛動之勢、米襄陽最得之、董玄宰王虛舟二家、亦皆論其體裁有法、余所歷見者、宋元以來眞跡板刻、不下數十種、今採榜橫匾平書而體裁稍異者、末又附以李笠翁閒情偶寄所載六種、雖曰縮巨爲細自失原神、要使初學且有所據斟酌商量蓋在其人耳、

〔入木口傳抄〕額事

嘉曆三年四月八日、行房朝臣來、額事習之、問云、種々樣有之歟、假令幾體哉、

答云、百體千字文有之、不可勝計、イヅレノ樣ヲモ可書也、先常所用眞行草三ノ樣也、付之又各聊ノ不同多之、古本等則披之、其不同誠顯然也、〇中略

康永元年八月廿五日、行尹朝臣來、

示云、額最要口傳ハ、只小字ヲ一筆ニ書タルガ、殊勝ナル樣ニ見ユベキ也、而一筆ニ其定ニ書天押ノケテ見レバ、筆ホソニテ見惡也、依筆ブトニ而モ見吉之樣ニ作成候間、趁字ト云物ハ出來也、額ナレバトテ一向異體ヲ可爲宗之由ハ不存也、如此存知ハ、非當家ノ口傳也、

又云、其所ノ地形等ニ付テ可レ書額事アリ、是ハ毎度如レ此用心ヲ非レ可レ爲レ本也、自然ニサル不思議出來ノ例等有レ之、仍可レ得レ心事也ト云置ク許也

〔鳥羽玉靈抄 中〕一額書次第事

寺院塔額字形、可レ有ニ鬼形、鬼形者金剛力士、如ニ二王書一者、筆仕蝌蚪之筆仕、或如ニ手口肉一可レ書如何者、爲ニ魔像降伏一也、可レ書ニ篭筆、横點打立引捨、太中細竪點、本閑、平等書、横點竪點一義也、立見字點圓鮮、見ニ横點、太書時者點間不レ見、大者也、

萬壽三年六月十四日　　權大納言行成 在判

〔筆意斷 上〕鳥羽玉麒麟鈔贋作

鳥羽玉集は、權大納言行成卿の撰なりといひ、麒麟鈔は、後京極攝政良經公の撰なりと、いかめしく云傳へて、後世此二書を左證とす、然るを油小路大納言殿は、正しく贋書なり、其餘は採るにたらずとの給へりとぞ、實に高議といふべきか、

〔東江先生書話 上〕額傳神秘文幷に飛白書の話

額傳神秘文といふ事、吾朝古來より筆道家につたへて、別に高妙なる說も有とかや、中華にては、薛稷が惠普寺の額、葛洪が天台の觀の飛白、歐陽詢が道林寺の榜、柳公權が國淸寺の榜、米元章が太一殿の書法、已上別見これらをこそよりどころとすべけれ、此外にはたゞ明の太祖のとき、大學の集賢門の題署を、詹希原にかゝせたまひしに、門の字の勾(ハチ)賢路をふさぐとて、けづりたまひしといふ事有、是もと陰陽家者流に出し說を用ひたまふなるべし、按ずるに、元の鄭杓が署名の論に、唐のとき題署の法に、忌諱といふ事ありて、點畫分毫の末、來去おの〳〵名字を立て、陰陽五行の應を論ずる事あり、そのみなもと陰陽家者流に出で、世に廣成子が應侯法、僧一行が釋微集、燕鄉大師の明倫集、萬仙翁が勒字集、應神集、白雲先生の筆論玄鑒などいふ書ありて、きはめて署書の

法をいふとあり、空海入唐のとき、かやうの事をきゝ及ばれて、書法に用ひられしを、後人傳へて神秘文といふにや、白石先生の說に、弘仁の朝、空海詔を得て、殿門へ署せられし額と、石淸水にある八幡宮の三大字も、空海飛白の體を用ひてかゝれしを、世の書學者は神秘文などゝ名づけいふにやといはれしは、實に高識といふべし、

〔栗山文集六〕跋僧空海忍字

僧空海書法、受之唐人韓方明、尤長飛白、題署當時自宮禁殿閣至寺廟亭舍、扁額多成其手、云、白川壽長尾善之、獲海書忍字於上總一故家、中心一點、宛轉成世所謂如意珠者、象左右空白、麤細如一、纏繞畫間、殆類補綴而成者矣、豈所謂題署之法耶、余於此技一無所解、不知其何謂也、羽林公觀以爲異矣、則其爲海筆、不可復議也、善之模刻揭之梁間、以自警、且以自號焉、羽林公又爲作跋語數十言、衍忍義以訓之、亦可以榮耀家門、而燕翼子孫也、

〔宇治拾遺物語十四〕いまはむかし、遣唐使のもろこしにあるあひだに、妻をまうけて子を生せつ、その子いまだいとけなきほどに、日本にかへる、○中略さてこの子おとなに成まゝに、手をめでたくかきけり、魚にたすけられたりければ、名をば魚養とぞつけたりける、七大寺の額どもは、これがかきたるなりけりと、

〔夜鶴庭訓抄〕一內裏額書たる人々

十二門額

南	美福	朱雀	皇嘉門	已上弘法大師
西	談天	藻壁	殷富門	已上野美材
北	安嘉	偉鑒	達智門	已上橘逸勢
東	陽明	待賢	郁芳門	已上嵯峨天皇

又内の額書人々

道風内藏頭　佐理左大辨　行成大納言　定頼中納言

兼行大和守　弘經少納言　源左府後房　入道殿下

皆有勸賞、○中略

内裏の門殿舍おほかれども、ずむねとあるところ許を書也、

宇治殿平等院額源左府後房　圓宗寺額兼行色紙形長季

御堂法成寺額大納言行成扉兼行　白川院法勝寺額扉後房

堀川院尊勝寺額源左府扉主殿大夫　阿彌陀寺御塔主殿頭公經扉故入道殿定信

白川院證金剛院額後房色紙形中御室　鳥羽院最勝寺額關白殿

鳥羽寳莊嚴院額入道殿下扉朝隆中納言　待賢門院圓勝寺額入道殿下扉故入道定信

讃岐院成勝寺額入道殿下　高陽院金剛勝院額入道殿下

美福門院歡喜光院額入道殿下扉故入道定信　法金剛院額入道殿下後戸御室

寢殿故入道定信　殿上廊入道殿下

御湯殿御所平等院僧正行尊廊花園左府有仁

むげにまぢかき御願どものとびら額など、又たれが御願ともしらぬ事は、むげなれば少々しるしたり、

〔大師御行狀集記〕神筆條第七十三

又曰、○傳戒勅宣曰、和尚神筆、唐朝無比、而此皇城南門額可書之者、仍外門書之、次書應天門額、打付見之、初字圓點已以失落、驚之擲筆付點畫了、上下万人拍手、感之筆得自在云々、

〔江談抄一公事〕大内門額等書人々事

予問曰件額等誰人手跡乎、答云、南面者弘法大師、東面者嵯峨帝、北面者橘逸勢云々、就中皇嘉門額、殊有靈害人之由見秘記云々、又大極殿額者、敏行中將手跡也、但火災以前、誰人書乎、

〔本朝文粹十三祭文〕爲員外藤納言請修飾美福門額字告弘法大師文　大江以言

維寛弘四年歲次丁未正月朔、參議正三位行兵部卿兼左大辨侍從播磨權守藤原朝臣行成、一心奉請弘法大師尊像、敬擎香花之奠、驚覺而言、某蒙去月其日宣旨、偁、可修飾美福門額字者、今件門額、是大師之手書也、題署之後、載禮久矣、制草之上、露點雖消、入木之中、風勢無盡、所存筋骨、似有精靈、今蒙明詔、而欲下墨、則疑有瀆聖跡之冥譴、更憚聖跡而將閣筆、恐拘辭明詔之朝章、晉退非心、胡尾失歩、危於凌雲之忽變於梳雪之首、甚於五德之不及於九苞之翎、然猶晉右軍之署南門、後加隋代之花飾、魏庶子之題西省、本是唐帝之草異、就其舊跡、更施新功、中心所望、前聞在斯、伏乞尊像示以許否、若可許所請者、尋痕跡而添粉墨、若不許所請者、隨形勢而廻思慮、王事靡盬、豈鑑於此、尙饗、

〔扶桑略記二十六村上〕應和元年三月廿八日辛酉、內藏權頭道風朝臣、於殿上書承明門額、始自此日、書內裏殿舍門等額、

〔扶桑略記二十六村上〕應和元年五月十四日丙子、內藏頭小野道風朝臣、書內裏殿舍門等額畢、但除紫宸殿仁壽安福清涼殿等四箇所、以有舊額也、道風朝臣、別給祿、下襲表袴等也、

〔日本紀略六圓融〕貞元二年七月八日丁卯、造宮行事權左中辨菅原輔正朝臣奏覽內裏殿舍門等額、左中辨佐理書之、天皇感其筆跡、給勅祿、

〔大鏡三太政大臣實賴〕あつとしの少將の男子佐理大貳、よのてかきの上手、任はてゝのぼられけるに、いよのくにのまへなるとまりにて、日いみじうあれ、うみのおもてあしくて、風おそろしうふきなどするを、すこしなほりていでんとし給へば、又おなじやうにのみなりぬ、かくのみまつゝ日ごろのすぐれば、いとあやしくおぼして、ものとひ給へば、神の御たゝりとのみいふに、さるべ

き事もなし、いかなる事にかとおそれ給ひける夜の夢に見え給ひけるやう、いみじうけだかきさましたるをとこのおはして、此日のあれて、日ごろこゝにへ給ふは、をのがしはべる事なり、それはよろづのやしろに、額のかゝりたるに、おのがもとにしもなきがあしければ、かけんと思ふに、なべての手してか、せんがいとわろく侍れば、われにかゝせたてまつらむとおもふによりて、此をりならではいつかはとて、とゞめたてまつりたるなりとのたまふに、たれとか申ととひ申給へば、このうらのみしまに侍るおきなゝりとの給ふに、夢のうちにも、いみじうかしこまり申とおぼすに、おどろき給ひては、またさらにもいはず、さていよへわたり給ふに、おほくの日あれつる日ともなく、うら〳〵となりて、そなたざまにおひかせふきて、とぶがごとくまうでつき給ひぬ、湯たび〳〵あみ、いみじくけさいして、きよまはりて、日の裝束して、やがて神の御まへにてかき給ふ、やしろのみやつこどもあしいで、うたせなどよく法のごとくしてかへり給ふに、つゆおそるゝ事なくて、すゑ〳〵のふねにいたるまで、たひらかにのぼり給ひにき、わがする事を、人間の人のほめあがむるだに興ある事にてこそあれ、まして神の御心に、さまでほしくおぼしけんこそ、いかに御心おごりし給ひけむ、またおほかたこれにぞ、日本第一の御手のおぼえはこのゝちぞとり給へりしか、六波羅蜜寺のがくも、此大貳のかきたまへるなり、さればかのみしまの社のがくも、此等のとはおなじ御手に侍り、

〔續世繼五みかさの松〕ちかくおはしまし、法性寺のおとゞ〇藤原忠通は、富家の入道おとゞ〇藤原忠實の御子におはします、〇中略てかゝせ給ふ事は、むかしの上手にもはぢずおはしましけり、まなもかなも、このもしくいまめかしきかたさへそひて、すぐれておはしましき、内裏の額ども、ふるきをばうつし、うせたるをば、さらにかゝせ給とぞうけ給はりし、院宮の御堂御所などの色紙形は、いかばかりかはおほくかゝせ給し、御願よりはじめて寺々の額など、かずしらずかゝせ給き、よか

はの花臺院などは、ふるきところの額も、むかへかうすゝめけるひじりの申たるとて、かゝせ給へりとぞ山の僧は申し、又人の仁和寺とかより額申たりければ、かゝせ給けるほどに、おくのえびすもとひらとかいふがてらなりときかせ給て、みちのおくへとりかへしにつかはしたりける。○下略

〔臥雲日件錄〕康正三年六月四日、又曰、○徹書記弘法大師、小野道風、皆嵯峨天皇時人也、日本能書者、道風、佐理、行成、三人爲最也、後人評曰、道風譏弘法所書大内諸額、大極殿火極殿、朱雀門米雀門、蓋大字額火字、朱字類米字也、或弘法亦改意如此書乎云々、以上數事、昨日記中遺之、故今日略錄之、

〔實隆公記〕文龜二年四月十五日丁巳、勸修寺黄門來臨、大德寺住持申請濃州瑞龍寺開山塔額、特賜大興心宗禪師八字、勅筆事申請之、但當寺世尊寺七代進上之儀不審也、仍御斟酌也、件間事猶懇切申請之間、如何之由被相談者也、

〔實隆公記〕文龜二年十二月五日甲辰、元應寺額、後宇多院宸筆、行房書、古代云々、大字珍重物也、自青門被備叡覽、可拜見之由同被仰下之、

〔水蛙眼目〕後鳥羽院、遠所より九條内大臣殿予、時權大納言○基家被遣勅書見侍りしかば、歌事能く可有稽古、法性寺關白、○藤原忠通むかし最勝寺の額を書、老後に門前を過る毎に赤面す云々、

〔臨池若話〕廣澤先生曰、額に善惡有といふ事ゑかり、獨立、手跡一家をなす、古雅なるもの也、妙品なるもの多し、さるに扁額は枯瘦にして貧し、長崎人などは大に忌り、獨立扁額有は、寺も家も衰ふといふ、畢竟妙品なれども、道人の風骨のみ有りて富贍ならず、その弟子天僻老人の手は似て富り、

〔性靈集三〕勅賜屛風書了表幷詩

沙門空海言、去六月二十七日、主殿助布勢海、將五彩吳綾錦緣五尺屛風四帖、到山房來、奉宣聖旨、令

空海書兩卷古今詩人秀句者、忽奉天命、驚悚難喩、空海聞、物類殊形、事群分體、舟車別用、文武異才、若當其能、事則通快、用失其宜、雖勞無益、空海元耽觀牛之念、久絕返鵲之書、達夜數息、誰勞穿被、終日修心、何能墨池、人非曹喜、謬對漢主之邸、欲辭不能、强揮龍管、古人筆論云、書者散也、非但以結裹爲能、必須遊心境物、散逸懷抱、取法四時、象形萬類、以此爲妙矣、是故蒼公風心、擬鳥跡而揮翰、王少意氣、想龍爪而染筆、蛇字起唐綜、虫書發秋婦、軒聖雲氣之興、務仙鳳圭之感、垂露懸針之體、鶴頭偃波之形、麒麟鸑鳳之名、瑞草芝英之相、如是六十餘體者、並皆人心感物而作也、或曰、筆論筆經、譬如詩家之格律、詩是有調聲避病之制、書亦有除病會理之道、詩人不解聲病、誰編詩什、書者不明病理、何預書評、又人作詩者以學古體爲妙、不以寫古詩爲能、書亦以擬古意爲善、不以似古跡爲巧、所以振古能書、百家體別、蔡雍大笑、鍾繇深歎、良有以也、空海儻遇解書先生、粗聞口訣、雖然所志道別、不曾留心、今賴聖雷之震響、拔心地之蟄字、折六書之萃楚、摘八體之英華、學轉筆於鼎態、擬超翰乎草聖、想山水而攤撥、法老少而終始、君臣風化之道、含上下畫、夫婦義貞之行、藏陰陽點、客主揖讓、弟昆友悌、三才變化、四序生殺、尊卑愛敬、大小次第、隣里和平、寰區肅恭、此等深義悉組字々、雖功謝書池、竊庶幾雅趣、又夫右軍畢功、猶未得其妙、衆藝弄沙、始已會其極、自外凡庸何解點畫之奧、何況空海、耳聞其義、心不存理、空費筆墨、忝汙珍屛、一悚一懼、心魂飛越、于時堯曦流光、葵藿自感、對山握管、觸物有興、自然之應、不覺吟詠、輙抽十韻、敢書于後、伏乞天慈宥其罪過、幸甚々々、謹所書屛風、及秀句本、隨表奉進、輕黷聖覽、伏增流汗、沙門空海誠惶誠恐謹言、弘仁七年八月十五日、沙門空海上表、

蒼嶺白雲觀念人、等閑絕却草行異、心遊佛會、不遊筆、不顧揚波爾許春、豈謂明皇交染翰、鵠頭龍爪爲君陳、祥雲濃淡御邸出、瑞草秋冬感帝仁、青山翠岳見翔鳳、花苑瓊林望走麟、更有懸針與倒韭、切思相伴竭丹宸、龍管臨池調漆墨、烏光忽照點豪賓、暴風驟雨莫來汙、此是君王所愛珍、松巖數霧庵中濕、恐汙望晴經月旬、晝虎畫龍都不似、心寒心暑幾逡巡、

評書

〔源氏物語二帚木〕てをかきたるにも、ふかきことはなくて、こゝかしこのてんながにはしりかき、そこはかとなく氣色ばめるは、うちみるにかど／＼しくけしきだちたれど、なをまことのすぢをこまやかにかまえたるは、うはべのふできえて見ゆれど、今ひとたびとりならべてみれば、猶じちになんよりける、

〔先哲叢談續編六〕桑原空洞

空洞研究六書、博覽於歷代書家之論說、而鈔錄唐宋以降墨池譜法叢記前後數百卷、遍搜金石遺文、自周秦漢魏至唐宋元明、亦名人眞跡墨本、其所臨摹殆四十年、藏弃之富無比肩者、葛烏石名辰、字君岳、到居京後、常倚賴之、借貸書籍、以資其考、烏石常謂人云、空洞翁之於書學、與先師廣澤先生伯仲耳、惜乎、不使之同時晤言於一室矣、

〔好古小錄上〕大寶元年勅書殘字十餘字

何人ノ書ナルコトヲシラズ、字畫端好、實ニ晉人ノ氣アリ、〇中略

施法隆寺物勅書天平勝寶八年

其書端楷唐人ニ肯タリ、

〔入木抄〕一本朝一體なれども時代に付て筆體分明事

•弘法大師前後の程の手跡、大略一樣也、道風以後、又各野跡の風也、行成卿は道風が道を摸といへども、いさゝか我樣を書出せり、其後一條院御代よりこのかた、白川鳥羽の時代まで、能書非能書も皆行成卿が風體也、法性寺關白出現之後、天下一向此樣に成て、後白川院以來時分如此、剩後京極攝政相續之間、彌此風さかりなり、

後嵯峨院比までも此體也、其間に弘誓院入道大納言等、聊又體替て人多好用歟、凡者法性寺關白の餘風也、法性寺關白は又權跡を摸する也、伏見院御筆近來さかりに率賞翫之、就中假名は一向

其樣也、此かなも法性寺關白以來照念院關白の筆體也、是を被摸て御天骨にてあそばし出されたる也、眞名は佐蹟を被摸歟、此等次第に成來たる樣爲御分別、事次に申出候也、體を不改、但時代にしたがひて、次第に替たるやうに、外儀見れども其實は全同物なり、更異風を不交、行能卿以來今の行忠まで、殊同姿也、能々うつし得たりと見候なり、

〔才葉抄〕少々文字不具なれども、能書の樣とて書樣あり、又只さは〳〵とゆがまず、文字の座もはたらかず書たる、一の品也、宋朝の歐陽が眞は如此也、是は少し愛をとる也、心より愛敬のあるは難也、都而上古の能書も、皆滿足する事は難也、されば法性寺殿は、むかしの手書には、道風、佐理、行成、此三人を能書と宣り、此三人に三德三失有也、道風は强く書て少し俗道也、强きは德、俗道は失也、佐理はやさしくしてよはし、やさしきは德、よはきは失也、行成は打付に愛敬有て、手の少し正念なき也、愛は德、無正念は失也、故に太平御覽には、骨多肉少は筋書、肉多骨少は墨猪、力多して筋ゆたかなるは聖也、力なく筋なきは病なりと云々、

〔書學擥要〕總論

本邦ノ書ハ、聖武天皇、朗辨僧正、弘法大師傳敎大師、嵯峨天皇、橘贈三位、敏行朝臣、義材、貫之、北野聖廟、道風、佐理卿、行成卿、敎乘院家、法性寺入道殿、弘誓院入道大納言、皆傑出ナリ、就中テ嵯峨帝、橘逸成、小野道風ヲ巨擘トス、靑蓮院家ハ道風ヲ鼻祖トシ給ヘリ、道風ハ小王、逸成ハ大王ナリ、佐跡モ小王ニテ、權跡ハ少シク變ゼリ、法性寺殿ハ權跡ヨリ出テ又一變セシモノナリ、高野大師ハ大王ニ漢魏ノ法ヲ交ヘ、唐隷歐法ヲ加ヘラレタルモノト見ユ、靑蓮院家ノ御書風、尊朝親王ヨリ漸ク墨猪風ト成テ、遂ニハ奴書ニ墮タリト云ベシ、總テ本邦ノ書、黃檗山ノ僧歸化ノ後、一變シテ和樣唐樣ノ二途トナレリ、檗山ノ書ハ明末ノ體ニテ、前ヨリ傳タル風ニ比スレバ、猶幾箇ノ軒輊アルヲ、歸化ノ僧ノ書ナルヨリ是ゾ眞ノ唐山風ナルベシト、只管ニ耳食ノ徒ヨリ虛弊セルナリ、其人

ハ兎マレ、其風ヲ學ブニ至リテハ、果々イカニカ成ナン、大德寺妙心寺ナドハ、宋代ノ書風ナレバ、又一等ノ趣アリ、近キ頃トナリテハ、姑蘇錢塘アタリノ商賈等長崎ニ來リテ、厚顏ニ人ノ需ニ應ジ、澀滯醜惡ノ字ヲ作ルニ、人々新奇ニ趨リテ、是ヲサヘ學ブ者ノ有コソ氣疎ケレ、余昔年長崎ニテ、舶商沈苹香ニ、今ノ清人ノ書ノ無下ニ卑シクナレルコトヲ詰問セシニ、沈ガ答ニ、趙董二家ノ書溫淳綺麗ニテ、誰ニモ讀易キガ故ニ、公事表疏等、總テ二家ノ書體ヲ用フベシト制令アリシヨリ、上下專ラ此風ニ趨ケリ、然レドモ大家有識ハ固リ各所好ニ隨テ、一途ニアラズト云ケリ、サレバ彼邦モ、書ハ二途ニナリタルヲ知ベシ、

〔徹書記物語上〕一伏見院の御消息は、枯木のやうにて、うつくしくもなし、少もふでをつくろはずあそばしければ、人のまなぶべきものにはあらざる也、

〔徹書記物語下〕一道風、佐理、行成をば、皮肉骨にあてたり、道風は骨髓にとほりたる體を書、佐理は肉の體をかき、行成は皮の分をかくとかや、三人大略同時の者なり、道風がすゑつかたに、佐理出來、佐理がすえつかたに行成出來しなり、伏見院は、道風、佐理が筆體をうつしたまへり、假名は一向にみづから遊し出されたり、道風、行成などのかなが世間に少々今も侍るは、ちく／＼として候得ば、ねずみの足形のやうに有しなり、ひきつゞけてうつくしくふく／＼としたるかなは、伏見院のあそばし出されたり、是より後は、天下一同に御所むきをまなびけるなり、後伏見院、萩原法皇〇花園などみな伏見院のむきをあそばしけるなり、六條內府有房の筆跡、ことに伏見院の宸筆に、ちともたがひ侍らず、世間におほくは見ゑらずして、伏見院のとて秘藏するなり、かながことさらよく似たるなり、久我の先祖にて侍云々、禪林寺の中納言と、はじめはいひし也、清水谷なども、この下より出たるなり、道風、佐理も、漢朝の風をつたへてならひたるなり、伏見院の宸筆和漢に通じたるものなり、すがう、そくし〇趙子昂、張即之、などが書たるものにひきあはせ見侍るに、筆づ

かひさらにかはらぬものなり、たとへば床をし板に、和尙の三幅一對古銅の三具足おいて、見がきつけの屛風などたてたる座敷の體のやうに、和漢をかねたるは、伏見院の宸筆なり、靑蓮院の御筆は、御簾すだれかけわたして、みがきつけの屛風障子にいづれも日本のものばかりおきたる體なり、後光嚴院の御消息は、まことににたる物なく、こまかにうつくしけれども、伏見院の消息に並べてみれば、からびて、けだかき所及ぶべきものにもあらず、たとへば後光嚴院はうつくしき女房を几帳のかげにおきたるやうなり、伏見院は、よき男の裝束を著て南殿へ進み出たるやうなり、几帳のかげの女房は、內にてみるにうつくしくやさしきものなり、されども晴に出ん事は、猶をとこの束帶したるは、けだかく尋常なるやうに、伏見院はあるなり、

〔二老略傳〕本邦上古の善書、見及びたるは奥の壺碑、見雲眞人の書は、諸葛孔明魏曹操の風神なり、小野道風の眞蹟吉野に有處の書は、義之十七帖に似かよひたり、末の世に至て尊圓親王の御書は、趙子昂の筆意をとり給ふか、松花堂は御家樣を本元とし、厚き處を去、澁薄の筆意を加へ交たるなり、三藐三菩提院殿下〇近衞忠尹は、張卽之を元として、米元章の遺風を慕せられたり、御門人角倉與市は、三藐院殿下の御風を變せず、生涯用ひたり、諸本の嵯峨樣といふは、與市の書なり、本阿彌光悅は、本來三藐院殿の御門人なりけるが後年に工夫して、文字形を變じたり、此類も張卽之米元章を元として横筆を用ひ一家をなせり、光悅は書に才有て能書なる故に、師家の御心に合ずして、京師に或時北野聖廟に、光悅三十三番の歌合を書て奉納したり、喜撰法師の都のたつみしかぞすむといふ處に、略字を書たるを、三藐院御覽じ、聖廟などに奉納する物か、かゝる誤を書ことや有とて、引おろさせ打破り捨させ給へるなり、光悅是を聞て、誤ならばひそかに仰下さるべきに、御情なき次第なりとて、御門人御斷申て後、一家を立たり、上臈下臈共に、おのれに増るものを忌みきらふはあるまじき事なり、光悅の書は、師にまさりけるにや、

松花堂の門人大橋長左衛門は、松花堂の文字の形を其まゝに用ひて、自然と自己の形となし得たり、此流の末色々に成て、當時柳營中の書風みな其末なり、百年前、武部傳内など云しは、尊圓親王の御風にて、御家樣とも云なり、玉置半助、寺澤友大夫、馬場丈助などの類、みな御家樣の流なり、石川柏山も、御家樣の一變したるなり、彼が大字は、畢竟佐々木志津摩を摹したるなり、

〔文會雜記 一下〕君修云、廣澤ノ書ハ、開國以來楷法ハアレドモ、草行ハナキニ、初メテ草行ヲ書出シタル上手ナレバ、和習アリト云共名筆ナルベシ、徠翁ノ手ハアシキ樣ニ掛ケレ共、中華人ノ古人ト見ユ、豪傑ノ故ナルベシ、東坡山谷朱子ナドノ手ヲ、書家者流ニ惡筆ト云ドモ、今見レバ及難キ、何トヤランヨキ手ト見ルハ、其人物ノ勝レタル故ナルベシ、春臺ハ唐流ナレ共、カタマリタル手也、南郭ハ巧ナレ共、和人ノ面目アリ、小楷極テ見事也、烏石山人ハ東都ノ第一ト云共、和人ノ面目ヲ不免、關思恭〈俗稱源内〉平林モ、和人ヲ不免ト也、

〔續近世叢語 五品藻〕市河寛齋評近人書曰、細井廣澤、如石勒即帝位、雖不免傖父之態、要是豪傑、平林淳信、如藩國行人略慣禮數、衣服整齊、擧止翩々、獨所乏者學術而已、葛烏石、如下邑社劇、打扮關帝、寛袍大帶、時露本來面目、高頤齋、如賣藥翁舞劍、非無一二好處、終是法外之物、關思恭、如瞽者鑒定古書畫、自己面貌猶未辨、爲如何、三井親和、如權家門吏送迎賓客、事々言々皆俗惡、伊藤盆道、如村里小兒精勤多學、略解文字、體面欲就吏部試、河保壽源師道、如院畫寒山拾得雖著唐衣、終是我邦人、源東江、如剪綵作牡丹、非不美觀、奈無生色、又如山中枯禪雖有菜色、漸近正覺、松山天姥、如新造贋鼎、花文勻貼、綠鏽清潤、但不堪一種臭氣、平林淳篤、如土豪子弟草芥金錢、身不解得錐刀利、只倚父祖遺業、關其寧、如行商鬻磁器碗壺碟皿、人々適用、而無一物可寶、佐潤、如墮落沙彌還俗、擧動甚譾、動露蔬筍舊習、又如布袋和尙行由徑、腰腹肥大、歩趨不自由、田順、如不學僧官暫還故鄕、自居尊大、恐喝野老、無一語及法門、箕田膦、如寒夜念佛、五更聲澄、外貌雖寂、志在一紙半錢、芝巖、如雪中失途、求前人跡、歩々疲勞、悉

字學

非己物、中井敬義、如蠅虎捉蠅、非不用力、惜不過捉一物、

〔二老略傳〕平林庄五郎、名惇信 消日居 父は鍵屋清左衛門、東都室町の帳屋なり、惇信も享保の末迄、鍵屋庄五郎と云ひし也、父清左衛門書を能す、大福帳の上書して賣事、昔はなし、帳屋清左衛門を始とす、其頃は江戸中、大かた清左衛門に上書を求めし也、其後みな〳〵家々にて書事に成たり、清左衛門能書故、先生〇細井 廣澤 の善書を知て、庄五郎十二歳にて、父と同伴して奇勝堂に入門す、庄五郎書は至て筆才あり、奇要成事は、奇勝堂第一の書也、然れども書を學で不變を奴書と云、古人の説をあしく合點したるゆゑ、自然と邪路に入て、死蛇の樹に懸たる勢に似たり、墨猪とは云がたし、死蛇のそしりは免るべからず、多く獨立の體を受たり、畢竟撥鐙法を專らにせず、文字の形のみを專とするに起る故なり、法を守れば文字の形惡しくても、心すこやか成處有べし、具眼の人は必知べし、

〔新撰字鏡序〕凡孝經口文字多誤、博士頗以敎授者、且云、諸儒各任意、或以正之字論俗作、或以通之字靜正作、加以字有三體之至、讀時有四音及巨多訓、或字有異形、而至作及讀皆同也、或字有形相似音訓各別、專專、崇祟、孟盂、巨多也 如是等、字形相似而音訓各別也、或有字之片同、相見作別也、十卜、王玉壬、月肉、巨也 如是等字、片者雖相似、而皆別也、或有字點相似皆別也、相扣、優慢等字也、馬魚爲等字從四點、烏鳥與此等字從一點、大略如是、至書人而文作者皆謬錯也、至片部悟耳、雖然愍暗之意、部文之內、精不搜擀、若有等閑、可見用者、後覺達者、普加諧糺、以流布於後代、聊隨管軸而所撰集、敢爲苦學之輩、逃亂幹以序引耳、

〔先哲叢談續編四〕林道榮

道榮家世長崎人、〇中略 與北島雪山講習六書學、我土知六書學者、實始于此、

〇按ズルニ、六書ノ事、名稱ノ條下ニ、説文解字ノ叙ヲ引ケリ、

〔同文通考序〕蓋筑州使君白石先生、博學該通、廣聞宏識、名杰德經國才、以取和漢與文字之說者、以成編、名曰同文通考、總羅百家、折衷衆說、悉攷典籍、精正引徵、及官家金匱之書、樞要此擧、公義此定、文富意優、筆貴言寬、繡繪自成、潤理自明、實國家之黃白也、抑此書也弗益後進實將來而已、我朝盛事、亦可視于此、然則可謂有忠於邦之書者也矣、不佞（白蛾）時拾其遺意考之古書、有其所可徵者、則取補之其後、以藏于篋久矣、不佞固非可致於先生絕出之德者、唯尊信此書之餘耳、頃日再加考訂、以上木公于世、述所懷而爲之序云、

寶曆十庚辰秋九月　新井白蛾題

〔徂徠集序九〕紫薇字樣敘

初余之釋褐吾藩（○甲府）也、廣澤滕公謹、業已以先進擢顯列、從負弩卒、歲時校武、儼然爲爪牙藩邸中焉、然尙且以舊所嫻習在文學、時復與余輩橫經鳴玉、出入乎閭闔、得近日月末、（○中略）一日袖其所著紫薇字樣者相視、且言曰、我老矣、凡百嗜好漸以廢落、惟書書乃甚往時、然家貧、技雖瘥安所得好紙墨以耗磨之哉、以故王侯每徵、亦不甚拒、非彼焉則高麗繭、易水墨難遇也、童生蟻慕頗惡其煩、然以彼其所求、値此其所耆、亦不甚厭也、近者爲一年少所聊齋之指摘世所稱內閣字府者遂成一册、亦雞肋哉、爲之如何、余受而卒業、則蹶然與而曰、吾東方文章之盛、千百年唯有今日耳、顧書亦然矣哉、解拘攣破盲瞶、徵君乎、海內誰歸也、

〔倭楷正訛〕夫字有正俗焉、字學者流、必務辯之、書家者流、不必問之、然俗字亦多種類、有省繁從簡者、如爲作為、眞作真、鬱作欝、屬作属、暴作暴之類是也、有爲運筆之便者、如兌作兊、袁作衮、脩作偹、竝作並、幷作开之類是也、有爲形容之好者、如羣作群、喪作丧、爽作㸗、畝作畆、龜作亀之類是也、此三者、書家所用、而韻士所好也、又別有一種俗字、如單作单、覃作覃、假作偎、舊作舊、或作舊、隻作隻、雙作雙、亂作乱之類、此則村學究所爲、而流俗人所行、無前三者之善、而有害於雅、決不可從也、然此猶華人之所爲也、至於

書體

我國俗、全不知楷法、及其作楷字、往々爲華人所不爲、雖善書者、尙時爲之、況其他乎、予每覧今人所作楷字、見其多訛、未嘗不爲之疾首蹙頞、欲正之則不可勝正也、因稍々揭其尤者、以示童蒙、且以爲戒、此雖未足以盡細微、然童蒙得之、詳而審之、亦足以正倭俗之訛、俗習旣除、然後可以學華人楷法、

〔先哲叢談後編八〕源東江、名鱗、字文龍、號東江、○中略東江於六書博考詳究、用力甚勤、其於漢晉唐宋之金石遺文、訪索殆盡、收藏頗富、又於我邦中世之殘碑斷碣、窮搜摩搨、審度眞僞而辨定之、殊長於影鈔鈎字云、

〔楷行薈編叙〕　艮齋安積信撰

米庵市河翁、自少壯卽以善書震海內、今齡已踰七望八、而書益精益妙、蔚然爲翰墨之魯靈光、人見其縱橫揮灑、心手相應、乃謂得之天性、而不知其自刻苦中出也、翁固旣精書法矣、而又留意字體、魏晉以還迄于明淸、每見法帖眞跡、輙鈎摹影縮、盈貲盈篋、閱五十餘年之久、乃發而付兒孫、整頓之、名曰楷行薈編、夫六書之法、以篆籀爲正、程邈減省偏傍以爲隸、今之楷字是也、由是人競走省許愼憂之、作說文、六書之法粲如矣、然沿襲旣久、今不可復變、惟當以楷字之正爲準繩、而後世謬俗寔繁、使人轉墜煙霧、此則不可不釐革也、第魏晉以來善書者、取體勢之婉美、省畫加點、雖非楷字之正、然皆係一代名賢勝流之心畫、各有深旨、亦可以爲法則矣、後世留心行草、而蒐輯成編者不尠、獨至于楷、則勒諸金石、傳諸來禩、尤所宜精究、而未有能輯之者、其輯之蓋自翁始、而行書之正變、亦星燦眉臚、普萃不遺、其刻苦如此、其所以老而益精妙、而可謂專得之天性乎哉、雖然人之出於勉强者、或作或輟、竟不潰於成、而翁閱五十餘年之久、未嘗一日怠弛、非眼明手快、優游饜飫、心誠樂焉、而不知倦者、其孰能之、然則謂得之天性亦可也、頃者翁賜是編請序、顧余何足以序之、然久辱翁之交遊、頗諒其苦心、故書此以寘簡端、

嘉永甲寅荷月

〔補庵京華集〕秀嶺侍者求手迹

王右軍題筆陣圖曰、筆者刀矟也、墨者鍪甲也、水硯者城池也、龍山秀嶺侍者、風標拔俗、眞將種也、最善於書、臨筆陣則執矟披甲、以築城鑿池、其所得也、不翅見舞劍器而已、公寄紙求予草書、草書非聖人所造、蓋秦之末、戰攻並作、排露布飛羽檄、故隸書告急、示簡易也、方今天下搶攘、軍書交馳、草書之學、不在茲乎、古人論三體書曰、眞如立、行如行、草如走、吁三體如鼎、不可缺也、心正則筆正、公其思之、予自少學書、未得其師五十年、袖中有辨香、豈可為人師邪、辭之不允、一揮以塞其命耳、抑日本僧多習右軍書、事具類苑、公苟學右軍草、彙右軍眞、可謂盡美矣、筆陣所設、實不誣焉、異日光於法帖、鳴於史冊、使人知我國有晉蹟者、非公而誰耶、予小三昧風斯在下矣、公其父乃山名金吾將軍源君、其師乃栖眞主盟高嶽老人云、文明丙申初夏吉辰、書於城中小補室、金華橫川、

〔説文解字十五上〕敍曰、○中略及宣王大史籒著大篆十五篇、與古文或異、至孔子書六經、…述春秋傳、皆以古文、厥意可得而説、其後諸侯力政不統於王、惡禮樂之害己而皆去其典籍、分為七國、田疇異畮、車涂異軌、律令異灋、衣冠異制、言語異聲、文字異形、秦始皇帝初兼天下、丞相李斯乃奏同之、罷其不與秦文合者、斯作倉頡篇、中車府令趙高作爰歷篇、大史令胡母敬作博學篇、皆取史籒大篆、或頗省改、所謂小篆者也、是時秦燒滅經書、滌除舊典、大發吏卒、興戍役、官獄職務繁、初有隸書、以趣約易、而古文由此絶矣、自爾秦書有八體、一曰大篆、二曰小篆、三曰刻符、四曰蟲書、五曰摹印、六曰署書、七曰殳書、八曰隸書、漢興、有艸書、尉律學僮十七已上、始試諷籒書九千字、乃得為史、又以八體試之、郡移大史幷課、最者以為尚書史、書或不正、輙擧劾之、今雖有尉律不課、小學不修、莫達其説久矣、

〔筆のすさび〕一徂徠先生　或云ふ、徂徠先生一生楷字をかゝず、安澹泊に答ふる書に、楷書は得かかず、性則然りなどゝ見ゆ、此人唐ずきにて、和習といふこともて、人を誹られしこと多けれども、是も和習の一なり、

〔一老略傳〕古は楷、行、草書の説あり、篆、隸、八分は、我邦往古より少しも沙汰する者なし、松花堂、石川

丈山老人など、篆書のごとき字體有れども、二三字のみにて絶句一首を書たるも見ず、唐人の書に如此書たるも有とて、文字の名目もしらぬ事と見えたり、知たらば隷とか八分とかいふべけれど、一向沙汰なし、篆文は、空海の益田池碑と云物に、篆書に似たるものあれども、しかと篆書の筆畫もなし、あやしき文字なり、古來松花堂、石川丈山の八分書の如き、埋墨書あれども、篆は見ず、唐僧心越歸來して、漸く篆書あり、長崎通辨雲錦、篆隷あれども、無佛家に高と稱して、外に知る人なければ、おしあてがひの俗篆誤字のみを書て、翫物に成がたし當分識者なしとて人を欺き、後世識者出べき事をしらず、愚の至なり、其頃周鱗と云唐人渡しに、八分書を能す、其書當時なし、今井玄昌と云人有、周鱗に書を學ぶ、尤善書なり、就中隷書宜し、周鱗は行草共によし、書家雪山先生、獨立、梅溪、立節、義行、佐々木、志津磨、口水、得水、玄龍、文山、柏山等、一人も篆書はなし、得水晩年に道雲風の篆書を書たれども、一向篆文の事不知、其書體見るに不足、玄龍、文山も、希に篆八分あれども、正體なき文字どもにて取に足ず、廣澤先生の社中にも篆書はなし、三井親和柳葉篆の樣成物を書ども、先聖季子の銘、李斯嶧山の碑の遺風はなし、古人の篆の事は、右の二碑を宗とす、池永道雲篆を作たれども、細工ものにて、只篆は左右直にひづまぬ樣にと計り心得て、大小篆とも板に毛氈をはり付て、定木をあてゝ書たり、上古の人如此すべけんや、不思の甚しきなり、明の益王の篆に非ず、小篆はなりたけ直に書筈の物なれ共、筆力のみを顯はす時に、ひづみに拘らず、大雅の趣をあらはすのみ、篆文の事を、始て開て後世に殘たるは、廣澤先生始祖なり、總じて墨道の根元を顯して敎を埀しは、中古以來、廣澤先生の如きはゆめ／＼なし、我邦古は常に唐へ行通し故に自然と善書もありしなり、東奥壺碑などを見て知べし、魏晉の書も同物なり、印章も昔は開不及、上古三筆に印の沙汰なし、其外持明院家入木道の習も、空海の說も印章の事は不聞、中古は印は大かた木印にて、篆文もさだかならず、俗篆のみ蠟石を印に用る事もなし、玉印銅印も見えず、

〔書法正傳 五 纂言〕論隷之誤

僩緣云、宋王洙、字源叔、博極群書、晩喜隷書、尤得古法、當時學者、翕然宗之、於是隷法復興、朱長文曰、余內兄蔡君䥕、嘗謂余言、隷卽今之眞書、源叔之隷書、乃八分也、源叔强名曰隷書耳、

〔先哲叢談 續編 六〕關口黃山

黃山傳聞細井廣澤云、欲精於篆者、莫若自輯成一書、縱令粗略未全備、而雖不足有裨益於人、而於己則裨益蓋亦不尠、遂輯成李攀龍唐詩選所收載、今體詩之字數、題曰篆書唐詩選、蓋百年以前、舶來書籍搜索雖獲、考按尤勤、自序之曰、夫子之於母、饑則仰哺焉、寒則仰襲焉、饑而不得食、寒而不得衣、雖慈母不能保其子、篆之於隷母也、凡操觚之士、覃思研精於籀斯之學者、晝閱々焉、欲爲其子而求其母旅幾不失鞠育之道、而隷法之進、如嬰兒長、然世之爲篆者、鹵莽鑿空、不得籀之甘滑、斯之要領、苟且摸倣、則其爲食也牛蔬、其爲衣也百結、亦雖慈母不能保其子之饑寒也、余不自揣、探討碑誌金石群籍法帖、爲晩學乳臭之徒、鈔書唐詩選一部、欲使夫饑寒於篆者、蒙慈母之恩焉、雖然余亦饑寒之一也、身未免其患、任重道遠、莫逃其嘲、加之刀刁之誤、管窺蠡測之失、其罪不可勝言、古人有言云能言之者、未能行之、猶以混々之源、而求察々之流、願四方好事諸君、不惜規正繩愆糾謬、得以防寒而救饑、相與享温飽之至樂、則何幸加焉、亦何賜加焉、

〔武江年表 六〕明和八年辛卯、○中略三井親和が篆書行れしより、親和染とて、篆字のかすれたる形を染物とする事行る、

〔先哲叢談 二〕石川凹、初名重之、字丈山、小字嘉右衛門、號六々山人、四明山人、凹凸窠大拙、烏鱗、山木、山材、藪里、東溪、三足、皆其別號、三河人、○中略

丈山兼工書、嘗奉後光明天皇勅、作隷書以獻、有酒肴之賜、世以爲榮、其與從窩書曰、所匃大字、附與小价呈、似左右、余素聆其人好學道、不爲流俗所移、而深感之、餘玆操觚塞其責矣耳、累年其所求者積逋

如山、以老病故甚斆厭也、自今之後、矢而禁書扁搒、吾丈、它日勿爲人乞文字、又答武杏仙書曰、前回所告拙字、操觚汚紙、驅力呈焉、老熵羸薾、甚勑筆研、吾丈、自今之後、休爲入句文字、依腕將脫、方今小陵一句絕筆矣耳、它日思之、其爲時所競乞者如此、

〔筆意斷中〕宋陳希元埋壘八分

石川丈山、隸、八分をこのみて作れり、みな廓塡書なり、丈山は、小字を以て廓塡書にかきたるあり、比興といふべきか、また吾朝につくり字と名つけて、額字はおほくぬり字にか丶せ玉へるあり、もと此法にならひ玉へるものと見えたり、

〔台記〕久壽二年四月廿七日癸卯、有私請印幷上表事、○中略已刻鑄印、昨日仰文章博士茂明朝臣、鑄印字樣、是隸○○○字古文也、用名上字、例也、召宮內權少輔伊行書之、

〔桂林遺芳抄〕一古文字事

上古者、皆以古文書也、近代者、或置字、或詞字等之類計書也、但內題文章二條方略幷位署等者、必皆用古文字也、是發端之謂歟、自餘者如前言而已、

嘢對 筭策。 𠔃文 弍二 絛條 疋正 弍三 佺位 彳亍行 茼菅 䖏原 䄇朝 思臣 間問

右已上如此之體也

火之 灭而 燬者 壬也 偭何 於歟

右已上如此之類也

ナ有 𥿻無 开其 日以 佀似 豕不 丙可

右此等之類也、此等之以字等可得其意也、於舊儀者、全篇雖爲古文、近來只置字類用者也、舊草之時、一向不見分之條、無益歟、大概分尤宜也、大略古文者、尙書孝經之類也、隸字鳥篆之類不用也、舊草可准知之也、

〔米庵墨談 一〕一作乙四作三

古ヘ此方、一ノ字ヲ乙ニ作リ、四ノ字ヲ亖ニ作リシコトアリ、余家藏ノ永和年中ノ古寫經ニ、第一巻ヲ第乙巻ト書セリ、又攝州安曇寺鐘ニ、嘉元三年ト、又奥州安養寺鐘ニ、貞治二年、豆州本立寺鐘ニ、唐僧清拙ノ書元德二年ト、皆四ヲ亖ニ作レリ、按ズルニ、因宜堂帖魏義橋銘ニ、其乙ト書シ、又彩霞樓帖楊逢春ノ跋ニ、思乙々若繭抽ト書スルノ類、並ニ一ヲ乙ニ作レリ、四ノ字古文ニ三ニ作ル、楊凝式ノ新歩虛詞ニハ、三章ト書シ、又明ノ順從義米帖ノ跋ニ、嘉靖三十年ト書セリ、但二ニ書スルコト未ダ見ズ、古文ニ四ノ字ヲ、〳〵カクノゴトク書スコトアリ、此等ヨリ變ジ來リシコトカ、

〔筆意斷 中〕飛白字體近世謬誤

當世の書家者流、渴筆をさして飛白と稱するものあり、大なるあやまりなり、又三絲飛白、五絲飛白と稱する體あり、又いにしへの字體にあらず、按ずるに、明末の俗、たはふれに作りいだせる字體を、後世の俗相傳へ、一盲衆盲を引て、終に大澤に陷らしむるものか、夫飛白の體は、右中郎將蔡邕の造り出せる所にして、漢魏の間、題署にもちひられたりといへり、王隱、王愔並云、飛白變楷法、也、本是宮殿題署、勢既勁丈、而字宜輕微而不滿、故名爲飛白、又王僧虔が云、飛白は八分の輕きものなりと、又起由云、其體有二、栩法於八分、窮微于小篆と云へり、其字體を考ふるに、吾朝石淸水八滿宮の額、熱田春敲門の額、尾陽の春興の二大字等、道風朝臣のかゝせ給へる題署、おほくは飛白體なりと見えたり、空海師の額字、神秘文となつくるもの、もと飛白よりいでたりと見えたり、然れども陰陽五行、八卦相生相尅の古傳ありて、いにしへのをしへにことなることあり、元の鄭杓が署書の論に、唐の末題署の法に、そのもと陰陽家よりいでゝ、忌諱といふことありて、來去おのおの名字をたてゝ、陰陽五行の應を論ずる事ありと云り、空海師此法を傳へられたるか、字體は梵文を習合し、象形の習ひありて、少々ことなることあり、然れども大概飛白體に相似たりと知る

大字細書

べし、

〔性靈集四〕書劉希夷集獻納表一首

貞元英傑六言詩三卷、元是一卷、綵書樣大、卷則隨大、今分三卷、文是秀逸之文、書則楷臨王之遺體也、此屬臨池之次、寫得奉上、飛白書一卷、亦是在唐之日、一見此體、試書之、虎變爲大、雖未成功、夫比之獻芹、伏願天慈、曲垂一覽、不任蕪雀之至、謹遣弟子僧實慧、謹隨狀奉進、輕瀆宸嚴、伏深戰汗、謹進、弘仁二年六月二十七日、沙門空海進、

〔性靈集四〕奉獻雜書狀一首

釋令起八分書一帖、謂之行草一卷、鳥獸飛白一卷、右雖輕之、敢表丹誠、但恐輕塵聖覽、招恥遼豕、謹隨狀謹進、弘仁二年八月日、沙門空海進、

〔道の幸〕三日〇寛政四年十一月空はれ北風たちていとさむし、けふは東寺へ行、〇中略弘法大師、もろこしより請來の七祖の像に、大師の飛白にてかゝれし題名あり、〇中略飛白はかしこには絕たるものかくつたはりたるもたうとく、まして點は工にしがたしとて、宋の仁宗の時、李唐卿といふもの三百點を作りて奉りたれば、先叡感ありて、さて淸淨の二字を書て賜はりしに、さらに其外のすがたをかゝれけるといふこと、歸田錄にみえけるが、是は夫らよりも先だちて、工なる點書を結構せられぬるはいへばをろかなりや、

〔烏羽玉靈妙書上〕大文字書取樣、振鉾書一丈之字、又一天字、坐書吉、此外可任心也、取大筆樣可依點、別有口傳、又大字心等虛空、小字書如大字書、可持心也、

〇按ズルニ、右ハ世尊寺行成ノ著ス所ナリト云フ、

〔近世叢語四賞譽〕北村雪山家貧、書大字無筆、乃拉蘆簾以爲筆揮揮、其字遒逸、風骨神妙、淸人見之、歎賞不已、曰、雖我邦能書者亦無過之也、

〔米庵墨談續篇一〕細字

此方、米粒上、麻粒上ニ於テ、細字ヲ書スル人アリ、○中略余曾テ去問ガ眞跡、孟襄陽ガ詩數首ヲ杭絹ヘ書セシヲミルニ、小楷殊ニ佳ナリ、去問、名鼎京、其傳、續圖繪寶鑑ニミユ、又嚴開遠ノ唐才調集全部ヲ、小階ニテ一扇面ニ書スルヲミル、信ニ絕技ト稱スベシ、サレドモ謝在杭ノ言ノゴトク、不書法モノナリ、漢ノ師宜官、大則一字徑尺、小則方寸千言ト、又左子邑隸勢云、其大徑尋、細不容髮トアリ、サスレバ古來ヨリ有コトナリ、

〔五雜組七人部三〕唐應用善書細字、嘗於一錢上寫心經、又於麻粒上書國泰民安四字、此雖絕世之技、然亦近於棘猴矣、以余〈○謝肇淛〉所見、有便面上書西廂雜劇一部者、余亦能之、但目力勝人耳、不書法也、

〔秇苑日涉五〕百戲

沙書、卽今之丐人在路岐、以沙作書畫者、

東京夢華錄曰、元宵百戲、沙書地謎、藝流供奉志曰、沙書金道、姚遇仙、李三郎、〈改畫〉

〔嬉遊笑覽三書畫〕筆を口にくはへ、或は頭に鉢卷して、それに筆を挾みなどし、又は左手にてもじを書戲あり、著聞集に、弘法大師は、筆を口にくはへ、左右の手に持、左右の足にはさみて、一同に眞草の字をかゝれけり、さて五筆和尙とも申なりとかや、ふしぎなること也とあれど、是書法の論にあらず、桂林漫錄に、コレ曲筆トテ、下劣ナル者ノ戲レニ爲ル事也、

〔米庵墨談續篇一〕指書　髮書　膠書　粉書　布書

毛西河合集ニ、陶篁指頭書畫引アリ、云、凡書畫、古用刀、今用筆、皆具也、有壁掃作字者、有以頭濡墨草書者、有脚蹴手捫成撥墨畫者、而具亡矣、陶篁曰、吾安用具哉、請以指頭行之、

〔增補雅言集覽五波〕はなちがき。。。。〈放書、文字をつゞけず、一字づゝ放ちてかくをいへるなるべし、○中略〉源〈さわらび、初、僧都の文のさまないへる所に、〉手はい

とあしうて、歌はわざとがましく、ひきはなちてぞかきたる、(是は文の詞につゞけずかきしなり)消息文例に文の中に歌をかくには、文の詞とおなじやうにかきつゞくるを、よき事としたりとおぼしうて、源(さわらび僧都の文云々)とこちなき事にいへり、(といへり、今按ずるに、此説いかゞ、文の中の歌なりとて、詞とおなじやうにかゝんがよかるべしともおもはれず、散文の詞とかきはてば、さて歌は別のくだりにかきはじむべきにや、此僧都の文字も、くだりも、やうかはりたるをわざとがましとはいへるなるべし)

〔源氏物語(五若菜)〕わざとかう御ふみあるを、僧都もかしこまりきこえ給、少納言にせうそこしてあひたり、(中略)御ふみにもいとねんごろにかい給て、かの御はなちがきなん、なほみ給へまほしきとて、れいの中なるには、

　あさか山あさくも人を思はぬになど山のゐのかげはなるらん

〔倭訓栞(前編二十四波)〕はしりがき　走書なるべし源氏に、點ながにはしり書と見ゆ、又徒然草に見えたり、東坡が、眞如立、行如行、草如走といふに意かなへり、草書をほめたる語に、龍蛇走ともいふめり、文集に、走筆還詩債といふ句あり、

〔源氏物語(二帚木)〕てをかきたるにも、ふかきことはなくて、こゝかしこのてんながにはしりがき、そこはかとなく氣色ばめるは、うちみるにかど〳〵しくけしきだちたれど、なほまことのすぢをこまやかにかきえたるは、うはべのふできえてみゆれど今ひとたびとりならべてみれば、猶実になんよりける、

〔源氏物語(三十五若菜下)〕たゞはしりがきたるおもむきの、ざえ〳〵しくはか〴〵しく、佛神も聞いれ給ふべき言の葉あきらかなり、

〔増補雅言集覽(五十美)〕みゝずがき　蚯蚓書　信明集(四册)かへりごとに、みゝずがきをして、おこせたれば云々、(中略)蚯蚓書、(唐ニモイヘルコトナリ、世事百談ニ引タリ、)契冲云、みゝずのはへるさまにかけるなり、

〔榮花物語(十三ゆふしで)〕中宮(姸子)は、一條殿にてあけくれの御おこなひにてすぐさせ給ふ、(中略)姫宮

干○頼み丶ずがきにせさせ給へる、これいかであての御もとに奉らんとの給はするにつけても、郭公にやつげましとあはれに御覽ぜらる、あてはまろをば戀しとはおぼさぬか、などかいと久しくわたらせ給はぬなどかきつゞけさせ給も、なみだとゞめがたう、御まへにもおぼしめし、さふらふ人々もおもへり、

〔信明集〕返事に、み丶ず書をしておこせたれば、

わびしきに戀にまどへる心にはそのことゝしもみえずぞ有ける

〔台記〕久安四年四月十八日乙巳、禪閤○藤原忠實給宋國當時天子手跡、

〔才葉抄〕先物を書には、靜なる所にて、心をしづめて可書也、物を急數書事なかれ、急數書たるは、いたらぬ故といふ人有べし、是は故實をしらぬ人也、何事も、思ばですると、麁相にするとは、替る事也、殊更手は、硯筆紙墨四の物相叶て可成也、此事は今の案にあらず、本文に有、

〔夜鶴庭訓抄〕先祖の大納言殿、○行成帥殿、○伊房三代集を書給たるに、躬恒が名を三常とおほく書給へり、又法師とある所を法しとかゝれたり、樣のある事なんめり、所の人の子孫などは、先祖のしたる事をまなぶべき也、若人も難問人あらば、かう〳〵と答べし、造紙のほかのものは、女のためよしなけれど、家の風なれば、人よりもつま〳〵をすこしづゝ可知事也、少々可注申、

〔夜鶴庭訓抄〕一さうし書樣、まづひきひろぐるはしより書べし、普通には中より書也、家のならひにて、はしより書なり、かくはしりたれど、おほく中より書たる事あり、それはぬしのこのみにても、又思ひあやまりても、又次々の人のは、とてもかくても、能ていに執せぬ也、されどさるべき事とはしるべきなり、又ての樣々を、一帖のうちにみせてかゝるべし、やう〳〵といふは、いろはがき、さうみだれたるさまかへて書べし、それも人々おほく、さうしあはせなどにても、てかきあまたきおひかくに、かたつまありてかくなり、君の御造紙一部とあるものなどは、さは書まじうる

はしくあるべし、ものがたりは、手書かゝぬ事なり、人あつらふとも、とかくすべりてかくべからず、

〔桑韓唱和塤篪集 十一補遺〕防州巖國士人粟屋景友女某、幼而巧書、初學書法同府戸川文敬者、江都文山佐公一覽奇之、名曰文蘭、今茲韓人來聘、船過上關、乃齎所寫大字數紙、以贈申姜諸公、諸公極歎其妙、競取而歸、各詠詩以報之、(○中略)筆家奇嶋遒健之氣、雖在大夫之老於臨池者、猶難之、今粟屋氏、以十一歲女子而能之、若加數年之工、其所成就何可量哉、取數字伴行槖、誇作詞林之寶、貴國才學之盛、因此而尤著也、可佳也巳、茲送陳玄一丁、以助揮洒之費、且以一絕贅於紙尾、聊以寓不解藏善之遺意云爾、

〔隨意錄 三〕甲子春門下之醫、携一小兒來、可四五歲、予(○冢田虎)曰、何等之兒、醫曰、兒善書、請先生觀焉、予以爲是既能書國字乎、醫乃敷進陳紙墨、與一大筆、其手未勝握筆、而隨醫之所言、以書詩句者三四、其運筆之妙、非兒之書、且書篆字者二三、而又揮小筆、以書其名、曰五歲米花藤吉、予及門生皆絕倒矣、予謂奇兒也哉、然私思之、自古如斯奇童夙成者、亦適有焉、然其成長而名達者、則亦希也、斯兒亦不可知其終始也、

〔海錄 十一〕此三十日ばかりまへ、川越のあたりより、六歲の童子の書をよくせるが來りて、麴町に僑居しぬるよし、その童子の名は瀧澤政吉といふ、雅名有常といへるとぞ、小字、中字、大書と、ともに兼たりと云、落款も瀧有常、又は瀧澤有常など、二三十通りは席上にて、みなことなるものをかけるとなり、(十一月五日芝陽君話)

〔梅園日記 一〕細書爲敬(九)

乘穗錄二編云、通鑑綱目宋高宗紀に、馬進以大書牒索戰、張俊以細書狀報之、進以俊爲怯と、是にて考れば、細字に書を敬とする也按ずるに、これよき考なり、(○中略)皇朝にても、昔は此定なりき、法然

上人繪詞一四十に、僧正又重たる狀云、一紙の趣深く肝に銘じ候、一代の聖教を載らるゝといふとも、これに過べからず候歟、愚意の所存、秋毫も違せず候間、信仰無極候、抑彼へ進上の書札、細少を爲、先文字も今少しちひさきやうに御書寫ありて給べく候、御自筆上覽の爲に宜かるべき間、申候也とあり、按に、僧正は承圓にて、上覽は後鳥羽院の御覽をいへり、

〔譚海十三〕物書終ては、筆をそのまゝ洗ひて收むべし、同じくは筆をあらひて後よくぬぐひて、さかさまに釣置べし、洗たるまゝにて收置ときは、水氣殘る故、早く朽て損じ安し、

〔譚海十三〕何紙にても清書の時、書損たる文字を拔取には、拔べき文字の上にも下にも白紙を置て、こんなき筆のあたらしきに水を點じ、白紙のうへより靜かにうち〳〵する時は、文字紙にぬきとられて、白紙となる也、鳳仙花のある比ならば、其枝をきりて枝の小口にてうつときは、筆より早く文字ぬける也、然れども其まゝにては、鳳仙花の汁の跡少しきはづくにより、仕上のとき、筆に水をてんじてうつときは、紙のひたるときはづく跡つかず、

〔先哲叢談後編三〕細井廣澤、名知愼、字公謹、號廣澤、〇中略廣澤嘗遊于房州、觀諸名勝、或持縑素一百幅而來請書字、蓋其人貪欲、而不知敬長者、若能應已請、則鬻賣之、在得其利、廣澤先識其意、無拒之色、書盡五十幅與焉、

〔近世叢語一德行〕永田東皐、溫醇恬曠、以書稱、人有請者、雖奴僕欣然應之、略無沮色、人以爲長者、

〔近世叢語三方正〕佐々木志頭磨、名善書、加賀侯聘召之、命書旗號左右二字、志津磨受命作稿累月、盡剡藤二千張始成、一日命卽席作字、頓首辭曰、臣字不可忽々作焉、左右敎迫之、志頭磨艴然曰、豈以官事改吾節乎、遂致仕而行、在京也、妙法親王亦命書下馬牌、歲月不果、吏督促嚴急、志頭磨乃出二篋示之、悉下馬字、謂吏曰、未有二字完善者、臣不敢奉敎、吏白因命擇其得意者、接續摹勒、卽今方廣寺牌是也、

古事類苑

文學部四十三

繪畫上

古事類苑

文學部四十三

繪畫上

繪畫ハ物形ヲ描寫スル術ニテ、往古ノ事ハ詳ナラズ、推古天皇以來支那韓國ノ畫人、屢ゝ歸化セシニ由リ、稍其法ヲ傳ヘシナルベシ、文武天皇ノ朝ニ至リ、特ニ畫ノ爲ニ官司ヲ置キテ之ヲ掌ラシメ、繪事漸ク進ミ、名手モ少カラズ、文德天皇ノ時ニハ、百濟河成ノ如キアリ、醍醐天皇ノ時ニハ巨勢金岡ノ如キアリ、是ヨリ後ニハ朝廷ノ繪所ノ外ニ、名社鉅刹ニモ繪所ヲ置キテ、繪畫ニ從事セシメ、土佐、春日、粟田口、宅磨ノ輩各自ニ家ヲ成シヽガ、畫法モ國俗ニ隨ヒテ漸ク變ジ、南北朝ノ比ニ至リ、宋元ノ風ヲ唱フルモノアリ、是ニ於テ和畫漢畫ノ別ヲ生ズ、和畫ハ卽チ繪所ノ風ニシテ、漢畫ハ如拙雪舟等ノ禪僧ノ徒之ヲ善クシ、鉅手輩出セリ、足利氏ノ末ニ狩野元信アリ、和漢ノ法ヲ合併シテ自ラ一家ヲ立テ、子孫相繼ギテ長ク德川幕府ニ用キラレ、諸藩モ多ク之ニ倣ヒテ狩野流ノ人ヲ用井タリ、其後ニ至リ祇園南海、柳澤淇園、池野大雅等ノ輩、南宗ノ法ヲ唱ヘ、多ク山水ヲ寫シ、又熊代繡江ノ輩、支那人沈南蘋ニ就キ、花卉ノ法ヲ受ケシヨリ漢畫大ニ興リ、狩野家爲ニ衰フ、

浮世繪ハ、和畫ノ類ニシテ、德川時代ニ發達セシ一種ノ畫法ナリ、專ラ世ノ風俗ヲ寫スコトヲ主トス、西洋畫モ亦相踵テ傳來シ、之ガ爲ニ寫實寫生ノ風漸ク盛ニシテ、圓山四條諸派ノ如キ、或ハ若冲祖仙ノ如キ名手、皆意ヲ此ニ致シタリ、是ヨリ前和畫ニ在リテハ、多ク實際ノ

狀ヲ寫シ、殊ニ似繪ナドノ名目モアリテ、人物佛像ニハ有名ナル人ハ往々出デタリシガ、寫生ヲ務ムルモノハ未ダ之ナカリシニ、是ニ至テ各種ノ畫法皆備ハリ、諸體併行ハレテ、盛況ヲ極メタリ、

書畫ノ鑑識、手鑑、書畫帖、書畫落欵、書畫會等ノ事亦書畫ニ在リテ重要ノ事タリ、今茲ニ併載ス、

名稱

〔倭名類聚抄　十三圖繪具〕野王案、圖(音徒)畫(音卦)物像也、郭知玄曰、畫(音卦)丹青所ㇾ圖也、釋名云、繪會五綵也、

〔箋註倭名類聚抄　五圖繪具〕所ㇾ引野王案語、今本玉篇不ㇾ載、按說文圖畫計難也、韓爲二凡謀一、釋詁圖謀也、詩小雅毛傳、慮圖謀也、再轉謂二繪畫一爲ㇾ圖也、說文云、畫界也、象二田四界聿所一ㇾ畫之、是畫本爲ㇾ分二示田畝之界區一字、故轉爲二繪畫字一也、釋名亦原書不ㇾ載、按尙書益稷云、日月星辰山龍華蟲作ㇾ會、孔傳云、會二會五采一也、說文云、繪會五采繡也、並與ㇾ所ㇾ引文略同、疑源君誤ㇾ引二是等書一也、

〔類聚名義抄　六糸〕繪(音會　ヱ　ホソイヌノ)　畫　〔同　九皿〕畫(胡卦反　カク　ヱ)

〔伊呂波字類抄　惠人事〕畫(ヱガタ　俗作ㇾ畫　畫柱也)　〔同　惠雜物〕繪(ヱ　繪五采也、繪二畫事物像一也、　畫　繢　已上同)

〔段注說文解字　十三上糸〕繢會二五采一繡也、(會繪疊韵、今人分二繢繡爲二二事一、古者二事不ㇾ分、統謂二之設色之工一而已、古者、繢訓ㇾ畫、繪訓ㇾ繡、說見二繢下一、)虞書曰、山龍華蟲作ㇾ繪、(告讞文)論語曰、繪事後ㇾ素、(呼○注)从糸會聲、

〔說文解字　三下畫〕畫介也、從聿、象二田四介一、聿所二以畫一之、

〔玉篇　下舟〕畫(胡卦切、彩也、繪也、雜五色綵也、俗作ㇾ畫)　畫(說文畫)

〔干祿字書　去聲〕畫畫(上通下正○說郛本、畫作ㇾ畫)

〔正字通　午集上田〕畫(畫本字、六書故、畫田界也、今作ㇾ畫非、舊本誤作ㇾ畫)　畫(畫畫古通、古止有二畫字一、後加ㇾ聿作ㇾ畫、)

〔古今和歌集　序〕僧正遍昭は、うたのさまはえたれども、まことすくなし、たとへば、ゑにかけるをうなを見て、いたづらに心をうごかすがごとし、

職名

〔後撰和歌集十一戀〕ときどき見えける男のゐる所のさうじに、鳥のかたをかきつけて侍りければ、あたりにおしつけ侍りける、　本院侍從

ゑにかける鳥とも人を見てしがなおなじところをつねにとふべく

〔乳母のふみ〕又ゑはわざとたてたる御のうまでこそ候はずとも、人のかたちなど、うつくしくかいならひて、物語ゑなど、詞めづらしく、つくり出て、もたせおはしまし候へ、大かた、ゑとても、かたくならぬほどに、かいならひて、御びやうぶのすみかひ、ゑきしなどをも、かゝせおはしましたらんこそよき、

〔伊呂波字類抄人惠倫〕畫師エシ　繪師俗用　畫工繪師也

〔書言字考節用集四人倫〕畫工ヅハコウ　畫工エカキ　畫師エシ　彩客、色匠並仝、

〔源氏物語一桐壺〕ゑにかける楊貴妃のかたちは、いみじきゑしといへども、筆かぎりありければ、いとにほひなし、

〔日本書紀十九欽明〕十四年五月、是月、略○中天皇命畫工タクミ造佛像二軀、

〔日本書紀二十崇峻〕元年、略○中百濟國略○中進調幷獻略○中畫工エタクミ白加、

〔日本書紀二十二推古〕十二年九月、是月始定黃書畫師、山背畫師エカキ、

〔聖德太子傳曆上〕推古天皇十二年十二月、爲繪諸寺佛像莊嚴、定黃文畫師、山背畫師、簀秦畫師、河內畫師、楢畫師等、免其戸課、永爲名業、

〔日本書紀二十九天武〕六年五月甲子、是日倭畫師音檮オトカシ授小山下位、乃封二十戸、

〔續日本紀六元明〕靈龜元年五月乙巳、從六位下畫師忍勝姓改爲倭畫師、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲三年五月甲午、左京人正六位上倭畫師種畫師等十八人、賜姓大岡忌寸、

〔日本後紀二十二嵯峨〕弘仁三年正月丁卯、正六位上簀秦惠師笠麻呂授外從五位下、

〔令義解職員一〕中務省管二職一、寮六、司三、

畫工司

正一人掌繪事、謂畫文、即繪事後素是也、彩色者、謂用畫之雜色、即朱黛等之類、其朱黛等雜色、在大藏及内藏寮、隨其用度、臨時受用、常不在此司貯之也、判司事、餘正判事准此、謂於神祇官既立條例、自餘諸司所貫之、而更有此文者、贅詞重疊、非有殊意、佑一人、令史一人、畫師四人、畫部六十人、使部十六人、直丁一人、

〔令集解職員三〕畫工司○中略

畫師四人、古記云、問、此長上畫師無位、令文若爲、答、官位令無文、然依職員令文補任耳、是所謂以別勅才伎長上諸司耳、跡云、若畫師有闕者取支遣六十内補耳、此記可求也、畫部六十人、穴云、畫部六十人、謂識畫也、然則識畫之人六十四人而已、

〔令義解官位一〕正六位階○上畫工正(エタクミノ)　從七位階○下畫工佑　大初位階○上畫工令史、畫師、

〔續日本紀文武二〕大寶元年七月戊戌、太政官處分、○中略又畫工及主計主税筭師、雅樂諸師、如此之類准官判任、

〔續修東大寺正倉院文書十六〕畫工司移東大寺文

畫工司移東大寺

佑竹志麻呂　　畫部河内石島○左京中略

以前依中務省今月廿四日宣、且送如件、故移、

天平寶字二年二月廿四日　　正七位上行令史黄文連乙万呂

正六位上辛別當

右一紙

〔東大寺正倉院文書成卷之餘本書紙背翻用雜書〕右方花實○實恐寶誤壹拾肆果之中花枚貳佰貳拾肆枚、花枚長各二尺廣一尺一寸、花實底度四尺、高二尺、合惠師貳拾壹人之中、彩色十六人、堺一人、撿白上緑滴、井同實三人、花實朱沙堺畫一人、花枚木畫一人、

錢一貫七百九十二文

山廣万呂三枚功廿四文　上道人足十四枚功百十二文

牛鹿足島廿枚功百六十文　大原祖父万呂十枚功八十文

勝若万呂十九枚功百五十七文　大宅廣足廿二枚功百七十六文

勝繼人十八枚功百卌四文　雀部淨人十六枚功百廿八文

息長廣長廿四枚功百九十二文　忌部諸公十九枚功百五十二文

丈部山守六枚功卌八文　下道吉備七枚功五十六文

柏原秋人十五枚功百廿文　茨田建万呂十二枚功九十六文

薏原毛人十枚功八十文　秦朝万呂九枚功七十二文

堺畫一人　上楮万呂二百廿四枚功五十六文

塗白土綠青幷同黃三人

穴太石勝白土花枚百五十四枚功十四文 四果功十七文　大伴子松白土花枚五十枚 四果功十七文

私部安万呂白土花枚廿枚 六果功廿六枚

堺畫朱沙花實一人　雀部淨人十四果一果充別十五文 功二百廿文

右始二四月自二四日一九日至于、作惠師等行事注進上如レ前、

花枚木畫一人丈部內守二百廿四枚

天平寶字二年四月九日　息長常人

總錢二貫一百七十八文　錦下道主　畫工司畫部從八位上牛鹿足島

左方蓮花枚貳佰貳拾肆枚　功錢二百七十八文

錢一貫七百九十文

彩色畫師壹拾人

河內石島廿四枚功百九十二文　秦虫足廿五枚功二百文

河內古万呂廿四枚功百九十二文　息長川守廿四枚功九十二文

委文淨當廿二枚功百七十六文　委文大宅廿一枚功百七十六文

河內廣川廿二枚功百七十六文　辛國廣山廿四枚功百九十二文

坂田國益十五枚功百廿文　上宮万呂廿二枚功百七十六文

堺畫師貳人　錢五十六文

上牛養百十二枚功廿八文　秦稻守百十二枚功廿八文

木畫師貳人　錢廿八文

上牛養百十二枚功十四文　河內石島百十二枚功十四文

塗白土畫師貳人　錢廿二文

上牛養百十二枚功十一文　河內石島百十二枚功十一文

花實壹拾肆果

堺朱砂并墨畫師貳人　錢二百卌文

上牛養七果功百十五文　秦虫足七果功百廿五文

塗白土綠青同黃畫師貳人　錢百七十文

私部安万呂七果功百卌五文　穴太石勝七果功卅五文

以前自四月二日至十日、畫師等行事如前、

天平寶字二年四月十日

散位從七位下坂合部若万呂

畫所司長上從七位下上村主牛甘

畫部正八位上河內畫師石島

勘下道主

〔集古浪華帖〕民部省牒川原寺三綱所、

應施入田肆町十市郡路東廿二條三山部里九麻生田一町、八嶋野田一町、廿三條二耳梨里卅五、畫工田一町、三上牒里二、柏原田一町、元故從四位下佐味朝臣宮位田、

牒被太政官去三月廿八日符偁、川原寺三綱牒云、石樋池處之代所請如件者、右大臣〇大中臣清麻呂宣、奉勅依請施入者、省宜承知、准勅施行者、符下大和國畢、寺宜承知依牒檢納、以牒

寶龜八年七月廿三日

少祿正六位上多米宿禰常命

大輔正四位下勳五等田中朝臣多太麻呂

〔東大寺正倉院文書十七〕駿河國正稅目錄帳天平九年史生大初位下秦達布連廣嶋

從陸奧國進上御馬部領使、國。畫。工。大初位下奈氣私造石嶋上一口、從二口、六郡別一日食、爲單壹拾捌日、上六口、從十二口、

〔享祿本類聚三代格四〕詔〇中略

其畫。工。漆。部。二。司。併。內。匠。寮。〇中略

大同三年正月廿日〇又見類聚國史

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

定內匠寮雜工數事

長上廿三人

畫師二人〇中略

番上一百人

畫工十人〇中略

右檢₂案内₁、太政官去年十月廿一日下₂式部省₁謄勅符、唯注₂長上番上之員₁、不₂辨₂色目₁、今所₂定如₁件、永爲₂恒例₁、

大同四年八月廿八日

〔延喜式 内匠 十七〕凡木工寮造大射賭射騎射等的、皆差₂向畫師₁使₂塗畫₁、

〔延喜式 内匠 十七〕凡諸節、前一日、○中略儛臺障泥板方三丈、行幸之前二日、令₂畫所繪₁、但蕃客之時、畫方六丈、

〔西宮記 臨時五〕畫所 在₂式乾門内東腋御書所北₁、有₂別當₁、五位藏人預₂畫等₁、分₂内豎₁有₂熟食₁、本是内匠寮雜工色也、

〔古今著聞集 十九 草木〕康保三年閏八月十五日、作物所、畫所あいわかつて、殿の西の小庭に前栽をうへられけり、

〔源氏物語 二 帚木〕又ゑ所に上ずおほかれど、すみがきにえらばれて、つぎ〳〵にさらにをとりまさるけぢめふとしもみえわかれず、

〔榮花物語 三十二 歌合〕としかへりぬれば、○長元九年、中略うちに○後一條一品宮○章子内親王の御裳著の事、思召いそがせ給ふ、御調度はくら人よしきよに仰せごとたまはせて、いみじくなべてならずとおぼしたり、御屏風の繪こゝのからの繪所に繪師めして、いみじくせさせ給ふ、

〔古畫備考 三十三〕土佐光信

繪所預事、早任₂勅裁旨₁、右近將監光信領掌、不₂可₂相違₁之狀如₁件、

文明元年十月九日

繪所預領丹波國大芋事、早任₂去月九日御判之旨₁、可₂被₂仰₁付右近將監光信₁狀如₁件、

文明元年十一月廿八日　判 時元

内藤彈正忠殿

〔澤巽阿彌覺書〕貞孝之御調進、節分御舟、繪所は一兩年、上京小川扇屋にて被₂書之₁訖、○中略或時節分

御伺公候て、御入候へバ、御所々々様の御弁不足にて、俄に福山繪筆持て來れとの御使被下、二條春日御局さま御えんにて、不足の御弁圖、相阿彌むかし、ゑづ有けるにて、調申候事も候し、

〔雍州府志七土產〕繪所　狩野家幷土佐流、及俵屋、野々村氏、又友松末裔、海北等之外、專畫佛像者稱繪所、其酋長謂別當、古大寺大社、各有繪所、所住京師者多是重氏也、今三條南室町有繪所、號了琢、代々有家領、中古有畫工土倉者、仕足利家、是亦繪所、而彩佛像、其裔今仕西本願寺、古造佛像者、刻木造其全軀而已也、彩色令能畫人施之、故佛像儼然、

〔京都御役所向大概覺書六〕諸職人之事

京都屋敷有之御繪師

一百石二人扶持貳拾人扶持　高辻新町東へ入ル町　狩野探信

一貳百石二人扶持貳拾人扶持　同町　同　如川

一百石三升七勺　元誓願寺圖子　狩野永叔

〔明良帶錄〕御繪師

元祖狩野大炊介正信は、相州小田原の產也、其子四郎次郎元信は、職業を擔て御當家へ被召出、侍醫の格となり、法眼に任ず、御座敷向の繪を認む、當時も御座敷向繕ひ足し筆粉色、御靈屋向天井の繪御用向被仰付、每度家の流を以て勤む、公家衆參向の節は御慰として席畫被仰付、拜領物有之、畫工の事は、本朝の上代、巨勢金岡以來と云、土佐將監一流を立、紛色繪と稱す、禁中に於て此流義を以て用られたり、常憲公の御代、土佐流畫工住吉內藏介祿三百石被下直臣となる、狩野一流墨繪と稱して一派を立、古法眼元信探幽守信以來其名尤高、狩野家は鎌倉右幕下賴朝公の直臣狩野之介の末裔なりといふ、

〔元治武鑑三諸御役〕奥御繪師　土佐家　父內記見習　住吉十三郎

小十人格、十五人フチ かうじ丁七丁メ 住吉内記弘貫　十人フチ かうじ丁七丁メ 板谷桂意弘延

〔元治武鑑三諸御役〕御繪師　狩野家

百石十五人フチ、父永賢 御醫師並、中ばし 永德法眼立信　百石廿人フチ、父探淵、御醫師並、かぢばし外 探原法眼守經

二百俵七人フチ 山伏井戸 法眼 董川中信　父玉榮、五人フチ、いづみばし通御かち丁 玉圓永信

外さくらだ 休清實信　父梅後 芝金杉片町 梅軒則信

父壽石、五人フチ 淺草さるや丁代地 素川壽信　五人フチ 下谷御かち丁 墨川宗益

五人フチ 深川淨心寺前 梅春貞信　上の東坂下 春笑意信

父雪溪見習 谿運久信　父郎響 あたごの下田村かうじ 探龍守明

廿人フチ 木びき丁 勝川院雅信　木びき丁 勝英祐信

五人フチ 神田明じん下 洞庭敎信　休清一所 休圓玉信

父梅春見習 勝玉昭信　本芝 雪溪俊信

父董川見習 春川

〔畫巧潜覽一〕狩野免許者

常慶本姓日比　興碩　泉碩奈須

永伯三谷 筑後住餘國有二同名一　永碩　永了多羅尾

林叔井尻　永壽藤田　永怨三谷

永三津田　後常眞日比　洞益飯田

友元目賀田　凉眠池田　休眞羽賀

凉眠ハ探信門人、休眞玉燕門人タリトイヘドモ、後永叔門人ト成テ、狩野名乘、他門ニ而不レ能二免許一、

右之輩者、以二其身限之定一、稱二狩野氏一而已、雖レ爲二其子孫兄弟一、不レ許二妄相續一之者也、

流派 唐畫 和畫

寛保元辛酉年改　　狩野山亮齋永伯

〔運歩色葉集 賀〕唐畫

〔尺素往來〕座席本尊者、思恭出山釋迦、牧溪渡江達磨、蘆子觀音、卒翁布袋等、脇繪者、月湖山水、可翁龍虎、芳汝牛、月山馬、道士猿、氷涯鷹、用田栗鼠、惠崇蘆雁、舜擧花鳥、信忠草虫、雪窓芝蘭、日觀葡萄、東坡竹、甫之梅等、加之、靈昭女、馬郎婦、寒山、拾得、胡湯、對月、猪頭、蜆子、均提、善財、三笑、四睡、七賢、八仙等、雖爲日本繪、圓心、金岡、殿主、都官之眞筆は不可劣於唐人候、斯等之中、隨於所在可預恩借候、又屛風者、水墨八景之唐繪、請或僧令寫之、障子者、彩色四季之倭畫、招繪所令寫之、因玆、朱、丹、紺靑、碧靑、碧綠、綠靑、燕脂、黃土、胡粉、唐墨、金銀之泥、膠漆之塗、所有繪具用盡候了、

〔本朝畫史 一〕畫運

古之以畫鳴者、有大岡、有巨勢、而今其跡不明著、然上世之畫、大抵眞細之體而已、此爲古畫之式、其後分爲二、曰倭畫、曰漢畫、倭者雖漸取氣韻、而未離眞體、藤信實、鳥羽僧正二法眼等其傑者也、漢者學宋元之名踪、而亦有眞者、其行草二體、是共用粗筆、此法之行也、亦已久矣、至可翁、明兆、及如拙周文、才得其精妙、而人有賴焉、其後又分爲三家、曰土佐、曰雪舟、曰狩野、土佐氏是倭畫之專門也、雪舟子是漢畫之粗筆、狩野家是漢而兼倭者也、土佐之倭樣是有情而婉者也、都其大小人面、引鼻目而成、（以輕筆一引成鼻目、）倭畫家謂之引目引鼻、大低於松畫雌、不畫雄、其他皆可以類推之、雪舟是有操而奇者也、凡大小諸畫寫其意、筆鋒常在中心、行無表裏翩々之法、皴法只毛鹵而了、凡雪舟狩野、同學周文、而各成一家別之者也、狩野之家法、每物求其實、擇其正、故集前世名手所善、以爲己有、惟其主筆力、故無小畫而纖麗、又無細筆而容易、狩野是畫家之長而宗族廣遠、家孫門弟之間不乏良才、土佐雪舟之技術、亦能擧而用之也、

〔玉勝間 十四〕繪の事

から繪は、木の枝ざし、草花のもとだち、葉のあり所など法なきが如くにて、心にまかせてかくゆ

ゐに、とりまとまりなし、家の畫は、みな法ありとおぼしくて、とりまとまりよくつたなきことなし、大かたこれらなべての唐畫のつたなき所なり、されども、唐繪は鳥獸、虫魚、草木など、すべて此方の家の畫とくらぶれば、甚くはしく、こまかにかくゆゑに、上手のかけるは、まことに眞のその物のごとく見ゆなるを、此方の家々の繪は、獸の毛のさま、鳥の羽のさま、草木の花のしべ、葉のあやなど、すべてあらくかけるゆゑに、くらべて見れば、からゑにけおさるゝ事おほし、こは廣き家の屏風、壁などの繪は、やゝ遠く見ゆる物なる故に、あまりこまかにくはしくかけるは詮なく、中々によろしからざる事として、さら〳〵と書るをよしとするなるべければ、猶こまかにくはしき唐畫の方ぞまさりて見ゆる、大かた此家々の畫と、唐繪と、たがひにえたる所、得ぬ所ありて、勝劣をいひがたき事上件の如し、

〔文晁畫談〕唐畫和畫

大和繪は、隋唐の直傳を傳へ、國風人物一種の體製を定め、嵯峨宇多の御宇、弘仁寛平の間に成れり、しかせしより以來、繪所に傳ふるゆゑに、唐繪もまた古傳の遺韻を存す、土佐氏は光長に起りて經隆に盛に、光信に成る、みな大和繪にして佛像鬼神をよくするは、唐の畫法によるゆゑん也、狩野氏は、周文雪舟に出て、宋朝の畫法を學び、馬遠夏圭牧溪梁楷の減筆をとりて、一家の畫法をなし、漢畫にして、和畫を兼用せるなり、故に潑墨減筆に妙にして、和畫は稽古を失ふ、周文、宗丹、雪舟、祐清梵芳、如雪、玉畹子、可翁兆典司、蛇足、眞能、眞藝、眞相の如き、全く宋元の畫法を學びて、和畫を見ず、漢畫を專門とすること、此等の輩より初り、近世長崎の秀石慶山は、學明人畫法、熊斐は學清南蘋、彭百川、池大雅、蕪村、諸葛監のごときは、皆明清の畫法を學て、さらに和畫にあらず、この外諸輩唐畫と稱すれども、さらに唐土の韻致あらず、浮世繪と稱するもの、大和繪師菱川吉兵衛、同長兵衛師信、西川祐信の如き、民間の風俗をうつして精工なり、然れども、殿上の事は、さらに寫すこ

ことを得ず、古は官藝盛にして、畫所預にして、年中行事、五節圖、相撲繪等、皆時のありさまを寫す、今の浮世繪の如し、古の人志篤厚なる故に、畫力も亦勝れて自在なるものなり、唐畫といひ、大和繪といひ、精妙也今人志薄く、一己の邪見を以て、和畫は唐を離れ、唐は和をいやしみ、兩ら全きを得るもの少し、これ其術に厚からざる故なり、術成て後は、萬事に長じ自在なるべきにこそ、此道の達者ともいふべく、これを古の畫格ともいふべし、京都將軍時代より以來、唐畫專門の輩起りて、古の畫格大廢せり、今に至りて、亦猶如此、文化八年辛未五月五日、文晁識、

〔榮花物語 八初花〕寢殿の御しつらひなどさまかへしつらひなさせ給て、御帳のにしのかたに御倚子たてさせ給へり、それより東のかたにあたれるきはに、北南のつまにみすかけ渡して女房居たる、南のはしのもとにすだれあり、少しひきあけて内侍二人いづ、かみあげうるはしき姿ども、唯から繪か、もしは天人の天くだりたるかと見えたり、

○按ズルニ、紫式部日記ニハ、からゑをおかしげに、かきたるやうなりトアリ、

〔空穗物語 樓の上上〕からのゑきしの繪は一卷といへども、四十まいばかりなり、ゑたんのはこのこがねのくち置たるにいれたり、

〔枕草子 八〕むかしおぼえてふようなるもの、

からゑの屛風のおもてそこなはれたる

〔枕草子 十一〕檜扇は　からゑ

〔本朝世紀〕久安三年八月十日辛丑、天皇〈○近衞〉行幸鳥羽殿、依明日法皇〈○鳥羽〉新御堂供養事也、〈○中略〉母屋御障子西北二面、立亘唐繪御屛風口帖、

〔古今著聞集 十一畫圖〕大かた清涼殿の唐繪にも、皆かきならはせる事とも侍り、

〔續世繼 一ねのひ〕同〈○嘉承〉四年正月には、上東門院にとしのはじめのみゆきありて、朝覲の御はいせ

させたまひきつねのところよりも、御すまゐ有さまいとはへ〴〵しく、からゑなどのやうに、山のいろ水のみどり、木立たて石などいとおもしろきに、位にしたがへる色々の衣の袖、近衛司のひらやなくひひらをなど、めもあやなるに、きぬのいろまじはれるうちより、からのまひ高麗の舞人左右かた〴〵袖ふるほどなど、所にはえておもしろしなども、ことばもおよばずなん侍りける、

〔小右記〕寛仁二年正月廿一日乙卯、大外記文義朝臣云々、今日政始、攝政〇藤原賴通新調大饗料四尺倭繪屏風十二帖被持參也、畫工織部佐親助、色紙形有詩幷和歌、今日各獻之、

〔住吉物語〕まづこれへいらせ給ふべきよし聞え奉れといへば、侍從なれ〴〵しくなめげに侍れども、其ゆかりなる聲に旅はさのみこそさふらへ、立いらせ給へとて、袖をひかへて入けり、かみびやうぶにやまとゑかきたる一よろひたてゝ、母屋のみすにくちきがたのきやうかたびらかけて、いとあるべかしくしつらひたり、

〔禁秘御抄上〕一清涼殿

臺盤所〇中略

抑臺盤所東北障子到鬼間マデ和繪也、

朝餉〇中略

臺盤所方障子和繪、御手水間方障子畫猫、〇下略

〔類聚雜要抄四〕四尺屏風二帖、内一帖泥唐繪、調度後料、繪十二月之内、枚別當二月儲之 一帖泥大和繪、烏居障子前料、繪如前、[illegible]

〔古今著聞集十一畫圖〕能通繪師良親に屏風二百帖に繪をかゝせたりけり、〇中略又和漢抄は屏風には中に卷水をかき、上に唐繪をかき、下にやまと繪を書たりけり、

〇按ズルニ、唐畫和畫ト云フニ二種アルモノヽ如シ、卽チ一ハ畫法ヲ謂ヘルニテ、一ハ畫題ニ

就キテ謂ヘルモノナリ、而シテ上古ニ倭畫師ト云フハ、卽チ姓氏ニシテ、倭トハ其所居ノ地名ヲ擧グルナリ、

〔本朝畫史〕二蓮行者、畫工六郎兵衛剃髮稱二蓮行一也、曾鎌倉貴族、使下蓮行書二鑑眞和尚之行狀一施中於極樂律寺沙門忍性上、于時永仁六年戊戌八月也、事在二于行狀之末一、此畫軸在二于大和招提寺之寶藏一焉、筆法出二於宅間一、稍優柔、而我國之風韻、亦有下勝二於中華一者上、唐鑑眞和尚來朝之僧也、故表二中華本朝之事實一、

〔增補浮世繪類考〕英一蝶四季之繪跋

夫大和畫は、そのかみ、土佐刑部大輔光信がすさみに、堂上のうや〳〵敷より、田家のふつゝ、かなるさま、岩木たゝずまひ、やり水のめいぼく、これにはじまりて末々に流れ、予が如きつたなきまで、是をもとゝす、近頃越前の產、岩佐の某となんいふ者、歌舞妓白拍子の時勢粧ひをおのづからうつし得たり、世人浮世又平とあだ名し、〇下略

〔巨勢氏系圖〕

- 巨勢朝臣金岡 采女正 從五位下 元年人正
  - 公望
    - 深江
  - 公忠 采女正 長者
    - 廣高 一條院御宇長樂寺地獄繪畫之、本出家人還俗云、
  - 公茂 造酒 長者
    - 公義
      - 深江
  - 弘高 采女正 長者
    - 是重 左近將監 長者
      - 信茂 左衞門志、出羽權守、長者
  - 宗茂 能登權守 長者
    - 益宗 出羽權守
      - 兼茂
  - 有宗 民部大夫長者 後白川院上北面
    - 宗久 修理亮 土御門院後鳥羽院上北面
      - 永有 藏人 大乘院家
  - 宗深 刑部丞
  - 源慶
    - 隆慶 號二丹後房一
      - 義隆 號二市冠者一
      - 忠長 雅樂助 後深草院上北面
      - 有行 掃部介

有忠修理助
有俊大炊助
有茂雅樂助、從三位、隱岐守、後伏見院上北面
宗久院藏人、院上北面、從五下、式部丞、飛驒守、
俊久永門院藏人
有久左近將監從五下采女正壹岐守從五上繪所長者

〔扶桑略記〕二十二宇多 仁和四年九月十五日、午二剋、勅令畫師巨勢金岡畫于御所南庇東西障子、令眞方興基惟範時平朝臣等擇弘仁以後鴻儒之堪詩者、即令金岡圖其狀矣、

〔菅家文草〕一詩 寄巨金岡先生乞畫圖、于時先生爲神泉苑監、適許遊覽、仍獻乞之、

先生幸許禁閑遊、更恐時光不暫留、山水從來無擔去、願憑君得寫風流、

〔台記〕仁平三年八月八日乙丑、釋奠、○中略 其後見廻都堂寮局等、入廟倉禮影、近年祭日率懸之、本金岡所圖本已上、圖先聖先師九哲、唐本、圖光七十二弟子 丁還家、○下略

〔古今著聞集〕十一畫圖 仁和寺御室といふは、寛平法皇の御在所なり、其御所に、金岡筆をふるひて繪かける中に、ことにすぐれたる馬形なん侍成、その馬、夜々はなれて近邊の田をくらひけり、なにもの丶すると知れるものなくて過侍ける程に、件の馬の足につち付、ぬれ〳〵とあることたびたびに及ける時、人々あやしみて、此馬のゐはざにやとて、かべに書たる馬の目玉をほりくじりてけり、それよりまなこなくなりて、田をくらふ事とゞまりにけり、

〔寂照堂谷響續集〕一 韋王畫馬化去

畫馬畫龍、間有精靈化、柳子厚龍城錄載、韋王善畫馬、開元興慶池南華萼樓下壁上有六馬衮塵圖、明皇最眷愛玉面華驄、謂無纎悉不備、風鬃霧鬣、信偉如也、後壁唯有五馬、其一者失去、信知神抄將變化去也、

〔玉蘂〕嘉禎四年○曆仁元年三月十四日己丑、攝政○藤原兼經 姫君百日也、於予亭可有此事、○中略 以對代南面

爲客亭、垂母屋御簾、立巨四尺屛風、(件屛風金岡筆、道風書色紙形、因在鳥羽院倉、累代重寶也、予按此事、時代頗相違、若傳孝筆歟、)

〔後愚昧記〕貞治二年二月十六日丙辰、任承法印持來聖護院宮狀、(○中略)抑任承此次金岡筆六道繪見之、事體無比類重寶也、此繪聖護院坊官法師源意法眼所持之、彼法印所傳備也、

〔花鳥餘情 十 繪合〕ゑはこせのあふみ

巨勢相覽者金岡子云々、金岡寛平時人、爲其子則可爲貫之同時人、

〔花鳥餘情 二 帚木〕世はなれてたくみなし

雅兼卿記曰、天永元年十二月廿一日、帥被語事、一々難憶記、一被語曰、繪師金岡子公望公忠也、公望子深江、深江子廣高也、公望公忠共上手也、於深江者、自廣高者不得其名、然而彼時有賣屛風之人、深江見之、召廣高令見之、廣高云劣也、深江云、然而此野之筋、汝書者書てんや、廣高云不敢、又曰、此岩ノ濱又可及哉、廣高能見、又稱不敢之由、深江曰、是公忠が繪也、彼人每畫屛風定知此道也云々、金岡畫山十五重、廣高十六重也、

今案、墨の濃淡を以て遠近の山をあらはす也、

〔權記〕長保二年七月四日、參院、(○花山)幷左府、(○藤原道長)召采女正巨勢廣貴、仰圖五靈鳳桐畫樣、可給織部司之由、一昨織部正忠範、令奏事由、仍隨勅所仰也、

〔權記〕長保四年八月十八日辛巳、自花山院有召參入、有勅曰、書寫聖形像、令廣貴圖之、近曾示中書大王、聊記事旨、可書之者、奉仰退出、

〔古今著聞集 十一 畫圖〕弘高、地獄變の屛風を書けるに、樓の上より桙をさしおろして、人をさしたる鬼を書たりけるが、ことに魂入て見えけるを、みづからいひけるは、おそらくは我運命つきぬと、はたしていく程なくてうせにけり、

〔今昔物語 三十一〕繪師巨勢廣高出家還俗語第四

今昔一條ノ院ノ御代ニ、繪師巨勢ノ廣高ト云フ者有ケリ、古ニモ不恥ス、今モ肩ヲ並ブル者無シ、而ルニ廣高本ヨリ道心有ケルニ、身ニ重キ病ヲ受ケテ日來煩ヒケルニ、世ノ中ヲ無端シト思取リテ出家シテケリ、其後病癒テ有ケルヲ、公此ノ由ヲ聞シ食テ、法師ニテモ繪書カム事ハ、憚リ不有マジケレドモ、内裏ノ繪所ニ召テ被仕ムニ便無カルベケレバ、速ニ可還俗シト被定テ、召テ可還俗キト被定ル由ヲ仰セ給ヒツ、廣高本意ニ非、歎キ悲ムト云ヘドモ、宣旨限リ有レバ力不及ズ、而ル間公近江ノ守□□ノ□□ト云フ人ニ廣高ヲ預ケテ、髮ヲ被生ケルニ、守東山ニ有ル所ニ廣高ヲ籠メ居ヘテ人ヲ付テ髮ヲ令生ム、然レバ其所ニ新キ堂有ケルニ籠リ居テ、人ニモ不會ズシテ髮ヲ生シケル間、堂ノ後ニ有ケル壁板ニ、徒也ケルマヽニ地獄繪ヲナム書タリケル、其繪于今有リ、万ノ人行テ皆此ヲ見ル、微妙キ物ニテ有トナム云フ、今ノ長樂寺ト云ハ、其繪書タル堂也、廣高其後俗ニテ久ク有テ公ニ仕ヘケリ、此ノ廣高ガ書タル障紙ノ繪、屛風ノ繪ナド、可然キ所ニ有リ、一ノ所ノ傳ハリノ物ニテ、廣高ガ書タル屛風ノ繪有リ、此ヲ財トシテ、大饗臨時客ナドノ時ニゾ取リ被出ケルナリ、

〔古畫備考 三十二〕巨勢行忠 有久男、采女正、

東寺政所下

　繪所職事

　　采女正巨勢行忠

右以人補彼職、恒例臨時寺役無懈怠、可致其沙汰者、寺宜承知、故以下、

　貞治二年七月十九日　目代在判

　　修理別當權師在判

於補料足者、員數記錄未求得、所以除准據推之、三貫五百文歟、於五百文者、目代分悉沙汰之、至三貫

文」者寺家分、此内一貫五百文沙汰之半分定、於半分者以內緣歎申之間、以別儀免之了、

〔桂林漫錄上〕和畫唐畫

皇朝ノ畫法ヲ傳ヘタルハ土佐家ナリ、唐土ノ畫法ヲ學ビタルハ狩野家ナリ、土佐家ハ和畫ナリ、狩野家ハ唐畫ナリ、今ノ唐畫書ナル者ノ準据トスル所ハ、明畫ノ風ニシテ、唐山ノ古ヲ學ブ者ハ、絕テ無シト、畫院何某法印ノ物語ナリ、去ナガラ、探幽出テヨリ、狩野家ノ風一變ス、所謂英雄人ヲ欺クノミ、

〔土佐氏系圖古畫備考三十三所載〕

鎌足七世

良門━利基右中將━兼輔中納言━雅正刑部大輔

━清綱左衞門佐━隆時因幡守━清隆中納言

━賴成因幡守

━基光内匠頭、號春日、畫相撲人物、其圖傳摸在家、

━隆能藏人正五位下主殿頭、號春日、母高階爲行女、爲畫所預、

━隆親從五位下備前守、伊與守、中務少輔、號春日、

━經隆始名有房、從五位下中務大輔、土佐權守、母稻毛三郎重成女、建長中、畫南殿賢聖障子、其圖摸在家、又畫鞍馬山緣起、號春日、

━隆兼隆親二男、從五位下、號土佐、畫春日驗記、

━邦隆經隆男、從五位下豐前守、號土佐、畫五節圖十卷、在官庫、

━光長經隆五男、從四位下、刑部大輔、號土佐、畫年中行事六十卷、在官庫、又畫歌合人形、所謂三十六歌仙也、眞跡今不全備、

━吉光從四位下刑部大輔、正和中畫南殿障子賢聖圖、後伏見院朝、畫法然上人傳四十八卷、爲經隆六男、

━光秀號土佐、飛驒守、

━光正吉光二男、從五位上、越前守、號土佐、畫長歎著手、其圖傳摸在家、八曲屛風一雙、源氏繪粉本一卷、

━光顯從五位下越前守、號土佐、畫弘法大師傳、其圖傳摸在家、

隆成伊豫守、號土佐、畫天滿宮傳、

長隆從五位下、號土佐、左近衞將監、剃髮法名快閑、叙法眼、

隆相從四位下、刑部大輔、號土佐、

相保采女佐、號土佐、又號海田、改藤原姓爲源、有故還本宗、復藤原姓、畫四行物語、

光國長隆三男、從五位下、備前守、號土佐、剃髮法名永春、叙法眼、于時號粟田口、畫曼茶羅、

行光越前守、號土佐、延文五年十二月二日、貞治二年正月廿八日、丹波國領知之事、下司公文職之事、本書傳來、畫天滿宮緣起、眞筆一卷在家、大嘗會悠紀主基御屛風調進之、又畫手長脚長、

行廣光國二男、從五位上、左近將監、號土佐、後剃髮、法名經光、鎌倉職人歌合一卷、畫行廣書爲重卿、

光重行光男、正五位下、越前守、號土佐、明德元年五月廿一日、攝津國豐島郡中村領地、

行秀行廣男、從四位上、修理亮、大藏少輔、號春日、永享二年大嘗會悠紀方屛風及標山調進之、同年御禊勤仕、

光弘行秀男、中務丞、號土佐、永享二年大嘗會主基方御屛風及標山調進、同年御禊勤仕、嘉吉三年六月十七日、畫所預領地、

廣周行秀二男、從五位上、彈正忠、號土佐、剃髮法名經增、長祿三年十一月九日、近江國金勝寺領地、

光信光弘男、右近將監、明應五年十二月五日任刑部大輔、同十年二月九日叙從四位下、畫所預、有爭論之事、文明元年十月九日改任、勅裁旨、領掌不可有相違之狀、將軍義政奉書在家、畫五節圖于御屛風在官庫、又畫舞樂于御屛風、共在官庫、倫譽舟入唐、畫弘法歸朝而傳之、眞筆一卷在家、宣胤卿記云、永正十四年九月十七日清書三十三段內分遣者、亞相被御傳達也、繪者土佐刑部大輔元信書之、右ハ淸水寺緣起、

光茂左近將監、號土佐、至從四位下、享祿元年從五位上、同年六月九日任刑部大輔、叙正五位下、

光元號土佐、享祿三年生、天文十年二月二日任左近將監、叙從五位下、永祿十二年正月十三日戰死、三十歲、桂舟留、始名光高、於二條御所戰死、

女光元妹、爲狩野松榮妻、將光久、住吉家留、信長公依命嫁狩野左京、

光吉光茂二男、號土佐、天文八年生、從五位下、左近將監、剃髮法名久翌、宮中之畫調進之、領地悉亡、有狼藉之聟押領、御年扇御月扇調進之事及中絕數年獻上、甘露寺中納言傳奏、女房奉書在家、住和泉堺、慶長十八年五月五日卒、七十五歲、

光則　號土佐、天正十一年生、稱源左衞門尉、又右近、光則、始自泉南移居京師、時光起十八歲、御年關御月關敷年獻上、有故不官位、寬永十五年正月十六日死、五十六歲、號誠覺宗仁、柱舟留、法名宗恩、道頓光純渕人歟、

光起　略○下

〔皇朝名畫拾彙　二〕藤原吉光、越前權守光長男、或云、經隆五男、從五位下、土佐權守、善畫神釋人物、駿州沼津妙海寺、有其所畫伊勢八幡神像、日蓮上人題贊、有士氣活動矣、便覽

〔親長卿記〕延德四年正月廿一日、今日以勾當內侍仰云、繪所土佐彈正、去々年申一級、去年又申間被仰早速之由之處、當年又望申、彼等事、一向沙汰外歟如何、予申云、餘早速歟、羽林府役四ヶ年、或六ヶ年之間、於彼等餘不可然之由申了、

〔宣胤卿記〕永正十四年十一月廿七日、今所持之屛風和歌幷御遊等繪、其年號不審之處、太平記第四十卷、貞治六年三月廿九日中殿御會人數等分明也、此屛風、其時節物歟、古物也、先年於山門感得之、繪ハ當時繪所光信朝臣先祖光行書之由、光信朝臣先年稱之、詩歌者爲秀卿手跡歟之由、爲廣卿演說之、爲秀卿者、貞治之御人數也、此中殿御會、此度以後無之、

〔畫工便覽　五〕按土佐家代々雖在之、中興斷絕、故今以光信始矣、

光信、土佐將監、冠而其名代々圖繪光細而彩畫益潤色、長人物精佛像、河內譽田八幡宮緣起、是住吉法眼所畫也、于時普光院義敎公、令渡御彼社、捧緣起令鑑覽之、未成就、依所不足被仰下光信畫加之矣、一々濃細而誠精妙也、光信常鹿谷遊戲、鑿地、自其中自然得彩色具、以是設色、可謂奇矣、秀潤越他畫、後花園院至延寶元二百四十有餘年、

〔本朝畫史　二〕土佐光信、藤原廣周子也、雖爲藤原氏支別、家世以土佐任官爲譜代、故世俗呼土佐以爲氏、任右近將監、爲繪所預、明應五年任刑部大輔、或記曰、敍四品、好能連歌、其畫倭樣也悉皆輝映前古、時凡古來倭畫之有名者、藤信實、僧覺猷、宅間、住吉等是也、今光信兼之合之得其意、和之暢之立其法、

其人物用意處、在身體衣冠之姿與男鬢婦髮之態、其彩墨質、共皆用細筆、彩畫施金碧、(墨畫加輕筆、)內有筆力、外惟逸遊、芳艶之情、纖麗而雅、以窮其巧妙、故畫歌書草子詞、以爲官院閨房之玩、則諸氏畫工、亦用其格也、又近世漆器描金(此云末其墨、)倣其彩畫法、衣服描花、倣其墨畫法、光信尤有功於倭畫者也、

〔畫工便覽 五〕光信(號右京進、)永德法印之嫡子、土佐光高聟、傳於家法、長圖繪、强厚也、人物花禽彩畫、豐臣秀吉公殿中畫花草、蝶來而遊戲、見之人皆感稱、後參候東武、至歸洛、於勢州桑名卒、行年四十六、于時慶長元年六月四日、後陽成院至延寶元八十有餘年、

〔本朝畫史 二〕土佐光茂、光信之子也、享祿五年任刑部大輔、又稱土佐、任右近將監、叙正五位下、余○(狩野永納)所見和州當麻寺中將姬緣起、風情有餘、能世其規矩、

〔好古小錄 上 書畫〕泣不動緣起(二卷 畫光茂)

淨華院所傳泣不動緣起、琢磨所寫ト云、余不親之、

〔畫乘要略 一〕光起

光起、光則子也、元祿中任左近衛將監、掌繪局、後薙髮號常昭、叙法橋、善人物花鳥、畫臻佳妙、先是土佐氏畫格漸衰、至光起復大振、光起又長秘戲圖、嫣媚靡麗、人皆稱之、光起子爲光成、光成子爲光祐、光祐子爲光芳、光芳子爲光淳、光淳弟爲光貞、光貞子爲光孚、世掌繪局、

梅泉曰、土佐氏家譜、與狩野某說少異、今姑錄俟識者、

〔本朝畫史 二〕粟田口民部卿法眼隆光、蓋春日繪所也、畫融通念佛緣起、我聞、宅間、住吉、粟田口、芝四人者、春日畫所也、共住南都、世業寫佛像、圖史所謂繪佛師是也、至于今、畫佛像者稱畫所、又有窪田、筆力類之、

〔土佐家系〕越前守長隆孫、土佐守光顯三男隆光、(粟田口民部卿法眼、粟田口姓始于此、)

〔土佐住吉繪所系譜〕飛驒守光秀孫、土佐權守光顯二男隆光、(粟田口民部法眼、畫融通念佛緣起、)

宅磨派

〔春日權現驗記繪目錄跋〕繪、右近大夫將監高階隆兼、繪所預詞、前關白父子四人、○中略延慶二年三月日、
左大臣藤原朝臣、花押

〔本朝畫史 二〕託磨爲遠、姓藤原、任豐後守、仕近衞院、于時有御願、造高野山覺皇院、而令爲遠畫其堂壁、曾根來寺開山覺鑁上人、筆法師爲遠畫佛像、爲遠晚年號勝知、剃髮敘法印、

〔吾妻鏡 三〕壽永三年○元暦元年正月廿二日壬子、下總權守藤原爲久依召自京都參向、是豐前守爲遠三男、無雙畫圖達者也、　四月十八日丙戌、依殊御願、仰下下總權守爲久、被奉圖繪正觀音像、爲久著束帶役之、潔齋已滿百日、今日奉始之云云、

〔本朝畫史 二〕宅磨爲行、仕將軍賴經、以能畫、任左近將監、然則宅磨氏不必畫佛者可知、

〔吾妻鏡 二十八〕寬喜三年十月六日、可被建御願寺之由有沙汰、被點其地於永福寺大慈寺內、兩國司駿河前司、出羽前司、隱岐入道、信濃民部入道已下、相具陰陽師三人、泰貞、晴賢、重家、巡撿、令金癡房相此地、亦於當座召宅磨左近將監爲行圖繪之、

〔本朝畫史 二〕宅間澄賀、敘法印、性能圖畫、佛像人物臻神妙、生氣活動、兼工雜畫、九條藤相公使澄賀寫法然上人之眞、今在嵯峨二尊院、所謂足引之影是也、凡欲畫上人像者、皆因之、

〔東寺執行日記〕建久二年十二月廿八日、又十二天屛風新奉寫、依朽損也繪師宅間法橋勝賀、蓮子御室二品親王守覺、本影相違之所在也、○東寺、中略、實惠筆、兩界破損間、建久二年、俊證僧正寺務之時、繪師勝賀法橋筆、

〔山城國葛野郡鳴瀧宅間勝賀石碑文〕宅間勝賀、曾爲繪所、歷法橋敘法眼、故世稱宅間法眼、常信慕明惠上人、而來住梅尾、于時春日住吉二神、屢降臨、親聽明惠之法要、然明惠之外、無見尊容者、宅間請上人曰、願寫尊形、以爲衆生修結緣、上人曰、凡眼直拜神容、則恐殞命、宅間曰、雖然不敢悔矣、神亦憐其志、暫示現、宅間不堪歡喜、則敬而拜寫之、今梅尾二神之尊像是也、宅間之志願已遂矣、喜歸京師、於茲誤

住吉派

隍馬而斃矣、嗚呼痛哉、夫神靈驗擧而不論之、宅間雖未藝者、其有志家業也、深哉殺身以成仁之一端、于時人憐之、建石碑於玆地矣、其後年代久遠、陵谷變遷、碑既絕、人無知其蹟者、當今歎名跡之湮沒、建一箇片石、聊記其大概云爾、

延寶七己未年十月三島　　畫工三宅楊心高保建

〔本朝畫史 二〕宅磨榮賀、畫釋迦文殊普賢三尊、自書宅磨、世多作宅間、榮賀者勝賀之裔乎、不知其實否、觀其佛像、頗似李龍眠顏輝、先是未看此體、蓋變倭畫之古風、而新學中華之筆法者、多始於此乎、

〔畫工譜略〕住吉法眼(後深草院御時)　始號亮法橋慶恩、攝州住吉之人也、佛像、人形、牛馬、彩色ヲ用、或自建長六甲寅年ト書、

〔畫工略傳〕住吉慶恩、○中略　土佐系圖數本慶恩ヲイダスト云共、父子時代等タシカナラズ、今存スル所、慶恩ガエガケル畫卷、五部トモニ奧書ヲ欠ク、故ニイヅレモ、タシカニ定メガタケレド、コレラヲ以テ、據トコロトセザレバ、凡ノ時代ヲダニ、云ヒテンコトカタシ、灌頂卷二卷、詞書ハ、後白川院(後白川院、建久三年崩、六十八、)當麻曼荼羅緣起ハ、詞書後京極殿(後京極殿、元久三年薨、卅八、)不動利益緣起ハ、詞書光明峯寺殿(光明峯寺殿、建長四年薨、六十一、)行能卿(行能卿、建長七年薨、七十七、)伊經朝臣(伊經朝臣、嘉祿三年卒、)地藏緣起、詞書ハ、慈鎭和尚(慈鎭和尚、嘉祿元年寂、七十一、)平治物語ハ、詞書從二位家隆卿(家隆卿、嘉禎三年薨、八十)コレラノ筆者ノ薨卒ニ據テ、慶恩ノ時代ヲ考バ、建長以前ニテ、六條帝仁安頃ニ生レテ嘉禎頃ニ歿セシ人ナルベシ、

〔過去現在因果經 四〕奧書云

建長六年甲寅二月廿七日、書寫了、執筆了快、鍁是忠入道、爲往生極樂、同是吉奉結緣處也、　畫師住吉住人介法橋慶忍幷子息聖衆丸、

〔古畫備考 三十四〕住吉氏世系

土佐將監元則弟

土佐內記廣通 如慶

或書云、土佐內記、後稱住吉法眼如慶、依後西院勅命、改土佐爲住吉、以住吉法眼慶恩之末無之故、以廣通起住吉家、寬文十年死、

廣澄 ─ 廣保
廣夏
廣守 內記

有德院樣〇德川吉宗御代、格別之思召ヲ以、御取立被成下候、家筋一代ニテ斷絕候儀相歎、弟子板谷慶舟儀者、家業モ仕覺ヘ罷在、御用立可申者ニ候間、內記取來候御扶持方屋敷共被召上、右慶舟ヘ被下、跡相續被仰付段、依願安永二巳年五月六日、願之通板谷慶舟被召出、繪師被仰付、

廣行 內記、號景金園、始新之丞、

由緒書、住吉慶舟依願天明元丑年十二月廿五日被召出、繪師被仰付、慶舟差上候御扶持方、町屋敷被下候、住吉內記ト相改、衣服等先內記相勤候節之通致度旨可爲願之通、席順之儀者、並繪師之內、新古之順ニ可相心得旨申渡有之、同二寅年正月御觸事等之儀モ、先內記節之通、御目付ヨリ直ニ相達候樣申渡有之、

〔土佐住吉繪所系譜〕光吉孫、廣通男、廣澄、初廣純、通稱內記、法名具慶、寶永二年四月二日死、七十五歲、延寶二年剃髮、號具慶、同年六月四日叙法橋、元祿四年十二月二日於關東叙法眼、廣澄能繼父業爲住吉家土佐繪所、任禁裏繪事也、天和三年八月應召關東御前爲畫工、被染御筆之節彩色相勤、東照宮御緣起、廣澄關東持參之節、東叡山泉龍院逗留、此內元三大師緣起五卷、慈眼大師繪緣起三卷調進、筑前箱崎八幡宮繪緣起五卷調、其外畫所和畫多、剃髮、妙法院宮堯恕法親王、剃刀、則具慶號、給名

書付家ニ有、

〔常憲院殿御實紀附錄下〕また關東にて、畫工といふは、狩野一家のみにてありしを、この御時、住吉具慶廣澄、繪事に堪能のよし聞しめされ、召出され、土佐の一家を設られしなり、かく道々の者どもすてさせ玉はず、遍く登用ありしかば、當家始りてよりこのかた、人才文物のとゝのひ盛なることゝ、當代にすぎたるはなかりしとぞ、

〔文會雜記四〕翼之又云、我ハ狩野家ノ畫ヲ學ベリ、其唐畫ハ明畫ヲ學ベリ、唐畫ノ中ニテ宋ノ畫ヨシ、明畫ハ惡シ、明畫ヲ今學ブハ不尤ノ事也、狩野家ハ宋ノ僧牧溪ヨリ來ル故、ツヨキ處セント書ケリ、唐畫ヲ學ブトテ法ヲ知ラネバナラズ、其法ヲ學ブトナラバ、狩野家ヘタヨラネバ、法ヲ得ガタシト云ヘリ、

〔徂徠集十八〕跋摹梁楷蠶桑圖

海内以狩氏爲畫史之魁、其初蓋亦衣鉢宋代矣、數十年來、忽趨淡泊、委靡頽落、莫能極止、可謂技之厄已、是歲春、狩蘭蔭公、俾摹梁楷蠶桑圖、以相示、茂卿愕然者久之曰、非不能也、不爲也、孟子之言豈吾欺哉、

〔狩野家中興系圖〕祐清 越前守 法眼正信 九十七歲卒、

- 永仙 大炊助 法眼元信、玉川ト云、八十四歲卒、世呼ニ古法眼一
  - 祐雪 法眼宗信 三十一歲死
  - 松榮 法眼直信 七十四歲死
    - 永德 法印重信 八十四歲死
      - 右京 光信 四十四歲死
        - 左近 貞信 二十七歲死、永眞相續、
      - 右近 孝信、系別ニ有、四十五歲死
      - 永眞 法眼安信、牧心齋、俗名右京、進、實ハ右近三男、貞信養子、
        - 右京 時信 二十七歲死
  - 女子
    - 雅樂亮之信

内藏助　親信　早世

永叔　法眼、主信、始敏信、亦明信
永眞　季信　始憲信

祐清　英信、如適齋
四郞次郞

永羽　寬信

右京　光信

右近　孝信
探幽　法印、守信、筆峯居士、七十三歲死、俗名釆女、
探信　法眼、守政
探雪　守定

源七郞

探牛　守睦、早世斷絕、

探船　章信

探常　守富

探淵

右近　孝信
主馬　尙信、自適齋
養朴　法印、常信

如川　周信、太寓齋
榮川　古信
受川　玄信、早世

隨川　岑信、松本卜收
隨川　甫信
常川

榮川　典信、庄三郞

洞雲　法眼、益信、探幽養子、後義絕、永眞　聟故狩野名釆
洞春　福信

元仙　方信
雲仙

松榮
永德
宗秀　法眼
眞說　法橋

宗巴―宗知
休伯法眼良信

〔狩野家五家譜〕一初代狩野正信〇中略

一六代光信古右京と云、弟右近將監孝信末在別、

重信長男、始四郎次郎、右京進と號、永祿四辛酉年十一月八日、山城國ニおいて出生、光信江重信遺跡被下置、同月廿五日、從大閤知行高百石之御朱印頂戴、其後東照宮樣江被召出、御用相勤、太閤御朱印之通知行無相違被下置、其節京都元誓願寺通ニ而屋敷拜領、當時京都ニ而狩野辻子と唱申候、慶長九甲辰年、御用相勤、歸洛之節、勢州桑名ニテ卒ス、壽四十四、〇中略

一狩野孝信

古永德法印重信次男

禁中預御繪所依之任右近將監、其後東照宮樣江御繪師被召出、被叙法眼、元和四午年八月晦日卒ス、壽四十七才、〇中略

一信尙初一信

右近將監孝信次男、主馬自適齋ト號、元和九年大猷院樣御上洛之節、十七才ニ而初而御目見以後、江府至慶安三庚寅年四月七日卒ス、壽四十七才、〇中略

一松本岑信

常信法印次男、始隨川と號、又友盛覺柳齋、本姓狩野、松本ハ文昭院樣御直ニ御稱號之御一字被下置、岑と云字ニ似候に付、松本と被下置、代々御醫師格奥詰被仰付候、貳百俵十五人扶持被下置候、寶永戊子年十二月六日卒ス、壽四十七才、〇中略

一益信

後藤益乘光次男、洞雲ト號、實非狩野氏、爲探幽法印養子、稱狩野氏、探信守政出生後、有故離別、南光坊御取持ニテ、大猷院様御代被召出、御畫御用相勤候ニ付、每年正月元日、御紋付時服黄金拜領被仰付候、寛永十三丙子年、日光御社參之節、御供被仰付候、嚴有院樣御代御畫御用相勤、此前於御奥拜領物被仰付候、寛文七丁未年、屋敷拜領仕候、常憲院様御代天和二壬戌年十二月二日、新規御扶持廿人扶持被下置候、元祿四辛未年十二月二日、法眼被仰付、同七甲戌年正月八日卒ス、壽ロロ才、

〔本朝畫史四〕狩野正信、稱大炊助、剃髮改名祐勢、(或作友清)藤氏支別而相州小田原人也、曾仕公方慈照院(東山殿)爲近侍、畫法師周文、又師小栗宗丹、而能得其趣、人物倣宋梁楷、始公方家造金殿、令宗丹畫之、未竟而死矣、當斯時雪舟入明未歸朝、故無能繼其功者、舟之歸自明也、宿泉州堺津、其家有花鳥屛風、舟覩之曰、美哉似吾友小栗宗丹、又有自然而至者、是爲誰、主人曰、先有公方臣狩野大炊助者、自謂學畫於宗丹、是其人之所畫也、舟歸京、公方家命曰、宗丹畫殿之功未終而死矣、子須成之、雪對曰、幸有狩野氏之子、在近臣中、善畫、況金殿之畫、不宜於僧、公曰、未知也、乃使之繼畫、然後知正信之能畫、其筆法適意而無定法、獨超格式、至得元信、狩野氏終爲天下畫工之長也、或記曰、長享三年四月朔日東山殿、命狩野大炊助使寫常德院殿像、先令僧功叔見之、略加臆見、最長人物、喜用減筆、曾不見倭畫、晩年因一藝敍法眼位、

〔本朝畫史四〕狩野元信、祐勢之長子也、小名四郎二郎、始稱大炊助、後任越前守、祝髮號永仙、會敍法眼位、學畫遠過於父、遂作一家、世稱古法眼、狩野氏所宗也、家在上京、人呼爲狩野廚子、(後俗謂小庵曰廚子)其爲畫也、溫良而細密、滋潤而淸秀、山水、人物、鳥獸、花木、俱窮乎妙處、殆入於神品矣、夫近世土佐氏倭畫、雪舟子墨畫、各臻其極處、若元信彩墨盡其美、和漢得其宜、譬諸羲之書、眞不勝鍾繇、草不勝張芝、惟羲之兼篆隷行草、俱造於神妙、元信之於畫亦猶如此、是以得冠於古今、而甲於倭漢也、永正間作數幅山水花

島、附南舶以達明國、知勤城鄭澤一作溪澤觀之、日本五百年來未聞有此品、若遭夏士良之時、必在圖繪寶鑑之列也、乃贈書曰、吾看先生畫彩、恰若趙昌、又如馬遠筆跡、其可觀也、若進貢船來時、得遊我國者、必作先生門下弟子焉、希傳達爲幸、起居拜、知勤城鄭澤、狩野四郎二郎先生座下、正德五年仲春書、然則元信不惟得名於本朝、至於異域服其技、元信少貧、嘗欲出尋山川勝、而開胸臆蘊、自負小藤匣、藏麻衣畫具、往芳野高野、到根來熊野、適意處皆遺筆跡、悠々蕩々更忘歸、得其畫者甚爲珍、故旅宿不求其價、○中略毎歲正月二日畫末廣扇、以獻公方家、而成賀、公擧土器而賜酒、第一典藥頭某、次元信、以及諸士、其後公方朝天子、以其扇載於柳筥(ヤナヒハコ)、使隨身捧於車前、及禁闕下車而執之、子孫榮之、○中略元信名蹟傳世者多矣、今不能具載、凡元信所學之山水、則馬遠、夏珪、牧溪、玉澗、及舜擧、子昭之濃色、人物則馬遠、夏珪、梁楷、顏輝、花鳥則趙昌、馬遠、舜擧、倭畫則因信實光信之法、其短者除之、其長者取之、使人入正門行直路、其有功於畫也大哉、永祿己未冬十月甲辰卒、年八十三、

〔古碑類錄扶桑名賢傳所載〕武州淺草觀音堂ニ、古キ繪馬有、俗傳云、此繪馬ハ狩野古法眼元信ガ所畫也、往年此繪馬、毎夜板ヲ離レ出テ、艸ヲ喰事有シト、又再板江戶砂子ニ、狩野玉樂ならんかト云、

〔本朝畫史四〕狩野雅樂助、印有靹隱之字、祐勢仲子也、善山水人物花鳥、極似元信、其無印者、乃元信之畫也、大抵能守家法、而風格高擧、氣韻蕭爽、而聊乏老成者、雖然其妙處亦至矣、

〔本朝畫史四〕狩野松榮或作松正稱民部少輔、元信第三子也、其兄祐雪早死、故續家系、剃髮號松榮、敍法眼位、圖畫能守家法、然不及於父、其中至於秀逸、則大似而小粗耳、天正年中卒、壽八十、

〔畫工便覽五〕直信、初幹信、俗名源七、古法眼元信三男、仕將軍義澄公、號松榮、敍民部卿法眼、以之爲嫡家、馳于丹青之妙、謂乎、榮中年豐之後州赴大友館、嚴島明神船中間近拜之、因玆寄船詣社祠、詠致景、誠無雙地、然俄暴風雨降、經二三日、雖過十日、不得風雨止、徒送數日、故凌晴間詣于社、拜殿有古板、新之、而舟中爲祈願、畫羅城門鬼圖、備神前、須臾空晴順風任于意出船、自是雖海路遙、無程豐後著、爲丹

靑矩模矣、榮早年、父元信用印字、後新易印、壺印以名、後陽成帝文祿元年冬十月二十一日卒、行年七十五、

〔本朝畫史四〕狩野永德、始字源四郎、松榮長子、而元信孫也、狩野家之嫡流、而受敎於元信、山水、人物、花鳥、皆爲細畫、間有大畫、望之則似舞鶴奔虵之勢、其人物岩木花艸、有過於祖先也、豐臣秀吉公築聚樂大坂二城、建大殿、使永德畫其金壁、當時諸侯大夫第、亦營大厦設金壁、則必求其畫、然永德細筆無暇、故專爲大畫、或松梅長一二十丈、或人物高三四尺、其筆法皆粗而草、然元信無論其優劣者、墨畫用藁筆、大抵有粗風、頗出新意、惟々奇々、自得前輩不傳之妙、以獨歩一時、骨氣正而奇、凡得手於大畫者、五百年來、未嘗有者也、嘗賜法眼位、然辭之天正庚寅秋九月癸丑、先父而卒、年四十八、

〔畫事備考〕狩野永德、始の名は源四郎、松榮長子にして、元信の孫なり、我と一風をおこし、大畫を書、信長、安土の天守を建、永德を以て是を書しむ、かつて法眼位に任じ、後法印に任す、信長深く繪を愛しある時、菊一文字則宗の刀をたまふ、今狩野祐淸家にあり、京大德寺院中にも、永德の畫多し、天正十八年庚寅九月、風病にて卒す、年五十九歲、在世俗名右京と稱す、諱を重信といふ、畫風大畫にして、唐にしては、梁楷が筆風に似て、やはらかなり、古法眼の筆法をつたへたり、京都妙覺寺に塔あり、元亨殿前兵部卿法印永德日好居士、

〔本朝畫史四〕狩野光信者、永德嫡子也、稱右京進、畫樣不如父意、故未傳家法、永德沒後從家族及諸門生、孜々得家法、爲花草禽虫、倭畫風情、輕柔可愛、又倣玉澗之山水、雖不及父不凡、慶長壬寅年〇七年死、壽四十二歲、今洛下相國寺法堂天井蟠龍圖、乃光信之墨痕也、

〔狩野祐淸邦信書上系譜扶桑名畫傳所載〕松榮直信孫、永德重信一男、右京進光信始名四郎次郎、永祿四辛酉年十一月八日、於山城國出生仕候、光信儀天正十八庚寅年九月十四日、父永德重信病死仕、父遺領無相違、秀吉々被下候、同月廿五日、從太閤秀吉、知行高百石朱印頂戴仕候、〇中略光信儀、太閤秀吉江父永

德重信之通り、畫工を以て、相勤申候、太閤秀吉薨去以後、年月日相知不申、權現樣江被召出、御畫御用相勤申候、太閤秀吉ゟ、知行高百石、山城國大原郡之内ニ而拜領之、舊領其儘無相違被下置候、其節京都元誓願寺通ニ而屋鋪拜領仕候、當時京都ニ而、狩野辻子ト唱申候、慶長十一丙午年三月五日、御畫御用ニ付、江戶江罷下リ、相勤申候、道中人馬御朱印頂戴仕候、御畫御用相濟、同年八月歸洛仕候、同年十月十日被爲召、江戶江罷下リ、御畫御用相勤申候、同十三戊申年六月御畫御用相濟、歸洛之節、道中ニ而相煩、同月四日、勢州桑名旅館ニ於て、四十四歲ニ而病死仕候、同所壽量寺ニ葬申候、法名常順院日圓、

〔本朝畫史四〕狩野守信者、永德之孫、孝信之長子也、初稱采女、剃髮號探幽齋、自孝信預繪所、故至于探幽、畫南殿賢聖者兩度、曾丹青之妙、縮超越于父、海內獨步、更無異論、上自王公下逮賤隸珍之重之、以金玉摹索冠古今、猶足從一時之好、以所畫本摹雪舟之奇蹤、於是筆墨飄逸、傅彩簡易、而自然一變狩野氏、自成一家、天性得搜奇者也、今夫鳴當世譽、皆非不舐探幽之糟粕者、末流漸々失古法、而不能論其本、豈知探幽出新意、有思趣哉、起自法眼敍法印、○中略延寶二年甲寅十月七日沒于家、壽七十三、

〔百一錄〕延寶二年十月七日、狩野探幽法印卒、七十三歲云々、

〔猗蘭臺集三藁五〕狩守信學古畫跋

此學古圖者、寬文年中、狩守信所自畫、而獻嚴廟之帖也、學古者、倣倭漢名畫七十一家之筆意而爲此、是以名云、至今藏御府、延享四年丁卯、有恩命、得允摸寫焉、乃摸者狩克信也、自其七月至十一月而成矣、於其彩色、於其穠麗、於其古淡、人物花鳥山水樓閣菓竹數品之妙、業已無毫釐之違、縱令守信再畫焉、亦不可加、乃爲家寶深藏焉、大凡守信所畫雖多乎世、而如此帖者無比類、殆謂畫巧盡于此、是帖也、與御府併二焉、可謂吾邦之珍玩也、

〔羅山文集五十二跋〕再書佐久間將監所藏之畫軸之後

昔高野大師、瑜伽三密之暇、遊戲書畫而得三昧、其妙不易言也、八百餘年之後、男山桑門昭乘、不啻詩其派流而已、設色之巧、破墨之法、亦是遊戲于此歟、當是時、探幽齋狩野守信以丹青鳴于世、自稱家讚、繪事出自周文、周文傳之友湝、其嗣元信、松永永德、光信、高信、守信、世々相承、然光信獨擅、故慕藺先代繪所預左近將監光信之名、以自號焉、夫同名而非者、周有兩曾參、有兩東施、唐有二韓翃、蒙古有兩伯顏、相似而非者、優者學叔敖、李赤慕李白、樂地倣樂天之屬、所謂畫虎而類狗也、伯樂之子見蝦蟇以爲馬也、非若玉礀有三人也、及至守信跨竈于父、寒氷于師、不亦奇乎、近代能畫、雪舟以周文爲祖、信手筆已忘、寫眞活自在、而今守信之氣勢、彙求周文雪舟之彷彿者乎、一日昭乘與守信相遇、佐久間君親衞校尉爲之地、於是出明牋數張、請令互圖花木鳥獸、雄深之勢、媚妍之姿、枲葉搖蕩、羽毛低昂、乃棚聯以爲卷帙、可謂寶玩矣、延喜天曆之際、千枝常則之所繪者、軸々相合比、鎌倉右府之時、廣元朝光之所獻者、卷々相勝負、皆雖擅美於前代、然未有如此一紙兩筆之闘娟爭新奇者也、且每畫有倭歌、有唐絕、或青雲卿相之所吟詠、或緇林隱逸之所題品、開卷卽見無聲之詩有聲之畫共在茲、則問之昭乘、乃必曰、畫現空中、問之守信、乃必曰、認假爲眞、若使老者見之、則必謂有無同出、敎者必謂、亦有亦空、禪者必謂、有無俱遣、豈其然乎、白受彩者、忠信可學禮之謂也、聲之有無不暇論焉、不可不察也、不可不擇也、親衞校尉請余誌之、不克固辭、遂題其後、

〔閑田次筆 三〕探幽の畫は、うはべかろくして、しかも千斤の力あり、學ぶ人は、其力を得ることあたはず、たゞうはべのかろきと形をのみ寫すゆゑに、見るにたらずといふ人ありしが、わがしらぬ道なれども、實に然るべし、

〔寛永小說〕探幽、繪書候事上手ニ付、法眼被仰付候、其後上意に、探幽法眼に被仰付、御後悔に被思召候、繪の上手なるに御ひかされ被遊、官位被仰付まじき者に被仰付候由、

〔文會雜記 二下〕一九月廿三日如辰來訪シ云々、探幽主馬永眞兄弟三人、同ジク與意ト云人ノ門人

ニテ、畫ヲ書タリ、探幽一番ニ圍ヲヌケテ上手ニナリ、主馬ハ一風ヲ立テ、雪舟ヲ蹈ヘテ、一流ヲ書出シタリ、永眞ハ末ノ弟ナル故、夫程ヲクレテ、何卒早ク一流ヲ立タク、儀ニ自ラ圍ヲ拔ントシタル故、タトヘバ官女ノ面ノ彩色、生エンジニテ仕立ルハ面白カラズトテ、黄土ノグニテ仕立タル故、替リタル繪ニナリテ、後ハ見ラレヌヤウニナリタルト也、ソレ故牧心齋ト書タル中ノ畫ハ、一流ヲ立ヌ時ユエ、繪ノ法ヲ崩サヌ也、近頃周信ガ書崩シテ、埒モナキ繪ニナリタルハ、最早我ヲ歷ス繪ハナキト云ヒ誇ル心ヨリ、大事ノ戒ヲ忘レテ、散々ノコトニナリタルト也、又土佐家ノ繪ノ具ノ拵ヤウハ、第一ニ漆ヲ流ス如クニ、膠ニテ合セタルヲ絹ニテ流シテ、キヌノ目ヨリ出ルニテ彩色シタルモノ也、是至極ヨキ法也、

〔畫工便覽〕五 尙信、始一信、號主馬、又自適齋、慶長十二年生、探幽弟、雍丹青妙、器趣活動而有士氣、頗似探幽風格、惜哉不幸而慶安三年四月七日、於江府卒、行年四十四、

〔武德編年集成〕五十二 慶長十一丙午年

狩野右近孝信ガ次男、尙信生ル、其初名ヲ三位ト呼テ、後主馬ト改メ、剃髮シテ自適齋ト號ス、慶安三庚寅、四十五歲ニシテ卒ス、兄探幽齋ト優劣ナキ名畫ナリ、

〔畫事備考〕狩野主馬之助、右近孝信中子、自適齋と號す、畫風の情、兄弟の隨一、古今の名畫といはん、別に一家をなし、德川家に仕ふ、中年にして卒す、尙信と云、世人扶持、

〔有德院殿御實紀附錄〕十六 公の御父光貞卿には、狩野探幽守信が畫法を學び、世にすぐれたまひければ、公にも御幼稚より畫を好み學ばせ玉ひける、常に探幽が畫をば南無妙法蓮華經の境にいれりと御賞歎ありけるが、其ころ探幽ははや世にあらざれば、彼が從子養朴常信を召て、師とし玉ひけり、養朴も叔父に劣らざる堪能にて、しかも中院內大臣通茂公に從ひ、常に和歌を學び、それをもて畫のたすけとなしければ、雅趣高致たぐひなくかきあらはしけるとぞ、養朴うせぬ

る後は、其子如川周信を召して、常にとひはからせ玉ひしが、如川も世を早うしければ、其子榮川古信、まだいとけなかりしを、名家の末なりとてめしまつはし玉ふ事かぎりなし、殊にその畫材をすゝめ玉はんとて、御みづから養朴以來傳へさせ玉ひし畫法を懇に御敎諭あり、放鷹の時も御供にめし加へられて、景勝の地に至れば、かならず異圖を作らしめらる、既に小金原御狩ありしにも陪從して、其さまを圖せしめ、後に屛風に押れけるとぞ、ことさら鷹の圖は御敎を加へられしにより、詳密にいたりしとなむ、

〔狩野養川院法印書上系譜扶桑名畫傳所載〕常信

嚴有院樣御前江度々被召出、御畫御用相勤申候、年月日相知不申候、嚴有院樣御筆御畫七枚拜領仕候、今以所持仕候、右御筆、枯木鳩一枚、岩鵜鴿二枚、雞二枚、鍾馗一枚、渡唐天神一枚、嚴有院樣御筆御繪樣書壹通、御手自拜領仕候、今以所持仕候

〔槐記〕享保十三年戊申五月四日、參候、近代ニテハ、養朴ハ又探幽已後ノ上手也、目ノツケ所ガチガヒタルモノ也、□□ナド近代、七十ヲ越テ專ラ艸筆ニテアラク、畫ハ探幽ナド、行年カキニナリテアノ格ニテアリシヲ覺テ書ナルベシ、養朴ハ老後ニ至ルホド畫ガグハシウナリテ、死スル一年前ニカヽセタル三幅對ナドハ、至極クハシキモノナリ、トテモ探幽ニハ及ブマジキト思タルガ、探幽ト云ヘドモ老後ノ筆力ハ、不快ニ思ヒタルカ、何ニモセヨ似セモノニハ非ズト仰ラル、永信ハ、下手ノ樣ニ云ヘドモ、左ニアラズ、出來物ニナリテハ及バザル處アリ、是モ探幽カ、主馬カ、繪ノ筆力ヲ見テ、迚モ及マジト思タルガ、己ガ一家一分ノ風ヲ書出シテ、形ハ少モニヌモノ也、是永信ガ器量ナリ、

〔續三王外記浚三王〕王〇德川家治性好書、畫工榮川典信、其子養川惟信、及永德高信、日侍側、王亦善畫、既而以典信父子比官醫之爵、畫工之貴自是始也、

〔本朝畫史 四〕狩野山樂、近江國蒲生郡人也、本氏木村、名光賴、小名平三、木村永光子也、永光初事淺井氏、既而謁豐臣秀吉公、于時稱羽柴筑州大守、事之爲近侍、公營城郭、屢監臨焉、光賴幼年持公之杖從其後、而以其杖沙上畫馬、不顧傍觀、公見而奇之曰、汝好丹青乎、乃附當時畫工長狩野永德學習、而後因台命約父子之義、授狩野氏稱修理亮、用筆法專得其正傳、然猶接士林之列、而勤其役者居多、公修營東福寺法堂、天井有僧明兆畫龍、嘗逢雷火而損、公使永德補之、畫雲未畫龍、而永德罹病危急、乃授其草本於光賴、以補成之、明兆所畫其紙壞矣、光賴欲畫之、去其紙施粉於板上、龍頭二丈餘、身長十八丈、數日而終其功、時光賴三十餘歲、自是禪林法堂天井板必畫蟠龍焉、公嘗興復天王寺、令光賴初畫聖德太子緣起於堂壁、及秀吉公薨、猶在浪速、浪速陷後、寄身於男山瀧本坊、由是蒙恩赦、拜東照大神君於駿城、而歸休洛陽、剃髮改號山樂、元和年中天王寺罹災、及其重興、山樂復蒙鈞命圖之、其餘洛中畿內金殿玉樓多遺墨痕、其所畫之龍虎鷹馬頗有青藍之作、人物花禽艸木亦追永德大畫之風、晚年深慕宋元、平生好畫鍾馗、病者求之、果有靈驗、又聞古老所語、佐々木主雄初圖犬追物式、又見張氏帝鑑圖說、始摸寫之、或畫騎法七段、皆流播於世、寬永乙亥秋八月丁酉以病終、歲七十七、

〔畫乘要略 一〕永納

狩野永納、號山靜、一號梅岳、山雪長子也、著本朝畫史、行于世、

〔畫事備考〕狩野縫殿之介光吉、永納光正の子なり、京都に住す、後に永納といふ、此永納、二代目といふ、探幽が風を數寄て、幽が筆風を書、山樂又は父永納よりは上手なり、

〔儼塾集 四記〕畫龍記

野中三五郎源友重、世仕于遠州敷智郡堀江邑、寬永季年、公府畫工狩野主膳者、病而辭職、遊上都、路歷堀江、寓于友重宅、偶過近村前之坂、弟子狩野源兵衞告友重曰、吾師於畫有一奇事、君試請之、友重喜、乃請之、主膳辭曰、我奇畫者龍也、毎畫之雷雨必發、故秘不畫、友重固請、遂畫之、時六月十九日未時、

以連日大旱無些涼氣、及主膳下筆、忽巽方有黒雲、大如扇子、須臾大陰雷電霹靂、暴雨游至、里民恐懼、皆閉門戶、半時許而天晴、前之坂近邑、無一點雨下、於是初信其每畫龍必致此異、友重寶其畫、傳于家、後仕于水戶侯、今致仕號榮傳、請余爲記有日、今玆寶永元年甲申六月久不雨、民望雲霓、於是應其需、

論曰、昔者張僧繇畫龍、點其睛則雷電破壁、畫已失矣、顧愷之畫龍不敢點睛、後人强其點睛、龍竟飛去、吳道子畫殿内五龍、鱗甲飛動、每欲大雨、卽生煙霧、其他畫馬畫鼠畫魚畫鳥畫獅子畫水火、有靈怪亦多矣、我邦古之能畫、狩野氏之祖先等、眞通造化、妙致變異、不可勝計、所謂精專則動物、言其妙耳、易曰、神者妙萬物者也、夫畫工之妙、得神於小伎、猶且如此、况聖人之妙、得神於大道、天地位焉、萬物育焉、過則化、存則神、豈可誣哉、人之存心於道、妙通神者、優蹐聖域必矣、

〔本朝畫史　四〕友松諱紹益氏海北、江州蒲生郡人也、師狩野永德爲畫工、所畫人物禽獸艸花、能似之矣、然輕而逸耳、永德歎令友松助其功、晩年爲世所重、畫法遂改筆法、其墨戲甚淸潤、而不蹈古人轍、當時有故畫墨龍、而贈朝鮮國王、於是給書於友松、甚重之愛之、其子友雪、不墜家聲、

〔畫事備考〕海北友松、諱は紹益、氏は海北なり、江州蒲生郡の人なり、永德の弟子となる、後年にいたり永德と義絶して改之、海北流と號し、一風はづれたる畫を書、梁楷を學んで、ゑやれを書たる物なり、和風其内に備る、

〔畫乘要略　二〕守景

久隅守景、通稱半兵衞、學探幽、會得其意、尤長山水人物、超邁雅健、曲盡其妙、余嘗觀其水仙梅花小幅、與雪舟伯仲、探幽門下、無出其右者、

〔近世畸人傳　四〕久隅守景

守景は久隅氏、通名半兵衞、探幽法印の弟子にて、畫を能す、家貧なれども、其志高く、容易人の需に應ずることなし、加賀侯、守景を召て金澤に留給ふこと三年に及びしかども、扶持給るけしきも

なかりしかば、かくては故郷にあるも同じ、歸りなんとて、侯の近侍せる士に別を告しかば、理也とて、其よしを申けるに、侯笑給ひて吾よくこれを忘れり、然れども、守景は膽太くして、人の需に從ふものにあらず、其畫もとより世に稀なるもの也、されば此男に祿を與へば、畫を描くことをばせじとおもひて、かく貧しからしむ、今は三年に及べば、畫も國中に多く殘りなん、さらば扶持すべしとて、ともしからず賜しとぞ、

〔近世江都著聞集十一〕多賀長湖百人女﨟を書きし御咎にて遠流并後年英一蝶となるの話○中略天和貞享元祿の比、狩野永眞が弟子多賀長湖と云者有て、畫の道に執心あつて、能精心を込て、上手の名を得たり、然れども正風の繪には、いかやうの名人となりても、家元の上に立がたしと、多年案じて、一流の姿を工風して、今一蝶流と云畫を畫始けり、後英一蝶と云しは、此長湖が事也、此者元祿の始、公廳の御咎有て、一度遠流せられたり、此事の眞實を聞に、元祿の比の大君は、常憲院殿御治世、東照宮五代の君にまし／＼て、好色にふけらし玉ひ、あまたの美女を寵愛し玉ひけり、○中略繪師多賀長湖は、百人女﨟と云繪を畫て、世に流布しけり、其繪は貴人高位の女﨟より、賤の女迄、其比名高き麗しき女の姿を寫しけり、其中におでんの方○綱吉寵姫船中に鼓打てまします姿繪、公の棹さし玉ふありさままで、さもうつくしく書きたりけり、此事誰有て公儀へ訴へしか奉行頭人の御耳へ入て、渠を忽ち召捕れ、牢舍被仰付、終に遠島に被仰出けり、

〔畫乘要略二〕一蝶一蝶、一舟、一川、藁谷、附、

英一蝶、初氏多賀、名信香、有故流謫於八丈島、時見蝴蝶集草花、忽聞有赦書、大喜、乃更其姓名、攝津人、徙居江都、學狩野安信、稍更其格、善人物花鳥、又長狂畫、奇情異思、愈出愈妙、毎以解人頤、其在島也、擇島中石及木皮、以爲設色、後遭赦歸、其技倍進、大行于世、

〔國學詩文集十二〕紀英一蝶事　和田正定

英一蝶、攝人、本姓多賀氏、性資有膽、豪邁不羈、事母至孝、學畫狩野安信之門、師授其姓名曰狩野信香、得其宗旨、不問可知、後變師授之姓名、還本姓、號長湖、畫名愈高、又更曰英一蝶、筆鋒遒壯、氣勢磊落、卓然成一家、有罪配流八丈島、其在島亦作畫、便次毎寄與畫幅、粥以供母之養、無幾遭赦還、曾有雨邦君、爭購一坐大石燈、論價未斷、一蝶聞之、不惜數百金、致諸我庭、會賣新茄過門、不問其價買爲鹽醃、點火石燈、傲然箕踞其下、嚼此生醃茄曰、有是哉、天地間最第一大樂事、其超邁自恣、唯尙適意、多此類也、

〔古畫備考目錄三十五〕光悦流

松梅院禪昌　本阿彌光悦　本阿彌光甫　俵屋宗達

宗達女重春　北川宗說　野々村通正　北川正五

順定宗仙　宗雪　野々村是異　達庵

伊豊　光琳系圖　尾形光琳　尾形方叔

尾形光是　光琳僞造　乾山深省　何帘

飛來　宗貿桂昌院樣御兄弟　渡邊始興○下略

〔皇朝名畫拾彙三〕本阿彌光悦、號大虛庵、亦德反齋、寛永十四年二月三日沒、歲八十六、氣宇高尙、臨池之妙、所擧稱、畫又逸格、然傳世甚少、嘗聞所畫三十六歌仙像、至今其氏嫡家藏之、

〔耳敏川〕下谷の本阿彌三郎兵衞が家に、先祖光悦が書し、三十六歌仙あり、畫も歌も同筆なり、世に書のみ名高けれども、繪もまた凡ならずと、武清の話なり、光琳は此門人なり、世に光悦の畫は至て稀なり、

〔畫乘要略二〕光琳附乾山

尾形光琳、名方祝、又號寂明、平安人、初學常信、後師伊年、又創一格、余嘗觀芙蓉峯圖、以濃墨作水際之岩、用乳金潑混墨汁、山頭塗白粉、山腰塗石青、用石綠作松樹、粲然可觀、如使他人作此、則俗惡、令觀者

圓山派

發嘔也、乾山亦能畫、

北汀先生曰、伊年光琳、奇變不凡各有偏長、以他天才筆姿、令學正派、則必與雪舟元信相抗、識者深惜焉、

柴田義董曰、如伊年之草花、自率胸臆、揮灑縱橫、信手而得、其力量氣局、可謂有過人者、蓋前輩決無此格也、至光琳益出新意、轉常爲奇、筆姿微妙、出其天性、非强學之所能到也、

〔書畫集覽〕法橋伊年、宗達畫法一家ヲナシ、世ニ宗達流ト稱ス、又万年宗達ト稱スルモノ、伊年ノ族ナリ、其子孫、加州ニ仕、世々宗達ヲ通稱トス、各其號ヲ異ニス、万年ノ後、李少年郭大年ト稱スルモノ、並ニ畫ヲヨクス、然レドモ伊年万年ニ不及コト遠シ、

〔緒方流略印譜傳所載扶桑名畫〕何帛、立林、立德、加州侯之醫官也、後亡名シテ、江戸ニ來リ、白井宗謙ト云、乾山直弟ニテ、實ニ光琳三世之畫也、

〔春波樓筆記〕京師に、應擧と云ふ畫人あり、生は丹波の笹山の者なり、京に出で、一風の畫を描出す、唐畫にもあらず、和風にもあらず、自己の工夫にて、新意を出しければ、京中之を妙手として、皆眞似をして、甚流行せり、今に至りては、夫も見あきてすたりぬ、

〔畫乘要略四〕應擧

圓山應擧、初名仙嶺、後改爲應擧、字仲選、號僊齋、丹波人、丞入京學石田友汀、迥然出藍、多摸古名蹟、然不敢泥規倣、自開生面、凡花鳥草獸蟲魚皆寫其生、曲盡其狀、筆姿嫵媚、設色之精緻、匠心之微妙、擧顯無遺、兼工山水人物、遂爲一代作者、名馳海內、諸士爭慕之、由是平安畫格一變、相傳、應擧晚年、每過街見鷄、駐杖熟視久之、因長鷄畫、如祇園祠步障、觀者莫不歎美也、而尙如此、宜矣其得精絕、歿年六十三、其子應瑞、字儀鳳、守家法、○中略

北汀先生曰、應擧專就動植寫其形、故能逼眞、至如寫山水、爲形似所縛、全沒眞趣、不知山水之妙在

四條派

烟霧有無明晦可摸不可摸之間、〇下略

〔圓山應立家記〕丹波國人圓山藤左衛門某(本氏丸山、上京以後圓山ニ改ム、)之男、主水源應擧、初メ雪汀、又夏雲、又仙嶺、後應擧、字仲選、號僊齋、通稱初メ岩次郎、後主水、享保十八年癸丑五月朔日生、十七八歲頃、上京シテ石田幽亭之門人トナリ、畫法ヲ學ブ、代々圓滿院宮御家來ニテ、禁裏御繪師ヲ務ム、家紋ハ、九曜ノ星、櫻町帝ヨリ、七五ノ桐ノ御紋ヲ拜領ス、此應擧已來、參內揮毫、名印ヲ免許セラル、官位昇進ノ儀被仰出ル處、後世畫道ノ衰微ニ成ルベクトテ固辭ス、寬政七年乙卯七月十七日死ス、時年六十三、四條大宮西入所悟眞寺ニ送葬ス、法名圓擧無三一妙居士、墓碑ノ銘、源應擧、墓銘ハ、妙法院宮座主眞仁法親王、御染筆下シ置ル、

〔古今鑑定便覽(六畫家)〕長澤蘆雪

名ハ魚、字ハ氷計、城南淀藩ノ人、應擧ノ門ニ入テ、頻リニ勉强シ、遂ニ一格ノ新意ヲ出ス、其畫ノ精密ナルハ、肉眼ニシテハ見分ガタキマデ細微ヲ書セリ、又洒落ノ畫ニ至ツテハ、風致人意ヲ驚カス、應擧門ノ巨擘トス、寬政十一年六月八日歿ス、年四十五、

〔畫乘要略(四)〕源琦

駒井琦、字子韞、平安人、學應擧、美人、花卉、鳴禽、走獸、種々能之、彩色麗艶可觀、名重一時、惜哉中年歿、

〔古今鑑定便覽(六畫家)〕松村月溪

名ハ春、字ハ伯望、攝津吳服ノ里ニ隱ル、因テ吳氏トス、平安ノ人、通稱嘉右衛門、初メ醉月ヲ師トシ、又蕪村ニ學ビ、兼テ俳諧ヲモ能クス、蕪村歿後、應擧ガ畫格ヲ喜ンデ、業ヲ受ケンコトヲ請フ、應擧辭シテ莫逆ノ友トナル、爰ニ頻リニ苦學研究シ、專ラ寫生ヲ勉メ、遂ニ自ラ一家ヲ成シ、世ニ頻リニ鳴ル、花卉鳥獸ヲ畫キテ、其眞ヲ得タリ、稱シテ其流ヲ四條風ト云、實ニ應擧後ノ妙手ナリ、文化八年七月十七日歿ス、年七十、

〔古畫備考二十九〕月溪呉春

蕪村門人ニテ、始ハ文人ノ畫ヲ學ベリ、後應擧ニ進メラレテ、舊習ヲ破リ、其翌日ヨリ忽チ今ノ畫風ニカヘシナリ、是ハ應擧ノ異見ニ、足下所學ノ文人畫佳也トイヘドモ、若シ勅命等ニヨリテ、畫ヲノスニモ、文人畫ニテハ、其撰ニ入リガタシ、速ニ所畫ヲ改テ然ルベキト申セシヨリ、斯改シト也、

〔畫乘要略四〕月溪

松村月溪、嘗隱吳服里、因以吳爲氏、名春、字伯望、平安人、初師醉月、後學蕪村、蕪村歿後、喜應擧畫格、束脩以請受業、應擧辭之而爲莫逆友、討究極其微、由是變其畫格、其所作初似蕪村、後肖應擧、至晚年、筆法蒼老、墨汁淋漓、遂爲一家風、至其山水最奇、嘗製百朶之圖、究其形似、而用沒骨法、以濃淡墨寫之、加以淡彩、精妙無比、又長艸木花實、墨華燦爛、天機之妙現筆端、誠爲傑作、與探幽守景等爲之上下也、文化中歿、歲六十、

〔古今書畫鑒定便覽畫家六〕松村景文

名ハ景文、字ハ子藻、華溪ト號ス、月溪ノ弟ナリ、畫法ヲ家兄ニ受テ、頻リニ勉強シ、遂ニ妙所ニ至ル、殊ニ花鳥ヲ善ス、其墨色ノ美麗ナル、世ニ超越セリ、當今大イニ賞譽シテ、其畫ヲ爭ヒ求ム、弘化元年四月廿六日歿ス、年六十五、

〔畫乘要略四〕景文濟美輝九附

松村景文、字子藻、號華溪、月溪弟也、以花卉著、寫生精研、淡采艶美、墨痕豐潤、結構多姿、能稱人望、獨擅其勝、翎毛亦好手、至山水人物、準的家兄、名重一時、

〔古今書畫鑒定便覽畫家六〕岡本豐彥

名ハ豐彥、字ハ子彥、葒村ト號シ、又澄神齋ト號ス、備前ノ人、平安ニ住ス、月溪ニ學ンデ、頻リニ研究シ、遂ニ妙所ヲ得テ一家ヲ成ス、殊ニ山水ヲ能クス、其名大イニ振ヒ、其畫ヲ請モノ多シ、弘化二年

七月十一日歿ス、年六十八、

〔本朝畫史 三〕僧如拙、九州人、居相國寺、善畫山水人物花鳥、似南宋馬遠、夏珪、牧溪、玉澗、及胡元顏輝、古來倭手能畫者、未學宋元風、如拙始學之、大得其法、

〔本朝畫史 三〕僧周文、稱春育、在相國寺爲都司、其印文越溪周文者、所謂江州山上永源寺之境越溪也、有故居此處稱之、其所畫淡彩山水人物花鳥、用馬夏顏之法、墨畫極牧玉之奧、與斎龍曰、胸吞王吳、眼睨韋郭、畫中三昧手也、師如拙有出藍之質、無不臻妙、然不爲倭畫、近世雪舟、小栗、狩野之徒、以文爲階梯、得上宋元堂、

○按ズルニ、本文與斎龍云々ノ事ハ、後文雪舟ノ條下ニ半陶稿ヲ引ケリ、

〔本朝畫史 三〕曾我蛇足、不知其諱、越之前州人、而世爲武臣、性好畫、師周文、畫山水人物花鳥、筆力粗而不似其師、氣韻蕭疎、非繩墨所拘也、嘗與純一休、有師檀之緣、故畫大德寺眞珠庵方丈(純一休開基)然不見倭畫、觀夫畫寒山拾得有一條禪閣贊詞、其畫用濃墨麁筆、如草書、勢甚豪放耳、

〔扶桑名公畫譜〕曾我式部、李周文之子、而世仕越前朝倉氏、剃髮號蛇足宗譽、學技嚴父、好畫山水人物花鳥、筆力略粗矣、氣韻蕭疎、非繩墨所拘也、

〔扶桑名畫傳 庶士三十二〕按ふに、宗譽が父を、畫工譜略に李周文とす、名公畫譜、日次紀事ともに同じ、辨玉集には玄仙とし、本朝畫史には紹仙とす、此說いづれも諾ひがたし、

〔本朝畫史 三〕曾我宗譽、紹仙之子、世其業、能畫花鳥、印文有玉院崇玆之字、近觀禪祖二幅對、人物亦工、又畫阿彌陀佛、設色專學恩恭、畫上書曰、爲慈父重賢大德畫、有押字、

〔本朝畫史 三〕小栗宗丹、畫不知俗名、性好圖畫、落筆雄偉、自成一家、師周文、槩清潤矣、仕室町家、且每新年請獻畫扇一柄、命飯尾左衞門而許之、每年卽賜綾衣一領、窮臘又賜練衣一領、中年入相國禪寺剃髮爲僧、稱宗丹上座、(世人丹或作翠)狩野祐勢、初師宗丹學畫孜々而後使祐勢爲周文之弟子、狩野之技藝起、

於此、或謂宗丹晩年居大德寺、故筆跡多、一日宋丹請別號於蔭凉軒季瓊和尙、以爲其畫之神妙也、可比牧溪之筆法、因號自牧、自玆後世人以自牧呼之、季瓊和尙嘗浴有馬溫湯、自牧亦從之、一日登阿彌陀堂、自寫山中之風景、所到以妙手被稱、其子亦爲相國寺僧、宗丹特長山水、其景中態、煙雲變滅林泉點綴、自有天成之趣、其山水也、學牧溪玉澗二家法、又學夏圭馬遠、其用筆潤於周文、柔於雪舟、畫人物也、行筆磊落、畫花鳥也、設色稍麁、然得動植生意、又不見倭畫、嘗宗丹墨痕世間稱、惜哉、今人不及知至其妙處、

〔蔭凉軒日錄〕寬正四年六月十五日、雲澤軒障子圖畫之事、可命于宗湛之事被仰出也、上命之外不可寫之由、以前被仰出也、仍以上命被免許、尤恩榮之至也、

〔本朝畫史三〕僧祥啓、嘗在建長寺爲書記、墨畫學牧溪、其傳出於周文、善佛像人物山水、尤工雜畫、然不視倭畫、或曰、野州宇都宮畫家九良氏之子也、（丸耳訓豆不羅）或稱雪溪、又號貧樂齋、世謂啓書記是也、

〔翰林葫蘆集三〕題貧樂齋詩後

賢江啓公記室、海東相陽人也、栖笠於福山者有年矣、平居修心禪悅之餘、發其胸中所韞於繪事、前年公入洛、圖工藝阿、一見其畫、以賞有高趣、遂招到其家、悉出相府所藏畫本、爲之摹、以故筆勢益進、宋季有段濟川者、稱名畫、常牧溪嘗從其學、今也似之、及其歸、藝阿親作觀瀑僧圖付之、公就予求贊、弗辭而題、爾來洛人之評畫者、咸知關東有啓書記、今年又入洛、寓此山中、到處以貧樂齋爲扁、請諸老賦詩、禪林遺老栖芳大士序其首、一日扣鹿苑之室、求予之跋其尾、〇中略、賢江賢哉、書以贈之、

〔京花續集上〕軸贊

銀河一派掛雲端　孰與香爐峯下看　橋上誰歟僧太白　三千尺雪七條寒

相陽啓上人、遊繪事者也、戊戌歲、觀光上國、就國手藝阿學畫三年而業成矣、一日告別回里、藝自書于軸、以送其行、意在證所以得於藝者耳、可嘉矣、月翁蘭坡題詩其上、書此列后云、補庵景三、

〔梅花無盡藏 六〕山水畫軸序

或人寄一軸於余若耶之客簷、相告曰、需洛社諸老之詩什、欲繫畫末、雖然未得其便、請先以一辭置始則可矣、余宿酲未解、摩挲老眼、展之而卷之、卷之而展之、如是泊乎數四焉、十日之水也、五日之石也、山也溪也、橋也船也、堂也琴也、梅也竹也、綠樹也煙村也、有蘭若有浮圖、豆人有十六、而寸馬無一也、飛瀑萬丈如吼而波湧、余已坐忘、不辨假畫眞境之二、高聲呼小船載晩流、欲就數峯之深處結茅、傍有煎茶之童子、匿笑云、假畫而非眞境也、余茫々然、付一咲而已、如心既醒而細着眼、則有畫者之印文、曰祥啓、吁啓外記、適湘南巨福之茲芻、入洛而受能畫師之印、其齋號貪樂、余遊武陵之時、解后作貪樂詩與之風流之茲芻、而丹靑非無意也、余今見所見之畫、而知所不見詩什之妙、蓋預播待痒者乎哉、

〔周南文集 八〕雪舟傳

雪舟、本姓小田氏、備中州赤濱人也、名等揚、雪舟其號、又稱備溪齋、或稱米元山主、又嘗作漁樵齋記、而自託焉、十二三歲時、其父携投於列井山寶福寺、爲僧、及壯爲相國寺洪德禪師弟子、後又從建長寺玉隱禪師、寬正六年或曰應仁元年託海舶而遊明國、爲四明天童寺禪班第一座、爲明憲宗成化元年、居五年、至文明元年、始歸國矣、歸居周州山口、築室天花山下、號雲谷庵、後去山口、居石州益田乙吉村大喜庵、或曰修木村、或曰梅月村、文龜二年壬戌遷化、壽八十三歲、墓在大喜庵、雪舟生好繪事、其命名也、蓋亦慕楊補之逃禪已、補之姓楊、或從手作揚、雪舟亦爾、其在明也、畫名稱於四方、明帝召畫禮部院壁、嘗爲人寫富士三保淸見三絕景、名儒詹僖爲作讃、僖字仲和、號鐵冠道人、書法有名、相傳、大內侯義興、購畫于明國、明國酬以雪舟所畫、而託名華工、雪舟一見曰、是老衲在明所作已、大內侯以爲欺罔售名而大怒、雪舟翛然去適石州、後因畫絹爲物汚戮、命工洗淸、雪舟名識、隱々而見、大內侯方始知不欺己、甚悔召舟、而舟已死矣、舟爲明人作畫、題曰扶桑紫楊等楊、意者、其游明之時、旣在筑紫久矣、遂稱筑紫已、是時豐筑前州爲大內氏之邦域、其歸居山口、亦自筑紫者可知也、舟所作西湖金山寺等圖不唯筆力高古、形勢氣象、皆其所目覩、一展

覽、則若身親翱翔餘杭門、登妙高臺、評者以爲神品者固有焉、

周南氏曰、東方自古有畫、而優小工、而不周大象、能爲婉媚、而不得氣骨、形似有焉、氣韻索然、滔々者皆是也、舟者禪人也、山水泉石、固激出乎胸中、若夫草木花鳥、賦彩設色、別有清韻、游揚蒼黃之表、仙佛人馬、多用喩筆、書家所謂銀鉤鐵畫者、舟獨發諸畫、大抵舟所作、氣韻超然不墮乎塵垢、是其所長、稱爲東方獨步者、亦不誣矣、豐西君雅好書畫、東方唯雪舟之爲美矣、具狀求作其傳、不辭承役云、

〔本朝畫史 三〕僧雪舟、○中略 歸朝後居周防州山口雲谷寺、故稱雲谷、或號雲谷軒、至其妙處、則得之天性、不踐古人蹤跡、而旣立一家、尤長於山水、人物次之、花鳥又次之、象畜牛馬、而龍虎次之、凡於人物牛馬一點筆而成、此法始自雪舟、常好水墨、少設丹青、專尙風致、故大抵寫意不求形似、筆刀位置、清氣豪放聊有無墨法、但傳于世者無不至妙也、

〔古畫備考 二十上〕天開圖畫樓記

畫師楊公雪舟、相攸勝地豐府西北之隅、搆作一小樓、題榜曰天開圖畫、滄海接前、群峯連後、孤城左聳、二水右流、位置勢排、千變萬態、天卽留神品、已不在開張於此境、而何也、顧其已樓上景致、而擬此於公之筆跡、則太山之於丘垤之類也、筆跡甚高、而景致彌低、何其有然也、公嘗南遊、余同舟歷覽乎天下之名山大川、已都邑之雄富、州府之盛麗、及九夷八蠻卉服編衣、異形奇狀之物、一々摸寫、已得之於手、而應心、則其畫意闊而大者不言而可知矣、余竊閱古今之畫評、假雖爲一世之名工、而僅能一二之樣耳、到公之活法、不翅兼備其衆體、看畫臨摸、莫不咄々逼眞也、道釋人物、依稀於漢之吳道玄、宋之梁楷子、山水樹石、或出馬遠、或入夏珪、水墨淋漓、自然有雅趣者、西湖之僧若芬之流也、描出雲山、驚動人之耳目者、西域畫者之孫高彥敬之亞也、水禽山獸、則齊于長沙之易元吉、花鳥着色、則類于雪溪之錢舜擧、龍虎猿鶴芦雁白鷺、粗學法常、不師其危惡墨、鬼鍾馗等、頗及於龔翠岩之怪矣、向者大明國北京禮部院、於中堂之壁、尙書姚公命公令畫之、曰、凡今外蕃重譯入貢、殆到三十餘國、未見如公之所畫、況又本

部司科擧事、則中朝名士、莫不升斯堂者、及是時而召諸生指壁上必言、是乃日本上人楊雪舟之墨妙也、外夷而猶有斯絕乎、二三子何各勤汝之業、已不到于斯域乎、方於大邦見加賞嘆若此也、繇是論之我朝當代之絕藝、何人而得出其右、倘雖生於宣和紹興之間、而在院人中見稱其名、於是決矣、故上自公侯貴介、下至浮屠氏工商之徒、欲求數點之殘墨、而來往踵々、已鐵門限稱、亦豈其可誣乎、入戶窺見其席次、粉奩畫筆、左右雜遝、幅之大者、幅之小者、絹之細者、紙之素者、已畫出者、未畫出者、卷軸充棟、裝潢掛壁、如斯則吮粉終日、研丹涉月、志倦神疲之時、凭欄一拍、披襟當風、厭蘇息衰肺、已寓意於繪事、然則樓其假天已口斯畫本、公其假樓已長斯畫趣、則向之太山丘垤之喩、於理侶相違戾、暫待明哲之君子論之優劣者歟、不若卷而歸之於天、而斯篇之銘、完固垂於不朽矣、仍案公之畫家之系、如拙翁之的孫、而所謂德元文公之眞子也、青出於藍青於藍、斯人云乎、余之菲言作之記、恐抱後誚、慙汗赧面謹記、

文明丙申三月初三日、

杏塢呆天良心誌之

〔半陶藁三〕四景圖一双一幅、楊知客筆、

春〇中略

宋人西湖詩曰、却將錦樣鶯花地、變作元暉水墨圖、元暉何人、吾雪舟首座是也、雪舟昨入大明、錢塘金陵之江山、皆眼前之物、而胸中之有也、今也吐胸中墨幻眼前境、不亦宜哉、余對之數日、其初望之、徐而就之、直取水墨圖、變作鶯花地、具看畫眼者、與余辨之、〇中略

秋

宋熙寧末、大相國寺得日本扇、淡粉畫平遠山水、寒蘆衰蓼、景物如八九月間、筆勢精妙、中國善畫者、或不能也、類苑所載如此、又宣和中御府藏日本畫、有海山風景圖、畫譜所記如此、今視斯畫、八月九月秋之景也、向之葱籠嘉樹凋葉脫、向之淸淺流水、水落石出、平遠之山、其色慘淡、决非春夏多之所宜有也、

初在熙寧淡松一扇猶爲中國不能也、後在宣和風景一圖、猶爲御府所秘也、本朝畫史見貴重也久矣、雖然李密未見秦王者焉耳、雪舟一出、洗空萬古、若此一圖、傳到中國、必爲御府物矣、所謂堆金齊北斗、勿換者有此圖哉、

冬

四景有水、到此初得舟焉、妙哉畫也、古今詠雪莫如子柳子、曰孤舟簑笠翁、獨釣寒江雪、(○雪下恐脫雪字)爲舟雪乎、舟爲雪設歟、余不言耶、妙哉畫也、孔子曰、繪事後素、今之四景以雪終之、非是後素之謂乎、孔子借繪明禮、豈徒然哉、余有一說、雪舟諱等楊、號雲谷、乃前僧錄洪德老師之的子也、有僧周文、胸香王輿、眼睨韋郭、畫中三昧手也、雪舟從之學畫、有寒氷靑鑑之作、挾藝遠往中華、天子觀其畫、以爲國奇寶、非有詔不得畫、遂命爲天童名山第一座、以旌其藝焉、一朝來歸、聲價十倍、而曰大唐國裏無畫師、不道無畫、只是無師、蓋秦華衡恒爲山、江河淮濟之爲水、草木鳥獸之異、人物風化之殊、是大唐國之有畫也、而其潑墨之法、運筆之術、得之心而應之手、在我不在人、是大唐國之無師也、雪舟於藝、神品妙品、實千歲一人而已、東周首座持此四景、就余(○彥龍與)求題語、余以後生辭之不允、東周同門也、雪舟亦同門也、余爲之打猿店雪下之話、(○下略)

〔梅花無盡藏六〕屏風雪舟揚公所畫跋

大元順宗至正中、寶墨堂主人夏士良云、日本國有畫、不知姓氏、傳寫其國風物山水、設色甚多用金碧、然殊方異域而能留意繪事、亦可尙、至今倭僧多作墨觀大士之像也、余謂大元之至正當本邦一百代後光嚴帝在位之時、及今延德庚戌凡一百三十餘歲也、本邦有楊公知賓者、號雪舟、不知爲何許人、初掛名於洛之相國鹿苑精舍之籍、以畫三昧爲佛事矣、三十年前、駕南舶、扣大明國者三霜、著眼於江山、而得其意、彩墨之妙悉究六法、三品、六要、六長、畫者之法、其氣韻活動、出於天成、人莫測其巧者、可謂神品之上々也、大明之君臣瞻之絕倒、遂受官命畫禮部之院壁、姓名共雲霞飛翔矣、入四明之天童而位

于板首、雖非祖師文學之二禪、嘗其一藝而得至妙、則豈非本邦之光華乎哉、雪舟嘗欲畫之時、先掛半器之緣、快吹尺八數聲、或唱倭歌、或吟近詩、箕坐盤礴而後吮筆、和墨臨紙、意氣揚々、如龍之得水也、惜哉、殿夏士良之時、不編跡於畫評之中、鼓歸棹結小築於築紫城、乘興而遊戲諸州、行履無滯、有風塵表之質、今屛上所貼之小畫十有二片、迺雪舟東遊在岐陽之靈藥山、應小蓬萊翁知之需所描、變易常法之、不施金碧、意翔筆外、趣跨字中、寔非繩墨之所能制也、故得生活爲多矣、昔開元中、嵩陽之盧鴻、賜隱居之服、取草堂之樂、平生頗喜爲山水之幽遠、僉云、筆意之清氣襲人、於雪舟亦然乎、

〔中林竹洞翁畫論〕沈南蘋稱探幽齋畫事幷雪舟渡唐土寫眞山水事

雪舟唐土に渡りし時、吾が師と賴む程の上手なかりし故、所々遊歷して、是れこそ吾師也けれどて、眞の山水をうつされたりとぞ、まことや唐にも雪舟が師と賴べき人はなかりきと承るなどはいふめる、雪舟が渡りし時は、いづれのころにかありけん、明三百年の間、いづれの時にもまれ、などか雪舟に勝れる畫師のなからん、其も時に上手はあれど、高位高官の人にて、かろ〴〵しくは學びがたく、又下ざまの上手は、雪舟が居たる國のあたりにはあらざりしにやあらん、又眞山水を見てうつせし者ならば、專ら北宗とはなるまじきを、北宗の畫法を傳へられしは、師とする人のあればなるべし、これらは皆俗說にて、いふべきにもたらぬことなれど、今の世に、人のの、しる事なれば、いさゝか其わけをかき侍る也、さはいへど、唐土の山を見たる故にや、和人の山水には、雪舟のみまさりてよろし、

〔本朝畫史三〕僧雪村、諱周繼、號鶴船翁老、佐竹一族、而常州部垂村田鄕人也、其父廢雪村、而欲立其庶、因之薙髮爲僧、性好畫慕雪舟之筆法、終約師弟之義、所學不失天眞、潑墨雅淡、務去華藻、大低略出新意、所用筆狂逸而有奇思、長於山水、人物花鳥次之、雪舟之徒弟居多也、縱在其左聲聞獨高、或謂雪舟在西邊、雪村居東極、未曾面、只見畫跡而爲師弟、故不相似、但不作倭畫、

〔本朝畫史 三〕僧等觀、號秋月、本姓高城氏、世武門、而仕薩州太守、後剃髮爲僧、時師雪舟、能畫圖、乃從師入中華、而得其名、(印文有日本薩陽釋氏等觀之字)能雖得其所傳聊出己意、而長於水墨雜畫、標格清秀、勝於諸徒、故秋月所畫、其無印者、世人誤爲雪舟筆、其爲潑墨筆愈簡而氣愈壯、品目甚高、曾雪舟寫自像、有附秋月、

〔本朝畫史 四〕長谷川等伯、初名久六、能州七尾人、而世染色家也、至久六好畫、遂棄其家業、入京寓于太秦廣隆寺、因狩野氏畫法而後立己意以立一家、自稱雪舟五代、(廟社之掛畫、皆自書如此、)既而至法眼位、然雪舟僧也、不可有子孫、彼之所言、稱畫法之世系乎、不知其實也、等伯曾嫉狩野家爲畫氏之長、茶人千利休、亦(千氏宗易名)素與狩野氏不相好、而與等伯結交合心、相共譏狩野氏、然等伯略有才、凡至諸畫大幅、莫不作、(本法寺涅槃圖、横丈餘、縱三丈餘、今所藏、)及老年、筆力不衰、雖有俗惡之瑕疵、又有豪氣之風體、時輩無及之者焉、其子久藏不墮家聲、其幸哉、雪舟摸夏珪山水二軸、(淡彩)謂之大軸小軸、等伯得之、

〔畫乘要略 一〕等伯

長谷川等伯、通稱久六、能登人、蚤入京、初學狩野氏、當是時永德、山樂、友松、相繼有聲譽、等伯知難出其右、遂變其格、自稱雪舟第五世、以抗狩野氏焉、第五世者蓋謂其畫脈之所傳也、後敍法眼、晚年腕力益遒健、尤長大作、本願寺多其遺蹟、天正中人、

〔本朝畫史 四〕長谷川久藏等伯之第二子也、爲畫清雅過於父、家流無能及者、大抵守父法而精密、又倣狩野元信、長於人物禽鳥花草、清水寺有和田酒宴之掛畫、俗稱板畫之絕妙、

〔畫乘要略 一〕等顏(附等益)

原等顏、通稱治兵衞、肥前人、初學狩野松榮、得其筆法、後從楊門、得雪舟之法、山水結構緊密、脈絡井然、又善人物、纖勁存神味、自爲一格、毛利輝元嘗宗傳雪舟筆法者、等顏應之、因改爲雲谷氏、子孫世受其俸、元龜中人、其子等益不墜家聲、

梅泉曰、等顏父子之後、世稱雲谷派者、其筆粗惡、有露骨之病、乏渾厚之氣、去雪舟遠矣、

清畫

〔畫工譜略〕能阿彌　東山慈照院義政公御時、花草虫魚墨繪、萬事學牧溪、

〔本朝畫史三〕眞能稱能阿彌、仕公方家爲童朋、鑑定古今書畫、題名在于今、世人以斯爲證、號鷗齋、或春鷗齋、平日能書工歌、所畫專慕牧溪、師周文、爲墨戲、則筆力剛健、然平淡趣高、世間不多其筆跡、其圖中多有畫墨竹石、善於花鳥及山水猿猴、

〔蔭凉軒日錄〕長祿二年七月十七日、能阿彌依二十四孝之繪、來而有評義也、

〔本朝畫史三〕眞藝稱藝阿彌、號學叟、眞能之子也、(中略)近觀于若州之古寺萬壽寺桂諯跋眞相之所筆八景畫軸、其詞曰、能之子藝、藝子相、精妙皆傳于世、三世家業、胥繼爲罕矣、

〔翰林葫蘆集二〕萬年原叔逢公首座、自幼志于學、而出入於老僧之傍、都下一旦歷亂、而寺廢僧散矣、公寓居於播陽、有賢士留之、因緣幸會、因構小室、自號鋤月、古人梅樓上梁之文云、恰有坡而宜雪、聊鋤月以種梅、中建一樓、蓋取于此語也、仍請國工相阿繪焉、且又就予索贊詞、(下略)

〔本朝畫史三〕眞相、又稱相阿彌、眞能之孫、眞藝之子、號鑑岳、又號松雪齋、與祖父相繼而侍童朋、兼爲茶人、仕公方慈照院家、(世謂東山殿)爲山水人物花鳥之墨畫、又施淡彩、淸雅可愛、其傳出於周文、其用筆也、專主牧溪、陪東山左右、每有宴會、賦詩歌作圖畫、如今有書倭歌短尺數枚、且以掌公方家茶器、鑑定古今之書畫、而題其名、至今人信之而爲證、所撰君臺觀行于世、其中之名題蓋在公方家所藏之畫軸、(俗呼之御物)相阿彌畫後有書眞相六十七歲者、不知其餘年、

〔畫乘要略三〕梅泉曰、寬永中、明人心越和尙歸化於我邦、作水墨之雜畫、其後淸人伊孚九、沈南蘋方西園等、相尋而舶來、邦人始見淸人之風致、夫伊氏之山水、冷淡蕭疎、池大雅、謝蕪村等、一時學其風趣、沈氏之花禽、姸麗潤澤、熊繡江、宋紫石輩、爭趨其門、蓋圓山應擧亦本於此耶、

〔好古日錄末〕伊孚九

伊海父、嘗海外ニ貿易ス、一夜東海洋中ニシテ男子生ト夢ム、家ニ還レバ、妻男子ヲ安產ス、郎感夢

ノ夜也、故ニ海ト名ヅケ、子九ト字ス、享保十一年、廿八番ノ船ニ乘ジテ、始テ長崎ニ來リ、延享中ニ至リ廿餘年ノ間往來ス、其寫ス書畫世上ニ賞セラル、最風韻アリ、印行吟嘯集※書スル所也、歐(歐陽詢)法愛スベシ、

〔栗山文集 六 題跋〕跋沈南蘋畫卷

沈南蘋畫花卉翎毛、參以徐法、故能於元明諸家之外、別出機軸、於傳眞寫生殊妙、其來客瓊浦官徽其畫者、歲中殆越二百幅、日不暇給、故應世人之索者多取門人之作、塡以己名以塞其責、故人間有者、甚歟雜眞、畫則不可信也、今嘗良輔所藏巖泉松鹿圖、骨力韻度恐非門人所能辨也、其成於沈手不可疑矣、

〔文晁畫談〕沈南蘋

吾ガ邦ノ畫、南蘋沈氏ノ渡來セシヨリ、別ニ一派ヲ生ズ、田叩山ガ長崎實錄ニ據ルニ、享保十六年辛亥十二月三日、三十七番船ヨリ、畫工沈南蘋ヲ連渡ル、同十八年九月十八日、歸唐スト云、後再ビ渡來シコトハ載セズ、〇下略

〔歸愚詩鈔餘集 三〕丹靑引贈家南蘋

學詩多識鳥獸草木名、作畫能傳鳥獸草木形、毛蟲羽蟲各環異、嘉卉嘉樹同敷榮、宗炳獅、戴嵩牛、曹將軍馬、易元吉猴、黃師綸鳳、薛稷鶴、黃筌趙昌折枝花木時無儔、專家一長已傳世、那能一心一手彙窮探、我家南蘋翁、寫生入奇妙、飛潛動植通幽靈、磅礴解衣每騰趠、胸中有主旁無人、筆欲到處神先到、斯須揮筆圖已完、自寫其天氣淵浩、滿堂觀者動顏色、謂是人工逖天造、聲名蜚區夏、流播海島中、日本之國東復東、君長遣使書幣通、仙舟破浪如行空、設館授粲禮數隆、眼看扶桑之枝挂紅日、手寫中華以外兜離荒幻之夷風、三年頓作還鄉夢、萬里行如騎白鳳、鮫珠火齊堆滿盤、卉服紛紜拜而送、歸途屢遇顚連人、急人患難如抱痛、黃金散盡何須來、陸賈之橐仍缺空、妻孥相見各歡然、依舊席門守孤葑、南蘋翁歲月深、作畫不管霜毛侵、前年贈我九獅之圖、柏鹿卷、寓言善頌還善箴、我生結習耽

謳吟、與君老年矻々同一心、輸君懷抱常惛々、安得剌船從君至海上、看君潑墨繪海相連於更聽戚連琴、

〔長崎畫人傳〕釋性融、字逸然、姓李氏、明浙江仁和人、强胡侵明、明大亂、乃我朝正保二年、逸然避其亂、航海來于崎陽、寓於興福寺有年矣、逸然嘗修禪之際好善繪事、尤工人物佛像、門人甚多、秀石道光殊冠其中矣、傳謂、本邦未曾有稱唐畫者、逸然刱唱之、故今備唐畫者、皆以逸然爲開祖焉、寬文八年七月末寂、時年六十八歲、

〔漢畫指要序〕建君孟喬以善畫稱、初受業沈南蘋之門人、旣而給事衙府、未幾告歸、再遊崎陽、與費氏論山水畫法、費氏寓孟喬書曰、揮灑臻妙、但其廻環照應之處、微嫌層次不淸、由此而加功、可謂東都獨步矣、孟喬慨然曰、吾能不出戶而涉吳與山水、又師費氏、筆力益進、不翅優孟虎賁之形似爾游刃餘地、運斤成風、胸中造化、寄樂於畫、奇蹤神品自成一家、但恨目疾昏晦、不得作人物翎毛、此譜也其得意之跡、衆史所不能及也、莊周所謂眞畫者其庶幾乎、

寬曆庚辰臘月望　　東都井通熙子齋撰

〔瓊浦畫工傳〕熊斐唐通事神代甚左衛門、畫を淸人沈南蘋に學び、花卉鳥獸を畫がく、安永元年十二月廿八日死、于時六十歲、崇福寺に葬る、法號道斐淇瞻繡江居士、淇瞻は其字、繡江は其號なり、

〔續近世崎人傳五〕熊斐安永元年十二月廿八日死、六十、

熊代彥之進初は神代と云、後改む、名は斐、字淇瞻、號は繡江、世間俗名をいはず、熊斐をもて知らる、肥前長崎の小譯官にて、爲人膽氣ありて俠者也、淸人沈南蘋に畫を學び、世に名高し、一時台命を蒙り、虎を畫くに、折しも蠻人虎を持來りしかば、紙筆を携へ、虎の檻ちかく居たりしに、虎踞りて頭を擧げず、はたらくけしきを見ばやと思ふによしなければ、みづから竹にて虎をたゝくに、やがて頭を擡ぐ、見る人皆大きに懼れて走り去、あたりに人なくなりたるに、斐獨自若として其さまをうつ

せり、其逃さりたる人かたらく、虎頭を撻る時、其眼のうへより丸き光りもの出て、人を追かくるやうにおぼえて、堪ざりしに、妻が大膽不敵いふべからずと、舌をふるひしとなん、又或人配幅を妻にたのみけるが、三とせをへて筆を染ざれば、まちかねて、もし書き給らば、息女の長じ給ふを一人こなたより万と、のへてさるべき所へ嫁せしめまうさんといふ、妻は家貧しく、彼人は富たれば、畫をのぞむことせちなるあまりに、かくいひたる也、さるに妻大きにいかりて、おのれもとより、畫工にあらず、職は譯官なり、畫を書て女を嫁せしめたりといはれて、面目あらんやと、ただちに其絹をかへしたりとぞ、又權門より席畫を望みてまねかれし時、あらかじめ聞知たる人、我も〳〵と紙を携へ、酒肴をと、のへて待居たるに、午後妻先りて、先酒のみ、筆硯を出して、朽墨など取まかなひながら眠り、やがて打倒れて、高鼾す、見る人あきれて皆歸りたる後に、眼をさまして、手水などして、又酒をのみ、時をうつして其日は歸りぬ、○中略妻もひそかにいふ、かばかりの畫は、日に十枚は書べけれども、つかしくせざれば、頻りにもとむるがうたてくて、こらしめたるなりとぞ、

〔淺草本願寺中德本寺過去帳扶桑名畫傳所載〕誠意、天明六丙午年三月十一日、楠本予時春秋七十五才、楠本雪溪、實父號宋紫石雪湖、好畫、壯時遊崎陽、從宋紫巖習練南蘋之筆意、而頗高名花鳥也、爲人強直朴質、無諂高貴、無侮卑賤、能敬人能愛人、嘗與予交而好、每逢論道無盡、意其先世々爲宋恩寺之門徒、而與予以交厚之故、請令遺骸葬山內、予兼諾、及終以事告、雪溪溪應於父命、葬送當山、築石圓塚、上安一石、誌以號、

〔日本諸家人名錄下〕宋紫石、本姓ハ楠本、名ハ雪溪、字ハ君赫、ハジメ畫ヲ熊斐ニ學ブ、後ニ清人宋紫岩ニ、畫法ヲ聞テ、大ニ覺悟スル處アリ、遂ニ宋氏ヲ冒シ、名ヲ紫石ト改メ、東都ニ歸リテ、畫ヲ以テ業トス、ソノ畫帖梓ニ行ハル、モノ、畫藪、畫譜等アリ、

〔瓊浦畫工傳〕慶山、初溪山、字霞光、後慶山と改む、丹波の產、後京都に來り、小原に住す、生得畫を好み、

嘗我蛇足が墨蹟を師とし、和繪に巧なり、中年漢畫の筆意の密なるを慕ひ、終に長崎に來り、若芝の門に入、專ら漢畫の法を學び、出藍の才ある故に一家をなす、元祿年間鎭臺府より命を蒙り、御用畫師、兼畫目利となる、終に小原を以て氏とす、其ころ南蘋、海に航し來り、慶山の畫を見て、海外如斯能手あるを賞嘆し、館に請じ、自分唐國畫室の天井に、雲龍の畫を、慶山に畫かしめ、大に悅び、歸唐の後、書翰を認め、厚く謝し、絹地に春秋花鳥の圖二張を畫き、慶山に贈れり、享保八年七月廿九日死、法名霞光院慶山日登居士、法華宗、墓長照寺山上にあり、

〔畫乘要略三〕蕪村

謝蕪村、名長庚、後改寅、字春星、號夜半亭、又號三果、攝津東成郡人、初遊丹後、居與謝、愛其山水、因以爲氏、後住平安、深慕元明名家山水、雅韻冲澹、神氣自足、愈看愈有味、余〇白井寬毎觀其山水、心神恍惚、若置身於其間、宜哉海內學者多宗之、嘗構畫室、雖妻子不許妄入也、當時雖有摸擬之識、然構思結圖、唯恐神思之散亂、一室之中即入三昧、其爲一代之作者、良有以也哉、天明中歿、歲六十三、

梅泉曰、某寺開龕、展觀古蹟數十幅、蕪村日往觀焉、僧悅曰、子隨喜至於此耶、蕪村笑曰、吾豈佞佛哉、唯慕衡山山水而來耳、

〔增補近世逸人畫史上〕諸葛監、字子文、靜齋ト號ス、淸水氏、文三郞ト稱ス、東都兩國米澤街ノ人、其畫風專ラ淸人南陽諸葛晉ヲ準則ス、著色花卉翎毛、墨竹山水尤モヨシ、伊勢外宮大庫ノ步障、表ハ源應擧ガ墨竹、裏ハ諸葛監ノ著色、岩石ニ孔雀ナリ、余勢遊ノ砌リ目擊スル所ナリ、安永中六十餘歲ニシテ歿、

〔無聲詩話〕華山渡邊登、江戶人、田原之老臣也、性嗜畫、藩務鞅掌、猶能偸閑作繪事、學該識廣、最湛深蘭家窮理說、與人談、亹々不倦、學益奇癖、卒以奇癖竄于參州、憤激自盡于幽所、世人莫不哀惜矣、華山嘗畫于公高門圖、匠人俯仰、工丁佶倨狀咄々逼眞、衣紋設色、重輕純熟、他工所不能與馳騁、而其畫全出

南畫　文人畫

于西洋圓活法、拖以吳帶曹衣之體裁、予嘗觀黥鼠美蓉、蟻慕甘、蜜蜂吸花心、蒼蠅聚臭諸圖、皆幽室所畫也、近日南蘋畫風一變、而化南田青藤之流者、實創於華山、

〔畫乘要略 三〕波響

梅泉曰、元祿年間、徂徠先生得清人李漁芥子園畫譜、大奇之、進納之官庫、而後十竹齋佩文齋書畫譜相尋而至、於是人或得見王黃倪吳以下清人風格、百川南海首倡之、蕉村大雅相繼而興、世人始知有南北宗、至竹石、杏堂、介石、雲泉及南湖、竹洞、春琴、海僊輩出、南宋一派、大行於世、然於其拓開之功、則宜推百川南海矣、

北汀先生曰、如元黃一峯、明文衡山類、皆經學文章冠一代、性行高潔、恬名利、其作山水梅竹、不過自娛、故人稱之謂之文人畫矣、吾邦近日淺學之徒、僅讀清人一二畫譜、輒寫山水、或鬻器玩、奔走東西、以求細利、用心如此、傲然自稱爲文人畫、是果何意耶、

〔中林竹洞翁畫論〕畫之高品在南宗事

南宗の祖は唐の王維、字摩詰、輞川叟と號する人を初祖とす、此人人品甚高く、凡俗をもぬけ出たる人なれば、其畫品のけだかき事知るべし、其流をくむ人は、皆貴人隱逸の徒にて、南宗は世々高品をもて賞せらる宋の董源、北苑と號する人を中興とす、それより米氏父子、元の四大家、明の沈文等なり、淸に至りて、王麓臺の徒尤秀たり、北宗は唐の李將軍思訓を初祖とす、後世其ひゞきをつぐ者は、宋の畫院の徒なり、又畫に四祖といふ者あり、顧虎頭、陸探微、張僧繇、吳道玄也、初學の輩も、先是等の名を知りて置べし、

〔佩文齋書畫譜 十 二〕明董其昌論南北二宗畫

禪家有南北二宗、唐時始分、畫之南北二宗、亦唐時分也、但其人非南北耳、北宗則李思訓父子、著色山水、流傳而爲宋之趙幹趙伯駒伯驌、以至馬夏輩、南宗則王摩詰始用渲淡、一變拘研之法、其傳而

張璪、荊、關、董、巨、郭忠恕、米家父子、以至元之四大家、要之摩詰所謂雲峯石迹、迥出天機、筆意縱橫、參乎造化者、東坡贊吳道子王維畫壁亦云、吾於維也無間言、知言哉、(容臺集)

〔芥舟學畫編 一〕宗派

天地之氣、各以方殊、而人亦因之、南方山水蘊藉而縈紆、人生其間、得氣之正者、爲溫潤和雅、其偏者、則輕佻浮薄、北方山水奇傑而雄厚、人生其間、得氣之正者、爲剛健爽直、其偏者、則麤厲强橫、此自然之理也、於是率其性而發爲筆墨、遂亦有南北之殊焉、惟能學則咸歸於正、不學則日流於偏、視學之純雜、爲優劣、不以宗之南北、分低昂也、其不可拘於南北者復有二、或氣稟之偶異、南人北稟、北人南稟是也、或淵源之所得、子得之父、弟得之師是也、第氣象之閑雅流潤、合中正和平之道者、南宗尙矣、故稽之前代、可入神品者、大率產之大江以南、若河朔雄傑之氣槩、非不足怵人心目、若登諸幽人逸士、卷軸琴劍之旁、則微嫌粗暴、故佳者但可入能品耳、苟質雖稟此、而能浸潤乎詩書、陶淑乎風雅、澤古而有得焉、則嶔崎磊落之中、饒有冲和純粹之致、又安得以其北宗也而少之哉、蓋學畫之道、始於法度、使動合規矩、以就模範、中則補救、使不流偏僻、以幾大雅、終於溫養、使神恬氣靜、以幾入古、至於局量氣象、關乎天質、天質少虧、須濬識學以輓之、若聽之而近於罷軟沈晦、雖屬南宗、曷足觀賞哉、至徇俗好、以傾側爲跌宕、以狂怪爲奇觚、此直沿門擉黑者之所爲矣、何可以北宗槩之乎、

〔四庫全書總目 子百十三〕南宋院畫錄八卷(浙江吳玉墀家藏本)

國朝厲鶚撰、鶚有遼史拾遺、已著錄、南宋自和議既成以後、湖山歌舞、務在粉飾太平、於是仍仿宣和故事、置御前畫院、有待詔祗候諸官品、其所作卽名爲院畫、當時如李唐劉松年馬遠夏珪等、有四大家之稱、說者或謂、其工巧太過、視北宋門徑有殊、然其初尙多宣和舊人、流派相傳、各臻工妙、專門之藝、實非後人所及、故雖斷素殘縑、收藏者尙以爲寶、

〔中林竹洞翁畫論〕今古畫風有三變事幷無和畫之同事

上古の畫は、たえて見る事あたはざる也、中古の畫は、たま〳〵目にふるゝ事を得たり、近古の畫は、往々世にあり、只其畫を見ずして、其名をのみ聞者は、紀金若、巨勢金岡、百濟川成、鳥羽僧正、千枝常則、藤原信實等也、其外かれこれすべてかぞへがたし、皆名のみ聞傳へて其畫を見ず、成昌按ずるに、川成金岡より以下、皆唐畫を學び傳へて、和畫といふものなし、さればこそゑがくところの圖も、賢聖の像、昆明池の圖、あら海の障子には、手長、足長などをゑがきけめ、されど其あとを見ざれば、これらをおきていはず、鳥羽の僧正が畫は、飛癜の圖と云物の粉本を見つ、筆意いとやすらかにして、北宗の圭角多きに似ず、又我友人の梅舍兄が家に、所藏一古畫異病之卷を見侍しに、其病體苦痛、岫々逼眞、生韻活潑、筆意縱橫、畫法全く鳥羽のとびくらの圖に類す、一味の古雅、亦上代の風を懷ふにたれり、詞書は兼好法師とかや、凡四五百年の物にやあらん、又京師東福寺之什物に、兆殿司がゑがける佛像等を見侍しに、意匠不凡、筆意南宗に類す、是等を思へば、川成金岡が傳たる所も、けだし南宗に類する物歟、いづれにも見まほしき物也、如雪、周文、宗丹が輩、初て北宗之一派をひらきしより、東山殿のころに及んで正信、雪舟が輩、もはら此宗風をとなへて、天下に鳴る、世俗皆是になびきて、世界の畫覺に狩野氏の手に屬す、嗚呼惜哉、この時に至りて古法亡ぶ、其法やうやく土佐家につたへて、今にいたるといへども、ま　時風に化せらる、古法つひに亡ぶるに似たり、狩野氏も又探幽齋にいたりて一變す、思ふに、守信、狩野氏の畫體卑俗なるをきらひて大に筆格をはぶき、淡墨にて韻をとらむとす、されど其法簡略に過て、理のくだらぬ事多かり、竹木をゑがくに、根頂をかゝず、樹頂をゑがきて、岸なき類是也、それも遠景などは、雲烟根頂をさへぎる事もあるべけれど、守信が畫がく所は、極て近々の竹石、猶根をかゝぬはいかにぞや、畫法に忌む事なり、たとへば、物がたり文などの前後を失し去る物の如し、今少しあとさきを見では理のくだらぬ事ある也、かやうにたらぬ所が過たるにまさりてと、人ごとに云ふめれど、かの貫之

が喜撰の歌を評して、月を見て曉の雲にあへるがごとく、初をはりたしかならずといひたるこそ、此人の畫を評するこゝちすれ、かゝれば、さのみたらぬをよしとすべからず、過不及は皆病也と心得べし、されど此守信狩野氏の家においては、天才自然、畫家の一大豪傑也、常信、尙信が輩、此風をとなふといへども、天機不及事甚遠し、然どもよく家法を守る者也、松花堂、宗達、光琳、英一蝶輩、又別に一家を成すといへども、其本は皆北宗より出、近代に至りて、郡山の柳里恭、平安の望玉蟾、池大雅、八仙堂の輩出てより、南宗の門戶初て開く、是に至りて、世界の畫大に變ず、而して狩野氏の門寂々として名手不出、元信の徒一變してより探幽に至りて再變す、南宗の一派開けて又一變す、以上三變して、今に至りて、世界又畫者なきの時と成、成昌おもふに、物盛にして衰へ、月滿てかくるは常理也、物の變ずるも皆玄かり、けだし上古の畫風長く傳りて、東山殿の比に至りて、やう〳〵おとろへたる成べし、其時にあたりて、雪舟元信が輩天生の筆をもて、世俗に秀たれば、衆人其畫體のめづらかにして秀たるをうらやみ、よしあしをも辨せずして、新しきをよろこぶは俗の通病也、近世應擧が平安の畫體を一變せしもこの理也、又今時の俗、皇國古時の畫をさして和畫といひ、今代の畫をさして唐畫といふ事、あたらぬ事也、さきにも云し如く、土佐家之源は唐畫也、兆殿司、如拙、周文、宗丹、雪舟、皆唐畫也、されば和畫と名目する畫はなし、皇國の人のゑがきたるをさして和畫とせば、大雅、八仙、熊斐の徒も、皆和畫なり、いづれも、古今を以て古今をわくる事あたらぬ事也、

〔畫乘要略　三〕南海

祇園南海、名瑜、字伯玉、通稱與市郞、紀伊人、仕本藩、才調無雙、聲聞四方、又善丹靑、柳里恭、池大雅並就問畫法、舊儲淸蕭尺木畫譜、倣其格也、喜作墨竹、

〔增補近世逸人畫史　下〕柳里恭、本姓柳澤、名ハ公美、字ハ里恭、淇園ト號ス、通名權大夫、或ハ玉桂、又玉

奎竹溪等ノ號アリ、和州郡山侯ノ族、性質豪邁ニシテ拘ラズ、一時ノ名賢ト周旋ス、業ヲ物徂徠ニ詢フ、又旁ラ畫事ヲ好メリ、花卉、人物、山水、墨竹ニ長ズ、設色ノ法尤モ妙ヲ盡クス、其書畫ノ風姿、文衡山ニ彷彿セリ、書及ビ百家ノ技術、ミナ微ニ入ラズト云コトナシ、固ヨリ客ヲ好ミ、三敎九流ノ徒、常ニ其門ニミテリト、或時一乞士ノ畫ヲ請フ者アリ、僕大ニ叱ス、先生此事ヲ聞テ卽チ其乞士ヲ喚バシメ、其好ム所ヲ寫シテ與フト、其風致想フベシ、

〔近世畸人傳四〕池大雅附妻玉瀾

大雅、池氏、諱無名、阿科奈と唱ふ字貨成、通名秋平、書畫には或は九霞山樵と書す、京師の人、爲人蕭散、寵辱をもて心をおどろかさず、蕃々物と化して、苟も合し、志を紓さず、外疎放にして內實修、人と交て謙損し、しかもおもねらず、〇中略幼じて頴異、學文學書、能せずといふことなし、獨り繪の事に長ず、山水を圖する尤妙也と墓誌にいへり、幼して頴異のことは、三歲初て爲書、五歲書を善す、〇中略畫は紀國に往て、祇南海に畫法をとひ、又大和の柳里恭に、綵色の法を學ぶ、又土佐光芳に圖畫の法を學ぶ、時に望玉蟾とともに相いへらく、從來畫家いまだ漢法を學びず、ともに是をはじめんと、玉蟾は唐伯虎をまなび、此翁は梅道人を學ぶ、各竟に一家を成せり、後又倪雲林に倣へり、漢法の山水を畫はじめたるころ、扇面に圖して自携へ、近江美濃尾張の國々に售んとす、人多怪で買物なし、於是むなしく京へ歸らんとて、瀨田の橋をわたる時、其扇を出し、こと〲く湖水に投じて曰、是をもて龍王を祭ると、後いくほどなく、書畫の名海內に擅なり、好で名山に遊び、高峻幽奧いたらずといふことなし、卽取りて筆端の趣をなす、しば〱富士にのぼるに、毎に其路を異にして、富士の圖一百を作る其變狀みな自見る所、古今畫工、いまだ及ざる所也、〇中略其死病の時はじめより藥を服せず、此度は起ずと決しぬ、時安永丙申四月十三日、眞葛原の草堂に終る歲五十有四、舟岡の南、淨光寺先人の墓側に葬る、墓誌は、大典禪師著して石に刻む、此爲人の全體は、墓誌に

より、聞所の話を添て、其實を證す、

〔淇園文集六題首〕池大雅飲中八僊畫卷首

池生大雅、飲中八仙圖、毎一仙作一圖、而副以其詩句、其書不一體、而其畫氣亦皆粗逸豪宕、卷末自識云、醉墨、蓋余嘗識池生、其人平生志常在學用筆之法、雖對客談話之間、其指常作把筆之狀、以空畫席上、終日不已、乃其作書作畫之時、亦其意不在其形跡、而在於用筆、其細大疎密亦唯其意所到、是以有時書或似畫、畫或似書、至或有如童子塗鴉醉漢潑墨者、而他人所毀譽、則恬不介意、此乃更出於其醉時之作、則其書畫不事結密、而作此散漫者固其宜矣、雖然池生之筆唯其墨色別有一種風韻、他人不能得摸擬者存乎其中、此唯可與識者言、而鄙夫俗士不能知之也、

〔近世叢語六豪爽〕池大雅、名無名、初名勤、字貸成、一號九霞山樵、京師人、〇中略大雅甚有畫才、及長益磨其技、如紀伊學畫法於祇園南海、南海謂曰、子學畫當學士夫畫、乃貽舊所儲沈無名畫譜、大雅喜摸之、愛慕之餘、自改其名稱無名、〇下略

〔畫乘要略三〕大雅

北汀先生曰、蕪村畫、山水多設題製圖、如賦詩、而後下筆、故有無限意味、大雅、胸襟磊落、能脫塵俗、故其所畫山水、皆逸品高格、非人能所及也、近人或謂、蕪村、皴法疎漫、大雅亦非正派、近日學者雖稍讀畫譜知宗傳、亦率議論多而成功少矣、夫大雅蕪村、馳騁古人域遂爲一代作家、豈可輕議乎、

〔增補近世逸人畫史上〕望月玉蟾、名ハ重供、號ハ月玄、通稱與五郎、又ハ藤兵衞、京師ノ人、其畫風始メ雲谷流ヲ宗トシ、後池大雅、柳玉桂ノ輩ト漢畫ヲ工夫シ、唐宋元明諸家ノ精萃ヲ摘セリ、畫致尤モ高シ、延享中ニ沒ス、六十四歲、印籠ノ蒔繪師ナリ、

〔淇園文集初編傳三〕望月玉蟾傳

望月玄、字玉蟾、京師人、家世業描金、玄幼嗜畫、屢墨其衣、父數責之、嘗怒槩之其宅後之屋柱、玄因復持

其倣舍浮炭畫龍於屋壁上、蜿蜒如生、父偶見之、卒大歎賞、爲之釋其縛、自是不復禁、年六歲、令從土佐光成受其法、居十年、光成曰、此兒後必當以畫聞、不如使兼數家法訣以自成一家也、時有山口雪溪居京、其畫源出於僧雪舟、光成素與雪溪善、且以爲衆史皆不如也、乃携玄詣山口雪溪、爲請之教、以是故遂亦師事雪溪、雪溪曰、子未可與傳我法、乃先敎以寫生、凡山川屋舍花卉翎毛、不寫生則毋言至人物卽自作勵其形、令就寫之、然後指之得失佳惡、未及期年、而玄寫生皆善逼其眞、於是雪溪曰、畫形太逼眞、必失其神彩、且近于梗偶耳、乃盡傳以其家法訣、於是玄巳兼二氏之法、而其論益精、嘗畫蛇、方畫有蛇見其家、家本毋見蛇、心竊異之、後數月又畫蛇、將畫復見蛇、益奇之、因復畫以驗之、蛇見皆如前、於是自以爲神矣、乃往告之雪溪、雪溪笑曰、是精凝之所致也、精凝則畫不復進、玄慚乃更勵苦、名遂大振于世矣、

〔古今書畫鑑定便覽六畫家〕野呂介石

名ハ隆年、字ハ松齡、後ノ名ヲ第五隆ト改ム、又十友、俟梅、四碧等ノ號アリ、紀伊和歌山ノ人、少年ヨリ畫ヲ好ミ、法ヲ大雅ニ問フ、又淸人伊孚九ノ法ヲ學ビ、後大和多武峰ニ遊ビ、黃一峰ガ天池石壁ノ圖ヲ觀テ、一本ヲ摸寫シテヨリ其筆意ニ倣テ、遂ニ一家ノ妙格ヲナシ、大イニ世ニ稱譽セラル、文政十一年歿ス、年八十二、

〔古今書畫鑑定便覽六畫家〕中林竹洞

名ハ成昌、字ハ伯明、太原庵、東山隱士ト號ス、尾張ノ人、平安ニ出テ住ス、初メ宮常ヲ師トシ、後元人ヲ法トリ、自ラ一格ヲナシテ、妙所ニ至リ、頗ル世ニ鳴ル、當今頻リニ文人畫ト稱シテ稱譽スルモノハ、此人ヲ以テ其魁ト云ベシ、時ニ嘉永六年三月廿日、東山眞如堂前ノ畫堂ニ歿ス、年七十八、

浮世繪

〔續五元集下〕浮世繪に軍は見たり花の雲

〔退閑雜記一〕いま畫といふものは、浮世繪なりといふは激論なり、されど唐の十八學士の圖をみ

て、そのころの服をもゑるぞかし、かの春日、石山の縁起、年中行事の畫ありて、その頃々の衣服、宮室、武器、その餘の調度の製をもゑるべし、ゑかるに畫は玩弄のものとなり下りしより、芳野のけしきゑがくも、其眞の山水にはよらずして瀧なきところへ瀧をおとし、松なき山にまつをかいて、只彷彿たるかげをゑがくがごとし、また世のけしきゑがき、すみ田川の遊舫をうかめ梅やしきのはるのけしきなど畫くは浮世繪のいやしき流のゑがくところにして、かけものなんどに、も、たゞ大體をのみ畫くなり、かゝる風俗の好尙によりては、いまの姿は、後の世何をもてゑるべき、山水とてもすでに眞の事にはあらず、浪に兎をゑがき、牡丹に獅子を畫くなど、たとひ筆力不凡、彩色目をおどろかすとも、一時の玩弄にして、畫の畫たる本意はうすかりけり、それよりして唯一點の墨をちらしたるを、眞の山水のけしき成とて、いと高き事とは心得るなり、さればこのうき世繪のみぞいまの風體を後の世にものこし、眞の山水をものちの證とはなすべし、蠻畫などは寫眞鏡にうつして、そのまゝをゑがけばこそ横文字ゑらざるものも、その畫によりてその制度をも察すべけれ、いま又唐畫といふものありて、かの沈南蘋の寫生などをよき事と心得て、山水人物のさたにもおよばず、只かの國の事のみかきて、富士のやまかくこともせず、櫻花がく事をもせざるつたなき畫は、玩弄のまた次なるものともいふべからん、

〔傍廂後篇〕俗畫

むかしは西川祐信、菱川師信、ともに一家を起したり、其後は鳥居清長、勝川春章、これら我若かりし頃世に鳴りたり、又其後は歌麿、豐國ともに用ひられたり、それより國の字を名のる者あまたになりて、いと多くなりたり、これらの俗畫をうき世繪師といへるはいかなる故ならん、時世繪師とこそいふべけれ、何も憂事の故もなくては、うき世とはいふべからず、

〔扶桑名畫傳三十三庶士〕村直

按ふに、この又兵衞といへるもの、其傳區々にて一定せず、予〈堀直格〉つら〳〵推考するに、其名を光輔、又勝重などいへるは、おぼつかなく、通稱又平といへるも誤りなるべし、母方の氏を冐して岩佐と稱すといへるも諾はれず、そがゆゑは、又兵衞母方の氏は碓井氏なり、また村重の子といへるもうけがたし、荒木系圖に又兵衞は、村重の孫、村次の男にて諱を、村直といへり、さて岩佐氏は、要略にいへる所實なるべく思はる、後に畫を以て越前侯に仕ふとあるも然るべし、また住吉家の説には、又兵衞は土佐光茂の門人といへど諾ひがたし、そはすでに同家の説に、光茂は永祿中卒すといへり又兵衞は、天正六年の生れなるべきよし、日錄に見ゆれば、光茂の卒せしよりは、やや後に生れし人なり、予が考へには、光茂の卒せしは天文の末歟弘治の始なるべく思はるれば、猶更のことぞかし、但しかくいへるは、宍太記また狩野祐清〈邦信〉書上系譜、永仙元信の譜中の文意によりてなり、又要略に土佐光則の門人とあるは、時代よくかなへり、寛永年中、平安に遊びて光則を師とすとあるは、時代少しく穩ならず、天正七年を又兵衞二歲とする時は、〈この天正七年を又兵衞二歲といへるは下にいふべし〉寛永中は、凡五十歲以上なり、此時光則へ入門とあるは、少く晩年に過たり、さて日錄に村重自殺の時、又兵衞は二歲なるよし見ゆれど、村重自殺といへるは誤りなるべし、今考ふるに、天正七年十一月在岡の城落去したれば、必定自殺と思ひ僻めての説なるべし、猶此事、ならびに村次の子又兵衞村直と載る徵どもは、左に志るすを見て辨ふべし、〇下略

〔皇朝名畫拾彙〕五岩佐光輔、字又兵衞、世稱浮世又平、土佐家門人、專畫當時士庶遊樂圖、設色重密也

按土佐廣周子有光輔、然岩佐氏爲其流冐之不審也、

〔近世奇跡考〕二大津繪考

浮世又兵衞は越前の產、〇中略時の人浮世又兵衞と稱す、〈世にいはゆる浮世繪はこゝにおこる歟、〉

〔淺羽本荒木系圖〕〈扶桑名畫傳所載〉吉村〈信濃守、攝州池田六人衆是也、〉

村重 荒木十次郎、其後孫助、攝津守、

村次 荒木新五郎、信長敵也、母北河原三河守定次女、兄弟四人、別卷ニ註ス、

村直 又兵衛、母烏摺子形城主碓井因幡守女、

村常 十次郎、左馬助、始淺野但馬守所ニ有、寛永十一年江戸ニ來、同十四年、九州合戰ニ高名、被召出、其後故有配流、

村満 荒木彌助、有筑前國、

〔好古日錄ノ末〕岩佐又兵衛

又兵衛父ヲ荒木攝津守ト云、信長公ニ仕テ軍功アリ、公賞シテ攝津國ヲ予フ、後公ノ命ニ背テ自殺ス、又兵衛時ニ二歳、乳母懷テ本願寺ノ子院ニ隱レ、母家ノ氏ヲ假テ、岩佐ト稱ス、成人ノ後、織田信雄ニ仕フ、畫圖ヲ好テ一家ヲナス、能當時ノ風俗ヲ寫スヲ以、世人呼テ浮世又兵衛ト云、世ニ又平ト呼ハ誤也、畫所預家ニ又兵衛略傳アリ、

〔畫乘要略一〕岩佐又平

岩佐又平、名勝重、攝津伊丹城主荒木攝津守村重之遺孼、育於越前岩佐氏、因冒其姓、寛永中遊平安、師土佐光則、後以畫仕越前侯、世稱爲浮世又平者卽是也、

〔名家略傳三〕菱川吉兵衛

菱川吉兵衛師宣は、房州保田村の產なり、父を吉左衛門道茂(後剃髮して光竹といへり)といひて、世々縫箔を業とせり、吉左衛門ことにこの技に精妙をきはめたり、その子吉兵衛師宣、かの縫箔のうはゑをかゝんためにとて、畫を學びしが、生來繪事をこのみ土佐氏の畫風をまなび、浮世又兵衛が筆意に倣ひて遂に一家をなし、その名世に聞えたり、落欵に自大和繪師あるひは日本繪師と稱せり、年いまだ弱かりしころ、江戸に移り住めり、後に剃髮して友竹と號す、享年七十歲にて、正德年間身まかりぬ、

〔增補浮世繪類考〕菱川師宣(正保の生、正德中沒す、年七十餘、)姓藤原 一說 日本繪師菱川氏、俗稱吉兵衛、後剃髮して

友竹と云、安房國平群郡保田町の產なり、

吉兵衞師宣は、若年の時より、江戸に移居して、縫箔師を業とす、後畫を□□門に入て學び、後一家をなせり、浮世繪に妙手なり、亦板下畫を多くかけり、浮世板下畫の始祖と云べし、後剃髮して、友竹と云、村松町二丁目に住す、

〔本朝世事談綺四文房〕畫圖

浮世繪　江戸、菱川吉兵衞と云人書はじむ、其後古山新九郎此流を學ぶ、現在は懷月堂奧村正信等なり、是を京都にては、江戸繪と云、

〔增補近世逸人畫史上〕菱川師信、通稱長兵衞、一ニ師直ニ作ル、晩年友竹ト號ス、京師ノ人、又房州小港ノ人トモ、江都ニ寓居ス、畫ヲ以活業トス、仕女或ハ春宮ノ圖、又時世粧、及ビ春畫ニ名ヲ得世ニ菱川流ト稱シ、一家トス、其畫風洒落ニシテ、其品尤モ高シ、同時ニ宮川長春ナル者アリ、時世粧ヲ專ラ畫ク、其品及バズ、

〔浮世繪類考〕鳥井清信は、江戸畫の祖といふべし、はじめ菱川のごとき、むかし畫の風俗なりしが、中頃より畫風を書かへしなり、此後畫風、さま〴〵に變化せしか共、江戸歌舞妓の畫看板は、鳥居風に畫く事也、

〔扶桑畫人傳五〕政信

奧村氏名ハ政信、始メ志道軒、後チ芳月堂又丹鳥齋ト號ス、通稱ハ源六ト云フ、元祖清信ノ門人ニシテ江戸通リ鹽町ニ住ス、本屋ナリ、能ク邦俗ノ浮世繪紅繪ヲ畫ガクニ巧ミナリ、又草雙紙等ヲ多ク發行セリ、當時上手ト云フ、享保年中ノ人、

〔增補浮世繪類考〕鳥居清長、寶曆より見え、文化年中沒す、行年□□俗稱市兵衞、一說新助、關氏、江戸の產なり、本木町一丁目に住す、

鳥居市兵衞清長は、鳥居三代目清滿の門人にて、近世の名人なり江戸錦繪の祖と云べし、始菱川

のごとき昔畫の風俗なりしか、中比より畫風を書かへて、一家をなせり、師清滿の實子、書き學ばざれば、姑く相續して、芝居看板畫をかけり、彩色摺畫本、浮世美人錦繪世に行れて、夥數彫刻し、枚擧するに遑あらず、其一二を爰に誌す、鳥居相續の第一の妙手なるべし○中略

鳥居流の繪は、江戸大芝居看板番附を畫きて、一派をなせり、今猶畫風を改めず、古き草雙紙等、狂言を寫し、詞書を加へしは、鳥居流の繪なり、俗に鳥居瓢簞足と云て、敵役の手足、ひようたんの如くに畫くは、元祖清信の比より行れたるものなるべし、芝居看板には、さま〴〵古實ある事なりとぞ、追て別記に委しく出さんとす、

〔增補浮世繪類考〕鈴木春信（明和頃の人なり）俗稱□□（居住兩國米澤町角）號湖龍齋（江戸產なり、西村重長門人と云、）

鈴木春信は、浮世美人畫に名ありて、一時の開人なり、吾妻錦繪と稱する者の祖とす、畫本小本の差畫等多し、此頃の畫本は、細かき麻の葉の表紙に、紅唐紙の外題をはり、袋入なり、明和の初より、吾妻錦繪を畫き出して、今に是を祖とするは、其頃初春略暦大小の摺物、大いに流行して、五六度摺り、はじめて出來しより、工夫して、今の錦繪とはなれり、春信一生歌舞妓役者の畫をかゝずして云、我は大和繪師なり、何ぞ河原者の形を畫くに堪んやと、其志かくの如し、明和六年の比、湯島天神に、泉州石津笑姿開帳有し時、二人の巫女、眉目のよきを撰みて舞しむ、名をお浪おはつと云、又谷中笠森稻荷の茶屋鍵屋の娘おせん、淺草楊枝店柳屋仁平次娘お藤の姿を、錦畫にゑがきて出せしに、世人大にもてはやせり、

〔增補浮世繪類考〕西川祐信（元祿より寛延まで沒年□□）俗稱右京（初祐助）京師の人なり、姓藤原、西川氏、號自得齋、一號文華堂、稱大和繪師、世に西川流と云、

京都に住、始め狩野永納門に入て、（法眼永眞、延寶の頃、安信門人縫殿助永納、字伯受、一陽齋梅岳堂、西邑居翁と號す、）畫を學び、後一家を爲し、寶暦明和安永の比、大に世に行はる、中興刻本仕女大和繪の祖と云べし、上梓する繪本數百部

あり、古今比類なき妙手なり、浮世繪師の名譽なるべきか、春畫は此人より風俗大にひらけたり、百人美女とて雲上高位の尊きより、賤のいやしき迄、各其時世の風俗を寫し分たり、後又是を春畫にかきしかば、罪せられしと云、筆意骨法狩野土佐の二流をはなれず、悉く畫法にかなひし浮世畫師は、此人に限れり、或人の藏書に、祐信畫の事にて罪せられし事を書たるものを見たりしが、書名を忘れたり、西川の事、委敷ありし、なほ後に考るすべし、

〔扶桑畫人傳 五〕長春

宮川氏名ハ長春、江戸ノ住人ナリ、元祿享保間ニ當ツテ大和繪ヲ能クス、畫ク所師宣ト同ク土佐ノ畫風ヲ好ミ、岩佐又兵衞ノ圖ニ依テ、當時風俗ノ人物男女遊宴ノ趣キヲ寫シ出スコト妙ナリ、師宣ニ續キテ世人コレヲ愛玩ス、筆意正ニ岩佐ノ畫風アリ、師宣ト同ク落款ニ日本繪宮川長春トアリ、日本繪ヲ賞翫スル人殊ニ愛セリ、子孫勝川ト改テ浮世繪ニ名ヲ得ル、

〔增補浮世繪類考〕葛飾爲一（明和に生れ、寬政より天保の今に至る、）俗稱□□（居始め本所横網町后數十ケ所に轉宅す、今淺艸寺前に住す、）江戸本所の產なり、數號あり、改名左に記す、

始めは業を勝川春章に受て、勝川春朗と畫名す、故有りて破門せられ、叢春朗と云り、故俵屋宗理の跡を續て、二代目菱川宗理となりたる比、畫風をかへたれど（宗理の頃は、狂歌の摺物多し、錦畫はかゝず、）未だ一派をなさず、（提等琳の畫風を慕ふ、）亦門人宗二に宗理を讓り、（三代目宗理は）名を家元に返せり、于時寬政十年の末、爰に至り、一派の畫風を立て、北齋辰政雷斗と改む、（一說北辰妙見を信ず、故に北齋と改め。。。しと云、後雷斗の畫名は重信にゆづる、）北齋流と號し、明畫の筆法を以て、浮世繪をかく、古今唐畫の筆意を以て、畫を工夫せしは、北齋を以て開祖とす、爰において、世上の畫家、（俗に云、本畫師、）其畫風を奇として、太にもてはやされ、一時に行れて、門人多く、高名の妙手と稱せらる、從來書を讀み學才あれば、戲作の繪雙紙多く、草雙紙の畫作をも板行す、作名を時太郎可候と云り、（叢春朗の頃は、役者の錦繪を出せしが、北齋に至りて、錦畫の板下をかかず、狂言摺物畫を多くかけり、錦畫の風なきを以て、悉く北齋の畫風

を用ゆ、但畫狂人の號は、門人北黄にゆづる、北黄は板下をかゝず、專ら畫狂人葛飾北齋と書名して雷鳴す、畫風錦繪、草雙紙等の此頃畫入尋常にあらず、繡像讀本の差畫を多くかきて、世に行はれ、繪入讀本此人より大に開けたり、讀本世に流行す、畫法草雙紙に似よらぬを以て貴しとし、讀本畫とて、別に一種あり、杏花園藏書浮世繪類考に云、北齋宗理は、狂言摺物の畫に名高し、淺草に住す、すべて摺物畫は、錦繪に似ざるを貴とすと云

〔增補浮世繪類考〕北尾重政、俗稱左助、住居初大傳馬町二丁目、后根岸大塚、本姓北畠、江戸の產なり、號紅翠齋、一號花藍齋、北尾重政は、書畫ともに善す、就中板下に妙なり、武者畫花鳥に委し、近來江戸書肆繪雙紙問屋藏板の庭訓或は往來物、百人一首、法帖の類書畫ともにかけり、又曆の板下は、重政老年迄も書きしなり、板下の筆耕は、其頃三都に重政が右に出るものなかりし、花鳥の寫眞、武者畫本等、數部を筆す、錦畫雙紙の繪尤多し、

〔增補浮世繪類考〕喜多川歌麿、俗稱勇助、居始辨慶橋、又久右衞門町、後馬喰町三丁目、號紫屋、はじめは石燕豐房の門に入て、狩野家の畫を學ぶ、後一家をなして、浮。世。繪。中。興。の名人と呼れたり、男女の流行風俗を寫す事、近世此人より始まりて、錦繪の華美を極めたり、自云、生涯役者繪をかゝず、劇場繁昌なるゆへ、老若男女、贔屓の役者あり、是を畫きて名を弘むるは拙き業なり、何ぞ俳優の餘光を假んや、我は日本繪師なり、浮世繪一派を以て世に名を轟すべしと云るとなり、其意に違はず、其名海内に聞ゆ、一豪傑と云ふべし、

〔異本浮世繪類考〕喜多川歌麿

號紫屋、俗稱勇助と云、江戸の產なり、居神田久右衞門町、後馬喰町三丁目に住す、石燕豐房の門人にして、狩野家の畫を學ぶ、後一家をなして浮世繪の名人と呼れし也、男女時世の風俗を寫す事、上手にして、近世錦繪の花美を極めたり、生涯役者繪をかゝずして、自らいふ戲場繁昌なる故、老若男女贔屓の役者あり、是を畫いて、名を弘むるは拙き業なり、何ぞ俳優の餘光

を假んや、浮世繪一派をもて、世に名を轟すべしと云しと也、其意に違はず、其名海内に聞えたり、○中略文化年間、奥州岩城より來れる者あり、此人浮世繪を好むの一癖あり、元江戸の產なりしが業を旅中にのみす、南部、出羽、加賀、能登に往來す、其頃一陽齋豐國の役者繪專ら行る、此人云、遠國他郷に行ては、江戸繪の名人は歌麿呂とのみ云て、豐國の名を知る人稀にもなかりしと云り、

〔扶桑畫人傳五〕豐國

倉橋氏五郎兵衞ノ男、名ハ豐國、一陽齋ト號ス、通稱熊八ト云フ、江戸芝神明町邊ニ住シ、人形ヲ作ルニ妙ヲ得タリ、其ノ技ヲ業トス、性畫ヲ嗜ンデ歌川豐春ヲ師トシテ浮世繪ヲ學ブ、故ニ歌川ヲ氏トス、畫ク所邦俗ノ美人又俳優ノ似顏ヲ寫シ出スニ妙ヲ得タリ、時ニ出藍ノ稱アリ、近年浮世繪中ノ名手ト世ニ稱譽セラルヽ、文政八年正月七日歿ス、五十七歲、三田聖坂弘運禪寺ニ葬ル、法名實彩麗毫ト云フ、

〔扶桑畫人傳五〕廣重

安藤氏某幕府火消同心ノ男、名ハ元長、一立齋廣重ト號ス、俗稱十兵衞、後チ德兵衞ニ改ム、江戸ノ人ナリ中橋大鋸町ニ住ス、初メ畫法ヲ岡島林齋ニ學ビ、後チ歌川豐廣ノ門ニ入リ、コトニ景色ノ圖ヲ畫クニ其眞ヲ得タリ、世ニ稱譽セラルヽ、安政五年九月六日歿ス、六十二歲、

〔追加市中取締類集九ノ九十五書物錦繪四〕新和泉町畫師國芳行狀等風聞承候樣ニ候義申上候書付

隱密廻

新和泉町畫師國芳義、浮評等生候、繪類板下認候旨入御聽、同人平日之行狀等、風聞承候樣可申上旨被仰渡候間、密々搜索仕候、風聞之趣左ニ申上候、

新和泉町南側
又兵衞地借

浮世畫師藝名歌川國芳事

孫三郎 五十六才○中略

右國芳事孫三郎義は、龜戸町友三郎地借浮世畫師、藝名歌川豊國事庄藏先代之弟子にて、歌舞妓役者共似顔板下重もの稼方有之候處、天保十二丑年以來、繪類御取締厳々之內、遊女歌舞妓役者似顔御制禁之御沙汰ニ付、武者女繪、又は景色之繪類等板本注文受候得共、右繪類ニ而は、下々市中のもの、并在方商ひ高格別ニ相減候故國芳儀は畫才有之者ニ付、奇怪之圖板下認候繪類賣出し候得ば、種々推考之浮評を生候ゟ、下々之ものども、競買求候間、板元繪雙紙屋共、格別之利潤相成候ニ付、國芳江注文致し候もの多相成候處、右繪類之內ニは、浮評強、絶板いたし候へ共、猶望候もの多相成、內々摺溜置候繪類、高直に競ひ賣買いたし候人氣に至り、板元繪雙紙屋共存外之利潤有之仕癖に成行候間、兎角異樣之繪類を、板元共注文いたし候樣相成候に付、書物屋繪雙紙懸名主共、踊形容之繪柄ハ爲賣捌、此踊形容と申立候は、歌舞妓役者共、狂言似顔之圖ニ候得共、名前紋所を不印、賣出し候間、奇怪之繪柄は、凡相止候、然處踊形容之似顔繪は豊國筆勢勝レ候ニ付、國芳へは板元ゟ之注文相減、又通例之武者繪、景色等之繪類ニ而は、商ひ薄、旁國芳職分衰候ニ付、圖柄工風いたし、繪類賣出し候へば、下々ニ而、何歟推考之浮評を生じ候ゟ、望むもの多、商高相增候樣ニ圖取いたし候而、職分衰微不致樣ニ仕成し候由、

一浮世畫師は、總體職人氣質之者にて、其內國芳義は弟子も多く、當時は重立候ものに候得共、風俗は野卑ニ相見、活達之氣質ニ而、板元共ゟ注文受候砌、其身心ニ應候得ば、賃銀之多少ニ不拘受合、又不伏之注文ニ候得ば、賃銀多談合候而も及斷、欲情ニ疎き方之由、尤圖取之趣向等、國芳一存ニは無御座、左之佐七江相談致候由、○中略

右密々承糺候風聞之趣、書面之通り御座候、且孫三郎儀、前書之外、不正之所業等可有之と搜索仕

候得共、差當如何之所業等相聞不申候、依之右繪類相添、此段申上候、以上、

丑〇嘉永六年八月　　隱密廻り

〔追加〕市中取締類集書物錦繪一九ノ八十九〕戊八月七日、治兵衛を以御覽ニ入書面上ゲ置セ候事

乍恐以書付奉申上候

一私共儀錦繪板下認來候處、今日被召呼、右繪類認方御尋之上、一體繪類之內、人物不似合之紋所等認入、又は異形之亡靈等紋所を付、其外時代違之武器取合、其外ニも紛敷、兎角爲考合買人ニ疑察爲致候樣、專ラ心掛候哉ニ相聞、以之外之儀、縱令板元注文有之候共、繪師相愼候得ば、如何之繪出板は不相成道理、全私共心得方不宜との旨、嚴重御察斗受、可申上樣無之、殊ニ繪師共之內、私共別而所業不宜段入御聽、重々奉恐入候、今般之御沙汰、心魂ニ徹し恐縮仕、向後右體世評ニ拘候儀は勿論、板元ゟ注文請候共、如何と心付候廉之下繪、決而相認不申、厚相愼候樣可仕候間、是迄之儀は、格別之御憐愍を以、御仁恕之御沙汰被成下置候樣、一同奉願上候、尤今般御沙汰有之候迚、板下類受候節及斷、爲差支候樣之取計、決而仕間敷、何分にも御聞濟奉願上候、以上、

新和泉町又兵衛店
國芳事
孫三郎印

嘉永三戌年八月五日

同人方同居
芳藤事
藤太郎〇中略

南
隱密御廻
定御廻

御役人衆中様

〔増補浮世繪類考〕東都第一の名產として他鄕の者、江戸より歸るには、江戸繪と云て、必ず是を求る事となれり、世俗是を一枚繪といふ、先に山東醒生翁曰延寶天和の比の一枚繪といふ物を藏せる人ありて、見るに西の內といふ紙一枚ほどの大きさありて、おほくは武者繪にて、丹綠靑黃土をもて、ところまだらに色どり、大津繪の今少し不手ぎはなる物なり、畫はみな上古の土佐風にて甚よし、畫者の名はしるさず、もとより歌舞妓役者遊女の類ひの姿をかゝず、元祿のはじめ、下り役者の姿をかきはじむ、丹と桝といふものにて色どれり、江戸眞砂子六十帖に云、元祿八九年の比、元祖團十郞、鍾馗に扮す、その容を畫き刻て、漸に賣る價錢五文、是より役者一枚繪と稱するもの數種を刻すと云、寶永正德の比迄專らにあり、享保のはじめ同朋町和泉屋權四郞といふ者、紅彩色の繪を賣はじむ、是を紅繪と云、夫より色々に工夫して、墨の上ににかはをぬり、金泥などを用ひて、うるし繪と云て、大に行はる、寬延の比より、彩色を板刻にする事をはじめて、紅藍黃三遍摺なり、明和のはじめ吾妻錦繪といふもの出來始て今に至り、益々華美を盡せり、或人云、寬文の比は板刻繪なし、大津繪の如く、種々の武者繪をかき畫にしてうりぬ、板刻になりしは、延寶の比がはじめなるよし、しかるやいなやを知らず、享和壬戌冬十月記とあり(山東京傳が蜀山人所藏の浮世繪類考校訂の追考の卷末に志るして送りしものなり、)

〔増補浮世繪類考〕板刻の畫に、寬延の比より起りて、天保の今に至る迄、八十餘年のものなりとおぼゆ、赤く摺込の彩色繪多く在しと云り、上方にては今も多し、錦繪の精巧、天明寬政の比迄は、京大坂にては等閑のものなりしに、今は江戸にも勝れて佳製多くなりぬ、寬政の始めより金銀銅粉雲母入の彩色摺をはじめしより、後正面摺ぎん出し等の工風をなせり、近比狂歌春興の摺物の美を盡し、春每に互におとらじとて、寫眞摺無地金摺などを製しければ、再應是を禁じられた

り、是より江戸賣買の錦繪に、金摺りは止みたり、

按るに、寶暦明和の比は、今切繪と云て、みよし四ッ切りの三遍摺の繪あり、是等の類ひ成べし、その後大奉書摺となりて、奉書二ッ切を大錦と云、今は大奉書中奉書は不用、イヨマサと云紙を用ゆ、合にしきも、最上紙を用ゆ、伊豫奉書二ッ切を合錦と云り、みよし二ッ切を小合錦と云、大錦二ッ切は中錦、合錦二ッ切は中合と云、伊豫奉書竪四ッ切をきめと云、其外種々の紙數品國產の紙を(國紙と云)用ひて、様々の唱へありといへり、

〔海錄 一〕錦繪とて、今專はら翫びにすなるものも、また江戸の外他にある事を聞かず、是又江戸の一ッノ產也、これは芝神明前にて、江見屋吉右衞門といふもの始めて作り出せり、この繪雙紙屋、今は馬喰町二丁目に住せるよし、

〔寢惚先生文集 一〕詠東錦繪

忽自吾妻錦繪移、一枚紅摺不沽時、鳥居何敢勝春信、男女寫成當世姿、

〔骨董集 上編 上〕臙脂繪賣 二十一

按に、板行の一枚繪は、延寶天和の比始れる歟、朝比奈と鬼の首引、土佐淨瑠璃の繪、鼠の嫁入の繪の類也、芝居の繪は、坊主小兵衞をゑがけるなど、其始なるべし、當時は丹緑靑などにて、まだらに彩色したり、菱川師宣、古山師重等、これを畫けり、元祿のはじめより、丹黃汁にて彩色す、これを丹繪といふ、元祿のすゑつころより、鳥居清信其子清倍等これを畫けり、寶永正德に至て近藤清春出たり、紅繪と云は、享保のはじめ、創意ものなり、墨に膠を引て、光澤を出したるゆゑに漆繪ともいへり、奥村政信もはらこれをゑがけり、

〔本朝世事談綺 四文房〕畫圖

紅繪　淺草御門同朋町和泉屋權四郎と云者板行のうき世繪、役者繪を紅彩色にして、享保のは

じめごろより、これを賣、幼童の翫びとして、京師大坂諸國にわたる、これ又江戸一ッの產と成て、江戸繪と云、

〔一掃百態序〕今時畫王宮國都市肆田間之風俗者、多出於里巷俗工之手、故人或賤視之爲俗畫固謬矣、夫如唐之周古言宮禁歲時行樂圖、王朏明皇所臨圖、宗之李景道會友圖、顧閎中韓熙載夜宴圖、張正道清明上河圖、可見歷代名人皆亦爲之、其他如趙元亨、葉仁遇、好畫京城市肆車馬、本邦亦有藤原信實後鳥羽院行粧圖、藤原光長年中行事圖、土佐邦隆五節圖、法眼尊海相撲節會圖、飛驒守惟久奧羽軍記圖、僧覺猷風俗戲畫等、凡此數者、豈徒所玩於世也哉、蓋謂傳記不足以形容其實、則此數圖所由作、足使後世見善以戒惡見惡以思善、不特冠冕車馬宮室園囿之制、有資於此矣、我邦天正慶長之間有岩佐又兵衛者、專畫時樣風俗、獨擅其長、時人目爲浮世又兵衛、今時作又平誤後傳其法名于世者多矣、菱川師宣、宮川長春、其最著者也、然皆務媚世求容、故其所作鄙陋艷冶頗極俗態、而今日爲一種鄙陋之畫態者、蓋本諸此、當時雖有守信兄弟之妙手、亦恐人看做尋常俗流、不嘗畫風俗、遂迄今以時樣風俗畫爲賤工之事而棄之、豈不亦過乎、近京師之蕉村應擧、好寫市肆田間之風俗、而徒畢工思、無製作楷摸之法、故其末流漸淪惡道、如蘆雪、吳春、月仙、岸駒、所謂畫中之鄉愿者、直令人見之欲嘔、顧後之流弊可知也、安得志士振起救此一派別開生面也、然其法久絕而不傳、實非食古而化者、安得善摸寫今世風俗也、噫余亦言而不能爲何哉、噫余言而不能爲何哉、文政新元靑龍宿戊寅仲冬望前二日、江戸華山渡邊登識、

〔追加市中取締類集九ノ八十九書物錦繪一〕嘉永三戊年五月〇中略

淺草茅町貳丁目爲五郎店

繪草紙屋　友右衛門

此者は、角團扇繪、當三月中、私共之內江草稿差出改請、四月三日摺立繪見合ニ差出候後、言葉書自

儘ニ彫入賣買致し候もの、

淺草並木町彌七店

繪草紙屋　小兵衛

此者は、大錦貳枚續之繪、當三月中、私共之內江、草稿差出改請、四月六日摺立繪見合ニ差出候後、言葉書彫入、賣捌候ニ付取調候處、右板木は、同月中、左之鐵五郎江相讓彫足候儀は、相辨へ不申旨申聞候得共、板木鐵五郎江讓渡候節、私共江屆も不仕、小兵衛板元之名印も相改不申、且一般ニ繪草紙屋共ニ而彫足有之繪賣捌候を不心付罷在候趣申し、申立方紛敷もの、

元大工町平次郎店

繪草紙類糶賣　鐵五郎

此者は、小兵衛より板木讓請候上、自儘ニ言葉書彫入摺立賣捌候もの、

右錦繪之儀ニ付而は、每度御沙汰も有之候間、繪草紙屋、并繪師、板木師等江、前々被仰渡之趣申聞、御趣意相守候樣、度々諭方仕、請印取置候得共、今以右樣心得違之者有之、此者共儀は何れも私共改印致遣候後、繪柄摸樣を替、又は摺足等致、兼而之被仰渡ニ相觸候仕成致候間、先達而御內慮奉伺候通、右貳人之もの、見世先釣し繪之分、不殘爲取除、追而沙汰致候迄、其儘ニ而商賣可致旨其支配名主立合申談、書面取置、日數之儀は、猶摸樣見定メ差免候以前ニ申上候樣仕、右調中、釣し賣不爲致儀商方見體ニ拘リ候間、自然取締ニ相成可申、尤右仕法、此度始而之儀ニ付、一應奉伺候、且前書名前之內、鐵五郎儀は繪草紙屋ニ無之、下々ニ而糶ト唱、年來中次渡世致、是迄品々不宜所業有之、既ニ去酉五月中、仙臺萩ト申錦繪、手を込摺立、高價ニ內證賣致、其度々證文取置候得共、相用不申、尤見世賣致候ものニ無之候間、釣し賣差留候と申事ニも難致、乍併其儘ニ捨置候も如何奉存候間、此者糶賣致候繪類、當分買取不申候樣市中繪草紙屋共江、無洩屹度相達候はゝ、遍息ニも相

當り、程合見計、勘辨致遣候はゞ、外々響ニも相成、且は外聞旁一統之取締ニも相成可ㇾ申候哉、御賢慮被ㇾ成下ㇾ候樣仕度、此段申上候、以上、

戌五月　　繪草ㇾ紙屋

名主共〇中略

ヒレ付書面〇中略此度之儀も、懸名主共限申合取計、友右衛門外一人鈞繪差止之儀ハ猶更改可ㇾ申出筋ニは無之候間、其旨相心得、掛名主共江可ㇾ申含ㇾ旨隱密廻江御沙汰御座候方と奉ㇾ存候、

戌六月　　市中取締懸

町繪

〔秋齋隨筆 上〕沼津と言屏風の事

中古の町繪の屏風師なれども、あれが本姓を、其身はしるまじけれども、瀧野といふ氏にて、東海道沼津のものにて、〇中略瀧野何某は都に登りて、終に屏風の司となる、今の沼津屏風の家なり、されども兩家に別れて、一家は先祖の通り、武士をたて、禁中の御使番のうちに、瀧野何某とてあり、屏風師の方には、沼津とばかりおぼえて居る體に見えたり、

〔文會雜記 三上〕八種畫譜ハ至テ俗ナル繪、評スルニ足ラズ、笠翁畫傳モ、今日本ニテ云町繪也中中ヨキ繪ニテハナシ、

〔畫事備考〕左近門弟、山崎專助、江戶に住す、今江戶町繪の浮世繪と云物を書出す、其末門弟中、多くなれり、

〔浮世繪類考〕橘守國、町畫なれども、よの常の浮世畫に非ず、世所ㇾ傳、すなはち繪本通寶志、畫本故事談、繪本寫寶袋等を見てしるべし、

洋畫

〔嬉遊笑覽 三書畫〕油畫は、西洋の畫法にて、今はこゝにて書るもの、蠻畫に異ならず、貞德が安布良加須に、かしらも髭もぬれわたりけり、其付句の内獅子、やぎう、さてもかいたる油畫に、ぬれわたるは、油

の光澤をいふなるべし、浮畫と稱ふる物も、西洋の畫法なり、唐山にて是を遠視畫といふ、彼たにも今は專ら西洋のことに倣ふ、大清耕織圖などを初め磁器の染付にも、山水遠景この法を用、又硼子に油畫なもかき、また近頃ヘルレンスの石摺多く新渡にあり、是西洋の彩色の具なり、

〔春雨樓叢書〔二〕〕蘭畫

阿蘭陀の地方は、唐日本の如く圖畫なし、皆荏油にて畫す、日本に是を油畫と云又蘭畫と云、唐にて西洋畫と云、唐より西方の蕃國を西洋と云故なり、唐にても明の頃より、此畫法大に行はる、余往年長崎に遊て、明より清に至る俗畫數十枚を得たり、悉く西洋の畫法にて高殿樓閣、蕃畫に彷彿たり、日本にても、長崎の畫工に西洋の法を得て畫したるを見るに、眞に蕃と其巧を相爭ふ、蘭人も亦た此畫工に命じて各持歸る、彼の畫法は、只一法なれば、畫工の巧拙に因て彼の膏盲に入る者あり予が在留の中、蘭人其畫工を呼て、各求めたる妓女の面相を、生面の通りに寫さしむ、各持歸て、生涯其妓女を想狀すと云、彼の國の人は、皆鼻の低きはなし、婦人のごときは、皆鼻高く、色白、甚だ美くしく、不言不笑、情內に含て、心志人に動く、此意は、畫工の及ぶ所にあらず、只其面相を畫すのみ、

〔文晁畫談〕西洋畫

畫家佈置屋宇桌椅等、例用側筆以取勢、西洋畫專用正筆、用側筆者、其形平而偏、故有二面而四面具、用正筆者、其形直而尖、故有一面、而四面具在陰陽向背處、以細筆皴出黑影、令人閉一目觀之、層々透徹、悠然深遠、而向外楹柱、宛承日光、瓶盎等物、又俱圓湛可喜也、其法視古爲獨出征裁矣、畫鑒云、尉遲乙僧外國人作佛像用色沈着、堆起絹素、今所傳者、及歐羅巴人利瑪竇所遺畫像有坳突、室屋有明暗也甚矣西洋之巧也然豈獨一畫事哉ト袁棟ガ書隱叢說ニ見ユ、西洋畫ヲ論ズル事盡セリ、近來華人ニモ、焦秉貞ナド、西洋ノ法ヲ用テ、耕織圖ヲ繪キシコト、畫徵錄ニ見ユ、然レドモ、張浦山云、好古

者所不取ト、余嘗テ西洋畫數幅ヲ藏スレドモ、印刻ノ畫ニ均ク意味ナシ、深ク賞スルニ足ラザルコトヲ覺ユ、

〔國朝畫徵錄 中〕焦秉貞冷枚沈喩

焦秉貞濟寧人、欽天監五官正、工人物、其位置之自近而遠、由大及小、不爽毫毛、蓋西洋法也、康熙中祗候内庭、○中略

白苧村桑者曰、明時有利瑪竇者、西洋歐羅巴國人、通中國語、來南都、居正陽門西營中、畫其教主、作婦人抱一小兒、爲天主像、神氣圓滿、采色鮮麗可愛、嘗曰、中國祇能畫陽面、故無凹凸、吾國兼畫陰陽、故四面皆圓滿也、凡人正面則明、而側處卽暗、染其暗處稍黑、斯正面明者顯而凸矣、焦氏得其意而變通之、然非雅賞也、好古者所不取、

〔明良洪範 九〕山田右衞門佐ト云繪ノ上手ニ申付ケ、煙草ヲ吸ヒ、疊ヲ焦シタル體ヲ畫セ、其傍ニ、其罪ニ行ハル丶有樣ヲ畫ス、此畫ハ和蘭陀流ノ油畫ナレバ生ルガ如シ、

〔原城紀事 十六〕原城陷

小笠原右近大夫、捕賊僞將山田右衞門作、致之信綱、○中略信綱親鞫其始終、右衞門作獻欵狀數條、其一曰、僕生長崎、以好西洋畫、仕松倉氏、在口津村、事及於此、非曾信天數者、(中略)參考島原記、山田右衞門作申口

信綱携右衞門作還、畜諸邸中、密檢敎匪殘黨、時都下屢失火、每多延燒、信綱邸嚴禁喫烟、有邏所卒、竊喫烟、燃其席者、信綱處之斬、且曰、非磔其尸、未足懲人心、而邸中無由磔尸、則使右衞門作描其始末、揭之邸中稠人所、信綱言行錄

信綱親鞫右衞門作、知其無二、携還江戶、給稍食附僮僕、右衞門作更名古庵、以西洋畫聞世、後坐敷演天敎、禁錮終身、天野記

〔先民傳 下 拔萃〕喜多元規工華蕃畫法、尤能肖像、今失其傳可惜矣、

名人

〔古今書畫鑒定便覽畫家六〕司馬江漢　名ハ峻、字ハ君岳、春波樓ト號ス、畫風一家、曾テ皇朝ニ銅板ノ圖ヲ作ルハ、此人ヨリ始マレリト、文政元年十月廿一日歿ス、年七十二、

〔春波樓筆記〕又江戸は、奥州の方へ属して、氣質も京人のやうにはなし、唐畫にも、和畫にも似ぬ風は、呑み込まぬ事にて、吾が自身工夫したりと云ひては、夫は法がないと云ひて請けとらず、然れども畫は其物の形を見て、其形に似るをよしとす、法手本とする處は、卽其物なりと心得たる者も無きにもあらず、又奥州の方は、今に於て其かたくなゝる事かはらず、予二十五年以前より日本の山水富士をはじめ、名山勝景を寫眞にして、阿蘭陀の法を以て朧畫に書き、諸國の寺院佛閣の額に掛け、諸侯貴客へも數々認め遣しければ、世に之を奇觀とす、需むるもの多し、然るに之を求むるものは、皆上方中國筋の人なり、奥州の人は、一向に是を取らず、愚直なることかくのごとし、

〔瓊浦畫工傳〕元融御用繪師、兼畫目利、荒木爲之進、字士長、號圓山、居を鶴鳴堂と云、又薜蘿館といふ、鼻祖は、筑前長政侯之臣、中山長左衛門と云、家繼あるを以て、寛永之頃長崎に來り仕す、其子惠平出島諸色賣込人の株を求め、氏を荒木と改む、元融は其曾孫なり、幼して經學を異宗僧玆戒といふに學び、詩文を渡邊暘谷先生に學び、蠻畫の法を蘭人に受たり、繪目利手傳ひ、荒木元慶老衰して繼なく、同氏なるを悅び元慶の繼となり、御用繪師、兼繪目利の仰蒙り、寛政十一年甲寅病死享年六十七才、法名圓山元融居士、墓晧臺寺山上にあり、

〔新撰姓氏錄左京諸蕃〕大崗忌寸
出自魏文帝之後安貴公也、雄略天皇御世、率四部衆歸化、男龍一名辰貴善繪工、小泊瀨稚鷦鷯天皇〇武烈美其能、賜姓首、五世孫勤大壹惠尊、亦工繪才、天智天皇御世、賜姓倭畫師、高野天皇神護景雲三年、依居地改、賜大崗忌寸姓、

〔日本書紀十四雄略〕七年、天皇詔大伴大連室屋、命東漢直掬以〇中略畫部因斯羅我〇中略等、遷居于上桃原下桃原眞神原三所、

〔日本書紀二十二推古〕十八年三月、高麗王貢上僧曇徵法定、曇徵知五經、且能作彩色及紙墨、幷作碾磑、

〔元亨釋書十六力遊〕釋曇徵、推古十八年三月、高麗國貢來、沙門法定共之、徵涉外學、善五經、又有伎藝、造碾磑、工彩畫、

〔日本書紀二十二推古〕十一年十一月、是月皇太子〇廐戸請于天皇、以作大楯及靫〇靫此云由岐、又繪于旗幟、

〔懷風藻〕葛野王二首

王子者淡海帝之孫、大友太子之長子也、〇中略少而好學、博涉經史、頗愛屬文、兼能書畫、〇下略

〔二中歷十三一能〕繪師

相覽一云合相 金岡 公茂 經則 公忠 廣高 遐圓 吉近 親助 爲仁

百濟川成

〔文德實錄五〕仁壽三年八月壬午、散位從五位下百濟朝臣河成卒、河成本姓余、後改百濟、長於武猛、能引强弓、大同三年、爲左近衞、以善圖畫、屢被召見、所寫古人眞及山水草木等、皆如自生、昔在宮中、令或人喚從者、或人辭以未見顏容、河成卽取一紙、圖其形體、或人遂驗得其機妙、類如此、今之言畫者、咸取則焉、

〔今昔物語二十四〕百濟川成飛驒工挑語第五

今昔百濟ノ川成ト云フ繪師有ケリ、世ニ並无キ者ニテ有ケル、瀧殿ノ石モ此川成ガ立タル也ケリ、同キ御堂ノ壁ノ繪モ、此ノ川成ガ書タル也、而ル間川成從者ノ童ヲ逃シケリ、東西ヲ求ケルニ不求得リケレバ、或高家ノ下部ヲ雇テ語ヒテ云ク、己レガ年來仕ツル從者ノ童既ニ逃ニケリ、此尋テ捕ヘテ得サセヨト、下部ノ云ク、安事ニハ有レドモ、童ノ顏ヲ知タラバコソ搦メヽド、顏ヲ不

知シテハ、何テカ搦メムト、川成現ニ然ル事也ト云テ疊紙ヲ取出テ、童ノ顏ノ限ヲ書テ、下部ニ渡シテ、此ニ似タラム童ヲ可捕キ也、東西ノ市ハ人集ル所也、其邊ニ行テ可伺キ也ト云ヘバ、下部其顏ノ形ヲ取テ、即チ市ニ行ヌ、人極テ多カリト云ヘドモ、此ニ似タル童無シ、暫ク居テ若ヤト思フ程ニ此似タル童出來ヌ、其形ヲ取出テ競フルニ、露違タル所無シ、此也ケリト搦テ川成ガ許ニ將行ヌ、川成此ヲ得テ見ルニ、其童極ク喜ビケリ、其比此ヲ聞ク人、極キ事ニナム云ケル、而ルニ其比飛騨ノ工ト云フ工有ケリ、都遷ノ時ノ工也、世ニ並無キ者也、武樂院ハ其工ノ起タレバ微妙ナルベシ、而ル間此工、彼ノ川成トナム、各其態ヲ挑ニケル、飛騨ノ工、川成ニ云ク、我ガ家ニ一間四面ノ堂ヲナム起タル、御シテ見給ヘ、亦壁ニ繪ナド書テ得サセ給ヘトナム思フト、互ニ挑作ラ、中吉クテナム戲レケレバ、此ク云事也トテ、川成飛騨ノ工ガ家ニ行ヌ、行テ見レバ、實ニ可咲氣ナル小サキ堂有リ、四面ニ戸皆開タリ、飛騨ノ工彼ノ堂ニ入テ、其内見給ヘト云ヘバ、川成延ニ上テ南ノ戸ヨリ入ラムト爲ルニ、其戸ハタト閉ヅ、驚テ廻テ西ノ戸ヨリ入ル、亦其ノ戸ハタト閉ヌ、亦南ノ戸ハ開ヌ、然レバ北ノ戸ヨリ入ルニハ其戸ハ閉テ西ノ戸ハ開ヌ、亦東ノ戸ヨリ入ルニ、其戸ハ閉テ北ノ戸ハ開ヌ、如此廻々ル數度入ラムト爲ルニ閉開ツ入ル事ヲ不得、佗テ延ヨリ下ヌ、其時ニ飛騨ノ工咲フ事無限リ、川成妬ト思テ返ヌ、其後日來ヲ經テ、川成飛騨ノ工ガ許ニ云遣ル樣、我ガ家ニ御坐セ、見セ可奉物ナム有ルト、飛騨ノ工定メテ我ヲ謀ラムスルナメリト思テ、不行カヲ、度々數ニ呼ベバ、工川成ガ家ニ行キ、此來レル由ヲ云入レタルニ、此方ニ入給ヘト令云ム、云ニ隨テ廊ノ有ル遣戸ヲ引開タレバ、内ニ大キナル人ノ黑ミ脹臰(ハレクサリ)タル臥セリ、臰キ事鼻ニ入樣也、不思懸ニ此ル物ヲ見タレバ、音ヲ放テ愕テ去返ル、川成内ニ居テ、此音ヲ聞テ咲フ事無限リ、飛騨ノ工怖シト思テ土ニ立テルニ、川成其遣戸ヨリ顏ヲ差出テ、耶己レ此ク有ケルハ只來レト云ケレバ、恐々ツ寄テ見レバ、障紙ノ有ルニ、早ウ其死人ノ形ヲ書タル也ケリ、堂ニ被謀タルガ妬キニ依テ、此ク

シタル也ケリ、二人ノ者ノ態此ナム有ケル、其比ノ物語ニハ、萬ノ所ニ此ヲ語テナム、皆人譽ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔今昔物語二十五〕藤原純友依海賊被誅語第二

今昔〇中略左衞門ノ府生播守ノ在上ト云高名ノ繪師有リ、物ノ形ヲ寫ス少モ違フ事無カリケリ、其レヲ内裏ニ召テ、彼ノ純友幷ニ重太丸ガ二ノ頭、右近ノ馬場ニ有リ、速ニ其ノ所ニ罷テ、彼ノ二ノ頭ノ形ヲ見テ、寫テ可持參シト、此レハ彼ノ頭ヲ公ケ御覽セムト思食ケルニ、内裏ニ可持入キニ非ハ、此ク繪師ヲ遣ハシテ其形ヲ寫シテ御覽ゼムガ爲也ケリ、然テ繪師右近ノ馬場ニ行テ、其ノ形ヲ見テ、寫テ内裏ニ持參タリケレバ、公殿上ニシテ此ヲ御覽ジケリ、頭ノ形ヲ寫シタルニ少モ違フ事無カリケリ、此ヲ寫テ御覽ズル事ヲバ、世人ナム承ケ不申ケル、然テ頭ヲバ檢非違使左衞門府生若江ノ善邦ト云者ヲ召テ、左ノ獄ニ被下ニケリ、

〔大鏡五太政大臣爲光〕太政大臣爲光のおとゞ〇中略男君太郎は左衞門督さねのぶときこえさせし、〇中略この關白殿〇藤原賴通のひとゝせの臨時客にあまりゑひて、御座にゐながらたちもあへ給はで、ものつき給へるにこそ、高名のひろ高がかきたる樂府の御屛風にかゝりて、そこなはれたれ、

〔小右記〕長和二年三月卅日辛酉、冷泉院神泉苑繪圖所畫常則送皇太后宮大夫許後賢爲令傳奉左相府、昨日車中所談也、有可見之答、仍奉送耳、皇太后宮大夫返報云、只今可傳奉、太優美物者、

〔榮花物語初花〕その御ぐどもの屛風どもは、ためうぢ、つねのりなどがかきて、道風こそはゑきしがたはかきたれ、

〔倭名類聚抄序〕竊以延長第四公主〇勤子内親王、中略自醍醐山陵雲愁水咽、永辭魏闕之月、不拂秦箏之塵、時時慰幽閑者、書畫之戲而已、於是因點成蠅之妙殆上屛風、以筆廻鸞之能、亦巧垂露、漸辨八體之字、豫訪萬物之名、

〔古今著聞集十一畫圖〕伊與入道〇源賴義はおさなくより繪をよく書侍り、父うけぬ事になん思へりける、むげに幼少の時、父の家の中門の廊の壁にかはらけのわれにて、不動の立給へるを書たりけるを、客人誰とかや慥に聞しを忘にけり、これを見てたがかきて候にかと、おどろきたるけしきにて問ければ、あるじ打わらひてこれはまことしき物の書たるには候はず、愚息の小童が書て候といはれければ、いよ／＼尋て可然天骨とは是を申候ぞ、此事制し給事有まじく候となんいひける、げにもよく繪みしりたる人なるべし、

〔源平盛衰記二〕清盛息女事

昔貞員親王ノ生レ給ヘル御ウブヤニテ、人々歌讀侍リケル中ニ、御伯父方翁ノ、

我門ニ千尋アル竹ヲ植ツレバ、夏冬誰カ隱レザルベキ、ト讀タリケリ、〇中略其ウブヤノ前ニ鳳凰ノ千尋ノ竹ニ居タルヲカヽセ給タリケルガ、餘ニ目出度魂ヲ書コメサセ給ヒタリケルニヤ、其後紫宸殿ニ時々笙ノ笛ヲ調ブル聲アリ、人々之ヲ怪テ、忍テ御覽ジケレバ、千尋ノ竹ニ書給ヘル鳳凰ノ鳴音ニゾ侍リケル、難有御事也、昔忠平中將ノ扇ニ書タリケル郭公コソ、扇ヲヒラク度ゴトニ、郭公トハ啼ケルナレ、宇治關白殿ノ中門ニ圓心法師ガ書タリケル雞ハ、寒夜曉鳴事度々アリケリ、

〔古今著聞集三公事〕建久の頃中山太政入道殿〇藤原賴實大納言右大將にて縣召除目に三ヶ夜出仕せさせ給ひて宮文の三の說を夜ごとにかへてとらせ給ひけるを、人々めでたがりのゝしりあへりけるを、頭中將忠季朝臣あまりにいみじかりて、繪に書て持せたりけるとかや、中將はゆゝしき繪書になん侍ける、

〔古今著聞集八好色〕頭中將忠季朝臣督典侍を心がけて年月をかさねけれども、いかにもなびかざりけるに、或夜雪のいたくふりたりけるに、家より馬に乘りて參内しけるみちのありさま、雪の

面白さなどをはじめより繪に書て、六位をかたらひて彼局へなげ入させたり、督のすけ取みてあはれとや思ひけん、又繪にやめでけんそれよりあひにけり、其後久しくかよひて少將親平は彼腹になんまうけける、

〔明月記〕嘉祿三年〇安貞元年十二月廿八日、誂信實令畫新繪、今日持參內裏云々、正治元年新日吉小五月會、以成定朝臣記書之云々、

〔徹書記物語上〕一爲繼は隆信の子孫也、信實は隆信の子也、信實は人丸書たりし人也、繪師にてはなかりしかども、信實以下家に傳へて繪をよく書侍りし也、今の法性寺は歌もよまず、繪もえかかぬ人也、

〔補庵京華集〕醉墨庵

東坡作醉墨堂詩、蓋爲石蒼舒也、蒼舒善行草、醉墨之設、不在酒而在書矣、爲本朝能畫墨溪氏之事有名、安榮字桃林、瞎驢師一休書醉墨二大字、以榜所居焉、少在酒不在書、而在繪事者也、山水花鳥之幅、得之心寓之酒、以潑其墨、樂孰加之、晉之醉令、唐之醉侯、何啻霄壤相去哉、苟以筆頭眼睛向瞎驢邊滅却昨日墨溪、乃今日醉墨也、不可爲醒者論之矣、小補野衲、係以小詩、詩曰、不飲胡爲如醉人、畫圖寓酒假耶眞、胸中水墨二三斗、吐出千鐘百榼春、

〔畫乘要略二〕雪溪

山口雪溪、又號梅菴、平安人、法雪舟、又喜牧溪、自號雪溪、晚成一格、偉俊蒼老、氣味深厚、蓋食古化者、花禽亦瀟灑、頗得雪舟風致、宜哉覓拔時流、享保中人、

梅泉曰、當時天下畫匠之心目、爲探幽所壓、不復求古、徒襲皮相、遺精髓、益失古意、伊年光琳不拘宗法、縱橫馳騁、各出奇格、雪溪獨追前蹤、不隨時習、不亦英士乎、

〔近世畸人傳一〕宮筠圃

筠圃、宮氏、諱奇、字子常、故に通名常之進といふ、〇中略又書は趙子昂をまなび、深く軌範を得、また畫を能す、畫竹はことに風韻一家をなせりければ、世人平安四竹の一とす、四竹は淺井圖南、御園意齋、山科宗安、宮筠圃等なり、かゝれば、其書畫を請者、月に日に絶ず、母氏かくのごときを見て、いさめていふ、おそらくは汝をもて、畫工とせんと、筠圃是に感じて又畫ず、其後故郷の甥の家に投宿せし時、甥氏紙筆を出して、請こと頻にして曰、母堂には、よきにまうさん、吾にして、君の畫を藏せずばあるべからずと、一夜責れども、終に筆をとらず、一たびとゞめし言を食ず、他人への義を省て、甥氏に私せざるなるべし、書も亦次てとゞむ、かゝれば世ます〳〵其書畫を珍重す、

〔增補近世逸人畫史上〕蒹葭堂木村氏、名ハ孔恭、字ハ世肅、〇中略又畫ヲ善ス、小景ノ山水、墨竹、墨蘭、尤モ風致アリ、

〔古今書畫鑒定便覽六畫家〕原在中

名ハ在中、字ハ子重、臥遊ト號ス、平安ノ人、明人ノ古蹟ヲ慕ヒ、山水花鳥精細ナルヲ畫キ、一家ノ風ヲ成ス、後又有識ノ畫ヲモナセリ、其名時ニ鳴ル、天保八年十二月廿八日歿ス、年八十八、

〔古今書畫鑒定便覽六畫家〕岸駒

佐伯氏、字ハ貢然、同功館ト號ス、初メ華陽ト號ス、又可觀堂、虎頭館、天開翁等ノ別號アリ、加賀金澤ノ人、初メ有栖川宮ノ侍臣トナリ、雅樂助タリ、後天朝ノ官人トナリテ、越前介ニ叙ス、晩年洛北岩倉ノ里ニ隱ル、年九十ニ及ビ、從五位下越前守ニ叙任ス、畫風初メ沈南蘋ヲ慕ヒテ、精密ナルヲ畫キ、後自ラ一家ヲナシテ、別ニ一格ヲ起ス、其名聲海内ニ振ヒ、當時遠近、畫ヲ爭ヒ求ム、一門子姪共畫ヲ業トスル夥シ、天保九年十二月五日卒ス、年九十、

〔畫乘要略四〕文晁文一、文二、馬孟熙附、

谷文晁、字文晁、號寫山樓、又號畫學齋、初師加藤某、後出入宋元諸家、山水不事規倣、自率胸臆、揮灑縱

横雲烟浮動之態、自然現筆端、着潤秀逸、自出機軸、與他尸祝元格者異矣、誠豪哉、兼長靑綠山水、結構緊密、設色古雅、殆與明人爭席、人物花禽又有一種風致、及晩年技益超邁、

〔古畫備考三十上〕谷文晁

文晁ハ最初加藤文麗〇伊豫大洲城主、名泰都、ニ畫ヲ學、其後渡邊又藏英、後改主計、ニ隨身シテ、久ク其畫法ヲ學、其後又雲峰ヲ媒介トシテ、鈴木芙蓉ヲ師トシテ山水ヲ學、然ル内ニ、漸ク世ニ弘ク行ハル、文晁芙蓉ノ畫ヲ學ビシコロ、桐陰モ同ク芙蓉ニ學バレシガ、他ノ門人、畫ノ淸書一枚漸ク書テ持來ルニ、文晁ハ三枚或五枚モ畫テ携來リ直シヲ乞ケルヲ、桐陰深ク感歎シ、吾黨ノ不及遠シ、遂ニハ大家トナルベシト申サレシガ、果シテ高名ノ畫家トナレリ、

〔雲烟略傳下〕渡邊華山

渡邊定靜、字子安、又字伯登、稱登、登稱、田原侯所賜云、號華山、晩號隨安居士、又有昨非居士、金敞居、寓繪堂、全樂堂等之號、田原藩士也、少治經學、兼善繪事、特邃畫學、性恬澹、不汲々名利、焉所得潤筆、措之几上、經旬如設、〇中略、華山極精鑑識、於畫最長人物花卉鳥獸、晩學西洋法、以作肖像、宛似其神、常尙氣節、墨竹詩曰、鄭老畫蘭不畫土、有爲者必有不爲、生來寫竹似蘆葉、不作鷗波無節枝、嘗謂門人福田半香、椿椿山等曰、本邦所傳、漢人名畫、眞跡絕少、余所目擊、雲煙則王石谷爲第一、花卉則南田惲氏爲最、雲煙佶之所長、花卉弼之得意、則亦宜各從其性所近、成就其技、後二子果各擅其所長云、

〔雲烟略傳下〕椿椿山

椿弼、字篤甫、號椿山、又琢華堂、四休庵、羅漢靑松軒、碧梧山房、皆其別號、稱仲太、幕府鎗組同心也、爲人愼密溫厚、與物不競、年甫七歲失怙、零丁依母氏、及長深思鞠育之恩、孝養無所不至、比隣感其義、相謀具狀、告諸其長官、官賜物以襃之再次、爲人訥言敏行、於事無所苟、溫和中陰有城府、交友不能窺其奧、有學識、兼善書畫、〇中略、後學華山、長草蟲花鳥、又依倣張秋穀、而本意在祖述徐崇嗣惲壽章王忘庵惲南

田、而最心ニ醉兩田一云、其所作畫、炳蔚深邃、紆餘姸麗、專崇二韻致一、無二一點覇氣一、殆其爲レ人同時良工、無レ出二其右一者、兼善二肖像一、肖像一派華山草二創之一、至二椿山一極二其精一云、嘗摸二刻朱文公畫像一、以頒二同好一、嘗摸二晉唐一、骨法端正、不レ愧二漢人一、嘉永七年甲寅九月十日、咯レ血歿、年五十四、性淡二於名利一、而急二於救一レ人之艱難一、親戚朋友若有レ難、所レ乞立辨、毫無レ所二愛惜一、平生預區二處財貨一、臨レ死一語無レ所レ言云、男名彰、字恒吉、號二華谷一、亦善レ畫、早世、次和吉、次順吉、門人小華山最稱二名手一、

〔畫乘要略　五〕女雪信

雪信清原氏、探幽姪女也、學二畫探幽一、得二其法一、識者謂、爲二女畫之中興第一一也、其子春信亦能レ畫、

〔近世畸人傳　四〕池大雅　附妻玉瀾

妻町子は、祇園林百合子が女也、大典禪師の墓誌に、夫の行に配すと書給へるおもむき、さきに擧る筆を持行ながら、夫に應じ、無言にして歸れる如くなり、夫に學て畫を善す、柳里恭の號の玉の一字をもらひて、玉瀾と號す、夫とともに冷泉殿へまねかれて參り、歌を學ぶ、

〔二中歷　十三一能〕繪

喜欣　入圓入圓口　如照　救禪入圓弟子　定禪

〔釋家初例抄　上〕繪佛師任二僧綱一例

法橋救禪　治暦四年三月廿八日叙、後冷泉院御祈、於二法成寺一被レ圖二繪百廿一體御佛一賞也、繪佛師僧綱以レ之爲レ始、佛師定禪父也、承保二年三月死去、

〔本朝世紀〕康和五年七月廿五日壬寅、興福寺供養也、子細在二別記一、晩頭中納言俊實參入、行二非常赦事一、依二興福寺供養事一也、

七月廿五日興福寺供養賞〇中略

法橋翫助大佛師　範舜繪佛師

畫名施二於海外一

〔宇治拾遺物語三〕これもいまはむかし、繪佛師良秀〔○良秀、異本十訓抄作二明實一〕といふありけり、いゑのとなりより、火いできて、風をしおほひて、せめければ逃出て、大路へいでにけり、人のかゝする佛もおはしけり、また衣きぬ妻子なども、さながら內にありけり、それもしらずたゞ逃いでたるを、ことにして、むかひのつらにたてり、見ればすでにわがいゑにうつりて、けぶりほのほくゆりけるまで、大かたむかひのつらにたちてながめければ、あさましきことゝて人どもきとぶらひけれどさはがず、いかにと人いひければ、むかひにたちて、いゑのやくるを見て、うちうなづきて、ときどきわらひけり、あはれしつるせうとくかな、としごろは、わろくかきける物かなといふときに、とぶらひにきたるものども、こはいかにかくては立給へるぞ、あさましきことかな、ものゝつき給へるかといひければ、なんでう物のつくべきぞ、とし頃不動尊の火えんをあしくかきけるなり、いまみればかうこそもえけれと、心えつる也、これこそせうとくよ、このみちをたてゝ、世にあらんには、佛だによくかきたてまつらば、百せんのいゑも、いできなん、わたうたちこそ、させるのうもおはさねば、物をもおしみ給へといひて、あざわらひてこそたてりけれ、其後にや良秀が、よぢり不動とて、いまに人々めであへり、

○按ズルニ、名人ニシテ流派ニ關スルモノハ、上文流派條ニ併載セリ、宜シク參看スベシ

〔畫譚雞肋〕此邦の畫を、唐土にて賞せしは、馮永功が家に、著色山水一幀あり、日本畫にて、李思訓に似たりと、米元章云ひたり、上古は唐を學べるゆゑかくありしにや、思訓は唐時の山水畫祖なり、是に比せしは大に尊べるなり、また郭若虛鄧椿も扉面の繪を賞し、中國の善畫も、或は不能也といへり、上古は、此方の畫人おほくは文雅なりしゆゑ、その畫も高妙なりけん、又倭僧多能畫墨觀音といへるも、元の時に、僧徒往來せしなれば、渡海せるほどの僧に、あまり卑俗なるもあるまじ、簽景風、謝肇淛の見たりし繪は、文意にてかんがふれば、蠻畫ならんと思はる、畫のみにあらず、蠻

器をも、倭物とあやまりて、賞せしことも多くみゆるなり、

〔圖繪寶鑑 五〕外國

日本國古倭奴國也、有畫不知姓名、傳寫其國風物山水、設色甚重、多用金碧、然殊方異域、而能留意繪事、亦可尚也、至今倭僧多能作墨畫觀音佛像、

〔佩文齋書畫譜 十二論畫二附錄〕宋日本國畫

日本國畫不知姓名、傳寫其國風物山川小景、設色甚重、多用金碧、考其眞未必有此者、第欲綵繪粲然以取觀美也、宣和畫譜

宋鄧椿記倭扇畫

倭扇以松板兩指許砌疊、亦如摺疊扇者、其柄以銅壓鐶子黃絲條甚精妙、板上罨畫山川人物松竹花草、亦可喜、竹山尉王公軒憲恭后家、嘗作明州舶官、得兩柄、畫繼

〔本朝畫史 四友松傳頭書〕昔承佳惠水墨屛以來、置之座隅、日夜撫翫、宛若相對、以爲平生不忘之貴、尋常感々、至於見者拭目聞者側耳、眞所謂東海神龍出來、伴我北軼、所寫友松何如人、今無恙否、欲得如此妙筆、未可圖也耶、人皆謂天下第一、故茲敢再求、伏惟希亮不宜、

萬曆戊申仲春下澣

朝鮮國僉知中樞府事朴大根拜朱印

予近就友竹齋現得韓客寄友松之文、喜寫斯編之上、

正德六丙申年〇享保元年五月日　藤原永伯

〔皇朝名畫拾彙 五〕狩野尙信、始名一信、又家信、孝信二男、稱主馬、號自適齋、慶安三年四月七日沒、歲四十七、下筆妙絕、照映今古、寬永癸未〇二十年之歲、朝鮮信使見其畫大賞之、學士朴安期號螺山贈以詩云、畫手日東妙、天機隨筆生、西方達磨像、南極老人精、周月讀仙群、擕見工部行、華堂對盤礴、不覺到深更、

○按ズルニ、此他雪舟ノ事ハ、宋元明風畫ノ條下ニ詳ニセリ、

〔畫譚雞肋〕眞行草と云ふは、書家の名目なり、畫家には畫樣によりて、別に名有りて、眞行草とは云はず、又細巧人物畫をみて、是はしま繪なりと云ふ人有り、島繪とは、くまどるべき所をも細筆にていくらもすぢを引き、しまもやうの如きにせる畫の事にて、おらんだ板繪のたぐひを云ふ、細巧畫の事にはあらず、

〔畫筌一〕六法

一曰氣韻生動　守篤竊に按ずるに、是は縱ば鬼神人物鳥獸草木等、万事に至る迄、それ〲に皆靈氣を含て、さながら聲を出し、氣を吐、活潑潑地する活たる者を、其儘目前に見るごとくに描出すこととなるべし、○中略

二曰骨法用筆　骨法とは、畫の墨描のごとく見えたり、繪は第一墨書を以て上手下手を分るもの也、然に其法は强直に温和に氣貴潤ひて光澤あり、泥まずして輕がよし、第二には、往古より今に至て、名人の流義を立置たる樣々の筆格を分て、混雜なき樣に心を付て書べし、諺にいふ、ちくら樣と云を禁也、又は眞行草の三段を分別し、大中小の筆行を、能々心を用て作べし、○中略

三曰應物寫形　品々の形を、物毎に好相應する樣にかき寫こととならし、譬ば、天子は位貴、儒賢は忠恕の風をあらはし、樹は硬、草は柔なるの類也、又絹や紙の大小に依て、相應する樣にすべし、

四曰隨類傳彩　其品物の類に隨て、似合の色を傳くべし、又繪の質畫の眞行草に因て、繪具の淺深浮沈を作すべし、

五曰經營位置　經營ははかりいとなむ也、摸樣を謀、よく地繪を出す事也、○中略

六曰傳摸移寫　師匠たる人より、繪本を借受て、膠地を玄たる紙に臨して、是を貯置、第一の寶とす、是を粉本と云、此事なるべし、凡畫を學には粉本を寫すを先務とす、粉本を持ざる時は、畫を

習ことあたはず、目利もならず、粉本を以て一流を立、又その寫す間に、格を覺るなり、古人の筆跡を多集て見馴つ、描覺えつするに因て、目利も成也、初心の時は、寫しても、筆勢に力なく、節々離てしまらず、光澤なし、後程功の行に隨て、潤しくよくしまりて美也、

〔佩文齋書畫譜論畫十三〕唐張彥遠論畫六法

昔謝赫云、畫有六法、一曰氣韻生動、二曰骨法用筆、三曰應物象形、四曰隨類賦彩、五曰經營位置、六曰傳摸移寫、自古畫人罕能兼之、

〔文會雜記一下〕如辰曰、〇中略又圖ヲヌケヨト云事ヲ、父ノ養辰、朝夕ニ云ヘリ、師ノ範圍ヲ出ヌ畫ハ、用ニタヽヌ也、又專門ニ唐人ハスルト云ニモ、先細工書ヲスルト云事ナシ、其最初筆法ト畫法トヲ學ビテ、書ヲ見テ扨其所長ヲ合點シテ、或ハ山水、或ハ人物、或ハ花鳥ト、得手ヲ書テヲキタリ、我ハ山水書ニナラン、己ハ人物書ニナラント云テ、シカナリタルハナシト語ケリ、皆確論也、

〔本朝畫史四〕倭畫布置之法

古來倭畫之法者、有情而婉者也、所謂伊勢物語源氏物語及歌仙、寺社之緣起等圖畫也、古來有其法、窮玄妙者多矣、如造屋宇、除其天井、去於梁間、寬顯幽邃閨門之事實、吁本朝之畫趣可知、有才思、觀中華畫事實、杜間甚廣、而令其中置人物、欲見其故事也、思致頗遠乎、又畫雲於圖中、置上下、定遠近、以塞短揚長、圖中多畫松樹、重數枝以爲一樣、而施青綠也、奇哉有倭畫之法焉、粤狩野倭樣者、人物衣紋、隨于官位、其殿屋也、應于一時之尊卑、於山水奇石恠樹、聊用漢畫著色、彼如李思訓之林石用金碧、如舜擧子昭用青綠、悉皴紋細密、甚綺麗也、必至于四時景候、或取瀟洒平淡之趣、居多有舊圖、而千形萬狀極於其奇巧而已、

〔秦山集雜著甲乙錄二〕重遠問、寶笏薄而畫、笏大厚何也、曰此蓋有畫法乎、先時探幽謂、歌仙床疊太厚非是、畫日光歌仙、新考寸法薄之、掲而視之、甚不好觀、因悟有畫法云、笏亦恐如此也、

○按ズルニ、右ノ外、四君子山水等ノ畫法ノ事ハ、倚ホ畫題ノ條下ニ併載セリ、

〔枕草子六〕ゑにかきてをとる物

なでしこ、さくら、山吹、物がたりにめでたしといひたるおとこ女のかたち、

〔宋史選擧三一百五十七〕畫學之業曰佛道、曰人物、曰山水、曰鳥獸、曰花竹、曰屋木、以說文爾雅方言釋名敎授、說文則令書篆字、著音訓、餘書皆設問答、以所解義觀其能通畫意與否、

〔輟耕錄二十八〕畫家十三科

佛菩薩相　玉帝君王道相　金剛鬼神羅漢聖僧　風雲龍虎

宿世人物　全境山林　花竹翎毛　野騾走獸

人間動用　界畫樓臺　一切傍生　耕種機織

雕靑嵌綠

〔中林竹洞翁畫論〕古今所畫圖有併事

成昌按ずるに、古今畫體みたび變ず、變ずるごとに、所畫の圖やう同じからず、さはいへど、みたびとはまのあたり見る所をさしていふ、上古は畫體如何なる物にや、又幾度變せしにや知りがたし、只きゝつたふる所の圖は賢聖の像、長恨歌の圖等也、皆異國の人物を畫がけり、されど古今集の歌の詞がきに、二條后の春宮のみやす所と申ける時に、御屛風に立田川に紅葉ながれたるかたをかけりけるを題にてとも、亭子院の御屛風の繪に、川わたらむとする人の、紅葉のちる木の本に馬をひかへてたてるをよませ給ひけるとも、さだやすのみこのきさいの宮の五十の賀たてまつりける御屛風に、櫻の花のちるしたに、人の花見たるかたかけるをよめるともあるは、皆此國の風俗なり、此時代の事は、我等が知る所にあらず、かつは其筆跡を見ざれば不論、只摹本を見、筆跡をもたま〳〵見る所は、鳥羽の僧正の飛藏の圖、男根くらべの圖、あるは燒應天門圖等は、

四君子

其摹本を見つ、異病の圖、職人歌合の圖等の如きは、其筆跡を見る事を得たり、皆皇國の風俗古雅にして妙あり、四五百年以前の所、是たぐひの圖多しと見ゆ、其外唐土異國の風俗をゑがきたる物もあるかなれども、いまだ觀ず、雪舟、元信の徒出るに至りて、畫がく所又別也、商山四皓之圖、竹林七賢圖、玉蟾鐵枴之圖、布袋壽星、寒山十得、觀音、だるま、鍾馗等之圖、或は武者遊獵等の圖、から子遊の圖等也、山水は西湖十景、瀟湘八景等の圖、花鳥は、松鶴、竹雀、芦雁之類、獸は、野馬、野牛、龍虎等の物をもはら畫がけり、南宋の畫開けて、又ゑがくところの物同じからず、第一山水を旨として、墨竹、墨蘭、墨梅、墨菊の類、或は蘭亭の圖、或は西園雅集圖、人物は關羽の像、或は美女の圖等也、これみたび變じてゑがく所の圖、又三變也、思ふに鳥羽の飛藏の圖、男根あらそひの圖等は諷する所有て、畫がける物也、異病の卷等の物は、世人を戒せしめむが爲なるべし、されど今の世にては貴人長者の前に出しにくき程の事をゑがき置たり、かゝる妙筆にて、源氏物語等圖、故實ある圖などを畫き置かましかばとぞ覺ゆる也、狩野家には、布袋壽星の圖をことに多くゑがき置たり、又うき世又兵衞とかいふ者の畫風一派あり、左にくわしく論ず、○下略

〔畫藪後八種四體譜〕畫譜序

宋君赫石○紫嘗遊于崎陽也、有所捉腕於此技、然其才之大、以爲無足學于崎陽者、唯獲其蘭菊梅竹之法而歸、蘭菊梅竹之行于東都者、於斯爲盛、蓋自古未嘗有此法也、今有其法而後以吾邦之花果翎毛生寫之、則形象萬端、無一不漢者、試以無于漢物生寫之、則風致皆漢、而酷肖焉、假令致其物于漢彼生寫之、亦必不和矣亡論、俗見之甚曰、雖梅則梅、菊則菊、然是漢之梅菊、而非吾邦之物、不辨寫意寫生之妙者也、抑圖字於漢不通然而漢字於我無不可讀者何哉、漢文章有法在我也、以是觀之、君赫獲蘭菊梅竹來之功、豈不大哉、且無聲而稱詩者、何不可與斯文並馳乎、此譜之出有意于此者之法帖也、有意于此者不可不學焉、學者不可不類此譜也、余亦爲有意于此、姑題數言云爾、

安永己亥秋　　鶴洲　源乘完

〔畫藪後八種四體譜〕凡例

一蘭竹梅菊之四體者、蓋爲初學畫者之門戶、而蘭之一種、自起手至于終、每筆有法、猶書之有永字習而熟之、千萬畫法、盡備於玆、其法始自沈南蘋先生、先生傳諸熊斐、熊斐傳諸先生、故我輩請而出焉、以爲學者之津筏、〇中略

男　南白圭

門人　董九如

〔無聲詩話〕凡蘭竹石之作、欵題與畫上下照應、左右映帶爲妙、而圖章潤色之、印之大小、體之古今、共在學者雅量、近日南湖翁好作蘭竹、其法自清客張秋谷脫化來、而放筆縱橫、傍若無人、然其高風卒不入時眼矣、噫、

〔無聲詩話補遺〕畫竹之法、古人縷々論之、所謂魚尾燕飛攢三聚五等之諸法也、其說舊矣、書法之關紐誘而入畫中者、唯竹是也、學者其能以一筆掃盡從前之習氣、不如寫出自家之精神、然而師心自詣、有清風襲人之氣、可謂能事已了、

〔芥子園畫傳二集上蘭譜〕蘭竹譜序

畫有六法、蘭竹不與焉、此古之幽人君子、寄于筆墨以舒性情、好尙相同、或擅一長、或兼二妙、法以心傳、意先法得、煙雲雪月、風晴雨露之殊、其景、丘壑泉石、荊棘野艸之異、其境、淺深層次、背向照應之變其局、是惟意在筆先、而後能筆超法外、雖然難言矣、傳墨竹始于王摩詰、又云郭崇韜之李夫人于窻間夜影得之、又成都大慈寺壁有張立墨竹、則晚唐已有、不起於五代也、黃筌父子、崔白弟昆工緻入微、淋漓揮灑、其餘事耳、宋元以來、文湖州、蘇眉山、趙孟堅、孟頫、仲穆、管仲姬、吳仲圭、柯九思、倪雲林、皆善寫墨竹、有幷善墨蘭者、獨鄭所南畫蘭不作地坡、其高潔人少及之、他如戴呂、鮑夏、趙雲門喬梓、稱

山水

名家、各不相襲、故爲世所宗、予性疎嬾、不耐鉤勒、飛白一體、王蘊庵能之、因愚圖數幅、合成全譜、以問識者、但限于紙、丈竹尺蘭雖不盡吾長、豈不藏吾拙哉、

康熙壬戌中秋前二日　　錢塘諸昇題于南山之煙霞精舍

〔四碧齋畫話〕或時翁に、四。君。子。の畫を請ふ人あり、時に蘭竹梅の卷を作り、門生に示して曰く、此は我庭前の竹を摸寫せしなり、この竹は本福州の產にして、琉球人、長崎に持來り、通辭より浪華の蒹葭堂に贈りしを、蒹葭より我に贈れり、今庭中に繁茂し、甚風致あり、元の梅道人夏仲昭、この竹を寫せり、蘭は明の徐他山の意を含めり、梅は霞樵山人の意を用ゆ、霞樵常にいへらく、眞を畫けば風韵薄しと、然らば眞を寫さずして、些しく花の形を大に畫く、滿開却て風致あり、畫中に潤を含み、意の靜なるを要とす、菊は風韵三品より下りて、業家の用に近ければ、菊を畫く事は稀なりと、

〔本朝畫史四〕山水畫法序

夫水墨生於筆下、造化之功深、咫尺千里之景、平淡高遠之致、遂以潑墨草筆得名者、宋之牧溪、玉澗及高然暉也、如夏珪、馬遠者以淡彩精工得名者也、如錢舜擧盛子昭、以青綠精密得名者也、各有風格、成一家、皆吾家所用、而往々多宗之、

〔四碧齋畫話〕翁話して曰く、他人の畫を臨摸するも、必ず臨摸の心ある可からず、少しも臨摸の心ある時は、生涯に山水を自得する事能はず、法は古人に依ると雖、位置は自分の心中より出で來る、眞山水を手本とゝ、畫山水を手本とせず、畫をかく事を爲さずして、山水をかく事を肝要とすべし、

或時門生、翁に山脈の理を問ふ、翁卽ち毫を執りて、山脈の大意を摸して示さる、所謂馬脊體の圖なり、翁の曰く、山石ともに皆馬脊ならざるはなし、此の如くに脈連る時は、千萬里と雖脈絕る事

なしと、夫より眞の山水を觀るに、翁の示教にもれたるはなし、依りて翁の圖する所を、畫室に珍藏せり、

〔東大寺獻物帳〕御屏風壹佰疊〇中略

山水畫屏風一具兩疊十二扇高七尺二寸、闊二尺三寸半、赤紫綾縁以檜木假作、塗班竹帖、鐵釘、黒染碧絁、背紫皮接扇、揩布袋、〇中略

山水畫屏風六扇高五尺、廣一尺九寸、紫綾縁、白帖木、金銅釘、紫皮接扇、黄絁袋、帛絁裏、

〔江家次第八七月〕相撲召合裝束〇中略

其西間西邊南北行立漢書御屏風一帖、東面近例無件屏風、立本宮山水御屏風、東向

〔江談抄二雜事〕諸御屏風等有其員事

又云、諸御屏風等有其數、所謂〇中略山水等御屏風之類是也、〇下略

〔山槐記〕治承四年十月九日戊子、夜陰自大理時忠許有書狀、禪門〇平清盛新造、其遂可爲皇居、寢殿障子圖賢聖、如何之由被示進、具可申合之由有命者、予答云、件條不打任事也、東三條寢殿只被畫山水、代代聖主、爲皇居之時、更被改之、雖擬南殿山水障子可有何難哉、但所詮可有御計、大入道殿以對屋淸涼殿有補佐之由所承傳也、非無准據、左右可在御心者、

〔吾妻鏡二十〕建暦二年十月十一日癸未、爲覽新造堂舍、將軍家〇源實朝渡御大倉、相州已下人々多以扈從、今日始及山水奇石等沙汰、此所有河有山、水木共得其便、地形之勝地、恐可謂仙室歟、善信獻山水繪圖、態自京都召下云云、殊所預御感也、

〔本朝畫史四〕花鳥畫法序附走獸墨龍

詩人多知於鳥獸艸木名、以繪事之妙與詩思相表裏焉、如邊鸞黃筌少其痕墨、畫者徐熙爲精工、陳常以飛白筆也、草筆者牧溪爲潑墨、累世每所用也、彩色者徽宗御筆趙昌、李安忠、錢舜擧等也、走獸者宜和殿御筆、毛益、任月山筆意也、拔乎其萃者矣、墨龍者有蜿蜒升降之態、如弗與博古董羽等上世而其

人物

筆、不相傳、陳所翁者、有得變化之意、大槩爲近世之法、蓋其神妙出於天成者、嘗難傳摸、惟隨數得其形似而以訓蒙子云爾、

右吾家世以所藏之粉本摸寫之、爲三卷、序之以附與於長子永敬者如此、

〔文會雜記一下〕一 如辰曰、〇中略牧溪ノ龍ハ、本ノ龍ト云モノナルベシ、龍ニ火焔ヲ書ク事、日本ノ惡流ノ俗ノコト也、兎角ニ繪ヲ見ワケテクルヽ人ナキ故、今ノ世ハ、俗物ノ至極ノアシキ處ヘ陷リタリト云ヘリ、

〔三代實錄十五淸和〕貞觀十年閏十二月廿八日丁巳、左大臣正二位源朝臣信薨、信朝臣者嵯峨太上天皇之子、源氏第一郎也、母廣井宿禰、大臣率性强雅、風尙不恆、好讀書傳、兼嘉草隸、又工圖畫丹靑之妙、馬形寫眞、太上天皇親自敎習、吹笛鼓琴箏彈琵琶等之伎、思之所涉、究其微旨、乃至鷹馬射獵尤所留意、

〔畫工便覽四〕近衞前關白前久、號龍山、善手跡、及令好丹靑、常圖人丸像詠和歌、亦馬形畫甚有意氣、

〇按ズルニ、巨勢金岡ノ馬形ノ事ハ、名人條下ニ古今著聞集ヲ引ケリ、

〔本朝畫史四〕人物畫法序

世畫人物、精神在於阿堵中、上世名手、有其體無其痕、後世施水墨者、出於牧溪玉澗、如梁楷顏輝馬遠、馬麟、亦一體焉、如李龍眠宋朝第一也、李安忠者出於龍眠、有一格、趙子昂及錢舜擧彩墨皆精細、小大用描筆、更不事潑墨、凡圖像者、以三敎附之、故衣紋曲直從其威儀也、聊成一家以往々宗之、

〔秦山集甲乙錄四雜著〕近世使畫工圖唐鳥、圖成鳥乃死、以此觀之、圖人亦當有思慮也、重遠謂、伊川文集有圖人人乃死之事、當考

〔玉勝間十四〕繪の事

人の像を寫すことは、つとめてその人の形に似むことを要す、面やうはさらにもいはず、そのなりすがた、衣服のさまにいたるまで、よく似たらむと心すべし、されば人の像は、つとめてくはし

くこまかにうつすべきことなり、然るに今の世には、人の像を寫すとても、たゞおのが筆のいきほひを見せんとし繪のさまを雅にせむとするほどに、まことの形にはさらに似ず、又眞の形に似むことをば要せず、たゞ筆の勢ひを見せ、繪のさまを雅にせんとすることをむねとするから、すべてことそぎて、くはしからず、さら〳〵とかくゆゑに、面やうなど、その人に似ざるのみならず、甚いやしき賤やまがつのかほやうにて、さらに君子有德の人のかほつきにあらず、これいとにくむべきことなり、

〔隨意錄 六〕畫工之畫人物、蓋多有謬焉者、曩如或乞讃於予顏淵之像、畫以作七八十翁、可笑也、宋彭乘墨客揮犀曰、世人畫韓退之、小面而美髯紗帽、此乃江南韓熙載耳、尙有當時所畫、題誌甚明、

〔閑田次筆 二〕聖德太子の古像といふもの、法隆寺の寶物にて、寫しは所々にあり、御冠は巾と見えて透額也、いづこの御像も此透額を書もらせり、眼目を忘たりといふべし、故今こゝに寫せり、また此御衣も袖甚だ狹く、凡胡服に放彿たり、又柿本大人、菅公の御像に巾を戴給ふがありや、古く見ゆるもあれど、傳來覺束なければ證しがたくや、これらは好事の人の所爲もあらん、

〔前賢故實 一 上〕例言

今世所傳肖像、雖各有來由、而不免疑議、或後人而爲上代之裝、或古人而爲後世之裝、或一身服飾雜糅古今者、亦間有之、是以所取不過十之一、而其可全取者、率縮寫之、其他或取顏容、或取服飾、要取其明白不可疑者、○中略

余別輯考證一卷、記服色甲冑刀劍及諸器物之名狀、欲無掛漏、某像著其服、帶其大刀、某像著其甲冑、持其弓箭之類、悉記之、以俟後賢、然一手圖畫未遑詳寫、將俟完成附之編末、

武保○菊池氏容齋識

〔拙堂文集 三〕十八描法序

繪畫之事、自古有之、而人物衣紋爲最古、故虞書述五服五章、魯論有巧倩美盼之語、下及六朝、顧愷之陸探微以傳神寫照名於一時、迨至唐宋之際、始有以山水花卉名於世者、經元明至今日、舉世喜之、故畫手專作山水花卉、至於人物則寥々矣、平安海僊小田翁、以畫法鳴於海內數十年、山水花卉無所不工、尤用力於人物、人物之畫、在今日殆爲絕學、翁獨研窮曹吳遺法、以爲畫本於書法、故六書以象形居其一、因併論及書法、翁又好讀書不漫下筆、衣服冠冕據史正之、人多謂、翁之寫人物、在本邦爲古今獨步、想應不誣也、翁今年七十有五、新著十八描法、孜々從事鉛槧、可謂志篤矣、可謂業勤矣、書已成、索序於余、余不解繪事、然至畫學之源流、嘗於書史中得略識之、乃書此爲序以塞責、

〔節用集 之支體〕寫眞(シヤシン)　肖像(シヤウゾウ)(ニ御影也)

〔扶桑略記 四推古〕卅四年五月廿日、大臣蘇我宿禰馬子薨、(七十六歲也)遺言畫聖德太子像自跪其像前之繪、張吾墓前云々、

〔扶桑略記拔萃 桓武〕延曆十六年四月丙子日、僧正善珠卒、七十五、皇太子圖其形像置秋篠寺、法師俗姓安都宿禰、京兆人也、

〔帝王編年記 十二嵯峨〕弘仁七年、弘法大師、入高野占入定處、○中略 御影堂者、實惠僧都造立之、奉大師、御弟子眞如親王(平城第一皇子高岳東宮是也)令書御影給、大師自手入御眼給矣、

〔古事談 五神社佛寺〕勝光明院寶藏ニ御坐スル御影ハ、弘法大師御渡唐之時、手自令奉圖繪給之御影也、(僧形數日輪令持錫杖給)大師歸朝之後、被奉安置高雄寺、荒廢之後、鳥羽上皇尋召(年紀可尋記)被奉安置件寶藏云云、

〔菅家文草 二詩〕見渤海裴大使眞圖有感

自送裴公萬里行、相思每夜夢難成、眞圖對我無詩興、恨寫衣冠不寫情、○(又見江談抄)

〔本朝畫史〕菅丞相仕寬平昌泰朝、爲天下之鴻儒、沒而有精靈、贈正一位太政大臣、〇中略世有稱自畫像者、筆勢不凡、威儀可仰矣、曾筆跡稀、蓋在于北野東向觀音寺及洛東高臺寺、又在於攝州上宮社納之、其眞蹟無疑者也、

〔大和物語上〕五でうの御といふ人ありけり、男のもとにわがかたをゑにかきて、女のもえたるかたをかきて烟をいとおほくくゆらせて、かくなんかきたりける、

きみをおもひなまなまし身をやくときはけぶりおほかるものにざりける

〔古今著聞集畫圖十一〕花山法皇、書寫上人の德をたうとび給ふあまり、繪師を召具して彼山にのぼらせ給ひて、御對面の間に、繪師といふ事をばかくして、上人のかたちを能見せてかくれて寫させられけり、其時山ひゞき地うごきければ、法皇驚き思召ける御心を知りて、これは性空がかたちをうつし給ふ故に、なゐのふり候也と申されければ、いよ〳〵信心おこさせ給ひけり、さてひじりの御顏に、いさゝかあざのおはしけるを繪師見おとしてかゝざりけるを、なゐのふりけるさはぎに筆をおとしかけたりけるが、そこにしも筆おちて、墨つきたりけるが、あざにたがはずなむ侍ければ、皆人ふしぎの事になん思へりける、件の影今にかの山の寶藏にありとなん、

〇按ズルニ、性空上人傳ニ、花山太上法皇去寬和二年徵行見上人、結緣畢、爾來十七箇年、長保四年三月六日重結緣、密命仙駕、問上人行狀記之、于時地震、蓋是異相歟ト見エタリ、

〔帝王編年記十八後一條〕長元九年四月十七日、崩淸涼殿、〇中略此帝男子不坐、御女二條院安置御影於菩提樹院、被參敬、

〔榮花物語四十紫野〕二條院〇後冷泉后故院〇後冷泉院墓所に御堂たてさせ給ふ、〇中略御だうには、こゐんの御ゑいをかきたてまつりたり、にさせ給はねど、御なをしすがたにて、御脇足にをしかゝりておはします、いとあはれなり、御女とて、にようごさの、人のはらなりける中なごんどの、、

いかにしてうつしとめけんくも井にてあかずかくれし月のひかりを
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　うばぎみ
くもゐにてすみけん世をばさらねどもあはれとまれる月のかげかな、御まへ〇草子わたらせ給て、みたてまつらせ給ふ、おさなくおはしましゝほどにて、たしかにもおぼえたてまつらせ給はぬに、としごろありて御かたにてもみたてまつらせ給、いみじうあはれにおぼしめさる、皇后宮〇馨子、後一條皇女、後三條后、よりもゆかしがりたてまつらせ給、ことはりなり、

〔江家次第五二月〕釋奠

安元三年八月廿九日、釋奠於太政官廳行之、〇中略延久四年三月十四日甲午、權中納言源隆俊卿著仗座、被奏大學寮先聖先師九哲等廟像、可被修補日時勘文、四月三日壬子、時件像元慶四年巨勢金岡以唐本所奉圖繪也、而年序久積、破損尤多、仍所被修復也、其用途料依本寮請奏可召諸國云々、四月三日壬子、今日大學廟像奉修補、右少弁大江朝臣匡房、右大史紀尙季參向彼寮行事、其料物等任本寮請奏、下給宣旨於所司諸國也、或說曰、吉備大臣入唐時持弘文館之畫像來朝、安置太宰府學業院、大臣又命百濟畫師奉圖彼本、置大學寮云々、先聖先師、古者以周公爲先聖、孔子爲先師、唐太宗貞觀二年詔停周公爲先聖、始立孔子廟堂於國學、以仲尼爲先聖、以顏子爲先師、

〔壒囊抄十〕慈惠大師ノ影像ヲ、所々ノ民屋ニ押スハ何故ゾ、是彼ノ僧正ノ誓也ト云々、良源ハ日天子ノ垂跡也、或時鏡ヲ以テ、容ヲ寫シテ誓テ云、我ガ影像ヲ置カン所ニハ、必ズ邪魅災難ヲ拂ハント云々、

〔玉海〕承安三年九月九日己亥、御堂御所障子繪有其數、云法文、云本文、已以數ケ間、其外女院御所仁安居住之時、平野行啓、幷去年院號之後、日吉御幸等被圖之、各供奉大臣以下、併被寫圖其面貌、馬權頭隆信依堪其道圖之、是人面許也、繪師光長云々、又院御所高野詣云々、是同被寫人形像也、珍重無

極云々、　十二月七日乙丑、次參新御堂、巡禮人々所書之色紙形之中、前大僧正筆殊神妙也、又御所御障子被圖、人々之影、仍荒凉不被開、有秘藏云々、而御所預密々可開之由令語處申、御所云々、早可開之由有仰云々、仍開之、高野御幸、平野行啓、日吉御幸等圖之、供奉公卿已下、皆悉被寫其面相、可謂奇特事也、此中下官不供奉第一之冥加也、

〔山科家雜掌言上文書〕山科家雜掌重友謹言上、右子細者、山科郷之内東西莊之事、爲當家名字之地、譜代知行之段勿論也、就中當郷之内、諸散在名田等、號後白河院御影堂領事、彼在所仁院御所被置立御自筆仁御影被遣之條、則爲御修理供料可致知行之段、觀應三年八月三日、同廿三日、等持院樣〇足利尊氏御判兩通幷弘安文和、其外到應仁歳中仁數通被成下綸旨、御下知爲本主可致一圓知行之旨明鏡也、然於勝定院殿樣〇足利義持御代、依三寶院殿御押領、御影堂御修理已下之事者不及申、既勅筆之御影及破滅之間、法住寺殿江預置申、先爲當家毎月供料致下行者也、

文龜二年十月日

〔康富記〕嘉吉四年〇文安元年二月卅日庚戌、參御影堂後白川法皇庭田中將被語云、毎月十三日、御靈供供進之時、殿上人爲巡役、御陪膳參入也、山科流綾小路源家流、許參之、其外不可叶之由被定置也云々、御影者崇光院殿御代被付勅封、其後未被開之、院ならでは無御拜事也、御鑰開役者も不拜事也云々、後白川法皇御自筆御畫像也云々、

〔東野州聞書〕一順德院のあそばされける定家卿の影有、以之松月繪所に寫させて客殿にかけられける、

〔法然上人行狀畫圖八〕上人の弟子勝法房は、繪をかく仁なりけるが、上人の眞影を畫たてまつりて、其銘を所望しけるに、上人これを見給て、鏡二面を左右の手にもち、水鏡をまへにおかれて、頂の前後を見合られ、たがふところには、胡粉をぬりてなほしつけられてのち、これこそ似たれと

て勝法房にたまはせけり、銘の事は返答におよばれざりけるを、勝法房後日に又參て申出たりければ、上人の御まへに侍ける紙に、我本因地、以₂念佛心₁入₂無生忍₁、今於₂此界₁、攝₂念佛人₁歸₂於淨土₁、

〔法然上人行狀畫圖十七〕元久二年八月に、上人瘧病をわづらひ給事ありけり、月輪殿(○藤原兼實)きこしめしおどろきて、醫師をめされ、種々の療方をつくさるといへども、治術かなはざりしかば、とりわき冥助をあふがれ、御祈請あらむために、託摩の法眼證賀におほせて、善導和尚の眞影を圖繪せられ、後京極殿(○藤原良經)その銘をかゝせ給て、安居院の法印聖覺(于時僧都)に御導師參勤すべきよし仰らるゝに、法印申されけるは、聖覺も瘧病の事候が、明日はおこり日にて候へども、貴命のがれがたきうへ、師範の恩を報せんために、參勤すべく候、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年七月八日庚寅、今日上皇御落飾、御戒師御室(道助)、先之召₂信實朝臣₁被₂摸₁御影₁、

〔增鏡二新島もり〕本院(○後鳥羽)はおきの國におはしますべければ、先鳥羽殿へあじろ車のあやしげなるにて、七月六日いらせ給ふ、(○中略)信實朝臣めして御すがたうつしかゝせらる、七條の院(○後鳥羽母后)(藤原殖子)へたてまつらせ給はんとなり、

〔法然上人行狀畫圖四十八〕空阿彌陀佛は、上人(○源空)をほとけのごとくに崇敬し申されしかば、右京權大夫隆信の子、左京大夫信實朝臣に上人の眞影をかゝしめ、一期のあひだ本尊とあふぎ申されき、當時智恩院に安置する繪像の眞影すなはちこれなり、

〔圓光大師行狀畫圖翼贊四十八〕右京權大夫隆信云々、當時知恩院ニ安置スル繪像ノ眞跡、今尙現在アリテ、座像一尺五寸バカリ、御衣ハ墨、御ケサハ胡粉ニテウス彩色、ミナ天台衣ニテ、尋常ノ影像ニカハラズ、面貌少シ傍ラヲ見カヘリ給テ、頂ニ金色ノ五輪アリ、摺寫ノ尊像ニ此姿アルガ、世ニ流布シケルハ此寫ナルニヤ、イカナレバニヤ、五輪ヲバ頂載マシマシケン、知ガタシ、

〔兼載雜談〕一人丸影に、信實、岩屋とて兩流有、岩屋は行尊の夢也、とらのかはをしく也、信實のは粟田の關白のまごあきふさの夢にみ給ひしを、信實にかゝせ給ふ、信實の夢にあらず、

〔古今著聞集和歌五〕元永元年六月十日、修理大夫顯季卿六條東洞院亭にて、柿本大夫人丸供をおこなひけり、くだんの人丸の影、兼房朝臣あたらしく夢みて圖繪する也、左の手に紙をとり、右の手に筆をとつて、とし六旬ばかりの人なり、そのうへに讃をかく、〇下略

〔古今著聞集和歌五〕彼清輔朝臣の傳たる人丸の影は讃岐守兼房朝臣、ふかく和歌の道をこのみて、人丸のかたちをしらざる事をかなしびけり、夢に人丸來て、われをこふる故に、かたちをあらはせるよしを告けり、兼房畫圖にたへずして、後朝に繪師をめして、教へて書せけるに、夢にみしにたがはざりければ、悅て其影をあがめてもたりけるを、白河院此道御好有て、かの影をめして、勝光明院の寶藏にをさめられにけり、

〔畫工便覽四〕後花園院諱彥仁、後崇光院御子、實母敷政門院、左大臣經有女、〇中略萬機暇、惟令好圖繪給、彩色草花及聖賢像、令畫給、贊被染御宸筆、至延寶元二百四十有餘年、

〔洛陽般舟三昧院記〕後花園院は、〇中略御齡四十八のとし、鸞鏡にむかはせ給て、御手づから龍顏を摸寫せられ、畫所預光信に仰られて、尊形をうつさしめ、御製の和歌一篇を題せられ、此院にのこされけり、

〔萬松院殿穴太記〕七日、〇天文十九年三月に先穴太の新坊と云所に御座をよせられけり、いまだ御心地もよからぬ折節なれど、御歸洛の事を悕び思召けるにや、御はぐろみまいり、御爪などきらせ給ひけるを、〇中略三日〇五月には、土佐刑部少輔光茂を召て、御しゆざうを摸させらる、けふの暮程には既に御せつしゆあれば、帝尺寺心海と云老僧を召て、御臨終進め奉る、

〔本朝畫史四〕狩野守信者、永德之孫、孝信之長子也、初稱采女、剃髮號探幽齋、〇中略起自法眼、叙法印、於

佛畫

此時應太上法皇〇後水尾製、忝拜玉體令探幽畫之、今所藏于般舟院之尊像是也、

〔榮花物語 三十六根合〕皇后宮〇寛子歌合せさせ給ふ、左春右秋なり、〇中略この題のこゝろばへを、男繪。女繪。とかきたるに、かねゆきぞ歌はかきたる、

〔中右記〕寛治八年〇嘉保元年八月十九日、今夜大殿〇藤原師實於高陽院有歌合興、〇中略和歌書物卷文、各五卷、春、夏、秋、冬、祝、各一卷、瑠璃軸色々色紙下繪、左方女繪、右方男繪、皆書歌情、紋美麗過差無極、

〔蜻蛉日記 下之下〕すけをあけくれよびまとはせるさまにものす、女繪をかしくかけりけるがありければ、とりてふところにいれてもてきたり、見れば釣殿とおぼしき高欄におしかゝりて、中島の松をまもりたる女あり、そこもとに紙の端にかきてかくおしたり、

いかにせん池の水なみさわぎつゝ心のうちのまつにかゝらば、またやもめすみしたる男のふみかきさして、つら杖つきて、ものおもふさましたるところに、

さゝがにのいづこともなくふくかせはかくてあまたになりにけらしも、ざものしてもてかへり畳けり、

〔枕草子 二〕こゝろゆくもの

よくかいたるをんなゑの詞をかしうつゞけておほかる

〔枕草子春曙抄 二〕をんなゑ　女のゑかきたる雙紙なるべし

〔東大寺獻物帳〕御屏風壹佰疊〇中略

子女畫屏風六扇〇高五尺中略

子女屏風六扇〇高五尺中略

鳥毛立女屏風六扇〇高四尺六寸下略

〔續修東大寺正倉院文書 三十〕寫書所解　申三月食口事

合單貳佰肆拾參人○中略

畫生貳拾貳人

造大辨財天女像○中略

以前起三月一日盡廿日食口顯注如前、

天平勝寶五年三月廿一日　呉原

〔續古事談〕四神社佛寺 西京ノ座主ノ申ケル、○中略傳敎大師、又藥師佛ヲ、ヌノニカキタテマツリテ、コレヲ持テ、唐ニ渡給フ、皆是佛法ノ祖師也、

〔性靈集〕五 與越州節度使求内外經書啓一首

日本國求法沙門空海啓、○中略於長安城中所寫得經論疏等、凡三百餘軸、及大悲胎藏金剛界等大曼荼羅尊容、竭力涸財趁逐圖畫矣、

〔性靈集〕五 與本國使請共歸啓一首

留住學問僧空海啓、○中略假宷書寫大悲胎藏金剛頂等、已蒙指南記之文義、兼圖胎藏大曼荼羅一鋪、金剛界九會大曼荼羅一鋪、七幅丈五尺幷寫新翻譯經二百餘卷、

〔本朝畫史〕二上古畫錄 慈覺大師、諱圓仁、姓壬生氏、野之下州人、爲延曆寺座主、善畫不動尊、其德業措而不論、

〔慈覺大師傳〕八月○唐開成五年到長安城、○中略數日總出於寺門遍巡省城内、而到大興善寺翻經院、謁對元政阿闍梨、請以爲師、儲備供具、入灌頂道場、奉供諸尊、始學金剛界大敎、更受五瓶灌頂、及圖寫金剛界大曼荼羅、時先師夢中歡喜曰、善哉々々、汝圖寫此曼荼羅、將來示我、明年至靑龍寺、從義眞阿闍梨、入胎藏灌頂道場、始學毘盧遮那經中眞言印契幷眞言敎中秘密法要、受蘇悉地大法、即圖畫胎藏大曼荼羅、夢有人來曰、五臺山和尙問訊日本國和尙、今始圖寫大曼荼羅、甚以歡喜、便以緗加刀子、贈大師

曰、此是北臺和尙所遺、語訖而去、大師覺後、方知爲文殊所守護焉、

〔水左記〕承保四年八月十九日丙申、去夜御前御心地重令苦給、寅時許奉渡北家、令種々御祈禱等、○中略佛師延源仰可奉圖始兩界曼茶羅(各一鋪中)之由、給御衣絹、以蒔繪御手筥一口充給圖繪料、又奉圖繪始丈六十一面觀音像一鋪、御衣絹料八丈、絹二疋給之、(近江守所送也)圖繪料廿九石云々、俊章爲件兩事行事、次絹十二疋充十二時、爲每時諷誦送天台、其後又送六疋、同爲修諷誦也、明業奉行之、晩景一乘寺法印(增譽)被來、今朝以俊章啓案內也、讀誦法花經第一卷被歸、入夜奉圖繪供養十一面觀音像三千餘體三百卅三體、(一鋪中像大一寸許、中央奉圖繪居一搩手半像、佛師頼仁、)大威德像一體(一鋪中)摺寫心經五百卷、以永義阿闍梨爲講師、布施絹五疋、件十一面圖繪料、大威德圖繪料十五疋云々、佛師忠算明業爲行事、

〔平家物語 三〕大たうこんりうの事

清盛公いまだあきの守たりし時、あきの國をもつて、高野の大たうしゆりせられけるに、○中略六年にしゆりおはりぬ、しゆりおはつて後、清盛高野へのぼり大たうをがみ、おくのゐんへ參られけるに、○中略しやばせかいの思ひ出にとて、高野の金堂にまんだらをかゝれけるが、西まんだらをば、常明法印と云ゑしにかゝせらる、東まんだらをば、清盛かゝんとて、自筆にかゝれけるが、八葉の中尊のほうくわんをばいかゞ思はれけん、我かうべのちを出ひてかゝれけるとぞ聞えし、

〔太平記 三十九〕光嚴院禪定法皇行脚御事

光嚴院禪定法皇ハ、○中略サテ御山ニモ御著有シカバ、大塔ノ扉ヲ開セテ、兩界ノ曼茶羅ヲ御拜見アレバ、胎藏界七百餘尊、金剛界五百餘尊ヲバ、入道太政大臣清盛公手ヲ書タル尊容也、サシモ積惡ノ淨海、何ナル宿善ニ被催、懸ル大善根ヲ致シケン、六大無礙ノ月晴ル時有テ、四曼相卽ノ花可發春ヲ待ケリ、サテハ是モ只混(ヒタスラ)ナル惡入ニテハ無リケルヨト、今更ニ思召知セ給フ、

〔玉海〕養和二年(○壽永元年)二月十三日甲寅、依爲彼岸初日、於御堂自今日七ヶ日可奉滿寶篋印陀羅尼、

留候僧三口也故院○高倉平日被圖寫二鋪之尊像一鋪如意輪一鋪不動而今日奉供養、件不動像幷寶篋印陀羅尼經一卷、余自筆書之導師公豪、十八日己未、午剋參御堂、今日供養百種於舍利之次有佛經供養事、佛者如意輪繪像、御平生之時雖被圖寫未遂供養、今日依爲吉曜遂之、經者蛤貝書之、聖靈○高倉平日殊令好貝覆之戲給、仍爲救彼罪所寫眞實之妙文也、且先例多存故也、以覺智僧正爲導師、

〔玉海〕建久二年九月廿七日癸酉、此日中宮御祈始、修普賢延命大法、○中略本尊曼陀羅秘本也幷四天王等像、新圖之、佛師法橋賴成

〔古畫備考三十二〕住吉法眼慶恩畫史作慶忍

春日曼荼羅宮曼荼羅四幅、鹿曼荼羅三幅、已上七幅、右者明惠上人大病之時、春日社ニ祈念致、快氣之後、時之繪師住吉法眼慶恩ニ命ジテ此曼荼羅七幅ヲ畫シメ奉納之、自是春日參詣之輩、此曼荼羅ヲ、畫工ニ寫シメ家寶トス、慶恩ヨリ始テ春日ト稱ス、其子孫其寫ヲ畫ク事ヲ世々ニス、仍テ春日ト稱號スル事數代也、

〔當麻曼陀羅疏八〕建保二年甲戌十月之比、惠阿彌陀佛幷衆徒三十餘人、參詣熊野、欲奉寫新曼陀羅、早被下院宣、速遂書寫之本意、祈請、○中略同十二月六日上洛、參光親卿曼荼羅書寫之由申入之、出高陽院殿申候、不可有子細之由也、仍繪師良賀法印、幷源慶法眼、可致其沙汰也云々、然間自建保三年乙亥二月八日、五ケ日之間、摸畫云々、爲備上覽可清書之旨、被仰下了、同四年丙子爲數日之結構、於阿波國浦庄、織得方一丈五尺御衣絹、然源慶法眼不終功逝去、其子源尊等同五年丁丑三月十六日、於彼庄始書之、同六月廿三日、書寫之了、○中略同八月十三日、新備叡覽、天氣尤叶、仍以畫師源尊被成法橋上人之位了、同八月廿七日、被納蓮花王院寶藏、同六年戊寅二月五日、頓書銘文、可奉渡本所之旨、雖被仰下、遲引之間、經七箇年、後堀川院御宇貞應三年甲申四月七日、從蓮華王院寶藏奉出之、同九日、銘文、修理大夫藤原朝臣行能卿書之、同十六日、出都、同十七日午時、下著當麻寺云々、是第一轉新曼陀羅ト申ス、

〔爲經卿記〕寬元四年三月十三日、午上參院、自今日被始行千日御講、以廣御所東に御所三ヶ間爲道場、○中略、中央間副北立佛臺、奉懸御佛、阿彌陀佛、先帝(後嵯峨)被圖繪之、每日一體、可被讃嘆一舖別百體圖也、

〔靑谷遺稿 一〕觀吉山殿主畫記

吉山禪師、名明兆、蓋桑門中之善畫者也、雖婦人小子知其名手、余嘗觀師畫、而未甚奇之、竊恠世之稱禪師甚過其名、師之寓於東福寺、蓋與聖一國師同時、故其畫藏在東福寺爲最多、而余未能觀之也、今茲癸巳八月廿日、爲師四百回忌辰、寺僧例展其遺畫於堂上、縱衆觀焉、余時在京、乃往觀之、本堂所揭五百羅漢圖、蓋世最所傳稱者也、凡五十幅、幅長六尺餘、廣二尺、筆力甚雄、用金粉銀朱、粲然可□人目、余以爲、是摹倣唐人耳、外務彩色、中欠精采、所謂善畫者果何在乎、不畢覽而去、抵釋迦堂、揭臥佛圖、衆羅漢在傍、皆有愁嘆之色、幅長可五丈、廣二丈餘、比之前者、尤爲壯觀、而人物低小不稱幅之大、余以爲、師之技遂止於此而已、流覽而出、最後至堂背、又有所揭、仰觀之、則觀音像也、圖長八丈、廣三丈、軸如椽之大、上作懸崖、下作巨石、佛坐石上、用筆沈著痛快、縱横揮灑、使人不知自何邊起來自何邊引去、雖絶大幅、而氣滿神足、所謂遊刃有餘地者歟、余謂衆曰、嗚呼是足以爲兆公矣、始信其名不虚也、蓋其魄力不宜小而宜大、非此無以擅其技也、宜哉、前之所畫皆不能充其才也、師既殁經四百年、而世之畫者學之益精、言之愈詳、視之四百年前之人、則可謂昭明較著矣、而能者亦多有焉、然遂不能及古人者何也、今人喜纖巧、作小幅、巨障大幅鄙之而不爲、假使今人有作八丈大圖者、世未嘗不笑其狂也、以爲大則入俗、不敢作之、雖作之亦患其氣不足、數尺者猶然、况數丈者乎、比之於古人之愈大而愈奇者、其魄力之厚薄淺深、何啻天淵、而其不及古人固不足怪也、嗚呼是豈獨畫然乎、

〔鹽尻 一〕倭畫ノ大キナル　倭畫の大なる物、昔東大寺に在りし事、古記に見ゆ、今は亡にや、今日見存の大畫は、洛東東福寺涅槃像、明兆殿司の筆にして、竪三丈九尺、横二丈六尺、絶世の奇畫也、其他は、同寺の諸堂、天井の龍も、又兆殿司の筆なりし、紙は年舊りて破れし後、狩野光賴(本姓は木村、狩野永德養子)と

す板面にこれを畫す、龍頭二丈餘、其身十八丈餘、(長中の人なり)

〔內裏雜二〕東福寺

此寺のねはん像は、大道和尙の弟子、てうでんすの筆にして、長六間横四間、本朝無雙の像なれば、わけて參詣おびたゞし、てうでんすの書る繪にきめうあり、龍をかけば天にとび、不動を書ては火ゑんもえけり、一生書し繪の具は、神威をえていなりやまより掘出しければ、世間の繪師つたへざるさいしきおほし、此像應永戊子十五年六月、行年五十七才とわき書にあり、每年二月十五日に掛る、此外五百羅漢、卅三幅の觀音四十八祖、いづれも本願無類の筆なり、又南明院に、てうでんす自筆の繪像あり、著たる衣、所々やぶれてあり、退耕庵の性海其繪に讃を書給ふ、

衣やぶれて戒やぶれず　身貧にして道貧ならず

〔天陰語錄〕書朴堂畫不動明王像

吾邦桑門碩德、繪描大威怒王像者雖有數家、威驗赫爾者、野山有弘法、園城有智證、鳥羽而僧正、龍峰而慈鑑也、斯四大士、神通遊戲之餘、旁涉書畫、獲者以爲護身之符也、前南禪朴堂和尙、亦以繪事績四大士之緖、最善細字、於爪甲之上書般若心經一卷、與彼書國泰民安四字於一麻子之上者、豈可優劣哉、余屢從和尙司侍客局於東山、執侍衣役於鷲峯、以故熟爲其人、造次於不動、顚沛於明王、赫殺天魅東縛虎鬼者、往々可徵也、

〔鎌倉大草紙〕かくて京都より御下知ありて今度成氏へ不義の輩、令優免、(中略)憲實(中略)伊豆國名越國淸寺にて出家となり、かくれ居けるが、(中略)憲顯此寺を開基、(中略)此開山佛直禪師(中略)第九は、古劒妙澤和尙と申は、夢想國師の御弟子にて、不動明王の化身也、兒の時より、好みて不動明王の御形をゑがきたまふ、中年にて餘り不動の像數多ありければ、取集め箱に入、古き藏に入置給へば、其箱より火炎もえ出ける、寺僧驚き、此火を消、箱をひらきみれば、不動の像より火炎出ける

故事

也、是より妙澤和尚の書給ふ、不動の威德ありける事を、人あまねくしりける也、さてこそ此和尙を、不動化身とも申ける、

〔本朝畫史三〕妙澤和尙、諱周澤、（或號二𣑊溪一）夢窻國師弟子也、住二天龍寺壽寧院一、曾親二家臨川一、前後化二七會一、到處應レ機說レ法、嘗居二三會塔一日、大發二至誠願心一、竊求二塔院擁護之冥助一、忽有二紙一枚一、隨レ風飄墮而至、把而視レ之、卽不動像也、由レ是寫二不動像一、每日一尊、凡一百日、一日不二敢怠一、如レ此者殆二十餘年、一年不二敢欠一、其靈驗甚多、密家特稱二妙澤之不動一、又觀二墨達磨像一、學二牧溪顏輝一、

〔親長卿記〕文明三年正月廿五日、今日自二禁裏一、舊院（○後花園）宸筆地藏繪像、幷御持蓮花之內彌陀三尊（彼遊二玉內一）（篇水精）等供養事被レ仰二惠忍上人一、（元應寺長老蘆僧也）

〔日本紀略三村上〕天曆三年月日、仰二左大辨大江朝綱朝臣一、令レ撰二坤元錄一、爲二詩題廿首一、仰二釆女正巨勢公忠一、令レ圖二屛風八帖一、

〔源氏物語一桐壺〕此比あけくれ御らんずるちやうごんかの御ゑ、亭子院のかゝせ給て、いせつらゆきによませ給へるやまとことのはをも、もろこしのうたをも、たゞそのすぢをぞまくらごとにせさせ給、いとこまやかに有さまをさはせ給、

〔伊勢集〕長恨歌の御屛風、亭子院のかゝせ給て、所々よませ給ける、帝の御手にて、（○歌略）

〔源氏物語十七繪合〕長恨歌、王昭君などやうのゑは、おもしろく哀なれど、ことのいみあるは、こたみはたてまつらじとえりとゞめ給、

〔玉海〕建久二年十一月五日庚戌、抑長恨歌繪相具天、有二一紙之反古一、披見之所、通憲法印自筆也、文章可レ褒、義理悉顯、感歎之餘寫二留之一、其狀云、

唐玄宗皇帝者、近世之賢主也、然而愼二其始一弃二其終一、雖レ有二泰岳之封禪一、不レ免二蜀都之蒙塵一、今引二數家之唐書及唐曆唐紀楊妃內傳一、勘二其行事一、彰二於畫圖一、伏望、後代聖帝明王披二此圖一、愼二政敎之得失一、又有二厭

離穢土之志、必見此繪、福貴不常、榮樂如夢、以之可知歟、以此圖永施入寶蓮華院、于時平治元年十一月十五日、彌陀利生之日也、

沙彌

此圖爲悟君心、豫察信頼之亂、所畫彰也、當時之規摸、後代之美談者也、末代之才士誰比信西哉、可褒可感而已、

〔平治物語 一〕信頼信西不快事

信頼ナドガ身ヲ以テ、大將ヲケガサバ、彌奢ヲ究テ、謀逆ノ臣トナリ、天ノ爲ニ被亡候ハン事、爭不便ニ思召レデ候フベキト、勇メ申ケレドモ、ゲニモト思召タル御氣色モナシ、信西餘ノ勿體ナサニ、唐ノ安祿山ガ奢レル昔ヲ繪ニ書テ、卷物三卷ヲ作テ、院〇後白河へ進セケレドモ、君ハナヲゲニモト思召タル御事モナク、天氣他ニ異ナリ、

〔古今著聞集 十一畫圖〕南殿の賢聖障子は、寛平の御時始てかゝれける也、其名臣といふは、馬周、房玄齡、杜如晦、魏徵、自東 諸葛亮、遽伯玉、張良、第五倫、同二 管仲、鄧禹、子產、蕭何、同三 伊尹、傅說、太公望、仲山甫、同四 李勣、虞世南、杜預、張華、自四四 羊祜、揚雄、陳寔、班固、同三 桓榮、鄭玄、蘇武、倪寬、同二 董仲舒、文翁、賈誼、叔孫通、自西一 等也、此人々の顏をかゝれける、彼麒麟閣の功臣を圖せられたる跡おはれけるにや、はじめは色紙形に銘をかゝれたりけり、されば道風朝臣の申文にも、七度けがせるよし載たり、其銘いつ頃よりかゝれずなれるにか、當時はみえず、色紙形ばかりぞ侍める、承元に閑院の皇居燒、即造內裏ありけるに、本は尋常の式のやうに、松殿〇藤原基房作らせ給たりけるを、此度あらためて、大內に摸して、紫宸、淸凉、宜陽、校書殿、弓場、陣座など、宴頃の所にたてそへられける、土御門の内裏のかゝりける所とぞ聞えし、地形せばくて、紫宸殿の間數をちゞめられける時、賢臣の影もちいさくとゞめられにけり、建長の造內裏の時、少々又用捨せられける、くはしく尋て注すべし、

大内にては、此障子をみなはなちをかれて、公事の時計ぞ立られける、御秘藏の儀にて侍けるにや、建暦に閑院にうつされて後は、すべてとりはなたるゝ事なし、又鬼間の壁に、白澤牛をかゝれたる事は、むかし彼間に鬼のすみけるを、鎮られける故にかゝれたる事とは申つたへたれども、たしかなる說を知らず、又清凉殿の弘庇に、ついたち障子を立て、昆明池を圖せられたり、そのうちに野を書て、片方に小屋形あり、又近衞司の鷹つかひたるをかけり、是は雜藝に侍る、嵯峨野に狩せし少將の心とぞ、彼少將といふは、大井川のほとりにすみける、季綱の少將の事にや、かの大井川の家を出て、嵯峨野に狩しけるをうつしけるにこそ、又萩の戸のまへなる布障子を、荒海の障子と名付て、手長足長など書たり、その北うらは宇治の網代を書り、清少納言が枕草子に、此障子のことも見えたり、一條院このかたに書れたるとこそ、大かた清凉殿の唐繪にもみな書ならはせる事共侍り、渡殿にはね馬よせ馬の障子を立て、又同じ渡殿の北邊の朝かれゐの前に、馬形の障子侍り、障の座の上に李將軍が虎を射たる障子をよせかけ、校書殿には養由基が猿を射たる障子を寄立たり、これみないづれの御時よりといふ事をしらず、由緒かたがたおぼつかなし、閑院に大内をうつされて後、よせ馬の障子幷に李將軍養由が障子など沙汰なかりけるを四條の院御時、西園寺相國禪門修理せられける時、頭中將實季朝臣申起て立られたり、いと興有事也、此障子の繪本共、鴨居殿の御倉にぞ侍なる、建長造内裏のとき繪所の預前の加賀守有房、繪本をもたざりければ取出してかゝせられけり、むかしは馬形の障子を、金岡が書たりける、夜々はなれて萩の戸の萩をくひければ、勅定有て、其馬をつなぎたるていを書なされたりける時、はなれずなりにけりと申傳へ侍るは誠なりける事にや、

〔康富記〕寶德三年十月十三日、早旦着㆓布衣㆒參㆓院御所㆒候、〇中略令㆑語給云、今日仁和寺本願寺律院相傳之法然上人之自筆之往生之繪、被㆑持㆓參仙洞㆒、有㆓叡覽㆒、又持㆓參内裏㆒、同今日叡覽云々、壽永源平合戰之後、

熊谷二郎入道蓮生奉ㇾ隨二法然上人一尋二往生地儀一之時、上人來迎之粧書二繪給蓮生一了、其後熊谷代々相傳了、近來此繪本願寺相承之故、被ㇾ仰二寺家一有二叡覽一云々、

〔文恭院殿御實紀附錄一〕京都火災の事あり、〇中略其後、內裏新に營作の命を下し玉ひ、首輔松平越中守定信を總督として、有司數人命せられ、京に赴かせらる、二年を越て、新宮營造の功訖、此度は殿堂門廡はいふも更なり、窓戶階欄等のこまやかなるに至るまで、多く古制に復し、其中にも林大學頭信敬、儒員柴野彥助邦彥、畫員住吉內記廣行等に命せられ、賢聖障子の圖を作らしめてたてまつり玉ひぬ、

〔近世叢語五夙慧〕服部南郭、太宰春臺、諸名公、會二物徂徠家一壁挂二三軸一中央唱女抱ㇾ猫、左右有二丫鬟手持二羽帚一者、有二手持二情書一者、諸公觀之沈吟久之、不ㇾ得二其解一板倉璜溪童子也、在ㇾ下坐進言曰、此蓋畫家遊戲之筆、卽寒山拾得翻案也、諸公翕然稱ㇾ善、

〔榮花物語十一莟花〕かくて中宮〇藤原妍子もたゞにおはしまさねば、出させ給て、齊信大納言の大炊御門の家におはしまいて、月ごろにならせ給ぬれば、そこにてみこ生れ給べきにやと思ほどに、この頃つちみかど殿にわたらせ給べければ、いへあるじどのなにわざをとおぼしいそがせ給、それも東三條院に出させ給べかりしを、そこのやけにしかば、こちにわたらせ給へるなりけり、さてつち御門殿にはわたらせ給に、宮の御をくり物になにわざをしてまいらせんとおぼしけるに、なに事もめづらしげなき世の御ありさまとなりにためれば、中々なりとて、むらかみの御ときの日記をおほきなるさうしよつに繪にかゝせ給て、佐理の兵部卿のむすめの君と、延幹君とにかゝせ給て、うるはしきはこ一よろひにいれさせ給て、さべき御手本などぐしてたてまつり給ければ、みやはよろづのものにまさりてうれしく覺しめされけり、

〔狹衣四下〕ときはの尼君はうせにしぞかし、心ち限りにおぼえけるをり、いとちいさくおかしげ

なる小辛櫃を取出て、これあなかしこをろかに志給はで、忍びて宮に御覽せさせ給へ、御うぶぎぬ昔の人〈○飛鳥井姫君〉のかきすさび給へりし繪どもなどの、やりすてんが惜かりしどもを取置たりしなり、〈○中略〉うせて四十九日などはて丶參りたるに、御前に人がちにもなければ、尼君のゆかしがり、申しつ丶、なくなりにし有さまなど聞えさするついでに、志か〳〵の物こそさふらへと申し出たるを、繪をなんいみじくかき給ひしなんど、さき〳〵も聞せ給ひて、あれをだに御かたみに見ばやなど、おぼしねがひつれば、いみじうゆかしとおぼしたるもことはりなれば、御木丁近く引よせなどして取出でたり、〈○中略〉見所ある繪どももゆかしければ、かたはしづ丶ひろぐるほどに、音なくてうへのふさ渡らせ給へば、何となく取いれて、中將はのきぬるに近うものせさせ給ひて、いとつれ〳〵なりつれば、御琴もひかせ奉らせんとて參り來つる也、いかで同じくは、聞所あるばかりをしへなし奉らんなどのたまはすれど、〈○中略〉有つる小から櫃引よせさせ給ひて、これや昔の跡ならん、みればかなしとかや光源氏の繪ひけるものをとはの繪はすれど、御覽ずゑに、みづから書集め給へるゑどもなりけり、世になべての人のする事とも見えず、有がたかりける筆のたちとは、いづれも見所ありてめでたき中にも、我世にありける事ども月日たしかに記しつ丶、日記してさるべき所々はゑにかき給へり、わが時々も御覽じそめし程よりの事どもは、今少しめのみとまらせ給ひてあはれに悲しくおぼしめさる丶事かぎりなし、みづからの有さま御かたちなどもたがふ事なくて、打忍びつ丶立より給ひし夜な〳〵の月のひかり風の音なひ、よひ曉の空のけしきなども、我心におりしくも哀にもめとまり、心をしめ給ひけるをりをりをかきあらはし給へる、萬よりもかの心にもあらず、筑紫へくだり給ひけるほどの有さまは目のみきりふたがりて、はか〳〵しくだに御覽じやらず、うたどもは扇にか丶れたりしなど、同じ事なればとゞめつ、〈○下略〉

〔源氏物語十七 繪合〕物語ゑは、こまやかになつかしさまさるめるを、梅つぼの御かたは、いにしへの物語名たかくゆゑあるかぎり、こき殿はその比、世にめづらしくをかしきかぎりをえりてかゝせ給へれば、うちみるめのいまめかしきはなやかさは、いとこよなくまされり、

〔赤染衛門集〕おなじ人〇のりなかが母 ひさしくおとせで、物がたりゑのおかしきをおこせたりしに、
ゑみながら猶こそつらき君なれやかきたえてやはおとせざるべき

〔榮花物語三 樣々の悅〕大納言どの〇藤原道長 は、〇中略 粟田といふ處にいみじうおかしき殿をえもいはずしたてゝ、そこに通はせ給て、御障子の繪には名ある所々をかゝせ給ひて、さべき人々に歌よませ給、世の中の繪物語はかきあつめさせ給、

〔榮花物語二十七 衣の珠〕何事にもいかでかくとめやすくおはせしものを、かほかたちよりはじめ、心ざま手うちかき給などの心にいりさいつ比まで御心にいりて、うつふし〳〵てかき給しものを、此たびの繪を枇杷殿にもてまいりたりしかば、いみしう興じめでさせ給ておさめ給し、よくぞもてまいりにけるなどおぼし殘す事なきまゝに、よろづにつけて戀しくのみ思ひ出聞えさせ給、年比かきつめさせ給ける繪物がたりなどみなやけにし後こそ、こぞしのほどにしつめさせ給へるもいみじう多かりし、

〔長秋記〕元永二年十一月廿七日、參中宮御方、以中將君被仰云、源氏繪用紙可調進申承由、又上皇〇白河 仰云、畫圖可進者、同申承由、

〔玉海〕治承三年八月卅日乙卯、今日書、先日自院〇後白河 所下賜繪末葉露大將第一 詞、相具參上付親宗畢、

〔源平盛衰記二〕淸盛息女事
御娘八人御坐ケルモ、皆取々ニ幸シ給ヘリ、一ハ本ハ櫻町中納言成範卿ノ相具シ給シ程ニ、彼卿下野ヤ室ノ八島ヘ被流後、花山院左大臣兼雅ノ御臺盤所ニ成給ヘリ、〇中略 此御臺所ハ御美ウツクシミノモ嚴

四季繪
月次繪

ク情モ深ク御坐ケル上、天下ニ類ナキ繪書ニテゾ御坐ケル、紫宸殿ノ御障子ニ伊勢物語ヲ繪ニ書セ給フ御事アリ、

〔源氏物語十七繪合〕いみじうげにかきつくしたるゑどもあり、さらにえさだめやり給はず、れいの四きのゑもいにしへの上ずどもの、おもしろきことゞもをえらびつゝ、筆とゞこほらずかきながしたるさま、たとへんかたなしとみるに、〇下略

〔源氏物語三十四若菜上〕うしろの御屛風四帖は式部卿宮なんせさせ給ける、いみじくつくして、例の四季の繪なれど、めづらしきせんすいだん〇だん一本作瀧など、めなれず面白し、

〔雅亮裝束抄一〕もやひさしのてうどたつる事

もやにたつる十二帖の屛風、よくのしてたてなどするをよしとはいふなり、屛風は春夏秋冬をまづひろげてみをきて、春はいかさまにもひんがしにたつるなり、もやひさしのてうどは御所のはれにつけども、屛風をたつることは、春をひむがしにたつべきなり、

〔禁秘御抄上〕一恒例毎日次第〇中略

内侍兼敷大床子圓座於石灰壇南間中央、立廻四季御屛風、〇下略

〔侍中群要十〕立替御屛風

石灰壇御屛風一帖、四季立替云々、

石灰壇屛風四季立替之、近代一帖書四季、〇中略

御厨子東御屛風一帖、四季立替云々、

〔類聚雜要抄四〕五尺屛風十二帖月次繪四季ヲ各三帖ニ畫之、春上下中宮ニ

〔明月記〕貞永二年三月廿日甲子、日來撰出物語月次、十月五所不入源氏并狹衣、於歌は抜群他事雖不可然、源氏宮時中宮被新圖、狹衣又院御方別被書、此所撰、夜寢覺、御津濱松、心高、東宮宣旨、左右袖濕、朝倉、御河由開留取替波也末葉露

名所繪

海人苅藻、玉藻賞遊、以十物語撰、毎月五金吾清書訖、又加一見返之、付繁茂進入云々、以取交爲興、
又蜻蛉日記十所許撰出、同送金吾許、紫日記、更科日記、(中宮大夫書進之、自承明門院被撰其所、已書出進入了云々、)其外蜻蛉所殘
歟、仍令書出之、近日此畫圖又世間之經營歟、
更科畫隆信朝臣娘右京大夫(尼)書之、殷富門院(亮子○內親王)號姬宮之人被書詞云々、爲能書云々、源氏
繪詞內府被書、一昨日二三卷書出被送、手跡尤宜歟、飯室固辭給云々、尤可然事也、大殿(道家○藤原)被仰
手振由、不令書給、頻被申、宜秋門院(任子○藤原)老眼不可叶之由被仰云々、此繪如聞バ可爲末代之珍歟、
典侍往年幼少之時、令參故齋院之時、所賜之月。。。次繪。。二卷(年來所持也)今度進入宮、詞同彼御筆也、垂露殊
勝、珍重之由、上皇(後堀河○)有仰事云々、件繪被書十二人之歌、(被分月々)

正月(敏行云々)　二月(清少納言 齋信卿參梅壺之所、但無歌、)
三月(天曆御製)　四月(實方朝臣)
五月(紫式部日記、曉景氣、)　六月(業平朝臣 秋風吹告雁)
七月(後冷泉院御製)　八月(道信朝臣 虫聲)
九月(和泉式部 歸宮町門)　十月(馬內侍 時雨)
十一月(宗貞少將 未通女之姿)　十二月(四條大納言 北山之景氣)
二卷繪也、表紙(青紗有繪)　鏵　軸(水精)

〔明月記〕建永二年五月十四日、御堂障子召仰畫工可令畫之由、夜前有仰事、至愚之性、本自不見洛外、
又無繪骨、旁不當其仁之由雖恐申、有思召樣被仰下由、頭辨仰之、仍今日爲沙汰其事、終日伺候、御神
泉之後、於和歌所、招藤少將秀能等、相共示合、少將依見東國、且依仰相副之、四人繪師、今日三人參入、
又仰云、以尊智(大輔房)兼康(內舍人)可令書晴方、以康俊(信能房)光時(八幡男)可令書褻方、晴褻難計之由
重以掌侍申入、只可相計由被仰、粗見障子所々、今日分充四人了、三人受取、先書繪樣可進覽由示合

之退出、大輔房尊智十二間、

春日野　吉野山　三輪山　龍田山（弘間巳上泊瀨山相雙）　若浦（弘間）　吹上濱（雙巳上）　富士山　淨見關（雙巳上）

大井河　宇治（雙巳上）　相坂關

宗內兼康十二間、付腋障子三間、

難波（弘間）　住吉　葦屋　布引瀧　生田杜（弘間雙巳上）　泉河　小鹽山（腋障子一間、巳上雙、）　末松山　鹽竈浦（腋障子一、）

（雙巳上、）　阪麻浦（腋障子一）　明石浦　志賀麻市（雙巳上）

信濃房康俊十一間腋障子一

生野　海橋立（弘間）　野中淸水　高砂（雙巳上）　武藏野　白河關（腋障子巳上雙、）　志賀浦　鳴海浦　濱名

橋　宇都山　佐良之奈里（雙巳上）

光時（八幡平三）十一間腋障子三間

阿武隈河　宮城野　安積沼（腋障子、上三間雙、巳）　鈴鹿山　二見浦　大淀（雙巳上）　交野（弘間）　水無瀨（腋障子一）

鳥羽　伏見（腋障子一）　松浦山

如野筋雲水依可書連各付之、其雙分給了、入夜歸參、

〔明月記〕建永二年五月十六日、兼康來云、名所事以傳々說難書出、明石すま非幾路、罷向各見其所書進繪樣、若有遲々者恐乎、予云、此事雖片時可急事也、但云當時云後代尤可恐紕繆、揚向其所且爲後代之譏歟、何事在乎、　廿日巳時許、參院、（束帶）以康俊法師繪樣付頭辨奏覽之、承仰召仰、　廿一日、仰云、名所にいなばの山可入可出他所與淸範示合、いく野ヲ止了、繪相雙間書連事（如山野のすゝきとほす也）不可然之由、今巳仰改了、かきにくきにや　廿四日、參院、淸範退出無歌沙汰、兼康持參繪樣、付辨內侍進入返給無別仰、出御了退出、　廿五日、尊智持來繪樣、午時持參付左辨、仰云、昨日のにまさりたり、　六月二日凌雨參上、於和歌所召尊智、令書大井河繪樣、　四日、光時持來繪樣、以使送淸範兼康、

又持來一枚、同付之了、　五日、淸範返送繪樣、御所無隙難申入、可付頭辨居、仍送頭許、又返之、〇中略秉燭以後持參、以範茂兵衛佐進之、無是非持參御覽、卽返給、　七日、今夜仰云、大井河以光時可令書者、此間書行幸儀也、大略以承保記委示合了、　十二日、今日御幸新御堂云々、後聞御堂供養延引來十一月云々、每事遲々之故也、　廿一日參院、進覽光時繪障子一間、返下退出、

〔信長公記十五〕天正十年正月朔日、隣國之大名小名御連枝之御衆各在安土候て御出仕有、〇中略御座敷總金、間每ニ狩野永德被仰付、色々樣々あらゆる所之寫繪筆ニ盡させられ、〇下略

古事類苑

文學部四十四

繪畫下 書畫鑒識 掛軸圖 手鑑 書畫帖 書畫落款 書畫會〔併入〕

畫品 畫書

古事類苑

文學部四十四

繪畫下

書畫鑒識　手鑑　書畫帖　書畫落欵　書畫會〈併入〉
掛軸圖

〔源氏物語〕二帚木ゑどころに上手おほかれど、墨がきにえらばれて、つぎ〳〵に、さらにをとりまさるけぢめ、ふとしも見えわかれず、

〔源氏物語〕十七繪合いにしへのすみがきの上手ども、跡をくらうなしつべかめるは、かへりてけしからぬわざなりと、打みだれて聞え給ひて、ゐひなきにや、院の御こと聞え出て、打ちほたれ給ぬ、

〔山槐記〕元暦元年八月廿二日戊寅〈○中略〉

一通
　大嘗會主基所
　　定繪師幷雜工事
　　　繪所
　　　　墨書
　　　　　修理少進藤原有宗
　　　淡
　　　　　藤原行安
　　　作繪

墨畫

藤原宗弘〇中略
元暦元年八月廿二日

〔七十一番歌合中〕繪師
すみゑは、筆勢が大事にて候、〇下略

〔玉勝間十四〕繪の事
おのれ繪のことはさらにしらねば、とかくいふべきにあらざるに似たれども、よろづのこと、おのがよきあしきはえしらで、かたはらよりは、よく見ゆるものなり、もろ〳〵の藝なども、そのでうにて、その道の人はなか〳〵にえしらで、かへりて他よりよきあしきさまのよく見ゆることあり、繪もさる心ばへあれば今おのが思ふすぢをいふなり、まづやまともろこしの古より代々の繪の事は、あまたも見あつめず、くはしくしらねばさしおきて、たゞ今の世に、つねに見およぶところをもていはん、そはまづ墨繪、うすざいしき、こくざいしきなど、さま〴〵ある中に、墨繪といふは、たゞ墨をべた〳〵と書て、筆數すくなく、よろづをことそぎて、かろ〴〵とかきて、その物と見ゆる、こはたゞ筆の力いきほひを見せたる物なれば、至りて上手のかけるは、げにかうも書べしとおぼえて、見どころあるもあれど、おしなべての繪師のかけるは、見どころなく、心づきなきものなり、さるを世の人、たゞ此墨繪をことにいみじきことにしてめづるは、世のならひにしたがふ心にて、まことには見どころなきものなり、近き世に茶の湯といふわざを好むともがらなど、殊に此墨繪をのみめでゝ、さいしき繪は、すべてとらず、これもその人々、まことにしか思ひとれるにはあらず、たゞその道の祖のさだめおきつる心ばへを守りてしかるなり、

〔中林竹洞翁畫論〕畫之極意止水墨事
夫水墨は、畫中の神骨にして、尤畫きがたし、王摩詰が畫論にも、畫道の中、水墨を爲上といへり、さ

れば唐土の人の高致を極むる者は、水墨の畫常に多し、皇國には雪舟、松花堂、探幽の徒、水墨の畫多し、今の畫者、此法を失せり、故に余力を水墨に極む、學ぶ所は南宗の山水、梅竹の類を專らとせり、梅竹花鳥を畫がくにも、皆深山幽谷無人の境にあらしむ、是俗のしらざる所、高逸の士能く知らんのみ、

〔嬉遊笑覽 三書畫〕また土佐家の繪に、著色なきを白繪(シラヱ)といふとぞ、漢土に白描といへるに似たり、榮花 初花 しらさうぞくどものさま／＼なるは、たゞすみゑのこゝちして、いとなまめかしとある墨繪件のしら繪におなじ、

〔紫式部日記〕七日のほどかはる／＼、萬のもの、くもりなく、白きおまへに、人のやうだい、色あひなどさへ、けちえんにあらはれたるを見わたすに、よき墨繪に、かみどもをおほしたるやうに見ゆ、

〔榮花物語 八初花〕なが月の九日○寛弘五年もきのふ暮て、○中略その夜もあけぬ、○中略いたくさわぎてたいらかにせさせ給ふ、○十月十一日、中略、御湯殿酉の時とぞある、その儀式ありさまえいひつゞけず、○中略女房みな白き裝束どもなり、○中略おかしき白裝束どものさま／＼なるは、たゞすみゑの心ちしていとなまめかし、

〔西宮記 臨時五〕畫所(中略)有別當五位、預墨畫等、

〔江家次第 十二神事〕齋王群行○中略

第二間內著進西當階下、少向巽裝飾御座、○中略後立墨容(スミヱ)御屏風、

〔兵範記〕仁安三年九月廿九日丁亥、早旦行水解除、參行事所、○中略又壽繪物宗茂畫繪樣、四尺御屏風同墨畫凝御插頭臺風流、

〔新猿樂記〕六郎冠者繪師長也、墨畫○中略等上手也、

作り繪淡繪

〔清輔朝臣集〕朝望旅客

あさがすみひなの長ぢに立にけりすみ繪に見ゆるをちの旅人

〔東大寺獻物帳〕御屏風壹佰疊〇中略

素畫夜遊屏風一具、兩疊十二扇、並高五尺、廣一尺八寸二分、紫綾縁、赤染木帖、黑塗釘、碧絁背、紫皮接扇、袷布袋、

〔多武峯略記〕下〕寶積院柿葺、一間四面、

件堂者、沙門陽圓之所建立也、其後文治五年夏之比、柱幷佛後壁板佛菩薩圖之墨畫、十禪師智永彩色、

〔淇園文集物傳編三〕望月玉蟾傳

有人問曰、畫人物、筆宜何起、玄曰、處々皆可、輙把筆而畫、一貫旋畫上下、遂成人物、但其畫常不喜著彩、以爲畫固不在於丹青矣、數作水墨、或潑墨作山水雲煙、殊有自然之致、然時亦作青綠、精密如髮、而筆皆如鐵鍼、蓋其得意者、往々自題語亦多可諷云、

〔本朝畫史〕二〕中原光永、任内匠少允、畫大嘗會悠基屏風、爲淡畫、所謂淡畫者、謂淡彩、

中原吉久、不知官位、曾畫大嘗會悠基屏風、爲作繪、有職家稱彩色至濃曰都久利繪(ツクリヱ)、

〔山槐記〕元暦元年八月廿二日戊寅、悠紀方文書、〇中略

一通

大嘗會悠紀所

定繪師幷雜工事

繪所

墨畫

修理進藤原有宗

淡。
內匠少允中原光永
作繪
中原吉久〇中略
一通
大嘗會主基所
定繪師幷雜工事
繪所
墨畫
修理少進藤原有宗
淡
藤原行安
作繪
藤原宗弘〇中略
元曆元年八月廿二日

〔新猿樂記〕六郎冠者繪師長也、墨畫、彩色、淡、作繪、丹調、〇中略等上手也、

〔源氏物語十二須磨〕げにをよばぬいそのたゝずまゐ、になくかきあつめ給へり、この比の上手にすめる、千枝、つねのりなどめして、つくりゑをつかうまつらせばやと、心もとながりあへり、なつかしうめでたき御ありさまに、世のもの思ひわすれて、ちかうなれつかうまつるを、うれしきことにて、四五人ばかりぞ、つとさふらひける、

紙繪

〔源氏物語湖月抄十二〕つくりゑ呼源氏の墨がき、繪師に色どらせばやといふ說不可然、只色取たる繪などをもかゝせばやといふなるべし、細今源のかき給ふは、みな墨繪なれば、今別に彼繪師どもに色取の繪を書せて、みせ奉らばやと也、河海說如何、

〔河海抄六須磨〕作繪、つくりゑとは、すみがきの上を彩するをいふ也、源氏のかゝれたる畫を、彼輩に色どらせばやとなり、綵色は畫師の口傳故也云々、

〔源氏物語三十四若菜上〕あるじの院は、猶いとわかき源氏の君にみえ給、御屛風四帖に、うちの御手かゝせ給へる、からのあやのうすだんに、したゑのさまなどおろかならんやは、おもしろき春秋のつくりゑなどよりも、この御屛風のすみつきのかゞやくさまは、めもをよばず、思ひなしさへめでたくなんありける、

〔源氏物語十七繪合〕この比の世には、たゞかくおもしろきかみゑをとゝのふることを、あめのしたいとなみたり、

〔源氏物語十七繪合〕かみゑはかぎりありて、山水のゆたかなる心ばへをえみせつくさぬ物なればただ筆のかざり、人の心につくりたてられて、いまのあさはかなるも、むかしの跡にはぢなく、にぎはゝしく、あなおもしろとみゆるすぢはまさりて、おほくのあらそひども、けふはかた〴〵にけうあることゞもおほかり、

〔花鳥餘情十七繪合〕かみゑは、かぎりありて、(中略)紙をつぎて書たれば、きぬのやうにもなく、たけみじかくて、山水のいきほひをみせつくさぬよし也、

〔玉の小櫛七〕かみゑはかぎり有て、十七のひら諸抄、かみ繪といふを、絹に對へていふと心得られたる故にことわり穩ならず、たとひ絹ははたばり廣しといへども、紙といくばくのけぢめかあらん、紙繪の事、上にいへるがごとし、たゞ紙をつぎて書たる卷物などは、上下のみじかくて、障子

屛風などの繪のごとくに、廣くゆたかには書がたきよし也、

〔拾遺和歌集雜下九〕廉義公(〇藤原賴忠)家の紙ゑに、たび人のぬすびとにあひたるかたかける所、

藤原爲賴(〇歌略)

〔前大納言公任卿集〕花山院のかゝせ給へる紙畫に、歌つけて給りたりけるに、人々さるべき所は
つけはてゝ、なかりければ、人の鶴かひて、ふみひろげていたる所、

鶴ならぬ友はなけれど文みれば昔の人に逢心ちする

〔藤原長能集〕同院(〇花山)の御てづからかみ繪かゝせ給ひて、人々に歌つけさせ給ひしに、秋の前栽
さきみだれたる紅葉おもしろき所に、

佐保姫の玉おちにけりから錦おれる木の葉のうへの白露

〔空穗物語樓の上上〕からのゑきしのゑは一卷といへども、四十まいばかり也、ゑたんのはこのこが
ねのくちをきたるにいれたり、

〔本朝畫史附錄五〕紙

鷄卵紙(トリノコ) 以越前紙爲上品、中品下品處々所作居多、以用之、

唐紙 以官紙爲上品也、先考桃源子云、唐紙者先舐之、不取舌者善紙也、而其面厚重、其地濃者尙之矣、但色者用淺黃赤也、白紙者墨靑色薄紙者墨白色也、以是可知、墨色者極黑而滑不光者最上品也、

美濃紙 雜紙雖有其類甚多、以美濃紙爲上品、能施膠礬用之、所謂要用者、則以眞本臨之、摸寫而後爲粉本、

〔古今著聞集畫圖十一〕後鳥羽院御幸供奉人ども、誠にえらばせ給て、御あらましに、此定に御幸あらば
やとて、信實朝臣に仰られて、三卷の絹繪にかゝせられけり、八條左大臣、光明峯寺殿、左右の大臣

下繪

にて供奉し給へり、目出たき重寶にてぞ侍し、今は修明門院に侍とかや、此御幸、御あらましばかりてにて、實にはなかりけり、

〔本朝畫史附錄五〕紙〇中略

畫絹　絲目纖細而無片纖、色清白而無襀節者尙之、

〔漢畫獨稽古乾〕絹幅上幀子法

絹本に畫をするには、まづ幀子をつくり、其幀子に、絹を粘にて張りて描なり、幀子の作りやうは、檜木板のあつさ三四歩ばかりなるを、幅三寸程に、四本こしらへ、天地と左右にして、平かになるやうに指しまはし、絹の幅より、天地左右ともに、一寸程づゝせまく、幀子を作るなり、たとへば絹横幅二尺、竪四尺五寸あれば、幀子の內法は、横幅壹尺九寸、竪の內法も四尺四寸につくるなり、絹の竪横の壹寸宛の餘けいは、絹を張る時の粘代なり、

〔大鏡五太政大臣伊尹〕今の侍從大納言行成卿、世のてかきとのゝしり給ふは、〇中略殿上の人々扇どもして參らするに、〇中略此殿は、骨のうるしばかりをおかしげにぬりて、黃なるから紙の下繪はのかにをかしきほどなるに、表のかたには樂府をうるはしう眞にかき、裏には御筆をとゞめて、さうにめでたくかきて、奉り給へりければ、

〔榮花物語十六本の雫〕經の御ありさまえもいはずめでたし、あるはこんしやうを地にして、金のでいしてかきたれば、金泥の經なり、あるは綾のもんにした繪をし、かみしもに繪をかき、又經のうちの事どもかきあらはし、涌出品の恒沙の菩薩の涌出し、壽量品の常在靈鷲山の有さま、すべていふべきにあらず、提婆品のかの龍王の家のかたをかき、あるは白がねこがねのふだをつけ、いひつゞけまねびやるべきかたなし、

〔榮花物語二十七衣の珠〕大宮〇上東門院彰子この月〇萬壽三年正月のうちにおぼしたゝせ給、御屏風どもには、黃な

寫實

る唐綾をはらせ給へり、下繪してさるべき心ばへある事どもを、大納言〇行成さま〴〵にかき給へり、

〔榮花物語三十六根合〕内に歌合せさせ給き、〇中略霜月〇永承二年の九日なり、〇中略歌の心ばへを、題にしたがひつゝ、下繪にかきたり、ては右のおほいどの〇藤原教通の因幡のめのと、錦のへうし、次のはかねのへうしをみがきたる、しろたへにはる〴〵と見えて、山のたゝずまゐ水の流れはほのかなり、

〔中右記〕寛治八年〇嘉保元年八月十九日、今夜大殿〇藤原師實於₂賀陽院₁有₂歌合興₁、〇中略和歌書物文巻各五巻、春夏秋冬祝各一巻、寫様繪色々也、色紙下繪左方女繪、右方男繪、皆寄₂歌情₁歟、美麗過差無ᴸ極、

〔夫木和歌抄二十春〕三百六十番歌合　　土御門内大臣

花さかでまだ色どらぬ梢にははるのかすみぞしたた繪なりける

〔祐子内親王家歌合〕永承五年六月五日、於₂賀陽院一宮御方₁有₂和歌合事₁、〇中略女房所ᴸ獻歌置₂宮上₁、各書₂彩牋₁、或以₂題目趣₁施₂畫圖₁、或以₂金銀泥₁成₂文彩₁、風流之美、不ᴸ可₂觀縷₁、男以₂白色紙₁書ᴸ之、〇房臣並施₂下繪₁

〇按ズルニ、茲ニ所ᴸ謂下繪ハ、詩歌ナドヲ書クベキ紙ニ畫キタル繪ナリ、後世ノ通常、繪ノ草藁ヲ謂フトハ異ナリ、

〔安齋隨筆前編十三〕一畫₂歌ノ意₁　或家に住吉内記が、西行法師の歌の意を畫しに、狩衣著たる人を畫てありしを、内記の弟子、其畫を乞ひ得て燒捨けり、西行が歌に俗體を畫るゆへ、師の恥をかくさんがために燒たりと云しとぞ聞及し、惜しき事也、西行が俗の時よみし歌なるゆへ、内記は俗體に畫きたらんものを、弟子は其心を知らずして燒たりしは、いと口惜しき、されば師の恥を隱さんための志は、ほむべき事にこそ、凡歌意を畫しめんには、本集に就て、能く正し明めて、畫工に敎へて畫しむべし、

〔安齋夜話五〕一古畫爲ᴸ證　凡故實を考るに、古畫を以て證とする事あり、古代の畫工、當時眼前に

見る所の體を、直に寫して書きたるものなる故、後代に至て、其昔の事を考る證になるなり、

〔續近世畸人傳 一〕三熊花顚傳

介堂、三熊氏、名は思孝、はじめ正親と通稱す、號は花顚子、城西鳴瀧の產、幼きより畫を好みて、肥前長崎の畫人月湖に從ひて、漢法を學ぶ、後自おもへらく、凡麟鳳および龍虎獅象のごとき、見もゑらぬものをゑがくは、唯一旦の眼をよろこばしむるのみにて、世に益なし、古き代の公事、民間の有さまをうつして傳ふるや、あるひは今の世の人物調度、眼にふるゝ物を圖して、後にゑめすなどこそよからめと、是をつとむ、つひにまた思惟すらく、櫻は皇國の尤物にして、異國にはなし、是をゑがくは國民の操ならん、はた枕の草紙に、繪に書おとりするものに、さくらをのせたるは、むかしより、よくゑがく人なかりけるにこそ、いでこれをつとむべしと、研究して生花を摸したるが、ゑる人は、從來いまだかゝるものをみずといへり、爲人世にすねたるやうにて、貧をうれへず生產をことゝせず、書畫器財にいたるまで、古物を好み、自の書も亦上代樣によりてよくす、生涯すべて奇に終る、其奇のとぢめは、遺言していはく、たのむぞよ、折骨にして櫻の木、此こゝろは、其體を茶毘し、骨を川に流し、なき跡のゑるしには、さくらの木を植よといへることとぞ、此折骨といへるは、さだめて佛家に說あることならんと、諸學匠にとへども、ゑる人なし、此人は、聞誤たることありしなるべし、さて知己の人、遺言のごとく、東山にて火葬せし骨を、たゞちに携へて嵯峨に行、戸南勢の前の流に沈めぬ、こゝはさくらのいとおもしろき所なれば、同じ河の中にもよかンめりと、戯れしによれり、又日野の外山に、平生用たる禿筆、及び其書畫の反古をうづみて、一樹の櫻を栽、一片の石碣を建、六如僧都の銘を鐫す、こは醍醐山素川法師の領せる地をあたへ、その肉弟山縣蕉亭生ともにはかりて、逝者の志を遂しめ、妹女露香のねがひをはたせるなり、

〔古今書畫鑑定便覽 六畫家〕田中訥言

名ハ痴、字虎頭、大孝齋ト號ス、法橋ニ叙ス、尾張ノ人、平安ニ住ス、曾テ藤原信實ノ畫軸ヲ見テコレヲ摸シ、研究シテ其格ヲ得タリ、古畫ノ風致ヲ得、古畫ノ格ニ詳ナル、此人ノ右ニ出ルナシ、因テ世頗ル稱譽シテ、其畫ヲ珍トス、殊ニ衣冠ノ人物宮殿ノ圖ニ妙手ナリ、文政六年三月廿一日歿ス、

〔求古圖譜 織文叙〕高島千春、精於土佐家畫法、必經攷證窮根柢、后舐毫焉、不苟作述、凡其平生圖本、自人物居室以逮服飾器玩之屬、悉能辨明古今、無一浮筆、斯足既觀其時世風俗、可謂精矣、頃者抽其所影摹古織文圖、鋟版公世、因乞序、適展觀之、上世羅綾錦繡之美、異彩奇章、斐然滿幅、多爲人間罕遘之物、而旁探曲取、積久成帙、自非其用心之邃且篤、則不能爲也、於是乎益知其畫攷證之晰、根柢之深、殆有前人未到者矣、然其積年艱苦所得、不私諸己、又遺之人、匪特有補於繪事、固未嘗不可爲稽古者所取資也、余欣賞之餘、爲題詹言俾剞、

天保十一年庚子歲季夏月　　培齋主人題

〔春波樓筆記〕我〈○司馬江漢〉が先祖に、畫を描きし者ありけるにや、吾伯父は吾親の兄なり、生ながらにして畫を善くす、其血脉の傳はりしにや、予六歲の時、燒物の器に雀の摸樣ありけるを見て、其雀を紙にうつし、伯父に見せける、十歲頃に至りては、達磨を描く事を好みて、數々畫きて伯父に見せけり、後長じて狩野古信に學べり、然るに和畫は俗なりと思ひ、宋紫石に學ぶ、其頃鈴木春信と云ふ浮世畫師、當世の女の風俗を描く事を妙とせり、四十餘にして俄に病死しぬ、予此にせ物を描きて、板行に彫りけるに、贋物と云ふ者なし、世人我を以て春信なりとす、予春信に非ざれば心伏せず、春重と號して、唐畫の仇英、或は周臣等が彩色の法を以て、吾國の美人を畫く、夏月の圖は、薄物の衣の裸體の透き通りたるを、唐畫の法を以て畫く、冬月の圖は、茅屋に篁繞り、庭に石燈籠など、皆雪にうづもれしは、淡墨を以て唐畫の雪の如く、隈どりして、且其頃より婦人髮に鬢ざしと云ふ者始めて出でき、爰において髮の結び風一變して、之を寫眞して、世に甚行はれける吾名

寫生

此畫の爲に失はん事を懼れて、筆を投じて描かず、

〔本阿彌行狀記下〕寫生と申事、唐畫流行故、甚取はやし候へども、見ヱ候處、成程姿はよく似候へども、昔の畫程生心はなく候、むかしは總て何をゑがき候も、其姿の似る似ぬよりも、生心をこめ候事第一とす、其上今の寫生の鳥抔見るに、眞向は甚まれに、横顔のみ多し、是寫生のゑざまよりなり、其寫生の鳥などを、枝にとまらせし所、たとへば一文の飴の鳥に似たり、是につけても、探幽は近代の名畫と申傳候所、大に尤也、探幽の筆の百鶴百牛百馬など、數多き中に似寄候姿一向に無レ之、片眼の圖は無レ之、大方は兩眼揃ふてゑがきおけり、其畫法の委しき所なりとぞ、今時の繪、數多き鳥獸などは、別而片眼を見候、横面の圖多し、

〔中林竹洞翁畫論〕學レ畫者必可二寫照一事

學レ畫者は、必寫生を爲べき事也、物の勢を見るには、造物にゑくはなし、古人の粉本は、大塊の中に有とかや、されば山水を學ぶ者は、深山無人の境に遊び、禽獸を寫者は、山野に行て其趣を見、草花を畫く者は園圃に坐臥して、朝暮風露の態を考ふる類多きぞかし、范寬が終南山に居して、山林の幽趣をうかゞひ、黄公望が虞山にかくれて、奇樹怪石を寫し、易元結が山林に行て、猿鹿の遊をうかゞひしたぐひすくなからず、皆自然の勢ひ趣をとるにて、今時の人の生寫てふ物とは大に別也、今やうの生寫しとは、禽獸はをりにこめ、くさりにからまれたるを、坐右に引よせて、その毛色すがたより、いぶせげなるくま〳〵まで、あまさずもらさず寫つし取りてたれりと思ひて、かの物の勢、氣象といふ物は寫つさず、まことに毛色形こまかきくま〳〵迄、生の物とたがふ事なくてのち能畫とせば、能畫は誰も致すべし、いはんや籠鳥は、形ふくらかにすくみて、思慮するてい有り、空をかけり、枝上になく鳥は、形のびらかにして、喜べる態多し、人も獄中につながれたる人と、時を得て喜べる人と、顔色容貌一ッならんや、又眞の山水を寫さば、山の全體を寫すべから

ず、眞山多くはそのまゝにて、畫圖に入物はすくなし、只一樹一石の奇なる形、山あひ溪あひの面白き所々、山頂の樹木石上の泉などの、面白く趣ある所々を寫し置べし、一圖をなさんとする時、處に隨ひて其樹石を付す、甚しき多し、唐土の人の山水をうつすは皆しか也、今時の人は、眞山の全形にのみ心を用ゆ、たがへりといふべし、されど富士山、よしの山、立田などの名だゝる所の圖をうつさんには、其所の景を體に取べき也、只しあまさずもらさずかきとりたるはいやしく見ゆ、其中になくてかなはぬ所ばかりを寫てよけん、かくはいひをけど、寫生の一事は、よく古畫を熟習しての上の事としるべし、

〔春波樓筆記〕吾國畫家あり、土佐家、狩野家、近來唐畫家あり、此富士を寫す事をしらず、探幽富士の畫多し、少しも富士に似ず、只筆意筆法を以てするのみ、又唐畫とて、日本の名山勝景を圖する事能はず、名も無き山を畫きて山水と稱す、唐の何と云ふ景色、何と云ふ名山と云ふにもあらず、筆にまかせておもしろき樣に、山と水とを描きたる者なり、是は夢を畫きたると同じ事なり是は見る人も、描く人も、一向理のわからぬと云ふ者ならずや、

〔畫工便覽 四〕曾我氏紹祥、所畫人物花草、士氣雖令柔、而有異風、花草要寫生、正親町院朝人、至延寶元一百二十餘年、

〔小雲棲稿 九 碑碣銘〕若冲居士壽藏碣銘

居士、名汝鈞字景和、平安人、本姓伊藤、改爲藤氏、父名源、母近江武藤氏、以享保元祀二月八日生居士于城中之錦街、居士爲人斷々無它技、唯繪事是好、從爲狩野氏之技者遊、既通其法、一日自謂曰、是法也、狩野氏法也、卽吾能之、不超狩野氏圈繢、不如舍而之宋元也、於是取宋元畫學之、臨移累十百本、又自謂曰、步趨之技、肩終不可比耶、且彼描物者耶、吾又描其所描、是隔一層矣、不如親卽物而舐筆也、物乎物乎、吾何執、當今之時、無有麒麟凌烟、及夫冒雪（唐鄭虔作常建冒雪入京圖）吟詩（王維作孟浩然吟詩圖）者之態、而露彖月

額福祓之人弗堪也、山水所目、亦未過上幅者、無已則動植之物乎、孔翠鸚鵡曾不可恒覩、唯司晨之禽、闤闠所馴、其毛羽之彩、可五色施而吾自此始矣、畜雞數十窻下、極其形狀、寫之有年矣、然後周及草木之英、羽毛虫魚之品、悉其貌會其神、心得而手應、其下筆賦彩、盡以意匠出之、無一毫蹈襲、雖於古人猶致、如有不合、而骨力精鍊之工、可以卓然名家矣、又喜用白紙易滲者、作墨畫、乃用其所滲界濃淡、而花之辨、與羽鱗之次、區分爲態、其運筆也曼灎似暗中模、及乾劃然濃淡不紊、蓋筆之所至、圓熟不滞也、一種風流、世未曾有、觀者咸服其妙、遂以此易斗米取給、於是乎有斗米庵之號、然居士質直少飾、不欲以技衒當世、嘗造丹青三十大幅、實愜心合度之作、又摸張士恭迦文文殊普賢三幅、幅極大、精絢無恥、其本、慨然以爲售之一時、不如傳身後、供之世俗、不如藏之名山、乃盡喜捨諸相國寺、以充莊嚴云、錦街鮭菜之肆、旦々負擔者輻湊爲市、塞戸偪墻、卽居士家、日租其地、亦足以爲利、乃居士則亡繪事、不欲外物攖之、属家其仲而異宅焉、久斷頭、不食葷肉、無妻子、欲以季某爲後、先死、於是豫圖百歳事也、與里人約、報宅爲里有、歳分其假貸之贏、施諸相國、以奉父母及己祠、請其子院松鷗掌香火事、

〔畫乘要略 三〕若冲

伊藤若冲、名鈞、字景和、平安人、初學狩野氏、後摸元明古蹟、兼用光琳之筆意、別爲一格、

梅泉曰、若冲、常畜鷄數十、日伺其狀寫之數年、後能窮靜動鳴啄之態、然不務形似、貴寫意、晩閑居深草石峯寺側、以其畫換斗米、因自號斗米庵、

〔增補近世逸人畫史 上〕藤若冲、姓ハ藤、名ハ汝鈞、字ハ景和、又斗米翁ト號ス、初メノ號ハ春敎、京師ニ住ス、畫法一家ヲナス、墨色他ニ異ナリ、善ク鷄ヲ寫ス、世ニ若冲ノ鷄ト稱ス、著色尤精緻タリ、黄檗伯珣和尙ニ附屬ス、寬政十二年ニ歿ス、八十八歳、

〔續近世畸人傳 五〕熊斐

熊代彥之進、（初は神代と云、後改む、）名は斐、字淇瞻、號は繡江、世間俗名をいはず、熊斐をもてしらる、肥前長崎

の小評官にて、爲人膽氣ありて俠者也、淸人沈南蘋に畫を學び、世に名高し、一時台命を蒙り、虎を畫くに、折しも蠻人虎を持來りしかば、紙筆を携へ、虎の檻ちかく居たりしに虎踞りて頭を擧ず、はたらくけしきを見ばやと思ふによしなければ、みづから竹にて虎をたゝくに、やがて頭を擡ぐ、見る人皆大きに懼れて走り去、あたりに人なくなりたるに、斐獨自若として其さまをうつせり、其逃さりたる人かたらく虎頭を擡る時、其眼のうへより丸き光りもの出て、人を追かくるやうにおぼえて堪ざりしに、斐が大膽不敵いふべからずと、舌をふるひしとなん、

〔假名世說下〕祖仙森氏、名守象、崎陽の人、浪花にすめり、猿をうつして畫名一時に雷鳴す、世に祖仙の猿と稱して渴望するもの多し、其はじめ崎陽に在る日、獵者に託して一猿を買得たり、これを庭樹につなぎ置て、そのかたはらにありて、猿の趣を寫す事數篇にして、つひに絹に淨寫し、來舶の某氏の鑒を乞ふ、某氏のいはく、惜むべし此猿は人家の養育の形にて、山中自在のおもむきにあらずといはれければ、猶また山中に入り、切磋する事兩三年、終に其眞圖を得たりと、

〔曲亭漫筆中〕應擧が臥猪幷野馬の話

丸山應擧に、臥猪の畫を乞ふものあり、應擧いまだ嘗て野猪の臥たるを見ず、こゝろにこれをおもふ、矢背に老婆あり、薪を負てつねに、擧が家に來る、應擧婆に問、倘野猪の臥たるを見たるか、婆云、山中たま／＼これを視る、擧云、汝かさねてこれを見ば、はやくわれにしらせよ、厚く賞すべし、婆諾す、一月ばかりありて、老婆が家のうしろなる竹篁中に、野猪來りて臥す、婆これを見て大によろこび、京にはしり行て、擧にこれを告、擧が云、汝まづかへり、かならずしも驚すべからずといふて、俄頃に酒食をたづさへ、門人一兩輩を將て矢背に至れば、野猪はなほ竹中に臥したり、擧すなはち筆を採てこれをうつし、婆に謝して、その夜家にかへり、そののちこれを淸畫して、工描既にとゝのふ、時に擧が家に、鞍馬より來る老翁あり、この翁めづらしく來ぬ、擧こゝろに臥猪の事

似繪

をおもふ、すなはち問て云、汝野猪の臥たるを見たるか、翁云、山中つねにこれを見る、畢畫するところの臥猪をしめして云、この畫如何、翁熟視することやゝひさしくして云、この畫よしといへども、臥猪にあらず、是病猪なりといふ、畢おどろきてそのゆゑを問、翁云、凡野猪の叢中に眠るや、毛髮憤起、四足屈蟠、おのづからいきほひあり、僕山中にして病猪を見たることあり、實にこの畫のごとし、畢はじめて曉て、翁に臥猪の形容を問ふ、翁これを說ことはなはだ詳なり、こゝにおいて畢、さきの畫をすてゝ、更に臥猪を圖す、工夫もつはら翁が口傳によれり、四五日ありて矢背の老婆來ぬ、畢さきに見たりし野猪をとへば、婆云、あやしむべし彼野猪、その詰朝竹中に死たり、畢これを聞て、いよ〳〵翁が卓見を感じ、ふたゝびそのおとづれをまつに、一旬ばかりを經て翁又來ぬ、畢後に圖するところの畫幅をひらきて、これを見せしむ、翁驚歎して云、是眞の臥猪なりと、畢よろこびて、あつく翁に謝す、その畫もつとも奇絕なり、今なほ京師某の家にあり、畢が畫に心をもちひしこと斯のごとし、(畫風事話)

〔吉槐記〕乾元二年正月廿九日、參御八王子、御步行、還御之時、被用御手輿、人々候御前、被聞食供御、任禪法眼被召御前、書牛馬之似繪、堪能事也、

〔尊卑分脈藤原七〕爲隆—隆信(藏人、右馬權守、右京大夫、越前守、若狹守、從四上、正四下、上野介、歌人、似繪名人、母若狹守親忠女、元久二二卒、)—信實(左京權大夫、似繪、書名人也、歌人、中務大輔、正四下、本隆實、母關隆範、法名寂西、)

〔增鏡十老の波〕弘安も四年に成ぬ、夏比後嵯峨院姫宮かくれさせ給ひぬ、後の堀川院の御女にて、神

仙門院〔體子〕と聞えし女院の御腹なれば、故院〔嵯峨後〕もいとおろかならずかしづきたてまつらせ給ひけり、御かたちもたぐひなくうつくしうおはしまして、人の國より女の本を尋ねんには、この宮の似繪をやらんなどぞ、父の御門もおほせられける、

〔太平記 十八〕春宮還御事附一宮〔尊良親王〕御息所事

御簾ヲ高ク捲上テ、年ノ程二八許ナル女房ノ、云バカリナクアテヤカナルガ、秋ノ別ヲ慕フ琵琶ヲ彈ズルニテゾ有ケル、〔中略〕宮御目モ文ニ熟々ト御覽ズルニ、此程靜(ソヾロ)ニ御心ヲ盡シテ、夢ニモセメテ、逢見バヤト、戀悲ミ給ヒツル似繪ニ少シモ不違、尙アテヤカニ﨟闌テ、云ハン方ナクゾ見エタリケル、

〔園太曆〕貞和四年十一月廿七日、抑今日豪信法印來、予〔公賢〕〔藤原〕誂之、可寫予顏云々者、先年風雅集竟宴、可被畫似繪、爲其此間於仙洞、被召人々令畫也、予向里第、可令書旨沙汰云々、仍着冠直衣誂之、民部卿同令書之也、

〔傍廂 前編〕似顏繪

似顏繪はいと古くよりあり、〔中略〕後世にいたりて、菱川師宣、西川祐信など名人なり、其のち勝川春章、鳥居淸長、また近來歌麿、豐國などもよくかけり、當時は若き男女などの姿をかくに、肩をすくめ肘を脇によせて、寒げにちゞみたる姿にかけり、さる故に衣冠の官人も甲冑の武士も、年若く容顏よきをば、みなさるさまにかけり、寒げにちゞみあがりて、身すぼらしく見ゆるがはやりものなり、

〔塵塚談 上〕歌舞妓役者寫眞畫(ニガホエ)の事、寶曆の始のころ、畫工鳥山石燕なるもの、白木の麁末なる、長サ貳尺四五寸、幅八九寸の額に、女形中村喜代三郎が狂言の似顏を畫して、淺草觀音堂の中常香爐の脇なる柱へ掛たり、諸人珍らしき事にて、沙汰に及びしなり、是江戸にて似顏畫の濫觴なるべ

繪畫失事實

し、其頃迄は一枚繪とて、役者一人を、糊入紙を三ッ切にして、狂言の姿を色どり、三四返摺にして、肩へ市川海老藏、瀨川菊之丞杯と銘を記するのみにて、顏は少しも似ず、一枚四文ツヽにてうりたり、近頃は右體の一枚繪はさらになし、浮世草紙迄も似面になれり、錦繪と名付、色どりも七八返摺にするなり、歌舞妓役者にかぎらず、吉原遊女、水茶や女、角力取までも、似面繪にしてうる事になれり、

〔寬天見聞記〕元祿十三年四月、五人男の狂言に布袋市右衞門をせし時、其頃長谷川町に勝川春章と云佛畫師有て、此似顏を畫て出板す、是似顏畫の始なりと聞傳ふ、春章其時壺の印を押出せし故、春章を世に壺と呼しとぞ、

〔蜘蛛の糸卷〕草雙紙の變格

文化の中比にや、京傳、お六櫛木曾の仇討を作られし時、畫師豐國おもひつきにて、卷中の人初めて役者の似顏になせり、又口繪といふもの(さうしの始めに、一卷の人物を出だし、賦などあり、)つかひはじめて加ふ、

〔玉勝間十四〕繪の事

世に武者繪といひて、たけき人の戰ひのさまをかく、其かほやう人とも見えず、目丸く大きに、鼻いかり口おほきにて、すべて鬼の如し、いかにたけきさまを見せむとすればとて、人にもあらず、しか鬼のやうには書べきわざかは、たゞおだやかに人と見えて、しかもたけきいきほひあるさまにこそかくべけれ、或から書に、皇國の繪の事をいへるに、その人夜叉羅刹の如しといへり、思ふにこの鬼の如くかける武者繪を見ていへるなるべし、

〔本朝畫史一〕畫題

萬里江山圖、波與岸兩圖、或瀟湘八景西湖十景、金山十雪等皆命題也、此圖今往々有焉、然習寫之者、誤古圖者多、嘗杭州西湖上泛舶掛布帆、不知其湖狹少矣、又畫長恨歌大液芙蓉、不知爲荷花而畫木

芙蓉、我〇狩野永納先考桃源主人、嘆有此病、以古圖改之者粗多、見之者擇焉、

〔畫乘要略　三〕沈南蘋

圓山偶齋、嘗論沈南蘋黃鳥栖止梅花畫幅曰、黃鳥大而樹甚短、是其失在小幅中寫全樹、蓋黃鳥四五寸許、而樹不足三尺、豈有此理乎、古人往々有此失、學者宜先考大小之分、審主客之勢、而後爲布置矣、

〔隨意錄　三〕畫工、馬則華木、牛則桃花以爲配者、是蓋誤乎武成之文耳、歸馬于華山之陽、放牛于桃林之野、皆以其非長養牛馬之地也、

戯畫　嗚呼繪

〔今昔物語　二十八〕比叡山無動寺義淸阿闍梨嗚呼繪語第卅六

今昔、比叡ノ山ノ無動寺ニ義淸阿闍梨ト云ヒシ僧有キ、若カリケル時ヨリ無動寺ニ籠居テ、眞言ナド深ク習テ、京ニ出ル事モ无クテ、年經ルマヽニハ房ノ外ニダニ不出ズシテ、有樣極ク貴カリケレバ、山ノ上ノ貴キ人四五人ガ内ニモ入ヌベシ、然レバ萬ノ人只此ニ祈ヲ付テ爲サスベキ也ケリトナム云ケル、其レニ此ノ阿闍梨ハ嗚呼繪ハ筆ツキハ□□ニ書ケドモ、其レハ皆嗚呼繪ノ氣色无シ、此ノ阿闍梨ノ書タルハ筆墓无ク立タル樣ナレドモ、只一筆ニ書タルニ、心地ノ艶ズ見ユルハ、可咲キ事无限シ、然レドモ更ニ□□ニテハ不書ズ、態ト紙繼デ書スル人有レバ、只物一ツ許ヲゾ書ケル、亦人書セケレバ、端ニ弓射タル人ノ形ヲ書テ、奧ノ畢ニ的ヲナム書タリケル、中ニハ箭ノ行ク形ト思シクテ、墨ヲナム細ク引渡シタリケル、然レバ書スル人ハ不書ジトハ云ズシテ、紙ニ墨ヲ引渡シタレバ、異物モ否不書マジトテゾ極ク腹立ケル、然レドモ事ニモ不爲テゾ有ケル、少シ僻者ニテ有シカバ、世ノ人ニモ不被受テナム有シ、只世ニ並无キ嗚呼繪ノ上手ト云フ名ヲ立テ、眞言吉ク習テ、貴キ者トハ人ニ不被知テナム有シ、彼レガ有樣吉ク知タル人コソ止事无キ者トハ知タレ、不然ラヌ人ハ只嗚呼繪書トノミナム知タリシ、〇下略

鳥羽繪

〔本朝世事談綺　四文房〕畫圖

鳥羽繪　僧正覺猷の書はじめられし也、覺猷は西宮左大臣高明公の孫なり、天台の座主、又三井寺の長吏とし、後醍醐に住し、其後鳥羽に居す、故に鳥羽の僧正といふ、近年世に翫ぶは、京正田全暇、妙にこれをうつす、（近世此人はじむ）とば繪は、夕日の人かげを見て、書はじむと也、

〔古今著聞集十一畫圖〕鳥羽僧正は、近き世にはならびなき繪書也、法勝寺金堂の扉の繪書たる人也、いつ程の事にか、供米の不法の事有ける時、繪にかゝれける、辻風の吹たるに、米の俵をおほく吹上たるが、塵灰の如くに空にあがるを、大童子法師原はしりより、取とゞめんとしたるを、さま〴〵におもしろう筆をふるひてかゝれけるを、誰かしたりけん、其繪を院御覽じて、御入興ありけり、其心を僧正に御たづね有ければ、あまりに供米不法に候て、實の物は入候はで、粗糠のみ入て、輕く候故に、辻風に吹上られ候を、さりとてはとて、小法師原が取留めんとし候が、おかしう候を書て候と申されければ、比興の事也とて、夫より供米の沙汰きびしく成て、不法の事なかりけり、

〔古今著聞集十一畫圖〕同僧正（鳥羽僧正○覺融）のもとに、繪かく侍法師ありけり、あまりに好（ヨク）ならひければ、後ざまには、僧正の筆をも恥ざりけり、此ことを僧正ねたましくや思はれけん、いかにもして失を見出さんと思ひ給所に、或時件の僧、人のいさかひして、腰刀にて突合たるを書て、自愛してゐたりけるを、僧正見給に、其つきたる刀、せなかへこぶしながら出たりけり、よき失と思ての給ひけるは、わ僧が繪書永くとゞむべし、いか成物か、人を突に、拳ながら背へ出る事あるべき、つか口迄つきたるなどをこそ、いかめしき事にはいふを、これはあるべくもなき事也、かく程のこゝろばせにては、繪書べからずといはれければ、此僧かいかしこまりて、其事に候、これは繪の故實に候也といふを、僧正いはせもはてず、わ法師が繪の故實かたはらいたしといはれけるに、少も事とせず、さも候はず、ふるき上手共のかきて候おそくづの繪などを御覽も候へ、その物の寸法は、分に過て大に書て候事、いかでか實にはさは候べき、ありの儘の寸法にかきて候はゞ、見所なきも

のに候ゆゑに、繪そら事とは申事にて候實のあそばされて候、物の中にも、かゝる事はおほくこそ候はめとへりをかずいひければ、僧正ことはりにをれて、いふ事なかりけり、

〔恒貞親王傳〕親王初在東宮、尤好圖畫、或進偃。息。圖。一卷、親王命而焚之曰、此致辱於所生也、時人歎服、

〔玉勝間十一〕おそくづの繪

古今著聞集に、ふるき上手どものかきて候おそくづの繪などを御覽も候へ云々とあるは、今の俗に枕繪といふ物のことゝ聞えたり、もろこしには春畫といへり、

〔梅園日記一〕春畫

武家俗說辨、鎧色談附錄等に、春畫を具足櫃にいれ置事の論あり、愼言若かりし頃には、衣櫃のうちにもいれ置ものありき、但これはもろこしにもするわざ也、靑藤山人路史云、有士人藏書甚多、每匱必置春畫一冊、人問之、曰、聚書多惹火、此物能厭火災也、世傳藏書家皆然、此恐假言以掩醜耶、物理小識云、春宮圖謂之籠底書、以之辟蠹、乃厭之也、(春宮圖は枕繪なり、通俗編云、春畫云云、宋畫苑有春宮秘戲圖、所畫蓋此類也、故亦謂之春宮、)など見えて、まじなひ也、此物を厭勝となすも、古き事也、戒庵老人漫筆云、靑州城北、豐山下麥地古塚、得厚蛤殼、每殼中各色畫樹木人物、率倮形男女、交感橫斜、俯仰上下、異態不可具言、正類今之春畫、沈辨之得百枚回、或是北朝時厭鎭物爲近、　猗園云、關洛周齊間、有人畊田、常掘出古磁器、栝棬錠柎之屬、千形萬變、並是綵繪男女秘戲之狀、耆老相傳、是五胡亂華時、元魏北齊懼其地有王氣、壓此爲厭勝之具などあり、又菽園雜記云、成化間、漕河築隄、丁石中斷、中有二人、作男女交媾狀、長僅三寸許、手足肢體皆分明、若彫刻而成者、高郵衞某指揮得之、以獻平江伯陳公銳、銳以爲珍藏焉、此等事雖善格物者、莫能究其所以とあり、厭勝の具なりと心づかざりしにや、

〔畫乘要略二〕祐信、

大津繪

西川祐信、號自得齋、平安人、善寫邦俗美人、賦色娬媚、最工秘戲圖、狎昵之狀莫不精妙、

〔奴師勞之〕元飯田町中坂にすめる藥店剃髮して百龜といふ、若き時より春畫を好みて、西川祐信のかける畫本春畫どもを、こと〴〵くおさめおけり、その自ら繪がける春畫、板行になりしは、肉蒲團、ぬくめ夜具、此外も猶あるべし、

〔畫乘要略 五〕女小鶯

小鶯、武内氏、名千賀、字左琴、長門人、住平安、初學圓山應瑞、寫邦俗美人、又喜作秘戲圖、後師我岸翁、更其格、作人物山水龍虎、

〔鹽尻 四十二〕一此冬、難波、京師、東都に令して、春畫樂事、凡時尙の俗書板行を禁じ給へり、

賢按、享保七年寅十一月御觸書、○下略

〔畫事備考〕昌運門弟金藏、佐野氏、京都に住す、近年流行せし鳥羽繪は、此者書始しなり、

〔近世奇跡考 三〕大津繪考

大津繪或は追分繪といふ、いづれの時代よりかき始しにや詳かならず、元祿三年板東海道繪圖に、大津大谷の邊、佛繪いろ〳〵ありと志るす、又芭蕉の句に、

大津繪の筆のはじめは何佛

か丶れば元祿の頃は、佛繪をもつはらにかきしとおぼし、本朝俗諺志に、飛州の山中に、毛坊主といふ者あり、俗體にて、常には農業木樵し、人死すれば導師となりて、これを葬す、本尊は大津繪の十三佛なり云々、世に傳へて浮世又平がかきはじむといへども、たしかなる證なし、案ずるに、浮世又兵衞は越前の產、本姓は荒木、母の姓岩佐を冐す、よく時世の人物を畫くによりて、時の人浮世又兵衞と稱す、世にいはゆる浮世繪はこれにおこる歟又平といふは誤り也、享保四年傾城反魂香といふ淨瑠璃に、土佐の末弟浮世又平重おきといふ者、大津に住て、繪をかきたるよしをつくれるより、妄說を

傳ふる歟、或は別に大津又平といふ者ありて、かき始むる歟、享保の頃まで其子孫ありしとぞ、予がをさむるふるき大津繪に、八十八歳又平久吉とかきて花押あり、前の說のごとく、大津に又平といふ者ありしを、浮世又兵衞が事にして、かの淨瑠璃につくりしより、虛說を傳へしならん、さはいへ、支考が本朝文鑑に浮世又兵衞は大津繪の元祖といふ、文鑑は享保三年の板にて、彼淨瑠璃より一年まへなれば、其前より云傳へし事かもしらず、とまれかくまれ、好古日錄にしるす又兵衞が傳を見るに、大津にて賣畫をかきし事あるべしともおぼえず、予又兵衞が正筆ををさめて、其畫風を見るに、大津繪をかくべき風にあらず、古代の大津繪を考るに、古土佐の風味わづかに殘れるやうにおもはる、

〔橿園文集序〕大津繪帖のはし書永享にかはりてかく

世々をへて、繪のすがたのさま〳〵にうつり行中に、いともはかなき筆すさびの其ふりをつたへて、今もかはらぬは、此大津繪の筆づかひになむ有ける、さるはいとをさなげに書なせるものから、筆のゆくへのいさゝかもとゞこほらぬは、かの鳥羽僧正の世ばなれたる、光琳の心たかきすさびにも、をさ〳〵おとるまじくこそおぼゆれ、

〔嬉遊笑覽三書畫〕大津繪は、傳へていふ岩佐又兵衞が畫き始めたりとて、それが子孫めかして、又平久吉など、落欵したる畫も有、たしかならぬこと也、其畫法は信貴山玉藏院に、明兆が地藏菩薩の繪を繪表具にして、十戒圖をかきたるは、海北忠左衞門藤原某とかあり、これ今の大津繪にひとし、

〔安齋隨筆三〕貞丈云、燒繪をするやうは、炭火の上にある白灰を取て硯墨に交て、繪にても文字にても書て燥して、紙捻のさきに火を付て、かの繪又は文字の所に火を付れば、火は墨をつたいやけ行て、彫たるごとくになる也、

〔今物語〕やむごとなき人のもとに、今參の侍出來にけり、やき繪をめでたくするよし聞えければ、前によびて檀紙にやきゑをせさせけるに、何をかやき侍べきといひければ、水に鷺をやけといはれけるに、打うなづきて、

（菟併）水にはをしをいかゞやくべきと口ずさみけるを、あるじきゝとがめて、同じくは一首になせといはれければ、かいかしこまりて、

（同）波の打岩より火をば出すとも、といへりければ、人々みなほめにけり、

〔源平盛衰記四十三〕源平侍遠矢附成良返忠事

前權中納言知盛卿乘給ヘル舟、三町餘ヲ隔テ澳ニ浮ブ、三浦義盛十三束二伏ノ白箆ニ、山鳥ノ尾ヲ以矯タリケルヲ、羽本一寸バカリ置テ、三浦小太郎義盛ト燒繪シタリケルヲ、能引テ兵ト放、知盛卿ノ舷ニ立テ動ケリ、

〔融通念佛緣起下〕去正嘉のころ、疫癘おこりて、人おほく病死にけり、其時武藏國與野鄕に一人の名主ありけり、年來念佛信心の人にて、世間の疫癘をのがれんがために、家うちの老少をすゝめて、明日より別時念佛をはじむべきにて、番帳を書て道場にをきけり、〇中略夢さめて、其夜あけて番帳をみれば、實に名字の下ごとに判形あり、いろはの字を書損せるがごとし、其色燒繪をしたるに似たり、

〔奇異雜談一〕喝食のざうり、燒繪紋まぎれざるなり、此城履は、病中よりくつだなにあり、

〔琴後集十記〕燒畫記

こゝにやき繪といふわざあり、はやき世のすさみにて、中昔の書にも其事見えたれど、今は世にたえて、其あとものこらず、ましてその業得たる人とては誰かはあらん、志かるを若狹のかうの君稻垣の朝臣は、繪をふかくこのみ給ふあまりに、此わざをふたゝび世に志いでたまへり、其も

の、かたちをうつしたまふを見るに、まがねをやきて筆とし、火をもて墨にかへて、筆つよにとりなしたまふ所は、紙のおもていたくこがれ、かろらかにかいやりたまふかたは、ほの氣かすかににほひて、また〳〵墨かきの心ちらひにことならず、さるは水のながれ、やまのたゝずまひ、木草とりけだもの、人のよそほひ、家居のありさまなにくれのくさはひ、筆のこゝろのいたらぬくまなくなんおはすなる、これぞこの古人の跡をもふまず、われとわが心をもて、法をさだめてものしたまふなるは、いと〳〵めづらかにこそ、今よりして此わざをすき〳〵にまねび出ん人、誰かは此君をもて、此道の親とめでたふとみ奉らざらん、

　文化の四とせかみな月ついたちの日

〔武江年表七〕享和二年壬戌五月、木の元才莊といふ人、燒繪を再興し、會席を設く、（燒繪は、ちいさき鉄を燒て畫くなり、濃淡自在にして、筆をもて畫ろが如く、昔もありける伎を、ふたゝび起したる由なり、めづらしくもべも燒繪のやきえつゝ絶しをおこすわざぞたえなる、賞姫といへる人のすさびなりし、）

〔嬉遊笑覽三書畫〕泥繪は、金泥を刷毛にて隈どり、其うへに草花蝶鳥などを金泥にてかくをいふ、銀泥も用ゆ、

〔延喜式六齋院〕畫祭日服幷陪從女衣裳料、金泥四兩一分二銖、銀泥四兩一分二銖、○下略

〔榮花物語二十二鳥の舞〕六月○萬壽元年にもなりぬれば、廿六日、かの藥師堂の供養、例の事どもえもいはずめでたし、○中略此ほとけの御うしろひんがしの方に、まことに戸をたてたり、佛の御うしろには、みかうしをみじかやかにゑわたして、むらさきのすそ濃の御帳にて泥してゑかきて、むらごの紐したり、いみじうなまめかしうみえたり、

〔殿暦〕永久三年九月廿日丙戌、今日御幸沙汰營之、　廿一日丁亥、母屋西第二三四間、東西北三方立廻五尺泥繪（倭繪）御屛風五帖、

〔兵範記〕久壽三年二月廿八日、庚子、○中略其後立泥繪四尺屛風一帖、如例、

葦手

〔類聚雜要抄四〕四尺屏風二帖內一帖泥唐繪、調度後料繪十二月之內、枚別當二月書之、一帖泥大和繪、鳥居障子繪料繪如前、但是不川書逗一紙有泥繪事歟、○中略紺精三兩
綠精廿兩、雜丹料廿疋、泥六兩、

〔新勅撰和歌集賀七〕泥繪屏風石清水臨時祭
ちりもせじ衣にすれるさゝ竹の大宮人のかざすさくらは　權中納言定家

〔塵添壒囊抄五〕葦手事付和泉式部歌ノ事
アシデカキタル下繪ト書ルハ、何ナル繪ゾ、或人ノ云、アシデトハ文字ニテ繪ヲカクヲ云、
又或鈔物云、和泉式部無雙ノ好色也ケルニ、亥子ノ夜御歌アリケルニ、懸心ヲ合セラレケレバ、齒
開ト云名ヲ、式部取當タ、
筆モツヒユガミテ物ノカヽルヽハ是ヤ難波ノ惡筆(アシデ)ナルラン
トヨメリ、惡筆トハ字ニテ繪ヲナスト注セル物アリ、又葦手トモ書也、或ハ木節、或ハ雲ノハヅレ
ナドヲユガメルマヽ、ニ、字ノ似合タルヲ以テ書ヲ、芦ナドノ枯臥タルニソヘテ云也、

〔文教溫故下〕文字
さてあしでは、河海抄に葦手と書けり、花鳥餘情曰、あしでの色葉は、あしの葉のなりに文字を書
なり、水石鳥などのかたにもかきなすなり、歌繪は、岷江入楚曰、或註に歌繪とは、やといへば矢を
繪にかき、わといふに輪をかき、にといふに荷を繪に書なり、按ずるに、あしでと歌繪との差別は、
これにて大かたは知らるゝものから、五月雨記に載る香疊の繪に、歌繪をさして葦手といひけ
るより、其稱を混じ訛り傳へて、遂に分明ならぬが如し、近くたとへていはゞ、葦手は今のちらし
書の澁飾ともすべく、歌繪はさとり繪の部俚ならぬものともいひつべし、

〔大典質疑四〕一葦手書ト申候コトハ、今ノチラシ文ノコトニ御座候、歌繪ト申候テ、今俗間ニ翫ビ
候判事物ノ繪ノゴトキ戲書ノ一體御座候、ソレヲ源氏物語ナドニ、葦手歌繪ト申候ヘバ、葦手ト

歌繪ヲアヤマリ心得候テ、同樣ニ存候モ御座候、サレバ土佐家傳ニ申候ハ、畫家ノコトニ御座候ヘバ、若ハ歌繪ノコトヲ混ジ候テ記シ申候哉、長歌葦手ト申候ハ、歌繪葦手ノ繪字ヲ脫シ候ニヤトモ奉レ存候、葦手歌繪ノコト、概略摘○山崎美成著文教溫故ニ記シ置申候、

〔松の落葉三〕蘆手

あしでは中ごろのたはぶれがきなれば、大かたはあとさだまれるやうなれど、ことさらに、いささかづゝはかへもして、めづらしきを興じめでけんとおもはるれば、むかし人のかけるあし手の、まことのふでのあとを、ひとつさがしいでゝ見たりとも、かならずかやうなりとはいひがたかるべし、○中略あしでは蘆手なるべし、水をゑがきて、かたへに歌のもじをうす墨してほそくつづけて、蘆の生たるやうにかきなせるをゑかいひき、さるからに、ものがたりぶみに、蘆手、歌繪とはいへるなりけり、昔より手といふは、もじのことにぞありける、かく文字を蘆のかたちにかきなして、蘆手といひつるをはじめにて、のち〳〵は、水のほとりなるいはほのたゝずまひ、家ゐのさまをも、歌のもじしてかきなすことゝはなりけるなり、それをもはじめよりいひならはしのまゝに、あしでとはいふにぞありける、水をゑがきてといへるよしは、むかしの蘆手のやう、かならずさやうなればなり、つぎにひきいづる住吉物語のことば、玉葉集の歌を見てもしらるゝことぞかし、歌のもじを蘆のやうにかきなすことなれば、ゑはげに水をもものすべきことぞ、うす墨にかくゆゑは、うたのもじしては、まことに其ものゝやうにはかきえがたければ、うす墨にかきまぎらしたるものにぞありける、

〔內裏歌合〕天德四年三月卅日己巳、此日有二女房歌合事一、者○中略

そのすはまはぢんの山、鏡を水にして、洲にもしろかねの鶴ふたつたてゝ、こがねの山吹に、銀の葉に歌はかきて、鶴にくはせたり、花足は紫檀をつくりて、しろかねのすぢやりて、した机は蘇芳

にして、かねのすぢやれり、足ゆひの組おほひはふぢのすそご、あし手をぬひものにしたり、

〔空穗物語藏開中〕からのしきしをなかよりおしおりて、大の草紙につゞりて、厚さ三寸ばかりにて、一には例の女の手、ふたくだりにひとかたかき、一にはさうくだりおなじこと、一にはかたかんな、ひとつは蘆手、まづれいのてをよませさせたまふ、めでたき事かぎりなし、

〔拾遺和歌集五賀〕天暦のみかど上〇村四十になりおはしましける時、山階寺に金泥壽命卷四十八卷をかき供養し奉りて、御卷數鶴にくはせて洲濱にたてたりけり、其すはまの敷物にあまたの歌あしでにかける中に、

かねもり

山しなのやまの岩ねに松をうへてときはかきはにいのりつるかな

仲算法師

こゑたかくみかさの山ぞよばふなるあめのしたこそたのしかるらし

〔源氏物語三十二梅枝〕此ものごのみするわかき人々こゝろみんとて、宰相中將、式部卿の宮の兵衛督、うちの大殿の頭中將などに、あしでうたゑを思ひ〳〵にかけとのたまへば、みな心々にいどむべかめり、例のしん殿にはなれおはしましてかき給ふ、

〔榮花物語三十二歌合〕藏人俊經、ふたあゐのうつくしきとりて、ひろげ敷くをみれば、紫のふせんれうに、靑きざうがんをつけて、伊勢海と云さいばらをあし手にぬひたり、

〔住吉物語〕住よしにゆきたれば、略〇中南は一むらの里ほのかに見えて、とまやどもに見るめかりほし、あしの屋に心ぼそくけむりたちのぼるけしき、うすずみにかけるあしでににたり、

〔兼盛集〕よるのみぞ、うすくいれたるはこのふたに、あしでにて、

しら波ののどけき浦の姫松は千年の數ぞそひてみえける

又

此夏のうすき衣は行末のかさねてかゝるをりをたのまん

〔續世繼八はら〳〵の御子〕三井寺大僧正行慶ときこえたまひしもおはしき、備中守政長ときこえし人の、むすめのはらにおはす、○中略こまの僧正とも申なるべし、天王寺へまうでたまひけるに、なにはをすぎ給とて、

ゆふぐれになにはわたりを見渡せばたゞうすゞみのあしで成けり、となむきこえし、ことごころのゆふべののぞみよりも、なにはのあしでとみえんげにときこえはべり、かへるかりのうすゞみ、ゆふぐれのあしでになりたるも、やさしくきこえ侍り、

〔新猿樂記〕大郎主者能書也、古文、正文、任信行草案、眞字、假字、蘆手等之上手也

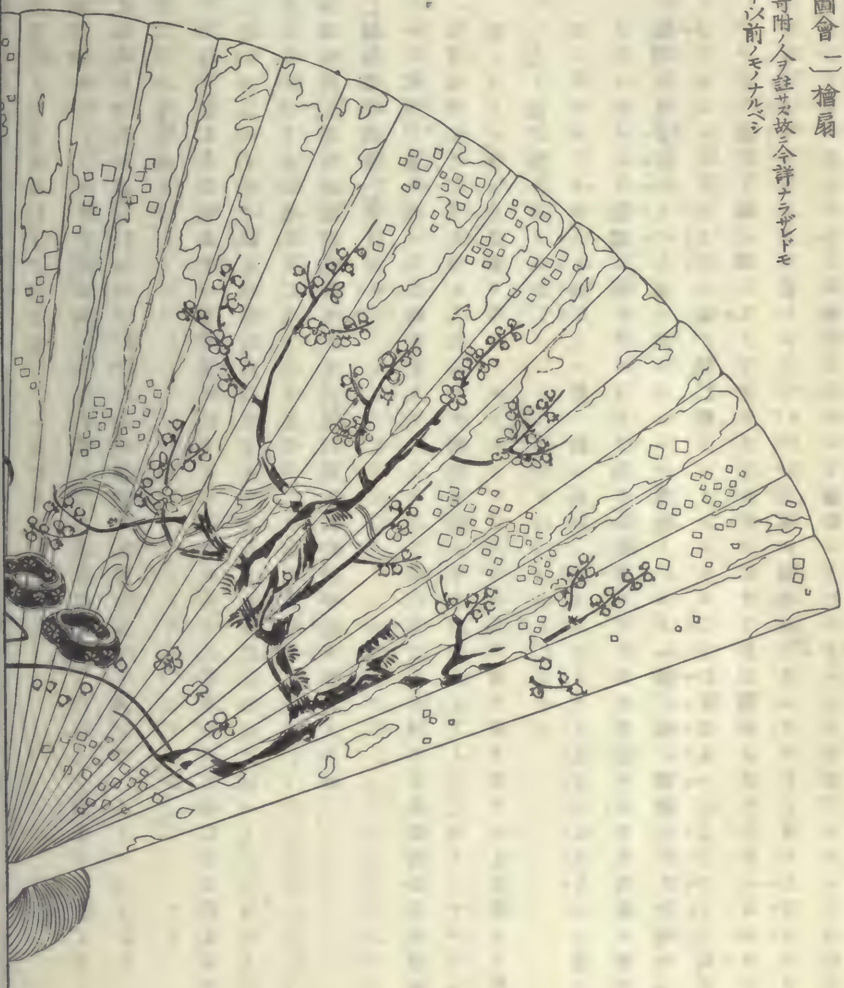
〔嚴島寶物圖繪一〕葦手考○中略

コノ葦手ノ畫ハ、表ハちる梅の色も匂ひもそひつるになどかとはるゝ人はなからん、裏ハ子日する中にそだちてみどりなるさが野の小松かすみたなびく、トイフ二首ナリ、サルハコノ畫ノコトハ、棚守元貞翁ガ考ヘテカケルモノアルヲ、今文ヲ省キ義ヲ摘テコヽニ註シテ、好事ノ士ノ頤ヲ解クモノナリ、

表ノアシデノウタ、ちる梅のトハ、第一圖ニ梅花ノ落タルヲカケリ、色もにほひもトハ、花ノ紅ナルヲ色ニトリ、薫爐ニ煙ノタツカタヲ以テ、おもひニアテタリ、思ヒノひヲ火ニトリナスハ古例ナリ、そひつるにハ、第二圖ニ今ヒトツ薫爐ノアル、コレ第一圖ノ薫爐ニソヒタル、ユヱそひノモジニアテ、つるにハ即チ鶴二羽タテリ、コレナリ、などかとはるゝハ、などかとノ四言ハ、字ヲ以テ畫セリ第二圖ニ永トヤウニミユル即チなナリ第三圖車ノウヘニカケルガとノ字ナリ、はるゝハ車ヲ以テ譬ヘタリ、以下車ヲ以テタトフ車ノ輪半破レタルヲカケリ、コレわるゝナリ、訪るゝノはトハ破ルノわトハ假字タガヘレド、當時スデニウルハシキ文字ヅカヒニスラ假名タ

（嚴島寶物圖會二）檜扇

寶物目録寄附ノ人ヲ註サズ故ニ今詳ナラザレドモ凡八六七百年以前ノモノナルベシ





ガヒヲリ〳〵ミエタリ、マシテコレハ畫ノ譬喩ナレバ、サバカリノコトハトガムベキカギリニアラズ、人はなからんハ、前件ノ破車一輪ヲ以テひざはニカレリ、コレハタはトわノ假名タガヘルコト、前件ニイヘルガゴトシ、なからんハ、輪ノ半(ナカラ)ナルヲなからんニトレルナリ、マタ裏ノアシデノウタハ、子の日するトハ、第一圖ニ、女ノ寐タルト、男ノ起タルヲカケリ、起(オキ)ト伸(ノビ)トハ、意大ヤウ同ジケレバ、伸タルニシテ、寐(ネ)伸(ノビ)スルヲ子の日するニカレルナリ、中にそだちてハ、第二圖ニ、稚兒ノ男女ノ間ニ居ルヲ以テタトヘタリ、みどりなるハ、稚兒ヲみどり子ト訓メバ、再ビカリテみどりニタトヘ、なるノ二字ヲソヘタリ、さがの小松ハ第三圖左う(サガ)ト云字ヲ、松ノ枝ニツクリナセリ、野のハ第二圖ニ、れゝト字ニテカケリ、こまハ第三圖ニ乙はトカケリ、つハ鶴ヲ以テアテタリ、ツルノ約(ツヽメ)ツナルユエナリ、かすみたなびくハ、第一圖第二圖ニワタリテ、上ノカタニ霞ヲカケリ、サテソノ霞ゐノ字ヲ己ノ如ク第一圖ニツクリ、なノ字ヲ第二圖ニカキ、長クヒキテなびくニアテタリ、

〔明月記〕文治四年四月廿二日戊子、巳刻許入道殿(藤原俊成)令參院給、爲勅撰集(千載和歌集)奏覽也、日來自筆御清書、白色紙、紫檀軸、(貝鶴丸)羅表紙、紈ノ紐、外題中務少輔伊經書之、納筥、筥蒔繪、自御葦手、有新歌、未斜令出給、於御前殊有叡感云々、自令讀申之給、又蒔繪歌、以神筆之本留御云々、

〔履軒弊帚(續集)〕間書畫令

間書畫自古有之、繡衣描金匣今尙存焉、元稱葦書、豈謂其庬雜邪、戊申之冬、余(中井履軒)遊兼山亭、戲用此作酒令、其律、一紙兩行、書畫相間、用畫充字、豫定書畫人、先後乃設書畫牀、揖進即位、首行畫兩物、尾行畫一物、其大略如掌、若巨若細、其三物、一動、一植、一則天象地理服器雜類、並以中詩料爲妙、甲畫退甲書繼焉、因三物成詩、一聯五七四言、對句散句、惟其意所出、或成國詩者、畫人別存巧、既畢、乙畫乙書、迭進以至丙癸、終而復始、如環無端、若詩不成者、罰一大白、而其次代之即畫、僻不可詩者、則罰畫人、詩

畫絕倫者有賞、此其大略也、消息蓋存乎其人、是日也余既醉矣、律有未備故明日書此以贈主人、

水手

〔東三條院瞿麥合〕このすはまのこゝろはにみづてにて　よしのぶ

とこなつの花もみぎはに咲ぬればあきまで色はふかくみえたり　かねもり

ひさしくもにほふべきかなあきなれどなをとこなつの花といひつゝ

たなばたひこぼしくものうへにあり、又つりしたるかたなどあり、すはまのすさきに水手にて、　よしのぶ

ちぎりけん心ぞながきたなばたのきてはうちふすとこ夏のはな〇又見古今著聞集

歌繪

〔嬉遊笑覽三書畫〕歌繪は大かた、繪にて歌をかく、文字はすくなかるべし、葦手はあしの葉のやうに書たるがもとにて、水石鳥などを書こと、なりても、葦手といひしなり、歌繪と紛らはしきなり、越智久爲の反古染に、今いふ茶屋染は、昔のあしでもやう也、たとへば、我みても久しくなりぬと書て、住吉の社の體をかき、岸の姫松といふに、松を畫ける類なるべし、藤の花かきつのはがきも葦手なり、後京極攝政良經公より始るといへり、按るに、今も芝の神明祭りに賣るちぎびつの藤のはな、これ藤の花かき也、つのはがきは、葭にて葦の角ぐむさまにかけるなるべし、

〔榮花物語三十六根合〕新少納言同じ藤のにほひに紅のうちたる、藤のふたへもんのうはぎ、同じ色のむもんの唐衣、池の藤なみからぎぬには咲かゝりけるを、歌繪にいとおかしくかきたり、

〔後撰和歌集十九離別〕みちの國へまかりける人に、扇てうじて歌繪にかゝせ侍ける、　よみ人知らず

わかれゆく道の雲ゐになりゆけばとまる心もそらにこそなれ

〔散木弃歌集三秋〕殿上にて、うた繪に秋野に女どもあまたあそびけるに、薄の風になびく所をよめ

繡畫

る、

まねけどもうれしげもなし花薄風になたがふこゝろとおもへば

〔日本書紀 二十二 推古〕十三年四月辛酉朔、天皇詔皇太子(○廐戸)大臣及諸王諸臣、共發誓願、以始造銅繡丈六佛像各一軀、十四年四月壬辰、銅繡丈六佛像並造竟、

〔日本書紀 二十七 天智〕十年十一月丙辰、大友皇子(○弘文)在內裏西殿織佛像前、

〔上宮聖德法王帝說〕斯歸斯麻宮治天下天皇名阿米久爾意斯波留支比里爾波乃彌己等、(○中略)歲在辛巳十二月廿一日癸酉日入、孔部間人母王崩、明年二月廿二日甲戌、夜半太子崩、于時多至波奈大女郎悲哀嘆息白畏天皇前曰、啓之雖恐懷心難止、使我大王與母王、如期從遊、痛酷無比、我大王所告世間虛假、唯佛是眞、玩味其法、謂我大王應生於天壽國之中、而彼國之形、眼所叵看、悕因圖像、欲觀大王往生之狀、天皇聞之、悽然一告曰、有一我子、所啓誠以爲然、勅諸采女等、造繡帷二張、畫者東漢末賢、高麗加西溢、又漢奴加己利、令者椋部秦久麻

右在法隆寺藏、繡帳二張縫著龜背上文字者也、

〔大安寺伽藍緣起流記資財帳〕

合繡佛像參張(一張高二丈二尺七寸廣二丈二尺四寸　二張並高各二丈廣一丈八尺)

一張像具脇侍菩薩八部等卅六像

右袁智天皇(○孝德)坐難波宮、而庚戌年多十月始、辛亥年春三月造畢、卽請者、

一張大般若四處十六會圖像

一張華嚴七處九會圖像

右以天平十四年歲次壬午、奉爲十代天皇、前律師道慈法師、寺主僧敎義等奉造者

織緘佛像一張

指頭畫
鏝畫

畫佛像六張

右不知世時

繡菩薩像一張

右以丙戌年七月、奉爲淨御原宮御宇天皇〈天武〉○皇后〈持統〉○幷皇太子〈草壁〉○奉造請坐者、

〔榮花物語〈三十一 鶴林〉〕萬壽五年になりぬ、〈中略〉○御法事は正月にせさせ給べければ、よるを晝によろづいそがせ給、御ほとけは極樂淨土をぬひ佛にせさせ給ふ、〈下略〉○

〔畫譚雞肋〕加賀の染畫はたくみなり、をしむらくは圖樣佳なるすくなし、唐土には染畫は聞かず、綺繡(キリ)刺繡(サシヌイ)克絲(コクシ)等は、説苑諸書にも出づ、此方近日、かけもの畫をおり出だして妙なり、上古は中將姫のまんだら、綺綉のたくみなり、

〔無聲詩話〕指畫、後世有之、曰指頭畫、曰指頭生活、不知創起於何人、大雅往々有指墨人物、

〔好古日錄〈末〉〕坑畫

香祖筆記曰、鈕玉樵〈琇〉云、有王秋山者、工爲拏畫、凡人物、樓臺、山水、花木、皆于紙上用指甲及細針拏出、設色濃淡、布境淺深、一法古名畫、按拏當作坑、音紮、字書以手拏物也、近聞中有織畫、乃破紙爲條、織成之、山水、人物、花鳥布置設色、種々臻妙、與刺繡無異、亦奇技也、近年坑畫間(マヽ)アリ、俗ニ指畫ト云、龜玉コレガ祖ヲナス、

〔栗山文集〈一 雜著〉〕與鏝畫松本生

執鏝泥塗、是其常矣、執鏝畫紙、則自松本生始焉、生名善富、字士厚、世持圬以食、生創出新意、塑造人物、因又益潛思運巧、遂能圬紙作山水人物鳥獸花木、施以五色泥、各極其態度、其點染皴暈、渺忽毫芒之間、運鏝便於用筆、莫不如意也、余嘗觀黑川龜玉用指頭刀尖盃脣扇角作畫、既以爲奇矣、然龜玉倘用朱綠、今生則唯用泥、其巧過龜玉又遠矣、承平日久、四海無虞、人得究思于巧技、愈出愈奇、是於政治雖

盆畫

無關係、亦可以使後世見天下優遊於無爲之化也、

〔光悦正流盆畫獨稽古(初編)〕盆畫といふものは、いつの時よりおこりけん、ある人のつたへるは、東山どのゝ御時に、たはふれにものせさせ給ひけるよしいへり、げにさることにや、さらばいつゝの色の砂どもをもて、山水のすがた、木艸人物はさらなり、鳥けだもの、虫魚のさまなど、ゑつくれる、さながらいきてはたらくかとぞみゆる、これは光悦といふ人、ならびなき上手にて有ければ、末の代には、其流れをくむ人さはなりとなん、おのれの志たしうせる永雄ぬしのめの君を、永女のとじとぞよぶめる、此人はやうより、此道をまなびて、まき物し給へりしが、らう／＼しくかどある人にて、つひに道のおくをきはめ給ひ、まなびのおやとあがめられて、いみじくになき名をぞとり給ひぬる、○中略

六樹園

水上畫

〔嬉遊笑覽(三書畫)〕水上に書畫をかくは、墨流しの方なり、物類相感志云、磨黄芩寫晈在紙上、以水洗去紙則字畫脫在水面上、(此書蘇軾著とあれども、書中に東坡が筆を載る法をいへり、後人のさかしらに作者を記せり、)また黄檗白礬を用ひて字をかくもよし、

〔水畫指南〕凡例

一凡水上に物かく事は、いにしへよりの諺にも、ものゝなりがたき事のたとへにして、行水にかずかくよりもはかなきはなど言つらね、やまともろこしいまだそのためしを聞ず、しかるに予はからず水面に沙石を浮べる事を得て、思ふに是もて畫をなさば、つれ／＼の一興ともなり、ある時は床上に備へて、客を慰むるの一具ともならんと、器はかの點景盤に倣ひ、畫は盆畫に順ひ、沙石を彩色して試るに、細畫といへどもこと／＼くならざるはなし、筆もて畫くよりも倘麗しく、且數日を經て損する事なし、されば是が名を水上沙畫とも呼べけれど、そはこと

わりに過たらんとて、たゞに水畫とのみ唱へぬるは、猥りに予が負せたる名なり、水上に砂を竪て、種々のかたちをなすものから、畫といへる事あたらずといへども、其かたちに泥みて、玄ひて畫とはいへるなり、〇中略いぬる子のとしの秋、予が友五六輩、つぶら江の宮にあつまり、此水畫十體を獻じ奉りしより、見る者追々予が家につどひ、其術を乞にまかせ、あらましををしへしより、今專ら此地に流行せり、〇中略

文化丁丑如月　浪速　仙鶴堂一雄識

〔倭訓栞中編二十五〕みづにゑがく　涅槃經に、譬如畫水、隨畫隨合、百喩經に、畫水爲記と見えたり、万葉集に、水の上にかずかくごとく、古今集に、行みづにかずかくといふも同じ、

〔武江年表七〕寛政十二年庚申、〇中略鞘畫の戲れ行はる、

〔武江年表七〕寛政十二年庚申、〇中略人物鳥獸山水其餘萬象を、四角に畫くの戲れ行はる、

〔寐惚先生文集初編一〕詠鞘繪

二人頭似鉢匏瓜、背曲未申著物斜、笑此一枚京土產、皆々映鞘更相誇、

〔秇苑日涉三〕遠視畫

池北偶談曰、西洋所製玻璨等器多奇巧、曾見其所畫人物、視之初不辨頭目手足、以鏡照之、卽眉目宛然姣好、鏡銳而長、如卓筆之形、又畫樓臺宮室、張圖壁上、從十步外視之、重門洞開、層級可數、潭々如王宮第宅、迫視之、但縱橫數十百畫、如棊局而已、照按今西洋畫有初不辨何狀、以光鑠刀鞘照之、卽人物鳥獸宛然如生者、俗謂之鞘畫、此王士禛所謂以鏡照之者也、金鼇退食記、有葫蘆景畫、或當是此物、其樓臺宮室、十步外視之、重門洞開者、俗謂之浮畫、淸會典、西洋貢物、有皮畫織成各種遠視畫等、庚初新志黃莊小傳、有遠視畫、旁視畫、鏡中畫、管窺鏡畫、全不似畫、以管窺之、則生動如眞、上下畫、一畫上下觀之則成二畫、三面畫、一畫三面觀之

評畫

則成二三書遊硯畫卽浮畫也、

〔武江年表七〕享和三年癸亥、○中略蔭繪の戲、昔は黑き紙を切拔、竹串を四ッに割て、矢羽の如くにさし、行燈に寫して、玉藻の前の姿を、九尾の狐に替らし、酒顛童子を鬼にかはらするの類にてありしが、享和中、都樂といふ者、エキマン鏡といへる目鏡を種とし、ビイドロへ彩色の繪をかき、自在に働らかするの工夫をなし、寫し繪と號して見する、是より以來此技行れて、次第に巧みになり、其門葉も多くなれり、此都樂今年嘉永元年七十九才、存生して瀨戶物町に住せり、

〔榮花物語二十御賀〕との、ありさま、なかじまなどの大木みなもえにしのちは、いとこよなけれどもいまおひいでうゑさせ給へるに、木ども前裁などは今すこしおひゆくすゑたのもしげにみえたり、このごろはなつかしういまめかしくをかしきこと、四ゐやくの屛風のゑめきたり、つねのりなどがかきたるは、こ。だ。い。な。る。べ。し、ひろたか、よりすけなどがかきたらんは、なほあかぬところありぬべし、これはいみじうこそおもしろけれ、

〔古今著聞集十一畫圖〕小野宮のおとゞ、つゐたち障子に松をかゝせんとて常則をめしければ、他行したりけり、さらばとて公望をめしてかゝせられにけり、後に常則をめして見せられければ、かしら毛芋に似たり、他所難なしとぞ申ける、常則をば大上手、公望をば小上手とぞ世には稱しける、

〔古今著聞集十一畫圖〕同○後白河御時繪難房といふ物有けり、いかによく書たる繪にもかならず難を見いだすもの也けり、或時ふるき上手共の書たる繪本の中に人の犬を引たるに、犬すまひてゆかじとしたる體、まことにいきてはたらくやう也、又男のかたぬぎてたつきふりかたげて大木を切たる有、法皇の御前に、是をば繪難房も力及ばじ物をとて、卽めして見せられければ、よくよくみて、目出度は書て候が難少々候、これほどすまひたる犬の首繩は、したはらのしたよりよくひきすごされて候べき也、是は犬はすまひて頸繩書通なる體に見へ候也、又木切たる男目出度候、但

これほどの大木をなからすぎ切入て候に、只今ちりたるこけら計にて前に散つもりたるなし、これ大なる難に候と申ければ、法皇仰らるゝ事もなくて繪をおさめられにけり、

〔吾妻鏡五〕文治元年十月十一日庚申、御堂佛後壁畫圖終彩色之功、所奉圖淨土瑞相幷二十五菩薩像也、二品監臨給之處、圖淨土之所、有三日月、而此月者以己影隱己影云云、今畫樣頗不叶本說之由、被仰之間、畫工不能改之則削云云、

〔槐記〕享保十六年辛亥六月廿五日、參候今日御掛物ドモノ蟲拂ニテ、數十幅拜見ス、求馬要人同伴ニテ、其名筆上筆ノ味ヲ述ラル、面白キコトドモナリ、多クハ探幽、主馬、永眞等也、主馬ヲ探幽ニ比スレバ勝レル處アリト見ユ、出山ノ釋迦ノ像、幷觀音ノ像アリ、コノ輪光ヲ書タル處、探幽ハフタ筆也、主馬ハフタ筆ニアラズ、ヒト筆ニシテ其初ル處ヲ知ラズ、尤モ探幽ガフタ筆モ、其墨ノ次目ヲミスル處ニハ非ズ、然レドモフタ筆ハフタ筆トミエ、主馬ハヒト筆ニシテ、其始ル處終ル處ヲシラズ、此細工凡夫ノ及ブ處ニ非ズ、永眞ハ兄ヲマネテハ及バザルコトヲ知テ、己レヲ書タルモノナリト、御前ニモ此三幅對ナド、ヲサヽ探幽ニモ主馬ニモマクルモノニアラズト仰ラル、求馬ガ論ヲ能聞ベシ、アノ處ヨリ目利タル處ノ目利ニアラザレバ、畫ノ目利トハ云難シ、スガタ形カラ覺タル分ニテハ、主馬モ探幽モヲリヽヽ雪舟ヤウヲ書タリ、周文ヲ書タル時ハ、大ニ違也ト仰ラル、永眞ハ世上ニ何トシテカホメヌカラ、格別ニ兄ヨリ劣リタリト思フハ大ニヒガコトナリ、十ニ一ツモ永眞ノ正筆ハ稀ナル物也ト申サル、（今日拜見ノ永眞ナド世上ノトハ格別ナルモノ也、我等永眞ナリト云モノ一幅所持シタリ、）又仰ニ、主馬ガ心ニハ雪舟ト云ドモ、其樣ニコハキ物トハ思フマジ、古法眼ナドハ直下ニ思ヒタル（アルトキ御覽ニ入レシニ、大ニ似セモノ也ト仰ラル、今日ヨリミレバ格別ナルモノナリ、）ルナラント仰ナリ、

雪舟ノ維摩ノ像ノ長二尺七八寸、横二尺四五寸モ有ベキト見ユル御掛物アリ、リンポウニシテ、

軸モ四分計ニシテ有、異ナ御表具ナリト存ジ尋シニ、毎度御圍居(カコヰ)ノ御床ニカヽル由也、其爲床ニ合セテ、御表具也ト承ル、カヽル大ナル物何トシテ圍居ニカケラルヽヤラト伺シニ、毎度夜會ノ茶ニ御カケナサルヽトノ仰也、甚ダ奉感、夜會ニハ筆太ナル物ヲ掛ル由ニテ御承リシ故ニ、一クダリナドノ大字墨跡ノコトナルベシト思テリシガ、畫ノモノナド同ジ心ナルハ尤ナル御コトナリ、

〔文會雜記 一上〕一住吉內記ガ繪、土佐流也、八幡殿ヲ書タルヲ見ルニ、至テ美シキ甲冑、極メテ吟味シタルト覺ユ、上手也、如辰モ大ニ賞ス、又相良侯沼○田ノ臣ノ繪師養朴弟子也、至テ上手也、今東都ニ追ツタ人曾テナシト、如辰語レリ、

〔文會雜記 一上〕一長谷川如辰云、主馬ガ畫至テ上手也、然レドモ少シ格違ヲ書タリ、洞雲ハ弱キ繪也、雪舟以前ノ畫ハ、皆唐畫ヲカキタリ、雪舟ナドハ至テスルドク實ナル繪也、ソレ故筆ニ化粧ラシキ事曾テナシ、今ノ世バ皆弱ク書テ薄キ畫也、又云、秋月ハ雪舟弟子ノ中ニテ、至極ノ上手也、探幽畫モ、探幽齋ト書タル時ノ畫ハナル程ヨシ、ソレヲ過テ老年ノ畫ハ、シヤレタル計ニテ大ニ惡シヽ、今ハ皆其アシキ所ヲ學ブユヘ、彌下手ニ成タリ、又狩野家ニ畫ノ傳授アリ、其傳授ヲ得レバ、何ニテモ書ルヽ也、龍ニハ大ニカチアヒアルモノ也、又土佐家ニハ繪ノ具ノコシラヘ別也、今ノ狩野家ニテモ、コシラヘレバ出來レドモ、大ニ手間ノ入ル事也、又唐畫ハ筆ヨシ、ソレユヘ繩畫ナド書ルヽ也、養朴ナドハ、宗對馬守殿ニタヨリテ、朝鮮筆ヲ求テ、ソレヲミタテ畫筆ニユヒタリ、又今狩野家ニカク竹ハ、皆東坡流ナリト云ヘリ、

〔畫乘要略 四〕蘆雪〇蘆洲附 中略

梅泉曰、同氣相求、同類相感也、月僊、蘆雪、文鳳、異種同氣、余昔見文鳳問蘆雪畫格、文鳳大褒稱之、以爲不及、今觀二子遺蹟、何有優劣、月僊嘗遊於洛、觀文鳳山水大奇之、自用濃墨作山水、其落款曰、倣文鳳筆意、此時月僊之名在文鳳之上、而尙如此、蓋皆有所感而然也、嗚呼三子一時秀也、惜乏氣韻、若令此

等人有秀韻逸氣、則與探幽月溪輩可並鶩而爭衡也、蓋所謂氣韻係人品高下乎、將因六法正派乎、學者其自省焉、

〔先哲叢談 六〕服元喬

南郭兼善繪事、恒言、日本畫以僧雪舟、狩野元信爲至、如八種畫譜、所謂隷畫不足見也、秋玉山、服翁墨竹記曰、予收翁醉畫芭蕉、偶爲人取去、今不復存、予今覩翁之遺畫、涔々涕下、口不能言、欲炙之色、蓋亦形乎外矣、仲英因以翁十三四歲時所爲墨竹一紙貽之、其末有周雪寫三字、蓋幼字也、其千尺于霄者、蓋既萌于此、距今六十餘年、墨淋漓如新云々、

〔中林竹洞翁畫論〕論諸家畫事幷畫者各有得失事

今の世に古法を傳へたるは、土佐家のみ也、彩色の法古雅にして他家に異也、只古土佐の畫を見るに、多くは筋骨精神かねそなへたる活畫也、又光信に至りて、名家を集て大成して、古今にすぐれたれば、かの家には、是を土佐家の中興と稱するとかや、余其筆跡を見む事をこひねがふ事久し、然ども土佐家の畫世にまれなれば、己さきに著せし畫人品評の中にも、多くは此家の名手をもらしつるは、其畫を見ざる故也、このごろ寺院の什物に、土佐光信の筆とて、花鳥の圖を見せ侍しに、古色粲然として生韻あり、其畫上の下品に入べし、只木石の筆意雅ならざるのみ、されど又所畫の人物などは、何れの品に入物にかあらん、又光起が所畫さ衣の圖、うづらの圖等を見侍しに、彩色の法精細可喜、されど是は生意なし、近代にいたりては、よく家法をつたふるのみにて、傑然たる作手なし、又同じく北宗なれど、雪舟、狩野の別あり、狩野家は俗氣あり、雪舟家は雅致あるに似たり、雪舟は水墨多し、狩野家は極彩色多し、雅樂亮、松榮、永德、安信が徒、皆重濁の筆を用ひたり、探幽齋出るに及て、初て俗習を一洗し、瀟灑を以て韻をとるといへども、一段雅致はつひに雪舟におよばず、又狩野氏の古法此に至りて亡びにき、されど守信が畫は、自ら妙處ありて、古今に

秀でたり、常信が輩よく家法を守る、尙信、探信、洞雲、洞春、如川、榮川が輩は又下れり、よく家法をつぐといへども、皆膠柱鼓瑟者也、この頃に至りては、狩野氏の門家々として、これらの筆だになし、獨り佛像羅漢をゑがきて、古今に秀たる者は僧の明兆のみ也、故に己ひとり明兆を上々品の末にのぼせたり、此僧が畫がく所を見るに、氣韻活潑、筆墨渾厚、よく此道に熟したる者也、(一人物、二獸木石禽の類は、又これにつぐ、)只東福寺の什物觀音の大像、尤其合作也、チハンの圖、及玉蟾鐵枴達磨寒山十得等の圖も、皆活然たる者也、但し世上に兆殿司の筆とていひつたへたる物は、多くは贋作也、又我朝の文人墨士の畫とも稱すべき者は、天龍寺の僧玉畹子、東山殿の臣眞相相阿、八幡山の瀧本坊、西岩寺僧古磵、ひなやの立圃等也、皆別韻あり、畫家の習氣にそまず、小栗宗丹、鎌倉書記、曾我蛇足等、皆昔時の名手也、然ども可なる物あり、又俗氣多きものあり、又たわらやの宗達、法橋光琳が畫、別致あり是和畫中の逸品なり、(蛇足が畫も逸品に近し)英の一蝶が畫、又一家をなす、然ども畫調少し卑し、雪舟の法を傳へたる者は、雲谷等顔、長谷川等伯の徒なり、畫がく所多くは水墨、皆高致あり、(上下品に入べし)まま探幽齋にまされる所あり、友松友雪の畫、狩野氏を師とすといふといへども、自ら一家をなす、雪舟による所あり、宗丹以下、皆同じく北宗の畫を宗とす、余和畫中尤雪舟家の風をよしとす、或人の云はく、千の利休も雪舟家の畫をことに愛せられしと承るといふ、利休もさる者にて、其意をさとりたるにや、又元信を上の下品に出せる事を、人なんじて曰、元信、豈雪舟探幽が輩におとらんや、此品定いとあやしといふ、これは其意を知らぬ者は、皆左樣にも思ふべし、元信が筆古今に秀たりといふといへども、其俗濁の氣やゝ盛也、俗は本より畫家の大病とす、この故におのれ此畫を上の下品に左降する者也、又今時の俗、古土佐の畫といへば、うき世又兵衛とか名づくる者の流をさして、古土佐の風と思へり、これは土佐家の名畫世に少きゆゑ、人古土佐の風をゑらざる也、かの又兵衛が風といひはやすものは、多くは民間の風俗をゑがけり、其風體甚卑俗也、あ

る人曰、世に又兵衞と云者なし、人のもうけて云ひ傳へし名也といふ、うき世又兵衞、菱川西川が輩、皆當世風流の姿を畫がきて、其名を得たる者也、渡邊求馬といふ者あり、光琳を師とすといへり、余わづかに龜の圖一幅を見るのみ、如何なる畫風にや、圓山主水、初此人の畫を學べりと或人はいへり、近世各一家を成んとする者は、平安の雪溪、日野の敬輔、曾我の蕭伯、伊藤若冲が輩なり、然ども畫調皆古へに及ばず、雪溪は牧溪と雪舟とを學べり、故に雪溪と號すといふ、蕭伯は遠く蛇足を法とす、蕭伯敬輔は畫體いやし、若冲は未熟の所あり、北宗の一派世に傳る事すでに久しうして、此時やうやくおとろふ、玉蟾、八仙堂が輩、初て南宗の畫をとなへ出でたり、然ども猶南北相まじはりて、專の南宗とはいひがたし、ついで柳里恭、池大雅、平安の四竹、謝長庚の輩起る、而して南宗の面目はじめて備なはる、此時にあたりて、又沈南蘋吾朝に來る、熊斐の徒其法をうく、其ひゞきをつぐ者は寒葉齋が輩也、これによりて世界の畫風大に變ず、此徒沒して畫妖起る、總じて文雅寥々、名手竟に出でず、天下畫者なきの時となれり、こゝかしこ南宗のかたはしをとなふる者ありといへども、或は淸人の糟粕を得て甘心するの徒にて、口には高論をはけども、實は修行厚からざるゆゑ、大家に至る者なし、後の君子、此道に心あらん者は、諸家の美を集て大成し、正道を守りて萬古の法則をひらくべし、世俗に引れて畫師の魔界におち入る事なかれ、

〔源氏物語繪合十七〕そのひとさだめて、にはかなるやうなれど、をかしきさまに、はかなうゑなして、ひだりみぎの御ゑどもまゐらせたまふ、女ばうのさぶらひにおましよそはせて、北みなみかたがたにわかれてさぶらふ、殿上人はこうらうでんのすのこに、おの〳〵こゝろよせつゝさぶらふ、左はゑたんのはこに、すわうのけそく、ゑきものにはむらさき地のからのにしき、うちしきは、ゑびぞめのからのきなり、わらはは六人、あかいろにさくらがさねのかざみ、あこめは、紅にふぢがさねのをりものなり、すがたよういなどなべてならずみゆ、右はぢんのはこに、せんかうのゑたづ

くゑ、うちしきは、青地のこまのにしき、あしゆひのくみ、けそくの心ばへなど、いといまめかし、わらは、あをいろにやなぎのかざみ、山吹がさねのあこめきたり、みなおまへにかきたつ、うへの女房まへしりへとさうぞきわけたり、めしありてうちのおとゞ、○源氏權中納言參り給、その日そちの宮○禖も參り給へり、いとよしありておはするなかに、繪をなんたてゝこのみたまへば、おとゞのしたにすゝめ給へるやうやあらん、こと〴〵しきめしにはあらで、殿上にさぶらひ給ふをおほせごとありて、御前にまゐり給ふ、このはんつかうまつり給ふ、いみじうげにかきつくしたるゑどもあり、さらにえさだめやり給はず、れいの四きのゑも、いにしへの上ずどもの、をもしろきことゞもをえらびつゝ、筆とゞこほらずかきながしたるさま、たとへんかたなしとみるに、かみゑはかぎりありて、山水のゆたかなる心ばへを、えみせつくさぬ物なれば、たゞ筆のかぎり、人の心につくりたてられて、いまのあさはかなるも、むかしの跡にはぢなくにぎはゝしく、あなをもしろとみゆるすぢはまさりて、おほくのあらそひども、けふはかた〴〵にけうあることゞもおほかり、あさがれひの御さうじをあけて、中宮もおはします、ふかくしろしめしたらんとおもふに、おとゞもいといふにおぼえ給ひて、ところ〴〵のはんども、心もとなきをり〳〵に、時々さしいらへ給けるほどあらまほし、さだめかねて夜に入りぬ、

〔正子内親王繪合〕永承五年四月廿六日○中略

女房廿人を十人づゝとりわけて、かく人をつて〳〵にたづぬるほどに、うづきのなかばにもなりぬれば、あふひのさかりにひきかゝりて、もろ人いとまなき廿六日に、そらのけしきくもりなきに、寢殿のひむがしおもてのもやひさしを、かむだちめのおほむざにしたり、源大納言殿、○師房小野宮の中納言、○資平左衞門督、○隆國新中納言、○俊家中宮權大夫、○經輔右大辨、○經長左大辨、○資通三位侍從、○泰平殿上人は、くらべむまのさだめしけるひなれば、そのところより右のとうの中將、○資綱

つぎ〳〵八九人許ひきつれてまゐりたまへり、みすのうちには、きたみなみゐわきて、左なでし
こがさね、右ふぢがさね、左かねのすぎばこにこゝろばして、かねのうの花かさねのかみしきて、
すひふくろに、いろ〳〵のたまをむらごにつらぬきて、くゝりにしたり、古今ゑ七帖、あたらしき
うたゑのかねのさうし一帖いれたり、へうしさま〴〵にかざりたり、うちしき、なでしこのふせ
むれうに、その花をぬひたり、かずさしかねのすはまに、さしでのいそをつくりて、いはやまに松
おほくうゑたるを、かずにははまべにさしうつすべきなり、うちしき、ふかみどりのふせむれう
なり、右かゞみのうちに、かねのあみをうかべて、たまのいかりに、かねのつなをかけたり、かねの
すぎばこをうちにおきて、ゑのさうし六帖、あたらしきうたゑのさうし一帖いれたり、へうしさ
まざまにかざりたり、うちしき、ふたあゐのざうがに、しろき文をぬひたり、かずさしかねのすは
まに、かねのつるあまたたてり、ちとせつもれるといふこゝろなり、かずにはつるのうらづたひ
すべきなり、うちしき、ふかみどりのざうがに、ぬひものしたり、ひもやう〳〵くれぬれば、こなた
かなたにゐわきたまふ、おほきどのは、つゝませたまふおほむすがたなれど、上らふものしたま
ふとて、しのびあへさせたまはず、左うたよむ人四位少將、右兵衛佐、かた〴〵のさうしとりてよ
みあはするほどに、ひだりのかたより、頭辨人々七八人ぐしてまいりたまへり、かた〴〵うるは
しくなりて、一二番かむだちめのおほむなかにさだめもやりたまはぬに、殿上人いどみごとさ
だめそむるひなるを、かちまけはいみあることになむとはべりしかば、げにこのゑどもゝ、おぼ
ろげにてはみさだめがたきことのさまなればとて、たゞこなたかなたにみたまふ、なか〳〵か
ちまけあらむよりは、みだれをかしくぞみはてたまふ、〇下略

〇按ズルニ、右ハ續世繼幷ニ古今著聞集ニ見ユ、又著聞集ニハ、あたらしき歌をば、をの〳〵つ
がはれけり、相模が卯花の秀歌よみたるは、此たびの事なりナドアリテ、みわたせばなみのし

畫論

がらみかけてけり卯の花さける玉川の里、ノ歌ヲ出セリ、

〔源平盛衰記十二〕主上鳥羽御籠居御歎事

鳥羽殿ニハ、月日ノ重ナルニ付テモ御歎ハ淺カラズ、折々ノ御遊、所々ノ御幸、御賀ノ儀式ノ目出タカリシ、今樣朗詠ノ興アリシ事、扇合繪合マデモ忘ルヽ御隙ナク、只今ノ樣ニゾ被思召出ケル、

〔源平盛衰記三十四〕京屋島朝拜無之附義仲將軍宣事

平家ハ、讃岐國屋島ノ磯ニ春ヲ迎ヘテ、〇壽永三年ノ始ナリケレドモ、元日元三ノ儀式事宜カラズ、〇中略花ノ朝月ノ夜、詩歌管絃鞠小弓扇合繪合、サマ〲ノ御遊覺召出テ、男女サシツドヒテハ、只泣ヨリ外ノコトゾナキ、

〔吾妻鏡二十〕建曆二年十一月八日庚戌、於御所有繪合之儀、以男女老若相分左右、被決其勝負、此事自八月上旬有沙汰之間、面々結構尤甚、或自京都尋之、或態令圖風情、廣元朝臣獻覽繪者、圖小野小町一期盛衰事、朝光分繪者吾朝四大師〇傳教、弘法、慈覺、智證、傳也、數卷之中此兩部、頻及御自愛、仍老方勝訖云云、

十四日丙辰、去八日繪合事、負方獻所課、又召進遊女等、是皆摸兒童之形、評文水干付紅葉菊花等著之、各郢律盡曲、此上堪藝若少之類及延年云云、

〔好古小錄書畫上〕賀茂祭草子一卷

跋云、此繪龜山院御繪合之時、經業卿所調進也、畫爲信卿詞定成朝臣書之、元德二年閏六月中旬之頃令寫之、畫繪所預隆兼朝臣、詞入道內藏權頭季邦朝臣寫之、幹嘗テ展翫スル前後六七次、對スルゴトニ結構及ビ畫圖ノ凡ナラザルヲ覺ユ、且隆兼摸スル所ニシテ、隆兼ニ似ズ、隆兼摸ニ於テ己ヲ用ザルヲミルベシ、原本ト相比セバ、出藍ノ勢有ン者也、新模本元祿七年閏五月、畫高階定信、詞沙門旦生、此模本咄々眞ニ逼ル、戊申ノ火後所在ヲシラズ、惜ムベシ、

〔玉勝間十四〕繪の事

さて繪の流、さま〴〵ある中に、むかしよりこれを業とたてたる家々あり、大かた此家々の繪は、その家々の傳ありて、法をのみ重くまもりて、必しもその物のまことのさまをばとはず、此家といふすぢの繪に、よきこともありあしきこともあり、まづかの位たかき人のかほのいやしげに見え、美女のかほふくらかにて見にくきなど、いと〴〵こゝろづきなし、又人の衣服のきは、折目などの筋を、いとふとくかけるもかたはなり、これらみな筆の力を見せむとするしわざなり、もろこしの松をかくに、一種から松といひて、必ことなる松をかくは、思ふにむかしかの國人のかける繪に、さるさまの松ありけむを、ならひつたへたるならむ、これから國に、さやうのまつの一種あるにはあらず、たゞ世のつねの松なるを、かきざまのつたなきなり、しかるをよきことにして守りて、かきつたへたるはいとをかし、大かたもろ〴〵の繪の中に、うるさく心づきなきは、つたなくかける墨繪、このから松、人物の衣の折目の筋ふとき、さてはだるま布袋、福祿壽などいふもののかた、すべて是ら、一目見るもうるさく、二度と見やらんともおぼえずなん、大かた舊き定めをまもるは、いとよきことなれども、そは事により物にこそよるべけれ、繪などは必しも然るべからず、他のよきを見てうつることあたはざるは、いとかたくななり、されど又家の法といふ中に、いと〴〵よろしく、まことに屋上を去て、内を見する事、雲をへだてゝ遠近をわかつこと、さるべきことにて、その法にはづれては、いとあしきこともおほくして、今時のこゝろにまかせて、かきちらすゑどもの及びがたき事もおほかりかし、

〔中林竹洞翁畫論〕論諸家畫事幷畫者各有得失事

畫者各得失ありとは、共に得ぬ所得たる所あるをいふ也、土佐家の得たる所は、雲の上の人物を以て第一とす、他家の及ばざる所也、草虫の類又よろし、兆殿司は佛像にひいでたり、玉畹子は墨蘭をよくす、狩野元信は人物禽獸の類、皆よくすと見ゆ、雪舟は山水ことによろし、探幽守信は人

物ごとに秀でたり、花鳥これにつぐ、山水は法なし、只淡墨のくまに妙あり、常信水墨麁筆によろし、濃著色の物は生意なき物あり、探幽も多くは草の筆によろし、宗達は草花ことによろし人物禽鳥これにつぐ、光琳も人物草花に妙なり、只此二子の山水を見ず、予おもへらく、明兆、元信が畫、實にして妙なし、探幽、光琳が畫、妙にして實なし、然ども明兆が畫は、實中に妙を含む、英一蝶は人禽草花いづれもよし、只品格少しいやし、柳里恭は墨竹花鳥ことによろし、人物もよし、八仙堂は山水よろし、人物花鳥も雅致あり、大雅堂は山水ことによろし、寫意の人物も往々佳なる物多し、只逸格を成んとして奇を好むに過たり、蕪村は寫意の人物よろし、山水もよし、品格大雅に及ばず、此人の畫は、初め見て面白く見ゆれど、日にそへて見あきす、明兆、大雅の畫は、これに反す、玉蟾は人物禽獸龍虎の類ことによろし、山水はあしゝ、熊斐、寒葉齋は、花鳥をよくす、鶴亭は水墨麁筆によし、芭蕉蘇鐵の類よろし、梅菊の類はあしゝ、濱田何がしといふ者あり、墨梅をよくす、大鵬宮奇墨竹をよくす、又石圖彰甫といふ者あり、共に山水をよくす、右名手多しといへども、山水をよくするは至てまれ也、只雪舟大雅のみすぐれたり、彰甫が作、合作の物は、大雅にまされる物あり、されど筆跡甚まれ也、以上の人々皆得たる所得ぬ物ありて、衆作の美をかぬる物なし、昔より畫聖といはるゝ人々も、是をかぬる事あたはずとかや、唐土の人もいひ置たり、

粉本

〔畫論傳授秘事口訣〕或人問て曰、繪を書に、每事に粉本を用て書ものあり、又用ずして描もの有、此是非いかん、守義答て曰、畫本を用ずして每事に我意に任て描ものは、下手の不敏者なり、粉本を用んと欲すれ共あらず、描いだす畫品あしくといへども、常人は辨へず、唯達者なるといふ、茲に同く己が學も異端に落入り、終に高名をうることなし、是學者の深く惡む處なり、但亦一種あり、功者より上方は各別なり、論ずるに及ばず、每事粉本を用て、古人の規矩を違へず、正道を描んと欲する者は、己が惡きを知り、古人の聖なるを悟り、予も亦一度畫の本道に至らんと、自ら憤りを

發し、神靈を探らんと願ふ者也、是を以てこれを上功とす、描こと必ず善かるべし、其路を背かざればなり、

〔古今著聞集十一畫圖〕能通、繪師良親に、屛風二百帖に繪を書せたりけり、其中坤元錄屛風をば、良親相傳の本にてなん書侍ける、大女御〇藤原教通女生子まゐり給ける時、二條殿〇藤原教通にまゐらせさせてげり、色紙形は、四條大納言〇藤原公任ぞかゝれける、更に又爲成をしてうつされけり、正本は一の人の御相傳の物に侍にこそ、

〔繪師草紙〕先院〇後鳥羽わたらせ給ざる後は、朝恩も侍らず、又本自わたくしの領とて、針をたつる所も知行なし、只古繪本、舊記などをぞ家につたへ侍る、

〔好古小錄上書畫〕賢聖障子粉本、畫者姓名不傳、但正和前粉本也、

畫所預家ニ傳ル所、馬周、房玄齡、魏徵、杜如晦四人ノ粉本也、按土佐家傳云、刑部大輔吉光、正和中、南殿障子ニ畫賢聖ト、此等ノ模本今傳ラズ、惜ムベシ、

〔淇園文集後編三跋〕大雅堂畫帖跋

池生畫山水樹石法一帖、蓋所爲其妻玉蘭作粉本、而高撮皮爲冡其首、玉蘭平生秘藏、不使人觀、及玉蘭歿後、其家出鬻、

〔皇朝名畫拾彙五〕狩野永納、號山靜、山雪男、或謂山雪孫者恐非乎、以累代業丹靑、其家多畜粉本、故所畫專存古意、不染流弊、又好文藻、精鑒識、因著本朝畫史五卷、鑒藏家據以爲證、國朝畫人之有傳、以此爲權輿、

〔增補浮世繪類考〕橘守國享保比の人、延享中沒す、俗稱惣兵衞、浪花の產なり、姓橘口信、號後素軒、狩野探山の門に入て業を受、探山守信、鶴澤氏、探幽門人、大坂の人なり、後一家の畫法を以て、世に雷名す、狩野流の骨法を失はず、剞板の畫に妙を得たり、精密奇巧、此人より起る、刻する所數種、天保の今に至る迄盛

に世に行はる、書畫ともに善す、文學も博識の秀才なり、故に世の畫師の爲に、廣く畫法を傳へ、粉本に乏しからざらしめんとて、精力を費し圖を工み、傍に其意を記して、是を板刻せしむ、畫本の著述古今に比類なし、其名手世に知る所なり、土佐を始、倭繪の名家多しといへども、其業を己に知るのみ、守國は委く人の爲にせし故に、板刻畫の汚名を受たり、畫道に志ざし有ども、書籍を見ざる俗家のもの、爲には、笠翁が畫傳をも委しく平假名にゑるして、其意を得せしむ、倭漢畫法の奥義を極め、其業に達して、畫本をあらはし、諸職の助となし、是が爲に世上に其業の力を得る者幾ばくならん、皆此翁の丹誠に依れり、尋常の浮世繪師に列する人にはあらずといへども、板刻の畫に名を得たれば、姑く爰に擧ぐ、門人多し、

畫様

〔菅家文草 七記〕左相撲司標所記

左司定之後八日卯剋、木工少允笠忠行、率長上番上飛驒直丁等卅餘人、就廳東方造標屋、須臾構成、始作標狀、其屋自地至棟二丈五尺、近引之由據陰陽寮勘文也、内裏作物所預播磨少目佐伯宮興、勤細工等夾名進廳、廳郎下所檢舊例、凡作標之起、專依畫樣、而畫師備前少目百濟常良墮馬折肱、不便用筆、仍仰左史生村國正藏、左馬史生神門宗雄等、令進畫樣、正藏等雖畫精神、不足取象、標印錦錢麻呂、不待畫樣、始結山形、數日之後、常良自私門進畫樣、錢麻呂以功業漸成、遂不用其樣、

〔長秋記〕保延元年六月廿一日癸亥、午時伊與守忠隆朝臣傳仰云、只今可參者、仍馳參、御堂間雜事也、○中略自御所下給佛壇繪樣、前日改下官○源師時所圖進繪樣、資盛又進繪樣、而付何可令用哉、予申云、下官所圖進者一御堂同繪樣也、資盛所圖進者、別繪樣也、只隨御定也、仰云、汝繪樣定可直之由仰畢、其事又無謂、本自改定議不可有事也、一流繪樣已如此、

席畫

〔文會雜記 二上〕又云、席繪ト云コト、探幽ヨリ始レリ、薄墨ノクマニテ書消テヲキテ、篦末ニカクコト、皆探幽ガ始也、古代ノ法ノ如ク書テ、席繪ノ書ル、コトニアラズ、

〔文會雜記一下〕一如辰曰、探幽ヨリ席繪ト云事始リテ、繪スタレタリ、席繪ト云事アルベキ事ニアラズ、其子細ハ、ヤキ筆ヲアテ、ソレヲ張付テ能沈思、サテ薄墨ニテ下繪ヲカキ、其上ニテ墨ヲ入テ、本ノ繪ヲカク也、ソレ故唐繪モ日本ノ古人ノ繪モ、二重書キ也、二重書キ故、ユヒノ衣紋ナド違タルガアリ、二重ニ墨ノ入タルガ見ヘテ、書違ト見ルガアルガ、古人ノ眞筆ニテ、丁事至極ニ精神ヲ勞スルヲ見ルベシ、如此ノ心ニテ、席繪ガ書ルベキヤ、二重繪ヲ書ト云フコト狩野家ノ者、今ノ人夢ニモシラヌ事也、大事之秘事ナレ共、傳授スト語レリ、

〔中林竹洞翁畫論〕席畫有失事

夫席畫の畫道を害する事甚だし、かの席上の畫といふ物は、もと高人逸士、一時の興に乘じて、己が高氣を寫し出せる物なれば、平生に勝りて、不用意の作も出くる物にて、古人席上の畫をかゝざるにはあらず、されど多くは友人會宴席などの事也、今時の席畫といふ物は、高位權門の家等、畫者を召て、席上にてゑがゝしむ、畫者其人の色を窺ひ、好みに應じて畫き出せる畫、何の見所かあらんや、昔宋朝の願駿之、常に樓に登りて梯を去る、其畫がく所は、妻子家人たるも見せざりしとかや、又寒暑陰雨喜怒哀樂、皆筆をとらずとかきしるせり、古人心を畫事に用るの深き事を知るべし、心あらん畫史は、席畫はいたすまじき事也、畫者を害することは、法をまげても人の一笑をねがはんとする、卑劣心を生ずる故也、

〔有德院殿御實紀附錄十六〕畫工等を御前に召、席上にて繪をかゝせて御覽ずる事は、狩野探幽守信がつかふまつりしころよりはじまりて、世にも席畫と號して、あまねく翫ぶ事とはなれり、公本城にわたらせ玉ふ頃、一度此席畫をなさしめて、御覽ありしが、其後は絕て仰出されず、ある御燕居の日、御側に在し小性何がしが、善悅に席畫をなさしめて、御なぐさみあらむと申けるに、善悅は常に沈思して模本を熟覽し、精力をつくしてゑがく事をむねとすれば、席畫はなすまじき

ぞ、今諸大名參會の折、畫工を招き、席上にてあまたかゝしむるを、主賓の樂みとする事となりぬ、それも淡墨などは、一座の興になすまじきにもあらねど、實に畫の精妙をみむとならば、模本あまた見合せしめ、そのよき所を擇びて、心しづかにかきいだせるを見むこそよけれ、席畫は不用なりと仰られしとぞ、

また內記廣守が家にては、席畫は絕てなさゞるよし聞召し、土佐家の畫法などは、彌さるべき事なり、この後もその家風を失はざるやうにこゝろ得べしと仰下さる、後浚明院殿、○德川家治この事を聞召れ、席上にて精密なる彩色の圖はかゝしむべからずと常に宜ひしとなむ、

〔浚明院殿御實紀附錄三〕さばかり丹青に御こゝろをよせ玉ひしかば、ある時は表繪師狩野一統、住吉のやからまで、ちかく御座所にめされて、卽座に畫題を命じ繪がゝしめて、其技の甲乙をこころみさせ玉ふこともありけり、品くだりたるものにいたりては、書あやまることたびかさなりければ、それをふかくあわれみ玉ひ、書誤る時には、直に御座をたち玉ひて奥にいらせられれば、近習の人々、ひそかに別の紙をもて書改めしむるとき、その終るをまちて、ふたゝび出て御覽ありしとぞ、すべて人の過失あることをいとひたまへば、いづれもいとまたまはり退出るころも、畫のかき終らで出おくるものもあるべきかと、終りに及ぶまでその方をのみ、いく度か御覽じ居玉ひき、勿體なきまでの御ことなりしとて、年老し繪師等、今もひそかにかたりあへり、

〔基熙公記〕延寶四年正月廿一日甲辰、繪師狩野洞雲參、法皇○後水尾書、繪間可參旨兼々被仰下、間午前伺候、於簾中御覽、繪筆勢尤宜也、未刻許事了、新院○後西院御幸、聖門主、一門主、梶宮、品宮伺候、入夜退出、

〔基熙公記〕延寶四年正月廿二日乙巳、狩野法眼永眞弟子狩野法橋淸眞來、書繪、一門主光臨、交野入道可心等見物、入夜各被歸出了、

〔淇園文集初編傳三〕望月玉蟾傳

畫始

延享間、天子聞其名召之、詔於內作風雨竹二圖、因命立其藁、於是公卿磨墨、內御舐筆展紙、立揮而成、枝幹如有聲、卽以取進止、詔依其圖作之、仍亦留其藁於內、後有詔、作懸軸之畫、製毛寶白龜、老聃青牛二圖以上之、詔褒賞焉、大府亦聞其名、數徵其畫、並世所希覯云、

〔春波樓筆記〕予〇司馬江漢壯年の時、專ら唐畫を以て人にも敎へ、墨竹など描く法は、葉は个字點、分字、節の法は、上乙、下八、小枝は雀足とて、法則を以て人に示す、ある時仙臺侯の大夫後藤孫兵衞とて、吾を旅館に招き、机の板に畫を請ふ、予墨梅を畫く、描きながら畫法筆法を談ず、此花を此所へ一りん描くと、則此根がしまりて、畫法の妙とする處なりとかたりければ、皆々かんしんす、其後は仙臺侯へめされ、相手には深川親和父子なり、奥方は公家衆久我家の女なり、簾屛風の內より御覽にて、仙臺侯は吾が向におはしまし、用人役平賀藏人傍に居て、命に應じて絹紙を取り次ぎ出だす、予曰、お好みに從ふべし、其紙へ美人を認めよと仰せられけるに、直に筆を採りて、草々と和美人の立てるすがたを描く、是と對なる物を認むべしと、又同じく和男子を圖す、侯與に入りて、其畫を自持ちて、簾屛風の內へ御入りある、女中の笑聲交々したり、夫より絹地竪横に色々の御好みありて、後には其近臣の者に望めとありければ、多くは墨竹墨梅を、筆疾に描きけり、晝の八時頃より、夜の八時に相濟む、親和と共に引き退く、伺公の間に、谷田太郎左衞門一人詰め居たり、是は其頃の留守居役にてありける、親和の曰、足下は唐畫描と聞きしに、和漢の人物、風景、山水を畫き、大名の前には甚能きふるまひなり、今より二十年を經るならば、天下に名を爲す人と云へり、吾居所は神仙坐なり、甚是より近しと云ひければ、親和の云、我足下をおくらんと戲れければ、小人の宿には、茶のなまぬるきが有るのみならんと答へければ、拶々能き挨拶なり、我等が宿の會日に、チトお出とて別れける、吾が年三十歲の時なりき、

〔文晁畫談〕畫始の事

壁畫

土佐守が家にては、正月二日、門人寄り集り、六曲の屛風を新に白張に調じて、鶴龜松竹の繪を燒筆以て寫し、又はらひ落して、次の者出て書く、各皆鶴龜松竹の外なし、いつの頃より傳へ來るといふことをしらずといふ、寶珠熨斗を書くことゝ、いつの頃より初ることをしらず、探り得ん事を思ふ、これまで見及びしは、探幽以來の筆跡のみなり、

〔七大寺日記〕法隆寺聖德太子御願、世人名二鵤僧寺一、
金堂二蓋瓦葺三間四面、光背有銘文、太子壬午歲入滅之由有之、金銅釋迦三尊像、中尊等身、并等身四天王像在、天王寺金堂之像、全以不異之、西壁阿彌陀淨土圖繪、中尊半丈六也、東壁藥師淨土圖繪、中尊同寸、南北壁各在佛菩薩繪、繪像皆悉是鞍造部鳥筆也、尤神妙々々、

〔太子傳古今目錄抄〕金堂〇法隆寺
此堂、內壁有四佛淨土繪、鳥ト云繪師書之、天王寺塔扉畫繪佛師同之、宇鳥也、是一乘院之說也、西壁阿彌陀淨土、東壁寶生淨利、北浦ノ戶東脇壁藥師淨土、同戶西脇壁尺迦淨土、如此繪書ケリ、自餘壁ニハ、佛ノ立像繪セリ、上柱貫上深山中ニ羅漢等住所書ケリ、皆座像、一間左右各一體也、

〔釋氏要覽下雜記〕寺院畫壁、毗奈耶云、給孤長者造寺後作念、若不彩畫便不端嚴、即白佛、佛言隨意、未知畫何物、佛言、於門兩頰應畫執杖藥叉、次傍一面畫大神變、又一面畫五趣生死輪、簷下畫本生事、佛殿兩頰畫持鬘藥叉、講堂畫老宿、食堂畫持餅藥叉、庫門畫持寶藥叉、水堂畫龍王持瓶、浴室火堂畫天使者、經法堂畫菩薩并地獄相、瞻病堂畫佛躬看病比丘相、大小行處畫死屍相、僧堂畫白骨相、天使書成云、五天使[illegible]云、王宮是生老病死及[illegible]也、本[illegible]、

〔古今著聞集十一畫圖〕爲成一日が中に、宇治殿扉の繪を書たりけるを、宇治殿仰られけるは、弘高は繪樣を書て、一夜なほよくあんじてこそかきたりしか、いかにかく卒爾には書ぞとなん仰られける、

〔寺社寶物展閲目錄一山城上〕平等院十一月十七日、十八日、〇寛政四年、中略、
爲成筆鳳凰堂壁并扉繪有二堀河左大臣俊房公色紙形題字一

鳳凰堂、殊外破壞に及び、書畫共風雨に相傷畫は一向相見不ㇾ申所多く、書も多分は跡より繕候物に而、筆勢字形共見苦相成有ㇾ之候、

〔法成寺金堂供養記〕治安二年七月十四日壬午、此日入道大相國〇藤原道長建立法成寺金堂五大堂新佛開眼供養會也、〇中略其願文曰、〇中略毎柱圖二兩界曼陀羅一、毎扉書二八相成道變一、

〔榮花物語〇二十二とりのまひ〕六月〇萬壽元年にもなりぬれば、廿六日かの藥師堂の供養例の事どもえもいはずめでたし、御堂の御ありさま例のめもかゞやきて、いかにもみわきがたし、大宮〇上東門院とのゝうへ〇倫子とぞおはします、御つぼねこの御堂の北のかたによりて、廂にみすかけたり、御堂の造りざま大坊のさまなど、西の御堂にことならず、藥師佛のおまへのかたの母屋の柱には、十二大願の心を繪にかゝせたまへり、六觀音のおまへのかたの柱には、觀音品の偈のこゝろをみなかゝせ給へり、飯室の阿闍梨〇延圓、藤原義懷子、の手を盡し給へるほど思ひやるべし、

〔法成寺諸堂扉繪註文〕道長公後一條院御宇、治安二年七月建立法成寺、而造二營無量壽院九品之阿彌陀丈六像、并菩薩諸天之像一焉、額者行成卿筆、佛閣并諸堂扉畫工兼行圖ㇾ之、見二舊史一〇中略今夫經二七百八十餘歳紫霜一而拜二其一毛扉一也、泰平之標幟也、寔藤公信心深驗耶、今此扉八枚、并重階之臺輪、尋二其濫觴一御堂關白道長公、御二建立法成寺一之佛閣佛寶殿具而其一也、一箇畫圖者、上繪彌陀淨土、中央下繪觀經之序分也、今約次第解下圖者是觀無量壽經之序分義也、〇中略次上者正淨土、中央臺彌陀、觀音、勢至、諸菩薩等也、兒童子形是白色菩薩也、或持二和琴一、或持二箜篌一、或持二琵琶一、或菩薩天衣飄々來座、或八功德池、中間寶橋、池中池岸、鳧鴈鴛白鵠孔雀鸚鵡等也、池中蓮花多、其中有二草花一、胎生光明照二于表一、寶地金繩界道、七重寶樹行列、眞珠羅網彌二覆樹上一、或菩薩履二蓮花一徐々行歩、或寶樓閣佛菩薩來往、或佛光明化爲二寶樓一、虛空衆色雜二雲曼珠沙花曼陀羅花等一飛二華地下地上一、

虛空天雜菩薩、淨土論所謂依報十七種正報八種菩薩四種二十九種莊嚴也、○中略

一箇畫圖者、南都春日山春日大明神社壇、三笠山之景色也、則上圖畫春日大明神御正體、釋迦、藥師、地藏、觀音、文殊五尊、復是道長公遠御祖天兒屋根命御魄神寶殿、而藤氏累代之崇廟也、○中略

一箇扉畫圖者、和州多武峯大織冠鎌足公御崇廟也、○中略

一箇扉畫圖者、一切除病願王、藥師瑠璃光如來日光月光二大士、幷十二神眷屬共觀々、○中略

一箇重階之臺輪者、圖眞言密乘守護之諸天、此重階定是金胎兩部之大曼陀羅、而此一級階者總顯密兩致矣、

二箇扉畫圖者、過現未三世諸佛之尊像也、○中略

一箇畫圖者在中央、寶冠三尊恰似兜率天宮內院彌勒菩薩淨土矣、有寶樓閣寶殿寶樹雲中樓焉、外陣凡形也、此圖未決、待後賢訂之、

一箇畫圖者、所々在釋迦如來說法儀式、或有千手觀音、或多聞、持國、增長、廣目、其他諸像多矣、往々磨滅而稍難見矣、定是應有所依、未決、乞待後賢哲決之、

〔本朝續文粹 十二修善〕鳥羽勝光明院供養　敦光朝臣

敬白

建立瓦葺二階一間四面堂一宇、奉安置金色一丈六尺阿彌陀如來像一體、○中略

四柱、圖繪胎藏金剛兩部諸尊像、

四面扉、圖繪極樂九品往生幷迎講儀式、

四面廂邈顯二尺五寸普賢菩薩、文殊師利菩薩、虛空藏菩薩、彌勒菩薩、地藏菩薩、海惠菩薩、維摩居士等像各一體、二天諸大菩薩、及天龍八部像、二百廿三體、

佛後壁、表裏圖繪廿五菩薩像、幷極樂九品變像、二階上安置金色七尺五寸金剛法利因語等菩薩像、

彩色四尺五寸伎樂菩薩像卅二體、〇中略

保延二年三月廿三日

〔吾妻鏡九〕文治五年九月十七日田戊、寺塔已下注文曰、〇中略

一毛越寺事〇中略

四壁幷三面扉彩畫法華經廿八品大意、本佛者藥師丈六也、次觀自在王院(號阿彌陀堂)、基衡妻(宗任女)建立也、四壁圖繪洛陽靈地名所、佛壇者銀也、高欄磨金也、次小阿彌陀堂同人建立也、障子色紙形、參議敎長卿所染筆也、

〔吾妻鏡十二〕建久三年十月廿九日戊辰、永福寺扉幷佛後壁畫圖終功、修理少進季長書之、是被摸秀衡建立圓隆寺、至于畫圖一事已上如彼云云、

〔經國集十四雜詠〕雜言清涼殿畫壁山水歌一首　太上天皇(在嵯峨)〇

良畫師、能圖山水之幽奇、目前海起萬里瀾、筆下山生千仭危、陰雲朦々長不雨、輕煙黯々無散時、蓬萊方丈望悠哉、五湖三江情沿洄、森漫濤加隨風急、行船何事往復來、飛壁巉巇垂蘿薜、層巖盤屈衣苺苔、嶺上流泉聽無響、潺湲觸石落溪隈、空堂寂寞人言少、雜樹朦朧暗昏曉、松下群居都仙與不語意猶眇、度歲横琴誰奏曲、經年垂釣未得魚、馳眼看知丹青妙、對此人情與有餘、畫勝眞花笑冬春、四時常悅世間人、

〔禁秘御抄上〕鬼間〇中略

南壁白澤王(ハクタクワウ)切鬼繪

村上御記(應和四四九)召左衛門志飛鳥常則、圖畫西廂南壁白澤王像、〇中略守覺法親王記(建久二九十)鬼間繪之事、人不見之、先年相尋繪所之處固辭申、終不顯其繪樣如何、爲長云、凡此條自古至今雖聞鬼間名未見其消息云々、秘藏故歟、然存人尤稀也、不可言上之由辭申、

繪殿

〔台記〕久安二年九月十三日、此日法皇〇鳥羽詣天王寺、十四日、裏書、〇中略次參御聖靈院、權僧正參入、依召候御前、有御誦經御燈明等、導師同人、資賢朝臣取紙燭參上、照聖靈御體、法皇及余〇藤原頼長奉見之、次御覽繪、此間通憲入道應召執申雜事、昨日依召下向云々次御覽甲斐黒駒影、次於繪堂令說繪、入道祗候、申聖德傳〇傳一本作太子事、

〔台記〕久安四年九月廿日乙巳、今日參聖靈院、欲令說繪、先卽置往生傳於御前退下、于時未四刻、先之例時訖、須臾歸參、申二剋幸聖靈院、先禮靈像、次御繪堂、令僧說繪、于時余與信西侍左右、僧有謬誤改正、僧有闕漏補綴、說訖賜祿、

〔嬉遊笑覽三書畫〕畫とき古へゑときといふものあり、三十二番職人歌合に、繪解歌花のみところや

繪よりも勝る花の紐とかうとかしを我まゝにして、

〔寺社寶物展閲目錄三大和上〕法隆寺十一月廿日、廿一日、廿二日、〇寛政四年、中略

秦致眞筆繪殿壁太子傳圖、作屛風二雙半、世尊寺伊經朝臣題字有之、

右繪殿繪者、後三條院延久元年、初而秦致眞畫之、其後光明院建武五年、繪師播磨法橋實圓修補之、是初度之修復也、圓融院康曆二年、第二度之修復有之、修復工覺坊ト有之候、繪師ニ候哉、裱具師ニ候哉、未詳候、靈元院延寶三年、第三度之修復、繪師佐野長兵衛、同市左衛門ト有之、中御門院寬永七年、繪殿夢違觀音、大壇無之、不殊勝候由ニテ、正面北江一間押入、佛壇相搦候由、其以前者觀音之後ニ一間ニ張有之候ヲ、右之節二間ニ切分、佛壇左右江張分候事ト相見候、其後天明六年、張付ニ致シ置候而者、兎角損じ安く候事を相歎、寺僧評定之上、舊圖ハ二枚折屛風五帖ニ張移、綱封倉江相納繪殿之張付者、大坂繪師法眼周圭ニ、別ニ新寫ヲ命ジ出來候由ニ御座候、

〔法然上人行狀畫圖十五〕四天王寺の別當に補任〇慈圓僧正せられし時は、大僧正行慶寺務の時顚倒して後、年久しくなりにし繪堂を新造して、漢家本朝の往生傳をえらび尊智法眼におほせて、九

品往生の人を畫圖にあらはし、入道相國頼實公以下、九人の秀才をすゝめて、和歌を詠じて、九品面面の行狀を稱嘆し、菅宰相于時大藏卿爲長卿をして、四韻の周詩を賦せしめ、權大納言教家卿、色紙形をぞ清書せられける、

〔燕石雜志四〕浦島之子

彼繪卷物と唱るものは、繪合の餘波なり、源氏物語繪合の卷の事いへばさら也、いとふるくよりありし事なれど、鎌倉將軍の時に盛なりき、鎌倉右大臣〇源實朝いとけなくおはしましゝとき、陸奧前後の古戰の畫幅を弄給ひぬるよし、東鑑に見え、亦同書に、建曆二年十一月八日、於御所繪合の事見えたり、この日廣元獻覽の繪は、小野小町一期盛衰の事を圖し、朝光進覽の繪は、本邦四大師〇傳教、弘法、慈覺、智證、の繪也、數卷の中、この兩部頻に御鍾愛に及びしかば、老方を勝と定らる、このゝち足利家の時に及て、貴介公子繪卷物を弄び給ふこと、いよゝます〳〵さかりにして、家々に繪合ありけり、太平記八卷十に、關白左大臣の家にて畫合ありけるに、洞院の左大將の出されける繪に、源氏の優婆塞の宮の御女、すこし眞木柱に居隱れて、琵琶を調給ひしに、雲隱れしたる月の、俄に最あかくさし出たれば、扇ならでも招くべかりけりとて、撥をあげてさしのぞきたる顏つき、いみじく臈闌て、にほやかなる氣色、いふ限りなく、筆を盡してぞかきたりけるなどいふこと見えたり、かくてこの遊興に、種々の巧をつくされしかば、のち〳〵には、新にそらごとさへ作り設て、繪卷物とせし程に、くだりて慶長の後までも、もはら世に行れ、書肆のたいれ畫といふものを每年に出せり、さる程に、剞劂人に細工出來にければ、書肆等その便利につきて、彼繪卷物の中に、俗にちかきものを、みな印行せし故に、繪卷物は廢れにけれど、今もふるきを好む人は、數金を費してこれを購ひ、或は寫しとゞむるもあり、予が管見をもて、十が二三をいはゞ、後三年合戰記、圓光大師行狀記、駿牛繪詞、圖牛十、圖、三十六番歌合、七十一番歌合、十二類歌合、調度歌合、虫合、鳥合、福富草紙、

雀松原、常盤媼物語、花鳥風月、太秦草紙、天狗内裏、北野大茶湯記、文正草紙、鉢かつぎ、小町草紙、嶋わたり、七草草紙、若草草紙、猫の草紙、浦嶋太郎、物草太郎、子敦盛、二人比丘尼、七人比丘尼、四人比丘尼、女郎花等、この餘いくばくもあるべし、かゝれば猴蟹合戰、桃太郎物語、花咲翁、兎の仇讐、鼠の嫁入などいふものも、みなはじめは繪卷物にてありけんかし、いづれも作り物語にはあれど、その据どころあるよしは、前に注するが如し、

〔好古小錄 上書畫〕

地獄圖 一卷、畫光長、詞寂蓮、

餓鬼圖 一卷、畫工姓名不傳、

本邦古來佛敎盛ニ行ハレ、因果報應ヲ以テ勸善懲惡ヲナスノミ、故ニ畫卷ノ如キモ皆佛敎ニモトヅキ、甚ニ至リテハ或ハ地獄或餓鬼ヲ寫シテ、人ヲシテ酸鼻セシメテ、勸懲ヲナサシメントス、愚蒙ノ態、笑フベシ惡ムベシ、

〔本朝畫史 四〕卷軸畫樣

古者有年中行事圖卷、呼有秘畫珍圖、以可爲鑒戒、苟布形莫大於畫、雖然古圖樣稀、

〔源氏物語 十七繪合〕としのうちのせちゑ共のおもしろくけうあるを、昔の上手どものとり〴〵にかけるに、延喜の御てづから事のこゝろかゝせ給へるに、またわが御世のこともかゝせ給へる卷に、かの齋宮のくだり給ひし日の大ごくでんのぎしき、御心にしみておぼしければ、かくべきやうくはしく仰せられて、公望がつかうまつれるがいといみじきをたてまつらせ給へり、〇中略左近中將を御つかひにてあり、かの大ごく殿の御こしよせたる所のかう〴〵しきに、

身こそかくしめのほかなれそのかみの心のうちをわすれしもせず、

とのみあり、

〔古今著聞集十一畫圖〕後白河院御時、年中行事を繪にかゝせて御賞翫のあまり、松殿〇藤原基房へ進せられたりけり、こまかに御覽じて、僻事ある所々に押紙をして、そのあやまりを御自筆にて玄るしつけて返進せられたりけるを、法皇御覽じて繪を書なをさるべきに、勅定にこの人の自筆に押紙したる、いかゞはなちすてゝ繪をなほす事あるべき、此事によりて此繪すでに重寶と成たるとて、蓮花王院の寶藏にこめられにけり、其押紙今に有とこそ、いといみじき事也、

〔吾妻鏡十八〕建仁四年〇元久元年十一月廿六日甲申、將軍家〇源實朝日來仰畫工、於京都被圖將門合戰繪、今日到來、掃部頭入道所調進也、二十箇卷、納蒔繪櫃、殊御自愛云云、

〔吾妻鏡十九〕承元四年十一月廿三日丁未、奥州十二年合戰繪、自京都被召下之、今日御覽、〇源實朝仲業依仰讀申其詞云云、

〔古今著聞集九武勇〕伊與守源賴義朝臣、貞任宗任等をせむる間、陸奥に十二年の春秋を送けり、〇中略十二年の合戰に、貞任はうたれにけり、宗任は降人になりて來にければ、ゆるしてつかひけり、

〔吉記〕承安四年三月十七日甲辰、拾遺來臨、爲見申繪所招引也、件繪義家朝臣爲陸奥守之時、與彼國住人武衡家衡等合戰繪也、件事雖有傳言委不記、又不畫、靜賢法印、先年奉院宣始令畫進也、彼法印借出御倉送之、爲消徒然歟、

〔增補考古畫譜五〕後三年合戰繪詞　三卷

原本末記云、上卷詞仲直朝臣、中卷詞左少將保修、下卷詞從三位行尹卿、畫工飛驒守惟久、

〔古畫備考四十七〕後三年軍記繪奥書、

右後三年軍記畫三卷者、播磨宰相輝政卿北方源督字子、東照神君之御女、號良正院、之所持、而彼家奕世之珍藏也、玄孫右衞門督吉明朝臣、恐其久而敗壞也、今茲元祿十四年辛巳冬十月、就京師而修補焉、有故許供天

覽、聖感不尠、寔可謂希世之勝寶矣、修補功成、請于余欲錄其事以遺後裔、余不獲辭、遂書以贈之、

元祿十四年辛巳冬十月下旬　　特進藤基時誌

〔吾妻鏡二十一〕建曆三年(○建保元年)三月廿八日己巳、長定朝臣獻繪二十箇卷、(納函繪櫃)古今以下三代集中撰女房作者、取其詠歌、並事書之意圖之、將軍家(○源實朝)甚御入興云云、

〔北野聖廟緣起(一跋)〕北野聖廟緣起、不慮紛失、不知其所在、空送歲月已久、于爰目代照世、索求于四方得古編緣起八軸於泉南大寺之大藏中、雖然欲償之不容易、故謁縣令石田木作尹、請遂鶴望、縣令感照世志深切、而文祿五稔秋、遂以得令終素願、不勝抃躍、抱以奉備寶前也、可謂合浦珠去復還矣、嗚呼是亦非神慮威德之盛乎、于時慶長第四曆己亥夷則七日、北野寺務無品親王(○聖護院興意法親王)記之、

〔古畫備考三十三〕藤原行長(或云邦隆子)

畫鎌倉荏柄天神緣起、其跋云、天滿天神、利生利物薩埵之應現、權化之方便、綷入幽玄、筆難覼縷、唯舊談之所口世論之不忘、摸之丹青、彰其奇特、勸成一部、相幷三軸、聊依有中丹之緒願、所願所念、此後素之畫功也、一奉納寶殿之後、再莫出瑞籬之外、信心之至、廟鑒定照、感應之餘、宿望盡成、于時寶曆元應(元年)曆維之年、玄律大呂(○十二月)朔之朝而已、右近將監藤原行長、詞書世尊寺行能卿筆云々、

〔好古小錄(上書畫)〕鎌倉荏柄天神緣記(三卷、畫行長、書行尹卿、)

余嘗テ模本ヲ見ル、原本ハ他所ノ珍藏トナリテ、本社ニハ模本モナシ、

〔好古小錄(上書畫)〕春日權現驗記(二十卷、畫繪所預高階隆兼、詞第一二三四五九十十一十二十三十六卷前關白殿、第六七八卷攝政殿、第十七十八卷良信親王、第十十四十五十九廿卷權大納言冬基卿、跋云、延慶二年三月、)

隆兼畫力精好微物トイヘドモ苟モセズ、古今ノ繪詞傳數種有トイヘドモ、考古ノ益アル此驗記ニ並ブ者アランヤ、年中行事ノ畫ト伯仲ス、惟識者ノ徧ク熟覽スルコトアタハザルヲ遺憾トスベシ、

〔右文故事十一〕御代々文事表二

寛永十三年、是歲畫師探幽ニ命ゼラレ、東照宮御緣起ノ圖ヲ作ラシメラル、按ニ、實峯文集、畫師探幽ノ碑銘ニ、御緣起圖ヲ製セシコト此ノ年ニ係ク、然レドモ御日記ニ、御緣起ハ十六年ニ在リ、意フニ此歲圖ヲ作ラレテ、十六年ニ文成レルナランカ、

〔好古小錄上畫〕石山寺緣起五卷、畫第一二三隆兼、詞杲守僧正、第四畫光信、補詞實隆公、第五畫隆光、詞爲重卿、

佛。刹。繪。詞。傳。ノ。巨。擘。也。

〔古畫備考三十三〕土佐光茂光信男

中將法女緣起圖繪、繪所預左近將監藤原光茂、上卷詞、後奈良院宸翰、第一第二段　入道二品尊鎭親王、第三四五段　入道彥胤親王、第六七段　中卷詞　准三宮、第一二三段　關白左大臣、第四五六段　法印聖護院道增、第七八九段　下卷詞　入道內大臣逍遙院、第一六段　帥大納言、三條公條第四五段　得業公順、東大寺四室第二三四段　奧書

此緣起者、本願宗胤法師勸發之處、繪所預光茂、豫稱有靈夢、不受一分黃金之賂、忽修三軸練繪之功、大聖之方便、畫工之懸志、水月有感、爲古今被加宸翰、匪爲當常時、万代之靈寶而已、須謂天下無雙之珍奇也、于時享祿辛卯四年孟冬上澣、逍遙院老比丘堯空〇三條西實隆書、

〔當麻曼陀羅疏八〕言流布曼陀羅者、其後法然上人御弟子、小坂善惠上人ト云者、可奉移曼陀羅之志在之、宇都宮實相房ト相議候、于時當麻寺衆僧曰、寺僧外不可許之有返事、于時上人勤寺役列供僧、如意被移曼陀羅、此時無御衣絹、御鳥羽院御后宜秋門院九條殿嫡女御願、手自蓮絲絛取副常絲有御營、爰善惠上人、宇津宮實相房ト相議、大繪畫師播磨法眼澄圓仰付令書之、是卽第二轉曼陀羅也、此曼陀羅、善惠上人、九條殿御沙汰、嘉禎三年丁酉九月末、上人弟子觀信房奉副、信濃國善光寺被進、善光寺ヨリ、曼陀羅御迎參僧二人有之、小將阿闍梨ト權智房ト也、此人王八十六代帝四條院秀仁治天第五年也、下略

〔松屋筆記八十〕畫詞傳

圓光大師畫詞傳などいふ類の畫詞傳は、圖傳と云べし、續高僧傳四の卷十五丁玄弉傳に、人物優劣、奉信淳疎、具諸圖傳、とあり、

〔元長卿記〕永正九年五月四日、勸修寺緣起之繪出來、光信持參祝著、

〔宣胤卿記〕永正十四年五月廿三日、新亞相被來、清水寺緣起繪詞、余淸書事懇望、九月十七日、清水寺緣起繪詞、余淸書、三十三段內、五段分遣甘亞相、依被卿傳達也、繪者土左刑部大輔光信朝臣書之云々、

〔寺社寶物展閲目錄一山城上〕六條道場〇十一月十日寬政四年

一一遍聖繪十二卷　稱六條緣起

跋云、正安元年己亥八月廿三日、西方行大聖戒記記畢、畫圖法眼圓伊、外題三品經尹卿筆、〇中略誠に絕品と相見申候、狩野永納も此緣起之儀を、筆法類宅間住吉、其山川樹石、彩墨圓熟意趣有餘者也と褒申候、詞書筆者は寺家ニ申傳無之候得共、世尊寺行房と相見候、

〔本願寺聖人親鸞傳繪奧書〕右緣起畫圖之志、偏爲知恩報德、不爲戲論狂言、剩又染紫毫拾翰林、其體尤拙、其詞是苟、付冥付顯、有痛有恥、雖然只憑後見賢者之取捨、无顧當時愚案之紕謬而已、于時永仁第三曆應鐘中旬第二天至晡時、終草書之篇畢、

〔大倭畫名卷競〕

行司

藤澤道場繪傳　傳云、吉光筆、(十)藤澤淸淨光寺藏、

法然繪傳　傳云邦隆、長隆、吉光、長章、惟久、光顯、合作、智恩院藏、(四十八)

法然繪傳　傳云、吉光筆、和州當麻寺藏、(四十八)

六條道場繪傳　法眼圓伊筆、(十二)西京觀喜光寺藏、

聖德太子繪傳　傳云、慶恩筆、大坂四天王寺藏、

聖德太子繪傳　傳云、光長筆、所在未詳、

聖德太子繪傳　傳云、行光筆、多田氏藏、(三)

聖德太子繪傳　傳云、弘高筆、所在未詳、(二)

聖德太子繪傳　傳云、隆信筆、米國フエノロサ氏藏、(五)

位	名	註
	聖德太子繪傳	傳云、經隆筆、所在未詳(一)
	聖德太子繪傳	傳云、光信筆(四)西京廣隆寺藏、
年寄	相撲圖	傳云、基光、公望、[illegible]超合作、今不傳(一)
	源氏物語繪	傳云、隆能筆、尾州家藏(三)栢木藏(一)
	漢人狩圖	傳云、金岡筆、毛利家藏(一)
勸進元	年中行事	傳云、光長筆、原御物六十卷、全不傳、現存模本十六卷、
大關	信貴山緣起	傳云、覺融筆、或云、光長、和州信貴山藏(三)
關脇	高山寺繪本	傳云、覺融筆、或云、信實、栂尾高山寺藏(四)
小結	平治物語繪	傳云、慶恩筆、雲州家、本田家、伊勢龜島氏藏、
前頭	餓鬼雙紙	傳云、光長筆、備前河本氏藏(一)
同	隨身庭騎圖	傳云、爲家筆、田安家藏(一)
同	北野天神緣起	傳云、信實筆、西京北野社藏(八)
同	榮花物語繪	傳云、信實筆(三)蜂須賀家、久松家、秋元家藏、
同	中殿御會圖	信實筆、原九條家藏、今不傳(一)
同	吉備入唐雙紙	傳云、光長筆、若州松永八幡社藏(一)
同	繪師雙紙	信實筆、原德川家藏、今不傳(一)
同	四條道場繪傳	行光筆(二十)西京金蓮寺藏、
同	佛鬼軍繪	筆者未詳(一)西京十念寺藏、

位	名	註
	聖德太子繪傳	筆者未詳、和州唐招提寺藏、
	聖德太子繪傳	傳云、有家筆、宮内省御物(四)
	平家納經褾繪	筆者未詳、嚴島神社藏(卅二)
	勝繪	傳云、覺融筆(一)西京田中氏藏、
差添	春日驗記	隆兼筆二十卷、御物(四)博物館(十六)
前頭	小柴垣雙紙	傳云、慶恩筆、原德川家藏、今不傳(一)
同	加茂祭雙紙	隆兼筆(一)所在未詳、
同	後三年軍記	惟久筆(三)池田家藏、
同	兒觀音緣起	傳云、吉光筆(一)蜂須賀家藏、
同	天滿宮緣起	傳云、行光筆(三)西京北野社藏、
同	馬醫繪	傳云、隆兼筆、所在未詳(一)
同	長谷雄雙紙	傳云、惟久筆、原德川家藏、今不傳(一)
同	曼陀羅緣起	傳云、慶恩筆(三)鎌倉光明寺藏、
同	寫生卷	長隆筆(一)所在未詳、
同	福富雙紙	傳云、隆成筆、或云光信、柏木藏(一)
同	物語繪殘缺	筆者未詳(一)尾州家藏、
同	阿字義傳	傳云、寂蓮筆(一)西京世繼氏藏、

前頭	乙寶寺縁起	伊久筆、泉州乙寶寺藏、(一)
同	兼康畫本	兼康筆、栂尾高山寺藏、(一)
同	土蜘蛛雙紙	傳云、長隆筆、博物館、(一)
同	當麻寺縁起	傳云、光茂筆、和州當麻寺藏、(三)
同	職人盡歌合	傳云、光信筆、所在未詳、(三)
同	清水寺縁起	光信筆、博物館、(三)
同	弘法大師行狀記	傳云、行光筆、高野往生院藏、(一)
同	歷代天皇宸影	筆者未詳、所在未詳、(一)
同	俵藤太雙紙	傳云、行長筆、田安家藏、(一)
同	黑谷上人繪傳	筆者未詳、所在未詳、(三)
同	伊勢新名所繪	傳云、隆相筆、伊勢串本氏藏、(一)
同	追加職人歌合	傳云、光信筆、所在未詳、(一)
同	袋法師繪詞	傳云、惟久筆、原德川家藏、今不傳、(一)
同	男衾三郎物語	傳云、隆相筆、淺野家藏、(一)
同	前九年合戰繪	筆者未詳、前田家藏、(一)
同	執金剛神縁起	傳云、光弘筆、奈良東大寺藏、(三)
同	弘法大師行狀記	傳云、光顯筆、久松家藏、(一)
同	加茂祭雙紙	傳云、豪信筆、所在未詳、(一)
同	大江山繪詞	筆者未詳、香取神社藏、(二)
同	直幹申文繪詞	傳云、光顯筆、所在未詳、(一)
前頭	市屋道場繪傳	傳云、豐後法橋筆、西京上德寺藏、(二)
同	多武峯縁起	傳云、光信筆、和州多武峯藏、(二)
同	親鸞上人繪傳	法眼淨賀筆、東京報恩寺藏、(四)
同	狐雙紙	傳云、光信筆、稅所氏藏、(一)
同	源氏禄紙繪	傳云、光信筆、杉氏藏、(一)
同	泣不動縁起	光茂筆、所在未詳、(二)
同	荏柄天神縁起	傳云、行長筆、前田家藏、(三)
同	譽田八幡縁起	傳云、廣周筆、譽田社藏、(五)
同	犬追物圖	光茂筆、所在未詳、(一)
同	鼠雙紙	傳云、光信筆、所在未詳、(一)
同	大佛殿縁起	芝琳賢筆、奈良東大寺藏、(三)
同	叡福寺繪詞	筆者未詳、今不傳、(一)
同	賴豪雙紙	傳云、寂濟筆、水野家藏、(一)
同	敬信寺縁起	光定筆、和州敬信寺藏、
同	鏡割物語繪	傳云、光信筆、所在未詳、
同	天稚彥雙紙	傳云、廣周筆、所在未詳、(二)
同	道成寺縁起	筆者未詳、紀州道成寺藏、(二)
同	釋迦縁起	傳云、光重筆、所在未詳、(一)
同	屋根葺地藏縁起	筆者未詳、内藤家藏、(三)
同	浦嶋雙紙	傳云、一位局筆、所在未詳、(一)

位	註	名稱
前頭	傳云、光秀筆、所在未詳、(二)	弘法大師緣起
同	筆者未詳、所在未詳、(一)	須田妻出家繪詞
同	傳云、光重筆、所在未詳、(一)	達摩堂緣起
大關	傳云、光長筆、酒井家藏、(三)	伴大納言繪詞
關脇	傳云、覺融筆、或云信實、栂尾高山寺藏、(六)	華嚴緣起
小結	傳云、信實筆、佐竹家藏、(二)	三十六歌仙像
前頭	傳云、光長筆、尾州關戸氏藏、(一)	病雙紙
同	傳云、光長筆、柏木藏、(二)	地獄雙紙
同	長隆筆、細川家藏、(三)	蒙古襲來繪
同	傳云、經隆筆、尾州蜂須賀家藏、(二)	西行物語繪
同	隆信筆、原御物、今不傳、(一)	承安五節圖
同	傳云、光長筆、若州松永八幡社藏、(二)	彥火々出見雙紙
同	傳云、光長筆、或云、覺融、紀州粉川寺藏、(二)	粉川寺緣起
同	隆兼、光信、隆光筆、江州石山寺藏、(五)	石山寺緣起
同	住吉慶忍筆、青木氏藏、(一)	因果經繪
同	傳云、隆信筆、蜂須賀家藏、(一)	春畫小卷
同	傳云、慶忍筆、青地氏藏、(一)	不動利益緣起
同	傳云、行光筆、所在未詳、(一)	高館合戰繪
同	傳云、長隆筆、博物館、(一)	住吉物語繪
張出前頭	傳云、行光筆、西京誓願寺藏、(二)	誓願寺緣起
	傳云、光秀筆、江州來迎寺藏、(十五)	十界圖
	行忠采女正久行定阿彌法眼大蓮祐高合作、西京東寺藏、(十二)	弘法大師行狀記
前頭	傳云、行光筆、博物館、久松家、秋元家藏、(五)	天狗雙紙
同	傳云、住吉法眼筆、所在未詳、(一)	太秦牛祭繪
同	傳云、隆兼筆、西京法林寺藏、(二)	矢田地藏緣起
同	海田采女筆、津輕家藏、(五)	西行物語繪
同	經隆筆、御物、(一)	百鬼夜行圖
同	傳云、惟久筆、尾州家藏、(一)	破來頓等物語
同	筆者未詳、秋元家藏、(一)	物語繪殘缺
同	傳云、光秀筆、原德川家藏、今散佚、(一)	狹衣物語繪
同	筆者未詳、鎌倉光觸寺藏、(二)	頰燒阿彌陀緣起
同	傳云、覺融筆、醍醐理性院藏、(一)	醍醐男色繪
同	傳云、行廣筆、讃州白峯寺藏、(一)	奈世竹物語
同	傳云、光信筆、西京十念寺藏、(二)	十念寺緣起
同	筆者未詳、所在未詳、(一)	建保職人歌合
同	光信筆、西京北野社藏、(三)	天滿宮緣起
同	傳云、隆兼筆、片野氏藏、(一)	天滿宮緣起
同	傳云、藥信筆、所在未詳、(二)	歷代攝關眞影

位	題	注
前頭	俵藤太雙紙	傳云、光信筆、西京光明寺藏、(三)
同	一遍上人繪傳	筆者未詳、西京御影堂藏、(四)
同	千代能雙紙	傳云、隆相筆、所在未詳、(一)
同	鎌倉職人歌合	傳云、行廣筆、所在未詳、(一)
同	灌頂繪詞	傳云光信筆、所在未詳、(一)
同	結城合戰繪詞	筆者未詳、原玉屋山三郎藏、今不傳、(一)
同	一谷合戰繪	傳云、光信筆、所在未詳、(一)
同	十二類繪	傳云、光信筆、所在未詳、(二)
同	解脫明惠緣起	傳云、長章筆、所在未詳、(一)
同	加茂祭雙紙	傳云、行秀筆、所在未詳、(一)
同	化物雙紙	傳云、光茂筆、稻葉家藏、(一)
同	能惠法師繪詞	傳云、行長筆、西京廣隆寺藏、(一)
同	法觀寺緣起	豐後法橋筆、西京法觀寺藏、(一)
同	因幡堂藥師緣起	傳云、光信筆、西京因幡堂藏、(三)
同	親鸞上人繪傳	筆者未詳、所在未詳、(三)
同	狂僧雙紙	傳云、光信筆、所在未詳、(一)
同	歌之意繪	筆者不詳、原德川家藏、今不傳、(一)
同	十二因緣繪	傳云、爲繼筆、所在未詳、(一)
同	地藏緣起	傳云、有康筆、博物館、(一)
同	男山八幡緣起	傳云、廣周筆、男山社藏、(二)

位	題	注
前頭	和田合戰繪	傳云、行廣筆、所在未詳、(一)
同	鶴雙紙	傳云、光信筆、秋元家藏、(一)
同	東征傳緣起	傳蓮行筆、和州唐招提寺藏、(五)
同	付喪神記	小槻宿禰筆、濃州崇福寺藏、(二)
同	山王靈驗記	傳云、寂濟筆、所在未詳、(一)
同	長谷寺緣起	傳云、光弘筆、和州長谷寺藏、(三)
同	三論繪	傳云、光元筆、所在未詳、(一)
同	十二支歲畫	筆者未詳、所在未詳、(一)
同	道成寺緣起	傳云、廣周筆、酒井家藏、(一)
同	淨土五祖雙紙	傳云、光重筆、所在未詳、(一)
同	地藏緣起	筆者未詳、所在未詳、(一)
同	雀發心物語	傳云、勾當內侍筆、所在未詳、(一)
同	眞如堂繪詞	掃部助久國筆、西京眞如堂藏、(一)
同	硯破雙紙	筆者未詳、所在未詳、(一)
同	二月堂緣起	亮順筆、奈良二月堂藏、(二)
同	長谷寺緣起	筆者未詳、鎌倉長谷寺藏、(二)
同	伊豆權現緣起	森村彌三郎筆、靜若院藏、(二)
張出前頭	將軍塚繪	筆者未詳、或云、信實筆、栂尾高山寺藏、(一)
	天滿宮緣起	傳云、爲家筆、青木氏藏、(一)
	融通念佛緣起	行廣、行秀、永春、寂濟、隆光、光光圖合作、西京清凉寺藏、(二)

凡ソ名畫ト雖モ、佛畫、肖像或ハ片紙半葉ノ斷簡ハ之ヲ載セズ、今コヽニ撰拔セル古畫卷一百六十二種ナリ、而テ予ガ親シク原本ヲ閲見セシモノ六十餘種ニ過ズ、其他多クハ模本ニ據リ、或ハ先輩ノ說ニ就テ其品位優劣ヲ定ム、故ニ或ハ誤謬ナキ能ハズ、他日原本又ハ善寫粉本ヲ得ル每ニ、漸次ニ改正ヲ加ヘントス、古ハ本邦ノ畫家畫中ニ姓名ヲ記セズ、適々卷尾ニ當時ノ記文アリテ、畫工ノ姓名ヲ記スルガアルモ、僅ニ十ノ一ニ過ズ、其他畫工ノ姓名ヲ傳フルモノハ、皆以テ土佐住吉兩家ノ鑑定ニ係ル者ナリ、表中單ニ某筆ト記スルハ、當時ノ跋文ニ據ルカ、若然ラザレバ他ニ證據アルモノナリ、傳云某筆ト記スルハ、後人ノ鑑定ニ係ル者ナリ、今不傳ト記スルハ、往年火災ニ罹リタル事實ノ判然セル者ナリ、圈中(○今改括弧)ニ數字ヲ記スルハ原本ノ卷數ナリ、

編輯人　栢木貨一郎

〔古畫備考四十二〕探信守道門人　吉田百太郎守親號榮齋

常ニ探幽、尙信、守景ノ僞筆ヲ畫キ、高價ヲ得ル由聞及ベリ、細井氏所謂竹溪ハ、此人ノ號歟、其後故人與齋來、話ノ剩云ク、他所ニテ聞ニ、百太郎ノ僞タル探幽ナド、木挽町ニテ眞跡ニ極ラレタル由、實ニ殘念ナル事ト語リヌ、又夫ヨリ後上田氏、尙信三幅對ノ鑒定ヲ乞ル中、福祿壽左右墨繪ノ小鳥ニ草木ヲ併セ畫シナリ、予僞筆ト申遣ス跡ニテ聞、木挽町ノ添帖アリテ、價三十金ト、畫師野々山氏アリ、是モ三幅對ヲ僞セト申セシ由、暫過テ同所ノ親類下野屋ニテ、自適齋之三幅對ヲ見ニ、三十金ト申ヲ廿五金迄付、賣ザル間、其價ニテ可求歟、思按中ノ由、勿論木挽町添狀ニ、眞筆無疑ト有由、此畫以前ノ三幅對ト同筆ノ僞物ナレバ、予不賛、主人怪ミテ頻リニ問故ニ、目ニ不及由答ヌ、共ニ鍛冶橋ノ流アルハ、此者畫キシナルベシ、爰ニ去年(文政五)表具師甚五郎詐謀露顯ノ事ニ付、僞畫ノ名世上ニ高キ事アリ、(○下略)

〔增補近世逸人畫史上〕何帠、相州鎌府ノ人、繪事ヲ尾形光琳ニ學ベリ、出藍ノ譽アリ、尤モ花卉ニ長ズ、光琳歿後印章ヲ以テ、此人ニ畫ク附與ス、因テ此人ノ寫スル所ノ畫、必ズ光琳ノ印章ヲ簽ス、通稱平林立德、又白井宗賢ト更ム、鶴岡逸民、牛山等ノ數號アリ、又金牛庵、又太清、又太靑ニ作ル、多ク方祝ノ印有リ、

〔寫山樓無聲詩話〕趙子昂ノ馬、南蘋ノ花鳥、　阮堪舍

或人(佚其名)京師ニ住ス、常ニ馬ヲ繪ク、子昂ノ畫蹟ヲ摸シテ、嘗テ其名ヲ題セズ、皆子昂ニ託シテ以テ售リ、其直ヲ得テ活計トス、又或人崎陽ニ住ス、日々月々南蘋ノ花鳥ヲ摹シテ售ル、故ニ二家ノ畫蹟世ニ散在スルモノ尤多シ、其題款字蹟モ亦眞ニ逼ル、精鑒ニ非レバ辨別スベカラズ、偶國朝畫徵錄ヲ讀ムニ、コレニ類スルコトアリ、○下略

彩色具

〔日本書紀推古二十二〕十八年三月、高麗王、貢上僧曇徵、○中略能作彩色及紙墨、

〔令義解一職員〕畫工司

正一人、掌繪事(謂畫文、卽繪事後素是也、)彩色(謂用畫之雜色、卽朱緑之類、其朱緑等雜色、在大藏及內藏寮、隨其用度、臨時受用、常不在此司貯之也、)判司事、

〔倭名類聚抄十三圖繪具〕丹砂　考聲切韻云、丹砂(丹音都寒反、和名邇)似朱砂而不鮮明者也、

朱砂　本草云、朱砂最上者、謂之光明砂、

燕支　西河舊事云、焉支山出丹、今按、焉支、烟支、燕支、燕脂、皆通用、

青黛　漢語鈔云、青黛、

空青　丹口決云、空青、一名曾青、

金青　本草稽疑云、金青者空青之最上也、

白青　蘇敬本草注云、白青一名魚目、青形魚目、故以名之、

緑青　本草云、緑青、一名碧青、(緑音祿、青、俗音、)

雌黃　兼名苑云、雌黃、一名金液、雌黃、俗音之王、山有金、其精薰則生雌黃耳、

同黃　漢語鈔云、同黃、

胡粉　張華博物志云、燒鉛成胡粉、

〔續日本紀 一 文武〕二年九月乙酉、令近江國獻金青、伊勢國朱沙、雄黃、常陸國備前伊豫日向四國朱沙、安藝長門二國金青、綠青、豐後國眞朱、

〔續日本紀 六 元明〕和銅六年五月甲子、制、〇中略其郡內所生銀銅彩色、〇中略等物、具錄色目、〇中略言上、

〔續修東大寺正倉院文書 二十九〕寫書所解　申請厨子料雜丹事

合卌五斤九兩參分貳銖

用卌斤七兩二分一銖

殘五斤二兩一分一朱

朱沙十五兩三分二銖 用十兩三分 殘五兩二朱　金青一斤六兩 用十一兩二分 殘十兩二分

丹三斤二兩 用一斤十五兩一分 殘一斤二兩三分　綠青六斤 用四斤九兩一分 殘一斤六兩三分

白綠十二兩 用二兩一分 殘九兩三分　白青九兩 用八兩 殘一兩

同黃一兩二分 用一兩一分、殘一分、先日進返了、　紫土一斤八兩 盡用

胡粉廿二斤一兩二分 盡用　青代二兩 盡用

金薄二百廿三枚 用二百十三枚 殘十枚

烟子卅三枚 一枚大、卅二枚中、盡用、

逼一升一合 盡用

膠九斤 用八斤 殘一斤

右采色厨子之料、所用幷遺數顯注、如前、以解、

天平勝寶四年五月十一日　　　奥原生人

〔續日本紀稱德二十七〕天平神護二年三月戊午、伊豫國人從七位上秦毗登淨足等十一人、賜姓阿倍小殿朝臣、淨足自言、難波長柄朝廷、〇孝德遣大山上安倍小殿小鎌於伊豫國、令採朱砂、小鎌便娶秦首之女、生子伊豫麻呂、

〔萬葉集十六有由緣幷雜歌〕大神朝臣奥守報嗤歌一首

佛造、眞朱不足者、水渟、池田乃阿曾我、鼻上乎穿禮、〇中略

穂積朝臣和歌一首

何所曾、眞朱穿岳、薦疊平群乃阿曾我、鼻上乎穿禮、

〔朝野群載七攝籙家〕攝政家牒　興福寺

欲被納置黃金十兩出送光明朱砂十兩狀

牒、件光明朱砂合練紅雲、爲令救療百痾也、方今傳丹沙於仙方者、少於麟角、使霧露於俗界者、多自牛毛、是故敎彼三代良醫之家、繼此一朝欲絶之藥而已、仍牒送如件、乞察之、欲被相替事爲舊風、非取新慮、今勤事情以牒、

正曆三年七月廿八日　　令大中臣朝臣

別當前紀伊守藤原朝臣

散位橘朝臣

左大夫多米朝臣

〔扶桑略記後二十九三條〕延久二年四月十二日、令備前國辨申銅金青緑青等出來事、後日差遣官使被尋實否之處、隨身銅等樣所參上也、

〔倭名類聚抄十五膠漆具〕金銀薄　外國志云、長者金銀薄承塵、

〔延喜式 彈正 四十一〕凡金銀薄泥、不得爲服用并雜器飾、但五月五日諸衛府甲冑之飾、不在制限、

〔續日本後紀 仁明 三〕承和元年二月癸巳、勅曰、金銀薄泥用之公私、有費無益、宜禁斷之、

〔長秋記〕大治五年十一月廿二日辛酉、向權僧正房、被參讌閑談間、多是繪事也、佛彩色ニ有所謂朝霞滅紫之事、是大師渡唐土、而渡諸佛像給時、令傳習給事也、所謂朝霞色上以金銀泥薄キラセル也、雖滅紫薄色上以濃色阿ヲ取也、雖無指事詳無知人事也、

〔運步色葉集 多〕濃(ダム)以薄　〔同 鹿〕金泥

〔下學集 下 彩色〕濃繪(ダミエ)

〔運步色葉集 多〕濃畫(ダミエ)

〔延喜式 四 伊勢大神宮〕神寶廿一種(中略)

帳廿四枚、以白皮縫之、胡粉繪以墨畫之、

〔書言字考節用集 七 器財〕石筆(セキヒツ)繪具、本名石黑硯、

〔本朝畫史 五 附錄〕繪具

紺青　綠青　光明朱　倭朱　丹　綿胭脂　雌黃　靛花　胡粉　黃土　胭脂(俗云蘇支、極紫色也、)　金箔

銀箔　金泥　銀泥　切箔　墨色　膠　明礬　雲母　淺紫　淺紅　桃紅　肉紅　痕色(ウルミイロ)　朽葉　蜆色　淺柿色　檜皮色　栗色　茶色　淺黃　萌木　淺青(訓阿佐乃具)　青茶　鼠色　淺綠

朱墨　草汁　作黃土　生胭脂(○實綿胭脂)　螺青同

右調合所用者、在淡彩施色也、

或爲墨畫著色者、是具專用之、件々尙遺者不少乎、

僕所收積繪具不過此、調合品目者、恐有遺略、然平日不才、而文字少、雖有言外之傳、不能盡顯、當中華之彩色者題名多、是亦不能詳之、惟述其大抵云、

用彩色法

所謂紺青在昔自中華來也、慶長年中、攝州多田銀山之中、初有紺青掘之、蓋此山者、祖父山樂當時所賜之採地也、是故取之獻故太閤豐臣公、於是賜朱印、自今後可出振之、而後至于今掘之不止、曾綠青者、於紺青之中撰之採之、此二色者、多田山之產物也、

○本書紺青以下ノ繪具ニハ、一々ニ用法等ヲ載セタリ、今皆之ヲ略ス、

〔假名世說上〕松花堂の繪の墨は、牧溪の墨をつたへてかく、牧溪の墨は色合かはりし所ありと、玉桂申されき、

〔漢畫獨稽古乾〕ヘルレン

ヘルレンは蠻語にして、もとヘレンスプラーといふを略して、ヘルレンといふなり、色群青に似てあさく、淡顏(みづゑのぐ)色具の如くにて、淡彩に著て妙なり、其質は脂のごとく、もろくして且かたし是は阿蘭陀の產なり、俗に阿蘭陀群青といふ、則油繪の具なり、蠻邦には凡てあぶらにて畫上(ゑがく)故に、丹青具も、此邦の顏色具とはみな異なりて、膠水にはあはざるものなり、口授あることなり、

〔元治武鑑三御役〕御繪具幷御繪墨所　京ばし南三丁目　繪具屋五兵衞

〔譚海十三〕繪の具をとく摺木にも、びいどろにて製したる殊によし、

〔文晁畫談〕金泥

小川幸充神樂筵筆ニ、唐畫ノ泥ハ、日本ト銜シ方違テ光リナシ、梅花ノ蘂ニ金泥ヲ用フルコトナシ、鳥翅ナト稀ニ用フト、是目利ノ一ナリト云、我邦ノ畫家梅花ニ金泥ヲ用ヒ、櫻花ニ銀泥ヲ用フルコトアリ、近來華人ニテ、于山孫億ナド、花ノクヽリ葉ノ筋ナド、畫ク金泥ヲ用フ、只見事ノミニテ、油壽繪ノ如ク深ク賞スルニ堪ヘズ、

〔畫筌一〕畫具之製法極秘傳

金泥　箔を碟に入、膠を一滴入て、中指と無名指とを以てきりに研り、水滴を入て、焙(ひ)の上にて

温て又摺也、如此すること數十度よく細末して、泥のごとくならば、湯を多く入て、數刻居させ底に貼て粲とならば、浮水を飛て、泥精をゆりさり、膠を加て使ふべし、貯置時も右の如し、炭火にて燒付置也、泥をぬる下地には、黄膠をぬる、泥は周を小除けて塗べし、又茶を塗もよし、或は藤黄の具、或は肉色、又丁子の煎湯濃して、朱少藤黄中入てぬるもよしと也、

〔退閑雜記二〕南蘋が黒き蝶を畫くに、手などにつけなば、つくべきとみゆるやうなる墨色あり、此傳は象牙をやきて粉にして、其畫のうへにつくるなりとぞ、このふたつをばことに秘すとなり、

〔事實文編十五〕記探幽光起事　淺井圖南

東福后使探幽畫於琵琶槽、他日土佐光起來、出示之、光起熟視曰、畫太佳、唯設色不可勝久也、后使人傳其言於探幽、探幽曰、渠奕世畫家也、必別有法、卽就光起請其法、光起敎之不吝、探幽法設色果不剝滅、二子當世名畫師也、

〔續諸家人物誌下畫家〕高嵩谷

名ハ一雄、一ニ居龍翁ト號シ、嵩谷ト稱ス、江戸ノ人、嵩之ノ門人ナリ、當時靑藍ノ稱アリ、尤山水ニ長ジ、濃淡ノ墨、自ラ五色ヲ具フルガ如ク、甚ダ逸致アリ、中年ノ後、我邦ノ武者ノ圖ニ刻意シテ、其畫ヲ求ル人至テ多シ、故ニ神社佛閣匾額ノ類極テ多シ、文化元年、歳六十餘ニシテ歿ス、樂只齋畫譜、居龍百富士圖ナドアラハス、

〔近世畸人傳四〕柳澤淇園

淇園柳澤氏、諱里恭、字公美、一號玉桂、通名權大夫、大和郡山、同姓の士なり、文學武術を始て、人の師たるに足れる藝十六に及ぶとぞ、佛學さへこゝろ得て、倶舍論を聞し僧もありけるとかや、中にも畫に長ず、朱舜水傳來の綵色の法を、紀の祇南海に學て、ことに人物の設色、世これを賞す、水に漬し、力を用て採洗へども、落ずとなん、

雜載

〔增補浮世繪類考〕葛飾爲一（明和に生れ、寛政より天保の今に至る、）俗稱□□（居始め本所横網町、后數十ヶ所に轉宅す、今淺草寺前に住す、）江戸本所の產なり、數號あり、○中略

傳に曰、爲一翁は曲畫を善す、（升玉子德利筥すべて器械に墨をつけて畫をかく、左筆も妙なり、下より上へ書き上ぐる迄畫をかけり、中にも爪にて墨をすくひかく、）（畫は勝れて妙なり、筆にて畫たるが如し、畫く處をみざれば、其實を知るべからず、刻本の春畫をよくかけり、一派の風ありて情深し、）彩色に工風をこらして、一派の妙を極めたり、總て總身に畫法充滿したる人にて、一點の戲墨も畫をなさずと云事なし、稀代の名人なり、倭漢の畫法に委し、骨法自ら宋明の筆意ありて、尋常の畫風にひとしからず、眞を寫すに一家の筆法畫體、悉く具るといへども、能其眞に似たり、（狩野流にても似て似ざるを畫法の第一とす、畫中不全して畫をなすを以て善とす、）自ら云、數年諸流の畫家に入、其骨法を得て、一派の筆法を試み、畫道の業に於て、會得せざることはなしと云り、香具師の看板畫より、劇場操の看板、油畫、蘭畫に至る迄、往々新規の工風を出し刻本の細密、定規引きの奇巧なる、一家の畫法を起せしは尤妙なり、

〔寂照堂谷響集三〕彩畫佛菩薩不用皮膠

客又問、彩畫佛菩薩像、不用皮膠者有說耶、　答、陀羅尼集經、畫作火頭金剛像云、和彩色用薰陸香汁、不用皮膠、又不空三藏所譯仁王念誦法云、其畫像者莫用皮膠、用諸香膠、如無香膠、煎糯米汁、用和彩色、今按、香膠者、以諸芳艸根汁黏者、代用皮膠、如彼石蒜等、石蒜者、亦名烏蒜、俗所謂曼珠沙華者是也、或曰、芥子油代用爲妙云、

〔大鏡五太政大臣伊尹〕此花山院は、風流者にこそおはしましけれ、○中略あて御ゑあそばしたりしさまにけうあり、さははしりくるまのわにはうすゞみにぬらせ給ひて、おほきさのほどやなどゑるしにはすみをにほはせ給へりしげにかくこそかくべかりけれ、あまりにはしる車は、いつかはくろさのほどやは見え侍る、

〔雲州消息上本〕賀茂祭近々、仍昨日參齋院、扇一兩枚可調奉之由、以女房所被傳仰也、不可及外聞、爲

思事緣密々所相示也者、近來畫工等無其暇云々、以卑詞雖相招、答以故障敢無承引、偏耽蜀都之賂、更嫌龍洞之貧、其理可然、期日已近、後素之態、殆可闕怠、繪師某候殿下者也、免給一日之暇乎、一事尤要須也、枉垂恩容、不宜謹言、

四月日　兵庫頭最道

駿河前司殿

繪師某事

右件男、從竹馬之時住家中者也、而習丹青之業以來、不致朝夕之恪勤、或爲權門蒙其譴、或就富家受其賄、彼是之間、進退不定也、雖然以命旨可召仰侍、只今尋在所、遣召已畢、可申承事等、積而如山、此兩三日爲勞小恙閑居蓬戸、隔面談之故、蓄懷如此而已、事々不悉聞、謹言、

輙時　前駿河守

〔蔭凉軒日錄〕寛正六年六月廿一日、前日爲普廣院殿〈○足利義教〉廿五年忌、御佛事錢自公方〈○足利義政〉御倉、以三万錢代物被出御畫軸、其中君澤筆四幅山水、其筆妙甚美、是故以三十五緡分買之、尤爲奇觀、

〔先哲叢談後編四〕源洞巖、名義和、字子巖、號洞巖、容軒、太白山人、皆別號、通稱彥四郞、佐久間氏、奧州人、仕于仙臺侯、〈○中略〉洞巖中年以畫其府城圖、詳記樵樓(ヤグラ)雉塞(トリデ)梁堡(ヨウガイ)羅郭(クルワカコイ)甬道(カヨイミチ)外塹(ホリ)等、坐事被放逐、將家徙偏鄙、居草莽三年、於此衣食不給、備歷艱難、後遇赦而歸府、復舊職、

〔本朝畫史四〕押繪

古來有十二支之圖、有十二月花鳥、又畫仙人、禪祖師、花鳥、山水居多、隨其需耳、〈本曰杉目之原、俗曰袖者、粧爲袖姿、蝦持之依曰之、〉

〔文會雜記二下〕一春臺ハ、日本ノ繪殊ノ外キライ也、唐繪ノ掛物四五幅アリ、前ノ家ハ散々アシキ

書畫叢談

家居ナレ共、長崎ノ一枚繪ヲ懸物ニシテ、是モ日本繪ヨリハ勝レリト云レシト也、

〔四碧齋畫話〕翁〇野呂介石曰く、先年東海道を通行せしに、駿河國蒲原の驛に宿し、深夜に立出ぬ、丑の下刻なるべし、滿天赤く見へ、不審に思ひ、駕舁者に尋れば、富岳なりといふ、おもふに是地中の日光富岳に映ずるなりと、暫く駕を駐めて眺望なし、夫より江府在留中に、曉天の富岳を作れり、

〔武江年表六〕安永三年十月廿二日、畫人鳥山石燕豊房、鳥山彥といへる繪本二卷をあらはす、フキボカシの彩色摺を工夫せしは、此本を始とする由、安闇貞翁の話也、石燕は周信の門人なり、板刻の畫本多し、

又此時代橘の珉江といへる繪師、もとは縫箔師なりしが、摺込の彩色を工夫し、職人部類といへる繪本をあらはし、〇下略

〇

〔中林竹洞翁畫論〕賞鑑家各有僻事

唐土にいふ賞鑑家とは、名畫墨跡、法帖等の物を家に珍藏して愛玩し、よく其眞贋を辨じて、深く書畫の奥をさとる者をいふ也、書畫の意をしらず、鑑定する事あたはずして、書畫はよき物と思ひて、多く家に藏むる者を好事家といふ、皇國の書畫を愛するものは各僻あり、僻とは、和畫を好む者あり、唐畫を愛する者ありて、各かたよるくせ有をいふ也、近古は土佐狩野二家の流のみ成しが、近代南宗の一派ひらけてより、人和漢を以てこれをわく、書畫を好むとならば、和漢のへだてなくよき畫を愛すべき事なるに、今時の畫好む者は、各かたよるくせ有て、唐畫を好む者は和畫をそしり、和畫を好む者は唐畫をしりぞく、是皆畫の本意をしらぬゆゑ也、和畫にても、よきはよくあしきはあしき也、唐畫におけるも又しか也、それを今やうの和畫好む者は、上手なれども唐畫ときけば是をしりぞけ、あしけれども和畫ときけば、家に藏めて愛玩す、趣こそよけれ下にのみかすかにかきたるはといひて、上手下手のしや別もなく、其位置の輕微なるを喜ぶ、尤愚也、今の

（和畫好む者、位置の輕微なるを貴ぶといへども、是は深幽この方の事也、其前は位置全く唐畫とひとし、多くは密なる畫也、されど上手のは、密にして不レ密、疎にして不レ疎、）又唐畫を愛する者は、土佐狩野などの事いへば、耳ふたぐばかりにして是をきらへり、只和畫は俗なる物とて、目にふるゝ事をも禁ず、櫻は櫻、梅は梅、いづれかあはれならざらん、又茶道家の僻あり、これは畫のよしあしにかゝはらず、其道にゑんある者には千金をなげうつ、これらは書畫をこのむといふべからず、眞に書畫好む者は、唐にても皇國にてもあれ、筆跡の見事なる物をゑらびてこれを愛す、是眞の賞鑑家也、古へは畫よりは幅がらの程よきを重んせしにや、唐畫など大幅は心なくきりはなして、二幅對四幅對などにする者多くあり、おしむべき事也、眞に畫を愛する者は、大幅にしくはなかるべし、明の謝肇淛が、壁上の大幅尤目力をつひやすといひしは、畫をしらぬ故也、壁上の大幅尤神氣をやしなふにたるべし、さいへばとて、今此方の人、絹素を裁して畫がゝむには、吾朝の程よきにしたがふべし、からめきて長きを好み、分に過たる大幅を愛するは、又好からぬにや、只古畫を裁斷する事は心すべし、

〔明良帶錄〕古筆見
古筆見了意は、墨色古筆を見分ける、家の傳來とす、極めを付るなり、

〔京都御役所向大概覺書六〕一碁將棊茶湯立花蹴鞠手跡古筆目利算術之事

古筆目利
一寺町裏通新地信濃町　　了音
一一條西洞院東江入ル町　　川勝宗休
一油小路出水下ル町　　朝倉茂入

〔譚海十一〕本朝古筆の内に名。物。切。れ。と稱するものは、小野道風の書、本あみぎれと云もの第一なり、唐紙地に書たるものなり、佐理卿はとうし切れと號す、是は紙の地紋絹もじのごとくなるや

うに見ゆる故、もじは物をふるひとほすによりて、とうし切れと云也、又一種箔切れと云物あり、是は紙の地に、銀泥にて箔を引たるに書たるもの也、爲家卿は種々あれども、越前切といふを第一とす、紙は白地にて、半分横に青き色まじりたるものなり、爲明卿はこよみ切と云、古今集を暦のやうに細く書たるものなり、定家卿も種々あるが中にも、後撰の五首切といふを最上とす、高價なるもの也、後水尾院の宸翰は、引さきたんざくと云を賞翫とす、紙を短冊のやうに引さきて遊したるものにて、殊に拂底なるもの也、聖德太子は皆經文を書給ふ計なり、其中に寶塔ぎれといふは、高價なるものなり、金泥にて寶塔を書て、其中に經文を一字づゝ書れたるものなり、天滿宮は金字の法華經計なり、普通には紺紙金泥成物なれど、天滿宮計は紫地の紙に金泥なり、多く筑紫安樂寺より出たる物なり、古筆に、延方にて天滿宮の御筆を、雷除の守なりとて、一字づゝきり出して、所望の者に施す、禮金一兩づゝ出せばもらはるゝ也、又天滿宮の御筆といへば、大かた加賀守殿へ買上られ、前田家は菅原氏なれば、何程ありても、價をしまず買上らるゝ事ゆゑ、天滿宮の御筆は、殊の外拂底に成たり、鎌倉八幡宮寶物には、天滿宮の遊したる大般若經ありといへり、親鸞上人の筆は、八百屋ぎれと云を最上とす、金一枚ほどの價なり、文覺上人の筆は、反古のうらに書たる物ばかり也、連歌師宗祇は大倉色紙と云あり、やけとうしに書たる物なり、後醍醐天皇は芳野切と云、御製の歌を遊したるものなり、弘法大師は鼠心經と號す、般若心經を章草にて書たる物なり、紀貫之は古今集を書たる有、高野切と號す、傳敎大師は燒ぎれと云なり、白紙に經文を書たる紙、上下火にやけたる跡ありて、經文の所は殘りたるものなり、いくらありても皆やけ切れ計なり、小野の道風は奈良切と云名物なり、法華經を書たるものなり、源三位賴政は平等院切れと云、淺黃と白き紙に朗詠集を書たる物なり、

〔筆のすさび上〕古筆了音は、歷世の中にも勝れて目利にてありしなり、京に住居の間弟子の內に

帷子屋何某といへる者は、內弟子同前に、日々詰切に伺候せり、この男も目利者にて、しかも贋作ものなども上手なり、ある時、了音の留守を仕て居ける退屈のまゝ、風と慰に小遠州の消息を一枚書きたりしに、ことの外よく出來て、わが心にもよく出來たりと思ふ儘、了音歸宅の時、何しらぬ顏にて見せたり、了音見ていはく、是はその方の書しものならんが、是は遠州の正筆といふべき物なり、ゆゑに極札をそゆべしとて、そのまゝ極札をそへられたり、

〔先哲叢談後編三〕細井廣澤、名知愼、字公謹、號廣澤、思貽齋、蕉林庵、玉川、奇勝堂、皆別號、通稱次郞大夫、遠江人、仕于河越侯、守吉保、松平美濃後給仕于幕府、○中略葛烏石、學書於廣澤、有靑藍之名、嘗摸書文衡山七絕詩數首、僞稱衡山眞蹟、古色其裝潢、賣之一諸侯、侯求鑒定廣澤、廣澤閱之、墨彩勁搖、裝表絹紙之古雅、以髣髴於衡山、認爲眞、侯甚珍重之、其後數十日、烏石告之故、廣澤無戒、以僞巧欺誣於人、又無恥識鑒之不至、自若曰、繭誠以己書爲古帖、欺李北海、北海不能辨別其眞贋、今猶古乎、笑而不止、

〔畫巧潛覽五〕畫家新舊眞僞雜記

夫畫を看とならば、先早晨に匣を披き、鷹觜を以て壁面に掛、初陽を左にし、遠望近視て、筆法設色に心を留め、曾て裱褙の飾を見事なかれ、裱褙の錦繡に心を奪れて、眞贋を誤る事多し、贋畫必ず裱褙を裝て俗眸をくらまかす、是第一心を用ゆべき事也、先和漢を分て後絹紙を考へ、次に筆鋒、次に時代次に墨色、次に精神を觀べし、印を不見して卷收て後、亭午に再び披き熟覽すべし、此時裏志と印章と牽合て、當否を心中に要むべし、

畫圖、和漢の相違ある事述るに不及、然れども往昔周文、宗丹、啓書記の輩、專漢畫を學びしにより、未煉の人は見るに迷ひあり、都て漢畫は、眞行草共に水墨設色甚厚し、又落墨をなさずして、色を點じて、草花一種の容を作すあり、是を無墨の點といふ、皆厚重なること倭に適たり、斯を以て倭

漢の間をさるべし、

唐朝の絹は麁く厚し、搗熟ものなり、廣き物は四尺餘あり、宋朝の絹は細く輕く、光彩有て紙のごとし、揩摩ば玉のごとし、廣きものは五六尺あり、名付て獨梭紙といふ、又元朝の絹も細密にして、獨梭に似たり、和の絹は經緯細し、多は山城の製也、中比探幽子、織殿に命じて別に一種の絹を作る、其製殊に勝れたり、世に是を探幽絹と云、紙は唐の硬黃、短簾、毛邊、宋の澄心堂、白蔴、鵠白、蘿白、或は元の淸江紙、觀音紙、明の連七奏本號を上とす、和畫にも雪舟紙と云あり、乃檀紙なり、まさかきの皮を以て漉、陸奧或は筑州より出しかども、今はなし、山田道安と云人、高野山下の河根と云所にて畫の爲に紙を漉せたり、是を道安紙と云ふ、乃楮紙にて、今簿帳に用ゆる紙に相似たり、古扇紙は、雲母淡き唐淺紙に似たるを、古法眼の時代紙とす、

〔古今著聞集 十一 畫圖〕帥のおとゞに、屛風を賣人有けり、公茂弘高などに見せられけり、公茂、弘高をまねきていひけるは、此野筋、此松海及べからず、おそらくは公忠が書所か、弘高承伏しけり、公茂が云、公忠は屛風を書とては、必その屛風のひらのすみごとに、おのれが名を書けり、こゝろみにはなちて見るに、あんのごとく公忠が字ありけり、いみじかりける事也、

〔東國通鑑 二十 高麗 七〕明宗十五年三月、命文臣製瀟湘八景詩、倣其詩意摹寫爲圖、王精於圖畫、與畫工高惟訪李光弼等繪畫物像、終日忘倦、(中略)光弼父寧、少以畫知名、仁宗時、隨李資德入宋、徽宗勅寧、畫本國禮成江圖、旣進、徽宗嗟賞曰、比來高麗畫工、隨使至者多矣、唯寧爲妙手、賜酒食錦絹、仁宗得宋商所獻畫圖、以爲中華奇品、悅之、召寧誇示、寧曰、是臣之筆也、仁宗不信、寧取圖折粧背、果有其姓名、

〔本朝畫史 三〕眞能、稱能阿彌、仕公方家、爲童朋、鑑定古今書畫題名在于今、世人以斯爲證、號鷗齋、或春鷗齋、平日能書工歌、所畫專慕牧溪、師周文、爲墨戲、則筆力稍健、然平淡趣高、世間不多其筆跡、其圖中、

手鑑附畫帖

多有畫墨竹石、善於花鳥及山水猿猴、

〔先哲叢談續編十〕高芙蓉

芙蓉博聞强識、無與比者、一時好事之士、盡慕附之、又長於書畫鑒定、一見立辨眞僞、今時以賞鑒成家者、傳其遺論、稱爲我土鑒識宋元以降古書畫之濫觴、

〔淇園文集初編三〕望月玉蟾傳

又精賞鑒、於是三都諸貴豪所藏古名畫、率皆輻輳其門、以求之品定、玄毎一過目、終身不忘、他日或與門人語及其畫援筆略畫其樣、及比之元本、不差一點畫、

〔安齋隨筆前編十二〕古筆手鑑　世に古筆手鑑と云物あり、予も數多見し事あり、何れの手鑑にも、巻頭には必聖武天皇幷光明皇后書たまひて、佛經の切たるを出せり、かの佛經の切レ、數多の手鑑に張る程に、多くは傳はるまじき事也、似せ物なるべし、古筆を識鑒する者は、金銀を取る爲にする事なれば、彼者の極と云事もおぼつかなき事なり、私あるべし、持主賣物にせん爲に、極メ札を取る也、正筆にてなくとも、極札だにあれば、正筆になる也、刀劒の極札を取るは賣物にせんが爲也、

〔譚海十二〕手鑑のはじめには、聖武天皇と光明后宮の御筆を並て張事、御夫婦の御筆傳たるを祝儀に用る事、定たる例なり、ある人の試筆に、手鑑や聖武皇帝明の春といへるも有興發句也、聖武光明の御筆、皆經文ばかり有、聖武天皇は行書にて遊したるを最上の物とす、光明子は鳥のあた陰と號する物を第一とす、白紙に金泥にて花鳥の繪を書たる物へ、墨にて經文を書れたる物なり、聖武帝宸筆紺紙金泥は常に有物也、五色に染たる紙に遊したる物、至て稀なるものとす、

〔明良洪範續十二〕忠直○酒井ハ無欲第一ノ人成シ、朝鮮國王ヨリ父忠勝ヘ送シ古筆ノ手鑑アリ、宋元明三朝ノ名家ノ自書、其中ニ東坡ノ自書ニ、細字ノ赤壁賦　押交、宋朝ノ四大家ハ元ヨリ、大賓

コウ儒ノ畫讃、墨跡、扇面等、六帖ニ押集シテ、合部シタル名物ナリ、天子將軍家ニ有テモ、無雙ノ名物ナリ、然ルニ酒井忠清少將聞及バレ、右ノ内三帖所望セラレシニ、忠直、安キ事也、父忠勝秘藏ノ物ト云ドモ、他家ヘ遣ハスニハ非ズ、元同胤ノ事也、全部ノモノヲ分テバ疵モノニテ、道具ニ非ズ迚、殘ラズ贈ラレケル、又小野道風ガ草書ノ一軸有シヲ、狩野探幽望ミテ、一覽ノ上何卒寫シ申度由願ヒシニ、忠直聞テ、探幽繪ヲ書ニ、第一書法ヲ用ユルト聞シ也、古人名筆ノ法ニ謬マル事モ有ベシ、眞跡ヲ遣ハスベシ迚、探幽ニ賜リケル、古筆ノ書畫ヲタクハヘ置事ハ、只ニ目ヲ悅バシメ、人ヲナグサムル迄ノ用也、探幽ガ如キハ天下ノ名筆、堪能ノ者ナレバ、此道風ノ眞跡ヲ以、筆意彌増ニ進ミナバ、上ノ御重寶ゾカシ、何ゾヤ一己ノ目ヲ悅バサン迚惜ムベキヤ、此趣ヲ能申聞セテ遣ハスベシト申サル、

〔淇園文集二序〕和田隆侯藏天下名山水畫帖序

和田隆侯、性嗜山水、然常以其身牽務不能遍探爲憾也、近得一畫師、名曰旭江、旭江身自遊歷四方、足跡大抵靡所不臻、而每睹其景致殊拔者、必寫之、以藏之行橐中、積數十年、幾滿二百、隆侯請爲縮圖、更求其他奇者、增至百數、總計凡三百幀、蓋五畿八道之勝皆彙焉、廼以作六帖、寄來京、需予題曰、吾意欲以剞傳致諸西土、俾彼人以知吾土山水奇拔者、更多於彼所傳焉、未知隆侯見許乎否、

〔淇園文集六題首〕三砡亭集書畫帖題首

今世人士、率無不求集當世名書畫者迹、爲帖而以蓄之、其所集多或數百、少或止二三十、其帖或大踰尺、或小不過二三寸、而必又請人作之題首、余所爲題者已及四五帖矣、又有以一簽請之、乘蹟其上者、余爲之題額、亦近於以百計、如以一扇集之者、則殆比屋可封也、然以一扇一簽集之者、其作相重、雜遝失致、要之不如帖之各專其迹、无相碍累也、

〔賓山文鈔下〕書畫帖引代

書畫落款

聚丹青墨妙于一幅之内、罔論識與不識、飄然而技飄然而揮、爲雲烟爲龍蛇爲奇石怪岩、顏筋柳骨、倪山孫水、詭態百出、變幻超忽、雖一草孤木、片翰零墨、曲有妙趣、猶會巨匠名流乎一堂之上、而各鬪其技藝也、雖則尺幅之帖、亦足以觀一時文苑之盛矣、展觀之餘、書此以還之、

〔款識百例 題言〕博古圖曰、鼎之有文、謂之款識、蓋饕餮文之類、而款卽凸而成文者、識卽凹而成文者也、夫印亦款識成文者也、古人只佩之耳、其後一變印紙以爲證、謂之落款、後世又一變、書畫家者流、卒稱記其姓名字號者、直謂之落款也、友人畑道意編斯書、廣輯網羅、無復遺憾矣、今代之以記落款之稱所本由云、甲寅孟秋、檪齋阿部喜任識、

〔米庵墨談 三〕書落款

落款數字中ニ趣ヲ成スコトニテ、容易ニ下スベキニアラズ、古人モ落款号ヲ敗ルト云リ、最心ヲ用ヒシナリ、今人タヤスク心得、杜撰ニナスモノアリ、無知妄作ノ誚ヲ免カレズ、余諸書及ビ眞跡ニテ見トコロ、又碑誌ノ題名ヲモ裒集シテ、二卷トナシヌ、

〔米庵墨談 三〕畫落款

此方ノ院畫、落款スベテ某筆ト題ス、コレ和習ニアラズ、蕭閒堂記ニ、米元章ノ像ヲ畫テ、楊之儀筆ト書セシコトアリ、嘗テ谷寫山ニキク、宋ノ牧溪梁楷ナド筆ト題スルモノヲミルト、又元畫ニ筆ト題セルモノ銷夏錄ニ載ス、今ノ唐畫ト稱スル人、某筆ト題スルヲ俗ナリト思ヒ、ミナ某寫トノミ題ス、マタ寫ト云コト、晉代唐初ニテハ、字ヲ書スルニ多ク用ユ、前ニ說ルガゴトシ、畫ニ寫ト題スルハ後世ノコトナリ、唐宋諸人ノ落款ハ、大抵某畫ト題ス、其他シナニヨリテ、狀製作造繪ナド丶題セシコトアリ、寫ト題スルモノハ、元以前多クコレヲミズ、明ニ至テハ專ラ寫ト題ス、

〔米庵墨談 三〕合作畫款

畫家二人ニテ一紙ニ畫クモノアリ、是ヲ合作ト云フ、詩人書家ニテ稱スル合作ト同カラズ、畫ノ

合作ソノ始ヲ知ラザレドモ、墨緣彙觀ニ、考古人合作之跡、宋人絕少トアレバ、近世ニ起ルコトニアラズ、元明已來、父子夫婦姉妹師弟ナド、種々合作ノ者ヲミル、○中略

女子落款

女子ノ落款、古狩野家ニテ女雪信ナド、題セシハ、極テ其體ヲ得タリ、近日多ク何某女書、某女畫ト題スルハアヤシムベシ、甚シキモノハ嫁シテ夫ノ姓ヲ冒シ書スルモノアリ、笑ベキノ至ナリ、彼土ニハ夫ノ姓ト妻ノ姓トヲ、合セ稱スルコトアレドモ、大抵男子トサマデカハリタルコトナシ、○中略

落款記年齒

書畫ノ落款ニ、年齒ヲ記スルモノハ、唐ノ懷素ガ千文ノ末ニミユ、此ヨリ以上ニハイマダ見ズ、陸放翁ノ題跋ニハ、シバ〳〵其齡ヲ記ス、ミナ六十以上ナリ、其後明ノ文氏父子董玄宰ナドニ至テ、甚多シ、今ソノ體例異ナルモノヲ並錄ス、凡年齒ヲ記スルハ、老ニ及ンデ書畫ヲ作スヲ珍トスル心ナリ、然ルニ款識ニ、明ノ陸深ガ五十有壹ト題セル畫款ヲ載ス、怪ムベシ、又董子ノ書款、年齒ヲ記スルモノハ、八種畫譜ニミヘタリ、

〔中林竹洞翁畫論〕畫賛心得べき事

いみじき上手の畫といへども、賛によりて價を減ずる事あり、されば畫賛はみだりにかく物には非ざるにや、まことに詩文などつたなき手してかきたるは、たちさらまほしき物也、中にも心なき者は、今の世に誹諧師とかいふ者あり、畫位をそこなふ事をもかへりみず、筆さしぬらして、ひた〳〵とゆがみざまにぞかきちらしたる、まことに人がらの程も見えて、心ぐるしかるべきをはぢとも思はず、なほ所得がほ也、中にも甚しき者、畫のうへ迄もかきちらし、氣象よしと思ひたるさまあさまし、價を減ずるのみならず、物をけがせる事、蒼蠅とひとしくにくむべし、六々菴

とかいへる者の、英一蝶が畫、太郎菴が畫などに、發句とかいふ事かきしを見侍しに、畫のうへ迄ぞかきちらしたる、心なき事也、

〔畫譚雞肋〕畫成りて名を題するに、一幅の内に恰好の所あり、落欵其所を失すれば、全局を損すと畫人云へり、又畫ごとに花押を署せしは徽宗なり、手いづれにもかくのごとくにあり、程史には押字は晉よりはじまると云ふ、然るに唐の文皇の時、群臣の奏は眞草を用ひ、名は草を用ひず、草を以て花押とすとあり、此時にても形模はな、さず、今のごとく成りしは又のちなり、集古錄癸辛雜識等にも、五代巳來帝王將相の署字あり、あはせみるべし、

〔江戸繁昌記 初篇〕書畫會

當今文運之昌、文人墨客、會盟結社、而人苟風流、胸中有墨、才德並具者、一與盟、衆推拜先生、聲流四海、滂滄皆盈、油然之雲、沛然之雨、靡人不欽慕矣、予〇寺門靜軒雖不得與盟、亦嘗列末筵者數回、如其壘事、略觀而盡焉、其地多以柳橋街萬八河半二樓、先會數月、卜日掛一大牌、書曰、不拘晴雨、以某月某日會請四方君子願臨、且大書揚先生姓名、於是乎莫人弗知有先生于世、蓋與漢朝及第放榜之事略同、桀可知矣、觀者聚焉、摩肩累踵、指點曰、某畫人也、某詩人也、某儒流、某書家、彼插花師始宣名也、此清本氏女初上場也、佇立仰牌、又如法場讀罪人加木一樣、未會之間、先生鷄起、孜々奔走之務、高門縣簿莫不敢往、亦不省內熱之恐、當日先生儀裝曲拳、儼然坐上頭、坐後施闌居案、計人二位簪筆守簿、乃賓主相揖、恰如賀客拜年於典舖頭、有掌劍者、有管飯者、酒監茶令並手在職、客漸鱗至、主人左接右應、其拜壽金、推讓不暇、豈遑獻酬、客互爲主、擧盃相屬、聘名妓數名、充侑佐酒、調弄紛譊、無絲竹管絃之娛、一笑一盃、亦足以發醉狂、紅拂認李公於稠人中、周顗取問答於醉舌上、紅氍數席、畫地設場、諸先代登焉、只見紙上龍走、筆下鳳翥、腕中有神、指頭有鬼、一抹之墨、萬金難購、寸素之冊、千載可傳、觀者傾堵、人々爭乞、坐中指可掬矣、淨粧冶服、艶發射人者、所謂近來流行女先生是也、纖手拈筆、唇墨成態、人麗毫靈、衆賓圍

繞、蟻附蠅著、隨謝隨乞、畫師在傍、熟視亦不得、令其守無別之致、不手親受授、酒流杯崩、喧囂雷轟、塵埃雲蒸、千筵坐間、寸無虛白、然主人之心、猶望一銖之濟、助盛會之海、雜遝漸收、樓頭可燭、幹人徇曰、卜不及夜、醉客不得已而起、

〔先哲叢談後編八〕龍草廬

草廬雖以浮靡取譏於諸儒間、其流風餘韻、有不可磨滅者、三都所謂書畫會、春初發會、著作會之類、至於今世餬口文藝者、不得不用而皆便之、其事始自草廬矣、

〔東都歳事記一春下〕三月　書畫會 早春より夏にいたり、都下に名だゝる諸先生、兩國橋畔或は下谷淺草等の酒樓に會し、門下の子弟をつどへ、席上にして毫を走するが故、一紙半幅を乞ふもの樓上に充り、實に春平の盛事にして、文華の行るゝを看るべし、

〔洪園文集序二〕杉林茂信所集書畫冊序

乙卯春三月念五日、余作書畫會於東山多藏庵、凡海內之能者、率皆寄致其所作書畫、而京師名家、大率皆集、其日杉林茂信來造庵、而謁予曰、僕考妣塋在東山某地、而僕近構小庵於其塋側、以考妣生平皆好書畫、故欲得諸名家書畫、以爲庵中之所藏、而供先人之賞玩、今聞斯會諸彥皆在、願籍先生之力、以請諸彥之筆蹟于此冊、余感其孝思之深至、乃爲請諸賢、各占其冊一紙、又爲識其事於首端、

〔海西漫錄三〕書畫會帖

おなじ文化中、東都にて鵬齋先生の書る書畫會帖あり、

寅訂本月廿八日、開書畫會筵、奉邀四方文彥、祇締金蘭、乃薄庀豆觴以埃、冀各家君子賜願揮毫、以耀韮筵、屆期寵臨、不勝翹仰之至、丁丑冬十月首會、東苑源道、鵬齋老人與、頓首拜代啓とあり、當時の風を觀るに足れり、

〔嬉遊笑覽五宴會〕近來書畫會、所々の料理茶屋に於て催すこと、四時絕ることなく盛りに行はる、其卑俗なること、御法度のはな會とて、小歌上るりをどり子供の名弘めに異ならず、年中其事にか

かづらひて、興行をなす者は菊池五山、大窪天民が輩なり、馬喰町の扇面亭など、もと狂歌會の催主占正が輩をたのみ、扇を賣に出しが、書畫にも出はじめ、其會になれて、此會催す者は、必扇面亭五山を賴みて催さねばならぬやうになりたり、

〔須禮數例草〕發端

畢竟書畫會へ藝者のいづることは、絕ていらぬことなり、されぱこそ寛政享和文化の中頃迄は、藝者の酌などゝいふことはあまりなきことなり、文化の末より文政天保にいたつて甚しくなりしは、いと〳〵なげかはしきことなるに、夫を悔の心底はなく、却て其棟梁とならんと欲する族より、是を會主へ賣りつくるは何等の譯ぞ、此席に藝妓なければ、文人墨客揮毫の業は出來ざるか、よしそれにもせよ、左あらば其酌人は爾等より會主へ土產として、遣さんには、少は風韻もあるべけれど、一向に其處へは氣もつかで、是をしも會主に厄介をかけ、おのれらは一穴の錢も費さずして、只百只十只分にて飲喰しやうとは、あまりとまうせば、吝嗇なるしかたなり、〇中略夫は兎もあれ、此度の會合よりして、爾等連中廿三人を、書畫會肝煎と稱するよし、此ことは爾等が腹工よりいでたるか、又は世間にて付たる名目か、月行事を立て、二人ヅヽの姓名を記すを見れば、爾等自肝煎と號して、書畫會の魁頭と仰がれ、世間の文人へ號令を下して、席上にて意張んことを樂みにせんとの工なりとおぼえたり、嗚呼いかなれば爾等淺智にして故(コト)を解せざるの甚しきや、

附　掛軸

掛軸ハ掛物ト云ヒ、又軸トノミモ云フ、書畫ヲ裝潢シテ之ヲ壁間ニ懸ケ、以テ室內ノ裝飾ニ供スルモノナリ、而シテ掛字ト云ヒ、掛繪ト云フハ、書畫ヲ分チテ之ヲ言フナリ、掛軸ニハ又立物、橫物、大軸、小軸、小繪、豎繪、橫繪、柱隱等ノ別アリ、形體ニ就キテ名ヅケタルナリ、裱褙、褾褙、

名稱

輪褙ノ別アリ、裝潢ニ就テ名ヅケタルナリ、又唐表具、大和表具、紙表具ノ稱モ裝潢ノ名タルニ過ギズ、而シテ本紙、一文字、中、上下、風帶、軸、軸木、褾紙、褾紙竹等ノ稱ハ、掛軸中ノ名所ナリ、要スルニ掛軸ノ事タル、瑣屑ニ涉レルモノ多クシテ之ヲ懸タルニ其法アリ、之ヲ觀ルニモ亦禮アリ、其說多クハ茶家者流ヨリ出デタリ、

掛軸ハ、原來卷本ヨリ轉ゼルモノナルベシ、故ニ其裝潢ノ式幷ニ其技ニ屬セルコトハ、卷本篇ト互ニ參照スベキコト多シ、

〔書言字考節用集 器財七〕掛軸(カケヂク)　懸物(同)

〔運歩色葉集 賀〕懸物(モノ)

〔北野大茶湯之記〕二番　金之御座敷分

一掛物墨跡

〔運歩色葉集 地〕軸物(ヂクモノ)

〔槐記〕享保十二年五月廿三日、軸カザリトテ、壁ヘタテカケテ候コトアルヨシ承リヌ、イカヾト伺フ、昔ハ掛物トハ云ハズ、掛物ヲ軸ト云、○下略

〔運歩色葉集 賀〕掛繪(カケエ)

〔書言字考節用集 器財七〕懸繪(カケエ)

〔貞德文集 上〕這掛字二幅、表具仕度候、○下略

〔書箋 雜六〕挂畫挂字包法○下略

〔下學集 器財下〕表褙(ヘウハイ)

〔書言字考節用集 器財七〕裱褙(ヘウホイ)(今云、表具畫也、或作表補繪者非、)裝俵(ヨ)

〔諧聲品字箋 秒聲第九〕表(中略)(與褾同、書標識也、)褾(領袖端也、又褾褙、褾、表、褙、背也、凡糊成物者、必兩層、以不書繪者向外、謂之褾、以無染素紙托其背、爲褙也、)褾(同上、袖端)

也、又卷褾飾、

〔和爾雅五器用〕褾(ヘウ)褙(ホイ)褾褙(ヘウホイ)也、裝褫同、

〔塵添壒囊抄四〕表背事

本尊懸繪等ノメグリノ裝束ヲ或ハヘウホウヱト云、或ハ表紙ト云、何レカ正ゾヤ、ヘウホウ繪ト云ハ、一向僻言歟、表紙又難心得、紙ニ非ズ、表背ト書テ、ヘウホイト讀也、ハイノ字ヲホイト讀ム例、倍(ハイ)堂ヲホイタウトヨム等也、五音相通也、已ニヘウホイ師ト云者アリ、表紙師トハ云ズ、是ニ輪背道背ト云事有、其品ヲバ表背師ニ尋ヌベシ、師字ヲ用ル事ハ法師ナル故歟、佛師經師唐紙師ナンド云、男ヲバ塗士蒔繪士檜物士ナンド云也、橙表背、輪表背ト三字ニ書ク、

〔嬉遊笑覽二下表褙〕掛もの、表裝に㡧補繪補繪といへる、ほゑは褙の音なり、すべて是を表褙(ヘウホイ)といふ、三十二番職人歌合に、へうほうゑ師あり、節用集に表補繪表背衣とあるなど、みな後の稱なるべし、源氏繪合ゑは、こせのあふみ、ては、きのつらゆきかけり、かんやがみにからのきをはいして、あかむらさきの表紙、紫檀の軸、よのつねのよそひ也とあり、はいとは褙の字にて、裏うちのことをいふ、ほゑともほいともいはざりし也、〇中略今上中下などいふは、みな縁といふべし、へうほゑ師の歌に、山水もはるぞ見ごとにへうほゑ花のにしきをちうへりにして、又卷たるこぐちをば、いかにせむ馬ならぬ繪のへうほゑまきだしわろくのりのこはきを、卷たしをまききり共いへり、

〔一話一言三〕褾褙

掛物を表具するを、ふるきものには表補繪(ヘウホヱ)といふ、三玉集の内、誰やらが歌にも、表補繪のまき出しわろくのりこはくしてとよめり、蓮如上人物語にも、表補繪といふ事見へ侍り、按表補繪は褾(ヘウ)褙(ホイ)の音なるべし、假名がきに、かくはかきけるにや、

〔雍州府志七土產〕表具。 凡書畫縱横之裝潢、其卷末著緒、卷本著牙軸、竪卷之、以卷末之緒結之、是謂表

名所

具、略○下

〔倭訓栞中編二十三〕へうぐ　裱具とかけり、壒嚢抄に表背とみゆ、輪褙幢褙などの名あり、へりはそきを輪褙といひ、小べりなきを幢褙といふ也、

〔間合早學問下〕學者巵言

裱裝ひやうぐのまたて

〔三百箇條上之上〕一墨跡表具名所之事

口傳曰、是は墨跡にて口傳する名所なれば、書付るに不及、尤秘事にあらず、常の名所也、

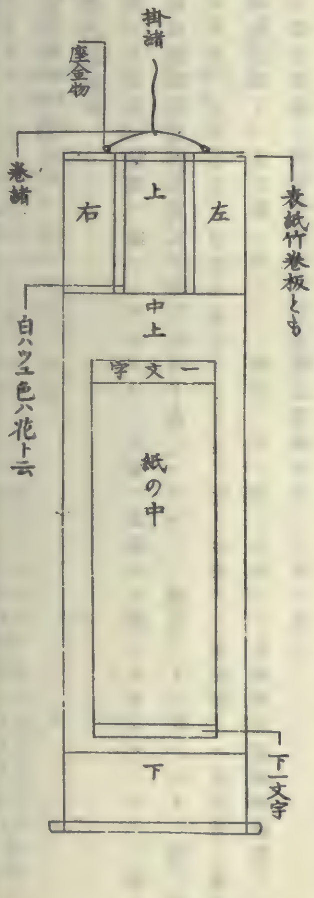
怡溪曰

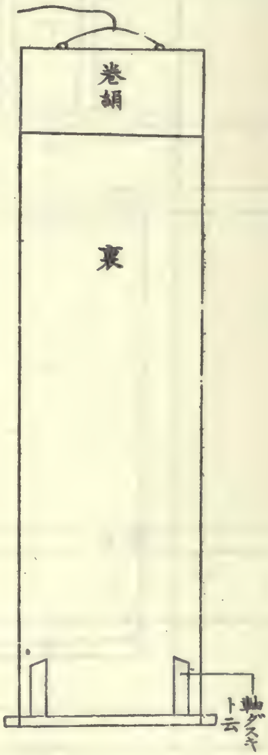
表補繪は一文字中總縁といふ

幢補繪は一文字中上下といふ

風帶房白きは露、色は花、　表紙竹　卷緒　座金物　掛緒　卷緒　軸たすけ　卷絹　軸色々略○中

無住闕○了曰





山曰、右の圖のごとし、

曰、表具の事、一文字の上下、中の上下、上下の上下、一文字のきれにて風帶いたし候を一文字風帶と申候、中のきれにて風帶いたし候を中風帶と申候、房白きは露、其外色有は花と申候、表紙竹、座金物、掛緒、卷緒、表紙竹のうらに付候紐を卷ぎぬと申候、○中略ある書に曰、上の一字文、上の中、上の上下、下の一文字、下の中、下の上下、風帶白きを露、色の有物を花と申也、軸、表紙竹、懸緒、卷緒、座金物、卷紐、軸だすけの紐、軸の名之事、うづ軸、直軸、ばち軸也、うづ軸、このうづ軸は必象牙也、

〔茶道表具書〕表具相傳ノ秘事

一表具の名所、表補繪のときは、一文字、緣、中緣、總緣也、

此通申候、緣と中廻も合點あるべし、

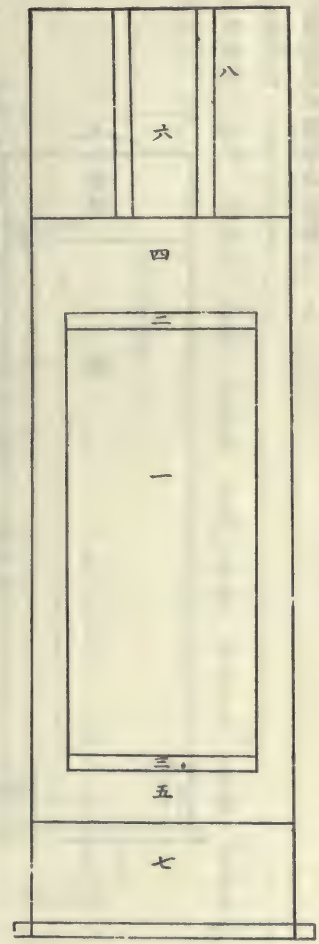
常の表具の時は、一文字上下といふ也、

如此也、但緣と不申候所を合點無之候はゞ習てよし、

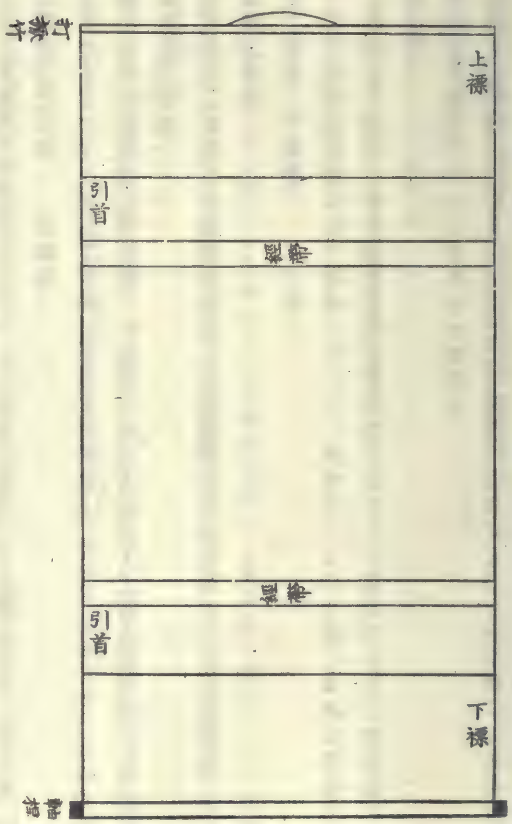
右の外、表紙竹、卷指、座金もの、掛緒卷緒にて、軸裏に軸だすけと云緒有、

〔茶道筌蹄 二 懸物〕懸物を見る心得、

本紙、一文字、中、上下、風帯、軸と、一二三の順を付て覺ゆる時は、わするゝことなし、



〔雜圖 中〕掛軸式 宋周密思陵書畫記



〔和漢裝潢志〕大室山人雜圖中卷　掛軸式○中略

按ずるに、此圖解によりて上中下一文字の名目よく分れり、

〔思陵書畫記〕六朝名畫掛軸

用皂鸞上下褾　碧鸞綾引首

碧鸞綾託全褾軸　檀香軸桿

上等玉軸

〔名物六帖器財三〕上褾(ウヘノヒヤウ)　圖繪宗彝、裝裱全式、大整幅、上引首三寸、下引首二寸、小全幅上引首二寸七分、下引首一寸九分、經帶四分、上褾除二打擫竹一外淨一尺六寸五分、下褾除二上

軸外七寸、淨　下褾（シモノチウ）、上引首（ウヘノイチモンジ）　下引首（シモノイチモンジ）　經帶（フウタイ）共上見

〔和漢裝潢志〕表具寸法

一一文字の幅一寸の時、中の幅四寸、上一尺二寸、いづれも上の方の寸法也、下の方一文字幅五分、中口口下六寸、右寸法より、一文字の幅より極めて中上の寸法を定むる也、下の方は、上の方半分宛の寸法也、上は一文字に四を懸て中の寸法也、中に三を相乘して上に成也、

按ずるに、此說の如きは、今の唐表具といふ製所謂極眞の表具歟、

〔尤の草紙上〕むらさきの物の品々

掛字のひようぐは何々ぞ、紫糸のそうのへり、紫地の錦の一文字、紫糸のたくぼく也、

〔江戶職人歌合下〕十九番　右經師

海山のながめも月のすみ繪にて天地は天地大表具せり

右不レ難申、左申云、天地は天地、何事にか侍らん、陳云、天地をもて表具の天地にしたりと也、

〔訓蒙圖彙大成八〕驚燕（きやうえん）ふうたい

〔諺言長語〕畫上二紙條、名曰驚燕、燕怕紙、凡有紙條處則飛去、紙條古不レ粘、任其飄動、

〔喫茶南方錄三〕掛物

一文字　風帶　中風帶　一文字無シ

風帶と一文字を同切レを用るを中風帶と云へり、一文字なしもあり、總て表具の事、切の取合等吟味すべし、四幅對、三幅對、二幅對、幅竪長物大橫物共、それ〲に表具のかねに有、容易に書付がたし、大秘事口傳、

〔和漢裝潢志〕南坊錄喫茶活法二百四十ケ條之中

一文字の切を以、風帶にしたるは常也、中を以風帶にしたるもあり、中の切にてまたるを、中風帶

と唱へ、一文字の切にてゑたるを、一文字風帶ととなふ、

〔茶道筌蹄 二懸物〕表具名所

表木　上の卷留に入たる木也

上卷緒(注貫)卷留たる所にある緒也、卷物の表紙のごとし、

懸緒　釘へ懸る所の緒なり

〔茶道表具書〕表具相傳ノ秘事

一表紙竹は、さのみ寸なし、細めに見候やうに可然候、如此なり、是又心の眼にてよく見てよし、とかく名人の先達仕置候を、心をつけ度々見合點無之ことは、師にてもたづねてよし、

〔雅遊漫錄 三〕裱軸

此土に云かけ物なり、書畫の類を裱褙して、壁間にかけて閑情を助く、書畫の樂み、前後の卷に出せり、其制世にゑるごとし、直幅、横披、單條、對軸、紙裱、絹裱、輪裱、背裱補背等の品、絹を用るに其色其品寸法等故實多し、

〔名物六帖 器財三〕直幅(學範、古畫多直幅、至有長八尺者、)　長畫(清畫位置、長畫可挂高壁、)　單條(同上)　横披(學範、横披始於米芾父子、)　大幅横披(清畫位置、堂中宜挂大幅横披、)　扇面　斗方(共同上)　孤軸(學範、今人以孤軸爲嫌、不足與言畫矣、)　獨幅(揮塵錄、獨幅山水、)　對軸(學範、古人畫多鮮對軸、士大夫偶適興、則留數筆、豈能有對軸哉、道生入院、古人名畫、更少對軸、)　配幅(堯山堂外紀、王紱字孟端、月夜寓京邸、聞簫聲起隣家、寫竹石一幅、訪其人、以爲贈、蓋一富商也、商人大喜、次日奉氈花段二、來作配幅、孟端曰、俗子何足當我筆、遂索而碎之、按明永樂間人、)　旁軸(李廌畫品、疑爲此畫之旁軸、)

〔輟耕錄 二十七〕裱背十三科

世人但知醫有十三科、畫有十三科、殊不知裱背亦有十三科、一織造綾錦絹帛、一染練上件、一抄造紙劄、一染製上件顏色、一糊料麥麪、一糊藥礬蠟、一界尺裁版桿帖、一軸頭、(或金、或玉、或石、或瑪瑙、水晶、珊瑚、沈檀、花梨、烏木、每軸上用一色、所以只備一料、)一糊刷、一鈹鍊、一條、一經帶、一裁刀、數內闕其一、則不能成全畫矣、其糊刷裁尺、亦皆

有名、劂刷樓軟者、謂之平分、樓硬者、謂之劂櫊、大小得中者、謂之黏合、狹少者、謂之寸金、裁尺極等濶者、曰滿手、次等曰三指、又次等曰兩指、最狹者、曰單指、

〔畫筌六雜〕表具作方

先色紙を水を引てかり張にかけ置、先繪の裏の方に水を付、うら紙を去て、揩紙を用て腐粘にて裏打、繪の表を外にして假張に付置、離して矩よくきり、扨一文字を付、中縁、又上下を付、軸狹の紙をつけ、揩らぬ紙にて裏を打終て、則中縁の通りより裏の方へ引かへし、風帶を付置、乾て後、繪の裏を外にして假張に付、上下に軸持の紙を付てからし置、四五日を經て、はなして兩端を裁去、鬼夾にてうらをすり、後に軸と標木を付て、かなぐを打、緒を付る、口傳あり、巾表具の時は、兩端をきらず、折返して後總裏をうつ也、降風帶は一文字と同色也、付風帶は中縁と同色、

腐粘作方

冬月雪を取て水とし、晉麩を煉壺に入、土中に半埋み置てつかふ、數年をへてもよし、腐過てつかずは新粘を加ゆべし、大幅物には粘つよく、小幅にはうすくすべし、急用には麯室に入るなり、

〔橘庵漫筆二編四〕掛物の裱褙を誂らふるに、假張にかけ置て、數十日が間、風雨曇晴を經れば甚よろし、兎角表褙のはやく出來んことを欲する故、良工の製せし表具も工合よろしからず、況や拙手の造りしものをや、

〔秘傳世寶袋上〕紙裏打の仕樣

掛物表具裏打の糊に、宇治末茶の至極年久しきを少し雜てすれば、反り又は强張事なし、

〔日本居家秘用三紙細工〕曼珠沙華の根を煮てよくすり、表具粘に用ゆれば、やはらかにして表具損せず、志かも粘はなれず、

〔西山遺聞下〕糊の法の事

一同年〈元禄十二年〉二月廿日、佐々介三郎へ御物語、あせぼの木を煎じつめて、白及と明礬とを等分にして煎汁にあわせ、糊に和しつかふべし、〈御意覺書〉

〔喫茶南方錄三〕掛物

裱褙は眞、幢褙は行、輪褙は草也、佛像祖師の像の外は裱褙にする事なし、幢褙よし、されども表具の取合により輪褙もよし、

〔三百箇條上之上〕一表具大體三ッ有、表補繪、幢補繪、輪補繪之事、

口傳曰、表補繪は眞也、幢補繪は行也、輪補繪は草也、

怡溪曰、表補繪は上下を總緣へ廻す、幢補繪は中を總緣へ廻す、輪補繪は幢補繪の通にて、中を細く總緣へ廻す、此三ッ眞行草也、

眞は小緣を廻す、行は中緣を廣くし、草は中緣細し、いづれも口傳、

無住曰、表補繪は、上下の總緣へ廻るをいふ、眞也、〈此所に圖有略す〉

幢補繪は、中へ廻り四方へ廻るをいふ、行也、

輪補繪は、中へり左右へ細く廻すを云、草也、

表補繪にも眞行草有、一文字左右へ廻る、總緣と中との間、細かね有、是を表の眞と云、

一文字不廻、總緣と中との間と、一文字と中との間に細かね有を行といふ、

一文字なし、中の内外に細かね有、表の草也、

幢補繪にも眞行草有、一文字左右へ廻るは眞也、

一文字有て廻らぬは、幢の行也、

一文字無之は、幢の草也、

輪補繪には行草有て眞はなし、一文字有之、輪の行也、

一文字無之は、繪の草也、

表具をいふには、幅補繪は、一文字中上下と次第していふ也、表補繪は、一文字中總縁と云也、上下とは云ぬ也、上下は總へ廻りて上下なければなり、

表具はさま〴〵むつかしきこと也、夫ゆへ表具は茶湯かたにと云也、上下の寸法、上は下の一倍也、中は上の中は、下の一倍也、上の一文字、下の一文字の一倍也、風帶は下の一文字の幅也、軸の出端、風帶の幅也、表具大體如此、傳授の事なれば、中々爰に記にあらず、〈中略〉

山曰、無住、表具寸法を委細に記しおかるゝといへ共、是は當流極秘にて、書顯す事にあらず、三個の秘事の中也、○〈中略〉

曰、表補繪と申は、内に小縁あり、中を廻して、中の上下の間にまた小縁あり、總而上下を廻し候、表補繪は、中縁總縁と申候、幅補繪と申は、脇の太を申候、輪補繪と申は、脇の細きを申候、表補繪は、表具の眞にて可有歟、佛畫抔に有物也、

ある書に曰、表補と申は、一文字のきれを廻し、中のきれも廻し、上下も廻し、間に細縁を入たるを表補と申候、佛表具とも申候、脇を巾廣く致し候を幅補繪と申候、中の脇を細くいたし候を輪補繪と申候、

或曰、本文之通也、

〔茶道表具書〕表具一件

一墨跡紙ノ内詰様ノ事

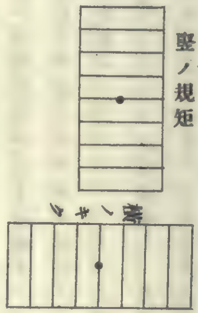
上は詰りたるは先は吉、下はあきたるが吉、上詰りたらば、一文字を廣くする也、委細末のヶ條にて濟也、口傳、

私曰、大方一寸、一寸二分モ有、口傳、

一墨跡紙のうちより寸尺初ル事

題紙ノコト秘事、口傳左ニ印、

竪ノ規矩



是ヲ八ツノカネト云也

秘事

如此圖致申候、尺は色紙にても短冊にても、竪横の寸法を紙にて取、圖のごとく八ツに割、題紙の寸尺を極申候也、

或は上は右のかねにて一たけ半とか、いづれにも八ツに割申候、かねを一尺と覺、寸をとり見合、恰好肝要也、万一八ツのかねにて、恰好定がたき時は、又八ツに割申候、一ト分を二ツに割申候ても、寸尺を定候也、

〔槐記〕享保十年正月廿一日、參候、キノウノ御立花ノ御潤色ヲ拜見スベキノ由、仰ニテ拜見ス、次ノ御床ニ、尙信ガ三幅對ノ（中文殊、右枯木ニ尾長鳥、左枯木ニ鳩、イト見事也、）左右ノ表具ハ齊シク、中ハ左右トハ參差トシテ異ナルヲ掛ラル、不審ニテ別ノ中ヲ懸ラレタルニヤト申上シニ、凡ソ二幅對、三幅對、四幅對、八幅對ノ類、對ノ掛物ノ表具ハ、極テ其法アリ、コトニ三幅對ノ中ニカギリテハ、兩脇トハ別ニスルガ作法ナリ、古キ對ノ掛物、皆其法ニ合フ、（大德寺ノ古キ掛物是ナリ、）今ニモアレ、古キカケモノヽ一幅物二幅物ヲ見ルニ、是ハ中ヲ拔テ、一幅カケタルモノナリ、コレハ三幅對ノ兩方ヲ掛タルナリトハ、卽時ニ知ラル、其法二十七色ナラデハナキモノナリ、（コレモ澤山ナル人ノコトナリ、）近代ノハ其法ナシ、色紙ニテヒナ

ガタヲ成シオカレタリ、近日御見セアルベシト仰ラル、二幅對、三幅對、四幅對ノコトハ承リ及ベリ、八幅對ノコトハ不ニ覺悟一ノ由申上グ、コレハ東山ノ八景ヲ八幅ニセラレシコト、名物記ニ見エタリ、今陸奥守ニ四幅對バカリアリ、其外ニ一幅二幅ヅヽアリ、奈良ノ菊屋ガ所持ノ徐熙ガ鷺ノ畫ノ掛物、コレ天下ノ名物ナリ、毎度三菩提院殿〇信敬法親王ノ見テ置ベシト仰ニテ見シガ、イカサマニモ又類アルマジキ見ゴトノモノナリ、サレドモ兎角二幅對ノ傍ト見ユル由ヲ毎度三菩提院殿ト申シ合シガ、ハタシテ其カケモノニ添タル澤庵ノ一卷アリ、ソレニ是ハ珠光ガ家藏ノ重物ナリシガ、一幅ハ彼ニ、一幅ハ此ニト書タリ、スレバイヨ〳〵ウタガフ處ナク、二幅ノ傍ナルコト明カナリ、古ハカヤウノコトモ甚ダ丁寧ナリシト見エタリ、尙信ガ三幅對ノ御表具、中ノ表具、左右ノ中ヲ、リンホウニシテ上下ニツカヒ、左右ノ一文字ヲ中ニツカヒ、一文字ハ別ノモノナリ、

〔槐記〕享保十二年正月廿四日、此頃岡崎ノ二三參リテ、御床ノ掛物ヲ拜見シ、是バ勅筆ニテ候カト伺フ、後水尾院ノ宸翰ノ由ヲ云キカセシカバ、サレバコソ御筆ハ存ゼズ候ヘドモ、御表具ガ勅筆ノ表具ナルホドニト申ス、次ノ御間ノ三幅對ヲミテ、サテ〳〵京ヘ上リ、初テ三幅一對ノ表具ヲ拜見ス、何方ニテモ三幅ハカケナガラ、三幅一對ノ表具ニテハナキモノヲト申ス、ヨク〳〵覺ヘタリ、總ジテ表具ニハ、二十七通リコレアルモノニテ、ソレ〴〵ニカハリアリ、隨分ナルベキタケハ、御道具ニテ遊バスベシト思召スユヘ、ソレ〴〵御吟味アリケル、實クモ見付タルモノカナトテ御褒美遊バス、

〔萩原隨筆〕一表具寸法、輪補繪上一尺四寸、又四寸五分、續代一分入、軸付七八分モ入、下七寸五分カ八寸、續代五分、代軸付一寸六七分入、中線上四寸三分、續代一分入、下二寸二分、續代一分、一文字一寸一分、ツギ代入同、下六分半、ツギ代入ヲリ立也、切事四分半、風帶九分ニ切リ、六分大小可ニ見分一、一文字アレバ、一文字ヲ掛物ノ表ヨリ付ル、一文字ナケレバ、中ベリヲ表ニ付ル、ツギ目ハ一分ニゲ

ヲカケテ付ル、軸ハ、六分半可出、大物ハ七分、表補繪小ペリ幅一分ヅヽ、紐付ノクハン、風帶ノ外ノ方ヲ、クハンノ座ノ風帶ニアハスヤウニウツ也、風帶上ノ軸ノ長サ三ツニ寸ヲトリ、ソト角ニツクル、

〔裝潢志〕式

中幅如整張連四、大者天一尺九寸、地九寸五分、上玉池六寸五分、下四寸二分、邊之闊狹酌用、小幅宜短、短則式古、便於懸挂、畫心三尺上下者、俱嵌邊太短、則挖嵌用極淡月白細絹、畫如設色深者、宜用淡牙色、取其別於畫色也、小畫天一尺八寸、地九寸、上玉池六寸、下四寸、大畫隨宜推廣式之、惟忌用詩堂、往與王百穀切論之、百穀經裝數百軸、無一有詩堂者、小幅短亦不用詩堂、非造極者不易語此、

〔思陵書畫記〕諸畫裝褫尺寸定式、

大整幅上引首三寸　下引首二寸

小全幅上引首二寸七分　下引首一寸九分

經帶四分

上褾除打擫竹淨一尺六寸五分

下褾除上軸外淨七寸

一幅半一引首三寸六分　下引首二寸六分

經帶八分

雙幅上引首四寸　下引首二寸七分

上褾除擫打竹外淨一尺六寸八分

下褾除上軸桿外淨七寸三分

兩幅半上引首四寸二分　下引首二寸九分

經帶一寸二分

三幅上引首四寸四分　下引首三寸一分

經帶一寸三分

四幅上引首四寸八分　下引首三寸三分

經帶一寸五分

橫卷褾合長一尺三寸高者用全幅

引首濶四寸五分高者五寸

〔茶道筌蹄二懸物〕表具之寸法　一文字の上ミ一寸ならば下モ五分也、中は一文字の上ミを四倍して四寸、中の下モは中の上ミ四寸を半割にて二寸也、上下の上ニは中の上ミ四寸を三倍して一尺二寸也、上下の下モは、上下の上ミの半割にて六寸なり、何れも此割にて、少し下モを加たすがよし、風袋は懸物の巾一尺なれば七分、是より巾狹き懸物は恰好見合せ也、

〔和漢裝潢志〕短冊臺表具寸法

竪一尺八寸一分、橫七寸六分、短冊押而上四寸、下二寸一分明け候也、本紙兩脇二寸八分宛明き候也、　短冊寸法　竪一尺二寸　橫二寸也

風帶寸法、一文字はゞ一寸なれば、七分か七分半也、一文字無之表具、宗易好也、風帶をつくるに、兩脇と中程の明たる寸法同程也、啄木は表木にて風帶付る所の外に付る也、風帶付たる所より、一分半程明きて付る也、風帶一文字と見合申うちに、一文字よりは半分か一分程平たくする也、附風帶の紙は、馬養紙の色さびたる好也、一文字なく、中風帶の表具は、草にてさびたる方に付る也、紐付る事恰好次第也、

短册表具に、其短册を左か右かへよせて、ふらりとはる事也、程らひ有、大方其短册ほどよせて好也、道圓老に、宗旦翁の短册有、如此仕様也、恰好さびて面白き也、

〔敦光朝臣記〕元永元年六月十六日丁卯、申剋向修理大夫亭、(六條東洞院)今日柿下大夫人丸供也、件人丸影、新所被圖繪也、(〇一幅、長三尺許、著烏帽子直衣、)

〔神谷宗湛筆記〕天正十四年十二月六日、(〇中略)一天王寺や道叱御會、(〇中略)一秋月一軸、(〇中略)一文字風帶丹色金襴也、紋は角龍マス掛ともて、露丹色、丹き內黃有切、軸象牙、竪一尺一寸五分、横二尺九寸、又上の高さ一尺四寸五分程、下七寸五分、中之上六寸程、中の下二寸程、中の脇二寸程、一文じ上一寸五分、下八分程、風帶一寸程、軸先八分程、是凡見合なり、折釘三ッ、たくぼく二ッに掛、

〔神谷宗湛筆記〕天正十四年十二月廿六日、一茜屋宗佐御會、(〇中略)花畫は上下淺黃の金襴、紋鐵心口也、中白地金襴太紅牡丹唐草、一文字風袋、紺の金襴小紋也、露赤し、紙內竪一尺七寸五分、幅一尺三寸、肩面の內絹也、象牙切軸六七分、紙內々ミユ、上一尺七寸、下八寸、中上七寸五分、下三寸五分、左右二寸七分ヅヽ、一文字上一寸六分、下九分、

〔茶道表具書〕表具寸法

一休墨蹟

一紙之內竪	壹尺五寸
一同横	壹尺四寸五分
一上　但掛木際迄	壹尺三寸二分
一下　軸際迄	六寸三分
一中ノ上	四寸六分
一中ノ下	二寸三分

一リンボウ　二分少シ弱
一風帶　七分
一軸マワリ　二寸六分
一軸長サ　八分
一中風帶　アサギ　右上下ヒワダ色
以上

〔和漢裝潢志〕諸流茶家宗匠所作新樣裱裝式、其正者隨見聞而錄之、如利休樣者、以其手跡而寫之、

珠光樣　紹鷗樣　利休樣　古織樣
有樂樣　三齋樣　遠州樣　石州樣
宗和樣　宗旦樣　唐表具　明朝表具
大和表具

〔茶道筌蹄〕二掛物一文字風帶中上下の表具は、宋朝の製也、是を略して色々好をなすなり、

〔和漢裝潢志〕南坊錄喫茶活法二百四十ケ條之中
一ひやうもくと風帶のきはより、けん紙といふものを二まき、とめを三ッかどにて留るを古織、內にて留るを利休、外かはにて留るを細川三齋、
ひやうもくのきはより裏へ、絹にて一卷程付たるは、裏卷とも卷絹とも云、

〔長闇堂記及家傳遺誡〕一宗易は、秀吉公の御師にして、〇中略後は利休居士と申せし、去程に昔の名物をも皆をしこみすたり、茶湯あらたまり、〇中略掛物はゞひろきは富貴なりとて、一尺二三寸有大文字も、二行とあれば見下して又見あげあしゝとて、一行物はやれり、

〔忠利宿禰記〕明暦二年十月十九日癸巳、松平左兵衞督殿へ參、振舞有、掛物紀伊大納言殿より參、小

倉色紙、菅家御歌也、〇中略表具小堀遠江也、

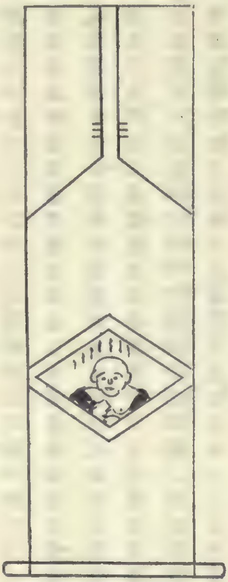
〔槐記〕享保十一年正月廿三日、進藤左馬頭ヘ御成、〇廣瀬山科外記、道安御供、〇中略

掛物 探幽ノ福祿壽ノ寶ヅクシナ讚ヒタル圖ナリ、一生中ノ出來モノヽ一ロシ、表具ハオリベモノズキナリ、

〔槐記〕享保十二年五月十八日、深諦院殿、揃、御茶下サル、〇中略

御掛物 默庵ノ畫、(中略)由緒アル御道具ナリ、舊奥州正宗ノ道具ニテ重寶ナリシユヘ、表具ノコト、遠州ヘ談合ニツカハサレシ、其返書モツヘテアリ、遠州モノズキノ表具ナリトゾ、(中略)一文字、ムラサキ地ノインキン、上下、チズミドンス、中、白地ノ紗ノインキン、

〔槐記〕享保十八年七月七日參候、百拙ノ噺ニ、此頃南都ニテ茶湯ニ參リタリ、古風ノ由ニテ色々カハリタルコトノ侍リケル中、軸ハ松花堂〇瀧本坊昭乘ノ布袋ノ繪、遠州〇小堀政一ノ贊ノアルニテ候ガ、繪モ菱形ニ、表具モヒシ形ニ致シタル、尤遠州ノ好ナル由也、珍シキコトニ覺タリ、ダトヘバ、如此ニ



テ、一文字モ中ニヲシマハシニ菱形ニシテ、上下ヲキリコミタルモノ也、畫モヒシナリニ、贊モヒシナリニ書シタリ、風袋ハ一ツ風袋ニテト申上、珍シキコトニ思召タリ、サスガニ遠州ノ物好也、總シテ一ツ風袋ニスルコト、當世ニ杜カクシナドノ細キモノニ、一ツ風袋ニスルコトハ其曲ナキコト也、御前ニモ、獅子吼院ノ畫ヲ常修院殿ニ表具ヲ御頼アリシニモ、風タイハ一ツカ二ツカナリ、此度百拙ガ噺シタリシ一角ノアルモノ、一ツカ二ツ風帶其由アリ、ケ樣ノ表具ハ、一ツ風タ

修理

イニテナクテハカナハヌコト也、

〔茶道筌蹄（二懸物）〕徐熙表具　宋朝製の寸法にして、一文字を去りしなり、珠光の好といふ

〔日本居家秘用（三紙細工）〕繪賛の類、煤氣取やう、蕎麥楷を煎じ、その汁をさまし置、表具をとりて板の上にひろげ置、その上に又外の紙をへだて、、はけにてはつ〳〵と五六度かけて乾し置べし、煤氣さる、

繪賛墨跡のやぶれたるをつくろひやうは、先板の上に別の紙を、つくらふべき本紙よりは幅を廣くして置、水を引てよく板になで付、その上につくらふべき本紙を表を下にしてのせ、又はけにて水を引、よくしはなきやうになで付、裏打あらばよくしめりたる時、裏打の紙をしづかに取さり、本紙やぶれ缺たる所あらば、類紙に粘を付てつくらひ、折目あらば紙を細くたちて粘を付て當べし、是をかすがひといふ、（此かすがひを當ざれば、後に又折目□□□）扨新に裏打して乾し置、乾たる時板の上にのせ、裏はけにて水を引、しめりわたりたる時、しはなきやうになで付、四方の端に粘を付、假張にはり付乾すべし、

〔梵舜日記〕慶長四年二月十日、神龍院殿、尊影、依損表補申付新造、二位（トンチ）寄進、予持合出京、誂了、

〔貞德文集下〕近日掘出候繪賛物、表補仕度候、急御誂賚申候、餘古物（仁而）端々破候間、先煤出（シツクロイ）見申度候、一文字者、金砂亦者白地金、襴可然候半歟、上下者、萌黄段子還合可申候歟、軸者檳榔子、象牙何にも可然候歟、寄出申度候間、少茂急申度候、乍去愈相者否にて候、隨分手際賴申候、恐々謹言、

霜月廿四日　　信樂主水正

壺屋立悅老　　賀成

裱褙

〔下學集（下器財）〕表補繪

〔運歩色葉集遍〕表補繪（ヘウホイ）

〔易林本節用集遍〕表補繪（ヘウホエ）畫　表背衣（ヘウホエ）

〔茶道表具書〕表具相傳ノ秘事

一表具、佛段の表具、中尊佛の表具、一文字をいれ、細線を内外に入、表補繪也、

一兩脇、佛の脇立か、さなくは開山タンナノエイナリ、

此二幅は、一文字なしに細線を入たる表補繪なり、其時内の細線にても、金入の物をして、夫を風帶にする也、又中尊は一文字の切、兩脇は中の切にても風帶をする也、軸は佛には、かねの軸上とするなり、

此通也、右は佛繪の三幅一對也、

〔和漢裝潢志〕南坊錄喫茶活法二百四十ケ條之中

一眞の表補繪、一文字を兩脇を細く廻し、中をもどうは廻し、一文字と中のさかひに、玄つめして、成程ほそく廻して、金入にても摸樣好次第也、上下をまはしたるは眞の袋表具といふ、眞の表補繪と云表具は佛表具とも云、中尊をば如此して用ひ候也、上下を廻さずして中計廻し、一文字も廻し、玄つめも入候表具、是も眞の表具と云、眞の袋表具とのかはりは、上下を廻したると廻さぬとの違也、

〔茶道筌蹄二懸物〕眞表具　本紙の脇に細き筋の入たるをいふ、佛表具、三幅對の中懸などにあるなり、此筋を匂ひといふ、

〔遊學往來上〕良久不〻申承〻候、何事候哉、不審之至也、〇中略八鋪一對、〇中略悉有〻象牙軸、梅花純子、表補衣也、

〔三十二番職人歌合〕九番　左　へうほうゑし

幢補

山水もはるぞ見事のへうほうゑ花の錦をちうべりにして〇中略

此山水の繪、象牙の軸、金襴の表紙よりも、はなの錦の中べり、うつくしくゑたてられて、山水の

春景も光そふ心地ゑ侍るに、〇下略

〔蓮如上人御一代記聞書〕一蓮如上人善從ニ御カケ字ヲアソバサレテ下サレ候ソノ後善ニ御尋候已前書ヲカハシ候物ヲバ、ナニトシタルト仰ラレ候、善申サレ候、表補衣〇衣一本作ㇾ繪仕候テ、箱ニ入置申候由申サレ候、ソノ時仰ラレ候、ソレハワケモナキコトヲシタルヨ、不斷カケテソノゴトク心ヲナセヨト云コトニテコソアレト仰ラレシト、

〔東野州聞書〕一京極黃門〇藤原定家懷紙自筆、御所に表補衣して御座敷に被ㇾ遣、これを安東遠州氏世書寫也、則かり申て寫留、懷紙寸法例式也、

〔梵舜日記〕慶長十五年十月七日、御影出來、〇中略表補繪代、八木一石五斗也、

〔梵舜日記〕元和二年八月十九日、神龍院殿表補繪、依ㇾ損萩原兼從被ㇾ申付、今日表具屋へ持遣也、九月二日、神龍院殿表補繪再興、萩原ヨリ申付也、唐錦中緣紫地金也、

〔下學集器財下〕幢補繪(タウホエ)幢、猪孟反、

〔運歩色葉集多〕鏜(タウ)補(ホウ)繪

〔書言字考節用集器財七〕幀(トウ)補(ホイ)又作ニ道背一

〔廣韻四〕去聲四十三

幀 開ニ張畫繪一也、出ニ文字指歸一、

〔篇海類編十七衣服〕幀(サウ)猪孟切、音評、開ニ張畫繪一、亦作ニ幀(トウ)幀(チヤウ)一、

〔篇海類編十七衣服〕褙(ハイ)蒲昧切、音背、褙也、

〔訓蒙圖彙大成十一〕幀(たう)褙(はい)は、かけ物に小べりなき表具をいふ、道(たう)背(はい)幀(とう)補(ほ)繪(ゑ)とも書なり、へりほそき

を輪補といふ、

〔三百箇條下之上〕一眞の輪補繪之事

口傳曰、常の掛物にはつかまつらず候、口傳有之事也、

怡溪曰、眞の輪補繪は、一文字を總緣へ廻したること也、委細は表具の書に有之、

無住曰、一文字總緣へ廻候をいふ、

山曰、三ぶく一對の中ばかり眞の輪補繪にして、一文字を總へ廻したる表具も有、常の輪補繪は一文字不廻也、

曰、一文字を細く、小緣を廻したるをいふ也、

或曰、本文之通り、一文字廻る子細なし、一文字廻りたる計なり、

〔茶道表具書〕表具相傳ノ秘事

一眞のどうほう繪と申候て、一文字をまわし、扨中を付、外に尤小緣なし、中を廻して總緣廻さず、

上下續也、

此通也、眞と申ときは、一文字の切を細く脇へも廻し、道ほう繪と申時は、一文字を廻さず、表補繪と違候所をよく〳〵合點してよし、

一道補繪のわきをまわすこと、中の下の寸をわきへ廻也、口傳、

此通也、上の寸を廻し候は、あまり結構過候、如此にては富貴にみへてよく過候也、しかれども繪のもよふにより、如此にて取合能候も可有、是又心の眼を以見合べし、下の寸を廻し候はゞ大體可然候、さりながら是もわき太くみえて如何也、然ル間先達の表具、大形下の寸を二分をとりに脇へ廻し候、石州公の御好も右之通なり、乍去しな〳〵得と合點せざれば、よろしからず候、

輪褙

〔和漢裝潢志〕南坊錄 喫茶活法 二百四十ヶ條之中

一橙補繪、一文字をまはさずして、如常中を廻し、兩脇を中の下と同じ幅にして廻したる上下は、常の如くなるを云、

〔茶道筌蹄 懸物 二〕橙褙(トウホウ)　兩脇の廣きをいふ、せばきは一寸八分より、懸物に應じて段々廣きを用ゆ、併し中の下を通したるより廣きはなし、

〔下學集 器財 下〕輪補繪(リンホエ)

〔運歩色葉集 利〕輪補繪

〔書言字考節用集 器財 七〕輪補繪(リンホエ)

〔茶道表具書〕表具相傳ノ秘事

一輪補繪といふは、道補繪のごとく一文字を入、中は兩脇ほそくいたし候を、輪補繪のわき五分より二分迄此とふり也、何樣のものを輪補繪、また何樣の物を道補繪にいたし候と申こと、合點有レ可レ之候、若得心せざることはたづねてよし、

〔和漢裝潢志〕南坊錄 喫茶活法 二百四十ヶ條之中

一輪甫は、一文字常の如く、中を上と下とは、常のごとくはゞをして、兩脇のまはしを幅四五分にしてまはし、上下如常也、茶の湯懸物は是にきはまる、立物も横物も、りんほ表具第一と用る、墨跡猶以也、

〔茶道筌蹄 懸物 二〕輪褙　兩脇のせまきをいふ、四分より、懸物に應じ段々廣くなす也、

〔名物類集 中 右〕大坂之文 神尾大和守所持 〇中略

一紙之内 立壹尺貳分 横壹尺五寸二分

表具　輪背

一上下薄淺黃紋魯
一中淺黃菱紋うけ織
一一文字風帶紺地紗金
一軸象牙ばち
箱桐白木
大坂之文　宗甫書付如此

〔貞德文集下〕逞牧溪和尚自畫自讚墨跡歟令買得候、餘古候而紙煤氣、表補毀見苦候間、上手表具屋江被遣、輪補繪御誂資申候、不及云候得共、當世花遣摸樣、手際華花少茂早速出來申度候、〇中略

八月三日　淡川主殿
正好

輕子屋才兵衞殿

唐表具

〔嬉遊笑覽二下表褙〕今唐表具といふものには風帶なし、典籍便覽に、今畫軸上、二紙飄者、曰拂燕、恐燕集墮塵于其間、諺言長語に、畫上二紙條、名曰驚燕云々、古不粘任其飄動とあれば、後に褾の表に粘著たりしを、やがてそれもせぬことゝなりしにや、

爰の表裝は、唐の代ごろの古風を守るなるべし、〇下略

〔和漢裝潢志〕大室山人雜圖中卷掛軸式〇中略

今の明朝表具は、此次に圖せり、〇略圖横軸式を立物に引直したるなり、別に其製あるなし、此方の唐表具といふはかへりて別製なり、

大和表具

〔倭訓栞中編二十三〕へうぐ　大和褾具といふは、上中下へりとも大應紙にて、一文字は大和錦を用ひ、風帶は麻を組たるもの也、

〔雅遊漫錄　三〕褫軸（カケモノ）

大和表具と云ものあり、官家に用給ふものなり、余〈○大枝流芳〉傳受すといへども、大切の事なればしばらく爰にさし置ぬ、別に秘册の中に記し侍る、

〔和漢裝潢志〕大和表具傳來聞書

岩田漱芳話

中御門院御乳母者、京町人山下總左衞門母なり、此人院中に居被申候節、院の宸翰を大和表具被仰付候て、拜領之事有之候時、其後座興に被申上候は、御宸翰拜領之事、難有御事に候へども、御表具、紙にて麁末に御座候事、遺恨のよし於御前被申候へば、院被爲成御笑候て、賜候宸翰之表具は、大和表具とて、大切の物也、其方なればこそ格別に申付候て賜候也、子細不案内なれば、左樣存候も道理なりと仰事有とぞ、其宸翰、今も山下の家に傳來せるを親見して、其製樣のごとく委細を筆記せりと云々、其形樣寸法等別に記す、

山田作左衞門話、〈名正眞、號一啄、〉南禪寺魯山和尙、ある時の話に、南禪寺什物に、唐繪大幅寒山の像有、寺家傳來に云、其元は東山相公、〈○足利義政〉御物にて三幅對なりしが、漸一幅存せり、其表具、上下白き絹、中靑色の絹、どうほにて一文字もあり、其風帶は熟麻の端の方は、より合せて五筋ならべて、其末の方は長く、ふさの樣にして垂たる物なりと云々、此表具親見せずといへども、全く大和表具の樣なり、然らば此表具も、其始は異邦の制なる歟、可疑、

大和表具は、神號神像等、或は天子の宸翰など此制を用る也、表具上中下、一文字等の寸法常の如し、上下白き大高檀紙、中同紙をあさぎ色に染て用ゆ、一文字赤地の大和錦、軸は榊を八角に作りて用ゆ、軸の出る處八分、風帶は熟麻を用ゆ、其仕樣總永サ一尺四寸五分、風帶の上の方にて長さ三寸七分、繩の如くより合す、〈右に成方は右より、左に成方は左よりなり、〉さてよりたる所を一筋一色にして、五色に染

紙表具

め雙べて、横の方より糸にて縫合す也、あまりたる所は房の様にして、是も五色に染分る、上の方より青黄赤白黒と次第して、青色の所一寸三分、黄色の所一寸七分、赤色の所二寸一分、白き所二寸五分、黒色の所三寸三分也、尤懸風帶なり、上のより合たる所の裏の方へ、うすきかねを紙に包みてはり付て、表木にかゝる程に見計ひて、さきをまぐる也、

〔茶道筌蹄二懸物〕紙表具之始

紙表具の始りは、利休居士、笑嶺和尚の文を、紫地印金の一文字に、白唐紙の中風帶、淺黄紙の上下を用ひられしとぞ、此一文字風帶を去り、白の張風帶にせられしは、元伯好也、

〔長闇堂記及家傳遺誡〕一宗易は、秀吉公の御師にして、○中略後は利休居士と申せし、去程に昔の名物をも皆をしこみすたり、茶湯あらたまり、○中略表具も光かゞやくはとうときとて、皆紙表具、或はほけんと云ものにてするなり、

〔毛吹草四〕從諸國出、古今名物、聞觸見及類載之、但庭訓用分除之、

山城

紙表具

〔後撰夷曲集九雜〕さつまよりたのまれしを、表具師のもとへやるとて、

御無心を申さつまのかみ表具たゞのりかげんたのみ存る　よみ人しらず

〔大江俊矩記〕文化九年七月九日己卯、安立主馬來面、先日雷見廻云々、兼而及約束置、後西院宸筆、觀世音菩薩名號、此方ニテ紙表具申付、可借置令約束置了、　九月二日辛未、向安立主馬先日約束申置、後西院宸翰、觀世音菩薩表具出來ニ付、今日持參令許借置了、

〔江戸職人歌合下〕十九番　右　經師

かはらじとかけてちかひしかみ表具はなれ／＼の中をことわれ

大軸　小軸

〔江戸鹿子 二〕諸大名名物記

東山殿〇足利義政掛繪大軸

江天暮雪牧溪筆　佐竹左京大夫

瀟湘夜雨同　松平大藏大輔

洞庭秋月同　土井周防守

遠寺晩鐘同　松浦肥前守

遠寺晩鐘同　紀伊中納言様

江天暮雪同　同

漁村夕照同　同

〔堺鑑 下名物〕古來當津所持名物茶道之

伊勢屋道滿

瘦馬繪小軸李忠

〔江戸鹿子 二〕諸大名名物記

東山殿〇足利義政御掛物〇小軸

遠浦歸帆玉澗筆　尾張中納言様

漁村夕照同　西本願寺

洞庭秋月同　金森出雲守

山市晴嵐同　松平加賀守

〔君臺觀左右帳記〕座敷飾

此棚〇同中遠棚ハ座敷ノ體ニヨリ可然在所ニヲカレ、上ニ小繪ノ二幅横繪ナドカヽリ候、床ノ上ナ

ドモ可レ然候、〇圖略

此違棚モ、座敷ノ體ニヨリ、カタカタヘヨセラレ置レ候、其上ノ天井ノ二重ナゲシニ釘ヲ打テ、小繪横繪以下如レ此掛リ候、〇圖略

聖繪横繪

〔御飾記〕一押板三間二間一間まなか同前也

一此押板のつゞき西の一間にも、小繪二幅一對かゝりて、その下に曲祿けひきやうのくり〳〵をたてらるゝなり、

〔茶器名物集〕御繪之次第

一玉礀之古木

昔ムクノ宗理、一世ノ間所持ナリ、墨繪紙ニ書ナリ、竪繪ナリ、總見院殿〇織田信長御代、火ニ入失申、

〔御飾記〕一八景の八幅、玉礀四幅一對の横繪、東西の小壁にかゝる、〇中略

一同〇西六間北のかたつゝしの御間、西北の壹間に、違棚ををかるゝ、紫檀なり、棚のうへの小壁に、ちいさき横繪二幅かゝる、〇中略

一畫の御座所の丑寅に、四帖敷の御間有、〇中略戌亥の角に御違棚ををかゝる、墨繪の横繪一幅かかる、

〔大江俊光記〕元祿十一年九月八日、主税公ゟ使、後水尾院勅筆、思無邪、大字横物、唐紙林丘寺宮ゟ俊光拜領、

柱隱

〔三百箇條下之上〕一柱隱といふ掛物之事

口傳曰、かならず柱に掛候といふにはあらず、むかしより如レ此申傳候也、

怡溪曰、細長なる掛物、風帶は中に一ツ、劒先にも常之通にもする、劒先のときは、露にても花

にても三所に付る、亦は風帶貳筋にするも有、掛物の廣狹、物數寄入ことも也、

無住曰、是は細き掛物也、輪補繪にいたす時は廣くて柱隱しの詮なきゆへ、かならず輪補繪にしてよし、亦幅を廣くして用んとおもふときは、其割合を以て輪補繪にして可用歟、

山曰、柱隱しにて用るときは、輪補繪にしてよし、亦幅を廣くして用んとおもふときは、其割合を以て輪補繪にして可用歟、

曰、柱隱しと云掛物有といふ義也、細く長く風體一筋有、その風帶を劍先にいたし、露を三ツ付け候也、繪圖如左、



〔茶道表具書〕表具相傳ノ秘事

一柱隱の墨跡と申て、細き墨跡あるもの也、此表具別義なし、但風帶一筋太く付て、先きをけんさきにして、ふさを角々に三ツ付る也、此とふり也、

風帶を細く付て、常の通二本付ルも有、兩色とも別の子細なし、柱へ掛ルといふ義にも無之候、四尺五寸床などへかけ、片ぢく面白細候故、柱かくしと申候、

對軸孤軸

〔一話一言二十三〕對軸孤軸

名畫無對軸、　李成、范寬、蘇東坡、米南宮父子、皆高尙士夫、以畫自娛、人家遇其適興、則留數筆、豈能有對軸哉、今人以孤軸爲嫌、不足與之言畫矣、

米元章子元暉、世稱小米、即友仁也、格古要論

按今世に稱する所の狩野家の二幅對三幅對なるもの、これを見てその俗なる事をさとるべし、

〔玉露叢三十二〕一同十日〇延寶八年四月ニ二之丸ニ於テ、酒井雅樂頭〇忠淸、將軍家〇德川家綱ヘ御茶ヲ獻ゼ

ラル、○中略

同所○水御殿御床之内二幅對、山水、法印筆、○中略

一十八日ニ、稲葉美濃守○正則二ノ丸ニ於テ將軍家ヘ御茶獻ゼラル、○中略

御守殿ニ掛物、金雞二幅對、遍景照筆、○中略

水御殿ニ掛物福祿壽、梁階筆、○中略

同所御床裏ニ掛物、二幅對猿猴ノ繪、雪舟筆、

〔江戸鹿子二〕諸大名名物記

東山殿○足利義政御掛物

二幅一對 龍虎 牧溪筆　紀伊中納言樣

同 同筆 きやもらい一幅　水戸宰相樣

同 同筆 寒山十幅　東本願寺

同 同筆 猿猴　井伊掃部頭

同 同筆 龍虎　酒井河内守

同 同筆　堀田下總守

同 同筆 栗棘　大德寺龍光院

〔茶道表具書〕表具相傳ノ秘事

一書院の三幅對、中尊、一文字を廻して眞の道補繪、兩わきは一文字を入て、常の道補繪、是は大廣間の三幅對なり、

〔太平記三十七〕新將軍京落事

爰ニ佐渡判官入道道譽、都ヲ落ケル時、我宿所ヘハ、定テサモトアル大將ヲ入替ンズラントテ、尋

常ニ取シタヽメテ、六間ノ會所ニハ、大紋ノ疊ヲ敷雙ベ、本尊脇繪、花瓶、香爐、鑵子、盆ニ至マデ、一樣ニ皆置調ヘテ、〇下略

〔君臺觀左右帳記〕座敷飾

繪三幅四幅小繪横繪ノ掛ヤウ、同押板違棚以下ノ飾ヤウ、凡畫圖ニ記候、〇圖略

〔三百箇條下之上〕一三幅一對、四ふく一つい、五ふく一對、萬事作法有、八幅迄有之事、

口傳曰、表具の一卷、書付を以て口傳可有事也、

怡溪曰、三ぷく一對は、常之通り、四ふく一對は貳ふく一對を貳通共眞中へ向合せ、亦は貳ふく宛向合せて掛る、五幅一對は向合たる四幅對に、中尊を掛る、内外の兩脇だん／＼表具の仕樣習有、委細は表具の書に有、八幅對は八景にて、八幅共におなじ表具にて、繪の次第に掛る、是は東山殿〇足利義政時代も、御座の間の左右に掛るよし、大軸小軸と云、牧溪玉澗等名物にて、東山殿御所持、當世離々諸方に有之、〇中略

山曰、掛物は八ふく迄も有ものにして、三幅五幅八ふく對まで、其掛樣に次第有、三幅對は通例有之、四幅對、或は四季の圖、亦は四睡等も有之、五ふくは、六玉河の紀州の國玉河拔たるも有、八ふくは八景の名物有、

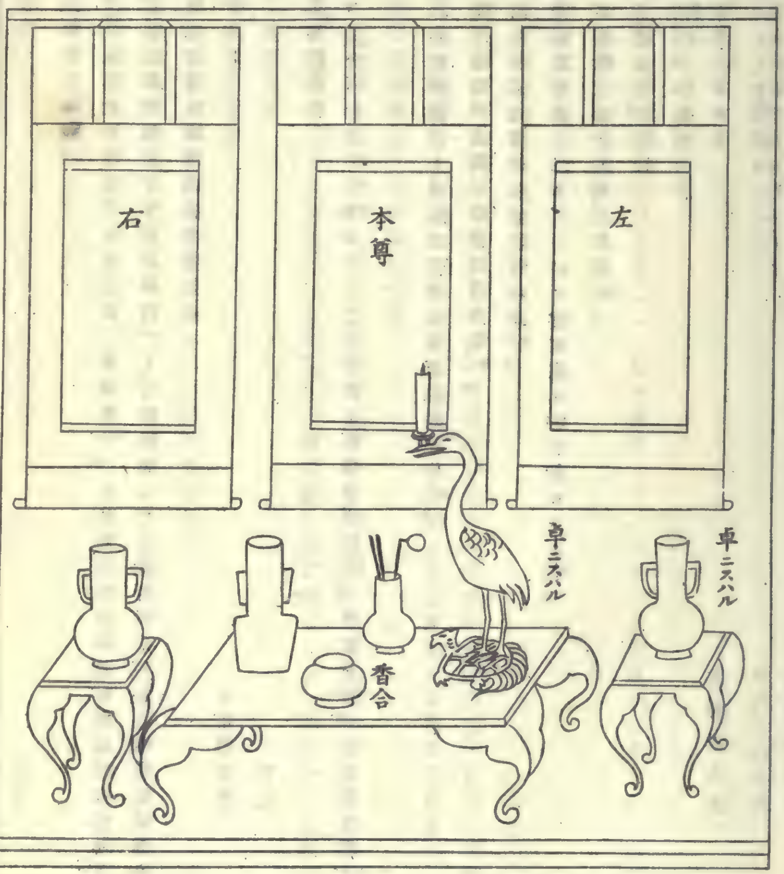
曰、八幅一對迄有之儀をしらするため也、表具は貳幅宛を一對とも、三ぷく、三ぷくついとも、三幅一對とは不申候、

久忠先生之說 八ふく對、八景に不限、古法眼筆にて仙人の八幅對、小出信州公に有之を見申候、三幅對にして、さる方へつかわされ、殘り五ふく對にして有之、

〔貞德文集下〕此三幅掛畫、毘沙門、辨才天、惠比須三郎相見候、我朝可爲名畫候、〇中略

七月朔日　土御門筭介

〔御飾記〕三幅一對圖



敎令

三幅武大夫殿

〔大德文集下〕御成座敷飾物事、先床者、三幅一對掛物、〇中略古實置樣番(ツガイ)樣御座候得共、紹鷗已來、墓敷(ハカ〴〵シキ)相傳輩無之候、近來利休居士可被存候得ども、古田織部なども、指面執心不被申候哉覺儀、覺知旨茂不相聞候得者當時斷絕、淺猿事共候也、

十月廿八日　小笠原監物

實之

眞田數馬樣

〔玉露叢 三十二〕一同十日〇延寶八年四月ニ二之丸ニ於テ酒井雅樂頭〇忠擧將軍家〇家綱へ御茶ヲ獻ゼラル、〇中略

御座之間、三幅對、中壽老人、兩脇松竹鶴龜、筆者永眞法眼、〇中略

御休息ノ間、三幅對、中達磨、兩脇鷹柳、雪舟筆、〇中略

御守殿、三幅對、中福祿壽、兩脇猿猴、雪村筆、〇中略

同十八日ニ稻葉美濃守、二ノ丸ニ於テ將軍家へ御茶獻ゼラル、〇中略

御座ノ間ニ掛物三幅對蓬萊、永眞筆、〇下略

〔江戶鹿子 二〕諸大名名物記

東山殿〇足利義政御掛物

三幅一對 無準自畫自贊　成瀨隼人正

たせいわきう、中達磨、右いくさんしゆ圓悟克勤、將軍家尾張中納言

同牧溪筆　大德寺方丈

左龍、右虎、中觀音、

同 同中　　　　　　　　尾張中納言樣

左長公、右たいけつ、中布袋、

〔茶道表具書〕表具相傳ノ秘事

一四幅對、右同然、〇書院三幅對但かけやう、二ふく對を掛候ようにカケル也、左候へば左りの二幅、右の二ふく對と見ルこゝろ也、

〔茶道表具書〕表具相傳ノ秘事

一五幅對表具の事、此時中尊を中尊表紙といふ也、

一一文字を廻して內の細緣に用表具、此時の中尊也五幅一對は、眞行草の表具と申候て、兩脇左右とも、眞の道補繪にする也、內の兩脇と申候、其外の兩脇を外の兩脇と申候、外の兩脇は一文字を入常の道補繪也、外の兩脇と申候、

此書面ノ通也、得心無之ことは尋てよし、動閑、石州公より相傳のとふり、眞行草の表具の圖、別に有之候、但石州公よりの御相傳の外、世間に申傳候圖も有之候、よく〳〵承、左かと覺候はゞ、末々まで迷無之候、

〔君臺觀左右帳記〕座敷飾

四幅一對、八幅一對ノ繪ハ、何モ座敷ノ二方ノ小壁ニ可掛候、

〔茶器名物集〕御繪之次第

一瀟湘夜雨

此一軸、八幅ノ海多嶋井卷軸ナリ、

右之繪、何モ讚アリ、玉磵ノ朱印ナリ、何モ橫繪ナリ、

軸

〔茶道表具書〕表具相傳ノ秘事

一むかしより八景の八幅對あり、是は八ふくともに、いかやうにも一對にするもの也、此八幅對は、東山殿〇足利義政御道具なり、段々所々へ〻り、一幅計尤有之、段々所々にて燒失仕候よし承傳候、

〔茶道筌蹄二懸物〕表具名所

軸　唐紙半切の巾にて、出八分、象牙角塗物木地類

軸木　軸に付く木なり、杉を用ゆ、

〔三百箇條上之上〕一墨跡表具名所之事

軸のうらに付候を軸たすけと申候、軸の名はうづ軸、眞のうづ軸、直ばち軸、このうづ軸は、勅筆か其外重き譯有之候はヾ相用可申候、一通掛物には、眞のうづ軸はあしく候、眞のうづ軸は象牙の軸にうづの付たる也、先一通りの墨跡には塗軸か木地がよし、木の軸をうづにひき候而用候も有是か、亦常體の內の掛物によるべきか、分別すべし、

ある書に曰、〇中略軸の名之事、うづ軸、直軸、ばち軸也、うづ軸、このうづ軸は必象牙也、直軸の象牙も有、唐木にても、亦なる程うすく塗たるも、眞に塗たるも有、撥軸象牙はなし、若有とてもまれなるべし、口傳、ばち軸は木地にても、亦塗たるもあり、先大體也、

〔茶道表具書〕表具相傳ノ秘事

一軸の太サ七分より一寸三分まで、又は時により夫より太も有べし、出は一分をとりに出す也、此通也、墨跡により太サ細サの見合、右同然、是また名人名高き人の表具したるものを心を付て見べし、

一官人の表具、象牙うづ軸上候也、其中にも眞のうづ賞翫也、總じて象牙を上にする也、出家の繪

軸飾

にても文字にても、表具仕候に、象牙は賞翫にて無之候、
一出家の表具は、木地軸上候也、其次ぬり軸、其次象牙也、此通也、出家故、木地軸塗ぢく相應也、さて又象牙もするといふことは、出家も象牙のクワラを用申候、其外拂子は唐獅子の毛也、此所合點あるべし、乍去とかくなまぐさき類、出家は望不申故、木地ぬりなどの方、増に候由承候、
一軸に上中下は、うづ軸上也、ばち軸中也、すぐぢく其次也、又佛の表具は、かねの軸上用也、此とふり也

〔喫茶南方錄三〕外題飾

外題押樣

外題のある掛物は、不掛に先かざり立事あり、外題飾と云、小幅のものは床の入にかざり、大幅の物は床の横に飾る也、草庵小床の一幅飾は、卷樣三幅對の中尊の卷やうなり、床の入飾る物、床の順逆に隨ひて下座方に飾る、されども又上座に飾る事もあり、秘事口傳、大幅の物は、床の横に三歩一、下座の方にやる、逆座の時、軸を上座にして、外題文字むきよろしと云一流あれども、床の順逆に隨ひて、軸本を下座になすべし、外題の押やう圖にあざやかなり、〇圖略

〔槐記〕享保十二年五月廿三日、掛物カザリ、軸カザリト申コト候ヨシ承リヌ、コレハカザラデカナハヌ道具ニテ致スコトニ候ヤト伺フ、イカニモ左ナリ、昔ハ名物ノ掛物ニハ、大方外題アリ、外題アレバカザル、外題ナクテモ客ノ方ヨリ所望シテ、表具ノテイ、イカサマニモ東山ナドノモノズキト見レバ、亭主ヘ請テ、コレハ外題アルベシ、拜見致シタキニ出サレヨト請フモアリ、客オロシテミルコトモアリ、カザリタルヲ竿ヲ請テカクルコトモアリ、是皆名物ナラデハセヌコトナリ、仕テ益ナキコトナリ、軸カザリトテ、壁ヘタテカケ候コトアルヨシ承リヌ、イカヾト伺フ、昔ハ掛

紐　掛竿

物トハ云ハズ、掛物ヲ軸ト云、掛物カザリ、軸カザリト云コトハイザシラズ、同ジコトニ覺ヘタリ、尤タテニカザルコトヽ、ヨコニカザルコトヽアリ、イカフ長クテ、タテニカザラネバナラヌ軸ナド、壁ニ立テカクルコトアルベキカ、總ジテヨコモノハヨコニ、タテモノハタテニカザル、コレニテ見ヌ内ニ中ヲシル、竪物ニ、サヤウニ大ニナルモノアルベキヤウナシ、不審ナリ、

〔貞丈雜記十六諸器〕一軸物の紐留樣も別に法なし、三卷まきて端を折て、折めを三卷めの紐に下より上へはさみ置也、かけ繪など、三幅對、紐の留樣にて、左右中を知る留樣ありとて、むつかしき留樣世間にあり、いにしへのかけ繪には外題あり、外題に繪の樣子、筆者の名、左右中まで書付ある間、紐の結樣にてわくるに不ㇾ及、只右に記す如く、三卷も五卷もまきて、紐の端を折てはさみ置べし、

〔繪掛事其外色々記〕一繪を卷事、左右により繪さほのあつかひ右同前、○掛壁ノ時まき初て半分卷候て、さををにてかけおろし、ひざをつき、かしこまりてかた手にてまきとり候て、竿を下に置、をゝとめ候ておし入、又御打をきの上に、よこにおくべし、

〔故實雜集〕座敷之事

一かけ繪の卷緒、左右中により結樣かはり有りともいひ、又その結び樣を見て、左右中を知るといふ說もあり、然れども別の事なし、卷たる繪の上かえ下かえを見わけて、左まへにならぬやうに持て、いく卷もくる〳〵と緒を卷くだして、緒の端を折てはさみ置べし、上より下へはさむべし、左右中は外題に書付ある故、緒の結び樣にてわくるには及ばざる也、

〔畫筌六雜〕三幅對秘方

緒は左は左の手を以て引、右は右の手を以て引ぬく、中尊は其印のあらざる方を拔也、緒を卷初ること、左は左に退き、右は右に退とぞ、又眞は七卷まはし、行は五卷廻し、草は三卷廻すとぞ、

〔雅遊漫錄三〕カケモノノヒモ畫又

或は叉竿軸杈とも掛軸とも書なり、かけ物ある時は、此物なくんばあるべからず、必そなふべし、

〔名物六帖 器財三〕畫叉 詩話、賈耘老、毎月朔、取四千五百錢、爲三十塊、掛畫梁上、平旦用畫叉、挑一塊、卽藏去叉、 叉竿 王氏畫繼、王詵、字晉卿、作寶繪堂於私第之東、以蓄其所有、蘇東坡爲之記、東軒亦贈詩云、錦囊犀軸堆象牀、叉竿連幅翻雲光、 軸杈 叢偶雜字 軸杈、掛軸、 掛軸 見上

〔茶道筌蹄 二 懸物〕表具名所

掛棹 長サ二尺八寸、矢筈竹を用ゆ、

〔喫茶南方錄 三〕繪掛竹

矢筈のくりやう等別義なし、長サ三尺程してよし、

〔三百箇條 下之上〕一墨跡の箱之事

口傳曰、墨跡の箱は、數寄屋道具にては無之候間、習有まじき事に候得ども、むかしよりの箱なるを利休仕替候、其心を知れといふ事也、

怡溪曰、墨跡の箱、利休好の圖有之、勿論墨跡の大小による事なれば、恰好を存る樣にとのため也、但古法軸持無之、蓋の上面の取樣も習あり、蓋をして箱の眞中に緒を付る、亦眞中より一分、其餘も下るとも云說有、とかく見合べし、

無住曰、昔は軸持せの木無之、軸持せは、軸の太みより少し大きくいたし、くつろぎ多き樣に可致、箱の蓋の面は、上を分取下へ一ツ分取也、譬ば面三分之時は、上へ壹分、下へ貳分と可心得、緒の付樣は、蓋をいたしての眞中に付るもの也、今蓋を取て身の眞中に付る有、是は下り過てあしき也、

山曰、利休仕替候は、蓋の上に四方とも面を取、裏を四方さんにして、箱のうち上下に軸持せを入候也、紐は蓋をして眞中に、革紐にても付る、吉田兼好のつれ〳〵草にも出たり、

曰、其好々にて、箱の樣子別段也、面の取樣も色々有之候、銘物の墨跡は箱を貳重にいたし、外

の箱へ錠を仕付たるも有、船越豫州之好みは、蓋の上からもり高にもいたし候、石州の好は、蓋直にいたされ候、石州には結句茶入の蓋抔にもりを被好候、貳重箱にいたすときは、内の箱を白木にいたし候、外家はため塗歟、眞塗がよく候、塗箱は、とかく紐付に環をうち候がよく候、尤錠の有之は環紐に不及候、

表具切

〔茶道表具書〕表具相傳ノ秘事

一織物に段々有、錦、金蘭、金呂、純子、綾、如此也、

官人出家官位ある人、唯大名高家常の出家、繪にても文字にても表具仕候時、賞翫仕表具をつけ申こだい、

官人高家大名御書物に、錦金蘭きんろ純子綾能候、總じて其人の御衣裳なり、心得べし、然ル間右之切可然候、第一五色を用申候、五色にても外の色を變候へば、五色の外の色也、是こやしき也、出家はこやしきを用申候、紫、上々也、是后の御衣也、紫衣に成候と申時は、此色をいたゞき申故也、又宗旨により、金入の物、五色のうちも光り輝き候を用候も有之、然ル故、位の有之出家と常の出家との表具格別なり、然ル間、遁て世を遁れ、諸事輕くする所、數寄の道理に叶、面白し、如此のときは、紙を以表具する所おもしろし、或はこけ、其外かろき物相應也、一文字には、餘り結構に無之金の入たる紗などを用候、とかく相應のもの數寄有べし、昔はさびつきたる茶湯ものは竹の軸にて、紙表具を用たり、其段は一疊半相傳の卷にいさひ有之、五十以上六十に相成、心も體もよはく成心より、自然とひとりおもしろき所、内心より起りて、結構さはがしき所をば不好、壁に生ふ草にわぶるきり〳〵すと申ことあり、石州公より御相傳也、

一表具の段々、先表補繪、道補、輪補繪、此次第、又一文字入候とは、其内の賞翫也、尤風帶を一文字切にてするも同事也、此とふり成ものにより、中の切を風帶に用るもあり是はさびの道理にか

なひ、面白きところ也、さりながらよく得心せざれば面白からず、とくと辨てよし、

一一色の表具と申て、紗にても、純子にても、其外織もの一色にて表具仕候こと、賞翫上々也、此とふり也、同切にて、色は一文字中上下、はへ合しだい別々の色也、御道具に梁楷鷺の繪、相阿彌表具にて合點有べし、古今蘭同切、色は三色也、

一金入にてなき紗も呂も、金入とは位違候やうに心得候はあしく候、官人などの表具に、紋のさりきらいは可ㇾ有ㇾ之候、

此通うけ給り候、官位有ㇾ之人の御裝束色も有ㇾ之由、金入に無ㇾ之も御用被ㇾ成候よし、

一紋置樣口傳有べし

此段は大キ成地紋などは、つり合よきやうにせり、繪のもやうにもよるべし、上の紋おき樣と、下の紋置樣と違候やうに仕候、さりながら唐草小石疊などの類は、可ㇾ仕樣無ㇾ之候、其外大キ成菊の花など、上の中の眞中におき、下の中は少々脇へさせ、半分に切、繪の摸やうに見合、是又つり合よきやうにする也、先達の表具を度々見て、道理を辨てよし、

一官人などの表具は、金襴純子綾を上とす、

一出家は紙を上とす、其次紗呂などを用候、けさ衣の心也、其次縞也、

此通也、出家の心持しだい、けさ衣も輕キ方を用候時は、紙は一入かろくおもしろし、縞を用候こと、しけぎぬがよし、常の縞は能過て取合ざるもの也、しけぎぬを同色一反のうちを切にて用候習あり、横と竪に用候へば、色合別に見ゆるもの也、さてまたきわざくなく、やはらかなる取合なり、むかしより誰も此とり合不ㇾ仕候處、石州公、初て御もの數寄被ㇾ成候、總じて石州公の御物數寄のとり合は、掛物により候へども、此心持御物數寄也、慥成石州公の御表具ものを、心の眼にて度々見候へば、得心可ㇾ有ㇾ之候、

〔雅遊漫錄 四〕印金

地色品々、もやうも品々なり、金襴の類也、牡丹から草作土多く地組は紗のごとし、金筋金泥を以て、もやう置たる物也、押分あり、袋は不遣候、表具地也、　さいしき入　紋紗印金　緞子地印金　さや地印金　綾地印金　木綿地印金　ちよは印金　高麗印金

時代錦

地色品々、もやう品々、平金入時代吉を高直とす、金入ざる錦下直、わた錦彌下直也、委難盡、京本國寺まんだらの表具、夕親の錦と云有、世に夕親のまんだらと云、地色赤地、夕がほのから草、高氏の裝束の由、是をにしきの上々とす、

平金 世下

金地のごとく見ゆる、幅四尺餘あり、もやう、菱叉瓜の紋のごとく成多し、いろ柿地白地丹地多し、より金よりもやはらかにてうすく、表具に用、然どもはしかし、

〔茶道筌蹄 四〕袋切　金襴

建仁寺　地合安樂庵と同じ、萌黄地、丹地、摸樣唐草、唐花蔓立木にまとへるあり、又紫地、薄淺黄地あり、地合富田のごとく横太し、建仁寺什物、有樂所持の踊布袋の表具切なり、

純子

珠光　花色地とも紋、コイ花色紋もへぎ、唐草、雨龍あり、松屋肩衝の袋、徐熙鷺の表具、世上に珠光純子といふは、唐草、寶づくし、龍の紋あるをいふ、同手同摸樣、花色トモ紋を後珠光といふ也、時代三百年餘、

印金

色は　紫　花色　萌黄　薄柿　淺黄　茶　白

摸様は　牡丹唐草　花兎　水草　花鳥　押分ヶもあり、時代四百年ばかり、

高麗印金　宜しきは古印金にまがふ、地色摸様さま〲〵あり、時代二百年餘、

奈良　南都にて造る物と云、又典司印金、是は兆典司自畫の懸物の表装に、繪の具にてかゝれたるを云、

紗

時代紗　古金襴同時代と云、ホヲ地を上とす、摸様唐草多し、紫花色萌黄茶浅黄白色々あり、

石山紗　石山寺戸帳の類をいふ

縫紗　色糸にして、縫の入たるを云なり、

竹屋町　古織の好にて、唐へ縫に遣たる物と云、一説に泉州堺の竹屋町にて、唐人の縫たる物ともいふ、今は尾州にて製す、竹屋町と云も尾州の地名なりと云、竹屋町といふは、何れも縫たる物なり、

鏡屋　雁金屋　百年來京師にて仕込たる物也、兩様ながら其人の屋號を云なり、

紀　無紗地さま〲〵あり、竪横ともにヨリ糸なり、

カペチヨロ　地名なり

北絹　むかしは格別にもてはやせしなり、徐熙の畫の上下これなり、

襴絹　襴地になりたるをいふなり

絓シケ　かたよりなり

右之内、印金紗絓の類は、裝には不用、表具切也、

〔台記別記〕久安三年三月廿八日辛卯、入道殿〇藤原忠實御賀雑事

一御佛、御經、

金泥兩界曼陀羅各一鋪〈唐錦縁、蒔繪螺鈿軸、〉

〔神谷宗湛筆記〕天正十四年十一月廿四日、一大文字屋榮淸に、宗及老は其朝の御會にて、御座敷より宗湛宗傳被召寄、不時御數寄屋有、深三疊四方の爐釜自在、床虛堂墨跡掛て、同表補繪、〈上下茶スヽケ色ホツケン、中淺ギホツケン、〉一文字風帶、金地金襴萌黃地寶盡牡丹唐草、いち軸くわりん、同吊內竪一尺程、橫二尺三寸程有、五字ヅヽ十二、下奧の一行、虛堂叟知愚書と有、

〔名物類集〈上右〉〕秋風一陣來

右かけ物表具幷紙之內

一紙之內竪八寸八分

一橫幅壹尺三寸三分

一一文字紫地金襴

一中幷風帶かな地牡丹唐草

一上下淺黃きぬ

〔名物類集〈上左〉〕金渡之墨跡寫〈○中略〉

右金渡ノ墨跡紙之內寸法留

一竪九寸四分

一橫壹尺五寸貳分

表具覺〈細川三齋好〉

一一文字風帶紺地紗金

一中ゑけぎぬうす淺黃

一上下ほつけん花色

一軸黑ぬりばち
一内箱桐之箱に、外題金泥如此有之、三齋手跡之由、
〔名物類集中右〕利休墨文略○中
表具
一上下淺黄しけ絹
一中しらちやのしけ横切
一一文字風帶紺地金紗露白
一軸黑塗ばち
〔名物類集中右〕試筆略○中
一紙之内立九寸三分横壹尺四寸二分
表具　輪背
一上下茶地あらしけ
一中薄もへぎ角龍紋純子
一一文字風帶白地茶唐草金入
一軸唐桑ばち
〔日本永代藏三〕世はぬき取の觀音の眼
そのゝち菊屋申は、此ふるき戸帳を申うけ、京の三十三所の觀音へかけたきといへば、安き事とてつかはしけるを、殘らず取てかへる、此唐織申もおろか、時代わたりの柿地の小釣、淺黄地の花兎紺地の雲鳳、其外も摸樣かはりぬ、是みな大事の茶入の袋、表具切に賣ける程に、大分の金銀とりて家栄へ、五百貫目と脇から指圖違ひなし、

〔大江俊光記〕元祿十一年九月八日、主税公ゟ使、後水尾院勅筆、思無邪、大字横物、唐紙林丘寺宮ゟ俊光拜領、此度表具師太郎兵衛ニ表具申付、出來爲持被下、一文字風帶白地菊ノ金襴、中桐ノ紋茶色、上段子、自性院給了上下淺黃地雲ノ紋、緒くわん、桐箱、象牙ノ軸、九分此方分遣手間代共ニ廿九匁八分六厘也、權介ニ持セ遣、請取來了、

〔槐記〕享保十一年二月十一日、藤一葉へ御成、○深諸院殿、拙、山科道安正午御成、

掛物 一山、一文字紫地印金、中淺黃ノシヽケ、上下紺地ノシヽケ、

廿四日、御茶、○中略

御掛物 夢窓國師筆、山呼萬歲聲ト一行物、印アリ、一文字ハムラサキ地ノ印金、オキ上タル十カナル蓮花唐草中紺地ノ金紗、上下茶地ノシヽケ、

廿八日、上田養守御茶獻上、藤、拙、一葉、御供、○中略

掛物 一休詩ノ物、一文字金紗、中白地飛金、上下シヽケ、

三月五日、久田宗也御茶獻上、藤、拙、一葉、御供、正午御成、○中略

掛物 牧溪ノ墨跡、(中略)金紗ノ一文字、風帶上下ドンス、拜領ノヨシ、

霜月四日、御茶、○中略

御掛物 後西院宸翰、(中略)末ニライ紙大分アリ、(中略)一文字、並ニ小菊ノ金ラン紫地、中白地ニ色々ノヌヒ紗、上下白地ノドンス、

〔寺社寶物展閲目錄抄〕大雲院

一玉澗潑墨山水　一幅有ニ自贊一

表具天地大內桐、義隆切、中金襴純子安樂庵、

〔寺社寶物展閲目錄抄〕大龍寺

一後水尾院御物、土佐光起畫、六祖傳衣鉢圖、三幅塔頭三秀院藏

天地淺黃紙風帶白紙中黃地緣靑純子紙、一文字茶地金入、軸墨塗撥軸、

〔嬉遊笑覽二下書畫〕京師の人、陸可彥が紀聞に、浪花の富商淀屋某が家の重寶黃金鷄といへるもの、世に名高くして金の鷄と思へり、かの家身上滅却の時、其父ヶ庵、八幡に退き彼地に終れり、其孫八幡屋某なる者、剞劂を業として京に住り、余が五經を刊せし時、其ことにあづかりて日每に余が家に來る、話言この物に及び、如何なる物にやとたづねけるに、答云、玄たしく是をみざれども、親なる者にうけ給はりぬ、宋の徽宗皇帝の宸筆の鷄にて何とかいへる古錦襴にて表裝したる橫軸なり、今和州郡山にあるよし承ると答へぬと云り、千鳥の香爐のたぐひなり、

〔畫筌六雜〕同床掛禮

床に紙を一張しき、右の足を床の上にあげ、矢筈に緖をかけ、折釘にかけ、下迄手を添て降べし、畫を掛時、風帶動かぬ樣にすべし、

〔日本居家秘用一書畫〕掛物は客來の一兩日以前より床にかけ置べし、かくのごとくすれば表具のゑは、おのづからなれあひてよし、是をかけゑむるといふ、

〔君臺觀左右帳記〕座敷飾

押板ハ三間二間一間半、各三幅一對五幅、カヽサヤツ同ジ物ニテ候、三具足又同前、掛リ候繪ノ間同ジ物タルベク候、〇中略

押板ハ上ニ洞ヲ高クサセラレ、釘ヲ重々ニウタセラレ、繪ノ長キハ上ノ釘ニカケ、繪ノ短キハ下ノ釘ニカケラレ候、倚短キ繪ノ時ハ折卓ヲ立ラレ候、大キナル繪ノ一幅ヲ釘二ツニカヽリ候、小繪ハ釘一ツニカケラレ候、ハリ糸ハ柱ノ角ノメンニツボヲ打、琴ノ糸ヲハラレ候也、押板ヨリ二尺バカリ候テ可然候歟、

〔御飾記〕一繪の掛樣之事、第一に中尊をかけ、第二左、第三に右をとき、掛竿にて風袋分程かけおろ

し、其後は手にてかけ候也、何茂同前、ひずみをよく〱見て軸をなをし退候、まき候時も懸候とのごとく次第に卷候、又左よりかたはしにもまき候也、緒のさばきにいろ〱口傳あり、三幅の繪の間、同ものなり、押板の三具足卓脇の卓との間も同もの、五幅一對のときも、莊間前、四幅のときは變り候也、

〔御飾記〕一繪かくる次第、先本尊、次に左、次に右、四幅一對之時、左より始て一二三四とかくるなり、

〔今川大草紙〕躾式法の事

一繪さんかくる事、是はいかにもしたまで手をそへてさげべし、是はしつけ也、客來老者ならば、わかき繪をかけべし、若客人ならば、老たる繪をかけべし、繪と客人とかけちがゆる、殊に相對相生をかけべし、又繪をかくる時、風たいをうごかさぬは不吉也、風たいは繪のたましい也、

〔故實雜集〕座敷之事

一座敷に繪を懸る事別に法なし、かけ緒をかけ竿にかけ、折釘に緒をかけて、風袋分ほどかけおろし、扨靜に繪をほどくべし、がばとあらけなくさはれば、古き繪などはやぶるゝ物也、いかにもしづかにあつかふべし、第一に中尊、第二に左、第三に右をかくべし、卷緒は、中尊と左繪とは左へよせ、右繪は右へよせ置べし、扨少立退て、能見てゆがみを直すべし、卷く時も右の次第の如くすべし、又左よりかたはしにも卷候也、又卷緒のゆるがぬ樣成もあり、それは左右へよせず、其まゝ置べし、

〔繪掛事其外色々記〕一繪をかくる事、座敷の左にしやうくわんの人候はゞ、左の手に繪をかくる所を持て、右にてぢくのかたを取、すこしひらきて、繪さをにて釘にかけくだし候て罷立候、又座敷の右に貴人御座候はゞ、右の手にゑさを持て、繪を左に持候て、右にある繪竿にて緒をかけ、左にてしもざまにかけくだし罷立候、其時は右のひざをつき、左の足よりふみ出、繪竿を左の手に

持罷立也、花などに心づかひあるべし、

〔三百箇條上之上〕一墨跡掛ひづみ習有、表紙竹不仰向樣に有べし、掛緒壁に付たるはあしく候、

口傳曰、墨跡掛候而、大方右之方下りて見ゆる者也、其時は左之方を下げよとの事也、直に掛りたるひづみゆる墨跡に、それをもさげよといふ事にはあらず、

怡溪曰、此外軸壁に付樣に、中高に成樣に、風帶ははねあがらぬ樣に隨分輕く掛て、明り先之方へ少し下る心持よし、向明りの座敷にては、向て手前之左之方少し下る心よし、畢竟掛物直に見る樣にとの事也、夫ゆえ數奇屋床のうち、向之方壁の塗樣にも習あり、

無住曰、墨跡掛ひづみは、床の明り先の方を少し下げて掛候、右にても左にても、明り先を少し下げ候、向あかりの床は、左之方を少し下る心持也、左は軸先也、然れども、さがり候と見え候程下るにてはあらず候、兩方ろくに掛れば、明り先は上りて見ゆる物ゆへ、少し下れば直に見ゆる也、兎角下りたると見ゆるはあしく候、直に見ゆる程にさぐるをよしとする也、表紙竹不仰向樣に掛る物也、掛緒、壁につかぬ樣に、釘に掛る也、壁と掛緒と貳分計も間の明き候樣に掛る也、因之床の壁塗候には、上の方にては土をうすく付、下の方程壁の張出候樣に塗也、さなくして直に塗候壁に、表紙竹不仰向樣に掛れば、軸壁に付ぬゆへ仰向てあしき也、

〔槐記〕享保十一年三月四日、參候、先日ノ掛物ノカケヤウニ氣ガ付タルカト仰ラル、何トモ氣付カヌヨシヲ申上ル、氣ヲ付ベシ、左ヘ少シユガミアリ、必ズユガムモノナリ、掛物ヲユガマヌヤウニ掛ルコト、傳授ナクテハナラヌモノナリト仰ラル、ソレハ異ナコトニテ候、寸尺ヲタヾシテカケタラバ、ヨモユガムコトハアルマジキニテアルモノヲト申セシカバ、左ニ非ズ、總ジテ御殿ニテ茶ヲ上ルモノ、歷々ノ人ニテモ皆ユガム、其筈ナリ、近習ノ人々ニモ仰付ラレテ、餘ノコトハ格別、掛物ト筒トヲ掛ルハ亭主ノ物ズキアルモノナリ、掛テヤルベカラズト制シオクナリ、先日ノハ

イカニト御詩アリシカバ、取持ノ人ニカケサセシト御聞アリ、總ジテ利休ガ百ケ條ノ第一番ニ、亭主トナリテ客ノ氣ヲシルコト、客トナリテ亭主ノ氣ヲ知ルコト、書タルハ、コレラノコトナリ、ドレモカモ皆勝手口カラ出デ、掛物ヲカケテユガミヲ見ズ、勝手へ入ル故ニ、是非ニ勝手ノ方ヘユガムモノナリ、筒ヲカクルモ又同ジ、先掛タラバ庭ニ出テ、露地ヨリ入テ客ニナリテ見テ、ユガムトユガマヌカヲ吟味スベシ、左ナケレバ百度ニテモユガムモノナリト仰ラル、

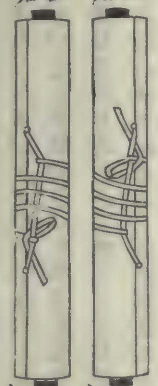
〔習林古状揃大成頭書〕掛物かけやう

一幅は子細なし、三ぷく對ならば、中尊上下と掛べし、かけやうは右に竿竹、左に掛物を持、釘にかけて、扨兩手に軸を持、巻殘りたるを下へさら〳〵とときおろすべし、

〔畫筌六雜〕掛物三幅一對之事

挂樣は、先中尊を取て巻緒を解、下に置て風帯をなをし、少巻挂軸を持、かけ竿に挾て持あがり、床へ入り、釘にかけて軸をさら〳〵とおろし、衡をみて、又右の方を前の如くかけ、次に左をかけおさめ、巻緒は三幅共に印の方へ引べし、はづし樣は右の方よりはづし巻緒は右の方へ片寄巻出し、左にて結び止る也、則印のある方也、次に左の方をはづし、巻緒は左の方へ片よせ巻出し、右の方にて結び止る、則印の方也、次に中尊をはづし、巻緒をとり、正中へ引廻し、中にて違へて三つ廻し、わなをかみの方へなす也、箱に入るも同じ、

同二幅一對之事



掛樣は、上座の方よりかけ、次に勝手の方にて掛納る也、巻緒は印の方へ引べし、はづし樣は勝手よりはづし、印の方へ緒をかたよせ巻出し、圖の如く結び止る、次に上座の方も、同印の

方へ緒を片寄せ結び納む、依て箱に入る處、緒の止りかみしも有を以て左右を知る也、

四幅一對之事

掛樣は、中の二幅の內、客居より初め、次に主居をかけ、次に脇の客居より掛ヶ、主居にて掛收也、はづし樣は、脇の主居よりはづし、印の方より卷出し、くる〳〵と卷收む、又脇の客居をはづし、緒は是も印の方より卷出す、同前也、次に中の主居をはづし、正中へまき緒を引廻し、とめわなを印の方へなすべし、次に客居をはづす、仕舞やう、同前なり、

大横物之事

掛樣は、卷緒をとき、風帶をなをし、掛棹にはさみ、軸を持、床へ入り、眞中をかけ、上座の方を懸、又勝手の方を懸ヶ正中の緒をはづし、兩方の釘にて持合する也、はづし樣は、先眞中をかけ、勝手の方をはづし、次に正中をはづす也、或三ツ釘物とも云也、卷緒止やうは右に圖す、〇圖略

柱隱之事

掛はづしは、常の一幅物と同じ、卷留も中尊ものに同じ、

〔畫筌 六雜〕同〇掛畫床挂事

三幅の時は、中をかけ、次に客位、次に主居、同卷て納るには、客中主なり、

同主位客位

左を客位右を主居とす、又座敷によりて左を主位と定ることあり、たとへば客南より入る家には、三幅對の內、南向の繪二幅、此時は北は主位、南は客位也、北向の家は是に反す、

〔紹鷗茶湯百首〕繪にも又左り右向眞向有若亦床のかつ手による
三幅の繪を懸るには中を掛軸先をかけ次に軸脇
掛物をかくる時には壁付を一分もあいを置とこそ聞

〔茶道秘傳〕一掛物かけ申義、第一堅に〇以下文缺

一同かけひずみ仕候儀、いづれの床にても、軸先をさげ申候、

一卷板、第一あをのかざるやうに仕候、

一掛緒、壁につき不申樣にいたし候、但一寸程にてよく御入候、

一卷緒、必右へ引申候、併此緒すき道具にて無之候間、隨分みへ不申樣尤之事、

一繪讃のをの時、ときを必印の方へ行候得ども、自然はちがへにても不苦候、

一卷紙のとめ、まきいたのかど、

一同卷板のはづれにてもとめ候

一同緒まきやう、うしろにて合義あしく候、まへよく御入候、

一三幅の時、先中をかけ、左をかけ、右をかけ、扨掛合、中をはづし申候、

一同はし一外廣候掛物も、同事にて御座候、

〔道照愚草〕一座敷に繪を掛候刻は、卷緒を繪の左の方へなしてかけ候、又二幅の時は、左は左へ、右は右へ成樣にして可然候、又卷緒のゆるがぬ樣なるも可在之、

〔紹鷗茶湯百首〕墨跡を懸る時にはたくぼくを勝手の方へ大方は引

繪の物を掛る時にはたくぼくを印有方へ引とこそきけ

〔畫筌六雜〕同畫〇掛緒置方之事

繪の印のある方に、壁に添てさげ置べし、前にみゆるはあし、、

〔御飾記〕一西の六間御置物なし、夏計小壁に、四幅一對の繪を東西に二幅宛かけらる、、

〔槐記〕享保十二年正月九日、參候、墨跡ノ掛物ト、圖畫ノ掛物トハ、夏冬ニヨリテ心持アリ、覺悟セシヤト仰ラル、兩人トモニ、時節相應トカチテ奉存ヨシ申上グ、墨跡ナドハ、文ガラ、或ハ月日ナドア

ラバ、時節相應ニスベシ、畫圖ハ夏ハ冬ノ圖ヲカケ、冬ハ夏ノ圖ヲカクルコトナリト仰ラル、此前ノ茶ノ御會ニ、日親ガ當國ノ畫贊ノ御一軸ヲカケラレシハ春ナリ、春雨ノ字アルニヘニカケラレタリトナリ、セカレバ畫贊トナラヒタルトキハ、贊ガオモニナルニヤ、畫ヲ折テ得テ傾率ルベシ、

〔茶道表具書〕表具相傳ノ秘事

一三幅對の釘を床にうつこと、床をわりてもうつ也、又掛ものを下にならべてうち候てもよき也、

此通也

一二幅一對、四幅一對、何茂三幅一對掛候釘のこゝろを以、床を割ても墨跡をならべて打申ものにて候、

一兩脇の釘、口傳有、同じわりにしては、兩脇の明きつまりて見る事有、其時は五分にても、又は七八分にても中へ寄ル事習なり、

〔喫茶南方錄二草庵〕掛物かけの釘

天井の廻り縁より一寸置て打、釘の長九分出はにて一寸の竹也釘也、皮目一文字にして三分、丸く削るも有、角に削も有、皮目上に打てよし、釘の打樣、秘事口傳、三ッ掛の大横物の釘、三ッ釘といふなり、中は皮目を上に、左右は皮目を下にうつといへり、一幅物の釘、皮目を下に打といふ說あり、掛緒はしらぬため也、左も可有事か、皮目をこさげて打もよし、

〔紹鷗茶湯百首〕懸物の釘打ならば大輪より九分下て打釘も九分なり、

〔畫筌六雜〕同畫〇掛見方

書院ならば間を六尺ほど退け、座せばくは三尺、中客主と見終る、

〔茶之湯三傳集四客座〕掛物見樣の事

一先床より三尺ほど此方に居て、先卷緒は何方にあると見、上に目付、風帶を見て、中一文字を見

表具師

下し給ならば繪、墨跡ならば墨跡を見る也、扨下一文字、中、軸を見る也、

一立物は下より能見て立也、横物は下より見立て一目見る、

〔書言字考節用集四人倫〕表具師(ヘウグシ)支那所謂褙匠也、

〔人倫訓蒙圖彙五〕表具師、唐書に所謂褙匠是なり、屏風張付等、ともにこれをなす、諸の色紙軸金物組緒絹卷物等、是をつかふ、其品々商人細工師あり、

〔訓蒙圖彙大成四〕褙匠は、今いふ表具師の事なり、表補とも表褙ともいふ、表紙も同じ、

○按ズルニ、褙匠ノコトハ、卷本ノ篇ニ掲ケタリ、

〔嬉遊笑覽二下表褙〕今經師屋といふものは、表具もすれども、もとは別ちてありしなり、雍州府志にも表具師の卷物、經師やの表具、いづれもよからぬよしをいへり、

〔雍州府志七土産〕凡表具與卷物、横竪之異而已、然表具師之卷物不堪用、經師屋之表具又不宜、物各有能不能、擇其能者使造之可也、

〔宗長手記〕表布衣師三郎五郎と云、綾小路室町とのあひだ、北のつらにあり、誂のものたび〳〵便に下さす、かへりては、てまのこりあるにより、無沙汰のよし申くだしつ、則のこりのぼせつかはすとて、

あつらへのかぎりのぼせつくださなん三郎五郎てまの關守

〔貞德文集上〕這掛字二幅、表具仕度候、其方御隣表補屋江御遣候而、輪補繪、幡補繪、御誂候而可給候、不及申候得共、念入候樣恃(タノミ)申候、○中略

五月十七日　　存則

唐物屋紹盛老

〔古今夷曲集九雜〕八幡山寶藏坊より、表具細工たぐひなき上手なりと、狂歌もて褒美せられける返

事に、　泉齋

表具師はちく軸ゑくぞ嬉しがるのりの道ゑる人のお歌を

返し　信海

御返歌の字くばりは天下一文字上下萬民感じこそせめ

〔古今夷曲集九雜〕表具師　德元

表具師がゑやうふののりは紙よりも己が命をつぐ物ぞかし

〔國花萬葉記一之上山城〕諸職名匠

表具師

宗有下長者町鷹司町　中尾宗言烏丸綾小路下

久左衞門元誓願寺油小路　法橋幸善高倉竹や町上

表補繪師

大藏但馬西六條油小路東　土佐同元大鼓番所すじ

五郎右衞門西六條御堂前　忠右衞門上同町

七郎右衞門同町　孫左衞門油小路七條上

九郎右衞門油小路七條上　彌左衞門七條油小路西

四郎左衞門七條油小路角

〔堺鑑下伎藝〕表具師西順

圡圖ハ奈良ノ笠置ノ住人中氏、古來表具ノ名人成故、千利休當津ヘ呼テ、其比表具專用、卽生國ヲ家名トシテ、代々奈良屋ト號ス、西順ヨリ其子孫慶勝、慶吾慶庵慶嚴、

〔國花萬葉記六之二攝津〕大坂名匠諸職商人並諸問屋

表具師　南御堂ノ前　佐兵衛
　島や町中西　敦言　南笠や町雪林　治兵衛

〔國花萬葉記七之上武藏〕諸職御公用名匠商人
御表具師　今井有齋銀町四丁メ

〔國花萬葉記七之下武藏〕江府名匠諸職商人
表具師　今井有齋銀町四丁メ
　伊丹宗惠石町四丁メ　伊藤宗仙すきや丁
　中尾道久久保町　辻養作南八丁堀
　井上與庵南大工町二丁メ　又鐵砲町ニ多有之

〔洽聞錄二〕同書圖誌○墳墓云、菊岡沾涼、名ハ光行、初名房行南仙ト號、後南仙齋、獨南齋、又崔下庵、活𥦗子、米山翁等ノ諸號アリ、○中略神田ニ住シ、表裝ヲ業トシ、マタ金工ノ業ヲ柳川直光ニ學ンデ、斧目貫オヨビ緣頭ノ彫ヲナスニ工ナリ、

〔大成武鑑三〕御表具師
五人ふち八丁堀永澤町　伊藤宗盛　卜人ふち銀町四丁メ　森有齋
神田佐川町一丁メ　辻養作　元せいぐわんじ　石井源助
本石丁四丁メ　伊丹宗惠

〔和漢裝潢志〕南坊錄喫茶活法二百四十ヶ條之中
一一文字なしに、中を輪補に廻し、又中をこうほに廻し、又は中を幅如常して不廻に、上下を袋に廻し、表具ㄙたるは面白き物也、

〔耽奇漫錄二十〕狩野元信畫寶盡橫披一幅

畫は元文三年正月六日ゐがく所にして、其禄寛文五年乙巳の伊勢暦をもて裱褙とす、

〔皇都午睡 三編中〕或人云、今より卅年も前の事にて江州水口宿本陣の主、好者にて、貴人の宿り玉ふ床の間に、並々の軸物は掛られずと、畫絹大幅の無地の掛物に、相應の表装して掛置たり、或時紀伊公爰に宿らせ玉ひ床のかけ物白ければ、自筆を採せられ、牛の畫を書御落款遊されける、其後水野出羽侯京攝御順見の折宿らるゝに付、此かけ物を見て、何の畫ぞと亭主を呼て御尋ねあり、則牛の畫なる由を申す、出羽侯贊すべしとて、牛の畫を書れたそふなと書て、御自分の姓名を記されける、此のち薩州の大守御泊の時、又掛置しを御覽じて、又贊を添られたり、其贊は、牛の畫を書れたそふなと書れたそふなと有、是は又能書の聞えある方なれば亭主大に秘藏して、此三君にて事足れり、此上に書れては寶にならずと云しと實にそれなり、や知らずといへども、聞し儘爰に志るす、

〔畫筌 六雜〕掛畫可レ人渡事

廣蓋に入て、中にて渡すべし、下に置て遣すは宜からず、畫の卷樣は、まきめの方を渡す人の方へなす樣に置べし、請取人の用心得あるべし、三幅の時は、客居は向、主居は吾前へして置也、

〔日本居家秘用 一器財〕收むる時は、〇掛軸 常の軸卷物のごとく、つよく卷置べからず、損ずること早し、やはらかに卷て箱に入、ものに押れざるやうにすべし

掛物を夏月曝には、烈日に直にさらすべからず、表具を損ず、天氣よき時、家內にかけてさらすべし、毎年かくのごとくすればむしはます、

〔喫茶南方錄 三〕掛物

墨跡繪　畫贊　器記　佛像類　竪長物　大横物

掛物程第一の道具はなし、客亭主共に、茶の湯三昧の一心得道の物也、墨跡を第一とす、其文句の

心を敬ひ、筆者道人祖師の德を賞翫するなり、俗筆の物は掛る事なし、されば歌人の道歌の書たるを掛る事あり、佛語祖語と筆者の德とを兼用るを第一とし、重寶の一軸也、又筆者は大德と云ふにはあらねども、佛語祖語を用て掛るを第一とす、繪も筆者に寄て掛る也、唐僧の書に、佛祖の像人形繪多し、人に寄て御佛堂のやう成とて嫌ふ人もあり、一段賞翫して掛べし歸依有べき事別して也と、休の玉ふとかや、器の記茶入茶盃其外にても、道具の證文たる故、別して賞翫して掛べし、竪長物横物床の心得有、横物にて上下つまりたらば、床の天井を下げ、竪物にてあまる程ならば天井を上てよし、是我が秘藏の道具名物等の事也、別の掛物に時惡敷分、少もいとふべからず、畫には右繪左畫あり、座敷の向きに寄て、床の付様心得べし、三ツ釘に掛る大横物三所共掛又は中の釘はづして兩脇計掛事、口傳、

墨跡を茶席に掛事、珠光の時、圓悟禪師の墨跡被掛を始と云、利休の時、大德寺の檀越たる故、大德の先住、其時の和尙抔の墨跡をも用ひし事多し、其後專大德寺派下の筆ならで不用様に口人の心得違事は其道風也、利休時差別なき子細は、東岐和尙の墨跡、秘藏して御用、是は拜領成由被記たり、東岐は曹洞派の唐僧也、

〔重賴獨吟百首〕賦何田誹諧

床近み目に掛物の身にしみて

匂袋を蚊屋に知辜

〔視聽草五集五〕褾褙記

表具記幷詩

夫堪輿之間、有可玩物可樂物可愛物、其爲良媒者何乎、○中略若圖書書記、則坐觀四海八荒之多景於一軸中、助増於此德者何、是表具之功也、雖有千金之寶墨、無表具則不能掛堂上、且有表補繪幢補繪、

禮紙一文字、中緣、上下、軸、風帶、露、啄木、環帶、直之名、蓋文字者、大極之一氣、而生陰陽之兩象天地上下、天一生水之一是也、況又有南極北極之兩軸、中緣擬人象、而天地人之三才備也、且總緣象青天、古人句云、青天一張紙、寫我腹中詩、能有法于天地也、又中緣準中庸、故道有中、中有權、其長短曲直之中理者中權也、是和漢兩朝所玩、其揆一也、〇中略

延寶八曆庚申仲夏吉旦　瀧川昌樂庵隨有子九拜

表具師

建部新右衞門信忠雅丈

古事類苑

文學部四十五

印刷

古事類苑

文學部四十五

印刷

印刷ハ何ノ代ニ起リシニカ詳ナラザレドモ、其物ノ現存セルハ、稱德天皇ノ天平寶字八年ニ百萬塔中ニ納メラレタル陀羅尼ヲ以テ最モ古シトス、然レドモ其物ハ長サ一尺强、廣サ二寸弱ナル一葉ノ紙ニテ、字數モ僅ニ百餘字ナリ、而シテ其版ハ銅ナリヤ木ナリヤ舊說紛紛トシテ未ダ其是非ヲ決セズ、其卷ヲ成シ冊ヲ成シヽモノハ、亦其始ヲ詳ニセザレドモ、後朱雀天皇ノ長久年間ニハ既ニ佛敎ヲ模印セシコトアレバ、是ヨリ前ニ起リシコトハ明ナリ、然レドモ當時ノ雕刻ハ多クハ佛書ナリシガ、正平年間ニハ論語ノ刊刻アリ、儒書ノ刊刻ハ是ヨリ古キハナシ、蓋シ佛書ノ多ク印刷セラレタルハ當時之ヲ以テ最大ノ功德トシタレバナリ、而シテ此印刷ハ新ニ雕刻スルニハ限ラズ、時トシテハ他ノ所藏ノ版ヲ借リテ之ヲ爲スモノアリ、

凡ソ印刷ニハ整版アリ、活版アリ、活版ノ活字ニハ銅製ト木製トアリ、銅字ハ鑄造シ、木字ハ雕刻ス、而シテ活版ノ法ハ朝鮮ヨリ傳來セリト云フ、蓋シ文祿ノ比ノ事ナラン、時慶卿記文祿二年ノ記事ニ、活字ヲ選擇シ、古文孝經ヲ出版セシコト見ユレバ、我國ニテ當時早ク之ニ倣ヒテ造リシモノカ、又ハ朝鮮ノ活字ヲ用ヰシカ、文祿五年ノ蒙求ニ至リテハ、新ニ之ヲ造リシコト之ヲ跋語ニ徵シテ昭々タリ、此後活版ノ擧陸續コレアリ、然レドモ皆木製ナリシ

ガ、元和元年ニ至リ、德川家康銅版活字ヲ以テ大藏一覽ヲ印刷セリ、銅版活字ノ印刷始メテ此ニ見ユ、蓋シ當時ノ印刷ニハ勅版アリ、幕府ノ版アリ、私版アリ、各活版整版アリテ大ニ經籍ヲ刊行セリ、

又銅版ハ和蘭陀ノ法ヲ傳ヘタルモノニテ、我國ニテハ司馬江漢ヲ以テ始トス、或ハ畫家桂川氏其始ナリト云フ、赤銅ノ板ノ兩面ニ雕刻シ、インキヲ以テ印刷シ、專ラ繪畫ノ印刷ニ用キル、

著色摺ハ、丹繪即チ紅摺ニ起因シ、寬延ノ頃ニ至リテ始メテ紅、藍、黃ノ三遍摺トナリ、寬政ノ頃ヨリ更ニ進歩シテ金、銀、銅粉、雲母等ノ彩色摺トナリ、安永三年ニ至リテ、濃淡ノ彩色摺ヲ繪本ニ施スニ至レリ、

要スルニ、我國ノ印刷術ハ早クヨリ開ケタレドモ、久シク盛ナルニ至ラザリシニ、鎌倉室町ノ世ヲ歷テ刊本稍盛ニナリテ、京都ノ五山ニ佛書ノ刊アリ、周防ノ大內氏ニ雜書ノ刻アリ、然レドモ時兵馬倥傯ノ際ニ在ルヲ以テ刊行スル所鮮カリシガ、德川氏ニ至リテ海內無事トナルニ及ビ、書籍ノ刊行年ヲ逐テ夥シクナレリ、

名稱

〔類聚名物考文史〕摺寫

或云、摺本はすりたる版印の本にはあらで、字の誤にて摺にて疊たる折本の事といへり、文字はさる事なれども、此比版印の事見へず、多く專本を台記にも所々摺本といへれば、やはり摺寫たる本なるべし、

〔運歩色葉集須〕摺本

〔書言字考節用集七器財〕印板(インハン)紀原、板印書籍、唐人尙未二盛爲一レ之、自二馮道始印一二五經一之後、典籍皆爲二板本一、今按紀原說不レ然、蓋印書之始在レ隋、事見二代醉一、

〔事物紀原四經籍藝文〕印板

筆談曰、板印書籍、唐人尙未盛爲之、自馮道始印五經之後、典籍皆爲板本、卽唐始爲板印矣、五代會要曰、後唐長興三年二月、中書門下奏請依石經文字刻九經印板也、

〔琅琊代醉編 三十五〕印書

揮塵錄載、母昭裔時常借文選不得、發憤曰、異日若貴、當板鏤之以遺學者、後至宰相逐踐其言、陸文裕公曰、此與馮道印板之日不知孰爲先後、石林燕語載、書傳雕板始馮道、此不然、但監本五經板道爲之爾、柳玭詩序言、其在蜀時嘗閱書肆云字書小學、率雕板印紙、則唐巳有之矣、河汾燕間錄載、隋文帝開皇十三年十二月勅廢像遺經悉令雕撰、此印書之始在隋巳然、

〔東大寺要錄 四〕一東西小塔院

神護景雲元年丁未、造東西小塔堂、實忠和尙所建也、天平寶字八年甲辰秋九月十一日、孝謙天皇造一百万小塔、分配十大寺、各籠無垢淨光陀羅尼摺本、口傳云、惠美亂誅之間鎭傳料云云、

〔續日本紀 稱德 三十〕寶龜元年四月戊午、初天皇八年亂平、乃發弘願令造三重小塔一百万基、高各四寸五分、基徑三寸五分、露盤之下、各置根本、慈心、相輪、六度等陀羅尼、至是功畢、分置諸寺、

○按ズルニ、八年亂トハ、天平寶字八年ナル惠美押勝ノ亂ヲ指セリ、寶龜元年ニ至リテ七年ナリ、

〔續日本紀考證 九〕狩谷氏曰、小塔及經本、今見在大和國法隆寺東圓堂、丹碧剝落殆盡、其材露盤以上用櫻、以下用檜、九輪與塔身、化牡合之、虛其中心納經、其經則印刻、獨末題甲字爲肉書、其紙類土佐紙、質不精好也、以一幅漸摺、以小片爲褾、而卷不施軸、按史云分置諸寺、然特法隆寺存焉、他所未聞有之也、檜木香氣如新、經則紙巳爛然、殆不勝卷舒、而文字鮮明、點畫不壞、如有神護之者、其筆跡似唐人書帶分法者、結構巧妙不可言、神龍大類西大寺所藏御書、則或同一宸翰、亦未可知也、

〔親古雜帖〕百萬塔幷塔中所納陀羅尼

百萬ヲ六呪ニ分レバ、一呪十六七万、一版ニシテ成スベケンヤ、一版一万ヲ造ルトシテモ十六七版ハアルベシ、大字小字ノ異アル謂也、今自心印呪ノ三版ヲ擧テ他呪モ各此異アルヲ明ス、凡版書印行ノ起原ハ舊五代史後唐長興三年二月、中書奏、請依石經文字刻九經印板從之トアル條ノ攷證ニ、柳玭家訓序、中和三年夏、鑾輿在蜀、余爲中書舍人、旬休閲書于重城之東南、其書多陰陽雜記、占夢相宅九宮五緯之流、率雕板、印紙、浸染不可盡曉トアル見エタルヲ舊聞ノ始トスベシ、然レドモ浸染云云此時イマダ印法ノ備レルニ非ズ、爰ニ此陁羅尼ハ正ニ天平寶字八年ノ草創ニシテ、唐ノ僖宗ノ中和三年ヨリ百廿年前ナル代宗ノ廣德二年ニ當レリ、然則天下古今版本ノ魁タル者也、

〔温知錄三〕印板形木

按此時〇寶龜元年四月の小塔、今尙大和國法隆寺夢殿に存れり、世に散在せるはた法隆寺より出たる也、余〇小山田與清二基を藏せしに、一基は三綠山の貫首實譽顯了大僧正に貸まゐらせたりしを、火災に罹て烏有(ムナシク)なりぬ、其中に納たる經は、端に無垢淨光經相輪陀羅尼と有て、本文は五字廿一行、奥に墨書の甲の字あり、今存れる一基の中なるは、はじめに無垢淨光經自心印陀羅尼とありて、本文五字廿九行なり、いづれも卷子にて、黃紙に摺たる版本なり、墨書の甲字は孝謙天皇の宸筆なりといひ傳ふ、これ古版本の現存物といふべし、

〔古經題跋上〕無垢淨光經小卷

或曰、此經爲我朝刊版之權輿焉、

〔白氏長慶集序〕樂天秦中吟賀雨諷諭等篇、時人罕能知者、然而二十年間、禁省觀寺郵候墻壁之上無不書、王公妾婦牛童馬走之口無不道、至於繕寫模勒衒賣於市井、或持之以交酒茗者處處皆是、楊越間多作書模勒樂天及予雜詩賣於市肆之中也、〇中略長慶四年冬十二月十日微之序、

〔筆叢四經籍會通〕葉少蘊云、世言雕板始自馮道、此不然、但監本始馮道耳、柳玭訓序言、其在蜀時、嘗閲

書肆所鬻字書小學、率雕本、則唐固有之、〇中略載閱陸河汾燕間錄云、隋文帝開皇十三年十二月八日、勅廢像遺經悉令雕板、此印書之始、據斯說、則印書實自隋朝始、又在柳玭先、不特先馮道毋昭裔也、第尚有可疑者、隋世既有雕本矣、唐文皇胡不擴其遺制、廣刻諸書、復盡選五品以上子弟入弘文館鈔書何耶、余〇胡元瑞意隋世所雕特浮屠經像、蓋六朝崇奉釋教致然、未及概雕他籍也、唐至中葉以後、始漸以其法雕刻諸書、至五代而行、至宋而盛、於今而極矣、活板始宋、畢昇以藥泥爲之、見沈氏筆談十八卷甚詳、

〔五代史記五十六雜傳〕和凝字成績、鄆州須昌人也、〇中略漢高祖時、拜太子太傅、封魯國公、顯德二年卒、年五十八、贈侍中、凝好飾車服、爲文章以多爲富、有集百餘卷、嘗自鏤板以行于世、識者多非之、

〔大和事始四文教〕印板書物を板行する事也

日本にて書籍を板に刻む事、其始をしらず、元久三年土御門院年號山門申狀に、法然坊所造選擇集者謗法書也、天下不可止置之、在々所々所持、并其印板、大講堂取上、爲報三世佛恩可燒失之由奏聞仕候畢とあり、是を以て見れば、此時已に選擇集を板行せし也、しかれば書籍を板行する事、猶其前久しき世よりありけるならん、又夢窓國師の弟子妙葩相國寺の祖也、夢窓多く佛書詩集等を板に刻めり、多くは妙葩が跋あり、又高師直が板行せし佛書あり、其後兵火にかゝりて彼板も盡く燒亡ぶ、其故に不傳といへり、師直が板行せしは師直が跋あり、又美濃の瑞龍寺にも板あり、此寺は關山が寺にして、關山板を開し也、周防の山口にもむかしより板あり、長門の香積寺に三重韻の板あり、亦角倉與市太秦の僧に、史記及諸の本を開板せしむ、嵯峨本と云是也、杜子美千家注を足利本といへども、さにはあらず、むかし朝鮮に便よき時、我國の紙を遣して、板をすらしめたるとぞ、程敏政が心經附註などは、朝鮮より其板わたりし也、近世の板印は、慶長の末に庭訓節用集など少々有しが、寛永六年の比より多くなれりとかや、正保の末よりいよ〳〵多く成て、今は其數をしらず、

〔温知錄三〕印板形木

按慶長の末に庭訓節用集有しが、寛永六年の比より多くなれりとかやとあれど、その已前盛になりし事は、上に引る書ともにて知べし、又節用集は文龜板あり、楷字の半截本也、俗に饅頭屋本といふ、又行書の半截本あり、時代不可考、慶長二年淺山易林庵素心が校合本あり、上下二巻とす、此三本いづれも慶長以前の板なり、

〔閑散餘錄下〕足利ノ初メ明ノ成祖ヨリ封號ヲ受ケテ交リ親シカリシ頃、此方ノ紙ヲ送リテ彼方ノ板ニテ書籍ヲ磨セタルコトアリ、予曾テ顧野王玉編ヲ見ル、即コノ物ナリ、コノ外ニモ尙アルベシ、竊ニ願クハ今モ華舶ニ託シテ磨セタキコトナリ、

〔視聽草十集八〕志實

大藏經板行

寛保三年(敕書)命ヲウケテ、我國ニテ大般若經ノ板ヲ彫シ始ヲ考ルニ、應永年中ヨリ板行ヲコルトミヘタリ、(活板ハ應永以前アリテ中絕シテ、室町殿ノ末、慶長ノ比、盛ニ行ハルトミヘタリ、)

園太曆ニ云ク、康永四年三月廿日、昨日ノ聞書到來、――右衞門尉藤原忠朝、(一切經開板功)

按ズルニ、康永四年ハ應永ヨリ五十年前ニシテ、一切經ノ板彫始ラルレドモ全部デキズ、應永年中ニ至テ、大般若經ノ板彫終タルトミエ、一切經開板ノ功トハ、一切經ノ板ヲ彫始タル功ト、云コトヽ見エタリ、

甲州都留郡岩殿村岩殿權現別當常樂院大坊ニ、足利尊氏將軍ノ納メラレタル、我國板行ノ大般若經アリ、奧書(延文二年丁酉十月五日壹卷、觀應三年九月十五日一卷、文和□□九月廿二日一卷、應永六年乙卯年六月日書入アリ、コレニテ康永中大般若經ノ板全備セザルコト明也、)

善隣國寶記ニノスル二書ニテミレバ、應永五年ノ後、一切經ノ板全備スルコトミルベシ、ソノ文

左ノ如シ、和事始ニ撰擇集印板ノコトアリ

諭朝鮮書

告喩大内左京大夫、朝鮮使者遠啣國命、遠海來聘、幣甚厚而禮甚至、尤可嘉尚焉、○中略藏經版此方頃年刊之孔艱、而未克全備、彼方現刊者、筆劃極精、爲之不能無希求、今大允我所求、蓋法寶東漸有時也、甚々感々、○中略

應永五年八月日　コレニテ應永五年マデ我國ノ一切經ノ板全備セザルコト明ナリ

應永十六年遣朝鮮書○中略伏聞貴朝一大藏教鏤板流布、儀備陋邦之乏少、賜以七十軸全備之藏、則其德何日而忘之、特遣周護書記德林藏主、專達此意、庶恕貪求之罪、以附利濟之心、亦柔遠之一端也、○中略

永樂七年○我應永十六年六月十八日　　日本國管領源道將○斯波義將拜覆

朝鮮國議政府左右丞相公閣下　コレニテミレバ、此比我國一切經ノ板全備スレドモヨロシカラザル故ニ、朝鮮ヘ請ワレシトミヘタリ、四土ノ年號永樂ヲ用ヒシハ大ニワラフベキコトナリ、

サテ一切經ノ板ハ、康永四年ヨリ彫ハジムレドモ、越前國ノ帆木山ニ弘法大師ノ櫻ノ木ニ彫シ佛經アリト云ヘバ、佛經ノ板ノ始ハ久シキコトトミヘタリ、和州南都二月堂ノ牛王ハ、弘法大師ノ彫刻ニテ半分燒殘アリ、銅聖武帝ノ時ノ板ニ、細字ニ彫タルアリ、共龍松院ニテミル

甲州都留郡藤崎村妙樂寺ニ、明應六年ニ彫シ法華經ノ板六十四枚アリ、奥書左ノ如シ、

妙法蓮華經卷第八、此卷施主平信長、此版留在甲州都盧郡德藏山妙樂禪寺、　諸化緣若干人

明應六年霜月日　　化主源清

豆州三嶋府住吉久刀

コレニテミレバ明應ノ比三嶋ハ府ニテアリシニヤ、明應六年ハ織田殿イマダ生レザリシ前ナ

レバ、此平信長ハ別人ナリ、佛經ノ外ノ書ノ板イツゴロヨリハジマリタルヤ知ベカラズ、予ガ友天野條右衞門ガ家ニ、享祿四年ノ板ノ聚分韻略アリ、コレヨリフルキ板本イマダミズ、

延享三年十二月十一日靑木敦書記

〔好古小錄下雜考〕國朝印板ノ書、何ノ時ニ始ルヲシラズ、法隆寺傳ル所ノ多羅尼アレ共銅板トミユ、貞觀スデニ木印アレバ利集ノ印板後世ノコトニハ非ルベシ、然ルニ今隻字存スル者ヲミズ、按白山社牛王ノ札ハ久安年中ノ刻ニシテ其板今猶存ス、佛經ハ東鑑ニ寬元二年六月三日於大殿御方被供養百部摺字法華經、蓋是所被加後鳥羽院御追福也、形木則以彼勅筆被彫之、一部ノ書ハ正嘉二年刻ノ性靈集アリ、論語ハ世上ニ正平板ヲ印本ノ始トスレドモ、跋云堺浦道祐居士重新命工鏤梓トアレバ、此已前スデニ印本アリシトミユ、

〔昆陽漫錄一〕論語板

前年天文癸巳の年に刊する論語を觀るに、淸原朝臣宣賢の序ありて云く、東京魯論之板者、天下寶也、雖然罹丙丁厄、而灰燼矣、以重鏤梓と、しかれば論語の板のあることは久しきことゝみえたり、さて西の京と云ふに對して、東京とかゝれしものなれば、東京とは今の京のことなるべし、

〔一話一言三十九〕畝問池答南畝問論池答

印書考稿本　源淸道著

貝原先生の和事始に、日本にて書籍を板に刻む事其始をしらず、○中略伊勢貞春先生の正誤に、按此事東鑑等には見へず、何れの書に出たるや可考、按に印板元久より以前ありし證、東鑑土御門院正治二年正月十三日の條に、經金字法華經六部摺寫五部大乘經と見へたり、摺寫とは板にてすりたるなり、是を以て考るに、正治より前久しき世よりありしなるべし、

淸通云、貝原氏山門の申狀を引るはいまだしき也、選擇集土御門院御宇開板の序あり、平基

親所著なり、選擇集開板の證には此序を引べき也、扨家翁先年書肆に於て、貼葉の選擇集を購得たり、字樣作者の書に疑なし、惜かな序を脫せり、これ家藏中印本の最古なるものなり、凡皇朝印板の最古なるは、南都法隆寺の東園堂に有所の陀羅尼なり、〇中略予親しく其陀羅尼を觀るに、銅板のごとくにして字體尤奇古なり、今存する印本此右に出るものはあるまじきか、

正誤又曰、右は佛書なり、儒書を板に刻む事始はしれざれども、正平の比旣にありし也、其證攝州大坂に木村吉右衛門と云者あり、兼葭堂と號す釀酒家也、其家に古板の論語一部を藏む、卷尾に文あり、曰堺浦道祐居士重新命工鏤梓、正平甲辰五月吉日謹誌とあり、正平甲辰は十九年也、北朝崇光院の御代也、經書を板に刻む事旣に此比ありしなれば、猶是より前ありけるなるべし、

和事始又曰、〇中略近世の板印は、慶長の末に庭訓節用集など少々有しが、寬永六年の比より多くなれりとかや、正保の末よりいよ〳〵多く成て今は其數をしらず、

正誤云、按慶長の末にとは誤なり、慶長の初より節用集などはありし也、予が家に慶長二年の印板の節用集を藏たり、是れ證なり、

淸通云、我家藏する所舊板論語、これ正平板の元本也及び正平板の同本翻刻本、時代不詳、筆者の匿名あり、天文板、凡古板の論語都て四部、此餘正平以前より慶長に至迄、印板の儒書佛書等、予が家に藏する所も數十部に及べば、其餘數多有べきなり、今家に藏むる古板の書目、及び家翁目擊する所をあはせて左に記す、慶長年より印本盛に行はれ、其書世の普く知る所にして、其數も亦多ければこゝにしるさず、〇中略

右印書考稿本借得輪池藏本而附記

丁卯仲冬十一日　杏花園

〔温知錄 三〕印板形木

三國傳記に、鑑信盲て後、手自印板を開けりといへるは、うけがたき說なり、淮南子泰族訓に、蠢剗僞書の字面もみゆ、余がまのあたり見聞せるは目黑の長泉律院の藏本に、太子の勝鬘經注の刊本あり、倭葉子にて、其古體鎌倉以後の物とはみえず、余が家藏に、文明十三年版の寂光釘拔念佛の畫詞、永祿元年版の年代記などあり、

〔柳庵隨筆 初編〕梓刻の古きは稱德天皇の百萬塔に籠られし經にすぎたるはなし、走湯山、永延二年三月、沙門延尋が記云、永觀元年（癸未）唐國本朝摺本寫本經論人師述作、合東八千餘秩納之とあり、永觀は北宋の太平興國八年にあたれば、こゝに唐本といふは、北宋本なるべく、本朝の摺本もありたるごとく聞ゆれば、寶龜板につぎてのものなるべし、（因云、澁鵜抄に、摺本一切經寛和丁亥の年、奝然法師が將來せしとみえたるに、こゝに永觀の時、唐本の摺本とあれば、奝然よりも前に來りし成べし、）其後摺本の事、台記に見えたれども、宋板の書をいふにや、また本朝の繡板にや、世に傳はらねば、さだかならず、今もみる古板は法然上人選擇集なるべし、是土御門院の御時に刻せし由、平基親の序にいへばなり、是に次ては、建保二年に明信比丘が觀無量壽經を自寫重刊せし、（○註略）又大僧正公圓の大般若、（奈良般若寺にあり、刻梓の年月なけれど、文治に前大僧正とあれば、この本はそれより前になる所なるべし、）貞應二年、佛子貞榮が慶圓上人の菩提の爲に、大般若第五十三を刻し、（これ奈良板般若なり○中略）弘安二年に、秋田城介藤原泰盛が大日經を刻し、（○註略）同六年に金澤越後守傳心法要を刻し、（大休正念が序にみゆ、此本いまだ原本をみず、見る所は、寛永九年京都村上平樂寺が覆刻本なり、）正安四年、高野山の慶賢が御請來目錄を刻し、同年に、沙門知眞が觀無量壽經を覆刻し、正和癸丑に、沙彌宗哲、虛堂新添を刻し、嘉曆戊辰に、尼如律、佛果老人心要を刻し、同己巳年に、尼道證が慧照語錄を刻し、曆應二年に、高武藏守師直が、首楞嚴義疏注經を刻し、觀應四年に尊氏卿、大般若經を刻されけるをみるに、縱橫爭戰の際、何の暇ありて、かかる盛事におよばれけるにや、この外に、曆應の圓悟心要、貞和の雲臥紀談、貞和の雪峯外集、貞和

の景德傳燈錄、正平甲辰堺浦道祐の圓珠經、文和の勅修清規、延文の榻仲弘集、景德傳燈錄、康安の宗門十規論、貞治の夢想國師語錄、五燈會元、禪林類聚、應安の了庵語錄、應庵小參、寧禪師語錄、永和の歴代編年互見、永德の宗派、至德の韓文、嘉慶の柳文、冥樞會要、佛光語錄、明德の氏族大全、應永の三國佛法傳通緣起、佛祖正法直傳、無文關、枯崖漫錄、大毘盧遮那成佛神變加持經、宗派、顯戒論、徹翁語錄、大燈年譜、永享の慧照語錄、嘉吉の大毘盧遮那成佛神變加持經、文明辛丑の聚分韻略、同丙午の聚分韻略、延德の慧照語錄、明應の三體詩、論語、聚分韻略、大永の貞永式目、醫書大全、享祿の韻鏡、聚分韻略、天文の聚分韻略、難經俗解、歴代序略、永祿の聚分韻略、韻鏡等は、今も稀々に傳はりて、古人用心の切なるを瞻仰するにたれり、余嘗て古板の跋を影抄し、其剡手の轉末を詳考し、古剡書跋四冊を著したり、くはしくはそれにいへれば、こゝに略す、

〔古剡書跋(附言)〕余好古剡本、每觸目者、或影鈔、或購求而收于篋中、積年殆堆、偶披閱之、剡時前後甚夥于考索、因彙古剡以鈔出題跋、便乎急求、時藤正齋氏(近藤重藏)有搨本攷、余所影鈔可副之以行也、卽相與討論、編纂漸定、然而如書跋、可以爲古剡之左劵、拙手傳寫、必謬多矣、因姑剡此書以示同好、亦求遺書探殘篇之術也、若有此他古剡本在、則詳垂敎、追須補入、

凡剡本之最古者、寶龜勅願相輪陀羅尼也、攷續紀勅願初係天平寶字八年、則李唐廣德二年、先于柳玭渇道若干年、其陀羅尼今猶存、且未聞唐時剡本存、不益珍乎、故舉剡以冠乎卷首、

貝原氏以選擇集爲剡本始、按選擇集成在建久九年、山門請燒印板者元久三年也、此際僅九年、其後建曆辛未冬平基親序以刊行、然則建曆距建久不過十四年、蓋原板燒失再刊也、輪池先生藏古粘葉選擇集、無序、審定蓋原板也、雖年紀不可徵、無其剡在元久前、則余所寓目者、莫出于此右、

元跋後錄出剡手題名及寺院事實以備考證、今盡刪去、直搨本考畫之也、

文政己卯歲夏閏四月上野源信充識于御柳園柳莽

〔古經題跋下〕選擇集二卷(延慶板)

按筑前貝原氏嘗以建暦板選擇集、爲皇國刻本之權輿焉、以余考之、延暦寺有法花經稱傳敎板者、次又有往生要集、(有元永四年跋者)共刊本也、先建暦既行于世、則貝原氏之說恐誤、

〔橘菴漫筆二編二〕本朝昇平貳百年、文華開けし事云もさらなり、今時板行なりし書籍、凡三都に有處六萬部に滿、卷數幾萬卷といふことをしらず、僅に貳百年の間に板行出來しを見れば、昇平の餘澤とやいはん、昔惺窩先生友人へ送られし書に、此頃文章軌範手に入候畢、他年の本懷を遂候、門人中にも寫させ申悅入候などと書れしを見れば、其頃の書の不自由、文章軌範一部さへ求がたかりしに、今や集大成せしは、まつたく泰平の洪福、仰げば彌高く臨めばいよ〱深かき御慈しみを、何とも思はず過さんは、禽獸におとらざらめや、

〔漫畫隨筆下〕書ヲ版行ニスル事ハ、(中略)吾國ハ土御門帝元久年中ヨリ始ルト、始ハ活版ナリ、直江山城守兼續左傳ヲ活版ニ掲セシヨシナリ、惺窩先生ノ門人中川宗伴始テ四書ノ文之點ヲ一枚ノ版ニ彫セタリト、東海先生ノ話ナリ、

〔用捨箱下〕淨瑠璃本刊行の初

其角が著、焦尾琴に、童謠歌舞のいにしへを思ふに、明暦年中の雙紙に、登八島下り八島といふ、はやりかなる事ども十二段に分たるあり、六字南無右衞門正本と奥書して侍るこそ、數奇ものゝ名にふれたる雅なるべけれとあり、其角は寬文元年の生なり、幼とき是等の草紙を翫弄しを思ひいで、當時の好事の者南無右衞門が名をかりて、奥書を記しゝならんといひし也、又操年代記にも井上市郎兵衞(後に播磨)前には淨瑠璃の彫本なかりしやうに記せり、此市郎兵衞は明暦萬治頃の人なり、今傳はる細書畫入の淨瑠璃本、宇治の姬きり、鐙がへ、贊の類を見るに、明暦萬治の年號ありて、それより古きはなし、操年代記は淨瑠璃の作者にもたち交りし、西澤一風の著なれば、此

說におたがひたるを、友人難波の其槳子笑ひて八島一冊を贈られたり、寬永にはや彫本ありしを初て知れり、(中略)○借やしまかるかやの二本に、板元喜右衞門とあるは、江戶通油町鶴屋の祖なり、淨瑠璃屋の號寬永八年にあるを見れば、是より前に數十種の彫本ありし事必せり、されば初て刊行せしは、元和年間ならんも知るべからず、こゝに摸したる冊子三種(○八島、三莊大夫、堂、圖略、)とも、昔ゑざり本ととなへし物の麁惡なるにて、丹、緑青を筆にまかせに彩色ともなく點じて最古雅なり、

〔昆陽漫錄三〕西洋印書

阿蘭陀本草等をみるに、甚だ精妙にして、萬國に勝れり、西洋の印書は螺絲轉と云ふ器を用ふること、遠西奇器圖說に載せたり、其文左の如し、

西洋印書又用螺絲轉、故其書濃淡淺深、曲盡欵妙之致、

さて遠西奇器圖說は、明の天啓の時に、西海の鄧玉函口授して、關西の王徵譯繪する書にて、西洋の諸器の圖(螺絲轉も圖說あり)及び說あり、誠に經國に志ある者、購求すべき書なり、

〔書言字考節用集器財七〕板木(ハンギ)

〔名物六帖器財一文史卷帙〕印版(ハンギ)(大學衍義補)　剞版(ハンギ)(同上、剞版在南監者亦宜時爲修補、)

〔倭訓栞中編四加〕かたぎ　印板をいふ、東鑑に形木とみゆ、延喜式倭名抄に模、靈異記に楷模をよめり、歌集にからかみのかたぎ、摺木かたぎなど見えたり、北史に明堂木樣とも見ゆ、

〔倭名類聚抄十四裁縫具〕模　唐韻云、模、(莫胡反、俗語加太岐、)法也、形也、

〔箋註倭名類聚抄六裁縫具〕模(中略)(新撰字鏡同訓、靈異記楷模二字亦同訓、按形木之義、)法也、形也、(廣韻同、按說文、模法也、禮記內則注、模象也、孫氏本之、以爲染布帛之模範上同、轉注也、尙書大傳、識乎其猶模繡也、注、模所標文章之範者、卽是義、按縫殿寮式、新嘗祭小齋諸司青摺袗、有模飯料米、)

〔延喜式十四縫殿〕新嘗祭小齋諸司靑揩布袗三百十二領、(中略)○模飯料、米二斗四升八勺、(中略)○中宮小齋人靑揩細布袗卌九領(中略)○模飯料、米七升四勺、

〔新撰字鏡木〕模〈莫奴反、法也、橅也、事字規也、形也、擬也、取象也、加太支也、〉

〔段注說文解字六上〕模、法也、以木曰模、以金曰鎔、以土曰型、以竹曰笵、皆法也、漢書亦作橅、從木莫聲、讀若嫫母之嫫、

〔日本靈異記中〕己作寺用其寺物作牛役緣第九

大伴赤麻呂者武藏國多磨郡大領也、以天平勝寶元年己丑冬十二月十九日死、以二年庚寅夏五月七日、生黑斑犢自負碑文矣、探之斑文謂赤麻呂者擅於己所造寺而隨恣心借用寺物未報納之死亡焉、爲償此物故受牛身者也、於玆諸眷屬及同僚發慚愧心而懷无極、謂作罪可恐、豈應无報矣、此事可報季葉楷模、故以同年六月一日傳乎諸人矣、冀无慚愧者覽乎斯錄、改心行善、寧飢苦所迫、飲銅湯而不食寺物、〇中略

楷模〈二合加多岐〉

〔菩提心集上〕問今こゝろに觀をならはんと思ふに、事ひろげくして具へ難くきこゆ、僅々だにも習り、いはんや事ごとに覺束なからずせば、定めていよ〱煩はしからん、ひからばかつ〱一つの事につきて明らめ知らんと思ふ、答まことにしかり、一つを述ん、まづ淸く澄る池の中に一つの蓮の花あざやかに開たり、花のありさま此世の花に准へて然も具に了かに心の眼にみせしめよ、其上に一つの丈六の佛像を見よ、そのかたち世に作り顯はせるをかたぎ〈模〉とせよ、其後佛像漸く鮮かになり增りて光を演べ流し給ふ、又唇を開て法をとい〈說〉給ふ、

〔類聚名義抄三木〕模〈音謨カタキ、ウツス、タメシ、シノカタ法　模或〉

〔吾妻鏡三十五〕寬元二年六月四日癸酉、爲前大納言家御願、奉爲後鳥羽院御追善、日來被摺寫法華經百部、此形木〇ノ即所被彫彼宸筆也、

〔法然上人行狀畫圖三十五〕後京極殿〈良經〉〇はさきだゝせ給ぬ、其御子東山の禪閤〈道家〉〇家督にて御あとをうけつがせ給き、月輪殿〈兼實〉〇御歸依の餘慶をうけ、おなじく上人の勸化を御信仰ありけ

り、ここに六方恒沙の諸佛の證誠をたうとみて、阿彌陀經十萬卷、摺寫の大願をおこし、かた木を異朝にひらかせられて、摺寫の弘通をひろくせらる、かの經おほく吾朝に流布せり、

〔高祖遺文錄二十三〕日女御前御返事

爰ニ日蓮イカナル不思議ニテヤ候ラン、龍樹天親等天台妙樂等ダニモ、顯シ給ハザル大曼荼羅ヲ、末法ニ入テ二百餘年ノ比、ハジメテ法華弘通ノ、ハタジルシトシテ顯シ奉ルナリ、是全ク日蓮ガ自作ニアラズ、多寶塔中大牟尼世尊、分身ノ諸佛、スリカタギタル本尊也、〇下略

〔立正安國論〕主人曰、〇中略去元仁年中、自延曆興福兩寺、度々經奏聞申下勅宣御敎書、法然之選擇印板取上大講堂、爲報三世佛恩令燒失之、於法然墓所、仰付感神院犬神人令破却、其門弟隆觀聖光成覺薩生等配流遠國、其後未許御勘氣、豈未進勘狀云也、

〔徵古文書甲集山城〕僧正琳等寄進狀

奉納　神護寺

五部大乘經印板付各具經等凡一千五百七十三枚

右印版、以阿吽之發願、檀那之助成、彫刻功畢、爰依聖跡異他、永所奉安置神護寺也、願花文不委兮、傳佛語於慈氏之春、實益無盡而及利生於世友之秋、修治之勝計、相續之法式、委細在別紙、守以勿廢絕矣、仍所奉寄進如件、

貞和五年十二月　日　　比丘阿吽花押

施主正琳花押

〔薩戒記〕正長元年八月十五日乙未、大丞付相公羽林奏聞條々、〇中略

同金光明經版木、經師不所持、雖相尋方々不求出、若可被書寫歟、將泉涌有舊御經、先改彼軸表紙被遂供養、可被摺寫、板木有山門、當時依訴訟閉籠、不能借用、靜謐後可借受云々、歟事、

十七日丁酉、金光明經依版木書外題許被供養之、後日各申出可書寫云々、

〔二中歷三 注枚數〕天台六十卷枚數

摩訶止觀十卷

横料紙二百九十一枚（枚別廿八行定、横在法成寺法談、）

第一卷廿三枚　第二廿一枚　第三卅枚　第四廿七枚　第五卅四枚　第六卅五枚　第七卅三枚　第八卅一枚　第九卅枚　第十十七枚

文句十卷

横料紙四百卌八枚（枚別廿八行定、横在東光寺、）

第一卅枚　第二卅二枚　第三卅六枚　第四卌五枚　第五四十枚　第六卅五枚　第七卌七枚廿四行定　第八卌四枚廿五行定　第九卌五枚廿六行定　第十卅四枚

今案、摺寫時功政所料絹二疋上品　經師一人祿二疋　墨摺三人、横潤二人、雜用一人、（夏日自早朝至申剋摺之、）一褁三度、

玄義十卷

横料紙二百餘張

〔羅山文集五十三 題跋〕元亨釋書跋

小島家富謂予曰、元亨釋書者近代板行于世者、悉皆活字成行、故不能無顚倒錯誤、而未有鏤于巨板者也、而又未有加訓點者也、今雇良工、張貼海藏院古本於木、以彫剞焉、且又考諸本之舊點、而補寫于其行間、并剞之、每板一枚面背共四葉、板計二百十三枚、紙計八百五十二葉、都爲全板、夫是學者、宜是本朝三寶之流布、而又近代一板之最勝者乎、庶幾將行于不朽而傳於無窮哉、予聞其言壯其志、以爲奇貨可居也、而且戲告曰、元亨釋書板既成矣、他日宣有寛永儒書云者出否、笑而書之、

整版

寛永九年春三月

〔奴師勞之〕東江先生、八町堀地藏橋に居りし時、門人いまだすくなかりしかば、正月の會はじめに、岡部公修とともに來るべきよしをいひければゆきしに、日向氏其外十餘人なりき、吉原大全といふもの作りしとて、板下のまゝ見せられき、

〔天保集成絲綸錄百三〕寛政十一未年十二月

町奉行江

華美成一枚繪幷大小を翫に拵候板行

右之品、板木彫刻候者共ニ而、誰々誂候哉承糺爲ㇾ屆、奉行所ニ而一覽之上、華美候歟、又は如何敷風俗ニ候は、彫刻爲ㇾ致申間敷候、

〔用捨箱上〕草紙の讀初

昔は正月吉書の次に、冊子の讀初とて、女子は文正草紙を讀しとなり、今もある大家にその古例殘りてあり、此さうし今多く傳り、大本小本摺板(はんぎ)の數あるも、昔は家々になくてかなはざりし冊子なりしが故なり、

〔東北院職人歌合〕二番　右　經師

禿はてし文字かたもなきすりかたきこよひの月にあらはかさはや

〔七十一番歌合〕廿六番　右　經師

我戀はふりたる經のすりかた木絕まがちにも成にける哉

〔我おもしろ上(眞見)〕寄板木彫戀

いたづら(板面)(徒)にうらみつるのみ板木ほりひだり文字なる戀もするかな

〔右文故事十六〕慶長勅版考

陰虛本病　冊

守重云、前ニ引ク好古日錄ニ、此活字神代卷ノ活字ヲ指スヲ以テ印出スル醫書アリト云モノ即是ナリ、予ガ見ルトコロハ慶長活字ヲ後ニ覆刻セシ整版ナリ、覆刻ノ歲月序跋ナシ、其板匡モ亦前諸本ト異ニシテ、縱七寸壹分、橫五寸四分、四周雙邊八行十五字ナリ、此本紙張僅ニ六葉、首行題目ニ陰虛本病トアリテ、下ニ一首集見格致全論ト分注ス、○中略意フニ當時醫書必用ノ篇章ヲ拔萃活版セラルベキ盛意アリテ、試ニ此數紙ヲ擺印セラレシナルベシ、

〔經籍訪古志四子〕七書　卷慶長十一年活字刊本　靜節山房藏

慶長十一年元佶奉敎活字印行、板式與前三略同、末亦有元佶跋、近藤正齋云、當時單本七書不傳、此本就序跋致之、蓋從施氏講義錄出者、世又傳整板本、即覆刻此本者、又有舊板加點本及萬治二年刊本、俱係坊刻、

〔右文故事五〕御本日記續錄中　慶長御版本

七書

又一本萬治二年ノ整版アリ、此跋ヲ刪ル、

〔右文故事一〕御本日記附注上

史記　三條殿之手　四十三冊

本邦刊行スルトコロ活字本三通ミナ朝鮮本ヲ原トス、整版ハ凌稚隆ガ評林ノミ、無點本、又八尾版、紅屋版、新舊各二通アリ、通計五通、

〔右文故事五〕御本日記續錄中　慶長御版本

貞觀政要十卷缺二八冊

又正保整版、假名貞觀政要一本アリ、其體裁活字諸本ト大ニ異ニシテ、前ノ安元建保傳寫古本ト

全ク同ジ、是爲長卿ノ譯本ヲ以テ入梓セシナルベシ、

〔朱氏談綺下器用〕活板ウヱ字板、鋼ニテ作ル、一名銅板、

〔名物六帖器財一文史卷帙〕活版ウエジハン同上(夢溪筆談)慶曆中、布衣畢昇爲活版、

〔間合早學問下〕活版くわつはん　のうはんえじ

〔倭訓栞前編四字〕うゑじ　活板をいふ、植字の義也、土御門院の元久年中より始るといふ、

〔夢溪筆談十八技藝〕板印書籍、唐人尚未盛爲之、自馮瀛王始印五經、已後典籍皆爲板本、慶曆中有布衣畢昇、又爲活板、其法用膠泥刻字、薄如錢唇、每字爲一印、火燒令堅、先設一鐵板、其上以松脂蠟和紙灰之類冒之、欲印則以一鐵範置鐵板上、乃密布字印、滿鐵範爲一板、持就火煬之、藥稍鎔、則以一平板按其面、則字平如砥、若止印三二本、未爲簡易、若印數十百千本、則極爲神速、常作二鐵板、一板印刷、一板已自布字、此印者纔畢、則第二板已具、更互用之、瞬息可就、每一字皆有數印、如之也等字、每字有二十餘印、以備一板內有重複者、不用則以紙貼之、每韻爲一貼、木格貯之、有奇字素無備者、旋刻之、以草火燒、瞬息可成、不以木爲之者、文理有疎密、沾水則高下不平、兼與藥相粘不可取、不若燔土用訖、再火令藥鎔、以手拂之、其印自落、殊不沾汚、昇死、其印爲予群從所得、至今寶藏、

〔筆叢四經籍會通〕今世欲急于印行者有活字、然自宋已兆端、〇中略今無以藥泥爲之者、惟用木稱活字云、

〔日本書紀通證一〕例言

日本書紀、藏諸秘府、傳以爲訓、歷代諸家、轉寫久矣、至慶長年間、活字印本、初行于世、今坊間所行、則係寬文重刻、故魯魚不鮮、至訓點則特甚、今並正之、其未祥者姑闕以俟、

或曰、本邦印板起于元久中、而皆活板、如今刊板、則自慶長末年始云、右林齋語曰、唐以前書籍皆寫本、未有模印之法、

〔右文故事五〕御本日記續錄中　慶長御版本

孔子家語 四冊

凡本邦活字版ノ事、其始未詳、予ガ親睹スル處ハ、文祿五年五年十一月改元慶長活版蒙求アリ、是其權輿ナルカ、其跋ニ云、桑城洛陽西洞院通勘解由小路南町住居甫庵道喜新刊一字板繡此云々、惟時文祿第五丙申小春吉辰道喜記、コレニ繼テハ慶長二年勅版活字錦繡段アリ、其跋ニ云、茲取二載籍文字一鏤二一字於一梓一、棊二布諸一板一、印二一紙一纔改二棊布一、則渠祿亦莫レ不二適用一、此規模頃出二朝鮮一、傳二達天聽一、乃依二彼樣一使二工摹寫一焉云々、慶長第二歲在丁酉夷則下澣臣僧南禪靈三誌焉、コレニ據レバ其法モト朝鮮ヨリ傳ヘシト聞ユ、其後叡慮ヲ譜述玉ヒ、活字ヲ刊刻セラレテ、有用ノ書ヲ廣布流傳セシメラルベキ盛意アリシニ、三要學ヲ好テ其事ニ幹當スベキヲ以テ、新ニ撫印ノ鏨造ヲ命ゼラレ、遂ニ以テ其活版ヲ賜リシナルベシ、其跋語ニ爲二後學一梓二刻文字數十万一而賜レ予ト云者ハ是ヲ云ナリ、其活字數十万、京ノ圓光寺ニ現存ス、今ニ至テ間撫印スル者アリ、

〔右文故事 五〕御本日記續錄中 慶長御版本

大藏一覽 六冊

再按ニ、本邦銅版ハ此時ヲ始トス、藤貞幹云、大和國法隆寺東圓堂ニ現存セル寶龜板陀羅尼ハ銅版ナラムト、予其眞本ヲミルニ、未ダ否ヤヲ審定スルコト能ハズ、當時喪亂ノ後ト云ヒ、十數万ノ銅字其工費モ許多ナルベキニ、特ニ神慮ヨリ出テ群書治要ノ如キ大部ヲ開板セラル、實ニ万世ノ垂訓ト謂、○中略大一統ノ始ニ當テ首トシテ本邦未曾有ノ銅字活版ヲ擲メラレ、前古鑒覽ノ群書治要ヲ開版セラレ、其先務トスル處ヲ爲シ給フ、

○按ズルニ、此ニ云フ銅版ハ銅字活版ニテ下條ニ掲ゲタル銅版トハ異ナリ、

〔活版經籍考〕本朝に活版の行はれしこと、殊に久しく且盛なりき、其始めて作りいだせし時代は、いつにや、いまだ考へず、但し室町家の中葉の頃より盛に行はれたるなるべし、其一證をいはゞ、應永の初め頃、歸化の明人某なるものあり、京師にて五百家註韓柳集を活字にて印せし本あり、

其ことは跋に載たれども、支干のみ記したれば其年代詳ならず、予が嘗に見たる一本には、應永七年博多僧某なるもの、校點して題字ありたるものあり、此七年より遡り考ふれば、其支干正に應永三年にあたれり、是中華にては明朝洪武の季年なり、されば吾邦活版の權輿は、元明の活版の遺法を得たる明初の人、本朝へ歸化して、此集を印行したる如けれど、これよりさき南朝の正平中に、和泉國堺浦の道祐居士といふもの、論語集解を刻せり、其本中華へも傳へ到りて、清の錢曾が讀書敏求記にも載せたり、其末に、堺浦道祐居士重新命工鏤梓正平甲辰五月吉日謹誌と題す、其字畫行款、第二卷二卷本に記せし六行罫欄内大字の活版本と分毫を差へず、これによるに道祐自ら跋して、重梓とす、知るべしこの活板本は、道祐が原本たることを知る、かくのごとくむば室町家の世より猶さきだちて起れりといふべし、もしくは北條氏の時、北條顯時等がごとき學を好み、武州金澤の地に書院を開設し、經師を延て業を講じ、文庫を造營して、廣く四部の籍を儲へ藏めし時活版行はれしにやと、活版の論語殊に多く關左の地に存せるを以て推知せらる、これを後に道祐が泉南に重鐫せしにや、されども確證の徵すべきなし、たゞこの活版が正平本の原にして、北條氏の時に出たることは時代に徵して明なり、活版醫書大全の跋に、前に儒籍を印せしかど、いまだ醫書を印せし事なし、醫書を印することは此書をもて始とすと、是大永の頃なりき、之に依て考ふるに、活版は北條氏の世に起源し、室町氏の時に滋盛んなりしとすべし、猶後の考据し得るところあるを俟つ、

○按ズルニ、正平版ノ論語ヲ活版ナリト云フハ非ナリ、下條ナル開版印刷例論語ノ按文ヲ見ルベシ、

〔辨疑書目錄 中〕第七植字書目 井 嵯峨本書目 ○中略

此書數ハ大概ヲ以テ擧ルナリ、○中略 但シ植字本ハ多ハ無點本ナリ、

〔活版經籍考〕活版の諸經書、多くは北宋本をもと、して寫し作れり、ひとり原文を取りたるのみならず、字畫行款にいたりても、また宋樣を規摸せり、其北宋本にもとづきたる證は、毎卷末に經幾百幾十字註幾千幾百字と記せり、是北宋本の左券たることは、淸の沈彤が周官祿田考にもしるし置けり、予が見し所も、南宋本の穀梁傳には、此字數あることなし、沈彤が說信ずべし、これしかしながら隋唐の舊式にて、古人經傳を愼重せる至意をみるべき一端といふべし、北宋は時代接近せるをもて、其式猶存せり、南宋にいたりて、既に忽諸せり、活版の諸經、此文あるものは、北宋本の嫡嗣なること明なり、又古活版の尙書に胤恒の二字闕筆に屬せり、其餘はこれなし、これ胤は宋祖宋宗の諱、恒は眞宗の諱字なり、闕畫此二字にとゞまれば、又明けく宋初の本にもとづきしこと明なり、李建中が書せし千文に、此二字を闕筆せしを、文徵明これを證として定めたると說を同じくす、是二ッの證なり、但中華に久しく逸して、本朝に存せし孝經孔傳等の活版本にいたりては、もとより明經家の遺本を寫したるべければ此例にあらず、又活版といへども、やゝ後世に出たるものは、本を南宋本にとりたるもありとみえて、闕諱の字、廣く南宋の諸帝に涉れり、總ておもふに、古活版本北宋本に淵源せしことは、既に知ぬべけれども、此活版の經籍洛京にて、かく印し行ひしことは、當時縉紳博士の擧に出たる歟又は工人書估の爲に成たる歟、夫等の事はいまだ徵し考る所にあらず、

〔永祿以來出來初之事〕秀吉公御代の事

一一字板　是は高麗入有し故也

〔時慶卿記〕文祿二年閏九月廿一日、禁中御觸折紙アリ、雖當番則參上候、ハン、考ノ字ヲ十一兩人ニ仰付撰候、　廿二日、善衞門出候、禁中參上、文字ヲ撰事如昨日、　廿三日、如昨禁中參上、板考ノ字ヲ撰、及薄暮退、日野ハ不參也、　廿四日、如昨禁中ヘ字撰ニ參候、泉長老被召文韵ヲ被引候、及黃昏退

出、十一月六日、於御湯殿上六條ト兩人ニ板校ノ字其類々々ニ撰集候、直ニ仰也、十六日、禁中請取番ニ參候內也、書物ノ事雖仰重而無其儀候、○中略伯飛中將西國寺等語候、古文孝經ノ板出來候、上ヨリ被見下候、十二月八日、自禁中孝經印本拜領、長橋迄御禮ニ參上、今度板校ヲ被起候本也、

○按ズルニ、板校ノ字トハ活字ヲ云ヘルニテ、此活字ニテ印刷セルモノ即チ古文孝經ナリ、而シテ此舉禁中ニテ行ハレタレバ、此版即チ勅版ナルヲ知ルベシ、

〔補注蒙求跋下〕桑域洛陽西洞院通、勘解由小路南町住居、甫庵道喜、新刊二字板、繡此書、以應童蒙之求也、呼嗚未辨芋耶羊耶魚耶魯耶、潤愧林甦、冀博覽人運郢斤、多幸、

惟時文祿第五丙申小春吉辰道喜記

〔經籍訪古志五子〕蒙求補注三卷文祿丙申(五年卽慶長元年)活字刊本 求古樓(狩谷)藏

上卷缺、體式同前本、○舊鈔本每卷首有目錄、每半板十一行、行十五字、本文併二行大書、卷末有文祿五年丙申小春甫庵道喜跋、記活字印行始末、狩谷望之云、余所見活字諸本、皆慶長已後之鐫板而已、文祿之刻唯於此見之、雖闕本亦可珍賞也、

〔好古日錄本〕古曆本國字片假名活字

活字曆日慶長元年六月○圖略

〔右文故事十六〕慶長勅版考

錦繡段

跋

錦繡段者、東阜天隱之所編、而未有刊行、玆悉取載籍文字、鏤一字於一梓、棊布諸一版、印一紙、糨改棊布、則渠篠亦莫不適用、此規摸頃出朝鮮、傳達天聽、乃依彼樣使工摹寫焉、叙思辱在擬周詩六義

敎以化之家藏人誦傳之不朽云、

慶長第二歲在丁酉夷則下澣　臣僧南禪靈三誌焉

守重〔○近藤〕云、此活版匡郭縱八寸四分、橫五寸六分、界行アリ、天地單邊、左右雙邊、八行十七字、字ノ大サ方四分許、〔下ノ日本書紀四書共ニ恨歎ミナ此活字ナリ〕首行題目ニ新刊錦繡段トアリ、謹按ニ是朝廷活字勅版ノ權輿ナリ、〔活版ノ初ハ世ニ文祿五年坊刻活字ノ蒙求アリ〕

〔右文故事十六〕慶長勅版考

守重云、此活版〔○日本書紀神代卷二冊、慶長四年板、〕匡郭尺寸字數、前ノ錦繡段ト全ク同ジ、唯單邊ニシテ界行ナキヲ異トス、此本神代卷二冊ノミ、籤題ヲ以テ考ルニ、是モト合部ヲ雕造セラルベキ盛意アリテ、時僅ニ此二卷ヲ試印セラレシナルベシ、按ニ好古日錄ニ、神代卷二冊俗傳テ勅版ト稱シ、元龜帝ノ刻マセ玉フト云ヘリ、正保帝ノ下鴨鴨脚(イチヤウ)某ヘ恩賜ノ本モ此印文ナリ、今ニ其家ニ傳フ、籤(ダイ)ハ元龜帝ノ宸翰ナリ、〔守重云、此本下ニ出ス、〕此活字ヲ以テ印出スル醫書アリ、〔守重云、此醫書ハ陰虛本病ト云フ一冊ナリ、下ニ出ス、〕稀ニ存スト云リ、日錄ニ俗傳トアレドモ、守重ヲ以テ是ヲ視ルニ、國賢ノ跋ニ陛下遂命鳩工云々トミユ、〔中略〕慶長版日本紀ハ、モト古鈔本ヲ以テ活字シ、其神代卷ハ此勅本ヲ以テ入タルナリ、〔中略〕三白ガ跋〔日本書紀慶長十五年版〕ニ〔中略〕今據內相公〔實隆〕本、鋟梓廣傳于世、恐活版之徒、多誤刁刀魯魚矣トアリ、然レバ其點ハ實隆公校訂セラレシナリ、

〔日本書紀跋二〕御本云、日本書紀歷代之古史也、〔○中略〕後世惜其流布之不廣、遂命鳩工、於是始壽諸梓矣、舊本頗純駁不一、求數本考正之、去其駁而錄其純、用之國而及之天下、則以成熙皞之治、以紹神胄之統、保瑞穗之地千五百秋、將必有賴於斯焉、

慶長己亥〔○四年〕姑洗吉辰　正四位下行少納言兼侍從臣淸原朝臣國賢敬識

以勅本板行

〔右文故事十六〕慶長勅版考

長恨歌琵琶行 合刻一冊

守重云、此本又雕造ノ歳月序跋ナシ、世ニ後陽成帝ノ勅版ト云傳フ、版式字様前ノ三書〇神代巻、錦繡段、四書、ト均ク合ス、唯四周雙邊ナルノミ、按ニ錦繡段ハ慶長二年ノ開版ニシテ、神代巻ト四書ハ四年ナリ、此本四周雙邊ニシテ紙墨頗良シ、意フニ最モ後ニ搨印セラレシモノナラン、

〔右文故事 五〕御本日記續錄中 慶長御版本

孔子家語 四冊

世際季運而學校敎將廢也、維時内府家康公、于文于武得其名、故興廢繼絕、爲後學刻梓文字數十万而賜予、退爲謝公之恩惠、初開家語、此書是聖人奧義、治世之要文、寔非小補也、刊字列盤中、則明本家語以數本考正焉、或板行有訛謬、或文字有顚倒、以亡加之、以余刪之、雖如此有帝席觚鶴誤者必矣、只願待博雅君子改制焉也、謹跋、

慶長第四龍集己亥仲夏吉辰　前學校三要野衲於城南伏見里書焉

慈眼刊之

〔右文故事 五〕御本日記續錄中 慶長御版本

孔子家語 四冊

守重云、此活版匡郭縱七寸三分、橫五寸三分、七行十七字、字畫鮮明、紙墨潔淨、四周雙邊、上層ニ又、一郭アリ、縱一寸三分、郭中界行ナク、直チニ音切ヲ標ス、

〔經籍訪古志 二經〕論語十卷、孟子十四卷、大學一卷、中庸一卷、慶長己亥(四年)勅板活字單經本

此本論孟依古注本、學庸依朱注本、各經首木格内大書某經慶長己亥刊行八字、每半板□行、行□□字、文字遒勁、活板之尤佳絕者也、

〔右文故事 五〕御本日記續錄中 慶長御版本

三略一冊

右三略依内大臣家康公命刻梓焉、板行誤以講直兩部改正者也、

于時慶長五龍集庚子孟夏吉辰　前龍山元佶叟於伏見城下書之

守重云、此活版匡郭縱七寸二分、横五寸三分、八行十七字、〇下略

〔松屋叢話〕余がもたりし孫氏集註二本、孫子本義一本、孫子講意一本は、いづれもまたなき珍書なるに、たしなめることありて賣たりき、〇中略また活字板の三略抄といへるをも一本秘もたるにその名ありたる人なかりけり、

〔經籍訪古志一經〕纂圖互註周易六卷

又按周易六卷本舊鈔尤多、(中略)屋代輪池(弘賢)亦藏活字六卷本、毎半葉八行、行十八字、界長七寸五分、幅五寸一分、四周雙邊、毎注末附釋音重言重意、卷末有慶長十年圓光承兌跋、〇下略

〔筆のすさび上〕往年所持せし活板の易經古註二卷、承兌和尚の跋あり、〇下略

〔慶長版日本書紀跋三十〕此寫本者當初安貞二年、兼頼校讎諸本、正應之中、神祇權大副卜部兼方筆之收于石室、以來、永仁正四位下行神祇權大副兼山城守卜部仲季、嘉元甲辰沙彌蓮惠、康永壬午神祇權大副兼員轉書之云々、至永正之頃、内大臣實隆公以件本親睹書訂朱墨點、今據内相公本鏤梓廣傳于世、恐活板之徒、多誤ヿ刀陶陰矣、庶幾莫貽誚於余焉、

慶長十五庚戌仲夏念八　洛汭野子三白誌

〔書紀集解一總論〕第七論諸本

書紀諸本亡慮數家、有慶長刻本者、卷末有慶長己亥年〇四清原朝臣國賢跋、又有慶長十五年洛汭野子三白跋、〇中略有活字本、慶長中所刻大抵與原本不異、有一二可取引以稱活本、

〇按ズルニ、書紀集解ニ云ヘル慶長四年ノ版ハ即チ神代卷二冊ニシテ、慶長十五年ノ版ハ神

武紀以下ナリ、而シテ此二回ノ出板ニテ始メテ活字本一部完全ノモノトナレリ、然レバ慶長中所刻大抵與原本不異トハ如何ナルモノヲ云フニカ、或ハ此ノ外ニ又坊刻ノモノアリシニヤ

〔台徳院殿御實紀附錄四〕元和七年十月、後水尾院より京にて活刷ありし宋朝類苑を進らせられければ、金地院崇傳を御前に召てよましめ、前三河守定基入道寂照が入宋して宋帝に崇敬せられしことを聞しめし、日本の名譽なりとて御けしきいと麗しかりしとぞ、

〔鵞峯文集序八十四〕新刊周易本義序

頃歲河州牧源正利、潛心於易學、特守朱義、不顧他說、使洛人以活字刻本義、惠一本於余、余謂易東闡程傳、陳說本義、加訓點於活字本、且記本義所授之來歷于篇頭、乃思活字本一出不能再刻、猶未遍於世、則有不快於心、適日有伊東某者、自洛偶到東武、乞余點本於梓、未遑再考、則雖非無毫差謬千里之懼、然本義元本永傳吾邦者不亦幸乎、〇下略

〔活版武德編年集成序〕世美氏之編年之作、勉矣哉、國初七十又五年之神蹟、條貫不紊、昭昭乎如示諸斯、若世以寫本行、泯淆亥豕、置而不問也、其餖飣姓氏、或差池歲月、甚至脫數句、則殆不可讀焉、友人田九不屈、憂之甚之、因刻活字也、自立志之始、寢食俱忘、夜以繼日、勵精所致、其功漸成、尙且質沓四方、搜索數本、參互考訂、可謂勤而勞也、〇中略 天明六年丙午春正月御膳監高尾信福謹識

〔紀伊國神名帳附考〕本國帳〇中略己モヤヽ古キ一本ヲ得テ校セルヲ、放子高階晴緒同心ニ再訂シ、寫本ノミニテ世ニ弘カラヌヲ慨テ、活字ノ摺卷トナサムトハカルニ、他本ノ少異ハ活字ナレバ盡クハ擧ルニ堪ザレバ、好ト思フ限ヲ本文ニ出シテ、末ニイサヽカ異ナルヲ記シツ〇中略

嘉永二年己酉五月　本居彌四郞內遠謹記

〔紀伊國神名帳奥附〕聚星堂活板製本目錄

春秋左氏傳小疏
東鑑脫漏
集美錄
中井先生七經雕題略
左傳之部
禮記之部
附 補遺 節菴志賀先生著
殘經 追製
和讀辨蒙 同
紀伊國神名帳
○按ズルニ、聚星堂ハ南紀ノ書肆笹屋文五郎ノ屋號ナリ、

〔傳疑小史〕刻傳疑小史序
頃者友人革卷懷(○革島彥治郎)偶獲而喜也、亟校付梓、詢序于余、(○中略)卷懷好奇之士、聞其家新置活字印六萬顆、紬貲財弗屑、吾請何不試出之以取夫散帙諸編之等、次第排刷若干部、以貽同好焉、則其快愉當更何如、而小史之刻方且爲先集之嚆矢、不亦善乎、聊泚筆以竢、時嘉永庚戌(○三年)之蒲月、
後學乙事完題

〔關雖間記 坤〕拙修齋叢書目錄
外史 二十二卷 山陽賴先生撰
通議 三卷 山陽先生著 穀堂古賀先生評
稱謂私言 附一隅文章 一卷 二洲尾藤先生著

政記　十六卷　山陽頼先生撰
逸史　十三卷　竹山中井先生撰
通語　十卷　履軒中井先生撰
社倉私議　一卷　竹山中井先生著
傳疑小史　一卷　履軒中井先生撰
靜寄餘筆　二卷　二洲尾藤先生著
武德編年集成　九十三卷　觀齋木村先生撰
草茅危言　五卷　竹山中井先生著
讀史餘論　三卷　白石新井先生撰
冬讀書餘　三卷　二洲尾藤先生著
逸史問答　二卷　（問源花生　答同蘭子）
松隣夜話　二卷

○按ズルニ、關難間記二冊ハ活字本ニテ、卽チ拙修齋叢書ノ一ナリ、而シテ此叢書目錄ニ見エタルモノハ皆活字本ナリ、

〔活板〕秘本玉くしげ〔上〕活字板秘本玉くしげの序

然(サテ)而かくありがたくたふとき書、うつし卷にてよに乏しくまれなりけるを、こたびわが大御神に同じく仕奉る祝部東雄、うゑもじのすりまきになして、これかれまれるひとらにもわかたむとする、いとよきこと、ほめよろこべるまにまに、〇中略

嘉永四年といふとしのう月十三日

座摩宮社務　從五位上渡邊近江守都下朝臣資政

〔錦城文錄肆〕人知先師之經說、未見先師之文章、故余欲刻文錄而公之也久矣、及得活板、速求原本而附之、夫活字者、動易錯置、故不託他人、而晨昏手校、其勢最甚、且字數亦少、日日補之、其費最多、加之以空乏、其勢不可支、於此氣屈、欲罷者再三、繼又思先師沒後、當時朋友往往物故、則附梓之責、當在吾身、豈可忽哉、於此復致力、四月而成、及成之日、不覺拊髀曰、今而後得報先師之萬一、天若假吾數年、則先師遺書、皆當如此也、或在側曰、子誠錦城先生之忠臣也、曰、豈其然乎、唯盡爲弟子之心而已矣、

嘉永六年癸丑夏四月　中井豊民撰

木村温
古矢繼志
望杏碩
佐藤與　重訂
木村晋
國分納
松井惟壽
高橋敬敷

〔太平御覽一千〕聚珍版太平御覽叙

太平御覽一千卷、宋太宗太平興國中、李昉等奉勅所撰、事具宋史及宋會要、○中略昌平黌舍幸有影鈔本、直寬因請貸而爲粉本、聚珍刷印、以廣其傳、○中略

文久紀元歲次辛酉五月端午日江戸喜多邨直寬士栗撰

〔好古小錄下雜考〕曆日ヲ印行スルコト何ノ時ニ始ルニヤ、天正中ノ印行曆日稀ニ存ス、又活板圖字曆アリ、天正巳前ノ者ト云、

〔好古日錄本〕活字水鏡

御厨子所預ノ家所藏ノ水鏡活字本也、其文印板ノ水鏡ト大異同アリ、水鏡ノ原本ナラム、印板ノ水鏡ハ後人猥ニ日本紀ニ據テ取捨シタル所有トミユ、

〔好古日錄本〕活字年中行事

余○藤井貞幹嘗十二月ノ末一葉ヲミルノミ、公事根元ノ活字モ今存スルモノ至尠シ、

〔春霄茶談〕活字板の法、清の金簡が武英殿聚珍板程式に詳なり、吉田篁墩其式に傚て自著の論語集解考異を刷製す、

〔名物六帖器財一文史卷帙〕字印(ウエジノモシ)夢渓筆談、密布字印、滿鐵範爲一板、　銅版活字(カナハンノウエジ)說郛序、錫山華會通先生家鑄刊銅版活字、盛行于世、　銅印(カナハンノウエジ)夢餘錄、近時大家多鎸活字銅印、頗便于用、其法蓋起于慶曆間、時布衣畢昇爲活板、法用膠泥刻字、火燒令堅、作鐵板二、坐布字印、一板印刷、一板布字、更互用之、瞬息可得百本、其費比銅字則又雖矣、　銅字(カナハンノウエジ)見上

板印(ハンノホン)陸深金臺紀聞、毘陵人用銅鉛爲活字、視板印尤巧便、而布置間訛謬尤易、

〔類聚名物考書籍〕活版(クハツハン)　植字(ウエジ)

活字俗には植字といへり、碁局目の宮の中へ一字づゝを植立て摺ば、やがてうゑ字といふもことわり也、古版に植字ににたるもの有、これを鑑定には宮の界の四方の角かけて有を活字也と知べし、これ字を植てくゝりよせし所也といへり、凡五千字許あれば、普通の書には事かけぬもの也、むかし東照宮の駿河におはしましける比、林道春に仰有て活版を作らしめられしに、一万五千字有しといへり、その時に初て孔子家語、孝經、論語、日本紀、貞觀政要、その外かれ是の版をすらしめて頒賜はりしといへり、おそれみも〳〵もかしこき神慮にてわたらせ給ふ事中もおそれ有、その比もいまだ世の中もさわがしく、戰の中にてかゝるありがたき御惠によりてこそ、今の世にもその御蔭にはかゝる事ぞかし、また後水尾院の宣旨にて銅の活字をつくらしめ給ひて、是もなにくれと摺らせ給ひき、是は駿河のよりは文字少し、今の世にも

二ツながらたま〳〵のこりて有事ぞかし、皇朝類苑などにも有もの也、或人の云、この活字今は京の賀茂に有て、祭の時の出鉾の下のおもりにするといへり、かまといふ物にいくらばかりとや有しといひきが忘れたり、よくきゝ正すべし、

〔東照宮御實紀附錄二十二〕下野足利の學校は、〇中略寮主元佶、關白〇豐臣秀次の意に應じ陪從して京に參りしに、學校の古書舊物ども、あまたもたらせのぼりしことを聞しめして、〇中略元の如く學校に返し附せらる、その後三要といへる僧、又學寮の主宰たりしが、此僧すこぶる博學の聞え有しかば、慶長六年九月伏見に學舍をいとなまれ、緇素ともに志ある者をして、入學せしめられんとて、三要を召て教授の職に命ぜらる、〇中略又去年の冬より、貞觀政要、孔子家語、武經七書等を海内にひろくほどこされんとの盛慮にて、十万餘の活字を新に彫刻せしめ、三要に給はりて刷印せしめらる、三要が爲に建られしは今の東山一乘寺村圓光寺なり、ゆゑに彼十万の活字は今も其寺に收貯し、君の靈廟をも建立して如在の祭奠今に怠らずとぞ聞えし、

〔慶長日件錄〕慶長八年十月廿二日、寶珠院へ一字板注字木以上三百遣之、

〔洪園文集序〕先生文集前既梓行、而其餘尙有若干篇、嗣子允盧其或散亡、今復大集之、以洛東圓光寺所藏活板刷數本、以頒同志焉、余嘗與勸此擧、故茲叙數言、寺主名道隱、僧之佃篤者也、叙允孝志以假其板云、

時文化十三丙子夏四月　　　權中納言藤原資愛

〔經籍訪古志六〕文選六臣注六十卷慶長丁未(十二年)活字刊本

卷首體式與足利學所藏宋本同、蓋依足利本活字刷印者、〇中略此本慶長丁未歲、直江兼續用銅雕活字印行、世因稱直江板、

〔玉露叢三〕一同年〇慶長十九年八月六日ニ、大藏一覽ヲ傳長老獻ゼラル、仰ニ云ク、此書重寶ナリ、百部賦

二百部敕開板申付べキナリ、幸銅字廿万字アルノ由仰セ出サル、

〔玉露叢五〕一同晦日〇慶長二十年六月ニ、大御所前殿ヘ出御、金地院、南光坊、知積院、勸學院等侍坐、今日道春新板ノ大藏一覽十部駿府ヨリ持セ來ル、則高覽ノ處ニ、文字鮮明ニシテ諸人稱美ス、是今度駿府ニ於テ、銅ヲ以テ字數十万板行シテ、百廿五部ニ仰セ付ラルヽナリ、上意ニ云ク、一部ゴトニ御朱印ヲ押セラレ、諸寺ニ寄進スベキ旨仰セ出サル、

〔右文故事五〕御本日記續錄中　慶長御版本

大藏一覽六冊

守重云、此活版匡郭縱七寸餘、横五寸三分、八行十七字、開板ノ年月序跋ナシ、蓋シ慶長二十年三月二十一日ノ開板ニ係ル、道春奉之シナリ、〇略註是本邦銅字活版ソ權輿ニシテ、其事神君御一統ノ始ノ歲ニアリ、最モ不朽ノ盛事ト云ツベシ、註ニ又木字活版アリ、匡郭縱七寸三分、横五寸五分、十行十九字、慶長ノ頃ノ私版アリ、又按ニ、此書三月廿一日ニ初テ命ゼラレ、六月ニ至テ摺版功終テ、道春將テ西上シ、二條ノ御所ニ至テ獻ゼシハ其月ノ晦日ナリ、其間百餘日ニ出ズ、勉メタリト云ベシ、

〔國師日記〕元和二年二月廿七日、淸涼院飾公江別紙に返書遣す、

覺

一銅大字五万八千六百四拾六

一同小字參万千百六拾八

合大小字八万九千八百拾四

是は前方より百箱に入候而有之分也

一銅大字八千八百四拾四

一同小字千五百拾四

一同丁付字拾
合大小壹万參百六拾八
是は駿府にて、大藏一覽板器之時仕立候て、前方之百箱之内江加入申候、
一銅卦長短合百五拾四本
此内――八拾參本は前方より有之、七拾壹本者大藏一覽之時仕立申候、○中略
一字木たんす壹ッ　大藏一覽之時仕立申候
但シ木字大小五千八百八拾九入○中略
以上
右是は群書治要板器被仰付時、駿府西之丸御納戸より取出し、於三之丸改相渡申候者也、仍如件、
元和二年丙辰二月廿三日　　壽學代　都筑安右衛門印
金地院内　春藏主印
道春印
畔柳壽學老　參
右之通日々道春老より壽學老江御渡候に付而、點檢之時壹人可出由候間、則春藏主を出し申候也、
金地院印

〔有德院殿御實紀附錄十〕東照宮駿城にまし〳〵ける頃、興文の神慮をもて、新に銅字を製せられ、活字板の書籍數部を印行せられし事あり、升天の後、字子は紀伊家に賜ひ、印本は尾紀の兩家に傳へらる、公大統をつがせ玉ふ後、御文庫の典籍をあらためしめ玉ひしに、彼活字の書なりしかば、かねて紀伊家に傳へられし、活版の群書治要、大藏一覽をめされ、御文庫に秘藏せらる、

〔右文故事五〕御本日記續錄中　慶長御版本

群書治要

守重嘗テ、寛政八年紀府ノ呈案ヲ見タリシニ、其錄ニ云、資治通鑑一部（但五十九冊）群書治要五十一部（但每部四十七冊）大藏一覽五十五部（但每部十一冊）大明律詳解二部（但每部十冊）右書物目錄肩書に、駿河御藏ゟ出と相認有之、何頃拜領被致候哉と之儀不相分候得共、駿河御藏ゟ出と有之候得ば、御讓筋と相見え申候、銅字印員九万餘、右御讓筋之由申傳御座候云々、

〔橘窻自語下〕官庫に銅板の活字板あり、如此の形なり、寶永の火事迄は俵に入て御春屋とて米藏有、そこに納たりしが、寶永に燒たりしかど、銅板なれば燒損せざれば、取集て長櫃に納て文庫に入られたり、我おぼえて取出されて、大學論語などを摺されし事有、伏原宣光卿ものし給ひしに、かゝづらひて字をうゑしこともありし也、

〔羅山文集序四十八〕新刊本朝文粹序

日本書目錄載本朝文粹十四卷明衡撰、〇中略此集雖存、然或納于官庫、或秘于家藏、世罕見者、故知者鮮矣、今洛人某搜索獲之、新刻活字以貴洛紙之價、〇中略

寛永己巳仲冬下旬

〔徂徠集二十書牘〕與猗蘭侯〇本多伊豫守

芙蕖研銘、奉命日久、忽爾屬草、遲怠之罪、其謂之何、迺接尊械、知副台襟、不佞之幸也、又承活字頗成、則東壁〇藤煥圖字且不朽哉、且之子無嗣、豈容俾字有鑿乎、

〔先哲叢談七〕藤煥圖

東野〇藤煥圖號沒後二十年、遺稿三卷剞始成、春臺序陳初本多侯將捐貲刊之、而終不果事、此序春臺文集所載者、多二百七十八字皆剗侯也、蓋侯將布字印爲一版乎、

鑄字

〔鷲峯文集三十六〕昇仲龍

讀耕弟沒時孤憲纔八歲、余點檢遺文、求得活字、乃命仲龍植之於板、龍依舊稿寫新本、而每字刻之、字不足則書而補之、累字成行、累行成篇、篇積而成卷、卷積而成冊、文集也、詩集也、外集也、總三十冊、歷十年悉終、其功可謂力之足者也、

〔活版經籍考〕活版の經書、世人概して、足利本と名く、是下野の足利學校にて、印せしことのありしを傳へて、かくはいふなり、今も足利に活字板數百枚殘れり、友人日下部隅東氏其地に遊びし時、數字を印搨し來りしを見しに、字體縮小にして、今存在せる所諸書に合せず、自ら別物なり、足利學校は上杉安房守憲實が再興以來盛大なりしよし、鎌倉大草紙に見ゆ、故に經書を印せしこともあらん、然れども、其流傳廣からぬにや、たしかに足利本といふものいまだ經見せず、今世に存し行はるゝものは、悉く洛京の舊本なり、

〔國師日記〕一急度令啓達候、今度群書治要板行被仰付ニ付而、鑄字之儀、五官ニ被仰付候、然ば役者

――三四人、京より呼下度由、五官申候間、被仰付可被差下候、樣子は五官以書付可申上候、次に先年圓光寺鑄字被仰付候時、後漢書之切本殘可在之候間、弟子衆に申可被下旨被仰出候、御穿鑿候而是亦可有御下候、爲其令啓達候、恐惶謹言、

二月廿五日（元和二年）　道春

金地院

板倉伊賀守殿

人々御中

三月三日、同日之日附にて、金地院道春への宛所にて返書來る、五官より申上遣候鑄字之者、聽而可下由之書中、再圓光寺之時被仰付候鑄字之後漢書切本卅七冊、是亦聽而可下由之書中なり、

十二日、板伊賀殿三月六日之返書來、鑄字之者五官指圖次第申付下由之書中なり、

〔國師日記〕請取申銀子之事

合三百五拾目者　但大黒丁銀也

右是者群書治要板器之時、銅字數大小壹万三千鑄立申、爲御作料被下候也、仍如件、

元和貳年辰卯月廿六日　庄兵衛

唐人　林五官

畔柳壽學老

うらがき

右之表可有御渡候以上

道春印

金地院代　松首座判

〔右文故事十六〕慶長勅版考

皇宋事實類苑十五册○元和七年版

守重云、此銅字活版、匡郭縱六寸六分、横五寸八分、十三行二十字、四周雙邊、是天朝銅版ノ始ナリ、此本目錄標題ニ、麻沙新彫皇朝類苑トアリ、是麻沙板宋本ヲ以テ翻刻セラレシ故、其原題ヲ存セラレシナリ、○中略凡銅版ハモト不朽ヲ期スルガタメナリ、シカルニコノ宋朝類苑ノ銅字、ナラビニ關東群書治要、大藏一覽ノ銅字、異朝圖書集成ノ銅版ノ如キモ、○中略忽ニ皆廢棄ニ至ル、其不便ナルガ爲メカ概嘆スベシ、

〔新安手簡〕二軍器考御跋語御加へ、殊ニ本望ノ事ノ通リ書末ニ仰出サレ、殘ル所無キ次第ニ候、○中略夫ニ付存ジ奉リ候ニハ、元和以來本朝無事ニ屬シ、古書等モ印行多ク候へ共、一部トシテ文字

銅版

等モ正ク見ヘ候モ是無候ニ付テ、前代申上候テ、何トゾ銅字ヲ鑄成サレ候テ、先初十三經ヲ一國ニ二三十部ヅヽニ候ホドノ積リヲ板行セラレ、次ニ二十一史ヲモ其通リニ是有リ、其間々ニハ、本朝ノ國史ヲ始メ、世ニ行ハレタキ物等ヲ板行セラレ候ハン事ハ、獨リ當時ニ益有ルノミニ候ハズ、後來ノ學者ノ爲メニモ然ルベキ事ニテ候、此事ハ祖業ヲ續述セラレ候一ツニ是有ルベク候、其故ハ神廟〇德川家康ノ御時ニ活字板仰付ラレ候內、京ノ圓元〇元光恐倒寺ニモ萬餘字殘リ是有リ、天下イマダ一統シ候ハヌ內ダニ此ノ如クニ候、御志ニテ大坂御陣中ニモ古書共ノ事ヲ御搜索遊バサレシ事コレアリ、是聖子神孫ヘノ御寶訓ト存ジ奉リ候、朝鮮ハコナタニ比シ候ヘバ、殊ニ小國ニテ候ダニ、征世祖ノ時ニ銅字板ノ事催サレ候所ニ、半年許リノ內ニ、最早ヤ餘ホドノ功成リ候事、其國ノ物ニモ見ヘ申候、イカナル神社佛閣ヲ建立修造候ハンヨリハ、費用ハ萬分ガ一ナラズシテ、天下後世ノ功ハ長ク大ナルベク候由申候ヘバ、殊ノ外御喜色ニテ、既ニ其事ヲ催サルベキニテ、其役所等ノ事役人等ノ次第迄、老拙仰ヲ蒙リ候テ、見ツクロヒ考ノ內ニ、御不例次第ニ重ラセ給ヒ、終ニ御事モ切レ候、(中略)十二月十六日

〔高麗史〕七十七 百官二 諸司都監各色

書籍店(中略)四年(恭讓王)置二書籍院一、掌二鑄字印書籍一、有二令丞一、

〇按ズルニ、高麗ノ恭讓王四年ハ明ノ洪武二十五年ニシテ、我ガ後龜山天皇ノ元中九年、後小松天皇ノ明德三年ニ當ル、而シテ此年李成桂自立シテ國號ヲ朝鮮ト名ヅク、

〔奇工圖說〕銅板制

まづ銅板をなさんとするには、赤銅の板を具に造らんとおもふ程の大サにして、へな付曲るなどといふ事のなき程の厚になして、板面をなるほど平に造るべきなり、尤板の兩面に彫物をつくることなれば、兩面ともに平にすべきなり、板出來あがりたらば、其上を名倉砥にてよく研ぎ

上る也、其後西洋にてはかいきのきれを以て黒蠟を引と云傳ふ法なれども、日本にて製するは此方にて是を漆にて塗也、此かた辨利也、

漆塗様之事

先銅板を火にかけて火肌に成程焼也、火はだになりたるとき水へ入ずにさまし、其上を蠟いろ漆にて灰黒を加へ、吉野紙にてこし、薄からず厚からぬ程に塗也、扨て風呂へ入て干し上る也、

此火肌にすること秘事也、如此してぬらざれば漆ほろ／＼として落るなり、

下畫をつくる事

和蘭陀の法は火救石を以てするなれども、我國にては白粉唐の土にて書也、但下畫といふも大あらましを付るのみ、極細密のところに至りては、中々下畫にて書るものにあらず、下にも云銅牙を以すぐに書なり、何れも手練の上にて精巧はなると知るべし〇中略

其後腐し藥を塗て彫たるあとを腐かす也、腐し藥の名蘭名ステルクワワーテルといふ、ステ゛ルクワは腐らかすの意也、ワーテルは油水といふ義也、桂川法眼の所藏に蘭渡のステルクワワーテルあり、針線錁の類を入ると忽ち德利の内むら／＼湊立、是を引上れば鐵の性ぬけて鐵針ほきほきと折る也、これ藥性の甚しき也、扨此もの桂川氏にありて、始て日本にて銅板を創製することを得たり、〇中略

銅板おし方

墨は我國の油煙墨を不用、下之法を以てする也、則是をインキと云、インキとは墨の蘭名なり、

インキの法

沒食子一匁　丹礬八分　鐵粉一匁　緑礬五分

右四味を器に入れ、扨水を其物より一倍入れ數日を經れは、其色墨の如くなる也、扨是を絹ぎれ

にてこし遣ふなり、

また渡りの傳法は、象牙の墨燒或は木楪子を製し遣ふと雖、かへりて右に記す所の如くならず、インキを銅板へ存分に引平なる板に厚き紙をつゝみて、銅板の面をまつすぐに能く二三篇もふきて、彫目の中へ計り墨の殘るやうにする也、紙蘭名パピールと云、なるたけは和蘭陀紙よし、ヲランダ紙は至て墨付のよきものなり、此紙を銅板にのせ、又其上へ羅紗のきれか、波臀斯亞のもみ皮をかけ、其上にて圖の如き轆轤へかけて、銅板と紙とをかたくしめ付、轆轤の廻るに隨て銅板ともに紙を押出し拔るなり、是羅紗の和らかなるにて、板の彫たる所へ紙いりて、板行鮮に付のしかけなり、○圖略

また轆轤へもかけず、略してするの法あり、其法はまづ木綿ぎれにて、銅板の大さに、布團の如く縫て、其内へ小糠の至て細末なるを少ししめりを加へてつめ、銅板の上にうつさんとする紙をしき、其上に羅紗のきれは不用して、すぐに此ぬかぶとんを上にあて、上より足にてこと〳〵くふみ付る也、能々まんべんなく踏付て取はなす時は、板行鮮にうつる也、是また略辨利の法なり、

轆轤の大さは銅板の大小によるべし、且又手練工夫數扁を重て其妙を得べき也、

銅板の如く木に彫て其形鮮明なる仕方

銅板を木板にて製る法あり、是はステルクワーもいらず、至て辨利の仕方也、其法は先彫刻せんと思ふ程の大さに、櫻板を能平に削りなして、其上へ脊シメ漆に地の粉を堅地に合せ、地の厚くなるやうに三篇ほど地を付、砥にてよくとぎ、又砥の粉にて錆を付、干上て青砥にて隨分平かにとぎ、其上を脊シメうるしにてすり、漆をして能ふきあぐること二篇するなり、扨干上て其上へ銅板の通り下繪をつけ、鐵の刄物にて思ふまゝに彫なり、その彫目へ始に云銅板の如く、インキを塗てふく事も前の如くして、始にいふ糠袋のふとんの如き物にて、踏付て能々押し付るときは、

銅板の如く鮮に出來る也、是は銅板とは違ひて、鐵にて彫ても地の粉下地ゆゑ彫る、さら〳〵として墨のたもちよきもの也、白川善吉なる者、此仕方にて、微細の畫を銅板のごとく押し出して、世上に稱せられたり、

〔武江年表 七〕享和三年

浮世繪師二代の鈴木春信といひしもの、長崎に至り蘭畫を學び、後江戸に歸り世に行はれ、名を司馬江漢と改む、又銅板を日本に草創せるも此人の功也、

〔畫圖西遊譚 五跋〕司馬道人 江漢 以蘭學擅名、若其西洋畫銅板、爲吾日本創業之作、〇中略

享和三年秋初　　春琴 還 書

〔開國起原 下〕慶應年間邦内之形勢四

兵庫御開港ニ付商社御用達共 江 金札御差免之儀ニ付奉伺候書付〇中略

一札仕立方之儀は、銅板に彫刻爲致、摺立之上、商社共ゟ御役所え差出候はゞ、右掛役向にて相改、番號等帳面え書留、〇下略

〔碧山日錄〕長祿四年七月廿四日戊戌、余命經師 本朝呼印寫典籍者爲經師 摺寫大乘妙典、萬昌運之冥祐也、

〔空華日工集〕應安三年九月廿二日、唐人刮字工陳孟子陳伯壽二人來、福州南臺橋人也、

〔國師日記〕慶長廿年三月廿六日、高野寶性院三月廿日之狀來則返書遣ス、

請取申御扶持方之事

一合壹石八斗者

右是者大藏一覽はんぎの衆、上下十八人、三月廿一日ゟ同晦日迄之御扶持方也、但毎日壹斗八升ヅヽ、以上、

慶長廿卯三月廿六日　　校合壽閑在判

字ほり　台林　在判
同　半右衛門在判
うへて　二兵衛在判
同　五兵衛在判
同　理兵衛在判
すりて　清兵衛在判
同　與七　在判
字木切　喜左衛門在判

道春
金地院印九

慶長廿三月廿六日
如右之面無相違八木御渡可被成候已上、
うらかき
畔柳壽學様　參

畔柳壽學老
一先刻得尊意忝存候、然ば板木者共之御扶持方之手形進候間、御裏判被遊可被遣候、各忝可存候、
さなく候へばともまわり不申、此等之者共も勇不申候間、乍御六ヶ敷被遊候而尤存候、猶以
參上可申上候、恐惶謹言、
三月廿六日　道春在判
金地院様
人々御中

〔國師日記〕慶長廿年四月廿三日駿府道春江状遣ス、板木之来下候便宜ニ下、

〔國師日記〕一急度令啓達候、仍群書治要板行之儀被仰出候、然者役者如此書立被仰付、早々可被差下候、為其以次飛脚申入候、恐惶謹言、

後金地院

正月〇元和二年十九日

前道春

板倉伊賀守殿

人々御中

一群書治要板行ニ付役者人數之書立

貳人　木切
三人　彫手
拾人　植手
五人　摺手
三人　校合

以上貳拾三人

右之分被仰付、早々可有御下候、以上、

正月十九日

道春在判
金地院崇傳在判

板倉伊賀守殿

〔國師日記〕一一書令啓達候、仍此群書治要四冊御同宿衆に被仰付書寫候而可有御越候、今度板行被仰付候、卦積八行十七字にて候、則卦料紙相添進候、點も頭書も入不申候、字積相定板之

字植申用所迄に而候間、其御心得候而急度被仰付可有御進上候、爲其令啓達候、恐惶謹言、

三月十七日（〇元和二年）　金地院

清見寺

〔國師日記〕元和二年正月廿八日、板伊州次飛脚にて道春金地院連判にて遣候折紙之返書來、案左に有之、折紙は道春江遣なり、一去十九日之御狀、同廿二日參著拜見申候、板木掘御用之よしに付、廿三人書立參候、於爰元相尋申候處、右之内三人之校合人は無之由申候、自然於在之は道春可有御存知と申候、去年も校合人は不參由申候、殘貳拾人之もの共は、一兩日中に爰許を可罷立由申付候間、兼而其地江可參候、如去年路錢等をも取替候て遣し候、其者共之樣子道春能々存知候御事候、何も罷下者共に具書付可申入候、恐惶謹言、

正月廿五日　板倉伊賀守

金地院

道春老

御報

二月七日

一今度板木彫可指下由被仰越候、則刊手摺之者木切以上貳拾人之分、二月朔日京都を罷立候、然者校合仕者之事、色々相尋候へ共、京都に無之由申候、道春能々御存知、去年も無之て不罷下由申候間、不及是非候、隨而道春江申候、此者ども罷下候、路錢無之候はゞ不成者共之儀候、去年も路錢壹人ニ付、銀貳拾目ツヽ請取之由申候間、只今も如其申付相渡申候、其心得可被成候、於樣子此者共可申候、尙期後音之時候、恐惶謹言、

正月晦日　板倉伊賀守

金地院
道春老

一態以次飛脚申入候、○中略仍群書治要板行之儀、最前被仰出候通、諸役者下府之儀被仰付候由、先度御報之旨得其意存候、其段令言上候、此中は御煩に付て其沙汰無之候處、昨六日之御夜詰に、重而被仰出候、校合人者五山衆可呼下旨被仰出候、從一山二人宛下向之樣に、五山江可被仰渡候、板器校合之儀に候條、餘大老も又若輩も可爲難義候、西堂平僧之内に而、其寺々にて吟味候而被差下候樣に被仰渡尤存候、恐惶謹言、

二月七日　道春判

金地院

板倉伊賀守樣
人々御中

〔國師日記〕一一書令啓上候、○中略一板器之儀、無油斷三之丸にて申付候、急可申旨御諚に候故、各無油斷候、○中略

三月○元和二年五日　金地院

板伊州樣
人々御中

〔國師日記〕一板器之衆宿之儀、昨日申入候處、宿見立可申入候由被仰越候、彼衆今日見立申候間、案内者を御添御渡候而可被下候、皆々迷惑仕、日々訴訟申候間、御渡奉賴候、恐惶謹言、

三月○元和二年五日　畔柳壽學在判
道春在判

活版印刷具

金地院在判

彦坂九兵衛殿

〔國師日記〕元和二年二月廿七日、清凉院師公江別紙に返書遣ス、

覺○中略

一すりばん拾參面

此内五面は前方より有之、八面は大藏一覽之時仕立申候、

一つめ木四拾八本此内廿四本は前方より有之、廿四本は大藏一覽之時仕立申候、

一以上卦拾貳本大藏一覽之時仕立申候

一紙水打板五枚　同斷

一木硯四ツ　同斷

一字木箱四ツ但シ字木入何もふたなし　同斷○中略

一篇反シ板　八ツ　同斷

一さしこう　壹ツ　同斷

一すり鉢　四ツ　同斷

一のみ　壹ツ　同斷

一かなつち　壹ツ　同斷

以上○中略

元和二年丙辰二月廿三日

崇學代　都筑安右衛門印

金地院內　春藏主印

道春印

許柳壽學老　参

一今朝は被召寄辱存候、殊更永喜まで毎度於我等過分存候、今日は臨濟寶臺よりも二人ヅヽ被參候而寫被申候、仍内々如申上候、板器道具目録書付進候間、我等方より壽學江相濟候故、此奥に被遊御判被成可被下候、つまり候はゞ書直し可申哉、今夜壽學江渡し可申候、恐惶謹言、

廿七日　道春判

金地院様

人々御中

〔三國傳記七〕鑑眞和尚事明南都戒律根本也

鑑眞盲タリト云ヘドモ、律ノ三大部ヲバ手自ラ印板開玉ヘリ、

〔文教温故下〕印板

按するに、鑒眞東征傳曰、天平勝寶六年甲午正月十三日丁未、副使從四位上大伴宿禰胡麻呂奏、大和尚到筑志太宰府、二月一日到難波とあり、招提寺造立は寶字三年八月にあり、遷化は寶字七年五月六日なり、これによるときは寶字以往はやく大部の書をも印板せし如くなりといへども、東征傳を始め扶桑略記、元亨釋書等、鑒眞の傳紀に、三大部の印板を開きしこと見えざれば頗る疑ふべし、蓋し後人の謬傳ならん、

〔走湯山緣起五〕永觀元年、○中略唐國本朝、摺本寫本、經論人師述作、合束八千餘袟、納之、凡自天暦之末、至于永觀之今、三十餘年、與法修營、皆是延救闍梨成功也、

〔溫知錄三〕印板形木

按、こは永延二年三月沙門延尋が記文にて、浮たる說にあらず、圓融院天皇の永觀の比、本朝摺本の製盛に行はれしこと想像すべし、

〔柳庵隨筆初編〕永觀は北宋の太平興國八年にあたれば、こゝに唐本といふは北宋本なるべく、本朝の摺本もありたる如く聞ゆれば、實龜板につぎてのものなるべし、(因に云、溫故日錄一切經は摺本寬和丁亥の年)(即永延元年)奝然法師が將來せしとみえたるに、こゝに永觀の時唐本の摺本とあれば奝然よりも前に來りしなるべし、

〔本朝續文粹十三願文〕實成卿爲家督追善願文　明衡朝臣

弟子正二位藤原朝臣實成、至心稽首白佛而言、左武衛大將軍納言者、弟子之家督也、○中略然間今茲仲夏、忽經苦霧、六月下旬、永赴幽衆、○中略仍奉圖繪極樂陀羅一舖、奉書寫金泥妙法蓮華經一部八卷、奉摸寫墨字妙法蓮華經六十部、無量義經觀普賢經等各六十卷、便於法性寺中、先公建立常行三昧堂、敬供養矣、○中略

長久四年八月十三日　作者明衡

〔塵添壒囊抄十五〕摺寫書寫二經事

作善ノ庭ニ、多以法華經供養之、書寫摺寫中ニハ、以何ヲ爲能ゾヤ、書寫摺寫ノ二經ニ於テ、功德勝劣ノ事、以書寫爲勝、義不亂故ニ、功德猶高シ、夫レ經ト云名言、寄喩ヘニ得稱、所謂經緯ノ義也、以理爲經、以字爲緯、部帙ヲ織成也、爾ルニ摺寫ハ、轉讀ノ時題理、摺寫ニハ經緯ノ義不次第、書寫ハ、文義不亂シテ、次第相生シテ、功德殊勝也、以妙理爲經、以文字爲緯、一行々々次第ニ織出ス、是故ニ次第不違、文義不亂者也、

〔本朝續文粹十三願文〕前春宮坊　有信○中略

奉書寫金字妙法蓮華經一部八卷、無量義經一卷觀普賢經一卷、阿彌陀經一卷、般若心經一卷、奉摺寫墨字妙法蓮華經六十部、無量義觀普賢經各六十卷、○中略

應德二年十二月廿二日　前權大夫從三位行侍從兼播磨守源朝臣季定

〔古經題跋下〕往生要集六卷

武州緣山猶龍窟藏、元永四年○按、元永三年改元保安、此云四年者恐有誤、寬永八年重刻本元永作永元、歷朝無永元號、亦誤、四月八日剞劂畢、題主大法師實眼勵微力於自心、抛財寶於佛界、迄功于一百枚、但此摸者先年之比、有聖人勸進十方、剞雕之於此所、不慮之外逢失火、燒失畢、仍以自力剞之、偏是爲四恩七世無緣法界成佛得道也、

〔兵範記〕久壽二年十月廿三日丁酉、皇嘉門院、

奉造立皆金色丈六阿彌陀如來像一軀

奉書寫金字紺紙妙法蓮華經一部八卷

　無量義經一卷

　觀普賢經一卷

　阿彌陀經一卷

奉摸寫素紙妙法蓮華經一百部八百卷

　無量義經百卷

　觀普賢經百卷

　阿彌陀經百卷

〔廣隆寺來由記〕永萬元年乙酉六月十三日庚寅、○中略御願文曰、○中略右起經藏之勢、專儲一切之諸經焉、奉書寫金泥本願藥師經一卷、奉摺寫墨字同經一百卷、○下略

〔温知錄三〕印板形木

按、二條院永萬元年の事なり、此比の摺本、本朝に剞劂ありて刊れるにや、又は唐人を雇ひ、或は唐山の印板を得て摺けんもはかりがたし、

〔山槐記〕治承四年七月八日戊午、午剋參最勝光院、依御八講初也、○中略次說法新寫摺寫一部、又宸筆同講之、

〔新彫選擇本願念佛集序〕 藏人頭從三位行左大辨兼兵部卿平朝臣基親

夫以專稱南謨之敎門者、直至西刹之要路也、〇中略 因茲雖知埋壁之誡、還貽彫版之印、於戲玄元聖祖五千言、令尹早著上下之典、選擇本願十六章門、徒將得摺寫之益、思德之志、古今惟同者歟、于時辛未之歲(建曆元年)建子之月、聊勸意樹、遙傳來葉云爾、

〔古刻書跋〕正安板觀無量壽經

本印奧記云、

校合倭漢數本、勘定釋義意趣文字之有無次第之上下幷點畫闕行等、取捨是非、若有難辯者、就多本用之、所以恐錯謬於卒爾、其功歷年月、願愚迷於寸心、定以朋友談、因爲弘通證本、勸重刊板印矣、

願以此功德、平等施一切、同發菩提心、往生安樂國、

建保二年(太歲甲戌)二月初八日畢此部筆功

大蒙 師誨敬寫印字比丘明信

奉請根本(即是圓行將來正本、請出由緣記新寫本、)於根本文不審由在復無證本、不能校合、空積歲月、無勘定期、所以明信發願致請、機敎相感、當今正時、披殘部文、擬校合本、及類五會終準經旨、遂勘定功、列版印本、於是同志兩三、三談一會、加功成願、證談所定、記錄歷然、順理應文、補欠夷剩、或來論章成其文義、或引韻篇匡字音訓、乃至字畫倭點假名次第、讀談楷定證印、寛喜二年四月三日酉終總結首尾五日、(三月二十七日故首、而三月小)(四月二日不作此功、故五日也、)倭漢之勘定先達古積其功、魯魚之錯謬、末學今有何疑、仍捧彼證本、重開此版印者也、抑此印本者、切取兩書(生讃劉傳)之字畫、綴成三部(大經觀經阿彌陀經)之文典、(但於大經者染先筆寫之)其懇懃之志趣不遑具記矣、

仁治二年(辛丑)九月四日所終功也 釋子仙才

貞永之初、壬辰之歲、依彼遺約、置此版刊、殊期一周、擬終功積、乃至平等施一切矣、

二月三日立筆十月五日寫竟　　釋子　眞

去弘安年中、行圓上人承勅願之旨、被開一切經之印板、而正安第二之曆、林鍾下旬之天、不終大功、遂歸空寂、今年依迎第三廻之忌辰、知眞爲謝彼恩德、三部之妙典、五部之要義、抽懇棘、開印板、是偏所備彼追資也、雖弘一部於穢界之雲、期再會於淨刹之月而已、

願以此功德平等施一切、同發菩提心、往生安樂國、

正安四年壬寅六月二十一日　　沙門知眞

〔古刻書跋〕貞應板大般若經

大般若波羅密多經卷第五十三

淺井郡　　延福寺

奉爲變圓上人滅罪生善、彫刻當卷、資彼菩提矣、

貞應二年三月二十九日　　佛子貞榮

〔古刻書跋〕嘉禎板阿彌陀經

阿彌陀經

嘉禎二年丙申七月十六日始之

同歲八月十七日畢願主安制定親

〔古刻書跋〕弘安板大日經疏

爲續三寶慧命於三會之出世、廣施一善利益於一切之衆生、是則守大師之遺誡、倫令遂小臣之心願、謹以開印板矣、

弘安二年己卯四月日　　從五位上行秋田城介藤原朝臣泰盛

〔古刻書跋〕弘安板傳法正宗記

日本國相州靈山寺、續先師實海未終願、勸進沙門實積、沙彌寂慧等謹題、

今上皇帝、太皇太后、皇太后、祝延聖壽、關東大將軍家、息災延命國泰民安、開鏤大藏印板、副納內、弘安十年丁亥九月日謹題、

〔古刻書跋〕正安板御請來目錄

爲酬四恩廣德、興三寶妙道、寫大師御筆、謹開印板矣、

正安四年十一月廿日高野山愚老沙門慶賢八十二

〔黑谷上人語燈錄七跋〕元亨元年辛酉ノ歲偏ニ上人恩德ヲ報ジ奉ランガ爲、又モロ〱ノ衆生ヲ往生ノ正路ニ趣カシメンガ爲ニ、コノ和語ノ印板ヲヒラク、

一向專修沙門南無阿彌陀佛圓智謹疏、沙門了惠感歎ニタヘズ隨喜ノアマリ、七十九歲ノ老眼ヲノゴヒテ、和語七卷ノ印本ヲ書之、

元亨元年辛酉七月八日終　謹疏　法橋幸嚴卷頭

〔溫知錄三〕印板形木

按、黑谷法然上人語燈錄ハ、文永十二年正月二十五日、了惠が自序ありて、世に倭語燈錄と稱す、七卷あり、漢語燈錄とともに、寬永癸未孟春刊行せり、もとは元亨元年印板を開けるなり、

〔園太曆〕康永四年三月廿日、昨日開書到來、闘家〇藤原朝臣在淳〇菅原朝臣兩人上階了、外無殊事、〇中略

左衛門尉藤原忠朝一切經開板功〇下略

〔古刻書跋〕曆應板首楞嚴義疏注經

師直竊思、今生愆尤不可勝計、矧是曠劫罪障何以消除、因玆謹開此眞詮之板、以拔積業之根、所冀上報四恩、下資三有、同出妄想昏城、共入楞嚴覺場、

曆應二祺季春中澣武藏守高師直敬誌

〔古刻書䟦〕貞和板景德傳燈錄〇中略

貞和四年歲在戊子、洛陽寄住正琳命工刻梓、捨置于普濟大聖禪師塔所建仁天潤菴、廣開法眼、永祝堯年、上報四恩、下資三有、法界有情、同圓種智者、

玉峯敬書

〔隨意錄一〕尾州小田井長善寺文庫、有古本論語集解、其卷末誌曰、堺浦道祐居士、重新命工鋟梓、正平甲辰〇十九年五月吉日謹誌、尾人神村正鄰者獲之、深田美之與人見桼借之正鄰以校一本、〇中略道祐居士、楠正成封內人也、寬政甲戌歲予借其校本於人見氏閱之、正平蓋南朝年號、〇下略

〔温知錄三〕印板形木

按、はやく論語集解の印板ありけんを、後村上天皇の正平十九年堺人道祐が再板せしなり、

〇按ズルニ、正平版論語ノ版木、今存スルモノ三十二枚アリ、兩面ニ各一二葉ヲ刻ス、今帝國博物館ノ所藏タリ、

〔空華集七言絕句五〕重開金剛經板化緣偈頌并叙

瑞鹿積燈禪庵所藏金剛經舊版、乃本庵第一祖佛滿禪師書也、當甲寅冬版爲八人所奪、而後於灰燼中獲舍利如菽者無數、此蓋般若熏力不可思議者也、三年歲直丁未、師之徒惠從道人發心化緣、欲重鏽梓以行於世、故命報恩比丘某甲說偈代疏、遍于諸賢檀越以集乃事、此去逢著知音開顏一笑、則般若惠燈增輝燦爛、積積無盡矣、偈曰、

般若熏陶弗可量、燼餘設利爍晶光、要識金剛元不壞、還須鋟版再宣揚、

〔空華集序十二〕敬序佛光師祖留題淸見關唱和板首

光祖始以蒙元至元己卯十六年、起天童、來應日東福山之命、實本朝後宇多朝弘安二年八月也、道經淸見關寺、偶爾成章曰、暫歇征鞍此地遊、回看廣岸一沙鷗、欲留姓字無新句、馬上頻頻只轉頭、後之名德賡載不可勝紀、但未有板刻者可惜也、應安戊申無二一公適主茲山、有祖風烈、得名德和章眞染者

若干篇、將附本韻而板刻之、遂續乃韻自題板尾、且空其右、以俟後之隨得而塡焉、次年夏公屬旭姪俾余爲叙、謹案弘安二年至今僅踰九十二祀矣、而乃吾祖之賡和獲刻於無二之手、可謂貽厥矣、歲秋七月錦屛山居五臺釋末孫某敬序、

〔空華日工集〕應安八年〇永和元年四月十六日、書新刊貞和集后、卽少室所藏本也、曰、此書乃余貞和間、二十三歲、在京師龜峯、所撰諸祖偈集也、其偈初數千首、後删成三卷、共收一千五百首、仍命曰貞和集、而假筆向陽谷者、楷書一本、欲鋟諸梓而流通之、會戊戌春、遽爾爲祝融氏所奪、其本遂成烏有矣、今此印本乃未删以前藁本也、不知何處俗工謀利者、妄寫且刊、烏焉成馬、不特成馬、或脫一字、或漏一行、或全篇失次、其錯誤不可勝言、余適欲重加校讎改刊、未暇也、今承興國室翁命、俾整理茲編、不免輙加塗竄、遇其疑者、則但加朱點、以俟好本也、噫根銀妄改、千古貽笑、余恐他日與彼妄刊者併案、

〔空華集十九疏〕東福寺海藏院重刊元亨釋書化疏有叙

大日本國平安城濟北沙門虎關錬公撰元亨釋書者、實本朝僧傳之權輿也、其書凡三十卷、始於傳智、終乎序說、上自推古、下至元亨、七百餘年間事、若僧尼士庶之傳、若寺宇佛像之志、若國家君臣賁治之表、有一關乎吾釋氏者、靡不登載而收錄焉、至延文庚子六月、有旨入藏頒行、蓋從其徒圓通長老令淬請也、是書既鋟版行於世、會永德壬戌二月十六日、司烜失職、本院遺火、延及書庫、凡歷代三敎之書、秘帙奥編一夕而燼、其版遂成烏有矣、聞者咸惜、茲者公之嗣上足、前南禪大長老性海禪師靈見、以其徒請由東菴遷莅院事、未幾百廢俱擧、仍圖重刊茲書、費用不貲、遂命在城等持禪寺住持五臺某、備詞製疏、巡叩十方諸檀那、貴官長者、緇白男女、若見聞者、慨然樂施以濟板事、其福可量也哉、疏曰、

維元亨釋氏之編、寔本朝僧史之筆、曰梁曰唐曰宋、三傳同途、若皎若宣若寧、十科異轍、慨茲海藏龍宮之失護、俄驚琅函玉軸之歸空、天道好還、行看印版打就、斯文復作、正好點筆疾書、增濟北之蔭涼、壯海

東之福地、天子萬歲、宰臣千秋、○又見元亨釋書、而文末有至德元年甲子六月日疏之十字、

〔空華日工集〕永德二年二月廿九日、○中略 特元亨釋書乃日本高僧傳也、凡公家武家歸依佛法者、僧俗佛像經卷封爵等、諸宗始末皆載于此書、開板之費、官賜江州某田地、今年開板已成、其板亦燼矣、可惜也、蓋爲再刊之張本、故特及此、君○足利義滿頷之、

〔空華集十九疏〕新開佛祖統紀板募緣疏偈有序

昔趙宋南渡景定間、四明東湖沙門天台講師安石磐公、撰佛祖統紀、蓋擬諸兩司馬史記通鑑而作也、其書五十五卷、凡曰佛應奕葉之本支、衡台諸師之旁正、儒釋道之所以與替、禪教律之所以並行、法運世界之所以通塞建立之者、一開卷則粲粲羅列目前、若星斗縣于秋旻、莫不昭然、故三學稽古之徒、咸有取焉、而吾國未有板行者、初前普門住持則川三公禪學之餘欲梓玆書、不遂而寂、及是其上足比丘南禪雲莊書記生會、一日慨然欲成鋟事以畢先志、厥費頗夥、非資衆力則難集、乃俾余製疏巡化、余嘉雲莊克繼厥志、辭弗獲、遂一偈以代四六、仰干十方英檀、僧俗男女隨意樂施成就、則異時佛祖、彼何人哉、偈曰、

佛祖初無一法傳、東湖筆底浪滔天、欲知的的無傳意、刊版流通了大緣、

〔鹽山和泥合水下〕師○拔隊和尙 居甲州鹽山時、有身邊隨侍僧將此冊出曰、近日應僧尼道俗等之疑問被對示垂手之語、少々記集、今有三冊、禁不獲已而寫之、去者漸多、如是妄展傳書寫之故、文字烏焉作馬、理趣也隨參差、恐令見人錯、還受罪、所以擬開板、又以假名字書之、而欲教不識字輩普見易、請師安首題名、師云、非是予本意、這般和泥合水之野語、安著什麽首題之名字乎、雖然與麽若要爲兒孫作警策曲、一任命工鏤梓焉、因號之鹽山和泥合水集耳、

鹽山和泥合水集終

于時至德三年丙寅仲春十五日始之　　幹緣比丘明道

〔甲斐國志九十佛寺〕一岩殿山圓通寺（岩殿村）

寺寶ハ大般若經六百卷、奉施入甲斐州都留郡岩殿山圓通寺、應永六年（己卯）六月、勸進僧順翁有廸知客、金剛佛子明賢、（三百廿八卷尾永和四年正月開板、奉施入七所大權現御寶前、應永七年、庚辰九月日、六百卷尾康曆元己未八月七日開板、應永八年極月十三日下者摺畢、甲斐州鶴郡岩殿山圓通寺金剛佛子明賢、同甲斐國都留郡畠倉鄕岩殿山圓通寺、應永八年辛巳十二月十三日摺下畢、同十六年己丑閏三月十五日奉供養、經函二首記云、永正六年己巳卯月庚寅新作畢、）

〔看聞日記〕應永廿三年十二月十七日、卅五日御佛事、（大光明寺、）○中略、別供養繪像地藏菩薩一幅（新御筆、）所梵網經一卷（御遺書、奉摺寫、）圓覺經一卷（予奉書寫、）壽量品一卷（御遺書、摺寫、）等也、

〔看聞日記〕應永二十五年十一月十七日、勾當局摺寫金剛經一卷、（御遺書、銘仙洞御筆、）

〔看聞日記〕永享六年九月廿八日、經師勸持品を摺畢、無正體仍摺直云々、

〔半陶藁一〕一忍榮勝居士盡七香語○中略

娑婆世界南贍部洲大日本國山城州平安城居住孝男頼亮等、文明甲辰（十六年）○秋九月十八日、伏値先考豐前前司一忍勝公居士盡七諱辰、○中略頼亮特抽法華要品、命工摺寫焉、壽量普門二品親書者若干通、以爲懺矣、

〔韻鏡〕（跋）韻鏡之書、行於本邦久、而未有刊者、故轉寫之訛、烏而焉焉而馬、覽者多困彼此不一、泉南宗仲論師偶訂諸本、善不善者且從且改、因命工鏤板、期其歸一、以便於覽者、且曰、非敢擴之天下、聊備家訓而已、於戲今日家書乃天下書也、學者思旃、

享祿戊子（元年）○孟冬初一日　正三位行侍從臣清原朝臣宣賢

〔聚分韻略〕（跋）三韻一覽實於世之書也、凡遊於藝工於詞之士、未嘗無取焉、信手開卷、三聲之字、條次於一紙之上、平仄之異、粲然於一目之中、古之人五行俱下、十行並下之說、未必有踰此、不亦快乎、余平素有意於勸人蓄之故、不待其桐梓之朽腐、乃復命工新其刊矣、庶爲是州廳本乎、然而小其字於舊板、冊子亦短其紙、蓋所以備於勤于熟覽者之藏於巾箱、携於袖間也、若夫與舊本同施敷於世、光飾藝苑、潤

色詞林、前所レ謂徑寸之珠、不レ失二寶於其形之小一者也矣、時天文八年己亥春三月日、

正四位下行太宰大貳兼兵部權大輔周防介臣多多良朝臣義隆

〔老人雜話 坤〕大内介は西國一の大名なりし、周防の山口の城に居る、紙を大明へつかはし書物をすらせて取寄けり、今に至て山口本とも大内本とも云、

〔好古日錄 本〕山口本

老人夜話曰、○此文與二老人雜話一同故略因テ云、大内家藏板ノ聚分韻略アリ、義隆家刻ノ跋アリ、其本今稀ニ存ス、

〔用捨箱 下〕俳諧の句を狂歌と誤る

扇の草紙といふあり、殘闕を見て刊行の年號は知られざれども、五色の紙へ摺、角の藏本一名光悅本をとなふる物にて、狂歌集○雄長老撰新撰狂歌集、元和元年、と同頃の書なり、

〔羅山文集 題跋五十三〕題二新雕延喜式後一

頃年中原苹庵職忠使三兒孫校二讎延喜式一、清原前給事中兼白藥令賢忠朝臣見而嘉レ之、歷レ稔四十九卷、既卒時、會二剞劂氏求一レ之鏤レ梓、其文字鮮明、讀者便焉、但一部五十卷内第十三卷闕、○中略於レ是五十卷全備、可レ謂レ幸矣、○中略

慶安元年戊子

〔近世畸人傳 二〕僧鐵眼

僧鐵眼諱光、肥後國本願寺末下の寺に生れ、○中略黃檗山にのぼり木庵禪師に從ふ、○中略一切經の藏板を思ひたちて勸進せしに、其料金集れるころ、天下大に饑しかば、師憐みて件の金を不レ殘施し、又如レ前勸進せるに、數年ならず又集りたるが、再び五畿不熟にて餓死多ければ、此たびも此金を施行に盡せり、されども德の至りにや、第三回の勸進にて、藏經の印刻成就して、其經を頒つ所

の代金を、本寺より巳下一宗の寺々に配ること今に於て同じ、

〔類聚名物考 書籍〕藏經印板

一切經の板行は、京宇治の郡、黃檗の本山万福寺の塔頭に寶藏院といふ有、是は攝津國難波の鐵眼和尚の發起にて出來たり、六万兩ほどの費用にて有しといふ、今諸國にわかつ事每年に多し、是を檗板藏經と云、略て檗藏とも云は、宋本明本等にわかつ也、

〔山槐記〕治承四年三月廿一日癸酉、自今日禮百塔、始自法成寺、終于淸水寺、自卯時及秉燭、辰時於中山予堂著饌、申刻於雲居寺武者所則貞家人也堂又著饌、○中略今日禮四十五基、每塔奉押摺寫塔、供香花洗米一撻、

〔塵添壒囊抄 十五〕慈惠大師影押民屋事

慈惠大師ノ影像ヲ、所々ノ民屋ニ押スハ何故ゾ、是彼ノ僧正ノ誓也ト云云、良源ハ日天子ノ垂跡也、或時鏡ヲ以テ、容ヲ寫シテ誓テ云、我ガ影像ヲ置カン所ニハ、必ズ邪魅火難ヲ拂ハントト云云、又殊ニ疫公ヲ防ク事ヲ誓給、或夜疫神參テ申テ云ク、師將ニ其厄ニ當リ給ヘリ、乍恐尊體ヲ侵シ奉ント、僧正唯圓敎故、逆卽是順トノ給テ、試ニ左ノ小指ニ移シ給ニ、忽ニ苦痛遍身ニ滿ツ、其時圓融ノ三諦ヲ觀テ、彈指シ玉ニ、鬼病速ニ去テ、苦惱忽ニ止ム、僧正ノ給ク、大苦ノ病也、一指猶如此、何ニ況ヤ全身ヲヤ、是ヨリ特ニ彼病ヲ拂ハント誓願シ給、サレバ橫川ノ法華堂衆、敢テ此病ヲ不病、若シ此病ヲ受ルハ、則御廟ノ御罰也、仍テ必ズ死ス、曾テ助カル者ナシト云云、此等ノ故ニ、印摸ヲ成テ、爭ソヒ粘スト云云、

〔殿暦〕永久元年二月六日戊子、今日金泥仁王經一日書寫、五大力同圖繪、皮堂十一面形木摺、各供養、仁王經講師忠尋已講、十一面講師濟秀得業、

〔親長卿記〕文明九年十二月九日、參內、御番元長祗候、予今日二宮御方不令立御之時、被摺寫八万四

千基藥師像、若有御立者、又可被摺寫之由有御立願、其時予父子祗候之間可參之由有御之故也、○下略

〔親長卿記〕文明十六年十一月十八日、早旦參內、今日爲御祈禱、八万四千基藥師印依被奉摺之、御人數、

親王御方　伏見殿　源大納言　予　民部卿　新三位言國等

法中

仁和寺宮梶井殿　勸修寺宮　竹內宮　妙法院宮

已上伏見殿御連枝

事畢退出

〔玉海〕承安五年〇安元元年九月五日癸未、自今日摺寫愛染王種字、毎日三百體也

〔天保集成絲綸錄〕百三寬政十午年二月

最初官板被仰付御用達候後、板木被下ニ成摺出之候六諭衍義東醫寶鑑之類、其外假令始メ官刻ニ候共、其後書物屋ニ而板木所持いたし候分、向後官板之文字相止メ、賜板通行之文字ニ相改可申候、且また五經大全抔、唐土之官板を外題共其儘翻刻いたし置候、以來は何に不寄、唐土官板之本翻刻いたし候共、官板之文字相除可申候、

午二月

〔右文故事〕五御本日紀續錄中　慶長御版本

七書

一本此活版ヲ覆刻ゼルモノアリ、又一本是ヲ翻刻シテ加點セルモノアリ、並ニ坊刻ナリ、

〔經籍訪古志補遺〕王翰林集註黃帝八十一難經五卷慶安五年刊本

此本雖未見原本蓋依明板翻刻者其板往罹祝融今世希有林天瀑祭酒活字擺印收入佚存叢書中而阮元四庫未收書提要擧有其本寛政中醫官千田子敬亦有重刊其功不可沒矣

〔先哲叢談 續編 一〕鵜飼石齋

石齋絕思世榮雖貧尤甚居之晏如常應書肆之所請校訂諸書附國讀於本文行側使刊布之習俗謂之訓點書肆謝以潤筆受其資料以給衣食當時儒生事呫嗶者其所講習僅不能過四書五經近思小學史漢蒙求等數種石齋始謀翻刻諸書使書肆從事於其擧其所刊刻果大行于世獲裨益者最多矣京師之地家儲藏版人好剞劂之習氣始于此時傳至於今盛矣

萬治寛文之間雖有學者艱於獲書不論經史百家與醫卜釋老概以舶來者充其考援故翻刻之者不及於元祿寶永以後易於下手石齋能識時態以翻刻有用書爲先務至今坊間所行稱石齋訓點者班固白虎通義應劭風俗通義劉安淮南子黎靖德朱子語錄陳淳性理字義蔡正孫詩林廣紀許謙魯齋全書蘇濬治世龜鑑傳習皇元風雅邵寶國杜詩集註蔣莚韓柳文集註凌廸知萬姓統譜帝王世系氏族博攷袁黃歷史綱鑑補劉寅武經七書直解張介賓素問類經王肎堂證治準繩李涀自省錄等無慮數百千卷皆行于世

〔先哲叢談 續編 二〕三宅道乙

道乙以不獲萬曆版二十一史全本又有欲刊綱目通鑑者訓點既畢遂自捨資使雕工數人從事於剞劂葉紙極夥非積歲月不能成功既就緒後傳聞鵜飼石齋亦有此擧於是嚴課程省人事爲之董督期年卒業蓋自寄齋家資豐贍常有餘贏故以一家之財力翻刻如此鉅册鴻卷可謂大業矣因憶三十年以來鉛槧之徒將刊一書艱於費資起事半廢或爲人奪至失原稿不能畢其功而不曾果宿志負憾於地下者比々而衆矣近時亦有甚於此者以有土巨室之尊貴常苦資用不給仰貸借於素封商賈僅以辨其常務而已何遑從事文藝及于是等乎間有從事於著述編輯校訂寫鈔留志文墨詞翰中者求之

正面摺

未深、好之未切、處置不得宜、監修事者、及入局之人、各貪給用筆墨賞賜幣帛、不欲速成、淹滯歲月、恬不爲意、至其刱闕成書、動輙遲延、要之實無意於弘奬名敎、庶幾不朽、故不過世人之言某藩編輯某史某邸翻刻某書之乾話虛喙、則比之刊布綱目以儒一人之力、豈不慚愧乎、

〔洪園文集初編一〕刻千百年眼序

先是余聞千百年眼之書名、又聞其書多偉論卓識、而屢索其書、不可得矣、及栗玄瑞自若狹來京也、爲余言、其友人有吹田定敏者、其人嗜書、曾購得一本、居恒所談、多出其中、而人或比之蔡中郎之論衡矣、余聞益欲一見、而順定敏乃不秘之帳中也、甲申春使人齎之入京、謀翻刻、仍介栗生寄書於余、屬以校閱之事、余於是得徧覽焉、〇下略

〔拙堂文集跋六〕翻刻資治通鑑跋

我公〇藤堂高猷襲封以來、勤民事、修武備、皆已就緒、而文敎亦優爲四方所瞻視、嘗命館儒校讎資治通鑑、欲翻雕布世、臣謙實當總督之任、已成、〇下略

〔拙堂文集序三〕重刻文體明辨序

伯魯之書、久行於彼土、而流傳於我邦、翻刻發兌、亦已多經年所、其版漫滅、操觚之士以爲遺恨、平安書肆謙謙舍主人欲補其缺陷、謀重彫之、〇下略

〔拙堂文集序三〕翻刻二十二史劄記序

今茲安政丙辰、平安書肆謙謙舍主人某將翻刻劄記行于世、來乞序、〇下略

〔二老略傳〕日本源始墨本正面板墨本、廣澤先生より前、日本に製作をせる人なし、紀州儒官榊原元甫と友人也、號篁州、兩先生唐刻の墨本を以水大洗ひ、色々工夫をめぐらし漸成就したり、其頃柳澤家藏に、朱文公大字眞蹟を雙鉤して正面に墨本に作る、是を大極帖と云ふ、九皐先生藏板なり、此大極帖本邦正面摺の元始也、今の正面石摺を製するもの廣澤先生始といふ事を知らず、〇中略日

本にての正面摺墨本は廣澤先生を以て祖とす、

兩面摺

〔武江年表 六〕安永九年庚子

俳人松露菴烏醉四時游觀錄といふ兩面摺をあらはす、江戸花暦是に始るか、

着色摺

〔本朝世事談綺 文房四〕畫圖

紅繪　淺草御門同朋町和泉屋權四郎と云者、板行のうき世繪役者繪を紅彩色にして、享保のはじめころよりこれを賣、幼童の翫びとして、京師大坂諸國にわたる、これ又江戸一ッの產と成て江戸繪と云、

〔增補浮世繪類考〕東都第一の名產として他鄉の者、江戸より歸るには、江戸繪と云て必ず是を求る事となれり、世俗是を一枚繪といふ、〇中略江戸眞砂子六十帖に云、元祿八九年の比、元祖團十郎鍾馗に扮す、その容を畫き刻て、漸に賣る價錢五文、是より役者一枚繪と稱するもの數種を刻すと云、寶永正德の比迄專らにあり、享保のはじめ、同朋町和泉屋權四郎といふ者、紅彩色の繪を賣はじむ、是を紅繪と云、夫より色々に工夫して、墨の上ににかはをぬり、金泥などを用ひて、うるし繪と云て、大に行はる、寬延の比より、彩色を板刻にする事をはじめて、紅藍黃三遍摺なり、明和のはじめ吾妻錦繪といふもの出來始て、今に至り、益々華美を盡せり、或人云、寬文の比は板刻繪なし、大津繪の如く種々の武者繪をかき畫にしてうりぬ、板刻になりしは延寶の比がはじめなるよし、しかるやいなやを知らず、享和壬戌冬十月記とあり、

板刻の畫は寬延の比より起りて、天保の今に至る迄八十餘年のものなりとおぼゆ、赤く摺込の彩色繪多く在しと云り、上方にては今も多し、錦繪の精巧、天明寬政の比迄は、京大坂にては、等閑のものなりしに、今は江戸にも勝れて佳製多くなりぬ、寬政の始めより金銀銅粉雲母入の彩色摺をはじめしより後、正面摺ぎん出し等の工風をなせり、近比狂歌春興の摺物に美を盡し、春每

に互におとらじとて、寫眞摺無地金摺などを製しければ、再應是を禁じられたり、是より江戸賣買の錦繪に金摺りは止みたり、

按るに、寶曆明和の比は、今切繪と云て、みよし四ッ切りの三遍摺の繪あり、是等の類ひなるべし、

〔嬉遊笑覽 三書畫〕一枚繪は延寶天和の頃の、ものをみるに、その紙美濃紙より大にて厚く、武者繪を丹綠青黃土にて彩りたり、○中略紅粉繪となりしは、醒齋云、享保のはじめ、同朋町和泉屋權四郎といふもの紅粉色の繪を賣始め、是を紅粉繪といふ、夫より色々に工夫して墨のうへに膠をぬり、金泥などを用ひて漆繪と云て、大に行はるといへり、其頃の前句付、ひかりかゞやく浮世繪にこの頃著せた黑小袖、曲亭云、錦繪は明和二年の頃、唐山の彩色摺にならひて、板木師金六といふ者板すり某をかたらひ、版木に見當を付ることを工夫して、初めて四五遍の彩色摺を製し出せしが、程なく所々にて摺出すことになりぬと金六語れり、明和已前はみな筆にて彩色したり、これを丹繪といひ、又紅摺といへり、彼金六は文化元年七月没すと云り

〔還魂紙料 上〕來迎寶

此圖は、近く安永二年鱗形屋が刊行せし江都二色に見えたり、○圖略

丹黃ゑる紅のたぐひの色ずりなり

〔續泰平年表〕天保十三年十一月、此月町觸、繪雙紙類錦繪三枚ゟ餘之續繪停止、但彩色七八遍摺限り、直段一枚十六文以上之品無用、團扇繪同斷、

〔武江年表 六〕安永三年甲午

畫人鳥山石燕豐房、鳥山彥といへる繪本上二卷をあらはす、ブキボカシの彩色摺を工夫せしは、此本を始とする由、安間貞翁の話也、石燕は周信の門人なり、板刻の畫本多し、

〔武江年表 六〕安永三年甲午

又此時代、橘の珉江といへる繪師、もとは縫箔師なりしが、摺込の彩色を工夫し、職人部類といへる繪本をあらはし、其外俳諧の點式など製して行れしが、やがて廢れたり、

〔半日閑話十四〕書肆へ廻り候書付寫

一諸藝師匠、表向は弟子浚會となぞらへ、內意不正之會集相催、摺物等知る人にも無之向へ多分相配候趣被及御聞、取締之義、名主總肝煎御同役中江被仰渡、御取計方御伺被成候處、兩御奉行樣御聞置被遊候義ニ付、向後左之通可相心得旨、御申渡奉畏候、

一諸藝浚會摺物相配之義不相成、尤口上書等を以實に浚會致候節は、御屆之上御差圖請、取計可申事、

一總而摺物口上書へ景物を添相廻候義、一切不相成候事、見世開幷追善當日、宅或は料理茶屋水茶屋等に而、飯酒進上可致趣を以會集相催候口上書彫刻之義、席貸遣し候儀不相成候事、

但見世開其品直段高下相知らせ候口上書は屆不及候、追善之義も會主無之摺物は不苦候間、改而差出候ニ不及候、

右奉承知候、然ル上ハ詩歌連誹書畫音曲生花盆畫盆石諸藝名弘、摺物口上書共、彫刻摺立誂請候者、席貸候者、三方より各方御同役へ御屆之上、御差圖を請、取計可申旨、仲間一同へ早々申通置、以來取締規定印取揃、來ル十五日迄可差出旨、御申渡奉承知候、爲後日私共總代一札差出申候處、仍如件、

前文之通、仲間一統申通、急度爲相守可申候、若相背者候はゞ何樣にも可被仰立候、爲後日私總代御請印形仕候處、仍而如件、

前書之通、肝煎和田源七殿より申來候に付、御通達申候、以上、

寅〇文政元年　五月　三組行事

是ハ五月十五日晩の注進、其後追々注進有之候得共、同様之事ニ候、

〔武江年表七〕寛政十二年庚申

浮世繪師〇中略すべて狂歌或名弘の摺物に、剞劂人刷工の巧をつくし花麗を極る事、此時代より盛なり、

〔人倫訓蒙圖彙四〕本屋　上古には銅をもつて板をつくる、唐土の本銅板也とかや、中比木をもつて植字をなす、それもいつしかすたりて、今は板にこれを彫也、

〔嬉遊笑覽三書畫〕評判記は京大坂江戸歌舞妓役者の顔みせ狂言の善惡の評なり、顔みせ狂言十一月朔日より初れ共、狂言省略にてやう〳〵五六日頃よりとりしまる狂言なるを、評判をまるし梓行して正月二日に江戸にて賣弘む、誠に速なること驚入たる仕業なり、延享寛延の頃は兩書ともみな人待かねみることとなりしが、五冊ものは寶暦の末より絕て梓行なし、〇下略

古事類苑

文學部四十六

印章

古事類苑

文學部四十六

印章

名稱

印章ハ、上古ヨリコレアリ、然レドモ之ヲ文房ノ事ニ用キルハ、鎌倉幕府以後ノ事ニテ、宋元ノ風ニ倣ヒシモノナリ、德川氏ノ時ニ至リ、榊原篁洲、池永道雲、細井廣澤等ノ輩、支那人ノ印譜ヲ得テ、頗ル面目ヲ改メシト雖モ、明人ノ一班ヲ窺フニ止リシガ、高芙蓉出ヅルニ及ビ、此技大ニ進ミ、世ノ模楷ト爲ル、自後印譜ヲ作リテ刊行スルモノ往々アリ、

印ニハ、姓名字號ノ外ニ、遊印、關防印等ノ諸品アリ、而シテ藏書印ハ、文學ノ事ニ關セルヲ以テ此ニ擧ゲタレドモ、官印私印ハ政治ニ涉レルヲ以テ、其部ニ收メタリ、

〔名物六帖〕器財一印章符牌 印(イン)章 漢官儀、吏秩比二千石以上銀印龜鈕、其文曰章、刻曰某官之章、二百石以上、銅印鼻鈕、其文曰印、刻曰某官之印、 印信(イン) 圖書(イン) 古今印史、陸文量曰、古人於圖畫書籍、皆印記某人圖書、今人遂以其印呼爲圖書、○下略

〔印正附說〕印 印、古人用以照信、從爪從卩、用手持節以示信也、三代始之、秦漢盛之、六朝二其文、謂文之朱白、唐宋雜其體、謂易其制度、

章 章卽印也、累文成章曰章、漢列侯丞相大尉、前後左右將軍、黃金印龜鈕、文曰章、

〔刊謬正俗〕印章類

事緒論曰、漢制、諸侯王金璽、璽之言信也、古者印璽通名、漢舊儀云、諸侯王黃金璽橐駝鈕、文曰某王之璽、列侯黃金印龜鈕、文曰某侯之章、丞相大尉與三公前後左右將軍黃金印龜鈕、文曰章、中二千石銀

印鑑鈕、文曰章、千石六百石四百石、至二百石以上、皆銅印鼻鈕、文曰印、(見代醉編)觀此、則印章之名、有貴賤之別、不可不察、或曰、庶人曰記、印乃通上下稱之、雖無官者稱之亦無害、

〔間合早學問下〕印章

凡詩作り文つゞれば、朱の肉にて印をおすなり、首におす印を關防印といふ、姓名の下におす印は、大てい二つ、或は三つもおすなり、二つおす時は、上は姓名の印、下は字の印、又は號の印をもおすなり、詩の句など彫たる印を遊印といふ、姓名の下に遊印おすもあり、好みにまたがふべし、

〔文用例證中〕印ヲ一顆ト云ハ常ナリ、一方ト云例ハ、姜紹書韻石齋筆談ニ、石雲孫君好古博雅、藏秦漢時玉印三十餘方、銅印七十餘方、其鈕各異、

〔畫譚雞肋〕此方上古の畫人、印を用ひぬは唐時にならへり、宋以來名印明らかに署す、此方も中葉、宋元畫を學び、印をも用ひしなり、

〔本朝畫史一〕本朝畫印自序

畫史既成、而傍人曰、有其傳有其印者、不可以無印也、余聞其言然焉、於是叙其事曰、有稱印鑑者、庸妄集之以梓之、故雖時代變革、亦不能考焉、抑本朝上古有位記之御請印、泊太政官之印也耳、其餘至公卿士庶之家、又不聞有朱印也、近世不言貴賤緇素、染翰作詩文、必有朱印、是乃建仁元久之間、禪門流布于世、而後自效於中華之僧所爲以來、專用朱印、畫師亦如斯、在昔之倭畫不見有印、雖土佐家又然、彼筆線起草紙之尾、記其官位氏名也耳、夫畫家印章者、本朝三百年來用之、有畫則有印、辨其篆文、考其事實、以爲識鑑之便、故鳩所見者、以竭其精誠、如斯眞僞亦略可見矣、或深寓意者、當求之好事之外曰爾、

元祿六年三月下旬　　西京梅岳一陽叟居翁譔

〔二老略傳〕印章も昔は聞不及、上古三筆に印の沙汰なし、其外持明院家入木道の習も、空海の說も、

印章の事は不聞、中古は印は大かた木印にて、篆文もさだかならず、俗篆のみ、蠟石を印に用る事もなし、玉印銅印も見えず、先生弱冠の時に、唐印譜秋間戲鐵といふ印譜を渡したり、細井家藩中に、長崎より菓子を作る商人を抱られたり、篆刻をなす故に、唐本の秋間戲鐵を翻刻せしめられたり、翻刻の印譜には、日本の官名、大納言、中納言抔云印も有、此頃より印章篆刻の事も、段々上手に出來たり、嵯峨黃檗宗の蘭谷と云僧、篆刻を能す、先生の曰、公謹と云陽字の印は、蘭谷の篆刻なり、其頃より日本にて、篆刻は蠟石にする物と云事始て知たる頃にて、極上の密蠟石一貫目にて、銀十五匁位にて有しと、先生の談話なり、朝鮮人參も、金一兩に掛目五兩目位なり、當時と大違なり、印章秋間戲鐵のみにて、各篆刻を成ものみな其風なり、黃檗の和尙の印は流石に風よし、學士大夫の印風骨也、秋間戲鐵は市間の印の風なり、雅物に非ず、先生唐僧の內にても、千呆高泉は烈然にて印の事抔談せられたり、

〔印章捷解〕自敍

本邦印章之行于世久矣、然其間於印章之法、得其精者無聞矣、自神祖撥亂、乃誕敷文敎、底綏四方、至嚴廟〇德川家綱時、明人朱舜水、暨僧心越格、〇中略心越者爲釋氏白眉、傍達字學印章、時好事者已有師承、始悟典雅、知黜邪謬、印章偶稱嬌流弊、其人旣沒、又遂失指授、近用印章者多不喩典故、而冒法則矣、〇下略

〔文用例證中〕印章ヲ刻スルヲ鐵筆ト云例ハ、同上〇姜紹書韻石齋筆談云、我明鐵筆之妙、莫過于文三橋彭何雪漁震、如徐髯仙霖許高陽初周公瑕天球、皆係書家、旁及篆體、印文章法心畫精奇、

〔米庵墨談續編三〕篆刻

印章ヲ刻スルコトヲ世俗篆刻ト云フ、由來スルコト久シ、明史文苑傳ニ、文彭文嘉並工篆刻ト、又馮湜圖繪寶鑑續纂ニ、張純修善圖章、程邃鐫篆圖章、僧兆光善鐫章ト、又閩小記ニ、吳晉林兆熊以善

印名ト、又畫舫錄ニ、釋莉根善刻符、董洵精於鐵筆、又堅瓠集金陵十忙ノ中ニ、祝世祿寫字忙、何雪漁圖書忙トアリ、又彼方ニテ刻スル印ヲ見ルニ、印傍ニ文彭篆、又夏長卿鐫、又爲林幼馨奏刀卽作トアリ、此等總テ篆刻ト云ト同ジコトナリ、但印ヲ圖書ト云コトハ、古人モ論アルコトニヤ、陸印量云、前人於圖畫書籍皆有印記、曰某人圖書記、今人以此遂槩呼印爲圖書、正猶碑記碑銘、本謂刻記銘於碑也、今遂以碑爲文章之名、莫之正矣ト、又都元敬朱怡軒皆以圖書呼誤トアリ、委クハ印典ニ載ス、

〔印正附說〕刻印

刻印以刀成文、軍中卽時授爵多刻印、刻者更有刀法、今法之、

鑿印

鑿印以鎚鑿成文、亦名曰鐫、成之甚速、其文簡易有神、不加修飾、意到筆不到、名曰急就章、軍中急於封拜、故多鑿之、以利於便、

刻玉印

古刻印以昆吾刀、周書云、昆吾氏獻昆吾刀、切玉如脂、今無此刀、時以藥治刀刻之、云以藥塗玉刻者謬耳、

碾印

玉瑪瑙水晶硬不易刻、故碾之、且玉人雖巧、不知篆文落墨至精、不能令有筆意、且轉折結構、俱不流暢、不如刻者有神、

〔鐵筆集義下〕磨石

先石を曲尺にて分寸を正し、磧にてとぎ、形をなし、具りたる時、砥にあてゝみがくべし、尤平直を要す、

〔鐵筆集義上〕著文

凡文をすゆるには、石面に滯墨をぬり、乾して後、朱をもて著べし、字形の曲直、文間をよく察し削るべきは墨をもて損じ、添べきをば朱をもて益べし、

すべて古印の體を擬するを、よしとすといへども、悉く摹すれば贋物なり、衆美をあつめて一顆の印體となすこと要なり、

口篇、または口の字など、つまり逼からぬ宜し、漢代の印みなしかり、□の中字を十分に著べからず、

印文の下に空處あるを、妄意に他事を以て塞べからず、其儘におくべし、

三字は、右一字左二字にすべし、左右字をそろへ、左二字の間、甚空ぬ様にす、

漢代の印は方正なり、隷に似たり、みだりに盤屈して字形をなし、是を以て法とするは古にあらず、凡屈曲盤回するは、唐篆よりして始てかくのごとし、

朱文の印は、雜體の篆を用るも可なり、人の見てその形宜を要す、漢魏はみな白文を用ひたり、大サ寸許なり、朝廷の爵印は金にて鑄たり、これは吉日をえらびて封ずれば間ある事なり、軍中の印は、木を以てほりたる者多し、急速なれば也、漢高祖、酈生に與へたる類也、古に押字なし、印章を以て官職のしるしとす、唐に朱文を用てより、古法廢たり、宋の南渡の後は、しる人もなしとかや、

〔學古編附錄〕取字法

硇砂　瓦粉　白龍骨　木賊草　蜜陀僧　白石脂　桑柴灰各等分　人言少許

右爲細末、先濕字、後滲藥末、以熨斗熨之、乾隨落、

〔學翼抄〕印章印法

凡て石印に文字を塡に、一字の名は姓某の印とすべし、回文にすべからず、單姓二字の名は回文にすべし、複姓一字の名は印の字を用う、複姓二字名に之字を用たるは、石面遍りてよろしからず、

〔印正附說〕摹印篆法

摹印篆漢八書之一、以平方正直爲主、多減少增、不失六義、近隷而不用隷之筆法、絕出周籀、妙入神品、漢印之妙、皆本乎此、

白文印

右印皆白文、本摹印篆法、則古雅可觀、不宜用玉筯篆、用之不莊重、亦不可作怪、下筆當壯健、轉折宜血脈貫通、肥勿失於臃腫、痩勿失於枯槁、得手應心、妙在自然、牽強穿鑿者、非正體也、

朱文印

朱文印上古原無、始於六朝、唐宋尙之、其文宜淸雅而有筆意、不可太粗、粗則俗、亦不可多曲疊、多則類唐宋印之板而無神矣、趙子昂善朱文、皆用玉筯篆、流動有神、國朝文太史倣之、

章法

布置成文曰章法、欲臻其妙、務準繩古印、明六文八體、字之多寡、文之朱白、印之大小、畫之稀密、那讓取巧、（字學大成、那農多反、讓移也、）當本乎正、使相依顧而有情、一氣貫串而不悖、始盡其善、

那移法

印之字、有稀密不均者、宜以此法、第不可弄巧作奇、故意那湊、有意無意、自然而然方妙、然那移中、必令字々分明、人々知識、勿以字藏於字之下、使人不識而怪異之也、

增減

漢摹印篆中有增減之法、皆有所本、不得字義、不失篆體、增減得宜、見者不覺其異、謂之增減法、人

皆不知六書之理立意增減則大失其本源所謂毫釐之差千里之謬矣、

回文印法

古用回文印者各有取意如雙字名印當回文姓字在前名字在後若一順寫則名之二字必分而爲二矣此古用回文者取二字相連之意也其單字名印不宜回文只當順寫以姓名在前或之印或私印二字則在後矣如齋堂館閣等様印不用回文用則失歟耳、

成文

古印有一字成文二字成文三五字至九字成文者章法不一當從其正不可逞奇鬪巧以亂舊章或有十數字及詩詞多字者不足以言章法布置停安不板不俗則可、

重字印法

印有重字者布置當詳字意或明篆二字相重或下加二點以代但不俗爲佳如以一字作兩様篆者則又渉於雜而章法之正失矣、

朱白相間法

古印有半朱半白者有一朱三白者皆漢已後之制如效此章法當詳其字意可否不致牽強方可若假強爲亦奚足觀、

〔二老略傳〕書體の中に種々の事も有殊に篆書題署に至ては埋墨書飛白の體柳葉玉筋抔云古昔より傳たる書の體多し印章も俗印の篆書を色々に引直し押印したる見分のみを専とし文字にもあらぬ印章ども世上に多し印章は篆書を少し左文省略しても不苦事は古印にも有正敷篆文を種々に引直し長短錯亂して本意を失ふ事なり古人の眞蹟古帖に有處の印に一も不法の印なし心有人は用ひまじき事なり印章の篆刻も能石に文字もよく思ひしより自然とよく出來たれば樂みに成なり強て六ヶ敷事にもあらず篆文をよく自得せば印章篆刻はなるもの

なり、書家風流にして奇怪なる文字をなして、人の需を待は卑劣なる心なり、篆字の事に委しからずして、印章を刻するは、市店の印判屋と同じ、學士の所業にあらず、

〔印正附說〕篆法

印之所貴者文、文之不正、雖刻龍鏤鳳、無爲賞奇、時之作者、不究心於篆、而工意於刀惑也、如各朝之印、當宗各朝之體、不可涵襍其文、以更改其篆、近於奇怪、則非正體、今古各成一家、始無異議耳、

筆法

篆故有體、而丰神流動、莊重典雅、俱在筆法、然有輕有重有屈有伸有仰有俛有去有往有粗有細有強有弱有疎有密、此數者各中其宜、始得其法、否則一涉於俗、印愈改而不得矣、

〔篆刻鍼度四〕字法

印以字爲文、文須考訂一體、不可秦篆雜漢雜唐、如各朝之印、當宗各朝之體、不可涵雜其文、更改其篆、若他文雜厠、卽不成文、異筆雜厠、卽不成字、譬之三代文不與秦漢合、漢魏詩不與近體合、今古各成一家、始無異議、程査明曰、圓融潔淨、無烟散無局促、經緯各中其則、此字法也、徐官曰、刻之印章者、古文第一、籒文第二、小篆第三、後世多用小篆、而遺倉史、大不敬也、

〔鐵筆集義下〕刀法 幷文法

刀法その說多し、刀を下しをはりてのちに呼ずともいへり、いはゆる刀法の十二は、

一曰正、二曰雙入正、三曰單入正、四曰切、五曰二、六曰遲、七曰留、八曰埋、九曰衝、十曰輕、十一曰平、十二曰舞、

刀を下すことは、刀を立て字の下より上へと竪にさくるべし、彫がたき所に至らば、又石を取直して、上へ刀を側につかふ、横より刀を下すべからず、一度刀を下したる跡に、刀の痕なき様に、數度けづりとるあしゝ、すゑたる文字よりも厚くのこりたるをば、見合せてさぐりとるべし、藁本

の如く刀を下すべからず、雅を失ふ、

刀を用ゆる間に、一兩字自然に空缺したるは、そのまゝにおくこと、古印みなしかなり、

白文の印はふち一ぱいに彫べし、ふちに空あるは古法にあらず、朱文はふちを空べし、至りて太く口をなすは論なし、字と口と同じ太サになすものは宜しからず、

文の目も一ならず、牙章あり、玉筋あり、漢文あり、鐵線あり、滿白あり、枯柴あり、柳葉あり、鐘鼎あり、墳書あり、羅文あり、切玉あり、銅章あり、爛銅あり、急就あり、晶章あり、垂露あり、鵠頭あり、凡刀法文法ともに、石に備たるをみて心に得、且は先學につきて、秘奥を受ずむば、書をもて馬を馭するの類なり、眞龍に至りては、文字を以て論じ盡すべからず、

〔二老略傳〕享保年中、唐の印工龍湖、連珠集と云印譜を、細井侯に送りし事あり、此印譜の中にて、好あらば、誂へ給へと云事なり、印譜の中、六七も唐へ誂給ふ處あり、先生寫して藏せり、その印譜に、十二刀法と名付て、十二品の彫方あり、皆篆刻の後に名を附たるなり、篆刻に何の法あらんや、皆僞なり、それを邂逅に聞及びたる者、傳受事の樣にいふものあり、可笑事なり、みな人を惑す謀なり、

〔今體印會〕刀法六病

怡軒云、用刀之病有六、心手相乖、有形無意也一也、轉運牽強、天趣不流二也、因便就簡、顚倒苟完三也、鋒刀全無、專求工緻四也、形貌雖具、終未脫俗五也、或作或輟、自成兩意六也、

予印法ヲ專トシテ、刀法ヲ說カズ、古印元銅玉何ノ法ヲカ用ユベキ、然ドモ石印ノ如キ、刀法ヲ用ヒズンバアラズ、サレドモ十二刀法ナド、サマ〲ノ形容ハセザルナリ、唯刀鋒ノ氣脉運胄純熟シ、細大方圓、布置自然、皆刀法ノ助ルトコロ、齊整ナレバトテ、油滑木板ニ類セヌ樣ニスベシ、怡軒ノ六病、又初學ノ規戒ニ當ツベシ、

印材

〔印正附說〕刀法

刀法者、運刀之法、宜心手相應、自各得其妙、然文有朱白、印有大小、字有稀密、畫有曲直、不可一槩率意、當審去住浮沈宛轉高下、則運刀之利鈍、如大則股刀宜重、小則指刀宜輕、粗則宜沈、細則宜浮、曲則宛轉、而有勁脉、直則剛健、而有精神、勿涉死板軟俗、墨則宜兩畫、失墨而任意、雖更加修飾、如失刀法何哉、

〔東牖子四〕石印の縁を缺は、元來鑄印の銘の湯滛を摸せし也、鑄印體ならでは緣を缺に心あるべし、又今世十二刀法と云は、きはめて好事の杜撰より出たり、篆の十二法にして、刀の十二法ならずと、荻金谷先生は申されしと、ある人の語られき、

〔印正附說〕破碎印

古之印未必不欲齊正、而豈故作破碎、但世久、風煙剝蝕、以致損缺模糊者有之、若作意破碎、以倣古印、但文法章法不古、事不反害乎古朴、

〔名物六帖器財一印章符牌〕圖書石（インセキ）　印材（インザイ）山谷有謝王仲玉惠黄玉印材詩

〔好古小錄下〕編年詩鈔贈吳門周竽尹詩ニ、我欲黃楊追舊製、象犀不稱野人名、自註ニ元末諸賢俱用老黃楊木根、茇〇藤井貞幹 國朝古昔多李唐ノ制ヲ用ユ、黃楊木ヲ印材トスルコト、貞觀ノ比旣ニアリ、疑クハ亦李唐ノ制ナラム、日本紀ニ木印アリ、其材考フベカラズ、元末始テ黃楊木根ヲ用ルニハ非ルベシ、

〔好古小錄下〕玉印、銅印、木印、竹根印、牙印、磁印、火ニ遇ヘバ皆形存セズ、獨凍石印烈火ニアフトイヘドモ形存シテ用ユベシ、然レバ凍石印後世ノ物ナレドモ、愛スベキ者也、西人若始ヨリ此ヲ知リテ、印材トナセシカ、猶考フベシ、

〔米庵墨談續編三〕印材

古來璽符ヲ重ジ、金銀銅玉ヲ用ヒ、元ノ比ヨリ始テ石ヲ用ユ、王元章コレヲ創ムト諸書ニミユ、此

方ニモ蠟石處々ニ産スレドモ、彼方ニ絶テ及ブベカラズ、今所傳皆蠟石ト稱シ、或ハ密蠟、白蠟、桃花ナドノ名アレドモ其證ヲミズ、査初白ノ壽山石歌甚詳ナリ、長篇ユヘ今其詩ヲ摘錄ス、云後來篆刻忽以石、其法創自王山農、(元末王冕號煮石山農、始用花乳石私印、)自元歷明三百載、巧匠到處搜蹤跡、吾鄉青田舊坑凍、價重蒼璧兼黃琮、福州壽山晚始著、蘊藏力取如轆攻、今之存者大洞蓋已少、(大洞所産亞于壽山)別穿嵓穴、闢芙蓉、(今所用皆出芙蓉)マタ王漁洋云、印章舊尚青田石、以燈光爲貴、閩壽山石出、質溫栗宜鐫刻、而五色相映、光采四射、紅如靺鞨、黃如蒸栗、白如珂雪、時競尚之、或以芙蓉山石充之、二山皆在福州ト、○(中略)余游嶠陽時、タマ〳〵舶來呂大經ノ印章價單ヲ見ルニ、其中ニ壽山青田昌化ノ目アリ、余之ヲ問フニ、壽山青田眞物甚稀ニテ、皆似ヨリタルヲ以テ名ク、壽山ハ潔白ニテ、堅柔ノ二品アリ、青田ハ淡白青色、又ハ淡黃色ナドモアリ、昌化ハ紅赤色ニテ、又ハ紅斑ノモノモアリト、因テ考ルニ、壽山ハ今所稱ノ白蠟ヲ云ナルベシ、高濂人ノ所謂鐫處易冠、印油易染モノナランカ、密蠟ト稱スルモノ、恐クハ青田ノ一種ナラン、通雅云、琥珀色淡者曰金珀、曰蜜蠟、引晉書山濤傳云、賜濤司徒蜜印、正蜜蠟珀也トアリ、サスレバ蜜蠟琥珀印ヲ用ユルヨリ、其色ニ似タルヲ以テ、蜜蠟石ト名クナラン、サラサト稱スルモノハ、則昌化石ナリ、今舶來スルモノ、多ハ昌化縣ノ産ニテ、印匣ニ昌化石ト題ス、只凍石ハ妙品トミユレドモ、未ダミズ、又此方ニテ俗間多ク黃楊木ノ印材ヲ用ユ、至俗ノコトニ覺シニ、偶マ清ノ金介老詩編ノ註ニ、元末明初人多用黃楊木印トアリ、又輟耕錄ニ、今蒙古人以象牙或木刻而印之ト、因テ考ルニ元末人ノ印面、イカニモ奇麗ナルハ、象牙黃楊木ナドヲ用ユルナランカ、此方黃楊木ヲ用ユルコトハ、元ノ比ヨリ傳リタルニヤ、木印ヲ用ユルコトハ、北朝唐宋ニモママアリ、委クハ印章家ニ問ベシ、

〔鐵筆集義下〕石の鑑定

青田石に數種あり、白色にて透者を上とす、黃色これに次ぐ、沙羅さ又次なり、鼠色その次なり、彫

同じ(これに數品あり)白色鼠色相交り、白點黒點ある者下なり、すべて蒲萄石(駿州府中の産)など云者を以て、刀を下すことを學ぶ事なかれ、蠟石を以て彫えざれば異ならず、萬事略したることにて學び來れば、業成ぬものなり、押ては異なる樣みえねども鄙なり、畢竟雅甑をもて要とするなれば、鄙俗にして簡易なるにつき、たとひ巧を施とも益なし、益なきのみにもあらず、笑を具眼に貽すべきなり、

〔學翼抄〕印章印法

印章は、其位によりて、品のかはる事あり、

玉印　金印　銀印

此三品は、貴人高位に用ゐらる、

銅印　瑪瑙印　磁印　水晶印　石印　象牙印　犀角印

など品々あり、又金銀銅にて印章をつくるに、

鑄印　刻印　鑿印

などの造りやうあり

〔印正附說〕玉印

三代以玉爲印、唯秦漢天子用之、私印間有用者、取君子佩玉之意、其文溫潤有神、愈舊愈妙、

金印

金印漢王侯用之、私印亦有用者、其文和而光、雖貴重難入賞鑒、古用金銀爲印、別品級耳、

銀印

漢二千石銀印龜鈕、私印因之、其文柔而無鋒、刻則膩刀、入賞鑒不清、

銅印

古今官私印俱用其文、壯健而有回珠、舊者佳、新者次之、製有鑄有鑿有刻、亦有塗金商銀者、(正字通、商尸羊切、古以刻鏤爲商、所云商金商銀是也、)

寶石印

石古不以爲印、私印止存一二、今未之有也、且難于刻、

瑪瑙印

瑪瑙亦無官印、私印間有之、硬不可刻、其文剛燥不温、用爲私印近俗、

磁印

上古無磁印、唐宋始用以爲私印、硬不易刻、其文類玉稍粗、其制有龜鈕瓦鈕鼻鈕、舊者佳、新者次之、亦堪賞鑒、

水晶印

水晶古不以爲印、近有用者、但硬而難刻、其文滑而不涵、唯用之飾玩則可、

石印

石質古不以爲印、唐宋私印始用之、不耐久、故不傳、唐武德七年、陝州獲石璽一鈕、文與傳國璽同、不知作者爲誰、石有數種、燈光凍石爲最、其文俱潤澤有光、別有一種、筆意丰神、即金玉難優劣之也、

象牙印

漢乘輿雙印、二千石至四百石以下、皆以象牙爲之、唐宋用以爲私印、其質軟、朱文則可、白文無神、且涉於板、(印典作易涉死板、)時欲朱文深細者用之、

犀角印

漢乘輿雙印、二千石至四百石、以黑犀爲之、餘印不用、好奇者用以爲私印、其質粗軟、久則歪斜、不足玩、

〔愛日樓文集四附續〕日光山行記

十九○文政元年九月歸、出閱街市、購土產凍石印材六顆、

〔玄々瓷印譜上〕久聞玄々田氏善書畫善篆刻、而未相識也、偶邂逅於道八氏松風亭、則携瓷印將入於窰之時也、余覩之曰、用力之精、過於所聞、唯恐出窰之後、失功多耳、玄々不懌、出窰果然破碎居多、玄々曰、今日亦爲降魔師之呪詛失功矣、如斯者數回、復召費思勞力、終至築窰於家庭、而始得如意也、余之所目見蓋如斯、其所不見者可知哉、噫玄々之於磁印、其費之勞之、可謂勤而精矣、○中略

庚寅臈月　東山廣禰竹隱

〔玄々瓷印譜上〕京人玄々子工製瓷印、戊子十一年○文政之冬、爲余陶名字印一顆見贈、余時竊謂、工則工矣、然不如銅若石之愈、偶祀女婿昌谷儀啓謂余曰、聞瓷印能耐火、不知然否、既而去春三月祝融騁虐延爇八萬餘家、儀家亦在災中、儀有印癖、其所藏玉石銅瓷大小數十百顆、都歸烏有、及火熄、鑿灰燼索之、玉碎石爛、銅亦銘熔、而瓷獨完然不壞、果如其所聞、余於是始信瓷印之用愈於銅石也、今書此報知之、

庚寅春王穀日　江都鰻波坦題

〔星巖集丙集五〕玄々山人磁印歌

玄々山人蠶蠋腐、喫盡奇字腹厭足、三寸生鐵代管城、蟲魚繆篆隨所欲、其材維何黃糞土、埏之埴之化爲玉、青花陸離血暈斑、爛如芙蓉媚朝旭、上戴龜蛇或天鹿、怪奇百出驚人目、汝哥之窯何足論、不數成章邵氏局、平安實是好事藪、製成一顆爭攫取、山人於我意何厚、持贈余々抵瓊玖、青綃爲囊綬穿鼻、把玩摩挲不釋手、我聞神禹時、治水見玄龜、頷下有印皆古文、後世圖章肇於斯、自從秦刻玉璽後、用金銀銅鑄成之、賜之有差以爲信、王侯以下百官司、漢代重封檢、下暨唐宋時、神龍貞觀及宣和、御府收藏耀丹職、此外民間所刻紛然不可算、雖用象牙犀角水晶瑪瑙黃流離、王冕當元季、始用花乳爲私記、從此凍石殊見珍、青田壽山兄弟次、遂令象牙犀角水晶瑪瑙黃流離、消亡光華減意氣、近來篆家間以磁、東

印鈕

方名流未嘗試、山人々々何從得其法而擅其名、直恐更令青田壽山家聲墜、君不見漢皇雄略吞八荒、屢分虎竹出朔方、甘泉論功誰第一、將軍金印白日光、吁嗟丈夫在世必報國、不然拂衣歸亦得、澆季文字賤如土、何物癡兒列鼎食、歸歟々々清風明月滿衡門、此生久擯老田園、黃金斗大非吾事、只費山人泥一丸、

〔刊謬正俗〕印章類

吾衍曰、漢有摹印篆、其法只是方正、篆法與隷相通、後人不識古印、妄意盤屈且以爲法、大可笑也、多見故家藏漢印、字皆方正近乎隷書、此卽摹印篆也、凡屈曲盤回唐篆始如此、古學編鄭曉曰、明制、一品至九品九疊篆、監察御史八疊篆、吾學編皆不可不知、且印章大小今雖無定則、而甚大者似倨焉、

〔骨董雜談上〕印を押に偶數を嫌ひ奇數を用ふる事

唐土にも私印古昔は大ならざると見えたり、官印とても大さ壹寸二三分にすぎず、私印は漢輿服志を考るに、六分四方なり、尤も貴賤を論せず壹寸二分なり、しかれども今のごとく丸き印は、六朝以後の制なり、

〔印正附說〕印制

秦漢印有方者、亦有條者、皆正式、間有軍曲印、用腰子形者、其意莫考、外事陽丞印用圓者、字體覺方、恐後人磨圓未可辨也、然有葫蘆様及爐鼎並異怪形狀者、皆唐宋近日之俗尙、不可稱印而入賞鑑耳、漢有軍曲印、形如卽腰子形者是也、〇、

〔名物六帖器財一印章符牌〕鈕イシノモチテ字彙鈕、印鼻　螭虎鈕ミヅチトラノモチテ　龜鈕カメノモチテ　鼻鈕モチテ共後漢書註　蟠龍鈕マキレウノモチテ文獻通考　辟邪鈕ノモチテ

〔鐵筆集義下〕古鈕

螭虎の鈕あり、龜鈕あり、鼻鈕あり、蟠龍の鈕あり、辟邪鈕あり、みな古の制なり、〇中略抑漢高祖關中に入て、綬と印とを見て、綬を璽に取そへ、腰に佩たるより、其誤に習て壽亭侯の印に、子母環の製

遊印

など起れり、

〔學翼抄〕印章印法

印鈕に品々あり

螭鈕　龜鈕　辟邪鈕　獅子鈕　象鈕　駝鈕　豸鈕　狻猊鈕　羊鈕　兎鈕　鼉鈕　螭豸鈕

蛇鈕　覆斗鈕　瓦鈕　鼻鈕　環鈕　連環鈕　亭鈕

などの類あり

〔印正附說〕印鈕

秦漢印鈕、有龜、有螭、有辟邪、有虎、有獅、有獸、有駱駝、有魚、有鳧、有兎、有鍍、有壇、有瓦、有鼻、其鈕用以別品級、近有以牙石作玲瓏人物爲鈕者、雖奇巧可人、不過翫好、其典雅古朴、則弗如古也、

〔今體印令〕詩句印

怡軒曰、後人不遵古制、間雜字樣俱用作印、至有以詩句作印者、亦屬非古、然能作淸雅、用於翰墨、不至惡俗、從衆亦可也、但止可取名作或四五七言一句、斷不可多字、陋刻致類木記耳、

今體ノ飾玩段々ニ如此變化出來ルユヱナリ、詩句印ハ宋元ニ未其例ヲ聞カズ、明人ノ俗觴ナラン、或ハ印ニ十里ノ二字ヲ入、旁ニ梅樹アリ、樹下ニ草屋アリ、曰十里梅花一草堂ナリト、タトヒ飾玩ニ過ザルモ、如是亂作響ベカラズヤ、詩句ヲ刻セバ須閑雅淸賞ナルベシ、一聯以上及全首ノ者ハ印ニ非ズ、線香菓子ノ木記ニ類ス、近渡ノ印譜ニ、滕王閣序幷詩マデ、全文ヲ二寸四方ノ內ニ刻シタルヲ見、是皆流弊ノ極、豈愼マザルベケンヤ、

〔今體印令〕成語印

近人成語印盛ニ行ル、但明末ノ私譜大抵皆成語也、コレニ見倣フノ弊ナリ、怡軒徐氏ノ說ヲ破スルコト甚好シ、然ドモ詩句印ニ依レリ、又是驢ヲ以馬ニカフノミ、扨又成語印ヲ禁止セバ、今體刻

家ノ所業ナシ、座頭ノ杖、俗書家ノ唐詩選豪フベカラズ、若用ントナラバ、徐氏ノ云如キ、牽强妄作ハ禁ズベシ、唯義ヨリ所アル成語、四字六字一句ヲ刻ムモ又可也、近人引首ニ又多ク用ユ、誠ニ引首ノ具也、

〔古今印史〕印章用成語

印章以名以字、所以示信也、如刻曰某官施之公文則可、若古之關內侯是也、近見湛甘泉一私章刻曰吏禮兵三部尚書予官○徐鑛怪之、甘泉稱古學乃亦爾邪、及讀宋史乃知蘇東坡曾爲吏禮兵三部尚書、蓋用成語也、文衡山庚寅生刻印曰惟庚寅吾以降、此句出楚詞、後輩有倣之者、改曰惟甲子吾以降、殊爲可笑、

〔米庵墨談二〕遊戲印

印章ヲ用ユルニ、官印私印ノ外ニ、賞鑒家收藏審定ノ印アリ、蓋シ蕭梁ノ時ニ起レリ、殷徐朱异等僧其初タヾ姓名ノ印ヲ用タリ、後世ニ至リ、天子ハ殿閣省院ノ號ヲ用ユ、年號ヲ印ズルハ、唐ノ貞觀ヲ始トス、年號ヲ用ユルハ、天子ノコトナリ、近世私ニ明和ノ印ヲ用ユル者アルハ、笑フベキノ甚ナリ、是ヨリノチ賞鑒家ニテ、審定眞賞、秘玩圖書種々ノ印アリ、委ニ張應文ガ清秘藏ニ見ヘタリ、米元章コトニ印章ヲ好ミ、藏スルトコロ百枚ニ至ル、其中ニ[米姓書印][元章鑒定]等ノ印アリ、コレ收藏審定印ノ外ニ、戲筆書印等ヲ製スル始ナルベシ、元ノ趙子昂ノ[趙氏書印]俞紫芝ノ[子仲書印]方元敬ノ[illegible]王振鵬ノ[illegible]等ノ印、ミナコレニ倣ヘリ、又畫印アリ、柯九思ノ[敬仲書印]陳定ノ[陳定書印]ナリ、又俞紫芝ノ十七帖ヲ臨セシ末ニ、[illegible]ヲ用タリ、コレ皆古人ノナキコトニテ、遊戲ノ印ト稱スベシ、明人ニモ此等ノ印ヲ用シコトアリシヤ、イマダ經見セズ、淸人ニ至リテ、經訓堂帖ニ收ル楊鐵崖城南詩ノ末ニ、[illegible]趙子昂洛神賦ノ末ニ、[illegible]ノ印アリ、又因宜堂帖ニ載ル、吳ノ紀功碑ニ、[illegible]ノ印アリ、コレ大碑ヲ小字ニ縮摹シタルニ用ヒシナリ、又經訓堂ニ、汝南公主ノ銘ヲ刻シテ、[illegible]ノ印ヲ用ユ、此等サヘ新奇ト思シニ、吳南章ガ指畫ヲ作リテ、[illegible]

關防印

（集一）ノ印ヲ押シ、又鮨夏錄ニ、元ノ能鼎臣ガ（明河南陽人翼甫）ノ印、又濟ノ王思問ガ（明再問）ノ印、又明ノ劉炤ガ（三八十齡）ノ印アルハ、奇中ノ奇ト云ベキコトナリ、

又仁聚堂帖ニ、葛正笏ガ（十年八有二）ノ印アルハ、奇中ノ奇ト云ベキコトナリ、

〔名物六帖〕器財一印章符牌〕條記（クワンボウ）（徐氏筆精、應天府特賜銀印、其餘職衞門、則形稍長不方、謂之條記、）　關防（クワンボウ）（五雜組、其非掌印而給者、謂之關防、印方而關防長、以此爲別耳、）　長條印（クワンボウ）
條印（クワンボウ）（輟耕錄、通典云、北齊有木印、長一寸、廣二寸、以木爲之、唯以印縫、今製合縫條印蓋原於此、）　長印（クワンボウノ）（通典、北齊有督攝萬機長印、以木爲之、唯以印縫、其原始此、以督攝萬機、惟以印縫、今居家必用）

〔刊謬正俗〕近世士人文書皆用關防印、杜氏通典云、北齊有督攝萬機長印、以木爲之、唯以印縫、又按明制、總制總督巡撫等項、幷鎭守及公差官、銅關防直紐潤一寸九分九釐、長二寸九分、厚三分、又有銅條記、潤一寸三分、長二寸五分、厚二分一釐、陰陽學醫學僧道司所帶、其制具載會典、（會典禮部曰、關防所封人先傳試卷上、密封學）蓋衙門所用以爲信也、今學士家率多用之、亦足雅文詞、又曰、用關防印當施簡端、或題次用之者非矣、（姓名用印關防、仍混溺次、據此則關防二字義、取于封鎖防僞之意、）

〔今體印令〕引首印

梅庵雜志、古來印章官爵而外止有名印、即表字亦不多見、宋後取閒雜字作印、印於書幅之首、爲之引首印、極爲杜撰可笑、今人遵守、而不敢有違何歟、

引首ノ說如是分曉也、當時ノ俗尙徒守テ定式トスルコトハ、明末ノ流弊本邦ト一同ト見エタリ、宋後此數アリトモ、今時ノ如ク定式ニ用ヒタルニハアルベカラズ、今體詩畫翰墨ニハ用ユルニ可也、不用猶可也、總ジテ何ニテモ自分ギリノ好事ニハ格別ノコト、正具ニハ決シテ用ベカラズ、但シ是ヲ癖シテ文房ニ備フトモ、餘リ今時ノ俗尙ニ倣フテ、定式ニ用ルハ甚醜シ、間ニハ姓名ノ下ニモ用ヒ、又紙ノ旁ニモ用テ、必肩ニ限ラザルベシ、少ク明末ノ面目ヲ免レ、カノ趙松雪ハ趙ノ一字ヲ用ヒ、或ハ趙子昂氏ナド、表字ノ方印ヲモ肩ニ用ヒタル有、又用ヒザルハ猶多シ、其外有名ノ家、今體印ヲ用ユレドモ、多クハ引首ヲ用ヒズ、文衡山ナドモ用ヒザル者多シ、コレ皆杜撰ノ具

故、チツトモ正具ニハ用ヒザル也、今人之ヲ如何取チガヘテヤ、引首ナキハ書キ放シニシテ正具ニ非ズト、ウラ腹ニ覺エタル輩多シ、今人ヤヽモスレバ、古法々々ド口號シテ、中明ノ名家ニモ習ハズ、後末ノ俗倘ヲ遵ヒ守テ、却テ正式ト心得、我ハ古法トヨバハラレルゾヲカシ、今體若引首ヲ刻サバ、齋堂館閣式ハ、表字ナドヲ刻サバ、何方ヘ用ヒテモヨシ、間ニ成語印ヲ刻スルトモ、其心得ニテ、餘リ馬鹿ラシクナキヤウニ、風流ノ語ナド、幷詩句等ヲ用ユルコト然ルベシ、又無法ニ經書ノ語ナド取リテ、カタクロシスギタルハ、其人文盲ラシク見エテ、大ニ俗ナリ、何程賢聖ノ語ヲ刻シタリトモ、本聖賢ノ用ニ非ズ、又牽强ノ理屈、或ハ作意ノ者モ宜シカラズ、刻家心得ベキノ肝要也、扨又本邦ノ人此引首ヲ關防ト云誤リ來ルコト久シ、明制ニ條記關防ト云コトアリ、是ハ關所切手ノ樣ナ印トミエタリ、引首ノ義ニハ少シモ當ラザルコト也、然ルニ此引首近代用ユル處、多クハ條印ナル故、其形ニヨリテ條記ト云ヨリ云出セシコトニヤ、若シ條記ト計リイヘバ、長印ト云コトニモ聞ユベケレドモ、關防ト計云テハ、一向ワケモナキコト也、條印ハ古制ニモ有ルコトナレドモ、皆姓名ノ正式ナリ、今時ハ名ノ下ニ用ユルハ、必方印ナラデハナラヌコトヽ覺エ、肩ニ方印ハ用ヒヌコトヽ、誰モ御觸モナキニ、固ク守ラルヽコソ可笑コト也、名ノ下ニ名字ノ條印ヲ用ヒタルハ、古人計リニモ非ズ、明人ニモ古體今體共ニ間多キコト也、心付テ見ルベシ、又官印ニモ條印有、義之ノ右將軍會稽內吏印是也、今人ワケモナキコトヲ定式ニ覺エ、法度有コトヲ杜撰ニシテカマハズ、篤好ノ君子ハセザルベキコト也、關防ト呼ニ至テハ、老成名家モ是ヲ改ルコトナク、其人何ノコトヽモ知ラズ、吟味モセヌトミエテ、俗倘ニ習ヒ來レリ、考究家其故ナキコトヲ苦ミ、關防トハ、一紙ニ連書スルトキ、己ヨリ此方ノ書ト關防スル也ナド云六ケ敷說ヲ付ゲタリ、甚シキ杜撰ナリ、刻印家其名モワケモ知ラズ、ミダリニ近世ノ通俗ヲ手本ニシテ居ル者多シ、故ニ苦ヒ口ヲニ誓言シテ俗ヲ正スノミ、又是中華ノ私印ヲスベキ圖書ト誤リ來シヨリモ甚シ、

藏書印

我們決シテ引首印ト唱ヘ、關防ト云フベカラズ、扨又中華ノ引首、此方ノ如ク細ク長キハナシ、是ハ俳諧ノ點式ヨリ出タルベシ、文辭家倣フベカラズ、總テ名ノ下ニ用テモヨキ樣ニ少シ條ナレバヨシ、其外木ノ葉形胡盧樣ナドハ、印ノ内ニ入テ賞鑑スベカラズ、論ズルニ足ラズ、

〔桂林漫錄上〕金澤文庫

武藏國久良郡金澤ノ文庫ハ、北條越後守貞顯ガ建ツル所也、佛書ニハ朱肉、儒書ニハ黑肉ヲ以テ印ヲオシタリ、印文左ノ如シ文庫ノ舊地ナル故、稱名寺ニハ當時ノ書籍數卷ヲ存セリトハ聞ケリ、然レドモマヽ書賈ノ手ニ落チタルモノ有リ、古物ノ散逸スル惜ムベキ事ニアラズヤ、

〔續日本紀考證一〕例言

一此篇校正所據凡有六本、〇中略三曰金澤本、舊係金澤文庫中所收、〇中略第十一卷以下每卷首末捺黑文金澤文庫印、〇中略六曰堀本、出於平安堀氏、每卷首印平安堀氏時習齋藏八字、卷末載寬永十四年等字及識語、其下捺重圈印、印文曰杏庵、按〇村尾元融杏庵堀氏、名正意、時習齋其曾孫正修別號也、

〔寒檠璅綴二〕余〇淺野長祚朝鮮版ノ南華眞經ヲ藏ス、其初ニ堀川御所ノ墨印ヲ押ス、按ズルニ足利義政、弟ノ香嚴院ヲ還俗サセテ左馬頭政知ト名ノラセ、長祿元年九月ニ關東ノ主トナシヌ、伊豆國堀越ニ住ス、山内扇谷ノ兩上杉等奉戴シテ堀越御所ト稱ス、思ニ政知ハジメ僧タリシガ故ニ、書ヲ好テ貯ケルカ、外ニハ多ク見ヌナリ、

〔年山紀聞五〕彰考館

此館の藏書には、瓢の形の中に彰考館といふ字をえりたる印を押たり、

〔甲子夜話四十二〕浪華ニ松井輝辰ナル者アリ、書ヲ好ミ文才アリ、著書モ亦多シ、其業ヲ尋ルニ、新町遊女屋ノ主人ニシテ、家名ヲ瓶子屋甚五郎ト呼ブ、卑賤ノ業ニシテ、カヽル志ハ珍シ、又聞ク輝

辰藏籍最多シ、其書ニ印記アリ、左ニ錄ス、小鮮游化、棠隱傍覩ナド、此輝辰ガ撰ナリ、以上餘錄○寛政壬子ノ記有二印二顆圖略

印文小字讀ガタシ、因テ再ビコヽニ鮮明ス、著書始認書難、字々寫來心血乾、禁錮塵堆媚貪蠹、不如典賣供人觀、羅州子題、○小印之文 趙子昂云、吁聚書藏書良非易事、善觀書者澄手焚香、拂塵淨机、勿捲腦、勿折角、勿以爪侵字、勿以唾揭幅、勿以夾刺、勿以作枕、隨損隨修、隨開隨掩、後之得吾書者、幷奉贈此法、

大阪臨照堂藏、○大印之文

〔雜俎料〕篆刻は池永道雲、榊原篁洲より雅人のなす事にはなりたり、道雲は江戸の傳馬町に住して、木綿問屋の隱居にてありし、一刀万象といふ書をあらはしたり、篁洲は印章備考をあらはせり、夫より後は藏六が朝鮮國の御返翰の璽をほりしなどぞほまれにて、近きころの屋山勤齋にいたれり、

黄檗僧南谷、甲斐高芙蓉に至りて、專ら宣和印譜を祖として、復古の志あり、其門に曾之唯、橘藏六の輩は出たり、藏六は參と稱と三世つゞきたり、

專門にあらずして妙手なるは、平安の葛子琴、大雅堂の類なり、

〔近世名家書畫談上〕印章の事

於菟○安四 按に、向に長崎の伯民は好手なれども、古意索然として、其體千篇一律なり、甲斐の人高芙蓉に至りて、古印復古に志し、專ら宣和印譜等を祖とし、海內これがために一時目を改む、これ書家の古法帖を唱ふるに同じ、其門に曾之唯、橘藏六の輩出て、其法を傳へ行はる、二世藏六名參は明の蘇嘯民刀法を奉じ、大印には合作多し、其門人名稱其家を嗣ぎ、刀法能く義父の風を守り、頗る能手なり、これを三世の藏六と云、益田勤齋は良工の名、遍く人の知る所なり、平生利名を求めず、貧書生雲遊僧の輩には、潤筆を求めずと聞く、其人品推し知るべし、篆刻專門にあらずして、好手

と稱するは、向に平安の葛子琴是なり、この人明の文壽承の鐵筆に名あるにひとし、恨は其刻世に傳はるもの甚少なり、又大雅堂自刻の山莊大夫と云一顆を見たることあり、刀法渾然として古意藹然たり、全く書畫の餘興に出るものといへども、名家の伎倆あらざる所なしと云、

〔日本諸家人物志下〕池永道雲

姓は池永名は榮春、通稱道雲、一峯ト號ス、東都ノ賈人ナリ、篆刻ヲ以テ聞ユ、

〔一刀萬象天〕自叙〇中略

抑予於世味無他嗜好、頗好古圖書遺意、自壯至老好之不衰、科斗鳥跡索之古書、周籀秦篆訪之大方、分千文于諸體、寫萬象于一刀、歲月之久、刻模之多、附以私印、累々乎五百顆有奇、積爲予席上珍、而明月夜光椟迸堆前、靜言翫之、忻々然如未始知有富貴利達之榮、管鉉鐘鼓之遊者、則世復有何樂可以換之乎、〇中略

時寶永六年歲次己丑小寒後五日　池永道雲撰

〔日本諸家人物志上〕榊原玄輔

字ハ希翊、篁洲ト號ス、本姓ハ下山氏、外父ノ家ニ養ハレテ、榊原ヲ冒ス、泉州ノ人、木靖恭ニ學ブ、其學博クシテ、經濟ヲ以テ自ラ任ズ、旁ラ五行數術ニ通ジ、篆刻ヲ善ス、南藩ニ聘セラル、沒ル年五十二、〇寶永三年正月三日沒 著述多ク寫本ニテ行ル、〇中略

印章備考　續印章備考〇下略

〔二老略傳〕廣澤先生略傳

廣澤先生、名知愼、字公謹、細井次郎大夫と稱す、〇中略 有德院殿〇德川吉宗 韓客返輸玉印篆刻其他數度公用を勤、〇中略 享保二十年乙卯年臘二十三日、七十八歲を以て沒す、

〔二老略傳〕九皐〇細井知文 先生嗣錄

有德院殿猶文事を以用る事數年、惇信院殿〇徳川家重朝鮮返翰印信篆刻儲君時當時將軍朝鮮返翰印章篆刻、〇中略九皐先生の篆刻は、何雪漁ニ習ふなり、雪漁が篆刻十五六顆、土屋侯にあり、先年關思恭、虫ぼしの節君侯に申て、先生に見せたり、九皐先生も其時見たりとなん、篆刻は深く刻す、唐伯虎は淺く刻す、淺きかた刻しがたし、深きは刻易し、何雪漁の印譜八冊、廣尾廣林寺什物なり、九皐先生も只一度見たりとぞ、紛失のよしを斷て他見を不許、印章も數多有たり、其事不案內の人も實とす、可惜事なり、

〔先哲叢談續編十〕高芙蓉

芙蓉刻意說文、傍通六書、尤精音韻、又有篆刻之嗜癖、以鐵筆技喧噪一時、其經術文章爲末技所掩、不知其爲人者極衆矣、〇中略慶元以降、乘蘙漸開、文筆之業、過絕前古、特至印章篆刻之一事、未至其極、雖有榊原篁洲、池永道雲、細井廣澤等、僅窺明人之一斑而已、及芙蓉出、商摧古今印章之制度、遡溯秦漢之淵源、探汲流派、無復餘蘊、我土印章之一技、始大備于此、皆川淇園、柴栗山、稱以爲印聖、〇中略永根冰齋印人傳云、芙蓉舊稱近藤齋宮、僑居平安衣棚下立賣下街、始專爲講說、教授諸貴紳、中爲臨池丹青技、終爲篆刻、以此著于藝苑、近時之印章始眞遠、不恥海外之諸名家、〇中略著述有篆原一卷、漢篆千字文四卷、古今公私印記一卷、采眞印譜二卷、古今印選三卷、印章例考六卷、招印叢三卷、游褒日記六卷、芙蓉編三卷、中岳稿四卷、

〔淇園文集後編序二〕高孺皮〇芙蓉座右圖品目序

孺皮家貧無他產業、爲人雕印以資其生、其印得意者、皆不減漢人銅印、是以晚年其名噪海內、求刻者日踏門矣、然顧孺皮不欲事之、有客至、則爲出所蓄奇器及諸圖象、羅陳之、色沾々以語其所由來、雖終日不倦、

〔畫譚雞肋〕此邦左轉の人ありて、善書はたま〳〵聞けども、畫はきかず、劍工彫工に左某と有るは、左手と云ふことにや、又は姓なりや、京都の僧開中禪師は、高儒皮の法をえて、朱印彫刻にたくみなり、左手なり、向きに二三顆を乞ひ得たり、甚精良なり、

〔藏六居印略〕藏六橘生壽碣銘

橘生善篆刻、前此芙蓉氏之篆刻妙名海內、橘生學焉、而不多讓其用刀也、無剛無柔、竹木金玉以至水精琥珀之類、彫鐫莫不如意、而無異於芙蓉氏之以石出也、以故名籍々繼之、近又爲鑄劑、尤稱古雅、○中略生名茂喬、字君樹、號爲藏六、武藏葛飾人、○中略

寛政三年辛亥十月　　淡海竺常撰

〔鬢髮山人集序初編八〕紀子印譜序

尾人有紀子福者、事務之餘、好篆鑄刻章、自繆法以及鈕制、悉模之古、毫無後世靡麗之弊、○下略

〔玄々瓷印譜下〕余有印癖、毎見古印章購收之、以爲娛樂、又滑手鐵筆、擬其體、非解刀法也、然止於凍石而已、已而稍及銅玉、辛苦百倍纔成、已爲別有易爲者、偶讀明甘暘旭印正、有曰、上古無瓷印、唐宋始用爲私印、硬不易刻、其文類玉稍粗、其制有龜鈕瓦鈕鼻鈕、舊者佳、新者次之、亦堪賞鑑、余素好搏埴、及得此說、乃試製作甆印二三百顆、粗熟其法、遂倣晉漢古印三十顆、鈕製雖不能巧、覺拙處反有風致、又在窯中自然變化、生意外態貌、是亦瓷之一奇也、譜成、乞諸彥題語、周示同好、以埃博雅之教而已、

文政戊子春日書于楓竹松園　　玄々山人田邊憲

〔印人勤齋翁之墓文〕翁諱濤、字萬頃、益田氏、自號勤齋、又有雲遠淨碧諸稱、江戸人也、博通六書、旁能書、特妙乎篆刻、故乞其技者、毎屨滿門外、於是聲價廣馳四方、時自鉅公貴族乃至儒士詞客、書畫名流、得其一章、珍賞猶片球碎璧也、蓋刀法雖固師古、亦不必師古、故當其操刀、則以一家用筆運之矣、而其材金玉銅晶犀凍諸章、字大如巨龜鼓浪、字小如獨繭抽絲、錯綜變化、隨手而成、若夫材之小者方二三分、

老眼尙刻篆文數字、細如蚊脚、鉤畫婉轉了々可觀、何奇巧耶、抑自非得心應手、焉得至此妙境也哉、是知一藝之微、亦足傳人如此、〇中略 而今夏翁適罹疾、一日病間猶作印三方、此時誰知終爲絕筆耶、其翌遂歿、享壽七十、寔天保四年五月廿又三日也、葬于郭北湯嶋山淨心寺之先塋、〇中略

癸巳〇天保四年　八月朔日　伍石永根鉉撰幷書

〔淨碧館記〕　存々居士擧

淨碧館友人益田氏之所居也、〇中略 主人名濤、字雲遠、號勤齋、益田其族也、善篆刻、其名大振于世、而其志高尙、不求權勢、不逐富貴、是故詣先塋、與訪親戚之外、不出其門也、豈不亦一世之偉人乎、予結交也二十有餘年矣、故熟其爲人、近有深感乎斯人也、戊寅春金澤侯、〇加賀 欲刻其章而召焉、辭以負薪之憂而不至、遂使有司齎其章來而刻焉、其志高尙可得而見矣、當今之士、莫不奔走于名利也、大凡諸侯有召、則直走其邸、婢膝奴顏諂諛有司、欲以援之、金澤侯諸侯之魁也、然於此侯也如此、當今而有斯人、固不易得、所謂不爲富貴移者乎、其身雖隱乎小技、其志固大也、壯夫而爲此技者、蓋非爲之也、姑玩之而已矣、

文政紀元戊寅秋日

〔因是文稿下〕雲介杖記

往來無心、一處不住者爲雲、驛路脚夫往來無心、一處不住者、其名曰雲介、介者賤稱也、猶言如也、南無佛庵嘗於東海道天龍川上、見雲介持古竹杖乞之、〇中略 佛庵得之而歸、因名曰雲介杖、杖長四尺一寸、重八十一錢、圍二寸許、請所識諸名士作銘、〇中略 刻字者爲山景順、橘藏六、益田勤齋、田棨堂、稻屋山五人、皆善篆之工也、

〔過所居士墓文〕居士諱濤、字士敬、益田氏、稱過所、別號淨碧居、江都人、本姓山口氏、考稱宗八、妣糟谷氏、居士性沈靜、好六書之學、少而入勤齋翁之門、學鐵筆、翁爲當世之宗工、就學其技者不少、而居士尤傑

出等輩、翁亦愛眷如子、至天保四年五月、親戚胥議、以居士爲嗣、遂冒益田氏、居士既受名家之後、聲譽日馳、王侯士庶苟欲造印者、必求其刻、日不暇給、而技益熟、安政四年丁巳十一月、幕府新造官印二顆、命祭酒林公使管其事、公乃白居士之名、官特命居士、登營操刀、明年三月功畢、賞賜時服二領、六年己未十一月、又有命刻官印二顆、賞賜如始、万延紀元庚申三月十六日病歿、距生寛政九年丁巳三月望得壽六十有四、葬城北駒籠淨心寺、釋追號曰淨譽居士、娶森田氏、生三男三女、長名厚、號香遠、能繼其業、居士之奉官命也厚亦佐其工、官賞以銀錠云、抑夫篆刻之爲技、文有篆籀古今之辨、材有金銀銅玉花乳燈光凍石之別、雖繁簡異趣難易不一、而皆不失筆力之遒勁者、是之爲妙手焉、且也名家印譜流傳於我邦不甚多、而其或載古印者、大抵摸擬耳、不足信也、獨如嘯民印略秀峯印存印藪、則精確明備、實爲刻家之金鍼、居士平生潛心於此、而多取其法、間又用近世名家之筆意、是以雅馴則匹陳在專、而纖工則不讓周子芳也、至運刀之自在、非親其材不能辨爲玉爲石、而篆體亦必依據古名手筆畫、未曾妄意損益、是則居士之技、所以壓一世而他人不能及也、余也夙齡嗜鐵筆、與居士相識有年、偶刻一印、必就居士乞正、而今忽亡、可勝痛悼哉、頃者香遠來請墓文、乃記其梗槩如此、

昌平學講官佐藤坦撰文

文久紀元辛酉七月中浣

〔曾根翔卿墓碣銘〕

昌平學敎官安積信撰

曾根翔卿以鐵筆鳴于世、(中略)翔卿唐津藩世臣、自少留心文史、尤好鐵筆、從名工益田勤齋受刀法、有暇輒雕鐫自娯樂、雖有疾病、未嘗措手、人問之、則曰、是吾攝養良劑也、其篤嗜如此、晩年益精妙、聲華嘖嘖動世、列侯大夫士就乞者、屨恒滿戶外、翔卿不論金珉犀凍、皆能驅刀如筆、火玉輭脆雖清人艱於下手、翔卿有獨得之妙、雕鐫不異凍石、今世雕火玉以翔卿爲嚆矢云、(中略)翔卿諱政醇、字隼、一字翔卿、號寸齋、本族林氏、(中略)翔卿自馬廻累遷近習作事奉行横目、爲奥傳役、嘉永五年九月二日疾卒、享年五十有五、葬要津寺、所著古今印例、印林叢說、古器紋譜等書、皆考覈精博、蒐羅古今、前人所未有、洵篆刻

家珍珠船也、

嘉永六年癸丑春三月

〔藏六居印略〕君名叄、字秉德、號貧齋、橘姓、濱村氏、通稱六藏、小字仙吉、江戶人、考利兵衞、妣成川氏、幼養于伯父藏六氏、學篆刻、及長游關西、周旋於諸名家間、技益進、藏六歿承後、傳藏六龜鈕之古銅印、仍襲其號、世所稱名人藏六者也、文化丁卯、幕府報書朝鮮、特命君刻其官印、既成、賞賜銀若干丁、文政二年己卯七月十八日病歿、享歿四十有八、葬本所靈山寺先塋之側、配松屋氏、生一男、出冒他姓、親戚相謀、以門人金山籍爲嗣、君爲人耿介不羈、既覃思印學、深究六書之源、時印譜傳於我蓁少、海賈齎至者率皆歸有力者手、若閭閻之士、蓋無得而窺焉、祭酒快烈林公衡○感君篤志、爲請王侯貴顯、得縱觀其秘府、君臨摹無倦、及觀漢銅印叢蘇氏印略、深追慕其法、且參以己意、遂能成家、聲價益馳、技藝益售、乞刻者履常闐門、日不暇給、時益田勤齋翁亦以此技名、而與君初不相識、嘗謂我師遇所先生曰、當今以鐵筆立幟者數十輩、求其能合古人之法、而兼運以己意者、蓋寥然絕迹、唯橘秉德手眼俱高、庶幾其人乎、汝宜時叩門乞教也、其重於當時如此、君又愛玩書畫古器、頗有鑒識、嘗獲磔卓于市、蓋晚唐遺製、一鉦公聞欲獲之、使人來購、不可、則又增以多金、君正色却之曰、僕雖一介寒生、愛玩之情、胡獨減公、其人勃然而去、復命以實、公歎曰、嘗聞秉德爲人、今果然、益欽重之云、

〔藏六居印略〕君名籍、字子收、初號南溪、訥齋龜禪者、晚年號也、本姓小林氏、後冒金山氏、江戶人、弱冠學書、最好篆籒、年甫十五、臨三體千字文、運筆雄宕、橘貧齋翁觀而奇之、謂可教也、使之治刀磨石、輒好賞歎曰、市石一經汝手、光瑩如玉、鈍刀亦成銳利矣、可謂技得之於天也、遂授以其蘊奧、及翁歿無嗣、親戚乃令君襲箕裘、承傳家龜鈕古銅印、因亦號藏六、能不墜家聲、乞技者日集於門、其於銅玉水晶特妙、奏刀如劃沙、晶印邊欵能爲蠅頭字、鉤畫婉轉、了々可覩也、嘗於水晶念珠上臨空海草書心經唱二十餘字、筆力爽利、不失神韵、時人稱爲絕技、君於書法最慕歐陽率更、一日友人携九成宮醴泉銘來示君、一

印譜

閱焉曰、是古拓本所希觀也、遂借覽經月、鈎摹以爲藏梓、後散佚、書估獲之、猥補鐫梧參摹勒之字、以傳于坊間云、文政中嘗漫遊關西、客中所刻印章、蓋以百數、槪皆不留印箋、取其僅存者、𢀿作印册、豐彦圖卷首、賴山陽、篠崎小竹、齋藤拙堂、石川拙修諸家、爲附序跋、君又負嗜古癖、精於鑒別、其在京日、自製青華瓷印數枚齎歸、頒諸知友、又有潔癖、階前梧竹、暇則洗拭、其壁葉皆以竹箸挑出之、明窗淨几、晨夕拂拭、不留點塵、蓋倪高士之倫也、天保十四年丁卯八月十八日病歿、年五十有三、葬于本所靈山寺、〇中略配金山氏、名耀、號遯齋、夙有淑德、能書及篆刻、無嗣子、萬延紀元庚申三月、親戚相議、使吉備人鹽見大淵爲嗣繼其業、因冒其姓、亦號藏六、〇下略

〔一刀萬象序〕予曾遊仕寓武城、得舊交榊子篁洲以相樂焉、未幾將告言旅、一日榊子手携芸窗醉鐵者至、卒然展示曰、是吾所作印譜也、卽欲一言以辯首之足矣、袂掌間話々相遏、不盡得辭、勉焉立就、反而思之、不知言之何若、後數年予在崎、復齋印章備考者寄吾乞序、其書深可珍惜、頃者音耗久絕、心竊疑之、庸詎知榊子已遠逝矣、噫榊子胡爲蚤也、予甚惑焉、今歲秋仲醫元昌法橋封一帙書千里寄曰、是吾榊子所愛、其人姓池、名榮春、道雲甫手鐫印譜也、以千文爲文、號曰一刀萬象、專工積累、殆有年所、蓋篤好酷嗜之力耳、幸爲冠諸一篇之序、了他百年之憾、不亦可乎、予謂既成之業、豈忍寥々點視、況榊子遺愛乎、原者印篆之作、儘有其人、然猶趙松雪、文三橋良不可得矣、然咸未有通揭千文、若斯集之克備、如其秦漢遺意、則吾豈識者乎哉、觀其軆次也、燦然若天星之羅碧漢、朱文耀芒暈彩、赤城霞起之藻露垂、因其圖而承其瑞、判其器而效其象、一刀之爲用也大矣哉、辨天地之玄黃、蕩寒暑之往來、庶類品集、質化形存、磊々落々、靡不觸手引類、所謂森羅辰象吸吐雲霧者已、其寓意也如何哉、蕭珍言、少壯三好音律、遠酒、年長二事都廢、唯書籍不衰、今如池子餘好未衰、而印章特甚、每酣歌操瑟婆律々然、意會心融、輙命一刀、戛々琢々、攻之不倦、四五年間厥工廼畢、計紐五百顆有奇、以附私印與借之、集成三卷之書、俾覽者不覺怡神奪目、恍忽上昇、獲授紫霄之寶玉也、予固欲探訪之、而獲一枚、殊未得、適因序文之乞、

欣然而應、乃一揮而遣之、安硯望暮夜之以瓊也、

時寶永丁亥重陽前二日　　天漪高玄岱手題於婺山玉室

〔紹述先生文集 題跋十六〕書印叢首

千浦子別已二年矣、頃者因桂川子之西上、附其所手刻印叢一冊、請予〇伊藤長胤題字、因告之曰、印章之設其來尚矣、本以明誠信、防僞濫、然觀美之具也、彌文之弊也、機功心法種々競興、徒供文房之雅玩、予雖知其然、而天祿辟邪已溢于篋、千浦子其亦然乎、然前代喪亂之際、文教拂地、典章幾度多□湮替、今也承平百年、文事日興、印章之備、此其一端、樂治者之所喜者也、千浦子其亦然乎、其刀神斧意、摸周敦、擬秦璽、存於觀者之鑒、不必說也、

〔二程印譜 乾〕二程印譜序

源伯行性沈深少言、〇中略屬者覩其所摹印譜一本、自周鼓秦碑之文、索篆惟審、務宗雅正、其運刀之法、不必事屈奇、而氣韻自然高古、至其得意之處、則生機流動、不覺使人拊髀焉、〇中略

寶曆己卯孟春望　　紀德民撰

〔栗山文集 序記二下〕芙蓉私印譜序

余〇柴野彥邦與孺皮〇高芙蓉相知二十年、自山水風月之遊娛、金石書畫之鑒賞、相與留連耽翫、以至于米鹽薪芻之需、典衣鬻書之謀、亦必相與計畫營度、通如一家、有時乎迂策僻好、爲家人子女所嗤咲、而後始能自曉、亦相視絕倒、蓋耽古之癖、迂拙之性、相投無間者乃爾、嗚呼孺皮逝而既一年矣、每遇會心之境、困乏之時、孺皮之高風逸韻、未嘗不往來於余懷也、輙爲之泫然、不覺淚下之、孺皮門人知故、思孺皮不能忘者、謀輯其私印若干顆爲譜、人藏一部、以洩其情、源顯哉實首而成之、夫古人傷逝攀慕之誠、雖玩好衣帶之微、猶且戀々不能舍焉、況印章、孺皮所嘗注精神、尤宜寶而愛之也、若夫清風朗月、對山臨水、出此譜與法書古畫雜陳、則未必不如孺皮之在坐也、余之每逼薪米之需于旦夕、衣箱書簏動爲之一

空、但典賣此譜、則雖千金不顧也、雖為家人哭不辭也、孺皮、地下聞此言、則絕倒也、亦為之泣然也、

〔栗山文集序記二下〕赤城睡鐵序

故水府大傅備前守丹治大夫□□、公事餘暇、取李氏蒙求、使一時能者細井知愼等三人彫、以為印章五百有七十又七顆、以自娛、命曰赤城睡鐵、蓋近世篆籒之學、至于細井氏始開、故其行筆運刀之際、皆有法度、可觀焉、昔府先公義公〈徳川光圀〉以盛德雄才、大與文敎、照映一代、而其風流遊戲之餘伎、又出彰考館瓢樣小印云、乃大夫及此事、未必無所因也、大夫其人武毅直諒、戴其先德、以當藩政、風節巖々、至今使人聞之悚然、而又能無忘於文事、而寓細娛于此、其風韻可掬也、宜乎其光輔成公〈徳川宗堯〉良公〈徳川宗翰〉二世、文武能無墜義公之烈矣、是雖小矣、亦可觀其一斑也、大夫既沒、好事者聞家有此譜、就而請者相踵、令孫今備前守東岳君、不忍終秘之、輯成六卷、分之同好者共賞、來徵邦彥敘、邦彥讚岐人也、常喜談宗國水府之事、不倦、今亦樂而言之、

〔靜寄軒集跋五〕稽古印史跋

虛舟既寸印彫獨樂園記一百五十字、為世哄傳、顧自以猶毋以嘗巧也、又彫赤壁賦三百六十字、流水子曰、有是哉子之巧也、非獨天下之目膠指攢、雖夫玉楮棘猴者、亦將走且僵也、唯何甚、然巧則巧矣、而難為繼、虛舟曰然、竊有志焉、他日印史成、蔚然古色、舊章可由、典雅敦厖、無復纖巧靡廉之體、乃曰、此可以為繼與、流水子喜曰、詩云、舞則選兮、射則貫兮、子實無不有乎、

〔緒方流略印譜〕余聚緒方氏印、盡掇拾之也、嘗以慕其風、隨得隨摸而藏之、頃者骨董某氏請裒其譜于梓、以公之好事士、乃索僅衍、輯以與之、庶幾觀者補其所漏爾、

文化乙亥六月二日　　抱一道人識

〔春水遺稿序九〕御風漁石印譜序

縵者浪華越士亮、遙寄眉公印譜、請之題、今玩之數月、題數字還之、士亮裦封眉公印紙紛如木葉者、為

謝、披之歎識數百、愈出愈奇、余（惟○完賴）乃以意排之貼之爲卷、得二十頁、時子琴孤膺亦遙寄子琴印紙五六十、亦有木瓜之報也、二子心畫不期而會、豈不欣抃耶、亦排之貼之、併爲御風漁石印譜、不獨二子篆法之不凡、印文多故人姓名、猶見其人、儒雅有片北海、江北海、尾古二博士、（○尾藤孝肇・古賀樸）武弁有岸子裕、隱秀明、田夢鶴、好事有芙蓉、半齋、蒹葭、畫有五岳、僧有大典、藥樹、不獨猶見其人、因憶及其交情游狀、皆余卅年前在浪華時事、宛萃於目前矣、但眉公之刻姓名字號、未嘗經聞見者居多、或是眉公鐵畫、爲張四李三、俛焉彫鐫以代酒資者非邪、子琴長余六七歲、眉公少余五六歲、皆已逝矣、人或傳道今時上國人有得二子刻印非人姓名者、貴如寶玉、余則幸保殘喘、乃撫玩二子手蹟、二子而有知、或應笑千秋兀坐以存焉、噫、

〔春水遺稿卷九〕漁石印譜序

古人稱張長史雖委性頗佚、而書法極入規矩、吾眉公於篆刻亦然、蓋篆刻猶書也、高卑與人品從焉、世之評篆刻、以高孺皮葛子琴爲稱首、子琴學于孺皮、眉公學于子琴、皆高尚人也、技亦不相上下、而世識孺皮子琴、而眉公罕有知之、眉公寡默、不好博交、獨與尾藤志尹越智子方善、敬之如父兄、初在浪華、業醫善售、而不屑爲、其母與妻辟纑爲生、眉公獨以釣漁爲樂、自號漁石、子方已沒、志尹赴召江戸、而眉公益孤高、一夜近街失火、將及其居、其所知者皆來爭救、因托其母與妻扶去、已自引杯觀其烟焰曰、有此好下物、人指爲狂、其後家益貧困、適南都居焉、子方子士亮異其無消息、遠往問之、眉公獨釣於猿澤、見士亮至、欣然罷釣、相攜歸家、家徒四壁、其妻亡恙、愛敬眉公猶往日也、志尹學識高于一世、士亮父子耿介子立、倶少所許可、而皆有取於眉公、眉公爲人頗佚如此、而篆法益正、刀法益熟、變化百出、愈出愈正、無有涉狂怪、其所存可知也、所謂極入規矩者、有識之所以不能舍也哉、眉公歿後、士亮往就其家、得印紙數十編爲三卷、其餘寸楮小紙片々不入編亦亡數、蓋不能買全幅紙故爾、其貧入骨亦可想也、士亮以此寄余請題其首簡、余嘗在浪華、亦與眉公交遊、追想往時、以記一二、問諸士亮、眉公名游、一字息民、

以正珉行、姓赤松氏、其沒僅五十又二歲云、文化五年戊辰七月、春水病叟題、

〔暉堂印譜序〕余友碧翁隱士也、又稱勤齋、好讀書、特通六書、夙遊心鐫鏤、蓋四十年、既而名聲籍甚、凡四方人士、來乞鐵筆者、居恒屨滿門外、翁則容膝之廬、寸步不越閾、終日兀坐、卽應其乞、奏刀微聲、肅々而成、僅得潤筆、當儋石儲耳、余嘗一歲、攷翁所作、不啻數千顆數萬篆、然而一筆不苟落、半刀不苟下、叩以章法刀法、率上自秦漢古式下洎元明作家、靡不依據、此乃四十年用意爲然、抑至于運筆之妙、獨往之境、則子行元章之亞耶、或雪溪壽承之比耶、意者來乞鐵筆者、果有眞識否、又集所乞爲譜、自供雅賞否、余未之聞也、翁頃出暉堂印譜者、眎余、余欣然展閱之、圖章朱白天眞爛熳、皆翁得意之作、至其取材之博、則凍晶玉銅及紫檀烏木奇楠實竹瑪瑙琥珀羊角象齒、都一百餘顆、可謂太富矣、翁乃曰、玆譜所載、皆爲友人平松子廉而作焉、所謂暉堂卽子廉別字、子廉生平愛玩書畫、摩挲古器、傍嗜圖章、嗜之之篤、著有玆集、固爲新譜、匪敢布世閱、靡但明窗淨几、把玩雅章外、以數部分之二三同好云、是其風流餘韵可亦想見而已、雖然子廉、苟非得翁之鐵筆、安得有此勝事乎、翁亦非得子廉眞識、安得有此傑作乎、翁笑曰、然、請誌是語、因泚筆遂題于卷端、余知子廉、子廉其又以爲何如也、

文政乙酉暮春日　　伍石丈人永根鉉題于下谷之蓬蘺書屋

〔玄々瓷印譜上〕題瓷印譜首

唐宋有瓷印、硬不易刻、玄々山人善鐵筆、兼好摶埴、凝思創意作瓷印數百顆、精巧幾入神、雖唐宋佳者蓋不到此、誰道古人不可及、篤好極思今猶古也、譜成、求予一言、因書之、夫觀者有所奮勵焉、

文政戊子季冬　　洛下儒隱豬飼彥博

〔玄々瓷印譜上〕玄々瓷印譜序

古無印譜、至宋宣和、始有其撰焉、而後王球嘯堂集、趙頫印史、吾衍學古印式、楊遵集古印譜、若漢唐篆刻、若秦漢印統、皆各垂典型、其一二余嘗觀焉、而其印非金玉銀銅之品、則白象黑犀之材、至唐宋而更

印色

有燈光凍石、雖官私殊用、新古稍變、而所施工不過鑄鍥之二樣、如甄陶之製、則未聞有用之者、陳氏樸錄云、吳門周丹泉、能製陶印、以堊土刻印文、或各類鈕式、皆由火範而成、色如白定、而文亦古矣、此僅出朱象賢所記、其他蓋有之、余之淺陋、不得別有所考、姑斷爲周丹泉之所創矣、左寺玄々山人善書、通六書八體、最長摹印、硯池之餘、更弄鐵筆、彫篆工妙、頗致清峭、雖專門者不能及焉、頃別出新手段、製陶印若干顆、乃有此一譜、其鈕文亦皆沿宣和以下諸譜之古式、白定青華、莫不如意者、所謂丹泉之製、恐未到若斯之精且備矣、而山人豁達、不獨自秘惜、徧訪都下諸名士、各贈以一顆、因又徵序言於其譜、老拙如余者、猶不漏其懸、余舊有印癖、自銅章石印、至水精象牙、瑪瑙琥珀竹節棗心之諸材、頗備其品、惟於陶印、未嘗有所弄、今獲之山人、喜躍不自勝、漫揭陶印之所創、綴數言以陳謝、山人之取與不取、余固所不拘也、

文政己丑春晝日　棕隱居士題

〔漱芳閣印識坤〕右印識二卷、櫻井栢亭所輯、梅堂淺公手摹、於乎栢亭既故、其原本今能存否、不復可問焉、幸有此一通、厚藏于漱芳閣中、則庶乎以傳永々、抑栢老之苦心、淺公之篤志、並可觀諸斯、

萬延紀元夏五　貝岱書

〔名物六帖器財一印章符牌〕印色　印油晋衍學古編

〔書言字考節用集器財七〕印肉印本名印色

〔和漢三才圖會十五技藝〕造印肉法

胡麻油五錢　蓖麻子十四粒搗末　煎、令褐色、去滓用油蘸、揉艾葉、蘇木、鐵漿赤可、如朱印以朱、如黑印以油煙調、

〔二老略傳〕心越和尚、唐にて學士の用る印文も傳たるなり、依て先生の家の肉は、年を經てもねばり出ず、かたまる事なし、他の肉は、年を重たるはかたまり、或はねばり出て、後には廢物となるなり、奇勝堂〇細井廣澤の朱肉、年を經てよし、始終不乾なり、試みて可知なり、

〔二老略傳〕印艾は心越の傳來、沙香是原宰來る、(肉か油か不詳)も別段の事なり、朱(岡上)葡萄印あるを用ゆ、年を經れどもねばる事なし、長崎の商客持渡る朱肉とは格別、試て可知、

〔閑窻瑣談 上編 一〕朱肉の製法

或書に、朱肉を製する法をしるしたり、艾に朱を交へ、白しぼりの油と、唐蠟のよろしきを練合て、朱肉に用ゆといふ、甚よろしからず、朱肉は斑枝花(ばんや)を湯にて煎じ、澁水を脱て干かはかし、唐胡麻の油を交てこしらゆるが最上の製にて、朱の色もうつくしく出るなり、(唐胡麻の油は藥店にてうりひさぐものなり)

〔學古編 附錄〕印油法

香油浸皂角於甆器內、煎過放冷、和熟艾成劑、次加銀硃、以紅爲度、入絹袋中、用甆玉器盛之、數日一蘸、忌銅錫器、若日久油乾、復用煎下油滴、取盛器內、以印色置其上、使自沁、又不可自上澆下、此法不蒸不煉、久而益佳、與好事者共之、

〔印正附說〕製印色法

飛淨硃砂七錢三分、油二錢、艾綿七分、欲有光彩、加赤金箔十張、珊瑚末三分、珍朱二分、愈久愈紅、光彩射目、○中略

煎油法

萆麻油五斤、芝麻油一斤、藜蘆三兩、猪牙皂二兩、大附子二兩、乾薑一兩五錢、白蠟五錢、藤黃五錢、桃仁二兩、土子一錢、共入器內、以武火滾數百遍、水乾隨時增添、繼以文火、三日爲度、去渣、復以磁罐盛之、埋地下三日、取出晒一二日、以去水氣用之、如不用將罐口封固、雖百年不壞、最忌灰塵、

治艾法

艾必擇蘄州者堪用、本地葉一者亦佳、去其梗蒂、用石灰水浸七日、加礆水少許煮一晝夜、搾去黃水、入長流水洗淨如晒布法、候白、用木杵石舂熟、篩去灰末用、

合印色法
先以飛淨硃砂、加金箔等料、入油少許細研、仍依數入油、研數十遍、愈多研愈紅、如前數加艾、不乾不濕爲度、如不急用、貯磁罐內、晒五七日更佳、新合者硃油不相混、常用劃子插攪之、二三月後油硃相混則可用矣、

〔遵生八牋十五燕閒淸賞〕印色方
麻油二斤　牙皂角三箇　草麻仁半斤去殼取仁搗爛　花椒四十粒取色不變　藤黄一錢取不落色　明礬五分取其發亮　黄柏五分助色　黄蠟五分　白蠟五分　胡椒三十五粒　辰砂二兩　二紅二兩　水花硃四兩
右件、先將麻油、同蘇子熬數滾、再下皂角二椒、熬至滴水成珠、方下藤礬等物、取起去楂、用新艾爲骨、加三朱、拌紅爲度、

雅尙齋印色方
京師草麻油、較菜油價賤、取回罈裝埋土內、三二年、用色白如冰、每用斤數、大日內翻晒至熟、次下黄藤一錢、白礬末一錢、白芨末二錢、金箔沙細五十片、入瓶聽用、將舊坑豆瓣朱砂、研至極細、用水飛過三五次、去黄標與末後砂脚、只用中間水飛細者、入瓷碗中、用燒酒傾入、微火煮一炷香、隨其色變晒乾、取起將朱又研如麪、方和前油、拌艾入匣、愈久愈紅、不變黑色、油取晒熟、至久不乾、其胚用眞正新艾、搓揉百次、仍煮數遍、務去黑星、一點不存、如綿絮然方用、此至玅祕法、刻同鑒家共之、

〔鐵筆集義下〕印色
朱を用ゆるは嘉禮なり、宋の間簡札中に、墨を用ひ、元の時靑を用ひたるなどは、凶禮によつてなり、
印色黑を含みたるは、男の印肉色なり、紅なるは女の用ゆるなりと云說あり實否においてその詳を聞ず、按に晉の時、婦人にも印綬あり、虞譚が母金章紫綬を賜し事みえたれば、此說も其據あることにや、

印池

〔骨董雜談上〕印を押に偶數を嫌ひ奇數を用ふる事

我邦にて、今官より庶民にいたつて用ふる所、私印みな朱を用ゐざる事は、我邦古昔は朱に乏しきゆゑなるべし、今時は朱ありと雖ども、昔日に倣て、公事に用る私印みな墨なり、詩文書畫のみ朱印を用ゆ、唐にも墨を用ゐし事なきには非ず、古今印史曰、印色通用朱印、嘗見宋儒簡札、中間有墨者といへり、我邦の古昔も宣命度牒の類には、多く朱を用ゐられたれども、私印に用ふる事なきは朱の乏しかりしなり、

〔古今印史〕積累邪

可無墨青印色

印色通用朱、予嘗見宋儒簡札中間有墨者、元人則有用青者、孜之皆側中不忍用朱、故易之耳、觀此可見古人敬謹之至、一擧手而不敢忘父母也、

〔名物六帖器財一印章符牌〕印色盒市肆記　印色池居家必備　印池上同　印色函類書纂要印色函匣也

〔鐵筆集義下〕印池

唐山には磁器を上とす、されど油底に沈みて佳ならず、然し伊万里陶は本邦肥前の松浦より出す宜し、唐山の漆、本邦のごとく油つよからざる故、是を稱せず、石器ことによからず、油を石に吸ふ故、乾こと速なり、漆器を以て肉を藏むれば、肉つねに乾ことなし、異域の漆のおよばざる所なり、

〔雅遊漫錄二〕印色池磁器ノ肉池深キモノヲ用ベシ、アサナルモノハ肉池ノ用ニアラズ、

印色池一は印色盒とも云、いろ〳〵の製造あれども、磁器が第一によし、漆倉石函の類は肉乾きやすし、

〔紹述先生文集十二銘〕印色池銘

煥乎有章、我朱孔陽、

印褥

印匣

〔印正附說〕印池

印色惟欲玉器磁器貯之、不壞、以金銀及銅器貯之、十數日卽壞、靑田石印池亦不可用、如用必欲以白蠟蠟其池內、庶不喫、

〔遵生八牋十五燕閒淸賞〕印色池

印色池、以磁爲佳、而玉亦未能勝也、故今官哥窰者貴甚、余見二窰印池、方者尙有十數、四八角幷委角者、僅見一二、色亦不佳、余齋有三代玉方池、內外土鏽、血鋟四裹、不知何用、今以爲古玉文具中印池、似甚合宜、又見定窰方池佳甚、外有印花紋、之亦少者、有陸子岡倣周身連蓋滾螭白玉印池、工緻侔古、今多效製、近日新燒有蓋白定長方印池、幷靑花白地純白磁者、此古未有、當多蓄之、且有長六七寸者甚佳、

〔蒹葭堂雜錄〕山大雅、常に愛玩の印褥あり、地白光なり、

印褥銘

剛則難親、柔則易惰、剛柔得中、庶幾無過、

壬午季多　荷庵囙

右の銘は、悟心禪師なり、悟心名は元明、號一雨庵、又荷庵といふ、

〔名物六帖一財一印章符牌〕圖書匣インバコ類書纂要　印斗インイレ王儔溪集印斗銘、器緊而光、斗形而方、孰鐫以名、於是乎藏、

〔鐵筆集義下〕印斗

印を納る等閑なれば缺損す、印の大小多寡に隨て、深サ二三分ばかり宛、板上に口をなし、一體を紅絹の類にて張、蓋はかぶせにす、是も紋繡を以て飾ること、好に方たがふ、頗雅にして磊砢の患なし、

〔紹述先生文集十二銘〕印匣銘

維德之符、匪信不立、

〔遵生八牋十五燕閒淸賞〕圖書匣

有宋剔紅三撞者、二撞者、有罩蓋者、新剔紅黑二種、亦有二撞者、但方匣居多、有塡漆者、有紫檀雕鏤鑲嵌玉石者、有古人玉帶板燈板鑲匣面者、有倭匣四子六子九子、每子匣內藏以漢人玉章一方、或藏銀章、替下藏以寶石琥珀、官窰靑東磁舊人圖書、爲傳玩佳品、若常用以豆瓣楠爲佳、新安製有堆漆描花螺嵌圖匣精者可愛、近日市者惡甚、又如黑漆描花方匣、何文如之、亦堪日用、

用印

〔刊謬正俗〕印章類

徐官云、○中略○伊藤長胤按、此用印之正法也、然近世華人文書中用印、或先號後名、或上字下名、以官言視之、則可謂誤矣、今人多以華人之所爲藉爲口實、不問理之邪正曲直、欲一々從之、雖華人豈無誤哉、觀乎古人著書、其糾繆亦多矣、要當問理之邪正如何耳、

〔古今印史〕用印法

凡卑幼致書於尊長、當用名印、平交用字印、尊長與卑幼、或用道號可也、反是則胥失之矣、凡寫詩文、名印當在上、字印當在下、道號又次之、蓋先有名、而後有字有號故也、試看宋元諸儒眞蹟中、用印皆然、今人多不講此、或曰印有小大、小印用於上、大者用於下、庶幾相稱、此世俗之見也、只論道理當何如、印之大小何足云、諺曰、用一不用二、用三不用四、此取奇數也、其扶陽抑陰之意乎、嘗見豐存禮翻刻蘭亭記、用印太多、非古法也、雖然其中印文卻有精者、

〔斥非〕凡捺印章書札及詩文、贈人者、皆當印名、若有二印者、其一必是名、其二則字號、古語或諸般印皆可、但印字號而不印名、是爲不恭、倭儒往々有此過、華人無之、如非與人者不必然也、

〔骨董雜談上〕印を押に上下次席ある事

一旦の過を以て、人を侮り陋むる事はなかるべき事なり、曾て徂徠先生、風流をもつて聞え、雄才逸群、今古獨步の士なれども、今世にある所の詩文凡て書する所のものにある落款を見るに、白字の徂徠の印を上に押して、朱字の茂卿の印を下に押したり、今見る所みな如斯に誤れり、○中略今世にある所の伊藤源藏の書を見つべし、長胤の朱字の印上にあり、東涯の白字の印下にあり、是法にまたがへり、

〔骨董雜談上〕印を押に偶數を嫌ひ奇數を用ふる事

今世の俗に印を押す事、偶數俗に長のといふをきらひ、奇數俗に中のと云を用ゐる事、唐土よりある事なり、古今印史曰、諺云、用一不用二、用三不用四、此用奇數也、扶陽抑陰之意乎といへるによれるか、

〔文用例證中〕字ノ印ヲ名ノ上ニ押ス例、草堂詩餘ノ發凡ニ、古香岑天羽居士言[天羽氏][沈際飛印]ト押ス、又龍谿全集ノ張汝霖ガ序ノ印ニ、[肅之父][張汝霖]ト押ス、名ノ印ヲ押シ、次ニ字ノ印ヲ押シ、次ニ號ノ印ヲ押ト一定シタルニモ非ズ、又高濂ガ遵生八牋ノ序ノ印ニ、[高濂私印][湖南逸人][深甫父]ト押ス、是號ノ印ヲ字ノ印ノ上ニ押ナリ、

〔鐵筆集義下〕洗印

印の埋りたるは、燈盞に一宿浸し、とり出し香爐の灰にうづめ、燕て椶刷にて洗ふ、落がたきは又初のごとくす、朱の盡るを度とすと、吾丘衍云り、

押たるのち、毎々拭ひおくべし、紙絹の類をいむ、印日を經て割る、なり、綿を用て拭ひをさむべし、

〔學古編附錄〕洗印法

圖書久爲油硃所壞者、先於燈盞內浸一宿、次日取出燕香爐內灰、用硬椶刷乾洗之、若硃未盡、更燕刷、以盡爲度、不損印文、而清麗若新、凡欲洗刷、先當用繩約定、以防其滑、此法最良、

雜載

〔畫譚雞肋〕劉商年は東坡の書を學ぶ、其人奇を好み、俗にしたがふ事をなさず、印にて巨濟震子名松老者の八字をほる、巨濟は劉涇が字なり、涇の子なり、米元章は名の印に米芾氏と鐫りたり、書學博士米芾之印は、篆を用ひず、隸にて刻めり、

字に氏の字をそふるは、字を以て氏とするよりなり、芾は名なり、氏の字そふべからず、米も異をこのむ人にて、知りてかく刻ざむ、此方畫家の印、杜撰なるもみゆ印中の字、五字とせるは、漢武の時なり、其後は四字とす、私印は官印とはことなれば、物ずきなるもあれども、大がい姓一字、名一字ならば、之の字をくはへ、何々之印と四字にすべし、姓名にて三字ならば、之の字くはへず、何々印と四字なるべし、字と號との印には、之印の字なかるべし、又字の印はあざ名ばかりか、又は字何々とか、氏の字くはへてか刻むべし、字曰何々とほりたるは、唐人にはなし、字余何々と、余の字をくはへたるは有り、楚辭に、字余曰靈均と有るによる、

〔臥雲日件錄〕康正三年〇長祿元年四月八日、南補長老來、因出惠關山所書瑞溪二大字并印子、蓋此老本以此爲別號、然避於予號、改爲瑞雲、予曰、其號亦國師所書、嚴中和尙賜之予、爲予號、一號二幅无用、辭之不聽、强留而去、

〔梵舜日記〕元和二年十二月九日、日本紀上下卷、予〇神龍院梵舜一筆奥書之、朱印家之正印、爲後證印了、

〔甲子夜話三十一〕或時林氏ノ蕉堂ヲ訪テ、ソノ印匣ヲ覩レバ、名字遊印等ノ外、蕉ニ依タル稱號ノ印若干アリ、如何ニモ其好ノカク迄ナルモ珍ラシキコトヽ思ヘバ、乃印文ヲ筆記シテ還レリ、曰、

攢蕉園　聽雨堂　蕉雨山房　綠扇軒　靑鳳館　蕉月軒　聽雨簃　月窻蕉影〇中略

此内印ノ大小篆體陰文陽文等替リテ、同文ノ二顆モ三顆モアルヲ、併算スレバ數顆ナリ、今ソノ重複ヲ除テ、同文ナラザル耳ヲ記セリ、

〔先哲叢談續編一〕戴曼公

余○東條琴臺嘗觀曼公手澤本東坡詩集注於先輩源登卿○註略許、毎卷有三印、一曰戴觀胤字子辰、二曰荷鋤人、三曰戴笠印、

〔近世名家書畫談二編二〕蘆雪魚の印の事

長澤蘆雪、名魚、字氷計、淀の藩士なり、應擧の門人となりて、毎朝淀より京師四條の應擧が宅へ通ふことなり、ある時寒氣甚しく、通路の小川氷りて、魚其中にあり、一身とぢられて浮游を得ず、いとくるしげなる形狀なり、蘆雪是を憐みて、救ひたすけんとおもへども、氷下にしていかんともすべきよしなく、そのまゝ京に登り、應擧が家に在て、其晩景歸路に及ぶ頃、かの魚を見しに、朝にかはりて氷漸々に解け、魚の自在を得てよろこぶ形ありければ、翌日此事を應擧に語られしに、應擧が云、眞に面白き話かな、我が畫も又かくの如く、師に從ふて學ぶこと年あり、其内艱苦の作行つみて、漸々氷の解るを得るがごとく、今は畫の自由を得たりと思ふ處あり、各このこゝろ得あるべきぞと、蘆雪其意をさとりて、それより模寫縮寫の工をつみ、法式丹青設色の工夫鍛煉して、俗をさり風致を得べきこゝろ忘らず、遂に名手とはなれり、此故を以て氷の内に魚の字の印を用ひ、名とせしとかや、

〔伊波傳毛之記〕記者○瀧澤解序にいふ、京傳は天稟の文才ありて、初め草冊子に起毫し、又洒落本を以て名譽を博し、竟に好古の學を併せて世に賞せらる、然して毎編用る所の巴山人の印章は、其父母と共に深川木場なる典物店に在し日、質物の中より出たり、其質流るゝに及て、父是を京傳に與ふ、于時京傳歳八九歲、是を愛翫する事天より授かりし珪玉の如し、或時は是に緒を附て、紙鳶を取るの具となし、是を腰に佩て能く失ふことなし、天明の末に、始て草冊子を著すに及び、此の印を用ゆ、遂に讀者の目識となる、是を以て敢て又多く他印をもちひず、看客は京傳の牡丹印と

いひて、其印影をおしたるを證して、草冊子を求むる迄にひろまりたれば、自用の物器にも此印影をまるし用ひたり、此銅印何人の用ひたるものなるや否を審にせず、又古色愛すべき唐製鑄の物たり、彫する所の文字巴山人は、京傳其己の號に記せずと雖も、需用供求共に倶に如斯をみるとすれば、印文は京傳が自然より命ずる名にして、或は京傳が前世の奇と云べし、

〔古今印例二編後序〕印有官私、私印豈有例乎、然文詩書畫、作者必自製、又自印之、則大小短長、方圓諸式、各々有其宜焉、苟失其宜、傷局面損布置不少矣、所以不可不考於古今印例也、曾君翔卿、〇曾根寸齋好學嗜詩、篆善鐵筆、身仕侯國、官自有公印、其私印則自刻用之、又毎應諸同人之請、刻數十百顆、然而不敢私自作例、考之前賢書畫款識、取之諸家印譜、立門分類、附以圖式、著古今印例二卷、今又作二編以補其遺漏、然後書畫文藝之士欲刻其印者、就而求焉、則大小短長、姓名字號、取之左右、皆逢其原、其彙收博採之功、抑亦可謂勤矣、嗚呼翔卿平素自以篆刻爲小技、至以寸名其齋、而嘉惠之所及、豈特尋常尺寸之間而已哉、

嘉永庚戌臘月　磐溪大槻崇撰

〔古今印例二編跋〕凡物必有例、至於印豈獨無然哉、夫諸家印譜盛行於世、而率皆著篆籒之迹爾、故見其體裁則有之、及合其彙類而一目了然則未也、曾君寸齋、夙以鐵筆聞、慨其如此、嘗著古今印例二卷、以發揮之、擇凡古今刻文之可爲法者輯之、附以紐形之奇者、各分門類以便檢閲、間者又著二編以續之、捃摭益廣、考据益徹、可謂備矣、〇中略

嘉永己酉夏五　得齋長戸讓撰

〔近世名家書畫談上〕印章の事

余〇安西於菟按に、舶來の印譜枚擧すべからず、今こゝに其概略を附存す、宣和印譜はいはゆる淳化星鳳の諸帖、贋本を見るが如く、いまだ佳本を見ず、來好學倣宣和印譜をもて佳本とすべし、され

ども世に少なり、其他は秦漢印統、宣和印史、顧氏集古印譜、甘氏集古印譜、趙凡夫印譜、學山堂印譜、蘇氏印略、皆鐵筆の法則なりと聞く、淸には谷園印譜、超然樓印譜、澄懷堂印譜、飛鴻堂印譜等あり、尤篆刻家の備べきは、淸の汪秀峯選にて漢銅印叢あり、これは漢印ばかり集めし譜なり、又同選にて印存あり、これは漢以來の諸名流の名字、或は遊印等、異印を集めし譜にて、印譜の大觀なり、或人云、この譜これを譬るに、儒書にていはゞ、上は六經より下は諸子百家の書、この一部に收るが如しと、さもあるべし、

〔新安手簡 五〕寒川儀大夫書

石印餘史不正ノ書ニ御座候由仰セ下サレ、承知仕リ候、

古事類苑

文學部四十七

紙 短冊 界紙 懐紙 折界 色紙 (併入) 圖

古事類苑

文學部四十七

紙

界　折界 併入
短冊　懷紙　色紙　圈

紙ハ邦語ニカミト云フ、書冊上ニ在リテハ、日本書紀ノ推古天皇ノ卷ニ、高麗ノ僧曇徵ノ紙墨ヲ造リシコトノ見エタルヲ以テ始トス、大寶ノ令ニハ圖書寮ニ造紙手ヲ置キ幷ニ紙戸アリテ製紙ニ從事シ、以テ諸司ノ需用ニ供シ、且ツ紙ヲ以テ調ノ副物ト爲シタリ、延喜ニ式ヲ定ムルニ至リテハ、諸國ノ別貢及ビ中男ノ作物ニ、紙及ビ紙麻アリ、諸司ニ配布スルニハ各〻其定數アリ、且製作ノ法モ略ボ見ルベシ、サレドモ當時紙ノ貴キコトハ、其配布ノ數ノ至テ少キニテモ知ルベク、反故ニ寫セルモノヽ多ク今世ニ存セルニテモ知ルベシ、又還魂紙ヲ用キシモ、亦紙ノ貴キニ本ヅク、還魂紙ハ、終ニ宣旨案ヲ寫ス料ト定マリテ、此ヲ薄墨ノ宣旨ト云フ、鎌倉幕府ヨリ足利氏ニ至リテハ、益〻匱乏ヲ告ゲ、書牘ニモ多ク反故ヲ用キタリ、德川時代ニハ、各國各所ニ於テ爭ヒテ之ヲ製造セシカバ、反故還魂紙ヲ以テ書寫ノ用ニ供スルコトモ自ラ少クナリ、四民日ニ用キテ不足ヲ覺エザルニ至レリ、

紙ノ用ハ廣シ、特ニ文事ニ用キルノミナラズ、凡ソ百般ノ事ニ於ケル、紙ニ資ルモノ枚擧ニ暇アラズ、故ニ其種類モ數百種ノ多キニ及ベリ、今其大略ヲ云ハヾ、製法ヲ以テ名トスルアリ、熟紙、生紙ノ類是ナリ、品等ヲ以テ名トスルアリ、上紙、上品紙ノ類是ナリ、厚薄ヲ以テ名トスルアリ、厚紙、薄樣ノ類是ナリ、原料ヲ以テ名トスルアリ、穀紙、麻紙ノ類是ナリ、土地ヲ以テ

名稱

名トスルアリ、陸奥紙、美濃紙ノ類是ナリ、色澤ヲ以テ名トスルアリ、黃紙、綠紙ノ類是ナリ、文采ヲ以テ名トスルアリ、墨流、內曇ノ類是ナリ、所用ヲ以テ名トスルアリ、引合、奉書ノ類是ナリ、但シ一物ニシテ數名ヲ有スルアリ、卽チ紙屋紙ヲ或ハ宿紙ト云ヒ、或ハ白(ヒヤク)紙ト云ヒ、又薄墨紙ト云フガ如シ、文書ニ用ヰルハ[illegible]堺ハケト云フ、マタ一ニ欄界トモ云ヒ絲欄トモ云フ、卽チ罫ナリ、染色紙ニハ金泥ノ堺アリ、銀泥ノ堺アリ、黃紙、白紙ニハ墨堺ナリ、又折堺ト云フアリ、紙ヲ折リテ罫ヲ成スモノナリ、

〔倭名類聚抄 十三 文書具〕紙　兼名苑注云、紙古文作䊻、和名加美 紙有色紙、檀紙、穀紙、紙屋紙、松紙、河苔紙、麦紙、薄用紙等名、後漢和帝時、蔡倫所造也、

〔唐書 百四十五 東夷列傳〕日本古倭奴也、○中略 建中元年、使者眞人興能獻方物、眞人蓋因官而氏者也、興能善書、其紙似繭而澤、人莫識、

〔紙譜〕昔藤原葛野麻呂入唐して筆跡をとゞむ、其紙繭の肌に似たり、しかれども彼地にこれを識ものなきよし、新唐書に見えたり、是今の檀紙なるべし、

〔負暄雜錄〕日本國出松皮紙、

〔箋注倭名類聚抄 五 文書具〕河苔紙未詳、按拾遺記云、賜張華側理紙萬番、此南越所獻、後人言陟里、與側理相亂、南人以海苔爲紙、其理縱橫邪側、因以爲名、本草云、陟釐生江南池澤、陶隱居云、此卽南人用作紙者、唐本注云、此物水中苔、取以爲紙、名苔紙、所謂河苔紙蓋是、然未聞皇國有是紙、又按、享保中刻七經孟子考文補遺、送之西土、相傳其紙用美濃十文字紙、嘉慶二年、儀徵阮元重刊是書、序云、元在京師僅見寫本、及奉使浙江、見楊州江氏隨月讀書樓所藏乃日本元板榃紙印本、謂美濃十文字爲榃紙、榃卽苔正字、則阮氏所謂苔紙、非用苔造者、蓋以其形狀略似名之也、則非拾遺記側理紙、本草苔紙、又非源君河苔紙、

〔古今圖書集成 紙百五十三〕詠苔紙　隋薛道衡

昔時應春色、引綠泛清流、今來承玉管、布字改銀鉤、

〔拾遺記 晉時事九〕側理紙萬番、此南越所獻、後人言陟里、與側理相亂、南人以海苔爲紙、其理縱橫邪側、因以爲名、

〔古今圖書集成 紙百五十三〕昔人以海苔爲紙、今無復有、

〔全唐詩 陸龜蒙六〕襲美見題郊居十首因次韻酬之以伸榮謝、

倭僧留海紙、山匠製雲牀、〇下略

〇按ズルニ、海紙ハ其何物タルヲ詳ニセズト雖モ、其名ノ苔紙ニ似タルヲ以テ、姑ク此ニ載ス、

種類

〔類聚名義抄 六〕紙 音只 カミ　古紙

〔運歩色葉集 賀〕紙名　楮國　楮先生　剡藤　鴉青　白麻　白楮　魚網

〔下學集 器財下〕白楮 ハクチヨ　白麻 ハクマ　魚網 キヨマウ 以上三者、紙異名也、

〔類聚往來 上〕内々可綴破障子折節、可然料紙不所持候間闕事候、其紙名者陟釐 チキリ 黄白、麻、鴉青 アセイ、拾式 シフシキ、好時候 カウシコウ、楮先生、烏孫 ウソン、赫蹄 カクテイ、馬糞 バフン、金花牋、剡溪 センケイ 藤 トウ、玉版 ハン、楮皮、魚網 マウ、打曇、鳥子、唐紙、長紙、加樣之紙等、一二帖預芳志者、千萬恐悅候、

熟紙

〔續修東大寺正倉院文書 四十八〕恐謹啓欲奉寫經五卷〇中略右經等爲奉寫、熟紙一卷、青褾紙二張、且進出、〇下略

〔橘窻自語 下〕今時に畫者、そのものを眞寫するをば寫生といへども、徐氏筆精に、寫生といふは、寫生紙といふことの略なり、熟紙にむかへて生紙あり、熟紙は今の地をせし紙をいふ、生紙は今のふくさ紙にて、地をせざる紙也、〇下略

〔延喜式 式部十八〕凡五位已上歷名及補任除目幷年中宣旨並毎色抄寫熟紙以爲長案、

〔延喜式 主税 二十六〕凡租税損益帳者、以堅厚熟紙書之、

〔邵博聞見後錄〕唐有熟紙、有生紙、所謂姸妙輝光者、其法不一、生紙非有喪故不用、退之與陳京書云、送孟郊序用生紙寫、急于自解不擇耳、今人少有知者、

〔西溪叢語〕唐秘書省有熟紙匠十人、装潢匠六人、齊民要術云、打紙工盖熟紙匠、潢胡曠切釋名染紙也、古寫詑入潢避蠹也、

打紙

〔東大寺正倉院文書 六〕寫書所解申正月行事事、○中略

仕丁單壹佰漆拾肆人、○中略

五十三人打紙所、○中略

天平勝寶三年四月五日○下略

〔延喜式 大膳 三十三〕凡打左右辨官長案料紙栗海藻十三斤雜魚二斗六升、鹽一升三合、每年充圖書寮、

〔康富記〕嘉吉二年十月九日丙申、告文書樣口傳之事、○中略打紙ニハ兎ノ毛、强紙ニハ狸ノ毛、此等似合テヨキ也云々、

〔紙譜〕紙師類

打紙 生漉 土佐漉 灰汁漉 其外略之 阿波漉

生紙

〔兵範記〕仁平三年正月三日辛卯、佛事如昨日、但聖觀音一鋪、法花經第四五兩卷、常圓庵、又爲導師、今朝捧物生紙檜各三枚口帖紙十帖

糊入紙

〔甲斐叢記 庄名 二〕八代郡 青島 又市川庄ともいへり、○中略市川大門村の民戸は、本平鹽岡にあり、里人紙を漉て業とするに因りて、水の便り宜き方に就き、芦川の寄洲に漸々に家居を移せし故、舊址は今皆畠となれり、天正中の文書に、大門宿肌吉衆三人棟別、又市川肌吉漉棟別六間抔見えたり、今も肌吉の糊入紙は此地の名品とす、

〔萬金產業袋 一〕萬國々よりいづる半紙の品

長州 岩國半紙　　仝國萩 山代半紙
仝國 德地半紙　　仝國 叶半紙
仝國萩 三尾半紙　　仝國 熊毛半紙
仝國 津通半紙　　仝國 小川半紙
仝國 吉田半紙　　仝國 島田半紙
仝國 アム半紙 仁王中紙　　仝國 友信半紙 鈴川中紙
仝國 岩國塵紙　　仝國萩 山代草皮
周防德山 須万半紙　　同所 五ケ村半紙
同國德地 草皮紙　　石見國 石州半紙
仝所 市山半紙　　仝國津和野 吉賀半紙
肥後 柳川半紙　　阿波 德島半紙
豐後 中津半紙　　仝國 岡半紙
雲州 松江半紙　　備中 足森半紙 略○節

〔紙譜〕小。半。紙。類。

周防岩國小半紙 御藏物　　攝州山代小半紙
安藝廣島小半紙 色白く、はだよし　　阿波小半紙 紙はだ麁し
仝友永小半紙　　土佐小半紙 紙はだ麁
越前小半紙　　加賀小半紙
石見小半紙　　那須小、半紙 下野

半切

信濃小半紙　南枝小半紙
上田小半紙紀州ヨリ出　岩城小半紙陸奥
出雲小半紙常ノ小半紙ヨリ小也　疋田小半紙因幡○節略
〔萬金產業袋一〕紙類一色
土佐より出る紙類○中略大半紙四百枚切丸ニ四〆○中略阿波紙○中略厚紙半紙大半紙、
〔立身大幅帳七〕はな紙　はな紙は高直にてもあつき紙徳なり、何程上半紙にても直段四匁より内なり、
〔商人生業鑑二〕商に取付ときの工夫、二條邊に六疊敷の裏店を借り、半紙にて帳一冊とぢて、上書に萬日關關帳と書付、
〔かなそき〕予が稚き比半紙の價十二文也、紙のあしきは十文もあり夫より十四文、十六文、二十文にいたる、
〔文明日々記〕文明五年八月八日、八幡田中殿より、御香水御返事調候、杉原半切以蛇藏奉之、
○按ズルニ、此ニ云ヘル半切ハ、全紙ヲ半截シタルモノナルベシ、
〔文明日々記〕文明十二年十一月二日、今朝飯次左持參大繪色々十五卷、半切繪十一卷、○中略七日曆、金繪半切一卷、
○按ズルニ、此ノ繪半切モ亦消息ニ用キタルモノナルベシ、
〔雍州府志七士產〕紙○中略近世白紙半截之、以糊橫續之爲一卷、書事了、隨其長短而切用之、依稱切紙、又謂手紙、近世專用之、是亦西洞院製之、
〔むかし物語〕むかしは用事の手紙取替し稀にて、使にて口上に申遣す、女中方も大かた下女を使にて、用事口上にてすむ故、文にて申遣はす事稀なり、夫故紙筆近年の十分一も入らず、依之紙下直なりしが、近年は口上にて濟ことにても書狀になり、猶もつて上封までも致す故、紙も多く入

也、半切紙といふものはかつてなし、六十年巳前より半切紙を用る事也、

○按ズルニ、此書ハ享保十七年ニ記シタル由奥書ニ見エタレバ、六十年以前ハ即チ延寳元年ナリ、

〔立身大福帳七〕半切紙　是も餘り下直なるはそんなり、やすいとおもふ心からたくさんにして殊外ついやす、上紙なれば大切にして、字をおのづから細ふかくゆへ、紙ついへず、とくなり、

〔大江俊光記〕元祿九年正月廿日、岩橋玄長より年頭狀、半切紙十帖來、

〔萬金產業袋一〕紙類一色

京漉紙○中略五色半切、九十六枚切、壹俑ぶん壹萬貳千枚、但これは色奉書二ッ切のかはり也、

〔紙譜〕諸國半切類

京半切類

羽二重　繪入　漉紋　忍ぶ　此君紙　奉書　龍形　白綸　色ゑば　和藤内　草唐紙　大雲等數品あり、其外色半切布目等あり、

〔續百一錄〕延享三年正月八日、自證院樣烏丸樣へ御出、○中略尺長十枚ヅヽ、おそへ、美野枚野、

〔紙譜〕尺永類奉書の略なりといへども今こゝに付す

越前上品

㋟　一尺八寸三分

㋵　二尺四寸七分

㋕　一帖五十枚一固三束入

美濃尺永

㋟　一尺七寸五分

㋵　二尺四寸五分

ハレキラズ

[力]　右同斷

阿波尺永

㋟㋵[力]越前ニ同じ、但紙はだ越前より粗也

丹後尺永（綾部ヨリ出、越前ニ次グ上品ナリ、）

㋟

㋵

[力]

伊豫尺永

㋟　一尺四寸五分

㋵　一尺八寸二分

[力]　五十枚切四束入

土佐尺永

㋟㋵[力]阿波尺永同斷

日向薄尺永

㋟㋵同斷[力]百枚切四束入

○按ズルニ、本書凡例ニヨルニ㋟ハ紙ノ竪ノ寸尺、㋵ハ横ノ寸尺、[力]ハ束スル所ノ紙ノ枚數ヲシルセルニテ、㋟㋵[力]ノ符號ノミアリテ、寸法束數ノ記入ナキハ、寸尺一樣ナラズシテ「究メガタク、又編者ノ手ニフレザルモノナリトナリ、

〔東寺百合文書百三十四〕御成方引付（應永廿九十一四）

御成方用途注文

間似合

一ハシキラズ　五帖

〔貞德文集下〕大法寺、表補師、張付師者、屛風、襖障子用間似合、

〔紙譜〕鳥子類

越前大間似合（此紙中間の尺に合ゆゑ、間に合ふと云、）

㊛一尺三分

㊐三尺二寸四分

㊍百枚切

同屛風間似合

㊛一尺二寸五分

㊐二尺二寸二分

㊍屛風一双ニ六十枚定

同色間似合（同雲間似合ハ連誹の懐紙に用）

淺黃、花色、玉子、茶、鼠等あり、外ニ墨流、御朱印紙、

上紙

〔延喜式十六陰陽〕凡造曆用度者、御曆三卷○中略、註料、上紙一百廿張、○中略、註麻紙四張、（褾紙料、請二內藏寮一）

○按ズルニ、此ニ云ヘル上紙ハ、下ニ引ケル朝野群載ノ、陰陽寮ノ解狀ニ依ルニ、卽チ紙屋紙ナルベシ、

〔江家次第五二月〕圓宗寺最勝會事

永宣旨國々、○中略、上紙卅帖、（備中）

上品紙
上品弘紙

〔執政所抄下〕六月十五日、天神供三箇夜事、○中略

上品紙卅帖

〔執政所抄下〕七月十五日、法成寺盂蘭盆講事、

諸國召物○中略

上品弘紙

備中三百帖　丹波三百帖　但馬三百帖　備後二百帖

件布、紙、彼國之例進也、

○按ズルニ、上品紙、上品弘紙、共ニ上紙ナルベシ、

〔源平盛衰記十八〕文覺渡水狀天神金事

放免ドモ悪キ僧ノ詞バカナ、奴原トハ何事ゾ、イザ咎メント云ケルヲ、其中ニ惻シテ、暫一天ノ君ヲダニモ悪口物狂ナリ、天狗ノ様ナル者ナレバ、何トモイヘ、人々敷者ニイハレテコソ耻ニモ及べ、其上只今物乞テエサセント云人ニ蹕合テ要事ナシトテ、上品ノ紙ノ神妙ナルヲ尋出シテ進ズル、

中紙 下紙

〔延喜式四十二左右京〕班田使祗承、○中略紙八千九百廿五張、中八千四百廿五張、下五百張、

〔吾妻鏡四十二〕建長四年四月一日甲寅、○中略被納御塗籠物等、○中略中紙千帖、

〔蔭凉軒日録〕長享二年正月四日、今朝泉公迎來、如舊例扇子杉原贈之、晩來泉歸、中紙十帖、沉香一切、持之來與愚、

凡紙

〔續修東大寺正倉院文書三十六〕造石山寺所解申請雜物事

凡紙壹佰張○中略

天平寶字六年三月二日　主典

美紙

〔兵範記〕保元二年七月十五日戊寅、午剋參法成寺、依自恣行事也、○中略

美紙千二百帖

厚紙厚様

備中　備後　丹波　但馬各三百帖

細美六丈布五十二段

伊豫　播磨　讃岐　近江各十段　備前八段　土佐四段

件國々爲每年役各進濟、雖被免濟物、依定相折、更無遁避事也、

〔玉海〕承安四年十二月一日甲寅、此日京官除目也、〇中略辰剋大夫外記淸原眞人賴業參來、依召也、〇中略一昨日次以家司肥後守光經〇註略賜硯墨筆等、〇中略大墨一廷、以美紙裹之、

〔吾妻鏡〕二養和二年五月十九日戊子、十郎藏人行家在參河國、爲追討平家可令上洛之由、內儀先爲祈請相語當國目代中藏人以通、密勸告文、相副幣物等奉二所大神宮、奉送御幣物

美紙拾帖　八丈絹貳疋

右奉送如件〇下略

〔三中口傳〕三御息所儲物事〇中略

美紙一帖、不具檀紙、

〔下學集〕下器財厚紙アツガミ

〔運步色葉集〕賀紙名　厚樣

〔延喜式〕四十二左右京田籍造三通、〇中略褾紙料厚紙五十三張、

〔桂林遺芳抄〕入學吉書事〇中略

象ヨ二通堂監ニ書給、各裏紙懸紙アリ、厚紙ニカク、

〔古今著聞集〕五和歌順德院御位の時、當座の歌合有けり、〇中略厚紙を懸物につまれたりけるに、事はて丶人々罷出けるに、藏人左兵衞權少尉橘親季を御使にて知家朝臣出けるに追つかせて古寺

の月の歌殊叡感あり、勅祿を給ふ也とて、かさねて紙を給はせけり、知家朝臣申けるは、忝く勅祿に給はる紙、いかでか私用仕べき、明日やがて住吉の御幣に奉るべきよし、披露すべきよし申て罷出にけり、

薄紙

〔吾妻鏡四十二〕建長四年四月一日甲寅、被納御塗籠物等、○中略厚紙二百帖、

〔安齋隨筆後編五〕薄紙○中略古代厚紙薄紙あり、鳥の子紙にてあつやう、うすやうの品あり、薄紙はうすやうなり、今のうすやうにはあらず、鳥の子のうすきなり、

〔續修東大寺正倉院文書四十八〕謹啓　請古兎毛筆一二許、好墨端少々、

右爲寫長官御書、件物尤要、乞幸照此狀、寵加鴻恩、謹啓、

又薄紙　一十五張

右令打裝橫、○裝橫卽裝潢中寵垂恩餘、不任仰企、謹頓首死罪

六月四日　奴衣枳廣浪

謹上　道守尊　記室

〔延喜式十七內匠〕御輿一具、○中略黏綠料薄紙十六張、

薄樣

〔運步色葉集賀〕紙名　薄樣

〔下學集下器財〕薄樣

〔源氏物語十三明石〕このたびは、いといたうなよびたるうすやうに、いとうつくしげにかきたまへり、

〔類聚雜要抄四〕硯箱　懸子身納薄葉三帖紅紫白

手筥　第三懸子納薄樣五帖紅、紫、綠、蘇芳、白、

廣薄樣　小薄樣　中樣

〔萬金產業袋一〕紙類一色

播州名鹽紙、○中略廣薄やう、小薄樣、中よう、

〔倭名類聚抄 十三 文書具〕紙 ○中略 穀紙

〔伊呂波字類抄 加 植物〕穀 カチ 楮 〔同 加 雜物〕紙麻 カウソ

〔饅頭屋本節用集 加〕楮 カウソ

〔天工開物 中〕殺青第十一卷

造皮紙

凡楮樹取皮、于春末夏初剝取、樹已老者、就根伐去、以土蓋之、來年再長新條、其皮更美、凡皮紙楮皮六十斤、仍入絕嫩竹蔴四十斤、仝塘漂浸、同用石灰漿塗、入釜煑糜、近法省嗇者、皮竹十七而外、或入宿田稻藁十三、用藥得方、仍成潔白、凡皮料堅固紙、其縱文扯斷如綿絲、故曰綿紙、衡斷且費刀、其最上一等供用大內、糊窓格者曰櫺紗紙、此紙自廣信郡造、長過七尺、濶過四尺、五色顏料先滴色汁槽內和成、不由後染、其次曰連四紙、連四中最白者曰紅上紙、皮名而竹與稻藁參和而成料者、曰揭帖呈文紙、芙蓉等皮造者、統曰小皮紙、在江西則曰中夾紙、河南所造未詳何草木爲質、北供帝京、產亦一甚廣、又桑皮造者、曰桑穰紙、極其敦厚、東浙所產、三吳收蠶種者必用之、凡糊雨傘與油扇皆用小皮紙、凡造皮紙長濶者、其盛水槽甚寬巨、簾非一人手力所勝、兩人對擧蕩成、若櫺紗則數人方勝其任、凡皮紙供用畫幅、先用礬水蕩過、則毛茨不起、紙以逼簾者爲正面、蓋料即成泥浮其上者、粗意猶存也、朝鮮白硾紙不知用何質料、倭國有造紙不用簾抄者、煑料成糜時、以巨濶青石覆于炕面、其下爇火、使石發燒、然後用糊刷蘸糜薄刷石面、居然頃刻成紙、一張一揭而起、其朝鮮用此法與否不可得知、中國有用此法者、亦不可得知也、永嘉蠲糨紙亦桑穰造、四川薛濤牋亦芙蓉皮爲料、煑糜入芙蓉花末汁、或當時薛濤所指、遂留名至今、其美在色不在質料也、

〔續修東大寺正倉院文書 二十九〕大安寺造佛所解 申請丹事 ○天平感寶元年閏五月十一日

麻紙合三千一百卌張 遺紙四百八十八張

紙二千六百五十二張（四尺麻紙八百八十七張、三尺麻紙千四百卌六張、一尺六寸三百廿九張）

梶。紙。合一万千八百卌張

用九千九百五十八張（九千六百廿五張用、三百卅三張空破）

合一万四千九百八十張

三千百卌張麻紙（九百六十張四尺、五百張一尺六寸、千六百八十張三尺）

一万一千八百卌張梶紙（万四百張備用法花料）

用紙一万二千六百十張（万二千二百七十七張見寫、三百卅三張空破）

遺紙二千三百七十張（四百八十八張麻紙、一千八百八十二張梶紙）

〔叡岳要記下〕慈覺大師如法經事

天長六年己酉、慈覺大師御年三十六、於首楞嚴院椙穴中、結草庵、殖皮庵庭、三ヶ年晝夜三時、讀天台法華儀法、忽好坐禪、練行四種三昧、同八年初秋天手自以草爲筆、以石爲墨、以禪定智水、一字三禮書寫妙法蓮華經、

〔延喜式十三圖書〕凡寫書上穀紙、大字長功日寫一千七百言、中功日一千五百言、短功日一千三百言、小字長功日寫二千三百言中功二千言、短功一千七百言、其麻紙書各減穀紙一百言、上穀紙義疏長功日寫二千言中功日一千八百言、短功日一千六百言、麻紙書各減穀紙一百言、

○按ズルニ、寫書ノ功ハ、穀紙ニハ大字長功日ニ一千七百言ヲ寫シ、麻紙ニハ之ヨリ一百言ヲ減ジ、卽チ一千六百言ヲ寫ス、是ヲ以テ視レバ穀紙ノ質ハ麻紙ヨリ滑カナリシナラン、

〔延喜式十三圖書〕凡造紙、（略）○中長功日煮穀皮三斤五兩、擇一斤十兩、截三斤五兩、舂十三兩、成紙一百九十

六張、中功日黄三斤四兩、擇一斤九兩、截三斤四兩、舂十二兩、成紙一百六十八張、短功日黄三斤二兩、擇一斤七兩、截三斤二兩、舂十兩成紙一百卌張、

〔延喜式主計二十四〕凡中男一人輸作物、飛驒、陸奥、出羽、壹岐、對馬等國島不輸、〇中略 穀皮三斤二兩、

〔法然上人行狀畫圖十〕後白河法皇の十三年の御遠忌にあたりて、土御門院元久元年三月に御佛事を修せられけるに、上人〇源空蓮花王院にして淨土の三部經を書寫せられ、能聲をえらびて六時禮讃を勤行して、ねんごろに御菩提をぞ訪申されける、〇中略上人淨土の三部經を如法に書寫すべき次第、法華の如法經になぞらへて法則を出さる、所謂かの記に云、

淨土三部經如法經次第

御料紙事紙屑を殖て千日是をおこなへ、其間は念佛禮讃を用べし、若かくのごとくおこなへる料紙なくば、市の料紙を用べし、

〇按ズルニ、叡岳要記ニ見エタル紙色、此ニ云ヘル紙屑、並ニカウゾト讀ム、即チ紙麻ニテ造紙ノ料ヲ謂フナリ後ニ楮ヲ稱シテカウゾ、又ハカウズト云フハ、多ク此樹皮ヲ以テ紙ヲ造ルガ故ナリ、

〔延喜式十六陰陽〕凡造曆用度者、〇中略 麻紙四張、請内藏寮、

〔文藝類纂七文具志〕麻紙　此紙名夙く東大寺の文書中に見えたり、按に蓋二種あらん、一種は麻布を以て作れる者なり、延喜圖書式に、凡長功日截布一斤三兩、舂二兩、成紙一百九十張、中功云云、短功云々といへる者是なり、截布の字に據れば、此紙は布を截り碎きて造りたる者の如し、然れども、布を截りて紙を造ること、假令古法なりとも、其人情に近からざるに似たり、然るに太平御覽六百五に、王隱晉書を引て曰、後和帝元興中、常侍蔡倫以故布擣剉作紙、故字從巾などあるを見れば、今も西洋造法にては、故布を以て作るなり、こゝにいふ者、猶布にて作れることを著し、然れども全き布に

黃麻紙

はあらじ、故に布幾端といはずして、大一斤、或は一斤三兩等の字を用ゐしは、截片か將故布なるべし、此他式中布を度るに斤量の例なし、又同式に、凡造紙者、調布大一斤、斐皮五兩、造色紙三十張、穀皮、斐皮、各一斤、造上紙、各三十張とあるはこれと異にして、新布敷、將、故布の截片等なるべし、其故は上紙と並べ書して、別に掲げたるは、色紙に作る料なればなり、凡造色紙は內記式に凡宣命文者、皆用黃紙、書之、但奉伊勢大神宮、以縹紙、幷加茂社以紅紙書とあれば、特に清潔にして、故布などは用ゐるべくもなし、但し內藏式に年料所造色紙四千六百張云々、每年差圖書長一人、遣美濃國造之といへる文あり、蓋其紙を用ゐられしか、詳ならず、後考を俟つべし、又一種は直に麻皮を以て作れるあり、同式に長功日擇麻一斤三兩、截一斤七兩、舂二兩、成紙一百七十五張、中功云々といへる者は、麻皮を剉みて抄く者にして、穀をも麻といへど、こゝは穀と併び擧たり、混ずべからず、大平御覽同卷董巴記を引きて曰、東京有蔡侯紙、卽倫也、用古麻、名麻紙、木皮名穀紙といへる者にして、同式に其麻紙書減穀紙一百言といふ、比二種並に麻紙と名けて、別にこれを標せず、只其制造のみを擧げて、これを別たざる者と見えたり、其用は內記式に、凡裝束位記式を擧げて、縹紙を用ゐ、又凡書位記料麻紙者、上總國一百五十張、下野國一百張、每年進之、詔書料黃紙者、隨用直奏受藏人所といへるを參考すべし、

穀紙　卽楮紙にして論なし、これも同式長功日煮穀皮三斤五兩、擇一斤十兩、截三斤五兩、舂十三兩、成紙一百九十六張云々と見えたれば、これを擇び截り、舂きて作れるなり、今の法と異なることなし、然れども、同式染紙に用ゐずして調布斐皮にて、色紙を作る下に穀皮斐皮各一斤、造上紙各三十張とあれば、其まゝにて用ゐるは多く穀紙なりと見えたり、

〔西宮記六月〕十三日、中務省請申藏人所、明年曆料朱沙六兩、麻紙六張、綺二丈六尺、

〔東大寺正倉院文書四十四〕造東大寺司牒、北大臣家〇藤原房前衙頭

法華經壹拾部　以黃染凡紙、奉寫、着黃麻紙表、紫綺、紫軸、〇中略

天平勝寶二年八月十七日　　主典正八位下紀朝臣池主

〔唐六典九中書省〕中書令之職、掌軍國之政令、〇中略凡王言之制有七、一曰冊書、〇中略七曰勅牒、〇中略皆宣

署申覆而施行焉、〇中略

今冊書用簡、制書、勞慰制書、發日勅、用黃麻紙、勅旨、論事勅、及勅牒用黃藤紙、其勅書頒下諸州用絹、

〔東大寺獻物帳〕納物

雜集一卷 白麻紙 紫檀軸 紫羅褾 綺帶

右平城宮御宇後太上天皇〇聖武御書

〔東大寺獻物帳〕納物

頭陁寺碑文幷杜家立成一卷 麻紙 紫檀軸 紫羅褾 綺帶

樂毅論一卷 白麻紙 瑪瑙軸 紫紙褾 綺帶

右二卷皇太后〇光明御書

〔薩戒記〕應永三十三年正月廿六日辛酉、今日花頂僧正定助被談間事、〇中略

一常消息不可用檀紙、可用白麻事、

如住院入道右府□□□□ソカシ

〔續修東大寺正倉院文書〕四十二奉送白堺麻紙壹佰伍拾張 雖數金

右依山田命婦宣、奉送如前

天平勝寶六年三月四日　高橋蓑万呂

〔續修東大寺正倉院文書〕四十二花嚴經料紙合八千九百九十張 麻紙三千一百卌張

治田石麻呂充一千六百張 既綸紙

久米家足充一千六百張 六百張麻紙、四尺三百張、三尺二百張、

春日虫麻呂充千六百張 八百八十張麻紙、三尺六百張、四尺二百八十張、

斐紙

小治田人君充千六百張六百張三尺五百張、四尺一百張麻紙、

秦東人受千六百張八百八十張麻紙、二百張三尺二百張四尺四百張、八十張、

已上五人充還九百九十張麻紙百八十張

感寶元年閏五月七日　秦東人

○按ズルニ、此文書ノ首ニ合八千九百九十張トアルハ、麻紙ト檀紙トヲ合セタル數ナリ、且久米家足ノ充テラレタル所ニ就キテ言ハンニ、六百張ト注セルハ麻紙ノ數ニシテ、其内四尺ナルモノト三尺ナルモノトアリテ、各三百張ニシテ、之ヲ合セテ六百張ナリ、此外一千張ハミナ檀紙ナリ、餘ハ之ニ准ジテ知ルベシ、治田石麻呂ノ一千六百張ノ下ニ既檀紙トアルハ既ハスデニト訓シテ、悉皆ノ義ナリ、萬葉集ニ天下(アメノシタ)、須泥爾於保比底(スデニオホヒテ)、布流雪乃(フルユキノ)、比加里乎見禮婆(ヒカリヲミレバ)、多敷刀久母安流香(タフトクモアルカ)、ト見エタルスデニノ如シ、

〔續修東大寺正倉院文書三十〕能登忍人謹解申裝潢間紙事

六卷鈔料島院者斐紙四百六十七張〇中略

天平十九年八月十四日　能登忍人

〔顯戒論緣起上〕送最澄上人還日本國敍

日本沙門最澄〇中略以貞元二十年九月二十六日〇桓武天皇延曆二十三年臻海郡、謁太守陸公、獻金十五兩筑紫斐紙二百張、〇下略

〔類聚符宣抄六〕參議秋篠朝臣安人宣、內裏宣、斐紙五十張、割太政官料內年料、宛中務省、永爲恒例者、

弘仁二年正月廿三日

〔延喜式十三圖書〕凡造紙者、調布大一斤、斐皮五兩、造色紙卅張、穀皮斐皮各一斤、造上紙各卅張、

〔延喜式二十三民部〕年料別貢雜物　太宰府〇中略二百張斐紙

〔左經記〕寛仁二年正月七日辛丑、攝政殿令余下給御元服賀表於外記國儀、(爲令清書件表、右少弁國儀奉仰、從日所作奉也、)件表令書斐紙、

〔文藝類纂七文具志〕斐紙　延喜式(圖書寮式)に斐紙の目あり、此紙詳ならざりしが、近來これを雁皮紙なりとする說あり、(栗原信充が漉様色目の攷に、余嘗聞之輪池先生曰、隅東先生余嚴師友也、其言云、今之雁皮紙、古所謂斐紙也、畢竟斐不但稱呼、俗以爲紙斐、訛爲雁皮、狩谷掖齋曰、麁造紙之麻、故呼楮爲紙麻也と、)朝野群載(八十)に、抄紙の料を擧げて、斐麻百斤穀麻七十斤と見え、又斐麻率分二十斤、年料八十斤、穀麻十四斤、年料五十六斤等の文あり、穀麻は卽楮構にして論なし、且麻は、纖維ある草の總稱にして、苧麻紙麻の麻に同じく、線と爲すべき植物を稱する名なり、此紙を作る事、延喜圖書寮式に、凡造紙云々、長功日煮斐皮三斤五兩、擇一斤二兩、截三斤五兩、舂八兩、成紙一百九十張、中功云々、主計式上、凡中男一人輸作物(飛驒、陸奥、出羽、壹岐、對馬等國島不輸、)斐紙麻三斤、穀皮三斤二兩とありて、肥前の中男作物に、別に斐皮あり、日向の作物には斐紙あり、(然らば皮は前に照すに三斤、紙は四十張なり、)然れば多く肥前日向等に出たるなるべし、其名も形狀も、他書に見えずといへども、中古の書に多く薄様を用ゐたるを載るを以て、考ふれば雁皮紙とせん可なるべし、(されどがんびは、紙斐(かにひ)の轉なりといふは誤れり、古書已にかにひの名あれば、により轉ぜるんにて、ミより轉ぜしに非らず、熟考すべし、)さて其がんひといふ者は古にかにひと稱し、芫蕘類の總名なり、拾遺集物名の歌に、わたつうみのおきなかにひのはなれいでゝもゆと見ゆるはあまのいざりか、これかにひの花を句中に隱したるのみにて、形狀詳にし難しといへども、清少納言の枕草紙に、草の花はといへる段に、かにひの花、色はこからねど、藤の花にいとよく似て、はると秋とさくをかしげなり、とあるは卽芫花にして、(春秋開くは常に非らず、偶然狂花を見たるなるべし、予が家の芫花にも秋末花ありしことあり、寫輪本かむひに作る、)藤花に似て淡紫色なるは俗稱藤嫌(フヂモドキ)の名に叶へり、且丹波康頼が醫心方の一に藥名の和名を載せて、芫華和名加爾比とあるは、愈的切なり、(但今俗にいふがんび、及新撰類聚往來に、仙翁花岩菲とあるは、剪夏羅にして別なり、)但此木を紙に作れる事を聞かずといへども、芫華、蕘華、名を異

にして、實は一類、幷に八綱一目、一雄蘂八雄蘂の花にして、瑞香の科に屬し、支那人はこれを黃芫花といふ、槪してこれをかにひに呼ぶこと、蕘花(ヤコガンピ)の類を、俗に併せてがんぴといふに同じ、蕘花のこと、製造品の下に見ゆ、又雁皮の紙の名も、近古より有り、宗長手記下　統秋豐原雅樂頭の文書に曰く、御約束之雁皮之紙、被給候、雖不始于今儀候、御芳志之至難盡紙面候とあるは、永正の頃已に多く稱へしと見えたり、

苦參紙

〇按ズルニ、宗長手記ニ見エタル統秋ノ消息ハ、大永四年八月十九日宗長ニ送リシ所ノモノナリ、

〔延喜式圖書十三〕凡造紙、〇中略長功日擇苦參一斤五兩、截一斤十二兩、舂二兩、成紙百九十六張、

〇按ズルニ、苦參ハ倭名類聚抄ニクラヽ、醫心方ニ久良々、一名丁止利久佐、本草和名ニ久良々、一名末比利久佐ト訓ス、

檀紙

〔下學集器財下〕檀紙(ダンシ)

〔新猿樂記〕四郎君受領郎等刺史執鞭之圖也、〇中略常據集諸國土產、貯甚豐也、所謂〇中略陸奥駒、又檀紙。

〔塵添壒囊抄七〕紙屋事

源氏ニミチノク紙ト云ハ、檀紙ノ事トナン、檀紙ハ陸奥ヨリ始マリケル也、俗ニ引合ト云ハ是也、男女心ヲ通スニ、筆ヲ盡シ、詞ヲカザリテ、染思色顯シ、積ル涙淵ヲ知セン志ヲ遂ル玉章サニ、此紙ヲ用ル故ニ、引合トハ申トカヤ、此檀紙ニ大小アリ、當時小キヲノミ引合ト云ト思ッ人アリ、

〔好古日錄末〕檀紙

大高檀紙、小高檀紙ノ皺ハ、板ニ付テ乾カサズ、繩ニカケテ干シ、シワノヨリタルヲ朝露ニアテテ、少シ打タル故ニ雛文アリ、此事塞齷噺餘ニ詳ナリ、今ハ大高ヲ始引合ニ至リ、雛ヨセテ板ニ付テ乾カスナリ、又古昔ノ檀紙ハ打タル故熟紙ナリ、雛メ消テ板ズキノ如シ、今ハスダレメア

リテ熟紙ト八云ガタシ、

〔文藝類纂七文具志〕檀紙 古の檀紙は、まゆみの紙の義なれば蓋衛矛類の皮にて造れるなるべし、是まゆみの皮には纖維多くして、杜仲に木綿の名あるに協へるを以てなり、如此纖維ある者なれば、これを以て紙を抄き、仍りてこれを檀紙といひしなるべし杜仲は、本草和名に和名波比末由美、又衛矛和名加波久末都々良、一名久曾末由美乃加波とあるは、何物たるを的知すべからずと雖も、皆同抄に檀和名萬由三とある者の一類なり、但し漢土檀及杜仲には非ずして、皆衛矛の一類なり、茂保悪女集に、みちのくのまゆみのかみといひ、新猿樂記にも、陸奥の檀紙あり、細流抄にも陸奥紙を檀紙なりといひ、河海抄蓬生陸奥國紙、檀帋也、陸奥より檀紙をすきはじむ、檀はマユミの木也、萬葉にみちのくのまゆみのかみとあり、又明星抄、陸奥にて創造すといふ源氏物語の厚肥えたるの文に據れば、卽檀紙なるべきが如し、然れども、方今陸奥には絶えて檀紙を産せず、且延喜主計式の諸國調に、紙ありて、陸奥特に無し、後考を待つ、

〔古今著聞集五和歌〕久壽元年二月十五日、法皇美福門院御同車にて、鳥羽の東殿より勝光明院へ御幸有て、庭の櫻を御覽せられけり、先阿彌陀講を修せられける、法皇少納言入道信西を御使にて、御歌を内大臣新大納言等に給はせけり、檀紙に書てさくらの枝に付られたり、

〔古今著聞集十一蹴鞠〕侍從大納言成通卿の鞠は、凡夫のしわざにはあらざりけり、彼口傳に侍れば、中略五獻に事終て祿を賜、よろしき人には檀紙薄樣、侍の輩には裝束を給、

〔義經記七〕直江の津にて笈さがされし事

我らははぐろに參りて、大衆を催して、御迎に參らんずるなりと、おどされて、よせたりけるものも一人〳〵ちり〴〵にぞ成にける、權のかみ一人は大事になりて、笈をすゝぎ候はんには、いかやうの事を仕候ぞといひければ、權現も衆生利益の御慈悲なれば、かたのごとくにてこそあらんずれ、先御幣紙の料にだんし百帖、白米三石三斗、くろよね三石三斗、白布百端、紺のぬの百端、わ

高檀紙 小高檀紙

しの尾百疋、こがね五十兩、毛揃へたる馬七疋、あらごも百枚、これしきてつみて參らせば、かたのごとくなり共、すゝぎて奉らんとぞ申ける

〔看聞日記〕應永二十八年三月二十二日、徒然之間小弓射之、椎野重有、長資朝臣等也、以檀紙爲懸物、

〔言成卿記〕嘉永四年十二月二十六日、申文令書付了、手扶持了、其書體、檀紙シボヒノキ方爲表〇下略

〔庭訓往來〕讃岐圓座同檀紙

〔花園院御記〕正中二年十二月十一日丁亥、今朝書關東狀、〇中略抑狀二枚書之、加禮紙切懸封之、不加立紙、入函、以讃岐檀紙一枚裹之、上下書封如恒、

〔飾抄中〕一弓箭

棒 宿老之人、用白檀紙、幷色紙、壯年之人、用紅梅檀紙、若雜様、隨年老少、有色淺深、

〔今物語〕吉水前大僧正と聞えしは、今は慈鎭和尚と申にや、天王寺の別當に成て、拜堂有けるに、上童おほく具せられたりける中に、たれがしとかやいひける兒を、天王寺に有ける女、たへがたう思ひかけて、紅梅の檀紙に、心も及ばずあしでをかきて此ちごのもとへおこせたりけり、

〔三中口傳二〕一贈物間事

以下檜檀紙裹物事

檀紙ハ以下檜方、內ニテ何レノ物ヲモ可裹之

〔運歩色葉集賀〕紙名　大高檀紙　小高檀紙

〔禁秘御抄下〕一改元

年號定之後、主上於朝餉令書給、其儀無別事、高檀紙書年號字、一枚也

〔乳母草紙〕料紙とあらんに引合せ、高檀紙、小高檀紙、杉原出すべし、

〔類聚名物考調度八〕たかだんし　高檀紙

唐紙

紙の上下のたけ高く長き故いふなるべし、たけ。檀紙。ともいへり、常のをたゞ檀紙といふにむかへて、長きをかくいひ、また狹くみじかきを、小高檀紙といふ也、

〔東野州聞書〕一正月十一日、〇寶德三年招月庵公方へ始て出仕有、梶井殿に御定あり、若君の仰にて歌を書て被進、料紙こたかだんし也、〇下略

〔蔭涼軒日錄〕文明十七年四月十四日、方丈進物、〇中略水色高檀紙十帖、乃御寄進于相國、

〔伊呂波字類抄雜物加〕唐紙カラカミ

〔運歩色葉集賀〕紙名　唐紙

〔下學集器財下〕唐紙タウシ

〔西宮記臨時八〕詩合

天德三八十六己丑有詩合、〇中略左方逕獻詩之間、右先經仙華門參入、獻詩十首、書標色紙、入淺香筥、置机、縫立、畫、組等、敷竹豹皮所雜色舁、文臺筥置其上、左方經瀧口小戶參入、獻十首、書標唐紙、目今下輪蠻置其物色、納蘇芳地螺鈿筥、置口、縫立、花足、組等

〔大鏡五太政大臣伊尹〕又殿上人々、あふぎどもしてまゐらするに、〇中略れいのこの殿〇行成はほねのうるしばかりを、をかしげにぬりて、きなるからかみのしたゑほのかにをかしきほどなるに、おもてのかたには樂府をうるはしうしんにかき、うらには御筆をとゞめてさうにめでたくかきてたてまつり給へりければ、〇下略

〔源氏物語二十玉鬘〕からの紙の、いとかうばしきとりいでゝかゝせ奉る、

〔枕草子十一〕からの紙のあかみたるに

山ちかき入相の鐘の聲ごとにこふるこゝろのかずはしるらん

〔源氏物語三十二梅枝〕かき給へるさうし共もかくし給ふべきならねばとうで給てかたみに御らん

すからのかみのいとすくみたるに、さうにかきたまへるすぐれてめでたしとみ給に、〇下略

〔空穗物語樓の上〕ろうの天しやうに、三尺のからかみをかむのおとゞのせむにもこれにもかけ給へり、

〔源氏物語二十二玉鬘〕からの色紙かうばしきかうにいれしめつゝ、をかしくかきたりとおもひたる、言葉ぞいとだみたりける、

〔空穗物語樓の上〕大將の御返とりて出給へり、からの紫の色紙にたてぶみにてき程につけたまへり、

〔古今著聞集五和歌〕元永元年六月十日、修理大夫顯季卿六條東洞院亭にて、柿下大夫人丸供をおこなひけり、くだんの人丸の影、兼房朝臣あたらしく夢みて圖繪する也、左の手に紙をとり、右の手に筆をとつて、とし六旬ばかりの人なり、そのうへに讃をかく、〇中略件讃を白唐紙二枚に書たり、

〔吾妻鏡四十七〕康元二年〇正嘉元年十二月廿四日甲辰、當參人數之中、或可然之仁、或撰要樞之輩、始被結番廂衆、〇中略粹已嚴重之間、以近衞將以下等爲番頭、故染御宸筆、令書御簡、御料紙所被用唐紙也、

〔國師日記〕寬永二年十月十八日、唐津近松寺豐西堂ヨリ爲使僧連首座上ル、豐西堂ヨリ九月廿八日之狀來ル、爲音信唐紙一帖但八十三枚〇中略來ル、

〔大江俊光記〕天和四年〇貞享元年三月四日、梅村源七加賀ヘ身代カセギニ被參ニ付、唐紙一箱十五枚疊一挺送之了、

〔大江俊光記〕元祿元年十二月十日、梅村源七、八條樣ヘ被出、爲祝儀黃唐紙三百枚送之了、

〔半日閑話一〕

一大唐紙〇〇〇四尺七寸貳間程　一枚ニ付　代拾貳匁

本石町十軒店　丸屋喜兵衛

同壹丈貳尺ニ四尺八寸五分　同代貳拾貳匁五分

紙屋五郎兵衛

中唐紙六尺ニ三尺　同代三匁五分

書箋紙内六尺餘、長四尺餘、壹本ニ付七拾五匁、壹枚ニ付貳匁五分、○書箋紙一本ハ三十枚ヲ云フ、

○按ズルニ、以上載スル所ノ唐紙ハ多クハ支那ノ紙ニシテ、以下ハ襖に用キル地唐紙ナリ、其稱ノ同ジキヲ以テ此ニ附載セリ、

和唐紙

〔雍州府志七土産〕韓紙、倭俗是謂加羅加美、今處々製之、然東洞院二條南、岩佐氏所製尤爲宜、張襖障子專用之、

〔後奈良院御撰何曾〕もろこしにたのむ社のあればこそまいらぬまでも身をばきよむれ　唐紙せうじ

〔七十一番歌合上〕廿三番　から紙し

空色の薄雲ひけとから紙のゑたきらゝなる月の影かな

のりがちとこはけれはきらゝをいれよ、○圖略

〔椎の實筆三十四〕和唐紙製祖碑

世に和唐紙といへるは、山城の人朝正亭義樂字は中川儀右衛門ぬしの始てたくみ出されしなり、此ぬし若かりし比、此東都へまゐられて、神田なる白壁町にすまひせられたり、文化三丙寅の春おほやけの御ゆるしをかうふりて、漉製を專らにせられしとぞ、さて後外神田にうつり住はれて、文政十二己丑の初秋に、深川扇橋の邊に廣地をかはれ、縱十間横五間の紙を製して賣來紙と稱たり、其聞四方に高く人々山を成しとぞ、天保元年庚寅十月廿日年六十八にてみまかられぬ、淺草專光寺に葬りて仁譽義樂居士といへり、此異土山は翁常にあゆみをはこばれし御山ゆ

高麗紙

ゑ、こたび碑を立て、其妻何がしの發句をゑるしぬ、あはれ翁の功は文房の一助たれば、親友とちをゑつどひて、其功を千歳の後にも傳へしめんとて物しけるになん

たびごとにころもの袖や露しぐれ　　七十歳 嬉　久女

天保庚子中多營之　　高松英齋誌

松本正祜書

〔かなそき〕玉川邊にて和唐紙を製す詩箋の封に虹海紙と題せり、按ずるにこれは江海五色の箋を夢みし事を誤認して、五色の紙の名とせし也、いづれにも村學究の所爲なるべし、

〔源氏物語明石十三〕こまのくるみ色のかみに、えならずひきつくろひて、

〔源氏物語梅枝三十二〕こまのかみのうすやうだちたるが、せめてなまめかしきを、此ものごのみするわかき人々こゝろみんとて、宰相中將式部卿の宮の兵衛督うちの大殿の頭中將などに、あしでうたゑを、思ひ〳〵にかけとのたまへば、みな心々にいどむべかめり、

〔源氏物語梅枝三十二〕こまのかみのはだこまかになごうなつかしきが、色などははなやかならで、なまめきたるにおほどのなる女手のうるはしう、こゝろとゞめてかき給へる、たとふべきかたなし、

〔桃源遺事二〕天和二年九月十二日、朝鮮人江戸を發し神奈川村に宿す、西山公〇德川光圀齋藤平介を御使として、旅宿へ御送行の御詩幷紙一箱宛被遣候、〇中略三使〇尹趾完、李彥綱、朴慶俊、大悅いたし和答を奉り、且御返禮として、各數品を進上申候、〇中略

謹具

奉和詩　一章

龍鬚黃毛筆　二十柄

大折油煤墨　二十笏
桃花紙　三卷
青藍紙　三卷
雲花紙　四卷
黃菊紙　五卷

奉申謝

朝鮮國通信正使尹趾完頓首拜

謹具

奉和詩　一章
各色紙　十五卷
大小墨　二十笏
各色筆　二十枚

奉申謝

朝鮮國通信副使李彦綱頓首拜

謹具

奉和詩　一章
桃花紙　三卷
黃菊紙　二卷
雲暗紙　二卷
青花紙　二卷

雪花紙　二卷
黄毛筆　二十枚
大折油煤墨　十笏
中折油金墨　十笏
清心元　二十丸
蘇合元　二十丸
奉申謝
朝鮮國通信從事官朴慶俊頓首拜

〔大江俊光記〕天和四年(○貞享元年)四月七日、梅小路黄門公(○定矩)へ茶碗十、高麗紙一束、(○中略)火事見舞遣、

陸奧紙

〔西宮記臨時二〕王卿以下抗表事
第一表家司姪弟(○註略)等昇表案進中務省(中略)但其表者以陸奧紙書之、紙員重文一枚、又表函二枚、猶疊具上、又以一枚裹之、

〔大鏡五太政大臣伊尹〕太政大臣伊尹のおとゞ(○中略)御門(○圓融)冷泉の御をぢ、東宮(○花山)の御おほぢにて攝政せさせ給へば、世中はわが御心にかなはぬ事なく、くわさことのほかに好ませ給ひて、大饗せさせ給ふに、寢殿のうら板のかべのすこしくろかりければ、俄に御らんじつけてさかくみち。の。國。の。か。み。をつぶとおさせ給へりけるが、なか〳〵白くきよらに侍ける、おもひよるべき事かはな、御家は今の世尊寺ぞかし、御ぞうの氏寺にておかれたるを、かやうのついでにはたちいりて見給へれば、まだその紙のおされて侍るこそ、むかしにあへる心ちしてあはれに見給へれ、

〔源氏物語六末摘花〕かの宮より侍る御ふみとて取出たり、ましてこれはとりかくすべき事かはさてとり給ふも胸つぶる、みちのくにがみのあつこえたるに、にほひばかりはふかうしめ給へり、

〔源氏物語三十四若菜〕このふみの言葉いさうたてこはく、にくげなるさまをみちのぐに紙にて、とし

へにければ、きばみあつこえたる五六枚にさすがにかうにいとふかくさみたるにかき給へり、

〔枕草子二〕こゝろゆくもの

白く清げなるみちのく紙に、いとほそうかくべくはあらぬ筆して、文かきたる、

〔枕草子十〕みちの國がみ白きさきし、たゞのも白ろうきよきはえたるもうれし、

〔今昔物語二十四〕公任大納言讀屏風和歌語第卅三

今昔一條院ノ天皇ノ御時ニ、上東門院始メテ内ニ參ラセ給ヒケルニ、御屏風ヲ新ク爲サセ給テ、色紙ニ書カム料ニ、歌讀共ニ仰セ給テ、歌讀テ奉レト有ケルニ、四月ニ藤ノ花ノ謎ク榮タル家ヲ繪ニ書タリケル帖ヲ、公任ノ大納言當テ讀ミ給ケル、〇中略大納言極ク思ヒ煩テ、大歎打シテ、此ハ長キ名カナト打云テ、懷ヨリ陸奥紙ニ書タル歌ヲ取出テ、殿ニ奉リ給ヘバ、殿此レヲ取テ御前ニ披テ置キ給フニ、〇下略

〔延喜式十五內藏〕年料所造色紙四千六百張、〇中略毎年差圖書長上一人遣美濃國造之、

〔今昔物語十四〕比叡山僧宿播磨明石値貴僧語第四十四

今昔比叡ノ山ニ陽信ト云僧有ケリ、〇中略祭ル所ニ行テ見レバ、明石ノ濱ノ廣ク潔キニ、直キ所ニテ祭ル也ケリ、持集タル物ハ、新キ桶五六許、精タル米、大豆、角豆、餅、幷ニ時ノ菓子蕈、大小ノ土器淨キ草坐、手作ノ布、榲榑、美。。。ノ紙、油、此樣ノ物共、多持集タリ、

〔蔭凉軒日錄〕長享二年三月十七日、正宗和尚同途、始著紫衣來、茶話雜亂、次明日進上物美濃紙三十帖、十八日、正宗和尚御對面、相公御應諾、愚乃捧御引物、置相公左邊、開折紙、供台覽、乃盆與段子、交置之、折紙云、

進上　段子一端　盆杜紫一枚　紙三十帖

以上

典具帖

三月十八日　南禪寺　龍統判

蓋紙者美濃紙也、

〔實隆公記〕明應四年三月廿二日丙午、宗祇法師美濃紙十帖送之、

〔貞德文集下〕比丘尼御所ヨリ者、水引御用トテ、天具上、

〔諸國名物鑑〕美濃

厚紙上品中折紙、典具帖トモ云

〔萬金產業袋一〕紙類一色

美濃國紙、○中略裏張、てんぐでふともいふ

〔美濃明細記十一土產〕一美濃紙

美濃紙隨一ヲ大直紙ト稱ス、長一尺四寸程、幅二尺及也、常ノ美濃紙ヨリ厚シ、典具帖次之、是常ノ美濃紙ノコト也、長五六分幅七分モ、大直ヨリ狹シ、色白塵ナキ宜紙ヲ障子紙ト云、紉ヲホソク作リシテ細紉ト云、他國ノ紙ハ折ザル紙モアルユエ、京ニテハ中折紙トモ云、右二品宜紙洞戶枚鄉ヨリ出之、○中略

典具帖○中略

右ノ品々、土岐郡肥田邑、惠那郡串原村富田村、久須見村瀧出之、其外同郡ノ內少々宛出之、

〔紙譜〕美濃直紙類

典具帖㊀版下、墨以、

紙うすく漆越のごとし

㋟九寸

㈢一尺二寸五分

㈣同前〈○一帖四十八枚、一丸百帖入〉

○按ズルニ、本書凡例ニ、㈠は一名といふの意玄るし也トアリ、

〔東大寺正倉院文書〕寫經料紙帳

神龜五年二月廿二日、受上野紙七十張、廣方經新、

〔空華集〈十八題跋〉〕題贈玉桂上人詩卷、

無等藏主及諸友、贈答玉桂芳上人之什、叙曰、千里同風、無等出以示予、且索著語、則予戲之曰、吾有一問、藏主答得即書、無等微笑而曰請問、予曰、昔玄沙封三道白紙、送與雪峯、峯提起示衆曰、不見道君子千里同風、今觀茲卷、三張甲州紙、烏絲爲界、而滿幅皆濃墨琳漓、明珠燦爛、爾不復見有白底紙、而千里同風云者何也、〈○下略〉

〔寛永のらく書〕寛永六年己丑落書

美濃紙は次第に狹く薄くなる越前がみの幅のひろさよ

○按ズルニ、美濃紙ハ松平美濃守吉保、越前紙ハ間部越前守詮房ニ擬ス、

〔新猿樂記〕四郎君受領郎等刺史執鞭之圖也、〈○中略〉常擔集諸國土產、貯甚豐也、所謂〈○中略〉但馬紙、〈○下略〉

〔雲州消息〈中本〉〕碁手但馬黑川紙

〔狂言記〈三〉〕かくすい

はりまがみいかなる人がかくすいて筆ははしれど文字はとゞまる、さいたして御ざる、

〔執政所抄〈下〉〕七月十五日法成寺盂蘭盆講事

諸國召物〈○中略〉

上品弘紙

上野紙 甲州紙 越前紙 但馬紙 播磨紙 備中紙

備中三百帖

〔宗五大草紙上〕折紙調候樣の事

一先折紙のたけの高きは狠藉也、公方樣へは常々公家門跡大名衆は、備中紙に、高檀紙小高檀紙を、一重二に折て御用候、御供衆同前、大かたの人は、小引合杉原など被用候、

奈良紙

〔後奈良院御撰何曾〕春日の社　奈良紙ならがみ

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一御茶湯棚のきはに雜紙在之、ならがみ、紙鎮置之

一御西淨の道具內に棚在之、雜紙置之、ならがみ石を杉原ニテつゝみ、紙鎮ニ置之、

〔七十一番歌合上〕十九番　かみすき

わすらるゝ我身よいかにならがみのうすきちぎりはむすばざりしを

〔梵舜日記〕寬永九年正月五日、京都へ例年之禮ニ瑛首座、彌兵衞兩人爲名代遣也、〇中略萩原殿奈良紙〇中略遣之候、

吉野紙

〔馬具寸法記〕一書に何かの事御入候、何に可相定候哉、〇中略

吉野紙二十束

〔好色一代男一〕尋てきく程ちぎり

あらしふせぎ〻小野のたき炭、よし野紙、悲田院の上ばき迄もみづからして、

〔御厨子黑棚道具寸法之事〕水師棚の小道具

やはら紙とは吉野の紙の事也、又やはら野紙共云、女中かねを付て口をふくためなり、かならずかねのぎん引と云なり、

湊紙

〔紙譜〕雜紙類

湊紙　宿紙(こしはりかみ)なり、其始泉州湊村にて漉、今攝州山口より多出づ、

〔一擧博覽 二〕和泉の國堺より出る湊紙みなとは地名なりは、宿紙紙屋紙共いふよりやつしすきたるものなりといへり、或俗書を見るに、後醍醐天皇の御時、南朝に居る紙工堺へうつり宿紙をすきしより、此みなと紙をも彼所の名產となりたるといへり、

〔堺鑑 下 土產〕湊紙

昔年川端道仙ト云者、洛陽二條堀川ノ住人也シニ、後醍醐天皇御宇、宿紙ヲ漉所ノ名ニ寄テ湊紙ト云習セリ、

〔好色一代男 二〕誓紙のうるし判

男先立て小坐敷にゆけば、六疊敷に幾間もしきり、みなと紙の腰張に、あしからぬ手にて、君命われは思へどなどゝ、らく書のこし侍る、

〔好色一代男 五〕今爰へ尻が出物

爰に加賀の三郞などが逢し、大夫市橋が定宿、金の間も湊紙の腰張に替りぬ、

修禪寺紙

〔運歩色葉集 賀〕紙名 修禪寺

〔下學集 下 器財〕修禪寺シユゼンジ坂東豆州紙名也、色淺紅也、

〔紙譜〕雜紙類

修善寺紙伊豆ヨリ出、柿色にて橫に筋あり、阿州ヨリ出るもの黃色也、

〔梵舜日記〕寛永九年正月五日、京都へ例年之禮ニ瑛首座、彌兵衞兩人、爲名代遣也、○中略壽命院御さこへ修禪寺紙二束○中略進之候、

鎌倉紙

〔書札作法〕文ヲ書、上下ノ紙ノ程ハ、上下トオナジ程ニ殘ス也、○中略武家ノ御下文紙ト申ハ、今ハ鎌倉紙也、杉原ニハアラズ、

〔貞丈雜記 十四 紙類〕一鎌倉紙の事、書札作法ニ云、武家の御下文紙と申は、今は鎌倉紙也、杉原にはあ

らす、貞丈云、鎌倉將軍の代には、御下文紙とて鎌倉にてすきたるなるべし、京都將軍の代まで其紙を用られしに、其代には鎌倉紙と名付て用られし也、

江戸紙

〔梵舜日記〕寛永五年七月三日、松庵御出也、江戸紙二束持來也、

西ノ内 程村

〔日本山海名物圖會三〕越前奉書紙〇中略凡日本より紙おほく出る中に、越前奉書、美濃なをし、關東の西ノ内、程村、長門岩國半紙、尤上品也、

〔經濟要錄五開物中〕諸紙第十二

常陸、下野ノ西ノ内、

〔紙譜〕諸口類

西ノ内常陸水戸ヨリ出

㋭　一尺一寸

㊂　一尺五寸一分

㋕　四百枚切

〔萬金產業袋一〕紙類一色

東國仙臺筋會津邊、または信濃武州等より、程村、西のうち、

〔紙譜〕諸口類

程村紙厚し、同上、〇常陸水戸ヨリ出

㋭　一尺四分

㊂　一尺四寸

㋕　二百六十枚切

杉原紙

〔運歩色葉集草〕紙名　椙原

〔下學集器財下〕杉スギ原ハラ日本俗、杉或作椙、未詳也、

〔庭訓往來〕播磨杉原

〔古本節用集〕杉原(スギハラ)紙名、播州自杉原村始出也、

〔易林本節用集〕杉原(スイバラ)

〔好古小錄〕下雜考古代ノ杉原紙ハ、板ズキトテ、簾メナシ、奉書モ杉原ナレ共、奉書ハスダレメアリ、美濃紙ノ類ハ、イカホドウスクタテモ皆强紙ナリ、

〔北條九代記〕上承久元年己卯、杉原紙始而流布、

〔康富記〕應永廿六年三月八日癸丑、今夜縣召除目被行之、○中略案文見左、去應永廿二年、二合御申文也、五文典也仍當年二合御給相當之間、如此强。杉原。書之有裏懸紙并禮紙、○下略

〔薩戒記〕永享五年十一月三日壬午、料紙非强杉原、只尋常杉原也、

〔蔭涼軒日錄〕長享元年閏十一月廿九日、大昌院來訪云、數日前自播陽歸洛、播之產杉原一束、埜里小錫一个不被惠之、

〔實隆公記〕明應四年四月十五日戊辰、宗祇法師來、杉原一束惠之、不慮之儀、重疊祝着、迷惑相半也、

〔好色一代男〕二髮きりても捨られぬ世えたしみてから、杉原にたより書つゞけ、○下略

〔紙譜〕杉原類

漉込(スキゴミ)㊀鬼。杉。原。、十帖紙、色鮮明ならず、

此紙は上々樣へ獻上紙也、十帖一本と云て、右の紙を一帖づゝ、二折にやりちかへ十帖重ねて、中を水引にて結び、上に緞子一本末廣一本を添て、獻上するをいふ也、多は末廣ばかりにて十帖一本と云也、又一束一卷といふも、右のごとく水引にて結びたる上に、紗綾或は縮緬を一卷末廣を添て、獻上するをいふなり、

〔續百一錄〕享保二十一年十一月二十二日

禁裏御所へ　一◦束◦一◦本◦末廣　御使者求馬長上下

女御樣へ　一束十帖　水引

院御所へ　一束一本末廣

右寶慈院樣ヨリ御使

〔紙譜〕杉原類

思草杉原此所より初て漉出と云々、江戸表にて一束一本の獻上物なり、

㋟　一尺五分ヨリ一寸

㊂　一尺四寸五分

㓰　一束四百枚切

〔運步色葉集〕紙名　色紙

〔下學集〕器財　色紙シキシ

〔延喜式〕内藏寮十五　奉諸陵幣

色紙百五十枚別五十枚

〔延喜式〕内藏寮十五　年料所造色紙四千六百張、厚三千二百八十張、薄千二百二十張、長五十張、廣五十張、其料常陸調布卅端、十六端緋、九端緑、五端纈、紗五丈八尺、鐵二廷、砥一枚、每年差圖書長上一人、遣美濃國造之、

〔平親信記〕天祿三年五月七日、左衛門督源朝臣於左仗座、令奏云、今日十六社奉幣使可立、○中略先日左大臣於陣頭、令奏陰陽寮勘文幷使差文等、又依內記所請、給色紙六十四枚、緑紙四枚紅紙四枚、黃紙五十六枚若此數多歟

〔日本紀略〕三十二條長和四年五月七日丙戌、入唐僧寂昭、元燈、念救、覺因、明蓮等五人、度緣請印、撰能書以

白色紙書之、以朱砂捺印可渡大宋之故也、

〔續修東大寺正倉院文書四十二〕外島院

梵網經九卷

一部黄紙　黒黄褾　絣綺帶　黒漆軸

一部黄紙及褾　綵綺帶　白檀軸

一部（上卷黄紙及褾　絣淡綺帶　赤漆軸　故／下卷黄紙及褾　紫淡綺帶　朱頂軸　新）

一部黄紙及褾　紫淡綺帶　黒漆軸

一下卷白紙　黄褾　綺帶　榁軸

以前經付工石主令奉請如件、

天平勝寶六年七月廿八日　上毛野君粟守

〔延喜式十二中務〕凡京職及諸國所進戸籍、皆令染黄蘗、（但太宰管内諸國不在此限）

〔延喜式二十二民部〕凡籍書者國家重案、其所須紙、染黄蘗、必須堅厚、有不如法、隨即勘却、但西海道諸國書白紙、

〔江家次第四正月〕除目清書事○中略召障官人令置軾、仰外記令進折堺（用紙屋紙）硯等、（有勅任者又加黄紙）令參議相分清書、（參議遣書上許、書之）或上卿讀令書之、別紙者指夾算、大納言以下、參議已上、左右大辨、八省卿、近衛大將、諸衛督、彈正尹、東宮傅、太宰帥（以上勅任、用黄紙、但近衛大將諸衛督依爲武官、書別黄紙、）書勅、親王公卿、各可別紙、而近例不然、（若有南殿儀、必可別之、依唱人異也、）親王兼國又黄紙（書勅、親王兼國黄紙、常陸上野上總大守爲勅任、事見天長官符、）參議以上兼官兼國白紙、（別紙）書太政官謹奏、

〔兵範記〕保元三年二月三日甲午、有立后事、○中略此間藏人左少弁俊憲出仗座、仰按察大納言云、日吉

明神眷屬牛巫午、依御邪氣靈驗、奉授叙爵、造位記、即可令請印者上卿、召大內記信重仰之、令造進位記、(用黃紙、)

〔空穗物語藏開上〕中納言の君紙もかなどの給へば、きはみたる色紙一卷、しろき色紙一くはん、硯り箱のふたにいれて出されたり、

〔空穗物語藏開中〕橘をみ給へば、それも實をとりて、きばみたる色紙にかきていれたり、

いにしへの忘れがたさにすみなれし宿をばえこそはなれざりけれ

〔續修東大寺正倉院文書四十五〕寫經司啓

捴應寫經柒佰柒拾卷〇中略

紫紙一万六千張

應用紙一万三千四百七十五張

殘紙二千五百廿五張

天平十一年四月廿六日　高屋赤麿

舍人市原王

紫紙二百卅張、賜北家、奉令旨如右、

大進八東宜

〔源氏物語九葵〕久しう思ひわづらひ給へど、わざとある御かへりなくはなさけなくやとて、紫のにばめる紙に、

〔空穗物語國讓中〕か丶るほどに、紫の色紙にかきて櫻の花につけたるふみ、宮より御使くら人、

〔延喜式十二內記〕凡宣命文者、〇中略賀茂社以紅紙書、

〔延喜式十五內藏〕新嘗會節大歌人等裝束料　紅紙四張、(承年鈍料、受藏人所、)

〔古筆名葉集下〕大織冠鎌足公赤紙金字經 帋ノ上下ニ金泥ニテ雲龍艸花アリ

〔吾妻鏡四十三〕建長五年五月四日辛巳、今年端午良辰、當于壬午、必依可有御謹愼、御勘文故前陰頭賀茂時定獻一通幷三種神符御護等、自仙洞密々被進、是則黃帝秘術也云云、去夜到來于女房中、今朝內々進覽云云、勘文云、

五月五日丙午壬午ニ當ル年、端午ノ神符ヲ作リテカクレバ、命百年ヲタモツ事、

右本文云、五月五日、丙午壬午ニ當ル年赤紙ヲモチテ、神符ヲ作リテカクレバ、壽百歲也、○下略

〔西宮記正月上〕一五日敍位儀圖書進紙、綠紙自藏人所可受、內匠進軸、王褾各異也、內藏進結緒綾等、已上內記所受取、內記隨作儲、

〔內局柱礎抄上〕位記料紙樣

調料紙樣付褾軸組

先綠紙者檀紙蒴黃ニ染ル也、カリヤスト云物ヲ煎クヽルニ青花ノ水ニ出シ合テ染ナリ、但青紙黃紙宿紙等、敍位以前、御藏致沙汰也、不足之時、染檀紙也、又者爲結構之時染之也、

〔空穗物語藏開上〕御ふみあり、春宮の亮の君もてまゐり給て、宮の御まへにまゐらせ給、淺綠の色紙一かさねにつゝみて、えこうにつけたり、

〔空穗物語あて宮〕青きすき箱に、みちのくにがみあを紙など、つみて出し給へり、

〔空穗物語國讓中〕青き色紙にかきて、松につけたるはさうにて、なつの詩、

〔源氏物語二十一乙女〕青ずりのかみよくとりあへて、まぎらはしかいたる、こすみ、うすゞみ、草がちに打ませ、みだれたるも人の程につけてはをかしと御らんず、

〔河海抄九乙女〕青摺の紙とは青き蠟紙也、唐紙の文を印にあてゝ、蠟にて摺たるを云也、五節の折節なれば、此紙たよりありて用之歟、

〔延喜式 内記 十二〕凡宣命文者、皆以黃紙書之、但奉伊勢大神宮文、以縹紙書、賀茂社以紅紙書、

〔源氏物語 梅枝 三十二〕延喜のみかどの古今和歌集を、からのあさはなだのかみをつぎて、おなじ色のこきもんの、からのきのへうしおなじき玉の軸、だんのからくみのひもなどなまめかしうて、まきごとに御手のすぢをかへつゝいみじうかきつくさせ給へる、

〔蜻蛉日記 中 上〕あさ花だなるかみにかきてりこはしけうつきたるえだにたてふみにしてつけたし、またさしおきてうせにければ、

〔源氏物語 葵 九〕そらの色したるからのかみに

わきてこの暮こそ袖は露けゝれ物思ふ秋はあまたへぬれど

〔源氏物語 澪標 十四〕そら色のかみのくもらはしきにかい給へり

〔古筆名葉集 下〕聖德太子太秦切

紺紙金字、一行九字、一字ヅヽ二銀泥ニテ寶塔アリ、凡竪一尺一寸三分、

〔本朝文粹 十三 供養〕爲空也上人供養金字大般若經願文　善道統

奉書寫供養金字大般若經一部(中略)

紺瑠璃之紙、象秋垂跡、紫磨金之文、雁行成字、

〔百練抄 八 高倉〕安元二年八月十一日、主上始令寫妙經給、於二間有此事、御本道風筆、色々色紙墨字云云、料紙紺紙、天慶治曆被用紺紙、長治用紺紙被追彼例、

〔堤中納言物語〕逢坂こえぬ權中納言

さうぶのかみあまたひきかさねて、

〔源氏物語 眞木柱 三十一〕ひめ君ひはだ色の紙のかさね、たゞいさゝかにかきて、柱のひわれたるはざまに、かうがいのさきしておしいれたまふ、

いまはとてやどかれぬともなれきつるまきの柱は我を忘るな、

えもかきやらでなき給

〔蜻蛉日記中上〕御かへりには

あるゝうらにしほのけぶりはたちけれどこなたにかへす風ぞなかりし、とてくるみいろの紙にかきて、色かはりたる松につけて、

〔源氏物語十四澪標〕にび色のかみのいとかうばしうえんなるに、すみつぎなどまぎらはして、

〔蜻蛉日記中上〕いときなきてして、うすにびのかみにて、心のえだにつけたまへり、

〔源氏物語四十六椎本〕くろき紙に夜のすみつぎもたど／＼しければ、ひきつくろふ所もなく、筆にまかせておしつゝみていだし給つ、

○按ズルニ、鈍色ノ紙ハ服者ノ用ナリ、此ニ黒キ紙トアルハ鈍色ノ殊ニ濃キモノヲ云フ、

〔紫式部日記〕小少將君のふみおこせたる返ことかくに、○中略腰折れたることや書ませたりけん、くらうなりにたるに、立かへりいたうかすめたるこせんじに、

雲間なくながむる空もかきくらしいかにしのぶるしぐれなるらん

〔綾小路俊量卿記〕五節間郢曲事

白薄様

白うすやう、こせんじの紙、まきあげの筆、ともゑかいたる筆のぢく、やれことうとう、玉反七反相替也

〔源平盛衰記一〕五節夜闇打附五節始幷周成王臣下事

抑五節ト申ハ、○中略五人ノ仙女舞事各異節也、サテコソ五節トハ名付タレ、○中略其時拍子ニハ、白薄様、厚染紫(コウゼンジ)ノ紙、巻上ノ糸、柄繪書タル筆ノ軸ヤトハヤス也、仙女ノ衣ノ薄、透通リテ厭キ有様ガ、薄様ト厚染紫(ゴゼンジ)ノ紙ニ相似タリ、

〔平家物語 一〕殿上のやみうちの事
五節には、白うすやう、こゆせんじの紙、巻あげの筆、ともへかいたる筆の軸、なんどいふさまざまかやうに面白き事をのみこそうたひまはるゝに、
○按ズルニ、平家物語異名本ニハ小禪師紙トアリ、今本ニこゆせんじの紙ニ作レルハ、恐クハ誤ナラン、

〔倭訓栞 中編 八〕こせんじ　郢曲に白きうすやう、こせんじの紙と見えたり、小宣旨の紙也といへり、一説濃染紙也といへり、

〔續修東大寺正倉院文書 三十二〕造佛所作物帳斷簡
造紙合一万二百十八張
八千一百卅一張 胡桃染
一千四百十八張 比佐宜染
三百六十張 [illegible]津橡染
二百五十七張 木芙蓉染
卅二張 蘇芳染
用擣紙麻二百卅五斤五兩

〔延喜式 三十 圖書〕凡造紙者調布大一斤、斐皮五兩、造色紙卅張、

〔皇太神宮儀式帳〕天照坐皇太神宮儀式幷神宮院行事
倭姫内親王、○中略 種々の事忌定給支、○中略 紙乎志目加彌止云、

〔延喜式 十三 圖書〕凡年料染造紙花二百六十八莖、御料十八莖、最勝王經齋會料二百十莖、東寺國忌料廿莖、西寺國忌料廿莖、所須紙一千四百九十張、白九十九張中、雜色千三百九十張中、紅花大四斤、三斤染二紙二百張料、一斤支子下染料、黄蘗大五斤、三斤染二紙二百張料、二斤藍下染料、支子三

墨流

斗、（染紙二百張料）淺蘇芳汁一斗、（染紙二百八十張料）黃櫨大二斤、（染紙二百五十張料）紫草小十斤、（染紙百卅張半料）藍二圍（染紙一百卅張料）酢六升五合、綿小三兩、薫三圍、椿灰一斗三升、水麻笥二口、杪二杓、蘿一口、薪卅二斤、每年六月上旬具注用度申請、九月內付書司令染、其染所雜使等食、臨時申請內侍、

○按ズルニ、此ニ云ヘル雜色ハ、紅花染、黃蘗染、支子染、淺蒲萄染、黃櫨染、紫草染、藍染ヲ云フ、

〔朝野群載五朝儀下〕藏人所　國々

應早速交易進上鴨頭草移上紙墨等事

丹後國（花一帖）但馬國（上紙卅帖）播磨國（上紙五十帖）備中國（花一帖）伊豫國（墨五十）讃岐國（墨五十）

甲斐國（花一帖）信乃國（花一帖）上總國（花一帖使）

牒、件鴨頭草移等、爲充東對御簾用途料、所仰如件、國宜知狀、差副綱丁於使者、早速交易依數進上、用途有限、不得延怠、牒到准狀、故牒、

治曆元年九月一日出納左京屬紀朝臣政輔

別當左大臣兼皇大弟傅藤原朝臣

藏人左少弁藤原朝臣

頭造興福寺長官左中弁近江權介藤原朝臣

權左中弁源朝臣

〔古今和歌集十物名〕すみながし　　しげはる

春霞なかしかよひ路なかりせば秋くる雁はかへらざらまし

〔紙譜〕奉書類

墨流（薄墨色の雲のもやうを漉込し名也）

〔好古日錄末〕各色紙

墨流(スミナガシ)、後世ノ種々奇巧ヲナス如キハ古昔ナシ、淡墨ヲ用ユ、一條ノ翠烟ノ風ニ順テ飄ル如シ、四百年許ノ物ニ有、甚雅趣アリ、

内曇

〔運歩色葉集 賀〕紙名　内曇

〔下學集 下器財〕打曇(ウチクモリ)打成作レ内

〔尺素往來〕天神講七座、幷詩歌續歌一千首、和漢聯句十百韵、以二内曇墨流等之單尺、懷紙、七晝夜中可レ被レ果二遂之一條可レ然候、

〔好古日錄 末〕各色紙

中陰、古昔ノ製今ト異ナリ、其文靑或紫、一紙ニ斜ニホソク一筋或ハ二筋引渡シテ雲烟ノ如キアリ、今存スル者至テ尠シ、又上下共ニ靑ク、其形雲烟ノ風ニ飄散スル如キアリ、今希ニ存ス、其餘上下靑、又上下靑ニシテ中紫、又靑々相追、靑紫相追ノ類存スル者多シ、

鳥子

〔運歩色葉集 賀〕紙名　鳥子

〔下學集 下器財〕鳥子(トリノコ)紙色如二鳥卵一、故云二鳥子一也、

〔看聞日記〕永享七年五月十四日、御乳人内裏歸參、撰集佳句第一卷、禁裏御本欠云々、可レ書二進之一由被二仰下一之間、以二私之本一書寫今日進之、(御料紙自二御所一被レ出二打紙一、由閉双子、表紙内曇、銀唐紙、行豐朝臣書、)六月十一日禁裏被二仰下一金葉集書初、御料紙鳥子打曇也、

〔大草殿相傳聞書 二〕きんきよの包紙は、うちくもり、鳥のこ、御判紙たるべし、

〔毛吹草 四〕從二諸國一出古今名物聞觸見及類載レ之、但庭訓用分除レ之、

和泉

天川鳥子(斷チフキメルカミ也)

越前

鳥子
　周防
鳥子

下繪紙
切ハクノ紙

〔宗五大草紙　下〕十月ゐのこの時、御まいり切とて、きんとんのやう成もち參候、それを直に、面々其外人によりて御給候、又不參時、諸國又御前にて、え給候はぬ人の方へ申次して申出され候、其つつみ紙にけぢめ候、大名衆其外國大名きつとしたる方へは、下繪の紙に包まれ候、大方の人へは、切はくの紙につゝまれ候、するく〳〵は引合一かさねにつゝまれ候、つゝみやうは、觀世大夫には大名のごとく、下繪の紙につゝまれ候、

鵇紙

〔安齋隨筆　後編八〕鵇紙と云紙の事　古鵇紙と云紙あり、六條爲顯和歌を書れし紙也、日に透し見ればうづらの文見ゆ、世にこれを鵇切と云、

松紙　一

〔空穗物語　あて宮〕二月中の十日、年のはじめの庚申出來るに、〇中略すはうの机にまゆみの紙、あを紙、まつ紙、筆などつみて、恭手にまたり、

松皮紙
松葉紙

〔雍州府志　六補遺土產〕紙、本朝人近世多用楮皮造紙、檀紙漉檀皮以製之、檀訓麻由美、考延喜式圖書寮條下、凡紙以穀皮斐皮製之、穀訓加治、不見以檀製之、穀斐內有與檀皮同者乎、可考之、又所出自羽州相馬郡之松皮紙、實以松肉皮相雜而漉之、紙一枚內所々有皮點、

〔紙譜〕雜紙類
松葉紙　出羽國山形ヨリ出　㊀松皮紙
　〇按ズルニ、倭名抄ニ見エタル松紙、負暄雜錄ニ見エタル松皮紙ハ、共ニ松葉紙ナルベシ、

塵紙

〔好色一代男　四〕因果の關守
塵紙にて細工に雙六の盤をこしらへ、二六五三と乞目をうつ內にもそこをきれといふ、□の字

こゝろに懸るも笑し、

〔立身大福帳　七〕ちり紙　せたいに入る物は何によらずむりなる始末しがたし、はな紙ばかりはしまつなる少づゝちり紙を入るれば、人中へ出しにくきゆゑおのづからへらず、大きなるとくなり、

天然牋

〔雅遊漫錄　一〕紙

本邦の紙もろこしより舶來せるものに勝る、しかれども寒士は天然牋の雅素なるにしかじ、余名所の紅葉、胡枝花、雞草等を得れば是を紙に打て用ゆ、彩畫より雅素にして興有、雅士のため今爰に其法を記、いづれの葉にても木より直にとりたる潤あるを打べし、落葉はつかず、また草などの汁氣多きはにじみてもやう、あしく、楓の紅葉胡枝花の花葉、海金砂、しのぶの類よし石盤に奉書紙にても杉原にても四五枚敷、其上に可打紙をのせ葉をもやうよくならべ、又同じ紙をふたにし、又上より紙一枚きせて槌にてまんべんに打べし、畫がごとく付也、

縮緬紙

〔寬天見聞記〕其頃、享和〇縮緬紙とてちゞまりたる紙に、彩色の摸樣したる、うつくしき紙を醫ゆひにす、田舍にては、雛の幕に用ひける、今は縮緬の鬼絞りなどゝて、價百疋の餘もすべし、

引合

〔運步色葉集　貫〕紙名　引合

〔下學集　器財下〕引合ヒキアワセ

〔乳母草紙〕御扇薄樣、人に下され候とも、十本と候へば扇つゝみにつゝみて、薄やうは、ときにより、梅かさね、もみぢがさねやうのうすやうにつゝみて、その色のみづひき五すぢにてからみ候、又はことによりて、五本三ぼん出され候もひきあはせにつゝみて、三本まではうへを遊ひ候、二ほん一本はたゞひきあはせ、杉原やうのものにつゝみ候べし、

〔貞丈雜記　十四紙類〕引合と云紙は、昔は有て今はなき紙也、色うす黑き紙なる故、うす墨紙とも云、又

奉書紙

陸奥國より出し故、みちのく紙とも云ひし也、條々聞書に云、源氏物語にみちのく紙のえならぬなども侍るは、當時の引合の事といへり云々、みちのく紙うす黒紙の事、源氏物語須磨の巻の抄物にもみえたり、又引合と云事、八雲大式に、此引合紙ば或は陸奥紙と銘し、又薄墨紙と云いはれは、往古他の女子を以て我が子の男子に引合せ、夫婦の情を結ぶ時、此紙に因線を書て、女子の親に遣はす、其時女子の親、我が機にあへば、彼紙の裏に書報を成して約束を結ぶ、又女子の親、我が機に合ざれば書答なし、如此旨趣を以て夫婦を引合する所なり、故に引合紙と云、其儀分明也、其後何にても中輿祝儀に用之、又云、今此紙を祝言祝儀等に用之、水師黒棚などに飾る也、又亥猪の時餅を包む、折形の時も惣じて祝儀に此紙を用る也云々、〈今京都ニテハ紙ノタケ大キク、ヨコニシボアリテ厚キナダンシト云、紙ノタケダンシヨリハ小ク、ウスク、タテニシボアルナ引合ト云ナラハセリ、〉

〔後深心院關白記〕應安五年九月十七日辛酉、今日注意見、書引合二枚〈常狀〉之、如曆應之比、故殿御注進如此、

〔二判問答〕書狀料紙用引合事、近年竹園大臣家之外、不可用樣存之歟、冷泉中納言〈爲相卿〉書狀曆應之頃、武家輩等用引合所見有之、不可守株哉、如何、

引合杉原雖有厚薄大略同事歟、至引合近日依其人用之事、未知子細、自然如此成來歟、別而不可有子細哉、

〔海人藻芥〕近頃ハ、將軍家ニモ、女房達皆異名ヲ申スト、〇中略杉原ヲバ、スイハ、引合ヲバ、ヒ。キ。ト申也、

〔日本山海名物圖會三〕越前奉書紙　奉書餘國よりも出れども、越前に及ぶ物なし、越前奉書其品多し、大廣、御前廣、本政、間政、上判、眞草、半草、刮、外口、大廢、中たか、小引つやなし、雲紙、尺長、間にあひ、鳥の子、薄やう、中やう、何れも紙の性よくつや有てつよし、凡日本より紙おほく出る中に、越前奉書、美濃なをし、關東の西ノ内、程村、長門岩國半紙尤上品也、

藥袋紙

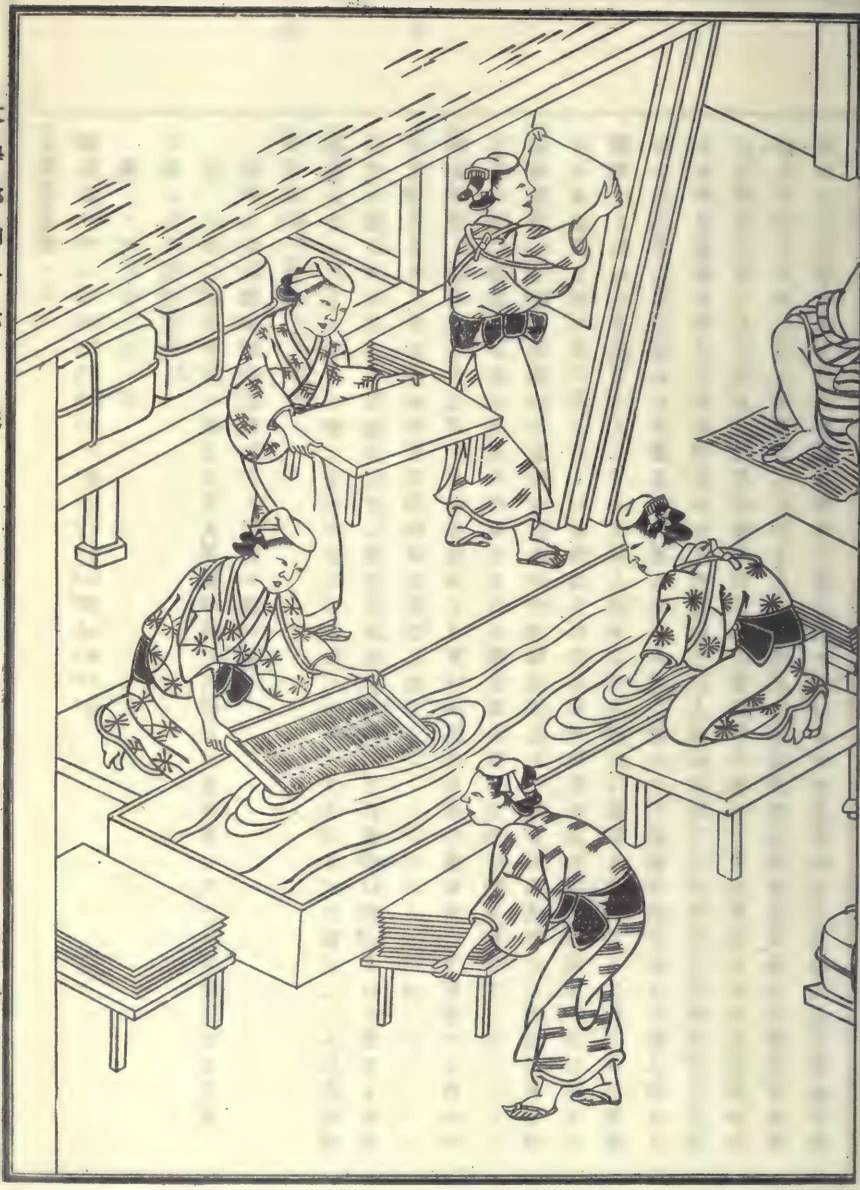
〔紙譜〕奉書類　越前より出る所、官家の奉書に用るに堪たり、故にこれを奉書といふ、〇中略但紙の目を量て賣買す、各上品を眞草、中品を半草、下品を刮といふ、越前の國岩本、大瀧、新在家、定友、不老といふ五ヶ村より漉出すを上品とす、其近在より漉出せども、他領と稱して精制にあらざる也、

〔秋齋隨筆上〕宣命の紙の事

宣命の紙は黄紙なり、〇中略今の世に藥袋紙といふも、きはだにて染こがしたるものにて、藥へ虫の入らぬやうにとの爲なり、



〔日本山海名物圖會三〕越前奉書紙



鼻紙

〔紙譜〕雜紙類

藥袋紙（土佐より出る極品トス、本コゲト云、御獻上口は江戸にて御大名様方の數ふすまに用ゐ給ふ也、）

(少)一尺三分

(三)一尺五寸三分

団一束二百四十枚、一櫃三十束入、又狭と云あり、(少)八寸七分、(三)一尺二寸八分、団全前、但廣ハ

松平土佐守様御藏紙、正徳年中ニ留紙ニ成ル也、

〔四季草（六秋下）〕鼻紙

鼻紙の事、いにしへは今の如く小菊小杉などの如く、小板にすきたるはな紙はなし、小引合、杉原などを横に折り、それを又堅に二ツに折り、又それを堅に二ツに折（以上堅四ツニ折）それを幾重も組合せて懐に入れて、鼻をもかみ、万の用事につかひし也、

〔嬉遊笑覽（二中服飾）〕鼻紙は男女共に小杉原を本とす、男は小幅はぬるし、展の大はゞを用べし、外のかみにはもし加賀の小菊か那須の中杉たるべし、此の外の紙はかつて用べからず、

〔常山紀談（二十五）〕伊丹播磨守康勝は、寛永年中御勘定頭三人を置れし時、其第一に撰ばれ、農をつとめ、商を通じ、民と倶に利を同くしけるほまれ高し、其比商人の運上金を公儀にさゝげ奉り、甲斐國より出るはな紙を、一人してあきなふ者ありけり、然るに又富る商人ありて、内々告て今までの人の奉る處の金に、一千兩まして運上を奉るべし、某一人に紙商ふ事をゆるし給ふべきよしを申す、此事尤然るべしと議定ありしに、播磨守一人其心を得ずとて聞入ず、執政の大臣たちにも、此由を告て乞ふ事止ず、三年の後、執政の人々、播磨守にしか〳〵の事請ふ者あり、同職の人ゆるすべしといへども、獨用ひられぬときくは誠にや、天下の富を以て見る時は、千兩の金は少き也といへども、是を以て國用を足すに資なしとはいふべからず、いかにとありしに、播磨守承

り、今より盜賊のおごらぬ道だに候ひなんには、いかにもゆるし申べしと答ふ、人々いかなる子細ぞと問るゝに、播磨守、日本のもろこしよりまさりたる物は紙にて候、中にもはな紙と申ものは、貴賤一同に一日もなくて叶はぬ物にて候、其價の賤しければこそ、世のたすけとはなり候へ、望み請ふ者、今まで商人の奉りしより、千兩の金をましなん事、此千兩はいづくより出すべき、此紙を商ふに、價を增てあきなふを、又それを買てあきなふ人いくらも候はんに、これらも同じく利を得て商はんとせんには、こゝに加はり、かしこに增て、後には價甚貴くなりなん、凡一帖の紙價一二錢をましたらんには、富る人の憂とするには足ず、貧賤の人、一日に得る所の利誠にすくなし、僅に一二錢を累ねて妻子をも養ふ、かくあさましき者とても、今日までは、はな紙やうの物を常に用ひ來れり、價忽にましたればとて、更に何物を以てか此に換べき、〇中略この後もかゝる事申す者ありとも、人々よくこゝろえ給へといひければ、人々感じありけるとなり、

〔續百一錄〕元文二年二月十七日金蓮寺御入來、〇中略延紙三束ヅヽ、侍中八人へ、延紙三束ヅヽ、おいく、きよこ、長尾、延紙二束ヅヽ、女中七人、延紙一束ヅヽ、茶の間三人、中居三人、

〔紙譜〕延紙

吉野延紙大和上品 ㊀吉野小杉

(夕)(日)數品あり

(四)一束二百八十枚、一本二十束入、六本持也、

同七九寸延紙の上品也

(夕)七寸、(日)九寸、(四)右ニ同、

同座延延のちり紙なり

(夕)、(日)、(四)右ニ同

さつし延紙の類ひ紙也

㋟六寸

㋵二尺五寸

[員]一束百二十枚

出雲延紙上品に次

㋟六寸九分

㋵七寸九分

[員]一束三百枚、一梱ニ六十束入、

阿波延紙

㋟

㋵

[員]

簾紙

〔見た京物語〕女郎鼻紙にみすを用ひず、皆のべなり、

〔我おもしろ下〕題簾紙

三茶梅茶の號は、たま〳〵古き網見に殘り、○中略此茶の字は、唯傾城の心にとゞまりて人を茶にす、勤の年凡廿年、火をおこすにみす紙をもてたれりとするは、これもまた茶にあらずや、

薄樣重

〔茶花物語若木二十八〕御文やなぎかさねの紙にて、柳につけさせ給へり、みるより心ことにめでたうみゆるもうちつけのめなるべし、

○按ズルニ薄樣ノカサネハ女房ノ衣ノ重ニ倣ヒテ起レルモノナリ、其名同ジクシテ色目カハリ、色目同ジクシテ其名カハルモノアレド、柳重ト云フハ表ハ白、裏ハ青ナルヲ云ヒ、紅葉重

トハ表ハ黃、裏ハ蘇芳、卯花重トハ表ハ白、裏ハ萌木ナルヲ云フ、要スルニ、其名ハ都テ衣ノ重ニ同ジ、其用キヤウハ四季ニヨリテ異ナリ、

〔榮花物語 三十一 殿上花見〕紅葉重の薄樣にかきて

ながらへん世にもわすれじすみの江のきしに波たつあきの松風

〔枕草子 五〕藤侍從のありつるうの花につけて、卯花の薄樣に、

ほとゝぎすなくねたづねに君ゆくときかば心をそへもしてまし

〔兵範記〕久壽三年三月五日、丙午、姝子內親王、○註略被參入東宮女御、○中略御藏小舍人着布袴、持御書前行、件御書紅薄樣香藥裹、置柳莒、

〔源氏物語 三十四 若菜〕御かへりあり、紅の薄樣に、あざやかにおしつゝまれたるを、むねつぶれて、御手のいとわかきを、しばしみせ奉らでもあらばや、へだつとはなけれど、あは〳〵しきやうならんは、人のほどかたじけなしとおぼすに、

〔大鏡 五 太政大臣兼通〕うへ○圓融おにのまにおはしますほどなりけり、○中略そうすべき事と申給へば、たちかへらせ給へるに、此ふみをひきいでゝまゐらせ給へれば、とりて御らんずれば、むらさきのうすやう一かさねに、故宮○安子の御手にて、關白をばしだいのまゝにせさせたまへ、ゆめゆめたがへさせ給ふなど、かゝせ給へる、○下略

〔小野宮右衛門督家歌合〕をのゝ宮の右衛門のかみのきむだちの、物がたりよりいできたりけるなぞあはせ、左あをきうすやうひとかさねにかきて、松のえだにつけたり、○中略右はむらさきのうすやうひとかさねにかきて、あふちの花につけたりしはかくぞ、○下略

〔枕草子 四〕何がしさぶらふといとはなやかにいふ、あやしくいつのまに何事のあるぞとはすれば、殿守づかさなり、○中略いかなる御文ならんとおもへど、○中略あをき薄やうにいときよげに

反故

かき給へるを、心ときめきしつるさまにもあらざりけり、

〔源氏物語三十五若菜〕おましのあたりをたちどまりてみ給ふに、御しとねのすこしまよひたるつまより浅緑の薄様なるふみの、おしまきたるはしみゆるを、何心もなくひきいでゝ、御覽ずるに、男のてなり、

〔倭名類聚抄十三文書具〕反故 濟春秋云、沈麟士字雲損、少清貧以反故寫書數千卷、

〔類聚名義抄九又〕反古ホク 反故同

〔下學集器財下〕反古ホムゴ 舊文フルキフミ也

〔東大寺正倉院文書五〕奉造一丈六尺觀世音卄料雜物等自諸司請來事

合參拾壹種○中略

紙一百張　本古紙九百廿五張

搗墨一斗

右三種自內史局請來

〔日本靈異記下〕災與善表相先現、而後其災善答被緣第卅八

同天皇○桓武御世延曆六年丁卯秋九月朔四日甲寅、○中略即景戒將炊白米擎半升許、施彼乞者、彼乞者呪願受之、立出書卷、景戒言、此書寫取、度人膜書、景戒見之、如言能書諸教要集也、爰景戒愁何無紙、乞者沙彌、又出本垢ホムク授景戒言、於斯寫之哉、我往他處乞食還來、然置札并書而去、

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀上

次可進翻舊ホムクノ宣旨下中務民部兩省

〔源氏物語四十五橋姫〕さゝやかにおしまきあはせたるほぐ共のかびくさきをふくろにぬいいれたるとり出て奉る、

紙屋紙

〔狹衣 三中〕一條の宮には、殿よりけふよき日なり、一品の宮に御ふみ奉り給へとのたまへば、けさのまゝにながめいり給ひて、すみのもとよりいかゞいはんと待給ふに、からうじてかくやりほぐをえ給ひて、せちにつぎつゝ見つゞけ給へる心ち、げに今すこし御心のうちみだれまさりて、引かづきてぞなきふしたまひける、

〔大鏡 三一條〕一品宮〇禎子内親王のぼらせ給へりけるに、〇中略三條院の御書〇院ノ御券ナリを具してかへりわたらせ給へりけるを、入道殿〇藤原道長御覽じてかしこくおはしける宮かな、おさなき御心にふるほぐとおぼして打すてさせ給はで、もてわたらせ給へるよと興じ申させ給ひける、

〔散木弃歌集 三秋〕田上にてたのかりたる跡より雁の鳴てたつをみて、

秋の田のほぐともかゝりの見ゆるかな誰おほそらにかきちらすらん

〔庭訓往來〕薄紙拂底之間所レ用二反故一也、更非二輕賤之儀一、

〔徒然草 上〕何事もふるき世のみぞしたはしき、〇中略文のことばなどぞ、むかしの反古どもはいみじき、

〔康富記〕寶德三年七月五日辛丑、予高祖父以來御記正本、代々記錄其外本書文本舊反古等不レ納二文庫之間一、自然爲二火災一紛失、

〔醒睡笑 序一〕ころはいつ、元和九癸亥の年、天下泰平、人民豐樂の折から、某小僧の時より耳にふれて、おもしろくおかしかりつる事を、反故の端にとめをきたり、

〔伊呂波字類抄 加雜物〕紙屋紙

〔塵添壒囊抄 七〕紙屋事

カミヤ紙ト云ハ何ナル紙ニカ宿紙ト書ク、又紙屋紙共書也、又カイカミ共云ニヤ、昔シ大内ノ中ノ紙屋ニテ調セシカバ紙屋紙ト申也、紙屋川共云モ、此紙漉ル河ナレバ此名ヲ得ル也、然ヲ今神

字ヲ用ル人フリ、社頭近キ故歟、二條攝政家卅八帖名寄ニモ紙字ニテ侍リ、是ヲ宿紙ト書事ハ、昔シ此紙屋ニ結番シテ宿直セシ故ニ宿紙ト書也、則是ヲカミヤガミト讀也、薄墨色ノ紙ナルベシ、當時漉反ト云是也、公家ノ料紙也、綸旨ナンドニ用ルガ故ニ、俗ニハ綸旨紙ト云歟、自余ニモ用レバコソ業平宿紙ニテ手ヲ書ケル、

〔東大寺正倉院文書〕寫經料紙帳

神龜五年四月廿四日、受紙屋紙百張、

〔延喜式十五內藏〕內宴儲料（○中略）硯五口、（事了返納）紙屋紙二帖、筆廿管、

〔朝野群載十五陰陽道〕陰陽寮解　申請寫來年料曆用物事

合曆百七十九卷

料紙三千三百卅九張

麻紙十枚　御曆褾紙料

御曆十三卷　料、紙屋紙三百六十張、（○中略）已上、

目錄

麻紙十枚、（下二中略）紙屋紙三百六十張、（○中略）右寫來萬壽三年曆料用度雜用料、依例陰陽寮所請如件、

萬壽二年七月四日　左少弁小野朝臣奉政

〔枕草子七〕頭辨のゐきにまいり給ひて、物かたりなどし給ふに、夜いたうふけぬ、あす御物いみなるにこもるべければ、うしになりなばあしかりなんとてまいり給ひぬ、つとめて藏人所のかうやがみひきかさねて、後のあしたはのこりおほかる心ちなんする夜をとほして、昔物語もきこえあかさんとせしを、とりのこゑにもよほされてと、いといみじうきよげにうらうへにおほくかき給へるいとめでたし、

〔蜻蛉日記 中ノ上〕げにそこよりといはゞこそ、かたくなはしく、みぐるしからめとて、かうや紙にかゝせてたてよみにて、削木につけたり、

〔源氏物語 三十二 梅枝〕又こゝのかむやのしきしの色あひ花やかなるに、みだれたるさうの歌を筆にまかせて、みだれかき給へるさま、み所限なし、

〔兵範記〕仁平三年三月五日甲子、今日公家被献中宮御產御調度、〇中略勅使授御物目錄、(書紙屋紙、在柳筥)

〔除目抄〕清書事(黃紙、白紙、〇白紙ト云ハ紙屋紙也、外記進藏人方、)

除目了、上卿參議二人或辨加之、春二人、一人有例、〇中略仁安二八一、權中納言宗家卿之又被行小除目、參議雅賴朝臣執筆、依無宿紙以白紙書召名、

〔薩戒記〕應永三十三年三月二十九日癸亥、次予引返大間、於公卿兼國程、今日奏任別紙參議等、兼國外無之也、以件所闕置予前、取折堺白紙(ヒヤク)(所謂紙屋紙事也)書之、〇中略今日召名體、式部奏任別紙予書之、紙屋紙也、

〔運步色葉集 賀〕紙名 宿紙

〔下學集 下器財〕宿紙(シユクシ)(漉墨之紙也、又云紙屋紙、公家之所用也、)

〔江家次第 五二月〕圓宗寺最勝會事

仰辨令儲去年僧名幷當年可召僧等、(召綱所令書儲之、硯、續紙、筥等、當御物懸者、儲文書筥等、請藏人所宿紙書之、)

〔好古小錄 下雜考〕或說ニ、宿紙ハ還魂ナラズ、淡黑色ニ染タル者也、其故ハ製麁ナリトイヘドモ、故紙ノ墨色此ノ如ク存センヤト、予云此說非ナリ、承元中ノ宿紙ニ故紙ノ文字存スル者有レバ、反古ヲ以、スキ返シタル者ナルコト必セリ、(俗ニ宿紙ハ熟紙也、シユクチ漉テシユクト云カ、古來ノ口ミタセト云、此說非ナリ、熟紙ハ、何レノ紙ニモ、生ト熟トアリ、宿紙ノコトニハアヅカラズ、)

〔薩戒記〕應永卅三年七月廿八日庚申、今日雜談之次、右大弁宰相云、除目召名、於奏任者、可書白紙之

由見舊記、而近代必用紙屋紙、不可然之由、注故瑞雲院贈左府記者、此事甚不審、往昔所謂之白紙者、宿紙之事也、被注中山殿直物御抄了、又右大弁白紙ト稱之、是又僻言也、白紙ト被注同御抄也、如此事爲後鑒以次注之、

〔海人藻芥〕綸旨書紙曰宿紙、五人職事內裏宿直、以件紙書下綸旨儀也、

〔康富記〕寶德三年八月十六日壬午、駒牽也、〇中略次上卿召少內記代康純仰宣命事、宣命職事仰大內記在治朝臣、令草進之、內記代持參宣命草、宿紙也、納筥、

〔親長卿記〕文明四年五月廿九日、總用事、廣橋大納言〇綱光可令催促云々、赤松沙汰、御年貢內、予退下、仰含元長令書御教書、宿紙當時難得之間、用白紙了、

〔大江俊矩記〕文化六年十月十五日壬寅、宿紙六百九拾枚、山科玄蕃權助持參調進也、尤自先達可調進宿紙、段々未進ニ相成、不埒之至ニ候、自兄部調進之內、當春三月迄未進ニ相成有之分、都合一萬二千枚也、段々紙透共ヨリ願立、當三月ニ半減六千枚調進御用捨被仰付、卽自日野頭辨殿〇資愛出納へ被仰聞候、就右未進六千枚調進方、幷御配當之割付等彼是伺定、當四月ヨリ定例調進之外ニ毎月百枚宛調進爲致、當ヶ年分千二百枚、五ヶ年ニ付都合六千枚也、夫ヲ頭辨、此方出納、山科等未進有之分へ少々宛割付可相納治定之由、仍別紙之通、今日調進之由、且又右之通此方へ千六百枚も未進ニ相成事は、山科之甚不埒ニ候故、責而御斷之爲メニと存、今日別段ニ貳百枚持參令調進了、此後亦餘分有之節は百枚貳百枚宛成共、隨分出精候而差上可申覺悟故、此段御承知可被下、定而自頭辨殿、右總未進一萬貳千枚之半減六千枚御用捨、殘六千枚當四月以後五ヶ年ニ追々相納可申樣之御沙汰有之候事、御達も可有之、何分乍御不肖、御當家未進千六百枚之處も右之割を以、半減八百枚御用捨之不納殘八百枚之所、員數致都合候迄每月二十枚宛、定例之外ニ相添調進仕、尤此以後は少も未進仕間敷、急度月々ニ調進可仕間、左樣御承知可被下、卽通ひ別紙持參候旨差出令一覽、此奧へ直ニ

落手書付雖可遣自頭辨未此事何共無沙汰事故、一應承候上、落手書付可遣旨答置、卽假受取遣置了、持參之通ヒ外ニ切紙等如左、

宿紙四折　折返ノ表ニ

北小路極﨟殿

御侍中ト書付有之

此所ニ張紙ニテ文化元子年十二月ヨリ同六巳年ニ至リト認有之

文化元年十二月ヨリ

宿紙調進之事

一文化元年十二月ヨリ

同六年三月迄

五拾二箇月分

二千六百枚

內

千枚　文化三年六月十二日　同五年九月六日　兩度ニ納

〆殘千六百枚　不納

此半減御用捨

〆殘八百枚

右八百枚之分、當巳四月ヨリ、定例之外ニ、月々廿枚宛相納可申候事、

一當巳四月ヨリハ、定例之通相納所申如左、

一十月三百五拾枚　巳四月ヨリ十月迄、七ヶ月分、

一百四十枚　右七ヶ月分、別段納之分、
外ニ心覺切紙添如ㇾ左
一三百五十枚
一百四十枚
別段
　貳百枚
合六百九拾枚
右之通、今日六百九拾枚持參、受取了、○中略此序一萬二千枚不納ニ相成分物語承、左之通、
日野頭辨　九ヶ月分　千百廿五枚
予　三十二ヶ月分　千六百枚
出納　七ヶ年餘　四千貳百枚餘
山科　八ヶ年餘　五千枚餘
都合一萬二千枚之不納ニ相成由、○下略

還魂紙

〔三代實錄　四十九光孝〕仁和二年十月廿九日甲戌、正二位藤原朝臣多美子薨、右大臣贈正一位良相朝臣少女、清和太上天皇之女御也、○中略天皇入道之日、出家爲ㇾ尼、潔齋勤修、晏駕之後、收拾生前賜御筆手書、作(スキ)ㇾ紙、以ㇾ書寫法華經、設大齋會、恭敬供養、奉ㇾ酬太上天皇不次恩德也、

〔續世繼　九 田鶴〕清和のみかどの御時、かた〳〵おほくおはしけるなかに、ひとりの御息所の太上法皇清和かくれさせ給へりけるとき、御經供養して佛の道とふらひたてまつられけるに、みのりかきたまへりける色紙の色の、ゆふべの空の薄雲などのやうに墨染なりければ、人々あやしくおもひけるに、昔給はりたまへりける御ふみどもを、色紙にすきてみのりの料紙になされたり

けるなりけり、それよりぞおほく色紙の經は、よにつたはれりけるとなん、かきとゞめられたるふみなども侍らんものを、橘の氏贈中納言廣相ときこえ侍し宰相の日記にぞ、この事はかゝれたるときこえ侍し、

〔榮花物語二十七玉の臺〕七月一日正日、法住寺には、かの中納言非違別當給けるなり、人の申ぶみうれへぶみなどありけるを、とりあつめて紙にすかせて法花經かゝむとおぼしける、

〔吾妻鏡四十八〕正嘉二年二月十九日己亥、最明寺五種行、今日結願、導師信承法印、被供養普賢菩薩像并法華經二部、内一部者漉聖靈遺札、爲眞文料紙、〇中略清和天皇崩御之後、東宮御息所、〇清和女御藤原多美子也、東宮御息所云者、誤爲皇母藤原高子也、御戀慕悲歎之餘、漉朝夕所被進之數百合勅書、被書寫若干大小乘經、橘贈納言廣相草御願文、載同心契戀蓮花偈匪石詞入鑁字門云句云云、薄雲色紙經始例於此時、古今雖事異、其志已相同乎、

〔七十一番歌合上〕十九番　かみすき

すきかへし薄墨染の夕暮もそら紙いろに月ぞいでぬる

〔江戸眞砂六十帖四〕紙屋五郎兵衞が成り立の事

常憲院様〇德川綱吉御治世の時代、江戸中、金もふけ、俄分限多くして、町々に開き門の町人、二ヶ所、三ヶ所ヅヽ有り、〇中略爰に馬喰町一丁目紙屋五郎兵衞とて紙商ひ、越後屋のごとく繁昌する、元祿年中、九尺店にして、才槌あたまの若者一人有り、夫婦三人淺草漉返しの紙見世を出し、鼻紙一通り賣弘めける、江戸中五郎兵衞一間にして、見世にもはかばか敷賣ぬゆゑ、五郎兵衞せり賣に出る、其節の漉返し紙を遣ふ者はあれ、淺草を遣ふとて、乞食非人の様に笑ひし、後子供の商ひ仕習ひに、箱に入て歩行、今は子供多くして、皆五郎兵衞所にて請取ける、それより段々商ひはびこり、今盛りの商人なり、

〔雲萍雜志 一〕浪華に紀伊國屋亦右衛門といへるは大家の商人なりけるがそのかみ年まだ若かりしころ、本家何某につかへて正直なるがゆゑに、主人是をあはれみ、その方わが家につとむること凡十餘年なれども、明くれ心を盡くし費をいとひ、家業を大切にするの志滿足せり、今その褒美として金百兩のもとでを遣すなれば、これをもて何處へなりとも、その方が心に任せ家を持ち出精して、千兩の利倍を得ずんば、再びわが家へいで入るべからずといへるに、亦右衛門は忝くおもひ、かの百兩を受けとりて、禮を謝し、いとまをつげて京都に登り、つら〱おもふに、〇中略紙は利のうすきものといへど、日用多きものなれば、唯鼻紙の捨たるべきをあきなふべしとて、西の洞院に所帶して、鼻紙を業とし、紙屑を買ひて、漉かせては賣りけるに、百兩をもと手として、三とせばかりがほどに三百兩の利を得たり、

〇按ズルニ、江戸ニテ淺草紙ト云フヲ、京都ニテハ西洞院紙ト云フ、

〔經濟要錄 五 開物 中〕諸紙第十二

江戸千住近在ノ民ハ、漉反シ紙ヲ製スルコト、毎年金十万兩ニ及ブ、

〔天保度御觸寫〕近來紙屑高直ニ相成、漉返し紙小盤に漉立、其上直段も高直に相成候ニ付、今般紙屑直段引下ゲ方申渡、其外取引主法取極メ、漉返し紙は竪九寸、幅壹尺壹寸ニ漉立させ、賣買可致旨申渡候間、右定尺之通、漉形相直シ、是迄用來リ候小盤、漉立候道具は取崩シ、右定之通相直シ、今般取極候主法之趣を以、市中紙屑屋共より可及示談間、相對を以勝手次第引合、正路ニ手廣く漉立、取引可致候、右之通、漉屋共へ申渡候間、右定尺之通、日限を定め、漉方早々爲相直、名主支配限改書候樣可致、萬一是迄之小盤ニ漉立候もの有之候はゞ、町役人迄も急度可及沙汰候間、一同厚く可相心得、

卯〇天保十四年正月廿九日

〔續修東大寺正倉院文書三十〕玉祖君麻呂謹解　申裝潢紙事
間物六卷抄、受紙三千八百五十四張、(中略)并三千六百五十六張〇中略
天平十九年八月十五日

〔左經記〕寛仁三年八月九日、〇中略余留東廊、令引僧布施、一僧綱威儀師、手作一段、中紙三帖、用紙十帖、鐵一口、凡僧、手作一段、中紙一帖、用紙六帖、鐵一口、

〔左經記〕寛仁四年六月二十四日、參八省、令引僧供等、僧綱、〇中略用紙十帖、房油代也、凡僧、〇中略用紙七帖、房油代

〔源平盛衰記十八〕文覺渡水狀天神金事
硯紙マウケ給ヘト云、下部悅テ硯借セヨ、紙買儲タリ、文覺紙ヲ取向テ見レバ、如法雜紙ナリ、見ママニ奇怪ナル奴原ガ紙ノ樣カナ、人ノ品ヲバ消息ニテ知事ナリ、好紙ヲ尋テ進ラセヨ、是人ノタメニ非ズ、只今物儲テ取センズルゾトテ投返ス、

〔桃源遺事一〕天和二年九月十二日、朝鮮人江戸を發し神奈川村に宿す、西山公齋藤平介を御使として、旅宿へ御送行の御詩并紙一箱宛被遣候、

橫狀

謹具
送行詩　壹章
日本紙〇〇　柴品
奉申敬、參議從三位兼行右近衞權中將水戸侯源光圀頓首拜、〇中略右被遣候紙ハ、備中檀紙、越前奉書紙、越前卯色紙、とのこり加賀染紙、伊豆桂紙、修禪寺紙の事美濃紙武儀紙、美濃紙の事也、武儀郡より出るによつてなり、常州水戸柔紙、此七品也、三使〇尹趾完、李彥綱、朴慶後、大悅いたし和答を奉り、且御返禮として各數品を進上申候、

〔畫工潛覽 五〕畫家新舊眞僞雜記
山田道安と云人、高野山下の河根と云所にて、畫の爲に紙を漉せたり、是を道安紙と云、乃楮紙にて、今簿帳に用ゆる紙に相似たり、
〔胸算用 五〕つまりての夜市
十枚つぎの蠟地の紙に、御免筆の名印までゑましたるを賣けるに、
〔萬金產業袋 一〕紙類一色
伊豫　仙過六百枚切四束入、宇和嶋よりいづる、
同紙數、同斷、吉田、大洲よりいづる、
〔毛吹草 四〕從諸國出古今名物、聞觸見及類載之、但庭訓用分除之、
下野
那須大方紙
〔大江俊矩記〕文化十二年六月四日戊午、此日江藏人、別段內々之御土產獻上、
東宮也、其品千代紙百枚、桐箱入、（不及箱鉢）萌黃眞田緒鐶付、竪脚二重緣臺乘、熨斗二筋添之、（不及包紙）
〔武江年表 八〕天保二年辛卯
四月深川要津寺門前良左衞門、森下町喜八、木綿の裁屑にて製たる、木綿紙といふ物を漉始む、
〔一話一言 八〕ゑびすがみ
尾州紀六林翁（堀田方、舊俗稱治右衞門、）夷庵に名づくる辭
毛唐人の寐ごとに、閃刀紙とかや聞へし、それを俗にゑびす紙と唱ふ、いかにしてさはいふぞと、小ざかしき男にとへば、それはかみのたちそこなひよと、鼻のほどおこめきていふ、又ある翁にたづぬれば、その說は世の理屈といふもの也、只何となくその紙を斜にとり直してみよ、

ゑぼし妻のあり〳〵と顯はる、そこゝに妻情の境あるものをさ答へき、げに何事も理屈をはなれてこそ、笑しけれどうなづきぬ、(下略)

草按、ゑびす紙の說、始の說おもしろし、いかさまかみのたちそこなひなるべし、

〔延喜式圖書十三〕凡年料所造紙二萬張、(廣二尺二寸、長一尺二寸、)料紙麻小二千六百斤、(一千五百六十斤穀皮、一千四十斤斐皮、並諸國所進、)藁五百圍、(河内國所進)絹一匹二丈、(篩四口料)紗一匹一丈七尺、(敷漉簀料)簀十枚、(漉紙料、長二尺四寸、廣一尺四寸、八枚漉色紙料、長二尺四寸、廣一尺五寸二枚擣面背紙料)調布五端四尺、(絞紙料二端一丈、篩四口料二丈、紙手四人袍袴料二端一丈六尺、)造砥一顆、鎌二口、小刀六枚、(四枚切麻料、各長一尺二寸、二枚切紙綺料、各長七寸、)木連灰十六斛、(直)明櫃八合、東筵十枚、調筵四枚、漉形五具、每年十二月上旬預請來年所須調度、但食米月別請受、(一人米四斗、鹽四合、小月亦同、作物不減、)其漉紙槽四隻、(各長五尺二寸、廣二尺一寸、深一尺六寸、底厚一寸三分、)洗麻槽一隻、(大同上)淋灰槽一隻、(長三尺五寸、廣三尺三寸、深一尺六寸、底厚一寸三分、)臼槽八合、(各長二尺五寸、廣二尺三寸、深一尺五寸、底厚七分、)碓四口、由加四口、乾紙板六十枚、(各長一丈二尺、廣一尺三寸、厚二寸五分、每年移木工寮削之、)並隨損請換、造紙畢年終進內藏寮、若臨時造紙者、並以年料內造進、(模本裏紙背紙標紙等類)

○按ズルニ、小二千六百斤ノ紙麻ヲ用キテ、紙二萬張ヲ造ルトキハ、一張ノ紙麻ハ二兩一銖九二ナリ、切麻トハ、初ニ造紙ニ用キル料ヲ截ルヲ云ヒ、切紙綺ノ紙綺ハ、カミハタト讀ミテ紙ノ端ヲ云フナラン、サレバ綺ヲカムハタトモ讀メリ、

〔通雅器用三十二〕造紙者謂之抄、紙幅謂之番、治楮者漚之、投黃葵之根、則釋而爲渟糜、酌諸槽抄之以簾、其薄者單抄再抄、厚者至五抄六抄、覆諸焙、乾而揭之、右軍守會稽、謝公乞箋紙、庫中有九萬版、悉與之、杜暹爲婺州參軍、吏以紙萬番贐、受百番、張華博物志、賜側理紙萬番、集賢院學士大府供紙五千番、陳後主供智者藤紙一嚫、今人以折成葉子者謂之版、其大者謂之番、百張謂之刀、五百謂大刀、

〔延喜式圖書十三〕凡造紙長功日截布一斤三兩、舂二兩成紙一百九十張、中功日截一斤、舂二兩、成紙一百七十張、短功日截十三兩、舂一兩成紙一百五十張、長功日煮穀皮三斤五兩、擇一斤十兩、截三斤五兩、

舂十三兩、成紙一百九十六張、中功日煮三斤四兩、擇一斤九兩、截三斤四兩、舂十二兩、成紙一百六十八張、短功日煮三斤二兩、擇一斤七兩、截三斤二兩、舂十兩、成紙一百卌張、長功日擇麻一斤三兩、截一斤七兩、舂二兩、成紙一百七十五張、中功日擇一斤、截一斤四兩、舂二兩、成紙一百五十張、短功日擇十三兩、截一斤一兩、舂二兩、成紙一百廿五張、長功日煮斐皮三斤五兩、擇一斤二兩、截三斤五兩、舂八兩、成紙一百九十張、中功日煮三斤四兩、擇一斤、截三斤四兩、舂七兩、成紙一百卌八張、短功日煮三斤二兩、擇十五兩、截三斤二兩、舂五兩、成紙一百廿八張、長功日擇苦參一斤五兩、截一斤十二兩、舂二兩、成紙百九十六張、中功日擇一斤二兩、截一斤八兩、舂二兩、成紙一百六十八張、短功日擇十五兩、截一斤四兩、舂一兩、成紙一百卌張、

〔延喜式圖書十三〕凡造紙者、褁布大一斤、斐皮五兩、造色紙卌張、穀皮斐皮各一斤造上紙各卌張、

○按ズルニ、穀皮斐皮各一斤ヲ用キテ、上紙各三十張ヲ造ルトキハ、一張ニ用キル所ハ十二銖八ニシテ、小斤ノ一兩十四銖四ナリ、

〔雍州府志土産七〕紙、凡加賀奉書越前鳥子、以是爲紙之最、杉原紙之所出也、始謂杉原紙、今省紙字直稱杉原、本朝高貴之侍臣、奉主人之命令而告之於下、謂奉書、其紙用堅硬而純白者、是謂奉書紙、今略紙字而言之、加州產爲堪、用鳥子、其紙色似鷄卵色、故稱鳥子、越前產爲宜、至雜紙則美濃紙、關東紙、修禪寺紙、小杉紙、周防安藝諸口、片口、厚紙五色紙等、悉齎來京師而賣之、至宿紙檀紙則他邦之所不能造也、古禁裏院中、書捨反古推疊、或有艷書戀慕之詞等、故厭人見之則裂之、直使紙師再漉之、漉紙者以紙屋川水洗之數回、合登呂々根汁而漉之、登呂々葉幷花似木綿花、至仲秋花開、其浸水間經三五日、故宿紙屋川邊而造之、故俗謂宿紙、其製紙處號宿紙村、今於西洞院河邊造之、數遍雖洗墨汚、猶帶淡墨色、依之號水雲紙、凡職事辨官預爲事、依之筆記者多、故遣此紙於職事雖用或使書口宣案等遣外記、外記因之寫綸旨於檀紙、世人見其案紙、多誤謂薄墨綸旨、今造宿紙者兩家、在西洞院西綾小路通

西也、兩家共小佐治氏也是則紙師座會長也至近世自諸方齎紙來者、悉譏而征之、是謂取運上、今無其儀、檀紙自備中來、其漉之人、自古有家領、此紙綸旨口宣懷紙等用之、或號大高小高、或稱引合、又謂引、大小高則紙大小之號也、引合此紙三屈折之、其體如引合衣領、其紙有礫砢、而似松皮、故中華人、稱松皮紙、其名相當、凡所用神社之宣命紙於伊勢內外宮、用靑色紙、其餘悉黃紙也、外記書之、此紙亦兩家之紙師造之、凡造紙謂漉、楮汁幷登呂々汁相合和水、歷日而後漉渣滓、容淺筥、以竹簾貼之、而後取起之、張板面、日乾用之也、此外打曇雲紙墨流等、白紙施文采者也、又擣紙於石磐之上、而施雲母汁於其上、則其紙透徹、宜臨寫書畫、或謂雲母紙、又稱玉盤紙、臨寫之際、若有損失、則忽拭之又如舊、又一種有湊紙、舊於泉州湊濱造之、其色淡黑、其狀麁惡、多以赤紙片貼之於紙面所々、是謂付麁、是用賀素野楾者也、茶人貼茶亭壁、又張障子兩面、此謂太鼓張、湊紙今於洛下亦製之、此外扇地紙、亦於西洞院製之、又近世白紙半截之、以糊橫續之爲一卷、書事了、隨其長短而切用之、依稱切紙、又謂手紙、近世專用之、是亦西洞院製之、

〔紙譜〕諸國所出紙類目錄

山城　諸國の紙類、京都にて擬へ制せざるはなし、今こゝに一々これを記するにいとまあらず、諸國いろ〳〵の紙漉出し、自然に其地產の美を具ふ、京都にて其類に隨ひてこれを制すれども、たとへば異國にて織錦金襴の類を吾朝にて織がごとし、頗る其觀を同しうすれども其地產の勢ひなし、今京都にて製し出す紙も又かくのごとしと志るべし、

〔經濟要錄〕五開物中　諸紙第十二

紙ヲ漉出スコトモ、建武延元ノ頃ヨリ戰國ノ世ト爲リテハ、精ヲ盡スコト能ハズシテ、大ニ其業衰ヘシガ、國初ニ至テ天下太平ト爲リ、諸國物產ノ業漸々ニ開ケ紙ヲ漉出スコトモ盛ニナリ、明和安永ノ頃迄ニ皆競テ精ヲ盡シ、紙ヲ大坂ト江戶ニ出スコト夥シ、先其高名ナル者ハ、越前ノ檀

紙、大鷹、中鷹、小鷹、檀縮、五色縮、奉書、大廣、御前廣、大奉書、中奉書、小奉書、五色奉書、紋奉書、墨流、杉原紙、鳥子、間似合、尺永、厚物、小杉、小半紙、半切等、凡貴重ナル紙ヲ出スハ越前國、岩本、大瀧、定友、不老、新在家、此五箇村ヲ以テ日本第一トス、次ニ美濃ノ御定紙、大直紙、中直紙、小直紙、障子紙、紋障子、奥具帖、小菊紙、杉原紙、厚物、板紙、尺長、半切等、次ニ土佐ノ奉書、杉原、丈永、仙過、厚紙、小板、靑花紙、藥袋紙、紺紙、淡藍紙、半紙、大半紙、半切、鼻紙等、其他常陸下野ノ西ノ內、杉原、丈永、半切、周防長門ノ半紙、小半紙、厚物、板紙、小杉、半切、及ビ廣折、片折、塵紙等、伊豫ノ半紙、及ビ奉書、杉原、丈長、仙過、厚紙類、安藝ノ半紙、小半紙、塵紙、障子紙、板紙、奉書、杉原、丈永、仙過、厚物類、阿波、淡路ノ大鷹奉書、杉原、延紙、坂紙、半紙、小半紙、黃金紙、五色半切、雁皮紙、仙過、厚紙類、筑前、筑後ノ半紙、半切、淸帳紙、板紙、及ビ御用紙、中折、奉書類、出雲石見ノ半紙、小半紙、半切、延紙、塵紙、厚物、及ビ中折、板紙等、備中、備後ノ大鷹奉書、杉原、三折半紙、厚紙、塵紙及ビ三好紙等、但馬因幡ノ奉書、杉原、小杉、小半紙、障子紙、厚紙類、丹波丹後ノ奉書、杉原、丈永、加賀ノ奉書、杉原、小杉、小半紙、半切、信濃ノ小杉、小半紙、上野ノ厚紙類、播磨美作ノ杉原奉書、海田、厚物類、豐前、豐後ノ奉書、廣方、杉原、中折、板紙、小菊、半切、厚紙類、肥前、肥後ノ板紙、百田紙、日向半切、伊豆ノ修禪寺紙、五色雁皮紙、半切、陸奥ノ岩城紙、出羽山形ノ松葉紙、米澤ノ大方、厚紙、若狹ノ名田紙、大和ノ宇田紙、吉野紙及ビ國栖紙類、又京都ト大坂ニテハ種々ノ紙ヲ製ス、薄墨紙ハ禁中ノ御免紙ナリ、西洞院ニテ此ヲ漉ク、唐紙、表具紙、金紙、銀紙、泥紙、紅紙、蠟打紙、印可紙、短冊紙、行成紙、源氏紙、更沙紙、綸子紙、書翰紙、歌書紙、千代紙、万年紙、次第紙、布目紙、紋紙、水晶紙、打紙、品々、油紙、折手本類ハ東洞院、及ビ大坂平野町邊ニテ此ヲ製ス、半紙ヲ黃赤靑等ニ染ルモ大坂ニテ染ルナリ、又攝州名鹽村ヨリ間似合、屛風紙、雲紙、鳥ノ子、五色鳥ノ子、雲鳥ノ子、大鳥ノ子、廣鳥ノ子、繪鳥ノ子、土鳥ノ子、後藤紙、同厚葉、中葉、薄葉、同五色等、其他種々ノ紙ヲ出ス、以上紙ヲ出ス所ノ大略ニテ、五十年以前迄ニ世ニ名ヲ得タル物產ナリ、然ルニ近來甲斐、駿河兩國ノ民、紙ヲ漉クノ土地ヲ富饒ニスルコト

ヲ知リ、夥ク楮樹ト三叉ノ木ヲ作リ、奉書、杉原、半紙、半切等ヲ競テ漉出ス、其中、半紙ト半切ハ、大ニ世ニ用ラレテ、今ハ年々四五万兩ヅヽノ金ヲ致ス、故ニ甲駿二國ノ富貴セシコト五十年前ニ三倍セリ、又武州ノ小川モ亦、細川、端不切(ハシキラズ)等、岩城紙ニ似タル紙ヲ漉出ス、小川邊モ亦漸々富ム、抑紙ニハ種々高價ノ品モ多シト雖モ、世ニ多ク有用ナルハ半紙ヨリ要ナルハ無シ、次ニ塵紙ト漉返、次ニ障子紙ト半切ナリ、其次ハ西ノ内ト杉原ナリ、今ノ世ニ當テ伊豫ノ大洲半紙厚クシテ幅モ優也、故ニ大洲半紙ノ勢ヒ天下ニ獨歩ス、

〔廣益國產考 五〕楮之種類 此種類、九州にて植る所の名也、國所によりてかはるべし、

一おぶち 上中略〇

一丸葉 中中略〇

一白梶 略〇中

一目高 中下略〇

一黑へを 中下略〇

一白へを 中下略〇

一青へを

一なまづを

山楮と唱、下品なる紙に交漉種類、

一白くち

一やまず 略〇中

一むくび 略〇中

一桑の皮

是より攝州木ソ部にて任立、九州、中國、四國邊江送る所の種類、

一赤楮 略〇中

一黒楮 略〇中

一眞楮 略〇中

一高楮 略〇中

此外にも種類あり

餘の國々にて下紙に漉交る品あるべし、筑後にては藁を細かにきざみ打て、楮に交て漉たるを豊年紙とかいへり、又江戸にて艾を交て漉たるを見、筑前にて竹の子の伸て、頓て葉生せんとするところを、細かにたゝきて楮を少し入、漉たるを見し事あり、如此楮に交て漉ぬれば、木の皮抔に下紙に漉交る品あるべし、既に駿州由井宿より興津の間、さつた峠の山抔に、三ッ杈といへるものを植て、倉澤其外にて、紙に漉いだすなり、木は餘り大木となる事なし、山に植て三四年目に伐て、楮を蒸やうに桶の蒸籠にてむし、皮をむき、楮同様に干上置、水に浸して皮をこそげ、河にて晒、むして板の盤の上にてたゝき、紙に漉事は、楮の紙を漉に少しもかはる事なし、此苗は冬より春にかけ花咲、みいりたるを、五月に實の熟せし時、取て干揚、春に蒔ば、追々芽を出すを、程よく間引、綿を仕立るやう致しなば、其十月には、壹尺五六寸には伸もの也、夫を翌春、山か畑などに植置ば、三四年目には、大は火吹竹ぐらゐ、小は手の指ぐらゐに伸たるを、右に云如く伐て苧となし、紙に漉事なり、此三ッ杈にて漉たる紙は、唐紙に似て、竪にも横にもさくるなり、武州邊玉川抔にて漉和唐紙は、此三ッ杈を多く、楮を少し入て漉事と見ゆ、江戸にて賣所のがんひ紙の下品なるは多く三ッ杈にがんひを少し合して漉たるものなり、何れ農家にては、餘作をして、定作の外に利を得る事をせざれば、立行がたきものなり、右楮と櫨は農家餘作の内にては、利分多き作りものな

るべし、

〔玄洞筆記 後篇〕一近年楮高直にて、紙工も用ふる者も、共に困みければ、大麥葉、小麥葉、稻穗、三叉木檉等にて被為流、いづれも好紙にすき出したり、三叉は紙潔白にして、美濃の上々紙とも見まがふべき程なり、麥葉をば麥光紙と名付て、江戸表へも被為遣けるに、去る某御方、殊の外賞玩し給ひて、右の紙どもを、中滿村の仲右衞門と云ふ紙工に、井坂與五大夫より申付て為流けり、極めて上手にてありしかば、いづれも不殘よく漉出したり、かやうに色々被為流に付て、御物ずきに被仰付と心得て、與大夫と申合せ、銀杏葉を漉て指上たり、まことに奇麗なる紙なりければ、定て心意に相かなひ、打續可被仰付と存せしに、御覽被遊て仰出けるは、能く漉出したり、紙も好品なり、但我心にはあらず、我本意は、楮高貴して世間困むによつて草木の世上澤山あるものにて、是を助けんためなり、銀杏木は世間に多からぬ者なれば、楮の助に用ふる事叶がたかるべし、自然物ずきは、珍しき紙漉せん時は可然と被仰き、

〔令義解 賦役三〕其調副物、〇中略正丁一人、〇中略紙六張、長二尺、廣一尺、

〔本朝度量權衡考 度〕賦役令ニ、紙長二尺、廣一尺ト云ヘルニヨリテ、余ガ架中ノ古寫佛經ニテ攷ルニ、和銅五年ニ寫シタルハ、其紙長サ小尺ノ二尺、廣サ小尺ノ九寸四分半（廣一尺ナリシヲ、重裝ノ時、經ノ上下ヲ截リ揃ヘシニヨリテ、少シ短クナリタルナラン、）令ニ云フ所ノ度ニ合ヘリ、（此外和銅以上ノ文書等、今世遺レルヲ聞カズ、博識ノ人ニ尋ヌベシ、）天平十二年ヨリ貞觀ノ頃迄ニ寫シタルハ、長サ大尺ノ一尺九寸七分以下、一尺八寸三分以上、（小尺ニテ度レバ二尺三寸六分以下、二尺二寸以上ナリ、然レバ是ハ大尺ノ二尺ナリシガ、裝潢ノ時截リ縮メシナラン、）廣サ大尺ノ九寸六七分以下、九寸二三分以上ナリ、（小尺ニテ度レバ一尺一寸六分以下、一尺一寸一分以上ナレバ、是モ大尺ノ一尺ナリシガ、縮マリシナラン、）和銅五年ノ經ハ、小尺ヲ常用トセラレシ時造リシ紙ニテ、天平十二年以後ノ經ハ、大尺ヲ常用トスル制ニ改メラレシ後ニ造リタル紙ナルベシ、

〔延喜式十三圖書〕凡年料所造紙二万張(廣二尺二寸、長一尺二寸、)

○按ズルニ、廣二尺二寸、長一尺二寸ハ、長二尺二寸、廣一尺二寸ノ誤ナリ、而シテ令ハ小尺ヲ以テ度リ、式ハ大尺ヲ以テ度レリ、(大尺ノ一尺ハ小尺ノ二尺二寸ナリ、)因テ令ノ二尺ハ式ノ一尺六寸六分餘、一尺ハ八寸三分餘ナリ、又式ノ二尺二寸ハ令ノ二尺六寸四分、一尺二寸ハ一尺四寸四分ナリ、

〔好古小錄雜考下〕古昔ノ紙、全葉ノ尺寸ノ考フベキハ、御厨子所預家、延暦末年ノ太政官符ノ模本アリ、云其紙全葉縱一尺一寸餘、横二尺七寸許、是當時符牒等ニ用ル紙トミユ、又寛治ヨリ建武ニ至テ、二百五十年ノ間ノ太政官符、及牒凡六十通許、余親クミル所、其紙縱一尺一寸、横一尺八寸、小異同アレドモ、大概寸尺此ノ如シ、是貞觀以後ノ製ナラム、古昔半紙ヲ用ルト云者ハ、横ノ長キ紙ノ半ノ廣サニ抄タル紙アリテ用ヒシナラム、延暦十三年田券ニ、縱一尺許、横一尺四寸許ノ紙ヲ用ヒ、嘉祥齊衡ノ頃、縱一尺餘、横一尺三寸餘ノ紙ヲ用ル者多シ、皆延暦制ノ二尺七寸許ノ半紙ナルベシ、又古紙ニ縱一尺許、横一尺八寸許ノ者アリ、伊都内親王ノ願文ノ料紙此ニ同ジ、此亦一種ノ寸法ト見ユ、又縱八寸許、横二尺二寸許ノ紙アリ、大略西土大史紙ノ寸尺也、此ヲ二ツニキレバ、大概今俗ニ云半紙ノ寸尺ナリ、

〔八雲大式〕檀紙定法竪一尺三寸、横一尺九寸、引合竪一尺二寸、横一尺九寸六分、

〔飛州志三〕一宮○中略以上按ズルニ、人皇百九代後水尾帝御宇、元和二年丙辰二月十一日奉書ナリ、

○中略檀紙二枚重子竪一尺四分餘、横一尺四寸五分計リ也、

〔紙譜〕檀紙類

備中(備中松山城下柳井勘左衛門と云人、廣瀬にて漉出ス)

大鷹㊀(檀紙、引合、大鷹、松皮紙、)

(少)　一尺七寸一分

㋵　二尺二寸三分

中鷹㊀ 引合、中鷹、

㋟　一尺三寸五分

㋵　一尺九寸五分ヨリ二尺五分まで

小鷹㊀ 小鷹、鬼杉原、

㋟　一尺七寸五分

㋵　一尺四寸五分

〔カ〕　一束貳百四拾枚づゝ

○按ズルニ、小鷹ノ㋟一尺七寸五分、㋵一尺四寸五分トアルハ、㋟一尺四寸五分、㋵一尺七寸五分ノ誤ナリ、

〔紙譜〕奉書類

越前奉書 府中ヨリ出ル品上品也

大廣

㋟　一尺四寸五分

㋵　一尺九寸五分

〔カ〕　一固三束入

御前廣㊀ 中廣

㋟　一尺三寸五分

㋵　一尺八寸五分

〔カ〕　一固三束入

大奉書㊀本政

㋟一尺三寸

㋵一尺八寸

[カ]一固四束又五束入

中奉書㊀同政

㋟一尺二寸

㋵一尺六寸七分

[カ]一固六束又七束入

小奉書上判

㋟一尺九分

㋵一尺五寸五分

[カ]一固八束入九束入

○按ズルニ、[カ]ハ束スル所ノ紙ノ枚數ノ符號ナルコト、紙譜凡例ニ見エテ、其下ニ一束ノ枚數ヲ記スルモアレド、此處ニテハ一箇ノ束數ヲ云ヘルナリ、

計紙多寡之名

〔萬金產業袋一〕紙類一色

さてまた素人は只のべははな紙、たけながは髻、よしの紙は漆こしと計心得て、美濃紙は四十八枚一帖ぞとも、また國栖は一帖に六十枚有ぞともしらぬ族、紙とゝのへたき時、金銀の自由をもつて買ふゆゑ、その商賣の人、紙の出所、しなの善惡、くはしくいひ聞せ、おのれと功者になり、用事足るなれば、右の國所出、紙の帖數等、覺ゆるにも、およばずとはいふべけれども、又商人にむかひて、いやその國のその紙の帖かず何十何枚、それはその國よりいづる紙にて、性のよしあしある

事など、功者に挨拶せんには、右の商賣たる人も、扨は玄ろう人ならずと心得、こゝろをゆるさず、ひとりと高利を得はとらぬ品も有べし、玄かれば素人の兼て見置覺置ても、まんざら無益徳なき事といふにもあらじ、

〔源平盛衰記十九〕聞性撿八員事

八百部ノ轉讀、カツ〳〵供養有ベシトテ、○中略巳上四種ノ供養ノ上ニ、又四種ヲ被副タリ、砂金八兩、檀紙八束、白布八端、綿八箇、都合八種ノ布施也、

〔拾芥抄下本〕五部大乘經經寸法高九寸五分上界一寸分下界一寸分云々○中略

都合一百九十卷、料紙四千二百廿枚、色紙定二百六十八帖廿枚、上紙定八十四廿枚、

六十華嚴經六十二卷之內梵網經二卷

料紙千二百廿六枚

大品經三十二卷之內仁王經二卷

料紙八百六十六枚

大集經五十二卷之內註略

巳上料紙千七十六枚

法華經十卷料紙二百枚○中略

三部經　大乘經、總料紙四千八枚、大概分五十枚一帖、紙分八束十八枚、

○按ズルニ、五部大乘經ノ料紙四千二百二十枚、色紙ハ一百六十八帖二十枚、上紙ハ八十四帖二十枚トアルニ據レバ、色紙ノ一帖ハ二十五枚ニシテ、上紙ノ一帖ハ五十枚ナリ、又三部經大乘經總料紙四千八枚トアリテ、其註ニ五十枚一帖紙分八束十八枚トアルニ據レバ、五十枚ヲ一帖トシ、十帖ヲ一束トシタルモノニテ、四千八枚ハ、四千十八枚ノ誤ナラン、

〔康富記〕享德三年二月廿七日己酉、縣召除目大間料紙、自圖書寮紙漉許、百廿枚送之、○中略官務班抄除目申云、大間料紙屋紙、圖書漉畢、兼日付外記、春三帖、各五十枚秋二帖也云々、近年百枚進之、而此五六ヶ年百廿枚出之由、使老女陳申之間、先此分請取之畢、

〔大館常興日記〕天文九年十月廿二日

一重而攝州○元朝臣遣爲御使來臨、仍京兆への御内書兩通、御案文被下て、愚老可致調進候由、被仰出也、則令調進之、御引合御立文兩通如此也、御引合一帖廿枚在之、遣給之也、

〔武雜記補註中冊頭書〕杉原一帖ト云ハ、十二枚ナリト、伊勢常異記ニ見ユ、

〔橘花漫筆三〕高野六十、那智八十と云事は、高野の紙谷と云處より漉出せる紙は壹帖六十枚なり、今浪花に專傘を張紙なり、又熊野牟婁郡小塚村より漉出す紙は、壹帖八十枚なり、依而斯くいへり、後に是に類せし紙を、吉野の國栖宇陀郡より出す、みな高野に摸寫せし故、何れも六十枚壹帖と定む、大體奉書、杉原、みのの類、壹帖四十八枚とす、然るを後世利にさとく、唯見聞をよろしくして利を謀るが故、片折、半紙の類、又省略して四十枚を壹帖とせり、按るに片と云、半と云ものゝみな八十枚壹帖を省略せし名なるべき歟、

〔紀伊國名所圖會三篇四下〕產物傘紙同村(河根村)にて製す、世に高野紙といふ、六十枚を一帖とす、

〔萬金產業袋一〕傘細工

森下は四十八枚一帖にて、紙は天地ともよほど小場也、

〔紙譜〕美濃直紙類

小菊㊀小みの又小折、鼻紙也、數に用ゆ、

㋟ 六寸八分ヨリ七寸迄

㊃ 八寸八分ヨリ九寸五分迄

造紙工

[万]　一帖四十八枚一丸二百帖入

〔紙譜〕杉原類

播磨御上リ杉原

大廣

㋟　一尺一寸

㋵　一尺五寸

[万]　一束五百枚切一〆ニ一束五帖入一荷ニ二〆〈略○中〉

但馬杉原〈中品〉

㋟

㋵

[万]　一束四百枚切

〔東大寺正倉院文書〈四十五〉〕天平六年皇后宮職雜用文書斷簡

給近江紙工敢石部勝麻呂糧米一斗六升〈略○中〉

天平六年五月一日　　大属正八位下勳十二等内藏忌寸老人

大夫從四位下兼催造監勳五等小野朝臣牛養

〔享祿本類聚三代格〈四〉〕太政官符

圖書寮〈略○中〉

造紙手〈元八人、今定五人〉

右右大臣宣、奉勅、年料造紙、其數不多、所有紙手、既無食料、〈略○中〉准量所用造手有餘、並從減省、

大同三年二月十六日

〔享祿本類聚三代格 四〕太政官符

停止幷減定諸司才長上事

圖書寮

造紙長上二員　右減一員定一員〇中略

以前被右大臣宣偁、奉勅、件司等才長上數、停止幷減定如件、永爲恒例

大同三年十二月十五日

〔享祿本類聚三代格 四〕太政官符

圖書寮造紙手少初位下秦公室成

右檢案内、太政官去大同三年十二月十五日下式部省符偁、右大臣宣、奉勅、造紙長上一員、宜從停止者、今被右大臣宣偁、奉勅、前長上秦部乙足死去之替補室成、自今以後、依舊定二員、

弘仁三年二月廿八日

〔享祿本類聚三代格 六〕太政官符

應給食傜丁事

造國料紙丁 大國六十人 上國五十人 中國四十人 下國三十人

造紙丁二人〇中略

弘仁十三年閏九月廿日

〔權記〕長保四年二月一日丁卯、召奉親宿禰、付美濃國紙屋長上宇保良信解文、尋先例可進止之由示之、

〔江談抄 二雜事〕外記日記圖書寮紙工漸々盜取間、師任自然書取事、

被談曰、外記日次日記、一筆書取人者孝言也、〇中略師遠祖父師任、大外記之間、皆悉所書取也、師任書

造紙始見

貢進

取之後、外記日記等、爲圖書寮紙工漸々被盜取也、

〔康富記〕享德三年二月廿七日己酉、縣召除目大間料紙、自圖書寮紙漉許百廿枚送之、先持參局務亭、自彼方如例年被相觸之故也、件使直ニ是へ持來也、儲請取之由返答了、厚紙也、廣サ長ケ〇下闕

〔日本書紀 二十二 推古〕十八年三月、高麗王貢上僧曇徵法定、曇徵知五經、且能作彩色及紙墨、〇下略

〔令義解 三 賦役〕調副物、謂此唯爲正丁、不及次丁中男也、正丁一人〇中略紙六張長二尺廣一尺

〔延喜式 二十三 民部〕年料別貢雜物

伊賀國紙麻五十斤　伊勢國紙麻一百十斤　尾張國紙麻九十斤　參河國紙麻十斤　近江國紙麻一百十斤

美濃國紙麻六百斤　下野國麻紙一百張　出羽國紙麻一百斤　若狹國紙麻一百斤　越前國紙麻一百斤

丹波國紙麻七十斤、斐紙麻一百斤　但馬國紙麻七十斤　因幡國紙麻七十斤　伯耆國紙麻七十斤

播磨國紙麻二百十斤　美作國紙麻七十斤　備前國紙麻五十斤　備中國紙麻九十斤　備後國斐紙麻二百斤

周防國斐紙麻二百斤　紀伊國紙麻七十斤　阿波國紙麻七十斤、斐紙麻一百斤

讃岐國紙麻百五十斤、斐紙麻一百斤　伊豫國斐紙麻一百斤　太宰府斐紙二百張、麻紙二百張、斐麻二百斤、〇中略

〇按ズルニ、此文ニ麻紙アリ、斐紙アリ、斐紙麻アリ、紙麻アリ、斐紙麻ハ斐皮ニシテ、單ニ紙麻ト云フモノハ麻ナルベシ、

〔享祿本類聚三代格 十八〕太政官符

衛卒二百人

右同前奏狀〇太宰府偁、此府者九國二島之所輻湊、夷民往來、盜賊無時、追捕拷掠、可有其備、加以兵馬廿疋、飼丁、草丁、貢上染物所、作紙所、大野城修理等、舊例皆以兵士宛、今商量置此二百人、宛件雜役、以年相替、免調庸及給粮鹽資丁一同仕丁、〇中略

天長三年十一月三日

〔延喜式二十四主計〕凡諸國輸庸、〇中略薩摩國〇中略一丁紙七十五張、

〔延喜式二十四主計〕凡中男一人輸作物、并課、陸奧、出羽、壹岐、對馬等國島不輸、絹三尺七寸五分、紙四十張、〇中略斐紙麻三斤、穀皮三斤二兩、〇下略

〔延喜式二十四主計〕

伊賀國　中男作物紙　伊勢國　中男作物紙　尾張國　中男作物紙
參河國　中男作物紙　駿河國　中男作物紙　甲斐國　中男作物紙
相模國　中男作物紙　武藏國　中男作物紙　安房國　中男作物紙
上總國　中男作物紙　下總國　中男作物紙　常陸國　中男作物紙
近江國　中男作物紙　美濃國　中男作物紙　信濃國　中男作物紙
上野國　中男作物紙　下野國　中男作物紙　若狹國　中男作物紙
越前國　中男作物紙　加賀國　中男作物紙　越中國　中男作物紙
越後國　中男作物紙　丹波國　中男作物紙　丹後國　中男作物紙
但馬國　中男作物紙　因幡國　中男作物紙　伯耆國　中男作物紙
出雲國　中男作物紙　石見國　中男作物紙　播磨國　中男作物紙薄紙簀
美作國　中男作物紙　備後國　中男作物紙　安藝國　中男作物紙
周防國　中男作物紙　長門國　中男作物紙　阿波國　中男作物紙
讃岐國　中男作物紙　伊豫國　中男作物紙　土佐國　中男作物紙
筑前國　中男作物穀皮　筑後國　中男作物穀皮　肥前國　中男作物斐皮
肥後國　中男作物熟　豐後國　中男作物熟麻穀皮　日向國　中男作物斐紙麻熟麻
大隅國　中男作物紙　薩摩國　中男作物紙〇節略

○按ズルニ、右ハ中男ノ丁ヨリ輸ス所ノ作物ナリ、正丁ニハ調庸トモニ紙ナキコト、主計式ニテ知ラル、當時單ニ紙ト稱スル者ハ穀紙ナラン、或ハ其地ノ所產ニ由リテ自ラ其別アルカ、此文播磨國ノミ紙ノ外ニ薄紙アリ、然レドモ薄紙ノ下ニ簀ノ字アレバ、一物ノ名ニシテ薄紙ヲ造ルニ用キル簀ナルモ知ルベカラズ、又穀皮、斐皮、麻モ造紙ノ料ナレバ之ヲ抄取セリ、此外ニ熟麻アリ、或ハ是モ造紙ニ用キルモノカ、

〔續修東大寺正倉院文書 四十一〕丹波廣成解　請錢柒佰貳拾捌文

用二百十五文○中略

色紙二枚 直四文○中略　紙五十枚 直卅五文

五年十二月廿七日

○按ズルニ、色紙一枚ノ直ハ二文、紙一枚ノ直ハ七分ナリ、

又按ズルニ五年ノ上ニ年號ヲ脫スレドモ、原書ニ依レバ、天平寶字五年ナルガ如シ、

〔枕草子 十〕御前に人々あまた物仰らるゝ、つひでなどにも、世の中のはらだゝしうむつかしうかた時あるべき心ちもせで、いづちも〳〵いきうせなばやと思ふに、たゞの紙のいとしろうきよらなる、よき筆、白きしきし、みちのくに紙などえつれば、かくてもしばしありぬべかりけりとなんおぼえ侍る、又かうらいべりのたゝみのむしろあをうこまかに、へりのもんあざやかにくろうしろうみえたる引ひろげてみれば、何か猶さらに此世はえ思ひはなつまじと、命さへをしくなんなると申せば、いみじくはかなき事も慰むなるかな、をばすて山の月はいかなる人のみるにかとわらはせ給ふ、さぶらふ人もいみじくやすきそくさいのいのりかなといふ、さてのちにほどへて、すゞろなる事を思ひて里にある比、めでたき紙を二十つゝみにつゝみて給はせたり、仰事にはとくまゐれなどのたまはせて、是はきこしめしおきたる事ありしかばなん、わろかンめ

れば、壽命經もえかくまじげにこそ仰られたる、いとをかしむげに思ひ忘たりつる事を、おぼしおかせ給へりけるは、なほたゞ人にてだにをかし、ましておろかならぬ事にぞあるや、心もみだれてけいすべきかたもなければ、たゞ、

かけまくもかしこきかみのまるしにはつるのよはひになりぬべきかな、あまりにやとけいせさせ給へとてまゐらせつ、

〔田氏家集上〕乞帋贈隣舍

滿篋秋懷蓄似雲、唯因無紙鬱紛々、莫為多少相嫌意、寫著詩章續送君、

〔高祖遺文錄十三〕佐渡御書

此文ハ富木殿ノカタ、三郎左衞門殿、大藏タウノツジ十郎入道殿等、サジキノ尼御前一々ニ見サセ給ベキ人々ノ御中へ也、〇中略

文永九年壬申大歲三月二十日　日蓮花押

日蓮弟子檀那等御中

佐渡國ハ紙候ハヌ上、面々ニ申セバ煩アリ、一人モモルレバ恨アリヌベシ、此文ヲ志アラン人ハ、寄合テ御覽ジ、料簡シテ心ナグサマセ給ヘ、〇下略

〔老人雜話坤〕大内介〇義隆は西國一の大名成し周防の山口の城に居る、紙を大明へ渡し、書物をすらせて取寄けり、今に至て山口本とも、大内本とも云、

〔西山遺聞下〕紙を惜たまふ事

公は紙を常に惜みたまひ、御隱居の後には外より來る書束の裏書長短のかまひなくつがせられてつかはせられ、詩歌の稿には反故のうらを用たまひ、御疊に水こぼれたるには布木綿のきれにて拭はしめられ、奥女中へたびたび紙を費すべからずとありけれども費多き故に、女中に

寒中紙漉を觀すべし、甚おもえろきものなりとありて、松の草村に女中大勢つかはされ、兼て紙すき場川の上に棧敷を作らせ、からすがきの上薄べりばかり四方吹拂にして、工人男女水中に入はたらくを觀せしめらる、女中ども大に苦しみ、自ら寒風にくるしみたること、又工人の難儀の事など、歸りて公に告奉りしかば、公右のごとく紙は容易ならざるものなれば、みだりに費すべからずとのたまひしと、佐々木夷心妻の話なりと云、見聞錄

〔蔭涼軒日錄〕文明十七年四月四日、以昨所造之紙帳付悰子献東府、結城渡之云々、○中略了春行者謁東府、仍見彼紙帳與古帳其摸樣同乎不同乎御尋之、了春謹白寸分亦無差違云々、了春歸時來于當軒說之、

〔雲萍雜志一〕六德牒記云、綾羅錦繡もて夜の物を造り、薄ものすゞしに蚊のわづらはしきを避くるは、定紋に片意地はりて、紙子に淺瀨を渡る事をえらざるなるべし、土燒の火鉢ひとつは道具買も遺念なく、紙もてつくれる蚊牒一張、紙屑かふ者の眸をうながすはともあれ、盜人をして心を動さしむることなかるべし、薄紙一重に世塵をさけ、濕をのぞきて寢冷せず、風を入るゝ時は水濱にあるよりも涼しく、書を見る時は螢雪の窓よりも明し、あぎたなき姿を人に見せぬばかり夏侯が妓衣の巧にもまされり、晝はまろめて屏風のうしろへ投込み、折目を正すせわもなし、秋去り冬來れば、被りて霜雪のはげしきをも凌げば、一物にして六用あり、

〔日本山海名物圖會四〕奥州仙臺紙子、仙臺かみこ地紙つよく能もみぬきてこしらゆる故、やはらかにてつやよし、奥州は木綿すくなきゆへ、中人以下はおほく紙子をきる也、夜具も大かたは紙子にてこしらゆる也、其外諸國紙子の名物、肥後八代紙子、播磨紙子、紀州花井紙子、美濃十文字、大坂松下一閑紙子、

〔京童一〕四條河原

界

あるひはごつまもめんを羽織にして、打ぬきの紙にはらわた出すもあり、

〔立身大福帳七〕紙屑　ずいぶんてまめにひろひかごへ入るべし、さまつといふはかやうの事なり、捨る物をすてぬやうにする事第一の始末也、ぬか、灰、紙くずの代はさん用の外也、此を捨るは大きなるそんなり、

〔經濟要錄五開物中〕諸紙第十二
昔天明年中奥羽兩州連年饑饉ニテ、人民ノ餓死セシコト幾千萬ト云フコトヲ知ラズ、我家貧ナレドモ、幸ニ故紙ノ多カリシヲ以テ、乃此ヲ水ニ漬シテ蒸シ、搗テ些計リノ糠粃ヲ調和シ餅ト爲シテ此ヲ食セシニ、予ガ十二三歲ノ時ナリシガ、頗ル飢タルコトナレバ、甚ダ甘ク覺タリ、此ヨリ親族此紙餅ヲ食フコトヲ知リ、村內六曲庵ノ一切經、寶泉寺ノ大般若經ヲ始メ、儒書モ佛書モ皆食テ、一鄉ノ男女六七百人、終ニ餓殍ノ災ヲ免レタリ、

〔理齋隨筆一〕成人申けるは、紙を古くするには、番茶にて染め、疊の下に入、三十日ばかりも置く時は、誠に年經たる紙に見ゆるなりと、またある人の傳に、紙を煤にて煮染め、さて其後椽の下に入れ置なり、また虫ばみを拵んと思はゞ、砂糖水を其思ふところへふりかけ置けば、蟻喰て則虫ばみと成る也とぞ、此等の事は、人を欺く仕方、必みづからたはふれにもすることなかれ、然れども心得に覺えて居るはよし、

○

〔書言字考節用集七器財〕界（ケ）寫字行畫也、今按石林詩話所謂烏絲欄、活法所謂織成界道是矣、罫（已出）

〔書言字考節用集七器財〕罫（コノメ）指南、碁局線道曰杯、線間方目曰罫、

〔延喜式十三圖書〕凡裝潢、長功日黏紙七百張、搗紙二人、日百廿張、施關界四百卅八張、別七行廿界、長七寸二分、廣七分、注闌界四百八十三張、別四行廿界、長同上、廣八分、橫界五百八十八張、裝書四百廿張、裁端及書標紙、

安帶軸二中功黏紙六百張、擣紙二人、日一百張、麁闕界三百八十四張、注闕界四百張、横界四百九十張、裝書三百六十張、短功黏紙五百張、擣紙二人、日八十張、麁闕界三百廿張、注闕界三百卅五張、横界三百九十二張、裝書三百張、

〔延喜式圖書十三〕凡辨官長案料紙、便留月料內二百張、每月打進、左右各一百張、其堺法者縱用麁堺、横上四下一、

〔江家次第正月四〕除目

第三夜○中略此間不待擧、被任受領、先下書、○註略以大間上懸紙書之、先次第出闕國、不見闕物寄件界

〔續修東大寺正倉院文書三十〕治田石麻呂解　申造花嚴經紙事

合一万六千張○中略

界引四百張二百張東方上二百張西方上○中略

界引二千七百八十三張○中略

天平廿年四月十二日

〔續修東大寺正倉院文書二十九〕畫師作行事注進斷簡

堺參人　堺泥理花四百三根

山廣萬呂壹拾壹枚　牛鹿足島參佰參拾貳枚

雀部淨人陸拾枚○中略

右起三月二日、十六日至于惠師作行事注進上如件、

天平寶字三年三月十九日　息長常人

畫工司畫部從八位上牛鹿惠師足島

竿勘下道主

折界

〔續修東大寺正倉院文書三十一〕謹解　申玉祖君麻呂造紙事
　白紙繼一千一百帳　黃紙界一千六百帳
　白紙界一千九百十四帳　造了一千九百五帳
　　合七千七三帳之中表五十八帳
　　　天平十八年六月廿九日

〔宇治拾遺物語八〕やう〳〵日比過て、れいの樣に心ちもなりにければ、いつしか四卷經書奉るべき紙經師に打つがせ、鎺かけさせて書奉んと思けるが、

〔源氏物語鈴虫三十八〕經は六道の衆生のために六部か丶せ給て、みづからの御持經は、院ぞ御手づからか丶せ給ける、〇中略からの紙はもろくて、朝夕の御手ならしにもいか丶とて、かんやの人をめして、ことに仰事給ひて、心ことに淸らにすか丶せ給へるに、此春の頃ほひより、御心と丶めていそぎか丶せ給へるかひありて、はしをみ給人々、目もか丶やきまどひ給ふ、けかけたるかねのすぢよりも墨つきの上にか丶やくさまなども、いとなんめづらかなりける、

〔性靈集四〕書劉庭芝集奉獻表一首
六言詩者、紙上無界、任意下、於庭芝集者、拘以界狹、容毫無地、

〔明月記〕寬喜二年八月廿六日乙酉、光家入道示送云、八條殿一卷經无量壽經闕如、遇其堺寸法等、十三年御忌辰云々、依懷舊之志、愁領狀了、可書御手跡之裏云々、

〔懷紙夜鶴抄〕官位を書に端作を見合て文字並てなきやうに可書、〇中略歌も野を懸て書たる樣になき樣に可書、

〔江家次第四正月〕除目淸書事
次着議所若陣座、〇註略召陣官人令置軾、仰外記令進折堺、〇註略硯等、〇註略令參議相分淸書、〇註略或上

卿讀令書之、

〔長秋記〕大治四年二月十七日丙寅

備後權守源師頼

右件國權守不闕、去大治二年正月廿四日召名、以從四位下賀茂朝臣家榮、任彼國權守、仍削此折堺二行、以師頼卿可被任他國、

件卿兼國、去春除目、任備前權守、而今如此、是又參議宗輔卿失籍也、〇中略

次取折堺、如本入硯筥、紙置筥南首、取禮紙調卷入硯筥下方、取擧折堺紙自端卷入、及半之間、更置前自奥弖返其端、加太政官謹奏字、次第書之、

〔兵範記〕仁安三年九月四日壬戌、除目敍位了、宮内卿中文成柄懸鉤、結中折堺殘紙相具入硯筥、

〔薩戒記〕應永卅三年三月廿九日癸亥、今日除目入眼也、〇中略 次取折堺二卷納懸紙加笏持之、聊居向左方、置折堺於硯筥左、文首在北頗引合袍胸、以左手押折堺、以右手取懸紙端自端奥へ大ニ卷取之、暫置折堺兩卷於座前、以左右手懸紙ヲ自奥端ヘ卷直、細卷之以右片手入硯筥内插板下、〇中略 以右手取折堺一卷渡左手、不高樓歟、以右手自端終持也、悉終返了置帖上、以左右手自奥卷返歟、

〔季連宿禰記〕天和三年二月九日壬午、立坊、〇中略

一御前ノ硯ハ、出納調進也、陣ノ硯ハ、文殿調進也、黄紙一枚折堺宿紙也等入之歟、折堺之事、古體不慥知、近年用宿紙歟、

附短册

短册ハ音讀シテタンザクトモ、タンジヤクトモ云フ、之ヲ以テ懷紙色紙ト共ニ、和歌ノ料紙ニ專用スルニ至リシハ、中古ノ事ニテ、其寸法紙質文采等ニ一定ノ法式ヲ立テシハ誠ニ近古ノ事ナリ、然レドモ汎ク短册ヲ用キシハ古キコトニテ、其文字或ハ短籍、短策、短尺ニ作レ

リ、日本書紀、續日本紀ニハ狹小ノ紙片ニ書シ、之ヲ拈リテ籤ト爲シ、以テ吉凶ヲトシ、以テ物ヲ賜フノ用ニ供セシ事アリ、是一種ノ短籍ニシテ、之ヲヒネリブミト訓ジタレドモ、是ヨリ後ニハ見ルコトナシ、又擬階ノ奏ニ敍位スベキ人ノ姓名ヲ錄シ、敍目ノ卷子ニ標目ヲ題シテ、其表面ニ著クルガ如キハ、睹易カランコトヲ欲シテナリ、又賑給等ニ用ヰルハ、原物ト引キ替フル爲ニシテ、今ノ切符ノ如シ、此等ノ類、皆短冊ト稱スレドモ、和歌ノ短冊盛ニ行ハレテヨリハ、殆ド埋沒シテ聞ユルコトナキニ至ル、故ニ今和歌ノ短冊ヲ以テ主トシ、反テ從前ノ短冊ヲ以テ之ニ附シタリ、

名稱

〔下學集 下器財〕短籍(タンジャク) 籍ノ字作レ尺

〔伊呂波字類抄 太疊字〕短冊 一作尺、短尺擬階奏、定考賑給有短尺也、賑給列、又有廣短尺、垂短尺、行短尺、

〔松の落葉 一〕短籍

たんざくの事、玉かつまの十四の卷にいさゝか見えたり、こゝにくはしくいはんとす、此ものに歌をかきし事は、ふるき書にはさらに見えず、いにしへ短籍といひしは、もじいさゝかかきつけたるものになんありける、日本書紀齊明天皇卷に、取短籍(ヒネリブミ)ト謀反之事とあるは、ひねりぶみとよみたるにても、もじすくなくかきたるものとしられたり、又續日本紀聖武天皇卷に令探短籍、以仁義禮智信五字、隨其字而賜物、得仁者絁也、義者絲也云々、とあるは、もじひとつづゝかきたるばかりの、いと〳〵ちひさきものなり、西宮記三の卷に、史作短尺、分給使といひ、北山抄六の卷に、諸申文等各付短冊入宮といへるは、ものゝしるしにつくるふだといふものに似たり、かゝれば短籍はふだのやうなるものにて歌をかくものにはあらざりしを、何事もたよりよきをこのむ世になりて歌をもかきつる、そのはじめは、小短冊といふものゝごとくにぞありけん、さてのちたれもたれもかきあへるによりて、いたくちひさくてはわろければ、今のやうにはつくれるなるべし、

短籍に歌をかくはいつのころよりにかありけん、くはしうはしられず、伊勢貞丈の随筆にいへるやう、清少納言枕册子に、みまくさをもやすばかりの春のひによどのさへなどのこらざるらん、とかきて、これをとらせたまへとてなげやれば、わらひの丶しりて、此おはする人の家のやけたりとて、いとほしがりてたまふめるとてとらせたれば、何の御たん志やくにか侍らん、ものいくらばかりにかといへば、まづよめかしといふであり、清少納言は一條院の御時の人也、此時既に短册に歌かくことありしなりといへる伊勢氏の説は、いみじきひがことなり、何の御たん志やくにかとは、さとび言に何の御かきつけにかと云意なり、こは歌を紙のはしにかきて、あるをのこにとらせたるなれども、かたへの人の歌とはいはずして、たはぶれに家のやけたりとて、いとほしがりてたまふめるといふは何にまれ、ものえさするよしかきつけたるもの丶やうにいひなしたるなれば、何の御かきつけにか侍らん、ものいくらばかりたまふよしかきてあるにかといらへたるなり、されば人にとらするもの丶かずなどいさ丶か志るしたるものを短册といひし例とはすべく、歌かきたる例とはしがたし、歌とはしらでいらへたるをのこの詞なるをや、慈鎮大僧正の拾玉集七の卷に、短册とかたにかきて立春の歌を志るせり、この歌は短册にかきたりといふことにやあらん、これをはじめとすべし、たゞし拾玉集をはなちては、その世の書どもにさらにみえざれば、めづらしき事にて、なべてものせしにはあらず、頓阿法師のころにぞもはら短册に歌かきたりける、その短册のつたはりたるを見れば、ながさ一尺はゞ一寸五分なり、今のよのにくらべてはちひさし、歌かきはじめしころは、これよりもいたくちひさかりけんを、やう〳〵大きにはなれるなるべし、

〔閑田次筆　二〕短册の字、三代實錄元慶五年夏四月九日丙戌、先是去七日、依例式部兵部貳省可奏成選短册、公卿謝病不上、故其儀不行云々、是も龍老人見出て示されき、か丶ればもと歌かくも

寸法

のにはあらず、石野只軒の話に、今の小折紙の類にて、御堂關白此裏に歌書給ふより始れり、されば短冊の書損じは削りてくるしからじと、有職方にても說ありといへりき、右三代實錄の文にあはせて、げに然るべしやと思ふ、

〔和歌深秘抄〕一短冊の事、廣さ一寸八分、かね定各存仕候歟、同長を知度候、たにざく箱なども子細候哉、

一短冊の長の事、爲世卿頓阿申合候哉、長さ一尺にて候、唯今入見參候、此題岸柳、爲世卿自筆にて候、裏書は頓阿、重而子細は堯孝筆跡にて候、

〔今川大雙紙〕歌道之事

一たんじやくの寸の事、今時分の長さは、一尺二寸也、廣さ一寸二分、是は定家の流也、

一家隆には、一尺三寸、ひろさ一寸三分也、總じてふはの關屋の板ひさしの板のひろさ程也、是は一寸八分也と云々、

〔本朝世事談綺 四文房〕短尺

短尺の寸法は三光院殿〇三條西實枝よりはじまる、御說、

ヤ 三 七　　長一尺二寸八分　　宸筆の法

御製を平人の書時は、巾一寸九分、長一尺一寸六分、八分にも、

平人の短尺、巾一寸八分、長一尺一寸五分六分にも、又二分一分にも、

〔古今要覽稿 器財〕短冊寸法

詮丈、ゑたしくみし短冊の寸法を今こゝにゑるす、

御製宸翰御短冊寸法

後花園院、長一尺四分許、廣一寸六分半、後土御門院、長一尺九分許、廣一寸六分餘、後柏原院、長一尺七分餘、廣一寸七分許又一尺一寸六分に一寸七分餘なるもあり、すべて一樣ならず、

親王及臣下短冊寸法

尊圓親王、長一尺一寸七分餘、廣一寸七分、尹大納言師賢卿、長一尺一寸二分餘、廣一寸七分許、尊應准后もおほかたこれにおなじ、三條家實任卿、長一尺九分許、廣一寸六分餘、淨辨法印これにおなじ、慶運はすこし大なり、逍遙院内府は長一尺一寸三分許、廣一寸八分許、稱名院右府これにおなじ、たけ一分許長きもあり、持明院基春卿は長一尺一寸六分、廣一寸七分餘なり、臣下もすべて一樣ならざるなり、これらによれば、御製宸翰は長一尺二寸、廣二寸、御製を臣下書時は、長一尺五分、廣一寸、臣下の短冊は長一尺一寸八分に廣一寸八分といふ事は後にさだまりしなるべし

〔尺素往來〕天神講七座幷詩歌續歌一千首、和漢聯句十百韵、以内曇墨流等之單尺懷紙、七晝夜中可被果遂之條可然候、

〔看聞日記〕應永廿五年十月三日、抑北野立願和歌百首可法樂之由相存、面々可勸進之間、題事行豐朝臣分書之、短冊(内陰)百首遣之、

〔貞德文集下〕料紙商買ニ付而、見世棚可然在所御尋候、此邊者、内裏樣亦武家御所程近候故、大高、小高、奉書御敎書、別而賣申候、鳥子(茂)懷紙短冊、御用打曇花遣候、

〔久保之取蛇尾〕一書云、短冊は後光嚴院より始る、後圓融院、後小松院、稱光院、後花園院、後土御門院、右五代之内は杉原雲なり、(杉原地雲ヲ打)正親町院、陽光院、奉書雲なり、後陽成院より、鳥の子に雲を打、是を鳥の子雲といふ、雲紙より以前は白短冊也、小短冊は白紙なり、天神雲といふは北野天神の連歌の時、此紙をつかふによりての異名なり、麁相なる紙なり、天神雲は紙不宜、雲多く地

あれ、雲のわかれなき類なり、雲紙にてあしき紙なり、飛雲といふは、所々雲ある也、後土御門の時代より、短冊に金泥下繪付多なり、素雲短冊をよしとす云々、

短冊書歌

〔袋草紙　一〕一探題和歌

探題、各別題各分取詠也、若以札子賦取之時以探得短冊押紙書和歌、殊不書題目云々、又披講以後追加歌不書題目、只題如前書云々、

〔園太暦〕康永四年〈○貞和元年〉三月二日、權中納言送消息、此間仙洞六箇日一度有御續歌事、昨日分短尺五、〈山中花、行路花、寄雲戀、寄水戀、湖眺望、〉被遣之可詠進云々、神木遷座時分如此事雖斟酌不候、其庶如短尺詠進先公時も常有之、仍領狀了、　四日、先日下賜短尺五詠進之了、

○按ズルニ、短冊ニ和歌ヲ書クコトハ、歌會篇短冊書法條ニ詳ナリ、參看スベシ、

以短籍爲籤

〔日本書紀〈二十六齊明〉〕四年十一月庚寅、遣丹比小澤連國襲絞有間皇子於藤白坂、是日斬鹽屋連鯯魚、舍人新田部連米麻呂於藤白坂、鹽屋連鯯魚臨誅言、願令右手作國寶器、流守君大石於上毛野國、坂合部藥於尾張國、〈或本云、有間皇子與蘇我臣赤兄、鹽屋連小戈、守大石、坂合部連藥、取短籍卜謀反之事、〉

〔日本書紀通證〈三十一齊明〉〕此今俗所謂採籤也、國史、聖武皇帝天平二年正月御大極殿宴、令探短籍、書以仁義禮智信五字、隨其字而賜物、此今俗所謂搦揆之起也、下學集曰、短籍籍亦作尺、是今世書倭歌之小紙、與色紙幷用者、短尺蓋取尺素之義、或謂始于定家卿、或作短冊者恐不是、

〔續日本紀〈十聖武〉〕天平二年正月辛丑、天皇御大安殿宴五位已上、晚頭移幸皇后宮、百官主典已上陪從踏歌、且奏且行引入宮裏、以賜酒食、因令探短籍書、以仁義禮智信五字、隨其字而賜物、得仁者絁也、義者絲也、禮者綿也、智者布也、信者段常布也、

短籍題標

〔日本靈異記　中〕極窮女於尺迦丈六佛願福分示奇表以現得大福緣第廿八

聖武天皇世、奈羅京大安寺之西里有一女人、極窮、命活无由而飢、流聞大安寺丈六佛、衆生所願急能

施賜、買花香油、而以參往於丈六佛前、率白之言、我昔世不修福因、現身受取貧窮之報、故我施寶、令免窮愁、累日經月、願祈不息、如常願福、獻花香燈、罷家而寢、明日起見于門椅所、有錢四貫、着之短籍、而注謂之大安寺大修多羅供錢、女人恐急以之送寺、時宗僧等見入錢藏、封印不誤、唯無錢四貫、故取納藏矣、女又參向于丈六前、獻花香燈、罷家而寢、明日起見乎庭中、有錢四貫、又短籍注謂、大安寺常修多羅供錢、女以送寺、宗之僧等見錢器、封不誤也、開見之唯无錢四貫、依之藏封、女如先參往丈六前、願曰福分、罷家而寢、明日開戶見之、閫前有錢四貫、着短籍謂、大安寺成實論宗分錢、女以送寺、宗僧等見入錢之器、猶封不誤、開見之唯无錢四貫、○下略

〔三代實錄 二十七清和〕貞觀十七年四月七日己未、式兵部兩省奏文武官擬階短籍、天皇不御前殿、大臣奉勅、於仗下行之、

〔三代實錄 三十九陽成〕元慶五年四月九日丙戌、先是去七日依例式部兵部二省可奏成選短册、公卿謝病不上、故其儀不行、是日大納言源朝臣多、召式部大輔藤原朝臣春景、兵部少丞大江朝臣玉淵、宣告於省可行之狀、

○按ズルニ、二月十一日式部兵部兩省ノ官人、六位以下ノ敍位スベキ者ヲ率キテ太政官ニ參リ、上卿其人ノ器量容儀ヲ觀察スルヲ列見ト云フ、四月七日敍人ノ名ヲ奏スルヲ擬階ノ奏ト云フ、成選短册ハ卽チ敍位ノ人名ヲ記シタル札ナリ、

〔儀式 九〕二月十一日列見成選主典已上儀

式兵二省、○中略次丞錄登自西側就床子、○註略史生等捧硯幷短策筥自屛以西參入、

〔儀式 九〕四月七日奏成選短策儀

式兵兩省、○中略當日平旦輔已下省掌已上賚納短册櫃候於宣陽門外、○中略丞一人稱唯、兩丞參入、共開櫃執册筥授卿、退立櫃後、

賑給短册

〔西宮記臨時十〕賑給使事

自官行事所、請取料物、隨身其物、向充條々賑給隱居高年窮者病者、各有差、請奏付行事所、使裝束布袴、騎車馬巡行、或給短尺云々

短册記人名

〔台記〕久安三年九月十三日甲戌、依召參御前、召尼於御前賜米、先廳官於聖靈院召計可賜之尼、卽賜短册後列居御前、賜物了取返短册、次又召尼給小袖如先、(賜米者不賜小袖)仰曰、無短册同人數度給物、又不可給之人參入、因之給短册、是朕之謀也、此中無短册之尼參入、被取返物了、

〔兵範記〕仁安二年五月廿八日乙丑、早旦參東山、申殿下御上表間事、○中略

仰下瀧口二人

藤原光連　頭中將實家朝臣擧申

藤原宗信　右衞門佐忠度擧申

附短册於申文

件名簿二通、卷籠一懸紙、下給出納、出納注短册、押北陣云々、

〔薩戒記〕應永卅三年三月廿七日辛酉、後日頭中將來臨談事、○中略

一撰定間事、○中略次各撰定了、悉取集遣左少弁資、弁並置之、付短册、書袖書、取目錄、

今日出來申文

公卿當年給廿通許、以太紙捻結之、(方片爲左)云々、付荒短册、(此事不審、可付小短册也、)



寸法書樣大槪如此云々、

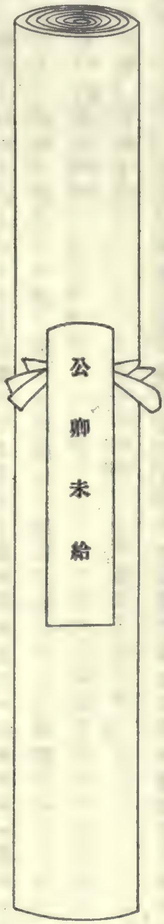
舊記曰、寸法廣五分、長三寸云々、如何、

切短册爲券

承保爾去年未給也
公卿未給一通付短冊、短冊ヲ遣ニ以レ裏爲レ表、申文ノ上ニ押付テ、結ヲ押廻テ、短冊ノ上ニ片鐶ニ結テ、後短冊ヲ下ヘ推サゲレバ、文字裏ニナリテ結目ヘシタニ隱ナリ、



付短冊體



〔枕草子十二〕僧都の君の御めのとのまゝと、みくしげどのゝみつぼねにゐたれば、をのこある板じきのもとちかくよりきて、からい目を見さふらひつる誰にかはうれへ申さふらはんとてなんと、なきぬばかりのけしきにていふ、何事ぞとゝへば、あからさまに物へまかりたりしまに、きたなく侍る所のやけ侍りにしかば、日ごろはがうなのやうに、人の家にじりをさしいれてなんさふらふ、むまづかさのみまくさつみて侍ける家よりなん出まうで來て侍る也、只垣をへだてて侍れば、よどのにねて侍けるわらはべも、ほど〳〵やけ侍ぬべくなん、いさゝかものもとうで侍らずなどいひをる、みくしげどのも聞給ていみじうわらひ給ふ、

みまくさをもやすばかりの春のひによどのさへなどのこらざるらん、とかきて是をとらせ給へとてなげやれば、わらひのゝじりて、此おはする人の家のやけたりとて、いとをしがりて給めるとてとらせたれば、何の御たんじやくにか侍らん、物いくらばかりにかといへば、まづよめかしといふ、いかでかかためもあきつかふまつらではといへば、人にも見せよ、只いまめせば、ど

みにてうへやまゐるぞ、さばかりめでたき物をえては、何をか思ふとて皆わらひまどひてのぼりぬれば、人にや見せつらん、里にいきていかにはらだゝんなど、御前にまゐりてまゝのけいすれば、又わらひさわぐ、御前にもなどかくものぐるほしからんとわらはせ給ふ、

〔空穗物語祭の使〕かくて勸學院のにしのさうしにみのざえもとよりあるうちに、身をすてゝ學問をしつゝ、はかりなくせまりて、院のうちにすげなくせうかうざうしき、くりやめ、いふこともきかずかはやいてまれ〳〵ざにつけば、院のうちわらひさわぎて、日に一たびたんざくをいだして、ひとけのいひをくう、院しかいとりとうゐいかゝて、一のひねりぶみとわらはれ、はかせたちにいさゝかかずまへられず、

附懷紙

名稱

懷紙ハクワイシト音讀ス、帖紙ト云フモノ是ナリ、但シ此ニハ詩歌ニ用キル懷紙ノミヲ擧ゲ、其帖紙ノ事ハ冠服部ニ載ス、

懷紙ニ詩歌ヲ記スルコトハ、古昔ヨリアリシト雖モ、其專用スルニ至リシハ、中古ノ事ニシテ、人ノ貴賤ニ由リテ寸法ノ異アリ、又數首ノ詩歌ヲ寫ストキハ、連綴スルコトアリ、

〔下學集下器財〕懷紙(クワイシ)或作會

寸法

〔作歌故實二〕懷紙寸法

尊俊作法目錄に、懷紙の料紙上﨟中﨟下﨟によりて寸法有之、御製は、大高檀紙壹尺四寸あまり有を、そのまゝあそばさるゝなり、大臣公卿までは壹尺三寸を被用義也、殿上人は壹尺三寸の内を壹尺貳寸四分に切て用之、又小高紙とて壹尺貳寸有を、普通には公卿殿上人も用なり、武士の人は壹尺三四分に切て用之、いさゝか過分の事不可然、此義はみな懷紙の長さをいへり、廣さも天子關白大臣公卿までは、紙の法令次第たるべく候、殿上人よりは、其相應に廣さをもすこしつ

づめらるべく候、法中門跡、院家、出世、坊官、平僧、其位にしたがひ候べく候と見え、古き眞蹟の傳はれるも、おほかた此定也、されど普通の人は、壹尺七八分より壹尺壹寸位なるがおほし、格別に短くしては、小懷紙にまぎれむ用意にや、壹尺壹寸ほどより短きは、いと〳〵まれなり、また淺官の人中高をそのまゝにて用たる有、了俊懷紙式には讃岐檀紙を一尺二寸に長を切可用、貴人主人などの御懷紙よりも長きは、尾籠の事なれば、或は一尺壹寸ばかり、或は一尺ばかりにも長さをつむるを故實とすといへり、二水記{大永五年三月の條}には高檀紙二枚ヲ重テ書之、高サ一尺三寸二分、端作ノハシ三寸五分計也、高檀紙聊ヒロキ間一寸アマリ縮ナリ、懷紙寸法古今無定樣云々と見えたれど、此説は取捨あるべきことなり、

〔和歌深秘抄〕一懷紙の寸尺の事、懇にしるし可被下候、四品などのかたは、長かね一尺一寸ばかりにて候、高檀紙たるべく候、たゞ尋常の仁は一尺七八分ばかり、それも貴人など參會の時は、長を一二分つゞめらるべく候なり、又人により候て、一尺四分又は六分にも申付候、已前以面會申候間、不能一二候、

〔懷紙夜鶴抄〕寸法晴の時、天子は大高檀紙を其まゝ遊ばさるゝ也、其故に高一尺五寸餘也、攝關は一尺三寸餘、大臣より參木まで一尺三寸、中少將殿上人は一尺二寸也、其以下に至りては一尺一寸七八分たるべし、夫よりちいさくはすべからず、あまりちいさきは小懷紙にまぎるゝ故也、小懷紙には和歌堪能の人書事也、{基時卿曰、當世小懷紙には、中院通茂卿などかいろべき事也と被仰し、元祿十四年の聞書の中にあり、}平生御會には淺官も中高を不切用、

〔園太暦〕延文二年三月廿六日、招引實遠朝臣令清書百首愚詠、讃岐高檀紙十五枚切續{高一尺二寸}令書之、先日相談宗匠禪門{○爲定入道}之處、一尺二寸八分爲寸法之由返答者、貞和予一尺二寸切之、是先公懷紙{○元應}正本見及有之、仍如此、今度非可相違、仍彼寸法用之歟、又未被行中殿宴之間不可書應製

紙質文采

臣下〇恐上下誤字、如此之時大臣書姓否兩說也、大略書之也、而八雲抄大臣不載姓之由所見也、去正中二年之始御會、先公爲前左大臣不令書給、且談合後照念院博陸被定了、彼時沙汰之次第在文書也、又春日同詠四字、人々大略書之、但又雖晴御會已後、書應製臣上之時或略之、且宿老人大略不書之、先公元應御百首爲當職、雖被載應製臣上不令書給、予貞和不書之、仍又今度不書之也、〇下略

〔薩戒記〕永享六年四月廿五日壬申、晚頭向飛鳥井中納言第、示合百首和歌事、懷紙寸法事一首三首和歌之時、公卿一尺三寸、殿上人一尺二寸也、如百首有歌數之時不必然、皆縮長也、先例或公卿一尺二寸八分或七分等也、或親王懷紙一尺七分有例、□一尺二寸餘可然也者、後日相尋按察大納言公保之處、後八條內府實継懷紙一尺二寸七分許云々、

〔二水記〕大永五年三月廿四日癸未、此日初和歌御會幷御遊也、〇中略懷紙書樣、〇略註高檀紙二枚ヲ重テ書之、高サ一尺三寸二分、端作ノハシ三寸五分許ナリ、高檀紙聊ヒロキ間、一寸アマリ端ナリ、懷紙寸法、古今無定樣云々、雖然大方聞合テ書之畢、二枚重事、是又無益事歟、然ドモ當時料紙以外輕薄タル間、以了簡如此也、古クモ又カクアリト云々、

〔八雲御抄二作法〕一歌書樣

清輔朝臣曰、一首歌ハ三行三字墨黑ニ可書、但二三行も吉程歟、五首已下は一枚及十首ば可續、皆用高檀紙、〇中略女歌薄樣若檀紙一重、五首已上は面の方へ引返て可書之、

〔言塵集七〕和歌懷紙事

懷紙は內々には、よき引合無子細也、はれの時公宴等には、讃岐だんしを引合よりは高く切べし、はたばりも引合よりはちとひろく切也、

〔懷紙夜鶴抄〕女房一首懷紙

式正の時は、うすやう一かさねにから松を銀にて書たる料紙なり、尋常には檀紙を用らる、端造

も名もかくべからず、木立のちらしに書也、

懐紙書歌

〔八雲御抄作法二〕一清書

抑承暦奏は、左少辨季仲書之、歌十五首、唐紙下給也、

〔宣胤卿記〕永正十六年二月十四日、今日於余方連歌沙汰、春日社法樂也、○中略

此懐紙打陰、遣家統於神前祝申了、

〔懐紙夜鶴抄〕十首は紙三枚二行七字也、若二行に書時は、跡殊外あまりて見ぐるし、二行七字能也、

十首までをつぎ懐紙といふ、

〔吾妻鏡三十三〕暦仁二年○延應元年九月卅日丙申、入夜於御所有和歌御會、題行路紅葉、曉擣衣、九月盡、

右馬權頭、北條左親衞、相模三郎入道、伊賀式部大夫入道、兵庫頭、佐渡判官等、獻懐紙、

〔二判問答〕一和歌懐紙有貴人之時、同姓不書之、諸社法樂之時、可載同姓之條、不可有巨難哉、

貴所家會懐紙、主人同姓時者、雲客以下略姓爲故實歟、至諸社法樂者、不可必然哉、○中略

一慈惠大師法樂和歌懐紙端作事、陪慈惠大師寶前可書之歟、如何、

此條不得才學、不可准諸社法樂歟、

○按ズルニ、和歌ヲ懐紙ニ書クコトハ、歌會篇懐紙書法條ニアリ、

懐紙書詩

〔薩戒記〕應永卅二年二月十六日丁巳、予爲今日釋菜用意懐紙云々、

仲春釋奠聽講左傳同賦承天之休一首

參議從三位行左近衞權中將兼出雲權守藤原朝臣定親

宣廟時哉蘊藻羞、古今文物著春秋、諸臣最有津々喜、明德永承天美休、

附色紙

色紙ハシキシト音讀ス、モト染色シタル紙ノ謂ナレドモ、中古ヨリ專ラ一種ノ紙ノ稱ト爲

ル、此ニハ卽チ色紙ト專稱シテ、詩歌ニ用キルモノヽミヲ揭ゲ、其染色シタル紙ハ、紙篇色紙條ニ揭ゲタリ、

名稱

色紙ノ起因スル所ヲ考フルニ、染色セル紙ノ形ヲ、屛風障子、其他草子等ニ押シテ、之ヲ色紙形ト云ヒ、是ニ詩歌等ヲ記セシヨリ展轉シタルモノナラン、

色紙ノ紙質、寸法等ノ一定ノ法アルニ至リシハ、短冊懷紙ニ同ジク、近世ノコトナリ、殊ニ色紙ト專稱スルモノヽ起リシトキニモ、未ダ其長短ノ制ハナカリシニ、後ニ漸ク之ヲ定ムルニ至ル、

〔伊呂波字類抄 志雜物〕色紙 シキシ

色紙形

〔大鏡 三太政大臣實賴〕あつとしの少將の男子佐理大貳、よのてかきの上手任はてゝのぼられけるに、○中略故中關白殿東三條つくらせ給ひて、御障子にうたゑどもかゝせ給ひしに、色紙形をこの大貳にかけとのたまはするを、○下略

〔小右記〕長德五年○長保元年十月卅日己卯、平中納言、藤宰相、左衞門督、宰相中將、源宰相會合、有酒食、右大弁行成書屛風色紙形、華山法皇主人相府、右大將右衞門督、宰相中將、源宰相、和歌書色紙形、皆書名、後代已失面目、但法皇御製不知讀人、左府云書左大臣、件事奇怪事也、主人責余和歌、致獻詞不承引、右大弁書了、

〔榮花物語 十八玉臺〕北南のそばのかた、東のはし〳〵のとびらごとに繪をかゝせ給へり、かみに色紙形をして詞をかゝせたまへり、はるかにあふがれてみえがたし、

〔長門本平家物語 一〕清盛○中略御娘九人おはしき、○中略八は坊門大納言有房卿の御前なり、是も繪かき花むすび、諸道朗におはしましき、女房の身なれども、聯句作文無雙にて、手跡もすぐれて、まき紙のかたなども書給ひき、

〔本朝世事談綺 四文房〕色紙短尺の寸法は、三光院殿 四〇三條實枝 よりはじまる御說、

大ハ竪六寸四分 小ハ竪六寸 横 大小共ニ五寸六分

〔紙譜〕紙師類

色紙 大小アリ

㋟ 大六寸四分、小六寸、

㋵ 大五寸六分、小五寸三分

[カ] 十枚詰

〔槐記〕享保十六年四月廿九日、掛物、寂蓮ノ色紙

五月やみくらぶの山のほとゝぎす

時ニ取テ面白シ、大サ七寸許ノ色紙ニ、上ニ雲形下ニ竹ノモヤウ也、薄黑クミユ、仰ニコレハ銀紗ノ變ジタルモノ也ト、少シ竪長キヤウニミユ、仰ニ右ノ色紙ハ如此竪ニ長キモ、亦橫ニ長キモ有モノ也、眞四角ナルハナキモノ也

種類

〔槐記〕享保十二年八月廿一日、色紙ニ白ノ色紙ト云コトアリ、色紙ト云カラハ白ハアルマジキモノナレドモ、色紙ト云ハアナガチニイロ紙ノコトニアラズ、地ヲシタル紙ハ五色共ニ色紙ト云ト仰ラル、サルニテモ今ノ方七寸バカリナル雲形花鳥等ノ泥引、ナニカノアルモノヲ色紙ト申スト覺エ侍ルハイカニト申シ上グ、アレヲ色紙ト云コトハシカトシタル國史ナドニハ曾テコ

レナキコトナリ、地ヲシタル紙ハ皆色紙ナリ、大小廣狹ニヨルベカラズ、短尺ト云モノモゾレナリ、短札ニカクヲ短尺ト云、札ノコヽロナリ、懷紙ト云モソレナリ、懷中ノ紙ト云コヽロニテ强チニ寸法アルモノニフラズ、今ノ色紙短尺懷紙ノ定リテ書法アルモノハ、逍遙院ナド其說アリ、ソレアトサキカ昔ノ短尺ノハヾヲ問ハレシニ、不破關屋ノ板ノ大サ然ルベキカト申サレシコトアリ、シカトセヌ證據ナり、

〔空穗物語藏開中〕栗を見給へば、なかを割てみをとりてひはた色の色紙に、かくかきて入たり、

ゆくとてもあとをとゞめしみちなれどふみすくるよをみるがかなしさ、とあり、○中略柑子をみ給へば、あかばみたるしきしにかきて入たり、

むすびおきて我たらちねはわかれにきいかにせよとて忘れはてしぞ

〔源氏物語五十一浮舟〕その返事はいかやうにしていだしつるぞ、それはみ給へず、ことかたよりいだし侍にける、下人の申侍つるは、あかきしきしのいときよらなるとなん申侍つるときこゆ、

〔後拾遺和歌集十雜五〕圓融院法皇うせさせ給ひて、又の年の御はてのわざなどの比にや有けん、内に侍ける御乳母の藤三位の局に、くるみ色の紙に老法師の手のまねをして、書てさし入させ給ひける、　一條院御製

これをだにかたみと思ふをみやこには業がへやしつるしひしばの袖○又見枕草子

〔祐子內親王家歌合〕永承五年六月五日、於賀陽院一宮御方、有和歌合事、○中略女房所獻歌置宮上、各書彩牋、或以題目趣施畫圖、或以金銀泥成文彩、風流之美不可靦縷、男以白色紙書之、源朝臣師房施下給、

〔堤中納言物語〕人しれぬ心のうちをかきつくしつゝ、かくおぼしすてぬる御こゝろのつらさなど、白しきしのなつかしきに四五まいばかり書つゞけ給へるは、げにみる人の心もなべてにはあらじと、我ながらだにめとゞまり給ふ、

〔十訓抄 五〕清和帝かくれさせ給て、東宮御息所こひかなしび給ふことかぎりなし、月日かさなりゆくにつけて、むかしを忍給ふなみだのみ御袖にかわくまなくて、せんかたなきまゝに、朝夕通し御文どもを入おかれたる箱の百合にもあまりたるをあけてみさせ給につけても、御心の置所なく覺えさせければ、雲井の烟となさむ事もむげにかなしとて、此を色紙にすかせて、多の大小乘經を書供養せられけり、其御願文橘贈納言廣相にかゝせられければ、作もて參て御經を拜見奉るに料紙の色の、ゆふべの空のうす雲などの樣にあさぐろなるをみて、この御經は紺紙にもあらず色紙にもあらず、いかなる樣の侍るにぞと尋申せば、さる故有とばかりにてのたまはせぬを、あながちに申ける折、みすのきは近く召よせて、みづからしのびあへぬ御けしきにて、實にはしかなりと仰られければ、此意をや御願文にのせらるべきと、おそれながら申ければ、其事なり宸筆を破りなせるもはゞかりなりと仰られければ、少はいかでかほのめかざらんとて、

同心契鈔蓮花偈　匪石詞入鍛字門

書入られたるとなん、是よりぞ反古色紙は世にははじまりける

〔寂蓮法師集〕藤三位季經、ふるき今の歌よみの和歌草、又けさうぶみを取あつめて、ほぐしき紙にして、結緣經かき供養しけるに、〇下略

〔內裏歌合〕天德四年三月卅日己巳、此日有女房歌合事者、〇中略令召可讀歌人、左方左兵衛督延光朝臣、右方右中將博雅朝臣、進就洲濱下讀其和歌、左作金山吹花枝、其葉書歌、右小書色紙、殿上日記

〔內裏歌合〕天德四年三月卅日、女房有歌合之事、(中略)如獻狀以色紙書小字、

〔內裏歌合〕三月一日、〇中略すはまはぢんをやまにつくりてかゞみを水にしてぢんのふねうけたり、銀のかはがめふたつ、かふのうらにしきしにうたはかきていれたり、

〔祐子內親王家歌合〕永承五年六月五日〇中略女房所獻歌、置宮上各書彩牋或以題目趣施畫圖、或以

金銀泥成文彩風流之美不可觀縷、

〔宣胤卿記〕永正十六年二月十八日、自花恩院色紙七十二枚送之、詩歌所望云々、

〔御湯どのゝ上の日記〕慶長三年正月五日、朝御さか月まいる、さんげゐんどのより御文まいる、御かへしあり、てうのはじめいつものごとくあひかはらず有、きやうじ師〇經ひせんのかみ、ひせんのしやうげん、しもつけのかみ、しきししん上す、

古事類苑

文學部四十八

筆 筆臺 筆架 筆床 繪刷毛 筆筒 筆硯 筆洗 併入

古事類苑

文學部四十八

筆 繪刷毛 筆臺 筆架 筆床 筆筒 筆硯 筆洗 併入

筆ハフミテト云ヒ、轉ジテフムデト云ヒ、略シテフデト云フ、早ク紙墨ト共ニアリシナルベシト雖モ、其名ハ日本書紀、古事記等ノ書ニ見ハレズ、姓氏錄ニ筆氏アレドモ、亦其何ノ時ノ頃ノ人ナリヤ詳ナラズ、大寶ノ令ニハ、圖書寮ニ造筆手ヲ置キテ製筆ニ從事シ、以テ諸司ノ需用ニ供シ、延喜ニ式ヲ定ムルニ至リテハ、諸國ノ別貢ニ筆アリ、又諸司ニ配付スルニハ各定數アリ、以テ紙墨ト倶ニ貴カリシコトヲ知ルベシ、當時書體ニ由リテ名ヲ異ニシ、眞書、行書、草書、寫書ノ四種アリ、而シテ常用ハ多ク兎毫ト爲シ、狸毫之ニ次ギ、鹿毫ヲ界ヲ施スニノミ用キシガ、後ニハ鹿毫ハ殆ド常用ト爲リ、夏毛冬毛ノ目アリ、且ツ筆ヲ造ルニハ、都テ紙ヲ纏ヒテ柱ト爲シヽガ、徳川幕府ノ時、細井知愼始メテ純毫ヲ以テ造ル、蓋シ水筆ナリ、是ヨリ此ノ製ニ從フ者多シ、又此時書ヲ學ブコト大ニ行ハレ、各國各處ニ於テ盛ニ之ヲ製造シ、昔日ノ如キ不便ヲ感ゼズシテ、其筆モ數十百種ナルガ中ニ、書風ニ由リテ筆ヲ異ニスルアリ、大師樣、甲斐樣ノ如キ是ナリ、

筆ノ管ハ、ツカトモ軸トモ云フ、古代ハ蒔繪螺鈿ノ管アリテ、頗ル美麗ナルモノヲ用キシガ、後ニハ多ク竹管ト爲レリ、

要スルニ、古來傳ハル所ノ筆ハ、毫ヲ以テ名トスルモノト、管ヲ以テ名トスルモノト、用法ヲ

名稱

以テ名トスルモノト、書法ヲ以テ名トスルモノトアリ、其毫ヲ以テ名トスルモノハ、兎毛筆狸毛筆ノ類是ナリ、管ヲ以テ名トスルモノハ、白管筆、丹管筆ノ類是ナリ、用法ヲ以テ名トスルモノハ、堺筆、繪筆ノ類是ナリ、

繪刷毛ハ繪畫ニ用キルモノナレドモ、筆ノ代用ヲナスモノナレバ併セテ此ニ掲グ、

筆毫、筆架、筆牀、筆筒、筆觇、筆洗ノ如キモ筆ニ屬セルヲ以テ附載セリ、

〔倭名類聚抄 十三 文書具〕筆　張華博物志云、蒙恬造筆、古文作笔、（布美天）

〔類聚名義抄 八 竹〕筆（音鉍）　フミテ　笔（古文）　筆（俗）　〔同 八 毛〕毫毫毫（俗、今正、胡刀反、フムテ）　笔（俗古筆字）

〔鶴林玉露 十六 人集四〕日本國僧

余少年時、於鍾陸邂逅日本國一僧、名安覺、（中略）○僧言其國、（中略）○筆曰分直、

〔伊呂波字類抄 不 雜物〕筆（フチ、音必、又作笔、蒙恬作之、）　翰（書詞也、侯肝反）　籲（竹筒也）　聿（所以書也、楚謂之聿、吳謂之不律、燕謂之弗、秦謂之筆、）　乾鵠

距（筆名）　紫毫　躁毫　禿筆（フテ、已上同）

〔本朝文粹 八 序〕七月三日陪第七親王讀書閣同賦弓勢月初三應教　源順

先朝第七親王讀書閣、去年以來筆硯生塵、匣中水鷄含冬氷而徒咽、（中略）○頻獻燕弗令繼陳篇、

〔段注說文解字 三下 聿〕聿所以書也、（中略）○（注）楚謂之聿、吳謂之不律、燕謂之弗、（一語而聲字各異也、釋器曰、不律謂之筆、郭云、蜀人呼筆爲不律也、語之變轉、按郭云、蜀語與許異、郭注爾雅方言皆不偁說文、弗同拂拭之拂、）从聿一、（中略）○（注）凡聿之屬皆从聿、秦謂之筆、从聿竹、

〔下學集 下 器財〕毛穎　兎毫　毛錐子　管城子　中書君　黑頭公　鼠尾　鼠鬚（已上八者、筆異名也、）

〔八雲御抄 三下 雜物〕筆　水ぐき　はなのき

〔藏玉和歌集 異名〕心の使（筆）　心の鏡（同）　心の志るべ（心のしるべと云物語に有、泉式部作、）

〔藻鹽草 十七 人事 雜物並調度〕筆

一筆　筆の、あと　水ぐきのあと（是も筆也）　筆のすさみ

〔書言字考節用集 器財 七〕兎毫(ウノケ)筆 所レ用見二西京雜記一

〔東大寺正倉院文書成卷之餘本書紙背翻用雜書〕以下亦造石山院所二蓄貯一雜文也

第二
合用錢壹貫漆拾文

六百卅文菟毛筆廿管直 管別卅二文　　十文鹿毛十管直 管別一文

二百卅文墨十廷直 廷別廿三文　　一百八十文菲廿兩直 兩別九文

十文墨半廷直

六年(○天平寶字)二月五日　　上馬養

〔延喜式 十三 圖書〕凡兎毛筆一管寫二眞行書一百五十張、注一百張、墨一廷書二三百張、鹿毛筆一管、界六百張、

〔朝野群載 十五 陰陽道〕申レ請造曆用途物

陰陽寮解　申レ請寫二來年料曆用物一事

合曆百七十九卷 ○中略

筆百卅二管、兎毛筆卅四管、御曆料 鹿毛筆九十八管、○中略　已上目錄

兎毛筆卅四管、鹿毛筆九十八管、○中略

右寫二來萬壽三年曆料用度雜用料、依レ例陰陽寮所レ請如レ件、

萬壽二年七月四日　　左少辨小野朝臣奉政

〔夜鶴庭訓抄〕一筆は第一菟の毛よし、大なるにてちゐさき文字かゝれ、ちゐさきにて大文字かゝる、をそくつう愛あり、たゞし書たる物そすこしも玄よはくみゆる所あれど、わが手がらによるべし、詮にきらふは、わが手いたらぬ時の事也、

〔麒麟抄 三〕筆毛事

弱ク書人ニハ多毛强可レ用、强書人兎毛可レ用、

狸毛筆

〔入木抄〕御筆事、

打紙には卯毛〇下略

〔運歩色葉集多〕狸毛筆(タヌケノフデ)

〔書言字考節用集七器財〕狸毛(タヌケ)　歐陽通用狸毛筆、見五雜組、勾瑞、

〔朝野僉載〕歐陽通、詢之子、善書瘦怯於父、常自矜能書、必以象牙犀角爲筆管、狸毛爲心、覆以秋兎毫

〔續修東大寺正倉院文書三十一紙背二〕食堂所解　申可請七月粮點加仕丁事〇天平寶字三年六月廿八日

錢五貫七百廿三文

四百文莵毛筆十管直管別卅文

一百五十文墨五廷直廷別卅文

十文題料狸毛筆一管直〇中略

二文堺料鹿毛筆一管直〇下略

〔性靈集四〕奉獻筆表一首

狸毛筆(タヌケノフデ)四管(クワン)　眞書一ツ　行書一ツ　草書一ツ　寫書一ツ

右伏奉昨日進止、且教筆生坂井名清川造得奉進、空海於海西所聽見如此、其中大小長短強柔齊尖者、隨字勢麁細、抛取捨而已、簡毛之法、纏紙之要、染墨藏用、並皆傳授訖、空海自家試看新作者、不減唐家、但恐星好各別、不允聖愛、自外八分小書之様、蹋書臨書之式、雖未見作得、具足口授耳、謹附清川奉進、不宣謹進、

弘仁三年六月七日　　沙門空海進

〔性靈集四〕春宮獻筆啓一首

狸毛筆(タヌケノフデ)

右伏奉今月十五日令旨、卽救筆生槻本小泉、且造得奉進、良工先利其刀、能書必用好筆、剋鏤隨用改刀、臨池逐字變、筆字有篆隷八分之異、眞行草藁之別、臨寫殊規大小非一、對物隨事、其體衆多、卒然不能摠造、伏願鑒察要用者、且附村國益滿、謹隨狀進、謹進、

〔康富記〕嘉吉二年十月九日丙申、筆事、フクサ紙ニハ鹿ノ毛、打紙ニハ兎ノ毛、強紙ニハ狸ノ毛、此等似合テヨキ也ト云々、

〔蔭涼軒日錄〕長享二年三月十六日、薄暮陽一翁來、傳圭室老人書、又自輿子雲方贈狸毛筆二對、無書、

猩々毛筆

〔村庵稿 上〕猩々毛筆
醉遭東縛保身難、偶入文房插架看、安得酒船三百斛、貯爲硯滴不須乾、

〔羅山詩集 十九 歲時〕賡截東舟子試毫之韻
一陣春風早入詩、退公猶慶我家私、新年物色看王會、政是猩毛試墨時、寬永十四年、去冬朝鮮信使來、贈猩毛筆、

羊毛筆　虎毛筆　馬毛筆

〔異制庭訓往來〕三者書色紙者可用夏毛、若唐筆羊毛虎毛也、但依料紙可用之歟、

〔ゑりうごと〕弘法大師屋代輪池翁を論す
また書訣の附錄に擧げられし、獻筆表と啓とに見えたるごとく、空海の用筆は狸毛にて、今も氷筆に多くあるなり、しかるを足下鹿毛を用ふといひながら、馬毛筆のみを用ふるはいかなることぞ、

狐毛筆　鼠鬚筆　鼲毛筆

〔本朝畫史 附錄 五〕圖畫器
筆
多鹿毛　夏鹿毛　狐毛　鼠鬚毛
各隨所用皆無其心、而直其腰者尙之、

〔和漢三才圖會 十五 技藝〕凡筆以兎毛爲上、軟而耐久、越後白兎之毛最佳、鼠鬚、鼲毛亦佳、狐毛微赤色、頓而耐久、亦次

之、狸毛黒色、腰弱末強、肥前之狸毛爲上、

鹿毛筆

〔續修東大寺正倉院文書 三十〕謹解　申貢經師事○天平寶字二年七月十七日、中略、
紙背二　廿七日下鹿毛筆二管界料○中略
又下錢三百卌文二百卌文筆六管直、九十文墨三廷直、
主典安都宿禰
案主建部廣足
佐伯里足

○按ズルニ、筆一管直四十文、墨一挺直三十文ナリ、但シ筆ハ兎毛ナルベシ、

〔延喜式 十三 圖書〕鹿毛筆一管、界六百張、○詳ニ兎毛筆條ニ見ユ

〔夜鶴庭訓抄〕一鹿の毛の筆にて小字を書けるよし

〔入木抄〕御筆事
只の紙には鹿毛にて候也

鹿卷筆

〔好色一代男 五〕今愛へ尻が出物
見ぬ所もあれど、遠國の傾城の、曾て可笑からぬに懲果てヽ、上り日和幸に難波江の嬉しや、水串も近寄りて、三軒家に着きぬ、昔は愛も遊女ありて、淡路に通ふ鹿の卷筆と唄ひしがそれも夢なれや、○下略

〔本朝二十不孝 二〕人は知れぬ國の土佛
吭渇けば伊丹鴻の池の四斗入を酌交はし、此中にても酔に憂を忘れ、鹿の卷筆の小歌唄へば觀音經讀むもあり、

夏毛筆　冬毛筆

〔和漢三才圖會 十五 藝〕凡筆以兎毛爲上、○中略、今多所用者鹿毛也、有白赤二種、倘書所謂中冬鳥獸氄毛、

和名不由介細柔而白、夏月徐長、俗云夏毛 皴色微赤而强、出於四國者佳、夏毛出於羽州秋田者爲良、

〔萬寶鄙事記 二硯墨筆紙〕筆匠の云、冬毛といふは鹿を冬とりたる也、夏毛は鹿を夏とりたる也、冬は毛やはらかにして、久しきに堪ふ、夏は毛老てこはき故、久しきに堪る事あたはず、夏毛は出羽の秋田より來るがよし、冬毛は四國より來るをよしとす、狸たゝけ毛は肥前より來る、本末黑し、鹿の夏毛よりはこはく、狐毛よりよはし、狐毛はこしつよし、狸は腰よはく末つよし、狐はこんくわいと云、毛やはらか也、久しきに堪る事多毛には及ばず、貂は狐よりやはらかに、兎は貂より甚だやはらか也、兎は紙あらきには用がたし、よく打たる紙によし、冬毛よりは久しきに堪ふ、狐毛は四國より來るをよしとす、兎の毛、諸方より來る中に、越後の白毛をよしとす、赤色の毛は夏毛上也、

〔入木抄〕御筆事

杉原には夏毛、絹にも夏毛、○中略上古はおほく夏毛を一切に用候、昔の夏毛は殊勝に候ひき、當世は夏毛わろく成て、さきもそろはず徒物にて候、

〔七十一番歌合 上〕八番　筆ゆひ

なびくほどいかゞゆはまし我爲は夏毛の筆のこゝろこはさを

〔攝陽群談 十六名物土產〕湯山筆　同所○有馬湯元筆工ノ所造ナリ、入浴ノ旅客、二度求之、宜ヲ以テ諸國ニ送ル、多ハ皆夏毛ニテ製之、

〔續山の井 上夏〕雜夏

春過テ夏毛の筆か土筆　二本松可著

〔空穗物語 菊の宴〕ゆきまさの朝臣、○中略わたりがたき物は、ふゆけなりやなど、いひたてたるに、

〔麒麟抄 三〕筆毛事

弱ク書人ニハ多毛强可用

〔入木抄〕御筆事

檀紙には冬毛

黃毛筆

〔間合早學問下〕文房名物

黃毛筆(くわうまうのふで)(てうせん)

〔羅山詩集(十一時鼠)〕丁丑元日試朝鮮信使所惠黃毛筆、朧晦信使發途、今日逗留神奈川、珍重歲初千萬祥、曈曨瑞日映城墻、朝霞寫出新圖樣、我國東風到樂浪、(寬永十四年)

鼯毛筆

〔羅山詩集(十九時鼠)〕函三有鼯毛筆絕句、今所試則此筆也、與韓公毛穎、暨涪翁猩毛蘇叔黨鼠鬚、可以幷案、余亦同題、

鼯毛披採入書房、整束尖鋒細似芒、蒼頡所觀應此鳥、跡雖成字兎何傷、(承應二年正月朔)

白管筆

〔江家次第(四正月)〕除目

第一硯筥(○中略)執筆以私硯墨筆(故實作筆○○可用白管)小刀給外記令入替云々、

〔除目抄〕一執筆間事

同日(○保延五年五月二十日)同卿(○師賴)命云、執筆ノ時用何色管筆哉、師元申云、子細委不知給候、但師遠申云、用白管筆也、命云、用白管筆事尤有興事也、見日記也、

〔玉海〕承安四年十二月一日甲寅、此日京官除目也、(○中略)白管筆二卷、(○有笠○柄口々不卷紙、故實也、)

斑竹筆

〔江家次第(四正月)〕除目

執筆事(○中略)

筆(不用丹管○○斑竹等○○)

○按ズルニ、除目ニハ丹管斑竹ヲ用キズ、白管ヲ用キルコト前條ニ見エタリ、

〔權記〕長保四年八月十三日丙子、詣左府、奉圍碁負物斑竹筆卅管、入菓子形書翰函、

黑管筆

〔權記〕寛弘八年五月十六日己丑、左府司講五巻日也、〇中略其捧物銀輪墨納斑竹筆四管、凡墨幷小刀以紫檀爲柄、青色縮線綾表紙幡紐褁以青色薄物付之、以松銀枝結以村濃糸也、

〔武雜記中〕一硯筥の筆の數定たると申事有之、然ども數はいかほども不苦候、〇中略又誓文狀等認候時は、黑軸の筆一對撤笠置之、

〔萬寶鄙事記二硯墨筆紙〕筆のぢくは黑軸よし、ふじかねに染るゆへ、久しく有ても虫はます、

〔類聚名物考調度八〕黑管筆　くろぢくのふで

黑ぬり鈍色は喪中の調度なれば、常には忌きらふ事也、然しながら武事は凶を用ゆとて、右を尙む事、西土の書にも見えたれば、武家にては忌まじき事なれども、治平の世には忌きらひ多く、俗禮に黑ぢくの筆は、切腹の時に用などいふ事也、

松筆

〔眞俗交談記〕賀表松筆事、此木自何山取之哉、　資實等閉目不答、頃之爲長云、此松自三笠山取之云云、雖然菅淳茂、天暦賀表蒙勅勤此事之時、取他所之松枝造筆書之畢、當家守此記云々、資實尋其所之時、爲長以扇二三度打座前潜嘯不答、予頻雖尋之、終以隱密、止間、資實云、凡取松在所非一、春日山、男山、賀茂山、北野等也、然而以春日山爲其始、匡衡記說男山松取之云々、明衡記自春日山取之云々、爰敦光背明衡例、自賀茂山取之、則鳥羽院御宇天永元年正月御元服勤此事畢、依別勅自賀茂取之云々、

〔米庵墨談二〕筆管

此方ニテモ近時諸國ニテ種々新製アリ、松、櫻、萩、蘆ノ類ミナ筆管トス、余曩ニ來舶人朱綠池ガ萩松二筆賦ヲ得タリ、今コヽニ全錄シテ世ニ傳フ、

宮城野萩壽衞山松二筆賦以題爲韻

綠池氏遨遊海外、寓於崎陽館宮、越國間禁、入境採風、博覽方物之誌、窮搜產語之叢、有二客自稱中

書君、詣予請評、曰在昔蒙恬、中山屯營、獵取毛穎、封造管城、遺我後裔、遠適東瀛、一投萩氏、一倚松卿、性耽翰墨、職掌文衡、片言乞錄、藝苑馳名、予曰、嗟絲沈漆竹、久擅風流、赤管霜毫、夙傳精雅、惟尖頭之勇健、行若游龍、豈禿髮之衰殘、材堪倚馬、騰蛟起鳳、隨指使於卽墨之鄕、芳桂淸風、應渲染於浣花之野、鼠鬚妙品、主足比其淸華、麟角名珍、莫能方其瀟灑、維時客其萩姓者歌曰、宮城之野兮草名萩、有美一人兮氣橫秋、比芳蘭於湘浦兮、德音堪賞、譬香芷於沅水兮、芬味莫投、弱不勝衣兮、隨風颺去、淡以明志兮、於世何尤、詞擅掉臂兮歌舞、墨陣運芳兮氣求、問予懷兮渺々、舍文士兮誰可與遊、又其松姓者和曰、維蓍衞之喬松兮、挺奇姿之森茂、張翠蓋以參天兮、列青鏸於遠岫、柯偃蹇如龍盤兮、幹爵結若鱗皴、矢弧危、以風操兮、不改歲寒、甘淡薄以葆其兮、獨登仁壽、風華掩映、倚君子之居兮、楮墨生芳、擧止軒昻、入幽人之室兮、圖書並秀、予聽畢、情爲之移、神爲之契、知托體之淸奇、想爲物之鋒鋭、或入夢而生花、或凌雲而折桂、或幻五色於毫端、或畫雙蛾於眉際、或麟史獲狩以絕書、或終軍從戎以投袂、或龍文寶鼎、力健獨扛、或璽紙銀鉤、腕落得勢、或文無加點、裁成丹詔於殿廷、或手不停揮、立就羽書於武衞、旣含毫而欲渺、不隨雕飾、爲低昻、惟稟質之精良、豈假淸幽於礪砌、故其爲體也、機圓而潤、神靜而閑、取澹遠之丰神、品似蒹葭秋水、採孤高之雅操、格同淇澳春斑、揮灑自如、惟守正乃能不曲、飛揚書致、斯質直方可轉圜、落紙有聲、髣髴秋風鳴綠野、臨文不俗、依稀夜月照松間、喜學士之吐揚、常伴燃藜於午夜、憐寒窻之刻苦、相資攻錯於他山、且其爲用也、拂楮呻吟、欲歌欲泣、濡毫杼寫、或橫或縱、似驚蛇之入草焉、似枯藤之絆松焉、似懸岩而勒馬焉、似墜石於高峯焉、力大如椽、漫道輕同弱草、鋒芒比刃、詎云鈍若頑樅、倘載酒於東皐、錯認伊人舊址、脫巡行於森岱、却疑處士遺封、矧夫遠隔中華、分區異地、極日本之邊鄙、接扶桑之壤次、秋期野望花粲々而垂條、冬嶺霜侵樹蒼々而疊翠、海國共侈爲奇觀、文房用資爲利器、是其脫穎也雖殊、而其書空也不二、我朝聖天子、德化覃敷、聲敎洋溢、珍奇厥貢、諸殊方品、聿獻於帝室、修文偃武、寶貴橐鞬、造士作人、雅重不律、故青鏤有異數之頒、

彩毫有三品之秩、珊瑚作網、毎借栗屋齊名、琫瑠爲衣、詎別竹床異質、則萩枝之吐穎而芳華、松管之凝毫而秀逸、當入南國以揚鏣、爰賦東方之名筆、

辛丑仲夏十日、雨窓閑坐、偶憶案頭所貯松萩兩種名筆、爲貴處操觚家所雅好也、予亦喜其清幽不俗、爰賦一篇、以補王右軍筆經紀載之闕云爾、清閩中煙波散人朱華緑池賦草、

卷上筆

〔辨内侍日記〕十六日〇建長二年八月、中略、又五節のまねに、宮内卿のすけどのいだしうたせらるべきにて侍し、〇中略あまりをそくなりて、その坐もすみて侍しに、左衛門督も、ちとはおかしげにおもひてぞたち給にしいと〳〵おかしくて、こゝろのうちに、辨内侍、

聞はやすゑろうすやうの折からはいかゞいふべきまきあげの筆

〔平家物語〕一殿上のやみうちの事

五節には白うすやうこゑゆせんじの紙、卷あげの筆、ともへかいたる筆のぢくなんどいふ、〇下略

〇按ズルニこゑゆせんじの紙、卷あげの筆ハ、源平盛衰記ニ厚染紫の紙卷上ノ糸トアリ、

〔東大寺正倉院文書成卷之餘本書紙背綴用雜書〕寫官一切經所解　申告朔事

界筆

堺筆十一箇　假充裝潢

〔間合早學問〕下文房名物

界筆けいひきふで

〔間合早學問〕下文房名物

遊絲筆ゑふで　描筆ゑふで

繪筆

〔萬金產業袋〕一繪筆、限どり、中筆、細筆、木がき、岸つけ、此類はみな本繪筆なり、鹿の夏毛にてゆふ、總じて繪筆は如此の底なき物を、鹿の角にてこしらへたる、それに毛をいれ、尖をよくたゝきそろゆ、是をざりにくるといふ、その中にて逆毛をゑり出し、元を麻糸にてかたくくゝり、太

き細きはその程々の小軸にひき入レ大軸にいるゝ也、品數々多し、且繪筆の品は、その職々にて毛も筆の形も、みな〳〵かはる事也、まづまきゑ筆は漆にあふ事を專とす、右にいふたぬき、こんくわい、猫毛、ねづみの鬚等にてゆふ、一しほをざりをよくかけて元を麻糸にてくゝり、小軸大軸にいるゝ筆なり、ながくして置キ繪漆にいれ、程よく引入レ引出してつかふ、狐狸猫毛は多く地塗につかひ、細繪書わりには鼠をつかふ、絹そめ物の上繪筆は、鹿の脇毛の毛尖ながきをはそくゆふ、人形の開眼筆は、ねづみ也、鼠はずいぶんほそく細に筆のよく廻るもの也、されば此鼠たとへば京の中にすむ鼠は、板屋の透、あるひは壁にすれて、常に毛尖切レて筆にならず、百姓の家居くづやづくりのそこら、あるひは田鼠の背毛社は筆にも用とするなれ、世の鼠の鬚といへども背筋の毛也、毛和かにきれず、筆によろしといふ、經師の泥のけい引、墨けい引等も鹿の永毛、元を麻糸にてかたく〆めて、けいの竹にいれて引也、かるたの赤繪青繪とて板の繪のうへをさいしきするには、鹿の脇毛のかろく和かなるをたつふりと  如此にして、軸短にして用ゆ、扇の繪至りては早業のためいろ〳〵の筆あり、本繪筆の隈筆に、中筆細筆を取まじへつかふ、そのうへに薄笹等の一度に六筋八筋づゝも出來るやうに、細き筆を六本八本などゝ一ツにつなぎ合せ、笹書など、名付て用ゆ、松をかくは割筆とて筆の尖をひらめ、楠にて割りてつかふ、右の類大かたは鹿毛なり、右の外繪方に用ゆる筆は、漆にかわ、泥ゑのぐべに、あいらう等にあふやうに製する、その職の家々にて大分に辨へ有事也、

〔本朝畫史四〕人物畫法序

趙子昻及錢舜擧彩墨皆精細、小大用描筆、更不事潑墨、

〔畫筌六雜〕隈探（曲の字も用）

是は彩色をする時ぬりて一方を取消こと也、其時は筆を二本持なり、一ツの水付る筆を隈筆と

いふ、

毛おほく根つまりて、腰のつよく、毛先揃て割ざるがよし、

〔書筌六雜〕筆

水筆

〔間合早學問下〕文房名物

水筆（すいふで）つしいなりの

〔槐記〕享保十二年五月晦日、參候、昨日右大將ノ御參リニテ松下見樸ガ水筆ト申スハ、イカヤウノ筆ニテ候ヤ、窺ヒタキヨシヲ申スト、仰ラレケルホドニ、ソレハ見樸ガツチニ見ル書ニ出タルコトナガラ、面々ノ力ヲ用ヒヌコトニハ氣ガツカヌモノユヘナリ、ソレハ五雜俎ニ出デヽ、シンナシ筆ノコトナリ、總ジテ漢名ノ立チヤウガ、日本人ノ思入トハアチラコチラナルコト多シ、是ナドモ心ナシ心アリト云處ナラバ、義ハタヽズ、心アルハ墨ニ染メテツカフ、心ナシ書筆ノ類ハ水ニソヽギテツカフユヘニ、水筆ト云ナルベシ、

○水筆ノ事ハ、下文製法條ニ詳ナリ、

大佛開眼筆
天平筆

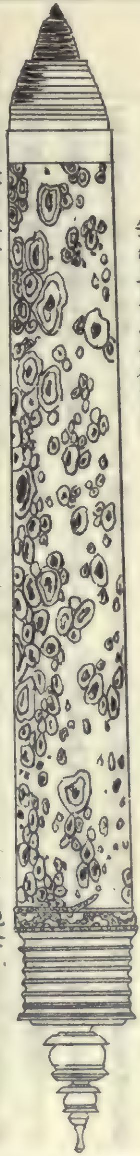
〔源平盛衰記二十四〕南都合戰同燒失附胡德樂河南浦樂事

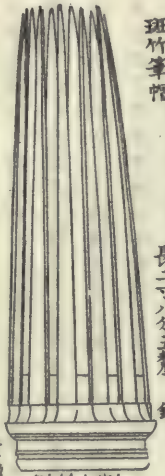
天平寶字四年四月八日、御供養有ケルニ、大佛殿也○謂二東大寺一 皇帝恭モ御自諸師請定ノ勅書ヲ被レ出キ、開眼師菩提僧正、講師隆尊律師、呪願師大唐ノ道璿律師、都合一萬廿六人ナリ、菩提僧正佛前ニスヽミ、筆ヲ取テ開眼シ給ニ、其筆ニ縄ヲ付テ諸人同ク取付、是皆開眼ノ縁ヲムスバシメントス也、

〔山槐記〕元暦二年○文治元年八月廿八日戊寅、今日有二東大寺大佛開眼事一、地震一度、後日新藤中納言注送曰、午刻法皇○後白河臨幸、御步行 法皇昇二大佛假階一、令二開眼一給、法會之儀不レ遑二注申一、○中略 法皇以二天平筆一、被レ奉二開眼一、廻寸法如レ法被レ入レ眼、歸下之時、或向レ後退下云々、

〔東大寺正倉院御寶庫御開封記錄〕御寶物目錄

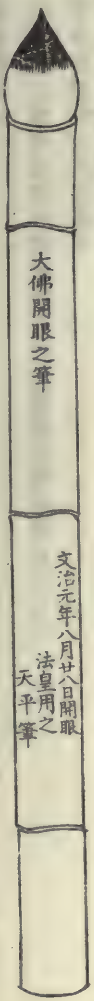
〔奈良の落葉〕斑竹筆





〔古圖類從調度〕筆

南都東大寺寶物　長二尺一寸
廻り四寸五分



一大佛開眼御筆　一本
文治元年八月廿八日開眼、法皇〇後白河用之、天平之筆ト軸ニ彫付、
〇按ズルニ、此開封アリシハ、元祿六年五月ナリ、
〔毛吹草〕四 從諸國出古今名物聞觸見及類載之、但庭訓用分除之、
攝津

人形筆

人形筆（ニンギヤウフデ）
〔攝陽群談〕十六 名物土産 木偶筆（ニンギヤウフデ）　同所〇有馬湯元ニアリ、色糸ヲ以テ筆ノ軸ヲ卷飾、內ニ木偶ヲ作リ入、筆ノ反ヲ以テ出入ノ興アリ、筆工糸細工ノ兩家ニ作之、

筑紫筆

〔顯戒論緣起〕上 送最澄上人還日本國叙
日本沙門最澄〇中略以貞元二十年九月二十六日〇桓武天皇延曆二十三年臻海郡、謁太守陸公、獻〇中略筑紫筆二管、〇下略

唐筆

〔蔭凉軒日錄〕延德三年三月廿三日、廉〇攝津自袖裏取出唐筆書之、桂翁云、唐人唐筆書唐紙、座人皆對之、一時美談也、
〔萬寶鄙事記〕二 硯墨筆紙 唐筆をおろすに、和筆のごとく軸を持ておすべからず、筆の本ぢくの內に入ざる故にぬけやすし、指にて筆の本をとりて、墨にひたすべし、

朝鮮筆

〔國師日記〕元和九年六月四日、以酊庵より正月十一日之狀來ル、朝鮮筆二雙幷小刀一ヶ來ル、
〔鵞峯文集〕二十八 書 寄石丈山
幾寄朝鮮畫龍筆一柄、綵管筆一柄、以代木桃李、投之而表寸忱、便是舊冬彼國信使所惠余也、因憶癸未之歲、贈畫龍筆於詩仙堂案、時奇之珍之、頗有喜色、足下曾不誇首級之功、不屑食祿之多、而江山之樂、不換千金、又不換簪裾、則尋常之贈物、皆揶揄不受者、余素知之、乃應向所贈之畫龍筆既禿爲灞陵

書辨者必矣、故聊補₂其闕₁而已、若再動₂喜色₁則爲₂幸也₁、○下略

〔萬寶鄙事記 硯墨筆紙 二〕朝鮮筆の毛、分て筆の心に入てよし、筆よく强して久きに堪、

朝鮮筆おろしやう、をよそ朝鮮筆は皆蠟がため也、そのまゝ用れば鋒はやくきるゝ、筆の鋒を用ゆべき分量ほどあらはし置て、其本を紙にてまき、其上を糸にてかたく卷て、筆のさきを温湯にひたし置、ほとびて後、指にて蠟をよく洗ひさりて、のこりなくして是を用、

兩頭筆

〔間合早學問 下〕文房名物

兩頭筆（りやうとうひつ）あとさきにかしらあるふで

諸流義筆

〔萬金產業袋 一〕筆類 此條下には諸流義の筆の品、幷にゆひやう、繪筆の品々を委く註す、

大師様（だいしやう）○空海 甲斐様○教直 御家○尊圓 大橋○長左衛門 寺澤○友大夫 玉置（たまき）○中務 近衛（このゑ）○信尹 志津磨（しづま）○佐々木 雲竹（うんちく）○北向 等、此外諸流その家の風にあふ所を則名とす、尤筆といふ物、平生とり扱ふ物なれども、只つよきとよはきと、書にくきと書よきとの差別計にて、しゐてその流義を辨る人すくなきにや、ゆへは御家大橋をかく人、玉置流の筆林に筆をつかひ、志津磨を書人近衛様の筆を用ゆるたぐひ、しかれば面々手にあふとあはぬとをわかつなるべし、尤堪能の人はいかにも其差別如法なれども、中分以下の用捨なるべし、拵ゆひあげて仕立たる筆を見て、冬毛夏毛とて目利する事誤也、筆は眞まきとて、中の紙にて卷たる心毛にて書よきも書にくきも、諸流の別も有事、上毛は畢竟化粧也、毛にまた種々のいろ品あり、まづは白夏毛、赤夏毛、しろじん、黑白、あをうさぎ等の毛のうちにも、切拔、まじりなどとて上と次との品あり、大略手習等には右の類の毛に雜毛といふを取まぜゆふ事、毛の調合はめん〳〵の家風人々の秘事なり、消息とは俗にいふ日記筆の事、又中字、眞書等までも右毛のうちにてゆふ、大字に至りては多くは唐毛、唐毛のふり、地のふり、さる毛等にてゆふ、唐からわたる毛の品數多し、まづ鹿毛のごとくにて毛の長さ三寸も五寸もありて、その何と

藁筆
薦筆

いふ獸の毛にやとおもふほどの毛の品みな目にて賣買する、〇下略

〔倭名類聚抄　十三　文書具〕藁筆　郭知玄云、古者以藁爲筆、和名不美天、（和名和良不天）　瓦書訖以刀剗於板矣、

〔類聚名義抄　八竹〕藁筆　和ワラフデ

〔伊呂波字類抄　和〕藁筆　ワラフデ　古以藁爲筆

〔夜鶴庭訓抄〕わら筆、こも筆、書樣結樣とり樣あり、常の筆とるやうとはかはる也、

〔消息耳底秘抄〕一筆事

筆ノ第一ハ兎毛ニテ候、大筆ニテ小字カヽル、小筆ニテ大字カヽル、遲ク禿旁能候、消息ナンドニハ鹿毛何事カアラン、又時ニ隨ベシ、鹿毛ヲ嫌フハ至ラヌ時ノ事也、藁筆、薦筆、書樣結樣取樣候、普通ノ筆ノ取樣ニハ替候、小字ヲバ鹿毛ノ筆ニテ書ベシ、蒙點ト云者ノ作也云々、

〔本朝畫史　五附録〕圖畫器

藁筆　和訓不天　採藁薑能繋之而束之、爲大小也、但可經年用之可、余家世有相傳者、所謂永德之藁筆也、作枯稿甚佳、

〔本朝畫史　三〕僧智傳號覃菴、〇中略其墨戲也能用藁筆、大抵似眞相、

〔本朝畫史　四〕狩野永德始字源四郎、松榮長子而元信孫也、〇中略墨畫用藁筆

〔貞德文集　下〕隱居所月見亭池夏橋、山里茶や、學文所、文庫等、額打申度候、〇中略板之上ニ者書醜候者、紙ニ可被遊候、藁筆など御用候者可進候、

十月三日　辨少將直好

芬陀利花院　侍者御中

〔畫筌　二秋〕蓮花、〇中略又破葉の處は、藁筆にて豫べし、尤風情あり、

〔畫筌　六雜〕藁筆作方

稍を寒中の米泔に浸し、毎日水を易て六七日に及て取出し、鐵槌にて打碎き和げて、筆の管の所を韃にて苞て用ゆ、墨繪の岩樹荷葉など書に妙なり、

〔畫巧潛覽二〕南路點

草畫の法、破筆、飛白等其品居多也といへども、第八〇禿筆點 九〇露顯點 十〇南路點 三品の内を出ず、藁筆、刷毛を用ひてなすも、皆此法也、

槿筆

〔思貽齋管城二譜〕槿筆譜引

槿者舜也、所在皆有、其花極潔、有大紅粉紅、單瓣千瓣、足可遠觀焉、可種以結藩籬、可剝以造紙絢索、其附庸于管城也、創基於明之陽明王先生、而我寛文年間、僧如定東來、住長崎興福寺、有徒弟某、住東武青山青原寺、先友鈴木重之、爲之檀越、傳其製法、以至于愼、凡作大字四三尺或丈餘者、非此筆則不可、世有用秫稈竹筆、蒲葵蔗皮等者、或以紙書、或卷帛書、(李后主煜好之、謂之撮襟書、)皆不免吾丘衍斥爲俗士也、唯木槿也者、上古聖皇敎民編屋廬、周之時、詩人取以比興、近世大儒先生、撰以具清翫、而幸得其承傳、爲東方藝林之珍寶、豈不一大快事哉、作槿筆譜、

筆草

〔蒹葭堂雜錄二〕攝播の海邊に生ず、筆草といへるあり、初春より靑葉を生ず、其葉細長く緣に細かききざあり、小なるは葉の長さ七八寸、大なるは一尺三四寸もあり、大概菅葉の如し、冬に至つて葉枯、又春を迎へて葉生ず、年々如此にして根絶る事なし、冬の頃風烈しく吹て海あれ、濤岸を穿ち磯邊の土砂を吹上るときに至つて、自ら草の根あらはれ出る、是を採て乾からし筆に製す、筑前國にては天生筆といふよし、伊勢國の海邊にも生ず、又信州安曇郡千國村の山中にも生ず、是は夏の日とりて日干よし、北國にては蓮如筆と稱す、是は蓮如上人始めて此草にて書せられし故斯は號くといふ、尤北國に生ずるものは長みぢかし、全く寒氣強きゆゑなるべし、(尙石州の海濱よりも出す〇)下略

木筆

燒筆

〔運歩色葉集 保〕木筆（ヒツ）

〔道の幸〕寛政四年十一月二十七日、初瀨村に入、○中略近代梵字の能書と聞えし澄禪が、弘法大師の飛白十如是をうつせしあり、其奥に運敞が記文あり、○中略凡書梵字、多用木筆、木筆之製以木作之、或以毛造之、皆名木筆、○中略時寛文第九歳次己酉孟冬日權僧正積教院傳法沙門運敞謹書、

〔嬉遊笑覽 三書畫〕古きものには、天神の二字にて菅家渡唐の像を畫き、人丸の二字にて柿本の影をうつす、是はもと眞言僧の木筆にて、梵字をかきて佛像を作るより出たり、木筆の繪は、光顯が木筆の歌仙あり、また東寺七祖の御影の名號は、木筆にて書たる二三幅ありとぞ、こは大師唐山より將來の物なり、是即飛白書なるべし、

〔本朝畫史 二〕弘法大師諱空海、俗姓佐伯氏、○中略畫亦造於神妙、每寫神佛祖師之像、又能用木筆爲梵漢字並佛像、

〔明月記〕嘉祿三年○安貞元年四月五日、巳時許參向相門、○中略高野老僧、以木筆書墨繪詠遣障子、昨日持來候、有命障子被張唐綾、筆勢實以珍重、○下略

〔入木抄〕御筆事

布には木筆也、木筆は檍木にて作る也、

〔本朝畫史 二〕根來寺開山覺鑁上人、天性能畫佛像祖師、○中略尤善梵書、其梵字多用木筆、則以木筆潑墨圖不動尊像、生意發動有神妙、

〔本朝畫史 五補遺〕賢正不知何許人、能梵樣木筆、故有渡唐天神像、用木筆、苟非專門之習、筆法飄逸全不凡、疑是密宗人之墨戯歟、

〔本朝畫史 五附錄〕圖畫器

朽筆 今俗云燒筆、訓久知波加記用檜能枯木、

石筆

〔貞德文集下〕作事大形致₂首尾₁候、然者如₂約束₁張付繪共書度候、○中略又源氏物語巻ノ心書せ申度候、是者彩色繪何(イカ)にも麗(ウツクシク)仕度候、以₂面談₁合可₂申候間、先燒筆持參候而地取可₂被₁成候、恐惶謹言、

九月廿七日　小早川相模永胤

狩野香哲老

〔畫筌一〕畫論傳受秘事口訣

習畫法　繪を書に、下繪を付んと思はゞ、○中略くはしく燒筆を付て、羽にて輕くはらひ、又粉本を見て書べし、○中略畫工たらん者は万事をろそかならず共、彩色下工なり共、墨繪をよく書は面目也、○中略粉本を見て、燒筆を付て見合せ善ば、羽にて輕くはらひ墨にて何十度も書て、○下略

〔畫筌六雜〕燒筆

臭橘の木を箸のごとく削り、小き方に火を付、灰に埋み火を消用ゆ、又紙に包ても消也、先燒筆にて下繪を輕く描て恰好を見合せ、好は又委く付て、羽にて少々掃落して墨にて書べし、描終て后羽にて能はくべし、畫史に朽筆とあり、檜木を用ゆ、

裏燒筆

描かんと思ふ繪本の裏に燒筆を付て、是を畫紙の上に置、上より羽箒にてはけば、下にうつるなり、是を正にして描也、

〔書言字考節用集七器財〕石筆(セキヒツ)繪具、本名石黒脂、

〔大和本草三金玉土石〕黒石脂　別錄云、一名石墨、時珍云、此乃石脂之黒者、亦可₂爲₁墨、篤信謂、今人削₂之爲₁筆、懷₂之書₁文字₁如₂用₁墨、國俗石筆ト云、五色ノ石脂アリ、赤白ノ二種ヲ藥ニ用ユ、

〔耽奇漫錄十五〕筑前香月山不動窟所產石墨記事見₂于文中₁

石墨記　釋宗朗

石墨者、黒石之精、而天之文物也、文房雅賞、必不無之、五雜俎曰、古有黒石可磨汁而書、然黒石僅出延安、晉陸雲與兄書謂、三臺上有藏者、則希奇之物、非得人々而得之、況墨之爲字、以黒以土、其爲煤土所製無宜、但世遠不可考耳、方今我筑香月山不動窖所出黒石、與本綱所謂石炭作硫黄氣者不同、磨之微帶紺色、和以一分之墨、則黒色發粉、淡不濺、濃不粘、書字速乾、隱起有光、宜寫經、非膠以固也、宜畫竹、不用打紙也、若眼被物撞刺、一滴卽愈、亦其能也、豈所謂三臺之藏者是耶、誅生所不得而考、用以爲文具、不亦奇乎、自此物出、且百餘載、徒以代薪而已、顯晦有時、不翅人也、玆拔抑塞之林、而貢好事君子、蓋野無遺賢之意耳、請登庸之、

右墨贊　　亀井魯

碎墨爲薪、人乎非天、磨炭爲墨、天乎非人、

安永五年子月朔　　山際脊振夫書

按にこは本綱石之三に、陶氏別錄を載て所云黒石脂か、黒石脂一名は石泥、石脂之黒者、亦可爲墨、南人謂之畫書石、又石炭謂之石墨、宜考本綱石炭條下、

〔本草綱目啓蒙石五〕黒石脂　一名黒石品字箋

大和本草ニ黒土ヲ載ス、卽黒石脂也、云ク城州山科ノ東、牛尾山觀音堂ノ後ニアリト、此ノ土黒シ、乾ケバ微青色ヲ帶ブ、又此外處々ニアリ、天台山、嵐山、水尾、貴船、幡枝、大原、吉田、澁谷、鷹ケ峯等ニアリ、砂ヲ去リ、石筆ニ造ル、今市中ニ售ル石筆ハ、黒キ硯石ノ粉ヲ燭淚（ロウソクノナガレ）ニ合テ鋌トスルモノナリ、

白石脂　和產羽州秋田ニ產スルモノ、白色ニシテ蠟ノ如シ、上品ナリ、豆州和州芳野郡ニ產スルモノハ、蠟ニ似ズ中品也、

〔物類品隲石二〕ロートアールド　和名石筆、紅毛人赭色ヲロートト云、アールドハ土也、是ヲ刮テ筆ノゴトクニシテ字ヲ書スルニ硯墨ヲ用ズシテ甚ダ便ナリ、　豐產上品　駿河志田郡大賀山產、

舶産ト異ナルコトナシ、庚辰歳予駿河ニ至テ是ヲ得タリ、本邦此物出ルノ始ナリ、

ポットロート　和名黒石筆、紅毛人持來ル、和産ナシ、

〔嬉遊笑覽三書畫〕石筆は紅毛より渡るポットロウといふもの也、○中略市中にて售る石筆に硯石の粉に蠟を和て製るものありこれにて合子杯などの漆器に書畫をかき、假鉛のやすり粉をふりかけて拂ひ落せば、書たる處にばかり金の粉つきて蒔繪したるが如し、その器に水を入るればよく光りてみゆ、此手遊いつのころよりある歟、江戸名物かゞみなどに見えざれば、明和已後のものとは見えたり、

〔風俗文選十一〕俳諧頌　李由

石筆の早態に花月のおもしろみを記し○下略

〔延喜式十三圖書〕凡造筆、長功日兎毛十一管、狸毛同上鹿毛卅管、中功日兎毛十管、鹿毛廿五管、短功日兎毛八管、鹿毛廿管、

製法

〔齊民要術九〕筆法

韋仲將筆方曰、先次以鐵梳兎毫及羊靑毛去其穢毛、蓋使不髯茹、訖各別之、皆用梳掌痛拍整齊毫鋒、端本各作扁、極令均調平好、用衣羊靑毛縮羊靑毛、去兎毫頭下二分許、然後合扁、捲令極圓、訖痛頡之、以所整羊毛中或用衣、中心名曰筆柱、或曰墨池、承墨復用毫靑衣羊毛外如作柱法、使中心齊、亦使平均、痛頡內管中、寧隨毛長者使深、寧小不大、筆之大要也、

〔本朝文粹十三願文〕發願文　二條　前中書王

伏願未來無量劫、恒河沙世界、於法華經自書若令人書、○中略願生澗底之松、焦心成墨點、亦化山下之泉、引脈而添硯水、春風和暖之朝、生煙林之笋、長整握枝、令可作筆管、秋月淒涼之夕、產寒郊之兎、採毫經毛、令可作筆柱、○下略

〔本朝字府秘傳二〕權中納言行成九事傳

筆純則可爲心歟

〔筆法才葉抄〕筆ノ軸ノ長サ五寸或ハ三寸、大筆ハ五寸ト云々、何レモ心ニコワキ毛ヲ以テ結テ、次第ニ上毛ハ和ラカナルガ吉也、眞ノ物ニハ以夏毛心ニシテ卯ノ毛ヲ以テ上ヘハカケベシ、二ツモ三ツモカクル也、

〔好古日錄末〕料紙　車雙紙

任仰旨粗注進之、眞習者料紙、竹等結和毛强筆可書之、行習結和毛和筆、崎以如針可書之、草習結强毛和筆、不料紙可書之、○中略

十月四日　行能

行能卿眞蹟、復書草藁一通、行草書紙、縱四寸五分、橫七寸六分、○中略文中ニ所謂料紙ハ熟紙、不料紙ハ生紙、今料紙ト云ト其義同ジカラズ、竹ハ筆ノ省、崎ハ筆尖、○下略

〔伊呂波字類抄雜物〕雀頭ジヤクトウ筆名也

〔筆法才葉抄〕於筆有三體口傳之、一ニハ雀頭、眞ノ筆ナリ、二ニハ柳葉、草筆、三ニハ鷄爪、行筆、筆ニハ二三十品ノ樣アレ、豫メ上ノ三對計リヲ記ス、雀頭等ノ如也、

〔米庵墨談二〕諸體用筆可擇

又道風、佐理、行成、三蹟用筆ノ結樣ノ傳ヲ見ルニ、眞筆ハ雀頭、行筆ハ雞爪、草筆ハ柳葉ノ形ニテ、剛柔三體ニ從ヒ、家々ノ工夫ニテ、少シノ違ヒアリ、

〔萬金產業袋一〕總じて筆のゆひやうは、まづ何毛にもせよ、こはき毛ならば、毛に稭糠の灰をよくふりて、手のひらにてもみやはらげ、毛の膩毛のくろみをとる、此すりぬかの灰、よく筆毛にあへり、外の物の灰は毛に黑を出して惡し、扨毛の上下をそろへ、櫛にかけてとをし、ねぶりかため、よき程づゝにわけて、中の逆毛を小刀

にて撰出し、眞を作る、眞毛は毛一品にかぎらず、筆林の修練にて、毛のこはきと、やはらかきとの品を、二品も三品もませ合せて眞をつくる、此眞の作りやう、その作人の堪能による、そのうへに中毛をかくる、中毛もまた流義にあふ毛を製し、眞さきゟすこし心ほどさけて薄くまき、そのうへを筆なかば紙にてまく、それをけづりとてよくねぶり、ひたと小刀をねせて、向へ〳〵といく度ともなくけづりしごく(筆小刀には有次を用ゆ)此しごきやうの善悪にて、上毛をかけて筆にふし出て形あしく書心よろしからず、上毛は中毛ゟまたこゝろ計さげてまく、毛は上毛ほどづゝを小刀にてわけ、櫛にかけ通し、毛の本をはさみ、小刀にて筆一ツはいに廻るべき程に平め、右の眞をぐるりとまき、そのうは毛の元を苧にてまきあげ、しめて軸にいれ、其後ふのりにつけてよく櫛にて毛筋をたて、指のさきにて形をつくり日に干ス也、次筆は眞まきの上の中毛をかけず、上毛計をかけ仕あぐる、尤うは毛は價むつかしけれども、上毛を厚くまく時は筆にふしなく、手間にもちがひある事ゆへ如此もすると也、細字、點付、明朝樣等、色品數々多し、眞書はみな筆林每にあれども、吟味するに及んでは至つてむつかし、狸、鼠毛、狐(こんくわいともいふ)うさぎ等に種々の上々毛をませてゆふ毛も上品細工人もいかにも手垂の人ならではよき筆は出來がたかるべし、

〔思貽齋管城二譜序〕思貽齋主人愼、文房之好事、至老未衰、無奈儒先以翫物喪志爲戒、幾欲停廢、而未能焉、常苦我國土匠粗庸、管城公擁虛名矣、或曰、爾莫患焉、以思無益、要非工人之罪也、斯方獸毛輭弱、都不堪用、爾奈之何、愼曰、君過矣、(中略)○今也、我獸之毛、果不及彼乎、益精其製、益極其巧、當强求至其齊而止者也、而君甘居下流、吾爲君不取也、(中略)○大凡我野鹿野豬黃鼠田鼠狸狐與黑白二兎、西北地方所出者佳、南東海國產者不入品、但以製毛及重襯結束諸法、不得其要領、延致今日之弊耳、豈不悲乎、竊思我國、儒釋之道、音韻之學、開肇於三韓、一變爲唐國、中古以來、我往者、彼來者、奚祇數千百人、況近世與越商舶、泊乎崎港、四時相及、自衣食文籍、湖筆歙墨、萬貨悉貢、百工皆傳、然造筆一事、未曾能變、猶

踏雞林之舊轍何也、蓋以世之唱筆學、及嗜作字者、槩淺於好古、胸中無一點讀書氣也、不亦悲乎、昔李唐時、我學生留學者不爲少、而海李密師、傳筆道及飛帛書、還來爲帝者之師、其三段筆法、筆形之圖、歷歷至于今、其傳來隙廢名方、亦在南京之棘若云、惟造筆之法、寥々乎無聞者、吾所以怪且悲者爲是也、原夫、上古椒有筆之日、不過以羽毛束于竹木枝端、正似帚一般爾也、至後世管握之製、重牢巧緻、使可數易筆頭、故有彤管於周、柘管於秦、琉璃象牙管於晉魏之間、而今湖廣閩粵所作者、亦其法已、今視其製、毛根結定、而一齊截斷之、管頭凹、而受毛處不太深、黏以松脂、要取乎筆頭一禿、便易去之而已、唐僧智永有退筆頭十八甕者、此亦可見矣、我先友木邨安成有唐大筆頭、筆頭一禿、無復作者、又天滿老人高君、一日出其所藏唐筆朱大管示之、曰此是先師天間戴公遺物、筆頭失了、已經數十年、求作者諸長崎及西南二都之間、並曾不得一人、可恨哉、以予之機心妙手、猶未及于此、豈不雞林之缺典邪、愼受而觀之、則管頭如酒盞淺、試安我及雞林之筆頭、則圓鑿方枘爾、宜無肯作者矣、因悲世多藏唐製金縷玉雕堆紅寶貝之管者、其毫一退、則皆挖其坎、如竹心、挾以俗筆頭而止、縱然小管猶可鑿混沌、至於大管如斯者、悉歸之芻狗、豈非劣俗卑陋之甚耶、遂奮然自謂、必當有所契焉、向來寢食起臥、念々不措、深嘆自知儒先喪志之戒、而抑之、且未得固執、誠至乎此哉、時丁孟陽老病來侵、肩背攣痛、偃臥踰月、一朝恍然、覺有所省、乃急擘國製舊大筆二三而閱之、則其造意之賤劣、令人不勝軒渠、其爲柱也、居筆末三分之二、或以小竹筳受之、或以絲繳之、所以防其拔出也、每管多用楮紙、少用苧麻、甚至有黏毛根者、約其紙與苧、可衆毫三分之一、故筆形本肥末瘦、而肚腹不充、所以有含瀋不多之患焉、夫楮紙一歷墨汁乃難乾、夏月一用之、則內生白醭、隨腐隨脫、僅有糊氣、則蛀魚必生、隨蝕隨墮、嗟乎所難得者長毫也、而今以六七寸毛、而柱居三分之二、則其運用起伏者僅二寸也、況兼有如上之惡趣者乎、唐山之製不然、偏用純毛、絕無楮紙與黏氣、而細線縛之、蟲蠟松脂、封之護之、故至於禿頭如蔽帚、無毛根腐壞之敗、柱上直、被傍扶肚腹膨脹、而能含墨瀋、運轉自在、起止無礙、大抵用六七寸毫、勝可書三四五尺之字矣、愼 熟

筆管
筆柄

硯半日、沈思三夜、不覺拍手大笑、乃走入室中、探木盤剪刀苧麻脂蠟等物、兀坐一日、先成一枝、幸得與唐山尖頭公同胞兄弟者、始無一毫疑猜焉、其夜喜而不寐、明日早晨、坐南窓下、解成筆十枝、盡以改造焉、愈多愈妙、嘆曰、昔我友篁洲玄輔、文壇舊將、心匠絕倫、工巧精密、妙于天下、而與我同好也、其染碑刻印篆硯、百般餘事、皆不可跂望、洲之歿後、無復知音、可勝嘆乎、間嘗試作石字、而逼乎漢製、剞朱晦菴帖、而出乎寶賢、今又有此捷、而篁洲安在、不知向孰立個赤幟乎、後若有逐臭者、當盡以傳之而貽後昆、然則不可無譜也、作毛穎譜、

〔筆經〕以麻紙裹柱根、令淨、次取上毫薄薄布柱上、令柱不見、

〔遯暑錄〕筆出於宣州、自唐惟諸葛一姓、世傳其業、治平嘉祐前、得諸葛筆者、率以爲珍玩、熙寧後、世始用無心散卓筆、其風一變、

○按ズルニ、純毛ヲ用キテ、絕テ楮紙ト黏氣ト無キモノハ、卽チ水筆ノ製ナリ、知愼始テ此製法ヲ摸ス、本邦ニ水筆ノ製アル是ヲ始トス、

〔易林本節用集器財〕柄ツカ筆管 柄同

〔節用集大全器財五〕筆管ふでのつか

〔七十一番歌合上〕八番　筆ゆひ

筆つかにきりつゝめたるさゝ竹の永き夜あらず月をみるかな

〔倭訓栞前編不二十六〕ふでづか　筆柄也、職人歌合に見えたり、今いふ筆の軸也、漢に筆管といへり、俗にいふは、退筆塚、唐の僧懷素が故事なり、

〔今昔物語三十〕平定文假借本院侍從語第一

大キナル筆ノ軸ニ入レテ○下略

〔源氏物語十四澪標〕御車のもさちかきこれみつ、うけたまはりやしつらん、さるめしもやされいにな

らひて、ふところにまうけたる、つかみじかきふでなど、御くるまさゝむるところにてたてまつれり、

〔筆法才葉抄〕筆ノ軸ノ長サ五寸或ハ三寸、大筆ハ五寸ト云々、

〔宗五大艸紙〕色々の事

一主人へ筆を參らせ候は、ぢくの方を右の手にて差出すべし、又筆のぢくの長さの事、眞の物は四寸貳分、行の物は四寸八分、草の物は五寸貳分といへり、又筆の異名多き物也、

〔米庵墨談續編三〕筆管分寸

余所製ノ筆管ハ大要小字筆ハ五寸、中字筆ハ六寸ヲ度トス、近舶ノ筆ニ管ノ長サ七八寸ノモノアレドモ、甚用ニ便ナラズ、

〔二中歷十三名物〕筆

秋風　大螺鈿　小螺鈿

〔毛吹草四〕從諸國出古今名物聞觸見及類載之、但庭訓用分除之、

薩摩

黑檀細工筆ノ竺

〔玉露叢三十二〕同十八日○延寶八年四月ニ稻葉美濃守二ノ丸ニ於テ、將軍家○德川家綱へ御茶獻ゼラル、○中略

御附書院ニ、○中略筆軸靑貝、

〔伊呂波字類抄不雜物〕筆筒フデノサヤ

〔節用集大全五財器〕筆帽ふでのさや筆鍇同

〔米庵墨談二〕筆稱枝管雙牀枚

計筆多寡之名

造筆工

此方ノ俗、今日常ニ筆ヲ幾本、紙ヲ幾枚、墨ヲ幾挺トヨブ、延喜式ニ筆幾管、紙幾張、墨幾廷トアリテ本トハナシ、何レノ頃ヨリ本トヨビ來リシニヤ、枚挺ハ彼土ニテモヨビ來ルコト久シ、獨リ筆ヲ本ト云コトイマダ見ズ、多クハ枝ト云ナリ、陸機與弟書、曹公器物有琉璃筆一枝、避暑錄ニ治平中有得宣城諸葛筆者、率以爲珍玩、一枝可敵他筆十枝、五代志ニ蘇循始至魏州、獻晉王畫日筆三十管、トアリ、又短書雜記ニ、呼筆爲雙、爲牀、爲枚トアリ、一雙トハ今云フ一對ナリ、漢官儀ニ出ヅ、一牀ハ二對ナリ、樹萱錄ニ云、南朝呼筆管爲牀、蓋筆四管爲一牀也トアリ、近ゴロ舶來福州筆匠姚文運ガ照單ニ通體過洋套筆トアリ、則チ一箱ヲ套ト云フ、書函ヲ幾套ト云ト義同ジ、因ミニ附錄ス、

〔續修東大寺正倉院文書三十二〕造佛所作物帳斷簡〇中略

筆八十二箇

〔延喜式圖書十三〕紙筆墨充諸司

神祇官、紙卌張、筆一管、齋宮寮、紙七十張、筆三管、〇下略

〔御湯どの、上の日記〕永祿十年八月一日、御ふでの御だいくより、御ふで十くわんまいる、

〔品物名數抄〕文具類

筆　一管。一本。一枝。俗稱二片枝一 一對ハ二本ナリ。

〔新撰姓氏錄右京未定雜姓〕筆氏　燕相國衞滿公之後也、善作筆、預於十一流、因茲賜筆姓、

〔令義解職員一〕圖書寮

造筆手十人、掌造筆管、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

圖書寮

造筆手元六人、今定二三人、〇中略

右右大臣宣、奉勅、〇中略年中造筆、無有定數、依臨時宣、造備供奉、准量所用、造手有餘、並從減省、

大同三年二月十六日

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

停止幷減定諸司等才長上事

圖書寮〇中略

造筆長上　造鉄長上　右並停止〇中略

以前被右大臣宣偁、奉勅件司等才長上數、停止幷減定如件、永爲恆例、

大同三年十二月十五日

〔享祿本類聚三代格六〕太政官符

應給食俸丁事〇中略

造筆丁〇圖書寮中略別二人

弘仁十三年閏九月廿日

〔延喜式四十二東市司〕筆廛〇中略　右五十一廛東市

〔空穗物語菊の宴〕ゆきまさの朝臣、なにのさえか侍ふでゆひのさえなむ侍、わたりがたき物は、ふゆけなりやなどいひたてたるに、〇下略

〔續古事談五諸道〕嘉承元年ノ夏、世中サハガシクテ、東西二京ニシヌルモノオホカリケリ、ソノ中ニ、口所ノ御筆ユヒ能定、病ツキテ七日ト云ニ死ニケリ、

〔空華集三〕贈筆工福壽兼簡源讚州、幷敘

京師筆工福藤氏父子、以藝游于公卿大夫及僧道之間、寔吾國豪恬也、癸丑夏、余〇義堂病、臥南陽新寺、會其季子稱武衛校尉者、冒暑遠來、爲余留山中者踰月、造筆數十枝、皆奇製也、但愧拙書不

拂筆耳、秋涼告別、將東游常陽謁于小田讃州太守源公以試藝也、吾聞太守天資嗜文而善書、往也必有賞焉者、雖長風之過羅江東、吳說之過蘇內翰、亦不多讓也、遂試新毫、力疾而作一絕贈行、兼簡太守、以爲識荆之先容云、

壽生新製筆如林、愧我不才非賞音、行見能書源太守、一枝換得萬黃金、

〔實隆公記〕永正三年十一月十九日甲午、庭訓往來立筆、筆工來之間、兎毫令結之、

〔實隆公記〕大永八年三月四日丙子、召筆工、筆鹿毛三十管令結之、

〔御湯どのゝ上の日記〕慶長十三年十月廿五日、ふでやゑゆりやう申す、すぎはら三そく御筆進上申、

〔熙房卿記〕明曆元年三月十五日、筆師藤原正吉任出雲掾、○中略右職事熙房、

〔熙房卿記〕萬治二年八月十二日、筆結藤原重清任播磨掾、職事賴孝、

〔居龍工隨筆〕職人の受領は、そのかみ山名細川が輦京中を軍の場に定て、合戰數年に及びければ、朝廷の衰微以の外にして、○中略花もみぢの御遊も、何となく騷々しげなる頃、流石に王化にふくする者ありて、己が家々にて作る酒饌菓餅の類、或は筆墨瓶器迄も、その職人について獻じける、その心ばへを叡感あつて、下國の掾目などを下されしが流例に成たりしと云、

〔萬天日錄〕延寶八年三月十一日ニ御暇被下之○中略

銀十枚　御筆師小法師石見

〔雍州府志七土產〕筆　筆工小法師、造大筆小筆、獻禁裏院中、其外河原町祐仁、京極南裏辻等爲巧手、凡造筆謂結筆、其造之者稱筆結、多以福字爲氏、相傳弘法大師入唐歸朝日、誘中華筆工福氏人來、今稱福者、其裔也、本朝筆道、專宗青蓮院之家風、故其筆法稱御家樣、其所用之筆謂御家樣筆、

〔人倫訓蒙圖彙六〕



〔本朝武林師系祿圖鑑〕御筆師

ときわばし 逸水祐仁　　あざぶざうしき丁 祐仁刑部　　日本ばし北二丁目 逸水久右工門

京橋南がへ丁 平井因幡　　神田明神前 福村伊織

〔攝陽群談 十六名物土產〕安立町筆　同郡生〇東安立町ニアリ、筆工數十宇軒ヲ並テ作之、諸國ニ送ル雖筆ナリ、

〔寶曆大成武鑑 三〕御筆人　下横丁 △●安藤卓峯

〇按ズルニ、本書ニ合印ノ●ハ御目見、△ハ拜領地ナリ、

〔花洛羽津根 三〕筆司　室町武者小路上 △熊井六之丞

同今出川上　△小筆善大夫

下長者町西洞院　△勝守長左衞門

鉄屋町二條下　藤野雲平

二條西洞院西　藤本兵藏

室町四條下　畫筆　古澤利兵衞

○按ズルニ、本書ニ御用之部ハ、△印有之ト見エタリ、

貢進

〔東大寺正倉院文書〕圖書寮解

申寶龜五年諸國未進紙并筆紙麻等事

合紙壹萬伍仟陸佰伍拾張　筆玖佰漆拾伍管　紙麻貳佰肆拾捌斤

伊賀國　筆伍拾管　武藏國　筆五十管　美濃國　筆玖拾漆管

上野國　筆壹佰管　下野國　筆一百管　越前國　筆一百管

佐渡國　筆卅管　因幡國　筆八十管　丹後國　筆一百管

伯耆國　筆八十管　出雲國　筆料鹿皮一張　長門國　筆卅管

周防國　筆五十管　紀伊國　筆五十管

〔延喜式民部二十三〕年料別貢雜物

伊勢國筆一百管　尾張國筆一百管　參河國筆一百五十管　遠江國筆一千管　駿河國筆一百管

甲斐國筆卌管　相模國筆一百管　武藏國筆一百管　上總國筆一百管　下總國筆一百管

常陸國筆三百管　近江國筆二百管　美濃國筆一百五十管　信濃國筆一百卌管　上野國筆一百管

下野國筆一百管　陸奥國筆一百管　越前國筆五十管　但馬國筆八十管　伯耆國筆八十管

出雲國筆五十管　播磨國筆一百卌管　美作國筆六十管　備前國筆一百管　阿波國筆八十管

使用法

伊豫國筆一百管　　太宰府筆一千一百卅管、兎毛鹿毛各五百六十管、

○按ズルニ、當時鹿毛ハ界ヲ寫スニ用キルノミナレバ、單ニ筆トアルハ兎毛ナルベシ、

〔朝野群載二十七諸國公文〕主計寮移　主稅寮

勘送相模國年々正稅交易雜物事

治曆參年料○中略

筆佰管

右被寮送移偁、檢彼國稅帳、頗有物疑者、檢件國年々調帳所注如件、以移、

承保□年□月□日　　　正六位上行　屬

正六位上行　允

〔才葉抄〕一筆は未染墨新筆にて文字を書ば、帯とけひろけてあしき也、墨をぬりて乾て、少し墨枕あるが能也、

〔筆法才葉抄〕筆ヲ虫ニクワセヌ秘事ノ相傳ニ云ク、ツミタル綿ニテ裝束ノ上ノ毛ヲ、ツヨク卷テ筆ノ毛崎ニヒチリ留テ有レバ虫不食也、是當流ノ相傳也、

〔康富記〕嘉吉二年十月九日丙申、參世尊寺三位行豊卿亭、聊中風氣、不及對面、以子息侍從行賢申承了、○中略筆事、フクサ紙ニハ鹿ノ毛、打紙ニハ兎ノ毛、強紙ニハ狸ノ毛、此等似合テヨキ也云々、

〔入木抄〕御筆事、

御手習にもよき筆宜候也、御筆手本の筆に相違し候へば、字形も似ず候、御手本に相應の御筆可宜候也、凡筆を用る事、料紙による也、打紙には卯毛、只の紙には鹿毛にて候也、檀紙には冬毛、杉原には夏毛、絹にも夏毛、布には木筆也、木筆は穢木にて作る也、上古はおほく夏毛を一切に用候、昔の夏毛は殊勝に候ひき、當世は夏毛わろく成て、さきもそろはず、徒物にて候、仍杉原の外は只兎

毛を通用宜候也、大方筆のけもわろく、筆人も又不作の間、當世は吉筆曾て候はず候なり、

〔異制庭訓往來〕六者筆墨所持様、筆者裹二好綿一、〇中略筆者夏不レ指レ笠、常以二鹽湯一洗レ之、毛則和也、

〔宗五大艸紙〕色々の事

一筆を久しく置候には、水に鹽をちと入て、其水にひたしてほして置ば、むしくひ候はず候、又墨を付て置もよし、

〔本朝字府秘傳 六〕筆ヲ貯フコト、大筆ハ軸モトヨリ、毛サキヲ紙ニテ包ミ覆ヒテ、釘ニ掛風ヲスカシ置ク、再々ツカヒテハ、アトヲ水ニテ能アラヒ、墨ケヲトリ拭ヒテモトノ如ク掛オクベシ、第一毛ハ白赤トモニ、秋八九月之ヲ收メタルヨシ、軸竹トモニ同比ヨシ、何ホド旬切ノ竹ニテモ、五六月ニ至テ、必ズ虫喰テ軸損ズ、大筆ハ只ツカヒテ、アトノ心ツカニテ、年ヲヘテモ不レ損ナリ、小筆ハタトヘ筥ニ入置トモ、時々出シテ風ニスカスベシ、但シ黑赤ニ煮タルハ不レ蝕バ、多分煮竹ヲ可レ用、ソレトモニ旬切ノ竹ヨシ、

〔雅遊漫錄 一〕筆

筆硯精良、人生一樂とて筆を弄する徒は、和漢とも其精良ならん事をねがふ、硯は精微ならずとも、筆墨は好ものにあらざれば、快運轉しがたく、寫書學字にもあしく、其良をえらぶべし、朝鮮琉球より舶來のもの、其中よき筆あり、此土にては京都に良工多し、舶來のものは多くは蠟を以てかたむ、筆をおろす時、沸湯にひたして蠟を去て後つかふべし、筆久しくたもつ、また常に管を編てかけ置、時々脂紙にて拭べし、むしはます、又大切なる筆は、つかひ終てさきを洗ておくべし、墨にてかたまりしを其儘をけば鋒毫損じやすし、因て古人筆洗のもふけあり、

〔花月草紙 一〕この筆はいとわろし、みたびよたびものすれば、みなかぶろのやうになりぬとて、とみに物かくをりは墨もすらで、硯の海をかいまはし、かきはつれば、なげおくにぞ、すゞりや秘閣

雜載

のはざまなどに横たはりて、いつか先もつりばりのやうになりて、かわきにかわきたるを、またをしげなくたてざまに、ひかたのあたりにて音出づる計にかいまはし、あるは齒もてかみくだき、又は墨もて筆の先をおしひしぎてかきつ、かくてはいかでいのちの長かるべき、よき筆をばまづかさとるもしづめてし、物かいたるあとにてもあらひものし、紙に押しあて、又はすかしみて、一筋も亂さじとしておくめり、いとゞいのちの長かるべきことわりなり、はやくそじなんと思ふをば、いとあら／＼しくしなして、これみ給へ、みたびよたびにはやかくなりしといふもをかし、

〔枕草子九〕人の硯を引よせて、手習ひをも文をもかくに、其筆なつかひ給ひそといはれたらんこそ、いとわびしかるべけれ、うちおかんも人わろし、猶つかふもあやにくなり、さ覺る事もしりたれば、人のするもいはで見るに、手などよくもあらぬ人の、さすがに物かゝまほしうするが、いとよくつかひかためたる筆を、あやしのやうに、水がちにさしぬらして、こはものやなりと、かなに細櫃の蓋などに書ちらして、横さまになげおきたれば、水にかしらはさしいれてふせるもにくき事ぞかし、されどさいはんやは、

〔蔭涼軒日錄〕延德二年十二月晦日、往安富新兵衛尉宅、有硯無筆、折楊枝書名、

〔武雜記中〕一硯筥の筆の數定たると申事有之、然ども數はいかほども不苦候、公事を被行時は撤笠、和漢連歌當座等の硯には笠ながら置之也、如此差別有之義に候、又誓文狀等認候時は、黑軸の筆一對撤笠置之、

一貴人へ筆を參らせ候はゞ、右に毛の方のぢくを持て參らせ候、軸の長さ眞行草に寸法有之、

〔立身大福帳七〕筆　下直なるはそんなり、字ふとくなり、帳にてもてがみにても紙大ぶん入る、筆代はわづかにて、紙は大ぶんの事なり、やす筆をつかふは小利大そんなり、

〔胸算用 五〕才覺のぢくすだれ

ある人のむすこ、九歳より十二のとしのくれまで、手習につかはしけるに、其間の筆のぢくをあつめ、其外人のすてたるをも取ためて、程なく十三の春、我手細工にして、軸すだれをこしらへ、一ッを一匁五分づゝの三ッまで賣拂ひ、はじめて銀四匁五分もうけし事、我ながら只ものにあらずと、親の身にしては嬉しさのあまりに、手習の師匠に語りければ、師の坊、此事をよしとは譽給はず、

〔諸國落首咄 五〕下手と言れてつらき一首

阿波の三好と云所に、繪師の勘兵衛といふ人ありしが、繪も勝れずして人のたのむ事稀なれば、なか〳〵身上貧しく暮しかねて、よざいも色々に替へ、〇中略漸々片家を借て、去人に筆の結様を習ひ、市村祐重と名をかへ、筆やをしけれ共、これも下手にて流行らず、詮方なく〳〵今日や明日と世を渡れば、あたりに悪口なる人ありて、斯こそよめり、

祐重が結ふたる筆はかさ頭かく度毎に毛こそ脱けれ

〔觀惑百譚 一〕張旭劍器揾髮之誤

知愼いへらく、頭髮は墨を受ぬものなり、髮を墨に浸しても字を書事はならぬ也と、或難じて云、唐には鬚又は胎髮にて筆を製したる事あり、是はいかんと知愼云、今兎毫鹿毛とても灰を以て採を久しからざれば墨を受ざるもの也、頭髮たちまち墨をひたして字を成事はなし、皆深くおもはずして語傳ふる事也、誰やらん、ちかき世に能書とて、東都に徘徊する翁有しが、侯伯の席上にて酒後に珍しき事をなして見せ奉らんとて、筆墨を求けり、さらばとて具せしめけり、其人半僧にて頭髮肩に及べり、唐人のごとく長髮にてもあらず、酒中にふと興に乗じて、いまだ試ぬ事をおもひ出したる事なれば、墨を滿盤に湛へ、頭髮を其中にさし入書むとするに、紙に及べくも

あらず、つと立あがりたれば、頭目も見えず、墨汁衣帶にながれてせんかたなく、醉狂の中に立めぐりけるほどに、綺席悉くけがれて、興さめけると也、人の語りしまゝにこゝに記す、凡試ぬ事はなすべき事にあらずこそ、

〔觀鵞百譚三〕智永筆塚後賢多倣

知愼おもへり、筆の恩むなしくすべからず、文字は聖賢の道を載て四海八紘をめぐり、古往今來に達するものにして、筆こそにその勤多し、況や筆硯の能を以て高科に登り、家を立る人をや、上大人より下小民までも、日々用てやむ事なし、よつて尊敬して是を瘞むは上なり、又をのれ筆法をこのみて、筆を用ゆる事多しと稱して、世にしられんが爲になすは中なり、退筆を物ともせず塵土に投すつるは下なるべし、

〔畫巧潛覽二〕錐畫點の圖

此筆法はふとからず、ほそからず、うかずしづまず、とゞこほりなく、糸を引たるごとくにかきて、よはからぬやうにせよとなり、筆のいのち毛計にて書心持なり、筆のはら少にてもあたる時は、自らよはし、

〔塵添壒囊抄五〕葦手事 付和泉式部歌事

又或鈔物云、和泉式部無雙ノ好色也ケルニ、亥子ノ夜御歌アリケルニ、態心ヲ合セラレケレバ、癖開ト云名ヲ式部取當テ、

筆モツピユガミテ物ノカヽルヽハ是モ難波ノ惡筆ナルラン、トヨメリ、惡筆トハ、字ニテ繪ヲナスト注セル物アリ、又葦手トモ書也、

〔畫巧潛覽二〕禿筆點

是は禿たる筆のいきほひなり、〇中略第一の錐畫法を第六の正鋒點にて行となし和らげたるを、

又ちびたる筆をもつて、草書と和らげたる體なり、〇中略

此筆は打立るよりゆかんとおもふ所まですぐに行也、さきの切たる筆をかならず用ゆるにあらず、ちびたる筆にてかきたるかたち也、ふでのかはとにくをさりてほね計にてかきたるすがたをやうとす、

〔米庵墨談〕二筆管記匠名

筆管ニ筆匠ノ名ヲ記スルコト、古ヨリアルコトナリ、格致鏡原ニ、蔡質漢官儀、尙書令僕丞郞月給赤管大筆兩枝、篆題曰北宮工作ト、又明弘治時、吳興筆工造筆進御、有細刻小標記云筆匠施阿牛ト、余ガ藏筆ニ金漆管大明成化年造ト題セルモノアリ、凡ソ文房中筆ホド功アリテ壽ノ短モノハナシ、禿シテ後ハ誰シモ顧ミズ棄テ土芥ノ如クス、偶古人退筆ヲ地ニ埋ミ塚トナセシコトアレド、其功勞ニ報ズルノ意ノミニシテ、已ニ埋ミシ上ハ、筆樣筆名、或ハ長短剛柔、如何ナル者アリシヤ更ニ知ルベカラズ、宋ノ蘇易簡ガ筆譜ノ目總目中ニミユレドモ、未ダ此ヲミズ、故ニ余六七十年來、舶來ノ筆、異樣異名ノ者ヲ集テ此ヲ圖シ、一々論ヲ附シテ筆譜トナス、今已ニ二百餘種ニ及ベリ、筆塚ニナサンヨリハ後ノ同好ニ示シ、考證ノ助ニモナルベシト思ヒヌ、今唐以來ノ筆匠人名幷ニ余ガ筆譜中近來ノ精工ノ者ノ名姓ヲ玆ニ錄ス、〇下略

〔米庵藏筆譜〕敍文房四友、筆壽最短、故古所稱、如雞心胎髮猩々諸製、今不復夢見、雖然後世善書家、猶能駢肩古人、豈無有良匠馮應科張進中輩者出哉、奈海外萬里無由購得、爲之太息、余家所藏、僅々百餘枝、神妙佳絕、遇適意者、襲爲之品目、以炫燿人、無佛處稱尊、亦爲之赧然、

時享和壬戌初夏望　　米菴三亥

〔菅家文草〕五詩筆

學業何爲重、織鋒用不輕、崩雲毫末急、垂露管中淸、豈見焚無意、誰知格滅聲、願將羊桂質、良史表嘉名、

〔田氏家集上〕酬清進士贈刀筆 同韻

鹿毳龍泉好筆刀、高情何事贈愚交、物緣成字便加硯、要在刊書豈用庖、須在貪將安几案、未期領得直官曹、欲酬來思無他意、封遣詩章不倦勞、

〔扶桑集九〕贈筆呈裴大使　江相公

我家舊物任英風、分贈黎歡意欲通、縱不硏精多置牖、猶勝伸指漫書空、毫含婁誕松烟綠、管染湘妃竹露紅、若訝本從何處得、江淹枕上曉夢中、

〔續狂雲集〕竹管者書生之筆也、器樸朴質頗非金銀管之比也、余曾過北山之麓、觀貧筆匠之剪管而被竹主呵罵、不可忍也、竊意謂、余他日若得一席之地、則栽此以賑貧工也矣、今所廬之種茱之餘少有隙地、則我以培養一兩莖或四五百竿、護笋縛籬、清風颼々、酬素志也、等也能書人也、侍余翰墨日久矣、時卒剪余所愛之竹、以修泥齋之壞牆焉、晨出視之、牆能雖補、竹最可惜也、凝立徘徊、且嗔且感、殺余之所愛、是不可不嗔也、脫子之所執、亦不能無感也、等曾司大藏藏主之任、今不當也、自今宜稱直歲、因作一偈、以贈等直歲、且警後來剪竹之人云爾、寬正六年七夕、

所來筆管補籬牆、還感風流翰墨場、書籍腹中今日曬、雨聲風色也文章、

〔羅山詩集十一 歲時〕丁未歲旦二首 慶長十二年○中略

非兎非猩吾一筆、物狀可寫情可述、剡藤端石徂徠松、多少不足供今日、

〔萬葉集十六 有由緣幷雜歌〕乞食者詠二首

伊刀古、名兄乃君、○中略 梓弓、八多婆佐彌、比米加夫良、八多婆左彌、宍待跡、吾居時爾、佐男鹿乃、來立嘆久、頓爾、吾可死、王爾、吾仕牟、○中略 吾毛等者、御筆波夜斯、○中略

右歌一首爲鹿述痛作之也

〔龜山殿七百首 戀〕寄筆戀　侍從中納言

いたづらにかきもつくさぬ水ぐきはあとをつけてもかひやなからん

〔爲尹卿千首和歌戀〕寄筆戀

いくたびかさてもかきやる水莖のあはれとだにもいふ人のなき

○

繪刷毛

〔萬金産業袋一刷毛〕繪ばけ　東洞院通松原上ル町　吉津二老左衞門

〔本朝畫史五附錄〕圖畫器

刷子（センハケ）訓繪波計　以冬鹿毛結之、自一寸二寸至五寸、又有廣物、是用膠礬幷糊刷、

〔畫筌一〕繪刷子　二分三分より五六寸にいたる

〔畫筌二〕蓮花○中略　不地毛邊紙に墨畫には、初に指を以て紙を抓、皺を作て、刷毛に淡墨を染て、又一方には深（こき）すみを貼てさらりと書、筆に深すみを含て、筋を輕書べし、

筆臺

〔天文本倭名類聚抄十三文書具〕筆臺　漢語鈔云、筆臺比知太以

〔運歩色葉集比〕筆臺

〔江家次第二正月〕除位

大臣先一一參上、○註略　次第一納言、○註略　執硯筥參上、○中略　件筥入硯筆臺、○中略　書畢後置筆於筆臺、

〔江家次第四正月〕除目

執筆事　毎任一官有數事

置筆於筆臺　不然者紛失○下略

〔長秋記〕大治四年二月十七日丙寅、○中略　除目○中略　外記退歸先置硯筥、此筥納硯、其右方置筆臺、其上右方置小刀、其次置墨、半以紙裹之、其次置筆二管、共無笠、

〔薩戒記〕應永卅三年正月六日辛丑、今日被行敍位、○中略　次取筆先取寄硯方置之筆上染之見鋒爲知善惡也　寄懸筆臺、

筆架
筆床

於二尻方一者不レ懸レ之、懸二鉢方一許、

〔嫁入記〕一すゞりぶんだいの事、〇中略すゞりの筆臺には一はがたなすみのつか、さうしきり入べし、一には筆を入る、さのみ數多く入ず、二ついにすぎず、ふでは右也、

〔當流女用鑑〕二御厨子黑棚かざりの事

御厨子棚は床の左にかざるべし、上の棚には硯箱筆。臺。置合、〇中略料紙箱は右、筆臺は左にかざるべし、

〔當流女用鑑〕二貴人主人へ硯料紙持て參事

料紙は筆臺の下にもつ也、〇下略

〔男女祝元美人妝書〕四輿入道具持運次第

二番長持

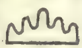
筆臺　筆添

〔寸法雜雜〕筆臺

長八寸五分、廣サ高サこのみによるべし、

〔撮壤集〕中飾具筆架ヒツカ

〔和漢三才圖會〕十五藝技



筆架ひつか ヒツキヤア　筆格　筆峰

〔雅遊漫錄〕二筆床筆架

名物方言曰、筆架曰二筆格、筆牀一云々、此土に用る筆たては、磁銅の小瓶、或は筒を用ゆ、筆もたせは古

銅の獸形類を用ゆ、其もの別なり、又彼土より舶來のものに磁の硯屏に竅を通し筆をたつるに兼用るやうに製せるものあり、文房圖賛云には、石の小く山のごとくなる自然のものを用ゆ、石架閣また小山眞隱とも名けたり、此二物は要具にあらず、無くてもありなんかし、又鎮書に筆をもたせてよきものを兼用るもよし、硯匣なしに几上に硯をちきに置時は筆たてを用ゆべし、

〔遵生八牋文房十五〕筆格

有玉爲山形者、爲臥仙者、有珊瑚者、有瑪瑙者、有水晶者、有刻犀者、匪直新製舊倣亦多、有宣銅鎏金雙螭挽格、精甚、余見哥窰五山三山者、製古色潤、又見白定臥花哇々、瑩自精巧、舊玉子母六猫、長七寸、以母橫臥爲坐、以子猫起伏爲格、眞奇物也、目中罕見、有古銅十二鋒、頭爲格者、有銅螭起伏爲格者、余見友人有一老樹、根枝蟠曲萬狀、長止七寸、宛若行龍、鱗甲爪牙悉備、摩弄如玉、此誠天生筆格、余齋一石蟠屈狀龍、不假斧鑿、亦奇物也、可架筆三矢、

〔看聞日記〕永享七年九月三日、夜持經打圍碁、予勝、筆架一胡銅龍持經進之、

〔御飾記〕書院かざり樣一番に硯屏、二番に硯置て間の寸をとりて筆架ををく、次水入、次に軸物、次に印籠、次に卦算、次に水瓶、いづれも竪横ともに押板の中にをく、硯ばかりは硯屏を置間前へよるべし、

〔萬天日錄〕延寶八年四月十日、於二之丸酒井雅樂頭御茶被上之ニ付雅樂頭ヨリ道具並飾有之、是雅樂頭道具ニテ飾可申旨上意ノ由、〇中略

御附書院

筆架　古銅梅樹花金銀

〔諷度口傳〕書院飾付目錄口傳

筆架ノ事

筆筒

銅器陶器子細ナシ、右ノ方ニヨセテ水滴ヨリ少シ上ヘ上テナホ右ヘ置也、略儀ノ時ハ花ヲ用ユ、

〔俳諧兩吟集下〕和漢
仙人のなりを筆架(ヒツカ)に作るらし
打碁書院、牀

吟 吟〇學
令 令〇周

〔節用集大全五器財〕筆筒(ふでたて)

〔間合早學問下〕文房名物
筆筒(ひつとう)ふでたて

〔當流女用鑑二〕御厨子黒棚かざりの事
筆たては石びやうの前、次に水入なり、

〔雅遊漫錄二〕筆床筆架
此土に用る筆。たて。は、磁銅の小瓶、或は筒を用ゆ、

筆硯

〔米庵墨談續編三〕筆硯
此方ノ人筆洗ヲ用ユレドモ、筆硯ヲ用ユルコトヲ知ラズ、筆硯ハ按字典云硯沾同筆ヲ試ミヲロスノ具ナリ、考槃餘事ニ云、筆硯有以玉碾片葉爲之者、古有水晶淺碟、有定窰匾坦、小碟最多、俱可作筆硯ト、彼方ニテハ凡ソ筆ヲ試ムルニ、小碟ノ類ヘ少シ水ヲイレ、其中ニヒタシ、後ニ墨水ヲ含濡スルナリ、曩ニ崎陽ニアリシトキ、胡兆新ノ小茶碗ヘ水ヲ畜ヘ、ソノ中ニヒタシ、能シボリテ、墨汁ヲ濡スヲミル、余問フニ、彼方ニテハ大小筆トモニ皆如此トイヘリ、兆新又云、硯面水池ノ上ニ、種々ノ形ヲ刻シ、別ニ水ヲ畜ルトコロアリ、此中ヘ水ヲイレ、筆ヲヲロスコトモアリト、此方ヘ渡來ノ硯ニ、多ハ上ニ別ニ水池ノゴトキモノアリ、此ニテ始テ了解セリ、又近舶ニコノ圖ノゴトク、大サ二寸、高一寸餘ノ磁器アリ、中ニ水ヲ容レ、蓋ノ穴ヘ筆ヲ立ヲクトキハ、自然ニ浸潤シテ、鋒穎ヤハ

ラカニナルナリ、此方ノ俗人、華人ノ蝨ヲ入ルヽ具ナリト云フハ笑フベキコトナリ、余ハ常ニ大小筆トモニ、筆硯ヲ用ヒ來レリ、故ニ此ニ擧グ、

筆洗

〔倭訓栞中編二十二不〕ふであらひ　筆洗の訓なり、筆池ともいふ、

〔雅遊漫錄二〕筆洗

其製品々あり、捲荷葉洗、菊花瓣洗、鉢盂洗、梅花洗、葵瓣洗、共に屠赤水が器具箋に見へたり、又筆池とも書なり、筆をり〳〵洗はざれば濃墨凝て毫おれ損ず、少々づゝ先をすゝぎ、紙にて拭おくべし、池中に蛙魚蛤蟹などを造り、筆を點ずるやうに造りしも舶來のものにあり、白銅磁器に多し、又石にて彫もあり、雅素のものを撰用ゆべし、

〔遵生八牋十五文房〕筆洗

銅有古鎏金小洗、有青綠小盂、有古小釜、有小巵匜、其五物原非此製、今用作洗、玉有鉢盂洗、長方洗、玉環洗、或素或花、工巧擬石磁、有官哥元洗、葵花洗、磬口元肚洗、有四捲荷葉洗、有捲口簾段洗、有縧環洗、有長方洗、類多、但以粉青紋片朗者爲貴、古龍泉有雙魚洗、有菊瓣洗、有鉢盂洗、百折洗、定窰有三箍元桶洗、梅花洗、有中盞作洗邊盤作筆覘者、有縧環洗、有方池洗、有柳斗元洗、有元口爪稜洗、菊瓣洗、惟定洗多甚、宣窰有魚藻洗、有葵瓣洗、有磬口洗、有鼓樣靑剔白螭洗、近人多以洗爲杯、孰知厚捲口而扁淺者洗也、豈杯有此製、外此新作、商銀洸金銅洗、諸窰假均州紫綠二色洗、與水中丞多甚、製亦可觀、倶不入格、

〔調度口傳書院飾付目錄口傳〕

筆洗之事

銅器也、マレニハ陶器モアルベシ、硯ニソヘテ下ノ方右ヘ寄セテ置ベシ、

古事類苑

文學部四十九

硯 硯箱附

墨 墨柄併入

名稱

古事類苑

文學部四十九

硯

硯箱圖

硯ハ、スミスリト云ヒ、又スヾリト云フ、傳來ノ始ヲ詳ニセズト雖モ、文房具中其壽ノ尤モ久シキモノナレバ、極メテ古キ物ノ今日ニ存セル中ニハ、吾邦ノ製造ニ係レルモノモ往々ニレアリ、然レドモ當時ハ特ニ瓦硯陶硯ヲ貴ビシニ由リ、傳ハレル所モ多カラズ、延喜式ニ擧ゲタル猴滕硯、猨頭硯ノ如キ、皆瓦硯ナリト云フ、亦其一端ヲ知ルベシ、鎌倉ヨリ室町ヲ歷テ瓦硯ノ需用漸ク少クナリ、德川幕府ニ至リテハ、諸國ヨリ硯石ヲ出スコト頗ル多ク、瓦硯ハ僅ニ山城ニテ造ルノミニシテ、其餘ハ好事ノ者ノ古瓦ヲ鐫スルガ如キニ止レリ、

〔倭名類聚抄 十三 文書具〕硯 書譜云、用硯之法、石爲第一、瓦爲第二、硯音五甸反、訓須美須利、

〔鶴林玉露 人集十六〕日本國僧

余少年時、於鍾陵邂逅日本國一僧、名安覺、〇中略僧言、其國、〇中略硯曰松蘇利必、〇〇〇〇〇

〔類聚名義抄 石六〕硯 五見反 スヾリ スミスリ

〔下學集 器財下〕鄴瓦ゲンクワ 陶泓タウコウ 馬蹄バテイ 龍淵リヨウエン 陳玄チンゲン 鳳味ホウミ 味〇味恐誤 石鄉侯セキケイコウ 以上七者硯異名也

〔藏玉和歌集 異名〕心の湊硯 硯を云と云物語に有

〔藻鹽草 人事 十七 雜物幷調度〕硯

袖中東海 異名也 筆の海 心の湊 石使 已上いづれも異名也

種類 瓦硯

〔倭訓栞中編十二須〕すゞりのうみ　硯の海なり、常に池といへり、西土も同じ、

〔好古小錄下雜考〕昔人ノ所謂瓦研ハイカナル物ニヤ、露及雞冠木(カイデ)皇古瓦研ノ名ヲ書生故實抄ニ寶物ト稱シテ、石硯ニハ名アル程ノ物ハナシ、目出キ硯ハ瓦ニ在トミエタリ、一搢紳家ニ古澄泥研アリ、其家數世コレヲシラズ、余始テ云テ石ニ非ルヲ知レリ、其色紫褐密緻堅實、墨ヲ摩スルニ石王寺石ノ堅キガ如シ、其形製ヲ詳ニスルニ異邦ノ製ニアラズ、此等ヤ昔人ノ賞シテ瓦研ト稱スル者ナラム、天明初年藤子禮ガ家ニシテ古澄泥研ヲミル、側面ニ永祚三年辛卯六月日云々ノ字アリ、淡黑密緻、一搢紳家ノ研ニ劣癖タリ、又余ガ所藏ノ澄泥研、形製不雅、清玩ニ供スルニタラズトイヘドモ、數百年外ノ者也、此等ヲ以、此間古昔澄泥研ノ製アリテ、所謂瓦研ハ澄泥研ナルコト知ベシ、東寺食堂ノ研、文安四年ニ所造ナレドモ、麁惡用ニアタラズ、

〔硯箋三〕古陶硯(鄭亨仲硯記云、唐人所用皆陶、)

〔中右記〕天承二年(○長承元年)閏四月十三日、新硯成萬歲千秋樂、大夫宰相中將、所送之瓦。硯。也、

〔續千載和歌集七物名〕かはらすゞり　　前大納言爲氏

露ながら色もかはらずすり衣千ぐさの花のみやぎ野の原

〔禁秘御抄上〕一清涼殿

殿上

横敷前在硯(木工寮進之、白地檜置瓦硯、)

〔玉山遺稿四五言絶句〕米大夫家藏古瓦硯、有結隣二字、按唐李衛公硯名結隣、眞贋雖不可辨、蓋亦數百年物也、米公手摹造之見貽、視之宛然雅質與眞無二、以此致交誼、結隣之義益明矣、因賦小詩謝之、

愛此古瓦質、想像衛公賢、休道李唐邈、結隣如比肩、

〔山陽詩鈔五〕多賀城瓦研歌

石硯

東奥昔建多賀城、城廢碑存空聞名、去京一千五百里、曾知碑本記道程、吾欲一往親王略、未理鞋襪夢空行、田翁贈我瓦半玦、得之城址手摩刮、鑿背爲研發墨光、質如洮石聲如鐵、摩挲浪紋谿素心、恍登遺墟望靺鞨、憶昔重鎮扼要喉、臣東人置臣獨修、當時邊籌奉廟算、往々貂蟬出兜鍪、漢議不錄耶支頭、唐節遂委營胡食、鬼武呑攫四十郡、此城定遭復隍秋、曾收狠邦歸衰龢、重視鳳詔混文武、殘壘未復又沸羹、舊部入援聊破斧、河北終歸獨眼龍、猴公草々理疆封、豈暇文籍諮故吏、空將儲胥附老農、鴟脊無日剔蒙茸、鴛羽有時逢鑿摘、謝君好古同吾病、使吾盪滌萬古胸、嗚呼溯自文政至寶字、無限變遷同此地、邊霜淬礪一片翠、製造猶見異澆季、昔曾受箭今受筆、多汝文事兼武備、作詩叙古汝應記、

〔菅家文草五詩〕石硯

文人施器物、石硯玉簾前、一片心猶重、多情手自傳、道成分水劑、功遂染松煙、月滿花開處、吟詩得用專、

〔除目抄〕一執筆間事○中略

仁治三、殿下御執筆之時如此、同月十一日除目始執筆同上、硯巳下裹樣同前、十二日依左大臣殿御故障、權大納言通忠卿候執筆、硯筆墨於陣以召使被下之、○中略硯青。硯。下ノ方緣アリ、墨ヲ摺付テ緣并傍ヲ塗タリ、先々執筆硯下ノ方ニ緣アリ、紫。石。ニテ傍不塗之、硯巳下以召使被下之、入筥○下略

〔龜山殿七百首戀〕寄硯戀

水莖のたよりとみても石硯かたきちぎりのはてぞかなしき　道我法印

〔西公談抄〕西行上人、二見浦に草庵をむすびて、濱荻を折ゑきたる樣にて、あはれなるすまゐ見もいとこゝろすむさまなり、大精進菩薩の草を座とし給へりけるもかくやとおぼえき、硯は石のわざとにはあらで、もとより水いるゝところなどくぼみたるををかれたり、

〔榮花物語三十六根合〕まことや内に歌合せさせ給き、○中略かねのすゞり、るりのすゞりのかめ、筆墨までいみじうつくしたり、

銅硯

〔硯箋三〕銀硯(傳玄硯賦曰、鍛金鐵以爲池。)

上燕謂劉聰曰、卿贈朕銀硯、憶否、(蕭方等三十國春秋)

御物三十種、有純銀參帶硯一枚、(魏武雜物疏)

鐵硯

青州熟鐵硯發墨、(賈氏談錄)

青州鐵硯製作頗精(歐譜)

張華博物志、成武帝賜青鐵硯、于闐所貢、(王子年拾遺記)

桑維翰鑄鐵硯、曰、硯弊敗、改而他仕、○(中略)

洪崖先生歸、河內舍人劉守璋、贈揚雄鐵硯、

銅硯

東魏孝靜帝芝生銅硯、

米元章鑄生銅硯甚佳(李方叔帖、又曰、銅硯易研敗筆、)

〔羅山文集十八記〕古銅硯記

夫硯之爲製也、其初黃帝以玉爲之、所謂墨海也、孔子以石爲之、藏在廟庫、爾來魏武帝之銀硯、張華之靑鐵硯共顯其名、及後世好事者、取未央宮之瓦、銅雀臺之瓦有爲之者、或有用端溪紫石者、或有用水精硯者、未聞有銅硯也、頃檢吳楚材所撰强識略、偶有銅硯之名、方今大醫和氣姓半井氏驢菴、蓄古銅硯、蓋中華之物也、豈本朝之製耶、自其祖父通仙院任世翁以傳得之、可謂家珍矣、其體象板橋也、高一寸七分、前勾三寸五分、左股五寸六分、後勾右股亦如之、橋上有欄、其高三分許、欄內有墨海、海傍有人彈琴、蓋其仙也、卽用之爲架筆之備、橋下周回板間有竅孔若干、蓋其柱際也、玩之則月宮之銀橋入手裏歟、向之則羅浮之鐵橋在目下歟、對之則交趾之銅柱立机上歟、其巧倜不常、豈易言哉、姑舍是、按黃

帝立本草、制内經、造醫方、以濟衆疾、想夫當其書寫、則焉知不用玉硯乎、周公制禮、列醫師於天官、以記其治術、孔子就而述之、焉知不對其石硯乎、至若張華之博洽而精方術、是復磨青鐵硯而筆之乎、蘇軾與沈括相共入文房、論撰良方、萬石君羅文爲之友、古今聖賢、誰不對硯、雖其佗皆然矣、今驢菴官暇醫療之餘、明窓棐几之間、或其向之、則本草經點於此而滴露、素問運氣於此尋源、鍼灸湯液於此而流出者、墨海爲之助也、不亦可乎、其活人益多矣、祖翁之授與之、亦其以此乎、其相傳至于萬世、以爲家寶、以爲家訓、而與金石倶齊其堅久者、所期望也、若夫然則其珍玩之固宜哉、故余今引黃帝之玉硯、以漫筆擬之、驢菴請書其事於此渉筆、

寛永九年五月日

〔觀跡百譚二〕木魚硯在湘君像前、○中略

和朝の木硯の事、古き事あるにや知愼いまだ聞所なし、正徳六年○享保元年播磨の國曾禰の菅廟の古松の枯枝をもて、かの祠官享繼村老天祐とはかりて硯に作り、中院亞槐公通躬公に奉りければ、やがて仙院に上り給て御床の重器となりぬ、よつて竹園相府以下二十首の詠歌を勸進して、かの廟に奉納有し事は、今こゝに洛陽儒士三輪希賢、執齋と號す、が假名の記を載侍る、餘は硯の事にあづからねば洩しつ、

知愼おもへり、菅神の自栽給ふ所の松、八百餘の星霜を經て今に榮侍る事、吾國闕里の廟の宣尼うへ給ひし檜と同日の談なれば、あふぎても猶あまり有事也、今其松のかたえさへ御床の硯材となりて、又幾万代をか經侍るべきなれば、世にありがたき事ぞかし、又おもへり、湘君の硯は魚のかた、此松の御硯は貝の形なり、是亦大奇事なるべし、

播州曾禰松詠歌記事

播州印南郡日笠の浦、曾禰崎菅廟の前の古松は、傳へていふ、そのかみ丞相菅公の手づから植給

化石硯

ひしなりと、○中略天正の某のとし大風に折たる枝の、又兵火にやけうせたる殘りを、二ッ三ッとりいでぬ、七百年をふりし木のをれたるより、又百年にもあまりぬれば、朽果たると見ゆるをけづりもて行ほどに、内はあぶらつきて沈などのやうにて、そのかたきことは石のごとし、このままにて見せ奉りなんはと、件の天祐巧なる翁にて、蛤の形を雕付硯となして、又靈松のかたはらに有高松と名付て、同じ比にもや植られけんとおもふばかりの木の皮をふたとして、これをまいらす、卿○通躬これを珍らしく覺して、やがて院に奉らせ給へば、叡感なゝめならで、新大納言の御局より奉書くだりて、ほめおほせけるもやごとなき、かくては猶いさましければ竹園相府より月卿雲客まで、此道に名を得給ふかぎりは勸進せさせ給ひ、みづからの御歌をあはせて二十首にいたりぬ、歌は各院の御えらびを給はらせ給ひ、卿これに跋を加へ一巻となして、孝經をめしのぼせ御社に奉納せさせ給ふ、時に正德五年二月廿五日なり、○中略かの木の枝の殘れるが猶二ッありければ、その一ッを硯のかた圓に雕て又此卿にまいらせ、一はすこしちいさけれど、又硯となし、はまぐりの形雕つけて希賢に贈らる、希賢これを篠山源公松平紀伊守信庸、時ニ老中タリ、の五十の賀にことぶきし捧ぬ、その切りたる端つかた三寸ばかりありしを、これも猶すつべきにあらずとて、いたら貝の形をえりて香合とし、木の皮のふたをそへてそのかはりにと又これを贈れしを、我家の寶ものとし留め置けるもまたよろこばしからずや、○中略正德六年申五月廿五日、洛陽三輪希賢謹記、

〔雅遊漫錄一硯〕木硯は懷中にたづさふるにかるくてよし、かたき木にて作る、

〔閒合早學問下〕文房名物

木硯きのすゞり

〔耽奇漫錄八集〕陸奥名取川埋木化石の硯書案附

近頃は奥のはて迄も好事ならぬ處なければにや、實方のかたみの薄、その地の名木を筆の軸として濡ぎ、又名とり川の埋木を文房の具とするもの多かり、その中にこの化石硯はかしこにも稀なる奇品のよしにて、文化の始、久保田藩茂木巽、初見の土産に携來て、余〇琴馬にめぐまれしを、そのまゝに藏めおけり、〇下略

猴膝硯

〔延喜式主計二十四〕凡諸國輸調、〇中略猴膝研二口

〔延喜式主計二十四〕備前國

調〇中略、猿膝研十八合

猨頭硯

〔延喜式勘解由四十四〕凡猨頭硯幷奏料插文杖隨破損申官、官仰所司作充、

〔好古小錄雜考下〕東大寺古陶猿頭研アリ、寺傳テ僧良辨手澤ノ研ト云、是否ヲシラズ、按ニ朝野群載ニ、左辨官下尾張國、應早速進上猿頭硯貳拾口瓶貳拾口事、右左大臣宣、件硯等、外記結政左右廳、幷陣頭用途料、宜仰彼國依例令進濟者、〇中略東大寺古研、其土其料、尾張國ノ所製ニ似タリ、此ヲ以考レバ、延喜式ニ猿頭硯トアルモ石研ニハアラザルベシ、

〔內宮長曆送官符〕月夜見宮正殿肆字

神財拾陸種〇中略

陶猿頭形硯肆面高三寸徑六寸

〔朝野群載六太政官〕左辨官下尾張國

應早速進上猿頭硯貳拾口瓶貳拾口事、〇下略

圓硯

〔新編鎌倉志三〕圓覺寺

寺寶

開山〇佛光禪師所持硯、壹面圓硯、斑石ナリ、徑リ一尺バカリ、厚サ一寸五分アリ、

小硯

〔男色大鑑一〕墨繪にづらき劒菱の紋

何か呷きて、小硯に雫を濺ぎ懷紙に書よし、○下略

唐硯

〔江家次第四正月〕除目

執筆事○中略硯不用唐硯

〔消息耳底秘抄〕一硯事

硯ハ第一ニ唐硯也、硯ノ吉ト申ハ、摺ニ墨モ硯モ同ク乘樣ニ覺也、左樣ノ事ノ其ガ摺タル墨ノ遲ク干也、亦淡フカズ、トロメカズ、滑ラヌヲ吉ト申也、夏ノ硯ハトクキタナクナル也、暫ノ水ワロシ、雜談ニ云、硯ノ善惡ヲ知事ハ、墨ヲ摺テ物ヲ書テ其サマニ隨テ定也、常ノ事ナレドモ是ハ猶墨ノ善惡ニ隨也、墨ノツヤハアレドモ、トロメキテワロキ事アリ、ヨキ硯ハ吉墨ヲ摺テミルニ、手アタリ墨ノ禿樣ニ覺也、墨ノスベルヤウニテトミニスラレヌハ硯ノ堅也、マタサイ〳〵ト鳴テ、硯ニ居ル樣ニテ疾摺ル丶ハ、トロメキテカタマリテ、墨タ口干付テ惡シ、吉硯ト云ハ石ハ堅ケレドモ、スベラズサイ〳〵ト快摺ル丶ヲ、自墨モトロメカズ、タマラズ、澄テツヤノ有也、イカニモ石ノ硯ニハ名アル程ノ物ハナシ、目出硯ハ瓦ニアリ、露ト云寶物モ瓦ナリ、是ハ水ヲ入ネドモ露ノ置ナト云ハ僻事也、瓦ノ𤭖ニ秋ノ花ヲ蒔テ玉ニテ露ヲ入タル也、

鄴瓦硯

〔蔭涼軒日錄〕文明十九年二月三日、自相公被出鄴瓦硯一面曰、此瓦硯東坡銘在之、賜横川可傳之、愚敬白横川定可忝存云々、堀川殿語云、大內敎弘被任贈三位、爲禮謝獻此硯、副以十萬疋云々、及晉剡以悰子贈瓦硯於崇壽、而傳台命、乃取拜受折紙來、

銅雀硯

〔空華集記十八〕源府君所藏銅雀研記

昔者魏曹操字孟德、初事後漢、爲丞相、及受漢禪、建都於鄴、建安十五年、創作銅雀臺、蓋鑄銅爲雀置臺上、因以爲名焉、或曰、銅雀乃銅鳳凰也、而臺上有屋、百二十間、勢凌蒼穹、其上置宮妓、遺令曰吾妓皆着

銅雀臺、月朔十五日望、吾西陵墓、及魏亡、臺廢爲墟、有里人耕其趾者、往々得其古瓦、鑿水爲研、爲世所貴重、由是文人題詠、登于史籍者多、今是研、實其一也、初天龍長老春屋葩禪師得之於海舶、獻于關東幕府、惟大人府君源公〇基氏天資文雅、每乘軍務之隙、從事翰墨、以文武兼資也、既得是研、而甚喜、於是命工雕匣以藏之、鏤管以揮之、麝煤以研之、金猊以濟之、呼爲文房至寶焉、適出以示小比丘周信、命俾作記、余觀其瓦、背有銘云、建安十五年、其面上下亦有銘、上銘後云、紹聖元年七月十六日東坡居士書、下銘後則云、黃庭堅書、左右又有銘、各二行、古篆不可讀者數字、〇中略余既爲先府君玉岩昕公作銅雀研記、後四年以丁未四月廿六日、君薨于府第、年廿八、人咸惜其賢而不壽、既而遺命薙髮、着僧伽梨爽、歸於瑞泉蘭若、依佛氏葬法而荼毗之、仍用唐魚軍容陪祀南陽忠國師故事、祔于開山正覺國師之右側、研遂藏于此矣、而不肖皆預其事、及永和首歲夏、方今古天聲禪師來自維都主是席、時適以唐人李氏作銅雀臺圖一幅、獻于今令嗣府君左典厩公、公喜而寶藏之、余一日入府求觀其圖、乃見鳳鳥翬然跨屋脊、如前記云者矣、〇中略今是研之與畫並銅雀、而相次爲吾府君賢父子之所有、若冥符焉、豈非有數者乎、余遂併志以附于銅雀研記之末云、是歲乙卯〇永和元年冬十月、釋義堂某書於在城西門保壽精舍、

赤間硯

〔梵舜日記〕慶長十七年十二月廿五日、摠見院へ蠟燭廿丁、蓮首座へ赤間硯一面令音信、

手習硯

〔醒睡笑五〕深草に薄墨の櫻とも、墨染櫻ともいふは、兒あり、手習硯(てならひすゞり)の水に、白き櫻の散落て、墨に染りければ、〇下略

旅硯

〔本朝二十不孝二〕人は知れぬ國の土佛

下戶は荷物開けて、旅硯に露を濺ぎ、願狀を書きぬ、

〔間合早學問下〕文房名物

〇行硯(かうけん)〇たびすゞり

懐硯

〔男色大鑑 四〕身替りに立名も丸袖
消えかゝる提燈の心とらせて、懐硯に雫をそゝぎ、軒近き芭蕉のひろ葉に殘せし、〇下略

ツマ硯

〔口傳鈔 中〕聖人〇源空ノタマハク、念佛ハ唐土ノ念佛カ日本ノ念佛カト、修行者シバラク停滯ス、シカレドモキト案ジテ、唐土ノ念佛ヲモトムルナリト云云、聖人ノタマハク、サテハ善導和尚ノ御弟子ニコソアルナレト、ソノトキ修行者フトコロヨリツマ硯ヲトリイダシテ二字ヲカキテサヽグ、鎭西ノ聖光房コレナリ、

陣硯

〔北山抄 六〕補次侍從事
大臣奉勅、仰外記、令勘申侍從闕、(中務書勘申之)并可補者等先令奏之、隨仰定補、或以甲點可補之人下給、即召陣硯、(臨時事用陣硯、雖非无其例、其紙可召外記、猶同可召外記硯歟、)
〇按ズルニ、陣硯トハ禁中ノ陣座ナル硯ヲ云フナリ、

〔除目抄〕一執筆間事
嘉禎三四兩年之間、叙位除目執筆左大辨(爲經)硯不被下之、仍用局硯、(局即外記)參議時執筆依旅人(ハ不被下硯、是大臣之時普通)硯、參議之時、瓦硯之間、聊有口傳歟云々、
〇按ズルニ、普通硯トハ石硯ヲ云ヘルナルベシ、

〔新編鎌倉志 七〕光明寺
寺寶
硯　貳面、一面ハ菅丞相ノ硯ト云傳フ、一面ハ二位尼平政子ノ硯ト云傳フ、

〔吾妻鏡 十九〕承元三年十二月十九日己卯、佐々木兵衞太郎入道西仁獻硯一面於將軍家、重寶也、三位通盛卿硯云云、殊有御自愛云云、

製法

〔萬金產業袋 一〕硯石(諸國より石の鋭、石のよしあし、并に硯ざいくのあら方など委に記す、)

寸法

硯材

土佐石、（性よし、かたし、）水尾、（黑、）高田、（黑、）石王寺、（黑に白筋有、）若狹、（むらさき、）赤間石、（紫上もの、青つぎ也、）高島、（色青し、和らか也、）佐渡石、（むらさき、）此外所々よりいづる石の品數々多しといへども、まづ名に發したる計を取まじへ爰に記す、自然石形、丸、細長、大字、懷中、朱硯雙彫等はみな形の銘也、大略は大（おほ）にて何寸〳〵と寸にてよぶ、硯の形さま〳〵あれども、極たる名もなし、緣の活懸（いつかけ）朱ぬり黑ぬりは、みな是すみの付て拭ふに安きがため也、ねだん安き瓦に至りては、硯の色志らけて宜しからざるがゆへ、墨にてうすくぬり、上に蠟をひき置く故に、あたらしき硯はよく火にて焙り紙にてのごひつかふべし、形を造るは砥盥に水をいれ、あら砥をすへ置き程よくすり造る、鑿は如此したるにて、右の脇の下にあて彫る也、荒ばりして上の仕立は手鑿にてよくけづり、其うへに磨砥をかくる、硯の裏を志に彫事はさして定りたる法にもなし、硯の手かろきがためのわざ也、

〔內宮長曆送官符〕月夜見宮正殿肆字

神財拾陸種（略）中

陶猿頭形硯肆面（高三寸、徑六寸、）

〔新編鎌倉志　三〕圓覺寺

寺寳

開山所持硯　壹面、圓硯斑石ナリ、徑リ一尺バカリ、厚サ一寸五分アリ、

〔雍州府志　七土產〕石硯　京極通造之、又二條通有巧手、凡硯石、洛西嵯峨、大井川、洛東高野川間、又有宜硯者、於餘國則以丹波石王寺之石爲上品、然稀出、多出自周防國、土佐國、美作國、高田、瓦硯、大佛殿南造、瓦者燒之、（又嵯峨大井川石、偶有宜硯者、妙澤之馬蹄硯是也、）

〔本朝畫史　五附錄畫具〕硯

紫石　自古所用者、長門下關之產爲上品、但近世石面麁而濃石少、故如今若州宮河之產石爲上品、

面濃而尤温潤生微濕、

青石。自古所用近江高嶋及洛西嵯峨之產也、處々有名者多、

瓦硯。雖有咸陽美英之題銘、所殘稀於本朝、雖有東大寺之瓦、其面甚麁不足用耳、惟可為清玩耳、

〔畫荃 六雜〕硯

紫石青石より長門の赤間、若狹の宮河より出るがよし、

〔改正月令博物筌 三月〕三日土佐海硯石取(土佐國の海邊にて、三月三日干潟に、海中の石を取るなり、これを硯に作れば至て佳なり、)

〔奧羽觀蹟聞老志 三 土產類下〕石硯(スヾリイシ)　桃生郡雄勝濱所出為上、其色淡黑堅剛能磨墨、但以出海底而值盛夏、則墨亦易腐、桃生郡小船越所出為次、其石色紫而尤佳也、

〔雅遊漫錄 一〕硯

うるはしくよき硯は雅人の清玩、終年此四友を以て樂しみにせん人は、外の具はさし置ても、是はよきものをえらぶべし、又こゝに此土に產する硯石を集て閒玩にそなふ、

江州高島　青色羅文

長州赤間關　紫色又青色、以青為貴、

播州赤石　今作明石、海底各赤色之石也、因號赤石、彫之用硯甚良也、

若州宮川　日本硯石無若之、端溪石敵之、濃紫潤精無雙井、

城州嵯峨　此地出磨砥、尤良也、知硯石古人賞之、爲家歌　人心これや浮世のさか石の筆と墨をも盡しはてつゝ　千首和歌集にのせたり、

元戴良九靈山房集、僧闕名使日本、得清瀧石硯、求爲銘、銘曰、懿茲硯、產東夷、爲有靈源知所歸、嗟彼世人胡不思、

嵯峨清瀧石、中夏に賞せらるゝ事かくのごとし、却て此土に不賞は何ぞや、

常州鹿嶋　黃色、黑色、二品、又同州櫻川より產する所、雅人取て硯に作る、和歌の名所たるによれり、

作州　多產、下品、

佐州海石海底の石也、一歳に一度、三月三日潮ひるをまちて是を取、太守の命ならざればみだりに取事を禁ず、よつて世に稀なり、上石なり、

和州橘寺舊瓦硯に用ひ、もろこし銅雀美央にもおとらず、雅人これを賞す、

江州志賀郡舊瓦天智天皇の舊都の跡なり、土中まゝ古瓦を出す、雅人取て硯に用ゆ、余家この古瓦硯あり、先年彼土をよぎりてこれをもとめ得たり、

自然硯日向國うどの濱と云所より出る、此所の石大小をの〳〵自然に硯なり、天工の妙歎ずべし、

都府樓瓦硯貝原氏曰、筑紫都府樓瓦異邦より來れるにや、精緻堅潤、如泗濱石、土人往々有爲硯而貯藏之者、可貴重、其遺趾今猶存焉、而無全瓦、菅相國詩曰、都府樓唯看瓦色、

右之餘尚產石州あるべしといへども、余未考、後君子の補をまつ、

〔甲斐叢記四河內路〕七面山

因に記す、七面山を西へ下れば雨畠村と云處あり、(中略)村西なる稻脐山と云る處の谷より硯石を出す、是を雨畠石と云、禁山故、缺落たる流石を採り、鬼島文鰍澤村にて硯に製て售れり、

〔硯材史〕寶名石、一名蓬萊寺石、一名金鳳石、出三河、蒼灰色有金銀星、不減歙石、然滑不受墨、

丹波石王寺石、青色有白橫紋、如畫經、石中晶瑩如玉、發墨如鳳、

赤間石、一名紫金石、出於長門及豐前、有紫綠二色、以綠爲最、雖不及石王寶名二石之奇、而色理瑩潤、與端石奚擇哉、或云、綠石出下關者、新綠蔥翠可愛、

宮川石、出若狹遠敷郡、一名若紫、一名鳳足石、一名紅梅、色如猪肝、或有赤文理、或云紫潤、遠於赤間上、而世罕有、

紀伊琴浦石、一名若山石、色正赤縝密而栗、

那智黑石白濱石、亦出紀伊那賀、黑石一名淄石、出熊野山、色如漆、襯手而潤、白濱石色白、

山城鴨河石、有黑色者、有灰色者、有淡紅斑駁者、皆有白文理、溫然如玉、扣之鏗然、患太滑不肯受墨、或云、覩青石有圓眼青綠碧白星暈數重者、

嵯峨石、出山城、黑色者勝、淡紅者劣、或云、嵯峨石出愛宕山、一名月輪石、色青黑、或云月輪石〇石下恐有脫字

高雄石、古硯多妙、出高雄山、一名清瀧石、黒色、
高野川石、出山城、色青黒、
鳴瀧石、亦出山城、
土佐西寺衣石、一名衣濱、青色有脉理、或云、土佐有海底石者、色青黒、毎年三月三日於海岸底取之、甚佳、或云、多硯様不堪用、或云、石王石無白文、
嶋石、栗御崎石、倶出土佐、栗御崎石色黒、
美作高田石、青色有白文、或云、有緑色玲瓏如朝衣者、或有黒有銀絲紋者、或云、古硯佳、
雨端石、出於甲斐、有二種、曰奥山、曰端山、以奥爲上、青黒而寳、呵氣成水、甲斐又出青石、
櫻川石、出上野沼田、色微黄緑、滿面豆瓣大小不等、光膩細滑、類歙之豆斑、
日光石、一名研嵓石、出於下野、深黒堅潤、○中略
陸奥赤間石、出於仙臺、色青紫、石理微麁、以故能發墨、蓋此石以似長門赤間石爲名、而不及長門遠矣、一
正法寺石、絶佳、色理如紫端石、時以其出於水中、故滋潤甚發墨、色深紫、正法寺在于膽澤郡、
近江高島石、有玄性虎斑二種、皆理滑、古硯最多秀石、
常陸小久慈石、色如純漆、似雨端石而發墨過之、
鼈甲石、一名斑石、質細光潤、蓋有虎斑笹斑牡丹斑鼠斑四種、以虎斑牡丹斑爲最、笹斑其文如竹葉、皆爲碑絶妙、爲研雖美觀而不發墨、
馬蹄石、河内石川郡駒谷出之、不加斧鑿、幽奇天然如馬蹄狀、

〔本朝字府秘傳 六〕硯石ハ熊野那智ヲ極トス、次ニ江州高島、長州下關、肥州燒山、城州鳴瀧、是等ヲ能トス、或ハ大小、或ハ其使フベキ品ニヨリ、右品々ノ石ヲ用キテ、之ヲツカヒ可知、

〔一話一言 十一〕京師硯匠名石目錄

丹波　石王寺　　美作　高口、金気　　土佐　室石金気

若狭　宮川石赤ニモク　　三河　鳳來寺青ニ金気アリ　　紀伊　那智黒黒

仙臺　雄勝石黒　　常陸　櫻川石　　駿河　阿部石黒

同　葡萄石青ニモク　　肥後　八代石白　　長門　赤間關

近江　高島

追而書付越候分

一美濃養老之瀧之邊ヨリ出候石御座候、此石甚見事御座候、色は赤き色合にてさまぐ\のモク御座候、

一越前石白石に御座候　　一水戸かんすい石白石に御座候

一阿波石　　一越後石ぶどういし石同事の

一高尾石黒石　　一水尾石同石

右ハ月輪石同事の石

一うすまき石

甚宜敷候、唯今一向出不申候、

一紀伊石和歌山邊ヨリ出白石御座候　　一信濃に木葉石御座候

是ハ□□在々之石

右之外、此間御書留被成候通、此外は國々より出候海石、又は川原石種々有之候者に而御座候、

研師長兵衛在判

〔好古小錄下 雜考〕古昔、瓦研陶研ヲ用テ石研ヲ貴セズ、名アリテ存スル者ハ皆異邦ノ研也、故ニ研材ノ出ル所ヲモシラザリシ事トミユ、職人歌合ハ畫光信書ハ和長卿也、研工ヲ研キリト云、カキノ

カラ月影ミレバ土佐石ノトヨミ、石王寺ハ白ミノ堅クテキリニクキト云辭アリテ、始テ土佐石王寺ノ硯材ノコトミユ、古代ノ石研、元龜帝御硯（材高雄石ニ似テ堅實）ニ壬生寺所藏ノ柴石研（俗ニ忠岑形ト云）紫石乾卦研（背ニ天保柔兆執徐仲夏自造ノ十字ヲ鐫）此三研疑フベクモナキ此間ノ古石研ナリ、然ルニ材佳ナラズ、製亦至拙也、天然ノ材ニ硯心ヲ鐫タルハ鴨長明ノ研ナドゾ古物ナルベキ、今石材所々ニ出テ乏シカラズ、就中土佐石王寺雨端ノ類上材也、土佐（蒲石也、石中銅鐵ノ如キ者ヲ含ム、此ナキヲ佳トス、）石王寺（丹波、鰻紋ウルミ易キハ、新坑ニシテ佳ナラズ、）雨端（甲斐、奥山端山ノ二種アリ、奥ヲ佳トス、）鳳足（若狹上材ヲ得ガタシ）月輪（山城、古研ニ絶佳ナルモノアリ、）高雄（山城同上）高島（近江同上、新坑ニ上材アレドモ堅實ナラズ、）日光石（日光山、深黒色、上材ナレドモ至テ堅シ、）櫻川（上野沼田）寒水島寒水（常陸）黒山（陸奥、堅緻ナルモ得ガタシ、）金鳳石（三河）養老（美濃）内山石（豊後、何モ上材得ガタシ、）高田（美作、古研ニ上品アリ、）加茂川石（山城）高野川石（山城）鏡石（伊勢、俗ニ瑪瑙ト云、）二見石（伊勢、白濱ニ似テ柔、）白石（肥後）白濱石（紀伊、此等皆研材ニ非ザレドモ好事者強テ此ヲモチユ、）高濱（肥前、稀ニ佳ナルモノアリ、）木葉石（越後、及諸國堅實ノモノナシ、固ヨリ研材ニ非ズ、）高山石（備後）赤間關（長門産、又豊前ヨリモ同材出、天下ニ布テ研材中ノ佳品ナリ、）此餘猶用ユベキ者アリ、古屋瓦ノ研トナスベキ者、滋賀宮（深黒色、堅緻、）平安大學寮廢址黒料瓦（玉堅、緻密、）太宰府廢址瓦（紫褐色者佳）此外、古佛刹ノ屋瓦ニモ用ユベキモノアルベシ、

〔米庵墨談續編三〕硯

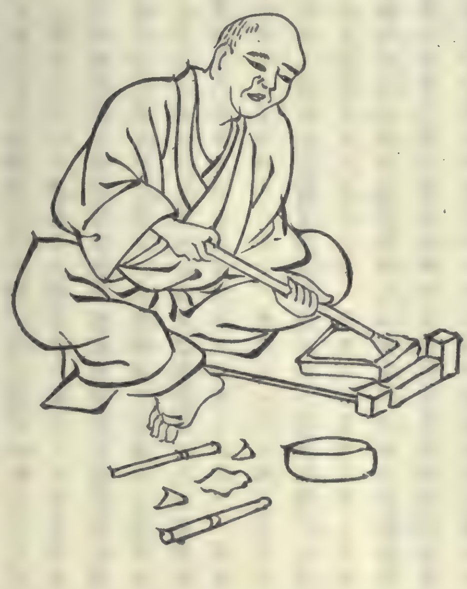
此方ヘ渡來ノ端溪石硯ト稱スルモノ甚多ク、硯譜ノ書モ、李之彦硯譜、葉樾硯譜ヲ始トシテ、品類至テ多シ、近時ノ硯ヲ論ズルモノハ、朱彝尊説硯、高兆端溪硯石考、唐秉鈞古硯考ノ類、論説殊ニ精シ、サテ端溪ニ、舊坑新坑及上巖中巖下巖アリテ、水巖文珠巖、屏風巖、朝天巖ナド名ケ、上巖石扣之無聲、一呵生水、磨墨亦無聲、索々有鋒芒ヲ上品トスト、コレ水巖ニ生ジテ、常ニ潤氣ヲ含ムユヘナリ、朱彝尊云フ、自至端溪、溪長一里許、廣不盈丈、自水口三十歩、有穴竅之、止容一人、伏捫而入、燃紙爲燈、中漸廣、穿洞半里、抵巖壁、剜鑿硯石ト、ソノ深坑實ニ此方金ヲ堀ルニ似テ、容易ナラザルコトナリ、故ニ説得着明ナルコト他書ニマサレリ、又云、上巖者質純而艶、微紫、中巖者質潤而凝、色漸靑、下

巖者質淡而細、色近白、其爲眼不同、黄謂之鴝、碧謂之鸜鵒眼、不貴、黄圓者爲鸜鵒、爲鴝、長者爲象眼、不貴、長也、或三五暈、或七九暈、暈有奇而無偶者也、辨水巖者、必于是驗之トアリ、此外論説甚長シ、今コレヲ略ス、サテ此方所見ノ中ニ、舊來ノモノハ、マヽ古色隱然トシテ潤ヲ含テ佳ナルモノアリ、サレドモ眞ノ端產ナルヤ知ベカラズ、新來ハ紫色灰白ニテ潤色ナシ、端石トハ思ハレズ、唐乘鈞云、端硯宋時假以惑人ト、杜綰云、建州石、其質燥稍潤、色極深紫、扣之有聲、間有豆斑、點不甚圓、亦有三兩重石暈、爲硯發墨、往々以石點、名鸜鵒眼、作端石以求售トアリ、想フニ此方渡來ノ品、多クハ贋作ナラン、硯論諸家紛々、其形モ又種々ノ名アリ、不遑枚擧、コヽニ萬一ヲ錄ス、又歙石硯アリ、龍尾山ニ出ルユヘニ龍尾トモ名ク、其質堅勁瑩潤、能發墨、又品多シ、以金色如泥金者爲貴ト、此品マヽ此方ニテモ經見セリ、端石ト呼モノヨリハ至テ希ナリ、其他諸州ニ產スル硯石アレドモ、絕不見之、又澄泥硯アリ、唐人最所貴ナリ、余曾テ人ノ所藏ヲ見シニ、古雅可掬、其色黄灰ニテ發墨甚佳ナリ、コレ鱔黄色ナル者ニアラズヤ、又未央古瓦硯ト稱スルモノ、多ク人間ニ流布ス、唐乘鈞云、明人王佐云、宣德中、江西藩王專府造漢未央瓦硯、極細緻、以賜往來官員、其瓦高八寸强、濶六寸、面上有銘、每行六字、十一行末有臞仙書三字、字皆古隸、下有小圓書專國二字、硯上有水池、左有炎漢古甓維天所賜、右有子々孫々、永寶世襲、下有爲愛甄陶之質、宜加卽墨之封、皆篆字、其背中間大書未央宮東閣瓦六字、結方一寸、左有大漢十年四字、右有鄼侯蕭何監造六字、俱隸字、差小於中トアリ、サスレバ此方所傳モノハ、此ヲ摹スルナランカ、サテ又此方諸州所產ノ硯材モ少カラズ、若狹宮川石、山城嵯峨愛宕石、長門赤間石、甲斐雨端石、陸奥櫻川石、肥前田浦石、備中高嶌石、對馬若田石、參河金鳳石ノ類、皆佳品ナリ、其中尤冠タルモノハ宮川田浦ナリ、宮川ハ紫色鮮明ナレドモ、堅密ニシテ端石ノ鋒芒ナシ、田浦ハ深紫色ニテ其味ヒ端石ニ似テ尤佳ナリ、赤間ハ青綠ノ兩品アリ、綠色ヲヨシトス、然レドモ、輕燥潤氣ナシ、嵯峨モ黒色頗好シ、元ノ戴良集ニ僧聞奉使日本、得清瀧石硯、求爲銘曰、懿茲

〔七十一番歌合　中〕

硯士

しやくやうするは
しろきかたくて
こまかりにくき



造硯工

硯產東夷、爲有靈源知所歸、嗟彼世人胡不知トアリ、彼方ニテモ此方ノ產ヲ貴スルコトアリ、モシ田浦石ヲ示サバ、其賞スルコト百倍ナラン、余所著硯說アリ、悉クハ此ニ錄セズ、

〔寶曆大成武鑑 三〕御硯師

南傳馬一丁め　中村石見

〔花洛羽津根 三〕硯師

御幸町四條上　玄文堂

〔一話一言 十一〕京師硯匠名石目錄 ○中略

研師長兵衞 在判

貢進

〔延喜式 二十四 主計〕凡諸國輸調 ○中略 猴縢研二口

○按ズルニ、諸國ヨリ貢スル猴縢研二口ハ、正丁二人ノ輸ス所ニシテ、更ニ主計式ニ依リテ之ヲ計フレバ、一口ハ調布七尺ニ當ル、

〔延喜式 二十四 主計〕備前國 ○中略

調 ○中略 猴縢研十八合

〔朝野群載 六 太政官〕左辨官下尾張國

應早速進上猴頭硯貳拾口瓶貳拾口事

右左大臣宣、件硯等、外記結政左右廳、幷陣頭用途料、宜仰彼國、依例令進濟者、國宜承知、依宣行之、寄事左右、莫怠其勤、

長治元年九月廿九日　左少史惟宗

右少辨藤原朝臣

揮毫名

〔平家物語 十一〕かいもんの事

三位の中將〇重衡、中略、年頃ちぎつたるひじりに、今一度對面して、後生の事をも、申だんせばやと思ふはいかにとの給へば、土肥の次郎、ひじりをばたれと申候やらん、くろ谷の法然房といふ人也、さてはくるしう候まじ、とう〳〵とてゆるし奉る、三位の中將なのめならずによろこび、やがてひじりを忎やうし奉つて、〇中略、御ふせとおぼしくて、日比はおはしてあそばれける、侍のもとにあづけおかれたりける御硯を、知時して召よせて上人に奉り、是をばたれにもたび候はで、常に御めのかゝらん所におかれ候て、それがしがものぞかしと、御らんぜられん度每に、御念佛候べし、又御ひまには、經をも一卷御忎かう候はゞ、然るべう候と申されければ、上人とかうの返事にもおよび給はず、是を取てふところに入、墨染の袖を顏におしあて、なく〳〵くろ谷へぞかへられける、件の硯は、親父入道相國、宋朝の御門へ、砂金を多く參らせ給ひたりしかば、返報とおぼしくて、日本和田の平大相國のもとへとて、おくられたりけるとかや、名をば松かげとぞ申ける、〇又見源平盛衰記

〔松蔭硯銘〕合浦之珠去而還矣、延州之乳盡而復矣、此則靡他、唯在其吏廉與不廉焉耳、昔壽永三年之春、平氏一門、城守于攝州一谷、源判官義經、奉勅攻之、平氏敗績、重衡見生擒、嘆蕉沫之命在旦夕、而招法然房源空、爲授戒師、聞淨土法門、贈一枚硯、表檀嚫、且曰、此硯、吾先君淸盛相國、曾齎黃金若干斤、奉獻趙宋天子、天顏有喜、輙賜此硯、先君秘爲至寶、付予小子、異日置師座右、染磨煤、揮毛頴、書彌陀聖號、則吾本願也、〇中略、法然沒後、此硯藏知恩寺、寺在今出河北、卽賀茂神宮寺也、安慈覺大師彫刻丈六釋迦像、故名釋迦堂、又呼賀茂河原屋、司神職者、延法然居焉、後平氏小松內府重盛孫、勢觀房源智爲主、改曰智恩寺、源智備中守師盛子也、此硯平家累世奇玩、源智證以至末孫、鹿苑相公、欲建相國寺於彼地、而移此寺置小河西、應仁兵亂之初寺旣罹災、硯亦失而不知所在矣、江州篠原正琳、一箇野僧也、自何得之、被蓋囊藏歷年久矣、老病相逼、急于修冥福、大永二年壬午孟春廿八日、托其心友、寄附知恩寺、

結來生緣、翌日逝矣、二十五代、住持慶秀傳譽、抃躍無措、乘威謂非珠而還、非乳復蓋物歸有主、寺其中興乎、傳譽笑曰淺才薄福、無德之及人、唯吾祖威靈尙有在焉、惱者傳譽於東山六婆羅密寺、講往生要集、貴賤雜沓、叟塞其蓮、此集源空所依而用也、粗宜其義、能令聽徒破諸妄修衆善、寺乃接吾廬、以故邂逅、傾懷一日、持此硯示予、需記顚末、開篋觀之、紫潭之上、新月傾雲、彫琢之妙不可言焉、然其紋無松、名松蔭果何義、宋帝所名乎、平氏所名乎、抑亦後人所稱呼耶、或有臆度者曰、東土大乘經所謂、江月照、松風吹、天下奇句也、叢祉不瀾口者、未曾有焉、自爾吟松月者、古今幾篇、又有雲何、李謫仙云、巢雲松顚、萬云、萬松嶺、半間雲、松有雲、自然相宜、今微雲點綴、是松之蔭也、又曰以手置硯上、則雖不呵之、潤而有水溝、如松露滿、故曰爾、然未知如何、重衡事見國史、不可誣矣、予輙作銘、記所觀云、〇中略

享祿二年己丑解制　　前南禪退納月舟叟壽桂書

〔新編鎌倉志七〕光明寺

寺寶

紫石硯　壹面、此ヲ松蔭ノ硯ト云フ、松鶴龜ノ彫物アリ、裏ニ永享五年十二月廿五日ト小ク彫付テアリ、相傳フ平重衡受戒ノ時、法然ニ與フ、法然コレヲ聖光ニ讓リ、聖光又記主〇良忠ニ讓ル、記主自筆ノ讓狀アリ、今按ズルニ永享五年ハ、法然記主ノ時代ニ非ズ、後人ノ書タルナルベシ、右ノ三種〇南岳大師袈裟、阿彌陀經、紫石硯ノ三種ヲ云フ、記主法嗣寂慧房ニ附屬スルノ狀一通、弘安九年八月トアリ、記主ノ自筆ナリ、

〔明良洪範續編三〕板倉周防守京都諸司代ノ時、智恩院ノ藏物ニ、松影ノ硯トテ名物ノスヾリ有、是平重衡ノ所持セシ物也ト云傳フ、然ニ黑谷ノ源空寺ニモ亦松影ノスヾリ迚平重衡所持セシ硯ト云物有、互ニ此方ノ信物也トテ信僞ノ爭ヒヨリ遂ニ公事トナル、此時周防守云ケルハ、重衡ハ大身ニテ文事ヲ好ケル人ト聞ク、サレバ所持ノスヾリ何ゾ一面ニ限ランヤ、兩方トモ重衡所持

セシ硯ニ相違有ルベカラズト捌ケル、

〔明良洪範續編七〕南部ノ初ハ、伊豫守源頼義三男新羅三郎義光二男武田義清加々見次郎遠光三男三郎光行是南部ノ祖タリ、○中略十二代目遠江守政行ハ信長ノ長男、足利家ニ従ヒ、數度戰功有、御教書ヲ成下サレ、其上和歌ノ達人也、在京ノ時、

春カスミ秋立霧ニマガハチバ思ヒ忘レテ鹿ヤナクラン、御門御感有テ松風ノ御硯ヲ下サル、此硯ハ昔三位中將平重衡受戒セシ時、法然上人ヘ佈施トシテ參ラセシヲ、其後禁裏ニ收リシヲ下サレケル、

〔江談抄三雜事〕名物　被命云、高名物等被知哉如何、

硯

露　鷄冠木

〔蔭凉軒日錄〕文明十六年十二月十三日、就栖老軒齋會、會罷謁東府、益之和尚始著紫衣參禮之由白之、乃御對面、以龍尾硯一面、堆紅盆一枚、杉原十帖獻之、

〔蔭凉軒日錄〕文明十八年正月廿八日、午後謁東相府、御持佛堂可被置御硯名橫川所撰、書以供台覽、玉井、退之詩太華峰頭玉井蓮ト云句アリ、杜詩、硯寒金井水ト云句アリ、又硯ニ玉質至德ト云語アリ、液池太液池ハ蓮池ノ名ナリ、蓮池硯ヲ硯池ト云、墨池ト云、又白蓮池アリ、此三內、玉井可然乎之由、橫川曰愚亦白、蓋可爲台覽之由謹白之、　二月廿二日、自東府、御硯銘玉井、栖老乎、小補乎、可令書之命有之、諷阿奉之、　廿四日、御硯銘玉井、眞乎草乎、又古文乎、孰可然乎之由有御尋、古文字可然乎之由白之、然者古文可書之命有之、乃命栖老翁太玄圖注有字來歷耳太玄之所謂細記以可進之命有之、乃往小補傳台命、　三月四日、御硯銘玉井之字、歲東堂所筆古文字三枚、眞之字三枚、草之字三枚獻之、云先是古文之字可然由白之、雖然此三樣之內可被任台慮之由白之、古文眞字擇二枚以出

之日、此內執可然乎可相計、愚謹白、雖為執契台慮者被定之、又曰然者相尋橫川以可相定、八日、御硯銘玉井古文供台覽留御前、

〔蔭凉軒日錄〕文明十八年五月廿七日、自小補書涵星之字與又古文書被贈之、蓋周琳喝食硯銘也、

〔羅山文集記十八〕靈壽硯記正保二年作

從四品拾遺對州太守平君、正保元年某月某日、獲奇石于本州佐須郡和賀多河、不借雕刻、自然協硯、其色蒼蒼、然黒青稍雜、竪咫餘、橫半尺有奇、或缺四寸餘、其厚一寸、且薄、泓廣半其身、而圓、其面隱起、乍直乍斜、或平或隆、然且低似山似溪似川、似風行水成文、聚海山谷瀑之勝狀於一拳上、不亦偉乎、其堅久而古、不知幾多年也、雖端溪之秀、羅紋之美、不能過焉、君請之名與記、余不得固辭、乃以靈壽稱之、靈壽者、木而以為杖、與石不相干乎、此木似竹有節、其長共圍、自合扶老之側、不須削治、西漢天子賜之大師孔光、是千古之盛事也、今此石不待琢磨、自已可硯、故取而準之、且古人以硯之壽為永年之物、亦是命名之寵嘏也、世有以銅雀臺瓦制之為硯、最是文房之珍也、魏武帝以建安年中建此臺于鄴、自建安至今殆千數百年、而瓦尚存焉、況於石乎、可謂神物乎、其韞於和賀多河、而不出於世、歲月之久不可知也、金自麗水出、玉自藍田無脛而至、鷄鐵採自青州而潑墨、物之隱顯其有時乎、今此石始入君之手、不瑕不鏽、而潑墨、則他後几案之間、守黒尚玄、不磷不泐、玩好之無窮、家藏之不朽、亦可以推之、可謂靈而且壽乎、寓意於硯、聊規祝焉、

〔桃源遺事一〕同年〇元和二年十二月、後西院帝のみことのりあつて、舊記を御考立后立坊の儀節を奉り給ふ、又詔有て後水尾帝の御遺物、鳳足硯の銘并序を御作り被成候、

鳳足硯銘并序

夫硯者大道之藪澤也、聖賢漁筆海、筌經典、騷人獵墨林、踣文章、豁然鑑往古、儼然誡來今、此莫匪一涓一滴之餘澤也、斯硯太上法皇之舊物也、若州所產、其色凝紫、温潤如玉、長一尺許、濶七寸許、厚一寸三

分質存天生、不加琢磨、名曰鳳足、蓋取諸米元章硯史之語也、今上聖主、常置几案間、晨夕之左右之、視奘墻然、御愛豈在一硯、叡思在於孝耳、臣聞孝理行於上、德敎加於下、萬邦靡然嚮風、黎民於變時雍、天爲之示嘉祥、地爲之呈靈瑞、左史所記、右史所書、布在方策、功化永垂、豈非所謂立身行道揚名於後世者乎哉、孟子曰、五十而慕者是之謂、今茲天和二年秋、忝勅臣作之銘、臣素慣弓馬曾疎鉛槧、臨紙發汗顏、操筆屢措手、然而王事無盬、戰兢以銘、銘曰、

寶玄德光、爰止御牀、不騫歸呂、足履文章、磨民墨場、致君軒唐、

源朝臣光圀頓首拜具

〔桃源遺事 二〕同（○天和）三年癸亥、後西院帝より御宸筆を給ふ、御硯の銘を御褒美遊ばされし御文章なり、

鳳足はさるあやしき器にしあらねど、故院の御硯なればとて、端溪の秀石にもかへず、爰に宰相中將源朝臣、武を備へ文を兼て、絕代の名士也、よりて命じて硯の銘をゑるさしむ、文のこゝろ忠義を含み、言葉金玉の聲をなせり、これにむくふるに朕何をかせむ、唯遠く此硯をつたへて、ひさしく此文を殘さんといふ、そのことばにいはく、

つたへゆく硯の石のよはひもて世々にのこらむ言葉ぞこれ

〔道の幸〕十五日（○寛政四年十月、中略）今朝天龍川にてひろひし石を、とみに龍踏硯となづけて、齋輔ぬしに見せければ銘かきて得させんとて、そのまゝ筆とりて、

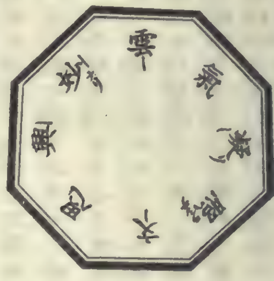
飛龍在天、遺跡贈君、君試磨墨能生五雲、

とぞありし

〔耽奇漫錄 十一 集〕天然硯　對馬海濱所獲號靈龜硯、（今略）（圖）右天然硯は初對馬國住吉の迫戶よりいでたり、浦人太守義眞朝臣に奉りしを、府中の文士西川嘉長といふものに給ひしより轉傳し

て弘實が手に入たり、

〔本朝文粹十二銘〕硯銘 題文　　紀納言



〔硯箋四古銘〕硯銘　　梁武帝



〔空華集二十銘〕琴研銘

磨則研、鼓則琴、惟居默、乃知音、

〔羅山文集四十五銘〕硯銘

袖裏西爽、案上東溟、玉蜍滴露、瀉汗簡青、

使用法

〔白石遺文拾遺 下雜著〕多賀城古瓦硯銘 懸淵獻需

金玉其相、如圭如璋、德音無瑕、何以不減、秉心塞淵、曰求厥章、以介眉壽、萬壽无疆、

〔羅山詩集 五十九 器用〕西睢 阿部豐後守硯、面有鷺、

西睢灘毛錐、寫出武王詩、振鷺紫潭上、堅白不磷緇、

瓦瓢硯 久世大和守求之

穿瓦湛岩水、許由瓢在几、灘筆淨無塵、却恠他洗耳、寬永二十年

漁父硯 硯面刻鳥蛤形、此鳥是鷸乎、榛雲乞之、是小堀九郎兵衛宗穀也、

貝有鳥玉玦、鳥有林苑翰、共入漁父手、陸起文字瀾、同年

琴硯 一名流響硯 本多美作守求之

石友好知音、壽長亘古今、沾毫流水志、滿々自鳴琴、

〔玉海〕承安四年十二月一日甲寅、此日京官除目也、○中略次任式兵兩省史生、其儀依仰小槻𢎥、小（以下略）

寄硯、硯上オホハルヤウニテ入硯瓶水、用美酒、樣密仰頼業眞人了、硯水不多不少、多ク入ハ惡說云々、

○按ズルニ、硯ニ酒ヲ入ルヽハ、磨リタル墨ノ凍ルヲ防ガンタメナリ、

〔槐記〕享保十六年十二月十七日、參候、○中略例年ヨリモ寒氣ハナハダシキ由世上一統ノ風聞也、第一ノ迷惑ハ硯水ノ凍ルニコソト申シ上ゲシ、コレニハ大秘說アリ、酒ヲ入ルレバ子バル、硯ヲアブレバ墨ガ乾ク也、水入ノ水ハ又硯ノ凍ホドニハナシ、畢竟水ガ凍ルニハ非ズ、硯ガ氷ル也、硯ヲ前夜ヨリ蒲團ニツヽミテ置ケバ、翌日終日コホラヌモノ也、御前ニタメサルニイカ程ノ嚴寒ニモ氷ラズトナン、此事硯譜ニ東坡ガ語アリト仰ラル、

〔畫巧潜覽 五〕畫家新舊眞僞雜記

師傳に曰、畫に八活といふことあり、○中略硯は研よごれたる硯は墨の色を失ふ、よく洗ひ滌て用

ゆべし、

〔萬寶部事記 二硯墨筆紙〕硯の新しきは、かならず墨をよくおろす、二三年を經て、すみをする事久しければ、必硯の面滑かにして、墨をおろさず、墨を和する事一時二時といへ共、墨こからず、甚だ手を勞し隙を費せども、奈何ともしがたし、しかる時は鳴瀧砥を用て硯の面をよく磨べし、あるひは砥粉を硯の面に置、楊枝のふさこまかにくだきたるにて能するべし、かくのごとくすれば硯の面又新しく成て墨をよくおろす、そののち久しく經て、墨をおろさずんば、又かくのごとくすべし、

洗滌法

〔宗五大艸紙〕色々の事

一硯をはすのみのぬけたるからをきりて其こぐちにて、あらひたるがよし、

〔硯譜〕滌法　硯須日滌去其積墨敗水、則墨光瑩澤、洗硯用蓮蓬或皂莢清水半夏切平、去滯墨、硯用則貯水、畢則乾之、久浸不乾不發墨、滌硯不可用湯、大凍不宜用佳硯、

〔老學菴筆記 一〕謝景魚名倫、滌硯法、用蜀中貢餘之紙、先去墨、徐以絲瓜磨洗餘潰、皆盡而不損硯、

〔雅遊漫錄 一硯〕すべて硯はたび〳〵洗て宿墨のなきやうにすべし、墨のいろよく筆を澁らさず益多し、湯にて洗ふは甚惡し、水を用ゆべし、

雜載

〔枕草子 二〕にくきもの（中略）すゞりにかみのいりてすられたる、又すみのなかに石こもりてきし〳〵ときしみたる、（中略）ゆすみつかぬすゞり、

〔枕草子春曙抄 二〕髮すぢ也、紙とも兩說也、

〔枕草子 九〕硯きたなげに塵ばみ、墨のかたつかたにしどけなくすりひらめかし、筆おほきに成たるが、さゝしなどしたるこそ、心もとなしと覺れ、萬のてうどはさる物にて、女は鏡、硯こそ心のほど見ゆるなめれ、をきぐちのはざめに塵ゐなど、打捨たる樣こよなしかし、男はましてふづくゑ

きよげにおしのごひて、重ねならずば、ふたつかけごの硯のいとつき〴〵しう、まきゑのさまも態ならねどおかしうて、墨筆のさまなども、人のめとむばかりしたてたるこそおかしけれ、とあれどか、れどおなじ事とて、くろばこのふたもかたしおちたる硯、わづかにすみのゐたる、ちりの此世にははらひがたげなるに、水うちながして、あをじのかめの口おちて、くびのかぎり穴のほど見えて、人わろきなども、つれなく人の前にさし出かし、

〔源氏物語四十五橋姫〕姫君御すゞりを、やをらひきよせて、手ならひのやうにかきませ給をこれにかき給へ、ゝにはかきつけざなりとて、かみ奉り給へば、はぢらひてかき給ふ、

〔今昔物語十九〕依小児破硯侍出家語第九

今昔村上ノ天皇ノ御代ニ、小一條ノ左大臣ト云フ人御ケリ、名ヲバ師尹トゾ申ケル、貞信公ト申ケル關白ノ五郎ノ男子ニテナム御ケル、極テ愛シ傅キ給ケル娘一人御ケリ、形チ端正ニシテ、心ニ愛敬有ケリ、然レバ父母此レヲ悲ミ給フ事无限シ、而ル間天皇此ノ由ヲ聞シ食シテ、女御ニ可奉キ由責メ被仰ケレバ、奉ラムトテ忩ギ出立チ給フ間、御□□□ノ具、御調度ナド、心ノ至ニ隨ヒ、力ノ及ブ限リ、手ヲ盡シ給フ、其ノ中ニモ御硯ノ筥、極テ微妙ナリケル、此ニ入タル硯アリ、此レハ傳ハリノ物ニシテ昔ヨリ艶ス財也ケリ、鑄懸地ニ蒔タル硯ノ様モ、厳シク墨付ナドモ、世ニ不似リケレバ、此レヲゾ御調度ノ中ニハ、止ム事无キ物ニ被為ケル、然レバ輙ク人ニ見セ給フ事无クシテ、御傍ナル二階ノ厨子ニ錦ノ袋ニ入テゾ被置タリケル、女御ノ内ニ參リ給ハム日ニ成テ、筥ニ入レントテ、不取出シテ被置タルナルベシ、内ニモ聞シ食シテ、令好メ給フ物ニテ、然ル硯ヤ有ルト、尋サセ給ヒケレバ、大臣モ此ル硯ヲ我ガ持テ、御調度ニ具セン事ヲ微妙キ事ト思給ケリ、而ル間其ノ家ニ生良家子ノ年若キガ見目穢氣无キ有ケリ、大臣此ヲ近キ當リノ淨メナト爲ヨト有ケレバ、朝毎ニ淨メシケル程ニ、此ノ男生手書ク者ニテ、此御厨子ナル硯ヲ極テ見マ欲シク思

ケルニ、大臣ハ内ニ御ス程ニテ、上ヘハ我ガ方ニ渡テ、姫君ノ衣共ノ事云ヒ俸トテ姫君ト共ニ御ス女房共モ或ハ其ノ共ニ有リ、或ハ各出立チ忩グトテ局々ニ居タリ、此ク人无キ隙ニ此ノ淨メ爲ル男思ハク、只今竊ニ開テ此ノ硯ヲ見タランニ、誰カハ知ラント思テ硯ノ筥ノ下ナル鎰ヲ取テ厨子ヲ開テ、此ノ硯ヲ取出シテ見ルニ、實ニ傳ヘ聞ツルヨリモ云ハム方无ク微妙ナレバ、愛シテ手裏ニ居テ差上ゲ差下シ、暫ク見ル程ニ、人ノ足音ノ爲レバ、急テ置カント爲ル程ニ取リ□□シテ打落シツ、中ヨリ打破ツ、○下略

〔風のしからみ 中〕後陽成帝の御ときより傳へもたしめ給ふ御硯を、後水尾帝より永源寺の一絲和尙に下したまはりし御製和歌并序、

硯のいのちは、よをもてかぞへしるとかや、人のよのさしもみじかきにかへまくほしきことよ、故院のつねに御手ふれしものをとおもへば、崩御の後は座右におきて朝夕もてならして、いつしか廿歳あまり七年になりぬ、いまはとて永源寺の住持にゆづりあたへて、かの寺の具となさしむ、おのづから經陀羅尼書寫の功をつまば、などか結縁にならざらんやはとてなん、

海はあれど君が御影をみるめなき硯の水のあはれかなしき

わが後は硯の箱のふたよまで取傳へてしかたみとも見よ

欽獻部偈一章奉謝特賜兩朝所磨寶硯云爾

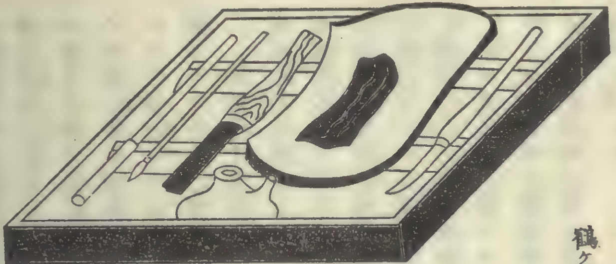
一枝寶硯帶恩光、兩朝親磨御按傍、唯願叡齡同此壽、靈山叮囑莫相忘、　一絲

〔寶藏 一〕硯

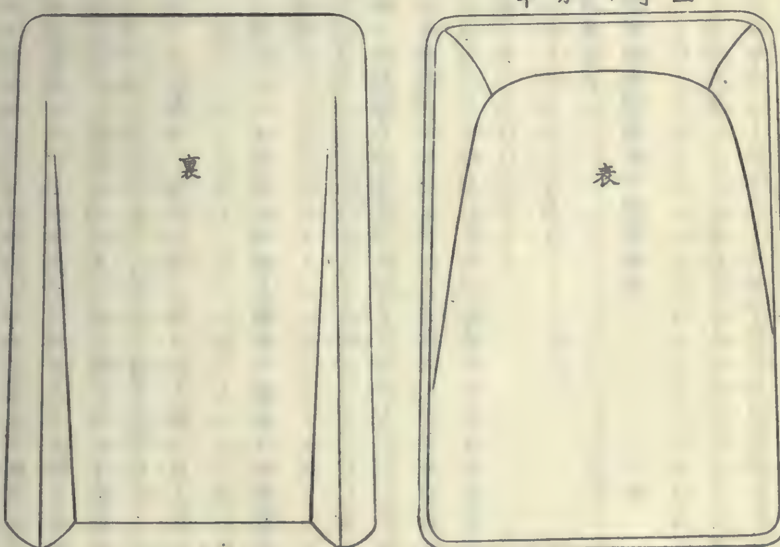
上蔡先生は勇てはふらかしてます〳〵聖賢の道にすゝみ、書寫の上人は誤てわりてとみに佛陀の境に至れり、すてゝだにかくあるを、況や心よく用ゆるをや、唐子西は其用の靜なるに心をつけて生を養ふ術をしれり、なを銅雀の瓦の硯には建安の往俗をおもひ、千鳥の硯箱に文明の

〔古圖類從 調度〕硯

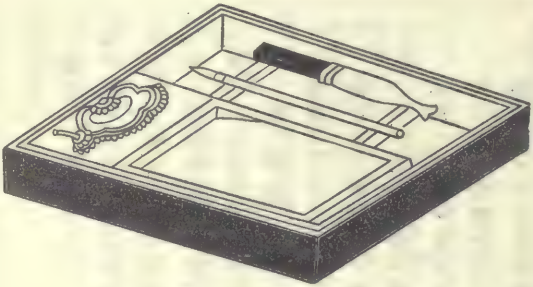
信實人丸



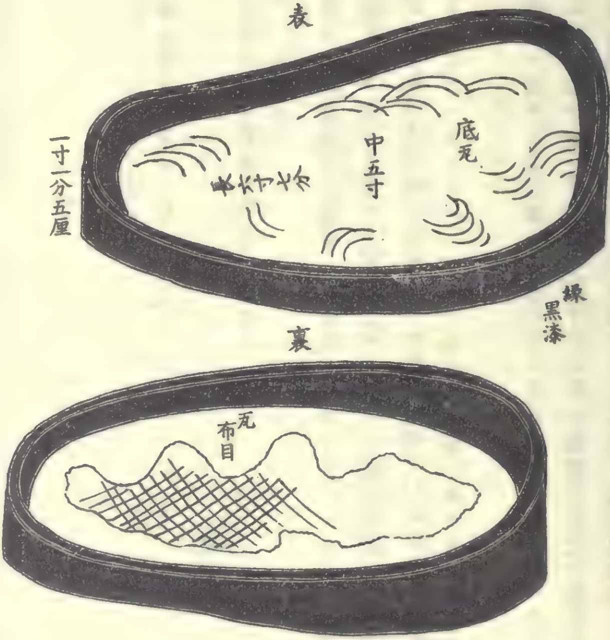
鶴ヶ岡八幡宮紫石硯



道風像



南都法隆寺猿面硯



名稱

古風をまたふ、風字の硯の海づらはるけきこそ見る心もいと涼しけれ、箱の蓋をさへに四條大納言殿は和漢の述作をいれて花私をもてなせり、すり心のかたきはすべり、やはらかなるはくぼむ、其よきほどらひは手に覺え心にあまなふといへども、言葉にのべがたきこそ輪扁が輪たるべけれ、

艶書かく硯や花のにほひずみ

〔爲尹卿千首和歌戀〕寄硯戀

人心これやうき世のさが石の筆もすみをもつくしはてつゝ

〔七十一番歌合中〕卅九番　硯士

かきのから月かげみれば土左石のほしの光はすくなかりけり

附硯箱　水滴　硯屏　矢立　併入

硯箱ニハ平硯箱アリ、重(カサネ)硯箱アリ、淺硯箱アリ、此具ハ從來硯ヲ納ルヽタメナレドモ、筆、墨、水滴、小刀、尺、暦等ヲモ納レ、蒔繪螺鈿ヲ施シテ、極メテ美麗ナルモノアリ、而シテ物ヲ以テ人ニ示スニ、之ヲ此箱ニ載セ、或ハ蓋ニ載スルヲ以テ、中古ヨリノ慣例トス、

水滴ハ、スミスリガメ、スヾリガメ、スヾリノカメ、ミヅガメ、ミヅイレ等ノ名アリテ、銀、銅、瑠璃、陶、竹等ノ各種アリ、

硯屏ハ、ケンビヤウト云フ、硯頭ニ立テヽ塵ヲ避クル器ナリ

矢立ハ、硯箱ノ小ナルモノニテ、硯筆ヲ納レ、又小刀ヲ添フルモアリ、軍陣ニハ之ヲ箙ノ内ニ納メテ所持スルニヨリテ矢立硯ト云フ、又矢立トノミ云フコトモ、既ニ源平盛衰記ニ見エタリ、

〔書言字考節用集器財七〕硯匣(スヾリバコ)〔柳子厚詩、硯匣留塵盡日封、〕

種類

〔節用集大全〈五器財〉〕下水板〈硯箱中板也〉

〔書言字考節用集〈七器財〉〕建水板〈硯匣所言〉

〔雅亮裝束抄〈一〉〕もやひさしのてうどたつる事

そのたゝみの南のいたにおほきなるすゞりのはこをおく、かけごなし、すゞり、ふで、つねのごとし、にしのかたによせておくべし、〈○中略〉このすゞりのはこは、をかむをりはあけてかならずみるべし、もしすゞりもぞさかさまになるのゆへなり、

〔三内口決〕一硯箱雜具入樣事

有懸子者女房硯也、〈右懸子筆一對、蒔繪笠、〉有口金墨、〈有東蒔繪、根本瀨樣也、〉左懸子刀錐、〈各蒔繪口金等、水引入懸子下、〉無懸子者男硯也、〈有筆架、硯ハ左方ヘ相違候、依之錐斗左方ニ有モ、座右ハ筆墨刀等一所置之候、但刀與筆混亂有其煩之間、左方ニ刀ト錐ト如女房硯納候條可然哉、猶又異樣之硯箱共古物ニ有之、雖守一隅歟、但近代之儀而已、或人曰、四季之硯、祝言之硯、種々之故實在之云々、然間一册之細書世間ニ信之以不可說也、不可用之、〉

〔寛永行幸之記〈中〉〕將軍樣より獻上御品々〈○中略〉

御重硯　三十高蒔繪梨地金かながい　御會之時也

〔四度口傳〕違棚飾付目錄口傳

重硯ノ事

是モ押板ニカザル也、重硯ニハ料紙ヲシカザル也、又シキテモカザル也、

〔調度口傳〕調度目錄口傳

重硯之事

五段ニシテ、一段ゴトニ水入、墨筆ヲ具シ、五段二組ヲ一通リトス、寸法大小アリ、

〔調度口傳〕和歌目錄口傳

硯箱取事

通ノ物一人一人ノ前ニ置也、又重スヾリヲ十人アラバ五ツ出シ、兩人ノ中ニ置ケバ下ヨリ取テ次ニ廻シ、終テハ上座ヘ元人如ニ返スコト有ベシ、廿人ナラバ重箱二ツ、

〔三代將軍上洛之次第〕御進物之覺　將軍樣より上分

御歌のくわいの時の、御重すゞり、高まきゑ梨地、金かなかい、三十分、

〔枕草子九〕男はましてふづくゑきよげにおしのごひて、重ねならずば、ふたつかけごの硯のいとつき〳〵しう、まきゑのさまも態ならねどをかしうて、〇下略

〔玉露叢一〕敵敗北ノ後、實檢ノ山ヘ御乘上、牀机ニ被ㇾ掛御腰、〇中略又井伊兵部親ノマフサキニ手ヲカケテ被ㇾ參タルヲ高覽有テ、御牀机ヨリ御立被ㇾ成、兵部手ハ如何ト御肝ヲツプサレ、掛硯ト被ㇾ仰、御藥ヲ被ㇾ御取出、御手自被ㇾ下候ヘバ、有難由ヲ謹而被ㇾ申上、

〔南龍公言行錄上〕一町野宇右衞門は肥後の國守、佐々陸奥守成政が家來也、〇中略町野を何卒御家へ可ㇾ被ㇾ召出候間、其時の爲に三通の證文は、掛硯へ納置候間、眞鍋方へ御返しの事は被ㇾ成間敷と被ㇾ仰候、

〔好色一代女五〕濡問屋硯

春めきて人の心も見えわたる淀屋橋を越て、中の島の氣色雲靜にして風絕、福島川の蛙聲ゆたかに、雨は傘のしめりもやらぬ程ふりて、願ふ所の日和、萬の相場定まりて、米市の人立もなくて、若い者けふの淋しさ、掛硯に寄添て十露盤を枕として、〇下略

〔西鶴織留一〕古帳よりは十八人口

戶棚掛硯には錠もおろさず、〇下略

〔大鏡五太政大臣伊尹〕花山院は風流者にこそおはしましけれ、〇中略御てうどどもなどのけうらさこそ、えもいはず侍りけれ、六宮〇仁濟のたえいり給へりし、御誦經にせられたりし御すゞりのは

こ見給べき、かいぶに蓬萊山、てなが、あしながなどこがねしてまかせ給へりしこそ、かばかりのはこのうるしつきまきゑのさま、くちをかれたりしやうなどのいとめでたかりしなり、

〔台記別記〕久安三年三月廿八日辛卯、入道前大相國七十御賀、御裝束儀、〇中略其前右邊置蒔繪御硯筥一合、海敷蓬萊、主殿頭隆能調二繪様一、是天永三年三月法皇御賀法會日、御座邊安二御硯筥一合一之例也、

〔兵範記〕仁安元年十月廿四日甲子、宣旨殿有二遁世事一、〇中略被物布施同房蒔繪硯筥一合、在二物具一、加二納金五兩一、

〔新編鎌倉志〕一鶴岡八幡宮

神寶

硯箱　壹合、梨地蒔繪ニ菊ヲ金貝ニス、内ニ水入筆管アリ、共ニ銀ニテ作ル、

〔重編應仁記〕三御臺所山名方御頼事

御臺所〇足利義政室富姬ノ御記念トシテ、蔦ノ細道ト名付シ硯箱ヲ主上ヘ參ラセ給シナンド、様々ノ浮說ヲ沙汰シケリ、

〔玉露叢〕二十二一、同月〇寛文十一年三月廿日ニ、紀伊大納言殿御遺物、〇中略

御硯箱蔦ノ細道　御臺所ヘ

右ノ通リ、黄門ヨリ使者松平九郎左衛門ヲ以テ指上ラル、

〔玉露叢〕十九一同月〇寛文八年十二月十八日ニ松平隱岐守ヨリ、〇中略藤ノウラ葉ノ御硯箱ヲ上ラル、是勝山遺物也、

一同キ御臺所ヘ、〇中略菊ノ白露ノ御硯箱ヲ上ラル、右同斷ニ付テ也、

〔好色一代男〕七諸分の日帳

十三日は宿に居申候、内々蒔繪屋の治介に御申付あそばし候硯箱出來もたせ遣し候、和歌の風景御物好、殊更布引の松さも有そうに能々筆を盡し候、八まん氣に入申候、けふつかひ初て此文

を書まいらせ候、

〔御厨子黒棚道具寸法之事〕水師棚の小道具

硯。箱。常のごとし、內硯石紫石、水入銀、筆一つい、すみさし、筆そひ筆架の事也、筆をもたせて置也、硯箱の蓋の內に鶴龜松竹の繪樣あり、總外桐菊のからくさ三文字ちらしあり、

〔古今夷曲集〕〈九雜下〉硯箱の蓋に漁父舟の蒔繪書たるに、狂歌よめといひければよめる、　信海

れうし舟硯の海に漕出すは魚のまきゑをするにこそあれ

〔禁秘抄〕淸涼殿

御座ノ前ノ右ノ方ノ板ニ御。硯。ノ。筥。ヲヲク、〈螺。鈿。ニ。〆。ム。エ。、瓦硯、筆、墨、水。入。ハ龜ノ壺也、〉

〔明月記〕貞永二年〈○天福元年〉六月三日丙子、其次云、去春御硯目六、木。作。と書、何物乎由被仰、申云、蓋上伏赤木、〈無文、無螺鈿、〉其裏蒔繪御硯也と申、果而有之御感云々、

〔類聚名物考〕〈調度八〉木作硯　きづくりのすゞり

これは木地に摺貝したる物ならん、赤木の柄の刀などいふもこの類ひなり、赤木とはすべて木地をいふなり、

〔兵範記〕仁安元年九月十三日癸丑、早旦參西林寺、〈○中略〉木。地。硯。筥。〈皆具砂金十兩加納〉

〔兵範記〕仁安三年七月十六日乙亥、今日大理金吾相加可被拜賀、〈○中略〉大理座前置硯筥、〈朴。筥、佩作硯具、水入、小刀、用墨以紙裹柄、筆二管、無硯筥蓋、〉尉座前又置硯筥、〈檜。筥、瓦硯、土瓶水入、筆二管、刀柄墨同裹之、小樣板入筥中硯上、〉

〔攝陽群談〕〈十六名物土産〉湯山竹細工　同郡〈○有馬〉有馬湯元ニナリ、料紙、硯。匣。、筥等ノ器用、竹ノ內皮ヲ張テ、鑢竹ヲ以テ、畫紋或ハ詩歌ノ文字、隨所好作之、

〔延喜式〕〈十一太政官〉凡太政官考選文者、八月一日、少納言、辨、外記、史等、別當勘抄成案畢、長上考文、十一日

中ニ大臣、其儀大臣已下就ニ曹司廳一、考選史持ニ短冊筥一、又史一人持ニ札幷紙文一、外記史生一人持ニ丹硯筥一、少納言辨大夫俱率就ニ版位一、

○按ズルニ、丹硯筥トハ丹硯ヲ納レテアル硯筥ナリ、

〔大江俊光記〕寶永三年六月廿九日、安詳院〇愛子遺物之覺、

一懷中硯箱　　廉之介

寸法

〔調度口傳〕調度目錄口傳

硯筥之事

是モ寸法定ラズト云ヘドモ、大概長サ八寸、巾六寸、高サ一寸三分ト云ヘリ、男子ハオンブタ、女子ハ打キセブタ也ト云、打キセブタニハ必內蒔繪有ベシ、箱ハ中ニ硯ハ〇以下五字恐衍中ニ硯石筆一對左ニ錐小刀ヲ掛、上ニ水入、口ニ墨ヲ置ベシ、

〔寸法雜雜〕硯箱のふた

一尺二寸四方の事也、筆の長以上七寸五分也、軸の長サ四寸五分、五寸も有、

硯箱蓋

〔空穗物語藏開上〕中納言の君紙もがなとの給へば、きばみたる色紙一卷、白き色紙一卷、すゞりの箱のふたに入れて出されたり、

〔蜻蛉日記上ノ下〕いでたつ日わたりて見るさうすくひとくだりばかり、はかなきものなどすゞりばこひとよろひに入れて、いみじうさわがしうのゝしりみちたれど、〇下略

〔後拾遺和歌集十九雜〕後冷泉院御時、上東門院にみゆきあらんとしけるをとゞまりて後、內より硯の箱のふたに櫻の枝をいれて奉らせ給ひたりける御返しに、〇歌略

〔江家次第四正月〕除目

公卿當年給、〇中略大臣又推ニ下硯筥一、關白被レ候レ座時、作レ入ニ御硯筥蓋一給ニ關白一、仍無ニ執筆推レ硯之儀一、關白不レ候時不レ入レ蓋給ニ執筆一云々、

雜載

〔詞花和歌集一春〕太皇太后宮賀茂のいつきときこえ給ひける時、人々まいりて鞠つかうまつりけるに、すゞりのはこのふたに雪をいれていだされたりけるしき紙にかきつけ侍ける、〇歌略、

〔玉海〕嘉應三年〇承安元年九月七日戊寅、今日一昨日院所召之手本以基輔進院、付定能可進之由所仰也、手本四巻、大文字一巻、合五巻也、以檀紙裹之、置硯筥蓋進也、

〔乳母草紙〕御すゞりなど、人のめし候はんに、ぶんだいの御すゞりならば、そのうへにもとよりありとも、れうしなど御そへ候てまいらせられ候へ、またすゞりばかりなれば、ふたをあけてそのふたのうへにれうし御をき候べし、れうしそへぬははぢなり、

〔槐記〕享保十一年正月八日參候、〇中略コノ頃サル方ヨリ硯ノフタニ銘ヲ書テ下サレヨト所望ニ逢テ、何ヲカ記スベキゾト思惟スレドモ、古硯ノ銘モアマリニ耳ナレタリト思ヒシガ、幸ニ逍遙院〇藤原實隆ノ硯ノ歌ニ、古硯ノ銘ヲ一イキニ讀レタルヲ書テヤリタリ、

墨筆ヲサゾアダ、モノト見ル石ノオノレ靜ニ世ヲツクシ筒、トセラレタルヲ書テ遣セシト仰ラル、此公ノ歌ヲ願ヒタルヨリモ、漢字ノ物ハ遊バシタルコト多キ故ニ、定メテ兎ニリハ難キ銘ナドノ所望ニテアルベキナ、押テ歌ヲカキテ書ハサレタリト見ユ、

〔嬉遊笑覽二下器用〕硯蓋は、元祿已後多く見えたれども、諸國咄貞享二年版巻二時代蒔繪の硯箱の蓋に、秋の野をうつせしが、此中に御所落雁、煎榧、さま〴〵の菓子つみてとあり、但しいまだ一種の器物に作りしにはあらず、俳諧三疋猿寶永元年支考撰末をとめたる竹の志ら露季吟菊の香に菓子取ませて硯ぶた涼菟此頃よりのち肴などをも盛るものとはなりしなるべし、磁器の皿鉢に、盛ことは、寛永中よりもありて古書にもみゆれど、飲席の膳かけるに、今のごとく膳出たるはなし、羹はあれどもくひ終ればおろす故なるべし、

〔續世繼四宇治の河瀨〕忠盛はなか〳〵に院〇白河かくれさせ給てのちにぞ、いつしか殿上ゆるされたりし、そのとき殿上のすゞりのはこに、かきつけられたりけるうたありけりときこえしは、み

なもとなのるくものうへ、はるにさへのぼるなりけりとかや、わすれておぼえはべらず、

〔江家次第正四月〕秋除目

大辨置_レ笏取_二大間_一(在_二硯匣_一)取_二懸紙_一細卷置_二硯筥中硯下方_一、

〔筆法才葉抄〕硯ニ筆ハ三管入ベシ、眞草行也、或ハ二管モ入ベシ、何レノ筆ヲモ、ヌイテ見ベシ、不_レ若云々、

〔明良洪範十三〕關ケ原大亂ハ、九月十五日巳ノ時ヨリ未ノ時迄、三時ノ間ニ西方惣敗軍トナル、〇中略暫ク有テ井伊直政手負テ歸リ來ル、神君御覽有テ、直政手負タルカト仰セラレ、御硯入ヨリ藥ヲ取出シ、御自身下サレシ、〇下略

〔硯爲百譚五〕和朝善書尊圓硯匣

先年相劍の家(本阿彌)に會しけるに、其先人光悦が事を問ければ、いふやう、悦は近衞殿(應山公)に侍りて筆法を學び奉りけり、如何なる事にか後は御勘當を蒙りけるとかや、又悦が所へ來るものの告て云、尊圓親王の御硯匣、今は紺かきの彩色の具入るものに成て有と知らせけり、光悦行て其由來を尋けるに、實事なれば買求めて秘藏しけるを、何人か申たりけん、仙院(後水尾帝)きこしめして上奉るべきになりて獻じ奉りぬと語侍る、さて其匣の摹ありやと問ければ、至尊へ奉るものは家にかたをのこさぬ事と答ふ、さる古式を知らざりしこと耻かしくて默し侍りぬ、世に光悦がたといふ硯匣有、もしや其おもかげならんか、

〔一話一言二〕徂徠筆硯

徂徠先生、筆硯の物ずきなし、つねに硯箱と煙草盆とをひとつにして用ひられしと、ある人かたれり、烏丸亞相(光廣卿)の一生、扇箱のふるきをもて、硯箱にせられしときけるもありがたし、

〔風のしからみ〕延享三年、烏丸内府(光榮)關東下向し賜ふ時、阿武隈川の埋木をもて作れる硯の箱

水滴

を、松平越中守よりおくりまゐらせられければ、

をさまれる御代のすさびにあふくまや此埋木もあらはれにけり

〔羅山文集十八〕硯箱記〈松平伊豆守信綱求之、寛永二十年作、〉

昔紀利貞有下匿二忍草名一之題詠上、載二之古今和歌集一、固是前古之佳作也、唐宋墨客、既匿二物名一多賦二詩句一、非レ無二其例一、今此硯箱、古人好レ事者、命二漆匠一取二利貞歌一、乃泥金彩畫以爲二忍草及散花之狀一、可レ謂二妙手一、蓋是前代柳營之御寶乎、夫以レ詩爲二有聲之畫一、則此彩畫爲二無聲之倭歌一者乎、世呼二忍草一爲二忘憂草一、則對二此樂一而可三以無二レ憂也、

○

〔倭名類聚抄十三文書具〕水滴器 御覽寺目錄云、水滴器、〈今按和名須美數理賀米〉

〔伊呂波字類抄須雜物〕水滴器スミスリカメ 硯瓶〈俗用レ之〉 水龜〈已上同〉

〔節用集大全六器財〕水滴〈みづいれ〉 硯滴〈同〉

〔嬉遊笑覽二下器用〕今骨董家に水滴の類に四品ありとて、これを四滴といふ、油滴、水滴、手瓶、蔓付なり、手も口もある瓶を油滴といひ、手なきを水滴、口なきを手瓶といふ、蔓付は藥罐の手のやうに付たるをいへり、

〔延喜式三十圖書〕凡行幸從レ駕御研案一具、〈研一口、筆十管、銀小瓶一口、墨四廷、雜色紙數不レ定、〉

〔禁秘御抄上〕一清涼殿

平敷〈中略〉御硯筥、御座南板敷下、自二中央一南方、〈上、五寸、入二置左筆蓋水龜形蓋海部一〉

〔禁秘御抄楷梯上〕清涼殿

平敷〈中略〉御硯筥、置二南板敷之上一、〈御座前也〉按水滴者、金銅龜之壺、筆三管、墨一挺云々、

〔夜鶴庭訓抄〕一硯瓶は、一銀、二茶碗、三貝、四銅、

〔看聞日記〕永享七年九月一日、予持經打圍碁、予負、懸物兩種(胡銅水入、唐金鎚子)給之、

〔村庵稿下〕蟾蜍水滴銘(并序)

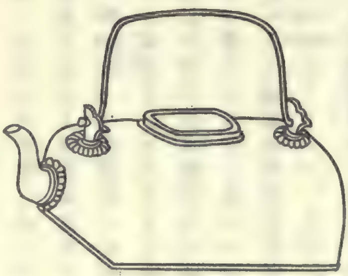
銘曰、獲藥者羿、后羿有窮、妻娥是竊、逃于月中、居之移氣、遂爾爲虫、謂之蟾蜍、古今攸同、形貌孔醜、遂肖銅工、背星目睅、盛水腹空、硯滴未乾、假汝口通、文士僉曰、翰墨有功、視彼卑濕、馬牛之風、手而不釋、小子洙童、緊毋虛用、銘以啓蒙、

〔玉露叢三十二〕一同廿七日(○延寶八年四月)ニ大久保加賀守二ノ丸ニ於テ、將軍家(○德川家綱)御遊慰ノタメ御茶ヲ獻ゼラル、○中略

同所(○水御殿)御附書院ニ、○中略　水入唐金鷄、

〔古圖類從(調度)〕水滴

鶴ヶ岡藏



〔榮花物語(根合)三十六〕かねのすゞり、るりのすゞりのかめ、筆墨までいみじうつくしたり、

〔枕草子九〕あをじのかめの口おちて、くびのかぎりあなのほどみえて人わろきなども、つれなく人の前にさし出づかし、

〔枕草子春曙抄九〕あをじのかめ　青磁瓶也、燒物の水入の龜の形なる也、

〔朝野群載六太政官〕左辨官下尾張國、應早速進上猿頭硯貳拾口瓶貳拾口事、〇下略

〔好古小錄下雜考〕又下文〇朝野群載左辨官下尾張國文也ニ所謂瓶ハ水滴ナリ、瓶カメト訓ス、古來銀及銅ヲ以テ製スル水滴カメガタノ名アリ、瓶形カメガタト云コトナラン、龜形ト書ハ假借ナルベシ、又或記ニ硯瓶トアリ、〇硯瓶見伊呂波字類抄往年或人家ニシテ塞水滴ヲミル、圓徑二寸、高九分、土色碗料東大寺所傳ノ猿頭硯ニ似タリ、古色掬スベシ、疑クハ古昔ノ瓶ナル者ナラン、

〔兵範記〕仁安三年七月十六日乙亥、今日大理金吾相加可被拜賀、〇中略大理座前置硯筥、朴筥、偶作硯具、水入、小刀、〇中略尉座前又置硯筥、檜筥、瓦硯、土瓶水、入筆二管、〇下略

〔大江俊光記〕元祿十六年三月三十日、生嶋玄蕃頭へ見廻、ヤキ物ノ水入二、土產トテ病中慰ニ遣、

〔雅遊漫錄一〕水滴

こゝに云竹の水滴の製、本邦にも中古よりあり、前後に節を存し、舊は別の小竹を不用、節の先を切のこして細く削り、みぞをつけ穴をあけて水を通ず、臞仙の製に勝れり、竹節前後の間みじかき程格好よし、長は鈍し、此水滴夏日は水汚りやすし、磁器にはしかず、水は每朝いれかゆる時は、磁銅竹器を不論、水くさり筆を損じ墨光なきの患なし、況翰林九生法にも四用生水新汲、不可久停と云り、ものを書にも生水よし、筆を損のみにあらず、其外、生物菓瓜等人物などに作りなせるもの多し、世に多く知る所なればこゝに略す、

〔侍中群要四〕供御硯水瓶事

當御硯前以口向左居之云々、先皇御也、而九條大臣於里亭用之時、以口當硯居之云々、

〔續世繼十敷島の打聞〕近き世に女ありけるを、やはたなるところに宮寺の司なる僧都光清ときこえし、小侍從とかいふおやにやあらん、其房にこめすゑて、程へけるほどに、都より然るべき人の娘をわたさんといひければ、かゝることのあるに、人のきくところも、はゞからはしければ、しばし都へ歸りて迎へんをり來とて、したてゝ出しけるが、あまりこちたくおくり物などしくしければ、今はかくてやみぬべきわざなめりと、思ひけるにつけても、いと心ぼそくて、硯がめのしたに、歌をかきておくりけるを、取いでゝ見ければ、

　行方もしらぬうききの身なれども世にしめぐらばながれあへかめ、となむよめりけるをみて、中略すゞりがめの人にのみ、はなるゝこともなくぞありける、

〔蔭戒記〕應永卅三年正月六日辛丑、今日被ㇾ行二除位一、中略次取ㇾ笏氣二色于上卿一、納言目許、予置ㇾ笏右以二右手一頗引二寄硯於座前一、以二同手一取二水瓶一、入二水於硯一、

〔御飾記〕一同御持佛堂ノ北ノ方チ云フ西六間北面をうくる、中略書院東西北のきはに書をかゝる、中に硯箱、上墨、筆、水入、胡銅のそくだいをかゝる、

〔當流女用鑑二〕御厨子黑棚かざりの事

御厨子棚は床の左にかざるべし、上の棚には中略石びやうは水入のさきたるべし、水入は、龜又は、せきれいかになるべし、

〔調度口傳〕書院飾付目錄口傳

水滴之事水入之事也

是モ硯ノ内、硯屏ノ内右ノ方ヘヨセテ置ベシ、

○按ズルニ、硯ノ内トハ硯箱ノ内ヲ云フ、

〔節用集大全五器財〕硯屏けんびやう

〔書言字考節用集七器財〕硯屏ケンベウ（東坡集所謂紫翠屏是矣）

〔雅遊漫錄二〕硯屏（近年舶來スル鏡ヲ入タルモノハ夜中硯傍ニ置バ、燈光映ジテ硯ノ面分明ニ大ニ助アリ、夜中硯池見ヘザレバ不便ナルコトアリ、）

文房十友に端友と號す、もろこしより來るものいろ〳〵あり、金、石、磁、銅、漆髹描金のもの多し、此具用ひて塵を避ると云、要具にあらず、無ても事かけぬ虚器なり、因て今委く記せず、

〔御飾記〕一書院之かざり様、一番に硯屏、（〇中略）硯ばかりは硯屏を置間、前へよるべし、（〇中略）

一硯屏の大なるをば、書院にある外に、又床などにも可置候、

〔御湯どのゝ上の日記〕天正三年三月六日、のぶながところへ、けんびやう、くわんじゆ寺大納言してつかはさるゝ、かたじけなきよし申す、

〔玉露叢二十四〕一延寶元年九月廿五日ニ、去ル戊ノ年、（〇寛文十年、中略、）琉球ヨリ御禮トシテ、薩州マデ中山王ヨリ獻物ノ品々、（〇中略）硯屏一雙、

〔玉露叢三十二〕同十八日（〇延寶八年四月）ニ稻葉美濃守二ノ丸ニ於テ、將軍家（〇徳川家綱）へ御茶獻ゼラル、（〇中略）

御附書院ニ、硯箱龜、硯屏堆朱、

〔玉露叢三十二〕一同廿七日（〇延寶八年四月）ニ大久保加賀守二ノ丸ニ於テ、將軍家（〇徳川家綱）御遊慰ノタメ御茶ヲ獻ゼラル、（〇中略）

同所（〇水御殿）御附書院ニ、硯琵琶、硯屏鳳青磁、

〔禮度口傳〕書院飾付目錄口傳

硯屏之事

硯ノ内へ置也

〔色道懺悔男六〕方便のよみがへり

矢立

青磁の硯屏

〔一話一言九〕明和元年琉球人來朝書付〇中略

中山王獻上

一堆錦硯屏　一對〇中略

若君樣へ中山王獻上〇中略

一堆錦硯屏　一對

〔花上集〕斑竹管筆

二妃泣竹幾千年、雙管斑々舊滴懸、視物思人人不遠、蒼梧落照硯屏前、

〔一話一言九〕琉球人獻上硯屏之詩

暖風開館宇、瑞靄接蓬瀛、雲歛重霄淨、泉涵萬象清、青山恒不老、綠樹自長生、彩鳳聞仙韻、時和鳳鳥鳴、

嶺高懸紫翠、松茂蔭岐崎、濤捲風聲合、根盤露氣凝、雲霞成組繡、日月並升恒、遠邇齊翹首、參天最上層、

〔和漢三才圖會十五技藝〕硯屏　硯屏立硯頭、可以屏風塵、故名硯屏、用玉石作之、〇略、圖

〔古今要覽器財〕やたての硯やたて　小硯匣

矢立の硯は、今の世のやたて（綱にて遣り帶にさす物）のみなもとなり、むかしは箙の矢立（ほうたてさしいふ歟）に入をく硯ゆへに、矢立の硯といひしを、後にはたゞ矢立とのみもいふことになりたり、（源平盛衰記の内に、やたての硯とも、たゞやたてとのみもいへり、）小さき硯石を入るは常のことなり、又匣に入しもあり、（ともに後三年の畫にみえたり）弘賢が家に、いにしへ箙に入しもの、遺風にやとおぼしきに硯匣ありしが、いつのほどにか紛失して所在をしらず、いまその形を背摸して、父祖の遺愛を存す、（圖別にあり）

〔類聚名物考調度八〕矢立　やたて

俗に今も此物あり、矢立石筆などもいへり、是は古へはこの物の名聞えず、されど太平記には出

たり、中古は旅の中に硯を入置し事有ば、ゑかいふともいへり、今思ふに、今の矢立のさまも、筆をさしたる形の、矢に見なさるれば名付しにや、又俗に土佚、空穗などいふ物は全く形の似たれば、かくいふにてこそあらめ、是も行旅野外の調度にして、室内の物にはあらず、

〔好古小錄雜考下〕小硯函圖、後三年軍記ノ畫卷ニミユ、古本平家物語（木曾願書）覺明箙ノホウダテヨリ小硯（印本ハコノ二字ナシ）タヽフ紙トリ出シテ、木曾殿ノ御前ニカシコマリテ、願書ヲ書（下略）或人ノ隨筆ニ、近家宿禰語テ云、イニシヘ筆簗ニ函ナシ、小硯ノ函ニイレテモチシ人有シヨリ函ハイデキタリシトゾ、此ハヤゴトナキ人ノ古キ記文ニミエシヲ、語ラセタマフヲ傳ヘ侍ル、ユメ〳〵モラシタモフベカラズ、（下略）後三年軍記ノ畫ト、此隨筆トヲ以ミレバ、今ノ筆簗函ノ如キコト知ベシ、然レドモ其詳ナルコトヲ得ザリシニ、或人ノ古キ筆簗函トテ圖シ置タルヲミルニ、マガフベクモナキ小硯函ナリ、其形今ノ筆簗ノ函ト大同小異也、（曾テ古小函研ヲ見ル、長二寸四分許、廣八分闊、厚四分强、土及料東大寺ノ古陶研ニ似タリ、疑クハ小研匣ニ所用ナラン、）又南都春日社ニ古研匣アリ、其製略同フシテ大ナリ、

〔源平盛衰記四〕師高流罪宣事
時忠卿ハ少モ騷給ハズ大講堂ノ庭ニ進出テ、懷中ヨリ矢立墨筆取出シテ所司ヲ招キ、硯ニ水入、疊紙ニ一筆書テゾ給タリケル、

〔源平盛衰記二十九〕三箇馬場願書事
木曾ハ六動寺ノ國府ニ著、兵具クラヘ勢汰シテ著到アリ、其勢五萬餘騎トゾ注シケル、木曾ハ物書ニ、大夫房覺明ヲ招テ、軍兵ノ中ニシテ云、軍ハ謀ト云ナガラ、平家ハ聞體大勢也、佛神ノ擁護ニ非ンバ、輙ク廳シ難シ、幸ニ今北國第一ノ靈峯、効驗無雙ノ明神ノ、御麓近ク參タリ、白山妙理權現ニ願書ヲ進セバヤト有ケレバ、軍兵モ覺明モ然ルベシトテ、覺明ハ、箙。立。取出シテ旨趣ヲ顯ス、

〔源平盛衰記三十五〕範頼義經京入事

矢。立。ノ。硯ヲ取寄テ、宇治川ノ先陣ト、剛者トヲ、次第明々ニ注シテ、鎌倉殿ニ見參ニ入ベシト、被仰ケレバ、軍兵各勇ヲナシテ、抽忠トゾ色メキケル、

〔長門本平家物語八〕右のひざふしすねあてのはづれを射させて、あぶみをふまざりければ、らうとうの肩にかゝりて、平等院のつり殿へぞ入にける、○中略らうとう共にふせぎ矢射させて、自害せんとしけるが、えびらの中より小硯。取出して、つり殿の柱にかくぞかきつけられける、

むもれ木の花さく事もなかりしに身のなる果ぞ哀れなりける、

〔太平記六〕赤坂合戰事附人見本間拔懸事

爰ニ武藏國ノ住人ニ人見四郎入道恩阿ト云者アリ、○中略矢立ヲ取出シテ、石ノ鳥居ニ、何事トハ不知一筆書付テ、己ガ宿ヘゾ歸リケル、

〔太平記九〕高氏被籠願書於篠村八幡宮事

去程ニ明レバ五月七日ノ寅剋ニ、足利治部大輔高氏朝臣、二萬五千餘騎ヲ卒シテ、篠村ノ宿ヲ立給フ、○中略是ハ中比八幡ヲ遷シ進ラセテヨリ以來、篠村ノ新八幡ト申候也トゾ答申ケル、足利殿サテハ當家尊崇ノ靈神ニテ御坐シケリ、機感最モ相應セリ、宜キニ隨テ一紙ノ願書ヲ獻バヤト宣ヒケレバ、疋壇妙玄、鎧ノ引合ヨリ、矢立ノ硯ヲ取出シテ、筆ヲ扣ヘテ是ヲ書ク、○下略

〔看聞日記〕應永卅年六月八日、源内次郎ニ矢立令作持參若宮、小船作進神妙也、

〔常山紀談五〕光秀信長を弑して、安土の城を攻おとし、左馬助秀俊に守らせて、山崎に打向ひ、秀吉と戰て敗北せり、秀俊安土を出て、○中略馬に乘坂本に入る時、十王堂の前にて馬よりおり、手綱をもて堂に繫ぎ、矢立の硯とり出し、明智左馬助湖水をわたせし馬なりと札に書て、手とりがみに結つけ、○下略

〔武道傳來記二〕思ひ入吹女尺八

年の程四十計の侍下人一人召連られ、旅裝束かるく、矢立の筆をはやめ、里人に愛の名所を聞書きておはしけるが、○下略

〔西鶴織留四〕諸國の人を見しるは伊勢

又三人つれてひとり〳〵風呂敷包みをかたにかけて通る、○中略あれは奈良からの參り皆歷々に見えてから、それは〳〵始末なる參りなり、何程乞食にしてもあの中間から一文よりはもらはれぬといふ、あんのごとく跡から錢捕の男貫ざしよりぬきて、ふたりが中へ一錢とらせてそのまゝ腰より矢立の筆染て明星が茶屋のびくに七八丁もつきて、さま〳〵口をたゝきひかれぬ首尾になつて、中でも薄き錢を一文とらせましたと小づかひ帳に付ける、

〔荷物貫定〕騎馬荷物之事

矢立硯十三匁　一ツ

役武者荷積

矢立硯十三匁　一ツ

名稱

墨 墨柄 併入

墨ハ邦語ニスミト云フ、其書冊上ニ在リテハ、日本書紀推古天皇ノ卷ニ、高麗ノ僧曇徵ノ紙墨ヲ造リシコトノ見エタルヲ以テ始トス、大寶ノ令ニハ、圖書寮ニ造墨手ヲ置キテ製墨ニ從事シ、以テ諸司ノ需用ニ供シタリ、延喜ニ式ヲ定ムルニ至リテハ、丹波、播磨、太宰府等ノ別貢ニ墨アリ、又諸司ニ配付スルニハ各定數アリ、當時ノ墨ノ製法ハ、松煙ニ膠ヲ和シテ造レルナリ、然シテ當時ニ於ケル墨ノ貴キコトハ、其配付ノ數ノ中ニ半廷等ノ語アルニテ知ルベク、又未ダ油煙墨ノ製造ナキニテモ知ル可シ、德川氏執政時代ニ至リテハ、各國各所ニ於テ兩煙共ニ盛ニ製造スルニ至レリ、

墨ハ松煙ニテ造レルモノト、油煙ニテ造レルモノト、兩煙相雜ヘテ造レルモノト、又雜煙ニテ造レルモノトアリテ、古來其形狀品質等ニヨリ其名ヲ異ニス、所謂形狀ヲ以テ名トスルモノハ、大墨、丸墨ナリ、品等ヲ以テ名トスルモノハ、好墨、中墨、凡墨ナリ、原料ヲ以テ名トスルモノハ松煙墨、油煙墨ナリ、土地ヲ以テ名トスルモノハ、藤代墨、淡路墨、武佐墨、柏原墨、唐墨等ナリ、

掃墨ハ松煙ヲ云フナレドモ、後ニハ松煙ニテ造レル墨ヲ云フ、灰墨是ナリ、

墨柄ハスミツカト云フ、墨ノ端ヲ插ムモノナリ、後世ハスミハサミト云フ、

〔倭名類聚抄〕十三文書具 墨 附挺字 蔣魴曰、墨音目、和名須美、以松烟和膠合成也、唐秘書省式云、寫書料、毎月大墨一挺、今按俗用廷字、未詳、

〔錦所談〕二 墨之訓、墨ヲスミト云ハ則チ隃麋ノ義ナリ、前漢地理志ニ隃麋縣アリテ、六典ニ隃麋墨トアルハ、コレ隃麋縣ヨリ出ル所ノ墨ト云義ナリ、今スミト云ハ墨ヲ略シテ其縣名ヲ呼コ

ト知ベシ、又炭ヲスミト云モ、此轉語ナルベシ、

〔玉篇 下 土部〕瞼(式注、式朱二切、)

〔漢書 二十八 地理志〕右扶風　隃麋(有黃帝子祠、莽曰扶亭、師古曰、隃音踰、)

〔唐六典 一 尚書〕左司郎中一人、右司郎中一人、並從五品上、(中略)

丞郎月賜赤管大筆一雙、隃麋墨一枚、

〔類聚名義抄 四 黑〕墨(莫北反スミ)　[illegible](俗)

〔鶴林玉露 十六 人集〕日本國僧

余少年時、於鍾陵邂逅日本國一僧、名安覺、(中略)僧言其國(中略)墨曰蘇彌、(スミ)

〔八雲御抄 三下 雜物〕墨　松のけぶり　するすみ(永實)

種類 大墨

〔玉海〕承安四年十二月一日甲寅、此日京官除目也、(中略)一夜義

大硯一面(以檀紙二枚裹之、押入上下、)大墨一廷、(以例美濃紙裹之、中通テ墨也、件墨際并末、檢目以細紙卷結之、如常、)

〔物類品隲 一 土〕御覽大墨　元泰所製、徑一尺六寸、厚二寸五分、重二十二斤、其形圓ナリ、此墨世ニ希ナル大墨ナリトテ、昔年禁庭ヘ召レケル時、永田貞柳ガ、月ナラデ雲ノ上マデスミノボル是ハイカナルユエンナルラント詠ゼシハ即此墨ナリ、

丸墨

〔萬天日錄〕延寶八年四月十日、於二之丸酒井雅樂頭御茶被上之ニ付、雅樂頭ヨリ道具差飾有之、是ハ雅樂頭道具ニテ飾可申旨上意ノ由、(中略)

御附書院(中略)

一墨　丸

〔和漢三才圖會 十五 技藝〕太平墨(同丸墨)(中略)其丸墨可以書行李邁之印文、

八角墨

〔萬天日錄〕延寶八年四月十八日、於二之丸御能有之、且又稻葉美濃守御茶被上之ニ付渡御、(中略)

好墨
上墨中墨凡墨
油煙墨

御附書院〈○中略〉
一墨。　八。角。
〔續修東大寺正倉院文書四十八〕謹啓　請古菟毛筆一二許、好。墨。端少々、
右爲寫長官御書件物尤要乞幸照此狀寵加鴻恩謹啓、〈○中略〉
六月四日　　　　奴衣枳廣浪
謹上　道守尊記室
〔續修東大寺正倉院文書四十一〕丹波廣成解　請錢柒佰貳拾捌文
用二百十五文〈○中略〉
凡。墨。廿廷〈直廿文〉　中。墨。二廷〈直廿文○中略〉
五年十二月廿七日
○按ズルニ、凡墨トハ下等ノ墨ニシテ、中墨トハ中等ノ墨ナリ、其下等一挺ノ直ハ一文半ニシテ、中等一挺ノ直ハ十文ナリ、
〔權記〕寬弘八年五月十六日己丑、左府可講五卷日也、〈○中略〉其捧物凡。墨。〈○下略〉
〔朝野群載〈十五陰陽道〉〕申請造曆用途物、
陰陽寮解　申請寫來年料曆用物事
合曆百七十九卷〈○中略〉
墨十五廷、上。三廷〈御曆料、〉中。十二廷〈頒曆料、○中略〉已上目錄
上。墨。三廷、中。墨。十二廷、
〔宣胤卿記〕文明十二年二月四日乙卯、慶覺法印幷景温藏主御忌日也、招僧兩人、照西堂雜紙一束持來、遣油煙一丁、

〔續百一錄〕延享三年二月

一南都春日祭御參、御土產、〇中略院御所樣油煙十挺、關白樣油煙拾挺、右日野家ゟ獻上、

〔日本鹿子〕二大和大和國中ヨリ出ル名物之類

油煙墨

〔諸國名物記〕大和

油煙墨色墨

松煙墨

〔古梅園墨談略抄〕本朝の松煙墨著聞集より後に聞ず、當時松煙の法は慶長の比よりして再び世に傳ると、

慶長の比は世に松煙を取事を知らざりしに、其比丹波國貝原の古老、里人の肥松を燈とするを見て、其煙を墨に合すべき事を思ひ付、煙をとる器具を調へ、里人に敎へて世渡りとなさしむ、是よりして貝原の松煙世に廣まる、十餘年を經て煙工所を替て、勢州の栗谷に移る、谷に古松多く、煤を出す事數十年、其後松煙中絕す、南都の墨家、前々の煙工をかたらひ、參河國神代山にして煙を取しむ、山淺して纔七八年過て紀州熊野山に移る、熊野は深奧の山にして、龍神山、北山、伯母が嶺等古松最多し、煙工山中に煙室を造り、年々煤を出す事、今に到て絕ず、當時の墨家に用るは皆此熊野煤なり、

〔古梅園墨談略抄〕本朝には、油煙を上とし松煙を次とす、唐土には松煙を上とし油煙を次とす、但唐土は松煙に精く油煙に粗なりと見へたり、〇中略

今按るに當時の松煙は熊野山にして取る、熊野は本朝の三神山なり、唐土の書にも仙山と稱し、千載の松谷岑に繁く、誠に徂徠の老松にも減るべからず、然るに唐土の松煙墨に及ことなきは、只これ墨家の製法に疎く、煙工墨の藝術に拙きゆゑなるべし、余が父越後掾元規年來其

眞法を慕ひ求れども、知る人稀なり、是に依て博古の諸君子及び藏書の家に問、よりて墨法の條々を筆記し、其說を考へて、煙工墨工の藝に老たる者を招き、松を撰び煙を取るの法、膠を和し墨を合するの術を敎へ、其等と同じく幾度か心力を勞す、余其志を繼て、研究年を經たり、正德癸巳の冬、衆工漸く整へり唐法全く備はる、其墨色豔潤にして殊には唐紙に書して紙を縮めず、今貴官名家の褒賞を蒙り、油煙とならべて世にひろめ、文房の小補とはなれり、

〔運歩色葉集〕(賀)唐墨

〔續修東大寺正倉院文書〕(四十三)政所符

繪所領等(○中略)

墨四廷(三廷、唐、大一、小二、一廷、鹿角小、○中略)

天平寶字二年三月三日

〔玉海〕承安三年十二月四日、壬戌、小時關白被參暫言談、今日關白被示事等、(○中略)

一除目不用唐墨歟如何

命云、不可用歟、無所見也、

〔吾妻鏡〕(五)文治元年十月廿日己巳、去月廿七日自西海入洛云云、(○中略)又唐錦十端、唐綾絹羅等百十端、南廷三十、唐墨十廷、茶垸具二十、唐筵五十枚、米千石、牛十頭等、同進院之由申之、

〔筆法才葉抄〕墨之事、當世唐墨稀事也、(○中略)唐墨抹香擦ノ中ニ入テ可置也、

〔明月記〕安貞三年(○寛喜元年)三月十七日、乙酉、(○中略)法印(寛行)相具題御前物居机、(○中略)唐墨二廷、

〔康富記〕嘉吉二年十月九日、丙申、參(告文書樣口傳之事)世尊寺三位(行豐)亭、聊中風氣不及對面、以子息侍從行賢申承了、(○中略)ヨキ唐墨ハ前ノ日ヨリ摺タメテ置宜也、中ニワルキ墨ハ俄ニ摺タテタルヨキ也云云、

〔東寺執行日記〕文明五年正月七日、神供無之、言阿彌來、(茶一器、唐墨一、)持參候、角坊ヘ一本持參候、

和墨

〔蔭涼軒日錄〕長享元年閏十一月十日、雲慶齎唐墨一挺持來、

〔蔭涼軒日錄〕長享二年正月廿四日、往上原對馬守宅面之、所約以唐墨一挺贈之、

〔夜鶴庭訓抄〕一墨はからすみよし、唐墨もわろきはおほくあり、からすみのよきは、をそくつひえ、めでたきもの也、又墨よけれどもきらめかぬ料紙有、厚紙、檀紙、唐紙などの墨つかぬあり、されどそれもよきすみにて書たるが、墨つきはよくみゆる也、

〔消息耳底秘抄〕一墨事

唐墨第一物也、唐墨ナレドモ又惡モアリ、唐墨ノ目出ハイカニ摺トモ不朽、又遲禿テ、キラ有テ目出物也、

〔宗五大艸紙〕色々の事

一からすみを置やうさま〴〵申候へ共、たゞ四季共に、ぬり物に入て置、とき〴〵風はましたるが能候、又朽たる墨の水を取やう、紙をぬらしてつゝみて、あつばいへそと入たるもよし、又しきみの木をけづりて、それにてすりたるもよしと云り、又墨をする時、あはの立事有、夫には人の耳のあかを少入てすり候へは、あはたゝぬよしを申候、硯に耳かきを入候も、なかばは其爲と申、

〔鬪度口傳〕書院飾村目錄口傳

墨之事

唐墨和墨子細ナシ、墨臺ノ上ニ置ベシ、若墨臺ヲ略ス時ハ、筆架ニカケル事モアル也、又硯ニカケテ置事モアリ、時宜ニヨルベシ、

〔本朝字府秘傳〕六墨ハ唐墨ノ生能ヲ可貯、近年ノ渡リ墨、見カケバカリニテヨキ墨マレナリ、和墨ニテモ古ク生能ガヨシ、古キ程紙ニツキテ、色アヒ各別ナリ、色合ハ細字ニテ不知、中字大字ニ至テ、其善惡知ル也、總ジテ物ニ包ムコトナカレ、コヨリ等ニテツナギテ掛ケ、風ニスカシカラスベ

シ、猶合セヤウ口傳アリ、

〔好古小錄下雜考〕古昔藤代墨、武佐墨、並ニ入木家此ヲ賞スル歷々タレ共、今殘墨ダニ傳ラズ、一佛刹ニ古墨一笏ヲ藏ス、長三寸二分、闊七分厚三分半、包ミ紙ニ云、先師遺物墨、元德二年庚午八月、好研ヲ以摩シ試ルニ、光彩漆ノ如シ、眞ニ上品ノ古墨ナリ、何ノ所ノ製ニヤ、乃樂興福寺妙喜院ニ墨模アリ、銅ヲ以造ル、傳云、僧空海入唐將來スル所ト、面ニ龍ヲ彫リ、背ニ李家烟ノ三字アリ、墨工此墨模ヲ招牌ニ寫シ、又門帷ニ染ル者アリ、實ニ古キ墨模ナリ、延曆年間、筑紫變紙、筑紫筆、筑紫墨アリ、イカ體ノ物ニカ、山下松烟ナドサヘ、其名ヲ知ル人モスクナシ、

〔古今著聞集三公事〕後白河院御熊野詣に、藤代の宿につかせおはしましたりけるに、國司松煙をつみて御前におきたりけり、花山院左府、中山太政入道殿、其時右大將にて御前に候はせ給たりけるに、此墨いか程の物ぞ心みよと勅定有ければ、おとゞ右大將にすゝめ申されければ、硯を引よせて墨をとりてすらせ給ひけり、その樣除目の執筆の定成けり、左府見とがめて、ゑきりに感歎のけしき有けり、

〔橘窻自語中〕紀州藤代墨のことを、紀州の家士村田宗五郎といふすき者に尋しかば、岩佐といふ所の松烟にて作りたる墨を藤代にて奉りし也、今も岩佐にて墨を作れりといへり、檜の葉を押て調たる墨は古物なりしとかたれり、委しく岩佐にてきゝたゞすべし、

〔遠水見聞私記前七〕藤代墨の事略〇圖

右藤代墨の事、紀州和歌山城下より三里計の所に藤代村といふ有、故爲久卿古歌に、藤代の墨を讀て有之由故御尋ニ付、彼村相尋候處、絕而今無之、紀伊中納言殿御吟味被仰付候へば、其所の者右古き墨二挺、且書付〇書付奧ニ古今著聞集文同、今略、一通添入御覽云々、

于時十月上旬之比、宇治田平左衛門上京、右の墨書付、故爲久卿御尋之事、故冷泉三位殿へ御覽

被入候由也、右書付宇治田氏より持參被致候也、

房按、花山院左府は兼雅公歟、中山太政大臣入道は賴實公也、

〔入木抄〕御墨事

御稽古には、藤代の墨不可有相違候、唐墨當時希に候歟、墨はあしく置候へば、上品墨もやがて損候て徒物に成る也、不裹して塗物に入て常に拭候、最上の秘事候也、

〔入木奥儀抄〕藤代墨事、旅所等ニテ、唐墨不隨身者、藤代墨ニ膠ヲ入テ用之、墨色吉成テ究竟事也、

〔消息耳底秘抄〕一墨事

藤代カタハイカニ申セドモ惡シ、又其中ニ吉モ候ヘドモ、何事モ昔ニハ替リテ、兩方ノ端許吉テ中ハ惡也、

〔有德院殿御實紀附錄十七〕紀州熊野の麓、藤代といへる所より製し出す墨は、古今著聞集、言葉集、入木道臨池抄、消息耳底抄、二條爲重集等にもみえて、いとひさしき名産なり、それもいつのほどよりか絶たりしを、寶永の末、正德のはじめ、公〇德川吉宗紀藩におはしましけるほど、士人に令してつくられしが、今は昔にもこえてよくつくり出しけり、是も絶たるを興し玉へるの一事なりと、紀藩につかへし瞽者川村檢校が語りしといひ傳へし、

淡路墨

〔新猿樂記〕四郎君、受領郎等刺史執鞭之圖也、〇中略常擔集諸國土產、貯甚豐也、所謂〇中略淡路墨、〇下略

武佐墨

〔大和本草三金玉土石〕墨　今按、本邦南都墨初製、有今存者、亦無文采、如今江州武者墨、〇武者即武佐

柏原墨

〔書言字考節用集七器財〕柏原墨カイバラズミ丹波氷上郡所出者

〔毛吹草四〕從諸國出古今名物聞觸見及類載之、但庭訓用分除之、

丹波

柏原墨カイバラズミニヤリスミト云

〔本朝畫史 五附錄 圖畫器〕墨

南部墨 蓋和州之產物也、自古以松烟和膠合成、且如今所用者、雞卵紙上、或膠礬紙上佳、

平安墨 墨面題銘上世年號、或有菊桐之紋、所遺稀、且烟氣已去、然其色潤美觀、今所用者如奈良墨之法、當世略知於唐墨之法調之、亦佳、唐紙不引膠礬者、則相應矣、

〔顯戒論緣起 上〕送最澄上人還日本國叙

日本沙門最澄〇中略以貞元二十年九月二十六日、〇桓武天皇延曆二十三年臻海郡、謁太守陸公、獻〇中略筑紫墨四挺、〇下略

〔內局柱礎抄 下〕叙位入眼儀 內記要

手文調樣事

今案儀

手文宮用葛蓋也、此中留硯小、筆二管、墨太平、補任歷名、位記、笏等納之也、

〔和漢三才圖會 十五藝技〕太平墨、同丸墨 攝州大坂奧州岩城作之、皆松煙也、可以染布帛、其松煙出於紀州熊野、燒松節取煙也、其丸墨可以書行李莚之印文、

〔日本鹿子 十二紀伊〕同國名物出所之部

泰平墨、鴨谷ト云所ヨリ出ル

〔山海名物圖繪 四〕松煙取圖 太平墨などにする下品の松煙は肥松の煙にあらず、死やきの竈のごとくにこしらひて、松の雜木をたきて其上にたまる煤をはらひ取也、

〔諸國名物鑑〕紀伊

鴨谷泰平墨

〔三內口決〕一硯箱雜具入樣事

有懸子、若女房硯也、〇註略有口金墨、〇下略

〔易林本節用集財宝〕二諦坊墨名處

〔物類品隲一〕二諦坊墨　是南都油烟墨創造ノ古法ヲ以テ造タルモノナリ、長三寸、廣八分、其形世ニ所謂油烟形ト稱スルモノニシテ、表ニ蛟龍背ニ李家烟ノ三字ヲ篆書ニテ記セリ、　延喜圖書寮墨　長五寸廣八分、是即延喜式ニ出ル所ノ法ヲ以テ製シタルモノナリ、

〔物類品隲一〕石液墨。　越後國所産石腦油ノ煤ヲ取テ製シタルモノナリ、宗奭曰、鄜延有石油、其煙甚濃、其煤可爲墨、黑光如漆、不可入藥ト云モノ是ナリ、　麻油烟墨　椎油烟墨　紅花子油烟墨　桐花烟墨　鯨油烟墨　松子烟墨〇下略

〔道の幸〕十二月〇寛政四年十二日、空くもる、おなじ塔頭妙智院に行く、〇中略歌よみの似雲が住し庵室をみる、任有亭といふ、〇中略任有亭の額をすらんとて、袖より石花墨を出して、

見るまゝにすらではやまじ此額も袂に墨の有に任て

〔耽奇漫錄五集〕後桃園院御墨　小野主殿助伴篤雄之を稽山行敎に傳へ、行敎之を弘賢に授たり、

〔延喜式十三圖書〕凡年料所造墨四百廷、長五寸、廣八分、絹七尺八寸、篩墨料、綿八兩、拭墨料、調布一丈六尺、袋幷墨料、紺布四端、阿膠小六斤八兩、席一枚、食薦二枚、並干墨料、長上一人、造手四人、給衣服、各庸布一段、其食人別日米一升六合、鹽一勺六撮、海藻二兩、醬滓一合、惣單九十三人、

〔延喜式十三圖書〕凡造墨、長功日燒得烟一石五升、煮烟一斗五升、二日二夜乃得熟、中功短功亦同、成墨九十三廷、長五寸、廣八分、料膠一斤、中功日燒得烟九斗、煮烟九升、成墨八十廷、短功日燒得烟七斗五升、煮烟七升五合、成墨六十六廷、

製法

〔齊民要術九〕合墨法

好醇煙擣訖、以細絹篩於堈內、篩去草莽、若細沙塵埃、此物至輕微、不宜露篩、喜失飛去、不可不愼、墨

一斤以好膠五兩、浸梣〈才心反〉皮汁中、梣江南樊雞木皮也、其皮如水綠色、解膠、又益墨色、可以下雞子白去黃五顆、亦以其硃砂一兩、麝香一兩、別治細篩、都合調下鐵臼中、寧剛不宜澤、擣三萬杵、杵多益善、合墨不得過二月九月、溫時敗臭、寒則難乾、潼溶見風日解碎、重不得過二三兩、墨之大訣如此、寧小不大、

〔桂林漫錄上〕賴朝公殘墨

相州鎌倉鶴岡八幡宮ニ、右幕下寄附ノ研匣アリ、實ニ古色掬ス可キ物ナリ、内ニ殘墨一笏アリ、其質南都ニテ製スル物ノ如シ、蠟墨ニテ面背ノ文ヲ打チシガ、面ノ方ハ失ヘリ、面ニハ天德口詔ノ四字ヲ隸書ニテ書タリ、

〔雍州府志七土産〕墨　近江武佐、丹波貝原、幷洛下太平墨之製造、自古有之、然其色淡黑而麁薄、中世南都興福寺二諦坊、取持佛堂燈火烟之薰滯屋宇者、和牛膠而製之、是南都油烟墨之始也、今偶存、爾後南都土人倣之、取油烟造之、今洛陽稱墨所者、亦其製造精密、而不愧中華之所作也、

〔有德院殿御實紀附錄十七〕魚膠にて墨を製する事、墨譜より考へ出玉ひ、成島道筑信遍もて、南都の墨工古梅園和泉元泰に命せられ、和漢の產の魚膠を下され、阿膠と優劣をくらべ、墨炒の事をも試み、よりて本草附方の抄錄などそへてあたへらる、次の年南都にて製しけるに、盛慮のごとく出來ければ、江府に進らせけるに、いかにして魚膠は製するぞと御尋あり、和泉答けるは、魚を淸水に投じ、二重湯とし烹たる後、熟したるを待て、魚をばすてゝ、肉汁のみを煎熬し、堅實に烹つむるゆゑ、星目半減するなり、さきに下されし膠は、二重湯をなさず、たゞ水にてねりたるゆゑ、色黑く力うすし、大體阿膠百匁を用ゆる所に、魚膠は三分を用ゆべければ、二百匁をもて、墨三十挺をつくるなりと聞え上しとぞ、この和泉は好事なる者にて、和漢の古法を考へ、良墨あまた製しければ、靈元上皇よりも、千歲松といへる名賜はりし墨も有き、のち墨譜をつくり、當時有名の文

人詞客の題詠をこひ、數十册となしぬ、されば去ば〳〵仰事蒙り、良墨多くつくりて奉りしとぞ、

〔畫筌六雜〕墨

異朝の製は其色いやしからず、地引に用て妙也、和の製の新なるは彩に光澤ありてよし、枯すぎたる墨は膠氣なくてあし、

〔古梅園墨談略抄〕本朝油煙墨の法延喜式に見へたり、○中略

今按るに本朝いにしへの墨法、今の世に殘り傳りし事貴び慕ふべし、○中略延喜式に載る長五寸、廣八分の墨を造れば、長功のごとく九十三挺有、其一挺の重さ墨家に一丁形と云ならはせる墨と符合す、然れば一挺形とは元來官家の名目なるを民間に傳るものか、

〔古梅園墨談略抄〕古梅園墨法十三條○中略

膠　膠を用ゆる事最精しかるべし、唐土の諺に潘谷が煤は蓄れども、墨の潘谷に及ざるは潘谷が膠なきゆゑとは、これ膠法の能をいへり、　今按るに、唐土には專ら新膠を用れども、本朝には古膠をよしとす、然れども至て古きは膠の性かわる故に、家法には三年膠を用ゆ、一膠を用べからず、兩膠三膠を交へ和して用ゆ、これ墨經の說にして經驗あり、膠は墨の精神といへば最撰ぶべし、凡膠の性水に應じて甲乙あり、南都を第一とするは、南都の水の精烈なる事、他國に異なるが故なり、膠汁は細絹にてよく漉べし、

和　煤を膠に和するは密室をかまへ板敷高二尺、墨工の坐する前に爐を切入、微火を蓄へ、其上に三尺四方の松板を置、板の上にて膠と煤を和す、凡煤一斤に膠八兩、先煤一斤を板の上にひろげ置、熱解せる熱膠汁を其中へ傾け入れ、かきまぜ採合、其次に香具を加へ入て、又力を出して採めば、次第に光出て潤見ゆる時、一劑を三ッに分、二ッを懷中に置、一ッを又能採む、唐土の法は臼に入れ、杵を以て擣くと記せり、韋仲將が墨は鐵臼の中にして擣事三萬杵、又賈思勰が法は三萬

杵に限るべからず、杵多して益よしとす、王君德が法は石臼を用ゆ、其搗こと多して光り人を照すを度とすといへり、然るに今の墨家は墨工只一人にまかせて搗しむ、いかでか能熟和するに到らんや、祖父石臼にて搗ことを考しかども、只幾度も能搗むにしくはなしとて、家法には墨工一人に工手一人を添へ、劑を分け同室にて搗しむ、

藥　本朝弘治年中に製せる御府の墨を試むるに龍麝の眞香あり、唐土にも昔よりして香を用るど見へたり、李太白が詩に、蘭麝珍墨に凝るとあり、墨經に韋仲將は、眞珠麝香の二物を用ゆ、王君德は石榴犀角膽礬の三物を用ゆ、李延珪は藤黃眞珠等の十二物を用ゆ、本朝の墨は只龍腦麝香臙脂等を用ゆ、龍腦麝香ともに其姓を能辨別すべし、下等の龍腦は、木屑多し、是を龍木と名づく、墨に入て害あり、麝香珠に辨じがたし、僞物最多し、共に上等の香を撰べし、僞香の多からんよりは、眞香の少なからんにはしかじ、明の方于魯一種の靈草を得てより、墨益々勝れ、天下に稱せらる、余頃年其靈草を考へ、法に依て製し、龍腦、麝香、梣皮、黃蓮、蘇木臙脂と、此靈草を合て七物を用」

印　墨の形、むかしは鐵にて造る、南都二諦坊墨の形、今に殘れり、是を鐵形と云、當時の形は、枇杷或は梨の木にて造る、形に大小厚薄の品あり、板三枚にして中の板を墨の厚さとし、上下二枚の板に繪樣文字等を彫付るを、三枚形と名づく、又二枚形あり、

陰　竈中の灰を毛篩にて、土炭の屑を除きとりて、竪三尺橫一尺五寸、深三寸の灰槽をいくらも置、槽の中に灰を厚さ六分程に敷、其上に厚紙を敷、又薄紙を敷、墨を一挺ヅヽ間をあけて平めにならべ置、又其上に薄紙厚紙を置、其上に灰を厚さ七八分ほどに覆ひ、風のなき所に置なり、每日二度ヅヽ灰を替る、是を灰替と云、初一日はしめり灰を用ゆ、次の日より段々に乾灰を加へ用ひ、三日めに墨の角に形のはみ出しあるを、小刀にて削り取り、又灰に埋む、如此する事凡五日にして、灰より出す厚大の墨は七日八日を經て出す、但乾灰にて急にしめりをとれば、墨碎け裂るな

り、暑温の節は、冷る所に置、極寒の時は、竈邊又は二重屋根の所に筵を覆て置く、暑温には蒸て碎けやすく、寒氣には凍て裂やすき故なり、灰より出して墨のゆがみを能直し、二十挺程かさね、兩方に小板をあて、苧繩にて能しめ、風なき所に掛置事五六日して、十挺ツヽ紙糸にて編み、四方より風の通ふ所に釣乾す、片風に當れば墨ゆがむ、凡釣置く事十ヶ月を經て、桐の櫃に入れ置く、毎年梅雨の後、風を當て濕を散ず、

外飾　凡墨能乾きて後、莉萱の根にて、灰氣を磨きおとし、次に棕櫚の毛にて色を付る、凡墨の外飾は、時の好みに隨ふ、本朝の墨、古來金箔を卷く、其飾最美なり、然ども箔料の費多ければ、近年漆光磨を用ゆ、是すなはち明の方干魯より始む、砥にて研ぎ、猪牙兎皮の類を以て刮摩すれば、漆にて塗りたるごとくにして、光彩うるはし、又霜色を用ゆ、滑石能濕を避る故に、其粉を塗て納め置く、粉色質素にして自然の飾となれり、

時　韋仲將が墨法、二月九月を以て上の時とす、然ども異域時候の替りある故か、本朝にては正二月十月十一月を上の時とす、世に臘月製をよしといへども、極寒の時は益無して害多し、但し寒の水を蓄へ置、常に膠を煎ずる用とす、最晴明風なき時を擇らむ、

〔萬金產業袋〕一油煙墨此條下には、一切の墨の製作の方、其外ゆゑんの取やう、調合の加減を記之、上墨は本ゆゑん、匂入、紅入、中ゟ以下は、松煙、これを灰墨といふ松の木のゆゑん也、紀州かうや、熊野、京の北山、丹波などゟもいづる、尤下直なるもの也、本ゆゑんの取やう、まづ棚をつり、灯缸をならべ、火をともし、そのあぶらつき一ツ〳〵に何れも蓋をして、扨片端ゟそのふたのうちを鳥の羽をもつて紙をうけ置はきたむる、しばらくも間を置ばゆゑんこげ付て用に立ず、ずいぶん隙とらず、はきはきそのはきためしをひとつにして、蒸籠に布をしき厚紙をしき、右のゆゑんをいれいかにも火をほそくしてむせば、をのれと油の氣ぬけ去る、それをよくかはらげ、水にひたし何べんも

水飛して用ゆ、凡油二斗五升をゆゑん師にあつらへたかするに、燒手間ちん此ごろは六匁ぐらいゝ、段々拾貳三匁、貳拾四五匁までも取事也、燒ちん高直なるほど、ゆゑんこまかにして光よし、何程よき墨にても本ゆゑん計にはあらず、みな松煙を和て調合すその松煙の多少にて墨に上中の品あり、又至ての上墨は、ごまの油貳斗五升を百貳拾匁ぐらいの燒ちんにてゆゑんを取る、扨墨の製法次すみは、四五月のころまでも製す、上墨は霜月極月正月までに製する也、こねやう、油煙貳百五拾目合する時は、上にかわ百六十匁に水壹升ほどいれ、火にかけよくたき、右のゆゑんをこね合す、始ははら〳〵として中々かたまるまじき程に仕かけ、力にまかせをし合するに、次第に膠ゆきあひ、うどんの粉をこねたる如くなる、にかわ多ければゆるくして型にいるゝ事成がたし、右寒き時分の製法ゆへ、そのこねたるを太股にはさみ居て、ほど〳〵に形を造る、尤すみをこね合するも、板のうへにてこね、板の下に火を仕かけ、干きの來ぬやうに膠もさめぬやうにどしつらひ置、至極の上墨は膠を布にてこし、ゆゑんに合、扨壹丁がけといふには、こねたるゆゑんを八匁型にいれ、をしを懸る、貳丁がけには、拾六匁を型にいるゝ、惣じて墨師のまへに天秤を置、それ〳〵の分銅を以て目を定む、右の懸目干ては半分になる、又箔まきは、こねたるゆゑんを程々に目をかけ、丸くゑんこのごとくして、箔の上をころばかし、直に型にいるゝ、型は一ッにて墨は何千何百丁も製する、その型々いだしたるを箔まきも箔なしもみなしめりたる灰に入をく、二時計して取出し、又干きたる灰にいれてしめりをとる也、五六日もして取出し、はさみ板にはさみ、墨の平の撓をなをし、どくと塊り、くろき分はしゆろの毛のはうきを堅く束ね、その木口にてそろ〳〵とすり磨く、箔まきはみがく事なし、上墨の香には龍腦、麝香、丁子等、金箔を入れば墨色底に光あり、紅藍を入ればつよく光を出す、その調方は一概ならず、ある人のいはく、唐紙に大字をかくに、本ゆゑんすみは墨の性かたくしてねばりつよきがゆへ、筆のかさなる所にては

寸法

計墨及筆之名

紙破る丶、又松煙は墨の性あさくねばり薄きがゆへに、筆の走りよく何ほどうすき唐紙にても紙の破る丶事なしといへり、予いまだ是を考ず、後人試て實不實を察し給ふべし、

〔畫譚雞肋〕古人も紙畫さいしきどうさ紙にては、墨色ひかりて士氣なし、○中略又墨へ藥物を入れて製し置き、或は秦皮を水にひたし墨をすりなどしてふくさ紙へゑがき、にじまぬ法あれども用ふべからず、

〔延喜式圖書寮十三〕凡年料所造墨四百廷長五寸廣八分

〔耽奇漫錄十七集〕予かつて延喜圖書式に據て墨を製す、其長さ曲尺五寸、廣サ八分なり、式に厚さを記さゞれば、意を以て三分五厘許にさだめたり、其後古物の墨柄を見しに廣サ厚サかの墨と符を合するがごとし、よりて古製の徴すべきを感ず、

〔好古小錄下雜考〕一佛刹ニ古墨一笏ヲ藏ス、長三寸二分、闊七分、厚三分半、包ミ紙ニ云、先師遺物墨元德二年庚午八月、

〔物類品隲十一〕二諦坊墨　長三寸、廣八分、

〔物類品隲十一〕御覽大墨　元泰所製、徑一尺六寸、厚二寸五分、重二十二斤、○下略

〔東大寺正倉院文書成卷之餘本書紙背翻用雜書〕寫後經所解　申請筆墨事

合請筆拾貳箇　墨陸船

柞井馬養墨寫紙四百枚筆寫紙二百枚　　阿閉草人墨寫四百枚筆寫二百枚

阿曇廣万呂筆寫四百枚忍海新次充　　既母武万呂墨寫四百枚

古能善墨寫四百枚筆寫二百枚　　宍人三田万呂更請筆墨殘墨一挺忍海廣次充

達沙牛養筆寫二百枚　　山邊千足筆寫二百枚充角惡万呂

錦部公万呂――　　山部花筆寫二百枚

角惠万呂――　充万呂多智　慧原人万呂――
既母白万呂――　己智在羽――
己上六人各墨一船　十二人各筆一箇　爪工家万呂
天平十八年六月廿四日
右一通案在二于薛麻國天平八年正税帳紙背一
○按ズルニ、一船ト云フモ亦一挺ノ意ナルベシ、

〔續修東大寺正倉院文書二十八〕造南寺所解　申請奉レ寫二佛頂經一用度物事
請（中略）
錢百六十文
卌文買筆一箇直　廿文買墨半廷直（中略）
右當東大寺南朱雀路壞平、爲レ墓鬼靈一奉レ寫二佛頂經一一卷一用度料、所レ請如レ件、以解、
天平寶字四年三月九日　舍人玉手道足
史生麻柄今万呂

〔延喜式圖書十三〕紙筆墨充二諸司一
主水司二廷大半
○按ズルニ、大半トハ一挺ノ四分ノ三ナリ、

造墨始見　〔日本書紀推古二十二〕十八年三月、高麗王貢二上僧曇徴法定一、曇徴知二五經一、且能作二彩色及紙墨一、

造墨工　〔令義解一職員〕圖書寮
造墨手四人掌レ造レ墨

〔享祿本類聚三代格六〕太政官符

應レ給二食係丁一事○中略

造墨丁。國別。一人○中略

弘仁十三年閏九月廿日

〔延喜式四十二東西市〕墨廛○中略　右五十一廛東市

〔熙房卿記〕明曆三年五月十三日、墨師藤原貞辰任二長門掾一、職事資熙、

〔熙房卿記〕寛文元年八月十六日、墨師藤原忠次任二山城掾一、○中略職事賴孝、

〔本朝武林系緑圖鑑〕御墨師

日本橋南一丁目　森若狹　かんだのり物町　岡肥後

南大工丁　大墨但馬

〔古梅園墨譜序〕古梅園松井元泰世居二南都一以二墨名一家、○中略正德癸巳多依レ例賜二官和泉掾一、令レ製二進御墨一、

〔商人職人懐日記二〕奈良の宮古の錢もふけ

奈良の都の八重櫻、さかえ久しき通り筋を、三條通といふ事、むかしの根本京と申證名と、鼻をいからかして語れば、物床しがる道者、尤とうなづく、○中略京大坂のわる口には勝れねど、外にはない寶物、花原磬、酒濱石、面向不背の玉、聞も及ばれん、大織冠の御方へ、もろこしより渡せし三ッの寶花原磬は東大寺の御藏に納まりぬ、頃日御藏の御譜請に付、むかしよりの由緒ありて、手擡の丁に預られ申されし方は、私に御目を下さる、○中略遠い所でなくばゆかしませ、いかにもと、彌見物なる事ならば賴む、○中略奈良油煙の大勘判有内に入て、○中略同道三人、飛石の敷過て、椽先に立て坪の内見わたせば、築山のもやうつくしたる石のたゝみ、木立も物ふりし、座敷は長押造り金物をみがき、床の間書院には年數かさねし墨品々を飾れり、勝手ぐちの綏簾揚て、亭主とおぼしき出て、さあ是へ御あがりといふに、いづれも無骨の田舍もの、御座敷をあらしてと、各座につく

と、貰砻盆よ茶をといふうちに、盃出ぬ、○中略各是非なく、ふとしたる御縁忝なしと、汲ながし、結構な御酒でと相挨、いやさして念もいれませねど、爰許は水のよい所にて、出來のよきゆゑ酒は名物、手まへにて商賣致す墨も余國にすぐれ奈良油煙と名高し、それに飾をきし左の一番の墨は、其かみ右大臣信長公禁中へ奏聞ありて、當所の蘭奢待御きらせの砌、私が先祖召出され、墨の御用承りさし上し殘也、其次は秀吉公羽柴筑前と申せし時より召れ付たる墨の賣あまり、こなた成は誰々殿の硯墨、御公家方の化粧墨、家久しき印には、二百年三百年に及ぶ墨所持いたしてと、語るうちに吸物程なくにつけ、辭退もならず、酒も度々まはれど、花原磬の噂はなきまゝに、こたへ兼て、承はればこなたに、東大寺の寶物、花原磬を預られたる由、手引の男申せし、あはれ一目拜みまして、國許の語り句に致し度と申せば、扨は左右の了簡違ひ、是なる墨の形、彼花原磬を寫して、外の墨屋中によの形は互ににせをいたせど、是計は我家より外に致す事ならず、此形の墨を望みの衆は、花原磬を何挺入用など當地のいひ習はしゆゑ、下々の衆は預りゐるやうに覺えして、御同道申たるなるべし、此方には此形の墨の御用と存せし、最前より何挺とも仰ないを、いな事と不審申、されば花原磬を少しも替らずうつせし形なれば、畢竟御覽も同前、御土産に御取下されよかしと、懸られて大きにあては違ひたれど、さまぐ\の馳走に逢て、殊に墨を摺立て、いづれなり共御目利の上と、さし付るに相應に求めて歸りぬ、まんざらかたりにあふたる心せしが、墨には元來念をいれたるにより、直段よりは安いと、始のうそも誠になり、此方便にて國々の聞えよく、次第に德意をまし、水の流れも盡ざる福井と、名を揚にけり、南都上手な商人ではないか、

〔往昔喩今世話 上〕善惡身持扇信あれば德あり

神國の月日、信を照し給へば、世の仁義を本として正直の頂をさげ佛神をまつるべし、信心あれば福有、とつとむかしの京、奈良の里に、久しくゐくろめし、墨屋の九郎助とて正直正路の男あり、

油煙すみを賣て、夫婦樂に暮せしが、〈○下略〉

〔奈良記錄〕今年〈○寬保元年〉南都衰弊證據數々有

墨油煙灰燒享保年中迄奈良中二十八軒有之、而其内大方三小屋ヅヽ、每日燒候由、當年寬保ニ至而漸十八軒也、然も此十八軒一小屋計ニ而、剩ヘ年中ニ休日多し、然ば墨數も減少歟、但松煙灰差而前々ニ不替と云々、油煙墨賣減少云々、〈○下略〉

〔奈良記錄〕寬延二年五月二十一日、御奉行日向守樣、春日御社參、直ニ一乘院宮大乘院御門跡ヘ御暇乞ニ御出被成候、御歸掛光明院口ガ口城戸椿井ヘ御通、椿井辻ヲ西ヘ御出、松井和泉墨宅御用墨調合所ヲ御撿分被成候、江戸屋町露頭口より御入被成候、墨部屋御覽、裏坐敷ニ暫時御休、御茶上ゲ候、先達玉井與右衛門樣被參待居候、淸水源藏、石井九兵衛、町代太右衛門、藤左衛門兩人道筋案内、惣年寄松井門外ニ待請被居候由、

近年御奉行、町家ヘ御立寄無之事、和泉撿御用聞故口口御出御覽冥加之至、〈○中略〉墨部屋、墨調合致候ヲ御覽ニ相成候而、灰燒部屋も御覽被成候而、其ニ御開被遊候由、其後裏坐敷ヘ御休被遊候而、古梅園之古木、貫之梅等、御覽被成候、古株代々持傳候由、御感心被下、御茶菓子優斷、御茶參候而、御立被成候、口和泉口口ニ墨製入念、墨部屋裏迴等奇麗能致居候由、御譽被下候、有難候云々、

〔寶曆大成武鑑三〕御墨所

日本橋三丁メ　●森若狹　　大傳馬一丁メ　△●岡肥後

日本橋二丁メ古梅園　松井和泉

○按ズルニ、本書ニ合印ノ●ハ御目見、△ハ拜領地ナリ、

〔花洛羽津根三〕墨所

四條寺町西 新川彌次兵衛 寺町二條上 △古梅園

衣棚下立賣下 △長田惣七

○按ズルニ、本書ニ御用之部ハ△印有之トアリ、

〔雲萍雜志〕一昔奈良に礎貝といふ墨師あり、予が父世に在すころは、その家盛にして、他國へ墨を商ふ人多く職人も數多なりけるが、人の妻と密通のこと隱れなくして、その地に身をも置きがたく、その妻と共に奔りて、近江の大津驛に、手跡の師となりて世をわたりぬ、○下略

〔道の幸〕十九日十一月○寛政四年、中略、こよひは三條通角振町岡村某といへる墨工の家にやどる、○中略四日十二月○寛政四年、中略、墨工松井和泉が家に、弘法大師唐土請來の墨範有り、倆もて作りたるなり、是はもと興福寺二諦坊に傳はりしを伽藍炎上の時、かの坊もやけて、このかたは、そこねながら灰の中より求め出し人ありて、おやの和泉にをくりしとぞ、二諦坊は弘法大師歸朝ののち、唐土より傳受ありし方にて、墨を製せられし所なり、其方も又和泉が家につたはりしといふ、

〔古梅園墨譜略抄〕古梅園墨法十三條

油煙煤　當時南都にて油煙をとるは煙室竪一丈三尺、横一丈、軒口の高さ七尺、屋根を萱にて葺く、室中の三方に棚二重あり、棚の間二尺、棚板の上を土にて塗り、燈盞を並べ、土器を其上に覆ひ煙を受く、燈盞と土器との間二寸、凡一室の煙工一人燈の數上剤六十、中剤七十二、下剤八十二、一日に煤を取る事、上剤十兩、中剤十五兩、下剤十八兩、上剤は煙をしげく掃によつて、煙清くしてすくなし、煤の色は、黑に青を兼るを上とす、純黑は次なり、赤に白を兼るは、又次の次なり、雪中には煙氣室に凝て、煤の色濁る、暑中には室内の熱に堪ずして、煙工動作に勞し、此煤も濁れり、二三九十月を上の時とす

松煙煤　當時熊野山にて松煙をとるは、煙室竪十間、横三間、軒口の高さ七尺、屋根を萱にて葺く、

是を一小屋と云、古松を取るに便ある所々に、小屋を構へ、土竈十四を二行に並べ、竈一ツ宛に紙障子を四方と上に覆ひ、前の障子に小き口をあけ、其口より細に切たる松をかなゑやくしにて入る、竈の內、上劑は高六寸、廣六寸、中劑は高八寸、廣八寸、下劑は高一尺、廣一尺、障子の內四尺四方、高五尺五寸、松の細木、上劑は木口七分、長二寸、中劑は木口一寸、長四寸、下劑は木口二寸、長六寸、一小屋に煙工二人、松取二人、六日を經て煙の障子に留りたるを、鷄羽にて掃ふ、凡一日の煤、上劑三斤、中劑四斤、下劑六斤、是墨家に通用する煤の法なり、

〔諸國名物鑑〕紀伊

松煙。油煙。

〔物類品隲一〕松煙。　宗奭曰、須松煙墨方可入藥、東壁曰、上墨以松煙用梣皮汁解膠和造、漢土ニテハ專松煙ヲ以テ製ス、本邦ニテモ古紀伊藤代ニテ製シタル墨ハ松煙ニテ造タルヨシ古今著聞集第三ニ出タリ、冷泉爲重卿ノ歌ニ逢フコトヲ松ニカケタル藤代ノ墨ノ名高キ椿ノ玉ヅサ、トモ詠ゼリ、今ニ至テ藤代ノ山中ヨリ松煙ヲ燒出ス、墨戶是ヲ求テ墨ヲ製ス、名ケテ大平煤ト云、然ル時ハ昔ノ藤代墨ノ形ハ、今世ニ傳ル所ノ大平墨ノ形ナラント、松井元泰ガ筆記ニ見エタリ、中古以來本邦ニテハ上墨ニハ油煙ヲ用キ、松煙ハ下墨ノ料トス、且ツ秦皮汁ヲモ用キズ、故ニ目疾等ヲ治スルノ功少シ、藥用ニハ漢製ノ松煙墨ノ上品ナルヲ用ウベシ、但古梅園ガ製、秦皮汁及膠等ヲ用ノ法、漢製ト異ナルコトナシ、藥用トスルニ堪タリ、〇中略

油煙。　本邦油煙墨ヲ製スルコトハ、中世南都興福寺ノ二諦坊持佛堂ノ燈煤ノ屋宇ニ薰滯タルヲ取テ膠ニ和シテ造ル、是南都油煙墨ノ始ナリト云ヘリ、或ハ空海中華ヨリ歸朝ノ後、南都ノ人ニ敎テ造ラシムトモ云ヘリ、然レドモ東野ノ語ニシテ書傳ニ載セズ、凡世俗動モスレバ空海ヲ以テ事原ノ談柄トス、皆附會ノ說信ズルニ足ラズ、藥用ニハ松煙ヲ上トシ、油煙ヲ次トス〇中略

雜煙　凡諸油燈トナセバ煤アリ、是ヲ取テ墨ニ製スレバ色各異ナリトテ好事者是ヲ翫ブ、然レドモ藥用トスベカラズ、

〔延喜式民部二十三〕年料別貢雜物〇中略

丹波國墨二百廷、(中略)播墨一石、〇中略　播磨國(中略)墨三百五十廷、播墨二石、〇中略　太宰府(中略)墨四百五十廷〇下略

〔朝野群載二十八諸國功過〕主計大勘文功過勘文之名也

主計寮

勘前丹波守正四位下源朝臣季房歷四箇年所濟功過事康和六年任

功

請調庸惣返抄四箇年

前司任終一年　康和五〇中略

年料別貢墨二百廷、播墨一斛、〇中略官地子交易、〇中略墨十廷、〇下略

〔朝野群載二十八諸國功過〕主計率分破之勘文

主計寮

勘前丹波守正四位上源朝臣季房任中所濟調庸、中男交易雜物年輸率分所當數事

康和五年〇中略

年料別貢

墨

率分六斗　年料二斛四斗

播墨

率分二斗　年料八斗〇下略

掛墨名

〔續詞花和歌集賀七〕阿波國司、彼國の墨銘に山。下。松。煙。といふ銘をつくり初ける日よめる、

良暹法師

君が代にたてしそむれば山下の松の煙はいつかたゆべき

〔名墨新詠〕余家世業造墨、嘗著一古方、相傳昔南山鼻祖渡唐歸舶之後、在南都二諦坊、教都人造墨、世稱二諦坊墨、余所著者廼其遺方也、配合得法、墨銘曰疊。山。香。蓋取于紀貫之詠疊山梅花有往昔香芬之意也、

〔名墨新詠〕題疊山香墨　銘　琉球國　帶貝

扶桑珍墨、法自唐傳、吾今監試、妙香純煙、製之者誰、松井和泉

〔物類品隲一〕千。歲。松。　宋晁氏墨經及他ノ諸說ヲ考ヘ、熊野山中千歲古松ノ煤ヲ取テ製シタル墨ナリ、勅アリテ千歲松ノ號ヲ賜フト云、

使用法

〔枕草子九〕硯きたなげに塵ばみ、墨のかたつかたにしどけなくすりひらめかし、筆おほきに成たるが、さゝしなどしたるこそ、心もとなしと覺ゆれ

〔筆法才葉抄〕墨ヲ摺樣ノ事、先取墨左ノ手モトノ角ヨリ硯ノ左ノ方ノ水ヘ指入テ、離テ右ノ末ヘノ水指シヤリテ右ノ手ハモトヘ引、ヤガテ直カナヲ摺ル也、墨ヲ摺ルニ俗出ノ不同有之、俗ハ順ニ外へのカナヲ摺リ、僧ハ逆ニ內へもノカナヲ摺也、但シ出家ハ逆ト順ト直トニ摺也、是觀法有テ三種ノ眞言ヲ唱ヘテ摺ガ故ニ、逆順不二ノ說法ノ內證也、サテ俗ハ唐樣學テ順ニソトヘ摺也、サテヌグニ摺ル事ハ童子ナド通念ノ掟也、眞ノハ是日本ノ摺樣也、我朝ハ神國ニシテ以テ正眞ヲ爲ルガ根本故ニ、サテ逆ニ摺ル事ハ人調伏ナドノ物書クニ摺也、口傳ニ云のノ字ぬノ字形チニ摺ルト云々、サテ又墨筆一度ニ取ツヘテハスラヌ事也云々、且紙ニ漏クスリ打紙ニハ動クスルル也云々、墨ヲハカテノ眞ベシ

〔江家次第 四正月〕除目

執筆事 中略○

磨墨事 除目源墨、叙位濃墨書之、一度磨之不再磨、凡爲今永皆爲墨久磨之

〔薩戒記〕應永卅三年正月六日辛丑、今日被行叙位、中略○以左手微々押硯宮下方、先見墨切口、是故實也磨之、件磨樣、或之文字摺、或乃文字摺、家々樣々也、而直物御抄繪圖强不磨弘硯面、頗筋替鷄子形摺付之、仍大略用乃文字摺說、當中央之時上水也、頗靜摺之、數反之後、聊伸履見墨摺口、是故實也、爲休息、又知磨程云々、三ヶ度見之、第三度之後者不摺、如元返置之、抑取墨之時、不令見赤手、以袍端袖取加墨、不顯手云々、而彼直物御抄繪圖不然、仍今日又强不隱手、袖之端在手甲中央、如此之儀見物輩等不知人可加難歟、

〔異制庭訓往來〕二者書寫之故實者、硯和墨不堅者弱而磨之、硯堅墨善者入力磨之、古墨不可着者入自水可磨之、色紙蒔繪之上墨不着、則入糯粉磨之、中略○六者筆墨所持樣、中略○墨者爽新蘭也、或墨古而朽、則入石鍋湯洗之、塗漆而可干之、

〔麒麟抄 二〕墨摺事

硯ニ水ヲ入テ、墨ヲ執テ墨ノ口ニ水ヲ付テ、硯ノ面ニ一滴二滴乃至文字ノ多少分限ヲ計テ十滴計可置、而後順ニ硯面ニテ可摺、涓水墨不可摺入、隨用水ヲ筆ニテ攪合可使、

〔闕秘錄 七〕墨をするに、唐はさかさまにするは、硯へかけての時文字繪本方也、日本は本方にすりて硯の右の海の角に置なり、すりやう、如此く(圖略)兩方よりする也、折れぬためなり、のゝ字を書樣にするなり、

〔入木道執行心得書 下〕墨計り上品墨たりといへども、硯あしくては墨色出ず、筆にもたれて書がたし、とかく硯墨相應なるべし、扨又墨も摺置はねばり出、色も變じたる物なり、唯つかふべき時よくすりて、半時も絶氣をやすめ用ひたるがよし、大切の書物に至りては、聊他人にすらすべか

らず、自分直にすりて可用事也、○中略于爰また古説あり、尊圓親王の仰とて、筆道は予に勝れたる人ありといふとも、墨摺のことは予ほどの鍛錬はあらじと仰られつるとの傳へあり、爰をもつて考べき事なり、

〔大和本草 三 金玉土石〕墨多ク買取テ久キヲヘテ用ベシ、新墨ハチバル、三年以上ヲ可用、夏月ハ壁ニ掛置ベシ、蒸熱セザラシム、然藜餘筆曰、司馬溫公無所嗜好、獨蓄墨數百斛、トイヘリ、篤信謂、墨ハ新者不堪用、經久而倍佳、老齡苟用不盡、遺子孫亦可、

〔本朝字府秘傳 二〕權中納言行成九事傳

墨隨要旋出、墨光上研多則泥鈍也、

〔萬寶部事記 二 硯墨筆紙〕墨一笏をつねに和れば、すり口うるほひくちて墨の性あしくなり、他のを取かえてすりて吉、或人墨一笏の內、初めよくて中程は惡し、是墨を作る者、はじめばかりくはしくして、中は麁相にするにこそといへり、左かるにはあらず、同じ墨を久しくすれば、其すり口常に濕りくさる故、墨の性あしくなる也、

〔雅遊漫錄 一〕墨

墨は色至極黑く艶あるものをよしとす、新に製するものは膠氣いまだかれずねばりあり、甚古きものは其色灰のごとくにてあし、、常に徵濕を經ば墨敗す、時々拭て風を入べし、○中略墨も文房の雅具の一ツなれば、よきものをえらみ用べし、南都京師良工多し、近來其形雅なるものを造り出す、其用のみにあらず、雅玩となすに堪たり、

〔一話一言 三〕墨水

寒中の雪水にて墨をすり、來年の土用をこして用る時は色宜し、いか樣にてもにじむ事などなし、是書家の傳授也と塙檢校の話、

〔倭名類聚抄十五漆具〕掃墨　功程式云、掃墨一斗、合酒二升、膠二兩、和名波伊須美

〔箋註倭名類聚抄五細工具〕按合字上、似レ脫二幾升幾三字一、刻版本讀二合字一屬二下句一、恐非是、

〔類聚名物考調度八〕掃墨　はいずみ　灰墨今俗

これは掃墨にあらず、はき墨にて器物などを塗時に下染をするに用る墨也、今も灰墨といふは、灰の如くに粉末なればいふ、

〔延喜式五齋宮〕造備雜物

掃墨九升一合

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡踐祚大嘗會新造神楯四枚、〇中略掃墨一斗三升六合、楯別二升八合、戟別三合、膠一斤十二兩、以二一兩一和二掃墨一升一、酒六升八合、以二一升一和二掃墨二升一

〔堤中納言物語はいずみ〕女にはかにとのおはすやといへば、うちとけてゐたりけるほどに、心さわぎていいづらいづこにぞといひて、くしのはこをとりよせて、しろき物をつくるとおもひたれば、とりたがへて、はいずみいりたるたゝうがみをとりいでゝ、かゞみもみずうちさうぞきて、

〔山海名物圖繪四〕松煙取圖　肥松のゆゑんなり、又は灰墨とも云、これを取には四方障紙にてかこひ、其中には棚をかき、其上を土にてぬりて、肥松に火をつけてまどより入、其かゞりのけぶり上の方にたまるをはきて取也、是を松煙と云、

〔筆法才葉抄〕墨スリテヤガテ筆ヲ染テ物ヲ書ケバ墨匂也、墨ヲスリテハ先ヅ筆ヲ染テ置テ料紙ヲ取テ兩方ノハシヲソロヘテ見テ、長カラン方ヲバ端ニスベシ、

〔畫巧潛覽五〕畫家新舊眞僞雜記

俗に曰、古筆古畫を似するに堪能の人ありて、其時代の紙を以て陳墨にて書畫をなすときは正筆のごとしと云、〇中略又墨は何ほど陳墨にても研時は新なる墨と成なり、是古木を削に同じ、拋

て心を用ゆる畫家に百年已來の墨は用ひず、陳墨を用ゆるは常なり、

〔言繼卿記〕天文十九年二月十七日壬子、自町黄門書狀有之、則返事調遣之、墨(昔一丁、墨二丁、)遣之了、

〔米庵墨談二〕墨工姓名

墨工名ヲ以テ最著ルヽ者ハ、南唐ノ李廷珪ナリ、其後歷代良工多シ、陸友仁ノ墨史ニ、魏晉ヨリ宋末マデノ姓氏百九十三人ヲノス、陶九成ノ輟耕錄ニ載ルトコロ五十餘人、大抵墨史ニミユル者ニシテ、但元人十三人ヲ多クセリ、明人ニ至テハ諸書ニ集錄セル者ヲミズ、張仁熙、宋犖等墨癖アリテ、雪堂墨品、漫堂墨品ヲ著シ、頗明人ノ姓名ヲアグ、余モ亦墨癖アリ、宋ノ潘衡、明ノ羅小華ノ墨ヲ始トシテ、藏スルトコロ四十餘挺ニ及ベリ、然ドモイマダ譜トスルニ足ラズ、故ニ墨品諸書併ニ今存スル古墨等ニテ見トコロ、且近時舶來ニ至マデ姓氏八十七人ヲ集錄シ、同好ノ者ニ示ス、

〔紀貫之集七賀〕内侍督の賀奉りける時の歌

すみの江のまつのけぶりもよとともに浪のかずにぞかぞふべらなる

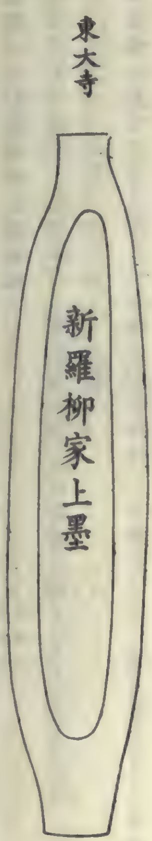
〔羅山詩集五十九墨用〕墨

羅浮道士無人識、萬古文章傳我墨、漫黑團丸可論形、若非太極定無極、

〔名墨新詠〕題豐山香墨詩　鍾秀主人

空海昔時傳自唐、佳名賜勅不尋常、豐山萬古文章印、一片風煙吐瑞香、

〔古圖類從調度〕墨



〔人倫訓蒙圖彙六〕墨師　奈良興福寺の僧二諦坊といふ者、佛前の燈明の油煙をもつてつくりしより、それをならひて奈良油煙と號す、其外京都所々に多し、主領して國名をつくなり、



墨柄

○

〔類聚名物考調度八〕すみつぎ　墨繼
墨柄にて、是を蛇尾ともいふなり、

〔調度口傳〕書院飾付目錄口傳
墨サシノ事
是ヲ墨ヅカトモ云フ、墨ハ堤ヘサシテ置ク事モアルベシ、是ハ付書院ニハ用ヒザルモヨシ、

〔雅遊漫錄二〕秘閣
此土古來官家に多く用ゆ、彼土の書に出る事少し、偶遵生八牋云、秘閣有下以二長樣古玉璣一爲上レ之者、甚

多、而彫花、紫檀者亦常有之、近有以玉爲秘閣、上碾螭文臥蠶梅花等様、長六七寸者、以竹彫花巧人物爲之者亦佳、而倭人墨漆秘閣如圭元、首方、下濶二寸餘、肚稍虛起、恐惹字墨長七寸、上描金泥花様、其質輕如紙、此爲秘閣上品、

此土にてすみづかと云、今民間の兒童すみはさみとて用るも此遺制なるべし、秘閣の古きもの、予文房に藏す、〇中略又蜷尾とも云、

〔耽奇漫錄十七集〕墨柄〇原本有圖今略

予かつて延喜圖書式に據て墨を製す、〇中略今此墨柄は式の寸分よりも狹し、是後人の意なく製せし物ならん、因に云、古人の墨柄を用しは、寫字の多少によりて、墨を切りてわたすにより、その短を得たる時の用意なり、

〔古圖類從調度〕墨

當麻寺藏墨柄



古事類苑

文學部五十

書櫃

附書囊

書案

文臺 見臺附

古事類苑

文學部五十

書櫃 文車 書棚 附 草子箱 料紙箱 色紙箱 懷紙箱 短冊箱 併入

書櫃ハフミビツト云フ、字又文櫃ニ作ル、文書櫃ト云フモ同ジ、文筥ハフミバコト云ヒ、又フバコト云フ、又書簏、笈、函、筺、筒等ノ字ヲ用ヰル、卽チ書物箱本箱ニシテ、木ヲ以テ之ヲ造リ、書籍ヲ收ムルナリ、其形ハ古今ノ異アリ、精粗雅俗ノ別アリ、蓋シ古ニ書櫃ト稱セシモノハ、唐櫃ノ如クニシテ、足ヲ加ヘタルモノナラン、而シテ書物箱、又本箱ト云フ名ハ、足利氏ノ末葉ヨリ見エタリ、其形ハ種々アリシナラン、

草子箱ハ、又造紙箱ニ作ル、卽チ草子ヲ納ルヽ具ナリ、而シテ料紙ヲ納ルヽヲ料紙箱ト云ヒ、色紙ヲ納ルヽヲ色紙箱ト云ヒ、懷紙ヲ納ルヽヲ懷紙箱ト云ヒ、短冊ヲ納ルヽヲ短冊箱ト云フ、皆草子箱ノ類ナリ、而シテ短冊箱ニハ五十枚入、百枚入ノ二種アリ、

〔倭名類聚抄 十三 文書具〕書櫃 白氏文集云、破柏作書櫃、和名布美比都

〔白氏長慶集 三十 格詩〕題文集櫃

破柏作書櫃。櫃牢柏復堅、收貯誰家集、題云白樂天、我生業文字、自幼及老年、前有七十卷、小大三千篇、誠知終散失、未忍遽棄捐、自開自鏁閉、置在書帷前、身是鄧伯道、世無王仲宣、只應分付女、留與外孫傳、

〔類聚名義抄 三 木〕書櫃フミヒツ

文櫃　一

〔醍醐雜事記 十〕壽永三年九月四日、當寺領庄々本公驗、官符、宣旨、院宣、證文等、皆悉在二寶藏一、件文書櫃等悉取出、此一兩月置二大智院房一、〇中略自二座主一房人二人遣二大智院一、令レ見二文書一之處、自レ櫃皆所レ出如レ山積置之、仍取二入櫃一還云々、

〔看聞日記〕應永廿四年四月廿八日、大光明寺預置文書櫃數合召寄、室町殿へ累代御物被レ進者、可レ然之由面々意見之間、撰二見之一、石帶（巡方、背瑠璃、金背玉、）號二御手本一卷（伏見院宸筆）撰出畢、

〔看聞日記〕應永廿四年七月五日、法安寺へ文書櫃十七合預遣、宸記等大事物也、

〔看聞日記〕應永廿四年八月廿八日、即成院ニ行、被二預置一文書櫃爲二校合一也、本目六ニ有二參差一事如何、以前百六十一合也、而百五十九合有之、二合不レ見不審也、坊主一獻申沙汰、不レ思寄一爲レ悅、及レ晩歸、

〔看聞日記〕永享六年三月廿八日、大光明寺參、重賢經秀行資召具、文書櫃撰見、和歌雙子取出、晩歸、

〔惺窩文集 手簡 三〕寄二林三郎一

城泉手牘具得二事實一、〇中略延平書即今雖レ可レ附二一笑一、余俄有二人事一而欲レ赴二南紀一、時已及レ發二一步一之始、故書櫃等寄二藏于它文庫一、偶不レ在二座右一、〇下略

〔調度口傳〕調度目錄口傳

文櫃之事

大切ナル書物ハ箱ニ入ル、書物ノ大小ニヨリ箱ヲ作ルベシ、冊數多キモノハ二ツ並ニシテ入ル、攏箱モコシラヘベシ、

〔法然上人行狀畫圖 四〕醍醐に三論宗の先達あり、權律師寬雅これなり、かしこにゆきて所存をのべ給に、律師すべてものいはず、うちにたちいりて、文櫃十餘合をとりいだして、予が法門附屬するに人なし、きみ〇法然すでにこの法門に達し給へり、ことごとく秘書を附屬したてまつるとてこれを進す、

〔名目抄雜物〕日記唐櫃ニツキノカラウト

〔續世繼花ちる庭のおも六〕藏人頭公能○藤原におはせし時も、殿上の一寸物し、日記のからひつに、日ごとに日記書ていれなどして、古きことを起さんとせ給ふとぞ聞え給し、

〔明月記〕寬喜二年正月十五日戊寅、御引直衣、御劒臺盤所以恐々唐物等造筋袋御膳棚等、以唐赤根爲臺盤面、緣衫爲裏、桑絁百疋入日記唐櫃、赤唐櫃被居酒膳、

〔倭名類聚抄文書具十三〕笈　唐韻云、笈音极、又其劫反、和名不美云古、又函字、音咸、負書箱也、風土記云、學士所以負書、狀如冠箱而卑、

〔箋註倭名類聚抄文書具五〕慧琳音義引狀作箱、太平御覽引風俗記同、作狀恐非、太平御覽、風土記作風俗記、如冠箱而卑、作如冠籍箱也、恐並非、慧琳音義卑下有者也二字、按說文无笈、有极字云、驢上負也、轉爲負書箱、又變木從竹也、

〔易林本節用集器財〕文笈フバコ

〔書言字考節用集器財七〕笈フミバコ　書箱也、支那人遊學曰負笈、從師事出漢書、

〔和爾雅器用五〕笈フミバコ　笈音及、書箱也

〔源氏物語若菜三十四〕さてかの社にたてあつめたる願文どもを、おほきなるぢんのふばこに、ふむじこめて奉りたり、

〔空穗物語藏開中〕ひのおましにおはしましして、めし入て、いづらとの給へば、ぢんのふばこ一よろひ、せんかうの小からひつ一よろひ、すわうのおほいなる一よろひ、もてまいれり、あけさせてふばこを御覽ずれば、ふばこにはからにしきを二にきりて、ようゐたゝめて、あつさ二三寸ばかりにつゝくれる一箱づゝあり、

〔日次紀事六月〕二十二日栂尾靈寶虫拂

櫃

今日至二十七日、栂尾靈寶虫拂、每年仁和寺院家僧二人來監之、（中略）又明惠有平生所携之笈、其朴古體也、其內亦有文書、

〔鷲峯文集 式五十一〕來問日式

一每月五日十三日二十四日爲定日、負笈來問者可接遇焉、

〔鷲峯文集 跋九十八〕題忍岡文庫書目後

今玆季夏、白雨不降、炎日昭回、實是晒書掃蠹之好時也、（中略）每夕收納所晒之書、點檢卷册、而改作目錄、各記篋面、與目錄相合、（中略）篋近五百、册向三萬、

〔玉山遺稿 八〕萱野君碑銘

篋中裁存文二十餘篇、詩三百餘首、

書簏

〔淇園文集 後跋 拾一〕書烏山生所寫論語註解後

此書、余曩與二三諸友講習論語時所錄、（中略）然會家事蝟紛、未暇爲之考正、復委之篋中、（下略）

〔空華日工集〕應安五年七月三日、對諸子說詩史、且云、讀詩不必多、但貴撮要而使得自在、不然只是書簏耳、

〔鷲峯文集 序九十二〕題梅津系譜卷首

且寫所賜之台翰、藏於書簏、

笥

〔和爾雅 五 器用〕笥（フバコ）書笥也

〔事物紀原 四 經籍藝文〕巾箱

南史齊衡陽王鈞、嘗親手細書五經、部爲一卷、置巾箱中、侍讀賀玠曰、殿下家有墳素、復何細書別藏巾箱、均曰、巾箱中檢閱既易、且更手寫、則永不忘矣、諸王聞之爭効爲巾箱、今謂籍之細書小本者爲巾箱、始於此也、

〔鵞峯文集序八十五〕新刊公穀白文序

我先考羅山先生暇日始加訓點於公穀二傳、然深藏巾笥、不妄示人、○下略

〔鵞峯文集跋九十八〕穀梁傳跋

顯考羅山先生、曾加訓點於穀梁傳、此傳點本未聞、先於此者、我受讀之、藏巾笥有年、○下略

〔雅遊漫錄一〕書厨。

これは俗に云書物箱なり、此土にては桐にて作るをよしとす、第一濕氣を通さず脂出ず、かるく、其益多し、又大部の書は、二箱にも三箱四箱にも作るべし、大にして一所に入んとすれば、持なやみあしく便ならず、俗に云五十卷入よし、火災の時も土藏へはこび、外へ出すにも便よし、をりをり中をはらふべし、もろこしの書物箱は、兩ひらきの戸にして金ものあり、鎖を作るもよし、好みに隨ふべし、

〔調度口傳〕調度目錄口傳

書物箱之事

大小寸法不定、心ニ任スベシ、引出ニシテ納メ置モヨシト云、

〔婚禮道具諸器形寸法書坤〕

一盛衰記書物寸法、長七寸八分、横六寸六分、高二寸二分、引出シ一ツ入高也、四拾八卷ヲ引出シ六ツニ入ル也、右書物之寸ニ、ワキヘ四分ヨケイ、高五分ノヨケイ也、ヲモ板二分八リン、一枚戸、足マハリ足、引出シ厚サ七リン、

一吾妻鏡書物寸法、右之通高二寸三分、但仕様右同斷引出シ六ツ、

一太平記書物寸法、長八寸一分、横六寸、高二寸九分、仕様右同斷、引出シ四ツ也、

一二十一代集書物寸法長八寸一分、横六寸、高三寸九分、仕様右同斷、引出六ツ也、

一源氏物語寸法、長八寸、横五寸九分、高三寸五分、仕様右同斷、引出シ六ツ也、
一狹衣書物寸法、右同斷、仕様右同斷、引出シ二ツ也、
一曾我物語寸法、長八寸一分、横六寸、高三寸六分、仕様同斷、引出シ二ツ也、
一榮花物語寸法、長八寸一分横六寸、高二寸九分、仕様同斷引出シ四ツ也、
一文正書物、長八寸一分、巾五寸九分、高一寸一分、此寸法ヨケイ片ヨセテ四分高六分増シ、カブセ蓋几帳面トリクリ、カタナシ、手掛リホド立上リアリ、
一古今集書物寸法、長八寸一分、巾五寸九分、高一寸三分、此寸法取ツメ也、ヨケイ長横エ四分、高へ六分マシ、打キセブタ、惣几帳面、フタ高カツカウ立上リ一分半、厚七リングリ形ナシ、
一伊勢物語書物寸法、長八寸一分、巾五寸九分、高一寸、ヨケイ長巾へ四分、高六分、打キセブタ、惣几帳面、立上リ二分、
一徒然草書物箱右同斷、
一百人一首、長七寸八分半、巾五寸八分高一寸五分、一具、仕様同斷、立上リ一分半、長巾エ三分、高エ五分アリ、

〔大江俊光記〕貞享三年四月五日、早川源右衛門方へお常諸具今日參、○中略
書物箱　一

〔兼好一代記 五〕獨燈のもとにて讀でみる古の色文
兼好あんまり不審さに、宿へ歸りて書物箱より出して文選のあはれ成卷々、白氏文集、老子の詞、南花の篇、此國の博士どものかける草紙共を、くつて見られ共、錢なしにたゞあふ男を好るけいせいといふ事を見あたられず、○下略

本箱

〔毛利家記 三〕一慶長元年丙申、秀頼公始テ御參内有、○中略御參内ノ翌日、禁中ニテ御能有、秀吉公モ御能被遊シ、○中略上様○秀吉モ能ニスカサセラレ候、其驗ヲ見セ給ハントノ仰ニテ謠ノ本箱ヲ御

取ヨセナサレ、其中ヨリ謡ノ本ヲ取出サセラレ、是ハ觀世宗節ガ自筆自セウノ本二百番在レ之トテ御取出シ被レ成其下ヨリ大帖ノ物ヲ御出シ有テ是ヲ見候へ、是ハ直人ノ扶持方切符ノ書立也、是ヲ以テコソ増減ノ沙汰ヲモスル物ナレト思召ニ依テ、カリソメノ御アリキニモ是ヲ離サレザル也、

〔寶藏　一〕本箱

浄名居士の方丈には、八萬四千の獅子座を入給へりとかや、されども凡人の思ひはかるべき所にはあらず、我に箱あり、かれこれつめば方丈の牛に及べり、其中に佛經あり、聖典あり、道書あり、醫方あり、文集あり、代々の撰集あり、物語あり、目に及び心に叶ふあはれなる卷々、つねにひろげて師とし友として、老のまさにいたんなんとする事をしらずといふもものめかしく中々はづかしうこそ、〇下略

〔槐記〕享保十二年十二月六日、前年ノ土用干ニ別業へ遣ハスベキ御本箱御茶器等ノ分エ、御朱印ヲ押テヲカレ、毎日御本殿ヨリ御使ニ一ツ二ツヅヽ、一年モカヽリテ取寄タリ、出來シタルカナト仰ラル、感ジ奉ル由申上グ、

〔雲萍雜志　一〕江戸にて予がしたしく交りし友に、佐伯何某といふ人あり、書をこのみて食事の傍にも見臺をすゑて、書籍をひらき置きて見居けり、其行篤實にして、常に机上には書をひらけども、決して疊の上におかず、一冊たりとも本箱の出し入れをつゝしみて、是を戴きて取りあつかふこと、丁寧誠に至れりといふべし、

〔百家琦行傳　四〕森島中良

中良は東武築地に住し名醫桂川何がしの弟なり、〇中略狂歌師眞顏が家に來りし時、眞顏が曰く、這ほどは久しく見え侍はず、奈何せさせ給ひしぞと云ければ、中良曰く、這ごろは南國品川宿の事なり

の遊女にかゝりて、彼方にのみ通ひ續け、それ故ひさしく訪まゐらせざりしなり、僅兩月ばかりに二箱ほど費し侍ふといひける、異顔大いにおどろき、夫は殊に大金を費し給ひし、然ながら最無禮なるまうしやうなれども、さほど迄に高金をおん持あらんとは今まで存知さふらはず、兩箱とは餘りに嘘言らしく覺侍ふと云ければ、中良答て、實に二箱あけたるに違ひなし、但し二箱とは書筐の事にて侍ふと云ければ、主人をはじめ居合せし衆人大いに笑ひけり、

〔教草女房形氣七十一下〕氣紛に本でも讀んで見やう、藏の二階の棚にある、八印と書てある小さな本箱持て來やと、取寄せ、○下略

〔和漢文操七銘〕本箱銘 并序　　菅師冬

久かたの天地を文庫として、中に月日のともし火をかゝぐれば、萬物をのづから四時にわかれて、其四つは二つとなり、其二は一に歸するより、聖人は其一にあそび、愚人は其三其四にまどひて、今は六藝の名にならへば、すでに儒といひ、佛といひ、詞の花に心の實なりて、千枝萬葉の經書とはなれりけり、しかればあらがねの土も木も、太平櫃の學者まで、晝は油の錢もいらず、夜は螢雪のまかなひをして、精出すべきは學文の道也、しかれども達摩大師は晝に銀杏の葉も求ず、鼠に栗の毬もむつかしとて、童子經一卷をも持たまはず、まして本箱の沙汰はなけれど、我は隆老が生皮にならひて、腹の隅々に棚をつり、儒書佛經はつみたれど、酒によふ日は物を取ちらし、食にあく時は眠おこりて、その置所も忘れがち也、よしさらば此虫ぼしより、一理万通の俳諧にあそびて、其蓋をあけぬ思案をすべし、

其銘

智惠は海より廣い物とよ、假名と眞名との船も行かふ、杉の直なる詩をけづりてや、桐の節なき歌にやはらぐ、机に蝶の目をさます日は、軒に雀のいろはさえづる、魯般が雲の橋はかけずも、竹

田が鶴に乘て遊ばむ、我此箱もおさまれる代は、むかしのつるぎ今のめし櫃、

〔右文故事 一〕御本日記附注上

先代舊事記〇中略

　卷本ハ抽匣アル書厨ヒキダシホンダンスニ入タリ

〔大江俊光記〕元祿十年十月廿四日、前漢書五十冊擔。子。ニ入、日向玄蕃ゟ借用、

〔大江俊光記〕寶永四年四月廿五日、暮而利法來、厭求ゟ言傳、たんすと云字問に來、簞笥、擔子、此字書付遣了、

〔大江俊光記〕寶永四年三月廿日、藤井織部ゟ來札借許候白氏文集三冊、外ゟ被借候間可戻由申來ニ付、石〇石見、俊光、日〇日向、俊命、借候二冊は有之、今一冊は借タル覺無之ニ付、此方ヘハ借用不仕かと覺候由申、使ちぼくニ二冊令返辨了、追付ちぼく口上ニ而又被越、兎角三冊借置候間尋吳候樣にと重而申來ニ付、書物擔子、文匣等不殘、其外までも尋候ヘ共無之ニ付、其段ちぼくヘ口上ニ而申、定而此方失念ニ而可有之候間、猶又尋候而出候ハヾ、早々持せ可還候と返事申遣、〇下略

〔婚禮道具諸器形寸法書 天〕文單笥

長二尺九寸　巾一尺一寸　高二尺七寸　板厚三分五リン〇圖略

〔永享九年十月二十一日行幸記〕入夜有御送物之儀、〇中略御手本道風が筆、金。之。箱。に入て赤地の唐錦にて裹之銀の松の枝に玉の緒にて被付之、按察大納言取之、東之方より進み出て端之間に跪て、向御前物之名を申由にて、西に渡りて中門の廊にて五位職事藏人に渡す、本所之下家司長櫃を用意して、次之日内裏へ持せて參也、

〔梵舜日記〕慶長十九年十一月六日、藤氏系圖七冊桐。箱。入進上也、傳長老ヲ以上申了、一段御氣色入義也、

草子箱
料紙箱

〔右文故事 一〕御本日記附注上
先代舊事記〇中略
凡大部ノ書ハ各一箱ニ入レ、小部ノ書ハ數部ヲ合セテ一箱に收ム、搬運ノ便ナルヲ求メンガ爲ナリ、其書箱ハ桐ノカブセ蓋ニシテ上ニ書名アリ、此當時ノ製造ナリ、下或ハ宮ノ字ヲ記スルモノハ文ヲ互ニスルナリ、

〔言成卿記〕慶應三年十二月十一日、抑世間亂世形勢頗至節迫、〇中略當家未自若之處、入夜初更比、裏與力西村小太郎〇中略深切一言、今晩中可立退、怪我在バ氣毒之旨申云々、〇中略依之不得止事、從南土藏昇出記六櫃、下錠鍵令持之立給、

〇

〔類聚名物考 調度 十〕さうしのはこ、造紙箱、草子箱、
今俗には料紙とのみいふ、なか比は料紙箱といへり、

〔貞丈雜記 八調度〕一造紙箱〈サウシバコ〉或草子箱料紙箱〈レウシバコ〉の事、古は料紙箱の事を草子箱など云し物也、後には料紙箱といふ也、

〔調度口傳〕雙紙箱ノ事
黑塗蒔繪蓋合口一尺四方、是モ合口ニ錫緣ヲ入ル、深サ蓋トモ三寸五分、

〔明月記〕寬喜二年正月十五日戊寅、昨日御齋會、〇中略蒔繪御草子箱入白物具、

〔吾妻鏡 三十〕文曆二年〇嘉禎元年十二月廿六日甲寅、今曉於御所南庭被行如法泰山府君祭、大舍人權助國繼奉仕之、被下祭物之上、御甲冑、御弓箭、御雙紙筥、御馬〈置鞍〉被此等被置祭庭、

〔乳母草紙〕をんたなのきたには、〇中略御草紙のはこなど、〇下略

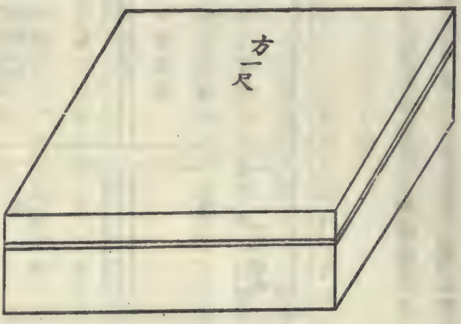
〔室町殿行幸記〕永享九年十月二十一日、行幸、

常御所御具足注文

御さうし箱蒔繪中た色々入

〔類聚雜要抄四〕造紙筥一雙甲乙

折角有二折立一



三寸中板九尺五寸、弘一尺五分、木道單功七十疋、

金廿七兩一分、各十三兩二分三佐、漆一升一合

磨料五百六十疋、蒔繪料五疋

口白鑞二斤四兩、置料三十疋、凡香爐納定

螺鈿料三百疋、同螺料百疋

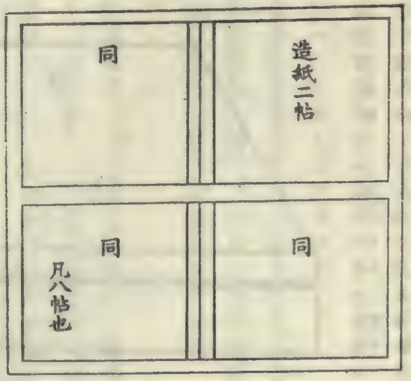
間塀料百四十疋、入玉料百疋

甲筥納造紙六十帖、但一説二、八帖二造入二二重一也、

乙筥納造紙六十帖、已上造紙高弘八、筥二一雙二四帖也、

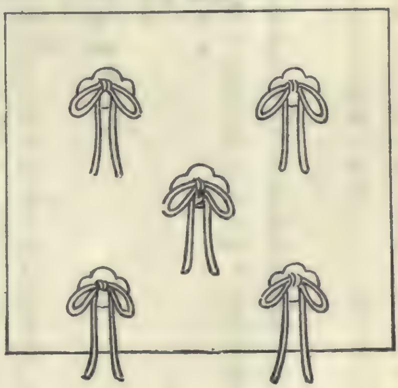
已上造紙筥納幷百廿帖、又十六帖、八帖遣時本也、萬葉、古今、後撰集等也、三代集謂之萬葉集、平城天皇御撰、古今、延喜御撰、後撰、村上御撰、

同身形甲乙同前也



同心葉二枚

方九寸五分



〔道照愚草〕爲御使諸家へ御内書持參の事、○中略又文明十二年八月五日、樵談治要の外題の儀に付て、被成御内書をば、雙紙箱へ被入候つるを致持參候、暫相待申、被外題を被遊、御雙紙箱へ被入、御返書は別に被渡候を請取申由、貞仍懇に注置也、貞充聞書に可相見也、

〔室町殿日記十〕御入用御注文之事

一御料紙箱、○○桐もくいかにも見事に、よき所をえらびて、赤ためにぬり、一寸四ほうの丸づくし、

一金ふんにてかゝせらるべく候、いくつ成とも、摸様よきやうにして、

色紙箱

〔異本室町殿日記七〕義昭公御逝去の事
その後、義昭公釆女を召て、御料紙箱に色紙二枚あるべし、是へ持て參れとの給ひける、

〔當流女用鑑二〕御厨子黑棚かざりの事
御厨子棚は床の左にかざるべし、上の棚には〇中略料紙箱は右〇下略

〔女房年中行事〕禁裏女中方御祝之次第
　くろだなのおきもの、事
一とこにれうし箱

〔玉露叢二十一〕寛文十年正月十日ニ紀伊中納言光貞卿、簾中、長福殿光貞嫡男ヲ御同道ニテ、大奥へ入セラル、長福殿初テ將軍家へ御對顔也、此時〇中略御臺所ヨリ御料紙箱、但シカケゴニ御硯箱アリ、雙紙三卷但シ京名所畫シ、御翫人形大ハリコ小鳥色々進ゼラル、

〔大江俊光記〕寶永二年四月十三日、御養君御祝義、
御內々被進物
　御料紙箱

〔槐記〕享保十一年十月二十日、自全ガ道具ニ料紙箱アリ、蓋ノ甲ニ代々天子皇統ヲ書テ、終リニ治世何年當今トアリ、此蒔繪ヲ本ニシテ世間ノ道具ヲ究ムト申タリ、尤イヤト云ハレヌコトナリ、

〔祝言器物〕色紙箱
惣高サ一寸八分、內身高サ一寸三分、長サ七寸八分、又九寸横七寸一分、又七寸蓋やろうぶた也、又蓋合ロキチウメン有之、內ニ左きしを入也、金紙形打五色の合紙にて包入る也、
緒眞紅唐打、太サ一寸、長サ一尺九寸五分、房四寸三分、

〔調度口傳〕調度目錄口傳

色紙箱ノ事

何レモ百枚入也、長サ七寸三分、巾口(六歟)寸三分、高サ内矩五寸五分也、紐短冊箱ニ同ジ、又革ノ寸法紐ヲ付ルモアリ、サシブタ合ル、何レニモスベシ、

〔調度圖〕色紙箱

長七寸三分、高五寸五分、廣六寸三分、

何れも内のり、蓋はさん蓋、又は合口、内にかんばん入、

懷紙箱

〔調度口傳〕懷紙箱ノ事

和歌ノ懷紙ヲ入ル也、長サ七寸五分、巾六寸七分、深サ二寸五分、紈紐可有、又紈ひもなきもあるなり、

短冊箱

〔祝言器物〕短冊箱

なし地、村なし地、黑塗、まきゑあり、好によるべし、惣高サ三寸二分(蓋合口高蓋身共ニ三寸三分)内身の高二寸二分、長サ一尺三寸六分(又一尺三寸九分)横三寸二分(又三寸)掛子あり、硯をゑこみてよし、ふたはやろうぶたなり、下にはたんざくを入べし、金の形あり、五色の合紙にて包入る也、(シキリ板カンハン板)

緒眞紅四ツ打、太サ八分、長サ一尺六寸、房三寸五分、

〔御厨子黑棚道具寸法之事〕水師棚の小道具

短冊箱長サ一尺三寸、廣サ二寸七八分餘、高サ三寸かけごあり、又四寸にもあるべし、常のごとし、

緒付くわん金物銀の座三もんじから草桐きくのちらしまきゑ、緒紅はしにふさあり、

〔寸法雜々〕短冊箱

長サ一尺二寸五分、横三寸八分、高三寸八分、ふたはかぶせぶたなり、手かた有、かけごには硯有、

〔調度口傳〕調度目錄口傳

短冊箱ノ事、ふたハサン蓋、上ニカンナ付ベシ、短冊二枚ナラビニシテ、百枚入、

二様有、大短冊箱、小短冊箱、大ハ長サ一尺二寸五分、巾五寸八分、五十枚入也、紐有ト紐無ト二品アリ、掛子アル硯ヲ入仕込、水入、墨筆ヲ具シ墨柄等モソヘ置ベシ、

大小二ツ、百枚入ハ中ニ仕切入、鐶ニ眞紅ノ紐ヲ付ル、

〔調度圖〕短冊箱

長一尺二寸五分、廣四寸二分、高五寸五分、紐紫又ハ紅、長一尺二寸、

小短冊

長一尺二寸五分、廣二寸五分、高二寸七分、かんばん同前、

何れも内のり、内二分は中の仕きり、板大めん、蓋はさん蓋、短冊二枚幷にして百枚入、上にかんばん置べし、小短冊箱は一枚幷也、

〔萩原隨筆〕一短尺箱、かけごなし、長一尺一寸五分、横二寸云々、短尺長一尺、頓阿爲世申合、或云竪一尺一寸二分、横一寸八分、或ハ竪一尺二寸云々、

〔御厨子秘傳之飾〕たんじやくばこには、金銀赤のちらし短冊三まい入べし、皆是まつりこと也、ひろくならびて是をするべし、

〔當流女用鑑〕二御厨子黒棚かざりの事

黒棚の上の棚は短冊箱

〔女房年中行事〕禁裏女中方御祝之次第

みづしのたなおき物の事

一わきにたんざく箱、文箱、

〔永享九年十月二十一日行幸記〕二十七日、御引出物共を被レ參、〇中略

文車

一泉殿にて參る物、○中略御短冊箱、蒔繪

〔看聞日記〕永享十年十二月廿四日、正月法樂短冊被進、番匠參杉櫃令作、

〔正廣日記〕十九日○文明五年十月又上總介殿より、かの淸見關のあらがきを少しとらせて、都の家つとにとて、歌をそへて送賜し、

尋つと都にかたれ淸見がたこれぞまことの關のあらがき、此あらがき短冊箱になどおぼえて、所望にありしかども、とらせ侍らば關守のとら波とや、とがめ侍らむとはゞかりてかへりしに、うれしくもおぼえ侍る、返し、

人ならで都のつとに淸見潟せきのあらがき松のことのは

〔宗長手記〕正廣先年下向、○中略此柱を短冊筥にさす程所望、やがて長寶寺殿忠義とりよせつかはされしにおなじく御歌をそへられてとありしに、

たづねつと都にかたれ淸見潟これぞとるしの關のあらがき

此歌を箱のふたに蒔繪にさせて自愛ありし、いまは能登國の守護○畠山修理大夫にあるとなむ、

附 文車

文車ハ、フグルマト訓ズ、之ヲ書齋ニ置キテ、文書ヲ運搬スルノ用ニ供スルナリ、

〔書言字考節用集〕七器財文車フグルマ

〔倭訓栞〕中編二十二不ふぐるま　文車と書り、昔文席に引出して書籍の用を辨ずといへり、

〔本朝世紀〕久安二年十月廿八日甲子、今日法皇被供養新造御堂、被安置丈六尊勝曼陀羅、安佛頂堂以二品覺法親王爲導師、讃衆二十口、件御堂右衞門督家成卿所造進也、臨供養期、調車數十兩、即載吳錦越布之類、其體如世間文車、以板造之、不懸牛、人以爲僧侶之施物、貢進上皇之料也、

〔山槐記〕治承三年十二月五日戊子、前關白文書、於大內當時皇居并左兵衞陣屋北、被合日六、○中略彼家文

書沙汰侍、執菅先生被召寄文車七両、櫃百餘合、衞士守護、今日十餘合云々、後日孝範所語也、

〔徒然草上〕いやしげなる物、ゐたるあたりに調度のおほき、硯に筆のおほき、〇中略多くて見ぐるしからぬは、文車の文、塵塚のちり、

〔徒然草諸抄大成七〕文車の文　文車ハムカシ用タル事ニテ、今ノ世ニハ知人マレ也、必失火ノタメニアラズ、學文ノ席ニテ引用ユル座敷車ナリ、近年臺車ト云物、火事ノタメニ用ユルヲモ文車ト云歟、全

〔嘉樹隨筆上〕文車之事

文車と云は、文書をつみて、非常の時、他所へ引行く車なり、今の世に云車長持のごとくなるもの也、〇中略

本文〇徒然草にいへる文車の文といふは、滋野井殿御圖に見えし席上のかざり設けしもの也、尤古より文車といふもの丶ありしにはあらず、兼好法師が、多くて見ぐるしからぬは、文車の文といへるによせて、好事の人の工み作りしものなり、必古物にはあらざる也、滋野井殿の御うつしの席上の圖左のごとし、〇圖略

右之外にも文車の圖とて、さま〴〵の品あるよし承りき、いづれもたしかならぬ事にて申上候に及ばず、假令ば文車といふ名目は古く、いにしへ非常の備へに、書をつみて引きのがれし車なり、兼好法師が、文車に文の多くてといひしは、たゞ文書を多く載せしものに、車の輪を施して席上にて押やりしものと見えたり、其製の定れるものには非ず、たゞ言葉にて文車といひしを、後に好事の嗜者の、眞の車の形に作り出せるもの也、〇中略八月廿二日考之書記する也、

隨說者　橘嘉樹

〇按ズルニ、文車ハ、兼好法師ノ徒然草ニ、文車ノ文ト云ヘルヨリ以來、好事ノ者ノ作レルナリ

ト云フハ誤ナリ、前條ニ掲ゲシ山槐記治承三年十二月五日ノ文ヲ見テ知ルベシ、

〔仙洞御文書目錄〕

一甲。御。文。車。

杉櫃一合 主上御元服
一合 即位
一合 行幸以下雜記第七
一合 行幸抄 [illegible]
一合 堀河左府記 [illegible]
一合 雜記院中
一合 雜例并裝束抄 [illegible]
一合 朝覲行幸記上四 [illegible]
一合 朝覲行幸記下 [illegible]
一帖 遣內裏指圖
一合 御元服
一合 小一條左府記
一合 諸社行幸
一合 任官敍位例
一合 立親王
一合 御即位
一合 東宮御元服
一合 朝覲行幸記中四 [illegible]
一合 御讀書會大

一乙。御。文。車。

杉櫃一合 勘例
一合 中宮御產建武二年
一合 御產記
一合 斤木
一合 公卿補任
一合 御產
一合 第六勘例雜 雜七十□
一合 入內立后
一合 雜記下
一合 五節記
一合 入木
一合 最秘抄

一合　佛神事

朴櫃一合　秘抄下

寛筥一合　秘抄

小皮子一合　諸次第

一丙。御。文。車。

杉櫃一合　八代集抄

一合　絃譜

一合　樂曲雜秘

一合　家集中

一合　蹴鞠

一合　代々集

一合　御ないの御まうし廿七帖、

一合　詩抄

松江葉御手箱一合　無銘

文和三年八月二十二日、自二天野殿一被レ召レ之、四條前大納言奉二行之一、

同一合　萬葉集

同年十二月二十四日重被二返納一之

一辛。御。文。車。

杉櫃一合　伏見院御てのうちの法花經一部、この外阿彌陀經など、

一合　最勝王經

一合　御灌頂

一合　八條御堂新

一合　南山抄一部十三卷　北山抄一部十卷

手箱一合　古語拾遺一卷

御手箱一合　行成記目錄

寛箱一合　雜記

一合　詩一座

一合　山庄木

一合　家集上

一合　家集下

一合　三十首

一合　詩歌雜々

一合　御笛譜

扇御手箱一合　三五要錄

黒漆御手筥一合　管絃

一合　御賀御經

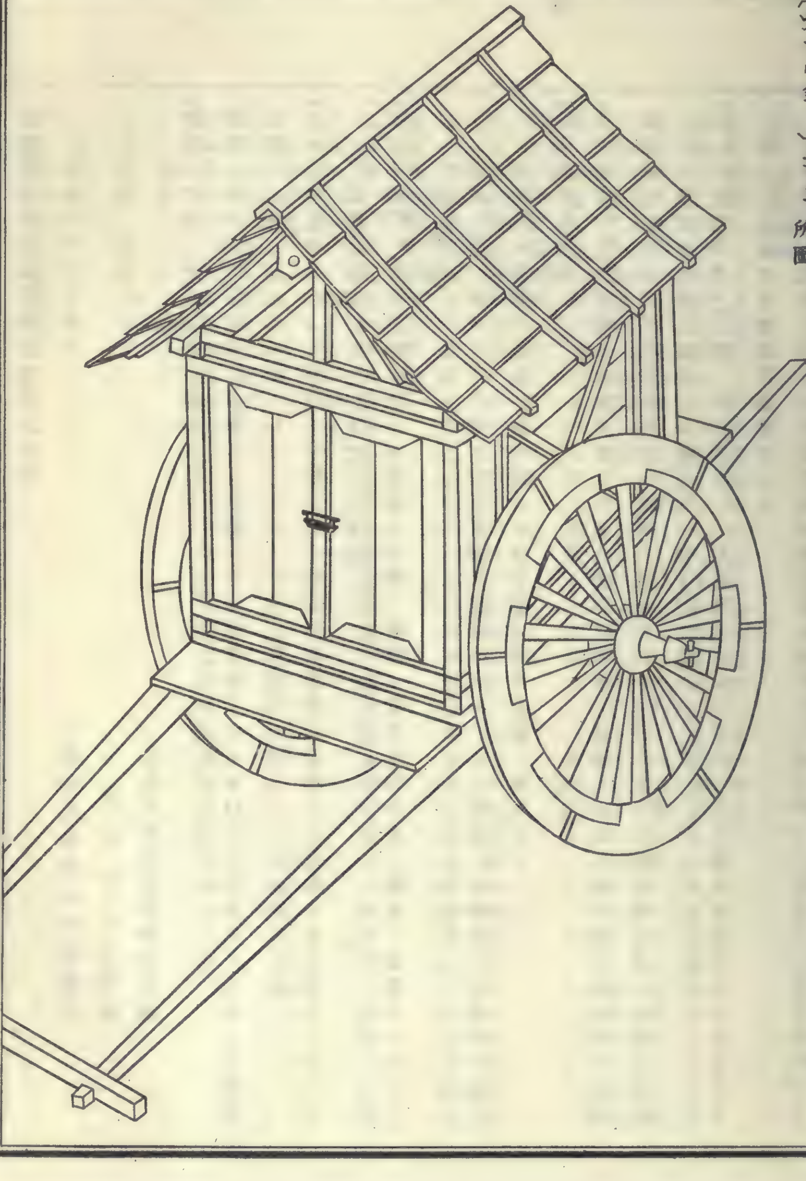
一合　佛事

一合　御受戒

一合　御受戒仁和寺

一合〈御如法經〉
寛宮一合〈後堀河院御經〉
一合〈御如法經〉
小櫃一合〈往生要集〉
以上四丙、此間洞院殿御所被立之、而今日被渡納同御文車庫〈○車恐誤〉畢、
一丁。御。文。車。
杉櫃一合〈經典釋文第三々々〉
一合〈白氏文集〉
一合〈白氏文集〉
一合〈玉篇〉
一合〈雜々〉
一合〈第二雜々〉
一合〈朗詠〉
一合〈第五雜々初學紀自紀六帖〉
同御手箱一合〈集註文選上□御念全部史書〉
一合〈日本後紀〉
一合〈續日本後紀文德實錄〉
一合〈第七通典〉
一合〈第八〉
一合〈第四雜々〉
一合〈書籍〉
一合〈漢書傳〉
黒漆御手箱〈無銘〉
同御手箱一合〈蓋被損全絶申文〉
杉櫃一合〈後漢書帝紀〉
一合〈周禮〉
一合〈無箋、註文選群書治要入加之、〉
一合〈群書治要〉
一庚。御。文。車。
杉櫃一合〈律十卷〉
一合〈第九〉
一合〈第三定智申〉
一合〈凶事〉
一合〈長曆御記〉
以上二丙御文書、今日自新御所被渡納洞院殿御文庫畢、

〔好古小錄下〕書車 古畫所圖



右御文書目錄如斯、仍注進言上如件、

文和三年六月五日

廳官左衞門尉中原盛氏

左衞門尉中原清種

主典代散位安部朝臣資爲

〔好色一代男一〕けした所が戀のはじまり次第に事つのり、日を追つて假にも姿繪のをかしきをあつめ、おほくは文車もみぐるしう、此菊の間へは我よばざるものまゐるなど、かたく關すゑらるゝ、こそこゝろにくし、

〔八水隨筆〕文車といふものは、その形を見ず、後藤仲菴山崎兵庫殿にて、此器を見て圖してかへりしよし、其圖金陵所にあり、いまだうつさず、

〔好古小錄下雜考〕文車、東寺ニ有シガ今傳ラズ、圖ハ繪師ノ草子、及石山寺ノ緣起ノ繪等ニノコレリ、

書棚

附書棚

書棚ハ、板ヲ架シテ之ヲ造リ、以テ文書ヲ裝置スルモノナリ、其名ハ足利氏ノ末葉ヨリ見エ、其製作ハ御厨子黑棚ト同ジ、而シテ雙子棚ハ、卽チ書棚ノ別名ナルベシ、

〔和爾雅五器用〕書厨(フミダナ)

〔貞丈雜記八調度〕一書棚と云物、今世上にあり、御厨子黑棚は書物などをも載る棚なれば別に書棚と云物古はなかりし也、今は御づし黑棚の飾樣法式ありて、みだりに外の物は置れぬ物とかたくなに覺たる故、別に書棚と云物を作り出したる也、

〔類聚名物考調度八〕二階　是は今世にいふ書棚といふものなり、その扉有を厨子といひ、なきを二階といふ、俗には御厨子黑棚といふ、

〔小右記〕寬仁二年六月廿日辛亥、伊豫守賴光家中雜具皆悉獻之、〇中略二階厨子一雙、番繪、納二細樣一小

厨子一雙蒔繪納二色紙

〔祝言器物〕書棚

なし地、たもん、まきゑ、又くろ塗蒔繪、金具金めつき、毛ぼり、家の紋付、

惣高サ二尺八寸五分、棚の上の長サ三尺二寸五分、下の寸も同斷、廣サ一尺五寸、柱太サ七分五厘、棚板厚サ五分五厘、下袋棚也、引戸二板入ル、棚左ニ二ツ右ニ一ツ、何も長サ一尺七寸、袋の上は四方取はなし、但書物の不落樣に高サ一寸五分の板、柱の內法三方に有り、但左の上の棚にはなし、是ニ筆返し有り、幅二寸三分、何も柱は棚板より內法にあり、棚板柱より外へ出る分は三分なり、下は二重板也、其間一寸二分にのすべし、

〔蔭凉軒日錄〕文明十七年九月十五日、○中略又於書院置書之事、先日悰子參時御尋之、今日愚御返答白之、席上置書事不定也、便宜置之也、相公曰不然、書棚積書以置書院歟之事御尋云々、愚曰書棚積書置書院事、寺家常之事也、

〔玉露叢十三〕寬永十六年ニ江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、

一御書棚　十　小堀遠江守政一

〔羅山文集十三外國書〕復朝鮮國王

日本國源御諱敬復朝鮮國王殿下、○中略价還附土物、書依副幅被檢取、餘希亮鑒、不宜、

寬永二十年八月三日

日本國源　御諱御朱印

別幅○中略

撒金蒔繪書棚貳箇○下略

〔大江俊光記〕貞享二年二月十八日、お六へ祝言之爲祝、石見ゟ書棚、樂ゟ文匣遣之了、廿日お六祝言道具昨晩今晩ニ遣、〇中略書棚壹、

〔好色二代男〕〔二〕大臣北國落

河武丸といふ船に、〇中略高蒔繪の書棚を飾り、

〔好色五人女〕〔五〕もろきは命の鳥さし

中二階四方を見晴し、書物棚なほらしく、

〔大江俊光記〕寶永七年九月八日、千葉左平太ゟ、百寮訓要抄返戀候へと申來、借タル覺無之候へ共、某年寄物わすれと存、樣々尋、日向書棚にも無之故、カリタル覺も無之樣ニ存候へども、物わすれ故、種々尋候へ共無之候、日向歸候はゞ相尋、御返事可申由申遣了、

〔柳營秘鑑〕〔十〕竹姬君樣御婚禮之式

一享保十四酉年十二月十一日、竹姬君樣、松平大隅守繼豐方江御入輿之行列幷御道具獻上之覺、

一御書棚一　松平加賀守

〔茶道筌蹄〕〔五〕集雜

書棚　利休所持の寫し、違棚地袋あり、

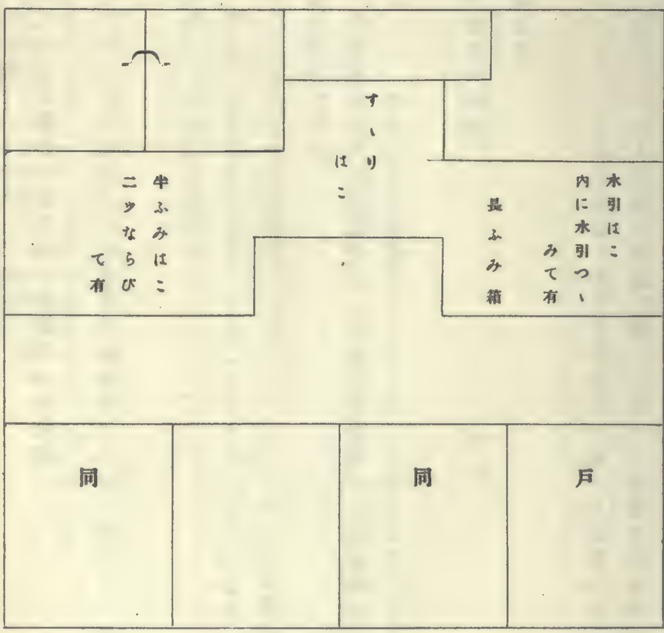
〔雲州消息〕〔中末〕文選四局

右被移秘說、定有靑於藍歟、倩思給侍、雖然蘭臺契芳何有隔心哉、李善之注可爲規模、能々可御覽也、雖讀書籍不得其心、則有文厨子之嘲、且以反覆、且以可覽抄也、才子已沒、師匠誰人乎、謹言、

卽時　散位菅原大内記兼

〔安齋隨筆〕〔前編十二〕一文厨子、〇中略文厨子は書籍を載せ置くミヅシ棚也、書籍をばよめども其文意を知らざる人は厨子棚に書籍を載せ置けども、棚は文義を知ざるがごとし、

〔曇花院殿裝束抄〕さうしたな



〔梵舜日記〕慶長十九年十月十日、西洞院へ雙紙棚二合、源氏物語箱入巳上預ヶ申了、〇中略 清水寺願

成就院へ雙紙棚四合預ヶ了、使茶屋與介、此方ヨリ勝吉遣了、　廿二日、院内へ遣道具雙紙棚一ッ、中棚之桐箱、茶壺一ッ、椀十膳、アカリユ、已上六色遣了、

〔梵舜日記〕元和二年十二月六日、藤井へ延喜式一部棚子入相渡也、

文匣 草子挾附

名稱

文匣ハ、ブンカフ、或ハブンコト音讀ス、文書ヲ藏ムル匣ナリ、其製作ハ紙ヲ其内外ニ貼リ、之ニ髹漆ヲ施シタルモノニテ、大小數種アリ、又革文匣アリ、而シテ文書ノ外ノ物ヲ收ムルコト常ニ多シ、

〔節用集大全 五器財〕文匣(ぶんかう)、文夾(同)

〔書言字考節用集 七器財〕文匣(ブンカフ)(俗誤用二文庫字一)

〔和爾雅 五器用〕文匣(ブンカウ)

〔倭訓栞 中編二十二不〕ふんこ　文庫と書り、書籍のくらなり、俗に文匣をぶんことよべり、

製作

〔雍州府志 七土產〕文匣　以レ紙貼二宮之内外一、塗二漆於其上一、或盛二書冊一、或藏二雜品紙一、是稱二文匣一、

〔茶式湖月抄 二篇上〕菊繪文匣 利休好
外法、長一尺二寸一分、巾九寸、高三寸六分、蓋高サ九分、甲トモ三寸一分、キノ高七分、キヨリ下二寸三分、長テノハシニサシ釘二本打、甲厚三分半、フタ厚二分、フタソコトモ釘七本ニ五本、
內法、長一尺一寸四分、巾八寸三分、高三寸、○圖略
山姥文匣 利休好
外法、長一尺二寸四分半、巾九寸六分、高五寸四分、板厚四分半、テンヒンサシキノ高二分厚二分、フタカワ高一分、中二分半、シャクリコミフタソコ釘五本ヅヽ、ソコ厚三分、
內法、長一尺一寸五分八厘、巾八寸七分、高三寸九分半、○圖略

〔茶道筌蹄 三〕文庫　利休形桐、ヤロウ蓋、菊の繪なり、
同(文庫)○張物(片ヒラキ)　蓋の裏に秋海棠の繪、表に小菊の繪あるは利休形、裏にサヽゲ、表に大菊

種類

の繪は元伯好なり、

山姥　千家所持隅テンピン指、蓋の裏に山姥の樣なる人物あり、元來唐物なり、うつしは桐木地テンピン指、無紋なり、

長一閑張　元伯好文蛤に添ふ

〔國師日記〕慶長二十年三月二十六日、松浦肥前殿二月十三日之狀來、日高主水來、唐之文匣來、則返書遣ス、

〔和漢諸道具見知鈔〕堆朱道具之類

文庫

〔大江俊光記〕元祿二年二月十日、宰相殿へは祝言前ニ大文匣二ツ、みい某ゟ進上、

〔大江俊光記〕元祿二年二月十日、小文匣五ツ、中院宰相殿奧方へみい某進上、

〔大江俊光記〕元祿二年二月十一日、播磨里下リニ付、樂見廻ニ參、〈○中略〉折文匣日向へ、中ノ文匣お堆へ爲年玉送給了、

〔大江俊光記〕元祿三年五月四日、有掛入ニ付、

折文匣　壹　御同人〈○也田丈〉　樂ゟ

〔大江俊光記〕元祿九年九月十五日、中院中納言殿ゟ使者、娘在付爲祝義十本入扇箱二箱、奧樣ゟ大文匣一ツ、野宮中將殿ゟ使者中文匣二、水引二把、清水谷大納言殿ゟ中文匣三ツ、奉書一束、ふや町迄爲祝義被下、

〔大江俊光記〕寶永三年六月廿九日、安詳院〈○受子〉遺物之覺、

一大文匣〈お堆所持〉　緒くわん有　藏人

〔大江俊光記〕正德四年五月六日、火土姓有氣入、〈○中略〉妙惠へ小人形手遊共、お幸給小文匣一、

〔槐記〕享保十一年五月三日、准后樣八世君樣安君樣御有氣入、臺上ノ御殿ヘ參候、福引○中略小文匣二人形ッ御裾分、

〔續百一錄〕元文三年五月十六日

五十五匁壹番御文匣三　九匁五分右乘臺一

六十七匁大生綱二枚　六匁五分右乘臺一

四口合百卅八匁

右者此度禁裏樣○櫻町御有卦入爲御祝儀、御近習御一統ニ被獻候、四十五方ニ割、御壹人樣分三匁六厘六毛三才

五月十六日　中山家御モヨホシ

〔續百一錄〕延享二年十二月四日、長橋樣ヘ禁中樣○櫻町御有卦入ニ付、御講尺文匣一御獻上、御使内藏助

〔大江俊矩記〕文化五年四月三日己巳、小栗栖家去月三日夜失火ニ付、道具類大方燒失不自由之由故、爲見廻目錄、文匣壹ッ、大和守ヘ贈之、三番文匣一ッ小野越中ヘ贈之、○中略

右文匣二ッ共、無紋黑漆内張散箔萌黄丸打紐幷鐶付也、文匣之包紙は各中ヘ帖入、外は紙包水引掛、製斗添無圖文匣ニ入遣了、

〔大江俊矩記〕文化八年閏二月廿八日丙子、松室山城來面、敬子ヘお恒形見之由、黑塗貳番文匣一、紗綾惣模樣之袷壹ッ持參被贈之、

〔大江俊矩記〕文化十年八月十六日庚戌、御所々々御有卦入、御祝儀今日獻上也、○中略

禁中

講尺文匣一外法寸法一尺一寸

納書類於文匣

青漆檀紙張、內張紅行成、御紋緒鐶付、眞鍮鐶、萌木丸打紐、

仙洞

色。紙。文。匣。外法寸法八寸五分

仕立同上

中宮

色紙文匣寸法同上

仕立同上、但御紋、緒鐶等無之、

十七日辛亥、東宮○仁孝御有卦入御祝儀、今日獻上也、○中略

色紙文匣外法寸法八寸五分

青漆檀紙張、紅行成內張、御紋付、無緒鐶、東宮御紋、禁中之通也、

〔大江俊矩記〕文化十二年正月廿九日乙卯、文匣大小五ッ塗直申付、漆老利

〔梵舜日記〕慶長十一年九月十四日庚辰、伏見御城へ罷出、○中略予論語抄五冊環翠軒抄、道白奥書、玉篇五冊、午、兩冊文。挾。之箱入進上、取次山口駿河守殿入御氣色、御感也、

〔男色大鑑〕五　思ひの燒付は火打石賣

有時千之丞、內證の文庫を開けし事有て見るに、假綴にして手日記、此上書に初枕とかゝるせり、

〔槐記〕享保十二年七月十六日、○中略准后ノ御命ニ類題ニアリタル政爲ノ歌ハ、永享ノ御會ノトキノ和歌ニ、其時ノ懷紙ガ、直ニ御文匣ニアリテ見ヲレタル由、關白ノ物語也ト仰ラル、

〔世間娘氣質〕一　百の鍵よみ聚る歌好の娘

緣とて此者の妻は、御所方の御歷々のすゑに召使はれて、歌書の御文庫預りし四人の中の其一人の女なれば、

納雜品於文匣

〔鬼一法眼虎の卷　五〕戀からすねて作り煩ひ痛うもない腹擦り勸學院の鼠は、蒙求の入た文庫嚙るといふ如く、

〔玉山遺稿　二〕塗利文具匣爲屈大夫題

此物隨行李、相携芳草坡、研含明月小、刀剪白雲多、寄雁裁書去、尋人載酒過、詩囊與鑑匙、探勝入煙蘿、

〔國師日記〕元和七年六月朔日、右大亭ゟ宮十次（江）飛脚下候便ギニ江戸（江）遣、一色左兵衞（江）長左衞門方ゟ小判状下り候、文匣ニ入書狀添遣、

〔大江俊光記〕元祿四年六月四日、番所ゟ使、（○中略）印判文匣ヘ入、使ニ渡遣、

〔大江俊在記〕享保五年正月元日戊辰、子剋淸陽著裝束（具）、先內侍所ニ可參覺悟、文匣ニ硯蓋入、（小北路新）（藏人名札張付）青銅二十疋紙ニ包、紅ニ而結之、書付無之、

〔諸商人世帶氣質　四〕女房は池に身を投嶋田深い分別歷々と見えし旅の侍、召連れし仲間に文庫と覺しき箱を持たせ、（○中略）仲間呼びつけ風呂敷に包みし文庫明けて、金を出さんとせらるゝを、（○下略）

草子挾

附草子挾　板文庫　併入

草子挾ハ、又造紙形トモ云フ、板二枚ヲ以テ草子ヲ夾ミ、板ニ穿チタル紐ニテ之ヲ結束スルモノナリ、板文庫モ、其形略之ニ同ジ、板文庫ニハ、又雉子文庫、小板敷等ノ名アリ、

〔好古小錄　下雜考〕葉子形（俗ニ板文庫ト云）古物希ニ存ス、東寺ニ、所傳建治帝（○後宇多）御物ト云、又一古家ニ所藏固ヨリ數百年外ノ物ナリ、其大サ東寺所傳ニ同ジ、然レバ其製大異同ナキモノトミユ、古葉子ノ法ノ大概モ此ヲモテ知ルベシ、高野山ニ古葉子形ヲ傳フト云、余其詳ナルコトヲ聞カズ、

造紙形（一故家所傳）板長九寸、廣六寸三分、厚一分七厘、（○有圖略之）

〔安齋隨筆　前編十二〕一近世堂上玩器　近世に及び、公家衆新作の玩器多し、大抵後水尾院、東福門

板文庫

院の御意巧なりといふ、〇中略又草紙挾と云もの有、板二枚をもつて草子の上下にあて、紫村濃の平組の緒にて結ぶ也、板の面の右の端に、細き竹を短く切て割て、緒の通るほど切サキて、上下二所に打付て、是に緒を通す也、左の方には竹を中に一所に打ッ、右は緒わな也、左は緒二ッ一所に入る也、上ノ板、下ノ板同じ、

〔翫弄畧〕艸紙挾

長九寸壹分半　巾六寸四分半　厚二枚ニテ五分

惣體極上檜端込入ニシテ貳枚也、堅地蠟色塗銀南鐐竹ノ節金物三所、裏表ニ付、紐ノ巾四分、内紀打白紫シテ切段染也、長凡六尺餘也、

〇

〔類聚名物考調度七〕きじぶんこ、雉子文庫、小板敷、

木地文庫、雉子文庫と書、この物むかしはかつてなき物なり、ちかきころより誰人の物ずきにや出たり、世にはしれぬ事にもいへり、これは板文庫といふ物に似たり、平き板一枚のわきへ鐶を打て、緒を付て、料紙など上にのせて、その紐にてゆひおく物なり、これは大伴家持卿の歌に、

春の野にあさるきゞすの妻こひに、おのがありかを人にしれつゝ、といふ歌によりて、好事の人のいひ出せし名也、文庫といふ名は有ながら、その物はあからさまに見ゆれば、おのがありかも人に見らるゝの意なるべし、そのさまは本をみるべし、圖式の部に出せり、きゞすぶんこといふべきをいひよきによりて、かくはいふなるべし、

小板敷

このいた文庫、きじ文庫、小板敷、皆異名同物也、その中にこの名まされり、餘の二は俗なり、

いたぶんこ、板文庫、

かみのきじぶんこに同じ板に左右のわきにひもつけて、物をゆはへておくものなり、

〔安齋隨筆前編十二〕一近世堂上玩器　板文庫と云物あり、是も草紙挾の如し、是は織物にて板をはりて下ノ板に二所ヅヽ緒をとをすやうにして上ノ板の面にて結ぶ也、緒は紫村濃の平組なり、

〔柳亭隨筆一〕板文庫

勸解由小路家記　韶光卿の御好とかや、長八寸七分、幅七寸、厚四分、極上島桐はしばみ入、四方眞黑ぬり、金高蒔繪菊からくさ、

韶光卿は烏丸光廣卿の末子、參議資忠卿の養子、寛文三年癸卯誕生、官權大納言正二位、享保十四年五月朔日薨、行年六十七歲、此器實に此卿に出たるや、

〔翫弄器〕板文庫　長八寸七分、巾七寸、厚四分、

總體極上嶋桐ニテ端込入リ、四方共ニ眞黑塗、金高蒔繪菊唐艸四方付、裏ニ紐通シノ穩在之、鵐目銀南鐐四分一座入レ、眞紅縷糸八ツ打ノ紐長クシテ付ル也、〇圖略

名稱

文箱　書囊附

文箱ハ、フバコト云ヒ、又狀箱ト云フ、書狀ヲ納ルヽ箱ナリ、文書ヲ納ルヽ筥モ文箱ト云ヘドモ、名同ジクシテ實異ナリ、

〔書言字考節用集器財七〕文筥（フミバコ）又云狀匣

〔倭訓栞中編不二十二〕ふばこ　伊勢物語にみゆ、文箱の義也、

〔倭訓栞中編不二十二〕ふみばこ　和名抄に笈をよめり、狀如冠箱而卑と注せり、又唐韻に負書箱也と見えたり、今書簡を往復するに用るふばこは、此名を借れる也、

〔後松日記十四〕ふるきよには、人のもとに文遣すには、立文に書て、使手づからもちて行たるべし、奏狀さへ宮にはいれず、文杖にさしはさみてまゐらす、上表のみ宮にいれ臺にすゆめり、又女のもとなどには、木草につけて遣すなり、足利の世よりぞ、文宮はみえにき、いまのよはやんごとなき人は、女は更なり、男もちり地まき繪、あるは螺鈿などえもいはずうるはしき宮に入て、紫のつつみあり、そをまた黑漆のはこに入たり、（このはこは路頭の間の用なり）おのれ如きも、かならず宮一重には入るなり、（此はたゞあまりこなた、いとうつくしき紙の袋を、ものし出たり、まてこれに入れねばならぬ樣なり、）ことし公よりおごりをいましめ、儉約に從ふべく、嚴に制を下し給へり、おもふに紙にふんじぬるも、かのふくろにいれんも、二たび用ゆべくもあらねば、なほ儉約に便なければ、東寺の古物をうつして、布もてぬひて、竹の篋をぞつけたり、こはかたみに名を書かはさん料なれば、表は皮のまゝにてつくれり、いまは多くたて文ならねば、たけもみぢかくぞぬひける、これをいつの屋の御あるじの君に參らせたれば、かくなんたはふれに聞えさせ給ひける、

いにしへをたづねて更にあたらしきこれぞ當時のふみふくろなる

〔南龍公言行錄 一〕慶長十九年十月朔日、〇中略大坂謀叛の早打到來、其狀箱を、板倉內膳正重昌請取、客に御前へ出て、人を拂申上候、〇下略

〔好色五人女 一〕狀箱は宿に置て來た男
備前よりの飛脚横手をうつて、扨も忘たり、刀にくゝりながら狀箱を宿に置て〇下略

〔續猿蓑集 上〕狀箱を駿河の飛脚うけ取て　沾圃

〔貞丈雜記 八調度〕一文箱古へは惣梨子地にして、一面に蒔繪をゑたる物は、公方樣用ゐられし也、私には惣黑ぬりにして、ふたの上に草木のもやうなど、一本まきゑにしたる也、(中略)文箱の名、文明大永頃の書に見えたり、其已前よりもありし物なるべけれども、文明大永頃より前の書には未見當、

〔寸法雜雜〕文箱
長サ一尺二寸、横二寸八分、高サ一寸六分、身の分也、
半文箱
長サ七寸、横二寸六分、高サ一寸四分、身の分也、

〔茶式湖月抄 二箱上〕燒杉文筥 利休好
外法、長六寸九分、巾二寸分、中高蓋トモ一寸七分、キノ高三分、蓋ノカワ高六分半、メン二分、底ヘ取廻シ、
內法、長六寸四分、巾一ず五分半、高一寸二分半、〇圖略

〔南畝莠言 上〕文箱のふたの上を朱漆にてぬれるは、紅簽の遺意なるべき歟、

〔祝言器物〕大文ばこ
金銀のかながひ、なし地、村なし地等好によるべし、
長サ一尺二寸七分、横二寸九分計、又三寸中ふくらにすべし、両の端にて横二寸八分計、ふた高一寸

九分、山高サ六分、打きせふたなり、ふくろ金入板之物類、唐織などを用、繪圖のごとし、○圖略
緒眞紅四ッ打、太サ九分、長サ一尺九寸五分、房四寸三分、袋緒同太サ六分、長サ八尺寸○尺恐寸誤房三寸
八分、

〔調度口傳〕調度目錄口傳
大文箱之事
長文箱トモ云、長サ一尺二寸、巾三寸五分、高サ二寸五分ナリ、必執紐アリ、

〔調度圖〕大文箱
長一尺二寸、廣二寸五分、高二寸五分、緒紅八ッ打、

〔祝言器物〕小文箱
大文箱同樣にすべし、但何も結構にするなり、
身高サ一寸六分、同長サ七寸八分、同横二寸七分、ふた高サ一寸五分、打かぶせぶたなり、ふくさニ
テモ包か、袋不入、
緒眞紅四ッ打、太サ八分、長サ一尺八寸五分、房三寸五分、

〔調度口傳〕調度目錄口傳
小文箱之事
長サ八寸五分、巾二寸五分、高サ一寸五分、執紐アリ、

〔調度圖〕小文箱
長七寸、廣二寸、高二寸五分、

〔婚禮道具諸器形寸法書地〕飾文箱○○
大文宮　蓋長一尺三寸三分、横三寸三分、ケハ高二寸三分、甲肉四分、身長一尺二寸八分五厘、横二

種類

寸八分五厘、ケハ高二寸五分、

小文宮　蓋長八寸九分、横三寸、ケハ高一寸九分甲肉三分、身長八寸四分五厘、横二寸五分五厘、ケハ高二寸二分、○中略

又大文宮　蓋長一尺三寸五分、巾三寸五分、高二寸五分八厘、内甲之肉四分八厘厚サ一分半、身長一尺三寸二分、巾三寸二分一厘高二寸二分九厘、

半文宮　蓋長九寸四厘、巾三寸二分半、高二寸四分三厘、内甲之肉四分八厘、身長八寸七分四厘巾二寸九分四厘、高二寸一分八厘、

五節文宮

正月、三月、五月、七月、九月ノ節句ノ繪ヤウアル、

贈答文宮

大小共ニ右寸法ニ二分增也

常用文宮

長七寸五分、巾二寸八分、高一寸六分五厘内蓋高五分九厘、キノ立上リ三分、

〔大江俊光記〕元祿四年六月十七日、火性之乘有氣入、○中略お推性十四才火○中略友左二ヶ文箱壹ふたにすかし有

〔男女祝元美人妝書四〕與入道具持運次第

十番長持

文箱　大○小○

〔當流女用鑑二〕御厨子黑棚かざりの事

黑棚の上の棚は短冊箱、○中略右は文箱、大文箱家箱ならべて置べし

〔御厨子黑棚道具寸法之事〕水師棚の小道具

文箱大文箱小文箱共に常のごとく緒付、くわん座共に銀座三がいびし、緒くれなゐ房は桐きくのから草、

〔御厨子秘傳之飾〕大ふみばこには、道のくにてたて文上卷して、禮紙をもそへ候べし、これを入べし、

〔御厨子秘傳之飾〕小ふみばこには、腰文をまきているゝなり、紙はみちのくがみなり、

〔梵舜日記〕元和五年正月十四日、三條衣棚名○町昌三來、白文箱一ッ扇五持來也、

○按ズルニ、白文箱ハ髹漆等ノ裝飾ヲ施サヾル、木地ノ文箱ヲ云ヘルナルベシ、

〔好色二代男〕花の色變へて江戸紫

又は小女童○中略御新造樣からお使ひと、つぼ口して、長文箱を差出だす手元も、今は可笑からず、

〔武道傳來記〕一内儀の利髮は替つた姿

風俗を使役の女に作り、眞紅の網袋に葉付の蜜柑を入れ、長文箱を持そへ、

〔男色大鑑〕一色は二つの物あらそひ

ゆたやかなる腰元の婢女に、時代蒔繪の文箱持たせて行くと、

〔大江俊光記〕元祿四年十二月十四日、菊蒔繪文箱藤森ゟみせニ來、金壹歩ニ而調、お堆ニ遣、

〔大江俊光記〕元祿八年四月廿六日、ちやんぬり文箱小一十三匁五分、はりま殿肝煎、代幕ニ來、

〔攝陽群談〕十六名物土產湯山竹細工　同郡○有馬有馬湯元ニアリ料紙、硯匣、筒等ノ器用、竹ノ內皮ヲ張テ鋪竹ヲ以テ、畫紋或ハ詩歌ノ文字隨所好作之、

〔大江俊光記〕正德四年五月六日、火土姓有氣入、○中略妙惠へ小人形手遊共、○中略北小路信濃へ末廣、竹文箱、

〔柳營秘鑑〕十竹姬君樣御婚禮之式

納書狀於文箱

一享保十四酉年十二月十一日、竹姫君樣、松平大隅守繼豐方江、御入輿之行列幷御道具獻上之覺

一御長文箱一對　松平左兵衛督

〔續百一錄〕延享三年二月十三日

拾匁八分 大奉書 廿四枚　壹匁七分五厘 大三ノ 紙中帖　五十五匁飛脚屋　五匁貳分白木狀箱　壹匁五分 油紙 水繩

〆七十四匁貳分五厘 〇下略

〔世間長者容氣三〕年よりは油ぎつた鯨長者

梨地の大文箱、時代金の見事なるに入れて、

〔茶道筌蹄五〕集雜

文箱　燒杉、利休形、緒萌黄四ッ打、

〔伊勢物語〕昔なまあてなる男のもとにごたち有けり、それを內記なる藤原のとしゆきといふ人よばひけり、〇中略返し、れいのをとこ女にかはりて、

淺みこそ袖はひづらめなみだ河身さへながるときかばたのまん

といへりければ、男いたうめでゝふみばこにいれてもてありくとぞいふなる、

〔大館常興日記〕天文九年三月十五日、細川豆州へ以書狀三宅庄事御返事申之、〇中略御使新五郎申之豆州文箱に入也、

〔大館常興日記〕天文九年九月二日、綠阿於爲御使尼子民部少輔かたへ之御內書御文箱ニ被入之幷御大刀則國もたせ被下之、〇下略

〔大館常興日記〕天文十年二月六日、細川播州へ以書狀申候、御脇任上意候て仕候、第三被遊候はゞ可爲珍重候由申候て、御一順、一紙進之也、文箱ニ入也、

〔老人雜話 坤〕信長五千騎にて今川義元が四萬の人數を鳴海にて破り、義元が首を取は川尻與兵衞と云者也、後信州にて死す、此時信長清洲に在、亂舞して先手より來る文箱をも披き見ず、皆負たりと推する也、○下略

〔太閤記 十四〕秀吉公憐於夫婦之間事

薩州島津內、小野攝津守ゆうに艶しかりし息女を持侍りしが、肥前龍造寺が家臣瀨川采女正に嫁す、采女正高麗在陣之折ふし、彼妻あこがれしおもひのほどを、いさゝか物に記し付侍りしを、便の船にことづてをくりけり、折ふし難風おびたゞしう吹來て、舟破損し、荷物博多のうらへ寄來るを、漁父ひろひ上侍りしが、其中にゑぶかみやうの紙にてよくつゝみたる物あり、ひろひてみれば、文箱とおぼしきもの侍りしを、ほどき見れば、まきゑなどもけだかく、よのつねならぬ文匣なり、いやしき者などの披露いたすものにあらざむめりとて、所の吏務へさしあげぬ、吏務請取つゝ、將軍の御前衆へかくと申上侍りければ、則秀吉公へ文箱の符をも切ず上しかば、右筆にて侍る山中山城守をして御一覽有に、女の文にて筆勢いとうつくしく書つゞけたり、

〔國師日記〕元和七年六月朔日、右之狀共何も一色左兵衞の文箱ニ入、封つけ、左兵衞ゟ何も被屆候樣にと申遣也、

〔貞德文集 上〕八嶋軍之事、尋常者悉皆義經武略申候得共、自鎌倉賴朝路頭人立置、手練文箱持、每日註進聞召被下知候、東鑑具記置候、○中略

正月十一日　北小路法印玄惠

梶原才藏殿

〔大江俊光記〕正德二年十月廿五日、傳奏ゟ極﨟へ來、丹藏人ゟ此方へ來回狀如左、○中略

口狀

彌御無事候哉、然者回狀持せ遣候、先日回狀入無之文箱、極﨟殿へ歸り不申旨申來候間、文箱御返辨可被成候、爲其如此候以上、　十月五日　新藏人江　頭方

御返事　先日文箱と被仰下候、入參候や不入參候事も度々御座候と、此方吟味仕候へ共、不見知文箱一ツも無御座候、文箱に入參候へば、其當座々々に、回狀入候而戾候事に御座候へど、猶吟味可仕候、極﨟江も其段可申遣候、

納雜品於文箱

〔閑田次筆一〕年ごとの文月七日のあした、陽明家より內へ奉らせたまふ、花扇といふものあり、御使は匂ひといへるはしたものにて、勾當の內侍の御許へ御文あり、長橋へもて參れるさまいと興ありて、衣被著こめ高き足駄をはき、雨ふらねども大傘をさしかけさす、みづからは文箱を携へ、下部ふたり從ひて、ひとりは此大傘一人は花扇をもつ、

〔重編應仁記五〕相國寺炎上合戰事

或時、卓上ニ短冊ヲ文箱ノ蓋ニ入レテ置タルアリ、

〔重編應仁記十一〕細川家臣香西四郎左衞門讒死事

柳本彈正ニハ、道永少シモ異心有之マジキ由、眞實ヲ顯シタル起請文ヲ書認、兼而文箱へ納メ置、

〔國師日記〕元和二年三月十日、嵯峨の永春上る、久右衞門崇書院殿良西堂江書狀遣す、此便宜に虫薬二袋文箱に入上す、

〔世間娘氣質二〕小袖簞笥引出していはれぬ惡性娘

高蒔繪の文筥の蓋のならぬほど、質の札の入つたを見て、

文箱用法

〔道照愚草〕爲御使諸家へ御內書持參の事、○中略其主被罷出時、御文箱共に直に渡之申也、或緒をときて渡申事も在之、又其まゝ渡申事在之、不定、○中略文明の比、御詠爲御談合後成恩寺殿江○兼へ細細被成御內書時、御使に參上の時相待申、御詠草をば御文箱へ被入、直に被渡下、御返書をば以御

使被渡候し事も在之、〇下略

〔武雜記〕文箱に狀を入事、不依貴賤事也、私にては人に渡候時、奏者に箱の緒をときてみせて渡事も有之、不及其儀渡候事も有之、年始に爲御使右京兆〇細川右京大夫へ勢州〇伊勢守貞宗被參候時は、馬の前へ右の方の中間持て、於右京兆樣へあがりて御文箱をとられ、おくの間へ參られ、奏者秋庭〇備中守又は別人にも御使之由被申候、御文箱を持ながら被申時、御文箱を被渡之、先々は右京兆へ直に被渡之申候也、至近代奏者に被渡之候、高國〇細川の御時まで直に頂戴なり、其時は右京兆對面の時、文箱の緒をとき、御內書をば蓋を取て直に渡被申候、蓋をもそへてまゐり候つる也、〇下略

〔常照愚草〕一自貴人御書文箱に入て給候はゞ、返書申入候はゞ、文箱をば只返し申也、愚報を文箱に不入して可遣也、

一段の貴人などへは、此方より捧書狀など理運に文箱へ入候事は可有斟酌、密々の子細などにて候はゞ、文箱に入、封をも可付候、同文箱の事、なしぢひたまき繪などのをば可有斟酌、まきゑも草木一本などは不苦也、

〔當流女用鑑二〕文を主人に參らする事

左の手に持て出べし、右の手をつきて左の手にて、ふみのもとをさし出すべし、文箱に入たるをば、ふたをあけて文ばかりをまゐらすべし、符つきたるは其まゝ箱ともにたてまつる也、

〔消息耳底秘抄〕一文箱封樣

紙ヲ文箱ノ廣サニ切テ敷之、消息ヲ納テ蓋ヲ覆テ紙捻ヲ以テ中一所ヲ結之、其上紙ノ裏ノ方ヲ面ニシテ裹之、紙ノ端ヲ文箱ノ面ノ左ノ廉ニ充テ、其左右ヲ兩方ヨリ押合テ、相計テ横ニ切之、折目ノ角ヲバ枕ヲ裹タル樣ニ可計巻也、折目ノ端ニ續飯ヲ付テ書封也、頸封ヲバ取返テ可書也、裹紙ノ端ヲ文箱ノ半ニ當ル人モアリ、是早歟、亦文箱ノ半ロヲ作テ、其左右兩方ヨリ押合テ、又押下

テロヲ下ニ押入テ封事有之、

〔徒然草上〕箱のくりかたに緒を付る事、何方につけ侍るべきぞと、或有職の人に尋ね申侍りしかば、軸につけ、表紙に付る事、兩説なれば、いづれも難なし、文の箱はおほくは右につく、手箱には軸に付るも常の事なりとおほせられき、

〔徒然草諸抄大成八〕軸とは左、表紙とは右なり、昔の文箱は卷物などのやうに、一方に付たると見えたり、緒一筋なり、左右のくわんをひきとをして、一方に一むすびむすぶなり、結方をつくるとはいふべし、

〔結記〕文箱軸物の箱などは片緒也、左の方のくわんにばかり緒を一筋付る、ふさの方を右の方のくわんに通して、ふたの上にてかたわなに結ぶ也、すべてはゞせばき箱は皆かた緒也、むすび樣同じ事也、

〔後撰夷曲集九雜〕封の封じ箱。あづけられしかたへのかへりごとに

本歌 封をつけ結びし箱の紐なれば預るうちはとかじとぞ思ふ　貞林

〔續百一錄〕延享二年十二月八日

四十匁仕立飛脚　廿五匁壹分奉書一帖みの帖　六匁七分狀箱代　壹匁五分油細引代

〆七十三匁三分

右は先日關東御飛札入用銀ニ御座候、十三方樣ニ割、御一方樣分五匁六分、三厘八毛ヅヽニ而御座候、當月十五日迄烏丸家へ御越可被下候、爲其如此御座候以上、

十二月七日　花井中納言家
烏丸前大納言家

附 書囊

書嚢

書嚢ハ、卷子冊子ノ類ヲ納ル、モノニシテ、携帶ノ用ニ供セリ、

〔類聚名義抄 六末〕褫 ハコ　文フクロ

〔江談抄 四〕歸嵩鶴舞日高見　飲渭龍昇雲不殘 晴後山川清以言

件以言詩被講之時、以言即爲講師、讀件句之時、歸崇二字、飲渭二字、音連讀之、若有其由歟云々、爲憲朝臣同在其座、件朝臣毎文場所隨身之嚢、名曰書嚢、此入抄筆之器也、聞講此詩、不堪情感、入頭於嚢而涕涙數行、時人或感或笑云々、

〔山谷詩集注 一〕送王郎

連床夜語雞戒曉、書嚢無底談未了、○下略

〔江家次第 十九〕弓場殿試事

文章生當職散位申方略、○中略文人參入、丸帶各具書嚢紙筆

〔菅家文集 三書〕十七示和堅

家塾所庫藏書之外、公私草案雜牘不成冊子而混反古堆者、貯嚢累々、滿宮疊々、前頃命待生等尋求一件之案、失其所在、皆曰點檢數遍未得之而止、和堅獨曰、曾雖網目、不記某箱某嚢故難得搜索之、○下略

〔菅家文集 三書〕十八答黒川道祐

日之昨寄一牘問春常疾、○中略就聞三竹談安覺所寫大藏經在筑前宗像社、竹記其事、其記若在春信書嚢則欲見之、○下略

〔好古小錄 下雜考〕書嚢、石山寺緣起ノ繪ニ見タレドモ、圖小ニシテ其製考フベカラズ、余○藤貞幹井ミル所ノ古書嚢凡テ六ツ、其製小異同アレドモ、長ハ皆一尺二寸許也、内一ツ封結フウムスビノ昔ノマヽニ付タルアリ、古製ミルベシ、封結今ハ名ヲ知ル人モスクナシ、

〔好古小録下〕書嚢 東寺所傳

長一尺三寸
廣三寸有裏



〔平治物語二〕信頼降參之事幷最後事

信頼卿ヲバ、○中略松浦太郎重俊斬手ニテ有シガ、大刀ノアテ所モ覺ヘザバ、押ヘテ掻首ニゾシテケル、○中略爰ニ齡七十計ナル入道ノ柿ノ直垂ニ文書フクロ首ニ掛タルガ、平アシダハキ鹿杖ツキ、市ノ如ク立圍タル人ヲカキ分カキ分行ケレバ、○下略

〔平家物語三〕あしずりの事

いそぎ御使のまへに行向て、是こそながされたる俊寛よと名のり給へば、ざつしきがくびにかけさせたる布ぶくろより、入道相國○平清盛のゆるし文取出て奉る、

〔源平盛衰記十九〕文覺入定京上事

文覺ホクソ笑テ、アヽ御邊ハ、以外ニ心廣人哉、我物顔ニ、イミジク寄給ヘリ、其廣量ニテハ、一定天下ノ主ト成給ナン、サラバ院宣進ントテ、懷ヨリ文袋ヲ取出シ、中ナル院宣ヲ進ル、佐殿○源頼朝ハ手洗嗽、淨衣ニ紐サシナドシテ、是ヲ披見シ給ケリ、

〔兵範記〕仁平四年六月廿日壬寅、貢士等登省也、○中略次貢士乘車、隨身臂袋、○有納物相具送寄、向朱雀門下、○中略次試衆懸臂袋於左、長和平相公(親信)臂袋、依重代物在家、今度用之、納干緣字書、遣紙一帖、硯、墨、筆、各一、紙屋紙三枚、或入湿紙於硯、或入硯瓶、是爲書寫題字也、而切紙押額等入之、今度強不入之、

〔長秋記〕保延元年四月十八日辛酉、賀茂祭也、○中略靭加良美、靴挾用臂皮縫之、如臂袋、尾挾、牽馬具、自院所借給也、

名稱

書案

書案ハ、フミヅクヱト云ヒ、略シテフヅクヱト云フ、又單ニツクヱト云ヒテ、多ク机ノ字ヲ用キル、而シテフミヅクヱト云ヘル名ハ、讀書、習字等ニ用キルヨリ起レリ、此器ハ大ナルアリ、小ナルアリ、筆返シアルアリ、筆返シナキアリ、或ハ筆返シヲ右方ニノミ加ヘタルアリ、又白木アリ、黑漆、蒔繪、螺鈿、金具等ヲ施セルアリ、

〔倭名類聚抄 十三文書具〕書案 梁簡文帝有書案銘、俗云不美都久惡

〔箋註倭名類聚抄 五文書具〕書案（中略）不美都久惡、見空穗物語祭使卷藏開下卷、後或急呼不都久惡、今俗省呼都久惡非是、

〔筆の御靈 前編四〕つくゑの事

つくゑを今は物書く臺の事にいへど、古は物食ふ臺の稱にて、いと大きなるも有しなり、雜要抄にも大なる狀を圖るが、ほそながにて今つくゑと云物に似たるあり、其に物多く並べ居る事あり、古の風なり、いはゞ今廣蓋といふ物に足を付たるが如くなるなり、大方はふちなしと思はる、其器の如き物を、後に物よみ物書くに用ひたるを、始の稱にて猶つくゑと云るから、古名は轉りて物かく臺の名となれり、○中略物かく臺は、昔は文臺と呼たりしなり、○中略今云ふ如く其勢低くても、又高くても、文臺と云へるなり、其文臺にて物よみも物書きも爲たるなり、○中略猶いはゞ文臺と云ど、文机と云ど、同義に落るなり、つくゑは杯を居るよしの名にて、其を物かくに用ふれば、文机といひ、臺も臺盤といふ臺にて食物置く具なるが常なるを、うつして物書くに用へば、文臺と云へるなり、是にて文臺と文机と全く同じ物なるを知るべし、今低き物のみを文臺と云ふは、後の定めにて、古を議るには取べき事なし、

〔撮壤集 中飾具〕机フヅクヘ　案同

製作

〔易林本節用集 器之財〕卓子(シヨク)

〔易林本節用集 器波財〕端込机(ハシバミヅクエナリ)

〔道照愚草〕諸道具數書事

机(ツクエ)案　一脚

〔筆法才葉抄〕手習センニハ、机ハ高二寸ノ板ニテモ、又二寸計リ有ランヲ下ニ打置テ、先習セテ後ニハ、高キ机デ習スベシ、机付ハ一ケノ相傳也、筆ヲ取ル方ノ板ノ上ニ置テ習スベシ、手習ノ机ハ高カラズ、前ノ足ヲ少シ短シテ、我前ヘウツブク樣ニシテ書ベシ、手本ノ机ハ高サ二寸也、初心ノ程ハ膝ニ付テハ不叶也、

〔寸法雜雜〕文机

長サ三尺五寸、廣サ一尺三寸、高サ八寸なり、

〔茶式湖月抄 二編上〕利休　桑机

長三尺四分、巾一尺二寸八分、高八寸一分、厚六分、ハシバミ巾一寸二分、高サ一寸、

右之内筆返シ作リ付、脚太サ一寸二分半、四方メン一分、

脚ノ入三寸八分、内巾ノ入一寸二分、

脚ニ平タナシ、直ニ中板へ付、

疊ズリ厚二分ニツヨシ 圖略○

〔雜條〕知岸机

板ハ唐桑ナリトゾ、如輪モクニテ美事ナルモノナリ、

知岸ハ黄檗山ノ山門ヲ寄進ニ造營セシ人ナリ、今ノ山門ニ標札アリ 元彼寺ハ唐木ノ伊豫國ニ流レ寄シヲ賜ハリ創立アリシヲ、知岸寄進ニ造替シ、古木ハ彼者ニ附與セラレシト聞ケリ、此古木ニテ造

レルモノナルベシ、

上皇〇後水尾ニ奉リシ形ニ造レルトテ今家ニ所藏ス、〇中略

甲板長二尺四寸、巾一尺一分、板厚八分、柱總丈七寸三分、巾一寸一分、

〔翫弄器〕文机

長貳尺壹寸五分半、巾壹尺壹寸五分、高六寸壹分半、〇圖略

總體極上嶋桐緣足付、尤足ノ四方共銀南鐐ノ覆輪、机ノ甲今織萌黃地ノ蜀紅ノ錦ニテ張、但シ四方白紫ニシテ切段染ノ啄木ニテ伏セ、四方足ノ所ヘ總角ニ結下グ、

〔北窻瑣談前篇二〕一往古、机の高さ寸法を考へし人のありしに、古法は其用ゆべき人々、座して足を延し、足先を立て、其足首の高さなりと言ひし人ありしよし、

〔好色一代男五〕今更へ、尻が出物

四尺の長机に、書院硯、筆掛、香箱、さま〴〵の唐物道具、置捨てかへれども、誰がひとつ手にとらずあるに、〇下略

〔入木道執行心得書上〕凡筆の道いろ〳〵に分つといへども、元一理なり、〇中略

第一机にかゝり樣あるべし、圖のごとく寸法法式學ぶべき事なり、口傳、〇中略

長サ　二尺八寸　又三尺　二十八宿

高サ　六寸六分　八寸　六寸　三十六 十二

廣サ　一尺五寸六分　一尺一寸五分　三十六 十二

厚サ　六分　三分　三十六

〔維新前東京市私立小學校敎育法及維持法取調書〕敎場及ビ器具

御家流使用ノ机ハ、左圖〇圖略ノ如クニシテ、尙ホ男机女机共ニ大中小ノ別アリ、而シテ貴人方

ハ其高サヲ異ニスル等下表ノ如シ、然リ而シテ其定メアルハ啻ニ机ノミナラズ、筆硯ノ類亦定メアルナリト、例セバ筆ハ延文筆、硯ハ正風硯ヲ限ル等是ナリ、

机ノ材ハ桐ヲ限リタルニテ、下人ノ輩ハ杉シラミヲ用キルモ苦シカラズトセリ、而シテ机ノ正面大和錦ヲ貼附スルハ貴賤共ニ異ナルナシト、

男机	徑	幅	高
大机	一尺五寸	四尺五寸	八寸
中机	一尺三寸五分	三尺七寸五分	仝
小机	一尺	二尺五寸	仝
女机	大中小共ニ男机ニ準ズ	仝	七寸

貴人方使用ノ机ハ、右表中ニアル高サヨリ男女共ニ五分ヲ増スモノトス、是レ貴人方ハ板褥ヲ敷キ給フニヨル、

次ニ師家一般ニ使用セシ机（天神机ト稱アリ）ノ圖ヲ掲グ、○圖略

材ハさはらニテ薄赤ニ之ヲ塗抹シ、構造甚ダ疎ナリ、隨テ價モ亦甚ダ廉ナリシ、

讀書用書案

〔空穗物語祭の使〕こゝは勸學院のにしざうし、どうゐいふみづくゑにむかひて、文どもめぐりに山のごとくつみてむしぶくろにいれて、ふみのうへにおきて、ふときぬのゝかたびらひとつおきてゐたり、

〔枕草子十二〕すき〳〵しくて獨ずみする人の、よるはいづらに有りつらん、曉に歸りて、やがておきたる、○中略 おくのかたに御てうづかゆなどしてぞ、のかせば、あゆみ入て、ふづくゑにおしかかりて文をぞみる、

〔江家次第十七〕御讀書始事
當日早旦御裝束〇中略
晝御座前立御書案藏人式并新儀式如此
寛和例、晝御座西間供繧繝端帖一枚、爲御座、其前立御書案、置御注孝經卷紙也、又置點圖角筆等、
案面推紙、
〔江家次第二十〕攝政關白家子書始
令陰陽師勘日時、以可然博士爲師、
當日裝束東對南庇北邊垂御簾、立廻四尺屏風、西第一間敷高麗端疊一枚、其前立黑漆文机、
〔小右記〕長和三年十一月廿八日庚戌、東宮某屬來云、今日御書初之剋可參入者、仍經營參入、〇中略御
座敷出雲筵一枚、其上立黑漆案、敷紙一枚、置御注孝經幷點圖等、
〔中右記〕天永二年十二月十四日壬寅、今日御書始也、〇中略次依殿下目給、入從御座間、進御案邊披御
書、〇中略
皇后賀陽院以西寢殿爲御所、但間數如淸涼殿也、然者南面也、御裝束垂南御簾、晝御座立案、其上
敷紙、置御註孝經一卷幷點圖、
〔台記〕久安六年四月廿八日甲戌、此日皇后宮權大夫、初讀五帝本紀、當日早旦、裝束寢殿西廂南二三
間、敷高麗端帖南上對面爲上達部座、同四間、敷紫端帖南上對座爲殿上人座、南一間副東障子、敷高麗端帖一
枚、爲弟子座、西面其前立墨漆書机、南北妻、件机紙金物、其上敷紙檀例紙二枚敷之、左右端押書于机、以檀紙二枚裹五帝本紀、置其
上、横敷之、不如立交其右置角筆、書机前敷菅圓座一枚、爲師座、東西〇中略次諸大夫二人東帶撤書机書并角筆、在机上、圓
座、書机一人、圓座一人、
〔沙石集二上〕地藏菩薩種々利益之事

和州ノ生駒ニ、論議房トイフ僧有ケリ、〇中略小キ庵室ニ釋迦ノ像ヲカケ奉リ、文机ニ法華經一部置タリ、〇下略

〔親長卿記〕文明十二年十月廿一日、今日日本紀御談義并御讀書始也、〇中略御前立白木机、(新調)其下落間立白木机、出御、以元長被召兼俱卿、參仕御讀之儀、畢退出、次御屏風小御座御茵等撤之、立御屏風於本御座後、(白木机在之)更出御、次被召兼俱卿、(白木机如先、但自已前座引退被立机、)次諸卿參入、

〔可笑記〕四むかし神無月十日あまりの暮つかた、武州柳原と云所をとをりしに、草屋かたぶける軒端まばらに住あらして、簾たえ〴〵なる戸ざしあり、〇中略下簾のやぶれよりさしのぞけば、〇中略つくゑの前に燈あをく照し、よみ殘したる書ども、あまた取ちらしたる、いとめやすく、いかなる人なりけん、其名ゆかし、

〔北窻瑣談〕前篇二一物よく書人は筆硯をまめやかに愛す、物よく讀人は書籍をおろそかにせず、浮屠氏の經卷を尊むこと、沙彌小僧といへども讀ときは必先いたゞき、置時は机にのす、それに習ひて、婦女老婆も、經卷とだにいへば尊み敬ふ、今時の書生の聖經をも臥ながらよみ、賢典をも足ふく具とするはいかなる心なりけるにや、

〔都の手ぶり〕兩國の橋

又たかきあぐらにのぼりゐて、文机のうへにはほうしぎのかたしを置き、ふるき世の軍物がたりをまねびいふ、まことにや僞にや、おのがめに見しごとかたりなすもおかし、

〔大江俊矩記〕文化九年四月八日庚戌、讀書机三脚調、(清記)白木也、一ッ廿貳匁宛、

〔假名世説〕大屋裏住は古き狂歌師なり、(白子屋孫右衛門、江戸金吹町に住す、)狹き裏店に唐机をすゑて書をみしなり、

〔枕草子〕九男はましてふづくゑきよげにおしのごひて、重ねならすは、ふたつかけごの硯のいと

つき〴〵しう、まきゑのさまも能ならねどをかしうて、墨筆のさまなども人のめとむばかりしたてたることそをかしけれ、

〔調度歌合〕四番　つくゑ　左

袖かけて硯をならしかく文と人にすみつくゑともならなむ

〔本朝畫史四〕狩野元信、祐勢之長子也、〇中略或適意則凭机而畫扇十數片、一日武士十餘輩卒爾來、見其所畫妄評之、織田信長公時爲上總介、爲見其畫而共衆人竊來也、元信知之、然默而不顧、出脚於机間作畫不已、

〔犬の草紙上〕むらさきの物の品々

紫の雲の林にきてみれば、紫衣きた僧の、紫檀の机によりかゝり、紫硯のふたをあけ、すみすりすましかゝれたる、

〔折たく柴の記上〕我八歳の秋、戸部の上總國に行給ひし跡にて、手習ふ事を教へしめらる、〇中略明けの年の秋、また國に行給ひし跡にて、課を立てられて、日の中には、行草の字三千字、夜に入て一千字を限りて、かき出すべしと命せられたり、冬に至りぬれば、日短くなりて、課はまだ滿ざるに、日暮んとする事度々にて、西向なる竹椽のある上にて、机を持いでゝ、書終りぬる事も有き、

〔敎草女房形氣十二下〕机の數も見れば澤山、歷としたお師匠さん、

〔敎草女房形氣十五下〕小僧三人机をならべて、手習をして居たるに、

〔行脚文集三〕琴行

こゝに女寺の妙善たれ尼、俗姓安住氏のながれ、心ざしいとすさうに、六十あまりにして、おほくの机、童女を訓たまふ、

〔東江先生書話上〕腕法三品ある話

腕法に三品あり、枕腕、提腕、懸腕といふ、枕腕は案上にて、右の手を左の手の背へのせて書をいふ、提腕は肘ばかりを案につけて、手腕をはなして書をいふ、

〔入木道執行心得書上〕身を正しく生るゝ形なり、左右の膝を机の下に入、自分拳ほどひざ開せ、右ひざ一寸程引さげ、下腹に力をこめ張、たゞしく座すべし、〇中略机にかゝり認時も、中に認時も、臥書時も、身を正しく膝をみださず肱をはなし、机にもたせず、又ひぢを體につけず書べし、

〔日本書紀二十二推古〕十六年八月癸卯、唐客入京、　壬子、召唐客於朝庭令奏使旨、〇中略大唐之國信物置於庭中、時使主裴世清親持書兩度再拜、言上使旨而立之、〇中略時阿倍臣出進、以受其書而進行、大伴嚙連迎出承、書置於大門前机上而奏之、事畢而退焉、

〔内裏式中〕奏銓擬郡領式

其儀御座東南階前置讀奏人座、用二七寸黄端一兩面草墊前立机、南廂設大臣座、其前立机、〇中略少輔執奏筥入自日華門、〇中略卿起座迎階上、執進御前、上自御座東南階、膝行奉置御前机上、〇中略少輔執硯筥相連進置讀奏人座前机上、〇中略各執勘文、〇中略大少輔傳執、置大臣及卿前机上、

〔空穗物語あて宮〕二月中の十日年のはじめのかうしん出來るに、〇中略すわうのつくゑに、まゆみの紙、あを紙、まつ紙、筆などつみて、恭手にしたり、

〔荏柄天神縁記〕貞觀十二季青陽の春の比、都良香が家にて門生等が弓遊しけるに、行逢給ひたりけり、亭主思ふやう、此君はとばそをとぢ、しきゐを出ずして、机案にひぢをくだしつゝ、弓のもとするをもしらせ給はじとおもひて、〇下略

〔好色一代男一〕はづかしながら文言葉

文月七日の日、一とせの埃に埋もれし鐵行燈の油さし、机、硯石を洗流し、すみわたりたる瀬々も

芥川となしぬ、

〔改正月令博物筌 七月〕六日

硯洗 机洗 京師の兒女今日硯机を洗ひ清め、芋の葉の露をとり、梶の葉に、七夕の手向の詩歌を書き供する也、

〔男色大鑑 一〕此道にいろはにほへと

折ふしは彌生中の四日の空麗げなる暮方より、夜習の心懸は、明日のさらへ書をたがひに耻ぬ、文字を落せば鯨ざしの數を當られ、または机を負はせ門前をまはらす事もをかし、

〔鬼一法眼虎の巻 三〕盗まれし薙刀のゑにしある主從の中

ヤイ鬼若、今此千字文の一行を覺えず讀みかぬると、弟子朋輩の兒達に汝が顏へ不器用者と筆にて書付をさせ、机を負はせ福井の姥が所へ追立てやる、大事の所ぢや、よく覺えて讀めとあれば、〇下略

〔梅園日記 四〕机上持水椀

手習ふをさなき者の、師の敎へに從はで、習はぬ時は、机の上にのせ、茶椀に水をいれてもたするに、その水こぼるれば、うつといふ事あるは、菩薩處胎經第四頌に智者將護身堅固不傾動、如彼犯罪人擎持滿鉢油、若棄油一渧、罪交入大辟、左右作伎樂、懼死不顧親、菩薩修淨觀、執意如金剛、毀譽及惱亂、心意不傾動とあり、此事又雜阿含經廿四、及び北本涅槃經廿二などにも出たり、おなかの手習の師は、多く法師のわざなれば、これらの經文によりて、ゑそめけるが、ならはしとなりけるなるべし、

〔一話一言 三十八〕京傳机塚

京傳机塚碑文相願候ニ付

口上之覺

京傳姓磐瀬氏、名醒、字酉星、醒齋と號す、一字京傳、又山東庵と號す、文化十三年丙子九月七日沒す、國豐山回向院に葬申候、

磐瀬朝臣人上(陸奥國磐瀬郡人、外正六位上見部人上、神護景雲三年三月辛巳姓を磐瀬と賜、)の遠裔にて御座候、

近古磐瀬資詮と申候者、太田道灌に仕候て、謀慮の臣たりしに、道灌亡後、去て勢州に仕し、世々郷士にて、數代口口仕候、京傳父は信明と申、勢州一志郡の郷士、信篤の二男にて、江戸へ來り某侯に仕候へども、多病にて、仕絆を脱し、市に隱申候、京傳ハ信明の長子に御座候、母は大森氏、

京傳若年の頃、花柳に遊て其光景を著作いたし、又は野史の戯編を著し候へども、性來篤實にて、親に仕て孝行仕候て、筆と心とは甚相違仕候事、御存之人物なる事御認め奉願上候、才力學量の義も、よろしく御擧奉願上候、

京傳生前之遺財にて、家弟百樹碑を建候事、御認め奉願上候、

御落欵の義は

(御號)○○　(御姓)○○　(御名)○　に被成被下度奉願上候

右筆者之義は、雅慮には相協申間敷候得共、私相認申度奉願上候、とても私生涯、碑文之書を相頼申候馬鹿ものも有之間敷候間、せめては兄の碑文相認、後年にいたり、倅や孫どもに、かたみとも見せ申度、生前の耻、大方の笑は、覺悟の前に御座候、

淺草觀音地中、人丸堂の前、榎大樹のもとへ建申候、

右碑○(圖略)のめぐりへ、四ッ目結の竹垣いたし、芝をふせ、下た草あしらひ、景色をとり申候、

碑面へは京傳生前題し置候、古机の記をしるし、碑蔭へ御文章奉願上候、

記を題し候古机は、碑下へ瘞申候、

その事は、古机の文の末に、

右一則は、家兄生前題する所、其机をこゝにうづめて、爲建之と申事を漢文にて、

年號　　京山磐瀬百樹題並篆額

など可仕哉、此義も御さしづ奉願候、

京傳古机の記の落欵は、　山東庵京傳　と可仕哉に存候、磐瀬醒といたし候ては、古机の文並俳諧歌に對し、あまり落欵かたく、且俗に通じ申間敷候、

古机の記

明和六年といふとしの二月ばかり、齢九歳といふに、師のかどにいりたちて、いろはもじならひそめしをり、かぞいろはのもとめえて、たまはりしふみづくゑぞ、この机なる、その日より、このつくゑのもとさらず、つくれる冊子は百部をこえ、つもれる歳は五十にあまれり、今はおのがこゝろたましひも、ほれ／＼しう、まなこもうちかすみゆくに、つくゑも耳おち、あしくじけ、ゆがみてもろおいにおいしらへるさまなるは、あはれいかゞはせむ、

耳もおち足もくじけてもろともに世にふる机なれも老たり　　山東庵京傳

〔寶藏　一〕机

机の用二侍り、一には手ならふ事、二には學問、共に身に切なる實德にして、彼音聲の浮藝の習がたく、忘れやすく、九までにいたりても、十に滿ざるときは用ひがたき類にはあらず、一字をならへば一字の德有、いろはをならへばいろはの德有、今川をよめば今川の德有、いはんや聖賢の書にわたらんにをゐてをや、猶佛神に物を供じてつかへ奉るこそ心の濁もきよまる心ちすれ、彼南郭子綦が常によりて吾我をわすれ、今日の几によるものは、きのふのよるものにあらずといへるは、たれかそのさかひをしらん、我世にありと人にしられず、さびしきむぐらの宿にかくれ

をるにも、思ひの外にこゝの國かしこの村よりなどいひて、らうたげなる俳諧の卷にをろかなる添削こへるこそ中々はづかしきわざながら、誠に又たのしからざらんや、

何を聞もこゝや遠方の月の友

朝夕寢起方丈康、花窓梨院得寶芳、金閨何及書生几、千聖萬賢日々擒、

〔羅山文集銘四十五〕几銘。高力左近隆長求之

惟夫烏皮之荣也、可以憩肱、可以容膝、夜雨讀書直之燭、明牕弄右軍之筆、况其尊閣六經而時術乎、寓宙之無窮、皆入我室、嗚呼黄帝有銘、日愼一日、武王所誡、無凶有吉、

慶安己丑臘月日

〔風俗文選銘六〕机銘　芭蕉

間なる時は臂をかけて、嗒焉吹嘘の氣をやしなふ、しづかなる時は書を紐といて、聖意賢才の精神をさぐり、靜なる時は筆をとりて、義素の方寸に入、たくみなすおしまづき一物三用をたすく、高さ八寸、面二尺、兩脚にあめつちのふたつの卦を彫にして、潛龍牡馬の貞に習ふ、是をあげて一用とせむや、また二用とせむや、

〔淺草庵雜文〕小机記

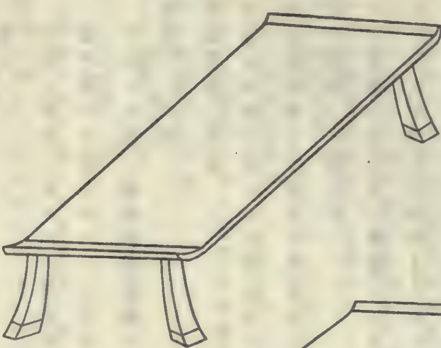
雁工人長三郎者、出入余家有年、爲人外温而内直、動止安静、寡言笑、又有巧手、善製諸器、不減工匠、以故人皆愛重、爭雇無暇日、○中略惜乎丙戌文政九年秋八月、年未滿四十而病死、其生平、爲余家造卓案諸器頗多、獨此小机始病時就業、幾成而死、遂假他匠以畢功者、常在座側、見物思人、悼懷不忍適値其忌辰、満涙淋漓其上、卽拂拭陳奠供線香及饅頭枇杷以薦、遂記如此、丁亥文政十年五月十三日、

〔後奈良院御撰何曾〕ふくろうのくろうはなくて耳づくの耳に○恐の誤なきこそおかしかりけれ　文机ふづくゑ

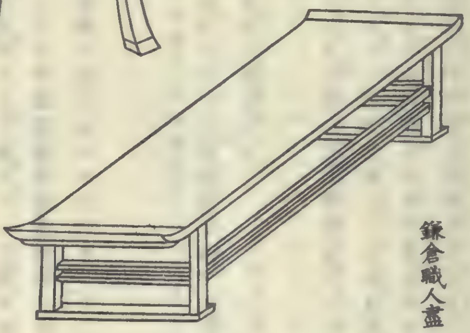
〔古圖類從　調度〕文机

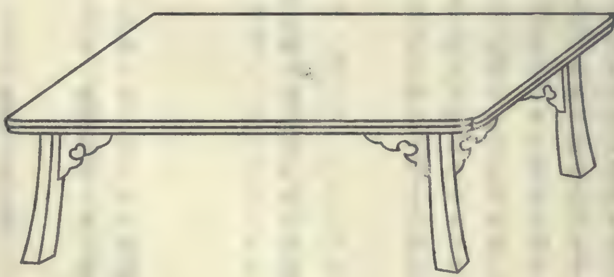
石山

鳴門中将



鎌倉職人盡





文臺 見臺附

文臺ハ、ブンダイト音讀ス、上古ハ書案ノ異名タルニ過ギザリシガ、其後ニ至リ、岐レテ二ト爲ル、

文臺ハ、書案ニ比スルニ、其形低クシテ凭ルコトヲ得ズ、而シテ專ラ詩歌、連俳ノ會ニ懷紙、短冊ヲ置クニ用ヰルモノニシテ、木地蒔繪、螺鈿等ノ品アリ、或ハ之ニ代フルニ硯箱ノ蓋ヲ以テシ、或ハ榊枝、松枝、扇等ヲ以テセシコトアリ、

〔撮壤集飾具中〕文臺ブンダイ

〔草廬漫筆一〕文臺

文臺は和歌の會にのみ用ゐるにあらず、古來書を乘てよむ故、文臺の名有、〇中略今の文臺の寸法は、俊成卿より始ると明月記に見えたり、

〔松の落葉三〕文臺の筥

今の世、歌のまとゐに文臺といふは、歌かける懷紙をうへにおくものなり、いにしへは文臺筥といひて、むねとは詩のまとゐにて、韻字を筥にいれおき、又とり出て、そのふたのうへにおきつるなり、歌をもさやうにぞしける、古書にあまた見えたる中には、筥たはぶきて文臺とばかりもかけることあるによりて、これは筥にはあらじとこゝろえあやまりて、中ごろより後に、今のやうにはつくりなせるにこそあるらめ、今も筥にしたらんには、歌の懷紙たにざくを、ふたのうへにおき、なかにもいれて、いとたよりよきものなるべし、西宮記六の卷、九日宴のくだりに、左少將兼村取韻器、昇自東階、入文臺筥、退下、といふこと見え、又開韻器封、置筥蓋、ともあり、同記十の卷、講日本紀竟宴のくだりに、取文臺筥、置博士前上卿座之方、次又外記乘燭、次上卿召

博士一人(預定其人一人也)爲講師、人々讀件和歌(此間親王公卿出歌合入宮)と見えたるは、文臺宮に歌をいれたる例なり、此くだりのはじめに、就文臺披詠詩と見え、北山抄二の卷、就文臺下と見えたるなどは、宮をはぶきていへるなるべし、其卷々のかみしもには、みな文臺宮とのみあればなり、又ます鏡老の浪の卷に、その後和歌の披講はじまる、爲道朝臣もとをしの袍に、つぼおひて、弓に懷紙をとりぐして、上達部の座のうへをとほりて、階の間より入て文臺の上におく、其外の殿上人どもの歌は、ひとつにとりあつめて、信輔一度に文臺におくとあるは、宮といはねば、このころは今の世のさまにつくれるにやあらん、又これも宮をはぶきていへるにやあらんしりえがたし、明月記には榊の枝、松の枝を文臺として、歌合をおきたること見えたるは、建永二年三月五日賀茂歌合のをりにて、神のみまへなればことことなりかし、

〔安齋隨筆後編七〕一文臺　貞丈云、是即机なるべし、又云、文臺ノ文ノ字スミてよむが宜キ歟、フミ臺と云事也、或説にフンダイとすみて文の字をよめば、湯桶よみにて惡しと云、然れども我國にては朝廷の事に湯桶よみ多し、御元服をオゲンブクと云類也、フンダイとも、フダイとも云べし、古言の格也、

〔運歩色葉集婦〕文臺

〔調度口傳〕文臺ノ事

是モ書物ヲ披キ見ル具也、又硯ヲ添ヘテ物ヲ出具トモ、長サ一尺八寸五分巾一尺一寸、板厚サ四分、筆返シ高サ八分、足高サ三寸七分、必硯箱可添、

〔安齋隨筆後編七〕一文臺　今用るは長二尺許、廣一尺二寸計、高三寸計ありて小き物也、古のは大なる物と見ゆ、新儀式に、行幸朱雀院、召文人幷試擬文章生篇、近衛次將二人舁文臺とあり、二人にて舁くは大なるものなるべし、

釋奠用文臺

〔儀式七〕釋奠講論議

其日質明、〇中略喚堅義學生、各隨所業論義二人、舁文臺於東階東堂廉少北、（獻詩者起立簾下、稱本色姓名、跪入詩臺中、復座、）

〔西宮記八月〕釋奠　上卿以題令見下、本寮屬立文臺、（二人舁文臺立南庇東二間、）掃部寮立穩座、（敷錦立床子、）〇中略本寮允取文臺、（獻詩四五枚序等之後取之、暫立東邊、）

詩宴用文臺

〔內裏式中〕九月九日菊花宴式

前一日、〇中略內藏寮立文臺於舞臺西北、（鋪虎皮、立臺上、居革筥、）

〔延喜式十五內藏〕宴會召文人者、乘輿未御之前、立文臺、紙人別二枚、其紙筆墨預受圖書寮、

〔空穗物語菊の宴〕樂所あそびす、ふむだいたてたり、みな物かきたる、かむだちめ、みこたち、はかせたちまで、しろきうちき、はかまかづくひとも、こふく給はる、

〔西宮記三月〕一曲水

出御、王卿參上、次置紙筆文臺、有勅令獻題、〇中略漸進文獻序之後、取文臺、（上臈依仰、召少將令取、）

〔西宮記九月〕九日宴

博士還本座、若有探韻、此間置、（左少將持韻坏、昇殿置殿上料於文臺宮中、右將監又以韻坏置庭中文臺、〇下略）

〔西宮記臨時二〕竟宴事

侍從所、〇中略南廂中央間立文臺、裝束訖、〇中略尙復學生一人就文臺披詠詩、〇下略

〔西宮記臨時八〕詩合

天德三八十六己丑、有詩合、〇中略殿上六位舁文臺、詣宮、置其上、

詩合裏書、〇中略同門（無名門）東第二間立文臺、試者稱籍置文云々、監試次將取文臺、置御前云々、

〔增鏡五內野の雪〕文章のはかせ序たてまつらる、管絃の具めされて、人々れいのごと吹あはせ給ふ、

そののち文臺めして詩のひかうありき、

〔北山抄 二九月〕九日節會事

次王卿屬文者就文臺探韵、○中略 内記於階下唱音記之、

〔老人雜話 乾〕五山の詩會を短冊切と稱す、○中略 詩成て草稿を一座の衆廻し見て後浄書して座右の文臺にのす、

〔源氏物語 四十九寄生〕しそくさして歌ども奉る、ぶんだいのもとによりつゝ、置くほどのけしきは、おのおのしたり顔なりけれど、例のいかにあやしげにふるめいたりけんとおもひやれば、あながちにみなもたづねかゝず、

〔後冷泉院根合〕永承六年五月五日、内裏に菖蒲の根合ありけり、○中略 左右の方人夕に及てまいりけり、まづ御殿に油を供ず、そののち左右の文臺をたつ、たかさ四尺なりけり、南庇の座の東間に、東面の書にかきたつ、○中略 次に又藏人右方の文臺をかきたつ、方二尺ばかりなる其上に大鼓臺をたてゝ、其上に大鼓をたつ、其前に蝶舞の童六人をつくりたてゝ、其根の上に、をの〳〵和歌をかく、みな銀をもてつくれり、○中略 内大臣師方卿、兼賴卿、信長卿、經輔卿、俊房卿也、左頭之辨經家朝臣右馬頭中將資綱朝臣、すゝみて文臺の下に候、○又見古今著聞集

〔袋草紙 一〕一和歌會次第 公私同之

先懷愚詠參其所隨便着座、次臨披講期召文臺、先是置講師圓座當御所中央置之、新私所謂亭主歟 次召人人歌、各隨次置歌於文臺、自下置之 ○中略 其儀文臺下近臨之、膝行置之、以歌下向御所、或説向上之、○中略 次讀師進寄文臺下取重置之、○中略 其儀取一通開之置文臺、○中略 或人云、侍以下歌不置文臺、於下講之云々、但近代不然歟、○中略 次臣下歌講之、自簾中被出御製、其儀取拂臣下歌、更居他文臺、非強儀式之時、用本文臺、○下略

〔八雲御抄 二作法〕一内裏歌合 ○中略 院宮可准之

次奏、○中略次右方自殿上昇文臺立孫廂、風流如代々記文、承暦如此、永承左方先昇、延喜左五位、右童昇、天德童女共昇之、永承承暦共六位、承暦五位交之、○中略次昇左方文臺風流如代々、承暦五位昇之、

一中殿會○中略

次置文臺、朝餉御硯筥蓋也、藏人入柳筥持參置長押上、一說には蓋を伏て置、尋常不然、○中略

一尋常會○中略

次置文臺、或兼置之硯蓋、又別文臺近年多、昔も有例、代々中殿又月宴以硯蓋也、長元六年二月、於白河院子日時、宇治殿文臺螺鈿蒔繪硯筥蓋、近院御時、後京極攝政所獻文臺蒔長柄橋、或旅所花枝松など有例歟、又用扇、

〔明月記〕建仁二年正月十三日人々濟々參入、亥時許出御和歌所、○中略有文臺圓座置了、召予參進內府及天被取歌四五通、其殘予取之、置前被目、新宰相進寄座後重之、一々被置文臺、即讀上之、○下略

〔舞御覽記〕七日○元德三年三月、中略、次に和歌を講せらる、藏人清藤めされて、のきのはなをおらせらる、ゆみのはずにて一枝ひきおりてまいれる、けしきもいとつぎ〳〵し、それを文臺にて和歌を講せらる、

〔文明十一年記〕正月二十五日

一和歌御會始○中略

御文臺　伊勢七郎

一先文臺を置申ての後に、御方御所樣御著座、其後讀師參候、其後講師參候、そのゝちかうせうの衆まいり候なり、○又見室町殿日記

〔三內口決〕一硯文臺蒔繪紋置之時巡逆如何事

置懷紙之時、有本尊者、懷紙ヲ逆ニ取直テ置候也、至極ノ貴人在座上之時ハ、假本尊雖無之逆置也、

如此之時モ文臺ハ紋ヲ巡ニ置候也、硯モ同前也、

〔今川大雙紙〕歌道之事

一亡靈の弔の時、歌の事、是は皆よみおはりて請取文臺ををき、上にたん、ざやくを置なり、○下略

〔貞德文集上〕來月祈禱連歌、如嘉例於北野法樂可仕候得共、前夜新成夢想之發句令感得候條、私宅仁而可致張行候、誠目出悴身上之可直瑞夢、末繁昌之可爲嘉兆與心面白、就之先日渡唐天神、扇流之梨地之文臺、高蒔繪之硯箱、取揃買得可申候間、急度御肝煎奉賴候也、

宇津宮內膳懿直

卯月廿四日

青襲吏部樣

〔翁反故下〕頃日土芳、卓袋、歸鄕之砌申進候筈之處、取紛失念仕候故、今日壹人差立申候、先以長々之御所勞、未御快無御座候段、乍憚隨分御自愛專一に奉存候、此間兩雅丈より被成御聞候通、亡師芭○蕉一七日、於御靈前御追善之百韵、首尾能興行に相成、何れも滿足仕候、然ば其席に御傳來之烏羽之文臺立申候、各此文臺之事は、御聞及も候半、季吟老人より、亡師に御讓之風雅傳來之雅物に御座候、根元玄旨法印より紹巴に御傳被成、貞德、貞寶、季吟、亡師と傳り候、如斯之重品ニ候へば、亡師一代尋常之俳席には御用も無御座、深川之重器と承り候迄に候、然るに先年猿蓑集撰成就仕、吟聲之砌、深川より御取寄に相成、其儘ニ義仲寺ニ被召置候、亡師も御門人中に御傳可被成御心にも可有御座候得共、亡師は一體此俳諧之事、左樣成俗事ニ御貪著被成候御氣象ニては無御座、全體隱逸、禪中風雲之行狀ニ候得ば、傳不傳之處にては無御座候、併此後は其場にては濟不申、今度此儘ニ打捨置候得ば、一道ニ立不申、永芭蕉門健候歟共存候、幸ひ此節は其角參り居られ候故、於江戶、其角、嵐雪、と申ては亡師左右之御手と被思召、無下之御愛弟にて御座候、夫故御靈前にて、右文臺讓之事申問候得ば、其角頻に辭退候て、一昨日罷歸申候、許六は病身、木節は老衰、美濃尾張は

遠方にて手屆不申、外には若輩之者許、夫故一先、右文臺を義仲寺眞愚上人ニ預置、一二年も過候はゞ、若年之者、追々出精之上、拔群之者も出來可申、上人ニ申問候得ば、路傍之廢寺、凡火災又は賊難之恐、貧地獨居故、不任心底と申候斷にて御座候、只今にては可預置所も無御座、道心之御人體に候得ば、兎角可申入筋も無之、此上は右之雅物ニ候之條、少比貴方ニ御預り置可被下候、來春に成候はゞ、拙者參上御熟談も可仕候、則右之品、此者ニ持せ進候、諸事御賢察可被下候、恐惶謹言、

十月廿七日　向井去來

松尾半左衛門樣

貴翰捧讀、先以此間は、前後之御取計重疊御勞煩被成下忝奉存候、然ば鳥羽之文臺之事、被仰聞候趣逐一承知仕候、如貴命右文臺之事は、日外亡弟よりも承り、至而大切成雅器ニ御座候由、右之器物引讓之事、御心配之段御尤千萬之事に奉存候、然るに其角能時節に參り合被居、辭退之義手前も不承知ニ存候、芭蕉門人ニ、其角、嵐雪と申事は、日本ニ俳諧好候者誰不存者は無之候、然ば門人中に何人か違背之御人も可有之共覺不申、右ニ付而は拙者より御賴も可申候得共、歸鄕に成候と申事ニ候得ば不能其義候、且又眞愚上人御返答之義は御尤之事ニ奉存候、將又拙者方ニ暫く御預可被成旨、併我等事は肉身之事ニ候得共、俗士之事ニ候へば、風流中之品物、暫も預り候境堺ニ無之候、何分にも是は雅器之事ニ候得ば、貴雅方に手前より御預申度候、仰之通り明春にも成候はゞ、拙者罷越拜面之上、兎も角も可仕、是非是非ニ讓方無御座節は、季吟末御存生之事ニ候得ば、元之通返上納可仕とても、先夫迄は、貴雅之方ニ御預り置可被下候、偏ニ奉賴候、左候はゞ魂魄も可爲滿足候、卓袋、土芳より始末は承申候、恐惶謹言、

松尾半左衛門
命清判

十月廿九日

向井去來樣

鳥羽文臺　一脚黒塗

長壹尺九寸、幅壹尺二寸、高四寸、板厚三歩、筆反壹尺一寸、

右は師嗣相承之印、季吟翁より先師ニ御相承被ㇾ成重器ニ候、今度拙者ニ御預可ㇾ被ㇾ成旨ニ付、慥に預置申候、後證如ㇾ件、

元祿七年甲戌十一月四日　向井去來

松尾半左衛門殿

但三ヶ所疵二ヶ所ハ小指先程、一ヶ所ハ小キ口四方之角損シ有、

〔鬼貫句選三秋〕文臺記

みむろ山の嵐は、立田川の錦におち、別所山の紅葉は、今江原氏鷄賀の家にながれよりて世に其名を照す、寸法は、

高サ　三寸壹歩

竪　壹尺八歩

横　壹尺九寸

裏には

別所山滿願寺尊悟、寺住之時、興昌寄ㇾ進之、

と朱を以てならべたり、蒔繪はむかしの秋底に匂ひて、夕に月をおもひ、朝に奥山の聲を志たふ、寶月日とこしなへに流れて、ちらぬ影さへ眼に沈み、やをらこしかたをおもふに、いくばくの人の心の種々となりけんぞと、知らぬ言の葉の數さへ、すゞろに戀しくこそ侍れ、ことし寶永ひのとの亥の秋、菊の花むすぶ窓のもとに筆を置ぬ、

むかし色の底に見えつゝ花紅葉

讀書用文臺

〔吉黃記〕文永十年六月十五日、〇中略春宮〇後宇多可有御書始習禮云々、〇中略今日敷御座立文臺置御注孝經、

〔東宮御書始部類記〕後深草院御記

永仁二年六月廿五日甲辰、此日皇太子〇後伏見御書始也、蓋仁安建治之例也、〇中略立黑漆文臺（件文臺課細工所令造之、高八寸、長二尺六寸、弘一尺一寸、無金物、先例也、）

〔康富記〕寶德二年八月廿八日己亥、午剋參大炊御門殿、（著直衣重大口）若公（九歲）有御讀始、〇中略若公東面座給、予進寄披孝經紐置文臺上、〇下略

以他物代文臺

〔中右記〕嘉保三年〇永長元年三月十一日辛丑、〇中略以御硯筥蓋爲文臺、人々歌次第重之、

〔長秋記〕天永二年六月廿日、於八條亭有詩合事、文臺二、（硯筥蓋）圓座二枚、燈臺二本儲之、

〔永享九年十月二十一日行幸記〕一其後有和歌之御會、〇中略俊秀御文臺を（御硯蓋也）持參して置御前、

〔長秋記〕元永二年七月十三日、於院殿上有和歌、殿上人十餘人、於中門廊講之、以唐臺爲文臺、事了分散、

〔明月記〕建永二年三月七日、依有雨氣御幸被忩、〇中略敎經持參榊枝置御前爲文臺、枝の本ヲ向御社方、以木葉面可爲上之由有仰、置歌合於其上、大納言披之、有家讀之、〇中略次出御於西鳥居騎馬幸上御社、次第如前、〇中略予依召取歌合參上、敎經持參松枝爲文臺如前讀上、了各退下、

名物文臺

〔雲錦隨筆　二〕洛北市原の普陀洛寺（俗に小町寺といふ）に小野小町の卷絹の文臺といへる有、木は山桐を以て作りたり、尤生地にして甚古く羹たり、

〔明月記〕元久元年七月十六日、ながらの橋之柱（所朽殘云々）木被作文臺、（是院御物也、）

〔源家長日記〕まことや、一とせみくまのまうでの御よろこびに、ながらの御宿につかせ給、日入がた近くなりて、こよひやがて、御船にてのぼらせ給ひければ、御舟よそひ、何くれと打まぎれて心

あはたゞしきに、君〇後鳥羽は何となきところの哀なるさま、しめ〳〵とながめさせ給ふ、〇中略むかしのながらの橋とかやは、此わたりなりけんかし、只名ばかりを聞わたるに、あとをだに見てしがなとおぼしめいたり、いづくをさしてかみえんずべきなど、かつはわらひ申あへり、御まへに少將雅經候が、その橋ばしらのきれは持て候ものをと申、京にていそぎ參らすべきよし仰あり、たゞし朽たる木のはしに侍り、何ばかりのしるしにかは、さとも思しめすべきなど申あへり、これは此わたりの住人、瀧口盛房と申をのこの傳へ持て侍し也、それが先祖に侍けるもの、此川のへんをあやしき舟にのりてわたり侍けるに、舟にこたへて、ふね俄にうごかず、かへらざれば、人をおろして、水底をさぐらせけるに、ほりいだせるなり、こまかに見侍れば、中にくろかねのしんたてゝ、柱のたゝずまひのすがた也、さればよと思ひあはせて、とりて今につたへたりけると申、京へいらせ給て、二三日ばかりありて、此橋柱のきれまゐらすとてそへたる歌、

これぞこのむかしながらの橋ばしら君がためとや朽のこりけん、返しせよと仰はべりしかば、

これまでも道ある御代の淺き江に殘るもしるき橋ばしらかな、是を文臺にして、和歌所におかる、これにてはじめたる御會、うちの御わたりのついでに侍き、〇中略其たびの和歌の御會に、やがて此ながらの橋柱の文臺を用らる、そのなかに、其比なりしかば、とりわきてしるし侍、あるじどのゝ御歌、

今宵しもやそうぢ川にすむ月をながらの橋のうへにみる哉

〔古今著聞集五和歌〕ながらの橋ばしらにて作たる文臺は、後惠法師が本よりつたはりて、後鳥羽院の御時も御會などに取出されけり、一院の御會に、彼影の前にて、其文だいにて、和歌披講せらるなる、いと興ある事也、

〔續後撰和歌集秋六〕九月十三夜、十首歌合に、昔の長柄の橋の橋柱にて、つくりたる文臺にて講せられ侍し時、名所月、

太上天皇

月もなをながらに朽し橋ばしらありとやこゝにすみわたるらん

〔類柑文集上〕長柄の文臺の記

貞享甲子元年の年にや河村瑞軒といふものにおほやけの仰せごとくだりて、難波古江の埋れたるを堀て、船路の自由ならしめよとの惠みあまねき御ふれに付て、都鄙萬薨のものども、舊澤の歩にさゝれてまゐりあつまるほどに、なんなく山をつきたて淵瀨さらなる川筋となれり、さればかの名橋のあとは今はわたりに成て、その封境を去る人まれなり、こゝにいにしへをあふぎて今の物數奇したるともがらも、こゝらあたりにこそ其古杭はあらんあとて、おぼつかなき世の幸を得まほしく、奈裏までもとうちたつる人の力に任せて、この埋れ木を堀出たり、往古稱美のかたみにしてことにたぐひなき板目なりければ、朽にしからにけづりなして朽せぬ名物とはなしぬ、いはゞ山の井をすゞりにくませ、濱荻を筆の軸にきらせて、みちのくに紙のあつごえたるにかさねたらましかば、人麿の神も其左に口給まじ、赤人の神も一塵の句所をあらそひ給ふまじ、誠にありがたき寶ならずや、よりて當時の人をして結構に文詞をかざり、和歌連誹の讃まち〳〵みちぬを、予もその數にくはゝりぬべきよし、故實はいはずともさとしければ、今の事實をあらはしてかゝる時代にむまれあふ人、壘の上にしてたやすく此重寄を拜みぬるよろこびをのべぬ、其信うたがふ事なれとしかいふのみ、

晉子

もる月もむかしの橋の朽目哉

〔銘層譚下〕禁裏の文臺に蔦の細道といふあり、桑をもて造るよしいへり、何の故をもてかくは名

付けしやしらず、或云、取于伊勢讀宇津山故事也、後水尾帝所勅也、○中略按文臺見臺書臺等の名中世以後に起れり、

〔一話一言九〕清水氏文臺記。。。。

豐臣大閤の、あめがしたまつりごち玉ひける比、こまうどのみつぎおこたりむらいなりければ、そのつみたゞさんとてまづいくさのきみよりはじめて、いさめるつはものども、あまたかしこにわたし、もしかの國のあだまうにふせぎいどまば、みづからゆきむかひ玉はむりやうにとて、あらかじめ孔雀丸といふおましのふねをつくり、西のうみにうけをきて、いさをしあるたよりをまたれけるが、さばかりゆゝしくおこりたる高麗くだらのあだども、わが日のもとのたけくいさめるつはものゝ、道にたちまちにまつろひしたがひければ、くしやく丸のふなよそひは、つなげるまゝにて、なみかぜしづかなるよとなりぬとぞ、そののち浪花のむかしはもにうづもれしことなりしをいまのかしこき御世につたへおはしまして、かつことを千さとのなみのほかにさだめし船なればとて、御くらまちにおさめおかれけり、清水のぬしみふねのあづかりと聞えしほど、この孔雀丸のもゝとせあまりおほくのとしをへて、こゝかしこくちそこなひしを、おほやけにまうし、ふねのたくみにおほせて、うるはしうすりくはへ、しきのいたあらたにつくりあらためられし、そのふるききのいさゝかくちのこりたるをえて、わたくしの文だいにつくらる、さるはながらのはしばしらのあとにつげるがうへに、これはつはものゝみちにとりては、ゆゆしき故あるなれば、ものゝふの家にして、からのやまとのふみをゝき、花のあした、月の夕、ことばの露かくべきにつきなからずこそ、しかのみならず、かゝるおほせごとをうけて、すりせしといふことを、錦の襖ながきよの子むまごに、柱の梓さしてしらせんがため、其ことしるしてと、稲葉のぬししてこはるゝに、しゐてもいなみがたく、夏がりの蘆みじかき筆に、させるふしなきこ

雜載

とをかいつくときは天明五年四月になん、

みなもとの和鼎志るす

清水兵勝御舟手家文臺竪貳尺七寸、横一尺五分、裏書に右の文をかくべきよしにて、たのみ來候をうつしをきぬ、

〔鶉衣續編中〕郭公文臺記

郭公の文臺は、名におふ二見潟の浪に立並ばむとにはあらず、昔持ける文臺は、世を遁れかくれ入ける比、今は誰がもとに客をかぞへて、奈良茶たくべき身にもあらず、さらば不用の物はなきこそまさらめと、ほしがる人に打くれて、過ける程も二十年に近し、遍日夢談なるそのこ訪ひきて物語ける序に、此菴に此物なきは、寺に鉦なき心地ぞする、かばかりの物一ッ何の所せきことかあらむ、かゝることよく心得たる者あれば、翁のために造らせんとおもひてすゝむ、げに思へば必懐紙を置のみにあらず、座右にあらばよろづにたよりよきこともあるべし、長明が車につみて建つ崩しつことそぎたる方丈にだにも、折琴繼琵琶を貯たるためしを思ふに、あらばさてありなむ、さるにても今世に、此道の行はるゝことや、凡心なき總内杢兵が徒まで、家に一脚の二見なきは稀なり、さるから裏書裏書の望たえず、老の手もたゆきばかり、夢にも見え、幻にも立がごとくいとむつかし、只書もうらがきもなき物ならばやと、この一脚を新製して、草庵の寶物とはなせるや、身の後に財のこるは吉田の法師も憎しか、心とめけむと云べき程にもあらず、よからぬ物をとの謗りあらじ、且此名をかくよぶは、もし見る人あらば見て志るべきのみ、

一聲や二見にかよふほとゝぎす

〔永享九年十月二十一日行幸記〕

一諸司御所之西の御六間、御屏風を立廻して一獻の被構御座敷、御硯文臺、蒔繪中略○

一帶之御所〇中略

御硯文臺蒔繪

〔道照愚草〕永正八年四月十二日、於吉良殿御所大内左京兆申沙汰にて、犬追物在之、仍日記を文臺には不置之、今日貞陸就申之、文臺にすわらざる由貞久被注置、犬追物日記に備に在、永正三九廿六令披見間寫置之、常には文臺御硯をも難申出、今日は御硯ばかり被申出之由被注置候也、

〔嫁入記〕一すゞりぶんだいの事、すぎはら一でうに、すゞりそへて、ぶんだいにをきて出すべし、ぶんだいは、あながちうたれんがのだいの時のくわいしならねども、よろづのかき物をうくるなり、

〔男女祝元美人粧書四〕輿入道具持運次第

二番長持〇中略

文臺

〔京極大雙紙〕文臺に硯紙を置事、文臺の下に紙、かみの上に硯を置べし、紙文臺の上に置とも、紙を敷、硯を上に置べし、

〔調度口傳〕飾付目錄口傳

文臺ノ事

是モ床ノ中央ニ書物ヲノセ置ベシ、或ハ硯料紙ヲノセ、又ハ硯ト色紙短冊抔ヲノセ置モアルベシ、

〔寶藏一〕文臺

いかにやいかに、とてもさて、此器と成侍らば、時めく人の調度とはなりもせで、かくあやしのわがもてあそびとなれる事よ、かの林におふる良木の、かみなるすがたに用られ、老もなる形にき

見臺名稱

ざまるゝも、せしむるもの、あればぞや、いかんぞひだのたくみをうらみえむ、左からば今我ひざもとに有事も、其せしむるものありてかく侍る也、またすく世のちぎれるほい有てはたせる也、ともかうもせよ、垣ほの櫻の匂ひうすくも、時をわすれず、盆池の蓮の葉せばくも、糸長く道をのする器となしてまし、此席に遊びて四もとの花、八空の月をめでなんともがらは、いかんぞ彼仙郷のことはに、花さき、月のみつるをもうらやまん、かくてぞ散行えだを春にかこち、かたぶく空に夜半をうらむる心もなく、たのしめどもあふるゝ事なく、かなしめども心をやぶり、身をいたづらに及す、玉の臺ならずしてをのづから塵の世を離るゝ、なかだちともならんかし、

かげうらの花やこてふのかくれ郷

貴人賤客迎文臺吟月詠花逸興催、其日天神稱執筆只須畫松梅、

〔明良洪範 二十五 婦人傳二〕堀越後守忠俊後室

御文臺ノ總角ハ、飾リニシタル物ト思スナランガ、是ハ御妊娠ノ時御養生ニ入ル事ゾカシ、

〔好色一代女 三〕調謔歌船

文臺に入れしは、熊野の牛王、酢貝、耳姦しき四つ竹、小比丘尼に定まりての一升干杓、

附見臺

見臺ハ、ケンダイト音讀ス、斜ニ書冊ヲ置キテ、講讀ニ便ズルモノナリ、

〔書言字考節用集 器財 七〕見臺（ケンダイ）本名鐵架、起自魏武帝、

〔草廬漫筆 一〕文臺

今時の見臺は後世の作意にして、古代無所の物也、さればにや伊藤仁齋其名の俗なる事を厭ひて、見臺といはずして、側几と云たり、

〔倭訓栞 前編 九〕けんだい　書見臺の義、傾架の類也、中山傳信錄に書架と見えたり、

〔安居院聖覺法印源氏供養諷誦文之記〕僧都せもんを召て經机。けんだい。取よせ、此女房、御經色紙なる、おかむずらむと見るに、一の卷より次第に取出して並べ置たり、

○按ズルニ、けんだいハ、或ハぶんだいノ寫誤ナランモ知ルベカラズ、姑ク錄シテ考ヲ俟ツ、

見臺製作

〔室町殿日記〕〔一〕御用等之事

から木にて御けんだいを被成候により、いつぞや、大ともむねしげより之ん上仕られ候、之たんとたがやさん御たづねなされ候間、御藏よりも御出し候て、御目にかけらるべく候、たゞいまの事に候、かしく、

廿三日　　にしむきの

つぼね

くめのせうどの參

〔茶式湖月抄〕〔二編上〕利休　桑見臺

天　長一尺二寸四分巾八寸三分厚二分、前ノ本モタセ高外法八分半、厚二分、裏ノアリ四分ハナヨリ一寸三分入リ、

臺　上大サ五寸四分、下五寸八分、高サ三寸八分、メン五分、

柱高後口九寸六分、下ノ太サ八分、上五分半、八角ナリ、○圖略

讀書用見臺

〔調度口傳〕飾付目錄口傳

見臺ノ事

是モ床ノ中央ニ、書物ヲノセテオク也、

〔資勝卿記〕元和五年二月廿五日己卯、三條西、伊勢物語講尺有、一段、ケンダイ上ダンニ有を、下ダンへ持て下テ、カウシヤクナリ、微音也

見臺雜載

〔好色二代男 二〕大臣北國落

內には腰の屈みし甚親仁の、廣袖の襲著、ねりつだちの袴に、綿帽子にて天窓を包み、目八分に見臺を直し、古文を勤學して居る、

〔西山遺事〕元祿六年、禪智院日通來赴久昌寺、事竣歸于京師、公命工製書架、手書抹金以贈之、銘曰、卓之勢、領手之勢、腕斜架欹、書身直便看、

〔長崎夜話草 四〕長崎義夫二人

延寶の比長崎甚餓たり、小篠吉左衛門とかやいひし者、身貧しといへどもくるしめる色もなし、性酒を嗜めり、みづから酉水軒と號す、人是を淵明と字せり、常に書を見る事を楽みとす、〇中略老て子弟の養ふもなし、ながくありて人の助施をうけん事を恥といひて、飢たる色をあらはさず、見臺によりて近思錄見ながら前にうつぶきて餓死せり、〇下略

〔町人囊 一〕或學者のいはく、〇中略わかき人などの一とせ二とせ學びぬれば、稽古修行のためとて、友人を集め見臺にむかひて、聖經を講談す、〇下略

〔鳩翁道話 一上〕此見臺もその通りで、棚のかはりにもならず、又枕の代りにもなりませぬ、やはり見臺は見臺のあるべき樣に御つかひなさる、

〔雲萍雜志 二〕江戶にて予がまたしく交りし友に、佐伯何某といふ人あり、書をこのみて食事の傍にも見臺をすゑて、書籍をひらき置きて見居けり、

〔羅山文集 四十五 銘〕稻邊俊長書格銘 并序 後號春碩

世稱書度曰見臺、其名不雅、然鏡有臺、盞有臺、則書之有臺何苟哉、心之虛靈亦有臺、臺上何見、見所見而已、文王經始靈臺、登而觀之、天地明也、上下察也、前後瞻忽焉、左右洋洋哉、而文王望道而未之見、其同時而所見者誰乎、不視惡色而歛之者太任也、不視惡色而歸之者伯夷也、見而知之而來者太公也、

亶聰明作元后者武王也、視般墟而去者微子也、視曰明而陳洪範者箕子也、仰觀俯察而重卦爻者周公也、見南山蕨而心則悅者召伯也、是皆歸於文王之所見、而一臺上之都會也、天下萬世所見之心鑑也、嗚呼盛矣哉大矣哉、聖賢所見、君子所見、仁者所見、智者所見、先師所見、後學所見、雖有等級而至於成功一也、孔子曰、文王既沒、文不在茲乎、文之爲文也純而不已、道爲道也大而無疆、未墜于地布在方策、可以學習、可以省察、可以警戒、庶幾見所見而勿視非禮、若否則書不書、如見何、臺不臺、如靈何、至如老佛所謂盲五色黜聰明、觀河而知性見桃而悟道乃無取焉、小子念哉、勤哉、公明儀曰、文王我師也、周公豈欺我哉、晏卿可司、敢告靈臺、銘曰、

聖經賢傳、見于尺臺、立見輿見、惟忠敬哉、深受在親、良知之孩、四端發火、寸丹撥灰、茅勿塞徑、鏡宜拂埃、大意既見、輿點悅開、明窓棐几、于書于詩、熏爐燈檠、有友有師、萬古長夜、再見仲尼、惜日省暇、待雨化時、歲不我與、小子勗之、

右書格銘并叙、應稻邊氏俊長之請而書之、且規其遠者大者云、

壬戌元和八年〇秋九月中浣

〔羅山文集四十五〕河野春察書格銘寬永十三年作

聖人之書謂之典、典者經也、常也、以其萬世可常行之道也、始制典字、象冊在几上尊閣之也、是書格所以作也、〇下略

名稱

夾算 籤 栞 文鎮 [併入] 角筆 計算

夾算ハ、ケフサンド音讀ス、竹或ハ木ノ長サ三寸、幅五分許ナルヲ薄ク削リテ、凡ソ三分ノ二マデ割リ、其處ニ絲縫、又ハ紙捻ヲ以テ纏ヒ、更ニ裂ケザラシメタルモノニシテ、之ヲ以テ卷本或ハ冊子ノ紙ヲ夾ミ、以テ檢出ノ用ニ供シ、以テ讀過ノ記ト爲ス、

籤ハ、セント音讀ス、牙又ハ木竹ヲ以テ製シ、經籍ノ名ヲ記シ、上頭ニ孔ヲ穿チ、緒ヲ通シ、帙簀ノ紐ニ附著シ、或ハ直ニ卷子ニ結ビ付ク、又軸頭ヲ徑チニ籤ニ造リテ、其書名及ビ年號等ヲ記スモノアリ、之ヲ往來軸ト云フ、

栞ハ、シヲリト云フ、書ヲ讀ミ卷ヲ掩フノ際、之ヲ讀過ノ處ニ置キ、以テ再讀ノ便ニ供スルモノナリ、

角筆ハ、小學ノ人ノ句讀ヲ學ブ時ニ、此ヲ以テ書中ノ字ヲ指シ、以テ毎字ノ音訓ヲ記憶スルニ供スルナリ、故ニ又字指、字突、ヨミヂクトモ云フ、

計算ト云ヒ、文鎭ト云ヒ、其形ハ大ニ異ナレドモ、共ニ金石ヲ用ヰテ、紙ヲ鎭スルナリ、

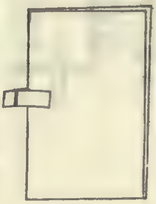
〔枕草子　一〕御さうしに、けう○○○○さんして、○下略

〔松の落葉　四〕夾筭　鐵尺

けふさんを今の世にはけいさんとよこなまりいひ、見れば鐵尺にて夾筭にはあらず、鐵尺は江家次第五の卷、列見のくだり、請印の事いへるところに、外記授寫、史生開文、置印盤上、以鐵尺鎭之と見え、同書十八の卷、外記政のくだりに、史生取文置案上、以鐵尺置之、とあるなどをおもひわたしてゑるべし、今けいさんといふものに同じ、けふさんは同書四の卷に、置刀執筆書之、刻夾筭（ケツサン）置之、同卷に、次改正召名（割除刻夾筭儀准上）とあるを見れば、紙をはさむものにぞありける、其さ

まは此卷の頭書に、夾竿長三寸、以竹作之、以絲結之、或以紙捻結之、爾說也と見えたるにて、おほよそにはしられつ、又淸少納言枕册子に、御さうしにけふさんしてといへるも、よみさしたまふところのさうしの紙を、けふさんにはさみおくことにて、江家次第に見えたるに同じ、

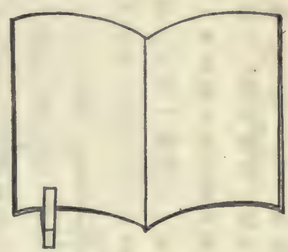
〔牙籤考附錄〕按ズルニ、文夾栞木之記ニ云、斗算ハ書册ヲ見カケ置トコロノシルシ、又入用ノ記文ナドノコヽロヲボエニサシオク物ト見エタリ云々、斗算ハ則チ今ノ圭算、又計算トモ書モノニテ、書物ノ鎭ニモ置キ、或ハ書行ノ圭ヲ引ク具ナラン、計ノ字、草字ニ斗ト書キ、計ノ字略シテ斗ト書ス、字形似タル故、斗ヲ計ト誤ル歟ト云ヒ、又春曙抄〇枕草子ニ境算ト書テ世ニけさんト云モノ也ナド云ルハ、トモニ誤ニテゾ有ベキ、オモフニ夾算、斗算、一物二名ナルベシ、算ヲ夾メル形ヲ以テ又斗ト云、夾算ハ書ヲ見カケタル所、又不審ノ所ニハサミオクモノナルベシ、サテ斗算ハ今世俗寫モノヲスルニ、ハサミ竹アリ、是亦夾算ノ遺意ナルベシ、

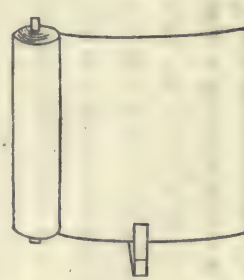


如此夾ム甚便ナリ

此斗ノ形ユヱ斗算ト云ナルベシ、今ノ圭算ニ當ルハ非ナラン、元トウスキ竹ヲ以テ作レバ、紙ヲ鎭ス可キ様ナシ、況ヤ書行ノ卦ヲ引ハ成ラザルコト也、必竟算ヲ夾メル形ヲ以テ又斗ト云シ事ナリ、總テ柄ノツキタルモノヲ斗ト云、ヒシヤクヲ斗ト云ヒ、ノシヲ熨斗ト云ノ類也、

製作





書卷ニ夾メルトコロ、斗ノ形也、

○按ズルニ、夾算ノ夾ハ、其用ヲ擧ゲテ字ノ如ク書卷ノ紙ヲ夾ムヲ云ヒ、算ハ其體ヲ擧ゲテ算ニ似タル故ノ名ナルベシ、牙籤考ノ說恐クハ非ナラン、

〔江家次第四頭書〕直物

夾竿長三寸、以竹作之、以絲結之、或以細紙捻結之、兩說也、

〔長秋記〕大治四年二月十七日丙寅、外記令持來夾竿、且十許也、以木作之、長三寸許也、不結中、先例結中歟、江中納言記云、以絲結之云々、

〔山槐記〕夾竿



件夾竿、大外記師元朝臣作之與予也、寸法如此、以竹(其色頗黃)作之、長申方也、其員廿許、以細紙捻具結結

夾算爲檢出之用

之、清家竿頗短、或又以絲結之云々、

〔安齋隨筆前編七〕夾竿（クワサン）　書を讀て半ばに至て止む時、未だ讀ざる所のしるしに夾み置物也、高野山の古き藏書に夾みてありしを摸して傳へたりとて、村井敬義が製したりしを一つ予に與へたりき、山槐記に除目の日に用る夾竿の圖に符合せり、其製竹を薄くへぎて、厚サ三厘ばかりにして、長サ三寸、廣サ五分にして、其厚サ三厘ばかりなるを、又半割かけて二片となす、割たる分一寸九分、わらざる所一寸一分ほどあり、二片の內一片をば長サ七分切捨て短くし、割れ止りの際を、甚細き紙捻を二重廻して、竹の短き方の中にて結切也、〇下略

〔閑田次筆二考古〕西村正邦予が七旬のことぶきに七種風流の物を贈られし、其一色に夾竿二枚有、一枚は三寸、一枚は三寸六分、各曲尺なり　三寸の方は江次第の寸法とぞ、〇中略、また一枚の長きは高野山の古文書にはさまりて出しを、さきに藤叔藏うつされし形也といへり、〇中略　いま用る枝折よりもことそぎてやすらに古雅也、

〔西宮記正月下〕除目

上卿讀大間、有可載黃紙別紙上者、其所可剗夾竿、

〔江家次第四正月〕直物（ナヲシモノ）

外記置硯筥、件筥入續飯、礪板、小刀、夾竿以絲結之等、

〔北山抄一〕正月十一日除目事

直物事

召硯召名、〇略　註令參議改正、〇略　註隨直勾勘文幷申文、〇略　註夾算召名、付一行有空所者、又指夾竿云々、畢、〇中略　目參議

令放舊年召名、有竿夾、枚々於上卿前放之、卷加當年召名奉之、取殘卷々歸座云々、

〔北山抄六〕除目淸書等事

夾算爲讀過之記

上卿取大間、〈○中略〉令參議相分清書、〈或上卿讀令書之、別紙者先挿夾算、〉

〔枕草子 一〕古今の歌二十卷をみなうかべさせ給はんを、御學問にはせさせ給へとなん聞えさせ給ひけるときこしめしおかせ給ひて、御物忌なりける日、古今をかくしてもてわたらせ給ひて、〈○中略〉例ならず御几帳をひきたてさせ給ひければ、女御〈○村上女御芳子〉あやしとおぼしけるに、御さう紙をひろげさせさせ給ひて、その年其月なにのをりその人のよみたる歌はいかにととひきこえさせ給ふに、かうなりと心得させ給ふもをかしきものの、ひがおぼえもし、忘れたるなどもあらば、いみじかるべきことゝわりなくおぼしみだれぬべし、其かたおぼめかしからぬ人二三人ばかりめしいでゝ、碁石して數をおかせ給はんとて、きこえさせ給ひけんほど、いかにめでたくをかしかりけん、御前にさぶらひけん人さへこそうらやましけれ、せめて申させ給ひければ、さかしうやがて末までなどはあらねど、すべてつゆたがふ事なかりけり、いかで猶すこしおぼめかしくひが事見付てをやまんとねたきまでおぼしける、十卷にもなりぬ、さらにふようなりけりとて御さうしにけうさんして、みとのごもりぬるもいとめでたしかし、

〔枕草子春曙抄 一〕境算也、世にけさんといふ物也、古今の上にをかせ給ふ也、

○按ズルニ、けさんト夾算トハ別ナリ、

○

籤

〔倭名類聚抄 十三 文書具〕籤　玉篇云、籤〈昌廉反〉驗也、一曰銳也、貫也、

〔箋注倭名類聚抄 五 文書具〕按西京雜記、秘閣圖書皆表以牙籤、韓愈詩、鄴侯家多書、架插三萬軸、一一懸牙籤、新若手未觸、源君所擧即是也、蓋籤作小牙版、題書名懸之帙、以便檢尋者、通俗文云、記識曰籤、見玄應音義、其謂之籤者、取記識之義也、又有用木籤者、法隆寺東寺庫中今猶稀存、又契勞軸頭題其書名、又謂之籤、牙籤之一轉也、後世呼往來軸者是也、

〔運歩色葉集氣〕牙籤

〔好古小錄下雜考〕軸頭ヲ牙籤ノ如ク製シテ、其書名及年號等ヲ記ス、軸ヲ名テ籤ト云、南都ニテ往來ノ軸ト云、何ノ義タルヲシラズ、嘗テ古物數十枚ヲミル、其形一ナラズ、意ニ任セテ造ル者也、今古物アレバ毫釐ヲ差ヘズ摸造スルハ泥ムト云ベシ、喪葬ノ文書ニ用ルハ竹ヲ以造ル、

〔東大寺正倉院文書成卷之餘〕造東大寺司　牒興福寺三綱務所合經貳佰參拾卷〇中略

牙籤漆枚〇中略

天平勝寶七歲四月廿一日　　呉原生人

〔續修東大寺正倉院文書五十〕合參拾貳卷〇中略

牙籤二枚

右依阿刀主典五年九月九日牒付便使沙美滿杭令奉請如前、　　呉原生人

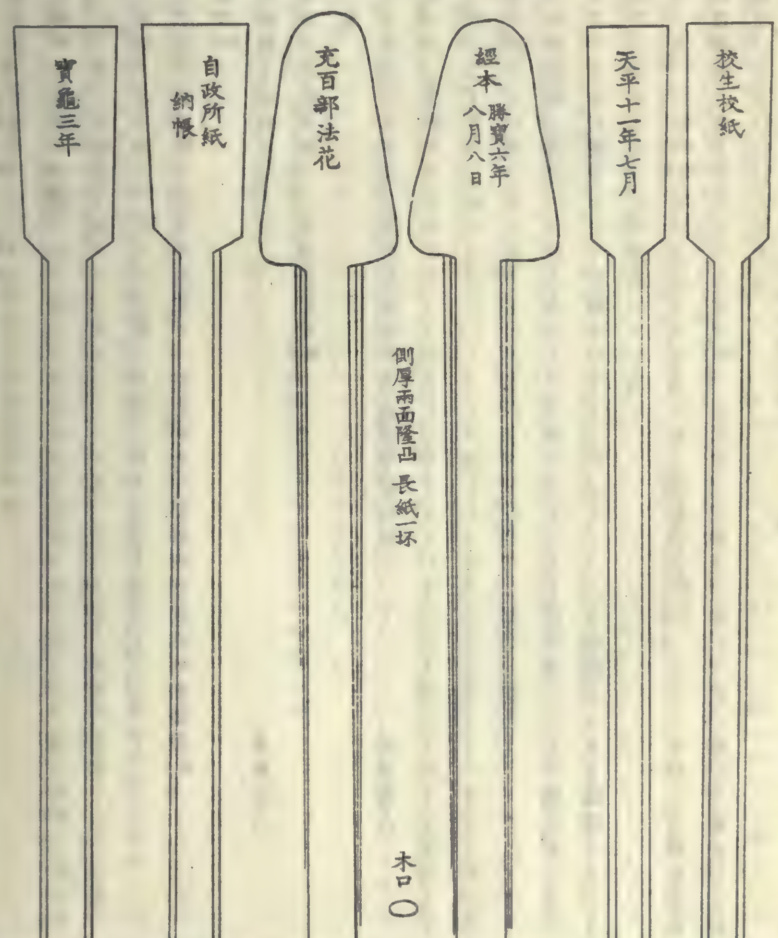
〔空穗物語國讓上〕大將おろかねのか、り四、あしつけさせて、いもじどもめして、つくらせ給て、とりあぐる魚どもとらせつ、鮎一こはへいしぶし、小餅いれさせ、あらまきなど、そへさせて、藤つぼのわか宮の御もとに、てづからわうらい月日かきて、せ°む°たてゝ御なし給へり、

〔法然上人行狀畫圖三〕獨木かけはしあやうく、九花いろめづらし、持寶房にいたり給ぬ、試にまづ四教義をさづくるに、籤をさして、不審をなす、うたがふところ、みな圓宗のふるき論議なりけり、まことにたゞ人にあらずとぞ申あへりける、

〔道の幸〕十二日〇寛政四年十一月、中略、けふは壇王法林寺へゆく、美福門院〇藤原得子のか、せ給へる、紺紙金銀泥の諸經集儀僞二卷、ぢすに入たるあり、〇中略さて啄木の組もてゆひて、前の端に牙籤かけし緒付て、牙籤はいづちいにけんみえず、

〔道の幸〕十一日〇寛政四年十二月、中略、卯の時ばかりに出て、高雄へ行、〇中略後白河院御寄附紺紙金泥の一切

〔東大寺正倉院文書成卷之餘〕



案

經あり、例の帙簀に牙籤かけて、表に大般若經、裏に第一帙とゑりてあり、

〔間合早學問 下 文房名物〕栞(かん)〈しなり のるゐ〉

〔雅遊漫錄 二〕栞

此具は本邦の製大さ短冊に同じ、頭に錐し、白紅の條を左料にして付る、厚紙に絹をふくろに縫て入る、書を讀かけて置時これを入る、揷簽(ケフセン)を付るは君子のつゝしむ事也、是を用ゆべし、或は歌をかく、

吉野山去年のしほりのあとかへてまだ見ぬ方の花を尋ん

此歌をかくと也、官家より出るものなり、

〔茅窓漫錄 中〕枝折

文房の具、書紙の間にはさみおく枝折は、近歲の物にて、黃門義公始めて製したまひ、大內へ獻せらる、後水尾帝枝折の名を付けたまひ、新古今集に載せたる西行の歌を書きつけたまふ、〈寸法あり○中略〉枝折といふは、標折(シメヲリ)の義にて、一字にては栞の字もしをりと訓ず、〈○中略〉山に入るに木の枝を折りかけて、道の標となすをいふ、此意をとりて、今の枝折といふ物は出來たり、文房必要の雅器となりしより、天下讀書の人、みなしる事になりて、右西行の歌も書き、又拾玉集慈鎭の歌、

歸りては重なる山の峯毎にとまる心を枝折にやせ無、

又堀川百首傳燈大師の歌

暮れぬさき山を出でむと急ぐ間に枝折をもせで越えにけるかな、右二首も書たり、此物漢土にもあり、事林廣記に、若作詩時、用此一韻、則揭開策子、一觀則皆可見矣、といふ開策子なり、綠に金とりたるも、又金紙にて仕立るもあり、又裏を銀にしたるもあり、穴を明け、皮にて括るもあり、或は房を附くるもあり、人々の好によるべし、

角筆

此圖略○圖は湯淺常山が文會雜記拾遺に載せたり、

○按ズルニ、掲開策子ハ策子ヲ掲開スレバト讀ムベシ、策子ハ卽チ册子ナリ、茅窓漫錄ノ點誤レリ、

〔草廬漫筆一〕柴折又は枝折とも

しをりとは、杣人など深山へ入て、本の道へ歸る時の心覺に、所々木の枝を折かけて道しるべとする也、夫になぞらへ、少き短ざくを拵へ、書物を讀たる時是までよみしといふ心覺えにはさむ也、定家卿の歌に、

柴の戸の跡見ゆばかりしをりせよ、わすれぬ人のかりにこそとへ、

〔牙籤考附錄〕栞木　說文ニ栞木作栞槎識也、(槎トハ木ヲスヾカヘニキルコト也)禹貢隨山栞木、徐鉉曰、栞木識、謂隨所行林中斫其枝爲道記識也、孫蓋其所行木伐折狀指事、周伯溫曰、禹貢隨山栞木、宜用此字、謂隨所行林木斫其枝爲道記識也、俗用刊非、刊削也トアリ、

〔雅遊漫錄二〕經桄(ケイギヤウ)　書籍ヲ香ルニ、紙ヲ翻ス爲ノ器也、手ニテ反セバ手澤ニ汚レンコトヲ惡テナリ、書ヲ愛スル人必ズ備フベシ、象牙或ハ竹ニテ造ル○中略

本邦官家に用給ふ木筆と云ものあり、是しつきなり、もとに條頭紫あり、官位の高下により紅紫青濃淡の法あり、源氏物語につましるしと云もの是なり、公家の物なれば委しくこゝにしるさず、予が家有職の家より傳ふ、

〔秋齋隨筆上〕角筆の事

天子にても東宮にても、御讀書の始めには、字つきを角筆と號して用ひらる、象牙にて先をふでの形ちにするなり、これは御忘れ遊ばされたるとき、先にきめ付て御覺えのために、先を筆の形に削るものなり、

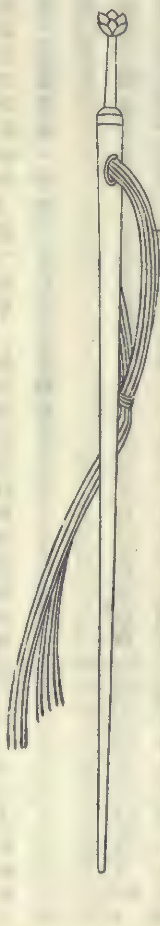
〔秇苑日涉十二〕代指

博士家授人句讀、菅原氏削象牙如筆、上琢小浮圖、鑿孔繫細條、謂之角筆、清原氏用竹、長短小大、皆有

定制、以指點經籍、俗云字沙式、所謂代指也、三柳軒雜識曰、塊玉如旬名代指、講筵進講時、以點顯經籍、漢遺物、○中略東涯先生六帖、以經橈爲字沙式、雅遊漫錄爲讀書翻紙之具、未知孰是、

〔廣橋集八〕菅家角筆。字突。俗に。云。の事、嫡孫高辻家傳來角筆也、八條隆英卿自高辻家長大内記文章博士令寫、則手跡副なり、

角筆



一長サ紐付の上より八寸、太サ凡貳分餘り、頭は梅花蕾(ツボミ)の形、

一紐の長サ八寸、白紫黄の三色を三筋なり、結目まで三寸、結目より下タ五寸、

右傳來の角筆の形、別紙圖の如くに御座候、尤舊記日記等に、其形紛々に御座候得共、蔵(サンケ)家傳來の圖形、如斯に御座候也、

八月廿一日　家長

八條藤君閣下

右の書、のり入に二ツ折にして、家長卿の自筆なり、仍て一字も不改、書の通寫出す也、

〔安齋隨筆前編四〕一角筆　皇太子、親王等御讀書始に用ひ給ふ、字突の事也、角筆の名、江家次第に見えたり、其製は知れず、滋野井大納言公麗卿の門弟橋嘉樹が所持せる角筆の形、左の圖のごとし、先年吾同僚蜂屋定章が、予に見せたりしも又同じ制にてありし、○圖略

貞丈云、古代角筆の製、右の如くなりしや、若し後代再興の新製にては非ずや、後代公家にて新製せられし物を見るに、何にても彼にても絲總を付る事也、角筆に緒幷總を付る事は何の爲ぞや、予疑あり、古代の角筆は唯象牙などにて直に削り、其端筆のごとく尖りたるのみにてあらざりしや、古物を見まほしきものなり、

〔安齋隨筆 後編十三〕一角筆　嘉樹云、鶸鵡の附たる角筆は、御侍讀より天子へ獻ずる角筆なり、紫の打紐附候、長サ壹寸ホド、長サ五分ホドの總附き、總長サ壹寸五分ほど、御侍讀侍復の角筆は鶸鵡不附、紐無之、

〔牙籤考 附錄〕角筆 奥羽ノ俗、千住ノ方言ニ、○ミザ○タ○ト云、唐土ニ之ヲ經梜ト云、事文類聚玉堂紀實ニ所謂ル以鏤指ト云モノ、其製不可考、今暫ク本朝ノ製ヲ圖ス、○圖略以竹爲之不去皮、短者御物長八寸、內二寸五分五厘柄也弘二分、厚一分五厘、長者侍讀及侍復所執、長一尺二寸三分、內三寸五厘柄也弘二分、厚一分五厘、右ハ東宮ヘ、伏原家ヨリ調進セル所ノヨシ也、

〔文教溫故 上〕訓點

點圖と同じく調進するところの角筆といふものは、今俗に云字指(ジサシ)或は字つきともいふのことなり、○中略菅家清家その制同じからず、おもふに角筆といふ名によるときは、蓋し象牙をもて造れるもの古制なるべし、○圖略

〔江家次第 十七〕御讀書始事

當日早旦御裝束○中略

寬和例萱御座西間供繧繝端帖一枚、爲御座、其前立御書案、置御注孝經卷紙(マキフミ)也、又置點圖角筆等案、面推紙、

計算

〔江家次第二十〕攝政關白家子書始

當日裝束、〇中略西第一間敷高麗端疊一枚、其前立黑漆文机、其上敷紙一枚、其上置書五帝本紀若御注孝經、其傍置角筆、〇下略

〔長秋記〕天永二年十二月十四日、御書始、〇中略草子左置角筆、以紫白黄色糸組爲緒

〔三長記〕建仁三年十二月廿五日乙未、今日東宮御書始也、〇中略立黑漆書案、〇中略置御注孝經一卷、〇註略幷點圖角筆等、〇中略角筆付紫組緒

〔康富記〕寶德二年八月廿八日己亥、若公九歲有御讀始、〇中略予進寄披孝經紐置文臺上、字指（一本作箸）二有之

〔和長卿記〕明應六年五月十日庚辰、今日少生長標八才讀書始也、招中大外記師富朝臣爲師範、即授孝經畢、〇中略字指用筆二管、一管少生、一管師範、是中家之說云々、文筆猶有便歟之由予命之了、於淸家者如例式以竹作之云々、

〔運歩色葉集氣〕計算ケサン

〔易林本節用集器財計〕計算ケサン

〔節用集大全五器財〕計算けさん又曰壓尺、又曰書尺、

〔反古節用計〕卦算ケサン

〔和漢三才圖會十五藝技〕壓尺書尺、俗云計左牟、

〔雅遊漫錄一〕壓尺

銅、鐵、鍮石を以て作る事常なり、近來硯石を用て製し、雅語を篆書にて嵌もの有、これもまた雅素にして甑に絕たり、金銀は俗にして不雅、

〔遵生八牋十五文房器具〕壓尺

有玉作尺、余見長二尺、厚六分、潤一寸五分者、人云尺璧爲貴、然玉有徑二三尺者、一時同見有二尺

長玉如意、三尺六寸長玉劍、皆奇貨也、有玉碾雙螭尺、有以紫檀烏木爲之、上用古倣蹲螭、玉帶抱月玉兎走獸爲鈕者、又有倭人鏒金銀壓尺、古所未有、尺狀如常、上以金鏒雙桃銀葉爲鈕、面以金銀鏒花、皆維環細嵌、工緻動色、更有一竅透開內藏抽斗、中有刀錐、鑷刀、指銼、刮齒、消息耍耳、剪子、收則一條、搾開成剪、此製何起、豈人心思可到、謂之八面埋伏、盡於斗中收藏、非倭其孰能之、余以此式令潘銅倣造、亦抄、潘能得其眞傳故耳、論尺無過此者、有金銀石嵌秘閣界尺、圖匣文具等物、総是不雅、有竹嵌尺、傍四轉、內以黃楊烏木紫檀象牙挽嵌如意、形製雖工、久則必敗、

文鎭

〔調度口傳〕書院飾付目錄口傳

卦。算。之事

一本左ノ方ヘ置也、又ケサンヲヤメテ文鎭ヲ置ク事モ有、是モ左ノ方ヘ置ベシ、

〔白石遺文下〕謝人惠壓尺。

美人千里贈、珍質擬琅玕、珠蠙押銀蒜、玉鎭疏石蘭、披書風不動、照案雪猶寒、永荷丘山重、瓊琚欲報難、

〔節用集大全五器財〕文鎭(ぶんちん)〔圖彙曰、書鎭、今按俗文鎭也、鎭紙同、〕

〔和漢三才圖會十五技藝〕書鎭(ぶんちん)(シユイチン)　俗云文鎭

按書鎭、用鐵及石作之、爲獅子麒麟等形、安於書上使紙不風飜者也、

〔雅遊漫錄二〕壓書(ブンチン)

此具世に多く知るごとく銅、鐵、鍮石、玉石を以て製す、多く獸形に作る、下に印あるは壓書にあらず、銅印なり、和漢の製世に多し、書鎭ともかく、委く記に不及、

〔遵生八牋十五文房器具〕鎭紙

有古銅青綠蝦蟆、蘆置銅坐、重有片餘、又有虎蹲、銅坐一塑鎔者、乃上古物也、且見必成對、壓紙抄甚、有古銅坐臥哇々、亦佳、有古銅蹲螭眠龎、有鎏金辟邪臥馬、有大銅虎遍身青綠重三二斤者、用以壓

書、玉有古甆、古人用以挣助殉葬者、毎見二條、有白玉獵狗、有臥蟾、有大樣坐臥哇々、有玉兎玉牛、玉馬、玉鹿、玉羊、蟾蜍、日月、瑪瑙石鼓柏枝、瑪瑙蹲虎、水晶石鼓、酒黄水晶眠牛、捧瓶玻斯、其做法精妙如畫、皆宋物也、有歌窑蟠螭、有青東磁獅鼓白定哇々狻猊、余自燕中得玉蟾二枚、其背斑點如酒黒色、同玳瑁、無黄暈、儼若蝦蟆背狀、肚下純白、其製古雅肖生、用爲鎭紙、摩弄可愛、又見紅絲瑪瑙二大蟹、可爲純奇、有白玉瑪瑙辟邪、長三四寸者、皆鎭紙佳品、

〔永享九年十月二十一日行幸記〕一諸司御所之西の御六間、御屏風を立廻して一獻の被構御座敷、（中略）卽直檀紙（有水晶の紙鎭、中略）

一常之御所（中略）

檀紙を被置（水精の紙鎭あり）

〔御飾記〕御對面所の西御びん所、是も五間東の方に御づしの御棚あり、（中略）棚の南の際に、（中略）杉原一帖上に文沈ををかる、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一御座敷なんどかまへの右の方に、文臺ニ引合、杉原の上に文鎭置之、御硯蓋の道具は如常、（中略）

一御茶湯棚のきはに、雜紙在之、ならがみ紙鎭置之、

一御西淨の道具内に棚在之、雜紙置之、ならがみ、石を杉原ニテつゝみ、紙鎭ニ置之、

〔御湯どのゝ上の日記〕慶長三年五月二日、御めのとより十てうぶんちんまいる、

〔觀度口傳〕違棚飾付目錄口傳

手鑑ノ事（付文鎭置樣ノ事）

堂上方ノ御筆物ヲ第一トス、其次ハ何ニヨラズ書物或繪ノ類是ヲ繪かゞみト稱ス、何レモ帖ニ仕立タルモノ也、文鎭ハ外題ナクバ眞中ニ置ベシ、外題アラバ左右ノ端ノウチ下ヘサゲテ置也、

文鎭是ヲ鎭子ト云、其品ハ金銀銅何ニテモ、其形ハ鳥獸草木花葉團扇扇面何ニヨラズ、又臨期ニ文鎭ナクバ石ヲ紙ニテ包ミテ置モヨシ、

〔玉露叢三十二〕同十八日〇延寶八年四月ニ稻葉美濃守二ノ丸ニ於テ、將軍家ヘ御茶獻ゼラル〇中略

御附書院ニ〇中略文鎭、大鼓ノ形、

〔玉露叢三十二〕一同廿七日〇延寶八年四月ニ大久保加賀守二ノ丸ニ於テ、將軍家御遊慰ノタメ御茶ヲ獻ゼラル〇中略

御違棚〇御休息ノ間ニ〇中略文鎭、唐金獅子〇中略

同所〇御守殿御奥ノ間〇中略上御棚ニ〇中略文鎭、唐金人形〇中略文鎭、唐金牛人形〇中略

同所〇水御殿御附書院ニ〇中略文鎭、唐金鷺、

〔大江俊光記〕元祿三年五月十四日、みい廿日頃、三輪へ參〇中略織田内匠殿へ土産ニ可仕と被申ニ付、瑪瑙文鎭二鳳凰牡丹みいへ遣之了、

〔大江俊光記〕元祿三年五月十六日、近衛内府公〇藤原家熙御有氣入、唐石御文鎭二鳳凰牡丹白鷺、左近御獻上了、

〔雲萍雜志三〕洛の燈籠巷は、そのむかし小松内府の燈籠を造られし所なれば、その名殘れりとぞ、六波羅より東南にあたりて小高きところなり、ある時家をつくるとて、そのあたりを堀りけるに、斧の如きもの多くいでたり、赤がねにして、その形丸く、左右に圓く合せたる玉の如きもの附きたり、長さ一尺あまりあり、予が友文鎭にしたるを見たり、古雅いはんかたなく至ておもし、往昔の質素たることおもひやるべし、

〔白石遺文下詩〕竹石鎭歌

洛邑稻若水氏家所藏竹化石、蟠根一節、質若玄玉、天然鎭紙、逈絶人工、蓋南海所產、數百千年以上

物也云、

穆王神駿若龍飛、周流八極逝忘歸、萬里一休玄池上、三日廣樂駐騄駬、宴酣手種蒼筤竹、白雲千載共依々、○注略震雷一夕池中起、拔根折幹紛煙霏、蛟龍捲去鷗雲際、落星往々散珠璣、○注略碧水深沈琅玕網、三寸寒玉韜含輝、○注略鮫人夜合珊瑚市、傳到人間知者稀、○注略桂海石梅疑可比、占城黑竹似而非、○注略若水先生今博物、聲名歘然振帝畿、一顧千金事問價、案頭長對讀書幃、古來松柏皆能化、歲寒心事亦何違、○注略君不見君平唯識銀河石、天孫織錦舊支機、○注略

寶永丁亥三月七日夜作　　白石生在中甫

編修總裁　正三位男爵　細川潤次郎

編修長　正七位文學博士　佐藤誠實

編修副長　文學博士　松本愛重

編修副長心得　石井小太郎

編修　熊谷直一郎

編修　廣池千九郎

編修兼校合員　加藤才次郎

編修　山本信哉

編修　村尾節三

編修兼校合員　三浦千畝

校合員　馬瀬長松

編修顧問　從四位文學博士　黒川眞頼

編修顧問　從四位　本居豊穎

編修顧問　從五位文學博士　木村正辭

編修顧問兼校勘　正七位　井上頼囶

明治三十四年十二月二十五日印刷
明治三十四年十二月二十八日發行

神宮司廳

（白石製本所　製本）

昭和十年九月一日印刷
昭和十年九月五日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者　和田助一

發行所
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社
振替口座東京　八九六〇番
　　　　　　　一一〇五四番
電話小石川(85)　三二六九番

單式印刷株式會社印刷